神宮司廳藏版

古事類苑

遊戲部

古事類苑刊行會

古事類苑

遊戲部目錄

古事類苑

遊戲部一

雙六 紙雙六併入 攤意錢附

遊戲部二

遊戲部三

將棊

遊戯部四

小弓 雀小弓 破魔弓 併入

遊戯部五

物合

遊戲部六

聞香

遊戯部七

茶湯一

遊戲部八

茶湯二

遊戲部九

茶湯三

遊戲部十

茶湯具上

遊戲部十一

茶湯具下

遊戲部十二

煎茶

遊戯部十三

插花

盆石 假山 砂畫 併入 盆畫 水上畫

遊戲部十四

放鷹

遊戲部十五

蹴鞠

打毬

遊戲部十六

遊戲部十七

遊戲雜載

兒戲具

古事類苑

遊戲部一

雙六 紙雙六 意錢 併入

雙六ハ、スグロクト云フ、後ニ訛リテ、スゴロクト云フ、支那ヨリ傳來セシモノニテ、盤上ノ戲中最モ古キモノナリ、持統天皇ノ三年ニ之ヲ禁斷セシコトアレバ、當時既ニ盛ニ行ハレシコト知ルベシ、

雙六ニハ、又佛法雙六、官位雙六ノ類アリ、紙ヲ以テ盤ト爲シ、文字或ハ繪畫ヲ用キタルモノニテ、兒童婦女ノ戲玩ニ供スルモノナリ、今假ニ名ケテ紙雙六ト云ヒ、此篇ノ末ニ併載ス、

〔倭名類聚抄 四雜藝〕雙六 兼名苑云、雙六子、一名六采、(今按、簙奕是也、簙音博、俗云須久呂久、)

〔箋注倭名類聚抄 二雜藝〕大和物語所云、波久衣字、卽博奕之轉、卽謂雙六也、故源君謂雙六爲博奕是也、○中略 通鑑唐紀胡三省注、雙陸者投瓊以行十二棊、各行六棊、故謂之雙陸、按、皇國雙陸、白黑十二棊、都用廿四棊、與胡氏所言不同、或曰、雙六骰子貴二采疊出、其目有六、所謂疊一疊二朱三朱四疊五疊六、故名雙六、又名六采、其說亦通、

〔伊呂波字類抄 須人事〕雙六 スクロク 六采 六子 已上同

〔下學集 下態藝〕雙六(スゴロク、又云博陸)

〔和爾雅 五嬉戲具〕雙六(スグロク)六采 六博 雙六 竝同

〔和漢三才圖會 十七嬉戲〕雙陸(すぐろく) 雙六 握槊 長行局 須久呂久

〔書言字考節用集 七財〕雙六（スゴロク）本名六采、本北胡戲也、又其枰曰局、曰雙盤、 握槊

〔名物六帖 器財三〕雙陸（スゴロク）唐律疏義文、雙陸、今名還采也、 還采（見上） 博塞（スゴロク）杜詩、相與博塞爲歡娛、註、博塞、宣和博譜曰、博塞之戲、爲樗蒲也、博戲博塞之宣、得周禹之儲、若今之行棊也、 博陸（スゴロク）宋劉事原 六甲（スゴロク）元陳元靚事林廣記、雙陸之戲、最盛於唐、凡白黑各用六子、乃今人所謂六甲是也、其法、 長行（スゴロク）續博物志、雙陸、以象四名、曰握槊、曰長行、曰波羅塞戲、曰雙陸、盛於曹魏、盛於梁陳魏齊隋唐之間、 波羅塞戲（見上） 握槊（スゴロク）李肇國史補曰、握槊之戲、近入中國、謂之長行、局戲也、博曰、握槊之器、其制用骨、矩以四均、以象日月、曰握槊、本胡戲也、曰握槊、以象形也、曰雙陸者、子隨骰行、若得雙六、則無不勝也、五經 樗蒲（スゴロク）握槊、雙陸、不傳之法、爲樗蒱、爲呼博、爲博、今、雙陸、不全同、而行塞勝負、取決於骰、則一理也、

〔彈碁經〕昔人彈碁、握槊、長行、波羅、雙陸、諸戲後多失傳、而近代唯雙陸盛行、或曰握槊卽今之雙陸、長行卽古之彈碁、恐亦未然、

〔五雜組 六〕雙陸一名握槊、本胡戲也、云胡王有弟一人、得罪將殺之、其弟於獄中爲此戲以上、其意言孤則爲人所擊、以諷王也、曰握槊者象形也、曰雙陸者、子隨骰行、若得雙六則無不勝也、又名長行、又名波羅塞戲、其法以先歸宮爲勝、亦有任人打子、布滿他宮、使之無所歸者、謂之無梁、不成則反負矣、其勝負全在骰子、而行止之間貴善用之、

〔倭訓栞 中編 十一〕すぐろく　雙陸の音なり、和名抄に見ゆ、倭人甚好之のよし、宋洪遵譜雙に見えたり、

〔譜雙 四〕日本雙陸
白木爲盤、濶可尺許、長尺有五、厚三寸、刻其中爲路、置二骰子於竹筒中、撼而擲諸盤上、視其采以行馬、馬以青白二色琉璃爲之、如中國棋子狀、馬先歸一處者爲勝、倭人甚好之、兩人對局自朝至暮不已、傍觀者亦移日不去、

〔倭訓栞 中編 十一〕すごろく　雙陸の音也、もと天竺に出て波羅塞戲といふ、其後西土にて魏曹植はじむといへり、

〔譜雙五〕事始

雙陸劉存馮鑑皆云、魏曹植始製、考之北史、胡王之弟爲握槊之戲、近入中國、又考之竺貝、雙陸出天竺、名爲波羅塞戲、然則外國有此戲久矣、其流入中州、則曹植始之也、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕雙陸〇中略

按類要云、雙六乃出天竺、涅槃經名波羅塞戲者是也、然則始於胡國者佳也、日本紀云、持統天皇令禁雙六、則可知本朝雙六始先於圍碁也、然未知誰人傳來也、

〔本朝世事談綺三器用〕雙六

梁武帝天監年中日本へわたす、本朝二十六代武烈帝に當る、

〔宴曲抄上〕雙六

夫雙六の基は、遠西天の古より、近く東土の今に至まで絶ざる翫、樣々の品を顯はす、〇中略是を陰陽に象、盤の局をきざみては、此十二廻に象かるが故ゑに則其名を雙六とよぶとかや、三十石を並ては、黑白月の一廻十五の石を分立、簺に又十二の目を定、十二時に擬して、行度は筒の中をば夜とし、外に出事は晝とす、倩其風を思とけば、勝負を互にあらそふ樣、世のわたらひの端も皆浮も沈もとにかくにあざなはれる縄の、一筋に思さだめん方ぞなき、〇下略

〔譜雙二〕平雙陸一名契丹雙陸

凡置局、二人白黑各以十五馬爲數、用骰子二、擲彩數下馬、白馬自右歸左、黑馬自左歸右、凡馬盡過門後、方許對彩拈出、如白馬過門擲六二、即出左後一梁左後五梁、馬過他彩亦然、拈馬先盡贏一籌、或拈盡而敵馬未拈贏雙籌、

〔兎園會集説〕雙陸　山崎美成

思ふに、馬は今云いし石のことなり、

〔日本風土記 五 雙陸〕雙陸

雙陸呼曰新五六古、排馬之法各分三路、一路各排五馬、共一十五馬、移馬之法亦照骰子點數多少行之、但骰子不用手擲、置一小竹筒、長四寸、圍六寸餘、將骰子放入筒內、各手搖之倒出、照點數行馬、以防手擲之弊、骰子名曰賽移、竹筒名曰大吉那子出、口內呼曰七、其勝負與中國同、

〔異制庭訓往來〕於戲論之遊者、圍碁雙六也、（中略）婆羅門雙六、（中略）是於局上之遊、尤容易者也、可被張行之、

〔遊學往來 上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、（中略）雙六、石抓、耽沙門雙六、七雙六、一二五六雙六、

禁令

〔日本書紀 持統三十〕三年十二月丙辰、禁斷雙六、

〔安齋隨筆 前編十四〕一チヨボイチ（中略）雙六を打ツ事を樗蒲の戲といふ也、スゴ六ハ博奕の本也、故に古是を禁制せられし也、

〔令義解 雜令九〕凡博戲賭財、（謂博戲者、雙六樗蒲之屬、賭謂賭財、未決勝負、唯賭財者皆定也、）在席所有之物、（謂官物者非、其隨身而在外者、亦不得爲在席之物、但馬牛隨身者、是非在席之色、而見在隨者亦同在席之例也、）及句合、出九、（謂和合兩人、令相敵對、是爲句合也、賭九取利、是爲出九、卽以九爲例、餘須准知也、）得物、爲人糺告、其物悉賞糺人、卽輸物人及出九句合、容止主人能自首者、亦依賞例、官司捉獲者、減半賞之、（謂監臨官司、非因糺告、而別自捉獲者也、）餘沒官、唯賭得財者、（謂勝人其句合出九之人、不首己罪、唯告博人者、雖糺告之物、已依例賞、而所犯之罪、亦准法坐、卽其所得利物、亦不在沒限、）自首不在賞限、其物悉沒官、

〔令義解 僧尼二〕凡僧尼作音樂及博戲者、（謂雙六、樗蒲之類也、）百日苦使、碁琴不在制限、

〔法曹至要抄 中禁制〕一雙六事

雜律云、博戲賭財物者、各杖一百、贓重者各依己分准盜論、

〔律疏 職制〕凡聞父母若夫之喪、匿不擧哀者徒二年、（中略）雜戲杖八十、（中略、雜戲、謂雙六圍碁之屬、）

〔類聚三代格十九〕太政官謹奏

禁斷雙六事

右頃聞、官人百姓不畏憲法、私聚徒衆、任意雙六、至於淫迷、子無順父、終亡家業、亦損孝道、望請遍仰京四畿內七道諸國、固令禁斷、其六位已下無論男女、決杖一百、不順蔭贖、但五位者、卽解却見任、及奪位祿位田、四位已上停廢封戶、職國郡司阿容不禁、亦皆解見任、若有顯申廿人已上者、無位敍位三階、有位賜物、絁十匹、布十端、其所賭資財皆悉沒官、臣等商量如前、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏、奉勅依奏、

天平勝寶六年十月十四日（○又見續日本紀）

〔雲州消息下末〕近來側聞、被淫雙六之由、禁制綸旨、先後重疊、六位以下決杖一百、五位者則解却見任、奪位田位祿、四位以上停給封戶、其由具見弘仁格、勾合出九、誰人所爲乎、早々可被停止也、又文選博奕論、無益之由已以分明也、於碁琴者有何事乎、不貪爲寶、聖人炳誡也、宍賢宍賢、謹言、

月　日　　左京大夫

主殿頭殿

〔延喜式四十一彈正〕凡雙六者、無論高下、一切禁斷、

〔中右記〕永久二年五月十七日、付忠盛奏事、近日天下雙六、摺衣滿盈事、仰云、縱雖院下部、慥可搦召者、仍下知了、（○下略）

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿二年正月廿六日壬午、以田地領所雙六賭博戲事、幷出擧利過一倍、及擧錢過米錢事、任宣旨之狀、一向可禁斷、有違犯輩者、可注進交名之旨被仰下云云、

〔侍所沙汰篇〕檢斷條目事　追加

一以田地所領爲雙六賭事

右博戲之科、禁制惟重、而近年非啻背制符、剩以田地爲賭之由（○由下、新編追加有世間二字、）有其聞、自今以後可被

停止、若猶令違犯者、早可被處重科、可令沒收其賭矣、

寛喜三年六月六日　　武藏守

相模守

駿河守殿

掃部助殿

〔新編追加 侍所〕一博奕事、侍雙六者、自今以後可被許之、下臈者、永可被停止、四一半銭目勝負以下、種種品態、不論上下、一向可被禁制、於違犯輩者、任法有其沙汰、可被召所職所帶、至下賤之族者、可被處遠流也、以此旨可被相觸之狀、如仰執達如件、

寛元二年十月十二日　　武藏守判

〔雍州府志 七土產〕碁盤〇中略　倭俗爲碁雙陸之戲謂打、

〔壒嚢抄 一〕雙六ノ名目

相見　品態　扣子　平塞　乞出　入破　採居　立入　袖隱　透筒　要筒　定筒

〔新猿樂記〕大君夫者、高名博打也、筒父擲傍、巡目任意、語條盡詞、謀計究術、五四衝利目、四三小切目、錐徹、一六難呉流、叩子、平塞、鐵塞、要筒、金頭、定筒、八破、康〇康恐唐誤居、樋垂、品態、衆論、猶勝宴丸道弘、師四三一六、疊藤太、五四衝四竹藤掾之子孫也、字尾藤太名傳治、目細鼻脇宛如物核、一心二物、三手四勢、五力六論、七盜八害無所缺乎、

〔嬉遊笑覽 四雜伎〕推はかりにいはゞ、八破は入破なるべく、康居は採居、透筒は透筒なるべし、

〔宴曲抄 上〕雙六

抑博奕品々に、謀計術を究つゝ、あの語條言を盡せり、五四衝切目振返し相見立入品態、四三小切目の一六難の呉流、叶子平塞掺驅し要筒金塞金頭定筒入破採居歟、出透筒袖隱竹藤置か平仕負

博のおかしきは集居ての言種には、各利筆を取々に、我先前にと爭投の下に數つめられては、古昔のそも補よはけにみゆれば、九條延の打ほうけ差違をや構まし、

〔下學集 器財〕簺采（二字義同、博奕所投也、夫每采目過中用重字呼之、云重一、重二、朱三、朱四、重五、重六、然至四三目云朱何哉、其義云、後一條院與臣打雙六、採簺急呼四三目、心中祈念、若四三出來、則使其目為五位、時采之目轉躍而成四三、院大悅、與簺五位而賜朱衣、由之呼四三目曰朱三朱四也、朱色五位之衣也、又唐玄宗皇帝、與楊貴妃采戰之時、將貴心欲重四連呼叱、骰子轉成重四、帝大悅、賜四緋衣云云、和漢共有此故事可記、馬骰亦采也、緋衣卽朱衣也、）

〔和爾雅 五 嬉戲具〕重一（骰子目名、下同、）　重二　朱三　朱四（唐明皇故事、本邦後一條帝亦有此事、二皇之事可謂暗相合者也、）　重五　重六（以上骰子目名也）

〔和漢三才圖會 十七 嬉戲〕雙陸（中略）按（中略）其勝負雖在骰子、至修練者隨所好出之、謂之目打、重一、重二、朱三、朱四、重五、重六、俗謂之重目、

〔男重寶記 三〕雙六につかふ詞字
朱三　朱四　重一　重二　重五　重六　五四　市　重目　淀　殿　蒸　欠　下端　筒　簺　局

〔和字正濫要略 今井似閑頭書〕或書の詞にも、てうさんてうしと侍れども、これも重三重四とかきて、シユサンシユシとよむべきにや、一二、三一、四一、五一、一六、三二、四三、五三、三六、五四、五六、同ジ目二ツ一度ニイヅルヲ重目ト云、或曰、習三習四トモ書也、

〔平治物語 一 叡山物語事〕四方山ノ御物語ゾ有ケル、扨モ雙六ノ簺ノ目ニ、一ガ二ツオリタルヲバ疊一ト云、二ガ二ツオリタルヲバ重二ト云、五六ヲモ疊五疊六ト申ス、是レ皆重ル儀ナルニ、三四計ヲ朱三朱四ト云コソ心得子、是ヲ御尋候ヘカシト被申ケレバ、法皇（○鳥羽）ゲニモトテ、信西ヲ被召テ、此由ヲ被仰下ケレ

バ、ナン候、昔ハ間タ重三重四ト申ケルヲ、唐ノ玄宗皇帝ト楊貴妃ト雙六ヲ遊シケルニ、重三ノ目ガ御用ニテ、朕ガ思フ如クニ出タラバ、五位ニナスベシトテ遊シケレバ、重三アリキ、楊貴妃又重四ノ目ヲコフテ、我ガ心ノ如クニヲリタラバ、俱ニ五位ニナスベシトテ打給フニ、重四出タリキ、依テ天子ニ俗言ナシ、同五位ニナサムトテ被成ケルニ、何ヲカ驗シユスベキト云ニ、五位ハ赤衣ヲ著レバトテ、重三重四ノ目ニ朱ヲサヽレテヨリ以來、朱三朱四トヨブトコソ見ヘテ候ヘト奏シケレバ、諸卿皆理ニヤト感ジアハレケル、

〔楊太眞外傳下〕上〈〇玄宗〉與妃〈〇楊貴妃〉采戲、將北、唯重四轉敗爲勝、連叱之、骰子宛轉而成重四、遂命高力士賜緋、

〔和字正濫要略〕今井似閑撰者私云、源平盛衰記〈三〇源平盛衰記、平治物語誤〉少納言信西、雙六ノ目、シユ四朱三トイヘルハ、玄宗ト楊貴妃ト雙六ヲ摸玉ヘル時、コヒメニシユ四シユ三ノ出タレバ五位ヲサヅク、五位ハ赤衣ナレバ、夫ヨリ朱四朱三トイヘルヨシヲイヘリ、今案、此說智アル人ハイツハ多シトイヘルタグヒニテ、法皇ノオモハズモ信西ニ轉サセ玉ヘバ、廣才ノ聞エアル人ナレバ、サスガニシラズトハイナビガタク、ツクリゴトニイハレタルナルベシ、總ジテ雙六ノ重リタル目ノ調ハ、皆重ノ字ノ轉語ナリ、重一〈ヂフイチ〉〈チヤウノ漢音轉語〉重二〈ヂウニ〉〈重ノ漢音〉重三〈ヒユウサン〉〈シユウノ轉語〉重四〈ヒユウシ〉〈又シユウシトモ云〉重五〈ヂフゴ〉〈トリトゴトズ重〉重六〈ヂヤウロク〉〈チヤウノ轉語〉是ニテ音ノ無窮ナルコトヲ知ベシ、本字ニヨリテ五音通ジ、假名ノタガヘルコト一ツモナタ、音便ヲム子トセリ、

〔枕草子二〕こゝろゆくもの　てうばみに、てうおほくうちたる、

〔嬉遊笑覽〈四雜伎〉〕雙六の遊びにて、偶數を勝とする也、

〔古今著聞集〈十二博奕〉〕鎌倉の修理大夫時房朝臣のまへにて、雙六の勝負有けり、九郎三、〈〇三原作二、今據一本〉河房、信濃七郎など有けるに、懸物を出して、ひき目うちたらんもの取べしと定てけり、一番に信

濃七郎すゝみて、筒をしばしふりてぬきければ、三を打たりけり、次に參河房すゝみて調一を打たりけり、人々目をおどろかして、此うへは何をかうたん、參河房懸物とりつと、のゝしりあへるに、九郎三〇三原脱、今據二一本補、すゝみて、よく久しく筒をふりて、調一をおり重たりけり、凡夫のしわざにあらずとて、九郎三とりてけり、

〔鹿の巻筆〔二〕ばんどうや才介

淺草新寺町にすご六のばん、さい、どうなどつくる事めいしんの細工人あり、江戸中よりあまねくあつらゆるものもおほかりける、さるによつて弟子なども四。五。人ありて、ふつきにくらし、名をばんどうや才介とつきけり、さてうらにやぶのありしに、此竹をきりてどうにつくるほどに、竹の子などのしぶんは、ずいぶんたいせつにしたり、さればもしや人の、竹の子をぬすみて、きりもやせんとおもひて、かぞひしるしなどをつけておきしに、いつのまにか、竹の子十四五本もぬすみとりたり、才介もつての外に立腹して、弟子どもよびて、とかく外からぬすむべきにあらずと、ことく〳〵くせんぎするに、きけばすきとすごろくの事にて申あいけり、やいそこなで。つ。ちめはしらぬか、でつちきいて、わたくしが重。二。や三にて、そもやそも此竹の子をとりませうか、一。六。におといなされいと申、一六をよびてせんさくすれば、うらに母いんきよしていらるゝに、いんきよのし。ゆ。三。さまにおきゝなされいと云、さらばとて、さい介いんきよへゆきて、しゆ三坊こなたは、竹の子はきりたまわずやといふに、ゐんきよ、さて〳〵おてまへのたいせつにしらるゝものを、おのれきる物か、そなたのぶせうからおこつたし。や。う。六。ばかりかいていて、うか〳〵としたるゆへ、で。く。介や三。四。郎をよびてきゝやれ、あいつらが一。二。をあらそふて、四かねるやつでないといわれて、又兩人をよびてとふに、我々四。六。年もほうこうつかまつります、ずいぶんふぎはつかまつらぬ物を、六地に御意なされい、われらがば。ん。はしませず、たとひど。う。ぎりになります

作法

るとても、ぞんじませぬといふ、さい介きいて、おのれらがあたしはさいさい〱の事しや、一をうつてばんをしるおのれが、おふめにみていれば、目のないものしやとおもふが、たま〱ものをいひつけても、ぐし〱ばかりぬかして、しろきをくろとあらそひても、あらそわせぬぞ、くつどもぬかすときるぞ、手はみせぬといふ、その時三四郎、いかにでく介、もはやばんじきわまつた、此うへはどうもならぬ、だんなむし〱いわしやればせひなし、おみとをれとさしちがひ四の二さと、いろをちがへていへば、四の二といわれて、さい介ものぼりつめてをりばがなかつた、

〔枕草子七〕きよげなるおのこの、すぐろくを日ひとひうちて、猶あかぬにや、みじかきとうだいに火をあかくかゝげて、かたきのさいをこひせめて、とみにもいれねば、どうをばんのうへにたてゝまつ、かりぎぬのくびのかほにかゝれば、かた手しててをしいれて、いとこはからぬゑぼうしをふりやりて、さはいみじうのろふとも、うちはづしてんやと、心もとなげにうちまもりたるこそほこりかに見ゆれ、

〔嬉遊笑覧四雜伎〕釆を筒に入るゝとは、敵のふりたる釆なれば、筒は我もつて、釆は敵に入さする、
　其時敵さいをとりてこひのろふなるべし、

〔徒然草上〕雙六の上手といひし人に、其てだてを問侍りしかば、かたんとうつべからず、負じとうつべきなり、いづれの手かとくまけぬべきと案じて、其手をつかはずして、一めなりとも遅くまくべき手につくべしといふ、

〔めのとのさうし〕御すぐろくなどあそばし候とて、ばんをめしいだす事あれば、まづ石の袋をもちてまいり、そののちばんをまいらせ、さてちと御けしきをうかゞひて、うつしてむかひのいしをたてゝ、御二人のなかへまいらせらるゝことなり、めしつかはるゝ人にも御をしへ有べし、

〔宗五大草紙上〕色々の事

すぐろくをまいらば、これも筊を取て石をうつして、筒をも貴人へまいらすべし、又貴人の石をさのみかへる事も、さいをこふ事も尾籠なり、さやうの事は、時により様によるべし、分別有べし、

〔古今著聞集十二博奕〕小野宮は、むかし惟高のみこの雙六のかちに取給へる所也、かのみこは、たのしき人にてなんおはしましける、むかしもかゝる輕々の事は有けるにこそ、

〔紀長谷雄物語〕中納言長谷雄卿は、學九流にわたり、藝百家に通じ、世におもくせられし人なり、或日ゆふぐれがたに、内へまいらんとせられける時、見もしらぬおとこのまなこゐかしこげにて、たゞ人ともおぼえぬ來て云、つれ〳〵に侍ば、雙六をうたばやと思給に、そのかたきおそらくは、君ばかりこそおはせめとおもひよりて、まいりつるなりといへば、中納言あやしうおもひながら、心みむと思ふ心ふかくて、いと興あることとや、いづくにてうつべきぞといへば、これにてはあしく侍ぬべし、わがゐたる所へおはしませといへば、さらなりとて、ものにものらず、とものものをもぐせず、たゞひとりおとこにしたがひてゆくに、朱雀門のもとにいたりぬ、此門の上へのぼり給へといふ、いかにものぼりぬべくもおぼえねど、男のたすけにてやすくのぼりぬ、すなはちばむてうどとりむかへて、かけものにはなにをかし侍べき、われまけたてまつりなば、君の御心に、みめも、すがたも、心ばへも、たらぬところなく、おぼさむさまならむ女をたてまつるべし、君まけ給ならばいかにといへば、我身にもちともちたらんたからを、さながらたてまつるべしといへば、しかるべしとてうちける程に、中納言たゞかちにかちければ、男しばしこそよのつねの人のすがたにてありけれ、まくるにしたがひてさいをかき、心をくだきける程に、もとのすがたあらはれて、おそろしげなる鬼のかたちになりにけり、おそろしとおもひけれどもさもあれ、かちだにしなば、かれはねずみにてこそあらめとねむじてうちける程に、つゐに中納言かちはてにけり、

〔大鏡四右大臣師輔〕元方式部卿のむまご、まうけの君にておはするころ、みかどの御庚申せさせ給ふに、この式部卿まいり給へる、さらなり、九條殿〈○藤原師輔〉さぶらはせ給ひて、人々あまたさぶらひてご〈○ご、一本作だ、〉うたせ給ふついでに、冷泉院のはらまれおはしましたるほどにて、さらぬだによひといかゞとおもひ申たるに、九條殿こよひのすぐろくつかうまつらんと、おほせらるゝまゝに、このはらまれ給へるみこ、おとこにおはすべくば、でう六いでことてうたせ給ひけるに、たゞ一どにいでくるものか、ありとある人、めを見かはして、かんじもてはやし給ひ、わが御みづからも、いみじとおぼしたりけるに、この式部卿のけしきいとあしうなりて、いろもいとあをくこそなりたりけれ、さてのちにれいにいでまして、その夜やがて、むねにくぎはうちてきとこそのたまひけれ、

〔蜻蛉日記上之下〕ことし〈○康保三年〉は、せちきこしめすべしとて、いみじうさわぐ、いかで見むとおもふに、ところぞなき、みむとおもはゞとあるをきゝはさめて、すぐろくうたんといへば、よかなり、ものみつぐのひにとて、女うちぬ、よろこびてまかるべきさまのことゞもまつ、

〔榮花物語一月の宴〕いまのうへ〈○村上〉の御心ばへ、あらまほしくあるべきかぎりおはしましけり、〈○中略〉そこらの女御みやす所まいりあつまり給へるを、〈○中略〉御物忌などにて、つれづれにおぼしめさるゝ日などは、おまへにめし出て、ごすぐろくうたせ、へんをつかせ、いしなどりをせさせて御覽じなどまでぞおはしましければ、みなかたみになさけをかはし、おかしうなんおはしあひける、

〔大鏡六内大臣道隆〕入道殿〈○藤原道長〉みたけにまいらせ給へりし道にて、帥殿〈○藤原伊周〉の方より便なきことあるべしときこえて、つねよりもよをそれさせ給ふに、たひらかにかへらせ給へば、彼殿もかゝる事聞えたりけりと人の申せば、いとかたはらいたくおぼされながら、さりとてあるべ

きならねば、まいり給へり、道のほどの物がたりなどせさせ給ふに、帥殿いたくおくし給へる御氣色のしるき、おかしくも又さすがにいとをしくもおぼされて、ひさしく雙六つかうまつらで、いとさう〴〵しきに、けふあそばせとて、雙六の枰をめしてをしのごはせ給ふに御氣色こよなうなをりて見え給へば、殿をはじめ奉りて、まいり給へる人々、あはれになん見たてまつりける、さばかりの事をきかせ給ひけれど、入道殿はあくまでなさけおはします御本性にて、人のさおもふらん事をば、をしかへしなつかしくもてなさせ給ふ也、この御はくやうは、うちた丶せ給ひぬれば、ふたところながら、はだかにこしからませ（〇からませ、原作かうまらせ、今據一本改、）給ひて、夜半曉まであそばす、

〔今昔物語　二十六〕鎭西人打雙六擬殺敵被打殺下女等語第二十三

今昔、鎭西□□ノ國ニ住ケル人、合聟也ケル者ト雙六ヲ打ケリ、其人極テ心猛クシテ、弓箭ヲ以テ身ノ莊トシテ過ケル兵也、合聟ハ只有者也ケリ、雙六ハ本ヨリ論戰ヒヲ以テ宗トスル事トスル、此等爭論ヲシケル間ニ、遂ニ戰ニ成ケリ、（〇下略）

〔古事談　三　僧行〕自京方修行東國之僧、武藏國ニ落留テ、法花經ナド時々讀テアリケルガ、國人ト雙六ヲ打間、多負テ身ヲサヘ掛テ打入畢、勝男陸奥ヘ將入テ馬ニ替トシケルヲ、熊ガエノ入道ガ弘メオキタル一向專修之僧徒聞、不便事也トテ、各布ヲ出合テ請留トシケレバ、此僧モ悅入、勝男モ以三百段雖可被請替、上人奉發憐愍令請給事ナレバ、半分ヲバ不可取、今百五十段ヲ給テ可奉免也ト云ケレバ、念佛者輩モ神妙也トテ、已欲請出之間、念佛輩云、此恩ヲ思知テ、自今以後可爲專修也云々、爰此僧云、縱馬ノ直トナリテ繩ヅラヌキテ奥ヘハ罷向トモ、奉棄法花經、一向專修ニハ不可入トテ涕泣、依之念佛輩、然者不能請出トテ忽分散、仍被付繩以追立、入陸奥方畢、

〔平治物語　三〕賴朝擧義兵平家退治事

兵衛佐(〇源頼朝)宜ケルハ、頭ハ故池殿ニ續レ奉ル、其芳志ニハ大納言殿(〇平頼盛)ヲ世ニアラセ申侍リ、雙ハ頼綱源五ニツガレタリ、但盤安ハ雙六ノ上手ニテ、院中ノ御雙六ニ常ニ被召、院(〇後白河)モ被御覽ナレバ、君ノ召仕セ給ハン者ヲバ、爭呼下スベキト思テ、斟酌スル也ト語給ヘバ、此由源五ニ告タリシカドモ、天性雙六ニスキタル上、院中ヘ參入ヲ思出トヤ存ケン、終ニ不下ケリ、

〔玉海〕仁安二年六月廿六日、參東宮歡劇之後參院、(〇後白河)以少將定能入見參、歸來云、令申了、密談云、御雙陸云々、(片手兵衛尉經盛云々)

〔吾妻鏡三〕壽永三年(〇元暦元年)四月廿一日己丑、自去夜殿中聊物忩、是志水冠者(〇源義高)雖爲武衞(〇源頼朝)御聟、亡父(〇源義仲)已蒙勅勘被戮之間、爲其子其意趣尤依難度、可被誅之由、内々思食立、被仰含此趣於眤近壯士等、女房伺聞此事、密々告申姬公(〇頼朝女義高妻)御方、仍志水冠者廻計略、今曉遁去給、此間假女房之姿、姬君御方女房圍之出、而海野小太郎幸氏者與志水同年也、日夜在座右、片時無立去、仍今相替之入彼帳臺、臥宿衣之下、出髻云々、日闌後出于志水之常居所、不改日來形勢、獨打雙六、志水好雙六之勝負、朝暮翫之、幸氏必爲其合手、然間至于殿中男女只成于今令座給思之處、及晚縡露顯、武衞太忿怒給、則被召禁幸氏、又分遣堀藤次親家已下軍兵於方々道路、被仰可討止之由、姬公周章銷魂給、

〔沙石集六〕袈裟之德事

去文永七年七月十七日、尾張國下津宿ニ雷墮テ、道行馬三疋蹴損ジテ小家ニ走入テ、帷ニ袈裟掛テ、雙六打キタル法師ノセナカニカキアガリテ、帷ヲバ散々ニ掻裂テ、袈裟ヲバ少モ不損テ、法師モ无恙ケリ、

〔太平記七〕千劒破城軍事

長崎四郎左衞門尉、此有樣ヲ見テ、此城(〇千劒破)ヲ力責ニスル事ハ、人ノ討ルヽ計ニテ、其功成難シ、唯

取卷テ食責ニセヨト下知シテ、軍ヲ被止ケレバ、〇中略或ハ碁雙六ヲ打テ日ヲ過シ、或ハ百服茶褒貶ノ歌合ナンドヲ翫テ夜ヲ明ス、〇中略名越遠江入道ト同兵庫助トハ、伯叔甥ニテ御座ケルガ、共ニ一方ノ大將ニテ、責口近ク陣ヲ取リ、役所ヲ雙テゾ御座ケル、或時遊君ノ前ニテ雙六ヲ打レケルガ、賽ノ目ヲ論ジテ、聊詞ノ違ヒケルニヤ、伯叔甥二人突違テゾ死レケル、兩人ノ郎從共、何ノ意趣モナキニ、差違差違片時ガ間ニ、死ル者二百餘人ニ及ベリ、

〔看聞日記〕應永廿四年八月廿二日、雙六有打勝、八朔餘慶懸物ニ出之、又蓄孔子ニ取面々入興、左道物共各取之、　廿六年二月二日、徒然之間、雙六有廻打、出懸物、予〇後崇光椎野三位重有朝臣等打之、

〔薩戒記〕應永卅三年九月廿六日丙辰、依當番參院、〇後小松晝日終夜祗候、權大納言、藤中納言、四辻宰相中將等參會、有御雙六、

〔管見記〕永享五年三月廿四日、冬三口未有之、仍冷然之餘、召集家僕等、於予前打雙六、當座有負態、尤入興者也、　後七月廿二日、依番參、仙洞〇後小松有手分之御雙六、

〔二水記〕永正十七年四月十三日、參伏見殿、朝供御有、御相伴、雙六之負事御銚子事也、

〔言繼卿記〕大永七年正月廿七日乙巳、晝時分中御門へ罷候、〇中略左少辨ト雙六ヲウチ候、十一番打六番マケ候了、葉室ト二番打勝候、

永祿七年三月十三日乙卯、四條所梶井殿へ參一盞有之、中山、予、持明院、按察、雲松軒、盛嚴等雙六有之、懸物ニ臘燭三丁被出之、日暮不決、勝負、皆同盤數也、　十四日丙辰、四條亭梨門へ參、昨日之雙六更五盤勝有之、予代薄打之勝之云々、臘燭予ニ賜之、又一盞有之、雙六打之了、

〔晴右記〕永祿八年三月八日、今日さかいより書狀共上候、則返事申也、將碁くだし申也、於竹門雙六候つる、

〔大江俊光記〕貞享五年〇元祿元年八月十三日、元庵幷助給晝ゟ來話、夕飯後ゟ元庵內呼知香樂各打寄

名人

雙六、又者女調師ニ而遊、亥剋計被歸了、

〔二中歷〕十三能歷雙六

博堂上座　道興院　難波内竪春府掌　禰能凡太秦先生　冠者論代南參軍　斉之坂極眞聊鑑

宴丸道供上座院　刑三文三藩先生

說云、博堂上座、道興三職之　春府掌鞠足逃之　南參軍修理史生村主南賴　文三字文三大夫名完成也　刑三字刑部佐賴宗

也　藩小先生客館河陽之人也

雙六盤

〔和爾雅五器財戲具〕局スゴロクバン　雙盤同

〔名物六帖器財三博弈〕雙陸盤スゴロクバン宋洪遵譜雙、雙陸盤北、雙陸盤廣州、雙陸盤、馬制度有ニ　博局スゴロクバン前見　雙陸局スゴロクバン事原、曹子建製ニ雙陸局一　雙盤スゴロクバン北郎人

打ニ雙陸一曰ニ打雙陸一、雙陸盤曰ニ雙陸板一、馬曰ニ雙馬一、骰曰ニ骰子一、　雙陸板スゴロクバン

〔東大寺獻物帳〕木畫紫檀雙六局一具牙床脚、納ニ漆龍香局一、

〔東大寺續要錄寶藏〕勅封藏開檢目錄　中藏中略　一合納中略　雙六枰一枚　一合納中略　雙六枰一面中略　建久四年八月廿五日

〔雍州府志七土產〕碁盤中略　雙陸盤、以ニ櫻木或黑柿一製レ之、

〔遠碁抄〕一局、四季表シテ厚四寸、八方ニ表シテ廣八寸、十二月ニ當テ長サ一尺二寸ニシテ、竪ニ十二目盛リ、天地人ノ三才ニ像リテ、横ニ三段ヲ分チ、陰陽ノ二儀ニ擬ヘテ、内外ノ二陣ヲ成シ、一月ヲ司ドリテ、黑白卅ノ石アリ、日月ニ擬シテ二ノ骰アリ、須彌ノ三十三天ニ表シ、筒ノ竹ヲ三寸三分ニ切ル、是日月ノ行度ヲ顯ス故也、是ヲ工ノ口傳ニハ、局ヲ筭ノ目ヲ以テ作ルト云、則疊六ヲ以テ、長ケヲ一尺二寸ニシ、四々ヲ以テ廣サヲ八寸ニシ、重二ヲ以テ厚サヲ四寸ニスト云共、當時ノ局ハ厚サ六寸アル也ト云リ、加樣ノ事マデモ、古體ノ改ルコソ無念ニ侍レ、

〔塵滴問答〕男問云、世ノ中ニ圍碁雙六、又ハ將棊ナンド申、盤ノ上ノ遊ビ多ク侍リ、何樣ナル事哉、

璽答云、〇中略雙六盤ノ長サ一尺二寸、廣サ七寸二分也、長一尺二寸ハ十二月ヲ顯ス、廣七寸二分ハ七十二日ノ土用ヲ表ス、白ノ十五ハ白月十五日、黒ノ十五ハ黒月十五日也、二ノ簺ハ日月、筒ハ須彌山ヲ表ス、一六ノ目ハ六度萬行ヲマナブ、五二ノ目ハ二佛並座ノ佛ノ五位ノ修行ヲ明シ、三四ノ目ハ三身如來ノ四弘誓願ヲ表ス、亦人ノ内ハ我春、我内人ノ春、我前ハ人ノ夏、人ノ前ハ我夏、人ノソトハ我秋、我ソトハ人ノ秋、人ノ内ハ人ノ冬、我内ハ我冬也、春種ヲ出テ、夏田畠ヲ作ヲ秋取マトメヲ冬内收由表ル也、是皆三十佛井ノ變身、慈悲衆生濟度ノ方便、三十番神深キ意ノ利益ノ姿也、是井心ノ種子ニアラズヤ、

〔年中行事秘抄三月〕三日曲水宴事

天平二年三月三日、行幸松原宮、豐樂、五位以上賜雙六局、又喚文人作詩、

〔看聞日記〕永享六年四月七日、抑雙六盤新造盤始、有廻打、人數予、〇後崇光南御方、東御方、御乳人、前宰相、源宰相三位、重賢等打、懸物各茶一袋出、源宰相打勝、取掛物、茶九袋有盃酌、

〔おほうみのはし〕元和の御時、沈の御すごろく盤を人の奉りけるが、其盤ありがたき香ありければ、きらせ給ひて、うへの人々に給はせけり、たが里とぞ名付させ給ひける、とはましものを梅がかにと、いふ歌のこゝろばへなるべし、

〔大江俊光記〕貞享二年二月廿日、お六祝言道具、昨晩今晩ニ遣、

貝桶一荷、〇中略雙六盤一箱、〇下略

〔好色一代男四〕因果の關守

暮れての物憂さ、明けての淋しさ、鹿紙にて細工に雙六の盤を拵へ、二六五三と乞目を打つ中にも、そこを切れといふ、切るの字心に懸けるも可笑し、戸口をしめて出さぬといふは、なほ嫌ふ事あり、

雙六采

〔倭名類聚抄四雜藝具〕雙六采　楊氏漢語抄云、頭子、〈雙六乃佐以、今案、見二雜藝具雙六局一〉

〔箋注倭名類聚抄二雜藝具〕按、資暇錄云、投子者、投擲於盤筵之義、今或作頭字、言其骨頭所成、非也、演繁露亦云、今世通名骰子、也、本書爲投、後轉呼爲頭、北史周文命丞郎擲樗蒱頭、則皆云投者、遂轉爲頭矣、則是也、又按、采、樗蒲子之名、樗蒲經略云、采本采色之采、指其文以言也、如黑白之以色別、雉犢之以物別、皆采也、投得何色、其中程者勝、因遂名之爲采、是可知采樗蒲子之名、又頭子卽骰子、雙六所投以行馬子者、其狀四方六面、各著其目、自一至六、其數都二十一、故理學類編謂地形正方、爲如博骰、演繁露云、五木止有兩面、骰子則有六面、故骰子著齒、自一至六、清異錄云、博徒醫語、以骰子爲惶々二十一、是其形與樗蒲采絕不同、然至投之以定勝負則一、故皇國俗謂之亦爲采也、

〔類聚名義抄七〕頭子〈雙六ノサエ〉

〔伊呂波字類抄左雜物〕采〈サイ、雙六也〉　簺　頭子〈已上同〉　〔同頭雜物〕雙六采〈スクロクノサイ〉

〔運步色葉集佐〕骰子〈サイコロ、雙六之采、又簺、〉

〔和爾雅五戲具〕骰〈サイ、采也、投子同、〉

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕雙陸　投子　采　骰子〈雙六乃佐以〉

〔書言字考節用集七財〕骰子〈サイ、雙六具、見二捃拾集一〉　采〈同、一名樗蒲、又云頭子、〉

〔倭訓栞中編九〕さい〇中略　倭名抄に、頭子を雙六のさいとよめり、采の音也、

〔萬葉集十六有由縁幷雜歌〕長忌寸意吉麻呂歌八首〇中略

詠雙六頭歌

一二之、目耳不有、五六、三四佐倍有、雙六乃佐叡、

〔催馬樂〕大芹

おほせりは、くにのさたもの、こせりこそ、ゆでゝもうまし、これやこの、せんばん、さんたのきのゆ

しのきのばん、むしかめのどう、さいかくのさい、ひやうさいとさい、りやうめん、かすめうけたる、きりとほし、かなはめばんぎ、五六がへしの、一二のさいや、四三のさいや、

〔催馬樂入文中〕一篇の總意は樗蒲などの大せりの博奕こそ國の大禁なれ、雙六などの小縐は、あながち害にもならねば、その事の忘れがたくて、つら〳〵其具を打守るに、梅櫁珊瑚柞の木の盤、牟些喰の筒、犀角のさい、平賽、投賽とかぞへゆくに、兩面かすめ浮たるうき紋の盤の如く、うす〳〵われらも名ざしにあづかれど、こは切通しの盤の如く、上下一同の事なればいかにせん、これや此かなはめ盤の鉗をはめられぬともすべもなし、たゞ五六がへしの一二のさいよ、四三のさいよと投うちて、心をやりをると云なり、

〔東大寺獻物帳〕雙六頭一百一十六具一隻未造了二具納二小皮箱一

〔東大寺續要錄寶藏〕勅封藏開撿目錄　北藏〇中略　木地厨子一脚　納〇中略　雙六賽一筥〇中略

建久四年八月廿五日

〔枕草子七〕つれ〴〵なる物　むまおりぬすぐろく

〔枕草子春曙抄七〕馬は簺の事也、晉書袁彥道が傳に、投馬絕叫とあり、是博局にむかひての事也、むまおりぬは、雙六に思ふ目のおりぬなり、

〔百練抄四一條〕長保五年八月二日、雙六采入第二内親王〇子妹鼻内、僧慶圓加持之出之給度者、

〔安齋隨筆後編五〕一雙六ノ采　貞丈按、第二親王は、一條院第二ノ皇女媄子内親王也、長保二年十二月十五日降誕、長保五年には齡四歲也、雙六ノ采生長の人鼻の穴にゐ入るべからず、況や四歲の皇女の鼻の穴に入べからず、前陰の中に入たるを女房隱秘して、鼻内に入ると云たるなるべし、加持の驗は有べからず、女房ほり出したるなるべし、

〔平家物語一〕ぐわんだての事

雙六圖

雙六子

かも川の水、すご六のさい、山法師、これぞ我御心にかなはぬ物と、白河の院も仰なりけるとかや、

〔七十一番歌合 上〕十九番　右　さいすり

一か二かめも消はつるつぶれざいそれだにみゆる秋のよの月〈略〉〈中〉

ねたやげにかたづきしたるえせざいのかくかひもなきめをもみる哉

〔人倫訓蒙圖彙 五〕簺師　雙六の簺これをつくる、所々に住す、

〔伊呂波字類抄 止 雜物〕筒(トウ)　雙六筒也

〔和爾雅 五 嬉戲具〕筒(トウ)

〔源氏物語 二十六 常夏〕やがて此御かたのたよりに、たゝずみおはしてのぞき給へれば、すだれたかくをしはりて、五せちのきみとて、ざれたるわか人のあると、すぐろくうち給、てをいとせちにをしもみて、せうさいせうさいといふこゑぞ、いとはやきや、あなうたてとおぼして、御ともの人のさきをふをも、てかきせいし給て、なをつまどのはそめなるより、さうじのあきあひたるをみいれ給、この人もはた氣色はやれる、御返しやく〳〵と、どうをひねりつゝ、とみにも打いでず、中に思ひはありやすらん、いとあまへたるさまどもしたり、

〔仙源抄 登〕とうをひねりて　雙六也、近江君簡ヲヒネリテ、セウサイ〳〵トコウナリ、

〔明月記〕嘉祿三年〈○安貞元年〉十一月廿四日、傳聞伊時輔、去比切手爪之間誤切其指、〈後聞非爪、依爲細工、依作雙六筒切手、〉〈中略〉仍出家云々、

〔和爾雅 五 嬉戲具〕雙六子(スゴロクノイシ)

〔名物六帖 器財三 器財雜箋〕雙馬(スゴロクノイシ)　雙陸子(スゴロクノイシ)〈○略〉　白子(シロイシ)　黑子(クロイシ)〈博異經略、晉陽人以黄楊木爲黑子、枕木爲白子、〉　馬(スゴロクノイシ)〈同上、北雙陸戯以白木爲黑馬、以黑木爲白馬、〉　白馬(シロイシ)　黑馬(クロイシ)〈同上、富者以犀象爲之、如今棋奕槍狀、〉　斂馬(ヤラノイシ)　已馬(アガリノイシ)〈同上、已出馬、斂馬未出、〉　博基(スゴロクノ)

子〈同上〉〈侍雙陸戯、〉〈醉公〉〈舉記、寇準文正公家古戯具、有十二〉〈基子、白〉〈馬、〉〈至此時、則博基中明如月、當時不休、〉〈如博〉

〔東大寺獻物帳〕雙玉雙子六百六十九〈十五木畫 骨 五 線 琥 珀 十骨 五 白 碁 子 十 四 廿 黑 碁 子 十 五 廿 色 琥 珀 十 五 廿 淺 綠 琥 珀 納 小 皮 嚢〉

〔東大寺續要錄寶藏〕勅封藏開撿目錄

北藏〇中略　木地厨子一脚　納〇中略　同〇雙六　石一筥〇中略

建久四年八月廿五日

〔新猿樂記〕予廿餘年以還、歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之見事者、於古今未有、就中〇中略獨雙六、〇中略都猿樂之態鳴呼之詞、莫不斷膓解頤者也、

〔柳亭記上〕雙六をうつ時の口遊并追まはし

廢れし遊びは雙六なり、予〇柳亭種彥をさなき頃も、雙六をうつ者百人に一人なり、されど下り端を知らざる童はなかりしが、近年はそれも又廢れたり、さて雙六をふるときの口遊にいふことありし、五四をふれば、五四々々と啼くは深山の時鳥、三六なれば、三六さつて猿眼、又重五をよするとき、さつとちれ山櫻、五は櫻の花に似たり、それが二ツ並びていづるは、櫻のちるさまなればなり、是等は父にならひて、予が童のときいひつゝ雙六をうちしなり、今おもへば此口遊びはふるき事なり、三六さつて猿眼は、飯をたく法、どう／＼火に、ちよろちよろ火、親が死ぬとも蓋とるな、三尺さがつて猿ねぶりといふ諺の、もぢり口なるべし、

俳諧世話燒草一名世話盡し、承應三年、土佐圖滿寺の僧皆虛撰、明曆二年刻、雙六の話、二にくい坊主の布施好、さつとちれ山櫻、ししめせ坊主聲の藥に、ぐつと呑んで實をはけ、六尺をどれ沖のこのしろ、いち一二にほうきはうりかひの升、ぐいち五一かす酒甆につく、しら／＼は馬にめす、十人ぎりは曾我兄弟、いちちんいふぞ和田のよしもり、さゝ三三波や志賀の都、下作りは船が速い、ぐに五二ん夏の虫、ぐし五四／＼腹のたつばかり、ぐに五二くま太郎てゝは藤四郎、その間に月はぶら／＼、

至來集延寶四年胡兮撰　さつとちれの雙六盤山櫻、冷笑子とあり、さつとちれ山櫻のみ予がおぼえし如くなり、ぐにん夏の虫といふは予もいひたるを忘れ、此冊子を見て思ひ出したり、此ほか此書に鰻之目、手打、かどや、棒さし、おりは、追曲など、雙六にかゝつらひし詞を寄たり、此手打といふ

事、源氏常夏の巻に、あふみの君が手うたぬ心ちし侍れとあるこれなり、おなじ巻に調じ君がせうさいせうさいとのたまふも、はやく絶たる彼口遊にはあらずや、小栄にては聞えがたきやうなり、近き承應の口遊すら、今しれざるが多し、ましてや源氏の頃の俗語考へうる事かたかるべし、予雙六はたゞ並べるのみをおぼえし故にや、世話燒草に記し調解せざるうちに、追まはしといふ事は、昔のときならひたり、〇中略

俳諧崑山集 慶安四年印本 鹿 田のさい目し、の角ふるや追まはし　三徳

俳諧天水抄 慶安五年寫本、印本とは別本、
前句 まづはきれたり〳〵
付句 打續きよ目の出たる追まはし　貞徳

夢見草 明暦二年休安編 暮て行年や雙六追廻し　義陳

昔はおこなはれしとおぼしく、是等の句多くあり、又五ヶの津餘情男 元禄十五年印本 に、芝居の時このはやり歌、三上りの三味線にのせて、拍子もかまはずわめき、是もおもしろうないと、追まはしのおりは雙六などいふ事あり、

〔宴曲抄上〕雙六

我朝の近比、道々に長せる人を得給、一條の院の御宇とかや、主殿寮に侍し丹治の比手勝は、雙六の擧世に勝、名を又異朝におよぼし、鬼を化人に感せしむ、時は南呂無射かとよ、此正に長夜もすがら、獨明月にうそぶき、大内山に木隠、彼方此方にさすらひて、右近の馬庭を行過、緑の松原にたたずむに、松嵐梢に冷敷、虫の音叢にしげくして、五更に夜闌なりしに、松の上に聲有て、汝が好長する道を感じて、昔の般の目揚令こゝに來れり、恐るゝ事なかるべし、雌雄を決せんと望しかば、比手勝更に恐ず、則勝負に向て、はるかにときをうつすまで、數を競て良久し、夜既に明なんとせしかば、日比の執心是なりと、賦にかたらひを成つゝ、紺碧瑠璃犀角の調度をかたみとおぼしく

紙雙六

て、天の戸の明行空の横雲に、入にし事ぞ不思儀なる、

〔萬葉集十六有由縁井雜歌〕無心所著歌

吾妹兒之、額爾生流、雙六乃、事負乃牛之、倉上之瘡、

右歌者、舍人親王令侍座曰、或有作無所由之歌人者、賜以錢帛、于時大舍人安倍朝臣子祖父、乃作斯歌獻上、登時以所募物錢二千文給之也、

〔拾遺和歌集十九雜戀〕題しらず　よみ人しらず

すぐろくのいちはにたてるひとづまのあはでやみなん物にやはあらぬ

〔法隆寺寶物和歌〕雙六調度

黑白の爭ひきほふ雙六によしあし六の道やわきけむ

〔男重寶記三〕雙六より出たる詞

一小者を二才といふより、重一といふ名出たり、　一筮の目に切　一筒がよはひ　一重五とした　一重六かく

○

〔耽奇漫錄十集〕雙六廿八種

浄土雙六四種　古畫(南無分身諸佛)　古板(同)　阿部侯藏版(一二三)　西村屋版(同)　道中雙六(延寶天和の比の板行)

惠方參詣雙六(笠森於千土平飴あり)　おでゞこ雙六(先開模刻)　藤川平九郎大てけ雙六(鱗形屋板)

伊勢は津でもつ雙六　鳴もの盡し雙六(大坂板)　岩戸雙六(鶴金板)　市村顏見世雙六(小丸板)

福神雙六　染分手綱雙六　かわるが早い雙六(鱗形屋板)　ほうしやも、雙六　甘露

壺雙六(鶴屋板)　道中名所雙六(西宮板)　同(鱗形屋板)　同　京大坂船路雙六(四條升屋板)　せりふ

雙六　顏見世雙六(岩戸屋板)　振分道中雙六(澤村板)　太郎稻荷雙六(和泉屋板)　東歌伊呂波雙六

江戸廻り雙六(山田屋板)　〇中略

扨この後一舗の紙にしるしたる雙六いで來にけり、名目雙六(天台の名目をしるす)官職雙六(官職の昇進をしるす)あり、これらみな飛雙六にて、童子をしてそのことをしらしめんが爲也、猶くだりては、淨土雙六、ばけ物雙六等あり、また一變して道中雙六といふものあり、そのはじめを詳にせずといへども、余(〇山崎美成)が藏したるものに、京師の圖に二條の御城の天守をゑがけるを見れば、天守燒亡の前にいで來りしものにやあらん、これは釆の目の數に數をかぞへ進めり、近松作の丹波與作と云淨るりに、道中雙六といふげいとあり、これ／＼御らんせ、うたしやんせ、是こそ五十三次をゐながらあゆむひざくりげ、馬はいしい道中すご六、南無諸佛ぶんしんと、かいた六字を六かくの、さいかさくら木、花の都をまん中に、思ひ／＼のしるしをおゐてとあり、これを思ふに、常のさいを用ず、右の六字をしるしたるは、淨土雙六よりうつり來にけるものなり、また遊學往來に、毘沙門雙六、七雙六、一二五六雙六、一ト半打盗人隱、有敵立、鳥立、太々立、十六目石、百五藏、十不足、鄽等打、これらの戲、いまこと／＼く考ふべからず、東鑑の四一半、古今著聞集の七半の類などにもあらんか、記して後考を俟つ、後世坊間に刻する所、おでゞこ雙六、福神雙六等、枚擧にいとまあらず、

右摘案一篇は、松羅館珍藏のふるき雙六くさ／＼を、こたび耽奇會に出し給へるに付て、思ひよれるふしもあらば、聞まほしとのことなりければ、聊そのよししるして贈り侍るになん、

山崎美成記

文政乙酉(〇八年)春正月二十日

〔天香樓偶得〕選仙圖

今俗集古仙人作圖、爲賭賽之戲、用骰子、比色先爲散仙、次陞上洞、以漸而至蓬萊大羅等列、則衆仙慶賀、比色時首重緋四爲德、次六與三爲才、又次五與二爲功、最下者么則罰之過、凡有過者謫作採樵思凡之類、遇德復位、此戲宋時已有之、王珪宮詞云、盡日閑窻賭選仙、小娃爭覓到盆錢、上籌須占

蓬萊島、一擲乘勢出洞天、即此戲也、所云到盆錢當、即如里俗陞官圖戲、卑者出錢與尊者、謂之見面錢之類耳、

〔名物六帖器財三蹴鞠博弈〕陞官圖○中略　彩選格御擲鍋、彩選格起唐李郃、本朝臣之者、有趙明遠尹師魯、元豐官制行、有宋保國、皆取一時官制之、至劉貢父、獨因其法、取西漢官秩陞黜次第之、又取本傳所以陞黜之語、注其下、局終遂可類次其語、爲一傳、博戲中最爲雅馴、

〔倭訓栞中編十一〕すぐろく○中略　官位雙陸あり、五雜俎にいふ陞官圖なりといへり、

〔骰子選格〕序曰、開成三年春、予○唐房千星自海上北徙舟行次、洞庭之陽有風甚急、繫紅野浦下三日、遇二三子號進士者、以穴骰雙々爲戲、更投局上、以數多少爲進身職官之差、數豐貴而約賤、卒局座客有爲尉椽而止者、有貴爲相臣將臣者、有連得美名而後不振者、有始甚微而欻升于上位者、大凡得失酷似前所謂不繫賢不肖、但卜其偶不偶耳、達人以生死爲勞息、萬物爲一馬、果如是、吾今之貴者、安知其不果、賤哉、彼眞爲貴者、乃數年之榮耳、吾今貴者亦數刻之樂耳、雖久促稍異、其歸於偶也同、列禦寇敘穆天子夢遊事、近者沈拾遺述枕中事、彼皆異類微物、猶且竊爵位以加人、或一瞬爲數十歲、吾果斯人也、又安知數刻之樂果不及數年之榮耶、因條所置進身職官遷黜之口爲選格、

〔五雜組六人〕唐李郃有骰子選格、宋劉蒙叟楊億等有彩選格、即今陞官圖也、諸戲之中最爲俚俗、不知尹洙張訪諸公何以爲之、不一而足、至又有選仙圖選佛圖、不足觀矣、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕佛法雙六といふものあり、天台の名目を集め、初學の僧に覺えさせんが爲に作りたるものとぞ、故に是を名目雙六ともいふ、繪はなきもの也、

〔新板雙六極樂道中圖繪〕此雙六は、是迄通例の雙六と違ひ、算木を□信□疑□善□悪と定、ふりはじめ、此世界南膽部州にて□善此目をふり出せば、聖道門に入、布施、持戒、忍辱、精進、禪定、知惠等の諸行をつとめ、佛果に至りがたく、又□信此目をふり出せば、淨土門他力易行の大道に至、速に極樂往生をとぐ、又□疑此目を出ば、天人の吾衰、人道の四苦、又は殺生、偸盜、邪婬、妄語などにいたる也、又□悪此目をふれば、

貪欲、瞋恚、愚癡より餓鬼、畜生をへて地獄に落、又中途にても信壽をふれば、上段に進み、疑惑をふれば、又篩に三惡道に落、如此算木の目、信疑得惡の差別にて、千變萬化して誠におもしろく、他力安心稱名相ぞくの御縁とす、

中町田原下ル　菊屋喜兵衛

〔名物六帖器財三雙陸〕選佛圖（ジヨウブツスゴロク）

〔嬉遊笑覽四雜伎〕繪雙六は淨土雙六といふもの古し、宗一千句、振ふこそ喧極樂の花の繪永きひねもす打繪すごろく、是は南閻浮洲よりふり出し、いづる目のよきあしきに依て、或は天堂に上り、あるは地獄に墮、その內永沈とて、一度こゝに落ぬれば、出ることあたはず、故に永沈とはいふなり、これによて永沈雙六とはいふ、

〔還魂紙料上〕淨土雙六附冶良雙六、冶良紋楊枝、道中雙六、

繪雙六といふもの、漢土にはふるくよりあれども、本朝にはふるき書には見えず、淨土雙六といふものぞ、繪雙六のはじめなるべき、それさへいつの頃よりある歟詳ならず、俳諧の發句に、萬治寛文中よりあり、假字草紙に見えたるは、貞享元年の印本、西鶴二代男に、吉原の遊女の遊びたはぶれて居ることをいふ條に、或は手相撲、火わたし、淨土雙六、心に隙なくうかれあそぶを云々、又初音草噺大鑑元祿十一年印本一に、九月の中頃日待をせしに、明がたき夜のなぐさみとて、小歌淨瑠璃物まねなど、さま〴〵なる中に、人の心の善惡は、これで見ゆるものぢやと、淨土雙六をうちけるに、やうちんへおつるもあり、餓鬼道へゆくもあり、一人は佛になりたりとてよろこぶ云々、又今様廿四孝寶永六年印本六の巻に、高下貴賤世間は淨土雙六をうつが如し云々、又野傾旅葛籠に、あの淨土雙六打て居る、色のあさ黑女の子云々といふことあり、又鎌倉萬人鬘にも、淨土雙六を少年のうつ事を載たり、この二書は刻梓の年號なし、推量おもふに、正德年間の草紙にやあらん、なほちかく見えたるは、潛藏子享保十六年著、元文五年印本、上の巻に、此節弘誓の船にはのるべき人もなくて、廿五の

菩薩も毎日の隙ゆゑ、遷佛圖ふりてあそび居給ふ云々、是等の書にいふところをもつて、むかしはかの雙六の流行しをおもふべし、○中略さて此雙六は南無分身諸佛の六字を、四角あるひは六方の木に書て目安とし、南閻浮州よりふり出し、あしき目をふれば地獄へ墮、よき目をふれば天上に登り、初地より十地等覺妙覺等を經て佛に止るを、上りとするの遊戲なり、○中略万治寛文の書籍目錄掛物の部に、淨土雙六と載たるは是なり、寛永正保の頃梓刻せしものなるべし、又延寶天和の書目錄に、淨土雙六、同中、同小とあるは、この雙六いよ／＼流行て、あるひは抄略し、或は縮圖したるを彫せしなるべし、又貞享元祿の書目錄に、淨土雙六、同懷中、道中雙六、野良雙六とならべ出せり、懷中といふは、前の小とあるに同物なるべし、○中略

淨土雙六の牌匣○圖略　或人淨土雙六の札筥いふ物を藏す、牌は紫檀にてつくり、花鳥を蒔繪したるものなりしが、小兒の玩弄にうせたりとぞ、此札をおのれ／＼が目印として、かの雙六をうち廻りしものなるべし、匣の大サ竪四寸九分、横三寸六分、深サ壹寸五分あり、

〔還魂紙料上〕淨土雙六附冶良雙六、冶良紋楊枝、道中雙六、

元祿十三年、役者評判記談合衝の序に、春雨しめやかにふり、子供相手に道中雙六、まければ天目に水一盃づゝのかけ六云々、これよりふるく道中すご六のことをいまだ見いでず、○中略道中雙六は貞享の比つくり出し、寶永正德の比より專流行しものなるべし、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕道中雙六に類して、さま／＼作り出たるものあり、今も春毎に新板出づ、

〔春雨樓詩鈔九補遺〕江門節物詩

道中雙六

兒女新年戲玩之名、圖自江戶至京師路上驛站、以爲局戲、各署名於小牌子、又記骰子、以數目投之、依其數歷站送牌子、因以至京前後、爲輸贏者也、首春同寶船圖叫賣街頭、

太平臻月事、春王、百里行程不、高揚、兒戲何人寓、深意、要心都向九陽充、(此詩、讀者上旬、本一九日讀、上旬二一日讀、下旬)

〔嬉遊笑覽 四 雜伎〕おでゞこ雙六は、正德ごろの物なるを、上りの處、おでゞこは、後に古板へ入木といふ事をしてかへたる故、畫のさま異なり、

〔嬉遊笑覽 六上 言語〕おでゞこは、でこと云ことに、おもじを添ていひたる也、でこはでくのぼうなり、(中略)其內一種おでゞこといふ人形あり、古き繪雙六にみゆ、

〔好問堂記 三〕おでゞこ雙六年代考　按ずるに、此雙六は、正德享保の頃のものなるべき歟、此中に團十郎もぐさと云あり、今淺草東本願寺の門前に、この艾を鬻家ありて、其店の招牌に、此雙六にある所の畫にひとしき艾賣の人形を出し置り、むかし此艾うり始の頃、ひろめの爲、俳優の名家市川團十郎なるもの、(二代目團十郎、幼名九藏、後に改て海老藏と云、)寶永六年己丑の秋、傾城雲雀山といへる狂言に、久米八郎の役、艾賣の姿にて艾盡しのせりふありし事、其家口牌に傳ふ、是團十郎艾の緣賣なりといへりとぞ申けりとある下に、角前髮の人物上下を着し、手に三絃を携へたる圖あり、按に當時の物賣なるべき歟、予先年ある人の家にして、英一蝶の戲畫にかける人物の圖あるを見たり、仍て考ふるに、一蝶其先多賀朝湖と云、寶永六年謫居より歸りて後、名を英一蝶と改むるとぞ、然れば此畫も寶永以降のものにして、團十郎もぐさと時代を等うすべし、故に此雙六を正德享保の頃のものなりといへり、

文化乙丑初冬　江戶　雯齋叟

右はおでゞこ雙六を、さる處にて再板せる時の上袋に記しありし文なり、雯齋何人といふ事をしらず、

〔還魂紙料 上〕淨土雙六附冶良雙六、冶良紋楊枝、道中雙六、

貞享元祿の書目錄に、淨土雙六、同懷中、道中雙六、野良雙六とならべ出せり、(中略)野良雙六は延寶

の比よりあり、其證下に見えたり天和の書目錄に誤て漏し、にやあらん、○中略

京都の俳士伊藤信德江戸に來り、松尾桃青、山口信章素堂の實名と、三吟の三百韻を催す、于時延寶六年、是を江戸三吟と題て上木す、其卷のうちに、

前句　風青く楊枝百本けづるらん　桃青

附句　野良ぞろひの紋のうつり香　信章

又附　雙六の菩薩もこゝに達(だて)すがた　信德

今はかゝる附意を鎌へど、是延寶の調にて、昔を考るには却て便あり、

此附意を按るに、楊枝に野良の紋と附たるは、野良紋楊枝なり、紀子大矢數延寶五年獨吟前句、息のくさきも伽羅のかをり歟、附句、紋楊枝十双倍に賣ぬらん、又西鶴大鑑貞享四年印本七の卷に、えびす橋筋に根本浮世楊枝とて、芝居の若衆の定紋をうちつけ置しに、それ〴〵のおもはく、其子に枕のかたらひ及びがたき人、せめては心晴しに、此紋やうじを手にふれて云々とあるを、てらし合て考べし、さて野良揃の紋といふに、雙六と附たるにて、前の書目錄の條に論せしごとく、當時延寶をさす既に野良雙六をもてはやしゝを思ふべし、淨土雙六の菩薩も、野良揃ひの逹姿(だてすがた)に移りかはりしといふ吟にて、此三句の渡り、延寶の昔を見るが如し、

類柑子　前句　瘦たうて眞もくはぬ花盛　其角

附句　これぞ雨夜の野良雙六　琴風

かゝる句もあれば、野良雙六といふもの、元祿の頃までは存在せしなるべし、

〔大江俊矩記〕文化二年正月二日丁亥、越前東隣岡田へ禮に行、あふぎ貳本、すご六壹枚貰來、

附 攤

攤ハ、ダト云ヒ、又ダウチトモ稱ス、多クハ移徙、產養、庚申、饗宴等ノ時ニ行フ所ニシテ、其法、數

人ニテ紙ヲ賭ケ、各、箇數ヲ爭テ、貴數ヲ得タルモノヲ以テ勝ト爲スガ如シ、然レドモ其詳ナルニ至リテハ、今之ヲ知ルニ由ナシ、

名攤

〔倭名類聚抄四術藝〕意錢〈攤字附〉　後漢書注云、意錢〈今案、俗云、錢宇知、〉今之攤錢也、桂苑珠叢抄云、以手有所錢、謂之攤、〈奴旱反、攤音攤何反、攤錢也、字亦作攤、和聞云、跋、錢音七何反、手攤錢也、攤毛無、〉

〔箋注倭名類聚抄二術藝〕諸字書攤字無錢義、桂苑珠叢抄所云可疑、按廣韻攤他攤奴何切、其所引書攤合、廣韻又云、攤開也、亦緩也、他干切、又按攤也、奴案切、音義皆不與攤同、此云字亦作攤、恐誤、蓋攤錢之攤、蓋按攤之義、打攤見御堂關白記、中右記元永二年條、扶桑略記康保三年條、亦攤見西宮記庚申條、簡俗攤字爲攤爲攤、空物語貴宮卷、榮花物語初花卷、紫式部日記、徒然草等書、謂打攤爲打攤、新儀式御庚申條、作打攤是也、疑源君以其音與攤相近、誤混爲一字、云攤亦作攤、蓋本唐韻原文、攤之正文謂之攤、當作謂之攤、源君混攤攤爲一字、故引桂苑珠叢抄誤作攤也、

〔塩嚢抄一〕同草子〈○徒然草〉ニ攤ウタン事ヲ思トアルハ如何ヨムベキ、攤ト書誤也、攤ナルベシ、攤打ト云ハ、雙六體博奕ノ事也、攤トハ賭博ト尺セリ、賭トハノリモノ也、ノリ物ハカケモノ也、博トハ博奕也、常ニアトリテ賭アル遊博奕ナルベシ、是ヲ攤打共言也、但攤ハ他丹反、タンノ音ナルベシ、タトハ云ハ訓歟、人ニ可問、

〔倭訓栞前編十四〕だうつ　大鏡、徒然草などにみゆ、攤打の義、倭名抄に、せにうちといへり、杜詩に白晝攤錢高浪中、箋注に、攤錢蜀人賭錢之名と見えたり、

〔杜工部集十四近體詩〕夔州歌十絶句
蜀麻吳鹽自古通、萬斛之舟行若風、長年三老長歌裏、白晝攤錢高浪中、

〔徒然草下〕筆をとれば物かゝれ、樂器をとれば音をたてんと思ふ、盃をとれば酒を思ひ、賽をとればだうたん事を思ふ、心は必事にふれて來る、かりにも不善の戯をなすべからず、

〔徒然草文段抄五〕だうたん　壽云、大鏡師輔公の傳に、だうたせ給ふとありて、重六の沙汰あれば、雙六の事なり、壒囊抄にも攤の事有、雙六博奕のやうにのせたり、攤の字恐らくは擹の字なるべし、攤の字、韻會他干切、手布也、用也、按也云々、博奕の心なし、擹の字音坍、攤蒱賭錢、壒囊に攤の字書は誤歟、タンの音をたといふは、大鏡の假名を據とす、野云、攤、鮑宏博經、意錢者、何承天纂文云、詭億、一曰射意、一曰射數、卽攤錢也、季吟云、野槌の說を見れば、攤の字も博奕の事に用ひて不苦にや、

〔羽倉考二〕筒簺之事

御產ノ儀ニ必筒簺ノ事アリ、或ハ筒簺ノ興事、戲事ナド丶アリ、或ハ打攤トアリ、御產部類記ニモ夥シク見エ、玉海安德降誕ノ三夜五夜ニ、其儀式殊ニ詳ナレドモ、何樣ノ事ヲ爲ト云コト書面ニ見エズ、元永二年ノ源禮委記ニ、置碁手紙、上達部料立高坏、殿上人料折敷云々、大進取筒簺置圓座、從六位至公卿、次第置集攤、紙各一帖、次有擲簺之戲事ナド丶見エタリ、蓋碁手ト云名ニ據バ、此紙ハ賭物ト見エタリ、公卿殿上人ニ各一帖ヅ丶給ハリテ、下臈ヨリ次第ニ此紙ヲ持參シ、一所ニ集メ置キ、各簺ヲ擲テ貴簺ヲ得タル者、之ヲ取事ナルベシ、和名抄ニ、後漢書註桂苑珠叢抄等ヲ引テ、意錢ヲ攤ト見エタレドモ、筒及簺アルナレバ、意錢ニハ非ズ、攤トアルハ簺ヲ攤ノ義ナルベシ、然レバ所謂博ナリ、其產ノ禮ニ博ヲ爲ノ義ハ、據ドコロイマダ詳ナラズ、

〔安齋隨筆前編九〕一攤　貞丈按、攤も雙六のごとく塞を筒に入てふり出す事ある歟、右玉海の文にて考べし、然ども雙六と同事にはあらず、和名抄雜藝類に、雙六と攤と別々に出せり、〇中略つれづれ草野槌林道春作攤ト鮑宏博經ニ、意錢者何承天が纂文ニ云、詭億一ニ曰射意、一ニ曰射數、卽攤錢也、　貞丈云、漢土には攤錢と云て手を以て錢をモム事ありと見ゆ、此方にても和名ゼニウチと云は、錢を的にして、別の錢を手にてモミて、的の錢を打ツやうの事にてありければ、雙六とは別

打攤

の事なれども、玉海に攤錢の事あり、つれ〴〵草にも、攤を取ればと云ひ、大鏡に重六の名あるをもつて考るに、漢には攤を雙六の異名のごとく稱しけるなるべし、我朝の頃は雙六と攤とは別也、

〔五雜組六人〕樗蒲小戲、然劉寄奴能喝子成盧、宋高宗擲側立不仆、光獻盤旋三日、似皆有鬼神使之者、狄武襄平廣南、手擲百錢盡紅、雖云詭術、乃更勝矣、

○按ズルニ、攤ハ他干切、又ハ奴案切ニテ、攤錢即チ意錢ノ事ナルベケレド、我國ニテダト云フハ、儺ノ音諾何切ニ混ジ、且ツ其音ニ近キ奴禾切ナル挼ニ混ジテ、雙六ノ事ト爲シヽナルベシ、挼ハ又挼ニ作リテ、兩手ニテ采ヲ摩切スルヲ云フ、

〔新儀式四臨時上〕天皇遷御事

御料并分賜男女房、二三巡後於御前有攤采之戲事、（略）○中第三日後院又儲饗等、王卿侍臣參上御前、賭碁、與畫命韻、（略）○中

御庚申事

王卿依召候御前、御厨子所供菓子干物御酒、終夜之間有打攤之事、或有賦詩獻歌之事、

〔侍中群要八〕御庚申

終夜之間、有攤采戲、

〔空穗物語あて宮〕二月中の十日、年の始のかうしん出來るに、（略）○中内にも宮殿上人あつまりて、だうち遊びするに、うへいと近き御つぼねなれば、宮わたり給へるに、あて宮おきたまへり、

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十一月廿日庚申、今夜召殿上侍臣於御前、賜打攤給酒、及曉令詠和歌、以納殿絹給侍臣、

〔小右記〕永觀三年○寛和元年正月十五日庚申、參侍皇內、有御庚申事、於石灰壇有攤采之興、内藏寮獻碁

手等、

〔紫式部日記〕かんだちめ、座をたちて、御はしのうへにまゐり給ふ、殿をはじめ奉りて攤うち給ふ、紙のあらそひ、いとまさなし歌どもあり、

〔法成寺攝政記〕寬弘二年二月十日戊子、戌時渡東三條、公卿十人許被來、著西門後、陰陽師晴明達(遂)、恐遲來、以隨身召、時剋內來、有新宅作法、其後與上達部五六獻後、召紙打攤、(誤脱)

〔左經記〕寬仁二年六月廿九日庚申、參大殿、上達陪多被參會、數盃之後有集攤事、(上達陪賢、余所奉仕也、)

〔小右記〕寬仁二年十二月十五日癸卯、參大殿、先著饗座、(○中略)兩三巡後朗詠、且有擲采之戲、(紙置各前之)

〔左經記〕萬壽三年二月十三日庚申、依有御庚申事、夜部有召參入、及曉內藏寮飯酒肴殿上、次有召、侍從參御前、(○中略)次御遊、次內藏寮進碁手紙、(御料、侍從料也、)集擲、次雜戲、(○下略)

〔定家朝臣記〕康平五年九月十三日、今夕本家政所儲若君御衣幷饗饌等、渡殿副北障子立白四尺屛風五帖、二行敷高麗端幷紫端疊、爲上達部殿上人座、豫敷長筵、入夜上達部被參會、(源大納言)殿上人十二人、各以著座、豫居饗饌、(公卿塗高坏、殿上人懸盤、)坏酌數巡之間、朗詠間發、獻碁手紙、此間羞御前物、(左中辨經信朝臣陪膳、)次獻若君御衣、(諸大夫四位取之)次有擲簺事、(豫撤公卿前高坏)次有𨕙粥事、十五日、左府設若君御衣、御前物饗饌幷碁手紙等給、鋪座如一昨日、入夜公卿已下參會著座、坏酌數巡之後、獻御前物、(四位源少將爲陪膳)次獻若君御衣、(宮合)二次有擲簺之興、此間召御使長宗朝臣給祿、(白瀨物褂一領、加袴一腰、)

〔經信卿記〕永保元年四月十七日、中宮御產氣也云々、(皇子云々宮二點女)十九日、午時有若宮御湯事云々、今夜三夜也、秉燭之後參宮云々、羞上達部膳、一獻殿下把盃下給云々、次置筒采、次置紙、次殿上人自下置圓座、(不拔笏、後不然、)次上達部起置之、(今度拔笏復座)次第進參、(大宮大夫被入采、今夕事本宮被儲云々、)次撤紙各給從者、次退出了𨕙粥、廿三日、第二獻後殿下宣云、可有朗詠歟、頻有氣色、予詠佳辰令月、一兩度了三獻、了置紙有攤、

〔殿曆〕嘉承三年八月廿一日戊戌、今日遷御內裏、(○中略)余(○藤原忠實)參御前、主上著御直衣出御晝御座、(東面)

兼直左衛 余令候五位藏人於御前候於殿上、次上達部著殿上、略〇中 殿上五位六位等取圓座敷於長押上、次余起座人、自當間著奥圓座、公卿依次著圓座、次敷攤打圓座五位藏人令之、次立切燈臺、次進御打紙置之、次御座間置御硯筥南、次殿上五位六位取公卿紙置之、次五位藏人忠宗取筒二、自上達部座末進上將座中置圓座、次依催六位一人五位一人殿上四位一人爲房置紙、其次次第如此、次自下﨟撤傳人藏人之余每度取案入筒、人々置紙時指笏、不拔其笏擲攤了退時拔之、即是先例也、而治部卿置紙了退時拔笏擲攤、參退之時指笏、退時又拔、可尋、余擲籌時目不入筒、內府實源入之、余置紙擲攤之時不指笏置座右、是堀河院遷御新造高陽院時、故大殿師通藤原御作法也、公卿著長押上座擲攤之時主上南面に令居直御、先例也、擲攤了公卿賜祿如恒、

〔中右記〕元永二年五月卅日乙亥、中宮御産第三夜也、晚頭先參、殿下御出之間、則爲御共參院御所三條、中宮御座所也〇中略 次撤上﨟五六人前饗、次立切燈臺、敷圓座一枚、并筒案、從下﨟置紙、六位藏人進物所實能朝臣、公卿皆悉又進寄、有打攤事、民部卿予、宗忠藤原宰相中將信通三人置紙、拔笏歸、又進寄指笏打攤、拔笏歸、自餘人々口指笏歸本座、打攤後拔笏歸也、事了退出、今夜之事本宮被儲也、

〔玉海〕仁安二年十一月六日庚午、自其夜亥時許有產氣色、十二日今日御湯了、略〇中 次有攤事、先置紙、公卿料置紙於折敷居土高坏也、殿上人料折敷人別置五位役之、次撤座上饗饌、諸大夫役之 次立切燈臺、五位藏人 次敷官圓座、次置筒於圓座中央、次自下﨟各取紙置圓座進、各紙一 復座、次自下﨟次第進寄打攤、略〇中 事了人々退出、了後差使送紙等、　十二月十日癸卯、今日攝政政所移徙也、略〇中 次置攤紙、家司料先置之、 下官兼實藤原 料、置明 次第置之、人別一積、紙各一積、次撤饗饌、皆撤之、或撤座上一兩云々、 次經房 殿上人 指笏取紙經公卿座東、此間兼實於二殿上人可爲攤云、若殿上人可經圓座也、者、經方突膝置圓座、也、先是撤下官之□間、則先敷二圓於ゐへて置之、次五位大人役等切燈臺、次持參筒等、圓座役人如例、 經房乍指笏復坐、次俊光朝臣取紙參上置之、不指笏、如例、 其此間攝政命云、先々殿上人二人取之、然者今ハ不可寄、仍通能信範不寄也、余案之、先例有何事哉、俊光房信範可寄歟、 次右大辨實綱卿指笏乍

(○乍恐取誤)紙經座中置之、乍指笏右廻復坐、次家通指笏進寄置之、(各置座上也)拔笏(不指右廻)復座、(大宮左府家皆如此)次親範(同實綱)次雅頼(同前、但左廻)次邦綱(同雅頼)次忠親(同邦綱)次資長(同實綱)次宗家(家通、但左廻)次實房(同實綱)次下官(不指笏)○中略下官每人打了入簾(攝政命也)下官攤之時者、次人入之由或人云、然而攝政自入之由被命、仍所為之、次攝政打之、了次々撤紙了、

治承二年十一月十四日癸酉、此日中宮(平徳子高倉后)御產三夜也、本宮被儲也、戌剋著束帶先參院、○中略次參中宮御產所(六波羅)著公卿座、先是關白(在端座、其奥無對座)左大臣(在奥座、已下對座也)以下公卿廿人在座、○中略內府著端之間、依無其處、大相國者奥也、○中略置碁手紙(置各後下方也、大臣手長同前、但四位自持參之、可尋)次五位大夫一人持參切灯臺(白木)撤本灯臺(役送同前、抑左大臣前饗散々被打散、仍如形撤之也、座狹之間、大臣之袖悉被打倒也、仍兩座共下被下箸也、座上也、件灯臺例黒漆灯臺也、打數又用本打數、其色緑色也、)立替之、以件灯居切灯臺了、次同大夫一人持參圓座、置關白座前、次大進平基親插笏持參筒簺、經關白座上間幷灯臺北、置圓座上、(立之、簺入筒中)次六位進了、插笏持紙置圓座、(其路同基親)次基親置之、次權亮維盛朝臣置之、次公卿自下﨟置之、(為始備範其路皆同前、奥座人中納言已下經座末上﨟也、上〻經廂庇、大納言已上經座後也、)至大納言上﨟(左右將)置座之後、內大臣插笏取紙、經座中置之、乍插笏復座、次余插笏取紙、(件紙上置)(薄樣一帖、除件薄樣取紙一帖也、)膝行進寄圓座下置之、不拔笏逆退復座、(余除關白之外有端座第一、仍其程大進膝行置之有便)次左大臣插笏、(其實懷中)起經座中置之、次太政大臣(笏懷中)居寄(不及膝行、大略我座上、其程殊近之故也、)置之、次關白置笏取紙置之、次自下﨟參上擲簺、(進紙之人皆擲之也)定家家通兩卿置紙之後拔笏復座、令擲簺之時更插笏、打了拔之復座、是大宮右府餘流說也、他人皆乍插笏復座、擲簺之後一度拔之也、內府已上作法如初、此中失禮公卿二人、(朝方卿置)(紙之後、欲拔笏、思出不拔之復座、太見苦、實綱卿擲簺之後、不拔笏欲起、依左府及實房等驚示、更既拔之復座、又以失也、)次關白退出、次左大臣退出、次余退出、于時子剋許歟、

十六日乙亥、此日中宮御產五夜也、戌剋著束帶參彼宮、著上達部座、○中略次置紙、(手長如三夜、關白手長奥、大臣隆信端、兩大臣基輔已下五位役之、)次撤關白已下五人饗、(手長同前)次置圓座、(關白座前五位大夫役之)次立切灯臺、(白木用本打數)次大進基親持參筒簺、次自下﨟進紙、(先六位進、次基親、次權亮維盛、次公卿、最前知盛也、)其儀如三夜、但余在端第三、仍插笏取紙

起締座中、蹲圓座西邊置紙、起居右廻(我座方也)復座也、(不揖)左相太相等乍居置之、關白又同(已上不揖)次置紙之人各進打攝、(定房卿方切置紙之時落了、仍還中打之、家通作法如常、又中納言經與座之後、由中納言已下可打之歟、但依無歟)每度太相人(云)太相欲打之時、關白入之、關白打了後太相又入簺了、皆如三夜、　十八日丁丑、此日中宮御產七夜也、公家有御養產、蓋先規也、戌刻著束帶參中宮、(略)(中)次置紙、(已上手長關白前也)次撤關白及大臣等饌机、立切灯臺、(如三夜例)(用白灯臺、今用之例、灯臺足非如何)次置圓座、次置紙、(先藏人仲國、次五位藏人基親、次藏人頭光能朝臣、次公卿自下臈置之)、次置紙之人自下臈撤紙如夜儀、　廿日己卯、此日黃女御覽幷中宮御產九夜也、(略)(中)次置紙、(今夜不置手長等也、可尋)、次立切灯臺、次敷圓座、次置偏紙、(基親)次自下臈進紙、(先六位藏人、次基親、次公卿自下臈進之)、次進紙之人撤紙、(上臈時座也、已上如前也)皆如前□之、次關白退出、次左大臣退出、次余退出、(略)(中)　今日於內裏左大將言談之次云、花苑左大臣次第□打攝之時膝行者非此限、□不膝行攝簺者拔笏揖云々者、此事久我太相國之由被□也云々、(略)(中)　今日攝之間、親信卿攝簺之後不拔笏、雖人驚示猶不得心、仍可拔笏之由關白被示、周章乍立拔之、人々解頤、自又切腹歟、　廿一日庚辰、申刻六位進源雅賢持來攝紙、

〔山槐記〕治承四年四月十一日壬辰、今日還幸第二日也、先參宮御方、(五條殿)(略)　次著陣、(略)(中)　次光長取偏案、座中立圓座上、次頭辨置御料懷紙、(不居土高坏、居土高坏、依恐入落也、先々無此事、而今如此、高坏立紙上方、以紙下方爲前、此事可問御所方歟、或紙也)(之由、於殿上聞、下官答云、先事此時爲分也、不可有式法、可隨宜歟、今見之紙爲方、又置紙之時、自切灯臺與圓座之間入之、自東方也、而追東立之、仍如此所爲歟)　次觀修置攝政懷紙、大納言以下料藏人非藏人等置之、(殿上座中置之、奧座敷之)自二次六位以上置紙、(先藏人、次左[illegible]、次[illegible]、皆自監座中)(參進右廻退、次藤宰相[illegible]、次宰相中將[illegible]行置紙、[illegible]中[illegible])(右[illegible])歟、可尋、(若[illegible]方)　次自六位參進攝簺、攝政仰、時經先々推落紙於東方、又有偏外置紙閒偏伏出歟、同令時性(二)(略)　人之、時經攝之退、攝政取一故人云々、每度如何、此令進退、如置之儀攝退、但藤宰相後座之時、右[illegible]退出之時、自稱失誤之由、被相公出圓座前、指笏攝之了退、人笑、依爲第二人也、次拔退、

次攝政御簾不被返入賓、次自下﨟退座、各退出參進經階下、予與藤相公至于陽明門談雜事々夜猶歸東山于時子剋、

〔資勝卿記〕寛永三年十一月十五日甲申、中宮（○後水尾后德川和子）へ伺公、三ケ夜之御祝儀有之間、束帶可仕由也、一條殿（右大臣）伺公、先各著殿上、（○中略）權亮、公卿末座ノ邊ニ來、第一ノ公卿ニ目ス、ダノ間ニ召之由也、上首ヨリ起座、公卿ノ後ヲ經、座下ヨリ起座也、季繼卿退出也、次□□ノ間ニ著座、（○中略）公卿著了著座、此間御衣案二脚、立寢殿之庇內左右、第一案業光卿光賢卿舁之、次案中宮亮爲賴朝臣舁之、次晴御膳供之、光賢卿陪膳、四位五位雲客手長、供了撤之、次ダノ間ノ高灯臺ヲ替切灯臺、（六位役之）次六位藏人敷ダノ圓座、次內大臣公卿已下ノ座前ニ、料紙中高檀紙ヲ置、四五位殿上人役之、（○中略）次權大進共綱、筒ニ（筒長サ七寸許、丸サモ六七寸有之、）木ノサイ二ツ入、持參シテ圓座ノ右ノ方ノ端ニ置退、サイハ皆六ヲニサス也、次料紙一帖ヲ持參シテ、圓座ノ中央ニ置退、三尺許ノ間膝行シテ置之、左廻退、先六位藏人（鹽小路）持參、次權大進共綱、權亮、次公卿ノ下﨟ヨリ料紙ヲ置、笏ヲ指起座、拔笏皆懷中也、中院一人指笏了、資勝公卿第一座故、座ヲ下、直ニ料紙ヲ置、座ヲ下リ、疊ノ後ノ座上ノ角ヲ懸テ起テ、少步行シテ又膝行シテ料紙ヲ置也、次六位藏人進テダヲ打、進退如料紙置時、度々內大臣サイヲ取テ筒ニ入、資勝打テサイヲ筒ニ入退、是故實也ト云々、內大臣打サイヲ入了、下座ヨリ退去、通村卿ハダヲ打テ直ニ退去也、今度起居作法、マチ〳〵也、　十九日戊子、中宮樣御七夜御祝儀有之、剋限著殿上座、（○中略）關白起座著ダノ間、（奥）右大臣、（端）內大臣、（奥）四辻大納言、（同）左大將、（端）日野中納言、（奥）柳原、（端）次切灯臺ニ取替、（六位藏人役之）次敷圓座、次權大進サイ二ヲ筒ニ入、持參シテ圓座ノ上、西ノ端ニ置カケ、料紙ヲ座前ニ置、小高檀紙ノ上、金ノミガキスナゴノ薄樣ヲカサ子オク、大臣七、大納言五、中納言三也、參議ノ前スクナシ、臺ニ居、四位五位殿上人持參也、座ノ前ニ置、胡粉塗ニ綠青ヱガキタルニスヱ、次六位藏人ヨリウチハジムル也、權大進大進已上ヨリウチハジムル、右大臣ウチテサイ

ヲ筒ニ入、次關白ウチ給テ、又サイヲ筒ニ入、右大臣直退去、次料紙各前又持參シテ圍座ニ置也、料紙圍座已下撤シテ下座ヨリ退、〈下略〉

𨙻意錢 〈穴一 木槵子打 面打 紋打 伴八〉

意錢ハ、ゼニウチト云フ、錢ヲ地上ニ投ジテ、勝負ヲ爭フ戲ニシテ、其法詳ナラザレドモ、後ノ穴一ノ類ナルベシ、

穴一ハ、地上ニ錢大ノ穴ヲ穿チ、此ニ錢ヲ投入シ、入リタルモノハ其所得トシ、外ブレタルモノハ、更ニ他ノ錢ヲ以テ、敵ノ指示スル所ニ隨テ之ヲ擊チ、中ツレバ勝トシ、中ラザレバ負トス、穴一ノ類ニ、木槵子打、面打、紋打等アリ、

名稱

〔倭名類聚抄 四雜藝〕意錢〈攤字附〉 後漢書注云、意錢〈俗間云、錢字知、〉今之攤錢也、桂苑珠叢抄云、以手有所據、謂之攤、〈唐韻曰、攤音奴何反、按攤也、字亦作攤、俗間云、歟捷丹七何反、手攤錢也、刻毛無、〉

〔類聚名義抄 八令〕意錢〈此間云、セニウチ、雜藝具、〉

〔伊呂波字類抄 雜術藝〕意錢〈セニウチ〉 攤錢〈同〉

禁令

〔新編追加 侍所〕一可停止博戲輩事〈嘉祿二〉

右同狀〈嘉祿元年十月廿九日宣旨、中略、〉抑意錢之好者、餘戲之內也、當時濫吹起、從斯事、一切加禁遏、同令斷罪者、

〔和漢三才圖會 十七嬉戲〕意錢 和名世邇宇知、俗云、穴伊知、穴擊之訛乎、

手法

按、意錢俗云穴擊之類乎、錢擊之和名叶之、但錢攤之訓不叶之、今僮兒多弄之、二人或三人錢出合、互更擊之、橫引筋於地、撒錢、一錢有窠、〈此名玉〉以之擊敵所指錢、中則爲勝、如誤中他錢、則〈此名借僧〉爲負、初撒時誤出筋外、則〈此名大僧〉爲負、

〔嬉遊笑覽 四雜伎〕意錢は、〈中略〉錢をうち中る事とも聞ゆれど、和名抄に毛無とも訓せたるをみれば、うつ事とは異なるべし、もむは採字などをもよみて、兩手にてするわざ也、されど攤うつと云事

穴一　木槌千打　面打　紋打

もあるは、錢を兩掌の內に持てよく念じて擲ち、其なめとかたとのあらはれたるをもて、勝負する事なるべし、

○

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕意錢　和名世遲宇知、俗云穴伊知、穴擲之訛乎、

一種地堀穴、大可容錢、而覘穴擲錢、入穴者爲自得取之、穴外錢任敵請擊之、中則爲勝、其餘如上法、○意錢近世有鍋島、開保、六道等數品、皆與擊壤同趣者也、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕穴一は元隣が寶倉に、花見の處幕のこかげには、雙六のどう／＼とふりならし、ぢやうさいとこのみ、穴一のあなかしましき聲たて、、われ一との、しり云々、これ雙六のことにいひたれば、穴一は采の目なるべし、一の采は目の穴の如くなれば是をいふか、よりて此戲もそのやうに穴の似たれば、名づくるなるべし、嘉良喜隨筆に、穴一外へ出るを左遷といふ、流さる、心なり、始め誰が敎たるぞ、其碩が賢女心粧一、をのこのすなる石取、穴一などの似合ざる惡遊び云々有る、長崎歲時記正月二日條に、此日は、○中略下賤の輩はスホ引、ヨセ、ケシ、カンキリ、カラバ、筋打などして樂むものあれども、右は博奕に似たるとて、親々堅くこれは禁ずるもあり云々、この下に圖說あり、スホ引は實引なり、ヨセ以下はみな錢を投る戲れにて、カンキリは常の穴一、カラは一名穴ボンと云は、穴の廻りにわをかきたり、筋打は江戶にてキズと云もの也、ヨセは小き木を地に立て、錢を投るに、その木の本によるをよしとす、ケシは地にうづ卷をかき、投る錢その正中によるほどを勝とす、うつ錢をハッソウと名付、二文又は三文を、飴をもてかさねつける、ハッソウは蠻語かといへり、古錢家に繪錢の厚きものを、福一玉と云る是なり、物類稱呼に、勞螺相州三浦にてつぼがいと云ふ、さゞえのふたをとうもいちといふ、是は童部の戲玩に、穴一といへる事をすなり、浦里にてあれば、錢のかはりに用るものかと云り、按に、とうもいちとは、投壷を和名にとななげとある、とななるべく、

いちは穴一の一なり、さて此戲錢をもてうつことは意錢(ゼニウチ)の名にも似つかはし、江戸にても木槵子を用ひし也、故にむ。く。打。とも、むくろんげとも云り、明和の初の川柳點、むくろんげおぶつてするが上手なり、近頃は瓦にて作れる小き面がた、又は紋畫しなどを用ゆ、め。ん。て。う。紋打など云り、

〔守貞漫稿二十八〕穴市

ア。ナ。イ。チ。ハ、アナウチノ訛也、穴打ヲ本トス、京坂ノ兒童行之、今世ハ錢ヲ用ヒズ、攤子或ハゼゞガイヲ以テス、ゼゞ貝江戸ニテ、キシャゴト號ク、小螺也、壁或ハ塀ノ下ニ、亘リ二三寸ノ半圓形ヲ地ニ穿チ、三四尺前ニ一系ヲ引キ、コヽニ立テ攤子及ゼゼ貝ヲ投ゲ入レ、穴中ニ納ムヲ勝トシ、若一二粒ニテモ穴外ニ出ルモノハ、別ノ攤子錢貝ヲ以テ打當之ヲ勝トシ、打過ルヲ負トスルノ戲ナレドモ、右ノ攤子ゼゞガイトモニ賭物トスル故ニ官禁アリ、攤子ハ皮ヲ去リ黑子ヲ用フ、號テツップト云、粒也、皮ヲ未去物ヲムクロジト云、手玉ニハ用之、又京坂ノ小兒錢ヲゼゞト云、是ニ用フ、小螺代錢ノ意ニテ、ゼゞガイト云ナラン、○中略右ノアナイチヲ、今世ノ小兒ハカポイレノ戲ト云、

今世ノ兒童ノアナイチト云ハ、地上ニ横二系ヲ引ク、二系ノ間三四尺也、下系ノ下ニ立テ上系ノ上ニ、ツブ及ビゼゞ貝ヲ投散シ、同物一粒ヲ以テ打當ルヲ勝トス、一粒ヲ以テ當ル料ヲ玉ト云、此玉ニ用フツップニハ、內ヲ空ニシ鉛ヲ納ルモノアリ、ゼゞ貝ニハ無之、

〔諸事留一〕天保三辰年十月廿二日

一土ニ而面形又は紋抔を作り、彩色いたし候、子供翫之品を以、小兒共集り、右品を投、當り候者之勝ニ相成、勝負致候由、錢ニ而取遣り不致候共、勝負之筋者同前ニ而、幼年之者共、風俗にも拘り、不宜儀ニ付、以來右體之儀爲致申間敷候、○中略右之通被仰渡奉畏候、仍如件、

天保三辰年十月廿二日　　　　　佐内町名主八右衛門煩ニ付
　　　　　　　　　　　　　　　代　長藏〇下略

〔天保度御改正諸事留　七〕辰十〇天保五年二月六日
　　　　　　　　　　　　　　　市中取締役　名主共

市中明地往還等ニ而、めん。ち。打。と唱、子供遊び致候由、右者賭事ニ紛敷候間、右體之儀無之様、町役人共ゟ申諭、且已來右めんちと唱候品、堅賣買致間敷旨、組々不洩様可申通、

右之通被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

　　　　　　　　　　　　　　　長谷川町名主
　　　　　　　　　　　　　　　鈴木市郎右衛門
　　　　　　　　　　　　　　　　外廿四人

右者、今日甲斐守様御白洲ニ而被仰渡候間、組々急速不洩様申通、早々行屆候様、御取計可被成候、

但本文被仰渡、太筆に認、自身番屋江張出候様御取計可被成候、以上、

二月六日　　　　　　　　　　　定世話掛

古事類苑

遊戲部二

圍碁 綴五 格五 倂入 亂碁附

圍碁ハ單ニゴトモ云フ、懷風藻ニ、大寶年中、僧辨正ガ唐國ニ遊ビ、圍碁セシコトヲ載セタリ、圍碁始テ此ニ見ユ、古來圍碁ニハ必ズ賭物アリ、或ハ布帛ヲ以テシ、或ハ紙ヲ以テシ、又錢ヲ以テス、其錢ヲ指シテ碁手錢ト云フ、後世德川氏ニ至リテ、物ヲ賭スルコトヲ禁ゼリ、德川幕府ニ於テハ、碁所ヲ置キ、京都寂光寺中ノ僧、本因坊算砂ヲ擧ゲテ之ニ世祿ヲ與フ、算砂ハ碁ヲ善クスルヲ以テ、織田信長、豐臣秀吉ノ時、旣ニ其寵遇ヲ受ケタル者ナリ、其後井上、安井、林ノ三家モ亦徵サレテ碁所ト爲レリ、

圍碁ハ、其巧拙ニ由リテ階級アリ、初段ニ始マリ九段ニ訖ル、九段ヲ最ト爲シ、是ヲ名人ト云ヒ、八段ヲ半名人ト云ヒ、七段ヲ上手ト云フ、初段ニ至ラザルモノハ、皆素人ト爲ス、

綴五ハ四目殺(ヨツメゴロシ)ト云フ、彼我互ニ碁石ヲ並ベ、我四石ヲ以テ敵ノ一石ヲ圍ム時ハ之ヲ殺シ、其數ノ多寡ヲ以テ勝敗ヲ決ス、

格五ハ五目並(ゴモクナラベ)ト云フ、亦互ニ碁石ヲ縱、橫、筋違ニ並ベ、敵ニ先ジテ五箇連續シタルヲ以テ勝トス、

〔倭名類聚抄 四雜藝〕圍碁 博物志云、堯造圍碁、(晉期、字亦作棊、世間云五、)一云、舜之所造也、中興書云、圍棊、堯舜以敎愚子也、

〔能改齋漫錄 七事實〕奕棋

孟子曰、奕秋通國之善奕者也、趙岐注曰、奕、博也、或曰、圍棊、論語曰、不有博奕者乎、又注云、有人名秋、據趙氏注、以博奕爲論、是未曉其義也、予按、春秋襄公二十五年左氏傳、太叔文子曰、今甯子視君不如奕棋、其何以免乎、奕者擧棋不定、不勝其耦、而況置君而弗定乎、杜預注曰、奕、圍棋也、揚雄方言曰、圍棋謂之奕、自關東齊魯之間、皆謂奕、故說文、奕從廾、言竦兩手而執之棋者所執之子也、奕者擧棋不定、不勝其耦、謂擧子下之、不定則不勝其耦、是棋爲子也、以子圍而相殺、故揚雄杜預云圍棋、

〔伊呂波字類抄 古人事〕圍棊 ゴ（亦作碁、棊作之、）

〔下學集 下器財〕圍棊（又云手談）

〔和爾雅 五嬉戲〕棊 ゴ（碁棋、奕圍、）

〔書言字考節用集 七財器〕圍棊 ゴ（博物志、堯造圍棊、丹朱善之、）　棊 ゴ（本字、碁、音奇、）

〔運步色葉集 天〕手談 碁

〔和漢三才圖會 十七嬉戲〕棊（音奇）　圍棋　一棊圓　坐隱（晉王中郎所名）　手談（晉支公所名）

〔顏氏家訓 下雜藝〕圍棊有手談坐隱之目、頗爲雅戲、但令人耽憒廢喪實多、不可常也、

〔世說新語 下之上巧藝〕王中郎以圍棊是坐隱、支公以圍棊爲手談、

〔能改齋漫錄 六事實〕坐隱手談

豫章奕棊詩、坐隱不知巖穴樂、手談勝與俗人言、按世說、王中郎以圍棊是坐隱、支公以圍棊爲手談、又語林曰、王以圍棊爲手談、在哀制中祥後客來、方幅爲會戲、然唐杜陽編云、大中間、日本國貢玉棊子云、本國南有集眞島、島上有手譚池、池中出棊子、此又何耶、

〔異制庭訓往來〕於戲論之遊者、圍棊擅六也、是又唐堯虞舜之聖主、爲其子商均丹朱之愚、仍作之敎也、所謂爲戒終日飽食而無爲者也、非偏好戲論之一門、聖人之依物立敎、誠如應病之藥也、雖然石之生

死簔之覆仰不存知、則不可向其局、

〔遊學往來上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、〇中略手增之圍棊、亂圍棊、

〔古今要覽稿遊戲〕○圍碁

圍碁は、堯造之とも、又舜造之とも和名鈔見えて、兩說一定しがたし、皇國へ傳來せしことは、いつの比といふこと詳ならず、今に碁琴不制限とあり、是ものに見えたるはじめにて、續紀聖武天皇天平十年紀に、大伴子蟲中臣東人と碁を圍みし事見えたり、吉備の大臣入唐して歸朝のみぎり傳へられし由、あまねくいへども、正しき書に見えたることなし、たゞこの大臣の入唐の繪詞に、大臣碁をしり給はずして、かの地にておぼえられたるよし見えたれども、此繪詞ははるかに後のものにて證となしがたし、貝原好古が和事始に、右の傳へは全く俗說にて、取るにたらずとのみいひて、傳來の考は何とも見えず、思ふに吉備の大臣の入唐は、元正天皇の靈龜二年にて、歸朝は聖武天皇の天平七年なれば、在唐二十年なり、吉備公秀才經史を研窮し、群藝を學び得て、碁雙六も此時より傳來せしならんとおもふもうべなれど、これよりさき文武天皇の元年に、禁博戲遊手徒其居停、主亦與居同罪と續日本紀見えたるなどおもひわたすに、文武天皇の元年は、吉備公歸朝の年に先立つ事三十九年なり、此時既に雙六樗蒲の類ははやく渡りて、流行甚しかりしと見えたり、しかれば雙六樗蒲の類のみ渡りて、碁のみおくれて渡りこしものともおもはれず、かつ碁は令に不制限と見えたれば、此時の停止には猶もれておこなはれしものならんか、其よしは元明天皇の和銅四年、太安麻呂奉勅て古事記を撰し時、稗田阿禮が口づからいふことを、一言もたがへず書き移されたるよし序に見えたる、かの記の神代の段に、於乃碁呂島と碁字を古の假名にかりもちひられたるを見れば、其比專ら流行して行はれたるものならんか、さあらではふと書出る假字に、耳遠き字を用ふべきことかは、しかれど字は早く渡りて、物の渡りこざりしもの

制令

も有りぬべければ、字さへ渡りて志りたらんには、書出ぬことやはあるともいふべけれど、吉備公の入唐の繪詞に見えたる如く、かの地にて碁といふものは何物ぞといふやうにとはる丶ばかり志れざるもの丶、文字のたとへ渡りゐたらんにも、ふとにはかにおもひ出て、物も志れざる耳遠き字を書くべき事かは、かの記中、右の外にも見えたる所あり、とにかく吉備の大臣の入唐以前に渡りし事志られたり、たゞし吉備公歸朝ありしよりして、碁譜口訣等も傳はりて上達せしことは、この頃よりやさかんなりけん、吉備公入唐は玄宗の時なれば、西土もこの道に高手のもの多かりし時とおもはる、さて此後よりして天下さかんにおこなはれ、圍碁の沙汰くはしくなりもて來れるが故に、吉備公の傳來のやうにふといひ出たるものならんか、又ある人の考に、圍碁の傳來は、恐らくは朝鮮よりならんか、其故は吉備公入唐は、玄宗の開元四年なり、朝鮮史略に、圖人書、碁詔、以參軍楊季鷹爲副璘、到國獻道德經、とあるなど思ふに、朝鮮にははやくより碁を能するもの多くありしと見えたり、此時西土にても楊季鷹を遣はして、學ばせしものならむとおもはる、とにかく朝鮮は皇國に通せしは、崇神天皇の御時より渡り初めて、西土の來聘よりははるかに以前なり、殊に百濟より王仁の類ひ來りて經書わたり、又三十代欽明天皇の御代に佛經渡り、すべて西土より先に種々の物を渡し來さしめしものならんかといへり、此說によるべきにや、とにかく吉備公の歸朝まへに渡りし事は正しく志られたり、

〔令義解二僧尼〕凡僧尼作音樂、及博戲者、(謂雙六、樗蒲之類也、)百日苦使、碁琴不在制限、

〔帝王編年記十三仁明〕承和二年三月十五日、弘法大師有遺告等、碁琴非制限之由、雖載僧尼令、門弟等圍碁雙六、總以可停止、

〔律疏職制〕凡聞父母若夫之喪、匿不擧哀者、徒二年、(○中略)雜戲、杖八十、(○中略、雜戲、謂樗蒲雙六碁之屬、)

〔御年譜附尾〕慶長十年八月　附曰、十日伏見城御制法、(○中略)

手法

一圍棊象戲、諷灑打、扇切、相撲以下、於仕之者、可致言上事、

〔正寶事錄 一〕覺

一町中ニ而、棊將棊雙六、當座之慰にも、金銀之儀は不申及、蠟燭一紙一錢之諸勝負かけ、堅仕間敷候、

辰八月 元〇承年應

右は八月十三日御觸、町中連判、

〔雍州府志 七土產〕棊盤〇略中 倭俗爲棊雙陸之戲謂打、

〔壒囊抄 一〕棊ノ手ニ付テ、ウチカフ、ノゾクナド云、其字ハ何ゾ、左樣ノ字、皆棊經ニアルベシ、取分テ卅二字ノ難字アリ、

衝 幹 綽 約 飛 關 劄 割 粘 頂 尖 覰 矃 関 打 斷 行 立 捺 聚

點 跨 夾 拶 辟 勒 揲 征 持 殺 綴 嫛 等也〇塵添壒囊抄訓シチヤウ

〔玄々棊經〕圍棊三十二字釋義

立 歷也、沿邊而下子者曰立、恐彼子有往來相衝之患也、

行 行也、連子而下曰行、使有粘連不斷之緒也、

飛 走也、隔一路而斜走曰飛、有似禽鳥斜飛義也、

尖 儉也、兩路斜儉而下子曰尖、使有覰之之意也、

粘 連也、彼欲以子斷之、我卽以子連之、故曰粘、

幹 間也、謂以子間之曰幹、

綽 侵也、以我子斜侵彼子之路、而欲出之曰綽、

約 攔也、以彼子斜攔我之頭、而反閉之曰約、

關　隘也、兩手相對而立者謂之關、有單關雙關之名、

冲　突也、直達子而入關謂之冲、

覷　視也、有可斷而不斷、先以子視之曰覷、

殺　提也、棊死而結局曰殺、既殺而隨手殺曰復殺、俗又謂之提、今集中但以提字書之、欲易曉之耳、

劄　北也、有若兩虎口相對者、夾而北之、使有復殺、

頂　撞也、我彼之子同路而直撞之之謂頂、

捺　按也、以子按其頭曰捺、自上而按下也、

跳　魁也、我彼之子皆相倚聯行、而我子居下、勢不能張、而欲先取其勢、則以我子斜出一路而壓彼子之頭、若魁首之狀也、經曰、寧輸數子、勿失一先、正此意也、

門　閉也、閉之使不得出曰門、隔一路曰小門、二路曰大門、

斷　段也、段之而爲二曰斷、

打　擊也、謂擊其節曰打、連打數子曰趕、

點　破也、深入而破其眼曰點、旁通其子曰透點、

征　殺也、兩邊逐之、殺而不止曰征、

綽　截也、謂以我子往彼之頭、絡夾著斷也、使之急應曰綽、

聚　集也、凡棊有未全眼者、則反聚而點之、有聚三、聚四、花聚五、聚六之類、

劫　奪也、先拔子曰拋、後應子曰劫、乃有實東擊西棄小圖大之功也、

撥　逼也、以子促而逼之曰撥、

撲　投也、以我子投彼穴中、使其急救曰撲、

勒　束也、使其無眼曰勒、與劄割之義小異耳、

刺　刺也、連子而直入曰刺、若戈戟之傷、此亦使無全眼也、

夾　甲也、兩子夾一子曰實夾、兩子自夾曰虛夾、

盤　蟠也、兩棊隔絕、而欲連之、沿邊度子曰盤、

鬆　慢也、棊家取其珍瓏透空疎而不漏之謂也、

持　和也、兩棊相圍而皆不死不活曰持、有兩皆無眼者、有兩棊各有刧者、有各一眼活者、有彼棊兩段各一眼、而我棊一段無眼、間其中而俱活者、蓋取其鷸蚌相持之義曰持、

〔日本風土記 五 棊格〕圍棋

其圍棊呼音曰俄棋、盤亦分三百六十一著、棊子亦分黑白二樣、圍佔之法、大意相同、亦知打急呼曰過戶之著識接斷、呼曰子吾、其兩不入、呼曰了無是、但負勝與中國殊、假如圍佔著數、將內所得彼棋子捨于手、各收之待盤內、兩圍佔畢、然後各將所得棋子、塡彼所佔空內、兩皆塡滿爲和局、如塡滿是爲輸局、塡滿內多一著、是爲贏局、外和局呼曰是我、贏曰各打、輸曰埋吉打、

〔太平記 二〕三人僧徒關東下向事

昔天竺波羅奈國ニ戒定慧三學ヲ兼備シ給ヘル一人沙門ヲハシケリ、一朝國師トシテ四海倚賴タリシカバ、天下人歸依渴仰セル事、恰大聖世尊出世成道如也、或時其國大王、法會ヲ行ベキ事有テ、說戒導師ニ此沙門ヲゾ請ゼラレケル、沙門則勅命ニ隨テ鳳闕ニ參セラル、帝折節碁ヲ被遊ケル砌ヘ傳奏參テ、沙門參內由ヲ奏シ申ケルヲ、遊シケル碁ニ御心ヲ入ラレテ是ヲ聞食レズ、碁手ニ付テ截ト仰ラレケルヲ傳奏聞誤テ、此沙門ヲ截トノ勅定ゾト心得テ、禁門外ニ出シ、則沙門首ヲ刎ニケリ、○下略

〔圍碁四角鈔〕碁之調字

一碁に三十三法あり

立　行　飛　尖　粘　幹　約
綽　衝　關　覘　殺　刎　頂
擦　蹊　門　斷　打ゝ　點　征
眸　膵　粲∴　切　拶　棒　劫
動　夾　盤　盤　持

一右のほかにつかふ罫字

逆　關　覗　除　塗　緊込　跨
實　咀　仰　刺　入道　聖目　星目
井目　手道　贏輸　覆劇　持碁　助言　先
碁筒
綴五∴　錢三‥　硬節∵　虎口∵

〔一話一言二十二〕碁打の花見

きさらぎ中比、四方の花ざかりなりとて、京中の男女、老たるも若きもいさみあへる、我も友びとに誘れ、先東山の花と急ぎ、四條河原鼠戸の前をゆくに、上下となく立こみて、ゆくとも歸るともあしもとをしられず、からくくゞり出て、祇園の櫻門に立やすらひ、をくれし友を相待けるに、我よりさきだちて、いづくともしらぬ人ふたり、心しづかにみえて、打かたらひゆけり、ひとりは色白。なる男と、ひとりは色黑き人也。井垣のもとに、まだつぼみたる花あるをながめ入て、色白なる男のいふ、
ひ。ら。か。ざ。る。花のかたちや重か半
跡に先に諸人のゆくを見て、黑き男、

我がちにつゞきて出る花見哉

林に碁をうたせける人のあるを見て

碁串はすみかけてうて花の下　　白

ふしぎなる事をいふ人々かな、此句作をきくに、皆碁の手の詞也、日ごろ碁の友にて遺恨は有ながら、互ににくからぬ中なれば、けふは打つれ出づるが、かゝるいひすてまでもはげむにやと推したり、そこにて彼二人がつれたる供の者どもをよびて、汝らは清水山に行て花の陰に待べし、芝居は何人のをさゆるともをしてとれ、先をとらるゝなといひて、

花によき所をとるや先手後手　　黒

人々の入こまんに、幕を打て、したをはふて出入せよといひつけて、

遊山する地をやぶられな花の陰　　白

おかしき事と思ひ、猶跡をしたひてきく程に、かたわらに幕打まわし、大勢ならびゐたる中に、おさなき人影も見へて、うたひまふ聲しければ、

見や花ののぞき手もがなまくの内　　黒

花見にはせめあひなれや順の舞　　白

中手こそならぬ花見のまとゐの場　　黒

此二人の知たる人ひとり、たど／＼しくゆくを見付て聲をかけけれど、しらず過ければ、

手をうつをしらざるは何花の友　　白

つひには此人もあいつれて

見をとしをせぬやなみ木の花ざかり　　黒

あれを見ん、これをといふをきゝて、

四町にやかゝりがましき花の友　— 白

清水の花はけふを盛也、其中にかつ咲残りたるもあり、又枯て時しらぬもまじれりけるを、

・所々だめをさゝゐやはなざかり　— 黒

いたみてやまだ目をもたぬ花の枝　— 白

鷄籠といふは、大かた散過たるを、

あげはまとなるしほがまの櫻哉　— 黒

爰に垣ゆひまはし、あたりへ人をよせざるあり、色ことさらにみえければ、

守るてふ關はやぶらじ花盛　— 白

山に行て、爰かしこに酒盛しけるを、

さしかはす花見の酒やかたみ先　— 黒

よわからぬ相手もがもな花見酒　— 白

花にゑいて皆持となるや下戸上戸　— 黒

あまりに呑過して、歸るさうたてかるべし、ひかへられよといふて、其のむ人にかはりて、

興さむるかためはいかに花の醉　— 白

此三人も、をのが芝居に入て盃さし出けれど、ひとりは下戸とみえて、さかづきをもとりあへねば、

さかづきは打て返しよ花の友　— 黒

あれなるを一枝おりて、家づとにせまほしけれど、人の見るめ、をとなげなし、おらじといへば、彼にあいたる友のいふ、これ程たくさんなる花なれば、何のくるしかるべき、たゞ〳〵おられよといへりければ、

花の枝は助。言。のごとく切。て。と。れ。　白
ゐる人には。ね。か。け。よ。かし花の露　黒
よそを見る顔しておるや打。か。ひ。手。　白
折えたる花や梢の猿。は。ひ。手。　黒

花守のとがめたらん時には

手。を見せよおるかおらぬか花の枝　白
花守やおるを見付て追。お。と。し。　黒
見とれては目。あ。り。目。な。し。よ花の色　白
花あらば道。ても見まし岩根道　黒
打。はさめちる二またのはるの雪　白
高みより飛。手。にちるな花の枝　黒
木ずゑまでわ。た。り。手。もがな花盛　白

手づから茶をたてゝ

こ。う。たてゝ見るは花なる白茶哉　黒

家の内にて、ちいさき枝を見るさへうれしきに、まして此遊山はとて、

花少しい。け。てだに見し竹のふし　白

けふ此山に打むれたる人々、いくらにやといひて、

も。く。算。のならぬ群集や花の山　黒
種や人まくに及ばぬは。る。の山　白
夕日にはむかへど花はひがし山　黒

けふ此二人のおかしき手あひをみて、こなたには何事も思ひよらず、あまりはゐなさに、

斧の柄は朽ぬにもどる花見哉

寛文二年三月中旬　立圃

〔日本行脚文集 六〕圍碁記　白色空陽の大極は、形よりうへの至誠の具、黒色相陰の無極は、象より下にあらはれて明徳の器なり、所謂二か一かの顯密、動靜端なく、變化窮りなきの矩ぞおかしきや、焉によりて是を庭に、棋一局の上に、盤法碁一の修行あり、一手いづれの先にかへる、一三をうみ、三亦三をよびて、九曜を聖目と名づく、細目は年月のたゝかひ、三百六十の骨頭の奴婢も思慮に退屈、手に無盡の公案を困じにたれば、九萬八千の毛孔の香爐も分別に汗を催、兩人二儀の中央、土臺四角の金色盤、其色黄なる滿盤を錬合し、その香宮の響子聲丁々然たり、石に黒白の凡聖を見せ、四數五時の手だて、八宗に經緯たり、中にも九年盤壁の塵の達入道、自己の心眼を二…て、上根上智の顴から水をかけ、高談善巧の唇に碁椒を吸つけしも、しらぬ顔したるぞ世一の碁所とはいふめる、此玉盤會下に、不變常先の碁祖六祖、七目亂のつくり物をむねとし、一千七百則の碁鏡をつゞり、四目ごろしの狗子髻髮、六目むさしの野狐童をはじめとして、高慢魔心の障貴しを髏にせんとなるべし、嗚呼先手は既に沙羅林にさり、後手はいまだ雞頭城の碁笥より出ず、番除の中座に、觀を見て、無門のせきのやぶれに爪彈し、不禪の根なし石にかたづそのむ、亂碁紛灰の抓合になりて碁代をあらそひ、あるは竹の節の圍に迴遙し、寢濱の原に遊戯す、下手の永踨、百會の寶物をおとし、五陰幻城の貴合に駁を進み、四蝕泡軍の追落しにすくみ手をうち、又は三有沈淪の仇手、五夢顚倒の侮手、碁敵の因果綿をいどみ、碁罵に舌をかへさぬ、文に曰く、横無初終二世碁心、たがひに前生の罪を償とり手だまし、五欲の數、三毒の巣に、祖禍ト侻焉ト、無明の手負石に煩惱の門をはく、かつ邪正一目を捨、十地に眼をねらひ、無爲の晶地に尖まはる、ある時は二河

の粘橋を盤にかゝり、三界唯關を見損じ、心外無間の穴へ挾しを、毒蛇の口網をもて胖ぞあいなきや、有無の中碁に至りては、諸方實目に見まはし、崩限の終焉、目まぎれに惑ては、過去塵點の刼のたて替なく、外にむかつて助言を求、左右に着して宮仕小性の目せゞして、小盞の抑を握り、肴を捺に、手爲見禁の扱をもきゝいれず、あなや生死の點におどろき十廾卅棒の目算に跨ある時は善惡不二の幹をくらはし、涅槃ともに斷をいれ、直指人身の掌に隱濆をしては、見生上手の品をあらはし、修多羅の碁經は、徒目さす指のごとし、八萬諸勝負の奥の手も一目不切、碁聖別傳、不立凡石、只あらまほしきは本來の待石を見立、不行不來の征を悟、盤中乾坤の夢石を直し、有漏の消地をさゝむよりは、事理持碁にうちなし、檜栢のばんじを放下して、無念無生の線香を杖につき、非空の心庵にかへり、碁勢不可得の定石を見つけ、贏輸の境を離れ、黧烏の間に居らば、無無無無と斆こそおかしけれ、

〔運歩色葉集 地〕定。石。碁

〔圍碁式〕先手事

初番の先。手。をひとしくあらむにをいては、むねとの人、若は先達にはうたせずしていそぎすべし、所をそく義なり、聖。目。に可レ打、さけてをくは樣々しくてけましき也、次の手は心にまかすべし、先の手をば中。聖。目。に打入べくやとおぼゆ、其故は中に打つればか。さ。をうたる、中の池をとられず、四。丁。不レ被レ懸、又我爲には此等の事に皆便ある也、但是はこのみによるべきにこそ、

〔源氏物語 五十三 手習〕くるしきまでもながめさせ給ふかな、御碁うたせ給へといふ、いとあやしうこそはありしかとはのたまへど、うたんとおぼしたれば、ばんとりにやりて、我はと思て、せ。ん。せさせたてまつりたるに、いとこよなければ、またてなをしてうつ、

〔倭訓栞 前編十三 世〕せん略○中　圍碁にいふは先の字音、先手をいへり、唐書朱全忠先手、通鑑正誤

に、如奕棊之先手也と見ゆ、

〔因云碁話六〕聖目の事

近來上州邊の老人の話に、局面の中央へ先を置事を太閤先といふよし、其の義は豐臣太閤秀吉公、圍碁を好みたまひけるが、中央へ先手を置きて、敵手の眞似をすれば負ることなし、神妙か一目勝になる理なりとのたまへりといふ、圍碁口傳に、數深が說に曰、まねび碁といふ事あり、普通の人は不知云々、眞似碁の事をいふか、若くは太閤先の事ならば、極て僻說なり、十八手にて眞似不成打方あり、

〔因云碁話十〕和漢同趣

筭哲天文の理を考へ、寬文年中營中釣覽の圍碁に、本因坊道策と先著を、勢子の中央へ置く、然れども筭哲九目碁を負たり、淸朝の國手汪漢年なる者、大極へ先を置きし事あり、國は和漢を分ち、人は先後を隔といへども、相似たる事なり、

〔音言字考節用集八言辭〕互先タガヒセン　タガイセン　圍碁所言

〔續世繼七ありす川〕つちみかどの齋院と申て、禎子內親王と申ておはしき、〈略〉中歌なども、人々まゐりてよむをりも侍けり、水のうへの花といふ題を、ときのうたよみどもまゐりてよみけるに、女房の歌、とり〴〵におかしかりければ、むくのかみとしよりも、むしろにつらなりて、このうたは、圍碁ならばか。た。み。せ。む。にこそよく侍らんなど、とり〴〵にはめられけるとぞ、

〔慶長見聞集六〕仙桒碁すきの事

むかし〈略〉中小田原に、武與左衞門順衞木齋藤などゝいひて、碁よく打者共ありしばか山田にた。が。ひ。せ。ん。の碁、いづれも眞野には三つ四つの碁なり、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕今石九ツおくを、せ。い。も。く。といへど、此九ツ置べき處の黑星は、一ツにても聖目な

り、今人の碁うつを見るに聖目をさけて打、古法と異なり、殊に先手に中の聖目に打こと見及ばず、

〔圍碁式〕目算事

石を大旨立てと、半番と、結ちかく成てと三度すべき也、せめていどむときに、合ては敵のはまをうちとらむ度に、かぞへて可知也、敵のはまの員をとりなば目算不可違、十目計の勝負は習にて我よはく覺也、其心を行はからふべし、勝になりぬと覺ゆるばかりにてかぞへぬは、あやまちの時にいでくるなり、必かぞへ勝負をば可存なり、目算第一の大切也、目算のよきといふは、かぞふるともみえぬ樣にて、さりげなく見せながら勝負をみる也、上手なれども目算をろかなるは、たのもしからぬ事也、二ぢうなれども、目算よくすればまけをせぬなり、見證の目をたのむべからず、かならずあしき也、また石を打たる番は、かちとみえて負る事のあるなり、

〔吾妻鏡十八〕元久二年閏七月廿六日辛亥、右衞門權佐朝雅候仙洞、未退出之間、有圍碁會之處、小舍人童走來、招金吾告追討使事、金吾更不驚動、歸參本所令目算之後、自關東被差上誅罰專使、無據于遁逃、早可給身暇之旨奏訖、〇下略

〔書言字考節用集九言辭〕劫コフ事類、宋王褒文圍碁爭劫云々、又說文、人欲去以力脅止曰劫、

〔倭訓栞前編九古〕こふ〇中略　圍碁にいふは劫字也、源氏におもきこふにといふも、劫にとりてつむる意也、

〔圍碁式〕劫事

我石をば、かねて劫なきやうに打置て、敵の石を劫に多成樣に打成シト思ふなり、打てとらるゝ跡に、手を打、劫をせむとするまで案ずる也、碁の手を案ずるといふは、劫に成員をかぞふるなり、劫をするには吉番をばたばうて、つまりてさしかへむずる所にあてむと思也、また始は劫をきらは

ず用る事有也、

〔古今著聞集〈博奕十二〉〕建長五年十二月廿九日、法深房のもとに形部房といふ僧有、かれとふたり圍碁を打ける程に、法深房の方の石、目一つくりて其うへこうを立たりければ、たゞにはとらるまじといはれけり、形部房云、目は只一也、こう有とても又目つくるべき所なし、そばにせめあふ石もなし、にげて行べき方もなし、いかでかとらざらんと、法深房が云、それはさる事なれ共、外に所こうの所有、是をこうに之ゐたらんずれば、まさる敵を取て勝べし、所こうの石をおしまれば、目一のうへのこうつがさすまじければ也、形部房云、所こうはさる事にて候へ共、それをたのみて目一の石いくまじきをせめて候へと候〈〇候原脱、今據一本補〉いはれなき事也と、たがひにあらそひて、ことゆきがたきにより、懸物を定めてあらがひに成にけり、當世圍碁の上手共にことはらせける、先備中法眼俊快にとひたりければ、所こうにかせう一ツとはこれが事なり、法深房の理り也と定めつ、次に珍覺僧都にとふに、又法深房の理也とさだむ、次に如佛にことはらするに、判に云、目一ありといへ共、所こうのあらんには、死石にあらずといへり、自筆に銘て判形くはへてをくりたりけり、此上は又判者なければ、法深房の勝に成りてげり、形部房懸物わきまへ風呂たきなどして、きらめきたりけり、抑之はすの二十九日、さしものまぎれの中に、圍碁をうつだに、打まかせては心付なかりぬべきに、所々人つかひをはしらかして判せさせけるこそ、興ゆるさるゝ程の數奇にて侍れ、俊快法眼は感歎入興しけるとぞ、

〔因云碁話〈九〉〕本能寺にて圍碁の事

天正十年、信長公明智光秀が中國の毛利征伐援兵に趣く武者押しを、御覽成されべき爲め、近州安土より御登りなされ、京都本能寺に御逗留なり、六月朔日、本因坊と利玄坊の圍碁を御覽、然るに三。劫。といふもの出來て、其碁止めとなり、拜見の衆中も奇異の事に思ひけるとなり、子の刻過

ぐるころ、兩僧歸路半里ばかりにて、金鼓のこゑ起るを聞きおどろきしが、是れ光秀が謀反して攻め來たり、本能寺を圍むにてぞ有ける、翌二日同所にて信長公御生害なり、後に圍碁のことを思ひ出だして、前兆といふこともあるもの哉と、衆皆々云ひあへりといふ、またその時の碁譜成とてつたへたり、此の碁をおもひ見るに、利玄が隅の石をとらるゝを見損じたる本因坊が、布置手配の樣子、是亦前兆ともいふべき歟、

〔鹽尻三十九〕いつの年なりけん、本因坊、死に臨みて口吟せし歌とて人見す、自家の業に合せて、いと面白し、

碁ならばやかうにもたてゝ生べきを死ぬる道には手一つもなし

〔書言字考節用集九言辭〕征點圍碁所言　止長同上

〔倭訓栞中編十〕しちやう○中略　圍碁にいふは四張の義にや、征字を譯せり、

〔圍碁式〕先手事

先の手をば中聖目に打入べくやとおぼゆ、其故は中に打つれば、かさをうたる、中の池をとられず四丁不被懸、

〔守武千句〕姉何

あづま路のはてとおもへど碁を打て　四てうにかくる佐野の船はし

〔倭訓栞前編二十四〕はま○中略　碁に濱といふも、濱の眞砂の意にとるなるべし、

〔拾遺和歌集九雜上〕天暦御時○中略　一條攝政○藤原伊尹藏人頭にて侍けるに、おびをかけて御ごあそばしける、まけたてまつりて、御かずおほくなり侍ければ、おびを返し給ふとて、　御製

しら浪のうちやかへすとまつほどにはまのまさごの數ぞつもれる

〔倭訓栞中編十三〕だめ　碁にいへり、むだめの略にや、徒目など書り、或は儺目と書り、方相氏の四

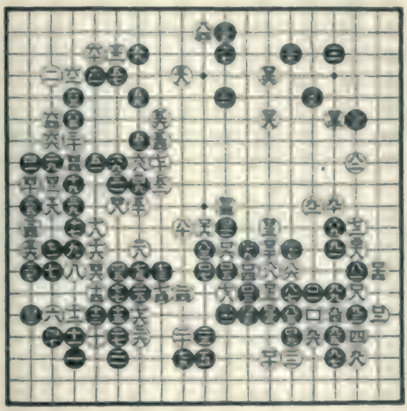
〔坐隱談叢 一〕第六圖

天正年中

中押勝 本因坊算砂

先 鹿塩利賢

百三十手



〔坐隱談叢 二〕第三十六圖

延寶二年

本因坊道策

二子一目勝 安井春知

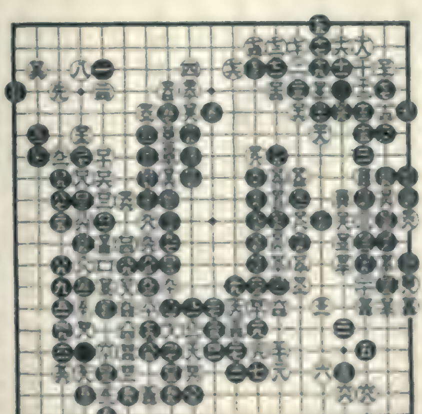
劫トル　仝　劫ツグ

劫トル　劫トル　二ノ十三

三ノ九　仝　ツグ

劫二ノ十三　仝　仝

二百手以下略



後世此ノ棋ヲ以テ棋聖道策一世中ノ傑作ト稱セリ

目に據にや、或攤の目にや、源氏には、けぢめさすと見えたり、

〔倭訓栞前編九〕けち○中略源氏などに、のり弓にいふけちは、結の音也、棊のためさす事をも、けちさすといへる亦同字也、

〔圍棊式〕結事

半番過る程より、結を心にかけて、結鼻をとりて、敵に一手も先手を取せじと、次第を案つゞけてさす也、はたをばかねて、結にいたまぬ様に打をくなり、敵の石をさしよき様に打なしてをかむとおもふ也、所詮勝負結により、能させば二十目などの負をさしよする也、手をとりなれども、鼻をだにも取はじめられぬれば、上手こたへて無術事なり、

〔源氏物語三空蟬〕なぞかうあつきに、このかうしはおろされたるとゝへば、ひるより西の御かたのわたらせ給て、棊うたせたまふといふ、○中略ごうちはてゝ、けちさすわたり、こゝろとげにみえて、きは〱しうさうどけは、おくのひとは、いとしづかにのどめて、まち給へや、そこはぢにこそあらめ、このわたりのこうをこそなどいへど、いで此たびはまけにけり、すみのところ〲、いでいでと、をよびをかゞめて、とを、はた、みそ、よそなどかぞふるさま、いよのゆげたもたど〱しかるまじう見ゆ、

〔宗長手記〕越年は、○大永三年薪酬恩庵傍、捨窘下爐邊、六七人あつまりて、田樂の鹽噌のついで、誹諧たびたびに、○中略

　棊盤のうへにはるは來にけり　宗鑑

うぐひすのすごもりといふつくり物

　朝がすみすみ〲までは立いらで　宗長

是も愚句、つけまさりはべらんかし、

〔倭訓栞中編十四知〕ぢご。持碁の義也、兩方勝負なきをいふなり、

〔因云碁話六〕聖目の事

圍碁贏輸なきを持碁といふは正字にあらず、歌合に勝負左右にこれなきを持ちといふにならへるなるべし、然れども圍碁三十二字釋義をみれば、持はせきのことをいふなり、持碁の正字は芾なり、通玄集に、勝敗なきを芾といふとあり、又停路を芾と爲とも見えたり、停は定なり、遶はぬと云ふ意なり、芾はものを二つ分にするを云ふ、本邦にて勝て路多きを中押勝といふ、〇中略駿府大御所樣御前に於て、本因坊利玄坊との圍碁に、四十九目勝と、算砂が勝負記にあり、中押勝もあり、思ふにこれは、大御所樣何程の勝ちかつくりて見よと、御意ありしなるべし、當今にても負方の任意なれども、二十目以下は止合するなり、又僅に負とされば、十目餘なれば中押負にするものもこれあるなり、古譜に於て余が觀たる大負は、算哲が道策に廿五目負、右同人道悦に廿二目負、仙億が烈元に三十一目負、是れは相良侯(田邸)にての圍碁なり、互にはやき性質故、四時より圍み初め、八ッ時半に畢、目算を不爲故なりといへり、然れども高段の圍碁には、不相應戒むべく、また耻づべきこととなり、算節が知得との圍碁に、四目負の碁を不止合、中押にせしは奇異のことなり、是れは勝ちにも成るべくおもふ碁をまけしゆえ、憤怒せしなりといへり、その碁を見るに、雙方氣骨ありて頗る有趣、稀なる事故其の譜を載せたり、

〔續碁平年表〕弘化元年五月、是月下旬、碁方井上因碩上書、(圍碁の術としても、只以自己を守を以て、一と仕候、勝負を論候者は、衆人之事にて、爲棊に王侯面者、白石を取候得者、必負申候、御治亂皆一局に爲し申候、右之對局に、若誤て損毛又は不意に之勝に逢候得者、益己を守り候より外無之、故に其損毛を補はんと急候得ば、細敗亂と相成候、中略)

〔運步色葉集伊〕一盤(碁ノ事也)　一目(碁)

〔松屋筆記百六〕碁聘碁に贊ばんといふばんの字

作法

棊將棊に幾ばんといふばんの字を、碁と書は誤也、一枰二枰など枰の字を書べし、舊本今昔十二卷卅三語に、碁一枰打タムトト、弱氣ニ云バ云々とあり、

〔江家次第 五二月〕列見
事畢、公卿自後戸出著朝所、〇中略四獻此以後用土器居餅餤、大辨拔笏執笏候氣色、上卿不拔笏不執笏揖許、或上古此間有圍碁事

頭書　圍碁召公卿若辨少納言中、能碁之輩圍之、〇中略其儀六位外記二人、持碁盤碁笥居上二枰、置公卿座東、二枰東西相對史二人取菅圓座四枚、敷碁枰南北、上首二人居北圓座、上首把黑、下﨟把白、公卿以下移著碁所、相分爲念人云云、

〔圍碁式〕向局事
先石のふたをあけて、黑きを敵のかたへやりて、白を我は取べし、

〔大諸禮〕萬躾方の次第
一主人碁をあそばし候はゞ、碁盤をなをす時、貴賤の方へ黑を置べし、但夜は白あがりたるべし、何も陰陽の心得也、去ながら又は主人の御意にもまかすべし、

〔今川大雙紙 上〕躾式法の事
一主人と碁雙六參る事、主人には白石にてうたせべし、其故は夜るなど參には、我が石にまぎるるゆへ也、

〔宗五大草紙 上〕色々の事
一圍碁は百目宛を春夏秋冬にあつる物也、さて貴人と碁を參らん時は、盤の上に二ッ候ごげを、御好みにまかせて御取候時、殘たるを可給、こなたより參らせば、白を進すべし、

〔酌并記 三〕一碁盤將棊盤持て出る事

圍碁例

何時もあかりを横に請て、ゆがまぬように竪に置也、碁盤の上にごけ置ながら、わろく持ては自然すべりて落る物也、持にくきと思はゞ先碁盤を出し、後にごけを持て出、盤の上にたてに置くべし、北東に白を置様にすると云說有、それは餘り物まりがはにてわろし、何となく長き方に、たてにごけ二ッならべて置べし云々、ごけは碁笥なり

〔嬉遊笑覽 四雜伎〕古昔碁子、貴人及高手黑を用ゆ、今まからずといへり、前にもいへるごとく、上手とて黑を取にあらず、貴人長者は黑をとる也、二人同等の人ならば、上手のかた取べきにや、貞德が油粕、握られん物かやたゞは置まじや調半とふもつらき碁がたき、吾吟我集、ちやうはんと名のりかけ碁の勝負にはぬすみをするは道理せんばん、續山井、如貞握る手をてうか半とやかき戯、

〔懷風藻〕辨正法師者、俗姓秦氏、性滑稽善談論、少年出家、頗洪玄學、大寶年中、遣學唐國、時遇李隆基龍潛之日、以善圍碁、屢見賞遇、

〔江談抄 三雜事〕吉備入唐間事

吉備大臣、入唐習道之間、諸道藝能、博達聰慧也、唐土人頗有耻氣、〇中略唐人議云、才ハ有ドモ藝ハ必シモアラジ、以圍碁欲試ト云テ、以白石擬日本、以黑石擬唐土テ、以此勝負欲殺日本國客樣ヲ欲謀間、鬼又聞テ令告吉備、吉備令問、聞圍碁有樣、就列樣計組入三百六十目計別天井格目、一夜之間案持了之間、唐土圍碁上手等、撰定集テ令打ニ、持ニテ打、無勝負之時、吉備偸盜唐方黑石飲了、欲決勝負之間、唐負了、唐人等云、希有事也、極テ性ト云テ計石黑石不足、仍課卜筮占之、盜テ飲ト云、推之大腹ニ在腹中、然者瀉藥ヲ服セシメントテ、令服呵梨勒丸、以止封不瀉之、遂勝了、

〔續日本紀 十三聖武〕天平十年七月丙子、左兵庫少屬從八位下大伴宿禰子虫、以刀斫殺右兵庫頭外從五位下中臣宮處連東人、初子虫事長屋王、頗蒙恩遇、至是適與東人任於比寮、政事之隙、相共圍碁、語及長屋王、憤發而罵、遂引劍斫而殺之、東人即誣告長屋王事之人也、

〔日本靈異記 上〕皆讀法花經品之人而現口喎斜得惡報緣第十九

昔山背國有一自度沙彌、姓名未詳也、常作棊爲宗、沙彌與白衣倶作棊時、乞者來讀法花經品而乞物、沙彌聞之輕咲皆、故假己口詃音効讀、白衣聞之、棊條恐矣、白衣者作棊毎遍而勝、沙彌者遍猶負、於是卽坐沙彌口喎斜、令藥治療而終不直、棊五反

〔續日本後紀 一仁明〕天長十年三月壬寅、天皇御紫宸殿、賜群臣酒、有圍棊之興、訖賜親王以下御衣被各有差、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年七月庚申、是中旬之初也、上御紫宸殿、賜侍臣酒、乃至促親王大臣座於御床下、令以圍棊焉、夕暮而罷、賜親王大臣御衣、次侍從已上祿、各有差、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年三月庚戌、是中旬之初也、天皇御紫宸殿、賜侍臣酒、至御床之下促侍臣座、令以圍棊、且彈琵琶、日斜酒罷、賜大臣御衣、

○按ズルニ、承和元年七月庚申、三年三月庚戌、並ニ十一日ナリ、類聚國史之ヲ旬宴ニ收メタリ、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年六月戊午、天皇御紫宸殿、賜侍臣酒、且令圍棊、天皇依炎熱脫御紈、勅侍臣同亦脫之、喚相撲司幷令奏音樂、侍臣具醉、賜親王已下、五位已上御衣被有差、

〔文德實錄 五〕仁壽三年四月甲戌、大内記從五位下和氣朝臣貞臣卒、○中略貞臣爲人聰敏、質朴少華、性甚長雷、不留意小藝、唯好圍棊、至於對敵交手、不覺日暮夜深、

〔西宮記 臨時三〕圍棊

延喜十六年○十六年、一本作二六年一六月四日、御南殿、北庇西第三間大床子御座令侍臣依仰圍棊、其負者賜酒、

〔今昔物語 二十四〕碁擲寬蓮値碁擲女語第六

今昔、六十代延喜ノ御時ニ、碁勢寬蓮ト云フ二人ノ僧、碁ノ上手ニテ有ケリ、寬蓮ハ品モ不賤シテ、宇多院ノ殿上法師ニテ有ケレバ、内ニモ常ニ召テ御碁ヲ遊シケリ、○中略此テ常ニ參リ行程ニ、内

ヨリ罷出テ一條ヨリ仁和寺ヘ行トテ、西ノ大宮ヲ行ク程ニ、袙袴著タル女ノ童ノ穢氣无ク、寛蓮ガ童子ヲ一人呼ビ取テ物ヲ云フ、何事ヲ云ニカ有ラムト思テ見返リ見レバ、童子車ノ後ニ寄來テ云フ、彼ノ候フ女ノ童ノ申候也、白地ニ此ノ邊近キ所ニ立寄ラセ給ヘ、可申キ事ノ有ル也ト申セト候フ人ノ御スル也トナム申スト、寛蓮是ヲ聞テ、誰ガ云ハスルニカ有ラムト怪ク思ヘドモ、此ノ女ノ童ノ云フニ隨テ車ヲ遣セテ行ク、土御門ト道祖ノ大路トノ邊ニ、檜墻シテ押立門ナル家有リ、女ノ童此也ト云ヘバ、其ニ下テ入ヌ、見レバ前ニ放出ノ廣庇有ル板屋ノ平ミタルガ、前ノ庭ニ籬結テ、前栽ヲナム可有カシク殖テ砂ナド蒔タリ、賤小家ナレドモ故有テ住成シタリ、寛蓮放出ニ上テ見レバ、伊與簾白クテ懸タリ、秋ノ頃ノ事ナレバ夏ノ几帳清氣ニテ簾ニ重ネテ立タリ、簾ノ許ニ巾瀾カシタル碁枰有リ、碁石ノ笥、可咲氣ニテ枰ノ上ニ置タリ、其傍ニ圓座一ツヲ置タリ、寛蓮去テ居タレバ、簾ノ内ニ故々シク愛敬付タル女ノ音シテ、此寄ラセ給ヘト云ヘバ、碁盤ノ許ニ寄テ居ヌ、女ノ云ク、只今世ニ並无ク碁ヲ擲給フト聞ケバ、而モ何許ニ擲給フニカ有ラムト極メテ見マ欲ク思エテ、早ク父ニテ侍リシ人ノ少シ擲ト思テ侍リシカバ、少シ擲習ヘトテ敎ヘ置テ失侍テ後、絶テ而ル遊モ重ク不為ニ、此通リ給フト自然ラ聞侍ツレ、（○此間有誤脫）憚乍ラ咲テ云ク、最可咲ク候フ事カナ、而テモ何許遊バスニカ、手何ツ許カ受サセ可給キトテ、碁盤ノ許ニ近ク寄ヌ、其ノ間簾ノ内ヨリ空薫ノ香馥ク匂出ヌ、女房共簾ヨリ臨合タリ、其時ニ寛蓮、碁石笥ヲ一ハ取テ、今一ツヲ簾ノ内ニ差入タレバ、女房ノ云ク、二共□□給ヒヌレ、然テ其ニ置給ヘト申□□□何テガ耻カシク擲ム、（○一本此下有ニト字）寛蓮最可咲クモ云フカナト心ニ思エテ、碁石ノ笥ヲ二ツ乍ラ前ニ取置テ、女ノ云ハム事ヲ聞カムト思テ、碁石笥ノ蓋ヲ開テ石ヲ鳴シテ居タリ、此寛蓮ハ、故立テ心バセナド有ケレバ、宇多院ニモ而ル方ノ者ニ思シ召シタル心バセナレバ、此ヲ極ク興有ナ可咲ク思フナルベシ、而テ几帳ノ綻ヨリ寒散木ノ樣ニ削タル木ノ、白ク可咲氣ナルガ、二尺許ナ

ルヲ差出テ、丸ガ石ハ先ヅ此ニ置給ヘト云テ、中ノ聖目ヲ差ス手ヲ可受申ケレドモ、未ダ程モ不知ラバ、何トカハト思ヘバ、先ヅ此度ハ先ヲシテ、其程ヲ知テコソハ十廿モ受ケ聞エメト云ヘバ、寛蓮中ノ聖目ニ置ツ、亦寛蓮擲ツ、女ノ可擲ツ手ヲバ木ヲ以テ敎フルニ隨テ擲持行ク程ニ、寛蓮皆殺シニ被擲ヌ、纔生タル石ハ結ニ差マヽニ手重ク不擲トモ、大方ヲ守テ手向ヘ可爲クモ非ズ、其時ニ寛蓮思ハク、此ハ希有ニ奇異ノ事カナ、人ニハ非デ變化ノ者ナルベシ、何デカ我レニ會テ、只今此樣ニ擲ツ人ハ有ラム、極メテ上手也ト云フトモ、此ク皆殺シニハ被擲ナムカト、怖シク思テ押シ壞ツ、物可云方モ思ハヌニ、女少シ咲タル音ニテ亦ヤト云ヘバ、寛蓮此者ニハ亦物不云ゾ吉キト思テ、尻切モ履不敢ヘ逃テ車ニ乘テ散シテ、仁和寺ニ返テ、院ニ參テ而々ノ事ナム候ツルト申ケレバ、院モ誰ニカ有ラムト不審ガラセ給テ、次ノ日彼ノ所ニ人ヲ遣シテ被尋ケルニ、其家ニ人一人モ无シ、只留守ニ可笑氣ナル女法師一人居タリ、其ニ昨日此ニ御座ケル人ハト問ヘバ、女法師ノ云ク、此ノ家ニハ、五六日東ノ京ヨリ土忌給フ人トテ渡リ給ヒシカド、夜前返リ給ヒニキト、院ノ御使ノ云ク、其渡リ給ヒケル人ヲバ誰トカ云フ、何ニカ住給フト、女法師ノ云ク、己ハ誰トカ知侍ラム、此家主ハ筑紫ニ罷ニキ、其ヲ知リ給ヘル人ニヤ有ケム□□□□不知侍ト、御使返リテカクトカタリケレバ、其後ハ沙汰无クテナム止ニケル、內ニモ此由ヲ聞召テ、極ク奇異ガラセ給ニケリ、其時ノ人ノ云ハ、何デカ人ニテハ寛蓮ニ會テ皆殺シニハ擲タム、此ハ變化ノ者ナドノ來リケルナメリトゾ疑ヒケル、其頃ハ此事ヲナム世ニ云合ヘリケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、○又見古事談

〔壒嚢抄 一〕空也上人、松室與時僧都ノガリ行給ヒタレバ、仲算大德ノ幼少ノ時出合テ、留守ノ由聞エケレバ、上人此兒獨ヲハスル事ヲ哀テ、內ニ入テ、アノ圍局取テイマセ、棊打チ見セ奉ラントノ給ヒケレバ、仲算此局ヲ持上ントシタマフニ、更ニアガラザリケルヲ、聖見給ヒテ、此念珠ヲ上ニ

置給ヘトテ、持玉ヘル念珠ヲ投ラレケルヲ取テ、局ノ上ニ置レケレバ、此局獨リ歩テ、聖ノ前ニ來リケル也ト云事アリ、此上人モ打給ヒケルニコソ、

〔今昔物語十二〕多武峯增賀聖人語第三十三

今昔、多武峯ニ增賀聖人ト云人有ケリ、○中略龍門寺ニ有ル春久聖人ト云ハ、此聖人ノ甥也ケレバ、年來極テ睦ジキ間、其ノ聖人來テ副ヒ居タリケレバ、聖人極テ喜テ、萬ノ事共ヲ語リナゾ有ケル、而ル間聖人既ニ入滅ノ日ニ成テ、龍門ノ聖人幷弟子等ニ告テ云ク、我ガ死セム事今日也、但シ碁枰取テ來レト云ケレバ、傍ノ房ニ有碁枰取テ來ヌ、佛居エ奉ラムズルニヤ有ルラント思フニ、我レ搔キ發セト云テ被搔起ヌ、其枰ニ向テ、龍門ノ聖人ヲ呼テ、碁一枰打タント弱氣ニ云ヘバ、念佛ヲバ不唱給シテ、此ハ物ニ狂ヒ給フニヤ有ラムト、悲シク思ヘドモ怖ロシタ止事无キ聖人ナレバ、云フ事ニ隨テ、寄テ枰ノ上ニ石十許、互ニ置タ程ニ、吉々不打ト云テ押壞ツ、龍門ノ聖人、此レハ何ニ依テ碁ハ打給フゾト恐々ヅ問ヘバ、早ウ小法師也シ時、碁ヲ人ノ打シヲ見シガ、只今口ニ念佛ヲ唱ヘナガラ心ニ思ヒ出ラレテ、碁ヲ打バヤト思フニ依テ打ツル也ト答フ、○下略

〔源氏物語四十四竹川〕碁うち給とてさしむかひ給へる、かんざし御ぐしのかゝりたるさまども、いと見所あり、侍從のきみけんぞし給とて、ちかうさぶらひ給に、おに君たち、さしのぞき給ひて、じゞうのおぼへこよなくなりにけり、御ごのけんぞゆるされにけるをやとて、おとな〳〵しきさましてつゐゐ給へば、おまへなる人々とかうゐなをる、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕勝負を傍に居て見るものをけんぞといへり、源氏竹川玉かづらの姫君兄弟碁をうつに、姫君の弟侍從の君、けんぞし給とて近う侍ひ給ふといふことあり、注に見證なり、物などにもありといへり、

〔狹衣二〕ひるつかた參り給へれば、大宮もこなたにおはしまして、もろともに碁うたせ給ふなり

けり、とくまゐりけんぞつかうまつるべかりけりとて、ちかやかにゐ給へるに、ちいさき御木丁などもおしやられて、つねよりもはれ〴〵しければ、宮はいとはしたなしとおぼせど、はゝ宮の見給へば、例のやうにもえそむき給はず、

〔古事談 三僧行〕件僧正〇深覺〇禪林寺大二條殿〇藤原教通御病危急之時、御腹フクル參入シテ、圍棊ヲアソバスベキ由申行之、諸人嘲之、然而テ猶強テ被申ケレバ、相構奉扶起、圍棊一局アソバス間、病腦忽平癒、已以尋常、諸人爲奇云々、〇又見續世繼

〔奥州後三年記 上〕眞衡〇淸原子なきによりて、海道小太郎成衡といふものを子とせり、年いまだわかくて妻なかりければ、眞衡成衡が妻をもとむ、〇中略眞ひらこの女〇多氣宗基孫をむかへて成衡の妻とす、あたらしきよめを饗せんとて、當國隣國のそこばくの郎等ども、日ごとに事をせさす、〇中略出羽國の住人吉彥秀武といふ者あり、〇中略秀武おなじく家人のうちにもよほされて、この事をいとなむ、さま〴〵のことどもしたる中に、朱の盤に金をうづたかくつみて、目上に身づからささげて庭にあゆみいでたり、庭にひざまづきて、盤をかしらのうへにさゝげてゐたるを、眞衡護持僧にて五そうのきみといひける奈良法師と圍棊をうちいりて、やゝひさしくなりて、秀武、老のちから疲てくるしくなりて、心におもふやう、われまさしき一家の者なり、果報の勝劣によりて主從のふるまひをす、さらむからに老の身をかゞめて、庭にひざまづきたるを、久しく見いれぬ、なさけなくやすからぬことなりとおもひて、金をば庭になげちらして、にはかにたちはしりて門のほかに出て、そこばくもちきたる飯酒をみな從者どもにくれて、長櫃などをばかどのまへにうちすて、きせながとりてきて、郎等どもにみな物のぐせさせて、出羽國へにげていにけり、眞衡、圍棊うちはてゝ、秀武をたづぬるに、かう〴〵してなんまかりぬるといふを聞て、眞衡おほきにいかりて、たちまちに諸郡の兵を催して秀武をせめんとす、兵雲霞のごとく集れり、

〔中右記〕寛治八年(○嘉保元年)十二月十一日、辨侍來云、神今食合ト右少辨、假穢氣、仍和催他辨之處、皆以故障所出立也、入夜先參內、次參神祇官、(○中略)巳及鷄鳴、上卿以下起座、行向神殿前、撤打攤坂枕疊等、各退出、(○中略)上卿命云、近代服衾、幷圍碁之興絕了、(○下略)

〔台記〕天養元年八月四日癸未、依西京雜記直、遣侍尾張兼忠催宗盛言、合手口於實長家北戶竹下、令圍碁、(二枰)兼忠共勝予、(○賴長)平常兼忠口負云々、今日有興事歟、可有福之象也、　二年(○久安元年)二月十一日丁亥、列見、(○中略)有圍碁興、(右座權右中辨朝隆朝臣、左少辨師能、西座少納言成隆、同能忠、余已下相分爲二、余一人不參歟、○又見二本朝世紀、百練抄一)

〔古今著聞集〕(十二博奕)久安元年、列見式日にをこなはれけるに、宇治左府(○藤原賴長)內大臣におはしましける、參給て事々おこし行はれけり、朝所にて盃酌の後、圍碁有けり、權右中辨朝隆朝臣、左少辨師能、又少納言成隆、能忠等、二雙つかうまつりける、むかしは公卿ぞうちける、辨少納言つかうまつる事は、例たしかならね共、時代によりて定られけるとぞ、公卿は全人にてぞ有ける、此事絕て久しく成てけるに、めづらしかりける事也、

〔愚昧記〕仁安三年五月十一日壬午、依徒然興冠者成圍碁之興、

〔源平盛衰記〕(二十五)時光茂光御方違盜人事
金田府生時光ト云笙吹ト、市允茂光ト云篳篥吹アリ、常ニ寄合テ圍碁ヲ打テ、巢頭樂ノ唱歌ヲシテ、心ヲ澄シタレバ、世間ノ事、公私ニツケテ何事モ心ニ入ザル折節、內裏ヨリ、トミノ御事アリテ、時光ヲ被召ケリ、イツモノ事ナレバ、時光耳ニモ聞入ズ、勅使コハ如何ニトイヘドモ不驚、家中ノ妻子所從マデモ大ニ騷テ、如何ニ如何ニト勸メケレ共、終ニ聞ザリケレバ、御使力及バズ、內裏ニ參テ此由ヲ奏聞ス、何計ノ勅勘ニテカアランズラント思ケル處ニ、主上仰ノ有ケルハ、勅命ヲ不顧、萬事ヲ忘テ心ヲ澄シ、面白カルランヤサシサヨ、王位ハ口惜キ者哉、サヤウノ者共ニ、行テ伴ハザルラン事ヨトテ、御淚ヲ流シ、御感有ケレバ、事ナル子細ナシ、

〔玉海〕建久二年七月廿七日癸酉、大將來、（直衣也）今日召圍碁上手二人、催其興、

〔吾妻鏡〕二十一建暦三年（○建保元年）五月二日壬寅、義盛（○和田）館軍兵競集、（○中略）于時相州（○北條義時）有圍碁會、雖聞此事、敢以無驚動之氣、心靜加目筭之後、起座改折烏帽子於立烏帽子、裝束水干、參幕府給、

〔建内記〕文安元年六月十日戊子、傳聞細川九郎（總領也、十三歲、）去月廿六日覽圍碁、（香西子與備田子、十五歲也、）香西子碁手、九郎助言、仍荷田子出怨言、□□□□□□□□□追立候畢、其後九郎□歷々□□□□子立歸拔刀、亂入平臥之席、（○以下缺損）

〔蔭凉軒日錄〕明應二年六月十二日、有人告予云、院内衆、近來碁將棊以之爲業、翁知之否、予云、曾不識之、誰某專嗜之乎、云成首座昌藏主擅場也、自餘衆皆效之云々、予聽之、召昌子問之、則不及一言、予責之、昌云、往事不可回、於後々可停止、予云、然者使予見其驗、於是昌取小刀二金打云、於以後碁幷象棊手之者、蒙伊勢大神宮御罰、可爲白癩黑癩云々、

〔管見記〕永正三年正月廿三日、今夜月待也、與隣松軒令馭碁、曉鐘之後入閨、

〔二水記〕永正十四年八月廿九日、有御楊弓、入夜又於御三間、有勝負之御碁、令休寢了、

〔眞田記〕城ノ大手ノ向ノ山ニ、人數百五十隱置、扮海野ノ向ノ竹原ニ、相圖ノ旗ヲ持セ遣置ケル、（○中略）サテ寄手ハ時ヲ不移、大手ヘ差向テ攻懸ルトイヘドモ、眞田（○昌幸）少モ不驚、來福寺ト云、星占ヲ得タル眞言坊主ト圍碁シテ居ラル、舍弟左衞門佐十八歲、子息伊豆守信幸十三歲ナルガ、此兩人城ヨリ出テ敵ヲ會釋ヒ、大手口マデ引付、能時分申聞セヨト有、兩人能程人數ヲツレ出會釋フ、大手マデ引付、能時分ナリト云遣、其時安房守、（○昌幸）來福寺ニ星ヲ繰リ時ヲ考サセ給ヘバ、來福寺隨デ勸ヘ、今少早キト申ス、左アラバ、碁ノ德ヲシテ勝負ヲ可見ト打懸ル、圍碁コヽロ靜ニ仕廻、モハヤ時到來ナルベシ、湯漬ヲ仕出シ候ベシト云、畏候トテ程ナク湯漬ヲ出シケレバ、湯漬ヲ食シ終テ、城中ヨリ相圖ノ旗ヲ振ル、（○下略）

〔創業記考異三〕天正十五年閏十一月、碁打ノ本因坊、駿河エ下ル、家康公、圍碁ヲ數寄給間、日夜碁アリ、翌年有圍碁勝負、自餘ノ上手ニ先强ク、本因坊ヲ天下第一ニシ給、

〔藩翰譜大久保四中〕松平左衞門大夫康直、〇中略此康直、兄康國が妻にそふ、或時御家人の内にて、康直と碁を圍みて負けし人の、我は圍碁には負るとも、兄の妻を我妻とはすまじいものをと云ひしかば、康直怺へず打切り逃げ去りぬ、

〔玄與日記〕十八日〇慶長元年十一月吉田へ歸り侍りぬ、其日幽齋老、碁の會御興行、京中の碁打、皆々被參候、本因坊などゝ也、せんやも被參候也、

〔慶長日件錄〕八年四月十九日、於禁中當代上手碁有之、從右府可被備叡覽之由、内々有奏聞云々、内衆十人計、從召伺候、予同伺候畢、碁打四人、本因坊、利玄、仙角、道石等也、先御黑戶之前、打板をかまへ、其上に疊一帖を敷爲座、見物之公家衆、其邊に圓座を敷、巳刻計に始、先本因坊利玄打之、持碁也、次仙角道石打之、道石三目勝、次本因坊利玄打之、利玄三目勝之、次道石仙角打之、仙角負、入夜終、亥刻各退出、碁打四人に一束卷物各被下之、

〔言經卿記〕慶長八年七月八日壬戌、昨日モ今日モ、將軍〇徳川家康、淺野彈正少弼〇長政、御碁有之、

〔舜舊記〕慶長十一年十二月四日己亥、豐國二位於宅碁會、本因坊、利玄坊、是弁、六藏、春智、其外本因坊弟子碁衆十三人同道、終日令興行也、

〔當代記〕慶長十二年十一月、於大坂本丸、本因坊、利玄、有圍碁、秀頼公見物シ給、利玄先ニテ貳番、始利玄勝、後同利玄先ニテ持碁、三番目本因坊先ニテ本因勝、　十三年卯月十日、碁打利玄下著駿府、道石ト毎日碁有之、三十番内、七番道石勝越ケルト云々、道石ハ本因坊令同道、六月下旬令歸洛、此比ハ女性ニ碁有、存知人、夜ハ大御所見給之ト云々、　十五年九月九日、今日於駿府、近習之衆并年寄衆出仕、大御所面江少之間出給、奥ニテ碁アリ、本因坊德番ニテ利玄四目勝、又道石ト門入碁有、門

入勝、

〔淺野考譜一〕長政は、實名安井氏にて、淺野は養姓也、○中略同○慶長八年より十五年迄之內、圍碁之爲御相手度々被召出、是者兩御所○德川家康、秀忠、御密々にて、天下御政務御相談在といふ、同十六辛亥年四月七日、長政春秋六十五歲、常州眞壁におゐて逝去、則於同所傳正寺に葬る、法名者傳正院殿功山道忠大居士と號す、此趣達上聽に、甚惜思召より、後者東照宮圍碁之御遊を止られ、是を誠に古人割琴の智御眞實なりと、世以奉稱感となり、

〔翁物語前集十二〕或云、家康公ト淺野彈正ト碁ヲウタセ玉フニ、廣間ノエンニ日影サシタルニ、カラカサヲサヽセ玉フ、彈正申ケルハ、本因坊助言ヲ申上ル間、ウチ申間敷ト申、本因坊助言申間敷、笠ヲサヽセト有リテ、本因坊御笠サシテ、家康御目ノ不行シテ大事ノ所ノ有ツルニ、本因坊笠ヲソロ〳〵ト引テ、大事肝要ノ所ニ、日ノカゲヲウツシテ見セ奉ル、家康公則時合點マシ〳〵テ、碁ニ勝玉フト也、本因坊道ニカシコキトテ譽玉フトナリ、

〔東照宮御實紀附錄二十四〕なべてえうなき御遊戲はこのませ玉はざりしが、時としては申樂を御覽じ、あるは圍碁將棋などもて、御消閑にもてあそばされし事もありしかど、ふかく御心とめられしにもあらず、

〔台德院殿御實紀七〕慶長十三年正月十日、京より宗桂をめし下し、本因坊算砂と對局せしめらる、

〔慶長見聞集六〕仙樂碁ずきの事

むかし我知人なりし眞野仙樂齋は、關東にて碁の上手といはれしが、よの事はかたくなにゆくりなき人にて候ひし、又伊豆國下田と云在所に、山田と云者あり、此の者萬にたらざりけるゆへ、皆人ばか山田と名をよべば、なにぞとこたへて腹立る事をしらず、されども碁をばよくうちたり、先年北條氏直公、在世の時分、其のばか山田、用所有てや、折々小田原へ來り、舟方村に宿有しに、

其頃小田原に武興左衞門、須衞木齋藤など、いひて、碁よく打者共あり、ばか山田にたがひせんの碁、いづれも眞野には三つ四つの碁なり、これらの人、やれ下田のいくぢなしのばか山田の、舟かた村へ來り居ると云ぞ、急ぎつれてこよ、來まじきと云とも頭をもたげさすな、首に繩を付て引て來よとて、つれよせ集て打けれども、終に碁には打負すと語れば、人聞て、孔子のたまはく、狂にして直ならず、侗にして愿ならず、悾々として信ならず、吾是を知らずと云々、此の三ッは、暴くとも又とりえ有所あらば、せめての事なり、若さもなくば、何のやうにもたゝぬ捨者、孔子も如何共すべきやうなしと云々、此の山田は、碁を打一道のとりえあり、笑ふべからずといへり、後の馬鹿山田、今江戸へ來り、石町の六郎右衞門が處に有て入道し、仙桑と名付たり、今の上手には二ッの碁なり、此の者碁すきにて、あひてをきらはず、夜る晝るわかで打けり、或時仙桑碁打所へ、兄の六郎左衞門、病死唯今成べし、急來れとつぐる、仙桑聞て、此の碁打はたさずして、兄の死めにいかであはんやといふ間に、死たりとわらへば、人聞て、物にすき、勝負をあらそふには、賢愚によらず、むかしもさる事あり、○中略仙桑も後は如何なる者になり、如何樣なる金言をいひのこさんもしらずといふ、或時仙桑鼻紙を十帖、慈悲なる人より得たりとて、持てあるき人に見せ、鼻紙かけに碁を打べしといふ、我も人も是がをかしさによび入、人集て四ッ五ッせいもくおき、鼻紙かけにうたんとて、手を見石をつきよせ、集て助言をいひ、ともかくもして打勝て、ばか仙桑をわらはんとせしかども、碁にはかしこくして却て紙をとられ、こなたがばかに成し事の無念さよといへば、仙桑聞て、いや方々は勝べきと思ふ故にまくる、我はまけじと用心する故に勝、各々の寶をたくはへ給ふも、得失の心得は、わが碁打に定て同じ事成べし、得をばおごる事なくして、わざはひの來らん事をつゝしむ、失をよくつゝしめば、必得來るべしといふ、げいは道によて寶とかや、

〔油井根元記　二〕丸橋忠彌與村八郎右衞門口論の事

夜の雨の足をたのぶ藁屋の軒は、おのづから閑居の思となりて、是發心の中立なり、崩たる忠彌が槇の戸の雫を拂ひ、奥村八郎右衛門、油井正雪落合、二ッ三ッの咄も四方山の梢に渡りて、飛花落葉斷(コトワリ)を告る碁といふ者こそ勇ましけれ、いざと八郎右衛門碁石をとりて正雪をすゝむ、丸橋もいさみて見物しけるが、丸橋わたらば錦中や絶なんと諷ければ、正雪渡りを引、八郎右衛門忠彌が袖を引て、めいわくの謠かなと制しけるや、有て忠彌又首かき切てと諷ふ、正雪切ける、八郎右衛門忠彌をはたと白眼て、日頃にも似合ぬ忠彌がふるまひかな、盤上の助言再三なるぞや、おとなげなくも某をあなどり給ふか、一命は毫毛よりも輕し、名は萬代に殘るものぞ、一寸の虫にも貳尺三寸の魂ぞと、刀に手をかける、忠彌は色をもかへず尻打たゝいて、ぎやう〳〵しの八郎右衛門どのと興じける、そのまゝ正雪中に立て、忠彌を白眼て奥村に向ひ、只今の一手を用るにこそあれ、畢竟碁なり、是ほどの事に遺恨なるべき、唯打給へと碁盤押直し打立けり、半過たる碁に、正雪十四五目も勝なるべきを、打損じて三目正雪負ぬるにぞ、奥村も心とけて、閑は時の忠なりと笑に成ぬ、去ばこそ油井は、古今の勇士、智仁を兼たる武士のやたけ心ぞおしまるゝ、そもそも此の八郎右衛門、眞先に一味すべき身の、其の沙汰をのがれぬる事は、此の口論故なりとかや、

〔玉露叢二十〕寛文九年閏十月廿日ニ、御城ニ於テ圍碁幷ニ象戲ヲ仰セ付ラル、依テ見物ノ爲トシテ、松平讃岐守、井伊掃部頭、松平美作守登城ナリ、黑書院ニ於テ卯ノ刻ヨリ始ル、本因坊先置テ三知ト打、道策先置テ三晢ト打、道策十三目勝、門入先置テ知晢ト打、門入四目ノ勝、○中略算知ト本因坊、御城ニ於テ勝負ツカズシテ、土屋但馬守宅ニシテ打ツグ也、算知九目ノ勝、

〔玉露叢二十一〕寛文十年十月十七日ニ、圍碁ヲ仰セ付ラル、依テ井伊掃部頭、見物ノ爲ニ登城シテ、黑書院ニ於テ卯ノ后剋ヨリ始ル、

一算哲先ヲ置、道策九目勝、　一門入先ヲ置、智哲七目勝、　一亦門入先ニテ智哲ト打、門入二目勝、

〔今古殘葉　三十六〕圍碁の圖に題する詞

やよひのすゑ、つれ〴〵のまゝに、人々碁をうち侍る、わが〈○先公〉豐胤子の實貫も、十一ばかりのわらはにて、光香朝臣とうち侍るに、はまをひろふとき、かの朝臣のかたに、石をかくし持てまけぬるよしいひて、後その石を出して勝になり侍りしを見をりて、たはむれによみけるを、弟なりける敬礙なんそのうたをゑがきて、實貫に、そのうたかゝせよとこひけるになん、かきつけさせ侍る、

　うちよする手なみにはまをかくされてうちしも今はうづもれにけり

圍碁

〔看聞日記〕應永廿五年五月十一日、圍碁有二回打一、予〈○後崇光院〉椎野長資朝臣打之、

永享四年五月十日、圍碁廻打、予、前宰相、持經等打、已及レ曉之間、不レ付二勝負一欲二退出一、然而今一番勝負、持經負者、今夜蒸候、一獻可レ申二沙汰一、予負者、可レ被レ下二重寶一之由申、醉中申間打之、而予勝、其興無レ極、仍可レ祗候之由申、然而持經、以外沈醉之間、先可二退出一之由仰罷出、　九年八月五日、行豐持經等朝臣重仲候、廻圍碁打、予懸物兩種出、〈鐵瓶十、檀紙十帖、〉碁勝負不レ付之間、目勝打、持經朝臣勝取之、聊有二盃酌一、

賭物

〔續日本後紀　仁明〕承和六年十月己酉朔、天皇御二紫宸殿一、賜二群臣酒一、召二散位從五位下伴宿禰雄堅魚、備後權掾正六位上伴宿禰須賀雄於御床下一、令二圍碁一、並當時上手也、〈雄堅魚下二石二路一、〉賭物新錢廿貫文、局所レ賭四貫、所レ約總五局、〈須賀雄輸四、勝一、持一、〉

〔鹽尻　三十七〕總五局〈須賀雄輸四、勝一、持一、〉　今の俗、一番二番といひ、石數子かちまけすと云ふ是なり、

〔三代實錄　清和　二十六〕貞觀十六年八月廿一日丁丑、公卿設二宴會於侍從局一、招二引三品行兵部卿兼上總太守本康親王、彈正尹四品惟彥親王一、終日圍碁、賭二後院賜新錢十貫一、令レ充二手談賭物一、

〔三代實錄　陽成　三十七〕元慶四年六月七日己丑、從四位上行大貳安倍朝臣貞行、詣レ闕辭見、賜二御衣一襲一、拜舞而出、是日親王公卿參二侍仗下一、遣二留貞行一、賜レ食、別酌、以二內藏錢一萬一、充二圍碁賭物一、酣暢方罷

〔西宮記 臨時 七〕圍碁

延喜四年九月廿四日、召二寛蓮、右少辨清貫等一、令二圍碁一、(唐綾四疋、法師賭、有二別祿一、)

〔古今著聞集 十二 博奕〕延喜四年九月廿四日、右少辨清貫、寛蓮法師を召て圍碁をうたせられけり、唐綾四段、懸物にはいだされけり、寛蓮勝て給けり、聖代にも斯樣の勝負禁なかりけるにこそ、同御時、碁勢法師、御前にて圍碁を仕りて、銀の筀をうち給りてけり、生涯の面目に思ひて、死けるときは棺に入べきよしをなんいひける、

〔今昔物語 二十 四〕碁擲寛蓮値二碁擲一女語第六

今昔、六十代延喜ノ御時ニ、碁勢、寛蓮ト云フ二人ノ僧、碁ノ上手ニテ有ケリ、寛蓮ハ品モ不レ賤シテ、宇多院ノ殿上法師ニテ有ケレバ、内ニモ常ニ召テ御碁ヲ遊シケリ、天皇モ極ク上手ニ遊シケレドモ、寛蓮ニハ先二ツナム受(○受一本作レ劣)サセ給ヒケリ、常ニ遊バシケル程ニ、金ノ御枕ヲ懸物ニテ遊シケルニ、天皇負サセ給ニケレバ、寛蓮其ノ御枕ヲ給リテ罷出ルヲ、若キ殿上人ノ勇ヌルヲ以テ奪ヒ取セ給ヒニケレバ、此樣ニ給ハリテ罷出ルヲ奪ハセ給フ事度々ニ成ニケリ、而ル間猶天皇負サセ給テ、寛蓮其ノ御枕ヲ給ハリテ罷出ケルヲ、前ノ如ク若キ殿上人數追テ奪取ラムト爲ル時ニ、寛蓮懷ヨリ其御枕ヲ引出テ、后町ノ井ニ投ゲ入レツレバ、殿上人ハ皆去ヌ、寛蓮ハ踊テ罷出ヌ、其後井ニ人ヲ下シテ枕ヲ取上テ見レバ、木ヲ以テ枕ニ作テ金ノ薄ヲ押タル也ケリ、早ク實ノ枕ヲバ取テ罷出ニケリ、而ル枕ヲ構ヘ持タリケルヲ投入レケル也、而テ其枕ヲ打破テ、仁和寺ノ東ノ邊ニ有ル彌勒寺ト云フ寺ヲバ造ル也ケリ、天皇モ極ク構タリトテ咲ハセ給ヒニケリ、

〔扶桑略記 二十三 醍醐〕延喜七年正月三日庚辰、午二剋行二幸仁和寺一、奉レ拜二法皇一(○宇多)、如レ例、法皇召二式部卿親王、左大臣一、令レ侍、仰二親王大臣等一曰、還御時可レ寂寥一、宜二圍碁一、將懸物有二好馬一、則召二碁局一、式部卿敦實親王與二左大臣時平朝臣一碁、其間御厩別當春野、牽二鹿毛御馬一立二庭中一、一局終、左大臣勝、

〔西宮記臨時三〕御庚申御遊

延喜十八年八月廿日、御庚申、〇中略内藏寮調酒肴、侍臣又進碁手錢十三貫、一貫男房、三貫御料、九貫女房、文時侍臣從賭物、參上、供天酒、給侍臣等、奏歌、絃、倭歌、

〔古今著聞集十二博奕〕承平七年正月十一日、右大臣家〇藤原仲平の饗に、中務卿宮おはしましたりけるに、中務卿と右大臣と圍碁のこと有けり、碁手は錢にてぞ有ける、むかしは斯樣のはれの儀にも賭物にいでけるにこそ、近代にはたがひてこそ侍りけれ、

〔日本紀略六圓融〕貞元元年二月十五日壬子、太政大臣〇藤原兼通始遷桂芳坊、內藏寮奉仕所々饗、賜碁手三萬錢、即分給所々、

〔拾遺和歌集九雜〕內侍馬が家に、右大將實資がわらはに侍ける時、ごうちにまかりたりければ、ものかゝぬさうしを、かけ物にして侍けるを見侍て、　小野宮太政大臣〇藤原實賴

いつしかとあけてみたればはま千鳥跡あることにあとのなき哉

返し

とゞめても何にかはせんはまちどりふりぬる跡は浪にきえつゝ

〔新勅撰和歌集七賀〕圓融院御時、中將公任と碁つかうまつりて、まけわざに、しろがねのこに虫いれて、弘徽殿に奉らせ侍ける、　小野宮右大臣〇藤原實資

萬世の秋をまちつゝなきわたれ岩ほに根ざす松むしのこゑ

〔源氏物語四十九寄生〕けふのしぐれ、つねよりことにのどかなるを、あそびなどすさまじきかたにていとつれ〳〵なるを、いたづらに日をくる、たはふれにてもこれなんよかるべきとて、碁ばんめしいでゝ、御碁のかたきにめしよす、いつもかやうに、けぢかくならしまつはし給にならひにたれば、さにこそはと思ふに、よきのり物はありぬべけれど、かる〳〵しくはえわたすまじきを、

賭碁

なにをかはなどの給はする御けしき、いかゞみゆらん、いとゞ心づかひしてさぶらひ給、さてうたせ給に、三ばんにかずひとつまけさせ給ぬ、ねたきわざかなとて、まづけふはこの花ひとえだゆるすとの給はすれば、御いらへ聞えさせで、おりておもしろきえだをおりてまいり給へり、

〔增鏡一をどろの下〕かくて院〇後鳥羽のうへは、〇中略御碁うたせ給ふついでに、わかき殿上人どもめして、これかれこゝろのひき〳〵に、いどみあらそはさせ給へば、あるはこゆみ𛀙ゆぐろくなどいふことまで、思ひ〳〵にかちまけをさうどきあへるも、いとおかしう御らんじて、さま〳〵のけうあるのり物ども、たうでさせ給ふとて、なにがしの中將を御つかひにて、修明門院〇後鳥羽后藤原重子の御かたへ、なにゝてもおのこどもにたまはせぬべからん、のり物と申されたるに、とりあへず、ちいさきからびつのかなものしたるが、いとおもらかなるをまいらせられたり、この御つかひのうへ人、なにならむといとといぶかしくて、かたはしほのあけて見るに錢なり、いと心えずなりて、さとおもてうちあかみて、あさましとおもへるけしき𛀙るきを、院御らんじおこせて、あそんこそむげにくちおしくはありけれ、かばかりの事𛀙らぬやうや〇原脱、今據一本補はある、いにしへより殿上ののりゆみといふことには、これをこそかけ物にせしか、さればいまかけものと聞えたるに、これをしもいだされたるなん、いにしへの事𛀙り給へるこそ、いたきわざなれとほゝゑみてのたまふに、さはあしくおもひけりとこゝちさはぎておぼゆべし、大かたこの院のうへは、よろづのことにいたりふかく御心もはなやかに、物にくはしうなどぞおはしましける、

〔二水記〕大永六年七月十九日、午刻參內、竹內殿御祗候、有御碁、懸物、予〇藤原隆康拜領、尤祝著也、

〔梵舜日記〕慶長八年五月廿二日、於豐國二位宅、勝負碁興行、懸物、三百疋刑部豐後兩人、晚食用意申也、

〔因云碁話六〕賭碁流行の事

圍碁雙六ともにいにしへは賭物ありしと見えたり、然れども其の甚だしきに至るゆえ、憲章賭

碁所

を禁せられたり、天正の頃より別て流行し、寶永正德までの際は、賭碁のこと聞えず、享保の末年より其の端を開きし様に見えたり、寶暦明和に至りて、賭碁渡世のもの間にきくことあり、備中に源五郎といふもの出て、諸州を遊歷し、賭碁に凡そ三千兩の金子を贏得たりといふ其金にて田畑等を買、豐富に家をおこせしものたゞ一人なり、唯其の後尾張の德助、阿波の米藏等も、三千兩ばかり勝ちたりといふ、然れどもみな〳〵酒食遊女博奕等にのみ遣ひ果し、餘りを餘くするものを聞かず、国次政五郎、周平三之助等、明和安永の頃、各賭碁をもつて業とせしものどもなり、

〔雍州府志七土産〕碁盤○中略凡能碁者、其會長稱碁所、代々仕公方家受祿、

〔明良帶錄世職〕碁　將棊之者

世職なれ共、輕きものなり、是も御吉例を以、每年碁將棊手組被仰付之、

〔寶永三年武鑑〕御碁所

京橋通京先寺内江戸芝金杉　時石五人扶持　本因坊　三十石鍛冶町　林門入　三十石本所かへ町　安井仙角　三十石井上因碩　三十石井上因節

〔慶應三年武鑑〕御碁所

五十石十人フチ本所相生町二丁メ　本因坊秀和　五十石十人フチ芝新せんざ　井上因碩　三十石芝金杉片町　林門入

十人フチ同居跡日　本因坊弟子　秀策　安井仙知弟子　坂口仙得　十人フチお玉が池　伊藤松和

〔溫知柳營秘鑑三〕京都連歌師、碁打、將棊指、町人、知行御扶持方御切米被下置候者、○中略

米三拾石、外拾貳人扶持、　安井算哲　米貳拾石、外五人扶持、　安井算智

拾人扶持同斷　因碩　米貳拾石同斷　安井智哲

〔本因坊家略記下〕本因坊算砂出生京都

天正の頃、京都に本因坊と云僧有、碁將棊共に能す、其頃本因坊に及ぶ碁將棊なし、信長及聞之呼

出し碁を翫ぶ、信長本能寺逗留の節、本因坊も本能寺へ參り夜詰す、夜九つ過夜詰を引、本能寺を出、三四町過しと覺しき時分、物さわがしき聲聞ゆ、明智光秀本能寺を圍む、信長生害なり、夫より太閤へ被呼出碁有之、○中略此時分より權現樣へ御出入申上る、權現樣にも本因坊に五宛にて被遊候となり、此時分本因坊にせり今の相手は、古算哲、林利玄、中村道碩なり、道碩は本因坊弟子也、林利玄は權現樣御側坊主にて、御譜代の家なり、林門入の元祖なり、ある時本因坊と利玄とに碁を爲打被遊御覽候、利玄二番つゞけて負なり、權現樣上意に、利玄今日は殊外不出來に見ゆると上意有時、利玄此間久々碁不仕候故、仕にくきと申上る時、又上意に、其方は何を家業に致候哉と上意有しと也、其後本因坊義別段權現樣へ被召出、此時寂光寺といふ寺一本寺に奉願、則被仰付、貳拾九石之御朱印被下置、寺は京都寺町にあり、日蓮宗也、寺役は兼帶にて別僧勤、碁は本因坊勤る、其後又別段本因坊へ現米五拾石拾人扶持被下置、貳拾九石之御朱印の分は寺へ附る、○中略算砂は禁裏へも昇殿致し碁被仰付、其節法印に被成下、右大辨よりの宛所にて御墨付頂戴仕、本因坊家に在、其節長柄傘御免、乘物下乘まで御免なり、今に本因坊計は下乘まで乘物御免なり、御入國の始め、日本橋にて一町ほど屋敷を被下、其時分は草原にて圍にこまり、右の屋敷差上申候由、利玄も鐵砲町にて一町ほど屋敷を被下、是も同く差上候也、何茂上方住居ゆへ、古來よりの格にて、現米三拾石は今に伏見の御城にて被下之、拾人扶持計江戸御藏にて被下、算砂時分よりの今に格なり、偖大橋宗桂といふ者出、將棊を能致すにより、此時將棊を宗桂に讓り、算砂は碁計になる、○中略扨算砂病氣づき候故、中村道碩に碁所を讓り、元和四年五月十六日に死す、法名日海、

〔雍州府志寺院四〕寂光寺　在京極大炊御門、號空中山、日淵上人開基、而日蓮宗二十一箇寺之一員也、有寺產少許、織田信長公時、此寺中本因坊僧算沙之弟子宰相精圍碁、召見其術、爾後自東武本因坊幷將棊巧手宗桂共賜五十石之年俸、自是後此坊住僧雖不知讀經卷、撰天性通圍碁者剃髮爲僧、年

年赴東武謁見將軍、見圍棊將棊之奕徒立家受祿、是本朝之流風也、

〔圍碁雜話 一〕和田義盛設工藝秘密計和話

棊所の始は本因坊算砂、法印日海、豐臣太閤の御時、天下の上手とも數輩と、試みの棊手合せ仰せ付られ候處、本因坊諸人に勝越候に付、はじめて棊所に仰せ付られ、手合已下の法度申付べき旨、御朱印御證文成し下さる、時に御加恩等拜領す、天正十六年閏五月十八日なり、御證文に閏五の日月を記して年號なし、秀吉公治世中の閏月を檢するに、文祿二年なり、思ふに此の時朝鮮の役和して、無事閑暇の日なれば、果してこのときと考へ定めぬ、其の後算砂の圍棊勝負日記を見しに、慶長八年の條下に、十九年以前、試みの棊仰せ付らると云ふこと見えたり、これに由てまた疑ひを發して、勝書を推すに天正十三年なり、考ふるに、十四年四國を平らげ、十五年九州を鎮め、誠に天下泰平に歸し、十六年聚樂城へ天皇の幸を願ひ、獨り關東の北條が不廷のみにて、一統間近に成りし故に、百般を興す御志にて、棊所をも設け置きたまひしと見えたり、これに依て圍碁は、日本海外の國より勝れり、○中略圍棊本朝に於て翫び來る事尙しといへども、就中信長公の御時より世に流行し、秀吉公棊所を置きたまひし以來、手合等相定るなり、閏五の事をまた考ふるに、日本文明の頃より天正の半まで、東西南北、一日も易からざるを、秀吉公の武威にて次第に平均したまひぬる、其の功蹟偉なり、天正十二年夏、柴田勝家を亡して、間もなく十一月廿日、秀吉公大納言に任ず、同十三年、内大臣に成り給ふ、是より宣下なけれども、世人將軍と稱す、然ばこの年より既に天下の權威秀吉公に歸す、國家多事といへども意とせず、技藝の詮議に及ぶ、其大量推察すべし、試みの棊被仰付しは十三年にて、御證文を賜しは十六年なり、其の文中に、但仙也儀は、師匠のことに候ゆえ、互先可爲とあり、如是の小事にも師弟の禮を存したまへ、行き屆し御事と感に入りぬ、○又見[illegible]

〔翁草百四十二〕抑圍棋の事は、神祖好ませ給ひしに仍、京師法華宗寂光寺塔頭、本因坊算砂と云ものの、其頃碁の妙手なる故、江都へ召れ、御扶持を賜ひ、碁所に被仰付、夫より相續て安井算知、本因坊道策など、獨歩の國手段々に出て其道を輝す、就中道策は本因坊道悦弟子にて、小僧の時ゟ生れながらの奇材也、其頃の名人算知と手相を望て廿番碁有り、算知に勝て碁所に任せらる、名人ゟ優りたれば、可稱名目なしとて古今の名人と呼、此道始つて和漢にかゝる傑士なし、師匠道悦、他の弟子を諭して、必道策を學ぶべからず、渠は古今傑出の者にて靈妙有り、普通の人之を學ばゞ、究て邪路に入なんと戒たり、是寛文ゟ元祿中也、右之外井上因碩、林門入など、皆碁家に仰付られ、各勵て碁所に成ん事を願ふ、碁所になれば、殘る碁家の者共を始、此道に携る者、皆碁所の支配にて、道の事に於て何に不依違背する事ならず、碁所は御紋の時服を被下、去れども急度御目見以上の格にも非ず、格外なるもの也、今の本因坊察元、井上因碩、半名人と手相を願ひて、之を遂て當時の名人碁所に任せらる享保年間、本因坊道知死して後、名人絶て、井上因碩漸く半名人にて有しを、察元志を勵して竟に碁所を復せり、本因坊は、元祖以來代々經ても住居は京都、召に仍て在府の格にて、御宛行は今以京二條御藏ゟ渡る、安井、井上、林の三人は東武御藏にて御宛行を被下也、

〔因云碁話十三〕安井算哲が事

十一歳の時、榊原式部大輔殿御取持にて、伏見の御城に於て、初めて權現樣へ御目見仕、慶長十七年□月、御切米二十石六人扶持下だし置かれ、駿河へ相詰候内は、一倍十二人扶持くだし置かれ、實子御座なく、算知義を養子に願ひ奉り候處、願の通り仰せ付られ候、算知義、部屋住にて相勤候處、家業相勝候に付、新規御切米二十石、在江戸中五人扶持、一倍十人扶持下だし置かれ、其の後算哲實子出生仕、家業相應に仕候に付、算哲跡式、實子に下だし置かれ、二代算哲と申、相勤め候處、天

文相勝、宜候段上聞に達し候て、天文役仰せ付られ、棊の節の御切米御扶持方上り、新規二百五十石下し置かれ、還俗仰せ付られ、澁川助左衛門と相改め申候、當澁川主水先祖に御座候、算哲儀は、慶安五壬辰年九月九日病死仕候、右算哲、初名六藏と云ひ、元祖本因坊算砂が弟子にて、名人上手間の手合八段に進む、中村道碩と同門にて、ひとしく高名なり、然るに道碩は諸弟子に秀でたるに依て、印可状、并太閤御所より賜はりたる棊所之御證文を添えて讓之、是れより道碩義、棊所仰せ付らるゆえ、算哲に定先置かせ打ちしとなり、台德院様（德川秀忠）棊を御好遊ばされ、不斷御前にて算哲道碩が手合仰せ付られ、御上洛の節も御供仰せ付られ、御在京中、二條御城に於て、御棊上覽これあり、棊譜も數局傳えあるなり、改めて仰せ付られ、勝負棊といふにはこれなくといへども、互に競爭せしなり、數年の間に百二十番手合せ、道碩四十番勝ち越し候となり、

〔玉露叢十九〕寛文八年十月十九日ニ、算知棊所ニ仰セ付ラル旨ヲ、加々爪甲斐守宅江招ク傳フ、

〔一話一言三〕棊所

棊所本因坊に被仰付候書付とて、人の見せ侍りし儘、志るし置ぬ、

享保六丑年六月九日例

大まにあひ竪紙

囲棊秀逸之間、今般棊所被仰付候、向後手合等之事、逐吟味可差計者也、

明和七年閏六月廿三日

佐渡守書判（板倉なり）

周防守（松平なり）

右京大夫（松平なり）

右近將監（松平なり）

本因坊

右於御黒書院溜、御老中主殿頭田沼なり列座、寺社奉行へ右近將監渡之、表御祐筆組頭持出之、

寺社奉行不殘罷出、本因坊碁所被仰付候旨、

〔翁草百七十四〕近年の碁家井上因碩崎當時在京、山は半名人にて上手には少優りぬれども、今少の違ひにて碁所に不至、兎角する間に年も老、其上所勢に仍、其身碁所の望も絶、久敷名人中絶して道衰るに似り、此上は本因坊察元未年も不老、家藝我に優りて見ゆれば、是を因碩ゟ上表して、碁所にせんと欲る所に、察元因碩が老衰病屈を見込て、進て勝負を望む、因碩素より右の主意なれば、なじかは否とは申べき、去ながら老衰所勢の上なれば手談の試に不及、察元を吹擧せんと欲れども察元不諾、是非古例の通手相の上にて勝敗に可任と申に仍、不得止事其趣を言上して察元との碁有、果して察元勝果せて、望の通察元へ碁所を命せられぬ、仍雙方の徒互に快からず、陰にて色々評せりとなん、因碩は勝負に不及察元を吹擧せば、老人の執計世に聞えてもおとなしく難なかるべしとの主意也、察元は古來勝敗を以命せらるゝ事を、夫に不及して經上る時は、世人の伏せざる處也との意なるべし、雙方一理有て可否奈何とも難評、

碁家、本因坊井上、安井、林也、各同格にて、仲か間也、碁所になれば、殘三家を支配して、其道の棟梁たり、其身御紋の時服を拜領し、一等格式違ふ也、されども御目見以上と云にも非ず、先は格外なる物也、四家互に勵競も理りなり、

〔續泰平年表〕弘化元年五月、是月下旬、碁方井上因碩上書、不顧恐怖奉言上候、抑微臣之祖は、慶長年間東照宮、兵法之一助にもとの神慮を以被召出、折々技藝軍慮之行法等御尋有之、賜世祿之後、台廟公(德川秀忠)之御治世より唯今迄、數代公祿を奉食、全く不奉公、年に一度上覽之御用、一統之奉行被仰付、〇中略

〔視聽草六集九〕碁道珍話

本因坊代々　知行五十石二十人扶持

元祖名人 算砂　二代名人 道碩　三代名人 算悦　四代名人 道悦　五代名人 道策　六代名人

道知　七代知伯　八代秀伯　九代伯元　十代上手察元　十一代烈元

本因坊元祖、京寺町寂光寺中本因坊也、日蓮宗、今に至掛借、毎年十二月御暇、四月參勤、但當時は定府、本因坊は、天正年中、寶曆五年迄百八十年餘、織田信長公の時、御相手に被召出、碁所與被仰付、世々碁所と成、近來は四家に相分、名人碁所となる、道知已來、名人無之、半名人、上手、先々先也、四家之外、名人、半名人は勿論、上手も無之、右之外は先々先也、○中略

井上因碩　知行四十石十人扶持

元祖玄覺　二代上手道砂　三代名人道節　四代中名人休山　五代上手春碩　春達

因碩家妻帶、毎年十二月御暇、四月參勤、

安井仙角　知行二十石十人扶持

元祖算哲　二代算知　三代知哲　四代仙角　五代仙哲

仙角家妻帶、毎年十二月御暇、四月參勤、

林門入　知行二十石十人扶持

元祖門入　二代實子門入　三代實子玄悅　四代門入　五代因長　六代門利　七代門入　八代門入

門入家妻帶、毎年十二月御暇、四月參勤、

〔親恩草初集九〕圍碁段付

諸國初段以上碁打姓名

濱町矢の倉　八段安井仙知　ゆしま　本因坊元丈　矢のくら　安井知得　芝新錢座

六段井上因碩　辨慶ばし　五段林門入

右は碁所也、○中略

段取棊打、都合七拾三人、〇中略

右者文化七八年之頃之名面也

〔幕朝年中行事歌合 中〕三十二番　左　棊將棊御覽

世にすめば誰もこゝろのかちまけを石とこまとの上にみるかな〇略

棊將棊御覽は、十一月十七日、棊は本因坊井上安井林のたぐひ、將棊は大橋伊藤の者どもをめされ、黑書院の廂にして御覽あり、執政の人々は庇の西に候し、寺社奉行はみな次の間に侍り、事はてゝけふの勝負をしるして奉れり、安永天明の頃は、殿中伺候の輩のうちよりめし合せられし事もありき、

〔將軍德川家禮典錄十一〕十一月十七日

一如例年棊將棊手合被仰付、午上刻、御黑書院出御、御下段御著座上覽有之、老中若年寄も出席、

本因坊　安井仙知棊所　大橋宗桂　伊藤宗看將棊所勤之

〔日次紀事六月〕期月、圍棊將棊之徒、受祿於公方家之輩、各赴東武、

〔寺社奉行支配幷遠國町人御禮格式〕棊之者

一參上之御禮四月朔日、御次一同、獻上扇子一箱宛、

但本因坊、並棊所へ被仰付候者は名披露、

一十一月十七日、棊所作被仰付、御黑書院御緣頬出御、上覽被遊候、

一十二月七日御暇、於躑躅之間御老中被仰渡、銀十枚づゝ、部屋住へは時服二づゝ、被下之、

一本因坊棊所被仰付候得ば、御暇之節、時服二、金二枚被下之、

一外棊之者、棊所被仰付候得ば、御暇之節、時服二、銀十枚被下之、

一本因坊臨日之御禮、御次一同名披露、獻上扇子一箱、

一當主並部屋住とも、初て御目見、御次一同名披露、獻上扇子一箱、
一在府中、月次五節句御吉凶、総出仕罷在候、
一御口々樣御法事之節、廟之上、拜禮罷出候、

〔本因坊家略紀下〕本因坊算砂出生京都御入國後、毎年三月中旬に上方より下り、四月朔日五本入扇子差上、參上之御目見申上る、十一月御城碁被仰付、十二月御暇被下置、其節は白銀拾枚拜領す、古來は十二月御暇被仰出候得者、上方へ被罷歸、又來三月中旬江戸表へ參著致し、直に御月番の寺社御奉行樣へ御屆申上、四月朔日碁將碁之者五本入扇子箱差上、一統御目見申上る、其節御奏者番樣方御披露あり、本因坊並將碁之者共參上之御禮申上候と御披露在之候由、夫より退出、直に御老中樣方、若御年寄樣方、寺社御奉行樣へ罷越、今日參上之御目見被仰付、難有仕合に奉存候段御禮繼す、十一月於御城碁將碁一統被仰付候日限は、御代々にて相替儀在之候、十二月之御暇も日限、御代々にて相替儀在之候得共、四月朔日參上之御目見計は、權現樣〇德川家康御代より急度四月朔日に參上之御目見被仰付候、十一月之碁將碁之日限、有德院樣〇德川吉宗御代より十一月十七日に成り、御城碁被仰付候日は、明六時より御門へ相詰、御太鼓打御門明き候と、直に致登城、御黑書院御緣頰へ罷出、此節御月番之寺社御奉行樣方、早朝に被成御登城、相詰候樣にと御差圖有之、則御黑書院御緣頰にて碁將碁始る、御火鉢出る、被遊上覽候時も、上覽無之時も、御規式は上覽之通、御しとね御刀掛出る、上覽無之節は、御老中樣方御座敷廻りの節、不殘御列座被成候と、直に囲め仕舞、勝負被成御覽候、尤囲めきわまで打詰め候へて、御老中樣方御列座を相待罷有候事也、朝夕二汁五菜之御料理、木具にて被下置、御吸物御酒御菓子御茶被下置候、皆權現樣御代之格式也、碁相濟、夫より致退出、御老中樣方、若御年寄樣方、寺社御奉行樣方へ、今日所作被仰付、難有仕合に奉存候由申上、御禮に廻る、扨十二月

嗜殿

御暇之節は、家督へ銀拾枚、部屋住へ時服一重被下置候、此節も例之通御禮廻りす、古來は御暇被下、四五日茂過、上方へ歸る、今は御暇出候ても在江戸也、此譯道悦所に記す、乍然古來之例にて御暇之內、正月より三月迄は拾人扶持上る、四月より十二月迄は十人扶持被下候、江戸詰之內故なり、部屋住へも拾人扶持被下候、

〔本因坊家略紀下〕本因坊道悦三代目出生石見

御城碁被仰付候前に、下打仕候事は、算知道悦二十番せり合碁之內、六ヶ敷碁出、御老中樣方御退出之時分迄に相濟不申候に付、御月番之御老中樣へ下り相濟申候、重ては被仰出候は、向後御城にて勝負付候樣と被仰出候、依之御城碁下打致候事、此時より始り申候、夫迄は古來より道悦迄も、下打と申事なく御城にて直打なり、扨又古來は御暇出候得者、上方へ罷歸候得ども、算知道悦せり合被仰付候節、上り下り仕候ては、出會打候も間違に相成、第一碁脩のためにも障候に付、此儀も奉願上候處、尤之由にて願之通被仰付候、是より御暇出候ても、今に江戸に罷在候樣に成申候、然共四月朔日參上之御目見被仰付、十一月御城碁被仰付、十二月御暇、拜領物等仕候格式は相替不申、

〔大猷院殿御實紀二十九〕寬永十二年十二月朔日、碁將碁師等、祿秩あらざるをもて、大津に於て廩米をたまふべしと令せらる、

〔玉露叢四十〕延寶三年ノ參勤御暇ノ扣下

十一月廿八日ニ、圍碁象戲ノ面々御暇ヲ下サル、算知本因坊宗看、各白銀十枚、算哲道策宗桂、各白銀十枚ニ時服二、宗與門入因碩、各白銀十枚、春知時服二ヲ玉フ、

〔視聽草六集九〕碁道珍話

手直

初段三、二段二ッ三、三段二、四段先二、五段先、六段先先先、七段上手、八段半名人、九段名人、碁所ト云、

〔半日閑話三〕一六侍圍立路が隨筆寐覺硯の中に

碁の手直りは二目也、中手と云はなし、俗に五目は星目の中なれば五目を俗に云、

〔翁草百四十二〕碁に手直りと云事有り、世上の碁を嗜む人、それ〴〵碁家の門弟と成り、其藝熟りて、上手へ對し三子簀する位になれば、手直りの事を願む、上手碁を見て、位相應に手を直し遣す、是に六段有り、初段は三ッ、二段は二ッ三ッ、三段は二ッ、四段は先ニ二ッ、五段は先ニと半石ヅヽ、上るなり、六段は畢竟上手と等しけれども、師弟の譯を以、三番の內、二番先ニを蒙シメ、一番上手より先ニを置、五段六段の弟子は世に希也、碁所は又上手に一石上也、三の碁は四ッ、二ッ三ッの碁は三ッ四ッと云格也、

〔觀聽草六集九〕碁道珍話

手直上手江三手合免狀

貴殿事、圍碁不淺執心、依之仲間一統遂吟味、今般對上手三手合免之畢、猶以不可有懈怠者也、仍免狀如件、

月日　本因坊某

誰殿

〔嬉遊笑覽四伎藝〕大家の人、この伎碁○圍に巧手なるは希なりと見ゆ、寛政中雲州老公不昧〇初段になられしに、免狀の例なく、林門悦これを漢文に書たりとぞ、恭惟閣下嘗以國務之暇、游於藝之場、好圍棋、頗得其妙、蓋以韜略盤上之機、寄於此技者歟、今茲寛政十二年辛酉所正門悦與同職等、議品第一級位最初矣、自今而後、對於上手、不過布置三棋子、閣下因是而進焉、則奇正相生、循環無端、乎五級六級亦何以爲難也哉、林門悦再拜上、羽林次將備前州太守源老公閣下、と書けりとぞ、

名手

〔本因坊家略紀下〕本因坊道策四代目　出生石見

常憲院樣〈○徳川綱吉〉御代、琉球人來朝之時、松平薩摩守光久公ゟ御使者を以、道策方へ申來候譯は、此度琉球國より親雲上濱比賀と申者參候、尤中山王にも願に有之候間、道策と圍碁所望之由なり、依之來駕頼入之段使者述之、道策直に返事ならず、是より御返事可仕由申達、使者を返す、其譯は異國之者と申、例無之事故、御月番之寺社御奉行樣へ、書付を以、右之段伺申候之處、翌日道策を寺社御奉行樣へ被召呼、此度之儀、勝手次第仕候樣にと被仰渡候、依之光久公へ道策伺公可仕旨申遣し、日定り、道策弟子共四五人召れ、光久公へ參る、道策其時分は名人なるにより、濱比賀四つ置く、道策拾四目勝也、濱比賀又一番を願ふ、道策濱比賀が願にまかせ、又碁始る、其碁濱比賀二目勝なり、同日に二番有之打分なり、翌日右之趣寺社御奉行樣へ御屆申上候、其後濱比賀手を直らん事を願ふ、依之光久公より使者を以、濱比賀願を道策方へ申きたる、光久公よりも御挨拶有之、依之濱比賀が願に任せ、上手に對して二つの碁にゆるす、尤漢文にて免狀遣す、此免狀は林大學頭樣御弟子作之、重而光久公より爲御挨拶白銀七拾枚、卷物二十、泡盛酒二壺來る、濱比賀よりも自分にて白銀拾枚謝禮なり、

〔翁草百四十二〕碁は本ト漢土に始りし物なれども、今は中華の人甚弱く、日本の孫弟子也、琉球は日本に次ぐ、琉球の聘使來る時、あの方の國手副し來て、日本の許可を請る、中にも粹なるものは五段に直り、大かたが四段ほど也、此琉球人、中華に聘する時、中華の國手たるものの是を待請て、琉球の許狀を貰ふ、傳え聞く所、琉球の四五段に直ると也、然れば日本の碁よりは、二ッも三ッも弱きと知べし、爰を以見れば、萬藝異國より本朝の方優らん事必然也、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、〈○中略〉處之遠流、〈○中略〉相坐配流者八人、從五位上行肥後守紀朝臣夏井、配土佐國、〈○中略〉夏井兼能雜藝、尤善圍碁、伴宿禰少勝雄、以善奕

碁延暦聘唐之日、備於使員、以碁師也、父善岑爲美濃守、少勝雄爲介、夏井時年十餘歳、習圍碁於少勝雄、一二年間、殆超于少勝雄、

〔萬葉集 相聞 四〕碁檀越往伊勢國時、留妻作歌一首、○歌略

〔萬葉集 雜歌 九〕碁師歌二首 ○歌略

〔二中歷 一能歷 十三〕圍碁

碁聖　寛蓮　賀陽　祐擧　高行　實定　教覺　道範　十五小院　長範　天王寺冠者

說云、碁聖者、圍碁上手之稱也、賀陽者、外記賀陽宣政也、祐擧者、石見守平祐擧也、高行者、右衛門入道也、實定者、豐後守中原實定也、教覺者、三井院人也、道範者、蟷螂圍碁、十五小院者下○以闕

〔抱朴子 内篇 辨問 三〕或問曰、若仙必可得、聖人已修之矣、而周孔不爲之者、是無此道可知也、抱朴子答曰、夫聖人不必仙、仙人不必聖、○中略 世人以人所尤長、衆所不及者、便謂之聖、故圍碁之無比者、則謂之棊聖、故嚴子卿、馬綏明于今有棊聖之名焉、

〔明月記〕正治二年二月四日、午時許、依召參八條殿、中將殿參給、九條殿可御無仰也、○可以下五字恐有闕脱 未時許御共參入、中將殿小童、圍碁上手也、件碁御覽之料也、召御前了、

〔宣胤卿記〕文龜二年四月三日乙巳、往誓願寺、○中略 中置阿彌打碁、天下第一上手也、相手細川政元被官、見物衆、成奇異之思、自二條殿賜箏、御方給之、

〔慶長日記〕慶長十一年二月八日、大御所、○德川家康 於江戸伊達政宗へ有御成、終日可有遊興とて、圍碁ノ上手、本因坊、利玄、道石、上手 以下令祗公之處、風烈ニシテほこり座中へ吹入事甚シ、依之勝負終ヲ後頓て令還御給、此外ニ御成無之、

〔台德院殿御實紀 五〕慶長十二年二月八日、伊達越前守政宗櫻田の邸に、大御所臨駕したまふ、〔中略〕 創業記、貞享書上、寛永系圖、又酒井家記等には、皆この事十一年二月八日にのせしは誤なり、貞享書上によれば、十一年三月には政宗封地にありしかば、江戸の邸になららせらるべき

し、貞享書上により
てこゝにおさむ、

〔當代記〕慶長十二年十二月廿四日、圍碁之上手本因坊、法花宗淸僧也、○中略此比圍碁手相ノ事、本因坊、（是ハ利玄ニ、中石、強シ、年四十九、）利玄、（年四十三）道石、（年廿七八）五三ヶ年以前ヨリ、利玄ト手相同事也、ナミノ上手事、仙也老人、鹿塩、仙角、（是仙也子、當春於筑紫、喧嘩シテ死ス、）壽齋、（年五十餘）是算（年廿二、是モ當夏病死、）門人六藏等也、並ノ上手ト云ハ、本因坊ニ先ノ碁ナリ、

〔駿府政事錄〕慶長十六年十月朔日丁卯、本因坊算知自京師來、是當時圍碁之名譽也云々、

〔堺鑑人物下〕碁利玄
日蓮宗ノ僧ニシテ、碁ノ上手也、南莊湊村ノ海濱ニ菴ヲ構テ住ス、寛永年中ニ、專碁ノ術ヲ以テ天下ニ流布ス、

〔本朝世事談綺三藝態〕碁
本朝は吉備大臣にはじまる、○中略中世後土御門院の朝に、意雲老人妙術たり、そののち後陽成院の朝に、寂光寺本因坊日海法印、天下の巧手とす、代々本因坊と稱す、頃年の本因坊道策は、古今の妙術たり、碁聖といふべきか、

〔北窻瑣談後編四〕一道策本因坊は、近世圍碁の名人と云、察元、亦其頃の妙手にして、道策と碁を圍むに、勝負たがいにして、其優劣を見る事なし、但碁盤を四面寄並べて一面として圍む時は、察元遙に劣りて一番も勝事能はず、是盤面廣くなれは、察元が眼力行屆きて見る事能はざる故なり、是人才の庶人たる時は、格別常人に異なることあらざるに、擧て用る時は、大に其功をあらはすがごとし、

〔因云碁話二〕秀吉公兩將を許し給ふ事
本因坊道策身まかりて後ちは、井上因碩また一代の名人、碁博士の上首たり、或人問ふ、たとへば

故先生世にいまして、足下に敍ひたまはゞ如何あらむといふ、因碩この事は予も年來考ふる事にて候、予先を置なば、百戰百勝おそらくは相違はあらじ、先生は此の道の聖にして、前に古人なく、後に來者なく候へども、予先だにせば、必ず負じと存じ候なり、碁の位はあらまし知れければ、さとりたまへといふに、其の人、實に世人の評にも、また足下の申給ふやうに申候なりとはむれば、因碩これもまた年來思ひ考ふる事にて候、今先生と其の勝負を試み候はゞ、某三目置かるべしと云ふ、其の人不審顔しければ、世の人いかでか予が碁の位を知り候はん、今の局は十九道を縱橫にして三百六十一目なり、此の局の上の手段は、予みだ悟り居候へば不覺は致すまじく、また此の局を四ッ合せ候へば、一千四百目となり候、もしこの局上にて戰はんとき、某は望洋することも候はんずれども、先生は猶も廣かれとこそおぼすらめ、然れば三目にても覺つかなく候と答へし、碁も智もかぎりなきものなり、

〔當世武野俗談〕快全圍碁

當時圍碁の名人は、遠國波濤を越て爰に遊行する内に、備中の國より源五郎と云者來る、此男は五十年以來の名人なり、年毎に江府へ出て能人の知る所なり、彼源五郎が息男なりとて、前髮立の三松といふ小倅を、一兩年以前より連來る、是又碁打の生來ともいふべし、器用不思議の上手なり、玆に江戸常住して圍碁の名人と云は、增上寺塔中所化全快(若僧なり)是今の世の碁に妙を得たる人なり、今年若なれば、此上後年は、日本にて此僧の上を越す碁は有べからずと云、不思議の上手出來るものぞかし、

〔視聽草(六集九)〕碁道珍話

宮本貞佐　知行百五十俵　有浦貞理　同

右兩人十二三歲之比、囲碁を能致候ニ付、文章(字有誤、文章ニ)院樣御治世之節、桐之間へ被召出、御家人

相成、貞佐嫡子忠五郎、今御祐筆、貞理嫡子はいまだ若年故小普請、

相原可碩　知行百五十石　坪田觀碩　同

右兩人十二三歲之比、棊能致候ニ付、文章院樣御治世之節、桐之間へ被召出、御家人ニ相成、右四人芝三田ニ而屋敷を賜、四人ニ割付一所、相原可碩十二歲ニ而琉球人ト棊ニ勝チ、今至棊打申候、四人共御家人ニ而御役相勤、棊之家にては無之、

〔翁草百六十六〕明和中、大坂(所失念、親名)虎之助と云八才の小兒有、幼年にして棊を打、當地下立賣烏丸西へ入町に所緣之者有て、彼處に來て逗留す、近隣之者彼と棊を挑むに皆負たり、其町に余(○神澤貞幹)が知音有て、虎之助を倡ひ來、余に勝負を勸む、故に其手相を尋るに、凡余に四子を著してよかるべしとて、虎之助四ッ置て打之に、其棊勢余が如き鈍材の及處に非ず、去れども流石小兒なれば、間々に虛手有故、四ッにて勝敗午角なりし、孰に尋常ならぬ器用と見えし儘、小島道芝(始名大六、後號ニ登會進、五段の手直りなり、)に是を語に、其棋を見度由道芝申に仍、小島方會日に余誘引して伴ひ行、あれ是と打けるを、道芝倩閱て、是普通の才に非ず、江都の家元に係る奇材を常々搜索る事なれば、何とぞ彼を家元へ吹擧して下し度と、虎之助親元を疾と承合ぬる處に、虎之助兄弟もあまた有て、親は荒商賣の者之由、依之道芝大坂に所用有て彼地へまかりし序に、其親元へ尋行て、爾々の由を伸るに、親諾して虎之助を道芝に任す、爰に於て道芝ゟ江府へ其由を告て、虎之助を下しけるに、果して一を聞て十を知の良材にて、幾年を經ずして元虎と稱し、五段の手直りと成る、(此名元虎之助ノ謂なるべし、寬政二年に凡三十才計歟、)余戲に、我は元虎に四ッ强しといへば、皆人興じて、元虎に四ッ强き人、恐らく棋局始て以來有べからず、足下は開闢以來の妙手也と笑ひぬ、また靑門主の御內伺某が女に、以保子と云小婦有、容儀も十人並にて醜からず、至て秀才伶悧にして、總て女工何にようず巧ならずと云事なし、十歲の頃より棊を知て打之に、洛に於て二三番目の打手也、江府家元にて此棋の

寫を見て、古へゟ家の弟子に婦人は殊外稀し、此小婦が如き未有事なし、何とぞ出府せば、先當對の格にては、初段の手直り、二段を許すは程なかるべし、猶執行せば、其上へも至るべしとの沙汰成しに、十三四才の頃、田沼氏繁榮の折柄、彼方ゟ呼寄せられしが、下向以來何の沙汰も聞えず、いかゞ成しや、今は是も三十歲計なるべし、下略

〔一話一言二十〕當時碁名人名

八段　武州　本因坊烈元　七段　江都　元丈　五段　江都　水谷琢元　遠州　山本源吉　四段　紀州　外山算節　上總　伊奈秀助　水戸　舟橋元美　三州　若山立元　三段　武州　奧貫知策　江都　水谷琢順　甲州　渡邊多宮　二段　遠州　井口操太郎　江都　太田權之右衞門　忍　三田平八　同　佐藤彌大夫　初段　江都　松平鶴九郎　同　安藤大和守　同　北邑季春　越後　神田利總次　同　土屋市之丞　勢州　藏田周八　尾州　伊奈金藏　賀州　松原左源太　伊賀　落合慶右衞門　防州　岸隆廣　雲州　鈴木隆昌　信州　岡山虎之助　長州　熊谷三郎　上州　田奈邊出勝　江都　葛野松之助　伊勢　村田七郎兵衞　江都　林徹元　同　石川新五右衞門　〆三拾三人

八段　江都　安井仙知　七段　豆州　安井知得　三段　越後　福永彦右衞門　江戸　鈴木知淸　甲州　石原八十八　二段　羽州　長坂猪之助　上州　栗原源次　江戸　水井吉太郎　同　片山知的　初段　備中　田中仙悅　同　岡田頼母　江戸　多賀孫六　[illegible]水　佐藤源次　〆拾四人

七段　井上因碩　五段　信州　井上春策　同　服部因徹　四段　肥後　吉田三碩　越後　稻垣太郎右衞門　京　山崎因砂　三段　江戸　井上淸七　京　山崎主稅　奧州　片島則伯　二段　仙臺　村田春陽　初段　奧州　信岡虎藏　南部　柏村直右衞門　仙臺

碁盤

關淸八　江戸　森春甫　同　堀部因碩　〆拾五人
六段　林門悦　初段　江戸　一心齋　同　片岡主膳正（入段無略）
文化二乙丑年改

〔因云棊話　三〕本因坊道悦棊の問答
或人本因坊道悦と閑話の序に、棊の上手名人と云ふには、如何やうにしてなるものに侍るやと問ひけるに、道悦答へに、上手名人といふ地位にいたるものは、其の人の生得の器用に侍る、大抵十人並の器用の者能く敎へ、其の身も此の藝にはまりて能く勤め、數年を經れば上手にふたつまでの棊には、修行にてなるものに侍る、何ほどをしえ、その身もつとめても、上手名人といふには、其の器量の生得ならではなるものにてはなし、さるによりてこの藝をたしむもの多くあれども、上手名人といふは、むかしよりわづかなりといへり、

〔倭名類聚抄　四雜藝具〕棊局　唐韻云、枰（皮命反、一音平）、按、簙局也、陸詞云、局（渠玉反、俗云五中）棊局、棊板枰也、
〔箋注倭名類聚抄　二雜藝具〕按説文、枰平也、謂凡木器之平稱枰、釋名釋牀帳之枰、棊局之枰、皆其一端、○中略　按説文局、博所以行棊、蓋枰局並本六簙盤、後借爲圍棊盤之名也、急就篇、棊局博戲相易輕、注、棊局謂彈棊圍棊之局也、
〔增補下學集　下二財〕棊盤
〔和爾雅　五戲具〕棊盤（棋枰、棊局同、）路（今按、此碁盤線間方目云路也、）野（也、博局又同之、）
〔名物六帖　器財三博弈〕棊局（杜詩、老妻畫紙爲棊局、）棊枰（正字通、材宜棊枰、謂之楸枰、）木枰（類書纂要）楸枰（同上、皆棊盤也、）楸盤　楸局（同上）棊盤（明紀全載、棊盤花瓶等項、）石棊盤（葉介老詩、碧桃花滿石棊盤、）木野狐（楷書錄、人目棊枰爲木野狐、言其媚惑人如狐也、）碁盤路（太宗問對、李靖曰、敎士猶布棊於盤、若無畫路、棊安用之、）線道（宋朝類苑、棊經序、局之線道謂之枰、線道之間謂之罫、）
〔和漢三才圖會　十七嬉戲〕棊　○中略　棊局　枰（音平）○中略

枰（音評）　枰線間方目、以漆畫之、縱横各十九道、

〔玄玄棋經 敍〕碁十七道、或十八道者、古有之、其十九道者、今用之、

〔十駕齋養新錄 十九〕碁局

韋昭博奕論、枯棊三百、孰與萬人之將、李善注、引邯鄲淳藝經、棊局縱横各十七道、合二百八十九道、白黑棊子、各一百五十枚、沈存中云、奕棊古局用十七道、合二百八十九道、與後世法不同、今世碁局、縱横各十九道、未詳何人所加、予嘗見李逸民忘憂清樂集、（宋人撰）首載孫策賜呂範、晉武帝賜王武子兩局、皆十九道、疑後人假託也、

〔中山傳信錄 六 器具〕棋枰

棋局高尺許、腳二三寸、面厚七八寸、極堅重、使不傾側、○中略 人皆善奕、罷之悟棋下時不用四角黑白勢子局終數空眼多少、以定輸贏、不數實子也、

〔古今類書纂要 七 諸戲〕畫紙局（洞覽云、王積薪、每出必攜圍碁、具畫紙局與碁子、道中遇匹夫、亦與之對下耳、）

〔能改齋漫錄 七 事實〕畫紙爲棋局、敲針作釣鉤、

杜子美詩云、老妻畫紙爲棋局、出東晉李秀四維賦曰、四維戲者、衞尉摯侯所造也、畫紙爲局、截木爲棋、

〔壒囊抄 一〕碁局ヲ作ル法、高六寸、長一尺四寸、廣一尺三寸八分、一目ノ分七分ニシテ、一年ヲ表シテ三百六十ノ目ヲ盛リ、九曜ヲ像リテ九ノ聖リ目アリ、晝夜ニ擬シテ黑白各三百六十ノ石アリ、

〔塵滴問答〕男問云、世ノ中ニ圍碁雙六、又ハ將棊ナンド申、盤ノ上ノ遊ビ多ク侍リ、何樣ナル事哉、翁答云、圍碁ハ是十八界ヲ表、盤ヲ一尺八寸ニ廣サヲ作ル也、四方ノ岡キハ四季ヲ顯也、九ノ星目ハ九曜ノ星ヲ表セリ、其目ノ三百六十目ナルハ一年三百六十日ヲ顯ス、圍碁石ノ白黑ナルハ白月黑月ヲ顯ス故也、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一碁盤のすみの事、大内の御物は、立目一寸づゝ、横目八分、あつさ四寸五分、足三寸五分也、

一平人の碁盤は、立目八分、横め七分、あつさ四寸五分、あし二寸五分、總して高サは七寸也、

〔大諸禮〕聞書

一碁盤の寸法、内裏のは、たつめ一寸、よこ八分、あつさ四寸五分、あし三寸五分以上、高さ八寸なり、

武家は、たつめ八分、よこめ七分、あつさ四寸貳分、あし二寸八分以上、高さ七寸なり、

〔圍碁式〕碁局寸法

長一尺四寸八分　廣一尺四寸　高六寸二分　木厚三寸四分　足高三寸二分

此寸法大旨なり、只見吉ほどに可計、石各以貳百爲一具、

〔視聽草六集九〕碁道珍話

碁盤寸法

總高　七寸八歩ニ極　盤厚　三寸九歩　長サ　一尺四寸五歩　横　一尺三寸五歩

線　三歩

右ハ本因坊四代目名人道悅定之、板垣善兵衛吟味之上、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕棊〇中略

按、枰大抵厚六寸、縱一尺四寸、横一尺三寸八分、方罫七分、各十九罫、其木以榧爲良、榆次之、桂爲下、新榧枰、如見皺者、急藏箱、經久則愈如故、

〔類聚名物考調度九〕聖目　せいもく　碁盤の目也　今書井目

〔圍碁式〕碁局寸法〇中略

聖目之事、由緒未分明、說云、局目三百六十は一年に宛、其中に九有は九曜也云々、本文につきて聖

目とも、又云聖目と此字を用事、極鮮事也、際目とは此字を用と云々、さかひきり目と云なり、さかの兩字を略して聖目と云習へるなり、

〔因云碁話 六〕聖目の事

按ずるに、〇中略局面九ッ黑星を勢子の座とす、勢子の置き樣圖を見て知るべし、予は稱なり、碁子のことなり、碁をうつ稱なるゆえ名とす、勢子を定むる事、日本にもいにしへありしことやきらず、余好が徒然草には聖目と書り、また俗に九ッの黑星を井目といふけらし、予幼年の時、貴家の奧方にて、老女の圍碁を好むものこれありしが、其の言には勢子目といひぬ、かくのごとく傳へしところもありしと見えたり、勢子の座正字なれども、九曜によれば星目も義あり、井田の形によれば、井目も理なきにあらず、聖目ひぢりめは、實に鮮字成べし、

〔東大寺獻物帳〕木畫紫檀碁局一具牙界花形眼、牙床脚、局兩邊着環、局內藏納碁子龜形器、納金銀龜甲龕、

〔東大寺正倉院寶物圖〕碁盤〇圖略一尺六寸三分四方、石質龜形、碁石紺瑠璃、石各緣有花鳥繪、

〔徒然草 後編 十〕せいもく〇中略南都正倉院所藏の盤に、一は常の聖目に四ッ多くて、中の四ッなり、一は五ッならびにて、五々二十五點あり、其點櫻花に繪けり、

〔東大寺續要錄 寶藏篇〕勅封藏開檢目錄　北藏〇中略　朱漆韓櫃廿六合〇中略　一合納〇中略　紫檀圍碁枰一枚〇中略　中藏〇中略　一合納〇中略　圍碁枰一枚　檜辛櫃五十八合〇中略　一合納〇中略　切目圍碁枰一脚〇中略　一合納〇中略　圍碁枰一脚〇在二銘、中略　建久四年八月廿五日

〔本朝世紀〕康治元年五月五日丁酉、是日法皇〇鳥羽幷入道大相國〇藤原忠實於東大寺登壇受戒、　六日戊戌、早旦開勅封倉、覽寶物、〇中略寶物之中、聖武天皇玉冠及[illegible][illegible]枕碁局、〇下略

〔橘庵漫筆 五〕碁盤の足の山、梔子形なるは、助言をいましむる所以なりとはかねて聞ぬ、某郡代醉に、盤の裏面の切子形は血溜にて、助言せし者の首を切てすゆる處なりといへり、

〔禁秘御抄上〕殿上

圍碁彈棊等盤、在₂臺盤所₁、近代冬不レ置レ之、上古尋常置レ之、

〔梵舜日記〕慶長十三年十一月四日、二位殿〇豐臣秀頼碁盤見ニ、誓願寺之盤屋迄御出、予モ罷也、廿日、晩歸寺、碁盤屋ヘ壹貫文遣也、

寬永七年三月十二日壬辰、碁盤屋來、淨勝院殿二面之分、於₂當院₁申付、但一面、シラケ銀二文目五分、手間也、二面五文目也、十三日癸巳、碁盤屋來、申付也、十七日丁酉、予碁盤白ラケ、目ヲ盛ル事、手間銀二文目二分遣也、同大工名二兵衛ト云也、九年二月廿一日、碁盤將棊盤兩面ニ目染ニテ誂出來也、手間料錢五分目遣了、

〔視聽草六集九〕碁道珍話

本因坊寶物

一草薢(トコロ)碁盤　一面但黄色にて虎符あり　一蒔繪碁盤　同斷總金蒔繪　一浮木之碁盤　同斷

〔因云碁話六〕本因坊家什寶の事

本因坊の家にて例年正月、松の內床に掛る畫軸あり、養朴が筆にて楊貴山の肖像なり、〇中略又床の間の上面に、トコロの盤と稱するものを置く、盤上の碁笥は金梨子地菊桐の紋なり、左に置くは、浮木の盤と稱して、形の厚さよりおもひ合すれば、甚だ輕きものゆえ名づけし成べし、右の方に置くは、糸柾と唱ふる栢の碁盤、蓋は極上の金なしぢにて、葵の御紋なり、浮木の盤上に置く碁笥は、黑漆金まき繪、櫻楓の寫眞なり、さくらの方は鷹司左大臣殿、

君が代に逢ふべき春はおほけれどちるともさくらあくまでぞ見む

楓の方は近衛右大臣殿

色ふかきやしほの岡のもみぢ葉はこゝろをさえにそめて見るかな

右兩大臣仰せ合はされ、一雙づヽ一雙の碁筒なり、珍寶といひつべし、其の寵遇のおもきを思ふべし、

右トコロの盤と菊桐紋の二具は、始祖算砂法印本因坊へ、豐臣太閤より賜るものなり、さくら樞一雙の碁筒は、近衞鷹司兩大臣より恩賜なり、金梨子地葵の御紋の碁笥は、東照宮より賜ふとも、或は台德廟よりたまふとも、兩説ありて未詳ならず、

〔本因坊家略紀下〕本因坊道策（四代目）（出生石見）琉球より薩州公へ碁盤幷碁笥石共に差上る、光久公被獻上之、道策又拜領す、盤は柏之根之由にて、あめ色にして、一面にうずまきの如く木目有之、碁笥は堆朱にて、一面に毛彫あり、石は煉物也、形は饅頭形にして、すわるかたひらめなり、上へは丸し、唐石と中山也、本因坊に床飾物にしてあり、唐の石なり、唐にては打んと思ふ所へ、先丸之方を置案る也、手極る時、平めの方を直し置時、打手に極るなり、地の作り樣も日本とは違ふ也、

〔大江俊矩記〕文化四年二月廿八日庚子

　碁盤（榧厚サ五寸三歩、横サ壹尺三寸七分、長サ壹尺四寸八分、高サ九寸、諸脚）碁石（那智中黒上石、百八十一宛有之、）碁笥（黒柿也）

右盤石ニ而、代金壹兩三歩、今日數下道具屋ニ而相調、善次郎世話、此間中毎々往來、漸今日相談相整、被求歸也、實ハ壹兩貳步貳朱五百文也、

〔伊勢駿河守貞順記〕ふかそぎの事、〇中略この樣體は、下賀茂御手洗川の石をとりて、左右の手にもたせ候て、ごばんの上にあがらせ、さて髮をよくときさげ候て、かみのすそをはさみ候て口候、はやし候に口傳候、同石を左右の足にも一づヽふまへさせ申なり、

〇按ズルニ、碁盤ヲ著袴、深曾木等ノ時ニ用キル事ハ、禮式部著袴、深曾木ノ二篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

碁笥

〔人倫訓蒙圖彙二〕圍碁〈○中略〉磐を造る所は、二條通菊屋町の西、久右衛門、四條通堀川筋、大坂天滿天神の裏門右、川原町通、三條下ル二丁目に有、江戸磐作所、南傳馬町、乘物町、新兩替町、

〔江戸鹿子六諸職名匠諸商人〕碁盤師
南傳馬町一丁目　庄九郎　通乘物町　清左衛門　新兩かへ町四丁目　加兵衛

〔增補下學集下二器財〕碁笥（ゴケ）

〔和爾雅五嬉戲具〕碁奩（ゴゲ）

〔書言字考節用集七器財〕碁奩（ゴゲ）〈又作二碁笥一〉

〔名物六帖器財三器物博奕〕棋奩（ゴゲ）〈道生八牋〉　圍棋礶子（ゴゲ）〈同上、圍棋礶子、近日永嘉以藤編爲礶、〉

〔倭訓栞中編八〕ごけ　南都正倉院所藏の碁笥は、碁盤の足に抽匣（ヒキダシ）をして、龜の形に石を入たり、足も箱ざしにして梔子形ならず、

〔東大寺續要錄寶藏〕勅封藏開撿目錄　中藏〈○中略〉　榻辛櫃五十八合〈○中略〉　一合納香納一具〈手箱〉　〈洗一口、圍碁笥等、○中略〉　建久四年八月廿五日

〔本因坊家略紀下〕本因坊算砂〈出生京都〉
天正の頃、京都に本因坊と云僧有、碁將棊共に能す〈○中略〉太閤〈○豐臣秀吉〉より金梨子地菊桐の紋付たる碁笥を給る、形は平目にして鉢の子の如し、今に本因坊家に在、不形なる物なり、

〔視聽草六集九〕碁道珍話
本因坊寶物
一碁笥　一對〈金梨地菊桐之御紋あり、但、禁中樣より拜領之由、〉　一同　一對〈梅に鶯の模樣、信長公より拜領、〉　一同　一對〈堆朱、金爲、〉
一同　一對〈一は櫻の模樣、近衛殿より拜領、一は紅葉の模樣、鷹司樣より拜領、〉　〈御紋有、〉

〔枕草子九〕心にくき物　夜いたう更て、人のみなねぬるのちに、とのかたにて殿上人など物いふ

碁子

に、おくにごいしげにいる音のあまた聞えたる、いと心にくし、

〔後撰和歌集賀二十〕院〇朱雀の殿上にて、みや〇子内親王の御方より碁盤いださせ給ひけるごいしげのふたに、　　命婦清子

その、えのくちんもまらず君がよのつきんかぎりはうちもみよ

〔宇津保物語あて宮〕二月中の十日、年のはじめのかうしん出来るに、〇中略源中納言〇中略ぢむのはこに、まろがねこがねのすぢやりて、まろがねのごいしげに、まろきたまこむるりのいしつくりて、すぐろくのばんてうど、かくの如くにてさまかへて、ごてのせに、まろがねにて、おなじはこにて奉れたり、

〔倭名類聚抄四雑藝具〕碁子　藝經云、白黒碁子各一百七十枚、

〔増補下學集下二雜器〕碁石

〔和爾雅五雑戯具〕碁子ゴイシ

〔書言字考節用集七器財〕碁子ゴイシ白玉(棋偶、碁子、黒玉、白玉石、云云)　碁子ゴイシ

〔毛吹草三〕攝津　備後町棋碁石ゴイシ

〔雍州府志七土産〕碁盤〇中略　圍碁之所用黒白石、始自紀伊海濱來、其形之大小、自然有適其用者、今絶、故多磨白貝黒石而作之、

〔日本風土記五棋局〕圍棋

圍棊子非造成者、乃本國沿海之傍、而有生成石子、儼如做成精緻、名曰天盛子、出于養久山沿海之處、白子出于大隅山海傍、着大隅州所屬之地、

〔中山傳信錄六器具〕棋枰

黒子磨畫石為之、白子磨螺蛤頂骨為之、

〔大和本草 三金玉土石〕天巧碁子　長州赤間關ノ西北一里、筋ノ濱ト云處ニ、天然ノ碁子ノ五色ナルアリ、人工ニアラズ、又紀州ノ那智ノ黑石モ、爲碁子、如人工、

〔倭訓栞 中編八古〕ごいし　碁石也、白黑ともに紀伊國に出、黑は那智黑と稱せり、○中略 又いはく、○山家集 答志郡すが島の内に鳥崎といふあり、此濱の小石皆黑し、又豐島もほど近し、又豐後佐賀の關に、黑が濱白が濱とて、黑白をわかちて天然の碁子あり、長門國筋が濱にも然り、○中略 古昔は皆自然の石子を用ゐたる成べし、今は黑石をいし、白は海蛤をもて磨琢して造成せり、○中略 今唐山舶來の碁子は錬成したる物也、雲林石譜には、自然の棋子の事をいへり、南都正倉院所藏の碁子は、珊瑚瑠璃瑪瑙を用ゐて、悉く花鳥の畫あり、

〔常陸國風土記 多珂郡〕郡南卅里藻島驛家、東南濱碁子、色如珠玉、所謂常陸國所有麗碁子、唯是濱耳、

〔東大寺續要錄 寶藏〕勅封藏開撿目錄　北藏　厨子一脚　納○中略　圍碁石一箇 白黑○中略　木地厨子一脚　納○中略　圍碁石六箇 白黑○中略　建久四年八月廿五日

〔紫式部日記〕はりまのかみ、○藤原行成 ごのまけわざしける日、あからさまにまかで、後にぞ、ごばんのさまなど見給へしかば、けそくなどゆへ〳〵しくして、すはまのほとりの水にかきませたり、

紀の國のしらゝの濱に拾ふてふこの石こそは巖ともなれ

〔山家集 下雜〕伊せのたうしと申島には、ごいしのしろのかぎり侍濱にて、くろはひとつもまじらず、むかひてすがしまと申は、くろのかぎり侍る也、

すがしまやたうしのごいしわけかへてくろしろまぜようたのはまかせ

さぎしまのごいしの白をたかなみのたうしの濱に打よせてけり

からすざぎのはまのごいしと思ふ哉白もまじらぬすがしまの黑

あはせばやさぎをからすとごをうたばたうしすがしま黑白の濱

〔可笑記〕五 むかしさる所に、貧なる人の碁をこのむあり、冬のさむき時には、碁石をいりて、あたゝかにしてうちぬ、〇下略

〔大江俊矩記〕文化五年十一月廿三日甲申、下立賣へ、今朝木之儀ニ付人遣序、碁盤戻ル、黑石二ツ不足、近日拜面可申入也、大切之石故也、

〔菅家文草〕一詩 觀王度圍碁獻主人

一死一生爭道頻、手談厭却口談人、殷勤不愧相嘲哢、漫説當家有積薪、〔積有二人唐王積薪、碁經一卷綾之〕

〔集異記〕王積薪

玄宗南狩、百司奔赴行在、翰林善圍碁者、王積薪從焉、蜀道隘狹、毎行旅止息中道之郵亭、人舍多爲尊官有力者之所見占、積薪棲棲而無所入、因沿溪深遠、寓宿於山中孤姥之家、但有婦姑、止給水火、纔暝、婦姑皆闔戶而休、積薪棲于簷下、夜闌不寐、忽聞堂內姑謂婦曰、良宵無以爲適、與子圍碁一賭可乎、婦曰、諾、積薪私心奇之、況堂內素無燈燭、又婦姑各處東西室、積薪乃附耳門扉、俄聞婦曰、起東五南九置子矣、姑應曰、東五南十二置子矣、婦又曰、起西八南十置子矣、姑又應曰、西九南十置子矣、毎置一子、皆良久思惟、夜將盡四更、積薪一々密記其下、止三十六、忽聞姑曰、子已敗矣、吾止勝九枰耳、婦亦甘焉、積薪遲明具衣冠請問、孤姥曰、爾可率己之意而按局置子焉、積薪卽出囊中局、盡平生之秘妙而布子、未及十數、孤姥顧謂婦曰、是子可敎以常勢耳、婦乃指示攻守殺奪救應防拒之法、其意甚略、積薪卽更求其說、孤姥笑曰、止此已無敵於人間矣、積薪虔謝而別、行十數步、再詣則已失向之室閭矣、自是積薪之藝絕無其倫、卽布所記婦姑對敵之勢、罄竭心力、較其九枰之勝、終不得也、因名鄧艾開蜀勢、至今碁圖有焉、而世人終莫得而解矣、

〔弈問〕問、孤山老姥之說信乎、曰、或有之、然非積薪之自爲神也、好事者假神而抑積薪之語也、所謂指示以攻守殺奪之方甚略、曰、是子可敎以常勢耳、其抑積薪可見也、

〔辨内侍日記下〕建長三年正月十七日、〇中略すけやすがもとに、ゐき(圍碁)のふ(譜)のあるまいらせよといふ心、うたによみてやれとおほせごと有ければ、少將内侍おりくに、

こ。けのむすのやまのおくのふもとにてこ。れを口口みをへ。てかへりけん

返し中將

ふ。るさとのはな。の盛をも。ろともに口口口口みましむか。しなりやと

なほせめにやれと仰ごと有しかば、辨内侍、

ふる里のは。なよりもけにおもひやれそ。れよりおくのしがの山ごえ

〔古碁樞機跋〕この古碁樞機は、年久にわが家に傳へぬる書にして、遠つ祖算砂上人よりして、代々の名高き人達の、後のよまでもつたへぬる圍碁にして、更にまたたぐひなきふみなり、おのれ朝ゆふこれをとり出て、そがまゝをまねびかこみ見るに、その妙なることたえてひとのおもひよるべくもあらぬ手どもなんおほかりける、しかるに今かゝる靜けき大御よにあひて、たれもたれも此ことを明暮のなぐさとして、そのゝえもくだすばかりたのしみ物する時なれば、かくてひめおかむもいとあたらしく、はて〳〵はかぐつちのあらびにもあひ、しみの住かともなりぬべきに、こたび彼上人の二もゝとせのむかしのぶむしろに、つらなれる人にもわかち、ひろくよ人のめをもおどろかさむとて、板にゑらせつることゝは成ぬ、

文政五のとしの春　本因坊元丈しるす

〔新撰碁經大全〕當流碁經大全序

圍碁は其來る事ひさしく、古賢これを翫ぶ者おほし、本朝本家深く秘して其圖をいだす事をゆるさず、世に圍碁の書多しといへども取にたらず、一日門人來て懇に其圖を求む、予辭するを得ず、策元直傳を以て此書をあらはす、妙術至極に於ては、口授に非ざれば喩べからず、その器によ

りて更に相傳ふべし、此圖本家の直傳なれば、猥に他見有べからざるもの也、

時享保五庚子載二月日　　秋山仙朴　正廣(花押)(中略)

右者○圖八所之角ヨリ外ニ打手無之ト可知、是本因坊道策家傳也、今道策流ヲ學者予ヨリ外ニ無之、爲後之書置者ナリ、

〔本因坊家略紀上〕小倉道喜

道喜事、道策死後、譯有之家を退き、秋山仙朴と名を改、泉州の堺に住居し、享保十年新撰碁經といふ碁の本をあみたて、ばい〱に出す、道策師匠道悦未だ存命にて京都に安居し、此事を聞および、江戸道知方へ絶板の事を申遣す、道知が曰、是式の本にて家の障に成り、碁の邪魔と成候樣なる事にてはあらずと云て、捨置べきよし申せしなれども、序に法外なる事を書記候につき、無止事絶板を願、其譯は、今道策流を學ぶもの、予より外に無之と申事、書記候計にて絶板を願しなり、本家のさわりに成るにより、絶板を願にはあらず、序の法外の一くだりにて絶板を願しなり、絶板を願候前に、仙角へは扇計、因碩門入其外道策弟子存命の分、堤道哲、中村玄碩木村道全、高橋友碩、其外自分の弟子は申におよばす、一統に道知宅へ招き、道知皆々へ申て曰、此度仙朴法外の一くだり書記し候につき、道悦方よりも申遣せしにより、絶板を願也、若仙朴存寄有之、勝負を願ふまじきものにあらず、其時は各方其ふまへ有やいなやと道知問ふ、其時皆々得心のよし申により、夫より道知御月番の寺社奉行黒田豐前守樣へ、右の仙朴編立し本を持參仕、委細の譯を申上、絶板を願ふ、則御聞濟にて、願之通絶板被仰付候、堺にて仙朴七日戸〆被仰付候、此方にて深く取候とは違、仙朴も勝負の存寄も無きと見へ、何の沙汰もなし、此時の本を世に仙朴集といふ、此時の因碩は名人因碩の跡なり、門人も隱居して朴入と申せし門入なり、

〔本因坊家略紀上〕長谷川知仙

倩知仙冥加の爲と存付、先の石立一册、二ッ三ッ四ッ五ッ迄の石立一册、二通りにいたし、其外作り物等を拵へ、宮樣〇東山皇子公寛親王へ差上る、然所近代此石立何方より出候哉、實本の樣になり、先の石立の方には何者の仕業やらん、きぬふるひと名付、ゑしれぬ序を書、又一通りの石立の方は、道加と名付、奥書に宮樣の仰に依て、道知指圖して、知仙筆を染しと有之なり、跡方もなきもの也、此二通りの石立、道知はゑかと見もせぬ事なり、我等〇石井知信若き時の事にて、宮樣へ差上候作物、手傳して押遣せしなり、依之此譯能ゑれり、道知が拵へ、知仙が筆を染しと奥書に有之の大なる空言也、道知が存寄と、知仙が存寄とは何程か違べし、日を同じふして語がたし、道知が存寄にて拵たるにあらず、知仙我一存にて拵し石立なり、昔道策百番碁と申て、いまだ道策流を立不申前、拵し石立百番ながら皆古流なり、是より外道策も拵し石立は無之、名人因碩も角定石と申一通石配と申て一通、是より外因碩も不拵、作物は數を不知拵し也、因碩作しつくりもの、凡人のおよぶ所にあらず、道知拵し石立と申は、四拾番の石立と申て、先十番、二ッ十番、三ッ十番、四ッ十番、是を四十番碁と申也、道知も是より外拵し石立なし、道策因碩道知此三人拵し石立、序も奥書も無之、知仙拵宮樣へ差上候石立にも、序も奥書も無之、然をゑしれぬ序を書、跡かたもなき奥書を書て、知らぬ人の心を迷わするものなるゆへ、序ながら爰に記す、

〇按ズルニ、碁經ノ書頗ル多シ、今其二三ヲ錄シテ、他ハ省略ニ從フ、

〔徒然草上〕圍碁雙六好てあかし暮す人は、四重五逆にもまされる惡事とぞおもふと、或聖の申し事、耳にとゞまりていみじく覺え侍る、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一よき友をもとめべきは手習學文の友也、惡友をのぞくべきは、碁、將棊、笛、尺八の友也、是はしらずとも恥にはならず、習てもあしき事にはならず、但いたづらに光陰を送ら

むよりはと也、人の善惡みな友によるといふこと也、三人行時、かならずわが師あり、其善者を擇て是にしたがふ、其よからざる者をば是をあらたむべし、

〔近世畸人傳 五〕有馬凉及

有馬氏凉及の名、父子兄弟に及ぼして、四世醫を業とす、○中略初代凉及號訒齋、又存庵といふ、後水尾院、特徴て御醫とし、階法印を賜ふ、○中略ある時急に召る丶に、折ふし碁を圍みて參內遲々に及び、頻に御使を下さるれども、碁局を結ざりしかば參らず、是に罪せられて京師を逐れ、大津に蟄す、然もほどなく召還されぬるとぞ、

〔因云碁話 七〕祇南海終身圍碁を絶事

紀藩の士祇園與一は、十餘歳、一夜百首の詩を賦し、稍成長益進、詩名一時に高し、性又圍碁を好み、家にて一日客と碁をかこみ居たるに、隣家の婢あわてながら走り來り、今日主人の家、皆々他行、婢壹人留守として、幼年の子息を庭前にて遊し居たるに、側をはなれし暫時の間に、兒あやまちて泉水に落給ふ、とく來て助け給はれと云すて丶走り歸りぬ、與一は今行べしといひながら圍碁に耽り、除念もなくかこみ居しうち、時刻過ぬる故、遂に溺れて兒は死す、驚き悔めども爲べき樣なく、隣家へ對し云解べき言葉もなく、其の日より終身碁局に向ふ事を絶たりと云、この話、倜庵古賀先生に聞ぬ、

〔骨呂利狂歌咄 三〕雙六をうつ人、もし七日を塞がれては術なき事、賜を斷ちて圍え焦る、碁を圍む人は敵に取込められ、駿おろされては、遁逋れんとものする有樣、多く負けぬれば、後には腹立ち怒り、助言する人あれば、穴勝に怨を含む、誠に我執といひながら、愚なる事になん、味方を生して敵を殺さんと、手を盗み僞を構へ、主從父子師弟兄弟と雖も許さず、四重五逆の罪にも過ぎたりと、遠好がいひけんも道理ぞかし、これほどに心を入れてすべくば、何れの事か成就の上手とならら

ざらん、あたら光陰を徒に費す事、聖賢の旨に違ふらんとぞ覺ゆるといひければ、世に高麗胡椒とて好む人、その辛き事魂を消り、胸を爛らかして、これを見しと思ひたる彼の圍棊雙六に負色付きて、憤しきを慰みにせば如何せん、蓼食ふ虫もあるものをと、呟く人も有りけり、

雙六に七目塞がれ棊にしちやう唐椒より辛う覺ゆる

〔梅園叢書〕棊將棊に遊ぶ人の儀

棊象棊握槊、その品はかはれども、人の心を奪ふ事は同じ、或は一二の遊侶を迎へ、或は旅路の憂をわすれ、欝をひらき生を慰めんにはよし、又何もつとむるいとなみもなく、手を拱き人ごとなどいはんよりは、物と相忘れんはよかるべし、平生の勢力を是につくしてんは、その器小きに似たり、誠に局にのぞむときは、盛衰勝敗ありて、甚おもしろきものゆゑ、夜のあけ、日のくるゝもしらざる物なり、よりて是を木野狐ともいへり、晉の陶侃といひし人、枰を江にしづめしも、事に害ある事を察してなり、近頃黒田如水軒、石田三成と怨をむすばれしも、その事棊より起れり、昌山が識にあひしも、平賀武藏守と六郎重保と棊を爭ふよりおこれり、さいへばとて、此事知らざれといふにもあらず、身謙り、人と爭ひいかる心をやめて遊ばゞ、時として養生の道ともなるべし、

〔捫掌錄〕葉濤好奕棊、王介甫作詩切責之、終不肯已、奕者多廢事、不以貴賤嗜之率皆失業、故人目棊枰爲木野狐、言其媚惑人如狐也、

〔古今和歌集十八雜〕つくしに侍ける時に、まかりかよひつゝごうちける人のもとに、京にかへりまうできてつかはしける、　きのとものり

ふるさとは見しごともあらず斧のえのくちし所ぞ戀しかりける

〔述異記上〕信安郡有石室山、晉時王質伐木至、見童子數人棊而歌、質因聽之、童子以一物與質如棗核、質含之不覺饑、俄頃童子謂曰、何不去、質起視斧柯爛盡、既歸無復時人、

〔弈問〕問、王質爛柯之說信乎、曰不然也、蓋至今三千六百年耳、度不能十局也、則爲神仙者易壽哉、

〔枕草子七〕碁をやんごとなき人のうつとて、ひもうちときないがしろなるけしきにひろひをくに、をとりたる人のゐずまゐも、かしこまりたるけしきに、ごばんよりはすこしとをくてをよびつゝ、袖のまたつまかた手にて引やりつゝうちたるもおかし、

〔枕草子九〕したりがほなるもの　ごをうつに、さばかりとまらでふくつけさは、又こと所にかゝぐりありくに、ことかたよりめもなくして、おほくひろひとりたるもうれしからじや、ほこりかにうちわらひ、たゞのかちよりは、ほこりかなり、

あそびは　こゆみ　ゐんふたぎ　ご、

〔たはれぐさ〕棋はおかしきものなれど、圖をさめ、いくさするにたとふべき事多し、ある棋をよくせるといへる人のことばに、棋をよくせんとならば、まづ心の工夫をしたまへといひしとぞ、

これはつねの棋うちにはあるまじ、

〔河洛餘數序〕夫後人事業、皆不及古、惟推步與奕棋、則皆勝前古、故宋元國手、至明已差一路、淸則差一路半、何則祖古人手談所及、更復專心致志、人々相繼、探奧鉤玄、故得積分毫之功、以出古人之右、然則今之所以勝古者、其唯奕棋乎、後之君子、豈可以不貴重之乎哉、而世之曲士、不察其故、强加木野狐之稱、以爲其迷惑人不亞酒色、雖然古之聖人造之、以教其子、而謂爲之猶賢乎己、若果如世之所言、則是聖人故造不仁之器、尋以教其子也、則其所爲、因亦不賢乎己、何聖人之不自覺、是亦不思之甚也、且古之仁人君子、往々好之、皆以爲忘憂消日之具、甚有當寇盜臨死之際、猶爭劫畢局、聞天子廢立之變、猶下子不已者、世之曲士、徒囿於拘墟之見、而不察達人解者往々如此、猥認以爲荒惑之具、淫酒之比、豈不亦惑乎、是非曲直、固無待辨者、○下略

〔運歩色葉集車〕上手謂於碁也　〔同車〕下手謂於碁也

〔兼載雜談〕一物の上手にならむ事大事也、碁打重阿に、ある人兄弟ながら先にて碁うてるに勝負なし、又人重阿に、兄弟碁の事をとふに、兄まされりと答ふ、人皆云、いづれもせんにてうつに、兄のまさるといふはいかんといひしに、重云、弟は打手さだまりて、はや我流と見えたり、其流と見えば、はやすぐるゝ事有まじきといふ也、面白き詞也、

〔技癢錄〕碁有別才

家先生、嘗謂一碁客曰、碁有別才、必重遲駿洽而善之、如夫輕俊浮慧、神氣軼越、不能入碁格也、余〇南部伯民初以爲戲、後讀史、云唐李重恩善奕、形神昏憊、人謂之李憨、碁外一無所曉、對奕昏睡、但開目隨手、應出人意表、余以其有暗合也、不覺抵掌、按、宋又有王憨工碁、能與劉仲甫角、

〔隨意錄〕圍碁之術、虛實損益、奇計百出、頗似有智謀者矣、博物志云、堯舜以子愚故、作圍碁以敎之、其法非智不能也、此張華之說、固傳會耳、且世之善此技者、未必有智之人、其於世事之計、則反愚者多焉、又且總角幼童、未曾修鍊、而得其妙工、亦往往有焉、是亦理之不可解者也、

〔陰德太平記十三〕備雲石武士變志事

忠興川〇細大內尼子ノ勝敗ハ、其理適當シテ覺エ候、〇中略夫棋ヲ圍ミ候ニ、下手ナル者ハ、三石モ五石モサキニ置テ打候ヘバ、上手ニモ勝事ニ候、然ル故ニ天下ノ碁所ニモ、或ハ上手ノ手相ヲ免シ、又ハ先二ツ三ツナド定メ候、晴久ハ將ノ器ヲ比喩セバ、當時日本ニテハ上手カ、先先先先ノ手相マデハ下リ候ハジ、更バ誰ヲカ碁所ト定メ可申ヤ、〇中略サテ先ニ申ス如ク、元就ノ武勇、棋ニ比セバ、國手ニテモアレ、上手ニテモアランカシ、敵手ニ五石六石、乃至星目置セヌレバ、勝ヲ取事ハ稀ニシテ負ル事ハ多シ、晴久ハ先先先ノ棋ニナシテ、元就ノ碁所ニ對セバ、手相ハ先二ツナラン乎、其軍勢ハ二十倍シヌ、多少ヲ論ゼバ碁ノヒジリ目ヲモ杳ニ過タリ、先先モ、或ハ先ナドノ敵手ニ聖目モ置セタランハ、勝ナン事ハ希有ニシテ、敗績ノミ多カルベシ、是ヲ以テ思ヘバ、元就ノ分際

ニテ晴久ヲ亡サン事ハ、中々難キコトニテゾ有ント被申ケレバ、醍遍否トヨ左ニ非、忠興ノ比喩、似タルコトハ似タレ共、是ナルコトハ不是、今諸國、十二諸侯七雄ノ如クニ分レテ、奕棋ノ如クニ亂レタリ、○下略

〔とはずがたり〕碁をかこむものに目なし、かたはらにみるもの目ありといふ、たがはぬたとへなり、然るにこれは、そのれに求むる心うすくて、人をせむる心のあつきが上にやあるらん、弓ゐるもの、、そのれにかへす心にはおとりたり、ある人碁をかこみたるに、いしをおろし、またあげて、こゝにやをかん、かしこにやおろさんと、かたはらなる上手にとふに、さればしかもありなん、かくもありなん、まどはしとこたふ、いなのたまへ、學びがてらにせんといへば、さりとて盤にむかはぬものを、わき目にはゑこそわかたねといふ、この人は弓ゐるもの、、たぐひなるべし、

〔可笑記 二〕むかし、さる人のもとに、人々寄合碁をうてり、その中にもすぐれて碁すきなるといふ人のふせいを見聞こそおかしけれ、かの人、ごにさへうちかゝれば、萬の用所を正とかき、こうくわいする事かぎりなし、何ぞ物をみすれば、當座はたしかに見たると云て、後にとへば、何でもみぬと云あらそひ、又のみ食物をあたふれども、はら十分にのみくふて、後にとへば、其味の五味をしらず、或はかしらの上に火をつけ水をながせども、夢にもわきまへしらず、たゞ碁にわるくすきて、なぐさみと云事を覺えず、げにも〳〵聖人の詞に、心こゝにあらざれば、きけどもきかず、みれどもみず食すれどもあじはひをしらずと、此外此心持、萬事に心得らるべし、

〔翁草 百九十〕塵塚の知里

碁打に馳走するは無益也、それも深く耽らぬ人はいかゞあらむ、我如き好士は、碁にかゝりては喰を忘れ、萬の事を放擲するも邪魔に成ゆへに、あるじの心をこめて饗するもはやくたうべ、不興顏にそこ〳〵に挨拶して、はやたうべ仕舞ひて盤に向はん事を思ふ、ある好士、此情を自ら

能覺へて、已がもとへ碁の友來れば、其家內に云含て、菓子盆に燒飯を堆く盛て、茶瓶を添出し置、扨碁にかゝりて他念なき中に、流石空腹になれば、うつし心の中にも、主客ともに彼燒飯をとりて喰ふ、長座に成て其飯盡なんとすれば、勝手々心得て、又能き程に替りを入れ置、飼鳥の餌を入るに等し、左有て一晝夜打ても飢る事なく、家內の世話も少く、客もあるじへの心置なく、快く碁を樂む也、是に過たる碁の饗應はなし、穴賢碁好に尋常の馳走はせんなき事と知べし、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕今碁將棊雙六の三ッの內碁にはむだ言をいひつゝ打つこと稀なり、世話盡(明曆二年刻)打たる狸のはら鼓御地何ほど蛭の痛哥、その外少々出せり、其內手みせきんとありて、註に三盤にわたると書たり、今略きて手みきんといふ、廣く賭博に用とかや、積山井、花のあとや風の手みきん石の竹、(政好)手ぞみたき風にみだれ碁石の竹、(山石)

〔本因坊家略紀下〕三代目本因坊道悅(出生石見)

道悅時分より袈裟を取り、衣の袖も短く成る事は、算知と二十番のせり合の時分より也、御城にて碁仕候節、又は上覽之節、手を突候故、袈裟衣盤の上へ障り、上覽之節御目通りに候へば、石を直し候も仕にくゝ、第一相手も兎や角と申、碁の障になり、殊に負候得者遠島の御請申上候故、大切之碁に候へば、心障候ては仕にくゝ御座候間、向後袈裟を取、衣の袖も短く仕度奉存候由御屆申上候、尤之由被仰候、此時分より衣も短く、袈裟も取申候、

〔男重寶記三〕碁指南會所

一京四條通室町東へ入ル町　石丸三左衞門

〔翁草百七十四〕塵塚の塵

寶曆の頃、岡和仙(初段ぐらゐの碁也)四條道場內の空坊にて碁屋をはじめける時、或人、

碁屋ならば寄大炊などゝ有べきををかわせんとは御手違ひ哉

是も言葉巧にておかし、

〔嬉遊笑覽 四下雜伎〕享保中の板にて、智惠鑑と云ものあり、四ッ目綫どり碁と云あり、○中略この外に四ッ目綫どり、三ッ星そうどりと云あり、いづれもいくたりにても、順にとりてまはすなり、又一人にてとるは、ひろひ物とも、とりもの共云、其形升八ッはし矢万字等あり、寛保三年刻、御伽雙紙と云ものに、ひろひ物には中字井筒などさま〲あり、いづれもごばんの筋を順にあともどりせぬやうにとる也、碁石にてする戲、色々あり、

〔囊尻 七十一〕碁石鼻に入たるを治す

ある人戲れに、碁石二ッ鼻の穴に入しが、何としても出ざりしに、紙よりをして一方の穴に入ければ、くさめ〲して石出たりと也、

〔菅家文草 二詩〕去冬過平右軍少將○右近衛 池亭、對乎圍碁、賭以隻圭新賦、將軍戰勝、博士先降、今寫一通謝

一絶、奉謝遲晚之責、

先多一負此多詞、妬使隻圭降奕秋、何日若逢相坐隱、池亭欲決古詩流、

〔江吏部集 中人倫〕述懷古調詩一百韻

優遊何所詠、身上舊由緣、七歲初讀書、騎竹聚豪泉、九歲始言詩、攀花戲當阡、十三加元服、祖父任其縣、提耳般勤誡、努力可攻堅、我以稽古力、早備公卿員、汝有帝師體、必遇文王田、少年信此語、意氣獨超然、下帷不窺園、閉戶不趁權、圍碁厭坐隱、投壺罷較還、○下略

〔半陶藁 三〕皓隱齋說

意雲老人、蓭居泉南、自號可竹、又以皓隱扁寢、從容謂余○釋壽桂曰、昔巴邛人收大橘剖之、有二叟對碁、曰橘中之樂、不減商山、但恨不得深根固蔕耳、以水噴地、爲二白龍而去、故丹溪先生名橘爲皓隱、有以哉、我非以角黃綺圍而隱者、隱于橘也、非以橘而隱者、隱于碁也、有敵手知音、則引蠻觸子、燈火夜碁、谷鳥

書驚忘老之將至、所謂橘中之樂、不減商山、商山之樂、豈有加我皓隱哉、余曰、老人歟、人歟、皓隱之義、我知之、在竹不在橘也、鄜延長史有大竹凌雲、可三尺圍、伐剖之、見內有二仙翁相對、云平生深根勁節、惜爲主人所伐、言畢乘雲而去、黃庭堅曰、此與昔人橘圓叟之事無異矣、老人乃可竹之人、竹乃可老人者、而以皓隱爲扁、不在橘在竹者決矣、潁子進曰、主客言皆陋矣、夫棊者、聖人之所以敎子也、四皓之後、能者不世出矣、與午謝安石賭薔薇之野、天水王安石賭梅花之詩、一時美談也、林徽君之二不能、蘇長公之三不如人、棊居其一焉、棊之難也如此矣、況隱于棊者乎、而隱云隱云、巴橘云乎哉、鄜竹云乎哉、商於六百里之青云乎哉、自吾視之、支竺倭三國、一棊隱也、我大日本國有凝露臺、臺上有手譚池、池上有玉棊子、冬則暖、夏則冷、嘗有王子、以玉棊子玉棊局奉太唐天子、天子令待詔與王子對棊、是我國寶棊之靈區、而棊亦我國之異產也、彼月氏國十八尊者、以五天爲一面棊盤、眞諦爲白、俗諦爲黑、十八界內、森角爭先、未證果者、不知斧柯爛焉、已登地者、以桃花五北斗七待之焉耳、雖然吾言猶陋矣、五十步而笑百步也、天之圓者、吾棊子也耶、地之方者、吾棊局也耶、大千沙界吾棊隱也耶、森羅萬象、吾棊隱隱具也耶、五千四八、風花雪月、吾一卷棊經也耶、西乾四七、東震二三、不知黑白未分、先有高一著、濟下三要印子、洞上五位圈兒、難爲彷彿焉、後浮山錄公對今韓愈、攜敏上堂、十九路頭、擒縱殺活、橫說竪說、無餘蘊矣、九原可作、吾從錄公聞皓隱之說矣、於是乎、余避席謝潁子曰、余之於棊、林君蘇公之流亞也、東閣巷懷可也、請記子言以爲說、

〔杜陽雜編下〕大中〇唐宣宗年號中、日本國王子來朝、獻寶器音樂、上設百戲珍饌以禮焉、王子善圍棋、上勅顧師言待詔爲對手、王子出楸玉局、冷暖玉棋子、云、本國之東三萬里、有集眞島、島上有凝露臺、臺上有手談池、池中出玉棋子、不由製度自然黑白分焉、冬溫夏冷、故謂之冷暖玉、又產如楸玉、狀類楸木、琢之爲棋局、光潔可鑑、及師言與之敵手、至三十有三、勝負未決、師言懼辱君命、而汗手凝思、方敢落指、則謂之鎮神頭、乃是解兩征勢也、王子瞪目縮臂、己伏不勝、廻語鴻臚曰、待詔第幾手耶、鴻臚詭對

曰、第三手也、師言實第一國手矣、王子對曰、臣見第一、曰王子勝第三、方得見第二、勝第二、方得見第一、欲躡見第一、其可得乎、王子掩局而吁曰、小國之一、不如大國之三、信矣、今好事者、尚有顧師言三十三鎭神頭圖、

〔弈問〕問顧思言三十三著、而勝神頭王信乎、曰一說日本王也、奕至三十三著而決勝、所謂通神者也、其猶在坐照上乎、師言於品不登第一、而致之史、古未有神頭圖、而日本王由來不入朝、請無好事者爲此勢以附會其說乎、未可必也、

〔翰林葫蘆集三〕花院碁聲

瑞巖侍者袖詩卷見示、且曰、此題乃先小補所親筆也、光甫藏主得之於書簡之中、自招諸弧以聞賦焉、聯篇萬松閣而詠之、詩皆佳也、予讀之而有感于懷也、補翁語予曰、我少壯之日、傍有碁盤受業者研之、蓋戒我之移於他藝也、予書紳矣、幸文叢卷詩韵、以遂早臘云、

莫伐師翁所含棠、花陰咫尺限闘忙、碁聲院々借遊手、宜了幾書燕日長、

〔爲のまに〳〵〕海の中にも碁を打にけり、といふに、加賀の千代が付しとぞ、

白まけて黑に目をもつかれい哉

〔雅筵醉狂集秋二〕萩

碁のみにて百八十の目をつぶし軒ばの萩の風に手をそうつ

〔男重寶記三〕碁より出たる詞

一番なる者を、碁かなるといふは、よはきといふ事也、又うつ共いふ、　一征にかゝる　一隅に目を持ている　一劫をたつる　一持碁にはなす　一ねばまかある　一人に縛る　一〻を打て盤を立る　一人の助言をいふ

○

綴五

〔書言字考節用集 八 言辭〕綴五(ヨツメゴロシ) 圍碁所ㇾ言、出 漁隱叢話

〔圍碁四角鈔〕碁之詞字

綴五(てつご) ∴

〔類聚名物考 人事 十七〕らんご　亂碁 歟

思ふに、今も童子の戲に、亂碁とて白石のみにて打、四。ッ。目。殺。し。といふことなす事有り、

〔嬉遊笑覽 四 雜伎〕享保中の板にて、智惠較と云ものあり、四ッ目纏どり碁と云あり、これ名物考にいへるものなるべし、

〔邯鄲亦寢夢 五〕盤面遊曲集

目。碁。 (尤白碁共いふ、碁盤四分一の片隅目の内にて打なり、)

此打方、白ばかり兩方共に縱ば三十目宛手に持、先手後手定おき、先の方より何れの處へも一手打、浮手の方より其先手の石につけて打也、又其石に付段々付て打、四ッ目に成時は打て取也、打て取、被ㇾ取打、行末に至り繪圖の〇(圖略)如く目碁の形に自成也、其時手に殘る石多き方、何目勝と知る也、工夫もの能々勘辨有べし、

格五

〔如蘭社話 十〕格五新譜　土井有恪 故人

原名第一

格五之名、見漢書吾邱壽王傳、蘇林孟康劉德及顏師古各有訓釋、迄ㇾ今讀ㇾ之、瞢不ㇾ知其何戲、本邦是戲、五而格ㇾ之、就ㇾ實求ㇾ名、不ㇾ甚相遠、故借以命ㇾ之、戲之同異、則所ㇾ未ㇾ審也、世俗稱伊都都那良邊、妄人字ㇾ之曰五聯、要乎雅馴、往年土佐間埼生嗜此戲、寄ㇾ詩曰、五石驚ㇾ人定戲場、此本公羊有是字面、姑取供ㇾ使用、非ㇾ指而名ㇾ之、不ㇾ知何者傳播、遂如ㇾ爲定稱者、今就漢文改定、以俟後之識者正ㇾ之、

式例第二

格五、小數也、方枰橫豎三十又八路、兩匳黑白三百六十又一子、皆假之於奕、不煩特設、但甲置黑、乙布白、與奕相反、而還合清奕之式、其交戰、對手讓先、自乙開局、在布一子而下、則甲首、首者記名氏居上、無論勝敗品級、亦爲清式、迄戰、白黑迭擲一子、不移動、不提打、無別縱橫斜、唯能一路先聯五子者爲勝、雖聯五子、於次著數聯六子、則和、在布子而下、雖和亦以甲爲勝、連勝四局、或十局對勝、並品進一等、

品級第三

凡棊品須七等、能一時無敵、是爲聖手、坐特等、有一坐之聖、有一鄉之聖、有國道天下之聖、與讓手差半子者、讓先不許甲第二子近四傍、此爲亞等、差一子者、讓布一子在枰中、其四正斜不許次著密近、此爲三等、四等、布二子、間三路而斜對、五等、大布二子至四子、間十又一路而遙斜對、六等、布三子、如布二子、而加一隅、七等爲最下品、大布五子至九子、皆在星上、如弈之例、同等爲對手、每一局互換黑白、是謂格五者不可不知。○中略

布勢第六

际勝而後勝、其爲勝也无難、知敗而後防、其爲防也又无難、故將學格五、先習布勢、布勢強則強、布勢弱則弱、布勢勝則勝、布勢敗則敗、付勝敗於布勢、不爭以私智、執一勢、敵不變其勢、則累百千局、我不肯換其一著、務使換勢之權、在於我、不在於敵、是爲進技至要也。○中略

決勝第九

縱橫斜戰固有四路、業已布局、則甲勝一路、乙勝一路、自餘二路、不過爲険地、故甲不勝則乙不勝、乙不勝則甲不勝、彼之勝則我之勝也、爭先後而已、世俗所患者、求我之勝、遂引敵之勝、慮敵之勝、遂失我之勝、殊不知不勝不敗、不敗不勝、求勝而往於敗者、猶不求勝也、豈能爲必勝哉、古之爲是者孟施舍、使之習格五、亦必無敵於天下矣。○中略

謹按靜於格基、於奕、本無知解、以其偶學課也、特參入品圍焉、唯格五路其易不難也、所以然者、實上此技、曾還讓一意戰勝、而其所以勝者、不過微妙與機中、唯知天王之戰、圍棊之將其團強戰有

所未强、必有算砂氏者出、旌旗壘壁、爲之一新、濮翁之於格五、蓋以沙自待、而至其徵妙、則有俟于後來之勁云、其所撰布勢對戲、業已成卷、闘事徵諸四方、未爲大成、合以爲格五譜、而十篇卽開首也、近聞活字署開、因請於翁、掲取十篇、以授好事、併附以將棊譜二紙、在昔物徂徠作廣將棊譜、時人以爲、其胸中多閑日月、濮翁無用之用、比物氏又甚焉、所以宜嚴而未肯廢也、己未(安政六年)仲冬、吐山秋田嘉柔識、

〔漢書六十四上吾丘壽王傳〕吾丘壽王字子贛、趙人也、年少以善格五召待詔、（孟康曰、格音各、行伍相各故言各、蘇林曰、博之類不用箭、但行梟散、劉德曰、格五棊行簺法曰、塞白乘五、至五格不得行、故云格五、師古曰、卽今戲之簺也、音先代反、）

〔格五新譜、布勢〕一對手局（タカヒセン）〇圖略

此一局五連之極意ニテ、予（〇土井有格）ガ積年ノ苦辛盤面ニ現ハル、筆說ノ盡スベキニ非ズ、輸先局ハ腹ニツガサヌ規矩ナレバ、中央ヲ打ヲ利トス、對手局ハ目ヲハヅシ、一ト打チ敵ニ目ヲ打タスヲ利トス、幾徵ノ爭ナリ、〇下略

〔格五新譜、對戲〕我津有善將棊者、兵春青溪其任也、學古文於拙堂氏、所作漢高帝上杉謙信等論、辭義雙美、而其於格五亦一時無匹、〇中略　星月名信篤、熟嫺稗史、頗諳兵法、其於此戲、歷三日夜不倦、與青溪皆中道天折、惜矣夫、〇中略　青甫生於名門、夙善此戲、戲之有布勢、實權輿是人、而㙇庵與有力焉、〇下略

〔格五新譜、對戲跋〕宋有格五、除德善之、降而不能、我師亞焉、前世格五、止用數棋、今者下子、寡者數十、多者往々一二百子、雖同其名、而實之相距也遠矣、師先有布勢之著、同游對戲入品者頗多、譜而存之、約有五卷、師乃摘抄其佳者五十局、又增十四局、作卷、白黑星羅、偉然可觀、抑此戲也、世未甚知、巧手則鮮矣、有嘲之者、師亦甘心受之、顧師之所以爲師者、固自有在焉、區々遊戲得失、不必屑々置辨也、戊午（〇安政五年）杪冬大垣井田讓拜跋、

〔附〕亂碁

亂碁ハ、ランゴト云フ、言繼卿記ニハ之ヲ訓ジテ、チキリト云ヘリ、其術詳ナラズ、

名稱

〔類聚名物考人事七〕らんご　亂棊歟

思ふに、今も童子の戲に、亂棊とて白石のみにて打、四ッ目殺しといふことなす事有り、それをいふ歟、又は石なとりの事にて、石なごともいへば、言便になごをなんごともいへるにや、上總の俗、長柄郡の海に錦砂子有るを、女兒のともがらいしなごと云ふ、又はなんごともいへり、もしその事歟、されどもまづは亂棊なるべし、

〔槐記續編〕享保十七年十月十八日、滋野井入道殿公澄〇仰ラレシハ、昔シ亂棊ト申コトアリタリ、ソレハイカヤウニ致スコトニヤ、梅輪內燈臺ナドノ類ニテ、源氏物語ナドニ、ミダレゴト云、連歌ナドニ能ツカフコト也、其法アリヤト申上ラル、仰ニ〇近衞家熙後水尾院ノ御前ニテタビ〳〵アリタルコト也トテ、アソバシテ御ミセアソバス、コレヲメヤスランゴト云、先石ノ白黑ヲ一ツニマゼテ、碁盤ノ目ヲ四方ニヒトメノコシテ、ヒシト並ベテ、四方ノ角ニ白石二ッ、黑石二ッ、巳上四ッヲ置テ、是ヲメヤストス、捌人五人カ七人カ並テ、丁ニスルハワロシ、ハンニスルガヨシ、ソノ石ヲ目ニ從テ橫ニ走リテ、タトヘバ白石ナレバ、白石ノ縱ニ多クナラビタル處マデ、縱ノ白石ノツマキタル石ダケタトル也、又黑石ナレバ、ソノ次ニ橫ニ走リテ、橫ニ黑石ノツマキタルダケヲトル也、ソレハ一度ハ白石、一度ハ黑石ヲツカフ也、人ガ五人カ七人カナレバ、同ジ人ガ一度ハ白、一度ハ黑ヲツカフニナリテヨシ、ナナケレバ同ジ石ニアリテハ興タアシヽ、ケ樣ニシテトリ〳〵シテユケバ、後ニハ皆ニナル也、中々ニ古風ニテ面白キワザ也、

〔鹽尻三十四〕一今俗彈ハジ棊と亂棊とするやうをしらざる多し、〇中略らんごは、指につけて棊子ををして取り、多く得たるを勝とする也、

〔嬉遊笑覽四下〕鹽尻に、亂棊は指につけて棊子を取、多く得たるを勝とする也、名物考に、今も童子の戲に、亂棊とて白石のみにて打、四ッ目殺しといふことをなす、それをいふかなどありて定か

ならず、今碁盤の筋のうへに石をならべ、その筋を順に石をとる、筋違にはとらぬ事あり、これら
も亂碁の遺法か、

〔圓融院扇合〕宮の御方に、うへおはしまして、らごとらせ給ひて、かたせ給へるかちわざ、六月十六
日に、うへせさせ給ふ、

〔拾遺和歌集雜秋十七〕天祿四年〇天延元年五月廿一日、圓融院のみかど、一品宮にわたらせ給て、らんごと
らせ給けるに、まけわざを七月七日に、かの宮より内の大ばん所にたてまつられける、扇に
はられて侍けるうすものにをりつけて侍ける、　　中務

天河かはべすゞしきたなばたに扇の風を猶やかさまし

〔續世繼七ありす川〕この中宮の姫宮、二條の大宮とて、女院の御弟おはしまし、令子内親王とて、齋院
になり給て、後には鳥羽院の御母にて、皇后宮に成給て、大宮にあがらせ給にき、いと心にくき宮
のうちと聞侍りしは、侍從大納言成道三條の大臣など、まだげらうにおはせし時、月のあかゝりけ
る夜、樣やつして、みやばらを忍びて、立聞給けるに、〇中略うちに源氏よみて、榊こそいみじけれ、葵
はさか有など聞えけり、だいばん所の方には、さゞれ石まきて、らんご拾ふおとなどきこえける
をぞ、昔のみや原もかくや有けんと侍りける、

〔增鏡五内野の雪〕みかど、〇後深草ましておさなくおはしませば、はかなき御あそびわざよりほかいと
なみなし、攝政殿〇藤原實經さへわかくものし給へば、よるひるさぶらひたまひて、女房のなかにま
じりつゝ、らんご、貝おほひ、てまり、へんつきなどやうの事どもを、おもひ〳〵にしつゝ、日をくら
し給へば、さぶらふ人々も、うちとけにくゝこゝろづかひすめり、

〔看聞日記〕應永廿九年三月十九日、退藏庵洪得喝食參、陰藏主相伴被來、〇中略有酒盛、廣時廣輔庭上
候、歌舞其興不少、秉燭事了、洪得召留、面々遊戲、亂碁等拾之、

〔言繼卿記〕大永十八年九月廿五日辛卯、禁裏御楊弓之間、四時分參內、各直參之間、八時分始、〇中略御楊弓之後、亂碁有之、御懸物被出、薄樣、五枚白貝、三香包ニ入之、右衞門佐拜領也、同各杉原十枚宛出之、五時分退出了、

天文十八年九月一日丁卯、七時分、御楊弓ニ早々可參之由有之、則參內、御楊弓廿一度有之、〇中略其後亂碁有之、御見物、〇中略博士亂碁有之、新中納言勝也、　二日戊辰、禁裏御楊弓之由候間、巳刻參內、〇中略次亂碁有之、各杉原五枚懸之、永相朝臣勝也、酉下刻退出了、　三日己巳、禁裏東坂點之事ニ參內、竹內殿、予、新中納言、菅宰相等、於記錄所沙汰之、竹予新於番衆所亂碁有之、出御御覽了、新中納言勝也、杉原不數、新ニ七枚、竹門ニ三枚、予負了、

彈碁　指石 併入

彈碁ハ、タギトイフ、又イシハジキトモ云フ、其法詳ナラズ、

指石ハ、ハジキト云フ、小石又ハ小貝等十數個ヲ撒キテ、手指ヲ以テ之ヲ彈キ合セ、當レルヲ勝トシ、當ラザルモノ、及ビ當レドモ轉ジテ他石ヲ觸ツモノヲ負トス、

名稱

〔倭名類聚抄〕四雜藝類 彈碁　世說云、彈碁、今一名指石 始自魏宮、文帝於此技且好矣、

〔箋注倭名類聚抄〕二雜藝類 按、老學庵筆記云、呂進伯考古圖云、古彈棊局、狀如香爐、蓋謂其中隆起也、李義山詩云、玉作彈棊局、中心亦不平、今人多不能解、以進伯之說觀之、則粗可見、然恨其藝之不傳也、

〔名目抄〕雜藝 彈碁 タギ

〔運步色葉集〕伊 彈碁 イシハジキ

〔[illegible]〕彈碁

彈碁圖

彈碁始自魏宮内裝器戲也、文帝於此技亦特好、用手巾拂之無不中、有客自云、能、帝使爲之、客著葛巾拂碁、妙踰於帝、

〔彈碁經〕彈棋、二人對局、黑白各六枚、先列棋相當、下呼上擊之、

〔傅玄彈棊賦敍〕漢成帝好蹴鞠、劉向謂勞人體竭人力、非至尊所宜御、乃因其體作彈棊、則此戲其來久矣、

〔遊擧往來 上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、○中略彈棊、

〔倭訓栞 中編十三〕たぎ　源氏に、たぎのぐなどいふは彈碁也といへり、後漢書に見ゆ、今いふはじきは遺法なるべし、物に圍碁彈碁盤なども見えたり、五雜俎に彈子之戲といへるもの石彈きなるべし、

〔後漢書 三十四 梁統傳〕冀〇統玄孫字伯卓、○中略性嗜酒、能挽滿、彈棊、（挽滿猶引強也、藝經曰、彈棊兩人對局、白黑棊各六枚、先列棊相當、更先彈也、其局以石爲之、）格五、六博、蹴鞠、意錢之戲、

〔五雜組 六 人〕彈碁之戲、世不傳矣、卽其局亦無有識之者、呂進伯謂其形似香爐、全不似也、弘農楊宰六歲、咏彈棊局云、魁形下方天頂突、二十四寸窓中月、想其製方二尺有四寸、其中央高者獨圓耳、今閩中婦人女子、尙有彈子之戲、其法似圍棋、子五隨手撒几上、敵者用意去其二而留三、所留必隔遠、或相黏一處者、然後彈之必越中子而擊中之、中子不動則勝矣、此卽彈棊遺法、魏文帝客以葛巾拂、無不中者也、但無中央高之局耳、

〔香祖筆記 二〕彈棊之戲、始見西京雜記、後漢梁冀傳注稍詳之、似近投壺而其製不傳、今人詩多以奕棊當之、可發一笑、王建宮詞云、彈棊玉指兩參差、背局臨虛鬥著危、先打角頭紅子落、上三金字半邊垂、讀之亦不能通曉也、

〔空穗物語 祭の使〕なかのおとゞに、かうしんし給て、おとこ女かたわきて、石はじきし給、

彈碁盤

〔徒然草〕下〕碁盤のすみに、石をたて丶はじくに、むかひなる石を守りて彈はあたらず、我手もとをよく見て、こゝなるひじりめをすぐにはじけば、たてたる石必あたる、

〔嬉遊笑覽〕四雜伎〕今も兒戲に碁石を彈く事あり、和名抄に、指石などいへるをみれば、指にて彈くものとはしらる、

〔禁秘御抄〕上〕殿上

圍碁彈棊等盤、有臺盤所、〔近代全不置之、上古常置之、〕

〔禁秘御抄階梯〕上〕彈棊　按盤圖、出北野緣起繪圖、

〔[illegible]樓閑話〕上〕彈棊八勢

宋書ニ云ク、王敬弘形狀短小、而坐起端方、桓玄謂之彈棊八勢、八勢ハ何ノ謂ナルコトヲ知ラズ、後ニ皇朝類苑ヲ檢スルニ、彈棊用紅綠牙作、棊上下字號之手指、棊局取勢相擊、謂多者爲負勝之、上狹下寬、各八勢也、八ノ字ノ上セマク下ヒロキガ如キ故ニ、八勢ト云フナリ、

〔源氏物語〕十二須磨〕ごすぐろくのばんてうどたぎのぐなど、ゐ中わざにしなして、ねんずのぐおこなひつとめ給けりとみえたり、

〔源氏物語湖月抄〕十二須磨〕彈棊、〇中略今日本に彈棊はなし、

〔源氏物語〕四十六椎本〕所につけたる御しつらひなど、おかしうしなして、ごすぐろく、たぎのばんどもなどとり出て、こゝろ〳〵にすさびくらし給つ、

〔仙源抄〕多〕たぎのばん　彈碁枰、碁枰也、

〔和泉式部集〕四〕たびにたつ人のもとより、たぎのばむといひし物のありし、たまへといひたれど、

うせにければ、

いたづらにあればわが身もあるものをはなれむまとて人やとりけん

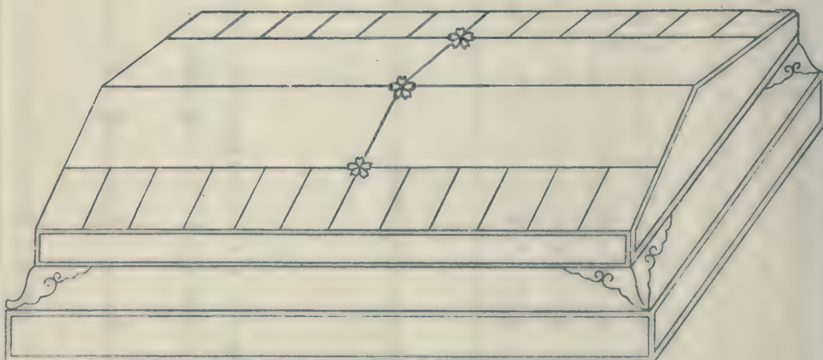
〔徵古圖錄〕東大寺所藏

彈碁盤唐木

長一尺三寸

橫八寸

目象牙



指石

〔長秋記〕天承元年四月八日甲戌、御灌佛也、(中略)藏人女房布施三重、圍碁局、雙騎(〇彈碁)盤、日記、韓櫃上等、公卿以下布施、在小板敷、

〔葉黃記〕寬元四年四月一日庚申、院御所御更衣事、右少辨分配也、(中略)此外殿上彈碁局以下、任例有沙汰、

〔嬉遊笑覽〕(四服飾)南都東大寺正倉院寶物圖の中に、雙六盤のやうにて中高に作り異なる物あり、おもふに是彈碁の盤にて唐物なるべし、彈碁經に、下呼上擊之などいへるも、盤の中高き故にや、

○

〔和漢三才圖會〕(十七嬉戲)彈碁　指石、俗云波之木、

世說云、彈碁始自魏宮、文帝於此技且好矣、技、今云彈碁乃擲石之類、而有少異、兒女常弄之、用碁子十有餘撒之、要不觸重、而以手指彈合、取擊當者、復次如之、無遺為勝、如誤擊觸石者為負、

〔嬉遊笑覽〕(六下兒戲)はじきといふは、小ききさごを玩ぶ、もといしはじきは軍器の名なり、(中略)小兒のはじきも石もてえたるにや、正章獨吟千句、あてなるがせよと仰ある放會(イレハヒ、放字、誤て二字になれり、)といへり、西鶴が二代男に、藻屑の下のさゝれ貝の、浦めづらかに手づから玉拾ふ業して、まゝごとのむかしを、今にははじきといふなどえて遊びぬ、(こは貞享元年の板なり)貝をも其處により有に任せて用ひしなるべし、今江戶にては、きさごはじきといふも、昔よりの名にてあるべし、海近き處は貝類多くあればなり、

怡顏齋介品に、きさご肥前にて猫貝と云、長崎歲時記に、猫貝を小兒玩ぶことを云て、其法のせはじきと云は、貝を握り手の甲にうけ、又手心にうけ握り取、疊の上にちりたる餘り貝は、一々はじき取て勝負を決す、十五握と云は、各々貝十二十を出し合せ、順々目を塞ぎ面をそむけて、數十五

をつかみ取るを勝とす、どんのみと云は、各々目印ある貝一ツヽ出し合せ、それを掌にてふり出し、餘り貝は俯せ、一貝仰くものを勝とす、

きさごはじきにツマと云ハ、ツマヅクの略、ヤツといふは、やつあたりなり、きさごをかぞふるに、ちうじ〳〵たこのくはへが十てうと云ふ、ちうじは重二なり、それを重ぬれば八ツとなる、章魚の足の數なり、是に又二ツ加へて十となるをいふ、

古事類苑

遊戲部三

將棊

將棊ハ、シヤウギトイヒ、或ハ象戲、將騎等ニ作ル、小將棊、中將棊、大將棊、大々將棊、摩訶大々將棊、泰將棊、廣將棊、七國將棊等ノ種類アレドモ、其法多クハ亡ビテ傳ハラズ、唯小將棊ノミ今モ行ハレテ、單ニ將棊ト稱ス、此將棊ハ我國ニテ創ムル所ニシテ、外國ノ象戲ト異ナリ、又將棊ノ類ニハ、此他ニ智惠將棊、挾將棊、飛將棊、廻リ將棊、盜ミ將棊、彈キ將棊等ノ數戲アリ、將棊ハ巧拙ニ由リテ段位アリ、九段ヲ最上トシ、之ヲ名人ト稱ス、以下半名人、上手、上手間手合、上手並、強片馬、並片馬等ノ名目アリ、德川幕府ニ於テハ、將棊所數人ヲ置キテ、世々之ニ俸祿ヲ給セリ、

名稱

〔伊呂波字類抄〕志人事象戲シヤウギ

〔藝經〕象戲

周武帝造象戲

〔丹鉛總錄〕八物用象經

世傳象棊爲周武帝製、按後周書天和四年、帝製象經成、殿上集百寮講說、隋經籍志、象經一卷、周武帝撰、有王褒注、王裕注、何妥注、又有象經發題義、又據小說周武帝象經、有日月星辰之象、意者以兵機孤虛衝破寓於局間、決非今之象戲車馬之類也、若如今之象戲、芸夫牧豎俄頃可解、豈煩文人之

種類 小將棊

注、百寮之諸戯、

〔下學集　下器財〕象棊（シヤウギ）

〔書言字考節用集　七器財〕象戯（シヤウギ）太平御覽、周武帝所ㇾ造者、　將棊同

〔和爾雅　五遊戯具〕象戯（シヤウギ）象棊同、其製有二大中小數一、

〔倭訓栞　後編九〕しやうぎ　象棋也、將棊はあしゝ、類書纂要に、謂以象牙飾棋也と見えたり、

〔古今類書纂要　七記戯〕象棋謂下以二象牙一飾上棋也

〔異制庭訓往來〕將棊則合戰之行也、小則象二三十六禽之列位一、多則法二三百六旬之甲子一、不ㇾ知二馬之進退一、難ㇾ辨二王之運否一、

〔年山紀聞　五〕將棊

圍碁雙六は、ふるくより物にも見えたれど、將棊はいつ頃よりといふ事をしらず、同記○明月記四年〇建仁三年歟十二月十日、宇治御幸記、其傍置二圍碁雙六將棊等盤一とあり、後日に家兄爲實の云く、台記に大將棊といふ物みえたり、○下略

〔遊學往來　上〕抑住山之間、余吟然之遊戯爲ㇾ宗、然者改年初月遊宴、○中略將棊、○中略大將棊、中將棊、

〔雍州府志　七土産〕將棊盤○中略　凡將棊、有二小將棊中將棊、大將棊、大大將棊、摩訶大將棊之品一、嫻二其事一者有二家領一、謂二將棊所一、

〔翌檜　末〕將棊

小將棊　和將棊　中將棊　天竺將棊　大將棊　大々將棊　摩偈太將棊

〔大象棋綱鑑〕象棋六種之圖式

象棋六種とは　小將棋　中象棋　大象棋　大々象棋　摩訶大々象棋　泰象棋

この六種なり、摩訶は梵語なり、此には大と譯す、泰はもと大音泰に作る、無上の帝にして、大小の

大と異なり、大象棋と混ずべからず、ゆゑに今しばらく音を借て棊の字を用ゆ、遊宋の僧の傳ふる所にやと、三島氏のいへるはさる事にや、いまだ考へず、

〔男重寶記 三〕盤上の事

中將棊(ちうしやうぎ)目、たてよこ各十二　馬數九十三枚、

○按ズルニ、中將棊指南抄ニ、盤面之圖、成駒之並圖、駒行方ノ圖アリ、今之ヲ略ス、

〔諸人重寶記 三〕象戲の指樣

中將棊、馬の行方圖にしるしをく也、○圖略 師子 は、二間四方は我まゝにし、一間四方はゐぐひする也、鳳凰 角四方二間あひにもかまはず、てきの地へはいりて奔王に成也、麒麟 あとさきよこ二間は、あひにかまはず、てきの地へはいりては、師子に成也、角鷹 頭二間殘りはしる、頭一間いぐひ、飛鷲 さきのすみ二方二間殘りはしる、二間の角いぐひ也、兩方共に、馬かへ次第、とり捨也、歩のなり金一枚にて、玉を詰申事法度也、太子 あれば、玉將なくてもくるしからむ、

〔中將棊絹篩 序〕方今昇平之化、諸藝盛行、昨日所廢、今日再興、朝來所無、晩來忽有、元祿中所出中將棊圖前後二本、一則罹火、一則磨滅、書賈乘時、就余求作爲絹篩、余案、將棊亦有小、中、大、大々、摩訶大々、泰將棊等數種、而坊間唯刻小中二種之書、未及其他、如大、大々、摩訶大々、泰將棊等、其理原屬一致、宜兼而行之、因原本中將棊舊圖、加之校正、更附諸種之圖式、以爲一書、書賈心花不可言、要一時刻之流播廣遠、嗚呼坊間刻書、亦盛也哉、

文政改元之仲夏　鶴峯戊申識

〔中將棊絹篩〕それ中象棋は、盤面二八の十六目づゝ九ッに分ち、これを九宮に配し、都て一百四十四目にして局をなす、これすなはち縱横各十二目なれば、十二支を以て合文とす、

駒數は、味方四十六枚、敵四十六枚、都合九十二枚なり、馬は取捨にて、小象棋のごとく、取馬を打事

を得ざるなり、

成馬の例は、敵地へ入るとき成なり、もし素馬にていれば、三の手にて成なり、二の手にては成事を得ず、但し敵の馬を取ては、内地にてもなるなり、歩は敵地の口にて成る、素馬にて入は、二の目三目にはならず、四目にてなる、是は歩ばかりなり、

象棊さしやうは、小馬にて、大馬をおとすやうに心を用ゆべし、たとへば玉と獅子とに、角などかけておとすやうに、大駒を落すときは、おのづから駒多き方勝になるなり、○中略

つきおとしの勝とは、象棊さし出しより廿手過て、走馬王手に當りたるを、敵よりこれを見つけぬをいふなり、

馬のうちにて尤おそるべきは、獅子、飛鷲、角鷹の類なり、

獅子の喰添とは、獅子は味方の獅子と敵の獅子と、一目間につきあひても、敵の獅子につなぎ駒あれば、獅子にて獅子を取ぬなり、去かれども兩獅子の間に何にても駒あれば、それを喰添にして、獅子にて獅子をとるなり、これを喰添と云なり、但し歩はくひぞへにならぬなり、

互に獅子をうつといふは、獅子につなぎの馬あれども喰添にて、獅子より獅子をとらるゝとき、つなぎの馬にて敵の獅子をとるをいふなり、

先獅子と云は、兩方の獅子はしり馬に當れば、先手より獅子をとる、後手は其次に獅子をとる事を得ず、一手過て取なり、これを先獅子といふ、先手の徳なり、

居喰は、獅子、飛鷲、角鷹にあり、中にも獅子の居ぐひ甚し、獅子の居ぐひとは、獅子の廻りに有敵馬を、次の手にて取て、其座をなはらず居るをいふ、飛鷲、角鷹のゐぐひも同前なり、

獅子かげのつなぎといふ事あり、はなれたる獅子を、つなぎあるかたの獅子にて、落すやうに獅子を出すとき、其敵獅子へ當て、手前の獅子までつなぐやうに、角行か竪行か、何にてもはしりを

敵獅子のあとよりあてるを、かけのつなぎとて、獅子を獅子にてとらずひらくなり、

〔蠹峯文集序八十三〕中象戲圖式序

象戲者、習武之一技也、昔周末戰國之際、有作象棋陣圖者、其側小者、曰一面布陣、其大者、曰內外四層圖、或圓之或方之、將士車馬象砲卒等名備矣、本朝象戲、有大中小之式、就中小象戲、久行于世、天文年中、後奈良帝甚嗜中象戲、當其時、在廷臣、則日野亞相藤晴光高倉亞相藤永家、及卜部兼右、在士林則伊勢守平貞孝、蜷川親俊等、皆弄此技、以消長日、忘永夜、而爲遊戲之一具也、近世大橋宗桂、其子宗古、其養子伊藤宗看、三世相續、以小象戲爲國手無雙、每歲來江府、決勝於營中、以備御覽、且各作圖式、廣施于世、方今宗看、巧達中象戲、有妙手之名、蓋以小象戲之秘訣、推通之者乎、頃間宗看、始作中象戲圖式五十條、弄此技者、皆奇之嘆美之、將鋟之於梓、以我先考序小象戲圖式之例、或憑紹价、或自來求題一語、辭之不措、固請頻繁、余未曾知所以其爲技、然覩其局面、則多是倣古之陣法乎、其四面各十二行、蓋夫表十二辰、而慕太公之法乎、抑亦李衞公所謂、畫地方一千二百步之百分之一乎、以百相乘、則其數可以擬之乎、主客之馬筭合九十二、以其兩王準握奇、則一方各四十五、蓋夫九疇陣法之數偶合乎、且其筭有稱太子者、代王、則寓撫軍監國之意乎、獅子奔王之疾走者、貔貅之猛將乎、突衞之前鋒乎、或曰虎、或曰豹、或曰猪、或曰鹿、或曰牛、或曰馬、或曰龍、或曰鷲、或曰鷹、或曰鯨、或曰駒、皆取雄勇之義而勵壯氣之義乎、六將之挾王之左右者、六軍帥之髣髴乎、角行橫行竪行之異技者、人各有一能、而有所長、則有所短、而將之用士、各取其所長者乎、飛車反車香車之有名者、古車戰之遺法乎、仲人之在前者、請戰之人乎、窺軍之諜者乎、步兵之成列者、伍伍之同隊乎、若夫麒麟鳳凰者非軍中之物、而雜陣於盤面者、覬旋國治而後、期望太平之靈瑞者乎、見其圖面、則形名如此、至若其對敵勝敗之勢、則非我所知、而宗看之技存焉、兵書無過七書、七書人皆讀之、然用之於臨軍、在其人之能不能而已、然則見此圖式者、小大雖異、其揆一者乎、所謂象戲豈能學用兵是也、士林之徒、以是準陣法弄之、則治不忘亂之一備乎、

然亦玩物喪志之戒、不可不自省焉、逐書以事其詩也、癸卯冬

〔二水記〕永正十七年六月六日、早朝向中山亭、有朝飡、中將棊連歌等有之、　九月四日、入夜向三條西亭、逍遙院留守之程也、高倉令同道、指中將棊、及深更之間宿此亭、　十月十五日、晩頭參伏見殿、鹿苑院殿渡御、御田樂事御振舞也、逍遙院次參、有中棊、

〔言繼卿記〕大永七年九月廿七日壬寅、四條中將來臨、中象戲三ばんサシ候了、

天文二年十一月廿五日癸亥、局務業賢朝臣暮ヨリ來、中將棊六盤サシ候、持也、夜八ツ時分迄指了、

〔時慶卿記〕文祿二年八月十四日、正親町六條來臨、振廻申付候、午剋ニ伯モ來儀候、中將棊、小將棊、雙六等在之、終日也、

〔言經卿記〕慶長九年四月九日己丑、當番ニ參了、宿ニハ倉部參了、番衆所へ出御、中將棊被遊了、之仲朝臣口也、アメ、チマキ被下了、

〔因云非話十二〕金春大夫御答の事

本因坊道智、中將棊は堊所に至るといふ、一時中將棊を能くするもの、本因坊を尋ね來たる、某は長崎より罷り越し候、中將棊御達人と承り、御手合仕度と申入れ、本因坊對面樣子尋ね候ところ、其の者申すは、九州四國は勿論、五畿東海道、此の道に高名の人々へは、必ず相尋ね手合仕り候處、更に敵手に足り候ものこれなきよしにて、甚た自慢の顏色なり、是れまで指し候將棊、一二局つくり見せ候やう申、試に熟覽するに、本因坊輕覩して手合致すべくと申に付、彼の者對局にて仕べく候哉と申す、本因坊曰く、奔王を落し可然といふに、彼の者驚く、奔王は飛角のきゝを兼たる駒なり、如何むぞ左やうの敵手、天下にこれあるべしとも覺へず候と、不得心の氣色なり、然ども其位の樣に見ゆるとありければ、そのもの憤りながら手合に及びけるに、本因坊負たり、其日は一局にて止みぬ、四五日過ぎて來るべしと約して、その日に至りければ、また指しけるに、また本

因坊負たり、そのものいよ〳〵大言して歸りぬ、また重ねて約束の日になりて指けるに、今度は三番さして三局ともに其の者負たり、是れ其のもの量をはかりて工夫ありしと見えたり、爰に於て長崎の者舌を吐て大に驚き感じ入り、他國遊歷に及ばず、直に歸國せしとなり、仙角が盤上の聖なりと云ひし果然たり、

〔梵舜日記〕元和四年五月廿八日戊辰、休齋來、終日中將棊也、

〔大江俊光記〕元祿七年四月廿七日、南禪寺德松院長老、野宮中將、北小路主稅助俊尙、青侍、晝より初昏迄、中將戲にて終日御遊、

〔堺鑑人物下〕中將棊温故

北莊妙國寺寺內法林坊ノ住侶、日蓮宗ノ門徒而、中將棊ノ良手也、或時法皇ノ御所ヘ召出サレ、法橋宗知ト中將棊ヲサヽシメ、兩人ノ勝負ヲ叡覽アリケルニ、温故兩度勝利ヲ得タリ、因茲天下ノ名人ト聞ヲ取レリ、

〔當世武野俗談〕中將棊

今江戶中にて、中將棊の上手にて其名高く、御旗本衆幷兩祐の町人、皆其門弟となりて會合する其先生は、西丸御書院番大澤又左衞門と云人なり、濱町に住宅なり、六十計の老人なり、其生付少し魯鈍なり、され共名人なり、

〔鴉鷺合戰物語〕鷄漏剋博士禪法　九月廿六日合戰　鴉鷺發心事

知時、爰こそ遁ぬ死處よと云まゝに、手勢三百騎ばかり、一足もさりぞかず、青鷺信濃守が手に懸合せ、勇士と勇士の相逢なれば、尋常に打合て、火花を散して戰ふたり、葉武者は多く打れて、わづかに一騎當千の兵ばかり戰ひ殘りたり、其有樣、勝負せめたる中將棊の盤の上處すさまじき駒の足なみ入亂れて、鳳凰は、奔王と成て八方を破り、飛鷲角鷹は、威を振て當を居食ふ、その働にも

大將棊

假たり、

〔梵舜日記〕文祿五年八月九日、祇園へ豚罷也、於梅坊在勸盃、當院普請方相濟了、自新造中將棊盤予ニ給了、

元和八年六月廿五日庚寅、壽等誂之中將棊之盤出來也、大坂ニ而誂也、代は四文目五分ノ由也、少將棊盤ハ二文目分之由也、予覺ノ義也、　廿七日壬辰、壽等所へ茶一斤持遣也、又誂之中將棊盤持遣也、

〔大江俊光記〕元祿六年七月廿九日、德松院殿ゟ、昨夜預リ置候、中將棊盤取ニ參遣、

〔言繼卿記〕天文廿一年三月廿九日辛亥、粟津修理亮申、中將棊馬書遣之、

〔梵舜日記〕元和八年四月十八日甲申、祇園壽等見廻來、一重キレナレ持來也、中將棊之駒、借用之申間、則箱ツヾラニ入馬共遣也、別而滿足之體也、

〔あふらかす雜〕あはれにも、はいづち行らん略○中　まけかたの馬はかひなし中將棊

〔男重寶記三〕盤上の事
大將棊(たいしやうぎ)たてよこに各十五目、馬數百三十枚、

〔倭訓栞後編九〕しやうぎ略○中　大象棋といふは、廣象棋也といへり、

〔二中歷十三博奕〕將棊大將棊作一
又大將棊十三間云、玉將各住一方、中金將在脇、銀將在金之次、次有銅將、次有鐵將、次有香車、銅將不行四隅、鐵將不行後三方、又横行在王之頂方、行前一步、左右不云多少、又有猛虎、在銀之頂、行四角一步、飛龍在桂馬之上、行四隅超越、奔車在香車之頂、行前後不云多少、注人在中心步兵之頂、行前後如是、一方如此、行方准之、

〔大象棋絹篩〕大象棋　縱横各十五目　馬數百三十枚

大象棋さしやう、中象棋に同じ、馬は取捨なり、およそ中象棋巳上は、みな馬取捨と志るべし、成馬中象棋に同じ、（中象棋になき馬の成やうは、大々象棋に准ずべし、）

○按ズルニ、大象棋絹篩ニ、大象棋圖式、大象棋馬行方圖式ヲ載セタリ、今之ヲ略ス、

〔台記〕康治元年九月十二日辛丑、參新院〇崇德於御前與師仲朝臣指大將棊、余〇藤原頼長負、

大々將棊

〔男重寶記 三〕盤上の事

大々將棊（だいだいしやうぎ）馬數百九十二枚、たてよこ各十七目、

○按ズルニ、大象棋絹篩ニ、大々象棋圖式、大々象棋馬行方ノ圖ヲ載セタリ、今之ヲ省略ス、

摩訶大々將棊

〔男重寶記 三〕盤上の事

摩訶大々將棊　馬數百九十二枚、たてよこ各十九目、

〔大象棋絹篩〕摩訶大々象棋　縱横各十九目　馬數百九十有二枚

盤面碁盤のごとし、此象棋中にも、佛經より出たる駒の名多し、佛家の作なるべし、

立馬略頌

玉醉獅犬奔王歩　提虎驍力摩羯歩　金豹惡羅龍王歩　銀蛇飛龍龍馬歩
銅將盲熊角歩仲　鋨鷄猛牛竪行歩　瓦將嗔猪横飛歩　石猫桂馬横行歩
土將老鼠左車歩　香反驢馬飛車歩　歩兵左右不替者　走馬與利立于端
釣行龍龍角竪行　横飛横行右飛車　金夜飛龍牛桂驢　鳳惡盲熊嗔老鼠
虎豹臥龍猿猫反　無明金銀銅鋨將　瓦將石將土將香　兩方相逢對揚馬
提婆無明與王副　麒麟鳳皇獅子脇　金剛力士犬左右　釣行摩羯龍王内
羅刹夜叉龍王下　臥龍蟠蛇銀將上　古猿淮雞鋨將上　左右兩車飛車内

右立馬略頌は、盤面駒立の式を敎たるものなり、玉醉獅犬奔王歩とは、十九目の中央王座より

馬の並びをいへるにて、醉は醉象なり、獅は獅子なり、犬は狛犬なり、奔王はすなはち奔王、歩は歩兵なり、是より下香反驢馬飛車歩といふにいたりて、王座より下半面の駒だてなり、鈞行龍龍角竪行は、王座の上、奔王の右にある鈞行なり、龍々は龍王龍馬なり、角竪行は角行竪行なり、其次は横飛横行右飛車なり、是より瓦將石將土將香といふに至り、王座より上半面の馬立終る、常圖を見てさとるべし、

○按ズルニ、本書此次ニ摩訶大々象棊圖式、摩訶大々象棊馬行方ノ圖ヲ載セタリ、今之ヲ省略ス、

象將棊

〔男重寶記三〕盤上の事

大將棊（おほしやうぎ）たてよこ各二十五目、馬數三百五十四枚、

〔大象棊網目〕泰象棊　縱横各廿五目　馬數三百五十有四

泰象棊、もと大象棊に作る、大音泰、濁てこれを唱ふ、およそ大の字、濁音は大小の大なり、清音は無上の義にして、この上なしといふこゝろなり、されば泰象棊とはいふなり、今しばらく音を借て泰の字を用ゆ、大象棊と混はん事を恐れてなり、或人問ふ、何ぞみだりに字を改むるや、答ふ、象棊を將戲に作る事久し、泰象棊何の子細あらん、

○按ズルニ、本書此次ニ無上泰象棊圖式、泰象棊馬行方ノ圖ヲ載セタリ、今之ヲ省略ス、

象將棊

〔先哲叢談六〕物茂卿、名雙松、有所避以字行、荻生氏、小字總右衞門、號徂徠、

創造一家象棊、以寓兵機、名廣象棊、其子百八十、局則用棊局、而陣列軍伍、攻擊守備、無一不備焉、可謂工極矣、嗟超群儕建大業、又有何餘力而及此等之事也、片山象山乃序廣象棊譜曰、命世之人、雖鞅掌拮据之際、胸中別有悠々閑日月、而優爲之、信哉、

〔廣象棊譜〕古象棊以數兵制也、然太簡淡似無味、温公七國、錫維弟事、此方適有大小摩訶諸戲、亦鄙陋

甚、殊非雅士所翫矣、夫博奕者、仲尼見取、君〇荻生徂徠實豈無稽而然乎、今因古制而廣之、聊且俾童蒙嫺軍伍之名、不無徵益、中道而廢、有時乎游焉、亦何害耳、其局就用棋局、不更設也、路上列子、子凡一百有八十、而黑九十、白九十、圖如棋子亦古制也、面粉墨署、隨黑白殊也、背黑白皆硃署弗殊也、其位置行法如左、〇下略

〔五雜組 六人〕晁無咎有廣象棋、局十九路、九十一子、今不傳矣、

〔當世武野俗談〕七國將棊

昔の七國將棊とて、近年朝鮮國ゟ將軍家へ獻じたり、昔の七雄將取合駒組にて、其盤大サ三間四方なり、駒數多く、是をさすに七人にてさすなり、將棊腰を懸て、杖のやう成る竹を以てさす故、七國將棊と名付たり、大納言樣、〇德川家治殊の外御好き遊ばし、又田安右衞門督樣、〇德川宗武最初に是を學び給ひ、田安にて御書院番戶田內藏助妹おくら殿と申女中、上手にさしならひ、此人に續し者は一人もなし、されば西丸家治公も田安へ被仰遣、右のおくら殿御借りよせ被遊て、此女中に七國將棊御稽古被遊候なり、其性により上手に成る事妙なり、

〔古局象棋圖〕七國象戲用百有二十、周一、七國各十有七、周黃、秦白、楚赤、齊靑、燕黑、韓丹、魏綠、趙紫、周居中央不動、諸侯亡得犯、秦居西方、韓楚居南方、魏齊居東方、燕趙居北方、七國各有將、直斜行無遠近一偏、直行無遠近一裨、斜行無遠近、雖名象戲、而無象及車者、車即將及偏裨所乘、象不可用於中國故也、一行人、直斜行無遠近、不能役敵、敵亦不能役一砲、直行無遠近、前隔一棋乃可擊物、前無所隔、及隔兩棋以上、則不可擊、一弓、直斜行四路一弩、直斜行五路二刀、斜行一路四劍、直行一路四騎、曲行四路、直一斜三、凡欲戲者、所得之國則相之、在坐七人則各相一國、六人則秦與一國連衡、五人則楚與一國合從、四人則齊與一國合從、三人則秦與二國連衡、或但令在坐之人各占一國、而空其餘國、其所與之國、惟相所擇、遂拚相之、先誓之曰、所相之國、亡得妄代之、謀及告以難犯者先罰酒、秦楚韓齊魏趙燕、以次移棋、棋已離故處、亡得復還、及悞移棋者、皆有罰、若擊與國、則盡撤去與國之棋、凡擒敵將者勝、雖未擒獲一國吏

士、過十者勝、彼所獲吏士雖未滿十、而此亡吏士已過十者負、于時坐上獲最多者勝、勝者飲、負者既飲、斂棋出局、有擒二將或獲諸吏士滿三十者爲覇、覇則諸國皆服、通飲在坐而罷、一騎當弓弩刀劔之二、砲當三、裨當四、偏當五、

〔五雜組 六〕司馬溫公製七國象棋法、亦是推廣象戲遺意、而近於廝類、

智惠將棊

〔藝術要覽 下〕爰に我たま〳〵東寺の邊に遊ぶ事ありしに、翁貳人將棊をさすを見る、其駒いづれもかたち異なり、三角あり、四角あり、寶珠形、半月、細長、横平く、六角あり、八角有り、十二角有、十六角あり、劒形有り、菊形あり、矢玉刀鑓の形も有り、數枚の駒、悉くかたちかはれり、又駒に名、又字もなし、是はいかにと云に、翁是は智惠將棊と云ふ、此形によつて其きゝを定む、夫物はかたちによりて行をなす、大人は大人の働をなし、小人は小人のわざをなす、圓きは圓きはたらき、四角は四角、夫々のわざ、其德備る事かたちによれり、○中略我問ふ、かたちに隨て其行をなすは勿論なり、然るを智惠將棊と云はいかにと、答て、其行かたちに隨ふ事、人之知るといへども、其かたちに應ずる働をしらず、又は其形をはなれての妙ある事ありといへども、猶更得がたし、たとへば業藝の名人とても、身體手足はかはる事なけれども、其身體手足のまつたき用るわざをしらざるゆへ、同じ五體具足しても上手下手あるがごとし、此將棊專其形に應じつかふゆへ、智惠將棊となづく、○下略

挾將棊

〔梅園日記 一〕挾將棊

宋本太平御覽七百五十五　藝經曰、夾食者二人、黄黑各十七碁、横列於前第四道上、甲乙迭推二棋夾一爲食、棋不得食兩、不得邊食、不由道則不行、棋入夾不取食、一棋爲籌、賭多少隨人所制、これはこゝの挾將棊なるべし、金川瑣記に、夷俗奕棋有二種、一名板帶册、二人對下、枰内二十四位、人各十二枚、子先盡者爲輸、これも似たる戲にや、

飛將棊

〔嬉遊笑覽四雜伎〕とび象棋は、によい〳〵といふ物也、○中略 壒囊鈔、わこの抱守り、袴きた馬蹴あふ時首でによんによを碁いし鷄、白黒の碁石にてもすればなり

〔梅園日記一〕飛將棊

酉陽雜俎續集に、小戲中、於奕局一枰、各布五子、角遲速、名蹙融、予因讀坐右方、謂之蹙戎、言鯖に、夢溪筆談、蹙融漢書謂之格五、止用五棊、共行一道、亦有能否、徐德中善移、遂至無敵、其法已常欲有餘裕而致敵人于險、雖知其術、止如是、然卒莫能勝之、今之兒童、以黑白棊各五、共行中道、一移一步、遇敵則跳越、以先抵敵境者爲勝、疑即格五歟、五雜組に、委巷兒戲、則有行棋、或五或七、直行一道、先至者勝、此古蹙融戲也、書隱叢說に、格五之戲、止用五棊、共行一道、謂之行棊相塞、其法已不傳、或云、即今跳虎此下以黑白碁各五より爲勝に至り廿七字、書簡に同じき故に省く、是即格五之遺、未知然否、跳虎古名蹙融、小知錄に、奕棊取一道、人行五子、名蹙融、融戒也、黃帝蹙鞠戎旅之間戲也、漢書謂之格五、今名搭馬跳などあり、こゝの飛將棊なり、

廻り將棊

〔嬉遊笑覽四雜伎〕廻り將棊、これは兩人各こま一ツを盤の端に置、又こま三つを采となし、金か歩かと定めてふるに、そのこまあるは竪に立、横に立ことあり、假令ば竪なるを十の數とし、横に立たるを五とし、その目をかぞへ盤の線をめぐる、追越したるを勝とす、

盗み將棊

〔嬉遊笑覽四雜伎〕盗み將棊、こまを殘らず箱に入、盤上に打ふせ箱を除け、よき駒取たるは勝なり、雖人にても次第を定め、その駒の音せぬやうにとるなり、

弾き將棊

〔嬉遊笑覽四雜伎〕彈き將棊、一方は歩、一方は大ごまを用、各盤の端にならべ、中程の駒いづれにても、指にて敵のこまをねらひて彈き、敵の駒を盤より落せばとる、敵と共に落たるは、敵の方へとる、こは彈棊の遺法にや、

手法

〔雍州府志七土產〕將棊盤○中略　倭俗爲將棊之戲、謂指、以指點馬之謂也、

〔男重寶記三〕將棊詞字

成　張　突　咀　飛　王手　側馬　替　昇　扣　擡　二步　看手

〔翌檜末〕將棊

平手對馬同上　先手　後手　手見禁

〔二中歴十三博棊〕將棊棊一作碁

玉將八方得自在、　金將不行下二目、　銀將不行左右下、　桂馬前角超一目、　香車先方任意行、

步兵一方不他行、　入敵三目皆成金、　敵玉一將則爲勝、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕將戲　將棊多用將字、故曰將戲、　長一尺二寸、幅一尺一寸、

按、將戲未知肇於何世、不載倭名抄、蓋近世盛行矣、而此與中華象戲大異也、其方罫縱横各九間、總計八十一、馬數四十枚、一方王加點如玉字、金將極官在左右、銀將亞之、飛車如大將、角行如副將、前三間爲我陣、向三間爲敵陣、如入敵陣者、銀將以下至步兵、皆變成金、飛車成龍王、角行成龍馬、唯金將極官、故不易耳、凡擒捕敵馬、復用爲我黨、故千變萬化無盡也、

〔日本風土記五棊法〕象棊

象棋彼國設名正棋、呼昔少棋、以正字呼爲少者是也、其盤横連、河界九行、直亦九行、與中國象棋盤相似、正用行而不行路也、棋子兩營各有王將、一營王將、一營玉將、各爲主、其次序、一金將、次銀將、次桂馬、再次香車、排定九行之邊、左桂馬之前立一角行、右桂馬之前立一飛車、河界之次、各立九步兵於九行內、營々排定、聽行例先擧步兵、其角行飛車桂馬香車、皆次序聽行、其金將銀將皆附王玉將逐步徐行、不令參差、步兵亦逐步序行、止許進而不許退、桂馬斜行、如象棋之馬同式、則不容退返、香車直行、與象棋之車同式、角行大行四角、飛車直中四路、玉王二將金銀將、逐步斜行、若斜紋之狀、亦許過河、倘路不通、可使退復、假若兵馬過河、除王玉金將不陞外、其銀將過河界、卽陞金將、桂馬香車步兵、皆陞金將之名、角行過河、陞爲龍馬、飛車過河、陞龍王、其子兩面有字、若得戰過河界則翻、所陞

之面用之、倶與金將一例行之、無分步兵香車桂馬也、皆逐步斜進攻戰、如兩營各輸子馬、仍聽贏者放入盤內行用、免去子馬亦如之、但彼各兵將既臨我營、至犯主將之位、倘我盤中無子將、得彼子馬、聽放下盤遮敵、如盤中子少、手中馬壹必無可防可抵、始分勝負、如營主將過河、是爲和局、〇中略

棋子步法

王將玉將例行共八步、前三步、後三步、左一步、右一步、

金將例行共六步、前三步、後一步、左一步、右一步、

銀將例行共五步、前三步、後仿左右各一步、

角行例行、斜角四步、過河陞龍馬、再加前後左右共四步、

飛車例行、橫直四步、過河陞龍王、左右前後、共加四步、

桂馬斜行二步、過河陞金將、行步與金將同、

香車直行一步、過河陞金將、行步與金將同、

步兵直衝行一步、過河陞金將、行步亦與金將同、如前路難進、欲其退回、逐步徐々倒退、如未陞之前例許進而不許退也、

銀將過河陞金將、與金將行步相同、其餘倣行、

〔金鵬秘訣圖例〕象棊下子法

將行一步九宮內　　士止一尖不離宮　　象飛一尖飛四路　　馬行一直一尖衝　　砲須隔子打一子　　車橫直撞任西東　　惟卒止能行一步　　過河橫進退無蹤

將　四方へ一間づゝゆく、角きかず、尤本陣の角筋をかぎりに、九ところの外へ出る事なし、

帥　將とおなじ、但シ將と帥と、直通りに見合すことならぬなり、

士　四すみ一間づゝきく、將のごとく、筋のうち九ところの內ばかりきくなり、

象　一間飛に角がけに行なり、河をかまはす、但しあいに駒あればきかず、

將　常の將棊の桂馬は、上計きく、此馬四方へ桂馬飛にきくなり、但シ縦に駒あれば、その方二所きかす、横はゝに駒あれば、其横の方二所きかす、下に駒あれば下の方二所きかす、

車　常の飛車とおなじ、但しなる事なし、

砲　駒のゆきやう、まづは車とおなじ、但シ直に駒をとる事なし、敵の駒にても味方の駒にても、一枚へだつれば、其うちこしの駒をとりて其所へ居る、是も縦横にかまひなし、

包　砲におなじ

兵　常の歩のごとし、但シ河をこゆると、右へも左へも一間づゝきく、跡へ戻る事なし、

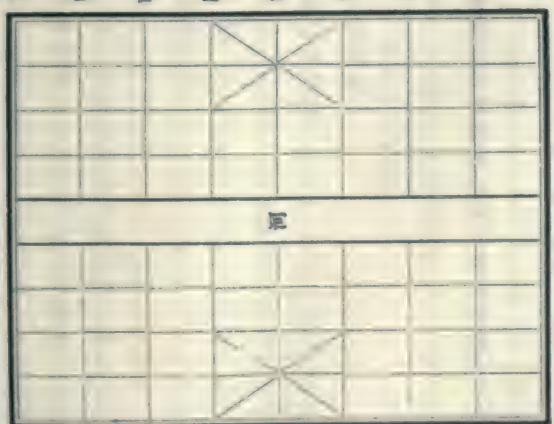
卒　兵とおなじ

都て駒は取捨と志るべし

盤面相印

手前の右の方を一と定る也、相手も其人の右の方が一なり、

九　八　七　六　五　四　三　二　一



一　二　三　四　五　六　七　八　九

秘訣のことばをえる事

進　先へ行を進といふ

退　跡へ引を退といふ

平　橫に行を平といふ〇中略

河　敵味方の隔にて、盤の眞中に筋のなき所を河といふ、

　但し駒の往來は、筋ある所とおなじ、

〔將棊絹篩序〕將棊者、我邦知兵者、效彼邦象戲而創製焉、然彼邦今之象戲、非周武集百寮殿上講說象經之戲也、蓋古象戲、以象名者、寓日月星辰之象於局間也、若後世象戲無寓天象、題棊子以將卒車馬之名、然猶襲古名而不改、或別名曰金鵰、以表其異也、至我邦創製者、一以將略爲主、故名將棊焉、馬名雖異率近俗、寓兵機於此、較此於彼金鵰馬兒進退、此由格爲道、彼取條爲路、此兩分棊子、排陣張營之外、壺屬戰地、彼界局面黃河、各占地方、是其同異也、此則有衙陣斫營立功績、必賞以勳階、銀爲金、角行爲龍馬之類是也、彼則無之、此則得敵將能爲我用、降敵卒必爲我役、彼則無之、此則上自裨將下至兵役、見危致命、躬當矢石、而蔭護主將、不敢避患難、棊僻所謂間馬兒是也、彼則無之、此則以局面布列棊子、擬正兵、以握中遊馬兒充奇兵、奇正并用、故或能轉敗爲全、回危爲安、贏輸機變、如九天九地無窮極、彼則無之、是其有無也、若夫攻擊防禦有一定之法、不知其破之與守之方、坐而取敗耳、雖然能知之、敵亦有應變之備、勝敗利鈍、要之在其人矣、抑世將士講兵練武之餘暇、或翫此戲、通其進退變化之妙、則韜略蘊奧、全然在一局八十一格之上矣、〇中略

　文化紀元夏四月朔旦　　北山　山本信有撰

〔將棊絹篩上〕駒組の大法

一助言の事

一相手の持駒、なに〱と問ふ事、

一駒ならぶる時、貴人の方へ王を雙と心得べし、

一同手三度までする事

但三度に及とき、仕掛のかたより替べし、是を千日手といふ、

一王早くかた付べし

一王角の筋、用捨すべし、

一王の脇、金銀はなるべからず、

一金銀、歩のかしらに上る事見合すべし、金は進事はやく退こと遲し、

一桂の飛、見合肝要なり、おそき時は勝少し、はやき時は損となるべし、

一持駒すぐに當るやうにうつは常なり、

一圖はくはふくみありてうつべし

一端の歩、みだりに突べからず、手後れになる事多し、

一香は一ト通りの駒たりといへども、端の仕懸肝要也、

一駒を手にもちては、はたらき格別なり、歩もちろんなり、

一敵の歩、切崩べき事專一なり、

一歩二ッより大切にすべき事

一飛角の捨場大事なり

一駒はなれぬやうに上るべし

一龍馬手前にて遣ふ事よし

一龍王敵地にて遣ふ事よし

一駒打込て取ぬと勘べし

一王にげ道に能手ある事

一手前に歩うつ事大事なり

一進ては其駒にて前をかこひ、前を固ては仕懸る事、駒組の大意、上手の態也、

一總じて五筋、或は端に手ある事多し、

一總じて勝事を專とすべからず、手前を全守り、負ざる事を肝要とする時は、自ら勝にむかふべし、

一駒組の定法は、雙方宜手を撰ての事なり、敵定法をはなれ仕懸る事あり、おどろくべからず、必末にさしつかへある也、

〔象戯百箇條之傳〕象戯之心得

一象棋ハ初二三十手之内指組大事タルベシ、初之内ニ非手有之時ハ終迄弱ニナリ、指直ス事成マジキ也、二三十手之先ニ非有之バ、弱ニ乘テ其處不拔ヤウニ指時ニハ勝ニナルベシ、又手前ニ非手有之時ハ、先ヨリ如其指掛ル故、負ニナルト心得、一手々々ニ見合、始終ヲ見屆指べキコト專一ト心得べシ、詮儀ヲツメテ見ル時ハ、雙方不負ハズナレドモ、微塵之非手有之方負ナルベシ、尤振アシキ象戯指直スコトモ有べシ、夫ハ先之下手故也、互ニ上手時ハ、其先拔指直スコト成ガタシ、下手ニハ如何ニテモ勝べシ、○中略

一象戯モ負惜ミ名ヲ大事ニタシナミ專一タルベシ、嗜ガラニテ象戯モツヨク相見ヘ、嗜無之者ハ不指前ヨリ下手ト見ユル、能々心得べシ、森田宗立ハ象戯大切ニ存、數番指不申段尤至極也、脇ヨリハ一入藝ノ上手ト成入セリ、宗立程之象棋ニ而、尙々以深切之心持肝要タルベシ、

一先年駿州ニ而松平五郎右衛門殿、日比半平指シ象戯ニツミ不申處ヲ、半平不思儀ニ詰、嘗々感

入之由、定而此段不思儀ニ詰タルニ不可有、ツミ有處ナレドモ皆々下手故ニ、見ヘカナタルナルベシ、ツミナキ處ナラバ、誰ガツメタリトモ詰不申ハズナリ、ツミ有處故、半平能々案ジ詰タルベシ、上手ニハ不思儀之ツミ抔ト云コトハナシ、互之上手ハ位ヅメノ勝負ヨリ外ナシ、不思儀ノ手段ハ一方弱故也、ツミ有處モ不見、必究上手ニハ無之事ナルベシ、右之論ハ象戲不指者之了簡ナルベシ、兎角象戲ハ氣之持ヤウ大事タルベシ、常々右之通心掛彌可執行也、

作法

〔宗五大草紙上〕色々の事

將棊を參らせば、馬の入たる箱の蓋をあけて、馬をうつして、貴人を見合て馬を立べし、中將棊も小將棊も同前、

〔將棊口傳書〕對局ノ節、上手方ニテ駒箱ヲ明ケ、駒ヲ並ベ始ム、相濟候節、下手方ニテ駒ヲ仕舞可申事也、

將棊例

〔明月記〕建久十年〇正治元年五月十日、依番爲上格子參上、殿下出御、於御前指將棊、國行被召合、三盤、

元久二年十二月廿五日、於內之御所、有御將棊云々、

建曆三年〇建保元年四月廿七日、定高辨云、〇中略四位仲房、此間聊病氣、昨日自云、心神已不辨前後、大惘然、是已及死期、試差將棊、卽與侍男始將棊、其馬行方皆忘、不終一盤云、已以不覺悟、是卽死期也、大心細、

〔花營三代記〕應永卅一年正月二日、於大御所御前、元行與貞彌將棊差也、十一番、貞彌九番勝也、元行方ヘ奔王出也、　三日庚辰、貞彌於御前有將棊、大館上總介元行兩人差也、　卅二年二月七日、於御方御所御前、下條與貞平將棊差、奔王ヲ出テ勝、賜物御太刀給也、

〔看聞日記〕永享七年八月廿二日、於九條邊宮御方御輿ニ召移、力者六人入江殿ヘ先密着、南御方同前、予〇後崇光室町殿直ニ參、〇中略三獻畢、盤上之可有御遊之由主人張行、〇中略主人與關白小將棊被遊、三番

關白被負、

〔親長卿記〕文明十一年九月廿九日、前藤宰相〇政基來、有將棊、後九月二日、中御門中納言、日野新中納言、前藤宰相等來、前藤相公入夜又來、有將棊、光忠來、

〔元長卿記〕明應十年〇文龜元年四月九日、萬松軒有象戲相伴、

〔二水記〕永正十七年五月廿日、早朝參萬松軒、〇中略有將棊、晚歸家了、

〔言繼卿記〕大永七年七月廿七日壬寅、九時分ヨリ四條亞相資直卿來候て、暮々迄小將棊候、十一月廿二日丙申、柳原罷候て御添番之事申候、又小象戲ヲ五バンサシ候、四バン勝候、

〔時慶卿記〕文祿二年閏九月七日、於番所將棊、久我富小路トサシ及更、是密々儀也、

〔川角太閤記〕四十五日、〇文祿四年七月五ツ時分〇中略關白樣〇豐臣秀次は、龍西堂と御將棊被遊候處へ、篠部淡路奏者にて、福島大夫、池田伊豫守、御使に被參候と申上候處、何事にや御意なり、ケ樣に被成候上は、たとへ御中直り候共、此御遺恨はて申間敷と被思召候間、御切腹被成候へと兩人申上候と、淡路守申上候處に、左もあるか、然らば此將棊は秀次勝の將棊かと被思召候皆々見よとの御意にて見申候處に、如御意御勝の御將棊にて御座候、桂馬にてつまり申候に相究候、御取被成候駒をば、箱の身の方へ御入被成、龍西堂方へ被取候駒をば、蓋に御入させ、駒崩すなと御意候て床へ御上させ被成置候、〇下略

〔當代記〕慶長十二年六月、京師將棊指共、此頃駿府江戸へ下、此時ノ上手、名ハ宗桂ト云者也、是京都町人也、是ニ角行弱キサシ手、春知、觀乘坊宗古是ハ宗桂子等也、此宗桂ハ信長代ヨリノ指手也、今年五十三歲ナリ、　十三年三月、圍碁上手本因坊、自去正月在江戸、將軍可見象棊給トテ、自京都宗桂被召下、十日ニ十番サシケル、一日ニ一番宛勝負相交成持、象棊ハ本因坊、宗桂對揚也、此頃從江戸上駿府令逗留、

〔駿府政事錄〕慶長十七年三月三日、在府之諸武士出仕、於前殿、本因坊算砂、宗桂法師、圍將棊、宗桂勝云々、

廿三日、將軍家〇德川秀忠於御前、本因坊算砂、宗桂法印有將棊、算砂勝云々、

〔藩翰譜四中大久保〕同〇慶長十九年正月廿四日、佐渡守正信父子、〇本多忠隣に配流の奉書を下す、乘てより板倉内膳正重昌、父に久しく對面に及ねば、身の暇賜て上洛すと披露して、忠隣に先だつて都に上り、去年十二月十四日に江戸を立つ、父伊賀守勝重に仰を傳ふ、勝重既に其期に及びしかば、相模守が旅館に行向ふ、忠隣折ふし象戯に對し居たりしが、勝重を座に請じ、忠隣配流の御使たるよし、さきに承り訖んぬ、流人の身となつて後、かゝる戯あるべしとも覺えず、待ち玉へ、事終て仰せ承るべしとて、靜に事を終て後、さらばとて、謹て仰を承り、さなきだに此間洛中洛外、物騷しかりしに、京童ども、忠隣罪蒙ると聞て、すはや事の起るぞとて、資財雜具等、こゝかしこに持運び、以の外に騷動す、忠隣此よし聞て、おのが弓箭兵具、悉く束ね縛て、伊賀守が許に送り、家子郎等皆暇賜て、關東に下しければ、洛中程なく鎭まりぬ、

〔甲子夜話四〕御茶ノ水ノ堀ハ、伊達政宗助役シテ堅タリ、コレハ猷廟〇德川家光ニ政宗對棋レ奉リシトキ、政宗常ノ癖ニテ、棋子ヲ下サントシテハ、イツモ獨言ヲ云ケルガ、城ノ後カラ這入ルゾ〳〵ト度々言ケル、コノ言ヨリシテ、彼ノ堀ノ助役ヲ政宗ニ命ゼラレシト云、

〔玉露叢二十〕寛文九年閏十月廿日ニ、御城ニ於テ、圍碁幷ニ象戯ヲ仰セ付ラル、依テ見物ノ爲トシテ、松平讃岐守、井伊掃部頭、松平美作守登城ナリ、黑書院ニ於テ卯ノ剋ヨリ始ル、〇中略宗桂角ヲ落シテ宗與トナス、始ハ宗桂勝、後ハ宗與勝也、右未ノ后剋ニ終ル、

〔大江俊光記〕寶永四年六月廿八日、南禪寺佐長老、晝ヵ招、夕飯夜食振廻、將棊會、長老竺首座、鈴鹿石見、村上伯元、北小路能登、相伴ニ呼、

正德二年八月二日、以樂庵來話、日向と小將戯、

將棊所

〔大江俊在記〕享保二年六月九日、天授庵へ參、將戯之輩五六人來、終日樂、亥刻計歸、

〔雅筵醉狂集雜六〕鴨の祐之と將棊さしけるに、銀の露を賭にして、吾〇正親町公通九番勝ければ、祐之、

ゑら玉の露を懸たる盤のうへ君はお手がら我はさん〳〵、と讀ける返し、

みちぬればかくるならひの露の玉とをに一つはひろひ殘さむ

〔浚明院殿御實紀附錄三〕御晩年〇德川家治にいたりて、閑暇の御遊戲には、常に象棋をなされけり、その業の者にては、伊藤宗印宗鑑、大橋印壽をめして對手とせらる、御頴敏にまし〳〵けるゆゑ、ほどなく奧儀をきはめつくし玉ふ、後には詰物といふ書をさへあらはし玉へり、詰物といへるは、老成堪能にいたらざれば著しがたきを、わづか一二年の間にえらみ玉ひしかば、その職の者ども、おそれ奉れりとぞ、その書なりて、名をば成島忠八郎和鼎に命せられしかば、象棋攷格として奉りて、今も御文庫に現存せり、

〔寶永三年武鑑〕御將棊所

麻布六本木 伊藤宗看、　增山殿下屋敷 大橋宗桂　上同斷 大橋宗與

〔慶應三年武鑑〕御將棊所

二十石十人フチ 入丁ぼりやりや丁 伊藤宗印　二十石十人フチ 下谷三枚ばし 大橋宗桂　十五人フチ 山ぶし井戸 大橋宗珉

父宗桂 十人フチ 大橋宗金　祖父宗看弟子 和田印哲　宗桂弟子 天野宗步

〔溫知柳營秘鑑三〕京都連歌師、碁打、將。棊。指。役者、町人、知行御扶持方御切米被下置候者、〇中略

米貳拾石外五人扶持　宗看　米貳拾石　宗養

〔將棊雜編〕將棊家三家系

宗桂家

宗桂　前名宗慶、九段、慶長年中被召出、寛永十一死、

宗古　九段、寛永十一家督、承應三死、

宗桂　萬治三九廿五死、墓碑ニヨル、

宗傳　寛文三五十五死、同上、

宗桂　前名伊藤宗銀、九段、明暦二再興、正德三死、

宗銀　養子、寶永六、正德三八月家督、同月死、廿歲、

宗桂　養子、六十六歲、正德三相續、享保九致仕、寶暦三死、

宗桂　養子、伊藤宗印三男、前名宗壽六十一歲八段、享保九養子、同年家督、安永三八月死、

宗桂　前名印壽、九段、寛政三八月死、五十六歲、明和元十一廿七、五段、同三七十六、六段、

宗桂　前名宗銀、七段、享和三十二一、六段、四十四歲、寛政元六月死、

宗桂　前名宗金、文政五四十九改、宗桂、八段、明治七五月死、天保三十二廿三、七段、

宗金　嘉永六丑年正十六部屋住、十口ヲ賜フ、

宗與家

宗與　又宗有、慶安元死、

道仙　慶安元家督、萬治三死、

宗與　九段、萬治三十二歲ニテ家督、享保十三死、

宗與　前名宗民、八段、享保十三家督、明和元申年八月十日死、

宗順　前名中村宗順、七段、明和二酉年五月十四日新規被召出、明和三七十六、五段、同七十二一、六段、寛政四十廿一死、

宗英　前名七之助、安永二改名、九段、

宗與　前名英長、七段ヨリワシ、天保三十二廿三、七段、

宗珉　前名鐐英、七段ツヨシ、文化十四年生、

鐐英　宗珉ノ子部屋住ニテ死、文久午、

宗與　前名勝田仙吉、改桂仙、文久二年家督、七段ヨワシ、明治十四年十一月死、

英俊　前名中村英□七代宗與ノ養子、後病氣ニ而引、柳雪ト改、七段、後宗英文政元年養子、同年部屋住十口ヲ賜フ、文政十三年廢嫡届、天保十年死、

伊藤家

宗看　九段、寛永十二被召出、元祿四致仕、同七死、

宗印　九段、前名鶴田幻庵、元祿三養子、天保四家督、享保八死、

印達　五段、十五歳ニテ沒、正德二年九月死、

宗看　九段、二男ナリ、前名印壽、享保八家督、寶暦十一死、

看恕　四男前名助左衞門、七段、寶暦十七月死、四十五歳、

看壽　五男、八段、贈名人、寶暦十八月死、　子看壽、後壽三、寛政四六月死、

得壽　五段、廿四歳ニテ死、寶暦十一家督、同十三死、

宗印　養子、前名鳥飼忠七、七段、寶暦十三家督、寛政元致仕、同五死、六十六歳、

宗看　養子、前名松田印嘉、九段、天明四養子、寛政元家督、天保十五死、

看理　嫡子ナリ、文政七年四月死、三十一歳、

看佐　七段、ツヨシ、前名定次郎、二男ナリ、文政七十六七段弘、文政十年二月死、

金五郎　六段、天保十四三月死、天保八年十一月八日六段弘、

宗壽　養子、二代看壽ノ子ナリ、七段、天保十五家督、弘化三死、

宗印　前名印壽、實名政良、九段、弘化三家督、

階級

名人

印嘉　嫡子、文久二年十六歳ニテ死ス、初段、

〔台徳院殿御實紀五〕慶長十二年六月四日、将棊師等、京より駿府にまかり、けふ江戸に至る、

○按ズルニ、将棊所ノ事ハ、碁所ト關連スルコト多シ、今彼ニ讓リテ此ニハ略セリ、參看スベシ、

〔将棊奇戰上〕将棊段位駒落圖

九段名人　八段半名人　七段上手　六段　五段　四段　三段　二段　初段○圖略

〔半日閑話三〕一六隣閣立路が隨筆寢覺硯の中に

将棊初段、飛車香車の兩馬を省く、二段は、飛車香落し壹番、飛車を落して一番也、三段は、飛車を落し、四段、飛車落し壹番、角行落し一番也、五段は、角行落し、六段は、角行香車落しの事也、七段、香車落し、八段、香車落しと平手の交り也、九段は、先々先といひて免狀を出す也、

〔将棊自在序〕世間工、於此技、而冠、於六十州者、稱爲名人、又呼爲上手、古今不匱其人也、

〔羅山文集五十序〕象戯圖式序

宗古謂余曰、初宗桂見信長公、公覽其象戯曰、是象神法、武人宜習知之藝也、於是改其舊名賜名宗桂、以算有桂馬之號也、其後一鶴、秀吉公乃去奉事東照大神君、又事台徳院殿大相國、○德川秀忠時時在御前爲象戯者數矣、宗古預焉、恩遇不少、舉世知焉、

〔早引人物故事上〕大橋宗桂　吉田宗恂といへる醫師の男にて、天性将棊に妙手ありしとぞ、

〔将棊早指南序〕古しへは将棊に秀たる人、いと稀なりしかば、教へ導く師もなく、好む人々は、唯己が工夫にて勉學びたるを、二百年ばかり此かたは、つぎ〳〵ひらけ來て、上手ども多く世に聞えしたり、近頃わが宗英○大橋祖父宗英翁は、此道の名人にて、凡三千に餘りたる弟子を教へ導されしかば、その中には世に名高きも多かりき、

〔象戯綱目一〕象戯綱目所列名姓　凡五十人

往世是より下はむかしの人をあつむ

象戲家五人　元祖大橋宗桂　二代大橋宗古　三代大橋宗桂　四代伊藤宗看　故大橋宗與

京師六人　廣庭中書　手相香車落　檜垣是安市兵衞事　手相香車落　石井承意

象屋晉兵衞事　手相しらず　丹下圖書　手相しらず　田代市左衞門　手相かた馬

御簾屋七郞右衞門　手相しらず　江戶四人　元祖本因坊　手相しらず　高橋道角

手相角行落　久圓　手相角行落　十四屋宗安　手相角行落　大坂一人　住吉屋仁

右衞門　手相飛車と一枚半　長門一人　萩野眞甫　手相香車落　肥前一人　松本

常古宗左衞門事　手相香車と角　美濃三人　紹尋松本權兵衞事　手相しらず　北村

何求　手相しらず　荒川道祐半平事　手相しらず　備前一人　河内屋以仙藤左衞門

事　手相しらず　肥後一人　石田撿校　手相しらず　末考一人　別所素安　手相

角行落

當世是より下は今の世の人をあつむ

象戲家三人　五代大橋宗桂　伊藤宗印　大橋宗與　京師十三人　廣庭中務權少輔

手相角行落　菅谷宮內卿　手相かた馬　望月仙閣勘解由事　手相かた馬　小原大介

手相しらず　石井承甫泉屋吉右衞門事　手相角行落　神善四郞　手相しらず　久

須見小兵衞　手相しらず　大黑屋長右衞門　手相かた馬　菱屋喜右衞門　手相かた馬

布屋平左衞門　手相しらず　奧田左平次　手相かた馬　𣿰者與都谷都事　手相か

た馬　瞽者誰都　手相かた馬　江戶三人　森田宗立絵屋十兵衞事　手相香車落

岩村撿校　手相角行落　山﨑勾當田川事、始は關井といふ。　手相しらず　大坂三人　原喜右衞門

手相かた馬　井田長左衞門　手相飛車と一枚半　弦屋傳左衞門　手相飛車と一枚半

加賀二人　添田宗大夫神山孫兵衛事　手相角行落　嶋川市之進　手相かた馬

安藝一人　松岡宗悅　手相角行落　伊勢一人　萬屋仁左衛門　手相一枚半

將棊盤

〔增補下學集器財下〕將棊盤

〔男重寶記三〕盤上の事

小將棊たて・よこ各九目、馬數四十枚、

〔塵滴問答〕男問云、世ノ中ニ圍碁雙六、又ハ將棊ナンド申、盤ノ上ノ遊ビ多ク侍リ、何様ナル事ヲ哉、○中略答云、將棊ハ十人ノ惡神、我國ヲ立シ佛法ヲアラセジトスルヲ、十八ノ善神フセギタヽカヒテ、惡神ヲ滅シ失タル姿也、惡神ト云ルハ、煩惱ニバカサレテ、三毒ノ國賊、十惡ノ盜人盤ニシテ、惡行ワザトスル形也、善神ト云ハ、善戒ノ繩ニシバラレテ、三毒ノ國賊モ、十惡ノ盜人モ、煩惱ノ家ヲ出テ、非ノ寶所ニ至ル姿也、盤ノ目ノ八十一有ハ九品ヲ顯ス、九々ニワリテ、八十一目也、是皆淨土穢土、同所ニ非ル哉、何ゾ成佛セザラン哉、

〔柿園詠草〕將棊盤

すみわぶるくゝめ屋形とみらめどもさすがに賤が心をぞやる

二句、久安百首に見えたる詞に、盤面の八十一目をこめたればゞさはきこえがたかるべくや、

〔將棊口傳書〕夫將戲ハ、盤上の一戲也、盤の製たるや、長一尺二寸、幅一尺一寸、その罫縱横おの〱九間、總計八十一、駒の數四十、○中略

盤ノ厚サ二寸七分是定寸也　盤ノ高サ定リナシ凡七寸也　木ハ日向ノ榧ヲ上品トス

〔明月記〕建仁三年十二月十日、宇治之間事々、同有長朝臣、小々數不審、○中略御座落居、扶經文机等、御座傍立、置物厨子、置笛宮琶箏和琴等、其傍置、圍碁雙六將騎等盤、

〔太平記十一〕筑紫合戰事

英時條○北 小貳ガ隱謀ノ企ヲ聞テ、事ノ實否ヲ伺見ヨトテ、長岡六郎ヲ小貳ガ許ヘゾ遣シケル、長岡則行向テ、小貳ニ可見參由ヲ云ケレバ、時節相勞事有トテ對面ニ不及、長岡無力、小貳入道ガ子息、筑後新小貳ガ許ニ行向、○中略 長岡座席ニ着ト均シク、マサナキ人々ノ謀反ノ企哉ト云儘ニ、腰ノ刀ヲ拔テ、新小貳ニ飛デ懸ケル、新小貳俺マデ心早キ者ナリケレバ、側ナル將棊ノ盤ヲヲツ取テ、突刀ヲ受留メ、長岡ニムズト引組デ、上ヲ下ヘゾ返シケル、

〔親長卿記〕文明十九年十一月廿九日、召二番匠一令レ作二將棊盤一、

〔梵舜日記〕慶長十年正月十八日癸巳、碁盤屋禮ニ、少將棊盤馬ヲ添テ持來也、

寬永七年五月十七日丙申、碁盤○盤下疑脫二屋字一 來、少將棊盤、シヲゲ申付、手間一文目五分也、

〔大江俊矩記〕文化七年三月十一日乙丑、將棊盤一面、柘古物、尺貳寸、厚サ三寸也、 夷川道具屋ニ而調吳候由、和田良藏世話也、代錢壹貫四百文也、

〔退閑雜記二〕ある人のいふ、江都に火災なくば、なべてさぞ奢に長じぬらん、京大坂なんどの町々は、すでに調度などもさま〴〵風流をなし、家のうちにもかけ物かけ、はななど活たるは、いと多し、江戸の町々、富たるは猶質素にして、おひつゞらなどいへるもの、かたはらに出し、ゆたかなるは將棊なんどするものもあれど、箱のうらに紙はりて盤とするなど、ものゝ奢なきは、江戸の火災によると云しなり、

〔雙蝶記一〕蛇くふと聞ばおそろし老女の懺悔

さて塵兵衞は、駕籠のうちに尻かけて、往來の旅人にむかひ、駕籠にめさずや、駕籠々々とよび居たるに、諸社の宮奴に、やとはるゝをなりはひとする幣又といふ者、烏帽子に白張をひきかけて、極樂寺の切通しの方より來つ、○中略 幣又は打笑ひ、昨日星の御堂の軒下で、さしかけた將棊の勝負せまいか、ヲヽ、昨日の駒組おぼえて居る、錢がとれいで此方も退屈、ヲヽ、慰にさして見やれと、

棊子

棊又は、たゞさへたる懷中將棊を取出して盤の紙を芝のうへにおしひらけば、塵兵衞もむかひ合、たがひにならぶる駒の數、礎の小石と貝殼は、步の不足とぞ見えにける、

〔書言字考節用集 七器財〕棊子(將棊所言)駒(借用此字)

〔毛吹草 三〕攝津　將棊馬

〔將棊口傳書〕駒ハ黃楊ニカギルベシ

〔日本風土記 五將棊〕棊子造法

棊子造製、上尖圓下平方、乃天圓地方之象、上薄下厚、乃天淸地濁之形、其勢將勝、亦云將軍之兢、俱手執步兵、雖巳陞金將之名、與玉將相征、止得將點行、不敢搊稱將軍之聲、亦不敢衝其將軍之鋒、如兵卒得其功次、雖叨其銜祿、擧其力而不敢特其威也、

〔麒麟抄 七〕一將棊馬書事

異ニモ書、行異ニモ、銅堅クユラメキテ可書、造馬ノ半上鮮々ト四角、點行異ニ緩々ト可書成、金ヲバ極草可書、臺ニ入テ持手ニ可書、

〔雍州府志 七土產〕將棊盤　於二條京極造之、以樫木製之、馬亦然也、其所用之簡、是稱馬、大凡樗蒲之類、總稱馬者也、至其文字、則擇嫺筆法之人、而使記馬名、近世所用之馬、多有水無瀨家之筆跡、始水無瀨家兼成卿無男子、養高倉藤大納言永家卿子、號親具朝臣、于時兼成產實子、成長後號氏成、於是親具辭家督、剃髮號一齋、頗有能書之名、豐臣秀次公使一齋書將棊馬名、是水無瀨家書馬名之始也、

〔羣書一覽 六雜家〕將棊駒之記 寫本　一卷　水無瀨兼成

將棊馬の銘の事、筆法に堪たる人これを書云々、

〔長春隨筆 上〕一世に傳ふ、象戲駒の銘は、水無瀨家の筆を以て貴とす、此筆跡の駒を以、此手段を免許なきもの弄すべからずと云へり、

〔壒嚢抄 二〕將棊ノ馬ニ玉ヲ王ト云ハ何ノ故ゾ

兩王イマサン事ヲ忌テ、必ズ一方ヲ玉ト書ク、是手跡家口傳ト云々、

〔御湯殿の上の日記〕文祿四年五月五日、太かうより、きくてい、くわんしゆ寺、中山御つかいにて、玄やうぎのむま、わうしやうをあらためて、大將になをされ候へのよし申さる、御心へあり、

〔半日閑話 三〕一六誹園六路が隨筆寐覺硯の中に

王將に點をうつ事、王二人なし、故に一ッの王には點を打とこそ、飛車は大將、角行は副將、金將は極官にしてなりなし、故になり馬はみな金になる也、總數三十六禽の表也、(又手直りこまは、王二枚に點打て有、)

〔萩原隨筆〕象棋　駒銘水無瀨ヲ家トス、王ノ字ニ點ウツコトハ、國ニ二君ナシノ心ト云ヘリ、又二王イマサンコトヲ忌テ、一方ニ點ヲウツトモ云ヘリ、或說禁中ニテハ兩方ニ玉ヲ用、王ヲセムルト云コトヲ忌ユヘナリ云々、

〔善庵隨筆 一〕予(〇朝川鼎)先年大橋宗桂ノ需ニ應ジテ、其著述セル將棊ノ書ニ序スルコトノアリシニ、王將トイフ馬子(コマ)ハ、何トモ疑ハシキ名ナリ、王ナレバ王、將ナレバ將トイフベシ、王ト將ト混稱スルノ理アルマジト、將棊ノ諸書ヲ攷證スルニ、開祖宗桂ヨリ四代目宗桂マデ、代々著述スル所ノ將棊圖式ニ、雙方トモ玉將トアリテ、王將ノ名ナシ、因テ思フニ、玉ヲ以テ大將トシ、金銀ヲ副將トスルナルベシ、左スレバ金將銀將ノ名モ據アリテ、ヒトシホ面白ク覺ユ、蓋シ五代目宗桂以後、雙方ノ同ジク紛ハシキヲ嫌ヒ、一方ハ一點ヲ省キテ、差別セシニヤアラント、今ノ宗桂ニ語リシニ、宗桂曰ク、ソレハ必ラズ然ルベシ、其ワケハ毎年十一月十七日、御吉例ニテ御城ニ於テ將棊仰セ付ラレ、其圖譜ヲ上ルニ、雙方トモ玉將ト書スルコト先例ニテ、王將トハイハヌコトノ由、家ニ申シ傳ヘ、今ニ代々玉將ト書上レドモ、何故トイフコトヲ知ラザリシニ、コレニテ明白ナリト、遂ニ其書ヲ著述セル書ヲ將棊明玉ト名ヲ易ヘ上梓シ、予ガ序ヲ卷首ニ載タリキ、コレ細事トイヘド

將棊書

モ、邦俗先規ヲ固守シテ、容易ニ傳承ノ字ヲ改易セザルヨリ、致古ノ資トナルコトモアルハ、純模ノ一得トイフベシ、

〔長秋記〕大治四年五月廿日丁酉、新院御方有₂覆物御占₁、覆以₂將棊馬₁、其數十二也、

〔康富記〕文安四年五月八日己亥

在裏
此間者積鬱候、○中略象又先日借申候象戲馬進候、返々悅喜申候、以₂面謁₁可₂述₁心事候、恐々謹言、

五月四日　　世尊寺右衛門佐 伊忠

表書
日向殿　　伊忠

十八日己酉

在裏
此間久不₂入₁見參₁候、背₂本意₁候、○中略象又昨日内々申つる、象戲馬爲₂本申度候、明日明後間可₂返進₁候、借給候者、所₂仰候事々期₂面謁₁候、恐々謹言、

四月七日　　世尊寺左衛門佐 伊忠

表書
日向殿　　伊忠

〔宣胤卿記〕文明十二年正月廿六日丁未、晩景詣₂一條黄門₁、○冬良亭、將棊馬、被₂見書樣等以₂次第₁口傳₁、

〔梵舜日記〕元和八年二月九日乙亥、堂師禅宗へ少將棊馬箱入、幷豆腐十丁持遣也、

寛永五年三月十四日、少甫上洛、少將棊馬一面持參也、

〔大象棋絹篋〕象戲六種之圖式

郡山柳氏の藏するところの象經奥書にいはく、

寫本云　嘉吉三癸卯十五寫畢、加₂一校₁云々、

右象戲種々之圖、曼殊院之宮所持之本、申₂請所₁記₂置₁也、

龍集天正壬辰清和下澣　　權中納言兼成禿齡七十九

とみえたり、この奥書をもて推はかるに、足利將軍の時代よりもてはやしたる事なるべし、

〔羅山文集五十序〕象戲圖式序

象戲圖式者、洛人宗桂及子宗古之所撰次也、○中略宗桂嘗作象戲圖式一卷、以敎徒弟、廣行諸世、而今大君幕下、治敎休明、勤政之暇、御覽象戲、凡其相對者、宗桂宗古雖少一馬、而無不勝、宗桂沒後、宗古頃補其圖式、以爲續卷、○中略今此圖式、父作之子述之、其箕裘之間、殊絕古人、誠國手無雙也、上自營內諸臣及列國達官、下至好事之人、皆迎取而窺伺倣慕之、其名藉甚、益揚家業、可謂勤矣、

〔象戲綱目一 緣伍〕此卷は、いにしへ今の駒ぐみをしるす、その圖むかしより傳へ來るといへども、或は數すくなくして事みたず、又は混雜して知えがたし、今こゝに對馬七しなの馬法、しなぐの ことなるをあつめ、又香車おち、左右のわかち、角おち、飛おちより、一枚半、ならびに兩馬おちの口授にいたるまで、つぶさにあらはしいだす、○下略

〔象戲訓〕是一卷者、繼蜷川新右衞門傳、而今號蜷川流、予○原元喜正於其過不及、鑑象戲好惡、名謂將棊訓、

〔浚明院殿御實紀附錄三〕御晚年○德川家治にいたりて、閑暇の御遊戲には、常に象棋をなされけり、その業の者にては、伊藤宗印、宗鑑、大橋印壽をめして對手とせらる、御穎敏にましくける故、ほどなく奧儀をきはめつくし玉ふ、後には詰物といふ書をさへあらはし玉へり、詰物といへるは、老成堪能にいたらざれば著しがたきを、わづか一二年の間に、えらみ玉ひしかば、その職の者ども、おそれ奉れりとぞ、その書なりて、名をば成島忠八郎和鼎に命せられしかば、象棋攷格として奉り、今も御文庫に現存せり、

○按ズルニ、將棊書ハ此他尙ホ少カラズ、今多ク省略ニ從フ、

〔類聚名物考人事七〕象棊倒　せうぎたほし

小兒の遊戲に、局の上に駒を立ならべて、末の一ッをたほせば、みなつれてはらくとたほるゝ、

をいふなり、

〔太平記七〕千劍破城軍事

城ノ逆木一重引破テ、切岸ノ下迄ゾ攻タリケル、略○中此時城ノ中ヨリ、切岸ノ上ニ横ヘテ置タル大木十計、切テ落シ懸タリケル間、將棊倒ヲスル如ク、寄手四五百人壓ニ被討テ死ニケリ、

〔太平記二十七〕田樂事附長講見物事

今年多ノ不思議打續中ニ、洛中ニ田樂ヲ翫ブ事、法ニ過タリ、略○中將軍ノ御桟敷ノ邊ヨリ嚴シキ女房ノ練貫ノ妻高ク取ケルガ、扇ヲ以テ幕ヲ揚ルトゾ見ヘシ、大物ノ五六ニテ打付タル桟敷傾立テ、アレヤ〱ト云程コソアレ、上下二百四十九間共ニ、將棊倒ヲスルガ如ク、一度ニ同トゾ倒ケル、略○中梶井宮モ御腰ヲ打損ゼサセ給ヒタリト聞ヘシカバ、一首ノ狂歌ヲ四條川原ニ立タリ、

釘付ニシタル桟敷ノ倒ルヽハ梶井宮ノ不覺ナリケリ

又二條關白殿モ、御覽ジ給ヒタリト申ケレバ、

田樂ノ將棊倒ノ桟敷ニハ王計コソ登ラザリケレ○又見二諸人嘲齊一

〔槐記〕享保十六年十月十九日、昔愛宕故大納言ハ、將棊ノ上手ナリシガ、志ハキタナキ物也、歩ノナリタルハ金也、金ナレバ何デアラウトモ、本ニハ構ヒアルマジキナルニ、歩ノナリタル金ト本ノ銀ト、カヘントハ思ハレヌモノ也、金ハ金ナレドモ、俗性ガ歩ナル故ナリト申サレタリ、金ニナリテモ俗性ハ俗性ナルコト、尤也ト申サレタリ、

〔有德院殿御實紀附錄十九〕或時侍臣に宣ふには、群下を馭するに、象棋つかひおりばつかひといふ事あり、象棋つかひといふは、まづ盤にむかふより心をさだめ、王將の位を正しく守り、金銀桂馬各その職を犯さず、飛車角より歩兵にいたるまで、一手いだすも疎略なく、ひづみのなきをもとゝし、時にのぞみ事により、寢損せざるをよしとす、これ名將の士卒を指揮するにたとふ、また

おりばつかひといふは、盤に向ふと其まゝ何の心得もなく、骰子の出るまゝにして、あたるを幸に世をわたる、これ愚將の下に莅むにたとへしものなりとぞ、

〔窻の須佐美追加下〕青蓮院宮にや慥ならず、幼き宮方に中院前內府通茂公御後見なりしが、常に棊雙六を制せられけり、或時參られしに、將棊盤の有しを見て、家司坊官御招、かねて申せしに、何とてか樣の物を置けるぞ、はしたなきわざは、本より惡しけれど、たとひ有ても御年もゆきぬれば、御心付有て止事有者なり、是ほどの類はさして惡事に非が故、其事に馴、空しく月日を過し、學問御修行の御志すさむ者なれば、第一の惡き物に社有とて、忽退られけり、公の言誠に確言にてぞ有れ、

〔傍廂後編〕將棋
門弟桐麻呂は、越後新發田の人なり、我方に來りて種々物語のつひでに、家なる小兒どもの戲れわざにも、將棋はきびしくいましめ置けりとなり、其故を問へば、駒は取りたるは戰場にて敵を討ち取りたる趣なり、其とられし駒、敵方の兵となりてはたらくは、表裏二心の不忠ものなり、さる不正のなぐさみせんより、外の戲れあまたあるべしとて、いましめたりとなり、いかにもさる事なり、

〔隨意錄四〕瞽盲無局馬、而口相言以善將棊者、往々有焉、然圍棊則唯口相對者、未嘗之見也、

〔諢話浮世風呂前編下〕午後の光景
後兵衛今飛車角二枚渡したもんだから、弱り切たア、洒落も出ねへ、先飛車と角で將棊は指ぬツ、こつちは王を取やすツ、ソレ王手、後そこで合馬サ、ヲツト待たり、先きたねへ將棊だナア後銀は惜い、こゝは桂馬で、ソレそつちが王手だ〳〵、先いま〳〵しい奴だ、やつはり銀にしておけば能のに、後へゝン妙手を指てナ、サア逃ろ〳〵、能か〳〵、逃たナ、そこで何を打てやら

うな、ヤもう一間角を突込め、（先）角を突込めとお出なすつたか、イヤ角を突込めとお出なされたかッ、ソコデト、かう打、あれで取るか、斯う來る、あゝ行く、若引たら尻からびたりト、まづなんでも遣て見ろト、（後）ハヽアおつな事をして來るナ、飛車手王手がはづれたら、銀を兼取る計略だナ、（先）ナニ飛車もいらぬのさ、（傍）此手合の將棊は、王を詰やうとはせねへで、飛車と角ばつかり惜がつて居るせ、コレ駒ばかり抓で居ずと、有つたけ打ッレナ、（先）ハテだまつて見なさいッ、汝等がする所にあらずだ、サア〳〵早くしねへか、下手の考休むに似たりだ、（後）ナンノちつと能手をさすと洒落らア、下手の考休むに似たり、ヘイ引ロまぬと　ヤ此計究て好だぞ、ソレ來い、（先）ヤ取れ取れ　（後）イヤ遣れ〳〵遣つてさせかい　（先）取てさせ〳〵ッ、能な〳〵、ソリヤ王手、ヤ逃たナ逃たナ、逃たの内に横木瓜ッ、イヤ逃たの内に横木瓜ッ、どうしてくれうナ、是で行うか、あれで行うか、まづ斯う行け、ヤさび助〳〵、ヤ逃たの内に横木瓜、王手サアどうだ、（後）ハタさびまゝに牡丹唐草かい、斯う引く、天窓からびしやり、（先）アおなまめだん佛　（太吉）まだある〳〵、角を引て取捨てまはつし、（後）それでも能くないナ　（太）ナニ能よ、マア引て取捨さつし、（先）アヽやかましい東西〳〵、一人に五人がゝりだナ、大勢の智慧でおれ一人に負るかい、可哀や〳〵、取捨たか、ソリヤ又王手、（太）ソレ引たくれ〳〵　（先）アヽ、アなむざんそこに桂馬がゐるとはしらねへ、待て呉ともいはれまいス、（後）そこでお手に　（先）お手は山々王が三枚、飛車角六枚、（後）之やうだんぢやアねへ、（先）お手には山々といふ内にも、香桂前にたゝむ、金角寺の和尚、（後）銀があるか　（先）銀も一分や、二歩はありッ、（傍）いかい事渡したのか　（後）取捨る事は奇麗だ、駒はいらねへ、（先）フム盤でばかり揩がいゝ、負る氣遣ひなしの木さいから猿ゑッ、ヤ入王とさせまいとおうちなさる、歩を成と打、（後）まづ金をいたゞき女郎衆と　（先）ハヽア惜い成金を取れたかい、是にて將棊はおだ佛かい、ヤ是にて將棊はおだ佛と、斯うしろ、（後）イヤ待たり、これは愛に居たの

だの、そんなら此香で此金を取らう、斯うは逃めへ、先ナンダ〱どうするのだ、二三手過た事を仕直すせへ、此方の駒まで動して、大きにお世話な事た、一人で兩方指すの、アレ御覽なさいあの通りだ、若殿樣のお對手になるやうだ、夫でよしか、何でも佛のいふ通りにしてやらア、斯う氣の能將棊だ物を、名人だてナ、ソレ、よくは引たくれんげの皮財布と責るだ、後おつに責よせたナ、待よ、爰が思案のあとや先ッ、ハテナ爰が思案のあとや先ッ、責られてはチト辟易だて、ハテこいつはチト辟易仕るて、ハテお責なさるかい、おまへがたも精出して、お責なさるが身のお勤ッ、

先勤といふ字に二ッはない、チテン、源アヽそこへ逃ちやア損だ、其隣へ逃て、むだ駒を遣はせるがいヽ　先能く口を出すナア　太ア能手があるッ、能手があれば大橋もありやすッ、源ムフム目が暗で居るから見えねへ　先だまつてくたばれ、何にもいふなッ、後何にもいふな人ではないはッ　先ャ何にもいふな人ではないはッ、ソレどこへ行く〱、後爰へ逃る　源アヽわるい〱、そう逃ちやアをへねへ、太ソレひたりだ先アヽよんやらまかせろさト　後アヽよんやらまかせろさト、先ソレよんやらまかせろさト　源ソレ〱そこが由斷　先ハテ何にもいふな人ではないはッ　後ャ人ではないはと取る　太能か〱　先ソリャ何にもいふな人ではないはト、雪隱へお出なさい、アヽ臭い〱、後いま〱しい、どう〱雪隱へ、先ャよわい事〱　源ドレ〱おれが敵を打てやらう　太おれが出る　源マア待ッし、又へぼめらが、金銀でもおかつたるい、

〔男重寶記三〕將棊指南會所

一京婦屋町通二條下ル町　田代市左衞門

一京衣棚三條下ル了頓辻子　いづみ屋吉右衞門

〔改正月令博物筌八月〕四日　今日將棊をさして勝たる者は、年の終まで福あり、負たる者は病に

かゝる、故に今日を圍棋占籤の日といへり、

〔玉山遺稿五〕少年行詩、代人、

翩翩龍馬七香車、玉勒銀鞍日勝花、冷笑步兵非痛飲、黃金將盡不思家、

〔男重寶記三〕將棊より出たる詞

一指手和手　一個馬に入　一王手づめにする　一將棊だをしにこける　一ちやう事なくば

端の步をつけ

八道行成 聿道 併入

八道行成ハ、ヤサスカリト云フ、其法詳ナラズ、今ノ十六ムサシノ類ナルベシ、十六ムサシハ、又十六サスカリトモ云フ、其法十六ノ士卒、一力士ヲ中央ニ圍ミテ之ヲ攻ム、力士ハ八道ニ行キ、二子ノ間ヲ覘ヒ、直行シテ左右ヲ層リ、遂ニ行道ニ障礙ナキニ至ルヲ以テ勝トシ、士卒ハ力士ヲ窮逐シテ、過グルコト能ハザラシムルヲ以テ勝トス、ムサシノ一種、地上ニ大路小路ノ形ヲ畫キ、此ニ儀ヲ投ジテ輸贏ヲ爭フモノアリ、又六ムサシアリ、碁子白黑各三ヲ以テシ、九合ヲ走リ、同士相連ナルヲ以テ勝トセリ、

聿道ハ、ミチタラベト訓ズ、或ハ八道行成ノ類ナリト云ヒ、或ハ競走ノ義ナリトモ云ヒテ詳ナラズ、今姑ク此ニ併載ス、

〔倭名類聚抄四雜藝〕八道行成　内典云、拍毬、擲石、投壺、聿道、八道行成、一切戲笑悉不觀作、

〔箋注倭名類聚抄二雜藝〕按、宋雷空山易圖通變所謂八格戲、其局不過口中加十乂之文者、蓋是、按、印本下學集、八道訓牟佐之、今俗所云十六牟佐之也、上總俗呼牟佐之爲佐須加利、武藏入間郡俗呼。

むさし
十六むさし

十六佐須加利、或六本佐須加利、蓋夜佐須賀利之上略也、又聞、俄羅斯人爲局戲、枰上畫口乂、行馬夾食、略似皇國所爲牟佐之、呼曰射須加、然則佐須加利、蓋卽射須加、其戲傳于西域也、

〔伊呂波字類抄人事也〕八道行成ヤサスカリ

〔倭訓栞前編三十四〕やさすかり　倭名抄に八道行成をよめり、やさすは八指の義、かりはかりうちの義、今のむさしの類にて、むさしもさすといへる也、八道行成は梵書に見えたり、

〔安齋隨筆前編十四〕一八道行成　和名抄雜藝具に、八道行成ノ讀、夜佐須賀利とあり、今も田舍にては、スカリと云、ヤサを略して云也、略〇中ヤサスカリと云は、ヤススガリなるべし、ヤスは、ヤスジの略語にて、八ノ道スジを盤に畫なり、スガリは、子馬を以て親馬にスガリ迫る也、スガルと云は縋ノ字にて、繩を付て離れざるをスガルと云、是親馬を追て離れざる意にて、スガリと云也、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕和訓栞云、略〇中八道行成は梵經に出たり、其名義いまだ考得ざれ共、今も十六むさしを、十六サスカリといふを思へば、八を倍したるものとは知らる、伊勢氏ヤスジの說は疎忽なり、假字の違へるに心づかざる歟、さて八道行成のつくりざまは、今定るべからず、游學往來に、七雙六一二五雙六云々、十六目石など載するを見れば、雙六の類なる事明らかなり、

〔松屋筆記九十二〕六指、十六六指、指我利、擲石、
さすがりは略〇中八指驅の義なるべし、

〔下學集下態藝〕八道

〔運步色葉集無〕六指

〔書言字考節用集八言辭〕八道行成、遊戲、正曰二八道行成一、出二梵網經一、

〔玉勝間五〕むさしといふわざ
童べのしわざに、むさしといふ物あり、五雜組といふから書に、委巷兒戲有馬城、不論縱横三子聯

六むさし

則爲城、城成則飛食人一子、其他或夾或挑、就近則食之、不能飛食也といへるによく似たり、日本紀に城をさしと訓るところあり、韓語也、然ればむさしといふはすなはち馬城か、

〔松屋筆記九十二〕六指、十六六指、指我利、擲石、今世六指、また十六六指などいふは、逕歩色葉集牟部に、六指ムサシと見ゆ、六方かけて指ゆゑの名なるべし、○中略六指も六指驅にて、其方を驅駒の心にや、

〔物類稱呼五言語〕十。六。むさし。京江戸共に、十六むさしと云、中國にてむ。さ。し。と云、上野下野邊にて十。六。さ。す。が。り。と云、陸奥にて辨慶むさしと云、信濃にてさすがりと云、

〔安齋隨筆後編十四〕一八道行成　武州崎玉郡邊にてサスカリといふ、十六むさしといふ物を十六サスカリといふ、是ヤスカリ歟、○中略十六むさしをば牛追につさといふ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕今その盤ムサシ○十六の三角なる處を牛部屋といふ、牛追ニッサの名ある故なり、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕八道行成　和名夜佐須加利、今云無佐之、按、八道行成、不知其始、十六士卒圍一力士於中攻之、力士行八道、覘二子有間者直行掖左右居之、故要相聯、不能坐喫、故頻逐之、被逐失行道、則力士贏、

〔安齋隨筆前編十四〕一八道行成　和名抄雜藝具に、八道讀夜佐須賀利とあり、今も田舍にてはすかりと云、ヤサを略して云なり、江戸にては十六ムサシと云、十六は子馬の數十六有、親馬を除て云也、ムサシは馬指也、マとムと音相通ナリ、十六の馬を指スと云事也、將棊をナスと云に同じ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕寶曆十三年の書雙六大數六道をジヤウロクムサシとありて、畫は辨慶が七道具をかけり、是十六むさしなり、○中略思ふに昔むさしといひしものは、十六むさしの馬の類すくなきものなるべし、

〔倭訓栞前編三十一〕むさし○中略嬉戲の具にいふは、八道行成の類也、六指の義なるべし、石六ッ

を用うる物也、八格戲ともいへり、

〔名物六帖 器財三 蹴鞠博弈〕八格戲ムサシ 宋雷空山易圖通變、兒時於牧豎間見所謂八格戲者、其局不過口中加十乂之文而已、特極厭薄之、以爲至鄙至賤、未嘗加之意也、不謂年踰七十、乃知其然、

〔和漢三才圖會 十七 嬉戲〕八道行成 ○中略

一種有六行成ムサシ、碁子白黑各三、走九舍、同士三以相連爲勝、皆兒童之戲也、

〔安齋隨筆 後編十四〕一八道行成 ○中略 相州鎌倉の邊にては、二ッサと云、二人にて三ヅヽ石を六ッ持なれば、二三といふ心歟、

〔嬉遊笑覽 四 雜伎〕守武千句、きれ〲になりぬることのあはれにてむさしをさすとみゆるなりけり、鷹筑波集、善惡に二道かけてつよき人させるむさしを手詰にぞする、又二道かくる人のさいかくちはながらさせるむさしは上手にて、西鶴一代女に、子ども相手に六ッむさし氣をつくすことにもなりぬとあり、馬子六ッにてさすなるべし、二ッサと云も、二三が六なればなり、

〔物類稱呼 五 言語〕八道むさし わらべの地上に大路小路の形を書て、錢を投てあらそひをなすたはぶれ也、京の小兒、むさしと云、大坂にて、ろくと云、泉州及尾張、上野、陸奥にて、六道ろくどうと云、相摸又は上總にて、江戸と云、江戸の町々にたとへて云、信濃にて、八小路やこうぢといふ、越後にて、六道路といふ、奥の津輕にをえどゝ云、江戸にて、きずと云、江戸田舍にて、十六といふ、

〔嬉遊笑覽 四 雜伎〕寳曆十三年の畫雙六、○大坂版中略 又陸擧ロクドと有て、畫は錢をかきたり、是地士に筋引てする戲なり、ロクドは六道なるを、前と同き故、あらぬ文字を書たる歟、物類稱呼に、大坂にてロクと云とある是なり、

○

〔倭名類聚抄 四 雜藝〕牽道 內典云、投壺、牽道、牽道、和名知久、耳閉、

〔箋注倭名類聚抄二雜藝〕挾、美知久良閉、蓋謂競走、西宮記引吏部王記云、次散樂、侍臣五位六位、童部、相挾走者即是、又挾、章安涅槃經疏云、牽道是夾食、八道行成是塞戲、又梵網經云、樗蒲圍棊、波羅塞戲、彈棊六博、拍毱、擲石、投壺、牽道、八道行城、惠因讀牽道八道四字句、行城二字句、謂牽道八道、八劃爲道、以棊子等隨道而行、故名牽道、即八道也、行城以行城之法式、即小兒之戲、按二說不同、然並非競走、訓牽道爲美知久良閉恐誤、或曰、美知久良閉即夾食、以棊子隨道而行、故曰道競、若是說、則牽道應在彈棊八道行成之類、而今在相撲之下、擲倒之上、源君以爲競走無疑也、

〔伊呂波字類抄見人事〕牽道ミチクラヘ

〔類聚名義抄一彳〕牽道ミチクラヘ

〔易林本節用集言辭美〕八道行成ミチユキブリ梵網經

古事類苑

遊戲部四

小弓 雀小弓 併入

名稱

小弓ハ、古ク高貴ノ間ニ翫バレタル遊戲ニシテ、毎ニ小弓會アリキ、

雀小弓ハ、雀ヲ糸ニテ括リ、小弓ヲ以テ之ヲ射ル、中テタル者ハ、其雀ヲ得ルナリ、

破魔弓ハ、正月小兒小弓ヲ以テ的ヲ射ル戲ナリ、後ニハ射ル事ハ廢レテ、年始ノ祝儀ニノミ用キタリ、原ト厭勝ノ爲ニ行フ所ナリト云フ、

〔增補下學集 下二 器財〕小弓コユミ

〔書言字考節用集 七 器財〕弰コユミ 小弓 同

〔倭訓栞 中編 八 古〕こゆみ 弰をいふ、小弓と字彙又東鑑に見ゆ、源氏枕草紙などにも見ゆ、雀小弓ともいへり、

〔貞丈雜記 十 弓矢〕一小弓と云物は武器にはあらず、楊弓などの如くたはぶれのもてあそび物也、

〔改正月令博物筌 三月〕小弓引 昔内裏にて此事あり、地下にも春の遊びとす、

〔夫木和歌抄 三十二 弓〕寶治二年百首　西行上人

ゑのためてすゞめ弓はるをのわらはひたひゑぼしのほしげなるかな

〔嬉遊笑覽 四 雜伎〕雀とは物の小きをいふ、草木の名などにも小なるを雀といひ、是に對して大なるを鳥といふ、此義にて小弓を雀弓ともいひしなるべし、

手法

〔小弓肝要抄〕一時節事

嗜此道之家、不嫌時剋、雖致稽古、以春被賞翫者也、おほかた日うらゝかに、風しづかならば、可成其興也、但ものゝしむ事は晩景也、仍賞之、凡季節事、夏は炎暑も難堪、又弓のためにべくつろぎて、弓をはる事不任意之間、其興少、多又風はげしくて、或的をうらがへし、或矢を吹いたましむる間、其興みだれてしまます、極熱聊寒共以不宜、秋は又弓のため被浸霧露事あり、能々可斟酌者也、仍以春被賞也、

一装束事

色ふし只如常、装束こはく、頸紙つまりてさゝうる事ある時は、おもひの外に矢はづるゝなり、されば装束たをやかに、頸かみひきく、さはる所なくしたゝむべき也、

一體拜事

立左膝、持押手之臂、懸手者右のほう下くちわきに引つくる也、然者弓の弦眉の間にあたる也、乙矢を右の手に拳持也、但隨座敷斟酌也、凡小弓のうけたるといふは、こぶしの上、手のくびにあるべし、又うちあげに兩説あり、一には膝の上にをきたるひぢをはなたずして、うちあぐる事あり、家時卿はひざの上の臂をはなたず、其即は居長はひきく膝はたかゝりしゆへ也、予（〇〇原脱）はひぢをはなちてうちあぐる也、古の上手皆如此、覺ところさらに無異矢、但家時卿弓の體たくみ也き、予が弓に達する所たゞうちあげばかり也、末代此道の好士傳聞彼卿之體拜可覺也、又弓を取り矢をはぐる事最用也、可專其體、其故は五番の體の中には、弓つよく體拜すぐれたる事を、第一第二にたてたり、あたる事は第三也、然者則可執和容歟、凡此義不相應者、縱矢數あたるとも小弓にあるべからず、隨其かたち不相叶者、矢數あるべからず、能々可調者也、

一持弓矢出其砌事

小弓例

分持弓矢於左右事雖有一說、あまりに事麗見也、弓矢具持右手宜也、猶可用之、

一可致稽古事

大的にのみむかひて向小的之時者、以外に相違あるなり、然者常可取替大少也、稽古之間不捨心、雖爲一矢可執者也、又不向的致稽古事有之也、向的引弓之時、只志放不知身體拜、然者雖不向的引弓、正射體向的之時、自然浮面影、體拜もよく、又矢數もあるなり、稽古の手意可進之、

一分中的事

第一大事在之、只至極ひかうべきもの也、弓を的にをしあつるは、あしまかなひ、〇ひ恐有誤脫あしまかな次此拳は的のいづくの程にあたりたるぞとまぼり、さて小眼に分縮てこぶらのくろむところを放也、如此相應而中を上手とは名也、但不及善惡分別、自矢數ある射手ありといふも迷矢也、始終中事あるべからす〇す恐衍字ざる者なり、されば能々ひかへて可放者也、弓の引放なるは病也、譬欲治病不待療治、如死也、關寸分も無違放にはづるゝ事不可有者也、家はひろしといへども、家主の寢所は一間也、的は雖大、上手の矢所は三寸內也、自然雖有相違、無出七八寸之外、如此稽古拔群之後、至于上手之位也、うちまかせて世間の人、但雖翫之、不入稽古道之間、上手出來事無之也、

一夜弓事

夜弓といふは、聊も的みゆる程は非夜弓、全分暗時の事也、初心の程は、的をみ出てこぶしをあてんともとむる僻事也、こゝのまかなひをもちて的を察する也、されば拔群之後は、弓をうちあげてをしあつれば、拳の前に的は出現する也、稽古不至者、其事不可叶者也、

〔西宮記正月下〕殿上賭弓

延喜二年閏〇月廿九日、射場有小弓、左大臣取弓參入、侍臣射、藏司進懸酒肴花葉縒、前後書別、比御息所懸女裝束、大臣中科、源更衣獻物、

〔古今著聞集 九 弓箭〕延長五年四月十日、彈正親王内裏にて小弓のまけわざせさせ給ける、酒肴などはて、夕べになりて、淸凉殿の東の廂にて又小弓有けり、前には彈正親王、重明、のちには三品親王、淸貫民部卿、此外の人々も仕けり、女裝束一かさねかけ物に出されたりけるを、彈正親王の宮とり給ひにけり、勝方の拜など有けりとかや、そのまけわざは廿三日にこそし給けれ、

〔日本紀略 二 朱雀〕承平六年三月十三日壬寅、於飛香舍、有小弓結番事、

〔西宮記 正月 下〕殿上賭弓

康和二年七月九日、致平親王供小弓負態、天皇御出殿上、公卿候、献物立小庭、（舞ノ名付二御厨子所一）給禄、（納言白掛、伊尹羽）依仰唱、四年九月小弓負態、御物忌、於東又廂献物、（矢ノ名付二御厨子所一、大射成居云々、）

〔蜻蛉日記 中之上〕なかのとをか月〇三のほどに、この人々かたわきて、こゆみのことせむとす、かたみにいでゐるとぞ、しさわぐまりへのかたのかぎりこゝにあつまりてなすひ、女ばうにかけ物こひたれば、さるべき物やたちまちにおぼえざりけむ、わびざれにあをきかみを、やなぎの枝にむすびつけたり、

　山風のまつよりふけばこの春のやなぎの糸はまりへにぞよる

かへしくち〳〵またると、わする、ほどおしはからなむ、ひとつはかくぞある、

　かず〳〵にきみがたよりてひくなれば柳のまゆも今ぞひらくる

〔蜻蛉日記 下之中〕二月十五日に、院のこゆみはじまりて、いでゐなどの、しる、まへしりへわきてさうぞげば、そのこと大夫により、とかうものす、その日になりて、かんだちめあまたことしやむごとなかりけり、こゆみおもひあなづりて、ねんせざりけるを、いかならむとおもひたれば、さいそにはいでてもろやしつ、つぎ〳〵あまたのかず、このやになんさしてかちぬるなどの、しる、さて、又二三日すぎて、大夫のちのもろや、はかなしかりしかな、どあれば、ましてわれも、〇下略

〔新拾遺和歌集雜十九〕右近大將道綱家に、人々小弓いて遊びける時、まかり侍らで申つかはしける、

贈法印慈應

あづさ弓いてもかひなき身にしあればけふのまとゐにはづれぬるかな

返し　道命法師

あづさゆみ君しまとゐにたぐはねばともはなれたる心ちこそすれ

〔左經記〕萬壽三年二月十三日庚申、今朝御物忌也、依レ有二御庚申事一、夜部有レ召參入、及レ曉內藏寮、飯酒羞二殿上一、次有レ召侍從參二御前一、先別二前後一小弓、次御遊、次內藏寮進二碁手錢一、(御料侍從料之)

〔榮花物語三十一殿上の花見〕一品宮(章子内親王○後一條皇女)はあけくれめかれずかしづき奉らせ給ひて、御對面などあるべしとあれど、一品にならせ給ぬるはかたじけなし、御みづらなどゆはせ給ふて、のぼらせたまはんとてとゞまりぬ、なべてならずいみじくもてかしづき聞えさせ給、殿上人朝夕にまゐりまかで、まりけ小弓いなど、をかしく遊びあへり、

〔古今著聞集九弓箭〕長曆二年三月十七日、殿上人十餘人野の宮へ參りたりけるに、御殿の東庭に疊を敷て小弓の會有けり、又蹴鞠も有けり、夕に及て膳をすゝめられける間、簾中より管絃の御調度を出されたりければ、則絲竹雜藝の興も有けり、又和歌も有けるとかや、むかしはかく期せざる事もやさしく面白事常の事なりけり、いみじかりける世なり、

〔經信卿記〕承曆五年三月七日、小弓合、左右方人定事、(前方會二東三條一、合舞龍王、次出二河原一、有二奉幣事一云々、後方會二六條一事云々、)

〔中右記〕寬治三年二月卅日、殿上小弓合方人被二相分一、　三月四日、小弓合左方事始、　七日、右方事始、　廿六日、有二殿上小弓合一、

〔百練抄五堀河〕寬治三年三月廿六日、殿上小弓合、

〔本朝世紀〕康和元年三月廿八日辛未、於二內裏一有二蹴鞠小弓之興一、

〔百練抄五堀河〕長治二年二月十二日、仙洞有小弓會、

〔中右記〕長治二年二月十三日、後聞、今日候院北面人々、相分有小弓合與、講筵了後、於北御所北壹方、御覽、左右方念人射手皆布衣、(裝束如花云々) 射手(左、左少將通季、參河守伊通、越後守顯輔、丹波守仲章、備前守宗章、右、右少將信通、左中將俊忠、左少將實隆、丹後守家保、散位家時、) 三度左多勝、懸物檀紙十帖、從御前被下、 籌刺(左、上野守季安、右、上野前司邦宗、) 的付(左、伊賀守季清、右、散位隆忠、) 左方、頭伊豫守國明朝臣、右方、頭尾張守長實朝臣、兼日七八日以前脇取、不論君達諸大夫、只依北面人許者、講筵之後參入、公卿七八人許有召、小弓合間候御前、(內大臣以下云々)

〔殿暦〕長治二年閏二月三日辛未、辰刻許參御前、於宮御方有小弓、申刻許退出了、 九日丁丑、今夜內內寄々小弓事云々、兵衞佐宗能無懸物云々、仍送鞠、

天永二年二月十四日丁未、辰剋許參鳥羽殿、(直衣) 中納言相具、寢殿南庇にて主上(○鳥羽) 有小弓事、余(○藤原忠實) 又同、上皇(○白河) 同御、中納言同候、

〔續世繼五濱千鳥〕う月の比、帝(○崇德) 宮の御かたに、こ弓の御あそびに、殿上人かたわかちて、かけ物などいだされ侍りけるに、あふぎかみをさうしのうたにつくりて、歌かきつけられたりけり、そのうたは、

　これをみておもひもいでよ濱千鳥跡なきあとを尋けりとは、と侍りける、返し、公行の宰相右中辨とて、おはせしぞ志給ひける、

　はま千鳥跡なきあとを思ひいでてたづねけりとも今日こそはしれ、とぞうけ給りし、歌は殿(○法性寺) のよませ給へるにや侍けん、拾遺抄に侍るをの、宮の大臣の古事思ひいでられて、いとやさしくこそきこえ侍しか、

〔長秋記〕長承二年四月七日壬辰、師仲依召參內裏、小弓會、(中宮御方) 入夜歸、

保延元年六月七日己酉、有異巻小弓會、御所被儲懸泉云々、主上(○崇德) 與師仲合射小弓給云々、入夜

還御、上皇〇鳥羽又還御、御儲御膳幷御扇等被進送云々、

〔平家物語九〕小朝拜

平家はさぬきの國八島のいそにおくりむかへて、年の始〇壽永三年正月なれ共、元日元三のぎしき事よろしからず、〇中略花のあした月の夜、詩歌、くはんげん、まり、小弓、扇合、ゑ合、草づくし、虫づくし、さまざまけう有し事共思ひ出かたりつゞけて、永き日をくらしかね給ふぞ哀なる、

〔玉海〕建久三年八月廿八日、余〇藤原兼實參內、朝座行道之間也、〇中略事了參御前、有小弓沙汰、暫伺候退出了、

〔明月記〕正治二年二月五日、院御讀經僧達上北面輩、依小弓興舞狂云々、

〔義經記七〕へいせんじ御見物の事

辨慶ばかりまかり候はんとて、おひとつてひつかけて、たゞひとり行ける、とがしが城をみれば、三月三日の事なれば、かたはらにまり小弓のあそび、かたはらに鳥あはせ、又くはんげんさかもりと打みえて、酒にゑひたる所もあり、

〔吾妻鏡二十四〕承久二年五月廿日甲戌、右京兆、相州前武州會合于大官令禪門亭、有小弓會云々、

〔明月記〕貞永二年〇天福元年正月十一日丙辰、今日院御所小弓云々、　十二日丁巳、昨日小弓東馬場殿庭、內府大資季朝臣、家定朝臣、家任朝臣、實清朝臣、行將見證、以孔子賦分左右、勝方左隆親卿、基氏卿、御讓位以後入番常參資季朝臣、家定朝臣、家任朝臣、實清朝臣、行綱、北面業時、負方具實卿、爲家卿、光俊卿、成實卿、有資、資隆朝臣、親氏朝臣、博輔、繁茂、

〔看聞日記〕應永廿五年二月廿八日、東庭築花壇栽草花、又南庭搆小弓場、則雀小弓射之、菊第預置小弓二張召寄、　三月一日、雀小弓張行、出懸物射之、予〇後崇光三位重有朝臣、長資朝臣、阿賀丸、地下康知、良村、善國等射之、　十一日、有小弓會、三位以下候、勝負一瓶也、　廿三日、有小弓會、七所勝負也、懸物出之、三位勝小一獻、爲順役、三位申沙汰、　四月十五日、小弓張行申、三位射之時的中否、壽藏主諍之、

負態酒海云々、兩度三品射中勝了、壽蔵主負態中沙汰云々、逸興也、長資朝臣爲順頭懸物出之、（略明）予、三位勝取之、抑錢懸物事、賭弓之時錢を被出定法也、非見苦事、　五月一日、於殿上前射小弓、懸物三位出之、此間順頭也、於田向可射百手之由有增、　二日、射小弓、明日百手事治定、一獻等三位ニ申付了、　三日、雨降、百手會延引、而晡時屬晴、可有百手之由、三品申之間、田向ニ行、先有一獻、次射百手、中央雨灑、其間又一獻、雨晴、又射卅餘度了、又一獻、及昏黑之間、的場立燈燭、射手前供奉從人夜小雨降、然而猶射、亥剋百手射了、又兩三獻、懸物錢負衆出之、三位一勝也、一獻予沙汰也、而三位重有、長資朝臣、地下隆中沙汰、及數獻、深更歸了、射手人數、予、椎野、三位重有、長資等朝臣、地下行光、禪啓、俊阿、廣時、良村、有善、善祐等也、弓場東向懸壺也、堂上自內射之、地下候庭上、

用具

〔管見記〕永享五年後七月三日、殘暑以外也、冷然之餘、寢殿南面構小弓場射之、發閑情者也、　八月二日、勝寳院來臨、有小弓、　四日、勝寳院光臨、有手分弓、終日鬪雌雄、頗以逸興也、

嘉吉三年六月五日、今日小弓場拵之、　七日、有小弓百矢謝之、（○射謝恐譲）

〔續史愚抄後桃園〕安永四年二月二日庚辰、於院（外御座）有小弓、關白（內前）權中納言紀光已下三人祗候、

〔小弓肝要抄〕一矢羽可依人事

後鳥羽院御代者、以雉羽被賞翫之、當代無此儀、凡鷹羽鷲羽之色々、或上首或堪能、就羽之善惡被用之、頗仰上戴者也、雖往古之例有之、

一弓懸事

錦革可有斟酌者歟、又兩方のきりくちをまとひ縫也、又縫目にふせぐみをする事もあるなり、

一弓籐事

村籐小足籐常用之、繁籐二所籐於小弓不庶幾、家時卿はつねにつくりたる籐を本末弓備の上下にまきたるを賞用之、但好士所用心之也、

一弓袋事

錦革　紫革　藍革　なめし等也、うらは生の絹なり、縫目にふせぐみをすゑなり、

一矢立事

唐木紫檀花梨　梅　朴　黒柿等也、隨二好士之所一レ意可レ用レ之、

一的寸法繪樣事

式的は一尺八寸也、但往古繪樣は一尺七寸六分也、其外或一尺、或六寸也、家時卿內々は常用二三寸一云々、用二小向一大者安平なる故也、されば內々はいかにも可レ用二小的一也、總式的九十九の射手自然雖レ有レ之、六寸的の十矢難レ有者也、矢數之至極也、家時卿手盛などにこそ、四五度五々度までも十矢ありしが、最大事の物也、又的のさねは椙の板也、いたうすきはをとのわろきなり、すこしあつきがよき也、はる事晴時は唐紙のきらがみなどにてはるべし、つりをよこなは藍革を細くきりてつくる也、又竹を輪にしてはる事、近代常用レ之、無二其難一者也、○中略

一弓場事

十丈に的を立て、後を二尺五寸のけて布答をば可レ立也、うちまかせて人の十丈五尺と申はひが事也、垜を十丈五尺にはつくゝ也、的答の寸法は的より上五寸、兩方のそは各二寸七分、下二寸五分をすかす也、下の横貫の竹より下をば隨二座敷高下一可二相計一也、的の答は竹にてひらくまろやうに削候也、晴時はなめしにてぬいくゝむ也、又十丈を打定之時、地形高下有て、丈尺にてうつ事かなはざる時には、十丈の繩をもちて引渡無二相違一者也、

一布答事

高四尺八寸、廣五尺八寸、布六のをたくぬいにしておりかへして、ぬいめをすそになす也、文をつけて染用事在レ之、思々の事也、但裏はゑろかるべし、夜弓の時、うちかへす事有レ之、又白て用レ之常事

也、又布の細帶は矢通也、中へおりいれて三重にする也、たゞいたくはそくうすからぬよき物也、けしやう革、おもてはなめし、うらは赤なめしたるべし、第二表は藍革、裏は赤革也、革の廣さ一寸二分、長さ六寸五分、又つらぬきをば布答にぬいく、みてはたかたよりかくるなり、又つらぬきをば略して、よこ答に布答をいる、事在之、異說也、

一作弓事

强弓は竹五重合、中は四重、弱弓は三重也、性吉竹無村削て、がむぎにてすりこそげて、にべをかきて打なり、後竹の弓欄のまはりに節をあてず、又ふしのちかきは惡也、後竹に節三に不可過、凡後竹は弓の命なり、きはめてねばく、性吉竹を可打也、大方前後中へまで節を一所にあて、され打て後、所三日は日にあつれば、組くつろぎ針自然拔也、其時針をもぬき、組をもときて後も、猶一日など日にあて、火の上にたかくつりて、煙にあつるなり、十四五日廿日を經てこきたるなり、但卒爾に一束にこきたてつれば、弓の心地をこしらへころす也、漸々にこきたてつればそりけるす矢心地もよき也、又强顏不落居、やがて不可引、經一日後可引試也、如此事入稽古之後得其意者也、長四尺一寸也、此内（上筈一寸、下筈五分、）弓欄高で（下筈よりゆづるの上のはづれ、一尺五寸也、但弓によるべし、）弓欄廣也、（二寸一分也、但[illegible]間[illegible]まかのにすこしみじかくみゆる也、可得其意也、）

一弦筈絹事

弓の力によりてふとさほそさは支合すべし、あひ弦にて矢心ちはよき也、のがけのいと上一寸七分、下一寸五分、筈絹は白可用也、さぐりのいと三寸三分、矢より上一寸五分、一寸八分也、

一括矢事

筈太細者、可依弓之强弱也、但不依弓力、依人好用太細事有之、能ためこしらへて赤漆にぬるなり、二はけぬりたるよき也、寸法長一尺七寸一分、筈頭八分六毫、此内（筈一分、但はずすより上也、毫とは一分を十にわりたる一也、）

箬卷七毫 羽付二分二毫 羽長二寸六分五毫 元卷四分五毫 履卷一寸五毫 各漆をさしたてたる定也、くすね糸三分 但自往古所用來之弓、本様矢引懸的繪様此定也、今も用之、爲不所持者所注之也、又銀箬角箬在之、雖庶幾強弓は箬こらへず、つゐにそんずる間用之也、

〔百錬抄一〕一半弓の握皮の木は、にはとこのかわ也、

〔蜻蛉日記上之上〕十日ばかりありてふみあり、なにくれといひて、帳のはしらにゆひつけたりしこゆみのやとりてとあれば、これぞありけるかしとおもひてときおろして、

おもひいづるときもあらじとおもへとてやといふにこそおどろかれぬれ、とてやりつ。〇又見後拾遺和歌集

〔今昔物語二十六〕陸奥國府官大夫介子語第五

繼母喜キ物カラ心驕テ居タルニ、此男立出テ見レバ、折シモ同様ニ遊ブ童部モ无テ、此兒小弓胡錄提テ會タリ

〔續世繼七紫の由緒〕このおほいまうち君〇源雅實おこり心ちわづらひ給けるに、白川院より平等院の僧正〇行尊をつかはして祈せ給けるに、おこたりたるふせに、馬を引給ける、大方云しらぬ、あくめになん侍ければ、院聞しめして、吾こそふせもうべけれと、もりしげと云しをつかはして仰られければ、有難物參らせんとて、武藏の大德隆頼がつくりたるこゆみの、ゆづかのしもひとひねりしたるを取出て、うるしのきらめきたるさしてすりまはして、にしきのゆづる取捨て、みちのくにがみして引卷て、にしきの袋にも入ず、唯みちのくにがみにつゝみて、奉られたりければ、いと珍らしき物なりと、立歸り仰られけるとぞ聞侍りし、

〔金葉和歌集九雜上〕公實卿のもとにまかりたりけるに、侍らざりければ、出居におきたりける小弓を

とりて、さぶらひにこれはおろしつゝとふれていでにけり、かの卿歸りて弓をたづねければ、

時房まうできてとりつと申ければ、おどろきて院の御弓ぞ、とくかへせといひにつかはしたりければ、御弓につけてつかはしける歌、　藤原時房

あづさ弓さこそはそりの高からめはるほどもなくかへるべしやは

〔明月記〕貞永二年〈○天福元年〉正月十一日丙辰、今日院御所小弓云々、〈是實之小弓也、近代往年雖レ有二小弓一、各其物□新出新作物也、非二大弓一非二小弓一、中央物也、今二復舊一、尤可レ謂二尋常之儀一、〉

〔雲州消息上〕請二嚴命一事

藏人少將度々被レ招、是小弓事歟、懸物何珍哉、宴以二枸橼一云々、百發百中之藝、雖レ無二其能一、於レ決二雌雄一何憚之有乎、一日以二的爲一レ皮、御和讒也、明朝於二右大將軍幕下一、可レ企二往遊一之由、源少納言所レ被レ示也、被レ擇二射的之輩一云々、左、新中將、四位少將、藤少納言、源武衞、藤李部、右、權左中辨、右馬頭源侍從、式部大夫、左金吾校尉等也、念人各五六輩、懸物銀鞍云々、盃盤之設前江州歟、雲客群遊令レ構二故障一、可レ作二絕交論一之由、頭中將所レ被レ定也、努力努力莫レ閉二關戶先生一、悚息謹言、

姑洗日　左衞門佐高階

謹上藤拾遺御閣座右

〔空穗物語樓の上下〕こゆみいたまふ日、大將の君たち、大とのへあまた參りたり、

〔源氏物語三十四若菜〕三月ばかりの空うらゝかなる日、六條院に兵部卿宮衞門督などまゐり給へり、おとゞ出給て御物語などし給、〈○中略〉何わざしてかは、くらすべきなどの給ひて、〈○中略〉いとさうざうしきを、例のこゆみいさせてみるべかりけり、

〔源氏物語三十五若菜下〕殿上ののりゆみ、二月とありしをすぎて、三月はた御き月なれば、口をしと人々思ふに、この院にかゝるまとゐあるべしときゝつたへて、例のつどひ給ふ、左右大將さる御なからひにて參り給へば、すけたちなどいどみかはして、こゆみとの給しかど、かちゆみのすぐれた

る上ずともありければ、召いでていさせ給、

〔源順集〕西宮源大納言、大饗の所に立べき、四尺屏風調せらるゝ、れうの歌、

小弓射る所

春ふかき山にいればや梓弓ふく風にさへ花のちるらん

〔枕草子九〕したりがほなるもの　小弓いるに、かたつかたの人、しはぶきをし、まぎらはしてさはぐに、ねんじて音たかういてあてたるこそ、したりがほなるけしきなれ、

〔枕草子九〕あそびは　こゆみ

〔小弓肝要抄序〕

左近衞權中將藤原朝臣基盛撰

夫以天下自古有嘆名而相對者、所謂文武詩歌管絃蹴鞠小弓等也、皆是治國謀、和民媒也、就中蹴鞠小弓者、朝庭狀觀、臣下遊藝也、爰好蹴鞠家、繼蹤不絕、翫小弓道、偏始廢情、案之蹴鞠堪能之家雖多之、小弓上手九牛一毛也、不可有藝之勝劣、但是成於難歟、近古有侍從三位家時卿、則當家之老哲、此道之達者也、百發能具備、五善之體無缺、不恥上古、當世無雙也、予雖續業於箕裘、恰拙猿臂之射、然且爲忘年之友、日夕成射的之興、矢每離弦、亂不出的、頻爭雌雄、曾未優劣、後嵯峨聖朝、於此藝賞翫之餘、愚臣忝依天命、侍砌下、卽付九十九之果、乍顯拔群之譽、在叡感之寵、數預纏祿、左右驚目、遠近普聞、凡厥物事有式節、小弓道亦宜哉、因茲廣考上古、遍撰家門、集作一卷、聯爲二十篇、名曰小弓肝要抄、庶與廢續今之業傳永世、專爲累葉之龜鑑、而敢不可及外見而已、

〔小弓肝要抄〕右條々大概如此、家時卿談義事共、隨思出所註之也、彼卿常會合して百手を射し時は、五々度ばかりよりは的に二の穴出來き、中なる穴は予〇藤原基盛が矢所也、下なる穴は彼卿が矢所也、彼卿は矢長のひきゝことをのみ執思て、敢矢のさがらんずる事をば不恐、爲至極之達者故也、終矢各二の穴をのみ通之間音なかりき、百手はてゝ後に、彼的をとりよせてみるに、中の黑より

外にば總以無矢目、於今者是ほどの事も可難有とかや、凡彼卿人にかはりたることもありき、第一には矢色なり、たとへば上手の鞠、長は高けれども位昇する事闕也云々、如然矢長ひきくして的をすいよする樣にみえて中き、不思議事也、其時我をも世人相對して申しかども、我身の事は難注之、若累葉中に爲欲嗜此道者、如形所記置也、更に不可有外見、穴賢々々、

○

雀小弓

〔書言字考節用集器財七〕雀小弓（スヽメコユミ）又云雀的、

〔庭訓往來〕春始御祝向貴方先祝申候畢、略○中楊弓、雀小弓勝負、略○中近日打續經營之、

〔庭訓往來抄〕雀小弓トハ殿上人ノ態也、ユミノホコ二尺七寸ナリ、的ヲ四寸ニシテ中ニワリ、五間ロヲイテ射也、

〔倭訓栞前編十二〕すゞめのこゆみ　雀の小弓の義、遊興の具、楊弓の如し、

〔貞丈雜記十弓矢〕雀小弓と云は、生たる雀を糸にてくゝり、つり置て、小き弓矢にて射てあてたるもの、雀をとるたはむれ也、近世迄田舍には有しとぞ、

〔明月記〕建曆三年○建保元年二月十五日、念誦不出行、內裏此間有雀小弓云々、此事不聞事也、雖太兒事如何、

〔後鳥羽院宸記〕建保四年四月廿五日己未、有雀弓會、隨勝負分亂舞、有其興、　廿六日庚申、有雀小弓會、如昨日有亂舞、

〔看聞日記〕應永卅一年三月二日、雀小弓射、予○後崇光若宮、重有朝臣、長資朝臣、慶壽丸等射、若宮箭二的中、初度之間、可有箭關之由面々申間、則有賀酒、逸興也、

〔二水記〕大永七年六月廿六日、午後參內、有御楊弓、百手了、又有雀小弓、當御代初度也、

〔言繼卿記〕大永七年七月十日乙酉、當番之間八過時分參候、禁裏ニ雀小弓御入候、見物仕候、御矢ヲ阿茶茶丸被取候時ニ予取候、予可仕由被仰候間、ソト仕候、　十八年九月廿一日丁亥、禁裏ニ雀小

破魔弓

弓廿度有之、御所作無之、

〔海人藻芥〕諸門跡ノ藝ハ、詩歌茶香ノ會、春ハ雀小弓也、然シテ近代春蓮院尊道親王、理性院僧正宗助、圍碁會張行有之云々不可有事也、東寺ノ門徒殊可斟酌者也、

〔雍州府志七土産〕楊弓〇中略　近世雀小弓亦玩之

〔嬉遊笑覽四雜伎〕雀小弓は雍州府志に、近世亦翫之といひしは、天和年間の事にて、其後すたれたるにや聞えず、

〔書言字考節用集七財〕破魔弓(ハマユミ)年始小兒遊戲具

〔日本歳時記一正月〕年の始に童子の破魔弓とて射るは、治れる世にも武を忘れざる意なるべし、但むかしは射禮とて、正月に内裏にて弓射る事のありしなり、孝德天皇の御宇に、大内にて正月に弓をいさしむといふ事、古き文にも見えたり、かゝる事を下にうけて、いにしへは年のはじめに、年長せる人も弓を射たりしにや、文獻通考日本の部にも、毎至正月一日必射戲すと記せり、

〔四季草一射藝〕はま弓の事

正月男子のもてあそびに、はま弓射る事は、邪鬼を退治するの表相なり、はまとは破魔と書て、魔を破るの義なりといふ説あり、さも有べきやうに聞ゆれども、はまの正說にあらず、はま弓のたはふれ、昔は京にも何方にも有し事なるべけれども、今は絕て、たゞその弓矢を賣り、童のもてあそび物にするのみなり、されども遠國には、其たはふれ今に殘れり、土佐國の人の物語に、土佐國畑といふ所の山中の民家にて、正月に幼童はま弓を射る、的は藁繩を以て作る、其形圓座の如し、徑り壹尺ばかり、其中に徑二三寸の穴あり、是を名付てはまといふ、射手弓矢を持て一列に立並て待時、一方よりかのはまを轉し走らしむるを、各射るなり、はまの穴を射るをあたりとするなり、はま走り終れば、又一方よりまろばし返して各射るなり、はまをまろばす事は、射手の中より、

かはる〳〵出てまろばすなり、是をはまを射るといふ、また大和國吉野郡上市村の人の物語にも、大和にて、はまを射る事右の如し、大和にては、はまころを射るといふ、はまころとは、はまをころばすといふことなるべし、土佐の人大和の人のいふ所同じ趣なり、然ればはまは的の名なり、破魔にはあらずかし、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕はま弓は、はまと弓と二物なり、此ことは先に著しゝ雜考の内にいへり、俗說破魔の字義によりていふは非なり、はまは藁にて造る、それを小弓にて射る戯は、今も田舍にありといへり、〇中略はま弓、はま矢といへども、弓はまといふことは物に見えず、犬筑波、腰な日はくるふ童濱弓を一入下手や削るらん、又佐夜中山集付句みつばよつば作る若殿のはま矢かな、西鶴が、世の人心に、五月の節句に甲、正月に破魔弓進して祝儀とる事もわきまへなく、乳母の奉公になれざるものぞかし、今は乳母よりかゝる物贈ること、江戸にはなし、醒醉笑、いはひすぐるもいなものゝ條、そうりやうの子六歲なり、こ弓にこ矢をとゝのへもたせけるが、元日の朝、矢を一つはなし、傍にいつけ云々、日本歲時記の畫にも、正月こどもの小弓いる處あり、はま弓、今はたゞ祝儀の物たれども、昔は射らるゝやうに造りて賣し也、寬文七年十一月朔日町觸、はま弓結構に致さす、射られ候樣可仕候、但人形作り物、一切可爲無用事、類柑子、いなつかの灯の條、破魔弓の矢筒とゝろはげたるを火吹とし、畫けるまゝの名を松鶴とよぶ云々、これ畫やうはかはらねども、吹竹に用ひしは、今の如く紙のはりぬきにはあらじ、

〔籠の花上〕破魔弓

今正月、わらべのもてあそぶはま弓といへるものは、世諺問答卷の上曰、孝德天皇の御宇に、正月に弓をいさしむ、凡まとは蚩尤の眼と名付て、これをいたましむるなり、[illegible]濱弓は、蚩尤が眼を射る[illegible]なれば、[illegible]破目弓なるべし、[illegible]、今は世にたえて、はまを射るわざ

たえたり、俳諧五節句（貞享五年印本、内田順也作、）曰、吾妻の方の子共、細縄をまろめ玉とし打時に、破魔まいると聲かけ打、破魔矢にて左右に立別れ、玉を射てあたるを勝とす、都にも昔は射たるとなり、大路通者の足もとへ矢を射あつるゆへ、玉は木なり、棒、竹箒、乳切木、ぶりぶりやうの者を持とむるなり、當時破魔有て玉を射ず、毬打も玉をこめるなり、これにてそのおもむきつばらなり、

〔享保集成絲綸錄二十〕慶安元子年十二月

一如ニ例年一正月之破魔弓、はま矢、幷羽子板、金箔、蒔繪、金糸類、少も付申間敷候、勿論商賣物ニも不レ及レ申仕間敷事、〇中略

十二月

〔享保集成絲綸錄十九〕寛文八申年三月

覺〇中略

一金銀之から紙、破魔弓、羽子板、雛の道具五月之甲、金銀之押箔、一圓ニ無用之事、〇中略

右之通、江戸町中へ從ニ町奉行一相觸候間、可レ被レ得ニ其意一候、以上、

三月日

右之貳通、京都、大坂、奈良、堺、伏見、長崎、駿府、山田へも被レ遣之、

〔寶暦集成絲綸錄十七〕寶暦九卯年閏七月

覺

一破魔弓　金銀之箔、幷かな物無用、たんろくえやうにて彩色可レ申候、總體菖蒲甲に可レ准事、〇中略

右之趣候處、近來猥に相成候段相聞候、彌以享保六丑年相觸候通、急度可ニ相守一者也、

閏七月

〔胸算用五〕長久の江戸店

名義

常の賣物店は捨置いて、正月の景色、略○中破魔弓一挺を、小判二兩などにも買ふ人ありけるは、諸大名の子息に限らず、町人までも萬に大氣なる故ぞかし、

楊弓　吹矢 (附入)

楊弓ハ、小弓ノ類ニシテ、初ハ楊ヲ以テ造レリト云フ、或ハ云フ、唐玄宗ノ楊貴妃ガ、未央宮ノ楊ヲ截リテ之ヲ造リシニ起レリト、此技ハ、我國ニテハ應永以後ノ書ニ見エテ、盛ニ宮掖ノ間ニ翫バレ、七夕七遊ノ一タリ、後世專ラ俗間ノ戲トナル、

吹矢ハ矢ヲ筒ニ入レ、口氣ヲ以テ之ヲ吹キ、小鳥等ニ吹キ中ツルモノナリ、

〔運步色葉集〕楊弓(唐玄宗時、楊貴妃始製之、依之曰楊弓也、)

〔增補下學集〕下二器財楊弓(ヤウキウ)小弓也、

〔庭訓往來〕春始御祝向貴方先祝申候畢、略○中楊弓、雀小弓勝負、略○中近日打續經營之、

〔庭訓往來抄〕楊弓ハ公卿ノ御弓也、アブチヲ九ノ杖ニコシラヘテ、廣緣ナドニテ射也、ユンホコハ三尺六寸也、

〔易林本節用集〕器財也楊弓(ヤウキウ)

〔楊弓射禮蓬矢抄〕序夫楊弓之濫觴者、貴妃實始之、明皇寵明妃長生私言、誓曰、在天願爲比翼鳥、在地願爲連理枝、可謂漆膠交、于造次、于顚沛、事勝遊而盡善盡美、於是截未央楊柳削弓、折太液芙蓉爲矢、矢羽嗜々相似比翼鳥、弓弦切々恰如連理枝、古今風流美談也、爾來傳楊弓於吾本朝、以射者多、略○下

〔嬉遊笑覽〕四雜伎安齋云、楊弓其始をしらず、本は小童の楊の枝を弓に作て、もてあそびとせしより起りたることなどにやといへり、かくいひては雀弓と異なることなし、按るに、養由基の楊の葉

を射たりと云傳ふる事によりて、さゝやかなる的矢なれば、楊弓とはいふなるべし、〇中略其起原は唐玄宗に始れるよしいへるは取にたらず、

〔本朝世事談綺三器財〕楊弓

芝撮（しばつまみ） かの五郎末碩〇兩人並元祿時代人、楊弓名手、がなす所也、矢をつまむに、食指を曲て撮むに、芝撮は食指を伸てつまむ也、矢のぬけ心よしと專倣ふ、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡矢數者以二射、從中古爲四、是表四季、以五十度爲百手也、

凡雖中的、有朔聲之時不用之、

凡矯矢卒發、過一間則不能射改、不過六尺則再令射之、以之爲常法、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓射樣の事

抑楊弓の射やういろ〳〵ありといへども、習なくして射るときは、たとひ矢數おほく中るとも、金貝の射手常住金貝ならず、泥書の射手常住泥書ならず、席毎に不同ありて、終には矢數おちて、朱書もならず、是習得ざるがゆへ也、能ならひ得て射こむときは、常住さだまりて矢數おつることなし、他流はしらず、予〇今中略が流といふは、先弓矢の拵やうに口傳あり、一々道理をせめて造れり、扨楊弓を射るに第一心持あり、假にも散亂の心あるときは、中ることなし、心を鎭め氣を煉して、他へ心氣をうつさず、一念に一矢一矢を大事にすべし、一度のうち一矢はづるゝは、わづかのやうなれども、百手にかさなる時は、大きなる違となる、先左の膝を的のとをりにむかはせ、右の膝を朔の左の足のとをりにむかふと心得べし、弓をとり矢を番るにも、心しづかにして、つまみの所、百手ともにおなじやうにつまむべし、押手のかた、左の大指を朔の右のかどへかけ、左へ押出すやうにすべし、左の人差指を朔にのせて矢臺にすべし、是を指臺といふ、殘り三つの指はうきものにて、すこしもりきむべからず、右の付人々の勝手ありといへども、先は親指を右の鼻

楊弓例

の穴へ入、はなのへだてへ親指の頭をあて、、是を定規とすべし、矢をはげ躰の上にて一はいに引つめ、すこし間をあらせて、打上て覘ふべし、的をねらふにいろ／＼あれども、的の上ぶち下ぶちなどねらふはあしき事也、的と垜の横木との間にてねらひをさだむべし、いづかたをねらふとさだめずして、空なるところをねらふといふ事、是大事のならひ也、總じて早氣は弓の病にして、早氣の分はみな中らず、もしあたるともまぐりあたり也、隨分たもちてよくねらひ、矢つぼさだまりたる時、押手と付と張合せて放す時は、あたらずといふ事なし、一度に矢四本あり、一の矢射るに、殘りいまだ三本あるとのたのみにて、麁末の心あり、一矢一矢を大切にして射るべし、右大概のをしへ也、くはしき事は書面にしるしがたし、口授ならではつたへがたし、よく／＼工夫あるべし、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡射場者、以七間間半爲定數、演家本朝之流例也、

凡切穴者、於中人懸十錢、朝廷之於宴實者、以於洲賀錢〇五 爲賭、雖入穴令抽者爲一矢、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕道具の事

一鏇穴　あてたる人に括を渡す、もし穴に入といふ共、抽るときは一ッあたりになる也、射抽は各別也、

〔雍州府志七 土産〕楊弓〇中略 凡矢二本稱一手、二百本謂百手、〇中略 凡射者座、去垜七間半也、

〔和漢三才圖會十七 嬉戲〕楊弓〇中略

垜與席相去七間半、毎以五矢決勝負、二百矢謂百手、百手內五十矢以上中的者爲朱書、百矢以上爲泥書、百五十以上爲金書、百手悉中者爲皆矢、最希有也、

〔薩戒記〕應永卅三年三月六日庚子、晚來向中御門宰相亭、有楊弓興、入夜歸家、

〔親長卿記〕文明十二年七月七日、今日有七種事、

一鞠　一楊弓　一樂　一郢曲（依人々故障無之、俄改圍碁了、）　一和漢（五十韻）　一和歌（○註略）　一七盃飲（○中略）　酒畢、又有楊弓碁鞠等、依乘興也、

〔宣胤卿記〕永正十四年十月廿七日、中納言方人々來、楊弓云々、　十五年七月七日、今日內裏和歌、題月前望二星、詩題禁庭巧夕、宣秀卿兩席共詠進之、各不持參、內々付甘露寺大納言、余得度以後不詠進也、御人數者、御月次衆許也、（及夜有御樂）又於此亭（大納言）七種法樂、左金吾、（同中將基規朝臣）四條、山科左少以下來、和歌連歌一折、楊弓鞠花酒（七瓶）臺麪等也、

〔二水記〕大永六年十一月一日庚辰、午時參內、有御楊弓、入夜御盃儀如恒、

〔大館常興日記〕天文九年七月廿日、以晴光內々被尋下、今日近衛殿、大覺寺殿など御參、右京兆も祇候、御楊弓一獻在之、○中略　昨日御楊弓一獻及深更云々、佐退出夜半過也云々、今日御人數、公方樣（○足利義輝）近衛殿、大覺寺殿、一乘院殿、久我殿、藤中納言殿、右京大夫殿、其外御供衆少々、巳下又進藤筑後も同御人數也云々、　廿一日、昨日御楊弓御矢、公方樣近衛殿御矢をば祐阿給之云々、其外御人數矢をば歲阿松阿給之云々、奏者松平也、　九月廿三日、佐攝州、豆州、及夜陰重而各來臨、子細者、今日於勢州陽弓の會候に、朝倉右衛門大夫入道同參會候、就其本鄉常州も其人數候て遊ゑん也、其樣體共御耳に入て、本鄉常陸介事生涯させられ候べき段被仰出之、まい〳〵上意之趣、委細存知、如此働一段曲事由仰也、次伊勢守事も、朝倉右衛門大夫如此參會、種々儀曲事候間御ぎせつ也、但伊勢守事は、かねて不被仰聞候條、さも候べき歟、然共上意分は、其隱あるまじき事にて候處、如此段曲事之由仰也云々、次本鄉常州は、今夜ちくてん也、

〔親俊日記〕天文十一年六月十日己丑、貴殿近衛殿へ御出之、終日御楊弓、　廿八日丁未、藤中納言殿楊弓、貴殿御出之、　七月朔日己酉、貴殿無御出仕也、藤中納言殿御出楊弓在之、　二日庚戌粟津修理楊弓砌御酒まいらする、貴殿御長太刀被遣之、　廿四日壬申、朽木殿楊引、粥在之、　八月八日乙

酉、大智院興禪軒楊弓在之、　九日丁亥、楊弓貴殿在之、　十三日辛卯、藤中納言殿楊弓在之、　十四日壬辰、於興禪軒三淵殿楊弓興行、在粥、　九月十九日丙寅、貴殿楊弓在之、

〔言繼卿記〕天文十五年三月九日丙寅、禁裏御楊弓有之間、四時分參內、御人數曼殊院宮、十一勸修寺大納言、廿二權大納言、十二予、十三四辻中納言、十三永相十六大一等也、百手有之、萬里小路中納言祗候見物也、高倉數取、矢取阿古丸、坊城俊慶源爲仲等也、　十八年八月四日辛丑、竹內殿御楊弓七十五度有之、御人數如一昨日、一盞有之、杉原七枚勝六十　八日乙巳、禁裏御楊弓有之、先御雜談暫有之、次御楊弓五十五度有之、六十一枚勝了、七時分御小旗有之、御人數御矢、大一廿四曼殊院宮、廿八予、大一廿四四辻中納言、大一廿四新中納言廿一等也、御矢取鶴壽丸、基孝朝臣兩人也、御用心之時分候間、其間ニ御添番ニ祗候、當番衆新中納言基孝朝臣也、御添番予、鶴壽丸、重保朝臣等也、　十九年三月廿六日庚寅、正親町一品禪門楊弓之由被申送之間罷向、六十五度有之、人數亭主、廿二中山、五予、廿七四辻、廿七中御門、三滋野井、大一廿四甘露寺、六牧雲大一十四等也、先一盞有之、後ニ白粥有之、申下刻歸宅、予輸懸四十二勝了、

十月八日戊辰、禁裏御楊弓有之、四十三度有之、御懸物可持參之由有之間、牛黃圓一貝持參、御人數、御矢、廿勸修寺大納言、廿予、十七四辻中納言、大一十五新中納言、九重保朝臣、十三永相朝臣八等也、御懸物新中納言拜領也、杉原十帖御香一筋也、勸修寺二人之分茶(碗)垸(右佐)杉原一帖被取之、予杉原二帖取之、右衞門佐香(勸下)薷牛黃圓取之了、於清涼殿有之、小旗如常、及黃昏退出了、四十七枚勝了、

〔晴豐記〕天正十八年六月九日、禁裏にて御楊弓參候へば、くわんらん相煩不出申也、　十九年三月八日、禁裏御楊弓にまこう申候、　九日、御楊弓十五人にてあそばし候、百手ニ予卅五かき也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年十一月五日、御やうきうあり、おとこたちもまこう、

〔獨歩集十七〕近年〇寛永十年頃の聞書　世上に楊弓のはやりはんべりければ

楊弓の下手の座數や夏ごたつ

賭物

〔續史愚抄 後柏原〕安永三年八月十日辛卯、於院有楊弓、御外也、關白近衞內前○巳下上達部殿上人等四五人參仕、權中納言紀光柳原○爲人數、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡賭者檀紙、椙原、短尺、孔方兄等也、以一鏹云餓鬼、以二鏹爲地、以三鏹名山、呼五鏹號於洲賀、十鏹云括、二十鏹爲草冠、以百云牛、是古今之世說也、

〔本朝世事談綺 三雜藝〕楊弓

賭に一鏹を紅白の紙に包し也、是を字と云、近年は素字とて裸鏹を用ゆ、美麗の業も世くだりていやしくなれり、

〔幽遠隨筆 坤〕投壺記

楊弓や其始唐帝貴妃の戯におこり、未央の柳を弓とし、太液の芙蓉を矢になづらへ、矢の羽の飛を比翼の鳥にかたどり、弓の弦のつらなれる連理の枝にたぐふ、然れども我國に來りていまだ宴席に翫ぶ事を聞ず、只賭を爭ひ、玄かも一鏹に餓鬼の名あつて、百鏹に牛の異名あり、殆博に近きの譏をのがれず、

結改

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕結改之事

一結改は、大前よりまはしはじむる也、百手の間五度づゝにて結改かはる、五人よりうへの乳母は鬮乳母なり、うしろにて結改とり納めのものおなじ紋の鬮二本あらば、落乳母といふ也、たとへば松と竹との紋あらば、いづれにても乳母といふべし、結改かはりの時、筒あるかたにて鬮をあつめ、筒に入鳴し、後より二結改目よりまはす也、のちも段々おなじ儀也、

一まはし結改とも、まはり乳母ともいふことあり、三人の時ある事也、結改まはすにおよばず、初度大前の者、乳母誰と名のれば、殘り二人は組誰々と名のる、尤五度づゝにてかはる、但六度目より十度まては中の者、乳母誰と名のる、前後の者又組誰々と名のる、十一度目には、うしろの者、乳

母となのり、前二人組譃となのる、如此五十度が間、段々乳母を遁す也、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡圖者文字或繪等爲驗、取圖時以不合爲乳母、乳母之矢、中時以二矢算之、又乳母不中之時出鬮二分也、又號笠者、同圖之時一人中之時、同圖雖不中免取鬮、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡乳母之號者、童子之乳母之儀也、乳母者依撫姪弃寡也、仍似鰥寡號乳母、又指之號呼下品乳母云、指之故、

〔本朝世事談綺三器〕楊弓

結改一表、矢員二百本也、中所五十本以上は朱書、百本以上は泥書、百五十本以上金貝、百八十以上大金貝と云、

〔東都歲事記二月五〕廿五日、楊弓結改(クツカイ)總會、(古板番付に作るは非なり、結改とは鬮を結び改るの謂なり、則百手の内五度ヅヽ十度結び改る故なり、五月と九月の廿五日、年に二度興行す、山の手一の鬮は、山王實藏院に會し、下まちの鬮は、兩國回向院に集り、鬮の者を爭ひ、勝れたるを定て江戸一と稱す、結改一會矢員二百本なり、中る所五十本以上は朱書、百本以上は泥書、百五十本以上は金貝、百八十本以上は大金貝といふ、其作法委しくは貞享五年刊する所の今井一中が作の楊弓射禮書を見て知るべし、この書は天文十八年[illegible]作の楊弓射禮蓬矢抄といへるに註解を加へ、ことごとしく書つらねたる物也、)

〔東都歲事記三月九〕廿五日、楊弓結改(クツカイ)の總會五月に同じ、

名人

〔本朝世事談綺三器〕楊弓

近年みやこ一中此道を得たり、一表二百本のこらず的中したりと云、此もの楊弓の書を編す、元祿の頃、芝に五郎、未碩と云兩人の者、そのころの上手にて、百八十四五の矢員、江戸中結改場の看板に記し、無雙の上手といへり、頃年は百八十四五は常の事にして、百九十四五、あるひは七八におよぶ、しばらくのほどに、世人かくは上手になれり、

〔嬉遊笑覽六上書畫〕都一中、○中略一中は上るりの外に楊弓の名手にて、一表二百のこらず的中したりとかや、されば一中といふ名は、もと楊弓のかたに付たる名なるべし、

〔槐記〕享保十一年八月廿五日夕參候、世ニ楊弓ホド、カハリタル藝ハナシ、何ノ藝モ同ジコトナレドモ、器用ナル人ハ、朱引カナガヒ、程ナク長ゼルガ、若シオツルモノ也、御前〇近衛家熙ニハ、若キ御時、此藝ヲ遊バセシガ、今ニテハ、六七年モ御ステナサレテ、弓トラレシコトモナシ、凡御學ビナサレシ、御手跡御畫ヲ初トシテ、御楊弓ホドナレバ、世上ニ推出シテ、耻カシカラヌホドナリ、六七年モ遊バサネドモ、イデ今日アソバシタリトモ、古ヘニサマデ劣ルマジト思シ召也、コレニハ殊ニ譯ケアルコト也、世上ニ、射ハジメカラ、器用ニテ中ル人ハ、下ルモ又早シ、尤モ器用ニテ稽古シゲキ人、常ニアタリテオチヌモ、頭カラ中ラヌ人モアリ、コレハ何トシテ中ル、何トシテ中ラヌ、此道理ニテ中ル、カカル譯ニテオツルト、ソレ〳〵ノ譯ヲ、トクト合點シタル楊弓ニ、各別ニ落ルハ少シ、其譯ヲ合點セズニ、唯稽古ト、拍子ニテ中ルハ、今日ハ見事ノ中リニテ、明日ハ各別ニ落ルハ、コヽ也ト仰ラル、コレハ本ガ獅子吼院殿〇尭恕法親王ノ御傳授ニテ、御覺リナサレシト也、御園意齋御前ニ候シテ、榮君ノ御方ヒトコロハ、各別ノ御中リナリシガ、此ゴロハ、何トシテカ、各別ニチタリト申サレシヨリシテ、御意下ノゴトシ、意齋ノヨキコト申上ラレタリトコソ覺ユレ、今ニテモ、進藤一葉、細野久兵衞ナドガ楊弓、イツマデモ落ベカラザル筈也、其譯ヲ呑込タル故也ト仰ラル、御前ニ若キ御トキ、奈良ヘ御成アリシニ、細野マイリテ吹矢ヲ射ル、上手也、イデ楊弓ヲト望シニ、終ニ射ヌルコトナシトテ射シガ、一本モ中ラズ、サイサハ吹矢ノ力ニテモイカヌコトナリトテ、皆々笑シガ、ドレニテモアレ、弓射ヒトツカシタマヘトテ、取カヘリ、旅宿ニテ、コレハ何トゾ中リウナルモノナリ、何トシテハヅル、ト、譯ヲ工夫シテ、一夜射徹シケルガ、翌日參リテ、五十三本中リタリ、コレラ分チ合點シタル楊弓ナリト、仰セラル、憚リオホキコトナガラ、毎々御咄シヲ承ル事ニ、感拜スルコトノミナレドモ、是ハ又就中各別ノ御事也、身ニアテヽ、アリガタクコソ覺ユレ、凡ソ天下ノ藝ニテハ、サテハ醫術ト楊弓トナルベシト申上テ、大笑アソバス、余〈山科道安〉毎ニ人ニモ語リ、自ラモ工夫シテ思フニハ、イカナレバ諸藝ノ如クニ、醫術ハナキコトヤラン、余程ノ人品、人物ノ人モ時ニヨリテハ、カナガイホドノ器モ、明日ハ朱引ニモタラヌノミカ、一本モ中ラヌ程ニハ、イカニ諸藝ハ、アガレバアガルホドノ功アリテ、彼ニハ増リ、コレニハ劣ル際アルニ、此術ニナリテ、際ノナキコトヨト、數十年來ノ不審ノ、今日融ケルコトノ有ガタサヨ、世上ノ醫ニ、余ハ及バズト思フホドノ手柄ハ、ソノ日ノ楊弓ノ出來中リ也、アクル日ノアシタニテハ、ナシトサミスルハ、ソノ日ノ、不出來中リ也、所詮ドウシタワケニテキク、ドウシタ譯ニテ中ルト云、旅ノ見エヌウチハ、出來不出來トモニ、楊弓ノ如シ、サルホドニ、一病人ニテモ、タマタマ其譯ケノミエタルニ、心覺シテ

楊弓具弓

治スルハ、ソノ一人ノワケノ見エタル也、何ヤラシラズニ直リタルハ、拍子ニテ中リタル楊弓也、サルホドニ直ラズ譯ケモ、合點ユカヌ書也、サテサテアリガタキ仰ヲ承テ、數十年來ノ惑ヒトケテ、剩ヘ此譯ヲ知リ數リタキ一念起レリ、今マデハ生テ居タリトモ、知ルマジト思ヒシガ、何トゾ古今ノ事歷ヲ經ル中ニ、此一箇ノ譯ダケダニ見出シタラバ、此ハ見エ、コレハ見エヌホドノ位ニ、イタルマジキコトニアラズト工夫ス、

〔和漢三才圖會遊戲十七〕楊弓

楊弓未詳其始、貴賤每射之賭勝劣、遊戲之具、其弓以楊柳作之故名、近年用蘇方、華櫚、紫檀等、多雕弓、

〔雍州府志七土産〕楊弓略〇中　凡弓本懸弦所謂本筈長二寸、是表赤牛織女之二星、其弓末插弦所謂裏筈、其長二寸八分表二十八宿之星、其餘亦滑稽爲文、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡弓者象二十八宿、以二尺八寸爲長、裏弭九分者表九曜星、本弭二分者象牽牛織女、弦則織女之機糸也、弭長三寸七分者表三秋七日之數、弓者以楊作之、蓋夫後世人好美色、以蘇枋或花櫚紫檀等削之、

凡籐者以絹爲薔、或以樺卷之、

凡弭者以金襴緞子裹之、或以金鮐魚鮐等裹之亦佳也、以金銀鹿角等爲竪橫飾、

凡弦者可用琵琶三四絃間、若塗弦則以生糸分四分合之、以糊煉之、可引梔子也、

凡褁者唐綾蜀錦緞子金襴隨所好縫之、其長三尺五寸、橫之廣可爲三寸、縫目可用臥組、以丸緒爲結、

近代多以紅線組爲結、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕道具の事

一弓　蘇枋の目のつまりたる節なき木にて削べし、むかふ直に、前丸みを付て削る、是予一〇中今井が流也、弓あまりつよきは手前りきむゆへに、癖出來てあたらず、引五寸五分より六寸二三分の間、人々のこのむところにまたがふべし、曲弓あり、張弓あり、望みにまかすべし、弓の長は本末の筈をのけて二尺八寸なり、

一弭　中比までは木地、あるひは金鮐魚鮫にて上を包み、金銀鹿の角をかさね、また唐蒔繪を以て竪横の飾とせり、近代本阿彌何某此道をこのみ、旦暮に工夫をこらし、洛陽天神の厨子正阿彌といへる弓師を招き、角弓(かどゆみ)を削らせ、弭も下細く、下地を金襴緞子にて包み、上を紫のほそき絹にて禰にまきそめしより、左の手のうちおやゆびの押かけこゝろよく、稽古に年數をかさねず、矢數のあたる事となりぬ、また中比までは弓も圓く尤弱く、矢もかろかりしゆへ、矢數おほく中る人まれなり、當代は一二ヶ月射ならひし人も、矢數おほく中る事、是併本阿彌某の工夫による也、其上弓師矢師も名人出來て、其心持のごとく、弓矢を製するゆへなるべし、予が流は、弭の上の幅八分、下の幅七分半に作る也、弭の幅ひろきは持よく、其上能道理ども有也、弭の上の差込の弓の金物、いろ〳〵物ずきあれども、指臺の爲にあしき也、筒金一筋入か、又は繪様なしのかなものよき也、下のさしこみのかな物は、いかやうにもかざるべし、

一弦　琵琶の三四の間の緒を用ゆべし、さりながら今はいろ〳〵の弦あり、弦に大小あり、細きつるは矢差、太きつるは矢落るもの也、去かれども太きは矢ちらぬ物也、銀にて露を入る事定りたる事也、予が流は露をいれず、搜(さぐり)もなき也、いろ〳〵の道理ある事也、扨右の撰付(つまみつけ)ひだりの押掛心の拍子覘込、いづれもひやうし揃へ、心もち楊弓の氣になりて、矢を放ちたらば、大かた透るといふ事有まじき也、よく〳〵稽古あるべし、

一橐　むかしはのべつけの弓なりしゆへ、ふくろも長かりき、近代すべて繼弓となりぬ、それゆへに袋のたけも短くなりぬ、さして定れる寸法なし、好む所に隨ふべし、

〔雍州府志〕七土産　楊弓〇中略　今造楊弓幷矢人在所々、京極下御靈前小倉出羽之製造爲良、

〔人倫訓蒙圖彙〕五　楊弓師　中にも下御靈の前小倉出羽掾其名聞ゆなり、江戸は神田天神の前、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、〇中略

洛陽弓師

室町通一條上町　琴屋今井長門　上京天神之厨子　正阿彌長左衛門正長　四條立賣高倉東ニ入町　荒井孫左衛門忠良　白山通四條上ル町(ふや町)　吉田左兵衛定廣〇中略

江戸弓矢師

湯嶋天神門前　深谷源太郎　同所　同　久左衛門　湯嶋妻戀町　同　鍋左衛門

〔江戸總鹿子新増大全七〕諸細工名物

楊弓矢師　所々にすぐれたるものをしるす、

湯島　文車喜之　同　東江正貫　同　近藤元利　同　藤原舍具　同　藤原政春

同　藤原行續　同　藤原一知　同　藤原忠董　同　藤原秀之　同　藤原董利

同　藤原義廣　芝　藤原勝重　同　藤原正澄　同　藤原盛定　同　藤原正継

同　三輪正富　所闕米澤町　銘六一知　已上

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡矢長九寸、胴一寸八分、棒長四分、木賊四分、絲作二分、凡矢之木者以草朴爲上、或雖用朴木櫻樫木、是皆下品也、

凡羽者以白鳥君不知爲上、若付青紋則以絹繪紋、以藍染之、恐是頗見松間殘雪、又鳥色有求紅、則以蕎繪紋、以茜可染其色、紅於霜楓、又成黃則以餠繪紋、以黃蘗染其色、如對重陽菊花、或鳳尾羽斑鳴等爲下品、已下猶不足言也、

凡木賊者可用信濃木賊、三七日漬水剖裏欲磨之時、作形以紅染之、或以黃蘗染之、又以青花染之、以白粉塗裏也、紫者以蘇枋染之、欲付之時、以其色繪具加白粉、合餠糊可付之、雖爲家珍秘術、爲後世誌之者也、

凡矢羽絲者唐紅爲本色、或以青糸作之、凡爲玳瑁羽中者、四五遍引膠羽下、以椋葉塗之、其後以朱漆

矢筒

可押薄、
凡丁者以鐵打之、重水牛鹿角以膠堅之、以鑢琢之、以石砥合砥磨之、
凡絲羽幷樺作等者、以膠可付之、以絲卷樺上、當烙鐵以椋葉琢之、是無雙秘傳也、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕道具の事
一矢　是もいにしへとは長きあり、短きあり、中比五分長の矢あり、それより此かた、九寸二分三分の矢をつくらせ射る人あり、尤矢たけ長きは間數ちかき道理あるべし、間數近ければ人生によつて落手あり、差手あり、落手の人是を好むべし、去かれども近世九寸二分を用ゆる也、○中略
一矢代箭の事、用ゆべき作法あり、○中略今爰に是をもちゆるは、射手の人數席に望むとき、前後のあらそひあり、其時に、矢代箭を面々より出して、盲どりにとつて、後手にてさぐり、一矢づゝ座におきて去、さて我矢のある席に著くなり、矢の仕様は人の望む處に隨ふべし、
一木賊　竪に付るあり、横に付るあり、右木賊左木賊あり、望にまかすべし、又太き細きあり、つまみは古作よりは長きよし、六分半上卷ともに九分、或は前切後切あり、落指あり、緩む縮るあり、其人のつまみによるべし、望に隨ふべし、○口傳

〔言繼卿記〕天文十三年五月廿日戊午、滋野井被來、楊弓矢之木草朴所望之間遣了、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、○中略
洛陽矢師
寺町通下御靈之前　小倉出羽掾中親　御幸町通姉小路上ル町　島村平十郎貞道　四條通長刀鉾之町　田村八郎四郎由治　四條立賣富小路東江入町　柴田九郎兵衛定景

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡矢筒者長一尺、其丸事可任時俗之意、木者以蘿漆爲本、蓋者用象牙、此升唐木蒔繪之筒又佳也、

明的

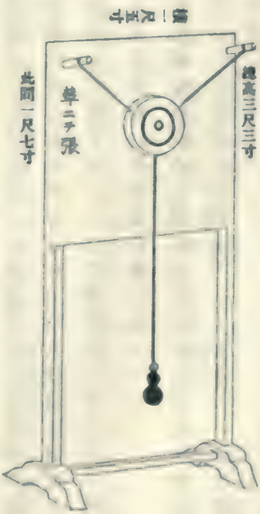
〔言繼卿記〕大永七年十月八日壬子、源少將ヨリ書狀アリ、楊弓之矢ツヽノ木所望之由候、又予□本様ニ被借候、又矢筒之文夾此方へ被預候、又木ニテト〔以下缺〕

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕楊弓(ヤウキウ)　楊弓以字音呼　堋音彭、射埒也、用黑革張之、　的大サ三寸許

〔雍州府志七土產〕楊弓〇中略　繫格臺謂堋、格中央有小穴、是謂喜利穴、中其穴者稱美之、

〔擣海一得上〕楊弓ノ的ヲ施スモノヲぼうがたト云、是乏(ホウ)形也、大射禮乏一名容、似今云屏風、以牛革挽漆之、鄭曰唱獲(アタイアラワ)者所蔽以禦矢也ト、今此形ニ似タルヲ以テぼうがたト云ナリ、

〔楊弓射禮蓬矢抄註解〕堋之圖



的ヲ的ニ皆アリ、的ノ高位無ノ弓ヲ壁ニ立テ、鋒先ノ届クホドニ的ヲ本式トス、

如此的也



〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕道具の事

一的　櫻、藤木よし、大きさ三寸已下也、是も中比より三寸二分、三分、五分までに造り出す也、的を奉書の紙にて張、白粉をうす糊にまぜ、村のなきやうに引、そのうへに大輪を書べし、大輪書やう、まとのふちより三分のけて、輪のふとさ四分たるべし、或はまとのうちに鬼といふ字を書こともあり、○中略

一垜　高さ三尺五寸といへり、今は是に三寸ながくする也、黒皮に綿を入れ、皮のたけ一尺九寸、下一尺九寸、合て三尺八寸なり、

往年垜の寸法の事、去御方へたづね侍しに、左のとをり御書記し給ひしなり、○圖略

總高三尺八寸、○中略右の外布衡六尺四方、色ハ紺ニテモ黒ニテモ

添書

後陽成院様の御時の垜は、御時代不ㇾ知、御藏に納り候古き垜を御用被ㇾ遊候由、

總高三尺九寸　　幅二尺六七寸計

太鞁の内高さ幅と同位にて、四角に相見江申候、馬皮にて張、眞中に貘を彩色に畫ㇾ之候由、

右高さは相違無ㇾ御座ㇾ候、其外の寸法はとくと知れ不ㇾ申候由、馬皮にてはり申候は、垜音と的の音、よくわけの聞へ申すやうにとの御事に、可ㇾ有ㇾ御座ㇾとの推量に御座候由、

後水尾院様御時に、右の垜御改被ㇾ爲ㇾ成、高さは古製のとをり三尺九寸にて、幅一尺七寸五分程にとの勅意を以て、一條惠觀公より、金森宗和公へ仰せ付させられ、右の寸法にて、其外木のふとみ、形の恰好、物ずきに被ㇾ成被ㇾ下候様にとの、御事にて御座候處に、右のとをりにて、幅御取合不ㇾ申様におぼしめし候哉、壹尺七寸に五分御ちゞめ被ㇾ成、其外皆宗和公御物ずきに而、御仕立被ㇾ成被ㇾ爲ㇾ上候由、圖を仕り進じ候、本阿彌兼入光叔楊弓の別號也垜も、此御極の格にて御座候、志かしながら足は少

大きに御座候、是は衆入了簡にて、むかしは弱弓に輕き矢にて御座候ゆへ、中りにて堺さのみゆるぎ申さず候、當世は强弓に重き矢にて、中りつよく御座候ゆへ、ことのほかゆるぎ申に付、此圖の寸法に被ㇾ致候、無落は金森公御物すきは切籠にて御座候へ共、瓢簞に衆入改申され候、此二色の外は皆々後水尾院樣の御時に改申候格にて御座候也と云云、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、○中略

洛陽楊弓的幷宮師

御幸町通五條上ル町　玉屋六兵衞　宗房

楊弓ノ幕

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡衞者竪横五尺、幕者以金襴緞子紋紗羅子精好等縫ㇾ之、以紫皮爲装束、尋常人張水色布爲幕、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、○中略

四條立賣柳馬場西江入町　宮師右兵衞　定淸　室町通今出川上ル町弓や達ル　同淸兵衞

射場

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕一洛陽幷江戸の射場の所付を記す事、若は田舍より楊弓を心がけ席に望む人おほし、且又楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、

洛陽射場所付

上京大峯之厨子　祐淸　粉川通下立賣下ル町　伏見屋五郎右衞門慶有　白山通誓願寺下ル町よや町となり
綿屋甚兵衞　延長　西洞院通生洲町　松屋利兵衞　松利　車屋町通御池下町　丸屋源右衞門
上長者町室町西江入町　遊行

江戸射場所付

橘町二丁目　鈴木三意　一計　湯嶋天神之門前　柏尾甚兵衞
此外所々雖ㇾ有ㇾ之、打出面之射場ニハアラズ、故ニ不ㇾ記、

〔江戸總鹿子新增大全七〕諸細工名物

楊弓結界場を記す

筋違橋御門外　楊水　瀬戸もの町　次名　本郷春木町　桂風　柳原新橋向　圓志

芝かわらけ町　波翁　湯島天神前　文車　芝切通し　都仕　牛込榎町　辨天

淺草行安寺前　完爾　四谷　芝交　小石川すは町　丹治　數寄や橋御門外　松林

赤坂一木町　古文　以上

〔東都歲事記二五月〕廿五日、楊弓結改揔會、(中略)貞享の頃、江戸射場橋町三丁目鈴木三意一計、湯島天神門前柏屋書兵衛とあり、寛延の江戸鹿子には、結改場十三ヶ所を擧たり、當時(天保)結改場山の手に二ヶ所、下タ町に四ヶ所あり、即左に記す如し、下タ町は湯島辨天、木挽町聲好、芝赤羽根以慶、羽鷹、山の手は飯田町桂鳳、牛込義好等なり、

〔織留三〕藝者は人をそしりの種

諸藝を鍛錬する事、それ〳〵の家業の外は、ふかう其道に入る事なかれと、古人の言葉ひとつもたがふ事なし、〇中略殊更楊弓官女の業なり、いかにしても大男の慰み事にはぬるし、なをまた諸職人の鉋鋸を持たる手には似合はず、よし又百筋ながら當り、あるひは大金書の看板に付てから何、此矢自然の時の用に立ち、せめて盜人を射るめるにもあらず、肴引猫にあてゝも更におどろく事なし、

〔好色一代男三〕戀の捨銀

折節楊弓始まりて、各やう〳〵朱書位に爭はれしに、或御方の道具を借りて、取弓取矢にして、四本はづれず、一筋は切穴に通れば、座中目を覺まして、なほ所望するに數あり、

〔好色一代女三〕妖孽寬濶女

都にて大内の官女、楊弓ものし給ふさへ、替り過ぎたる慰のやうに思ひしは、これはそも〳〵楊貴妃の弄び給へると傳へければ、今も女中の遊興に似合はしき事にぞ、

〔江戸繁昌記二篇〕神明

神明亦南郭一繁昌社也、一坐戲場、數棚觀物、楊弓肆、治郎院、連演史落語所、縱橫闐社一夥、士人、一夥僧侶、林箭雨發、拙手爭巧、發彼有的、以祈爾爵、蓋以酒賭也、其客右手不如婦左手之巧、只見纖手挽起紅袖、觀音一臂、嫦娥代、夫、拈弓摘箭、看括于鼻、以發、香頰又添著一捻臙脂、來、弦盈羽飛、正是秋月行天、流星落地、紛々林々、鏑去羽沓、百發百中、舍矢如破、早已安排一桌酒殽來、勝飲不勝、射法古例、(○下略)

〔楊弓射禮蓬矢抄序〕夫楊弓之濫觴者、貴妃資始之、(○中略)爾來傳楊弓於吾本朝、以射者多、而於北闕七夕七遊以之爲第一、恭惟今上皇帝、(○後奈良)内正三綱五常義、以遵周公孔子道、外起萬機百司政、而追延喜天曆跡、偏悲諸藝之凌鑠、能遇再興之恩澤、是故世以頌其德、以謗其化、謂之諸天聖主、率地明君、亦不宜哉、加之朝誦暮吟、旬煅月煉、共以妙、句句言言、膾炙人口、集大成者歟、若有閑暇、則詔諸臣賦楊弓、春賭花、秋賭月、上持滿末發、則百一無不中、嗚呼奇哉奇哉、養由藝、飛衞術、爭及之乎、文武兩道者、治世一端也、蹶張弓撫四夷、楊弓更非戰士之業、只令豈尤僞之政也、有譏謂不可哉、天智天皇者、詔大夫士等見大射、仁德聖主者、又勅盾人宿禰令發的給、且復向春節見賭弓者、禮記之所誌也、至冬季以射場者、儀式之所定也、見今獪古、擧世無長無少、左手提弓、右手提矢、惜寸陰分陰、實依偏陷煬帝好舟、天下競裝舟、唐玄宗愛身、九重人競袖、吳王賦劍、擧國橫劍、景公調馬、境内集馬者也、人皆莫捨楊弓、則恐廢不侵、富貴耀前、猶春於牡丹、善哉善哉、國寶也、于時龍集天文著雍(○十八年)作噩仲呂强圉單閼日、墨戲之次、卒作楊弓賦、以招世俗嘲云、

〔雍州府志七土産〕楊弓　相傳、自古公家之所玩也、楊弓射禮舊本有二卷、

○

吹矢

〔倭訓栞中編二十二不〕ふきや　水滸傳に、吹筒也といへり、

〔雍州府志七土産〕楊弓(○中略)　又一種有吹矢、長三尺或四尺圖木、穿貫其内、入矢於其頸、以息吹之、其矢

中鳥則立斃、其所用之筒長短、應吹之人氣息强弱、

〔愼夏漫筆 一〕兒童之戲、有吹箭獲小鳥、唐山亦有同者、方干詩云、吹箭落翠羽、垂絲牽錦鱗、是也、

〔翁草 九〕加藤出羽守吹矢筒之事

讚州丸龜城は、寛永十八年、山崎甲斐守家治拜領にて居之、相續ひて二代目を志摩守と號、志州卒後、采邑五萬石之內、舍弟勸解由(江)五千石配分、四萬五千石を嫡子虎之助領之、丸龜在城の處に、虎之助無程早世、無嗣して仍其跡斷絶す、就右興州大洲城主加藤出羽守泰興に、城請取在番共に仰付らる、因玆羽州は人數を卒し丸龜に被差向、其行列巍々堂々たり、然るに羽州自分の馬脇に、吹矢筒に吹矢を添て持せられたり、係る嚴重の行列の中に、異樣にぞ見へし、此羽州は隨分武の心懸賢く鑓の達人成し、去れば右の吹矢筒には、何卒子細有べし、其家來に是を尋れども、所以を知たる人無し、異風成事故、爰に記し畢、

〔文昭院殿御實紀附錄 上〕前朝(〇德川綱吉)生禁の嚴なりしをもて、(〇中略)吹矢といふものにて雀を打し事あらはれ、采地收公せらるゝ、たぐひ少からざりき、

〔江戸繁昌記 二篇〕神明

小厮抽矢盛筒持筒牽固、覰得親切、一氣吹送、識的有響、鯨鐘鼕鬼、怪雲走雷、金時面前、魅童送茶、賴光頭上、蜘蛛撤絲、戲具百色、應響轉機、奇々怪々、現異呈變、甚有古色、蓋前人所悅、此所以外今不復多觀焉、昔者武王克商、散軍郊射而貫革之射息、周末之亂、貫革復尙、孔子嘆之曰、射不主皮、於戲方今太平之久、土人肄貫革、餘暇得遊還戲射場內、豈不昌平之澤乎、

〔嬉遊笑覽 四雜伎〕つなをつけて人形などを出す吹矢は、からくり的と云ふ、松の落葉、四條河原凉八景といふ加賀節に、からくり的、おやまか鬼に、うちかへり、鬼か佛になむあみだぶつ云々、其砧、せつかく握る飯にくもる日(春旭)吹矢的つまる所か息まかせ、(横佐)娘容義に、心底はからくり的、段

名稱

段にかはるなど云り、江戸名物鑑、富が岡吹矢、みた計り初當の吹矢かな、胴脉が勢多唐巴詩、吹筒射唐操的、腹減息亦弱、試吹十本前、偶中的不離、更無人形轉、

〔桃の首途〕首途

吹竹筒さげて非番の茶道衆　達文

雪は粟津へそれる夕立　里紅

投壺

投壺ハ、コレヲツボウチ、又ツボナゲト云ヒ、又音讀シテ、トウコトモイフ、矢ヲ以テ壺ニ投ジ、以テ勝敗ヲ決スルモノナリ、投壺ハ原ト支那ノ古禮器ニシテ、禮節最モ備リシガ、後ニ變ジテ俳劇ノ具トナル、我國ニ於テハ上古ヨリ之ヲ傳ヘシガ、一旦久シク中絶シ、德川氏ノ時ニ、民間ニ於テ之ヲ再興シ、以テ文雅ノ遊戲ニ供セシト雖モ、終ニ盛ニ行ハルヽニ至ラズ、

〔倭名類聚抄四雜藝〕投壺　投壺經云、投壺一云都保奈介、内典云、豆保宇知、古禮也、壺長一尺二寸二分、籌長一尺二寸、籌卽投壺矢名也、見二同經一、

〔箋注倭名類聚抄二雜藝〕按、大戴禮投壺篇云、壺高尺二寸、禮記投壺篇云、壺頸修七寸、腹長五寸、合頸與腹、亦其長一尺二寸也、此二分二字恐衍、大戴禮云、矢八分、堂上七扶、室中五扶、庭下九扶、禮記云、籌室中五扶、堂上七扶、庭中九扶、鄭注、鋪四指曰扶、與此不同、又大戴禮禮記並云、筭長尺二寸、鄭注、筭用當視坐投壺者之衆寡、筭爲數也、則知此籌卽筭字之爲、蓋源君所見投壺經、爲筭爲籌、籌卽投壺矢、見禮記鄭注及說文、故釋爲投壺矢也、其實一尺二寸筭長、非矢長也、

〔伊呂波字類抄都雜物〕投壺ツホウチ フホナケ

〔類聚名義抄　一〕投壺ツボウチ、ツボナゲ、

〔遊學往來　上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、〇中略投壺、

〔倭訓栞　前編十六都〕つぼうち　倭名鈔に投壺をよめり、又つぼなげと訓ず、司馬温公新格を定め、投壺格範を作りて詳に記せり、

〔翌檜　末〕雅遊

投壺（トウコ）一算五算十算二十算などいふ事有、司馬温公投壺格範くはし、

〔五雜組　六人〕投壺、視諸戲最爲古雅、郭舍人投壺、激矢令反謂之驍、一矢至百餘驍、王胡之閉目、賀革置障、石崇妓隔屏風、薛昚惑背坐反投而無不中、技亦至矣、今之投壺名最多、有春睡聽琴、倒插、卷簾、雁銜蘆、翻蝴蝶等項、不下三十餘種、惟習之之至熟、自可心手相應、大率急則反、緩則斜、過急則倒、過緩則睡、又有天壺高八尺餘、賓主坐地上仰投之、西北士夫多習此戲、

〔補正投壺新格儀節〕附言

一投壺禮古也、天子諸侯禮雖亡矣、以戴記所存、左氏所傳觀之、則古投壺粲然可見也、至漢武帝時郭舍人爲驍箭、而投壺變爲俳劇、魏晉名家一段風流奇投以興、石崇王愷之驕奢、妓女戲投、繁華踰矩、東晉郗冲虞譚悵之、作投壺經及進變、而投壺禮幾近乎古矣、六朝俗尙侈靡、故於此伎亦妖艶華麗、廣寧蘭陵二王樹社結黨、事戲諧街壯觀、巧箸妙驍、開奇競儁、齊有官中投、梁爲驍壺歌、而后投壺變爲雜伎、唐上官儀深患之、復述投壺經、雖欲救過文、矯五季之卑陋、却爲賭具、寅夤游手投奇巧雜徑之術、以射不解事之錢焉、宋司馬温公悲古禮之塗炭、更正世法、作投壺新格儀節、以救其滔溺、而后禮正儀行、而投壺殆復乎古、可謂温公之功大矣、

〔和漢三才圖會　十七嬉戲〕投壺　和名豆保宇知、一云都保奈介、〇中略

按、投壺周之制也、有投壺經、而内典戴之、禮記有投壺篇、儒士亦或弄之、今絶不用之、貴賤射楊弓爭勝

手法

負爲戯者多矣、古今風俗之變不惟投壺也、

〔投壺指南〕投壺するには、毛氈を敷、其中央に候板を施、其上に壺を置き、矢箱に籌一手づゝ入、氈の端と壺との正中に、青龍の籌は東、白虎の籌は西におく、東西に中局計局ありて、矢算を執るべし、戯者出座して氈より二尺手前にて一禮し、進て毛氈の際まで出、兩手にて矢箱を取、兩手にて矢を拔、左の手に握り、左の膝の上に竪に持、右の手にて左の握居る矢を一本取、壺の底の所へかやうに置き、又其次に置、三本置てまた一本横にかやうに撞木狀に置き、座をかため、矢を一本づゝ取揚、兩方一禮して西より投出すべし、左の肩と右の肩と一整に齊ひ、身の動かぬやうにすべし、手を伸し尻を持上、肩を出すこと有べからず、矢壺の上五寸位にて、正直に立て入るにてなければ、眞の中にあらず、矢の立やうに心掛べし、十二籌投終り、記錄に籌數にて賢劣を定て又投べし、勝の事は賢、負の事は不勝、持の事は釣、一番を一壺又一競、一相手は一耦、一壺は短競、三壺は長競、負逃は更代など云種々の名目あり、　負たる人は罰杯一壺に一杯も有、また一算に一盃、十算に一盃も有、　賢者は慶爵三番勝、二獻肴有べし、　負たる人は綽興とて酒を飲ずば、謠にても肴とすべし、

〔禮記投壺〕投壺之禮、主人奉矢、司射奉中、使人執壺、主人請曰、某有枉矢哨壺、請以樂賓、賓曰、子有旨酒嘉肴、某既賜矣、又重以樂、敢辭、主人曰、枉矢哨壺不足辭也、敢固以請、賓曰、某既賜矣、又重以樂、敢固辭、主人曰、枉矢哨壺不足辭也、敢固以請、賓曰、某固辭不得命、敢不敬從、賓再拜受、主人般還曰、辟、主人阼階上拜送、賓般還曰、辟、已拜受矢、進卽兩楹間、退反位、揖賓就筵、司射進度壺、間以二矢半、反位、設中東面、執八算興、請賓曰、順投爲入、比投不釋、勝飲不勝者、正爵既行、請爲勝者立馬、一馬從二馬、三馬既立、請慶多馬、請主人亦如之、命弦者曰、請奏貍首、間若一、大師曰、諾、左右告矢具、請拾投、有入者、則司射坐而釋一算焉、賓黨於右、主黨於左、卒投司射執算曰、左右卒投請數、二算爲純、一純以

取、一筭爲奇、遂以奇筭告曰、某賢於某若干純、奇則曰奇、鈞則曰左右鈞、命酌曰、請行觴、酌者曰、諾、當飮者皆跪奉觴曰、賜灌、勝者跪曰、敬養、正爵既行、請立馬、馬各直其筭、一馬從二馬、以慶、慶禮曰、三馬既備、請慶多馬、賓主皆曰、諾、正爵既行、請徹馬、筭多少視其坐、籌室中五扶、堂上七扶、庭中九扶、筭長尺二寸、壺頸修七寸、腹修五寸、口徑二寸半、容斗五升、壺中實小豆焉、爲其矢之躍而出也、壺去席二矢半、矢以柘若棘、毋去其皮、

〔顏氏家訓雜藝七〕投壺之禮、近世愈精、古者實以小豆、爲其矢之躍也、今則唯欲其驍、益多益喜、乃有倚竿帶劍、狼壺、豹尾、龍首之名、其尤妙者有蓮花驍、汝南周璝、宏正之子、會稽賀徽、賀革之子、並能一箭四十餘驍、賀又嘗爲小障、置壺其外、隔障投之、無所失也、至鄴以來、亦見廣寧蘭陵諸王有此校具、擧國遂無投得一驍者、

〔投壺指南〕投壺凡例

一大壺投と云は、中の大なる壺ばかり投なり、耳を投ことは爲ぬなり、常投法一格、橋板八格、外に五十章あり、

一常壺と云は、壺にても耳にても、勝手次第に投なり、馬氏常壺、山家常壺、新律常壺、新式常壺、新格常壺とて五格あり、

一雜耳投と云は、一束にては六箭壺を投、六箭耳を投つ法なり、百章あり、

一投耳法と云は、壺を投ず、耳ばかり投法なり、亦百章あり、

一攀投法と云は、壺兩耳を次第を立て投法なり、又百章二百格あり、

一奇投法と云は、遠より投、横より投等の法なり、七十法、三十二法、三十格あり、

一箸法と云は、俗に云箸のことなり、箸に三百箸あり、

一驍法と云は、反箭にて箸を投なり、其法二百格あり、〇中略

一壺間は十歳以下二箭半、十歳以上三箭たるべし、度尺は三箭半より半箭づゝ倍し、四箭、四箭半、五箭より十箭までにて投べし、

〔投壺指南〕大壺常投格籌勢名目

善容算位十五章（以下中、本一算に賞籌純と付くなり、）

有初（第一の矢中るを云）　賞三純　有初連中（第一中りて、第二の矢つゞきて中るを云、）　同二純　連中（何れの矢にても、つゞきて中たりしを云、）　同一純　定四才（何れの矢にても、四箭つゞきて中るを連中の第三の矢なり、）　同一純　散箭（何れの矢にても前へつゞかず、はなれて一本中るを云、）　本算ノミ　先登（兩方ともに有初をはづして、先に投入たるを云、）　賞二純　續前功（一方先登して、一方其位の矢をつゞきてあてしを云、）　同二純　次登（何れの方にても、先登の次に中しを云、續前功の次も次登と云傳有、）　同一純奇　有終（第十二の總の籌中たるを云）　賞五純　連中有終（十一十二とつゞき中りて、有終するなり、）　同七純　全壺（十二箭皆中せるなり）　總計三十純となる

矢籌貶除算位八章

磯驍飛（壺あたり、又壺へ中りて、壺より外へとび出るなり、）　算純除半（何れの矢にても驍飛となりしは、十算のものは五算、一算のものは零とす、次に中りしは悪中には取る、）　倚竿（何れの矢にても、壺の邊へたてかゝりしを云、おはりまで落れば零、落れば無、次に中りしは散箭にとるべし、）　支驍（矢二十以上入りて、十一十二の箭入かれて、きしつかへて入かれるを云、用捨して算の入とす、）　橫壺（矢壺の上へ横にのりて居るを云、終りまで落ざるは零、落れば無算、）　浪壺（矢壺の中へ入るといへども、壺の口をくる〳〵めぐりて入るを云、）　零　倒竿（矢さかしまに入りしを云、五純の算を除き落すべし、若算なくば有又除くべし、）　敗壺（十二箭倚すつたるを云）　籌過中人（投所の矢人に投付たる也、驍飛して中りしはそれになる故過とす、）　除二純

善籌別賞四章

驍飛（壺底の正中にあたりて、外へ飛出るなり、小豆入りし壺よりとび出しは、十純の賞たるべし、小豆なき壺ならば一純の賞たるべし、）　驍箭（驍飛の矢の壺中へ入りしなり、小豆入りしは二十純、小豆なきは十純の賞たるべし、）　躍龍（驍箭のひきく壺の口をはなれざるなり、小豆入りし壺は十純、小豆なきは五純の賞たるべし、）　降龍（驍飛の耳へ入りしなり、何の耳へ入りても、七純の賞たるべし、）

右何れにても褒美の籌は算を倍してこれを賞す、失過の籌は算を除てこれを貶す、中は一算なり、二算を一純と云、一算を奇と云、奇の半分を零と云、善籌別賞と云は、上の善容の矢の上にまた善籌なれば、是を褒美して別に算を加るなり、連中有終にて定四才となり、又驍箭にてもすれば、連中有終の中一算、賞七純、定四才の賞一純、驍箭の賞十純、總合十八純奇となるなり、除と云は、定四才の連中有終にても倚竿になれば、只零とばかり取也、皆此意にて算を執るべし、

〔投壺新格〕有初箭十算、〇中略金壺無算、〇中略有終十五算、〇中略散箭一算、〇中略貫耳十算、〇中略驍箭十算、〇中略敗壺不問己有之算皆負、〇中略橫耳、橫壺、皆依常算無賞、〇中略倚竿、龍首、龍尾、狼壺、帶劒、耳倚竿、皆廢其算、〇中略倒中、倒耳、壺中之算盡廢之、〇下略

〔補正投壺新格儀節〕附言

一投壺新格雖爲世之規則、然多可疑者、今擧一論之、其算法曰、中壺者、有初十算、連中皆五算、有終十五算、合七十五算矣、貫耳者初算貫耳二十算、常貫耳十算、連中貫耳無算法、仍例各十五算、有終貫耳三十算、十二箭合二百算、半之百算矣、然於全壺下曰、全壺無算、無算者不以稱之算數多少皆勝之也、夫壺三寸而大、耳一寸而小、小難而大易、以易故少算、以難故多算、然溫公之法律射易而少算者而全則爲贏、射難而多算者而全則却爲劣、或射中其半者、亦其算百數、以過於中壺全箭之算、然倘以爲負、則誰敢釋其易而爲難也、難易多寡同價、殖許行之道、於物情殊爲不通矣、人々就易而得多算者、則誰敢投其耳之爲、其耳不投、則事若古壺無耳者乎、不思之甚也、其他胡說太多矣、皆於各章下贅愚按以補正之、伏案、溫公道德博識、何爲其如是鹵莽哉、蓋經世久、傳寫之所訛歟、不然彼狄重借溫公之聲譽爲請張者也、予〇田中清所補正、要在雪其寃焉矣耳、

〔武江年表〕六安永四年九月、投壺の技行る、京方はやりしと見えたり、大内熊耳の門人田江南といへる人、投壺の禮を研尋し、其法を傳ふ、投壺指揮、投壺矢勢圖解等梓行せり、

〔葉村發句解〕いでさらば投壺まゐらせん菊の花

投壺は禮記にありて、壺を置て矢をなげこむ事なり、三才圖繪には壺うちと假名をつけたり、京都その外、ちかきとし〈○天保頃〉專ら流行したる事あり、

用具

〔投壺指南〕投壺凡例

一壺は三寸、二寸半、二寸、一寸六分、一寸五分、四寸、五寸あり、耳は三寸、二寸五分、二寸、一寸五分、一寸、七分、五分、四分あり、高耳、低耳、環耳、貫耳、四耳等あり、壺都て三十八品あり、

一籌は古籌、漢竹箭、羽箭、晉籌、九扶、七扶、五扶、四扶、三扶あり、

雜載

〔幽遠隨筆中〕投壺記

投壺(ツボウチ)の遊びは、其始既に久しく、禮記に投壺の篇有て、ことに漢武の世にくはしく、むかしは其籌(ヤ)も棘のおどろ〳〵しきを用ひしが、後は呉竹のすなほなるにかへ、其のりはいにしへによつてさだめ、其妙は今にいたつてきはむ、わざに長じたるものは養由が歩をも恥ず、宗高が扇にも肝つぶさず、もろこしには王侯の前に宴の興をたすけ、我國には青樓の席に風流士の心を悦ばしむ、其かたち瓢に似てかしましからざれば、許由が譏りもなく、腹に赤小豆をたくはへながら、高辛氏が祭りにも嫌はれず、一ツの口、鼻のごとく守り、二ツの耳、うき世の事をきかず、唯宴席に侍て楽みをことゝす、もとより是を投るに錢を賭せざれば、博奕のそしりをまぬかる、〈○中略〉嗚呼いたれるかな、投壺々々、弓は袋に納めたれば、手をもつて籌を投げ、籌に簇なければ、そこなひやぶる事なし、實に太平の姿なり、壺中の赤小豆に千代をかぞへ、呉竹の矢に万世をいはひて、永く君が代の翫とすべしといふ、

〔投壺指南序〕吾江府先生〈○田中清〉事守山貴龍君之遺命、研究投壺禮、明和丁亥〈○四年〉秋來、始唱此道、然其傳秘諸帳中、而未敢數諸世之校畫焉爾、奈何好事者傳聲吹影、孟浪自放、甚者以代賭具焉、先生恨其

若是、欲敎其溺、今春西遊、暗夜明珠無人之知矣、適爲著其所祖述投壺禮巨細附之梓人、使公行之、簡編侈大、棗梨未果、間初學者私就不佞、請要路之標、不佞入社初、從其兒阿菊而受甘谷園中指揮兒童之敎紀、今亦後進之初受業者、則先生令不佞傳謄而備遺忘焉、諸生復詢梓之而公于世、適請先生遂梓行、菊輔者先生之兒也、今玆年甫十歲、敏捷穎悟、於投藝則百發百中、巧妙無耦、是書也先生之口授、而菊輔兒所筆記、而授於初學之童蒙也、故以指南爲目云、

明和庚寅冬十二月　門人列樹粲

〔補正投壺新格儀節〕附言

一投壺書善者、郝冲虞譚投壺經、投壺道、投壺變、唐上官儀淺投壺經、趙承烿投壺圖經、劉仁敏傾壺集、是其古奇、併温公新格而稱投壺七部、下黙投壺新律、投壺儀制、原寬投壺格、類書或收之、劉温道投壺譜、投壺錄、收羅古今、於此道可謂盡矣、然温公一作新格、世來取法是、況其人道德博識、兒童莫不知、則唯其敎之奉揚、不復他求、於是說郛以下類書、大低收新格爲玉條、我邦投壺有無無有知者、猶美玉韜藏在櫝中、則何人有識古投壺者、祇謂投壺新格之外無復古書矣、宜哉、予〇中田清則自少小投壺惟志、索隱探奇、獲其別趣而自喜、猶蔡氏帳中之物、則不亦奇新格也、

投扇

投扇ハ、投壺ヲ摸シテ作リタルモノニテ、蝶ノ形ニ擬シタル物ヲ、方枕ノ如キ物ノ上ニ置キ、扇ヲ以テ之ニ投ジ、其狀ニ隨ヒテ優劣ヲ判ジ、其點ノ多少ヲ算ヘテ勝敗ヲ定ム、其點ニハ皆名目アリ、初メ百人一首ノ歌ニ取リシガ、後ニ源氏物語ノ卷ノ名ヲ用キル、此戲ハ安永年間ニ起ル、

名稱

〔投扇式序〕投樂散人其扇とかや云へる人は、花都の產なり、頃しも安永二つのとし、水無月のゑんしよに堪かね、晝寐の夢覺て、席上に殘せる木枕の上に胡蝶一つ羽を休む、其扇傍に有りし扇を取つて、彼蝶に投打ば、扇は枕の上に止り、胡蝶は遙に飛去りぬ、そのさま久しき手練なりとも、斯はあらじと、我ながらいみじき事に覺て、今一度と扇を取つて幾十返りか是を投るといへども、枕の前後に落て枕上に止らず、是より投壺の遊を思ひよりて、通寶十二字を懷紙に包み、枕の上におゐて扇を以て彼に投、勝負をあらそひ、酒宴を設たらんには、彼の投壺の禮法をごそかに、調度數にして、其業の煩らわしきには及かざらんかと、投扇興と名付て、專是を翫、遊興の一助となしてより、其業の禮法をあづさにちりばめ、書林にあたへしとぞ、

手法

〔投扇新興〕一扇を投て枕上の十二字を落し、その落たる形を見て勝負をさだめ、酒盛をなすの興とす、仍て字賭等の類を嚴しく製禁する事なり、只宴興のもてあそびとする而巳、

席法之事

一枕の前後に席を定め、枕より扇たけ四ッ、或は三つを隔て座す、左に字扇取役一人、右に錄定行事一人、

但し記錄を付る役人外ニ一人

番數を定置投事

一一席を十番と定ル法也、又は五番とも定、但し高砂白妙をうつ時は、褒美として座中一盃づゝ呑べし、又嵐瀧川を投ば、過料として其人二盃づゝ呑べし、又其定のうちにて、高砂白妙をうてば過料ゆるす、

席上の事

一氈々緋羅紗又はさらさ毛氈之類、長さ八尺幅一尺七寸にして鋪べし、眞中に枕をすへ置也、

但し毛氈は尺不足なるゆへ、扇寸法尺ひさり居るべし、敷物より裏出る時は無也、

枕之事

一塗まくら或は蒔繪いつかけ等、物ずき次第、

但し蒔繪には、銘之內にて繪柄能を用ゆ、

扇之事

一金銀の扇に極彩色にて、山櫻あるひは紅葉等、銘の內にて繪柄能を書べし、骨は十二軒、黑塗蒔繪毛ぼり等をもちゆ、要は金銀たるべし、

字之事

一十二字(但文錢)錦金入等之きれに包、金紙か銀紙にてうら打をして包べし、金銀の水引にて是を結、枕の上に乘せ置也、

但し十二字の形に、なまりにて作り用ゆべし、

〔投扇式〕禮式傳

通寶十二字を銀紙五寸四方にたちて包み蝶の形に似せて玉簾の水引にて結ぶべし、十二字は月の數に表す、是を的玉と云なり、

但卽席には有合の紙にて包べし、本式の時は本文のごとし、

扇は十二骨の俗扇を用ゆべし、地紙は淺黃色にして、金銀にて散紅葉を摸樣とすべし、

但卽席は前に同じ

枕ば常の木枕の寸法なり、是にも散る紅葉の蒔繪なり、或は梨子地黑ぬり等也、是を的臺といふ、

但卽席は前に同じ

敷物は猩々非羅紗或は毛氈等也、幅は扇丈にたち切て用ゆべし、是を投席といふ、

但卽席は前に同じ

枕と投席の間は、四季をかたどりて四扇を隔べし、投壺のごとく向ひ合て著座し、扇をかまへ、互に先投の辭義ありて投はじむる也、投る事都て十二遍にして滿投す、只かり染の戲といへども、三十一文字になぞらへ、勝負によりて褒美さま〴〵有、香のごとく記錄にのせ、百人一首の歌を書く業なれば、禮法をみだるべからず、

投席之圖〇圖略

左右扇四たけづゝ下りてならぶ、投席のまん中に的臺をなすべし、的臺の左右に執筆一人と的玉をなす人さし向ひて座すべし

相撲にして催ス時は四本柱を用ユ、圖のごとし、〇圖略

四本柱太サ三寸、廻り長サ疊ぎわより屋根のきわ迄、扇二メたけづゝ、

屋根靑土佐紙のるいニて張ルべし、尤屋根障子は格好見合、

幕は紅白ちりめん布交也、はゞ三布ニて四寸、丈ケは四本柱の四方一ッはい、四本柱紅白ちりめんニてまくべし、

投席は前に有圖のごとし

東西をわかち、關脇小結前頭段々ニ定メ組合事也、執筆の向に座し、的玉ヲ直ス人、軍配ヲ上ケて勝負ヲわかつ、則行司也、

〔投扇新興〕表十組の圖〇圖略

瀧川　瀨をはやみ岩にせかるゝたき川の　通例二點引

散花　久かたのひかりのどけき春の日に　三點

龍田川　ちはやぶる神代もきかずたつた川　七點

秋風　あき風にたなびく雲のたへまより　八點

富士　田子の浦にうち出見れば白妙の　十一點要枕の脇へはづるゝ時は八點也

筑波根　つくばねの峯より落るみなの川　十二點半包たなるゝ時は八點也

橋立　大江山いくのゝ道は遠けれど　十三點

千鳥　淡路島かよふちどりのなくこゑに　十四點

春の野　君がため春の野に出てわかなつむ　二十點枕よりあふぎはづれて下に有る時は十五點也

白妙　はる過てなつ來にけらし白妙の　廿五點褒美包枕に付ばほう美なし

裏十二組之圖

高砂　高砂の尾上のさくら咲にけり　三十點褒美

小筵　きり〳〵すなくや霜夜のさむしろに　廿二點

假寢　なには江のあしのかりねのひと夜ゆへ　廿一點

山櫻　もろともにあはれと思へ山ざくら　十九點

沖ノ石　我袖はしほひに見へぬおきのいしの　十八點

小倉山　小倉山みねの紅葉ば心あらば　十五點

軒端　百敷やふるき軒端のしのぶにも　十二點

有明　あり明のつれなく見へし別れより　十點包扇の下に入ば五點

玉の緒　たまのをよたへなばたへねながらへば　九點

我庵　わがいほは都のたつみ鹿ぞすむ　五點

嵐　あらしふくみむろの山のもみぢ葉は　三點の過料引包起る時は過料二點

手枕　はるの夜の夢ばかりなる手まくらに　二點

〔投扇式〕

投扇圖

かりほの庵〔○圖略、以下同、〕　秋の田の苅穗の庵の苫をあらみ我衣手は露にぬれつゝ　〔高點〕十二扇〔○中略〕

御幸　おぐら山の歌なり　點　十一扇〔○中略〕

筑羽根　つくばねの歌也　點　十扇

千鳥　あわぢしまかよふちどりの歌也　點　九扇

富士　田子の浦の歌也　點　八扇

三笠　あまのはらの歌也　點　七扇

有明　あさぼらけの歌也　點　六扇

錦　あらしふくの歌也　點　五扇

秋の野　まらつゆに風のふきしく歌也　點　四扇

初霜　心あてにおらばやをらんの歌也　三扇

松山　ちぎりきなかたみに袖の歌也　二扇

もる花　久かたの光りのどけき歌也　點　一扇

山颪　うかりける人をはつ瀬の歌也　過料　三扇

雲がくれ　めぐりあひてみしやの歌也　同　二扇

おく霜　かさゝぎのわたせるはしの歌也　同　一扇

むら雨　むら雨の露もまだひぬの歌也　不中扇

あだ浪　おとにきくたかしがはまの歌也

ゆらの戸　ゆらの戸をわたる舟人の歌也

〔半日閑話十二〕冬〔○安永二年〕の初ゟ投扇興流行す

〔續史愚抄後桃園〕安永三年六月十九日辛丑、於御前有投扇戲、關白〔内前、近衞〕○已下上達部、權中納言紀

雜載

光○御原爲〻人數、殿上人等參仕、頃日此戲世間流行、

〔武江年表 六〕安永三年、投扇の戲行れ、貴賤是を弄べり、

〔武江年表 八〕文政五年、投扇の戲世に行れしが、辻々に見世をかまへ賭をなして、甲乙を爭ひしかば、八月にいたりて停らる、

〔武江年表 九〕嘉永二年七月、投扇の戲行はる、大坂よりはやり來れり、投扇は投壺より出て、安永の頃、大坂の人工夫しけるとか、源氏物語五十餘帖の題號によりて、其名目を定め、甲乙を爭ふ、寛政の頃また天保中にも江戸に行れしなり、

〔海錄 十六〕投扇興といふ戲れあり、そは近く安永三年に專ら世にもて興せしより、都鄙あまねくしらざるものなし、そのころの册子に、投扇興譜といふ小册あり、その後また文化十年にも行はる、そのころ投扇興圖式といふ小册あり、その後また文政にいたりても、予○山崎美成しれる中川五兵衞といふもの淺草寺の境内にて、この戲を始たりしが、公より禁せられて止みぬ、この間にも猶ありや、さて西川○祐信の繪本の零册を得たるに、投扇興をもて興ずる圖あり、その書表題なし、紙數を記せし所に世中の字あり、尋ぬべし、祐信の繪ならば享保頃の證とすべし、しかる時はその來るも亦ふるしと云べし、

〔投扇式 序〕投壺は聖人の翫び、其あらそひは君子也とは、世の知る所にして捨べきにあらねども、易く翫ぶ事かたし、此投扇は兒女小童をして卽席になし易く、酒宴の席に一座の興を催し、勞をやすんじ笑を求む、延氣なる事又類なし、木枕は悠々たる時用るの具なれば、四海太平の時に順じ、扇を披て口に送るは、末廣がりの目出度に基く、又通寶十二字は月の數に表し、何れも祝遊の種なれば、其法を聞まほしく思ひし折から、或人投扇の圖を予にみせしむ、予又是を携て獨考すれども、其意味分明ならず、爰に予と信友の交りを結ぶ秀邦齋といへる人あり、兼てより此業をほの聞て、此業に工夫をこらす折からなれば、直に此圖を秀邦に與ふ、是より彌手練をかんがへ、

投扇する事良久し、終に此業を練磨して、圖する所に逢ざるにより、拾おかんもほゐなく、いざや日待の興ともせんかと、櫻木にちりばめん事を思ひぬれども、今花都の斷、專此業有るが故に、其書板に顯れたればいかん、去かはあれども其趣昆雜して、易意にわかつ事かたし、斯ては卽席の興ならじと、東都におゐて秀邦是を撰、兒女小童の眼に安からしめんと、予に增減の意味を語り、自投扇庵好之と名乘りて、手練彌極りぬれば、尙又風雅の種を蒔て、予に序文の趣述をこひ、圖畫つまびらかに記せよと、再三の進めによりて、彼れが手練の心ざしを、日陰の紅葉と散さんも心うく、都にまけぬ東の花に彫刻する事にはなりぬ、

安永二みづのとの巳初冬　　東都　泉花堂三蝶述

同　投扇庵好之撰之

擲石

擲石ハ投石、石作子等ノ字ヲ用ヰ、イシナトリ、又ハイシナゴト云フ、石數個ヲ撒キ、一個ヲ空中ニ擲チ、其未ダ墜チザル間ニ他ノ石ヲ併セ取リ、以テ輸贏ヲ爭フモノナリ、

名稱

〔倭名類聚抄四雜藝〕八道行成　內典云、拍毱、擲石、○中略一切戲笑悉不觀作、

〔伊呂波字類抄伊雜物〕投石イシナトリ

〔增補下學集下雜藝〕投石(イシナトリ)

〔睡居雜錄〕いしなとり　拾遺集にも、いしなとりのいしに歌かきたる事あり、右の繪に女房二人向ひゐて、一人のての甲へ石ふたつみつのせ、下にも多く散てあり、去かれば今の童のいふたんまとりといふ物なり、たんまは玉とりを、小兒の語にてたんまといふなりけり、

手法

〔安齋隨筆後編七〕一イシナドリ　貞丈云、いしなどりは、今世童女などのもてあそびの、いしなごとる、といふ事也、古しへより有し事也、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕いしなどり、〇中略今いふ手玉なるべし、埃囊抄に、石拃子をいしなごと訓り、拃は字書に摸也とありて、義はかなへるやうなれども、其字面何に出たるか、疑ふらくは抓字の誤にや、

〔𡋽囊抄一〕小兒ノ翫物ノ中ニ、サヽラコキリコナド其字如何、〇中略石拃子、〇下略

〔倭訓栞前編三伊〕いしなご　石投の義なりといへり、物にいしなとりとも見えたり、倭名抄に擲石と見ゆ、〇中略法隆寺の寶物に、いしなとりの玉あり、小兒の語に、小石をいしなといふ、伊勢に石名原あり、奥州に石名坂あり、

〔物類稱呼五言語〕石投、江戸にて手玉といふ、東國にて石なんご又なつこともいふ、信州輕井澤邊にてはんねいばなと云、出羽にてたまと云、越前にてなゝつごと云、伊勢にてをのせと云、中國及薩摩にて石なごといふ、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕擲石　和名以之奈介、俗云石奈古、介與古通、〇中略

按、擲石兒女取碁石十有餘撒之、擲一於空、未墜中與所撒石二三箇同握合之、其餘如之、拾盡爲勝、

〔守貞漫稿二十八〕石子

イシナゴト云、今京坂ニテハ、イシナゴトリト云、女童集リ各々小石或二或ハ三ツヲ集メ、一童持之、席上ニ拋蒔キ、其數石ノ内一石ヲ取リ、是ヲ尺バカリ、或ハ二三尺上ニナゲ上ゲ、落來ル間ニ二石ヲトリテ、後落ル石ヲ受ケ、席上ノ石トリ盡セバ、再蒔キ散之、今度ハ三石ヅヽヲ取テ、落ル石ヲ受、三四回准之、七回ニ至リ畢トス、半ニ受過ツ時ハ、次ノ童ニ讓ル、又礫子ヲ以テ石ニ代テ爲之ヲ、ムクロジトリト云、又ゼヾ貝ト云小螺ニテモ爲之、ゼヾガイ、江戸ニテキシヤゴト云、

〔夫木和歌抄三十二雜十〕家集　西行上人

擲石例

石などのたまのおちくるほどなさにすぐる月日はかはりやはする

〔榮花物語一月の宴〕今の上上○村の御心ばえ、あらまほしくあるべきかぎりおはしましけり、○中略そこらの女御御息所參りあつまりたまへるを、○中略御物忌などにて、つれ〴〵におぼしめさる、日などは、おまへに召出て、ごすぐろくうたせ、へんをつかせ、石なとりをせさせて御覽じなどまでぞおはしましければ、皆かたみになさけをかはし、をかしうなんおはしあひける、」

〔小大君集〕おほむいしなとりのいしをつゝませ給けるに、三十一有つれば、ひとつにひともじをかきてまいらせける、

苔むさば拾ひもかへんさゞれ石の數にみなとるちよは幾つぞ

擲石具

〔拾遺和歌集十八雜賀〕東宮のいしなとりのいしめしければ、三十一をつゝみて、ひとつにひともじをかきてまいらせける、　よみ人しらす

苔むさばひろひもかへんさゞれ石のかずをみなとるよはひいくよぞ

〔赤染衞門集上〕女院のひめぎみときこえさせしころ、いしなとりのいしめすをまいらすとて、

すべらぎのえりへの庭のいしぞこはひろふこゝろありあゆがさでとれ

〔玄々集〕馬内侍三首　いしなとりの石を、中宮にたてまつりける人にかはりて、

すべらぎのしるべの庭の石ぞこれ思ふ心ありあゆるまでとれ

〔散木弃謌集五雜〕伊勢齋宮に侍ころ、いしなとりの石あはせといふ事せさせ給けるに、ちいさき草子の、いしなとりの石のおほきさなるをつくりて、十の石にひとつゝかき侍ける、

くもりなくとよさかのぼるあさひには君ぞつかへんよろづ代までも○下略

〔長秋記〕保延元年四月六日己酉、女院いしなとり合云々、師仲銀大鼓に入、友繪石進、第一云々、

お手玉

〔守貞漫稿二十八〕石子

江戸ニテハ縮緬小裁ヲ以テ、方寸バカリニ俗ヲ造リ、其中ニ小石或ハ小豆等ヲ、四五粒或七八粒縫込メテ爲之コト前同ジ、名ケテ御手玉ト云、テダマトリト云、
又三都トモニ右ノ品ヲ持チ、始メ數ケヲ掌ニ握リ、是ヲ僅ニ抛上ゲ、忽チニ掌ヲ返シ甲ニテ受、又抛テ再ビ掌ニ握リ、數ケヲ落サヾルヲ勝トス、前ノ行ヲナシ、次ニ爲之ヲ一回トスル也、

藏鉤

名稱

藏鉤ハ、テウカハカト訓ズ、今ノ謂ユル、ナンコノ類ナルベシ、

〔倭名類聚抄四雜藝〕藏鉤　三秦記云、昭帝母鉤弋夫人、手拳而國色、先帝寵之、世人爲藏鉤之法、是也、

〔伊呂波字類抄天雜藝〕藏鉤テウカハカ

〔類聚名義抄八金〕藏鉤テウカハカ

〔藝經〕藏鉤

義陽臘日、飲祭之後、叟嫗兒童爲藏鉤之戲、分爲二曹、以校勝負、若人偶卽敵對、人奇卽人爲遊附、或屬上曹、或屬下曹、名爲飛鳥、以齊二曹人數、一鉤藏在數手中、曹人當射知所在、一藏爲一籌、三籌爲一都、

〔荊楚歲時記〕歲前又爲藏𠤱之戲、

按、周處風土記曰、醇以告蜡竭恭敬于明祀、乃有藏彄、臘日之後、叟嫗各隨其儕爲藏彄、分二曹以校勝負、辛氏三秦記、以爲鉤弋夫人所起、周處成公綏並作彄字、藝經庾闡則作鉤字、其事同也、俗云、此戲令人生離、有禁忌之家、則廢而不修、

〔五雜組六人〕藏鉤似今猜枚、如酉陽雜俎所載、則衆人共藏一鉤、而一人求之、此卽古意錢之戲也、後漢

書粱寘能挽蒲、彈棊、格五、六博、蹴鞠、意錢之戲、其法今亦不傳矣、猜枚雖極鄙俚、亦有精其術者、吳門袁君著有拇經、自負天下無對、然余未之見、惟德清半月泉有行者、百發百中、人多疑有他術、然實無之也、惟記性高耳、能記其人十次以上、則縱橫意之無不中、蓋爼所謂察形觀色、若辨盜者得之矣、

〔捜海一得下〕藏鈎又藏彄トモ云、酒飲賭ニスル戲ナリ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕藏鈎、和名抄に和名を載ざるは、藏鈎と音にてとなへしなるべし、西土には藏彄ともに藏彄とも云へり、

藏鈎例

〔文德實錄五〕仁壽三年二月乙丑、帝覽藏鈎戲、左右相分、飛鳥遊附者不禁、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、右衞門佐伴宿禰中庸、同謀者、紀豐城、伴秋實、伴淸繩等五人、坐燒應天門、當斬、詔降死一等、並處之遠流、○中略相坐配流者八人、從五位上行肥後守紀朝臣夏井配土佐國、○中略夏井兼能雜藝、○中略又善射覆、文德天皇與宮人爲藏鈎之戲、一鈎藏在百手之中、帝令夏井探之、援蓍布卦曰、有小女著青衣、以白花插首者、鈎在其左手中、帝乃探得大悅焉、

なんこ

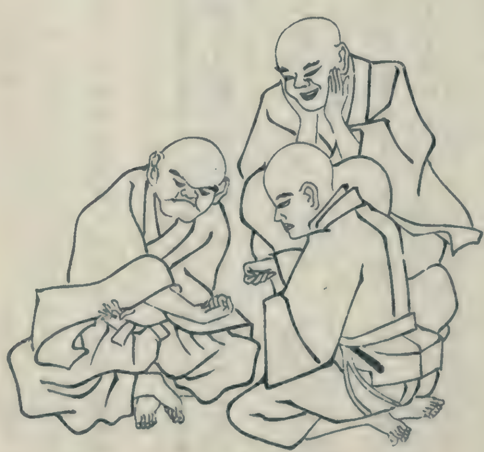
〔倭訓栞後編十四〕なんこ　奕の類にいへり、甕子の義、西土にて猜枚或は猜拳、又辨拳といふ、九紙子又は小石頭を掌中に握り、其數を猜著しあつるを勝とす、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕此戲○中略をするさま古畫に往々あり、後世はよき人はせざりしにや、其內國光大師傳の畫に最多し、皆下部のもの僧俗ともに見えたり、是をなごといふ、守武千句、今はよふともどらしと思ふまけぬればなごの勝負もやめにけり、又握り拳はうき大はんにやなごよふに六百貫やまけぬらん、積山井、握る手をてうか半とやかきわらひ、と云る句も是をいふにや、一代男に、扇引なんこ呼て、おのづと子供心となつて云々、諸艶大鑑、手相撲なんご呼もありといへり、もとなごといふは、石なごの略なり、是をなんこといふより、何個の義と思ふは非なり、何箇の義

ならんには、幾箇とこそいはめ、石なご握りてもするもの故、なごといひしなるべし、勘物御伽雙紙に、十にたらずといふ法あり、○中略是なごより出たる兒戲なるべし、又小兒兩手の指を組合せて、何の指にても一ッ掌の内に藏して、中さすることあり、是もなごを學びたるもの歟、

〔法然上人行状畫圖四十六〕なんこ圖

雜戲



〔好色一代男五〕命捨ての光物

よい年をして蝶まはし、扇引、なんこ呼びて自と子供心になりて立噪ぎ、

〔扶桑集〕重酬　野相公○小野篁

野人閑散立身何、自課功夫文字魔、蹇步更教吹退鷁、醜啊還被斂横波、水中投物浮沈異、手裏藏鈎得

失多、折軸孟門難進路、可憐顒瓘坦途過、

〔玉山遺稿四〕題美人圖十八首

相對爭藏鈎、纖手紛未分、忽見初弦影、無端入暮雲、　右藏鈎

拳

名稱

拳ハケント云フ、其法種々アリト雖モ、多クハ兩人相對シテ、互ニ手指ヲ以テ、輸贏ヲ決スルノナリ、

〔倭訓栞中編七〕けん〇中略　酒にいふは拳字を書り、唐山にて柳拳といふ、古への拇陣也といへり、又打拳とも見え、五雜俎に手勢令といふも同じ、今唱ふる所のすうろくちえまはまなどの數目も、唐音也といへり、

〔芝屋隨筆上〕拳をうつ事を、漢土にて拇陣と云、又にぎりこぶしにてするけん、ねちなんごと云戲を猜拳と云、猜はうたがふ事なり、

種類

〔飛鳥川〕子供寄あつまり、喧合杯互にいたすに、大方爺は山へ柴かり、孃々は川へ洗濯などと云童斷專也しに、今〇中略文化は虫拳、狐拳、本の拳杯するもおかし、

〔拳會角力圖會下〕むし拳

蛙、蛇、蛞蜒、蛙はなめくじりに勝、なめくじりは蛇にかち、くちなはゝまた蛙に勝也、向ひあわせにゐて、一二三のこゑにて打事なり、

〔嬉遊笑覽十上飲食〕蟲拳などは童部のみすなり、拇指を蛙、食指を蛇、季指を蛞蝓とす、相制するもて勝負をなす、〇中略五雜俎六、後漢諸將相宴集爲手勢令、其法以手掌爲虎膺、指節爲松根、大指爲蹲鴟、食

指爲鉤戟、中指爲玉柱、無名指爲潛虬、小指爲奇兵、腕爲三洛、五指爲奇峯、但不知其用法云何、今里巷小兒有捉中指之戲、得非其遺意乎、これによれば蟲けん却て雅に近し、古めけり、中指といふもの今の拳なるべし、

〔拳會角力圖會下〕太平拳

圖略〇圖のごとく車座にならび、五人ならば五人、拾人ならば十人居りて、誰よりよみ出すといふことを、最初にきはめをきて、いづれもみな、おもふほど指を出して、其指の數ほど、目當の人よりよみ出し、二十ならば二十また三十ならば卅めにあたる人に酒を呑す事なり、此拳にあたらざる間は、すこしも酒を呑事ならず、どふぞして、あたれかし〳〵とおもふところへは、とんとあたらず、かへつて下戸の所へ度々あたる事多し、上戸も下戸もたがひにこまる間が、殊のほか可笑(おかし)きものなり、扨此拳にあたる人は大に福ありといふて、崎陽にては正月の賣初、または戎講などの酒席にて、專らにする事なりとぞ、人々此拳をなして、其面白き事をこゝろみ給ふべし、勿論本拳を志らざる人にても、出來る事なれば、其席おほひに賑はひて興あるものなり、此拳一名連子(れんと)拳ともいふなり、

匕玉拳(すくひだまけん)

是も圖略〇圖に出せしごとく、唐(から)桑(くわ)、花梨(くはりん)、紫檀(したん)ありとのかたき木にてコップを造り、圖のごとくすこし長き形のコップなり一本に長き紐を付、そのはしに同木にて造りたる玉を結び付、右の木酒器へ彼玉を五遍のうちに一遍すくひ入るか、又三べんの中に一へんすくひ入れるか、いづれにても最初のきはめによりて玉をすくひ込み、勝まけをあらそふ、此拳雙方かはる〳〵にする事なり、先すくひそんじたるかたにさけを呑す也、是も酒席に興ありて、はなはだ面白き拳なり、是玉をすくひ込みて、其日々々の吉凶をもこゝろみ、または待人などをもこゝろみる事也、

盲人拳

此拳雙方ともに指を出さず、互に一時に聲を出し、向ふより一拳上をいひし方が勝なり、たとへば、むかふ一(イッコ。)といふとき、手前二(リャン)といふこゑを出せば則勝なり、幾度にても一より十まで同じ事なり、

長崎丸山の尾崎といふ所に富都といふ法師あり、此人と拳を打に、たがひにこゑを出すうち、彼法師むかふ相手の手の甲を其度ごとに撫て、先の出せし指を知るに、すこしも違がふことなし、此法師は長崎におゐて、拳の上手の内なり、尤三味線も高名人なりとぞ、今文化五年にて、年頃廿六七歳といふ、奇妙の法師也、

庄屋拳

庄やどのは鐵砲ほうに勝ち、鐵砲はきつねにかち、狐はまた庄やに勝也、いづれも一二三の拍子にて、圖略○圖のごとくするなり、略○中

交拳

此拳は、まづ初は、たがひにつねのごとく、一拳こゑを發し、二拳めはむし拳にて、たがひに指を出すべし、又三拳めは常の拳なり、四拳めまたむし拳、五拳めつねの拳と、段々につねの拳と、虫拳を交々に打なり、右のごとく打合ふ間に入まぎれて、むし拳の場にて、つねの拳のこゑを出すとき則負なり、またつねの拳の所にて、むし拳の指を出すときは、是もまた負なり、むし拳のところも、本拳のところも、勝負のところはつねにかはらず、さて此拳いたつておかしきものにて、酒席にては尤興あり、京師浪花などにてははなはだ稀也、むし拳を出すときは、よびといふかけごゑにて出すなり、

虎拳　和藤内　母親　虎　和藤内はとらに勝ち、とらは母親にかち、母親はまた和藤内に勝なり、勿ろん遠方あるべし、

是も前の庄屋拳のごとく、三人の役を二人にてする、圖略○圖のごとく屏風襖などを隔て、立かたにて二人ともおもひ〳〵の振りありて、一所に出違ふて勝まけを見ること也、酒氣を散じ、至

ておもしろくおかしきものなり、(尤母親のすがたは、杖をつきて老人のふり、虎は這ふて出る、いたつてつよき身ぶりして、白眼み付るなり、)

〔拳獨稽古〕取上拳の事

此拳は十拳打なれば、十けん打と定め、人數たとへば五人なれば、四人と十けんづゝうつなり、かくして銘々四十拳打となる、不殘うちをはりて點數を〆て、てん數多きを順々に、天地人、外何番として甲乙つくなり、○中略

片拳の事

此拳は相手にはじめ出すかと問、相手初め出すときは、此方たゞ聲計よびて、さきのゆびにこゑのあへばとる、あはざるときはかちまけなし、またその次は、此方よりゆび出す、先に而こゑばかりよびて、手出さず、こゑのゆびにあへばとるなり、かく幾度も一ツかはりにだして、四けんとりてはらひ、五けんめ一本をかちとする也、(尤呼聲ごうまで也)

源平拳の事

此拳は先百拳打なれば、百拳打と定め置、人數十人なれば、左右に五人づゝ順を立置、下手と下手と合せて、けん木三本ヅヽうたせ、二本とりたる方殘り居て、向がはの段々上の强き人と合せうたす、また此方に而まければ、先の順の人出てうつ、かくして百拳となるとき、源方のてん數いくほん有、平かたの點がずいくほんあると、總數〆て、てんの多きを側のかちとする也、又側々にて天地人外何番と、點數多きをさきにして、段々甲乙つくなり、

〔七拳圖式〕七拳圖

左にみえたる七賢の名を呼で拳をうつべし、拳の數は何の俳名を見て、おのづからしるべし、必しも圖する所の手の形にかゝはる事なかれ、勝負はつねの拳に同じ、たゞ八九十のなきのみなり、但無手を沒有といふなり、

拳注

阮籍〇國時、下戲之、　煮て食ふ下戸こそ白眼初がつほ　逸口　嵇康　夜は月をきたふ水あり夏柳　凌也　山濤　雲ひとえうちの月みる友もがな　山阿　向秀　笛の音にむかし恐ぶの軒端哉　澄湖　劉伶　いてや此雪に埋まば醉死ん　江齋　王戎　睨にくはで味ふ李かな　呂馬　阮咸　ふどしさらす秋や心の唐錦　茶磨

〔拳會角力圖會上〕初心打習心得之事

先初心より拳を打ならはんとおもはゞ、一より十迄の聲をおぼえ、眼當とするに、樹枝かまたは竹串などをむかふにたてをきて、たとへば相手のイツカウを乞ひとるこゝろならば、串一本たてゝこひとるべし、それもイツカウ、リヤン、サン、スウ、ゴウ、リウと稽古すれば、打登りといふ勝手になる、またリウ、ゴウ、スウ、サン、リヤン、イツカウとけいこすれば、下手といふ勝付てよろしからや、右の通りのぼりくだりにならぬやう、間ばらに稽古すべし、次に相手のよく出る指は、何からなにへかよふとおもふところにこゝろをつける事、考がえの一なり、併しながら初心のうちは、思案工夫をするよりも、只達者にうつ事ばかりをこゝろがける方尤よろし、其云は、（ま事の角力の達取に押押といふて、只おす事をおもしとして教ゆ、すべて此理に同じ、）と思案工夫は上達の後にすべし、其中に相手より乞に来る手を、我耳に聞込事を、兼々底心におきて打ざれば、何日上手の場にいたる事なし、

拳は酒席のたはむれといへども、禮儀を第一とす、禮儀なきときは、他の見聞もよろしからず、心得べし、多くは相手にむかひ、我方へ一拳折かけ、二拳めを折かけるときに、ハチイなど、下知をなすに似たる言あり、男子にさへよからぬ言葉なるに、女子にまゝありて、甚聞ぐるしきものなり、よく〳〵かんがへ慎しむべき事なり、（全たひ是まで聞ゆるとしてある、奔言といふ事こそ可笑、もつとも奔言とは、ことばにあらずといふ文字に當れ、行司が團扇を引てより、角力取が倒たりとて、倒などいひしこと、むかしより聞ず、此外まゝ〳〵かしき事あまたあり、考がふべし、）

相手に向ひ打合時心得之事

相手にむかひ打ときは、よく心をしづめ氣をおとしつけ、ずいぶん慥にして、他の事をおもはず、一心を拳によせてうつべし、すこしにても外のことをおもへば、勝をとる事なりがたし、只向ふを取りひしぐやうの心持第一なり、すこしにても臆する氣味あれば、其氣つれて負るものなり、兎角丈夫に氣をもちて打ときは、其氣に乗じて勝あるべし、

總じて未熟にて弱き拳は、手の癖もすくなく、こゑかたよりて一ヲ出せば、サン、スウより外のこゑは出ず、五ヲ出せば、リウ、ゴウよりほかの、こゑの出ざるもの也、兎角我指の役々を、こゑに出す事を得ざる故に、始終手の數、こゑの數ともにすくなくして、只むかふに出す手の多きものばかり、我目にかゝり、あるひはかよひ、押もどりなど、それをもまた取に行事もならず、只こゝろばかりせき〳〵向ふへ行のみなり、是等の事も段々手練の上にて、よくかんがへ工夫をなすべし、中通りの拳は、たいてい早戻り、をし戻りなど多くうつものなり、是等の事もよく考がへてうつべき事なり、

上手の拳は、すべて手の癖も多く見得て、指の替もはやし、是また大ひにこゝろ得あるべき事なり、總じて拳を打ときは、相手百人に向へば、百人とも、各々拳の調子の違ふものと知るべし、相手の調子をそれ〴〵にとくとかんがへ、其勝手、不勝手をこゝろにとめて、先の氣變をよくはかり、透を見あはせて打事を專一とすべし、扨また拳を捨てうつ事あり、又かゝえて打事もあり、打合あひだに先と合聲になる事幾度もあり、此時先の氣を能々かんがへて打べし、又此方より先へ取らるゝ手を、合聲にする事有、またこゑの調子あげさげする事あり、よく〳〵心得べし、實に是等の條々は、はなはだ意味ある事なり、深く考がへ工夫をなして、由斷なく打給ふべし、拳を上達せんとおもはゞ、毎日拳數を五六百拳も、つとめて日數六十日ばかりも打て、また十日計も休み、また六十日も前のごとく懈怠なく打續きて、我指にとんと氣もとゞまらず、常氣にな

るやうにすべし、其後我指のかさねを、程よくかんがへて打時は、自然と上達し、功者も出來るものなり。

相手の癖に、ずいぶんこゝろをつけ、見出してうつときは、始終の勝をとるべし、斯のごとく心を用ゆれば、此方のすこしづゝの癖は、先の相手へは、ひとつも知れぬ道理なり、たとへをのれ上達すればとて、手のつたなき拳は、おほひに恥辱にして、人々の用ひもなし、此意をよく愼しみて、稽古する事を專一とすべし、すべて拳によらず、何事のけいこするにも、只最初に付たる師には、終りまで改らぬものなれば、初心のときより、よく心を用ひ、見ぐるしからぬやうにけいこすれば、上達の後にても、實に名人の場へも至るべし。

拳をうつに、甚こゝろせかれて、氣のたつものなれば、隨分臍下にこゝろをおきて、兎角向ふ相手の氣にもたゝぬやうにうつときは、自然人も恥て工合もよく、打にははなはだ打やすきものなり。拳をならふには、聲の調子をよくさだめ、自身の意にも應じ、よき調子は愛といふところを常々考がへ覺へをくべし。

〔拳會角力圖會下〕初拳を勝拳心得之事

初拳をかちて多く負になる事あり、これ氣のゆるむ所なり、はじめの拳に勝たるとき、負たるこころになりて、すこしもゆるめず打べし、まけたる方には大事とおもひ、ゆだんなく打、勝たる方には、すゝみすぐるものなり、夫も先が我よりいたつて弱き拳なれば追廻し、うしろたへさせて取事もあれども、先へすゝみ過るはよろしからず、また我より下の拳を打ときは、わがおもふやうにゆびも出れども、我より上手の拳に向て打時は、指の自由なりがたし、こゝに習も口傳もあるべし、高慢我よりたかき人にむかへば、常より二割も我慢のすくむものなり、是其一ツに魂のいらざるところなるべし、始からむかふの人は、我より上手ならんと、其人にのまるゝやうなこゝろにては、拳に利を得る事なし、本心を臍の下におとし付、見くだして口はうが利なるべし、あま

りむかふを見あげて打ば、利を失なふ事あり、其餘は臨氣應變なり、

全體拳を打に、一三五七九字ノ指を出ときは、手の表を出し、また二四六八十の手を出すときは、手の裏を出すが本意なれども、段々拳の流行するより、さまぐ\と考へ、誰それが手は肩先より打おろす時は、何の手が出る、打出しには何の手を出すといふやうに、目かしこくなりしより、近世裏表にかゝはらず手を出す、裏表にかゝはるは則陰陽なり、

拳に己を捨るといふ事

五人びろいなどのとき、四人までひろいで、跡壹人にかゝりて、相手に初拳を負、二拳めもまた其相手にをりこまれたるとき、己をすてゝ打事あり、をのれを捨るといふは、我指にすこしも心をかけずして打事也、すこしにても我指にこゝろをかけては、相手を仕とめる事おぼつかなし、尤我指にこゝろをつけて打は、平常の事なり、今爰ぞといふけはしきときにのぞんでは、我指に心をとゞめず己を捨べし、

〔嬉遊笑覽十上飲食〕類柑子に、戒第宅のことをいふ、内から園のうたを扇にうつし、拳といふ酒のみかはして、松落葉、はやり歌かんふうらん替りヤンシウウスンイロマリヤンケンタニコタマサンチエマサンナハラリトサケノカンオナジコト梅ノ花トウライキウコ五ウリウスウ、これら訛りてさまぐ\にいひしなるべし、

〔拳會角力圖會上〕土俵勝負拳之事

初拳一拳を勝ち、また續て一拳勝たるを、二番勝といふなり、中の拳一拳負たるとき、是を取分といふ、次の一拳勝負にてかちたる方、是をすなはち勝負勝といふなり、

京都堺などは、みな五拳の折詰といふて、指を合す度々に打込、四本折て、はらひといふて、指をみな拂、五本めの拳、一本合せ勝となるなり、是も向ふは一本も折ず、手前五本折ときは、二本の勝に

名人

て是を丸といふ、また向ふ四本折たるを拂ひて、手前一本もなき時より、五本折たれば、是三本の勝になるなり、たとへば向ふに一本、初拳をかちたりとも、前のごとく手前三本勝たるときは、勝負勝になるなり、則此拳を△無といふ、兩方とりわけになりて、次の勝負拳を十五の一といふなり、また向ふに一拳かち、次に手前はまへに云丸といふて、五拳折かちたるを、是を叶勝といふなり、則京師堺などの拳の立法なり、

つき出し一ッ合すを勝とするは、是を薩摩拳といふ也、

〔拳獨稽古〕大坂拳の事

此拳は呼聲なし、只ゆび計出して、先のゆび此方のゆびと出して見、たとへば先ニ而握り出せしとき、此方ニ而一本出したるは、一本のかたかち也、先ニ而一本出し、此方ニ而一本出したるは、二本のかた勝也、かくの如く一本ましをかちとす、餘のゆびかづとなれば、かちまけなし、先ニ而五本出せし時は、無手ニ而取なり、餘は玄ゆんじ知べし、

大坂にてはをりはねといふて、初けん一本此方ニ而とり、また先ニ而一本とり、二本めまた此方にてとりたるとき、先にて二本めをとれば、此方ニ而二本めのとりたるゆびはねるなり、互にかくして、二本め三本めとつゞけてとりたるかた、かちとするなり、

〔拳會角力圖會下〕浪華拳諸名家組々表附

北船場 古定組　大關 義友　關脇 東士　小結 舍亭　略○中　頭取 米屋重孫平蔵　組頭 平長嚴濱　中船場 新定組

大關 文樂　關脇 花石　小結 都水　略○中　北船場 寶組　大關 巴水　關脇 可一　小結 文

橘　略○中　中船場 鶴組　大關 定信　關脇 專イ　小結 香車　略○中

京都拳名家　頭取分 文字霞　浦島　八重谷　海士錦　瀧霞　司馬藤　沖錦　繁藤　四方

雪　源氏綱　色紙波　岩戸車　千鳥波　御崎灘　五百湊　御代谷　八十島　濱霞　見櫻

渦霞　八雲巖〇中略

長崎拳名家表附　大關　小牟田友助　關脇　木原榮次郎　小結　小牟田太次郎〇中略　大關　平山太四郎　關脇　竹内喜平次　小結　西村喜藏〇中略

國々名家拳　豐後日田　鍋屋半八　鍋屋甚三郎　京屋亦八　京屋爲三郎　鍋屋新太郎　羽野養順　京屋小三郎　筑前博多　久理屋甚六　福田屋勘兵衛　弦屋半四郎　肥前佐嘉　西村源兵衛　吉田勘兵衛　筑後若津　半治　榮藏　武三郎　肥後熊本　金屋清助　荒物屋新吉・守口屋民八　菓子屋榮助　薩摩屋榮吉　肥前大村　清治郎　竹三郎　文治郎　久留米　大八島　藥八　八郎兵衛　紀州若山　服部　杜友　河庄　如月　竹久　新虎　歌扇　河久　糸遊　紀三七　住保　岡新　粉武

〔拳會角力圖會上〕行司演舌之事

東西々々、此所にをきまして晴雨に拘はらず、一日拳會つかまつりまするところ、其沙汰よろしうして、各々さまがた、御賑々しう御見物に御出くださり升るだんな、會元何某は申におよばず、組中の銘々、かずなりませぬわたくしまで、いかばかりか大慶の色をなしたてまつる、したがつて左右の力者力鋲をかけまするあいだ、拳角力の故實をあらまし御耳に觸ます、皇のかしこき御代の神あそび、四海太平、五穀豐饒の祭たり、天ひらけて四象あらはれ、陰陽あつて萬物せうず、中にも拳な末げいたりといへども、すこしく其規模をつたへ、角力となぞらへ、酒席のたすけとなし、組うち手練のはまれをあらはすとかや、爰に肥州長崎圓山開發のとき、彼所の青樓に唐人あまたきたり、宴をまうけ遊女を招き、玉椀琥珀粲然とかざりたて、檻のまへには八珍をつらね、床の側には笙をならし、あるひはからうたを唱、こなたには金鼓をたゝき、喇叭をふき、意氣を勵まし、チンタ蒲萄の美酒をすゝむ、酒闌はにおよぶのころ、唐人左右にわかれ、禮儀正しく、上より

は拳をひろいまはるあり、下よりは拾ひのぼるあり、火花を散しうちたゝかふ、やがて負と見えたる方家には、ギヤマンの大器に二三盃程づゝのみほして、うしろに退ぞく、其行儀正麗なる事、實に言語に述がたし、今世にいふ崎陽拳の濫觴是なり、扨其時中にも手錬𛂦者の拳を五人ゑり出し、此五人に打勝たるものには、虎皮五枚、豹皮五枚、猩々緋五本、羅紗五本、または美女五人など、さまたゝの褒美を出し、其勝負を見んと、座中皆こぞりあへり、𛀙かる處はるか末席より登人の唐人あらはれ出、此五人の達人を何の苦もなくひろひまはり、同席にて美人五人ひろひなげにせしより、五人拾のはじめとす、是則陰陽和合の體なり、さるに因て眞の角力の土俵に阿吽の二字口あり、阿は開て酒を呑、吽な塞で呑ぬとかや、唐玄宗皇帝の曰、拳な酒席の一助たれば、眞に愛すべきものなり、かならず上達の關取うつ、此事わするべからずとかや、拳角力のかゝりにも、十六箇の土俵を布、土はすなはち五行の主にして、餘の木火金水を四方に配る、是則四本柱なり、地取にとりては東西南北、須彌にとりては北は黄に、南は青く、東白西紅に染色の山をうつし、四色の絹をもつて幕の上にはり、神明佛陀の御戸帳などゝいへり、なかなか左にあらず、北は水にして其性暴く玄武なり、北より卷出し北にてとめるゆえ水引と號く、實の角力な四つより出て、四ツの靡を故さず、それゆえ四々十六俵の布たるを土俵といふ、拳な一より十までのこゑなり、勧進角力は八方正面、拳のすまふな十方正面、一より十迄變態あることは、今諸君子の知れる處なれば、長口𛀙やうはかへつて番數のさまたげにもなりませうづから、唯何事もあらかじめ、まづは左右の力者をうたせ御一覽に入まする、（拳會角力のとき、行司力五人ひらひの最初のかゝりに此口上を述、其後角力を合す、）

行司仕樣之事

行事はかねて組々の名乘をよく覺へ、拳角力の節土俵にかゝり、一通り口演すみて後、ぐ土俵の東西に出かけて、寄方と書たる張紙あり、此はりがみに目をつけ、出かけの方より出がけ〳〵と

呼出し、次に寄かた〳〵と呼べし、さて雙方土俵にむかへば、出かけの方より名乘をあげて、其次に寄かた誰と名乘をあげ、角力を合すなり、もつとも拳の故實濫觴の事は、五人拾ひの最初に、行司を預人是を述る、此おもむき、眞の角力とはすこしの相違あり、

同行司意得之事

行事をあづかる人、第一に意得とするは、左右より打たる指をよくおぼえ、何々にてをりかけたりといふことを得と胸におとしつけ、幾度も折はね〳〵したるときに、うろたえぬやうにすべし、又左右ともにつかれ見え、たがひにこゝろの合ぬことあり、其時中にて水を入れ、左右へ化粧紙をわたすなども席の模樣なり、さてまた特と聲の遲き拳、あるひはこゝろをぬく拳あり、かやうのとき行司のはなはだめいわくする事あり、折にはまたイヤ〳〵〳〵とばかりいひて、拳のこゝろが一こゝろに、イヤ〳〵を十こゝろもいふ拳あり、さほどいやなことなれば、最初よりうたぬがよひとおもふ事も儘あり、其餘色々むづかしき拳のあるものなれば、行司の役はいづれにも、ずいぶん氣ながにしんぼうをせねばならぬことなり、たとへ極寒にても玉をあざむく汗をながし、我家業よりも大切にして眠たゝきもせず、拳ばかりにこゝろをうつし、宵より夜のあけるもいとはず、勝負の分るまで嚴重に相つとめる事なり、かくのごとく堅固につとめたりとて、誰ありて給銀をくれるものもなければ、我寶を散じて、此役を守るが行司の味なり、奇なり妙なり、〇下略

〔拳會角力圖會 上〕團之圖 〇圖略、下倣之、　拍木之圖　拳錦之圖　手水桶之圖　相引之圖　土俵飾附之圖　弓之圖　弦

〔近世奇跡考 五〕玉菊拳まはし

享保中酒を好む者、拳相撲といふことをして、もつはらはやりけるが、玉菊その事を上手にせしよし、新吉原小田原屋某玉菊が手におほひし拳まはしといふものを今にをさむ、甲がけと云も

の、ごとく、黒天鵞絨(くろびろうど)にてつくり、金糸にてかくのごとき紋をぬひたり、略○圖是かの拳相撲にもちゐたる手おほひなりとぞ、

〔嬉遊笑覽 十上飮食〕吉原などにも享保中に拳相撲といふことはやりて、遊女玉菊これを上手にして、拳まはしといふもの有とて、手覆めくものを、奇跡考に載たれど、その頃いまださばかりは行はれざりしと見えて、延享三年丙寅、吉原細見虎が文といふに、拳の圖解委しく出たり、かゝれば拳まはし後の物なるべし、明和七年、辰巳園と云冊子に、拳すまふ有しことをいへり、江戸名物鑑、拳すまふとありて、其句、米かしや指て戰ふ秋の露、唯拳を打つも拳すまふなり、

拳稽古所

〔天保度御改正諸事留 七〕辰 天保十五年 二月廿八日

市中之内、拳稽古所と申看板差出、又は看板無之致稽古候儀、御時節柄如何ニ付、組合限早々爲相止候樣、北御廻り方ゟ御談有之候間、御組合限早々行屆候樣、御通達可被成候、

但右拳稽古所御差止被成候分、名前肩書幷看板之有無共、半紙竪帳ニ御認、來月二日北御番所御廻掛江御持寄可被成候、以上、

二月廿八日　　定世話掛

骨牌

骨牌ハ初和蘭人ノ齎ス所ニシテ、紙ニテ札ヲ製シ、以テ勝敗ヲ決スルノ用ニ供ス、此ヲ字牟須牟加留多ト稱ス、後其製ニ倣フ者ヲ凡テ加留多ト稱セリ、而シテ之ヲ博弈ニ用キル事ハ、法律部博弈篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔書言字考節用集 七器財〕骨牌 カルタ 博戯之一種、見玉篇、

傳來

〔和爾雅 五 戯具〕樗蒲(カリタ)

〔倭訓栞 中編 四 加〕かりた〇中略 戯具にいふは槁板の義なるべし、紙牌、骨牌などいへり、かるたともいふ、蠻人の玩ぶもの、其かうらんすんなどいふ、皆蠻語也、牌の繪に四品ありて、いすといふは劒也、はうといふは青色、こつぷといふは酒盞也、おをるといふは玉也といへり、かるた圖は阿蘭陀の舟を乘に用る地圖也といへり、

〔本朝世事談綺正誤 器用 一〕賀留多

多田夜話曰、かるたと云は、梵語にて唐譯していふ時は、圖と云ことなり、繪圖の書ある物といふ意にて、博奕の具に限りたることにはあらず、樗蒲と云る博奕に用ふる札の名なり、ともに繪書にある故、かるたといふ、繪が付たなどゝいふ、能かるたの義にかなふ詞なり、これにては梵語のやうなれど、いづれもあしゝ、もとより寛永の先にあること辨をまつべからず、また春湊浪話卷の一曰、かるたは輕板といふ言葉の略なるにやといへど、いまだし、おもふに和名類聚抄卷の四、雜藝類樗蒲、兼名苑云、樗蒲一名九采、内典云樗蒲、和名加利宇知、とあるをもておもへば、かるたは加利宇知の約たるとおもはる、宇知の反つなり、つとたとかよへり、さればかるたといへるものは、中國のいとふるくよりあるものと見えたり、その言の蠻語に似かよひたれば、僻説したるものならんか、

〔本朝世事談綺 二 器用〕賀留多

阿蘭人これを翫ぶ、寛永のころ、長崎港の人民倣て戯とせり、

〇按ズルニ、次ニ引ケル長曾我部元親式目ニ據ルニ、カルタハ慶長ノ頃、既ニ盛ニ行ハレタルガ如シ、

〔長曾我部元親式目〕掟

一博奕、カルタ、諸勝負令停止、附 其外不作法令禁制事、〇中略

種類

右之條數、堅可相守、此外從先規相定數ヶ條、今以不可有相違者也、

慶長二丁酉年三月朔日　元親

〔人倫訓蒙圖彙五〕嘉留多師　かるたは阿蘭陀人の翫也、一種各十二枚あつて、とつふ、わうる、はういすの四種あつて、合四十八枚なり、又歌がるた、詩がるたあり、歌がるた寺町通二條の上ひいなやにあり、四十八枚は五條通におほし、大坂久太郎町にあり、彩色外に出してもこれをつくる也、

〔毛吹草三〕山城　坊門賀留多○鳥相物也中略　金賀留多　歌賀留多　筑後　三池賀留多

〔雍州府志七土産〕賀留多　六條坊門製之、其良者稱三池、以金銀箔飾之者謂箔賀留多、是於繪草子屋造之、元阿蘭陀人玩之、長崎港土人效之爲戲、凡賀留多有四種紋、一種各十二枚、通計四十八枚也、一種紋謂伊須、蠻國稱劒曰伊須波多、此紋形似劒自一數至九、第十畫法師之形、是表僧形者也、第十一畫騎馬人、是表士者也、第十二畫踞床之人、是表庶人者也、一種稱波字、蠻國稱靑色曰波字、此紋自一數至九數、第十第十一第十二同前、一種紋謂古津不、蠻國酒盃謂古津不、是表酒盃者也、一種紋謂於字留、蠻國稱玉謂於字留、是表玉者也、其玩之法、其始三人或五人團坐、其内一人左手取持賀留多、以裏面上下混雜、不見其畫配分而置各々之前、是謂切賀留多、其爲戲謂打賀留多、然後人々所得之札數、一二三次第早拂盡所持之札、是爲勝、是謂讀、倭俗每事算之謂讀、又互所讀之札合其紋之同者、其紋無相同者、爲負、是謂合、言合其紋之義也、或又謂加字、又謂比伊幾、或又謂宇牟須牟加留多、其法有若干、畢竟博奕之戯也、

〔半日閑話八〕一うんすんかるた打方

一第一うん　五枚　布袋　福祿壽　大黑　惠び壽　達磨

一第二すん　五枚　唐人の黑冠するもの皆すん也

一第三そした　五枚　異國人のごときもの　二枚不足

一第四ろはい　九枚　飛龍のごときもの虫と云ものか、壹枚不足、

一第五こし　五枚　武者のごときもの腰をかけし體きりと云もの、壹枚不足、

一第六馬　六枚　共に馬に乗る體也

一第七花　九枚　棒の先に花の付し體也ろばいに花の付候を貫、是より打出す也、一枚不足、

一ぐる　九枚　大鼓の模樣付也くろのうん太鼓に達磨、餘是に准す、

一おふる　九枚　[illegible]如此者おふるのうんは惠比壽也、前同斷、

一こつぷ　九枚　寶包みの如きもの也、こつぷのうんは布袋也、

一劒　九枚　利劒のもやふ也、劒のうん福祿壽、

都て丸きものは數すくなきをよしとす、長きものは員多きをよしとす總數七十五枚、内四枚不足打方は先札を合せ、きり交て、三人にて打ば、總札の内より一枚取て是を中へ置、跡を三人五枚づゝ順にくばり、末に成一枚か二枚餘りたるをば、別にのせ置、是は捨にして用ひず、扨初に一枚取てをきし札、たとへばくるの六なれば、則三人の者何もくるに付し札を人に見せず取よけ置、是其番のきしものといひて、尤大事にすべきもの也、これは總てうんすんの順によりて、うんにくるの付しかば、第一番のよきものにする故に、くるをとりのけしまひ、それよりうちかゝれり、第四番のろばいに花の付しを持し人ゟ打始る也、打初ると云は、ろはいに花の付候札をもたぬ人、先何にても手に有輕き札を兩人とも出す也、さて二人出候札、たとへば花の三を一人出し、一人は劒の三を出すときは、かのろばいに花の付候札ある者の手ゟ長きは數多きをよしとすれば、劒の五をうちて手前へ取、其五の札を上に置て、膝の前に置也、夫より右にすわりし次の人、又うつ也、其うち方はみな同じ、何れにても長きものは數多きにて取、丸きものは數少きにて取也、夫ゟ段々札少くなれば、かの初にのけ置しくえのつきたるを出して打

也、是はくるとうには勝まけなれども、外の札はつゞくものなし、其打さすと云事あり、さすとは一人人物鳥か虫の類を以てふせ置、其次の人たゞの札を出すはすてといひて初手ゟ捨てしまふ也、劍の札杯にては有とても取事ならず、今一人は手にある處のうんゟ馬までの繪の付たるを以てさす也、向ふの人、第六番めの馬をさせば、此方にて其より上の五ばんめのこしをさして取也、其順にてうんをさせば、是に紛もなし、かやうにしてみな取じまひ、昔ばん多く札をとりしもの勝となる也、其札の取方さし方に、大に上手下手ある事也、亦最初一枚取、おくれ、もしうんゟ馬までの札なれば、あまりよき物ゆへ益なき事なれば、又かはより五枚づゝも取て切直し、其中ゟ一枚をく事も有、又棒の五、丸の五、丸の四、棒六にて取也、又棒の九、丸の四き取所也、

又古き書付添一枚有之、すんうんそうたきり馬虫、右の外はぼうはあれども、數多き方へとり申候、丸きものは數少き所方へ取申候、殘りをおきと申候、おきに御座候むしを持候者ゟ打出し申候を、をきはたがひにふせ候てさし申候、おきをたがひにさし候ても、人の付候かたへ取申候人にても、をきにて御座なく候へば、丸きものにてもぼうにても、其時々のおきの方へ取申候、何れにても繪のつき次第、たがひにさしにてせうぶいたし候、

〔和漢三才圖會　十七嬉戯〕樗蒲（加宇牟）

按、樗蒲其製古今不同、今所用者、本出於南蠻矣、用厚紙作之、外黑内白而有畫文、青色（名二巴字）赤色（名二伊須）圓形（名二於留）牛圓（名二骨扶）之四品、各十二共四十八枚、其畫一則龍形（名二豆牟）二至九畫數目也、十則僧形（名二十部）十一騎馬（名二牟末）十二似武將（名二幾利）其名目亦蠻語矣、

〔桂林漫錄　上〕清人詠歌

寛政庚子歳、安房國立澤　南京ノ商船漂著ス、○中略　彼人雖商ドモ出船ノ後、假小屋ヲ取リ拂ヒタ

ル蹤ニテ拾ヒタリトテ、骨牌一枚ヲ予ニ與フ、其形圖ノ如シ、○圖略傍ニ燕青ト書キタルハ、浪子燕青ノコトナル可シ、

〔居龍工随筆〕かるたは蠻夷より來りて、十とキリとは歩武者、十一は騎馬武者にて、其外はことごとく栖の模様なり、

〔雍州府志 七土産〕賀留多 中略 賀留多札百枚、半五十札書古歌一首之上句、圍並床上中央殘際地、是謂地、又半五十枚書上歌之下句、是謂出、前所謂中央際地出置所應手之下句一枚、圍坐人各視之、所在床上之上句、與今所出置之下句、有相合者則取之、然後其所合取之札算多者爲勝、算少者爲負、是稱歌(ウタ)賀留多、元出自貝合之戯者也、

〔女用教訓繪本花の宴〕つゐまつ歌がるたの事なり、百人一首のほど、小町花合、三十六歌仙、そのたび〳〵數々つねにもてあそびて、そらんじぬべし、

〔春湊浪話 下〕歌がるた貝覆

宇治十帖に、八宮のひめ君兄弟はかなきことをも、もとするをとりていひかはしといへるを、花鳥餘情、細流抄等に、歌などの上句下句など讀ことゝ注し、枕草子に歌のもとを仰られて、是が末はいかにと仰らるゝに、すべて夜ひる心にかゝりて覺ゆると見えしことなど見ゆる、此歌のもと末を覺えん料に、今の歌がるたといふは出來りけるにぞ、其比よりのものなるべし、此本に末を對するといふ事より、對末の歌がるたなどいふ名もあり、さらば宇治十帖、枕草子などに見えし歌がるたのおこりし根元ともいふべし、かるたとは輕板といふ言葉の異なるにや、

〔貞丈雜記 八調度〕一歌がるたといふ物は古なし、近代出來たる物也、本は貝おほひの貝より思ひよりて作りたる故、本名をば歌貝と云也、又伊勢物語に松明(ツイマツ)(たいまつの事)の炭にて、歌の下句を書たる事

つぶれ、とさかよりちたり、おぬけなどして、見わするほどになりてかへりたり、おほかた思ふばかりなし、今はゆゝしき鳥ありとも、なに、かはせん、たまはりの鳥なれば、きくもいみじからむとこそ思ひしになど、かへすがへすこゝろうくて、辨内侍、

われぞまづねにたつばかりおぼえけるゆふつけ鳥のなれるすがたに、三日、○三月、御鳥合なり、御所後深草もひろ御所へいでさせおはします、冷泉大納言、公相○萬里の小路大納言、左衛門督、○雅家三條中納言、公親頭中將、公保伊與中將、公忠すけやすの中將、藏人はのこりなし、はつゆきなるあかこくろなどいふ鳥ども、かねてよりふせごにつきて、そのそのあづかりて、丁子ぞめやかうすりつけ、たきものなどして、いづれかにはひうつくしきとぞあらそひし、みすのうらより出されしかば、萬里小路の大納言たまはりてあはせられし、ゆゝしかりし君なり、ひよひよより御所に御手ならさせおはしまして、かひたてられしいみじさばかりにてこそ侍れ、御とりがらはあやしげなれば、かたせんとて、それよりをとりたる鳥どもに合せられしもおかし、公忠公保がとりあはせしおり、伊與中將がとり、そらおどりするとて人々わらひしに、冷泉大納言、ひさかたのそらおどりこそおかしけれとのたまへば、公忠さこそといひたりし、おかしくて、辨内侍、

雲ゐとはなれさへしるや久かたのそらおどりする鳥にも有哉

〔看聞日記〕應永廿三年三月三日、桃花宴如例、但鷄鬪之儀被略、當所鷄不飼、仍無之、　廿五年三月三日、早旦鷄鬪三番合之、當所鳥雞得之間、纔五羽尋出了、

〔管見記〕永享五年三月三日、相當上巳、一段之佳節也、廣壽院殿依三回之中、鷄鬪略之、　五月一日、召集家僕等、打下寢、以鷄鬪合、鬪雌雄、尤乘興、

〔建内記〕嘉吉三年二月十三日己亥、藏人中務丞源定仲一臈也送御教書於右兵衞佐成房、來月三日鬪鷄三羽可召進之由也、可出領狀請文由仰含候、

來月三日可有鬪鷄三羽可召進之狀、謹所請如件、

二月十三日

三月三日己未、禁裏鬪鷄三羽可召進之由、過日一臈藏人中務丞源定仲相催、威房出領狀請文、今日可尋進也、殿上人少々進之、於東庭有此事云々、

〔宜胤卿記〕長享三年〇延德元年二月廿一日庚戌、極臈源富仲以狀云、來月三日鬪鷄事、諒闇中可爲如何哉、可尋予之由被仰下云々、先例不覺悟、近例永享無所見、停止可然歟、鬪鷄事根元幼年之御沙汰歟、長君之御時近代勿論不打任事歟、旁御無沙汰可然歟、但於可有御尋歟之由返答了、　廿二日辛亥、源富仲以使者鬪鷄事伺申之處、以昨日予申分勾當返事如此云々、加一見返遣之、其返事分は尋予可定由被仰下候上者、重不可及披露之、罪々敷事停止可然分也、　三月三日辛酉、今日內裏鬪鷄停止、依諒闇也、於例者不勸知、准不依例之有無停止可然之由、先日予所計申也、凡鬪鷄事、幼主儀也云々、近代長君之御時有此事、不打任計、

〔和長卿記〕明應七年三月三日己亥、禁中例年之鬪鷄召進之、雖知鬪鷄之節、何空浮蟻之賞、桃花紅笑吾顏耳、呵々、

〔二水記〕永正十四年三月三日、於東庭鬪鷄如常、御祝令祗候、

〔言繼卿記〕天文二年二月三十日癸卯、來月三日鬪鷄催、廻文了、如此、

宿紙拂底之間、內々令申候也、

來月三日、鬪鷄三羽如例年可令持參給旨被仰候、可得御意候也、

二月廿九日　以緖

頭辨殿〇以下十六人名略

三日丙午、今朝鬪鷄見物候、九番有之、予鳥は如例年從野村持來、被參候輩、頭中將公叙朝臣、予、橘以

かるたを好き上手にて、所々方々へよみ打にあるきけるが、近年いよ〳〵かるた高下共に時花、歴々の分限者たち、又は淺草遊寺町の和尚住持智識長老御盛人迄、此わざを第一にて、かるたの上手と呼べば、猿江の專念寺と云寺の住持、よみ好き妙を得たり、又砂村の百姓縫右衛門は、專念寺に馬きりの劣り有と云、兩替町會津や五兵衛は、夫より海馬だけ强しなど、其内にて申あへり、彼蓬屋おりつは、是等の輩に勝負更に甲乙なき上手たり、尤黑札をまきちらしたる時、一まいうち出すと、其人の手跡に八枚何々といふ事、鏡にかけて見るよりもあきらけし、或人おりつに向ひ、其元かるた上手と申候得ども、凡かるたは繪付次第にて、下手も上手も入まじきか、たとへ上手にても馬が十にもなるまじといひければ、おりつ答て、いや〳〵左樣にあらず、繪のあしきを取たる時こそ上手の入る所なり、あながち手前の勝つ事を思はず、役のなきあがりの安き方へ打込やうに致をもつて、よみ打の上手と申べし、おのれせひ勝んとするは下手なり、されば兼好が書し圍碁といふものゝ上手の曰、勝んと思ふ事なかれ、負まじと思ふてかこむべしと云しとなり、まけまいと思ふは、勝んと思ふ同じ心の樣なれ共、其事甚意味有、名人の詞なり、又二が三には打れまじ、十が馬には打れまじと御申候へ共、必ず打れるなり、下手は海馬を二にも三にも打せ、上手は海馬はあざに打、釋迦は十のかはりに打す、釋迦の場にて打事なり、たとへば二三打て次へ四とやる、其四なくて返る、かへざれば馬を打てきりとやる、四の替りに馬をはなすは、馬を四にも打なり、叓を以て上手は自由に其繪をこなすこと、自然ふしぎの妙有と答けるとなり、今此おりつは、かるた打の輩しらざるはなし、

古事類苑

遊戲部五

物合

名稱

物合トハ、汎ク事物ニ就キテ左右ヲ對比シ、優劣ヲ判シ、輸贏ヲ決スルヲ云フ、故ニ其事物ハ一ナラズ、動物ニハ、鬪鷄、虫合ノ如キアリ、植物ニハ、鬪草、前栽合、根合ノ如キアリ、器物ニハ扇合、貝合ノ如キアリ、文書ニハ物語合ノ如キアリ、多クハ上流ノ娯樂ニ供スルニ過ギズ、其盛ナルモノニハ、左右ニ各、頭アリ、念人アリ、籌刺アリ、奏樂アルコト、相撲ノ節等ニ同ジク、又歌ヲ詠ジテ之ヲ其物ニ加フルアリ、

此ニ列擧セル物合ノ外ニ、鬪牛鬪犬アリ、動物部ニ見エ、競馬アリ、武技部ニ見エ、繪合、歌合アリ、文學部ニ見エ、琵琶合、今様合アリ、樂舞部ニ見エタリ、

〔紫式部日記〕御いかは、霜月のついたちの日、れいの人々の、志たてゝのぼりつどひたる、御前の有さま、繪にかきたる、物あはせの所にぞ、いとようにて侍し、

〔枕草子十〕うれしき物　物あはせ何くれといどむ事にかちたる、いかでかうれしからざらん、

〔安齋隨筆前編十二〕一物合　すべて物合は多の人をあつめて、左方右方と二わけにして、右と左と相つがひて、雙方の物を合て、判者ありて其勝負を判斷する也、雙方同位にて勝負なきを持と云、持の字をヂとよむ、本歌合より起るなるべし、詩合にもあり、たき物合、香合、香はキヤウの事也、草合は草花を合する也、貝合に貝おほひの事にはあらず、と云は、種々の貝がらを合する也、根合と云は菖蒲の根を合する也、根の

鬪鷄

長きを勝とす、繪合は繪にて物を合する也、古は琵琶合もありし、古く名あるびはを合せし也、すべて何を合する、何は合せずと定りもなし、時によりて何をも合する遊び也、草合、貝合、根合の類は、各歌をよみて其物にそゆる也、其歌によせ作り物をすはまなどの臺にして、その臺に草にても貝にても根にても、すべて出す也、其歌に勝負あり、又草子合は古き物語の草子を合す也、又扇合もあり、鷄合もあり、皆古代の遊び事也、勝負の舞樂ある事もあり、花奢風流をいとなみあらそひ、其料に多くの財をついやせり、尤婦女の悦ぶ事也、

〔倭名類聚抄四 雜藝〕鬪雞　玉燭寶典云、寒食之節、城市多爲鬪雞之戲、(鬪雞、此間云止利阿波世、)

〔箋注倭名類聚抄二 歳時〕原書作此節城市尤多鬪鷄鬪卵之戲、按荊楚歲時記云、去冬節一百五日、卽有疾風甚雨、謂之寒食、禁火三日、造餳大麥粥、鬪雞鏤雞子、鬪雞子、是寒食之節、鬪雞鬪卵竝有之、源君引證鬪鷄、故節鬪卵二字也、

〔類聚名義抄七 門〕鬪鷄トリアハセ

〔伊呂波字類抄止 術藝〕鬪鷄トリアハセ

〔世諺問答〕鷄合と申侍る事は、何のゆへにて侍るぞや、答、もろこしの事にや、明皇(唐)○と申、御門、たはぶれに鷄を鬪はしめ給ひしに、ほどなく位につき給ひしより、小兒五百人をえらみ、治鷄坊といふ所をたて、、鷄をかはせられしとかや、またかの明皇は乙酉のとし生れ給ひしゆへ鬪鷄をこのみ給ひしよし、東城老子傳と申ものにてみ侍りし、

〔塵袋三〕一ニハトリアハセ、鷄ヲアハスニハ合ノ字ヲ用ル歟、トリアハセ、草アハセニハ鬪鷄、鬪草トカタ(略)○下

〔禁秘御抄下〕一鳥

幼主時、小鳥合幷鷄鬪常事也、予緗無定樣、又遣馬部吉上取小家小鳥鷄、流例也、如此興遊、幼主御時

事歟、

〔禁秘御抄上〕一出納

候御壺體事無先例、堀川院御時、如鳥鬪被召連、猶不甘心事也、

一小舍人

如出納、如鷄鬪參事、彼御時例ナレドモ不甘心、

〔後水尾院當時年中行事上〕三月三日、あさ御盃參ル、朔日におなじ、鬪鷄あり、兼日極﨟殿上人のかぎり觸催して、各にはとりを進上ス、牛かひ兩人參りて鷄を合す、高やり戶にて此事あり、あさがれひより御覽あり、

〔洞中年中行事三月〕三日、○中略 鬪鷄ノ事不知指事、禁秘抄に幼主時常の事なりと有、洞中にても儲宮々ある時ならば御沙汰あり、此外無爲指事、

〔故實拾要四〕同日三月三日○ 鬪鷄

是今日鷄合也、天子出御清涼殿、有天覽、極﨟催之、但鬪鷄ハ四位五位ノ殿上人ヨリ三羽宛獻之、於清涼殿ノ南庭鬪鷄アリ、但頭辨頭中將ヨリ獻ズル鳥ヲ鬪鷄ノ始ニ出之也、又令鬪鷄事ハ御牛飼仙納丸彌一丸合之也、奉行ハ極﨟勤之也、

〔日本書紀十四雄略〕七年八月、官者吉備弓削部虛空、取急還家、吉備下道臣前津屋、留使虛空、經月不肯聽上京都、天皇遣身毛君丈夫召焉、虛空被召來言、前津屋以小女爲天皇人、以大女爲己人、競令相鬪、見幼女勝、卽拔刀而殺、復以小雄雞呼爲天皇鷄、拔毛剪翼、以大雄鷄呼爲己鷄、著鈴金距、競令鬪之、見禿鷄勝、亦拔刀而殺、天皇聞是語、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋幷族七十人、

〔春秋左氏傳二十五昭公〕傳二十五年○中略 季郈之雞鬪、季氏介其雞、郈氏爲之金距、平氏怒、益宮於郈氏、且讓之、

〔三餘淸事 六〕女人緝穉

若夫鬪雞而芥其羽、金其距、又鬪蟋蟀、有場、盛之有器、餉之以黃豆糜、必大小相配、兩家審視數回、然後登場決勝負、其健而善鬪者、號將軍、或號大將軍、死以金棺瘞之、將軍以銀棺瘞之、原得之所、甚者或至有破其家產者、日本亦有此等戲、而未嘗至於如是之愚癡迷惑、蓋日本人氣格高古、自無此等童心見習焉耳、

〔三代實錄 四十 陽成〕元慶六年二月廿八日辛丑、天皇於弘徽殿前、覽鬪雞、

〔日本紀略 二 朱雀〕天慶元年三月四日、於御前、有鬪雞事、十番爲限、

〔日本紀略 八 花山〕寬和二年三月七日乙亥、東宮有鬪雞事、十番、

〔榮花物語 八 初花〕寬弘三年になりぬ、○中略三月ばかり花山院には、五六宮をもてはやしきこえさせ給とて、とりあはせせさせ給てみせたてまつらせたまふ、おやはらの五のみや昭登○をば、いみじうあいしおぼし、むすめばらの六宮清仁○をばことのほかにぞおぼされける、かゝる程に世の中の京わらはべ、かたりきゝてとり〳〵のゝしる、人の國までゆきて、いさかひのゝしりけり、かゝるいまめく事どもを、殿道長○藤原きこしめして、かいひそめて、おはしますこそよけれ、いでやとおぼしきゝ、奉らせ給ふ程に、院のうちの有樣をきて給ふ事ども、いとおどろ〳〵しういみじ、その日に成ぬれば、左右の樂屋つくりて、さま〴〵の樂舞などことゝのへさせ給へり、との、君たちおはすべう御せうそくあれば、みなまいり給、さるべき殿ばらなどもまいりたまふて、いまは事どもなりぬるきはに、このとりの左のまきりにまけ、右のみかつに、むげに物はらだゝしう心やましうおぼされて、たゞむつかりにむつからせ給へば、見きゝ給人々も、心のうちおかしうおぼしみ奉りたまひけり、左萬におぼえむつかりて、ことなる物のはへなくてそれにけり、いとこそおかしかりけれ、

〔日本紀略後一條十三〕萬壽二年三月十七日己亥、内大臣家○藤原教通有鬪鷄遊、

〔中右記〕寛治八年○嘉保元年正月廿八日庚子、早旦參內、於殿上小庭、御覽鬪鷄、敢刻無勝負、各可謂勉楚之歟、　二月廿八日庚午、午後與源中將參內、於殿上小庭御覽鬪鷄、　三月十三日甲申、終日候御前、依當番供朝夕膳、終日有鬪鷄興、因幡守長實所獻黑鳥毛負了、頗雖異物、無雄飛興歟、

〔百練抄五鳥羽〕永久五年五月廿九日、內裏有鬪鷄鬪草、

〔長秋記〕保延元年三月三日丙子、女院有鬪鷄事、左方限合之、換臨時祭方右頭經宗、依病不參之故也、

〔台記〕久壽二年四月廿四日庚子、今日隆長具鷄十羽、參宇治令鬪之、

〔百練抄七後白河〕保元三年二月十三日、於弘徽殿壺有鬪鷄事、月卿雲客爲左右念人、有勝負舞、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕承安二年五月二日、東山仙洞にて鷄合の事ありけり、公卿侍從僧徒、上下の北面の輩、つねに祗候のものども左右をわかたれ、左方頭內藏頭親信朝臣、右方頭右近中將定能朝臣也、前夜寢殿の巽にあたりて地臺一面をおく、五節造物の臺のごとし、欵冬をむすびてうへたり、其上に銀の賢木をうへて、葉枝に用之銀臺をすへたり、たかさ八尺ばかり也、色どりて藤花をむすびてかけたり、葉柯の南に玉の鷄籠をおく、其北に銀鷄を入てをく、かり屋の東の砌に第一間にあたりて、かざしの花臺をたて、ゝ勝負の美とす、其北に錦の圓座をしきて大鼓鉦鼓をたつ、かり屋の艮に盧橘樹をつくりてうへたり、同北妻には薔薇をつくりてうへたり、牡丹欵冬などをつくりてうへたり、左方の念人御前に參集す、右方念人は蓮花王院に集會しけり、をの〳〵皆參の後、列參して西南の門より入て、殿上に參著しけり、たゞし公卿の外はつかず、右方頭中將定能朝臣事具するよしを奏す、すなはち法皇○後白河出御ありて人をめす、權中辨經房朝臣おほせを承て、はやくはじむべきよしをおほす、其後卿相以下にしの中門の外にくたり立けり、先左方念人首座、次に右方念人西中門を入て參進のあひだ、まいり音聲あり、竹屋をつくりて黑木の屋

に擬して、春日なる御室の山のあをやまのまうたふ、右中将定能朝臣篳篥をふく、右少将雅賢和琴を弾ず、府の随人二人[illegible]和琴をかく、くだんの両人助音しけり、又陪従信綱も同くつけけり、右兵衛佐基範笛をふく、念人中雅賢朝臣、基範朝臣、家保等、舞人の装束をして参進、見る人嗟歎せずといふことなし、念人等右に着座の後、左右の頭をめす、左方伊豫守親信朝臣、右方右中将定能朝臣御前に参る、左右の鳥同時に持参すべきよしをおほす、すなはち両方の鳥を持参して、南階の間のすのこにをく、一番左衛門尉の鳥字無名丸、左少将盛頼朝臣持参す、右五條大納言の鳥字千與丸、右少将雅賢朝臣持参す、左右ともにうそをふく、其興なきにあらず、勝負いかやうにみゆるやうのよし、定能朝臣をもてたづね仰られければ、右のとり終頭理ありといへ共、中間に又左の鳥理を得たり、かつ又一番右かつ、をそれありとて、左右持にさだめられにけり、よて両方かずをさす、左方のかずの[illegible]蔵人右少弁親宗、銀鴨一羽とりて[illegible]参進して葉柄につく、次に雅賢朝臣まづ插冠の花をぬきて鶏冠座につく、次鳥を取てまりぞきいる、盛頼朝臣おなじく鳥を取てまりぞき入、其後十二番有けり、左方勝四番、右方勝二番、持六番也、次左方楽器をたつ、次楽人参進して楽を奏す、次陵王、[illegible]陵王の終頭に右方より定能朝臣をもて、如此の興遊に左右勝負舞を奏する事先例有、いかやうにぞんずべきやのよし奏しければ、用意の事等をの〳〵つとむべきのよしおほせられけり、次に納蘇利を奏す、右近将曹多好方、右近多成長等、つかうまつりけり、次に右方楽人散楽、北面下﨟等、にしきの地鋪を庭上に敷て舞臺に擬す、妓女二人甘洲をまふ、負方妓女舞奏する事いはれなき事なれとも、用意のこと勤仕すべきよし、仰下さるゝ、閑奏しける也、源中納言和琴をうちて、たかく唱歌有けり、此間盃をすゝむ、右方人座を立て退去して、中門廊の邊に祗候しけり、次に左右歌女唱歌、舞妓なを興遊にたえず、公卿以下庭上にて亂舞有けり、二日の餘宴たりといへども、さだめ

て備萬代之美談、昏黑事をはつてをの〳〵退出、此事中御門左大臣殿の御たづねによりて、ぶぎやうにん經房朝臣かきてたてまつりける也、

〔玉海〕承安三年三月廿二日甲寅、或人云、明後日別當成親可鷄合云々、

〔百練抄八高倉〕承安四年二月五日、行幸法住寺殿、上皇御所六七兩日御逗留、有鬪鷄呪師猿樂等事、

〔義經記七〕へいせんじ御見物の事

辨慶ばかりまかり候はんとて、をひとつてひつかけてたゞひとり行けるが、とがしが城をみれば、三月三日の事なれば、かたはらにまり小弓のあそび、かたはらに鳥あわせ、又くはんげんさかもりに打みえて、酒にゑひたる所もあり、

〔明月記〕建久九年二月十九日、一日、於鳥羽殿先競馬、次俄鳥合、取聚近邊鷄合也左右分方云々、左方大納言負、仍爲負態渡御久我、事了、又還御鳥羽、又鳥合右方負、爲其負態今日又御幸云々、無才貫首總不覺鳴、才貫首又現尾籠、木工勾勘不及左右、職事奉行總暗夜歟、可悲之世也、

〔吾妻鏡十八〕建永二年〇承元元年三月三日戊寅、於北御壺有鷄鬪會、時房朝臣、親廣、朝光、義盛、遠元、景盛、常秀、常盛、義村、宗政等爲其衆云云、

〔吾妻鏡三十八〕寬元五年〇寶治元年三月三日丙辰、營中有鬪鷄會也、此間若狹前司等聊喧嘩、

〔辨内侍日記上〕二十七日〇建長元年二月は七社のほうへいなり、〇中略三日の御鳥あはせに、ことしは女房のも合せらるべしときゝしかば、わかき女房たち、心つくしてよきとりども尋られしに、宮内卿のすけどのは、爲教の中將がはりまといふ鳥をいださんなどぞありし、萬里小路大納言〇公基のまいらせられたるあかとりの、いしとさかあるかけ、いろもう〳〵しきをたまはりて、あきつぼねにほこらかしてをきたるを、もりありといふ六位が、そのとりきとまいらせよといふ、かまへてとりなどにあはせらるまじきよし、よく〳〵いひてまいらせつ、とばかりありて、かためは

つぶれ、とさかよりちたり、おぬけなどして、見わするほどになりてかへりたり、おほかた思ふばかりなし、今はゆゝしき鳥ありとも、なにゝかはせん、たまはりの鳥なれば、きくもいみじからむとこそ思ひしになど、かへすがへすこゝろうくて、辨内侍、

われぞまづねにたつばかりおぼえけるゆふつけ鳥のなれるすがたに、三日、〇三月御鳥合なり、御所〔後深草〕もひろ御所へいでさせおはします、冷泉大納言、〇公相萬里の小路大納言、左衛門督、〇實藤三條中納言、公親頭中將、公保伊與中將、公忠すけやすの中將、藏人はのこりなし、はつゆきなるあかこくろなどといふ鳥ども、かねてよりふせごにつきて、をの〳〵あづかりて、丁子染やかうすりつけ、たきものなどして、いづれかにはひうつくしきとぞあらそひし、みすのうらより出されしかば、萬里小路の大納言たまはりてあはせられし、ゆゝしかりし君なり、ひよ〳〵より御所に御手ならさせおはしまして、かひたてられしいみじさばかりにてこそ侍れ、御とりがらはあやしげなれば、かたせんとて、それよりをとりたる鳥どもに合せられしもおかし、公忠公保がとりあはせしおり、伊與中將がとり、そらおどりするとて人々わらひしに、冷泉大納言、ひさかたのそらおどりこそおかしけれとのたまへば、公忠さこそといひたりし、おかしくて、辨内侍、

雲ゐとはなれさへしるや久かたのそらおどりする鳥にも有哉

〔看聞日記〕應永廿三年三月三日、桃花宴如例、但鷄闘之儀被略、當所鷄不養、仍無之、　廿五年三月三日、早旦鷄闘三番合之、當所鳥難得之間、纔五羽尋出了、

〔管見記〕永享五年三月三日、相當上巳、一段之佳節也、慶壽院殿依三岡之中、鷄闘略之、　五月一日、召集家僕等、打下殘、以鶏眼、令闘雌雄、尤乘興、

〔建内記〕嘉吉三年二月十三日己亥、藏人中務丞源定仲〔一藏也〕送御教書於右兵衛佐成房、來月三日闘鷄三羽可召進之由也、可出領狀請文由仰含候、

來月三日可有鬪鷄三羽、可召進之狀、謹所請如件、

二月十三日

三月三日己未、禁裏鬪鷄三羽可召進之由、過日一﨟藏人中務丞源定仲相催、成房出領狀請文、今日可尋進也、殿上人少々進之、於東庭有此事云々、

〔宣胤卿記〕長享三年〇延德元年二月廿一日庚戌、極﨟源富仲以狀云、來月三日鬪鷄事、諒闇中可爲如何哉、可尋予之由被仰下云々、先例不覺悟、近例永享無所見、停止可然歟、鬪鷄事根元幼年之御沙汰歟、長君之御時近代勿論不打任事歟、旁御無沙汰可然歟、但於可有御尋歟之由返答了、　廿二日辛亥、源富仲以使者鬪鷄事伺申之處、以昨日予申分勾當返事如此云々、加一見返遣之、其返事分は尋予可定由被仰下候上者、重不可及披露之、罪々數事停止可然分也、　三月三日辛酉、今日內裏鬪鷄停止、依諒闇也、於例者不勘知、誰不依例之有無、停止可然之由、先日予所計申也、凡鬪鷄事、幼主儀也云々、近代長君之御時有此事、不打任計、

〔和長卿記〕明應七年三月三日己亥、禁中例年之鬪鷄召進之、雖知鬪鷄之節、何空浮蟻之賞、桃花紅笑吾顏耳、呵々、

〔二水記〕永正十四年三月三日、於東庭鬪鷄如常、御祝令祗候、

〔言繼卿記〕天文二年二月三十日癸卯、來月三日鬪鷄催、廻文了、如此、

來月三日、鬪鷄三羽如例年可令持參給旨被仰候、可得御意候也、

宿紙拂底之間、內々令申候也、

二月廿九日　　以緖

頭辨殿〇以下十六人名略

三日丙午、今朝鬪鷄見物候、九番有之、予鳥は如例年從野村持來、被參候輩、頭中將公叙朝臣、予、橘以

絡等也、

〔晴右記〕永祿八年三月三日、禁中御鳥合也、今日御鷹山より御歸、

〔晴豐記〕天正十年三月三日、鳥合祗候申也、禮者共有之、內物鈴、高橋鈴、衞士鈴、帷眠すみくら二百疋、小阿彌二らさか月一二條御盃參候トより御成、禁裏御盃參候、

〔大江俊光記〕貞享元年十一月廿二日、町々鷄合仕度之由、公儀ゟ申來由□申參、近年鷄合時花候也、鷄ニ色々ノ名ヲ付、一羽金五兩十兩、金二枚三枚ノ賣買也、鬪鷄時花候ヘバ、古來ゟ兵亂有之沙汰也、

〔百一錄〕貞享三年三月三日、鬪鷄先於東宮御前被行、次於禁掖被催之、

〔大江俊矩記〕文化元年二月廿六日丙戌、午後參洞、謁評定職、來月三日鬪鷄申沙汰、如例年可相伺哉之旨申入處、當番唐橋前中納言承知、追付可被示間、暫可相待旨被示、後刻被招被申渡曰、例年之通可令沙汰旨被示、仍以表使可相伺哉尋申處、可爲其通被示之、

前黃門口上曰、鬪鷄之儀相伺候處、可有出御御覽間、如例可令沙汰、御裝束之儀も如例、隨藏人申合可覺悟旨被示也、愚按、如是ハ更以表使可伺定儀不及事也、與禁中時儀不同、然年々如此之上、更以表使相伺事故、於今年も先載處置之通、卽招出表使申込左の通、

一以表使來月三日鬪雞如例年可令沙汰哉、相伺之旨兩上臈局迄申込也、且又於伺之通被仰下者、如例料紙（中奉書一帖）御硯蓋一（對組）御文匣一（結緘附）申出度、御文匣一來月三日迄拜借申度旨、以便申含置也、暫時後御返事申出、鬪鷄の儀如例可令沙汰旨被仰下、則料紙筆墨御文匣等持出也、

一暇服帳拜借、（以非藏人、附評定職事出、）候殿上人院司殿上人等令吟味了返上、

一右相濟末刻前退出（日錄文匣持參、入料紙持歸、）

一院司候殿上人可觸分十五人也、歸宅後早速折紙書認、以靑侍（禮上下也、下部持文匣從行、）觸書左之通（中奉書三ッ折、闕

一紙上包、外ニ次奉書四ツ折
紙添、同入ニ包紙中ニ、

追申午刻　可被獻候也
來三日闘雞三羽
可令持參給之

旨
院御氣色所候也
二月廿六日　俊矩

烏丸　頭辨殿
庭田中將殿
藪中將殿
東坊城　菅少納言殿
唐橋侍從殿
岩倉少將殿
倉橋　中務少輔殿
西洞院　肥後權守殿
石井　大膳權大夫殿
萬里小路　藏人右少辨殿
押小路　阿波權介殿
大原　備後權介殿
平松　安藝權守殿
橋本大夫殿
北小路　藏人主稅助殿

追書、或上包書之兩說也、後幹賴富皆書ニ上包ニ、予有ニ所存ニ書ニ同紙ニ如此、先考曾祖考遺風也、

闘鷄被獻候節、以
小舍人童或雜色
可被獻候事、



六條少將　梅小路　勘解由次官　藤谷　大和權介　巳
上三人依重服者不觸之、其餘無故障、尤輕服者無構
觸之也　主稅助一薦故禁中　中沙汰奉行也　依院司
觸之間、兩御所獻上也、年々如此、



〔年中行事繪卷〕鷄合圖



小鳥合

右之通也、納拜借之御文匣、令持參、（青侍於二五間一閉、匣入、蓋出也、）先持參第一頭辨家、其後任便還路持遣、未半刻より乘燭前迄七軒相濟持歸、

烏丸（御主出）　庭田（御主出）　平松（有事）　東坊城（御主出）　藪（有事）　大原（有事）　唐橋（有事）

〔立圃句集 春〕三月三日鷄合に

にはとりの蹴爪も永き日あし哉

〔續山之井 春〕鷄合

桃柳とりあはせみる節供哉　重信

鷄も角ぐむあしの蹴爪哉　如貞

〔古今夷曲集 雜入〕三月三日相坂邊にて、鷄合けるをみてよめる、　淡路守奈備

鷄も相撲に似たり相坂の關のかち譽あぐる勢ひ

〔百練抄 後冷泉 四〕永承六年三月廿四日、禁裏有鷄合、以木造之、以造樣勝爲勝、盡其美、　五月五日、禁裏有根合、菖蒲合後宴也、

〔禁秘御抄 下〕一鳥

幼主時、小鳥合幷鷄鬪常事也、子細無定樣、又進馬部吉上取小家小鳥鷄流例也、如此興遊、幼主御時事歟、

〔百練抄 堀河 五〕寛治五年九月六日、內裏小鳥合、

〔爲房卿記〕寛治五年十月六日辛酉、今日有殿上小鳥合事、去月上旬、自院被注進可獻小鳥人々、其後於殿上鬮取方人、（各六人）然而依爲御忌月、去月延引、今日被遂此事也、但密々事、上南御格子、垂御座改南面、殿下幷三位中將令候御前給、秉燭持參鳥籠、左方、頭中將仲實朝臣、藏中將國信朝臣、四位少將俊忠朝臣、藏少將師隆、侍從定輔、右兵衞佐宗政、（已上直衣著）右方、新中將宗通朝臣、四位少將顯雅朝臣、少

將忠敎、因幡守長實、周防守經忠、侍從實隆、以上著夏袍、十二人、人別就小鳥籠、或壺風流、或亦例籠、藏人六人、各三人相分、自餘侍召不分、居置南弘庇、有疑覽後朝被獻覽院、先予參院幷殿下、

〔中右記〕寛治五年十月六日、殿上有小鳥合興、

〔古今著聞集 二十 魚虫禽獸〕寛治五年十月六日、殿上人所衆瀧口小舍人、左右をわかちて小鳥合の事有けり、公卿はまいられず、殿下三位中將ばかりぞさむらはれける、殿上人左方頭中將仲實朝臣、右方中將宗通朝臣以下、夏の袍どもに多指貫をぞ著たりける、左勝て殿上にとまりて、朗詠今樣猿樂など有けり、右はみな逃ちりにけり、小鳥は後に院へ參らせられにけり、くはしくはべちの記に有

〔小鳥合記〕安政四とせといふとし、神無づきのはじめにやありけむ、小鳥合すべきよしの仰ごとくだることありけり、まづおのれ〇榛田三彥して、右の頭たるべく人々のすゝめらるゝに、初學のいかでかゝることとせむと、ふたゝびみたびいなみしが、志ひてすゝめらるゝもだしがたくて、その役とはなりぬ、まづわが方人は石川優、井口安行、仁科久迪、上松千年、門奈俊信、豊田勝豊、小笠原常樹、森部好謙なり、奉行には吉岡鶴群、宿老にてつとむ、籌さしの童は中根方樹、役送は稲原行功、佐藤正廣などなり、左方は野村勝明、水上廣房、伊達忠正、川北愼信、赤堀保水、辻高文、三井正正、岩田則博、奉行は長井裁之、頭は吉岡鶴成、籌さしの童は浮穴爲經、役送は野志矩鎭、松本正直なり、おなじ霜月の末、ことゝのひしよし司につげたれば、極月はじめ四日に、まづからぶみまなびの館にて習禮あり、おなじ七日といふ日、大殿の御小書院といふにて、其作法みそなはし給ふべき仰下りければ、その日の辰の刻、人々御殿にまうのぼる、方人いづれも素襖、鶴群は布衣、籌さしの童、黃丹の水干、上下紅梅の小袖、童髮して紅ひの薄樣にてゆふ柳の間といふを左右の局とす、午刻事とゝのひしよし奉行につげたれば、奉行司につぐ、やがて司して執行べきよし仰下る、そもそも御ましの裝束はすべてめぐりに簾かけ渡し、母屋の上段に君まし〳〵、西の庇かけてたれた

る簾の中に、實成院尼公おはしまし、女房ともあまたかしづきたり、二の間のひさしの間には、國老土佐守忠央朝臣をはじめて、司々あまた並居たり、まづ判者本居豐穎、村田春野座につく、豐穎は南おもて、春野は北おもて、次に左の頭吉岡鶴成まづかずさしの地敷をとりて二の間にのべしく、次に左役送野志矩鎮洲濱をかきたつ、次におのれこなたの籌さしの地敷をとりて、おなじく二の間にしく、次に右役送福原行功おなじく洲濱を出す、次に左役送文臺を二の間の中ほど、西おもてにおく、こは黒柿もてつくる、其さまは永久四年正月内大臣家の大饗の時、辨少納言の前にありし机のさまをうつしたるなり、次に右の文臺は蘇芳也、こもおなじとき算者のまへの机をうつしたるなり、次に左役送豐穎のまへに硯箱と料紙を置、右役送春野の前に硯箱料紙を置、次に鶴成おのれ文臺につく、まづ左籌さしの詞をよみあぐ、○中略 歌合はありしこと、史にもしるるし、つぎ〱、さま〲の合もの行れしよしは、くさ〲の書どもにみえぬ、小鳥合は堀河院御門、寛治五年十月六日、殿上にてありしよし、中御門右府の記、爲房記をはじめ、あれこれのふみどもにみえたれど、いかなる業したりとも、くはしさゝまつたはらざれば、今まねばんによしなし、こたびはたゞふるき書どもに、とりの事跡あるをえり出し、あるは今目のまへにみたるさまによりて、まうけ出たれば、ひがごとも多からむかし、そも〱建暦の御抄に、小鳥合は幼主の御時、常せらるゝこととのよし記させ給へり、ひそかにかぞへ奉るに、寛治五年は堀河院御年十三の御時にあたれり、今我君御年十二の冬、かゝるわざ人々にせさせ給ふも、ふかきよしある神の御心ならひと、いと〱かしこうおぼゆ、堀河の御門は、末代の聖主におはしましゝこと、其世の書、あるはのちのにもあまたしるしつたへたり、夫にかよひ給ふ我君が代にうまれいでゝ、かゝる御あそびにつかふまつるうれしさは、みじかき紙にいかでかのべつくさむ、たゞありし大かたをわすれぬまにと、そのよさり筆とりてかつ〱しるし侍るは、右の方人にてこととりつかうま

鶉合

つりし梅田三斎、

〔尺素往來〕賀茂競馬幷深草祭、上下之見物、鶯鶉之闘鳥可有此時歟、

〔競物名彙下〕春村曰、此文に據て考ふるに、上卷に載する鴨合も、疑ふらくは鶉の寫誤なるべし、鴨字を鶉とかける本もあるうへに、鴨は飼鳥とせし例も見えねば、とにかくにおぼつかなし、

鴨合

〔玉海〕承安三年三月廿二日甲寅、入夜參女院御方、近日事外有御戯、爲悦云々、先是中將定能朝臣來、月院中可有鴨合(○鴨合、一本作鶉合、)云々、公卿殿上人北面分方、　五月二日、此日院中有鴨合(○鴨合、一本作鶉合、)事、公卿殿上人已下、北面(上下)僧入道等、左右念人其數繁多云々、左打鵡幄、右作黒木假屋云々、各其風流盡善盡美、但右殊依有禁制、不用金銀錦等之類云々、然而甚優美也、摸臨時祭舞人插頭花等云々、左乖制法、盡金銀云々、凡此經營、其費不可勝計云々、左頭大納言重盛卿、右頭中納言國綱卿云々、左右念人之外餘人所不見云々、子細尋參仕之人可記置之、稀有也、　三日甲午、今日北面鴨合、(○鴨合、一本作鶉合、)内々事也、

〔百練抄(八高倉)〕承安三年五月二日、於上皇(○六條)御所有鴨合事、近習月卿雲客及北面下臈等分左右爲念人、粹起兼日之儀、爲當時之壯觀、有勝負舞、

〔競物名彙上〕春村曰、右鴨字或は鶉に作れり、もし鶉に從ふべき歟、されど寛喜二年六月廿二日明月記に、一日比在信成前相公宅、翫鴨鳥云云といふ事も見ゆれば、ひたぶるにさも決めがたし、猶鶉合條にも云を見るべし、

鳩合

〔明月記〕建暦二年七月十日、今日前大納言實輔卿於西坊城泉口鳩合負態云々、　十二月十日、今日於馬場殿有鳩合負態、左金吾經營也、其風流只金銀錦繡、盡善盡美云々、

〔明月記〕承元二年九月廿七日、夜半許西方有火、望之煙甚細高、　朱雀門燒亡云々、末代滅亡、慟哭而有餘、依所勞久籠居、不出門、　廿八日、傳聞、常陸介朝俊(生干朝澄孫、只以弓馬相撲爲藝、殊官也、)取松明昇門取鳩、

歸去之間、件火成、此災、近年天子上皇皆好、鳩給、長房卿保敎等本自養、鳩、得、時而馳走、登、舊塔鑪樣、求、取鳩、此事逐以滅、社稷、嗟乎悲哉、例幣□□大宮大路只有、灰燼之跡、無、人家、京洛之磨滅、尤可、奇怪事也、是又非、鳩一事、只國家之衰微歟、

鶯合

〔運歩色葉集〕〔宇〕鶯合

〔日次紀事〕〔正月〕鶯合

〔看聞日記〕永享七年五月一日、早朝鶯合、一方不、鳴無興也、　三日、朝鶯合、行豐朝臣、重賢持參、行豐朝臣鳥勝、

○按ズルニ、鶯合ノ事ハ、動物部鳥篇ニ載セタリ、

鷄合

〔日次紀事〕〔臨時〕鷄合

虫合

〔山家集〕〔雜下〕八條院の宮と申けるをり、白河殿にてむしあはせられけるにかはりて、虫入てとり出しける物に、水に月のうつりたるよしをつくりて、其心をよみける、

行すゑの名にやながれん常よりも月すみ渡る白川の水

蜘合

〔閑窻自語〕弄蜘蛛語

土御門故二位泰邦卿かたられけるは、享保のはじめ、世に蠅とりぐもとかやいふ虫をもてあそぶ事あり、風流なるちいさき籠に入れて、蠅のいる所へとばせてとらしむ、一尺二尺など違〳〵とぶをもて最上とす、よくとぶ蜘は、あまたのこがねにかへてあらそひもとめ、蜘合をし、博奕に及ぶのあいだ、武家より制してやめしむとぞ、世にめづらしきもてあそびもありけるなり、

鬪草

〔倭名類聚抄〕〔四調度部〕鬪草　荊楚歳時記云、五月五日、有鬪百草之戲、〔鬪草、此間云、久佐阿波世、〕

〔白氏文集〕〔十八〕觀兒戲

郎乾七八歳、綺紈三四兒、弄塵復鬪草、盡日樂嬉嬉、堂上長年客、鬢間新有絲、一看竹馬戲、每憶童騃

時、童騃饒戯樂、老大多憂悲、靜念彼與此、不知誰是癡、

〔類聚名義抄 七門〕鬪草クサアハセ

〔伊呂波字類抄 久人事〕鬪草クサアハセ

〔字鏡集 艸〕芝シクサアハセ

〔翌檜 末〕雅遊

鬪草クサアハセ 五月五日百草を鬪すたはふれ、荊楚歳時記に委し、花だんすに百草をかくし持出て合せ、勝負をなす、

〔平家物語 九〕小朝拜

平家はさぬきの國八島のいそにおくりむかへて、年の始三〇壽永年なれ共、元日元三のぎしき事よろしからず、〇中略花のあした月の夜、詩歌、くはんげん、まり、小弓、扇合、ゑ合せ、草づくし、虫づくし、さまざまけう有し事共思ひ出、かたりつゞけて、永き日をくらしかね給ふぞ哀なる、

〔今昔物語 二十八〕右近馬場殿上人種合語第卅五

今昔、後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ、殿上人藏人有ル限員ヲ盡シテ、方ヲ分テ種合セ爲ル事有ケリ、二人ノ頭ヲ左右ノ首トシテ書分チテケリ、其ノ頭ハ左ハ頭ノ弁藤原ノ重尹、右ハ頭ノ中將源ノ顯基ノ朝臣等也、此ク書分テ後ハ互ニ挑ムコト无限シ、日ヲ定メテ北野ノ右近ノ馬場ニシテ可有キ由ヲ契リツ、而ル間方人共各世ノ中ニ難有キ物ヲバ、諸宮諸院寺々國々京田舍ト无ク、心ヲ盡シ肝モ迷ハシテ、求メ騷ギ合タル事物ニ似ズ、殿上人藏人ノミニ非ズ、藏人所ノ衆出納小舍人ニ至ルマデ書分チタリケレバ、其レモ皆世々ノ敵ノ如ク行合リ、所々モ書分テ後ハ物ヲダニ不云合有ケル、何況ヤ殿上人藏人ハ兄弟得意ナル人ナレドモ、左右ニ別レニケレバ挑ム事只思ヒ可遣シ、此ク爲ル程ニ既ニ其日ニ成タレバ、右近ノ馬場ノ大臣屋ニ各渡リヌ、殿上人ハ微妙キ襴ナホシ姿ニテ、車ニ乘リ列テ、集會ノ所ヨリ渡リヌ、其ノ集會ノ所ヲバ兼テヨリ定メタリケレバ、各官ニ

集ニケリ、其ノ所ヨリ大臣屋ヘ渡ル有樣不可云盡ス、大臣屋ノ前ニ埒ヨリ東ニ南北向樣ニ錦ノ平屋ヲ卯酉ニ長ク立テ、同錦ノ幔ヲ引廻シテ、其ノ内ニ種合セノ物共ヲバ、悉ク取置タリ、出納小舍人ナド平張ノ内ニテ皆此レヲ捧ツ、殿上人ハ大臣屋ノ中ノ間ヲ分テ、左ハ南、右ハ北ニ別レテ皆著並ヌ、藏人所ノ衆瀧口モ皆列レテ皆著並ヌ、藏人所ノ左右ニ居ヌ、埒ヨリ西ニハ其レモ南北ニ向樣ニ勝負ノ舞ノ料ニ錦ノ平張ヲ立テ、其ノ内ニ樂器ヲ儲ケ、舞人樂人等各居タリ、其爲々ニハ京中ノ上中下見物ニ市ヲ成タリ、女車立不敢ス所无シ、略○中而ル間既ニ其ノ時ニ成ヌレバ、大臣屋ノ前ニシテ次第ニ座ヲ敷テ、口聞キ吻有テ物可咲ク云フ者ヲ各儲テ、其座ニ向樣ニ居テ、員ヲ可差物ノ風流財ヲ盡シテ金銀ヲ以テ莊レリ、亦員差座ニ居ヌレバ、既ニ合ヌルニ互ニ勝負アル間、言ヲ盡シ論ズルコト共多カリ、

○按ズルニ、種ハクサノ借字、種合ハ卽チクサアハセナリ、秋鋼抄ニ今昔物語ノ文ヲ引キテ、草合ニ作レリ、以テ證トスベシ、

〔古今著聞集 十一 畫圖〕永承五年四月廿六日、麗景殿女御に繪合ありけり、彌生の十日あまりの比より其沙汰有けるは、略○中むかしよりきこゆる花合は、散てふるき樣にかへりぬればにほひ戀し、草合は霜て本の所へ返しやれば名殘うるさし、

〔百練抄 五 鳥羽〕永久五年五月廿九日、內裏有鬪雞鬪草、

〔長秋記〕保延元年三月二日乙亥、女院有種合事、左方模五節所體云々、

〔台記〕久安六年四月十五日辛酉、午剋參內、上○近衞御后廬有鬪草、　八月六日己酉、午剋參朝餉、御渡御皇后宮御方、忽有鬪草之興、了還御、

〔文華秀麗集 下 雜詠〕觀鬪百草簡明執一首　滋貞主

三陽仲月風光暖、美少繁華春意奢、晚鏡照顏妝黛畢、相將戲逐覓紅花、紅花綠樹煙霞處、羇體行簇圍

逕遲、芍藥花飜蕉葉、隨攀迸落受輕紗、薔薇綠刺障羅衣、柳陌青絲遮畫眉、環坐各相猜、他妓亦尋來、試傾雙袖口、先出一枝梅、千葉不同樣、百花是異香、樓中皆艷灼、院裡悉芬芳、菲散蓄處競風流、巧咲便娟矜歎籌、鬪寵不求勳績顯、華筵但使前人羞、

和野柱史觀鬪百草簡明執之作一首　巨識人

聞道春色遍園中、聞裡春情不可窮、結伴共言鬪百草、競來先就一枝叢、尋花萬貴攀桃李、摘葉千廻繞薔薇、或取倒莚或尖葶、人人相隱不相知、彼心猜我我猜彼、竊遣小兒行密窺、團欒七八者、重樓粉窓下、百香懷裡薰、數樣掌中把、擁裙集綺筵、此首雜華鈿、相催猶未出、相讓不肯先、鬪百草、鬪千花、矜有嗤無意遲者、初出紅莖斂紫葉、後將一葉爭兩葩、證者一判籌初負、奇名未盡日又斜、勝人不聽後朝報、脫贈羅衣恥向家、

〔拾遺和歌集雜九〕草合し侍ける所に　惠慶法師

たねなくてなき物くさはおいにけりまくてふ事はあらじとぞ思

〔八代集抄拾遺雜十七〕草合　色々の草を合せて、類なき草を勝とする戲也、鬪草鬪花など所にもせし事也、

〔後拾遺和歌集誹諧雜二十〕人の草あはせしけるに、朝がほかゞみ草などあはせけるに、かゞみ草かちければ、　よみ人しらず

まけがたのはづかしげなるあさがほを鏡草にもみせてけるかな

〔京華集〕本朝風俗、七月七日、例鬪草花、如楚人重五有百草之戲矣、丙申之載、吉田民部藤公、見惠仙翁花幷茶、余時在唯稱院、累七諱席、書誦夜禪、懶困不堪耳、而花以打香供、茶以降睡魔、感幸々々、仍題小詩以謝惠意云、

〔玉山遺稿四〕題美人圖十八首

前栽合

闘草芳原上、風吹羅帶輕、愁來不肯採、中有王孫名、輕風動羅衣、城東春色早、相逐向芳原、爭採宜男草、　右闘草

〔續觀聽草五集五〕友野煥幻玉集　美人闘草

上林春色年々好、羯鼓催花花發早、鞦韆戲罷晴晝長、又喚女群鬪百草、笑語携手出房櫳、採擷青英貯寫籠、覓芳爭向離叢逐、避伴潛來芍藥叢、分曹成隊互相進、羅裙排列臨階陣、衒奇角勝種最多、賭取金釵矜得儁、薬時不似摘時情、玉纖揉碎輕拋擲、斜陽滿地無人收、亂紅殘翠杳狼藉、君不見金屋阿嬌閉長門、莫怪人情俄頃易、

〔禁秘御抄上〕前栽

前栽者、昔瀧口承之、植荻戸荻云々、草無沙汰、有根樹忌方角、但上古無其沙汰、如何、菊合前栽合時植之、

〔伊勢集上〕式部卿の宮の前栽合に、草のかう、

くさのかう色かはりゆく白露はこゝろをきてもおもふべき哉

〔扶桑略記二十三醍醐〕昌泰四年〇延喜元年八月廿五日、有前栽合、

〔拾遺和歌集五賀〕右大臣源のひかるの家に前栽合し侍けるまけわざを、うどねりたちばなのすけすみがまゐ侍ける、ちどりのかたつくりて侍けるによませはべりける、　つらゆき

たがとしの數とかはみん行かへりちどりなくなる濱のまさごを

〔拾遺和歌集五賀〕天暦上〇村御時、前栽のえんせさせ給ける時、　小野宮太政大臣〇藤原實頼

萬代にかはらぬ花の色なればいづれの秋か君は見ざらむ

〔藤原清正集〕天暦の御時、かたわかちて前栽合せさせ給ひけるに、中宮の御方に、花の枝にてふのかた作てつけさせ給ひけるに、

九重に露をおけばや花の色の外の秋には匂ひまされる

百敷に花の色々匂ひつゝ千とせの秋は君がまに〳〵

〔榮花物語一月の宴〕康保三年八月十五夜、月宴せさせ給はんとて、淸涼殿の御前にみなかたわかちて前栽うへさせたまふ、左の頭には繪所別當藏人少將濟時とあるは、小一條の師尹のおとゞの御子、いまの宣耀殿の女御の御せうとなり、右の頭にはつくも所の別當右近少將爲光、これは九條殿の九郎君なり、おとらじまけじといどみかはして、繪所の方にはすはまを繪にかきて、くさぐさの花、おひたるにまさりてかきたり、やりみづ岩ほみなかきて、しろがねをませのかたにして、よろづの虫どもをすませ、大井に逍遙したるかたをかきて、うぶねにかゞり火ともしたるかたをかきて、むしのかたはらにうたはかきたり、造物所のかたには、おもしろきすはまをゑりて、しほみちたるかたをつくりて、いろ〳〵のつくり花をうへ、松竹などをゑりつけて、いとおもしろし、かゝれども歌はをみなへしにぞつけたる、

左方

君がためはなうへそむとつげねどもちよまつむしのねにぞなきぬる

右方

心してことしはにほへをみなへしさかぬ花ぞと人は見るとも、御遊ありて上達部おほく參り給て、御祿さま〳〵なり、〇又見二內裏前栽合一

〔日本紀略村上四〕康保三年閏八月十五日丙子、朝干飯御座前、兩壺分方有二前栽合一、十六日丁丑、東宮同宴、

〔古今著聞集十九草木〕康保三年閏八月十五日、作物所繪所あいわかつて、殿の西の小庭に前栽をうへられけり、右大將藤原朝臣、治部卿源朝臣、朝成朝臣、中渡殿に候、侍臣等後涼殿のひがしのすのこ

にこうす、つぎに兩所酒饌をもて男女房にたまふ、夜に入て侍臣唱歌し管絃を奏す、又高光永賴に、花の枝にゆひつくりところの和歌をとりてよませられけり、公卿侍臣に仰てうたを奉りけり、右大將延光朝臣ぞ題をば奉りける、十五夜翫後庭秋花とぞ侍ける、深更に及で侍臣和歌を奉る、保光朝臣をしてよませられけり、さらに又管絃の興ありて、其後公卿に祿を給はせけり、

〔源順集〕ある所の前栽合の歌の判あゐ所に、男女かたわきて、御前の庭のすゝき、萩、しらに、しをに、くさのかう、をみなへし、かるかや、なでしこ、萩などうゑさせ給ひ、松虫鈴虫をはなたせ給ひて、人人にやがてその物どもにつけて歌を奉らせ給に、おのが心々に我も〳〵と、あるは山里の垣ねにさをしかの立より、あるはかぎりなきすはまの磯づらに、あしたづのおりゐるかたをつくりて、草をもおほし、虫をもなかせたる、仰ごとゝて、花の有樣むしのすがた、いづれも〳〵いとをかしかめり、歌のおとり、まさりは、さだめでやはあるべき、たれしてかさだめ申さすべきと仰給に、これかれまうす、さきのいづみのかみ源順朝臣なん、おほやけには梨壺の五人がうちにめされ、宮にはおもと人八人がうちにてさぶらひし人也、これをめしてこそさだめられんに、よろしからめと申によりて、かねて其事とはなくて、こよひすぐすまじきまめごとなんあるとてめしたり、かみのつかさ、たゞすつかさのおほいすけたち、こなたかなたにさぶらひ給ひ、かゝの樣情のまさみちによみあげさせ順朝臣にことわらせ、學生ためのりに今日のことをかきおかせ給ふなかに、ためのりなん源といふ人にもあらず、千種に匂ふ花のあたりにはもぎ木のやうにて、まじりにくゝ侍れども、やんごとなくさぶらふべき、みやまのふもとよりおひ出たる草のゆかりにて、仰ごとのいなびがたさに、みづぐきして書しるして奉りおく、其歌ども順朝臣さだめ申さる事かくなん、○中略天祿といふ年はじまりて、みとせの秋の半、長月のしもの十日に今二日おきて、大井にての事なり、○又見古今著聞集

〔中右記〕嘉保二年八月廿八日、上皇(白河)於鳥羽殿有前栽合興、先此五六日以前相分方人、權中納言基忠爲左方頭、宰相中將宗通爲右方頭、此外公卿二人、殿上人十餘輩被相分也、是前栽堀體也、酉時許南殿寢殿巽角方(南面女院御方也)有此興、先大殿(烏帽子直衣)關白殿(直衣)左大將(直衣)相分令候左方給、左大臣(直衣)中宮大夫(同)民部卿(同)令候右方、是依仰當座相分也、取方人、左、右衞門督(直衣、公實)藤中納言基忠(布衣)江中納言(直衣、匡房)右、左兵衞督(直衣、俊實)治部卿(直衣、俊通)宰相中將(布衣、宗通)先右方人々參來立燈臺、但兼日依仰止風流、又被止籌指等、雖然尋常燈臺美麗也、居銀盤、左方數刻不立燈臺、雖相尋已及數刻、大略右方人々取隱歟、左方頗無面目事也、纔立小燈臺(殿上六位役之)前栽舁立前庭、左右各風流、作花入臺、以御隨身舁之、方人皆布衣、方六位下庭中、取歌書物置御前、次召講師、(左方予(藤原宗忠)右方能俊朝臣、二番被讀間、右方取出入小籠進、頗有逸興、)依仰左大臣爲判者、口方勝了、人々退出、右方暫留御前詠和歌、

〔百練抄五堀河〕嘉保二年八月廿八日、於鳥羽有前栽合事、

〔金葉和歌集三秋〕鳥羽殿の前栽合に、女郎花のこゝろをよめる、　春宮大夫公實

あだしのゝ露吹みだる秋風になびきもあへぬをみなへしかな

鳥羽殿の前栽合にきくをよめる　修理大夫顯季

千年まで君がつむべき菊なれば露もあだにはをかじとぞ思

〔詞花和歌集三秋〕白河院鳥羽殿にて、前栽あはせさせ給けるによめる、　周防内侍

あさな〳〵露をもげなる萩がえに心をさへもかけてみる哉

敦輔王

おぎのはに事とふ人もなきものをくる秋ごとにそよとこたふる

〔千載和歌集四秋〕郁芳門院の前栽合に、萩をよめる、　大藏卿行宗

物ごとに秋のけしきはしるけれど先身にしむは萩の上風

〔續古今和歌集秋四〕嘉保二年、郁芳門院前栽合の歌に、　權大納言公實

眞葛はひおぎのしげらぬ宿ならばをそくや秋の風をきかまし

〔續後撰和歌集秋五〕鳥羽院御時、前栽合に、　大藏卿行宗

花す、きまねかざりせばいかにして秋の野風の方をしらまし

〔赤染衞門集〕五月五日、右大將殿より、さうぶあはせしたるあふぎにくす玉をそきて、これがかちまけさだめさせ給へとありしに、とのは左大臣におはしまし、かば、

ひだりにやたもとのたまも結ぶらん右はあやめのねこそあさけれ

〔續世繼一菊宴〕六年永承○さ月五日、殿上のあやめねあはせせさせたまひき、そのうたども、歌合の中にはべるらん、

〔扶桑略記後冷泉二十九〕永承六年五月端午日、殿上侍臣、左右相分、有菖蒲合事、和歌五首、

〔百錬抄後冷泉四〕永承六年五月五日、禁裏有根合、蓋賽合後宴也、

〔古今著聞集草木十九〕永承六年五月五日、內裏に菖蒲の根合有けり、此こと去三月晦日、堪能の上達部ひとりふたり殿上人等をめして、弓の勝負ありけり、又鷄合も有けり、其勝負なきによりて、菖蒲の根をあはせて勝負を決せられける也、御裝束、永承四年十月歌合の儀のごとし、中宮皇后宮みなさぶらはせ給ふ、內大臣賴宗、民部卿長家、按察大納言信家、小野宮中納言資賴、さへもんのかみ隆國、侍從中納言信長、二條中納言俊家、中宮大夫經輔、左宰相中將能長、三位中將俊房、三位少將忠家など參り給ひけり、左右の方人夕べにおよんでまいりけり、まづ御殿にあぶらを供ず、其後左右の文臺をたつ、高サ四尺なりけり、南のひさしの座の東の間に、東面の妻にかきたつ、洲濱をつくりてしろがねの松をうへたり、又おなじき鶺鴒をすへたり、沈香をもて岩石を作りたてたり、其あいだに銀のやり水をながして、其前に机を立て、そのうへに書一卷をそく、像眼をもて紙し

て、色紙形を摸して、をの〳〵和歌五首をかく、しろがねをのべて表紙として、彩色あをくみどり也、虎魄を軸として、しろがねをひもとす、すはまにうちしきあり、あをき色のうすものをもて浪の文になずらふ、長根五筋をわがねて松の上にをき、洲のほとりにをけり、かずさしの洲のうへにもをけり、又藥玉五流わがねて洲のうへにをく、方の人々東のゑんの上に候、つぎにかずさしのすはまをたつ、藏人是をかきて、文臺のひがしにをく、石たてゝ小松をうへたり、菖蒲をつくりてかずさしの物とす、次に又藏人右方の文臺をかきたつ、方二尺ばかりなる其うへに大鼓だいを立て、其上に大鼓をたつ、そのまへに蝶舞の童六人をつくりたてゝ、其根の上にをの〳〵和歌をかく、みな銀をもてつくれり、又藥玉ながき根をわがねてすはまの邊にをく、藥玉みな金銀にてつくれり、方の人西のすのこに候ず、次に籌刺のすはまをたつ、藏人一人これをかきて文臺の西のかたにをく、すはまに竹臺のていをつくりて、竹をうへてかずさしの物とす、其後仰によりて公卿をわかちて左右とす、左のかたの公卿相引て、御前の簀子をへて東にわたりて座につく、内大臣師方卿、兼賴卿、信長卿、經輔卿、俊房卿也、左頭頭辨經家朝臣、右頭頭中將資綱朝臣、すゝみて文臺の下に候す、此間に左右のかざしの童をの〳〵一人其所に候、くだんの童二人陸國卿の子息也、みな殿上に候しけり、頭辨經家朝臣、良基朝臣を召、頭中將資綱朝臣、基家朝臣を召、左右あひわかつて御まへに候す、經家朝臣ながき根を取て、良基朝臣にさづけて、南のひさしにのべおかしむ、右又かくのごとし、其長みじかをあらそふ、左の根一丈一尺、右の根一丈二尺にて右勝にけり、但右かたすこしまさりたりけるによりて勝に定められけり、三番を限りとしてとゞめられぬ、次に和歌五首をよむ、左の講師長方朝臣、讀師經家朝臣、右の講師隆俊朝臣、讀師資綱朝臣也、判者内大臣、題菖蒲、郭公、早苗、戀、祝也、をの〳〵よみ終りてしりぞきて、本の座にかへりつく、次に管絃の御調度をめす、和琴民部卿、箏二位中納言、琵琶經信朝臣、笙定家朝臣、笛篳篥隆俊、唱歌資仲朝

臣、子調子ののち内大臣御氣色によりて、笏をさして御笛を取て、御座の下にすゝみてこれを奉る、主上〇後冷泉御ふえをとらせおはしまして後、拍子奉仕せらるべきよし内大臣に仰らる、大臣仰を承て座に歸りつきて安名尊をとなふ、律曲の終りに諸卿に御衣をたまはす、その〳〵退出、今度殿上人の祿はなかりけるとかや、

〔後冷泉院根合〕殿上根合　永承六年五月五日

題　菖蒲　時鳥　早苗　祝　戀

作者　左方　左馬頭源經信朝臣持一　權左中辨藤原資行持一　藏人修理亮藤原隆資勝一
式部大輔藤原國成朝臣持一　相模持一　右方　右近中將源顯房持一　右近中將資綱朝臣持一　右近中將源經俊持一　少納言源信房負一　良暹法師持一

一番　菖蒲

左持　左馬頭源經信朝臣

萬代にかはらぬものは五月雨のしづくにかほるあやめなりけり

右　良暹法師

つくま江のそこのふかきはよそながらひけるあやめのねにてしる哉

二番　時鳥

左持　權左中辨藤原資行

ほとゝぎすたゞ一聲に過ぬれば又まつ人になりぬべきかな

右　右近中將源顯房

うた、ねの夢にやあらんほとゝぎすまたともきかで過ぬなる哉

三番　早苗

左勝　藏人修理亮藤原隆資

五月雨に日はくれぬめり里遠み山田のさなへとりもはてぬに

右　少納言源信房

小乙女の山田のしみにおりたちていそげやさなへむろのはやわせ

四番　戀

左持　相模

うらみわびほさぬ袖だにある物を戀に朽なん名こそおしけれ

右　右近中將源經俊

下もゆるなげきをだにもしらせばやたく火のかげのしばしばかりに

五番　祝

左持　式部大輔藤原國成朝臣

秋のそらいづる月日のさやかにもよろづ代すめるくものうへかな

右　右近中將資綱朝臣

春日山枝さしそむる松の葉は君が千とせの數にぞありける

〔中右記〕寛治七年五月五日辛巳、今日新女院(○郁芳門院媞子内親王)女房之根合也、未剋左右方人參集東泉殿、(左方西御所、右方東屋、)但右方儀式不知之、右方念人二位宰相中將、右大弁、兩貫首以下來會之後、源大納言(雅實)清書方和歌、書後從御所召大納言、聞右中無清書之人由、仍遣此大納言也、此間左方人々議定云、此哥事(○哥恐誤)若有風聞者如何、然者講席之間可奏此由歟、酉時左方人々乘船進御前、是開水之中門道其路也、(船頭輕、輕上并菖蒲、本院侍四人、著布衣、爲船差、其裝束青狩衣、紅梅袴、白單衣也、所々畫繪、殿上人皆著直衣、此中)二位中將著直衣乘此船、(伊豫守顯季朝臣、左少弁重資、兵衛佐房逢衣冠、)吹雙調、次歌席田、爲參音聲、(左近府生時之、拍子下官(藤原宗忠)頭少將付歌、刑部輔顯仲朝臣、今日可吹笙也、俄稱所勞由不參仕也、復聞得右方之)

女房、申所參之由不參云々、仍寂衆時之一人令吹笙也、顯仲朝臣所爲奇恠也、秉燭之程進前庭、昇從寢殿東階、先左方之六位等供燭、(公卿之座)上下二本、又切燈臺一本、立講師之圓座前、右方如此、右方人未參進前、公卿相分左右被候、左方(內大臣、民部卿、源大納言、治部卿、左衞門督、中納言、中將、召右大弁、源新宰相中將、實、)右方(右大臣、判者中宮大夫、新大納言宗、右衞門督、藤中納言、左大弁匡、三位侍從、)又左右女房此前打出簾前、于時左方舁立文臺、(左少弁重資先取打敷、自實子進御前敷之、六位二人舁文臺立之、文臺調度之儀寫也、入鏡有臺、懐鏡枕體、)續色紙一卷、(端良紙、瑠璃軸、)書和歌、爲菖蒲五節入此宮、以菖爲打敷、金銀紫檀沈等頗皆用之、次方殿上人進實子候、(二位宰相中將被加左方公卿座、)次右方人參進、先右中弁師賴朝臣、右少將俊忠朝臣二人、取紙燭前行、童女二人、取文臺之机懐具、前進御前置之、(文臺是枕机鏡之體也、色紙形書和歌、有鶴角一、插菖蒲樣也、地敷疊爲地敷、是又金銀也、以瑠璃玉懸机鏡上、)童女幷方殿上人等候實子敷、次殿下召講讀師等、(此間院國房等立明、庭中布衣)之間、左方之念人、中納言中將進令奏給云、先日警刺燈臺之風流、如此事皆以可停止之由被仰下了、今右方已有童女者、此事不可有者、再三被奏、時刻推遷之後、有仰被退入童女、左方頗有咲氣、次左右講讀師進御前、(左讀師頭弁季仲朝臣、講師宗忠、右讀師顯輔朝臣、講師左少將能俊朝臣、)午時漸卷上中央之間御簾、上皇(白河)○御寶、殿下自御簾中出、令候簾間之西柱邊給、已入御興也、次合根、(頭弁取出根、左少將忠教進御前、立講師之前、左方根一丈六尺許、根之上有藥玉之花枝、次)右方(右方顯■朝臣、與能俊朝臣、置御前、八九尺許、無藥玉、爲負、)次右方(依負、又進根、六七尺許、根上有藥玉、次左方根一丈三四尺許、爲左勝、)次又右進銀根、于時中納言中將令奏給云、作銀大奇恠也、不可合、雖然有仰、右方進銀根、有論無勝負、三番根依永承六年殿上之根合例、左方合根之人、講讀師之外、左少將忠教勤之、而右方次合和歌、先左方讀師被不然如何者失歟、和歌之書卷講師讀上之、先讀題目、あやめ、(不讀一番云事、)次歌、　一番

左　　　　　　　　　　　　　右少將忠教

ナガキネゾハルカニミユルアヤメ草ヒクベキ末ヲ千トセト思ヘバ

右(不讀題)　　　　　　　　齋院女房(攝津君)

タブノキルイハガキヌマノアヤメ草チヨマデヒカムキミガタノミニ

判者令奏給云、左右共比類異、爲持、○下略

〔續世繼 七根合〕媞子の内親王と申は、〇中略ほりかはのみかどのあねにて、御は、ぎさきになぞらへて、皇后宮にたゝせたまふ、院號ありて、郁芳門院と申き、寛治七年五月五日、あやめのねあはせせさせたまひて、歌合の題菖蒲、郭公、五月雨、祝、戀なん侍りける、こまかには、歌合日記などに侍るらん、判者は六條のおほい殿せさせ給へり、周防内侍戀歌、

　こひわびてながむるそらのうき雲や我下もえの烟成らん、とよめりけるを、判者あはれつかふまつりたるうたかなと侍ければ、右歌人かちぬとて、このうた詠じてたちにけるとなん、二位大納言の宰相におはせしにかはりて、孝善が、ひくてもたゆくながきねのとよみとゞめ侍るぞかし、

〔金葉和歌集 二夏〕郁芳門院根合に、あやめをよめる、　藤原孝善

あやめ草ひくてもたゆくながきねのいかであさかの沼に生けん

〔百練抄 五堀河〕寛治七年五月五日、郁芳門院根合、兼日定兩方念人、有歌合、蓋大儀也、

〔古事談 二臣節〕郁芳門院根合之時、右方有五丈之根云々、件根備前國卒古計ノ狭戸ニアル似菖蒲物之根云々、凡菖蒲根長不過丈也、前例尤長根ハ杜若ノ根也云々、

〔詞花和歌集 二夏〕郁芳門院のあやめのねあはせによめる　中納言通俊

もしほやくすまのうら人うちはへていとひやすらん五月雨の空

〔康和二年五月五日備中守仲實朝臣女子根合歌〕題　一番　菖蒲根

左持　周防掌侍

あやめ草ながきためしに引ばかりまたかゝるねはあらじとぞ思ふ

右　俊頼朝臣

みかきもる衞士のたま江におり立てひけばあやめのねもはるかなり〇下略

撫子合

〔續山之井夏〕根合

根合やいはゝこと葉の花しやうぶ　江戸成瀬氏重政

〔古今著聞集五和歌〕東三條院藤原詮子〇一條院母皇太后宮と申ける時、七月七日撫子あはせせさせ給けり、少輔内侍、少將のおもと左右の頭にて、あまたの女房をわかたれけり、うすものゝふたあゐがさねのかざみきたるわらは四人、なでしこのすはまかきて、御前にまいれり、其風流さま〴〵になん侍ける、なでしこに付たりける、

　なでしこのけふは心をかよはしていかにかすらんひこぼしの空

時のまにかすと思へど七夕にかつおしまるゝなでしこのはな

すはまにたちたるつるに付ける

　數しらぬ眞砂をふめるあしたづはよはひをきみにゆづるとぞみる

瑠璃のつぼに花さしたる臺に、あしでにてぬひ侍ける、

　たなばたやわきてそむらんなでしこのはなのこなたは色のまされる

むしをはなちて

　松虫のしきりにこゑの聞ゆるは千世をかさぬるこゝろなりけり

右のなでしこのませにはひかゝりたる、いもづるのはにかきつけ侍る、

　萬代に見るともあかぬ色なれやわがまがきなるなでしこの花

すはまのこゝろばに、みづてにて、

　とこなつのはなもみぎはに咲ぬれば秋までいろはふかく見へけり

　久しくもにほふべきかな秋なれど猶とこなつの花といひつゝ

七夕まつりしたりけるかたあり、すはまのさきにみづてにて、

ちぎりけん心ぞながきたなばたのきてはうちふすとこなつのはな

ちんのいはほをたて、くろばうを土にて、なでしこをうへたるところに、

代々をへていろもかはらぬなでしこもけふのためにぞにほひましける

此歌共は兼盛能宣ぞつかうまつり侍ける、これを見る人々、おのがひき〳〵心々にいひつくるとて、左の人、

かちわたりけふぞ渉つべき天の川つねよりことにみぎはをとれば

右の人

天の川みぎはことなくまさるかないかに渉つらんかさゝぎのはし

此あそびいと興ありてこそ侍れ

〔前大納言公任卿集〕七月七日藤つぼの撫子あはせに、人讀半都滿字計たりける、〇人以下恐有二誤脱一

たなばたの秋のよをへて撫子の花をぞけふはあはせつとみよ

〔中務集〕三條の女御なでしこ合し給に

あしたづのおれるはまべのなでしこは千世をや色も引はそふらん

〔朱雀院女郎花合〕亭子院の御〇宇多おりゐさせ給ふて、またのとしきさきとみかどのせさせ給ふ、をみなへし合なり、

一番　左

草がれの秋過ぬべきをみなへしにほひゆへにやまづみえぬらん

右

あらがねの土の下にて秋まちてけふのうらでにあふをみなへし

二番　左

秋の、にをみなへしみんとさしはへてぬれにしそでや花とみゆらん

をみなへし秋の、風にうちなびきこ、ろひとつを誰によすらん〇中略

右

花は右をとり、歌は左かちけり、

萩花戲

〔藤原相如集〕一品宮、むめつぼのはぎの花くらべさせ給しに、

くらぶれどまさらざりけり花ながらこの宮城の、萩の下葉は

菊合

〔寛平菊合〕題菊

左方占手の菊は、殿上童に立君を、女につくりて、花におもてをかざさせてもたせたり、いま九本をば、すはまをつくりてぞしたる、そのすはまのさまは、思ひやるべし、面白き所の名をつけつゝ、きくにはゆひつけたり、

占手　山城皆瀬菊

うちつけにみなせはにほひまされるはおる人がらか花のかげかも

二番　嵯峨大澤池菊

一もと、おもひしきくを大澤のいけのそこにもたれかうへけむ〇下略

〔古今著聞集十九草木〕延喜十三年十月十三日御記云、仰侍臣令新菊花各十本分三番相爭勝劣、以申時各方領花參入、一番入自仙花門、二番入自溫明門、次第進花立庭中、一番植花以右洲形、二番載大瓶、各藏人所二人執立御前、左衞門督藤原朝臣候御前、傳作勝負總十番、勝方脹中拜舞、還進菊中各四本、栽西方小庭、十二月九日二番侍臣獻負物、當時貝物也、此間於射殿可獻、而貢獻違失也、入夜出侍賢門、左衞門督權中納言侍之飮酒、

天曆七年十月十八日、殿上の侍臣左右をわかちて、そのくゝ殘菊を奉りけり、主上上〇村清涼殿東の孫庇南の第三間に出御、王卿東の簀子に候、仰に云、延喜十三年侍臣獻菊、かの日只左衞門藤原

定公一人候、仍不レ相二分左右一、至二于今日一數人既候、可二相分一とて、右大臣、大納言源朝臣、參議師氏朝臣三人を左方とす、大納言藤原朝臣、左衞門督藤原朝臣二人を右方とす、左菊いまだ仰かうむらざるさきに弓場殿にかきたつ、其後召によりて御前の東庭にまいる、洲濱に菊一本をうへたる、藏人所衆六人してこれをかく、仁壽殿の西の砌にしの邊に、兵衞府の圓座一枚をしきて、殿上の小舍人壹人矢三をもちて候、洲濱の風流さま〳〵なり、中に銀の鶴に菊の枝をくはへさせて、其葉に歌一首をかく、其後右菊や、ひさしうしてまいらせざりければ、たび〳〵もよほしおほせらるるほどに、秉燭に及て奉りければ、それも所衆ぞかきたりける、かずさしの圓座はなし風流左におとりたりけり、しろがねの鶴にきくをくはへさせて、歌を書たる事左におなじ、右大臣奏し申されけるは、右花其粧劣也、加之數度雖レ召良久不レ獻、然則第一花可レ爲二左勝一、仰云、事理也、仍左かずをます、其時大臣座を立て負方の公卿に罰酒をこなはれけり、勝負あるごとにかくなんをこなはるべきに、左第二花をたてまつる、其花あざやかなれど、かたぶきふしたりければ、仰によりて負に成にけり、仍左數をぬく、第三の花左かちてすなはち亂聲をはつして龍王を奏す、左衞門權佐公輔息に小舍人橘知信がつかうまつりける、次左方公卿侍臣前庭にして拜舞ありけり、其後左方有相朝臣、右方延光朝臣に仰てつるのふくむ和歌をめさる、をの〳〵とりてまいりて、御座の南邊にこうす、則兩人をもてよませられけり、

左歌　ちとせふるしものつるをばをきながらきくのはなこそ久しかりけれ

右歌　たづのすむ汀のきくはしらなみのおれどつきせぬかげぞ見へける

其後舞を奏す、左方溢川鳥、左近將曹船木茂眞、舞師長尾秋吉ぞつかうまつりける、右方綾切、右衞門府生秦良佐、近衞身高つかうまつる、後々舞くだんの四人更に奉仕しけり、左右たゞ勝負まひのまうけばかりにて、他舞のまうけなかりけるを、俄の仰によりて餘曲をば供しけり、左萬歲樂、

太平樂、右石川樂、長保樂等也、舞終て更に雙調を奏す、管絃にたえたる侍臣等、河竹の北邊にこうす、又樂所の輩も同所のひがしの邊に候て、或は謌、或は吹彈、此間に御膳を供す、又侍臣に仰て御箏を奉る、これよりさきに御座の南邊に置物御厨子一脚をたて丶、くだんの御箏ををきまうけたり、式部卿の親王和琴を彈じ、源大納言琵琶を彈じけり、御遊をはりて王卿以下に祿を給ふ、又御みきまいりて式部卿親王にたまはせける、親王すなはち御前の階間より庭にをりて、拜舞し給ひけり、南の長階よりのぼりて座につく、さらに盃をとりて次第にくだりけり、納言御盃頭のまうけ有、獻ずべきよし申されけり、

〔上東門院菊合和歌〕一番　左　　伊勢大輔

ながきよのためしにうふる八重の花行するゑをく君のみに見む

右　　伊與中納言

むらさきの匂ひことなる八重の花はつしもよりやわきてをくらむ

〔後拾遺和歌集 五秋〕上東門院 ○一條院后藤原彰子 きくあはせさせ給けるに、左のとうつかまつるとてよめる、　　伊勢大輔

めもかれず見つゝくらさん白菊の花より後の花しなければ

〔鶉衣〕菊合賦 續〻編四上

此あるじの菊作るに、すけるすかずは誠にかくあらましや、されば作るべき花のこれならで何ならん、白は吉野の雲をなびかせ、黄は玉川の露をあらそふ、あるは二月の紅にまさり、あるは八極の葉をうばひて、詩客の車も停むべし、昔をとこの袖もぬれなん、淺深濃淡の色はさら也、花形は百種の新奇を映て年々に其目をおどろかし、國々に其名を聞ゆ、○中略いざ我判者せんといふに、物定のはかせにはあらねど、只賦つくりて其日の笑とはなせりける、

荊合

〔中右記〕寛治六年四月廿二日甲戌、上皇〈白河〉爲御見物、有御幸紫野、〈○中略〉此間供奉所司被相催公卿、於御車前、或有荊合興、

芝競

〔新撰六帖六〕芝くらべ　知家

こまはなつ野邊のうなひが芝くらべながき日くらすこれやなぐさめ

〔答問雜稿三〕按、芝くらべといふは、うなゐわらはどものつばなすみれなどをつみあつめて、おのがどちくらべあそぶをいふ、草をたゝかはすといふも同じこと也、

紅梅合

〔藤原高光集〕紅梅あはせに

鶯のすをくひそむる梅のはな色もにほひもおしくも有哉

花合

〔古今著聞集十一畫圖〕永承五年四月廿六日、麗景殿女御に繪合ありけり、彌生の十日あまりの比より其沙汰有けるは、〈○中略〉むかしよりきこゆる花合は、散てふるき根にかへりぬればにほひ戀し、草合は尋て本の所へ返しやれば、名殘うるさし、

〔長秋記目錄〕承德二年三月二日、依召參内、明日中宮〈堀河后篤子内親王〉御方花合云々、爲聞延引由、

〔殿暦〕長治二年閏二月廿四日壬辰、申時許爲隆來云、中宮〈堀河后篤子内親王〉女房今日有花合、非兼日支度、自昨日被始云々、

〔新千載和歌集二春〕長治二年閏二月、中宮花合によみ侍ける、　權中納言國信

手折もて宿にぞかざす櫻花梢は風のこゝろめたさに

〔散木弃謌集一春〕堀河院御時、きさいの宮の御方にて、かたをわかちて花をおりにつかはして、御前のいづみにたてならべて、歌よませ給けるによめる、

吹風をいとひてのみもすぐすかな花みぬ年の春しなければ

〔十訓抄二〕同〈○堀河院〉御時、中宮の御方にて花合といふ事有けるに、越前守仲實が歌に、玉の身といふ

ことをよめりける、いま〳〵しき事と人申けるほどに、宮やがてうせ給にけり、

紅葉合

〔藤原光經集〕内裏女房花合にまけて、花にさしていだすべき歌こひ侍しかば、

吹風も治れる世は音もせでのどかに匂ふ花ざくらかな

〔清原元輔集〕村上の御時に、紅葉合殿上人にせさせ給ふに、

わが思ふくらぶの山のもみぢばにおとらぬものはこゝろなりけり

〔藤原清正集〕うちの紅葉あはせ、九月ふたつあるとし、

くれなゐのやしほの色はもみぢばの秋くはゝれる年にぞ有ける

道具競

〔拾遺狂言記五〕鐙

罷出たる者は、此邊りに住居いたす者でござる、此間のあなたこなたに、お道具くらべはおびただしい事でござる、それにつき此度は、よろひをくらべさせられうとある、身どもの内によろひがあるか存せぬ、まづ太郎冠者にたづねうと存ずる、

扇合

〔紀貫之集七〕恒佐中納言殿の扇合の歌すはまに入たり、

住の江の松のかせをもこめたればあふぐ扇のいつか絶せん

〔圓融院扇合〕宮の御方にうへおはしましてらごとらせ給ひて、かたせ給へるかちわざ、六月十六日にうへせさせ給ふ、梅つぼにわたらせ給へるに、殿上人中少將をはじめてとりつゞきまいる、南は御すだれより外にあげて袖ぐちどもとりいる、玄たんのをきくちしたるらてんの御宮に、緋扇十枚入させ給ひて、からのうすものゝすはうのすそごのさいでにつゝみて、おなじ紫のくみして、白がねを桔梗をみなへしの枝に造りて付させ給へり、白がねこがねのこものしたに、からの羅をあゐ色に染て、ひとへにてはれるもぬへるもあしでにて、

君が代をまつふく風にたぐへてぞかへすちとせのためし也ける

しろがねをばまづ萩のかたに色どりて、からの羅を淺みどりにしてはれり、それにあしでにてぬへるなんめりき、

澤に住たづの羽かせに涼しきは君が千とせをあふぎ成べし〇下略

〔十訓抄十一〕行成は道風が跡を繼て、めでたき能書なりけり、いまだ殿上人の比、殿上にて扇合といふ事有けるに、人々珠玉をかざり、金銀をみがきて我をとらじといとなみあへりけり、彼卿はくろくぬりたる細ぼねのたけたかきに、黃なるかみはりて、樂府の要文を眞草に打まぜて、所々書て出されたりけるを召て御らんじて、是こそいづれにも勝れたれとて、御文机にをかれけり、

〔中右記〕寬治三年八月廿三日、大后〇後冷泉后藤原寬子於宇治有女房扇合、基綱朝臣、予〇藤原宗忠爲講師、

〔金葉和歌集三秋〕太皇太后宮の扇合に、月の心をよめる、　大納言經信

みかさ山みねより出る月影はさほの河せの氷なりけり

太皇太后宮の扇合に、人にかはりてもみぢの心をよめる、　源俊賴朝臣

音羽山もみぢちるらしあふさかの關のを川ににしきをりかく

〔長秋記〕保延元年五月十七日己丑、女院近習女房殿上人、左右各十餘人、調扇紙可合之由日來云々、今日有其事、左方坊門殿、故關白息女小因幡、美濃、光清娘大宮少將、少輔男公能朝臣、公道、光忠、光隆、爲盛、藏人清則、右大炊殿、顯能妻土佐、侍從、小少將、紀伊、男經宗朝臣、爲通、師仲、爲成、範高、淸重、臨期上皇〇鳥羽御幸、右方女房著種々裝束、出自几丁帷、寢殿於南廂有此事、垂母屋御簾、右方二階上置紙宮十一、各所進也、敷龍鬢其上、二階敷唐錦茵、以扇爲樣、左方無其設、只進紙不出合宮、或以銀作、是或卷付、或只裹紙云々、

〔源平盛衰記十二〕主上鳥羽御籠居御歎事

折々ノ御遊、所々ノ御幸、御賀ノ儀式ノ目出カリシ、今樣朗詠ノ興アリシ事、扇合繪合マデモ忘ル

ル御隙ナク、只今ノ樣ニゾ、被思召出ケル、

小貝合

〔平家物語 九〕小朝拜

平家はさぬきの國八嶋のいそにおくりむかへて、年の始〇壽永三年なれ共、元日元三のぎしき事よろしからず、〇中略花のあした月の夜、詩歌くはんげん、まり、小弓、扇合ゑ合せ、草づくし、虫づくし、さまざまけう有し事共思ひ出、かたりつゞけて、永き日をくらしかね給ふぞ哀なる、

〔伊勢集〕九の宮〇九の宮、一本作九條のみやすどころの御もとに、こばこあはせのころ、はこにこうばいのつぼめるを入てまいらせたるに、

君にとし思ひかくればうぐひすの花のくしげもをしまざりけり〇歌略

貝合

〔倭訓栞 中編四〕かひあはせ　貝合也、かひおほひともいへり、徒然草に見ゆ、耳白と蛤を用うといへり、或はおだまの貝とて、鹿島香取の浦の蛤を用うともいへり、

〔東海道名所記 四〕桑名より四日市まで三里八町

右の方に城あり、町中を上るに、大手の橋左のかたにあり、爰は蛤の名物あり、蛤は諸國にあれども、貝合の貝になるは、伊勢はまぐりにまさる事なし、〇中略貝厚くして破れがたしといふ、

〔萬寶全書 八〕貝合之貝之事

一桑名貝　勢州名物尤吉、耳白、横さしわたし貳寸三分、或は貳寸五分、此大きさなるが貝合によし、かた手にて取物なるゆへなり、貝の員數三百六十合有、左右にて七百貳拾片有、

一朝鮮貝　上々耳白、大なるは横さしわたし貳寸八分程有、貝合の貝には朝鮮貝の大なるは惡しと也、され共大にて見事なるゆへに直段高直成ものなり、

〔貝盡浦の錦 上凡例〕夫かいを弄ぶ事、古來は只蛤の大なるを三百六十を集め、これをかざるに中を絹を以て粧し、金銀を點じ、五彩の畫をほどこす、六角の筒に納てこれを合を以て兒女の翫

とす、未もろ〳〵の介をあげ用ゆる事をさらず、元祿の始の頃より大に此弄おこりて、都鄙全く時行(はやら)す、賞鑑家古人の貝をよみをける古歌を取集て、四條大納言公任の撰び給ふ三十六の歌仙の數に配して、つゐに三十六歌仙介となしてもてはやしぬ、其時歌を集る事ひろからず、不審なる引歌多し、因て其後これを考て、新撰の歌仙介世に行る事は、後歌仙集序中に見えたり、前後の三十六介となりぬ、今按るに、後に撰し方尤委し、取用べし、

〔山槐記〕應保二年三月七日、參內、貝合事、右方人右大將以下、於宮殿上議定云々、　八日、午剋參內、貝合、左方人中宮權大夫實長卿、參議親隆卿、能登守重家朝臣、右少將通能朝臣、左衞門權佐爲親、予(〇藤原忠親)等於宮御方議定、大略令爲親書折紙、送右府御許、令申子細、爲親所參向也、

一奉幣事、八幡賀茂住吉、已上使、所來、(前右府御沙汰歟)爲用意使所來事、召仰出納仲政了、

一願事、八幡、(御神樂)賀茂、(競馬)住吉、(參詣)

一當日誦經事

一貝風流(可作伊勢海)

一方人裝束(束帶)

晡時參花山院、申承雜事退出、　九日、未剋參內奏事、(〇中略)晚頭右府被參、貝合事等申承、　十日、今日爲貝合祈禱、左方奉幣、(右清水、賀茂、住吉、)右府被致幣帛沙汰、彼家仕丁持之、下家司相具、向近衞河原、藏人左兵衞尉平信季、向彼所發遣之、使可用藏人所來之由有議定、仍三人可差遣之由、兼所仰出納仲政也、抑陰陽師不參、藏人可致沙汰歟、又自右府可有沙汰歟、　十一日、申剋許於宮殿上、貝合方人有之事、右府爲弘有結構、而頗不定事、仍不可有過差之由、以左衞門權佐爲親(左方人也)被遣仰、有出御、此後參大殿之處、職事等退出、仍空以退出、

〔袋草紙　三〕予應保二年三月三日昇殿、來十三日中宮(〇二條后藤原育子)御方可有貝合事、仍俄所仰下也、同七

日賜和歌題二首云々、同日可被講題風情早可初參云々、仍不擇吉凶件夜付箭了、御所高倉殿翌日御會、東向御所月輝南三、雲客數十講云々、

〔出觀集雜〕おなじ御とき〈○二條〉内裏にてかひあはせあるべしときこえけるに、ある人のうたを申けれは、

もゝしきの玉の臺の簾貝あしやがうらに波やかけゝん

雲の上にちりぞまがへる春風の吹あげの濱の梅の花かひ

〔山家集雜下〕内〈○二條〉に貝あはせせむとせさせ給けるに、人にかはりて、

風たゝで波をおさむるうら〳〵に小貝をむれてひろふ也けり

なにはがたしほひにむれて出たゝむしらすのさきのこ貝ひろいに

風吹ば花咲波のおるたびに櫻貝よるみしま江のうら

波あらふ衣のうらの袖がひをみぎはに風のたゝみをくかな

なみかくる吹上の濱の簾貝風もぞおろすいそにひろはん

しほそむるますをのこ貝ひろふとて色の濱とは云にや有らん

波よするたけのとまりのすゞめ貝うれしきよにもあひにける哉

波よするしらゝの濱のからす貝ひろひやすくもおもほゆる哉

かひありな君が御袖におほはれて心にあはぬことしなき世は〈○中略〉

伊せのふたみのうらに、さるやうなるめのわらはどものあつまりて、わざとのことゝおぼしくはまぐりをとりあつめけるを、いふかひなきあま人こそあらめ、うたてきことなりと申ければ、かひあはせに京よりひとの申させ給たれば、えりつゝとるなりと申けるに、

今ぞしるふたみのうらのはまぐりをかひあはせとておほふ也けり

〔𥱋物名彙上〕春村按ふに、右のうち山家集の、かひむりな云云と、今ぞしる云云との歌は、貝合と貝覆とを、ひとつにおぼえてよまれたるに似たり、抑貝合はさま〴〵の貝をあはせて、それに歌をもよみそへ、さて甲乙を定むるなり、又貝覆ははまぐりの貝を、片おもてづゝそこら散しおきて、其片おもてをおほひ合せて、勝まけを爭ふなり、さるをひとつにせられたるは、いかにぞやおぼゆるぞかし、

〔風葉和歌集十八雜〕人々つどひ侍て貝合し侍りける所に、負なんずと幼きもの、歎きけるに、誰ともなくて云ける、　貝合の藏人少將

かひなしと何歎くらんしら浪も君が方には心よせてん

〔堤中納言物語〕かひあはせ

このひめ君とうへの御かたのひめ君と、かひあはせせさせ給はんとて、月ごろいみじゆあつめさせ給ふに、あなたの御かたは、だいぶの君侍從の君と、かひあはせせさせ給はんとて、いみじくもとめさせ給ふなり、まろが御まへはたゞわかぎみ一ゝところにて、いみじくわりなくおぼゆれば、〇下略

〔雍州府志七土產〕貝　倭俗婦人合貝爲遊戲、其法以三百六十之貝左右分之、團並床上、空其中央、貝一雙內右貝稱地而並床上、左貝稱出、毎一箇而出、置中央之隙地、各圍坐視之、則出貝與地貝、其紋采有合者、則取出貝合地貝、其所合之貝多者爲勝、少者爲負、其貝大蛤蜊也、始出自伊勢桑名海濱、今大者絕、故多用朝鮮貝也、桑名貝其形色麗而有溫潤、朝鮮貝形色共麁惡而不及之、耋草子屋幷張子屋多製貝幷桶而賣之、凡盛貝器、其形似桶、故稱貝桶、

〔めのとのさうし〕御かひめしいだされ候はゞ、まづひだりをもちてまいり、のちにみぎをまいらせ候、御かひうつして、二かたへわけて、くちにしろきを、十二にても、おほきならば十にても、げに

貝覆

げにくちひろくば、八つもたて申候、それも中にかひのゐ候はんほどを御らんじて、あはせ候べし、ちいさきは十六もたて候はんにせぬ事にて候、いだし候事はちとさがりたるやくなり、すゝまずしんしやくせぬ事にて候、さていだし候へとある時、かひを手のうちにもちて出すべし、うへとある人の御かたへ、かしらをむけて出すべし、うへに御あはせ候はんほど、まちまいらせて出すべし、また下の人おほひ候はゞ、やがて出し候べし、上をまたせ申さぬ事にて候、めしつかふ人にも御をしへ候へ、みやづかひのひとしつけ候はねば、御うへにものをしろしめさぬになりい候べし、

〔宣胤卿記〕長享三年八月九日乙未、今日自中山黄門貝歌事所望書様事、一條亞相返事如此、但貝事、左右各一首書之、贈答歌書之間、贈ヲ右ニ答ヲ左ニ所書也、古今戀歌書之、

〔嫁入記〕一御物行やうのしだい

一ばん　御貝桶〇中略

一おいかいおけの事、角口のひろさ九寸三四分、たかさ九寸以上、四所にかつらを可入、二すぢゞつならべて、そこきはに一ところ、ふたと身とのあはせめに一所、中ほどに一所、ふたのまはりとかうのいたのさかいに一ところなり、みのかたにのみいれをするなり、かみにて上をよくはりてゑをかくべし、ゑにはげんじのところ、また松竹などしかるべし、ふたにつゝるかめなど二ッゞつむかひ合候てしかるべし、あしはつかぬものなり、

一かひのかずは三百六十なり

〔貞丈雜記器財十六〕一今世間に貝桶の結は鬼結と云むすび様有と云人あり、鬼むすびと云事古傳になし、貝桶の結やうの事も包結記にしるし置く也、

〔運歩色葉集貝〕貝掩カイオホヒ

〔徒然草下〕貝をおほふ人の、我まへなるをばをきて、よそを見わたして、人の袖のかげ、ひざの下まで目をくばるまに、前なるをば人におほはれぬ、よくおほふ人は、よそまでわりなくとるとは見えずして、ちかきばかりおほふやうなれど、おほくおほふなり、

〔野槌下二〕貝をおほふ　貝あはせの事なるべし

〔女用訓蒙繪本花の宴〕貝おほひ

まづ我かたの貝をみつくして、扨よその貝え目をくばるべし、出し貝のたび〳〵に、われはやくおほはんとそう〳〵しきはみぐるし、ゑとやかならんには、二見の浦めるけしきもなく、誠のすさみを今ぞゑる、とよめる西行にも見せたし、

〔源平盛衰記五〕行綱中言事

多田藏人行綱ハ、〇中略五月〇治承元年廿日、西八條ヘ推參シテ見レバ、馬車數モ知ズ集タリ、藏人何事ヤラント思テ尋問ケレバ、案內者トオボシクテ答ケルハ、是ハ入道殿〇平清盛福原御下向ノ御留守ニ、君達會合シテ、貝覆ノ御勝負也ト云ケレバ、〇下略

〔玉海〕壽永元年二月十八日己未、午剋參御堂、今日供養百種於舍利之、次有佛經供養事、佛者如意輪繪像、御平生之時雖被圖寫未遂供養、今日依爲吉曜遂之、經者始貝書之、巫靈〇皇嘉門院平日殊令始貝覆之戯給、仍爲謝彼罪、所寫眞實之妙文也、且先例多存故也、

〔藤原隆祐朝臣集〕住吉に侍しに、都より知たる女房あまた天王寺に詣で、侍しかば、住吉の神主經國女に、おほひかひこはんとおもふに、歌のそへたきよし申侍しかば、讀てつかはし侍し、

波よするつもりのうらによる貝をひろはぬ袖にうつせとぞ思ふ

返し貝にかきて

たづねきてひろはぬ浦のつらければ袖につゝむにかひやなからん

〔看聞日記〕應永廿八年三月十二日、雨降、雨中徒然之間有貝覆、分左右、予〈○後崇光〉椎野御喝食女中御寮等覆之、左負畢、則有所課、　卅年三月十四日、甚雨降、有雙六、其後女中男共分左右貝覆、女中一方、男一方也、女中負畢、則負態有盃酌、壽藏主候、雨中一興也、　十九日、先日貝覆女中負之間、殊無念事歟、姤被張行、手分如先度、又男方勝、二番覆每度男勝畢、高名無極、所課貢伏有盃酌、　四月五日、先日貝覆女中兩度負態、被張行、其還禮男衆又表其禮畢、

〔管見記〕文龜三年二月十三日、女房衆貝遊有勝負事、

〔二水記〕永正十四年五月八日、參山科香代、宮千代丸令候、有勝負之御貝、今日女中申御沙汰也、先日御負事云々、今日男衆負、御酒宴入興、萬松軒、勸修寺宮、中務卿宮、竹內殿等御參、寒聲遊舞等狼藉之、及深更各退出了、　十二日、御貝之負事有之、今日男衆申沙汰也、宮御方御負衆也、宮千代丸令祗候、萬松軒、中務卿宮、竹內殿等御參、甘露寺、冷泉前中納言等祗候、及五更果了、各沈醉入興、無是非者也、　廿三日、參當番、有御貝負、宮千代丸祗候、今日宮御方伏見殿親王御方御負事有之、御酒宴及深更、　六月六日、宮千代丸祗候、有御貝、伏見殿宮御方曼珠院宮等御參、　十四日五日兩日有御貝、宮千代令祗候、上乘院、妙法院、勸修寺宮等御參、

〔甲陽軍鑑〈二品第六〉〕信玄公御時代諸大將之事

一武田信玄晴信公十三歲の御時、駿州義元の御前は信玄のあね子にておはします、此姉子の御方より母公へ貝おほひのためにとて、蛤をおくりまいらせらるゝ、信玄公を勝千代殿と申時なれば、御母公より上臈をもつて、此蛤の大小を扈從どもに申付、えりわけて給はれとの御事也、御大をばえりてまいらせられ、小き蛤たゝみ二帖敷ばかりに大方有り、たかさ一尺も有つらん、是を扈從どもにかぞへさせ給へば、三千七百あまりなり、〈○下略〉

〔言繼卿記〕永祿七年三月卅日壬申、自禁裏可參之由有之、申下刻參、御貝覆勝負有之云々、女中御銚

子被進、御若宮御方、岡殿女中衆、中山大納言、源中納言、輔房朝臣、公遠朝臣、重通朝臣、親綱等也、此予三條中納言被參、御酒於御三間有之出御無之、音曲有之、及黄昏各退出了、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年四月八日、御貝覆あり、女二の宮の御かた、女三の宮〇清子内親王の御かた、准后大御ちの人、御まけかたにて、やがて御せうぶ、今度のことなり、　十一日、けふ御貝覆の御せうぶあり、女二の宮の御かた、女三の宮の御かた、御ふるまいおはしまし候、内々の男達十人ばかりしゆかうにて、御ひし〳〵にてめでたし、だいのもの色々まいる、　九年うるう八月四日、御かいおほいの御しやうぶの御ふるまいあり、女院の御所ならします、八でう殿、大しやう寺殿もなる、御まけしゆうにて、女御の御かたより、だいの物まつたけ一折、御たるまいる、新ないし殿より、くり一折、かき一折參る、いよ殿より、御たる參る、あせち殿より、折、御たる參る、おとこたちしかうありく御參る、

〔四十二のものあらそひ〕貝おほひと　すぐろくと
ひし〳〵とつどひておほふ貝よりもたゞふたりゐてめをやろんせむ

〔四十二のものあらそひ 袖達〕かひおほひと　手まりと
くろかしのみだれてさわぐまりよりも貝におほへる袖はなつかし

〔立圃句集冬〕貝おほひのあそびに馴ざる間は、取にくし、よく目なれたる貝は、出す手の下より合せてとる也、
逸物の鷹や目なれの貝おほひ

角合

〔山槐記〕治承二年六月十九日壬午、今日於院〇後白河有火打角合云々、一方公卿殿上人僧并四十餘人、一方北面下﨟等也、公卿方作銀海浮銀船〇都合銀三千云々其内納角、北面下﨟、厨子一脚上、置銀手桶二合納之、此事近日天下經營、諸人愁歎、或下知莊園切生牛角數十、適雖持來、稱下品棄之、罪業之因緣之

由或人來談也、

物語合

〔百錬抄 八高倉〕治承二年六月十九日、上皇御所有角合事、天下營只在此事、

〔榮花物語 三十七けぶりの後〕せんだいをば後朱雀院とぞ申める、その院のたかくらどの丶女四宮をこそは齋院とは申めれ、〇中略物語合とて、いまあたらしくつくりて、ひだり右かたわきて、廿人あはせなどせさせ給て、いとおかしかりけり、

〔後拾遺和歌集 十五雜一〕五月五日、六條前齋院に、ものがたりあはせし侍けるに、小辨をそくいだすとて、かたの人々とめて、つぎの物がたりをいだし侍ければ、宇治の前太政大臣、かの小辨がもの語は、見どころなどやあらんとて、ことものがたりをとゞめてまち侍ければ、岩がきぬまといふものがたりをいだすとてよみはべりける、　小辨

引すつる岩がきぬまの菖蒲草思ひしらずもけふにあふかな

雙紙合

〔袋草紙遺編 上〕後朱雀皇女正子內親王造紙合、判者不見之、講師左四位少將右兵衞佐、左銀透筥、蓋入古今繪七帖、新繪銀造紙一帖、右銀透筥、納繪造紙六帖、新歌繪銀草子一帖、

〔續世繼 二紅葉の御狩〕白河院は、〇中略御めのとの二位も、かん日に參りそめられたりけるとかや、〇中略從二位親子のさうし合とて、人々よき歌どもよみて侍るも、いとやさしくこそきこえ侍りしか、

〔金葉和歌集 四冬〕從二位藤原親子家のさうし合に、しぐれをよめる、　修理大夫顯季

しぐれつゝかつちる山の紅葉をいかに吹よのあらしなるらむ

〔金葉和歌集 七戀〕從二位藤原親子家の雙紙合に、戀の心をよめる、　宣源法師

いまはたゞねられぬいをぞ友にする戀しき人のゆかりとおもへば

〔吾妻鏡 二十一〕建曆三年〇建保元年正月十二日甲寅、幕府女房等有雙紙合會、將軍家〇實朝分判之給云

かみ〴〵合

寶競

云、

〔散木弃謌集九雜〕大殿にてかみ〴〵あはせといふことせさせ給けるに、師のこひければよめる、

君がよを神々いかにまもるらん志げきめゆひの數にまかせて〇中略

人のもとにまかりたりけるに、かみ〴〵をひきて、ものにとりいでゝ侍りければよめる、

嬉しさのあまのみ空にみちぬればいとなくかみをあふぎみる哉

〔狂言記四〕あはだ口

大名罷出たるは、遠國の大名、太郞くわじや有か、くわじやおまへに、大名ねんなふはやかつた、此中のたからくらべは、おびたゞしい事ではなかつたか、くわじや中々おびたゞしい事で御ざりました、大名いづれものたからにまけいでうれしいな、くわじやいやも、わたくしらていまでが、うれしう御ざりまする、大名それよ〳〵、さりながら明日は、あはた口を、くらべさつ志やれうと有、志てそれがしがたからの内に、あはた口といふものはないか、くわじやされば殿樣の七萬寶のたからの中に、あはた口は御ざりませぬ、〇下略

〔續狂言記二〕寶の笠

初アト大果報の者、誠に天下をさまり、あなたこなたの御參會お振舞は、おびたゞしいことでござる、それについて、此度は、目の前にきどくの見ゆるたからを、くらべうと有、某が藏の内に、さやうの寶が有か存せぬ、尋ねませふ、やい〳〵太郞くわじやあるか、〇下略

古事類苑

遊戯部六

聞香

香ノ事ハ、支那ノ書ニハ古クヨリ見エタレドモ、皇國ニテハ推古天皇ノ朝、沈水ノ淡路島ニ漂著セシヲ以テ始トス、其後海外交通ノ路漸ク開ケ、僧徒賈客ノ携ヘ歸リ齎シ來ルアリテ、其種類甚ダ多シ、初ハ佛事ニノミ用キシガ如クナレド、延喜天暦ノ頃ヨリ、宮中ニテ薫物合(タキモノアハセ)ト云フコト行ハル、薫物トハ香ノ事ニテ、是レ香ヲ聞キ戯トスル始ナリ、

薫物合ハ、歌合繪合ノ如キモノニテ、一ニ香合ト云フ、左右曹ヲ分チ、合劑ノ淺深厚薄ニ由リテ、判者其優劣ヲ決シ、勝敗ヲ定ムルナリ、其合劑ノ香ヲ稱シテ合香ト云フ、合香ハ支那ヨリ起リテ、嵯峨淳和ノ朝ノ頃ニハ、既ニ藤原冬嗣、賀陽親王等ノ方アリ、梅花荷葉等ノ名アリシナリ、此香合ハ、歳月ヲ經ルニ隨ヒ漸ク盛ニナリシガ、其後名香合組香ト云フコト出デ來リ、坐作進退ヨリ筵席器具マデ悉ク法式ヲ設ケ、師承ヲ經ザレバ知ルコト能ハザルニ至ル、

名香合ハ、單ニ沈水ノミヲ以テ優劣ヲ爭フコトニテ、香氣尾烟ハ勿論ニテ、香主ノ命ジタル香ノ名ノ雅俗モ勝敗ニ關係スルナリ、蓋シ名香合ハ足利ノ初ニ起ル所ニシテ、世ニ傳ヘテ佐々木道譽ニ始マルトス、

組香ハ數種ノ香ヲ聞キテ、其同異ヲ鑑識スルモノニテ、足利氏ノ末ニ起リ、其最モ古キモノヲ十炷香トス、且ク十炷香ニ就キテ組香ノ狀ヲ言ハンニ、初ニ香本(香ヲ出ス人ニテ、初ニハ火本ト云ヒシナリ、)ヨ

リ三種ノ香ヲ出シ、之ヲ聞カシム、是ヲ試ト云フ、卽チ第一ニ聞キシヲ一ノ香トシ、第二ニ聞キシヲ二ノ香トシ、第三ニ聞キシヲ三ノ香トス、更ニ三種ノ香名三封、別種ノ香一封、合セテ四種十封ノ香ヲ次序ヲ亂シテ出スナリ、其三種三封ハ初ニ試ミシ一二三ノ香ニシテ、別種一封ハ未ダ試ミザルモノナリ、之ヲ客ト云フ、サテ香ヲ焚キテ之ヲ聞クニ、初ニ聞キタルモノヲ以テ、前ニ試ミシ所ノ一ノ香ト思ヘバ、一ノ札ヲ筒ニ入レ、二ノ香、三ノ香ト思ヘバ、二ノ札、三ノ札ヲ入レ、未ダ試ミザル香ト思ヘバ客ノ札ヲ入ル、此ノ如クシテ、鑒識シ得タルノ多少ヲ以テ勝敗ヲ爲スナリ、又無試十炷香アリ、初ニ其試ナクシテ、直ニ三種ノ香各一封別種ノ香一封ヲ出シテ之ヲ聞カシム、卽チ第一ニ聞クモノヲ一ト爲シテ一ノ札ヲ入レ、第二ニ聞クモノ一ト同香ト思ヘバ一トシ、同ジカラズト思ヘバ二トシ、第三ニ聞クモノ亦一ト同香ト思ヘバ一トシ、二ト同香ト思ヘバ二トシ、一二ト異ナリト思ヘバ三トシ、第四ニ聞クモノ一二三ト同香ト思ヘバ一二三トシ、異香ト思ヘバ客トス、而シテ一二三ト爲シタル香ノ中、再ビ出デザルトキハ是ヲ初客、二客、三客トス、卽チ香本ノ客ナリ、十炷香ノ札ハ十枚ナレド無試十炷香ハ十二枚ニシテ、同種ノ札ノ二枚餘レルハ是ガ爲ニシテ、其餘レルモノヲ以テ客トスルナリ、此餘組香ニハ競馬香、源氏香ナド數十種アレド、多クハ晩出セルモノニテ、世ニ聞ユル香ノ圖ハ、源氏香ヨリ出デタルナリ、要スルニ薰物合、名香合、組香ハ皆香合ニシテ、薰物合ハ合劑ノ巧拙ヲ爭ヒ、名香合ハ香質ノ佳惡ヲ競ヒ、組香ハ鼻識ヲ以テ輸贏ヲ決スルモノナリ、

聞香ニハ流派アリ、三條西實隆文龜ノ頃ニ在リテ、殊ニ此藝ニ通ジ、父子三世相傳ヘ、其教ヲ奉ズル者多クシテ、其流ヲ御家流ト稱シ、後來志野流、建部流、米川流ノ類、其源ハ皆三條西ニ出デタリト云フ、此藝ハ香道トモ稱シ、茶湯ト並ビ行ハレテ香茶ト云ヘリシガ、今ハ茶湯ヲ

名稱

好ムモノハ多ケレド、香道ハ大ニ衰ヘタリ、

聞香ニ用キル具ニハ、香合、火取、香箸等アリ、而シテ容飾ニ用キル香嚢匂袋ノ如キハ、器用部容飾具篇ニ收メ、又佛事ノ行香ノ如キハ、宗敎部法會篇ニ收メタリ、

〔槐記〕享保九年十一月廿四日、御香アリ、香ヲ聞ト云コト、唐ニテモ、香、臭トモニ嗅コトヲ聞ト云、和朝ニテキクト云ハ、耳ニカギリテ云、唐ニテ、聞ト云ハ、キクコトニモ、カグコトニモ用タリ、古キ朗詠集ナドニ、聞香ノ字ハ昔ヨリ古キ點付ノ好本ニハ、聞香ト付タリ、御前〇近衞家熙ニモヨミ習ハセラレタリ、

〔玉勝間七〕香をきくといふは俗言なる事

香を聞といふは、もとからことにて、古の詞にあらず、すべて物の香は薰物などをも、かぐといふぞ雅言にて、古今集の歌などにも、花たちばなの香をかげばと見え、源氏物語の梅枝卷に、たき物共のおとりまさりを、兵部卿宮の論め給ふところにも、人々の心々に合せ給へる深さ淺さを、かぎあはせ給へるになどこそ見えたれ、聞といへる事は、昔の書に見えたることなし、今の世の人は、そをばしらで、香などをかぐといはむは、いやしき詞のごと心得ためるは、中々のひがごと也、きくといふぞ俗言には有ける、

〔十種香暗部山一〕凡例

一香書にきくと云字を、鼻にきくは耳に聞に異なりとて、古人心々に沙汰して、馥嗅齅の字などかゝれし、さも有べき事なり、然れども此書に聞の字を用る事は、童蒙の便にしたがひ、事のやすきにつくのみ、しかのみならず法華の偈止觀の文、その外史書杜少陵が詩まで、みな聞香とあるにもとづけり、

〔嬉遊笑覽十下香〕嗅　今鼻にきくと云は、家語に、入芝蘭室、久而不聞其香、卽與之化矣などいへり、故

に眞文伊勢物語には、聞をかぐと訓せたり、又舊本今昔物語、平の實文が事をいふ處、鼻にあて、聞けば、䑛(ニホ)す馥しき黑方の香にてあり云々などみゆるも、聞はかげばとよむべし、それよりして口語には、目のきく、手のきく、口きくなど、すべて一身に就ていはざる處なく廣く用ひたり、

香初見

〔日本書紀 推古二十二〕三年四月、沈水漂著於淡路島、其大一圍、島人不知沈水、以交薪燒於竈、其烟氣遠薰、則異以獻之、

〔聖德太子傳曆 上〕推古天皇三年三月、土佐南海夜有大光、亦有聲如雷、經卅箇日、矣四月、著淡路島南岸、島人不知沈水、以交薪燒於竈、太子遣使令獻、其大一圍、長八尺、其香異薰、太子觀而大悅、奏曰、是爲沈水香者也、此木名栴檀香木、生南天竺國南海岸、夏月諸蛇相繞、此木冷故也、人以矢射、冬月蟄、卽所而採之、其實雞舌、其花丁子、其脂薰陸、沈水久者爲沈水香、不久者爲淺香、而今陛下、興隆釋教、肇造佛像、故釋梵感德、漂送此木、〇下略

香種類

〔倭名類聚抄 十二 香名〕香　樓炭經曰、凡雜香有四十二種、

〔箋注倭名類聚抄 六 薰香具〕樓炭經六卷、晉法立共法炬譯、所引文、原書無載、按十二遊經、有雜香四十三種之文、恐源君誤引、下總本作四十三種、伊呂波字類抄同、與十二遊經合、似是、

〔本草和名 木十二〕沈香一名堅黑、一名黑沈(已上二名出兼名苑)、沈香(節堅沈水者也)、一名蜜香、一名棧香(不沈不浮、與水平者也)、一名雞香(鳥白香、已上出疏)、薰陸香一名膠香、一名白乳(已上二名出兼名苑)、一名雲華沈油(出丹口訣)、一名乳頭香(出雜要方)、雞舌香一名亭尖獨生(出丹口訣)、藿香、詹糖香(楊玄操音、上之廉反、下音唐、)楓香(陶景注云、此六種香皆合香要用也、)波律香(楊玄操音律、陶景注云、出波律國、故名之、)白檀(已上二種出陶景注、)沈香、青桂、鷄骨、馬蹄、煎香、(同是一樹出也)丁香(又一種也)

〔大安寺伽藍緣起流記資財帳〕合麝香壹齊又壹齊分(重二兩二分、並佛物、)

合白檀貳斤捌兩參分(佛物)

合沈香伍拾玖斤壹拾伍兩(佛物五十九斤九兩、法物六兩、)

合淺香貳拾玖斤陸兩參分佛物廿四斤十四兩三分、法物四斤十八兩、
合薰陸香壹佰柒拾壹斤玖兩貳分佛物一百廿一斤、法物十七斤八兩二分、通物卅三斤、
合丁子香壹斤捌兩佛物
合衣香拾兩佛物
合百和香壹丸小佛物
合青木香柒拾伍斤拾伍兩佛物七十三斤二兩、法物二斤十三兩、
合零陵香壹斤陸兩法物
合蘇合香貳兩法物
合甘松香壹斤肆兩法物
合霍香貳斤捌兩法物中略○

右前岡本宮御宇天皇○舒明以庚子年納賜者

〔法隆寺伽藍緣起流記資財帳〕合香壹拾陸種

丈六分肆種薰陸香一百六十八兩、寺買、沈水香十兩、淺香三百八十五兩、薰陸香卌六兩、青木香卌八兩、

右天平八年歲次丙子二月廿二日納賜平城宮皇后宮者、

佛分壹拾種白檀香四百七兩、沈水香八十六兩、淺香四百三兩二分、丁子香八十四兩、安息香七十兩二分、薰陸香五百十一兩、甘松香九十六兩、楓香九十六兩、蘇合香十二兩、青木香二百八十一兩、

聖僧分白檀香肆佰玖拾陸兩

塔分白檀香壹佰陸拾兩○中略

右天平六年歲次甲戌二月納賜平城宮皇后宮者、

〔唐大和上東征傳〕天平五年歲次癸酉、沙門榮叡普照等隨遣唐大使丹墀眞人廣成至唐國留學、是年

唐開元二十一年也、唐國諸寺三藏大德、皆以戒律爲入道之正門、若有不持戒者、不齒於僧中、○中略榮叡普照問識曰、我等本國爲傳戒法、請諸高德、將還本國、○中略至大和上○鑒眞所計量、大和上曰、不須愁、宜求方便、必遂本願、仍出正爐八十貫錢、買得嶺南道採訪使劉巨鱗之軍舟一隻、雇得舟人等十八口、備辦海糧、苓脂紅綠米一百石、○中略麝香廿劑、沈香、甲香、甘松香、龍腦香、膽唐香、安息香、棧香、零陵香、靑木香、薫陸香、都有六百餘斤、

〔續日本紀淳仁二十四〕天平寶字七年五月戊申、大和上鑒眞物化、和上者揚州龍興寺之大德也、○中略以諸藥物令名眞僞、和上一々以鼻別之、一無錯失、

〔倭名類聚抄香名十二〕沈香　本草云、沈香沈俗書女林反節堅而沈水者也、兼名苑云、一名堅黑、

〔箋注倭名類聚抄薫香具六〕原書木部上品載沈香、無所引文、按本草和名云、沈香節堅沈水者也云々、出疏、則知此所引本草疏文也、源君單引本草、非是、蘇敬曰、葉似橘葉、花白、子似檳榔、大如桑椹、紫色而味辛、樹皮青色、木似欅柳、嘉祐引陳藏器云、枝葉並作橘、蘇云似橘恐未是也、圖經引丁謂天香傳云、木體如白楊、葉如冬青而小、○中略按南方草木狀云、交趾有蜜香樹、其根幹枝節各有別色、木心與節堅黑、沈水者爲沈香、堅黑之名、蓋本於此、

〔運步色葉集地〕沈香　沈水香名　〔同須〕水沈香

〔倭訓栞前編七〕きやら　伽羅と書り、沈香の上品をいへり、奇南香是也、南蕃け楠に作る、ねずみもちに似たる木也、深山幽谷にて自然の枯朽を得たるを好とす、其餘木を伐て土に埋みて心を用る也、交趾を上品とし、暹羅を中品とし、占城をもて下品とす、太泥は能水に沈めども、最下品也とぞ、

〔安齋隨筆前編十二〕一沈　古書に沈とあるは沈香にて、本は沈水香也、其内には沈香もあり、奇南香もあるべけれども、一概に沈と云し也、古は沈香も奇南香も似たる物ゆへ分レざりしか、奇南

香は今世伽羅と云ふ物なり、藥に用るには、沈香は氣を降し、奇南香は氣を升すといふ差別あり、又薰物は種々の香物を調合したるを云、又中古以來香と云あり、香は奇南香の事也、此一種のみ香と云て賞翫する事は、佐々木入道佐渡判官道譽より始ると云、其より後、香聞香合せの勝負など云事あり、沈香奇南香ともに占城國より出る、西域の地方也、

〔春湊浪話下〕伽羅

合薰物といふものは、〇中略源氏物語にも多く見へ、六種の合薰物も聞えて久敷世に翫し事なり、又沈水香とも栴檀香とも日本紀に見え、牛頭栴檀と源氏に書て、今は伽羅といふもの、一種の木を燒て、其香を翫ぶ事は昔には聞えざりき、本名奇南香といふか、是を出す處六國あり、伽羅とは其六ッの中の一國の名なり、今はなべての名に呼、是も鎌倉北條執權の末より起りしことにや、佐々木入道道譽是を好みて名ある香木ども多く家藏ありし、其名ども書たるものは今も世に殘れり、

〔六國五味傳〕六國列香辨

伽羅　羅國　眞南賀　眞南蠻　寸門陀羅　佐曾羅

右是ヲ六國ノ列トイフ、六品何レモ沈水香也、伽羅ハ六種ノ内上品ノモノ也、シカレドモ伽羅、眞南蠻ニヲトリ、寸門多羅ノ伽羅ニマガフノ聞アリ、外モ又カクノゴトシ、其品々ヲワカチ知ルコト師說ヲ受ベシ、一種聞ヲ修練スベシ、其功ニ隨テ丈夫ニ是ヲ定ムベシ、六種ノ品ヲワカチ知ルコト、大略左ニアラハスヲ以テ知ルベシ、其分如左、

伽羅　其サマヤサシク、位有テ苦ミヲ主ル、上品トス、自然トタヲヤカニシテ優美ナリ、其品タトヘバ宮人ノゴトシ、

羅國　自然ニ匂ヒスルドナリ、白檀ノゴトキ匂ヒ有テ、苦ミヲ主ル、タトヘバ武士ノゴトシ、

眞南賀　匂ヒカロク艶ナリ、早ク香ノウスルヲ上品トス、匂ニ曲アリ、タトヘバ女ノウチ恨ミタルガゴトシ、

眞南蠻　味甘ヲ主ルモノ多シ、銀葉ニ油多ク出ルコト、眞南蠻ノ印トス、然レドモ外ノ列ニモ有也、師說受ベシ、眞南蠻ノ品ハ、伽羅ヲ初メ其餘ノ列ヨリモ賤シ、タトヘバ民百姓ノゴトシ、

寸門多羅　前後ニ自然ト酸キコトヲ主ル、伽羅ニマガフノ聞アリ、然レドモ位ウスクシテ賤キ也、其品タトヘバ地下ノ衣冠ヲ粧タルガゴトシ、

佐曾羅ノ匂ヒカヽカニシテ酸シ、上品ハ炷出シ、伽羅ニマガフ也、自然ニカロク餘香ニ替レリ、其品タトヘバ僧ノゴトシ、右是ヲモテ六國ノコトヲシルベシ、雖有筆紙口傳、

五味之傳

甘　淺間、先鋒、　苦　面白、志、　辛　薰風、玉楮、　酸　京極、赤栴檀、　鹹　白菫、逍里、

右五味ノ香一味立ニシテ、其手本香トスルノ名香也、以テ五味ノコトヲ知ルベシ、此外五味ノ香アレドモ、此十種ノミ用ルコト深キ子細アリ、五味ヲ知ルコト、初心ノ人ハ物ニタグヘテ知ルベシ、其分チ左ノゴトシ、

甘ハ　蜜ヲ煉ル甘キニタグフベシ

苦ハ　黃栢ノニガキニタグフベシ

辛ハ　丁子辛ニタグフベシ

酸ハ　梅ノスキニタグフベシ

鹹ハ　アセ取ノシヲハユキニタグフベシ

右五品ヲモノニタグヘテ、大ヤウヲ知ルベシ、尙師說ヲ受ベシ、○中略

新古之辨

香ノ新古ヲワカツコト、當時ノ人新渡ヲ以テ新シトシ、昔渡リヲ以テ古トス、又匂ノ甚シキヲ新トシ、匂ノ遲キヲ古トス、新古ハ其コトニアラズ、昔渡リニ新アリ、新渡リニ古キアリ、古キハ其元ヲ去ルヲ云、新ハ其元ヲ不去シテ殘ルヲ新トス、筆紙ニアラハシガタシ、口傳、

〔香道千代の秋上〕六國香幷五味之事

近世六國の香とて、六品の建の香ありとてもてはやす、古來聞ざる事也、古の書にはかつてなし、按に、米川氏の比より此名目おこると見えたり、むかしはたゞ木所とて、加羅、羅國、眞那賀、眞那班の四をのせたり、其餘赤栴檀の事見えたり、佐曾羅、寸門多羅の說なし、中比より此二つを加て、六國と名目をたてはじめたり、其物を試に、佐曾羅、寸門多羅、ともに一種の香なり、六種品異なり、六種の香と云は異儀なし、六國と云時は、其國より其木出ると云事、たしかに辯がたし、中古の宗匠、其國よりたしかに傳るといふものありて、定置しやしらず、しかれども羅國、滿剌加、蘇門答剌、加羅の四國は、もろこしの書に侍る、さそら、まなばんの二國、いまだ考ず、萬國の圖中にある仙労冷祖をさそらとし、馬傘莫大巴をまなばんと梵語にては通ずるよし云ども、未たしかなる書におひて考ず、追て考しるすべし、此六種の香まじはり出るにより、此建をよく傳授し聞覺ゆる時は、香を聞時迷なくて、百發百中なるべし、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易地事

都ニハ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名衆ヲ結テ茶ノ會ヲ始メ、日々寄合活計ヲ盡スニ、〇中略飯後ニ旨酒三獻過テ、茶ノ懸物ニ、〇中略前引ノ置物ヲシケルニ、〇中略三番ノ頭人ハ沈ノホタ百兩充、麝香ノ臍三充副テ置、

〔蔭凉軒日錄〕長祿二年三月一日、比丘尼寺禁法條々、自當院主可被相觸之由被仰出也、〇中略沈麝香嗜、艷色事、〇中略此條々可被禁之由被仰出也、當寺都聞梵寅都寺獨書立伺之、即有御爪點也、

〔親俊日記〕天文十一年七月卅日戊寅、嶋居塩右衛門沈一兩持來之、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年七月廿六日、かとうかずへ、ぢんきやらぢん上申、ながはしより文いづる、

〔異國近年御書草案〕日本國　源家康　謹啓

東埔寨國主　閣下

本邦商人赴其地、不可無書、故寄愚翰、○中略 於貴邦所懇求者、上々品奇楠香也、委悉付船主舌頭、卽今貼金屛風五雙贈遣之、雖是薄物、域中所產也、采覽惟幸、不宣、

慶長拾一年丙午季秋十九日

御印

〔御湯殿の上の日記〕慶長十二年三月十七日、ひでよりよりちんのほた、どんす百卷、○中略 女ゐんの御所みやの御かた、女御の御かたへも色々參る、

〔常山紀談二十一〕木村長門守重成が一陣、爺の首を揃へて待かけたれば川手、○主水成次 を突伏たり、○中略 菴原、○助右衛門 爺の首を握り、○中略 木村が首を御前に出すに、髮にたきしめし奇南香の薰せしかば、御感あり、木村が胄は四方白にて鍬形の立物打たり、

〔百一錄〕延寶二年九月十八日、永井伊州、○伊賀守尚庸 參內、法皇新院女御御方へ被急、禁裏樣○靈元 へ從大樹、○德川家綱 伽羅二木、緞子十卷、銀百貫目被獻、○中略 法皇へ緞子五卷、伽羅一木進上云々、

〔槐記〕享保九年十一月廿四日、伽羅ハ蠻國ノモノ也、本唐ニテハ擬楠ノミ也、是樣靜覽ニ見エタリト仰、○近衞家凞 アル、

〔倭名類聚抄十二香名〕淺香　南州異物志云、沈香其次在心白間、不甚堅者、置之水中、不浮不沈、與水平者、名曰淺香也、

〔箋注倭名類聚抄 六 薫香具〕香要抄引云、木香出日南云々、名曰沈香、與水平者、名曰棧香、香要抄又云、棧香、不甚堅者、置水中、不沈不浮、與水平等者、名曰淺香也、不著出典、蓋又引異物志也、嘉祐引南越志云、交州有密香樹、欲取先斷其根、經年後外皮朽爛、木心與節堅黑、沈水者爲沈香、浮水面平者爲雞骨、最麁者爲棧、蘇敬曰、沈香靑桂雞骨馬蹄棧香等、同是一樹、陳藏器曰、其枝節不朽、最緊實者爲沈香、浮者爲煎香、以次形如雞骨者爲雞骨香、如馬蹄者爲馬蹄香、細枝未爛緊實者爲靑桂香、其馬蹄雞骨只是煎香、蘇乃重云、深覺煩長、並堪熏衣去臭、按、沈香浮水者、其香氣不深、故名淺香、後人從木與棧棚字混、或作棧者同音假借也、

〔倭名類聚抄 十二 香名〕裛衣香　文字集略云、裛衣香、裛於業反、衣俗云衣比、

〔箋注倭名類聚抄 六 薫香具〕按、千金方七竅病部載裛衣香方、御堂關白記有裛衣香、此引作裛衣香、似非誤、昌平本作文字集略云、裛衣香裛音於業反於及反、俗云衣比、

〔空穗物語 藏開上〕いま二にはえび、丁子を、かつほつきのけづりもの、やうにていれたり、

〔源氏物語 六 末摘花〕君は人の御ほどをおぼせば、ざれくつがへる、いまやうのよしばみよりは、こよなうおくゆかしうおぼしわたるに、とかうそゝのかされて、ゐざりより給へるけはひ、忍びやかに、えびのかいとなつかしうかほり出て、おほどか成を、さればよとおぼさる、

〔倭名類聚抄 十二 香名〕丁子香　内典云、丁子鬱金婆律膏、七言偈也

〔箋注倭名類聚抄 六 薫香具〕金光明最勝王經大辯才天女品云、洗浴之法、當取香藥三十二味、所謂云丁子、此云孛瞿者、鬱金此云茶矩麼、婆律膏此云揭羅娑、此蓋引之、然非偈文、此言七言偈、恐誤、齊民要術云、雞舌香、世以其似丁子、故一名丁子香、卽今丁香是也、新修本草只有雞舌香、不載丁子香、海藥云、按、山海經云、生東海及崑崙國、二月三月花開紫白色、至七月方始成實、大者如巴豆、爲之母丁香、小者實爲之丁香、開寶本草云、丁香生交廣南蕃、又云、廣州送丁香圖、樹高丈餘、葉似櫟葉、花圓

細黄色、凌多不凋、子如釘長三四分、紫色、中有麁大如山茱萸者、俗呼爲母丁香、李時珍曰、滇鬱林郡即今廣西貴州潯梧邕賓諸州之地、一統志、惟載柳州羅城縣出鬱金香、即此也、金光明經謂之茶矩麼香、此乃鬱金花香、與今時所用鬱金根、名同物異、

〔倭名類聚抄十二香名〕薫陸香　兼名苑云、薫陸香(俗音君錄)出中天竺也、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕按、本草蘇敬注、薫陸香形似白膠、出天竺單于二國、嘉祐引南方草木狀云、出大秦、在海邊、自有大樹生於沙中、盛夏樹膠流出沙上、夷人採取之、賣與賈人、注、南方異物志同、其異者惟云狀如桃膠、

〔長秋記〕大治四年三月廿二日庚子、候院間、忠盛以薫陸一裹來云、是誠物歟將非歟、仰事云々、予(○源師時)申云、近來號白膠香者歟、雖似薫陸、其香淺、稱膠香薫陸也、稱白膠香、非薫陸歟、但未分其眞僞云々、

〔倭名類聚抄十二香名〕牛頭香　兼名苑云、牛頭香(俗音五豆)出大秦國、氣似麝香、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕海藥本草云、沈香當以水試乃知子細云々、似牛頭者爲牛頭香、

〔源氏物語五十東屋〕經などをよみてくどくのすぐれたることとあめるにも、かのかうばしきをやむごとなきことに、佛のの給置けるもことわりなりや、やくわうぼんなどにも、とりわきての給まへる、ごづせんだんとかや、おどろ〳〵しきもの、名なれど、まづかの殿(○薫)のちかくふるまひたまへば、佛はまことし給けりとこそおぼゆれ、

〔倭名類聚抄十二香名〕雞舌香　南州異物志云、雞舌香、是草花之可含香、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕按、雞舌香即丁子香、此分爲二似非、然嘉祐本草亦二物並擧之、夢溪筆談云、予集靈苑方、論雞舌香以爲丁香母、蓋出陳氏拾遺、今細考之尚未然、齊民要術云、雞舌香、世以其似丁子、故一名丁子香、即今丁香是也、日華子云、雞舌香治口氣、所以三省故事、郎官口含雞舌香、欲其奏事對答其氣芬芳、此正謂丁香治口氣、至今方書爲然、又古方五香連翹湯用雞舌香、千金五香

連翹湯無鷄舌香、却有丁香、此最爲明驗、新補本草又出一條、蓋不曾深考也、今世所用鷄舌香、乳香中得之、大如山茱萸、剉開中如柿核、略無氣味、以治疾殊極乖謬、疑源君之時俗以所謂乳香中所得丁香母、爲鷄舌香、故分以爲二、然合以香口之鷄舌、卽丁香、非丁香母也、蘇敬曰、鷄舌香、樹葉及皮並似栗、花如梅花、子似棗核、此雌樹也、不入香用、雄樹著花不實、採花釀之以成香、出崑崙及交廣以南、本草圖經云、其言有採花釀成香者、今不復見、果有此香、海商亦當見之、不應都絕、京下老醫或有謂雞舌香與丁香同種、花實叢生、其中心最大者爲鷄舌香、擊破有解理如鷄舌、此乃母丁香、療口臭最良、治氣亦效、蓋出陳氏拾遺、亦未知的否、李時珍曰、雄爲丁香、雌爲鷄舌、乳香中所揀者乃番棗核也、卽無漏子之核、前人不知丁子卽鷄舌、誤以此物充之爾、

〔倭名類聚抄 十二香名〕雀頭香　江表傳云、魏文帝遣使於吳、求雀頭香、

龍腦香　蘇敬本草注云、龍腦香者樹根中乾脂也、

〔箋注倭名類聚抄 六薰香具〕本草云、龍腦香、出婆律國、形似白松脂、作杉木氣、蘇敬曰、樹形似杉木、子似豆蔻、皮有錯甲、香似龍腦、舊云出婆律國、藥以國爲名、卽杉脂也、江南有杉木、未經試、或方土無脂、猶甘蕉無實、嘉祐本草引酉陽雜俎云、龍腦香、樹出婆利國、呼爲箇不婆律、亦出波斯國、樹高八丈、大可六七圍、葉圓而背白、無花實、其樹有肥有瘦、瘦者出龍腦香、肥者出婆律膏、香在木心中、波斯斷其樹、剪取之、其膏於樹端流出、斫樹作坎而承之、本草衍義云、西方抹羅短吒國在南印度境、有羯布羅香、幹如松株、葉異、濕時無香、採乾之後、折之中有香、狀類雲母、色如氷雪、此龍腦香也、蓋西方亦有、李時珍引葉廷珪香錄云、乃深山窮谷中、千年老杉樹、其枝幹不曾損動者則有香、若損動則氣洩無腦矣、土人解作板、板縫有腦出、乃劈取之、大者成片如花瓣、清者名腦油、李時珍曰、龍腦者因其狀加貴重之稱也、

〔倭名類聚抄 十二香名〕青木香　南州異物志云、青木俗云木香出天竺、是草根狀似甘草、

〔箋注倭名類聚抄 六香藥具〕本草云、木香一名蜜香、生永昌山谷、陶云、此即靑木香也、永昌不復貢、今皆從外國舶上來、乃云、大秦國以療毒腫、消惡氣、有驗、今皆用合香、不入藥用、蘇敬曰、此有二種、當以崑崙來者爲佳、出西胡來者不善、葉似羊蹄而長大、花如菊花、其實黃黑、所在亦有之、別本注云、葉似薯蕷而根大、花紫色、嘉祐引蜀本云、今苑中種之、花黃、苗高三四尺、葉長八九寸、皺軟而有毛、南州異物志云、靑木香出天竺、是草根狀如甘草、蘇頌云、崑崙舶上來、形如枯骨者良、時珍曰、木香南番諸國皆有、一統志云、葉類絲瓜、

〔倭名類聚抄 十二香名〕零陵香　南州異物志云、零陵香土人謂爲燕草、

〔箋注倭名類聚抄 六香藥具〕按、太平御覽引南越志曰、零陵香、土人謂爲鷰草、其文與此全同、證類本草載開寶本草亦云、南越志名燕草、則疑此本引南越志、傳寫以涉前條而誤、非源君之舊也、嘉祐引陳藏器云、薰草一名蕙草、生下溼地、按、薰草即蕙根也、葉如麻兩々相對、此即零陵香也、開寶云、零陵香主惡氣、令體香、和諸香作湯丸用之、生零陵山谷、葉如羅勒、南越志名燕草、又名薰草、即香草也、山海經云、薰草麻葉方莖、氣如蘼蕪、可以止癘、即零陵香也、圖經云、常以七月中旬開花至香、今合香家及面膏澡豆諸法皆用之、按、舶來零陵香、有豆葉樣麥葉樣二種、呼豆葉樣爲眞、有謂種移栽者、又有本邦自生者、呼麥葉樣者、即救荒本草所謂草零陵香也、今俗呼波佐久佐者、此一種耳、

〔倭名類聚抄 十二香名〕都梁香　荊州記云、都梁縣有小山、山上有水淸淺、其中生蘭草、俗號蘭爲都梁香、

兜納香　魏略云、兜納香出大秦國、

兜末香　漢武故事云、兜末西王母燒之、本是兜渠國所獻、

流黃香　吳時外國志云、流黃香出都昆國、

〔箋注倭名類聚抄 六香藥具〕拾遺又云、流黃香去惡氣、似流黃而香、又云、都昆國在扶南南三千里、南州異物志云、流黃香出南海邊諸國、今中國用者從西戎來、

〔倭名類聚抄 十二 香名〕栴檀香

艾納香　廣雅云、艾納出剽國、

〔箋注倭名類聚抄 六 薰香具〕按、證類本草載開寶本草云、艾納香、味甘溫無毒、去惡氣殺蟲、主腹冷泄痢、似細艾、又有松樹皮綠衣、亦名艾納、可以和合諸香、燒之能聚其煙、青白不散、而與此不同也、依之艾納有二、其和合諸香者、卽松樹皮綠衣、非出剽國者、源君引廣志誤、又按、證類本草載開寶本草剽國作西國、香要抄引廣誌亦同、然御覽所引與此合、則西蓋剽字之壞、

〔倭名類聚抄 十二 香名〕甘松香

迷迭香　魏略云、迷迭香出大秦國、

詹糖香　本草云、詹糖香、詹糖二音占唐

〔箋注倭名類聚抄 六 薰香具〕原書木部上品同、蘇敬曰、詹糖樹似橘、煎枝葉爲香、似糖而黑、出交廣以南、李時珍曰、其花亦香、如茉莉花香氣、又曰、詹言其粘、糖言其狀也、

〔倭名類聚抄 十二 香名〕鬱金香

白芷香　本草云、白芷香、芷音止　味辛生河東、

蘇合香　唐志云、蘇合香出蘇合國、蘇字姑反　本草疏云、是諸香草煎汁名也

〔箋注倭名類聚抄 六 薰香具〕香要抄引同、太平御覽引作蘇合出大秦、或云、蘇合國人採之、筌其汁以爲香膏、賣滓與賈客、按、詳御覽所引文、謂蘇合者出大秦國、或云、蘇合者、大秦國人採之、筌汁爲香膏、以其滓賣與賈人也、梁書海南夷傳載此事云、蘇合是合諸香汁煎之、非自然一物也、又云、大秦人採蘇合、先筌其汁以爲香膏、乃賣其滓與諸國賈人、是以展轉來達中國、不大香也、者可證、源君誤以廣志或說蘇合國人採之六字、爲一句讀、遂爲蘇合香出蘇合國、香要抄襲其誤、然無外夷名蘇合國者、廣志原文恐不如是、本草蘇合生中臺川谷、陶隱居曰、俗傳云、是師子矢、外國說不爾、今皆從西域來、蘇

敬曰、此香從西域及崑崙來、紫赤色重如石、燒之灰白者好、云是師子屎者、此是胡人誑言、陶不悟之、猶以爲疑、陳藏器曰、按師子屎、色赤黑色、蘇合香黄白、二物相似而不同、人云師子屎、是西國草木皮汁所爲、胡人將來、欲人貴之、飾其名耳、本草和名引疏曰、合諸香草煎、其汁謂之蘇合、此注所引卽是、

〔類聚名義抄 七禾〕蘇合香カハミトリ

〔倭名類聚抄 十二香名〕芸香　禮記注云、芸(音云、和名久佐乃香)香草也、

〔居家必用 十〕收書　收藏書籍之法、當於未梅雨前曬取極燥、頓樹櫃中、厚以紙糊外門及周隅小縫、令不通風、卽不蒸、古人藏書、多用芸香辟蠹、卽今之七里香是也、

〔古今著聞集 十九草木〕天祿三年八月廿八日、規子内親王(村上皇女)野々宮にて、御前の面に薄、蘭、紫苑、草香(カウ)、女郎花、萩などをうへさせ給て、松むし鈴むしをはなたせ給けり、

〔古今和歌六帖 六草〕くさのかう

草のかう色かはりぬる白露は心おきてもおもふべきかな　伊勢

〔下學集 下財〕遠(ス)香(カウ)　麝香遠而聞、故云遠香也、

〔運步色葉集 須〕遠(ス)香(カウ)　〔同 禮〕龍(レウ)涎(エン)香(カウ)

〔倭名類聚抄 十二香名〕麝香　爾雅注云、麝(食夜反)脚似麞而有香、

〔箋注倭名類聚抄 六香具〕說文、麝、如小麋、臍有香、李時珍曰、麝之香氣遠射、故謂之麝、本草注、陶隱居云、麝香形似麞、恆食栢葉、又噉蛇、五月得香、往々有蛇皮骨、故麝香療蛇毒、今以蛇脫皮裹麝彌香、則是相使也、其香正在麝香陰莖前皮內、別有膜裹之云々、人云是其精溺凝作、殊不爾、麝香夏月食蛇虫多、至寒香滿、入春患急痛、自以脚剔出、著矢溺中覆之、皆有常處、人有遇得、乃至一斗五升也、

〔下學集 上氣形〕麝香(香獸也、或小鳥名也、杜子美句、麝香眠石竹、)

〔東大寺要錄 五別當章〕法印慶信

承暦三年食堂坤角九間亂落、年內修造了、勅封藏麝香五兩進官、其代銀提一口施入、百五十兩

〔後二條關白記〕承德三年〇康和元年六月十三日、嘉香戌剋侍宗兼從大盤所爲御使申云、御鏡并麝香所遣云、三箇日可見於麝香者、過三箇日可返奉也、

〔類聚名義抄四火〕燻熏タキ物 薫香氣

〔尺素往來〕合香者、起從佛在世而、三國一同用之候、殊好色之家是號熏物。深秘其方歟、沈香、丁子、貝香、薫陸、白檀、麝香、以上六種者、每方擣篩和合、加詹唐而名梅花、加鬱金而名花橘、加甘松而名荷葉、加藿香而名菊花、加零陵而名侍從、加乳香而名黒方、皆是發梅檀沈水之氣、吐麝臍龍涎之熏者也、拜領仕度存候、

〔雍州府志六土產〕香具 倭俗薫物并匂袋等所用沈香、丁香、白檀、麝香之類、總稱香具、凡薫物方有梅花菊花等之名、香劑依其方而有輕重之品、各爲末之、其調合法、改衣服、禁不淨、則於一室之內、先鳥子紙四折之、如井字之形、置是淨几上、香劑各以權衡量之、鳥子紙四折之內、中間限方六寸、比置所量之香劑於其處、各量之有香劑之次第、是謂疊タヽム、逐次重疊之謂也、量了後合之、以匙香劑間爲境界、如溝洫之形、而後點麝香於白兎毛之眉掃頭灑溝間、是謂打麝香、其次第前後一失、其次則調合後香氣不發、而後混合之香劑入藥臼、和白煉蜜杵之、至二千或三千、隨杵數之多而有香氣、爾後納囊內、或與壺、藏風雨所不侵之土中、隨歷歲月而馨香芬發、是稱薫物、又謂燒物、點香爐并火爐、又一種有香囊、〇中略本朝流風於斯二物也、重調合之法、故主上亦御手量之合之、近臣一兩輩外不預斯事、故謂勅作、諸家亦有所傳之方、於今市中亦有調合之家、凡香具各自肥前長崎港來京師、藤播磨買之而採擇之、以充其用、其外諸品藥劑亦所在播磨家爲眞也、薫物匂袋、斯家之所調合爲堪用、

〔運歩色葉集賀〕梅花燒物 荷葉カヨウ菊花同黒方同侍從同帳中香 〔同路〕六和香 沈香チン、丁香、薫陸クンロク、貝香、白檀タン、麝香也、已上六種也、春加詹唐センタウ曰梅花、夏加鬱金曰花橘、秋加甘松曰荷葉、冬加藿香曰菊花、加零陵曰侍從、加乳

香曰黒方也、(猿家之秘方也)

〔拾芥抄下末薫物方〕黒方(沈四兩 薫陸一兩分 丁子二兩 白檀一兩 甲香一兩二分 麝香二分)

侍從(沈四兩 甘松一分一朱 丁子二兩 鬱金二分一朱)

梅花(沈八兩二分 甘松一兩一分 丁子四兩三分 薫陸一兩分 甲香三兩二分 麝香一兩)

荷葉(沈七兩一分 白檀一分一朱 丁子二兩二分 甘松一兩分 甲香二兩一分 熟鬱金二分 藿香一分四朱代麝香)

菊花(沈四兩 甘松一分 丁子二兩 麝香二分 甲香一兩 薫陸一分)

盧橘(沈四兩 甘松一分 丁子二兩 白檀一兩三分 甲香一兩二分 桶木一分)

巳上五(〇五六誤)参方云云

其方其香無少入、香各有所法、黒方以麝香薫陸為其香、侍從方以鬱金為其香、梅花方以丁子甘松為其香、荷葉方以藿香白檀為其香、菊花方以甘松薫陸為其香歟、甲香以衆香有混合之用也、此本者、大法性寺殿眞筆本寫之、

〔薫集類抄上〕梅花(擬梅花之香也、春尤可用之、)　閑院左大臣(冬嗣、贈太政大臣正一位、右大臣内麿三男、)　沈八兩二分、占唐一分三朱、甲香三兩二分、甘松一分、白檀二分三朱、丁子二兩二分、麝香二分、薫陸一分、(○中略)

荷葉(擬荷香也、夏月殊施芬芳、)　公忠朝臣(天暦六年二月廿一日甲午進之)　甘松花一分、沈七兩二分、甲香二兩二分、白檀二朱、(或本三朱)熟鬱金二分、(代麝香)藿香四朱、丁子二兩二分、安息一分、(或無)甘松三朱、沈三兩二朱、甲香一兩一分、白檀一朱、(或本無)熟鬱金一分、藿香二朱、丁子一兩一分、(○中略)

侍從(亦名拾遺補闕)秋風蕭颯として心にくきをりに、よそへたるべし、　閑院大臣　沈四兩、丁子二兩、甲香一兩、(已上大)甘松一兩、熟鬱金一兩、(已上小、○中略)

菊花(菊花にたるにほひにやあらじ)　不知誰人　沈四兩、丁子二兩、甲香一兩二分、薫陸一分、麝香二分、甘松一分、(○中略)

落葉　不知誰人　沈四兩、丁子二兩、甲香一兩二分、薫陸一分、麝香二分、甘松一分、

黒方(冬、中略)(冬時頗有其白、不黄封事、)　閑院大臣(長良清經元名號閑之)　沈四兩、丁子二兩、白檀一分、甲香一兩二分、麝香二分、薫陸一

分、已上大〇中略　薫衣香一名體身香　八條宮〇本康　沈九兩、甲香五兩、青木香二兩、白芷一兩、丁子一兩、白檀二兩、占唐一兩、蘇合一兩半、麝香半兩、〇中略　裛衣香或注二薫衣香一　邪王家　零陵七兩、沈二兩、丁子二兩、蘇合二兩、占唐二兩、藿香三兩、鬱金一兩、麝香二兩、〇中略　承和百歩香此方出レ自二四條大納言家一、大江千古所レ上耳　甲香八兩、蘇合一斤、占唐一斤、白檀八兩、零陵八兩、藿香四兩、甘松花四兩、乳頭香五兩、白膠二兩二分、麝香四兩、鬱金二兩二分、已上小〇中略　百和香　沈四兩、丁子二兩、甲香一兩、已上大　熟鬱金一兩、甘松一兩、已上少〇中略　令人體香、甘草、瓜子、大棗、松皮、已上分等、末レ飡服方寸匕三一也、百日衣服甚香、　浴湯香　茴蓿香一兩、零陵一兩、茅香一兩、甘松一兩、右以レ水作レ湯浴レ之、任レ意量二多少一、以レ是爲レ限、或本加二澤蘭一兩一、

〔薫集類抄下〕和合時節

賀陽宮　正月十日作之

山田尼　春、むめのはなざかり二三月、秋、蘭菊のかうばしき八九月、〇中略

和合次第

賀陽宮　黒方沈一、甲二、麝三、薫四、白五、丁六、

滋宰相　先和二沈丁子一、次合二甲香一、次合二白檀一、最後和二麝香一云云、何自可レ及レ多爲レ令二快和合一也、

染殿宮　諸香合蜜之後、可レ和レ麝也、此說可レ秘云云

公忠朝臣　沈ヲ母ニテ、次丁薫白、了アハヒニ麝香合次甲香、　又說、蜜合了之上麝香振懸云云、蜜合了以レ手ニギル也、加レ手成レ之、昔一一振合爲レ能、

八條大將承和秘方同之　沈甲麝薫白丁

朱雀院　沈丁甲薫麝

東三條院　沈甲白薫丁麝

四條大納言　合香次第、只以兩數少物先入也、又以兩數均對對合也、但麝香ハ最後合之、

小一條皇后　先沈丁子ヲ合、次甲香ヲ合、次白檀ヲ合、終麝香薫陸ヲ一度ニ合スト云リ、少ヨリ多ニ可及、快ク爲合也、

合和　和以泥泥爲好　泥唐韻云、奴低反、廣韻、滯也、又溺也、　知章朝臣口傳云、以指推合香ニ指乃皺乃文乃付タ程ヲ泥々乃程ト謂也、

圖物　和蜜程頗欲堅埋、則自有潤氣云云、

大僧都寛敏　春之丁子、夏秋之沈、冬薫陸、隨季三朱許可加歟、

山田尼　先つめをきりて、手をあらひてつかみあはせよ、これはこどねり常生が說なり、手のあかいるとてもちひぬ人もあり、又云、いまだかたまらぬによくさまして、ものにまたみいれて、かひしてすこしづゝくみて、かつ〳〵まはして、かたきかたなるにつきもていけばよき、煎じたるものながらいるれば、たりくるほどにいれすぐすなり、

或說　すゞりのはこのふたなどに、あつくうるはしき紙をしきて、それに香を次第にいれて、まづひとくさいれては、はまぐりのかいなどして、よくたび〳〵かきかへしつゝ、あまねくあはせて、又いれ〳〵、よくかきあはせて、すこしあらきふるひして、ふたたびふるひあはせて、あまづらにはあはすべし、あはせたるおりは、かうばしともおぼえず、丁子などのかはやきをかきなれたるほどなるべし、廿日ばかりわすれてとりいでて、かくにぞかうばしきものなる、なつあはするはかたきよし、ますになる也、ふゆはまるなれども、又の日はかたまりぬ、くさ〳〵のものを火にたきたてかくに、くさくかゝるゝをばいるゝ、かすにすこしたらさす、かうばしきものをばほうのごとくにいるべし、くさきものゝおほくいるは甲香也、

合香

姚家　諸香調和了、入鐵臼搗五百杵、

公忠朝臣　合和良久研黏、擣三千許杵、

隨時朝臣　和蜜投鐵臼中、擣數以多爲好、

國幹　先以諸香入大革筥、蓋和蜜能黏合了、入鐵臼搗千杵、

致忠朝臣東三條院同之　合香擣三千杵

知章朝臣　千度之內可舂之

山田尼　あはせつきのおりは、かなうす、きね、よくあらふべし、四兩合には三千度、二兩合には千五百度、一兩合には千度、すくなきはとくつかるれば、かずをおとすなり、白きこはりきたるにてはこいりてあし、のりはりきたらん人のつくべきなり、

埋日數付埋所

長寧公主　埋三日

姚家　埋七日

極要方　盛白瓷中、堀地三尺以上、用水邊之地得朝陽、埋之卅日、

洛陽薰衣香方　入瓷器、埋水邊陽氣地、深八寸、七箇日之後出用之、

承和百步香方　盛瓷瓶中、埋經三七日、取燒、百步外聞香、

同御時　被埋右近陣御溝邊地、後代相傳、不變其處云云、或記云、右近陣御溝詹下壇上云云、

賀陽宮　用唐瓷器、堀露地深三尺許埋之、

八條式部卿宮　一宿埋馬矢下、件方傳得陽成院書云々、

公忠朝臣　黑方、侍從、春秋五日、夏三日、冬七日、埋之梅樹下、

致忠朝臣　合香天後物ニ入テ、花乃木下土中高ニ埋之、

知章朝臣　五葉ノ松下ニ可埋、春秋七日、夏五日、冬十日、

山田尼　茶埦のつぼ、もしはつきなどにいれて、ふたよくおほひて、そくゐしてかみをして、よくみづいるまじく封じて、梅樹のもとにうづむべし、それあめなどいりてながる丶、もあしかりぬべし、花の木のしたのつちをものにかきいれて、うづみたるいとよし、又水のほとりみちのつじ、むまの矢のなかにも、ものに朩たがひてうづむべし、あるひは十日、もしは廿日などうづめ、くろぼう、梅花などに木のしたにうづみて、春秋は五日、夏は三日、冬は七日ありてとるべし、土をほることと二尺ばかりなり、

〔後伏見院宸翰薫物方〕薫物秘方

黒方　沈八兩重シ　丁子三兩頗重シ　貝一兩二分輕シ　白且二分輕シ　薫陸二分頗輕シ、白ニ白且、八重シ、

甲香一兩頗重シ　以上上方

沈六兩　丁子二兩一分　貝一兩二朱　白且一分二朱　薫陸一分二朱　麝香二分二朱　以上

中

沈四兩　丁子一兩二分　貝三分　白且一分　薫陸一分　甲香二分

射香半分散をもてあはせ、半分あまづらに合て後是をさす、又諸香のかろき重きの用心、かみになづらへて心えべし、凡黒方四季に通用す、尋常ながらに只此方を用る也、他方は其時にあらざれば、あながちに用ざる也、

合次第、手ばこのふたにうすやうをしきて、其上に沈を置てかきひろげて、雉子のはねを持て格子のごとく是をわかつ、其上に關ごとにあまねく丁子をわかち、置終りて能々かき合す、和合の様、以下准之、中より分て二になして是を置て、そのなかからをかきひろげて、甲香半分あへてかき合せて暫置て、射香に合せざるかたほし、暫置て混合せす、又別所に貝香を置て、其上に白且を置

て、かき合せて暫置て、次麝香にあはせ、さるかたの沈をかきひろげて、其上に件の貝香等をわかちをく、かき合せ終りて、又はじめのごとくかきひろげて、射香にあはする方の丁子沈を其上にわかち置て、能々和合する也、次にあはせふるひ二度、其後一宿を經て、その香互にそむをよしとす、去かうしてのちあまづらに和す、是秘傳也、急ぐ時かならずしも去からずといへり、

又云、大一劑といへども、小目上かけわかちて是を合、有便よく和合する也、あまづらに和する時、おほかるといへども、わづらひなきなり、凡香わする時、一番の香にをく香は、燒時その香最末に出くる也、最末にをく香は、たく時其香最前に出來るによて、能香をもて前後に是ををく、貝薫陸のたぐひ、中間に是をまじふ、その香あながちにいださざらんが爲なり、是甚深の秘說なり、

梅花方　沈二兩二朱重シ　丁子一兩重シ　貝二分輕シ　白且二朱輕シ　薫陸二朱重シ　甘松一分　射香三分重シ　合する次第黑方におなじ、射香に合する方に、甘松をあはする也、侍從荷葉させる秘方なし、只諸家の方を持てはからひて合す、

諸香增減用心

沈香に隨ひて、他物聊增減の用心有べし、但其沈にむかはずば、かねて其程を定がたし、よくかきわけまじふべき也、沈のかも一樣にあらざるなり、その香つらなれば、餘香いさゝかさしそふ也、淺香のごとくその香すくなくば、他の香ををの〳〵減ずべきなり、凡貝はくさしといへども、是をくはへずば、其香遠く匂ふべからず、薫陸其用なしといへども、是をくはへずば、其かものにそまざるなり、

〔むくさのたね〕たきもの、方さま〳〵なれど、つねにあはするは六種なり、梅花、荷葉、菊花、落葉、侍從、黑方、梅花は春のむめのなつかしき香にかよへり、荷葉はなつのはちすのすゞしき香にかよへり、菊花は秋のきくの身にしむ香にかよへり、落葉はふゆの木のはのちるころ、はら〳〵とにほひくるにか

よへり、時にしたがひて、昔の人はあはせけれど、今の世にはさしもみえずなり行や、もの、をところふるなりけり、そのおり〳〵にあはせずとも、おなじことよなどいふは、世のすゑの人のこ、ろなめり、侍從は乙侍從といふ女房のあはせそめぬれば、其名をよぶといへり、山田の尼をはじめは侍從といへるゆへ、此尼のあはせそめしともいへり、いづれにてもその種の香も、おぼゆばかりのにほひなり、黑方はたきもの、にほひにては、玄の玄といふ心にて名づけたるを、くろぼうとかながきに書けるを、後の人あやまりて、黑方とかくといへり、あやまりをあらためず、その字を書もはゞかりある心に例あれば、かみのその字をかく也、侍從黑方このふた種は、霜雪のころさむきにあはせよとつたへたり、是は人のつたへもうけず、ふるふみにかきをきしをもみず、としどしあはせこ、ろみてかくなしをきしを、人のみせよといふに、あらためて序代そのぶ、

梅花（沈香五兩丁子一兩貝香一兩甘松二分麝香二分〇［illegible］）　荷葉（沈香七兩二分丁子二兩二分白檀一分三朱貝香二兩二分甘松二分薫香二分安息香一分鬱金三分）　菊

花（沈香二兩丁子一兩貝香二分甘松二朱薫陸三朱麝香一分）

きくの花のいかにもかうばしきを取て、うすやうの下にきくをゝきて、その上にてかうぐをかさねて、すぐにつゝみて、五日を經て、そのはなを撤して、鳥羹をあはせ蜜をあはするなり、

落葉（沈香［illegible］兩二分丁子一兩二分貝香二兩二分甘松一分薫陸一分麝香二分）　侍從（沈香［illegible］兩丁子二兩貝香一兩甘松一分二朱占唐［illegible］）　黑方（沈香五兩丁子二兩貝香一兩白檀三分薫陸三分麝香二分、）

（六種薫物合）夏衣　一沈四兩　二丁子二兩　三甲香一兩二分　四薫陸一分　五白檀一兩　六麝香二分

仙人　一沈四兩　二丁子二兩　三甲香一兩二分　四甘松一分　五白檀一兩三分　六柏木一分（一二分）

いさり舟　一沈八兩二分　二丁子四兩二分　三甲香三兩二分　四甘松一兩一分　五薫陸一分

松風　一沈四兩　二丁子二兩　三鬱金二分二朱　四甘松一分一朱　五朴樸二分

きくの露　一沈四兩　二丁子二兩　三甲香一兩　四薫陸一分　五甘松一分　六麝香二分

榊葉　沈七兩一分　二丁子二兩二分イ一分　三甲香二兩一分イ一兩　四藿香一分四朱　五白檀一分一朱　六甘松一分　熟鬱金二分

〔倭名類聚抄 十二香名〕甲香　南州異物志云、甲香(俗云合甲香二音)螺屬也、可合衆香燒之、皆使益芳、獨燒則臭、

〔徒然草 上〕甲香はほら貝のやうなるがちいさくて、口のほどのほそながにして出たる貝のふたなり、武藏國金澤といふうらにありしを、所の者は、へなたりと申侍るとぞいひし、

〔實隆公記〕文明十九年二月二十七日戊辰、自龍翔院(藤原公敦○)薰物三具(早梅、侍從、黑方、)被送之、祝着々々、

〔倭名類聚抄 十二香名〕百和香。　神仙傳云、淮南王張錦繡之帳、燔百和之香、燔燒也、音繁、

〔古今和歌集 十物名〕百和香　よみ人しらず

花ごとにあかずちらし、風なればいくそばくわがうしとかは思

〔後拾遺和歌集 十哀傷〕少納言なくなりてあはれなる事などなげきつゝ、をきたりける百和香をういさきこにいれて、せうと棟政朝臣につかはしける、　選子內親王

のりの爲つみける花をかず〳〵に今はこのよのかたみとぞ思ふ

〔經信卿母集〕百和香あつめてうたよまするに、とのつちはりのはなをくはへよといふ、

いかでかはゆきておるべきいろ〳〵にむらごににほふつちはりの花

〔類聚雜要抄 四〕蘇合香(味甘溫無毒、主辟惡氣、殺鬼精物、忌蠱毒、通神明、久服輕身延年、是師子矢云々、此香從崑崙來、又出大秦國、合諸香煎其汁、謂蘇合云々、)　白膠香(味甘平溫無毒、或辛苦、主腰痛勞瘦、補養氣、久服身輕延年、一名鹿角膠、羅樹汁云々、又楓木脂也、眞弄作物歟、)　甘松香(如前)　沈香(同前)　白檀香(薰衣香入之)　麝香(治万病、不近鬼神、五香湯入之、)　薰陸香(如前)　熟鬱金(味辛苦寒無毒、主惡々淋、其形似薑黃也、生西戎、又馬蹄用、故云馬木也、其類多々也、雖知眞熟鬱金色紫也)云々、　詹糖(其樹似橘、煎枝葉爲香、似糖而黑、去邪鬼病、出交廣以南、眞者難得云々)　藿香(療風水毒腫、治霍亂心痛、利小便、養氣力、其類多々也、出波津國、)　香附子(生毛髮者也、凡採得後陰干於石臼木杵擣之、勿令鐵用也、)

已上香、薰衣香用之、○中略

薫衣香方甲香一兩、丁子香一兩、鬱金香一兩、白膠香一兩、甘松香一兩、沈香一兩、白檀香半兩、麝香半兩、薫陸香半兩、

右九種唯須好者、各自擣用麁羅篩以和使乾香均卽成、

〔榮花物語八初花〕いまの世にみえきこゆる香にはあらで、げにこれをやいにしへのくのえかうなどいひて、よにめでたきものにいひけんは、このかほりにやと、さてをしかへしめづらしうおぼさる、

〔源氏物語十七繪合〕くさ〴〵の御たき物どもくのえかう、またなきさまに、百ぶのほかをおほくすぎにほふまで、心ことにとゝのへさせたまへり、

〔源氏物語三十二梅枝〕冬の御方にも、時々によれるにほひのさだまれるに、けたれんもあいなしと覺して、くのえかうのほうすぐれたるは、さきの朱雀院のをうつさせ給て、公忠の朝臣のことにえらびつかうまつれりし、百ぶの方など思ひえて、よにすぐなまめかしさをとりあつめたる、心をきてすぐれたりと、〇下略

〔實隆公記〕永正三年七月二十一日己亥、陳外郎來、薫衣香一袋惠之、

〔親俊日記〕天文十一年五月廿日己巳、薫衣香調合、

〔勸修寺光豐公文案〕從女院御所薫衣香廿御拜領、拙子ニ相心得可申越之旨被仰出候、巨細之段國本美作守可被申候、將又先日者罷越候處ニ、于今不始御馳走祝著之至存候、御贈物忝之處ニ御懇城、別而滿足ニ令存候、猶期面之時可申述候、恐々謹言、

六月十〇慶長四年十八日

片岡市正殿

〔光豐公記〕慶長十五年六月廿日、從禁裏板伊州江薫衣香拜領、予御使、於彼亭振舞有之、

〔後撰和歌集十九離別〕ゐなかへまかりける人に、たきものつかはすとて、　するが

玄なのなるあさまの山ももゆなればふじのけぶりのかひやなからん

〔拾遺和歌集十六雜春〕ひえの山にすみ侍けるころ、人のたき物をこひて侍ければ、侍けるまゝに、すこ、しを、梅の花のわづかにちりのこりて侍る枝につけてつかはしける、　如覺法師

春すぎてちりはてにける梅のはなたゞかばかりぞ枝にのこれる

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年七月十日、玄やうぐん、〇德川家康ふしみよりのぼりにて、たき物參る、御つかいひろはしゝう大辨なり、

〔言經卿記〕慶長十年九月十一日癸未、伏見へ罷向、至阿彌ニテ休息了、次御城へ參了、先夕飡被下了、廣橋亞相、予、勸修寺黄門、冷泉中將、烏丸頭辨、四條少將、内藏頭、舟橋式部少輔等也、次御對面了、禁中ヨリ燒物方。。宸筆被遊、將軍〇德川家康へ被參了、廣橋勸修寺等御使也、薄暮歸宅了、

〔尺素往來〕燒香、又面白存候、但不所持之候、名香之品々者、宇治、藥殿、山陰、沼水、無名、名越、林鐘、初秋、神樂、逍遙、手枕、中白、端黑、早梅、蹤柳、岸桃、江桂、苅萱、菖蒲、艾、忍、富士根、香粉風、蘭麝袋、伽羅木等、縱雖兜樓婆、畢力迦、及海岸之六銖、淮山之百和、不可勝於此候、

〔運歩色葉集賀〕香名　蘭奢待ランジヤタイ自東大寺出故名之、蘭奢待ノ内有東大寺之字、

〔節用集財寶〕蘭奢待ランジヤタイ

〔名香目錄〕太子　木所佐曾羅

きゝいかにもかろくすゞしうして、たぐひなきかほりなり、

蘭奢待　伽羅

きゝふるめき玄づかにして、たえ〲なるこゝろありて、おむにむのかほり次第に出る也、是すなはちかうのもと也、他は是になぞらふべし

逍遙　伽羅

きゝはやう出て、蘭奢よりうすくして、ゆうなるかほり有、火すゑ同前、

三芳野　伽羅

らんじやよりすこしはやく出、にほひはなやかにすゞしうかうばしき也、火末同前、

法華　伽羅

きゝふるうやはらかに、心たへにして言葉のべがたし、是も火すゑ同前、

紅塵　伽羅

きゝすこしをそく出て、いさゝかからき心あり、火すゑ同前、

古木　羅國

きゝふるめきひやゝかにすゞしきなり、あやめよりは、火すゑうすし、

中川　眞南蠻

きゝふるうにはやかにして、かろき火すゑなり、一説には木所伽羅といふ、

八橋　羅國

きゝあぢかにすゞしうして、古來よりはなやかなり、火すゑ菖蒲ににたり、

花橘　眞南蠻

きゝはやう出、かろくにはやかにしてゝやがてきゆるなり、是香のしるしなり、

以上十種十〇追加二種略

〔御家流改正香道秘集〕二種之名香之事

一昔ゟ蘭奢待、太子、此二種を名香六拾一種之内第一として、古今無上妙品最上之香とせり、蘭奢待は稀にして、得がたきを以奇寶とするのみならず、其香殊更勝れて妙有、十度も燒かへてゝきの說、古來ゟ傳ふる說也、本は東大寺の什物なる故、其名をまた東大寺とも云り、世に異銘之物右

今稀也、天下草創の將軍家御一代に南都ゟ出る香也、勅使上使抔有て、一寸四分切取る云り、近代は其儀なし、誠古其例有と記し候書有、か丶る大節成名香たれば、世に流布する處のもの僞銘多して、此道にうとき人誤り傳て、貴賞するもの、正銘となしがたし、太子、法隆寺ゟ出る說一向なし、然共いつの世にか不圖洩出て、世に流布する物也、匂ひは蘭奢待に及物ならずと云ども、太子御自愛の香にして、此國におゐて焚香の始なれば、甚大節成ヲ以世に貴賞せり、手箱太子と云る物有、是も法隆寺什物の中に、太子の手箱の內に入たる本木のけづりくずなりと云り、此兩種の名香は、甚得がたき事也、若僅に一炷計成を得ば、眞銘疑ひなきものなれば、尤奇寶と可成事也、

六拾一種名香之說

一古來ゟ六拾一種之名香有て、其名香世に知る所なり、然共近世流布するもの、多くは僞名にして、傳來正敷正銘の物稀也、近比香を商ふ者、其俤相似たる香を撰みて、是に擬して人をまどわすもの多し、既に往古にも正銘の物は得がたし、或は燒失し、または、はづかに殘りて世に甚稀也事古書にも見へたり、建部隆勝天正年間之人、志野省巴門人、信長公之家臣也、此書ニも六拾一種之聞を記されたるにも、貳拾餘種未聞よしの說有、今に至てはいよ〳〵稀成べし、然ば六拾一種悉く正銘の物有べからず、今稀に六拾一種之內なる正銘とおぼしきは、其香味能古人の記し置し連味濃薄立出煙末に至りて、香の位かう〳〵として、能香氣かよひて疑がわしからざるものあらざれば、正しき名香といふべし、然今世に至て多く古來之名香の名を以て、貴賞するもの有べからず、自然疑ひなきもの一種にても得ば、貴賞すべき事なり、〇中略

新六拾種名香之事

一古來御家之六拾種名香有、世に賞ス、又志野宗溫六拾一種之名香を定、今世上に傳へ用る香是也、然ども古の名香といへ共、勅銘有て稀也、後世に至て勅銘の香、また貴人公子の名附給ふ香少

なからず、香の善惡を論せず勅銘のものは、古來之名香ども貴みもて扱べき事なり、よつて近世名有香を集め、古來の數に擬して、六拾種の新銘を集む、尤香の善惡を定撰て、六拾種となすにあらず、只勅銘之分、また貴人の銘附られしをほどこし、焚給ひしを集むる而已、見む人是をおもへ、

新六拾種香名寄

一はつ雪　むらさき　少年の春　青陽　花の色　はるの嵐　蟬の羽衣　五月の空　花すゝき　小夜衣　志　軒漏月　桃源　とがめぬ霞　楚弓　蓮葉　その糸　忘水　閑　夕日　水雲鄉　老木の花　簾の障　思　桃櫻　東　初瀨山　瀧の白玉　梅の一枝　浦風　後の香久山　更衣　秋の最中　右勅銘之分三拾三種也

一橫笛　後の古里　生微涼　後の染衣　後思　後の春の夜　右公方家御銘六種

一郭公　東山　若松　若竹　烏羽玉　後尾上　後八重櫻　後花勝見　昭部山　山櫻　彌生　木葉の雨　飛鳥川　芝船　翡翠　西山　右中院通村卿御銘十六種

白菊　細川藤孝銘　柴船　奧州正宗銘　千代春　奧州綱村銘　初音　小堀政一銘　後淺綠　小堀政一銘　以上六拾種也

○中略

和香木名寄

一瑞香木加賀　長柄橋攝州　光遠木有馬　櫻間櫻　異香留賀和州太子御手自植させ給ふ、今枯木、　右勅銘之分

一夏衣攝州有馬　吉野寺比蘇寺ト云　埋木箱根　埋杉丹後　三輪帶卷三本杉　三保鵆

天橋立松　尾上松播州高砂　千歳杉檀杉ト云、奧州平泉村中尊寺境內、光堂前ニ有、　天香木鎌倉　瀨戶白楷相州

平岡天香木　末松山梅根奧州　嚴島鳥居平淸盛造立　筑紫飛梅　難波梅攝州　楷之外攝州天王寺林氏

大江山丹州　室山杉聖德太子所觀

〔本朝世事談綺 三 藝能〕香道

十種名香　東大寺　法隆寺　逍遙　三芳野　枯木　法華經　紅塵　八橋　中川　盧橘等也

此外追加六種の名香、又五十種の名香あり、又七十種の名香、百八十六種の名香をはじめ、數品の香あり、

〔織田信長譜〕天正二年三月廿三日、信長奏聞禁裏、廿七日、赴奈良、居多門、開東大寺秘府、截黃熟香、俗曰蘭奢待日野大納言某、飛鳥井中納言雅敎爲勅使、佐久間右衛門尉信盛、菅屋九右衛門、塙九郎左衛門、蜂屋兵庫頭、武井夕庵、松井友閑奉行之、截之一寸八分也、信長取其三之一、以其二配授諸士、

〔信長記 七〕蘭奢待被截事

三月〇天正二年十二日、信長公御上洛有テ相國寺苑蘭院ニゾ御座マス、同廿三日、南都東大寺、蘭奢待御所望有タキ旨奏聞セラレケレバ、則日野大納言、飛鳥井大納言勅使トシテ南都ヘゾ參ラレケル、信長公同廿七日、奈良ニ御著アッテ多門ニ御座マス、翌日蘭奢待切セラル、

〔武德編年集成 四十九〕慶長七年六月十一日、神君奏聞ヲ遂ラル、勅使勸修寺右大辨光豐、廣橋右中辨總光、神君ヨリハ本多上野介、大久保石見守長安、南都東大寺ニ至テ、寶庫勅封ヲ兩辨是ヲ截チ戶ヲ開、黃熟香蘭奢待也ヲ截シム、香見柳原右少將業光也、中坊左近秀祐警固シ、幕下ノ步卒十人監使タリ、〇又見武德安民記

〔續近世畸人傳 五〕僧惠南

惠南、名忍鎧、號空華子、平安の人也、聞香に長じ一時に鳴、連理燒合五味七國をきゝ末るのみならず、凡物の臭氣をきくこと常ならず、〇中略何某の宮の御殿に、紅塵といへる名香あまたたくはへ給ふが、或時やゝうせたれば、殿下の御沙汰となり、武邊に仰て搜しもとめ給ふに、惠南其ころ名譽あれば、殿下へめして、聞しらずやととはせ給へども、もとよりしらぬことなれば、其旨申あげ

炷香

けれどもこゝはよからず、いかにもして其在所をしらまく思ひしが、東寺の御影供にまうでんと、壬生より過る道、一陣の風吹來りけるに、えならぬ香氣有、いぶかしく其かたをさして行に、島原の郞梢やといふもの、家なり、彼紅塵の香にたがひなければ、入りて尋るに、然るものなし、乞ひてもとめて人毎にいはしむるに、一人の女の童、此頃某の女郞の輪箭を作たまふ本所のありしを、よきにほひする木なれば火桶にくべしが、其名殘にやといへば、やがて聞の日殿下にまうし上けるに、ぬすみしは其郞に遊ぶ士なること分明にて、罪に行はれしとなん、

〔香道大意〕凡香を焚く事に三ツの名目あり、供香、空香、聞香、卽是なり、是を三香と云ふ、供香は神祇佛菩薩に香を焚きて供する事にして、之焚香の濫觴なり、其の餘爲空焚となれり、是香を敬の本なり、空焚は銀葉を敷かず、香爐を机或は折敷の上などに居ゑ置て、其の隨に聞く例なり、然に又希なる名香を用ゐる時は、特に銀葉を以て、其香の早く立ざる爲に敷又机上より爐を手に取りて、鼻先にあてゝ、是を聞く、則是を一炷聞、または名香聞とも云ひ、是聞香の初なり、

〔源氏物語五若菜〕みなみおもていときよげにしつらひ給へり、そらだきものの心にくゝかほりいで、みやうがうのかなどにほひみちたるに、君の御をひかせいとことなれば、うちの人々も心づかひすべかめり、

〔源氏物語湖月抄三十八鈴蟲〕空燒するは、それとなくいづくより匂ひくるやらんのやうにする物也、

〔源語梯中そ〕そらにたく　ソラトハ、ソコト定メタキカズニアラズシタタク也、凡其實ナキヲソラト云意ナルベシ、タキモノ、火ノモトノシレヌガヨキト也、

〔倭訓栞前編十三曾〕そら○中略　そらだのめ、そらだきもの、などは、空しく徒らなる意也、

〔枕草子三〕にげなきもの　そらだき物またるきちやうに、うちかけたるはかまのをもたげにい

や志う、きら〱しけんもとゞをしはからるゝなどよ、

〔源氏物語三十八鈴蟲〕院もあなたに出給とて、宮のおはしますにしのひさしに、のぞき給へれば(中略)ひとりどもあまたして、けぶたきまであふぎちらせば、さしより給ひて、そらにたくはいづくの煙ぞと思わかれぬこそよけれ、富士のみねよりもげにくゆりみち出たるは、ほいなきわざなり、からせちのをりは、大方のなりを志づめて、のどかにものゝ心もきゝわくべきことなれば、はゝかりなききぬの音なひ、人のけはひ志づめてなん、よかるべきなど、例の物ふかゝらぬわか人どもの用意をしへ給、

〔後伏見院宸翰薫物方〕薫物燒樣事

薫物たく事は、なべていかなる者も故實をならひつたへねども、する事なれば、安き事にこそとは覺えたれども、よく〱心得てすべき事なり、あしくたきつれば、香もあしくなりて、とまらざるのみにあらず、不吉のかたもある也、相生の樣はぬるくしてこがるべからず、火はやくて急にこがるゝを、さうこくのかともいふべし、不吉にも通へり、能心にいれておもひとけば、天然の道理何事にも心得らるゝ事也、先かたきのすみを能々つくりて、よくおこしとをして、ひとりのはいをもまづあたゝめて、このつくりすみの火をうづむべし、うへにもあつき炭を持て、よきほどにおほひて、うづみおほせてのち、うへをきとさぐるに、いたくあつからぬ程に、ぬる〱とうづみて、其上に又火を置て、志ばしあたゝめて、たかんとする時、上の火をとり捨て、薫物を置べし、火のぬるくて久敷くゆるがよきなり、扨すこしふすぼりくさくなるまで、やはらかに久しくたきとをして、志ばし時刻を經てきるべし、薫物のたいなるをとりはなつ事、風のふくとをりあり、かくさきもの、かやうのふさはぬときにとりきるべからずといへり、只今又いそぎてきるべき事のあらんには、火をいたくぬるからでたく、志ばしたくべし、ふすぼる程迄はたくべからず、志ば

しほどへてきるにこそ、ふすぼりは失て殘るかはひさしき也、大方燒ての後、すなはちきりつれば、かとまらず、たとへばこよひ能くたきて、やはらかへしをとりをきて、明る日などたきたるは、四五日もかうせず、薰物は能くたきおほせたるを、一日などいたくみぐるしからすきて、其次ぎの日などか、ことに匂ひもうつくしく思はしくかぎたくおぼゆる程にてはあるなり、たくほどは、はれにかうじばかりなどつくりてとこそいへども、かならずおほきなるによりて、かうばしからず、すぐろくの石計につくりて、度々に燒重ねたるは、久敷もとゞまり、かうばしさもまさるなり、つくるに又うす〳〵平々と作る事、かへす〴〵わろし、口五分ならばあつさは二分につよく、一寸なるは五分に半減半增に作るべしといへり、是よりも薄きはくゆるほどはなくて、やがてふすぼりたちぬれば、けぶりのかよりほかにはひはさらになき、かやうの口傳吉事のはれに、ことに物のまれらんやうの人心得てすべき事なり、

〔太平記 三十九〕諸大名讒道朝事附道譽大原野花會事

佐々木佐渡判官入道道譽、五條ノ橋ヲ可渡奉行ヲ承テ、京中ノ棟別ヲ作取、事大營ナレバ、少シ延引シケルヲ勵ントテ、道朝他ノ力ヲモ不假、民ノ煩ヲモ不成、嚴密ニ五條ノ橋ヲ數日ノ間ニゾ渡シケル、是又道譽面目ヲ失フ事ナレバ、是程ノ返報ヲバ致サンズル也トテ、便宜ヲ目ニ懸テゾ相待ケル、懸ル處ニ柳營庭前ノ花、紅紫ノ色ヲ交テ、其興無類ケレバ、道朝種々ノ酒肴ヲ用意シテ、貞治五年三月四日ヲ點ジ、將軍ノ御所ニテ花下ノ遊宴アルベシト被催、殊更道譽ニゾ相觸ケル、道譽兼テハ可參由領狀シタリケルガ、態ト引違ヘテ、京中ノ道々ノ物ノ上手ドモ、獨モ不殘皆引具シテ、大原野ノ花ノ本ニ宴ヲ設ケ席ヲ展テ、世ニ無類遊ヲゾシタリケル、中略紫藤ノ屈曲セル枝毎ニ、高ク平江帶ヲ掛テ、鍮瓶ノ香爐ニ、鷄舌ノ沈水ヲ薰ジタレバ、春風香暖ニシテ不覺栴檀林ニ入カト怪マル、中略本堂ノ庭ニ十圍ノ花木四本アリ、此下ニ一丈餘リノ鍮石ノ花瓶ヲ鑄懸テ、一

雙ノ華ニ作リ成シ、其交ニ兩圍ノ香爐ヲ兩机ニ並ベテ、一斤ノ名香ヲ一度ニ炷上タレバ、香風四方ニ散ジテ、人皆浮香世界ノ中ニ在ガ如シ、

〔江戸眞砂六十帖〕一石川六兵衞女房奢之事
小舟町三丁目下角屋敷向ふ、荒和布橋といへる横町を、俗にてりふり町といふ、雪駄屋足駄屋軒を交てありし故にや、角屋敷の地主石川六兵衞といふ町やしき、場所よく繁昌の土地五六個所持大有德者なり、渠が女房はなはだ奢り者にて、平生の立入目立ぬ、常憲院樣〇德川綱吉御代始に、はじめて上野へ御佛參の御成拜見に、下谷廣小路本阿彌〇刀目利本阿彌三郎兵衞向ふ仕立屋の内を借り、赤毛氈を敷、その身衣裳を飾り、腰元三人下女貳人奇麗に出立ぬ、はや人留の頃に成て、己が膝元に香爐をおき名木燒しに、御駕籠の前駈の大小名、此名木下谷大名小路へ入ると匂ふ、歷々不審に思しめし、程なく廣小路本阿彌邊になり、六兵衞女房が前に香爐有り、甚美麗なり、御駕籠より御目に留り、何者成ぞ尋可申よし上意なり、則だん〳〵仰送られ、御徒小頭吟味に付、石川六兵衞女房のよし翌日言上す、卽刻町奉行へ御吟味にて、六兵衞夫婦牢舍被仰付、町人の身として敷物いたし、香爐持參、また本所に屋敷一ヶ所廣地にて庭構夥しく、六兵衞召仕つね〳〵本所下屋敷といふ、是を殊に憎み强く、町人として下屋敷と申事甚越度になりて、家やしき家財闕所になりて、六兵衞夫婦江戸十里四方追放に仰付らる、然れども相州かまくらに六七百石田地有て、かまくらへ引籠りて暮しぬ、今に建長寺の西町屋敷に子孫有之、

〔昔々物語〕昔大身は不及申、伽羅たかぬ人なし、人參買人稀成し、近年は伽羅焚人なし、人參下々迄買也、

〔後松日記〕一むかしは男も女も香とて、たき物を衣にも、あふぎ、たゝむかみやうの物にもしめ置、そらだきものにもせしなれば、侍從、黑方、此二くさは、承和の帝の御いましめにて、男子に不傳といふ、梅花、荷葉、落葉、拾遺補闕、

薫物合

薫衣香など、さま〴〵の法あり、さるに足利の頃は女は薫物を用ひぬれど、男は沈をたくべしといへり、今は匂ひ袋を用ゆ、節便にしたがふ成べし、是室まちの末にはみえたり、

〔香道軌範上〕四季焼次第

春　二葉　月　花雲　蘭梅　三芳野　丹霞　初ノ如　逍遙　　夏　花橘　中川　菖蒲　八橋　端午　富士　月ノ如　　秋　七夕　立田　斜月　寝覚　望ノ如　八重垣

冬　千鳥　寒菊　紅塵　名残　古木　沈　外月ノ如　残雪

七節次第

神祇　二月葉　斜月　紅塵　龍田　逍遙　法花・橘　太子　古木　　釋敎　東大寺　月　斜月　花雪　法花　蘭子　般若　太子

戀　龍田　月　七夕　二葉　寝覚　富士　名残　小車　面影　橘　寝覚　霜　小車云、中川、八橋、蘭子、似、紫、信、霜ノ心ウツリアルヲ用ユ、斜ハ可レ嫌、五種、心ヲミタラヌハ心ウカセヒ

無常　中川　月　千鳥　八橋　蘭梅　丹霞　紫　小影　小車云、似、追善ニ花雪ヘ逍遙　富士ヲ二度焼ク、法花経ノ木　般若

逢懐　橘月　名残梅　蘭子　古木　　賀　二葉　斜月　菖蒲　逍遙　端午　法花　菊月　　祝言　二葉　逍遙　月ノ如　斜月　松根

以上七節畢

首途　月　太子　斜月　白鷺ノ如　法花　般若　　出陣　太子　月　斜月ノ如　白鷺ノ　橘　松根ノ　法花　　陣中　太子　法花　逍遙　菖蒲　斜月ノ如　蘭子

歸陣　三芳野　法花　月ノ如　初菊　ナリ紫　　花見　似霞　二葉　三芳野　名残　古木　面影　花雪　逍遙　　月見　蘭奢　面影　龍田

名残　逍遙　中川　紫野

以上六節畢

右七節六節、義政公依命宗信撰之、

〔五月雨日記〕香合といふこと、いにしへよりつたへて、代々のきみもすてたまはず、家々にもこれをこのみ侍る、延喜天暦のかしこき御ときよりぞ、そのゑなな〴〵さだまれる事侍ると、後普光園殿〈良基〉〇藤原はかきおかせたまへりける、それぞ今のおきてなるべし、歌合、根合、菊合、そのほかさうしあはせ、繪合なども、例はおほかるべし、香合のうちにも、薫物合になほ世あがりけるときより

ぞ、もてあそび侍るなるべし、

〔紫式部日記〕廿六日、〇寛弘五年八月御たきものあはせはてゝ、人々にもくばらせ給ふ、まろかしゐたる人々あまたつどひゐたり、

〔源氏物語三十二梅枝〕正月のつごもりなれば、おほやけわたくしのどやかなる比ほひに、燒物合給ふ、〇中略かうどもは昔今のとりならべさせ給て、御かた〴〵にくばり奉らせ給、ふたくさづゝあはせさせ給へときこえさせたまへり、をくり物、上達部のろくなど世になきさまに、内にもとにも、しげくいとなみ給ふにそへて、かた〴〵にえりとゝのへて、かなうすの音みゝかしましきころなり、おとゞは寢殿にはなれおはしまして、ぞうわ〇承和の御いましめのふたつのほうを、いかでか御みゝにはつたへ給ひけん、心にしめて合給ふ、うへはひんがしのなかのはなちいでに、御しつらひことにふかうしなさせ給ふて、八條の式部卿の御ほうをつたへて、かたみにいどみあはせ給ふほど、いみじうひし給へば、にほひのふかさあさゝも、勝負のさだめあるべしと、おとゞのゝ給ふ、人の御おやけなき御あらそひごゝろなり、〇中略前齋院よりとて、ちりすぎたる梅の枝に付たる御ふみもて參れり、〇中略ちんのはこに、るりのつき、ふたつすへて、おほきにまろかしつゝいれ給へり、心ばこんるりには五葉の枝、しろきには梅をえりて、おなじくひきむすびたるいとのさまも、なよびかになまめかしうぞし給へる、〇中略人々の心々に合給つる、ふかさあさゝをかぎあはせ給へるに、いとけうあることおほかり、

〔本朝世紀〕仁平三年三月廿八日丁巳、今日中納言家成卿、於五條坊城亭行薰物合事、門客三十人、互挑勝負、華麗之甚、事絶常篇、天下疲弊、然而由斯者歟、

〔五月雨日記〕六種薰物合文明十年十一月十六日、判衆儀、詞書山晩、後日書之、

一番　左勝

名香合

なつごろも

右

まつ風

左の薫物の香いひしらぬ匂ひに侍る、とをくかほりすがりまでもなつかしく侍なり、右の薫物の香、いにしへの侍從などやうにきこえ侍り、にほひすがりまであしからず、まかりといへども、左のにほひにはをよびがたかるべし、左なつごろもは夏ごろも春にをくれてさく花のかをだににほへおなじかたみに、よろしくも名付られたりと、一同に申、上手のまはざと申侍る、右まつかせは、すみよしのさとのあたりに梅さけば松風かほる春の曙といふにて、なづけられたり、梅の歌にて薫物になを付たる、いにしへより類ひもおほく、事に侍る等類もあるべきと各申侍りしを、作者陳じ申されけるは、むめの花と申も、梅がかと申も、むめと申も、ふるき名に侍れば、それをもとにもちひて、梅さけばまつかせかほると申を、つゞきよろしきかとおもひたまひて、名づけ侍るなりと申さる、其時各尤なり、ことのほかにおもしろしさては名だにまぐべきにあらず、おなじ志なるべし薫物のか左まさりたるにより、一番の左勝なりとさだめられ侍りける、

〔五月雨日記〕おりからさみだれのころは、なをいほのうち志めやかに、むぐらのたのもしげに門をとぢたるも、かゝるすまゐには心にかなひたるなと、ひとりふたりあるわらはなゝに、いひきかすれども、きゝもいれず、〔中略〕かゝるところに、あさぢふみわけてくる人あり、いかなるにかとゝはせ侍れば、柳營〔足利義政〕の御もとよりとて、ふみをさしいだす、ひらきみれば、いつ〳〵香あはせの事あるべし、香二種たゝみしてもていでよ、名をかくして例のとをり判もあるべし、あまりつれ〴〵とふりくらしたるに、かゝることをもよほし侍るよしをいひて、うちしめり六滴子か

ほるほとゝぎすなくや五月のといふぞ、ちかきころの香の名にて、これにことつきたる、そのおもかげあらむ名を、おもひめぐらし侍れども、こゝろにかなふありがたかるべしなど、こま〳〵とかきたまひし、御返しはことなる事もなかりけり、○中略

香合の時、先左右の座上に、方人のかうだゝみのこらず香盆にのせてさしをく、さて方人左右にわかち、次第々々に座に著、暫ありて火とりに火をとりて、香盆にすへもてまいり、左の座上の人の前にをく、右の座上の人の前へとあいさつす、右の人なをそれよりといふ、其時左の座上の人かうだゝみをとり、かうばしをぬき、火とりをとり、火かげむを見させたまひて、ぎんををき、かうをつぎたまひて、ひとりすへまいりし香盆のうへにをきて、右の方人へつかはす、右の方人座上の人うけとりて中座にをきて、先左右にこれをきかす、左のかたよりすがらぬさきにとくきかせたまへなど、右のかたへ申さる、右の方人座上より火とりをとりきゝて、次第にするざままでこれをきかす、かうすがりてするざまより、また右の座上へ火とりをもちてまいる、すがりをまた一へん次第にするざままできゝはて侍る、さてまた火とりに火をとりて香盆にのせ、右の座上へもちまいる、此ときはあいさつなくそのまゝかうだゝみをとり、かうばしをぬき火かげむをみさせたまひて、ぎんををき、香をつき、火とりすへまいりしかうぼむのうへにをきて、左の方人へつかはす、左の方人座上の人うけとりて、中座にをきて先左右にこれをきかす、右のかたよりすがらぬうちに、とくきかせたまへなど、左のかたへ申さる、左の方人座上よりひとりをとりきゝて、次第にするざままでこれをきかす、香すがりてするざまより、又左の座上へ火とりをもちてまいる、すがりをまた一へん次第にするざままできゝはて侍る、そのとき香の名を右のかたより左のかたへとふ、なにといふとこたふ、左のかたより右の方のかうのなをとふ、なにといふとこたふ、判衆儀なれば、先香のにほひよしあし左右たがひにさだめ、一番の左は歌合根合菊

合なども、かたするを故實なるよしつたへ侍りしかども、ちかき世よりはさることもなく、たゞすぐよかによしあしを申なるべし、香のよしあし勝負さだまりて、さてかうの名の名つけざま、詩歌物語催馬樂管絃の譜やうのものなりとも、とりどころそのよしあしあり、體なきことばなどにてなづくるは、よはきによりてあしとす、左右たがひにこゝろの底のこらずいひて、勝負を究めかうにほひすがりまでもかちたりといふ共、名まけたらば持なるべし、かうまけたりといふとも、名かちたらば持なるべし、かうのよろしきより、名のよろしきを專とす、香よくなるもあひぐしたらば、いふにたらぬ勝なるべし、香にいにしへよりの名ありて、たとへばらむじやたいなどいふとも、其香合にのぞむときにあたらしくなをつけていだす、香合の法なり、雖度のかうあはせに、聞香を出すといふとも、名をだにあたらしくせば、作者のてがらなるべし、一座に聞香いだす事は制なるべし、

〔俵訓栞前編十二〕すがる　物の末になりて、盡なんとするを、すがるといふ、末枯の義成べし、中略香のすがりは、本草に尾煙と見えたり、

〔香道秘傳書〕名香合儀、一番より十番迄二炷宛二十炷可通、人數も十人たるべし、然ば一人より二種宛香を可被出候か、むすびに二種通り候香之內、はじめたくをば左と定、後にたくをば右と定、左の香よきと思ふ時は、左の札を可打、右の香左よりもかほりまさりて覺ば、右の札を可打、札の調樣はゞ六分半、長さ一寸九分、又あつさ一分半に、杉の板をけづり、其面に我々の名乘を書、うらには左と一枚、又右と一枚可被書候、包紙をばうすやう一枚を八ッに切て、其はしをほそく名紙にたちかけて、香の名を上書、其下に香主之名乘を書、四ッにたゝみあげてひねりぶみの樣に可在之、聞紙の中に香をつゝみ候、おさあひ人の十種香とてもてあそぶ時のつゝみ候ごとく、何も口傳在之、圭比於宅興行之

時の驗不可在失念候、惣別昔香合と云事不及聞候、三條殿御家にたき物合と云事御興行候、其緣を取て興行仕度由、得尊意候處に、珠敷花に被思召候、後々迄名を殘興行と御ほうみ被成、前後以御指南興行候、判者夢庵ばつは、三條殿に申上候、連座のうへは不可有失念者也、

右之一札寫進入候事、別而無御聞宗温時より御懇志之儀と申、今度黑金方目聞を被仰聞故、旁以如此候、寫本五十餘箇條之儀は、他見候共、此書外見候ては可為迷惑候、

永祿元年　月　日　　　　　　省巴

〔雪月花名香合之記〕雪月花名香合之式

抑此式は、雪月花の時節に翫ぶ香式也、席の室禮は、其亭の催によるべし、大略奧に記す、見合べし、或は亭主の方より、香を左右に分し銘をかくし、左右の勝負をわかつも有之、時宜によるべし、初を左とし、後を右として、一番の左右、二番の左右と分つべし、勝たる方も點すべし、或は十番廿種、或は五番十種、又三番六種にもすべし、香聞終りて、執筆の人草案して、方人多き方を書付ていだす、上客宗匠の人、香銘を考、其名に相應したる題を出して、探題にして歌をよむ、詩作を好む人は詩を作り、連歌を好人は發句すべし、方人多き方を勝として、其勝たる香銘計によそへて歌をよむ事也、各短尺に書付出すべし、執筆の人請取、記錄認むべし、

左右勝負衆儀一同之時、左右の銘書付出し、又左右一決難成時は、一座の宗匠の詞に任すべし、室禮之事、花の會には花を生ざる事也、緣側の障子をひらき、庭前の花を見すべし、香盆亂箱銃常の式法を持て作意すべし、志野包香袋香筥香筯立炷空入火取等見合にかざる、雪月花共同事なり、月の會にも障子を開きて月のさし入比香を催すべし、月花には香幕香屛風等を可置也、雪の會には障子をしめる事、始は寒きに付、先障子をさして、埋火等を置、香終りて障子をひらき、しばし置て雪を詠め、歌を詠ずる也、〇中略

客出香の時は、初に香を亭主へ渡し、香包に出したる人の名香銘認し銘にて打交、香筥に入置べし、棚物等は座席の室禮によるべし、又御厨子其外置棚物は見合次第の事也、棚のかざり置合は、座飾を以て室禮すべし、主客とも能々申合事肝要なり、

月日

右此雪月花の式は、天文年中、西三條殿右大臣公條公、其比御出家被遊、御法名稱名院仍覺入道殿とて、御閑居之砌、御出作被為成し御式也、然ども無程御大病に而、永祿元年十二月二日薨去ニ付、未其式不行、其後元龜二年之比、御嫡子右大臣實世公絶たるを繼、此式御催被遊し處、自元名香合之式は、其香を記分て考へ、或は衆儀判の詞等に至迄、勝れて功者之人々も容易に難催事也、増て此雪月花の式は、月雪花の折柄被相催し御遊の一興なれば、一道堪能不成人々も多に付、名香合之式抔御催にても、其式難調、却而不興にも有之に付、右名香合之式を唯常の炷合にて御催可有之、御作意有之、其式は左のごとし、

雪月花御炷合之式

此式は、雪月花遊宴之砌相催す式也、尤兼約不時の催は、時のよろしきを用ゆべし、○中略

天正元年夏五月　蜂谷宗悟在判

〔名香合別記〕兼而日限人數を相定、十人或は七八人にすべし、但人數丁にする事宜からん歟出香十番二十組ならば、人數十人の時は二種宛持參するなり、香數を人數に割合せ、出香二種三種づゝもあるべし、六十一種の名香おもひよりに出すべし、去かれども法隆寺、東大寺は出さゞる事なり、持參の香各香疊に入る、但盧手書はなし、香箸短尺は例のごとし、銀葉はいれず、香疊の圖は、泉殿作銘香合の奥に有、便に略床掛物前には置物なし、軸本に文臺に料紙硯箱違棚無之ば、厨子又は志野棚にても出してよろし、亂箱内飾は奥に圖之、○略圖　客へ出す料紙は、短尺は重硯の上に置、文鎭置べし、料紙ならば客とりて、二

條家詠草紙のごとく、ちうにて四折にすべし、厨子用ゆるときは、袋のうちに鳥子十八切にし、小包紙三十枚ばかり折らずして入置、木香箸を上に置なり、下明たる所に四方盆をく、地敷紙はなし、長盆も入合すべし、但入用は、右之通なれども、筋方は棚により色々あるべし、

當日客連座の後、亭主長盆おろし床前に置、客持參の香疊より出し、右の長盆の下座の方へ載退、次の人上客の香をかみへくり上、盆の下座へ我香を載退、次第に右のごとくくり上、亭主我香も載せ、右の長盆を持、香本の座に著き、扨文臺を筆者を乞、筆者執筆の座につく、亭主棚の四方盆を取、袋の小包紙取出し、長盆の前にをき居る、扨筆者より硯箱の蓋を香本ぇ渡す、香本長盆の香を取、四方盆にある新敷小包に入かへ、たつ四ッ折にして、ゑたしの小包を添、硯蓋に載せ、筆者へわたす、執筆請とりてすみに香銘香主を小く書、如例小く折て、常の通四折上下ともおりて、文臺の上にをく、一種づゝ如此、皆すみて小包一緒にして硯蓋にのせ、香本ぇわたす、古き包は文臺の上に置て、跡にて亂座の上古包紙それ〳〵へ返すなり、香本は小包打交長盆にても、四方盆にても、盆にならべ、香本の座の向に置く、但貴人あらば、貴人ぇは四方盆可用、左なくば盆壹枚は勝手へ持入べし、火取香爐に火を取出て、いつもの所にをき、重硯をとり、上客へ料紙とも持參し渡す、但是はまへにしてもよろし、立歸り座に付、香爐灰調、はじめに奉書四ッ折にして懐中し、此時出し、此上にて灰調と但奉書、是はなくても可宜、扨建出す、火箸香箸、計疊へはかさゝす、灰調て後、亂箱へ建戻してもよし、又其儘置てもよろし、懐中帛取眞に疊み、香爐ふき、跡は腰にさげる、常の通銀葉箱出し、盆にならべある香の小包の上に各銀葉を置き、宮のふた計亂宮へ返し、身は折居の座にをく、若火つよきときは、銀葉二枚も重ぬべきため也、扨香本懐中、香疊にさし込有短尺のごときもの一枚出しひろげ、常出香の座におき、一禮して香元執筆とも安座し、炷出す小包紙右の方ぇ除置き次をたき、前後違はぬ様に二枚重ねたゝみ、折居へ入れ筆者へ渡す、折居は亂宮にをき、此時取出し、小包明たるを二

枚違はぬやうに重ね、此折居へ入れわたすことなり、香爐戻しは、香を右短尺のごときもの、上におき、次炷出す、次に右の通香二炷にて包紙二枚たたみ、折居へいるゝ事なり、(但多人數ならば折居不用、小包二枚々々重れ執筆へ渡す、執筆直に記錄へ寫す、)客は初に聞の下書いだしをき、一度々々に我おもふ方へ點かくべし、左右聞じ樣におもはゞ持と書べし、各濟て筆者より硯ふた出す、銘々聞を此ふたに載せ、重硯とも次々ゑ廻す事常のごとし、香本ゝはたきから入建香爐を亂宮へおさめ、一禮して仕舞なり、

執筆は記錄に認、連衆へ廻し、まわり返れば文臺にをき、扨判者の前ゑ持參すべし、文臺の上には奉書延し置、其上に記錄を載せ出す、判者請取文臺は筆者へ返し、亂座になり、其上にて判を認るも有、翌日にも認、判者右の奉書に記錄の順をうつし、夫に判を書也、又亂座の後判者を上座にして、連座左右へ二行に居、第一の香主より懷中香疊の短尺一枚出し、判を書給へといふ心にて出す、各如斯、判者請取置、あとにて其儘返すなり、短尺出す事古實なり、(殿記に委、此短尺等寸法有、)廊手に大火鉢に埋火置、能時分炭團をおこし、香爐の火を取替べし、

後の香合に百廿種貳百種の香も被出たり、六十種におとらぬもあれば面白式なり、本書にて考べし、

〔五月雨日記〕六番香合(判衆議判、聞後日准居〈足利義政〉書之、)

一番　左(勝)

とこの月

　右

山玄た水

左右香のにほひよろし、すがりもあしからず、おなじ程にきこえ侍るよし、左右の方人申之、左

とこの月は新拾遺伏見院御製あき風のねやすにましてふくなべにふけて身にしむとこの月かげ、にほひとい
ふにも、けぶりといふにもかゝはらず、凡慮のをよぶところにあらざる名なるべし、右やまし
た水は、長秋詠草にほひくるやました水をとめゆけばまそでにきくの露ぞうつろふ、山した水といへ
るなめづらしく、歌のとり所もよろしく侍れども、菊のかたをもて香の名にもちひ侍る事、こ
のごろおほく侍れば、左の勝にて侍るべきよし一同に申なり、○中略

六番　左

ねぬよの夢

右勝

やまぶき

左の香よろし、すがりもあしからず、しかりといへども、これもかうあたらしくきこゆ、右の香
よろし、いにしへの玄ゝらにといふとも、おとるまじくきこゆ、すがりもよろし、尤右勝なるべ
し、左ねぬよのゆめは、續古今夏寂蓮法師のきちかきはなたちばなのかほりきてねぬよの夢はむかしなりけり、
とり所も名のとなへもよろし、右のやまぶきは、古今春下讀人しらず春雨のにほへる色もあかなくにかさへなつ
かし山ぶきのはな、なんなき名なるべし、左ねぬよの夢もよろし、といへども、たち花の辭にて
名づけ侍ることめづらしげなし、香も名も右の勝になり侍りける、

文明十一年五月十二日於東山殿執行之

〔名香合志野宗信家〕一番

左　逍遙　清偶信秀直　　宵柏

右　中河　柏菴　　大偶

ひだりの香さるものときこえて、莊子の逍遙遊の心まで、をのづからおもひいづるやうに侍ぬ

るに、右の中河、又はなやかにたちいで、ゝかのこうちぎ小掛の人、香もをしはから、ゝるやうに、をのをの申侍しか、さるは此左の一種はあやしき苔の袂にもてやつしたるにほひにて、右には及びがたく侍しを、一番の左なればとて、かたうど聊かずまさり侍りしにや、〇以下九番略

文龜のはじめのとし五月下の九日、風流の人々夏の日くらしがたきなぐさめにとて、たき物あはせなどのためしをおもひ出て、宗信の宅にして名香の名をあらはさず、たゞかはしめ侍りけるになむ、蘭宗が傳つくり、洪芻が譜をあらはす、ともにもろこしのふることよりはじめて、薫物合はわが國のひとつのことわざとして、その來れる事ひさし、爰に沈水の一くさをもて、ふかさ淺さをさながらわかち、其甲乙をなづくることは、あがりての世には、いたくきこえずもやあらむ、中比より下つかた騷人すきのあまり、あながちにをとりまさりのけぢめを、わくる事になりたるも、興あることに侍るを、今はからずして此一卷をひらきみるに、我もとより鼻孔の指南にたへざれば、そのむしろにのぞまざるを恨と思はざるうへに、はじめ逍遙よりをはり花の雪の面影まで、さこそはとり〳〵のにほひ成けめと、たちまち聞香悉能知の德は、みか月の前にそなはれりといひつべし、〇中略判者のことばは、誠に志の、ゝ薫草のかりそめ成たはぶれ事にたりといへ共、正木のかづらながきもてあそびとも成なむかし、鵜胡斑の尾につきて、逍遙遊の筆をのこすになむ、

文龜二林鐘下旬　實隆判

〔賀茂翁家集〕四山科の宮の親王、〇公遵法親王はやくふたらの宮と聞えさせたまひし時、青龍權上人のむろをすぎやうざとなん名づけたまひたりける、こはいたづらにこれをつどへたるにあらず、いほちゞの品をつばらにするぬしなればなり、上人はじめより、吹風の塵のほかにありて、淸き道のおくかをとむるに、塵のほかもちりありとして、二たびそがほかへ出たるぬしなり、淸しと

組香

も清きを志るべし、志かあれば清き心の友は何かあらん、妙なる香をかぐにしく物なしとて、花をつむあした、ぬかをつくよるのいとまたゞこをたきて、かたもひの底つ心をすまし、烟の末をながめて、世の中をおもひつゝ、あらたまの年月をふるめり、かのいほちゞのさはなる香の木を、たかきひくき人、こゝろざしおくれるまに〳〵、もてあそばへば、志らまくもせでしり、わかまくもおぼえずてわき得にたるは、もとより塵にまじらはぬ清ら心のわざになんある、こゝに人々香の木らもて、おとりまさりをあげつらふ事あり、むつきのはつかばかりに、高き家の君たち設などしたまひて、上人の事わらん事をこへり、そのおのが志ゝのいへる詞、上人のことわれるこころしらびを、眞淵に志るすべしとあり、おのれは香をわかつふぐ〳〵しをももたらねば、すぎにたるや、たらはずや、御世の名は明和、としは四とせ、月はむつき、

〔春湊浪話下〕伽羅香合をなす式は、左右を分て燒出し、其判をなして勝負を付る事、歌合の例の如し、文龜のはじめ志野宗信が家にて香合をす、其判のことばは、逍遙院のおとゞ書せ給ふ、又其燒出す式は、邦尊親王の五月雨の記にくわしくみえたる事なるに、いつよりか其式はすたれて、今は回茶貫茶の式のごとくなして、伽羅を燒出し勝負をあらそふ、是を十炷香といふ、其上にさま〳〵の作り物をこしらへ調じて、盤上に幷べ立て盤香といふ名所香、矢數香、競馬香などいふ類なり、ことなど出來て、專ら世に翫ぶことにて、今はおさなきものゝ其式を知事なれば委くは書ず、再びこの式を茶にもうつし學ぶこと有といへども、昔の十服茶などいふ式のごときにはあらず、

〔香道大意〕翫香は凡て爐を手に取りて鼻先にあてゝ、聞くをいふ、此の翫香中に一種聞、燒組香聞、名香合、組香等の品々名目ありて、其作法各別なり、然るに組香を翫香中の尤下品なる物として、又此の組香の中にも眞行草の三ッありて、眞の組香を嚴儀の香と云ひて、其の式を嚴にするな

り、是組香會の本式なる物にして、これは香道執心の人、組香皆點百度に及びたる上、師より香事一流の奥儀を傳授したる證據に、連理香といふ組香を相傳す、是翫香の奥傳にして輙く爲す所にあらず、故に此の香を焚く事は、其次第尤嚴儀に執行ふ故に然云ふなり、次に行の組香といふは、香元盤を用ゐず、打敷ばかりを用ゐて、其の上に香具を飾るなり、是は何れの組香を催す時の次第にすると定りたる事なし、其の席に臨める人に依りて、行にも眞にも又するなり、即花月、焚合、連理香等を、三ッの組香と云ひて、諸の翫香中に分て秘事ある香なり、皆傳授ある物なり、連理香は前に云が如く、組香皆點百度に及びたる人、一流の奥儀を傳受たる證據に傳授する所、是香道に於て尤も大切なる事にて、素より其式次第を嚴儀に傳授する事、前に云へるが如し、其餘焚合香(焚合十炷香と云)は、則彼の連理香の面影にして甚秘事なり、花月香(今これを眞花月香と云ふ)は、香元二人花方月方と相分て焚、依て香具飾様も二ヶ所にす、香元の仕様、其の他凡て秘事多し、右花月、焚合の二組は、件の故を以て行の式にて傳授するもあり、又貴人臨席の會釋ある時は、眞の式を以て執行ふもあるなり、常には此の二組行の式を以てなすなり、草の組香は平常の十炷香、其他に用ゐる所の組香を焚くに、草の式を以て行ふを云ふ、眞行の二ッに合すれば甚略なり、眞の組香は盤を居ゑて色の打敷を用ゐて、其儀嚴重にするなり、行の組香は濃き花田の打敷を用ゐ、草の組香は陸奥紙(檀紙金銀箔、或へ砂子樣、彩色重模樣等ナリ、)を敷て、其の上に香組の俗、又は凡の具を飾る事、其の用ゐる所の器物、及び執行ふ作法等に、詳略の差別あるを以て、右の如く眞行草の次第を立たるものなり、

〔玉あられ〕口傳の香

一燒合十炷香

一二三試、本香十包、打ませて二炷づゝ、一度にきく也、一寸の銀とし、九分より少々はわろしき

きやう口傳、火のとりやう口傳、香本置やう口傳、記錄書やう口傳、點に口傳、

一連理香

一二三四五試あり、札十二枚、五包十種に打合事、香たきやう、五度ともに一二をさだむる事、香本點の事、おの〱口傳、

一鷄合香　盤物　一蹴鞠香　同斷　一烟競香　一星合香　極秘　外ニ宗阿彌流星合香、志野流星合香此二色はかるし　一住吉香

〔古十組香秘考〕古十組香總論

古十組香は、本書の序中に見へし如く、細川幽齋子の集め玉ひしものなり、十炷香はむかしよりありし也、宗温の書中に、おさなひ人の十炷香とて、もてあそぶ時のつゝみ候ごとくと云文章あれば、其まへよりもありと見へたり、誰が組し事を志らず、其外の組も誰が組しや考べからず、本書の如く、十品に編しは、幽齋子に起れり、其むかしは此事あれども、筆紙を以て文章に寫し來りしは細川氏なり、或人云、これを十種香と云、因て十種香の會、十種香道具など、俗に云ならはせしも、むかしは只此十組ばかりなれば、志か云しとかや、さもあるべし、十炷香と書ときは、一ツの組香の名となるよし云り、すべて此十組は組香の濫觴にて、萬の組香も是より出で來るものなり、米川常伯世に出て後、香事一變す、十組香も古のもの組かへられぬ、源平を以て名所にかへ、郭公を競馬にかへ、鳥合を矢數にかへて、家の十組となせり、今世上徘徊せる香道具、多くは此十組を入れたり、

〔香道眞傳上〕十組之習

古へ十組香と名けしは、十炷香、花月香、宇治山香、小とり香、郭公香、小草香、系圖香、十炷燒合、源平香、鳥合香也、近代米川常白十組を改、郭公香、鳥合香をさりて、矢數香、競馬香之二組を入、系圖香を補

ふて源氏香とし、源平香を改め名所香とし、十炷焼合を變じて連理香となし、是を十炷香と名づく、所謂十炷香、宇治山香、小鳥香、小草香、競馬香、矢數香、名所香、花月香、源氏香、連理香也、右十種香を撰して曰組香限なし、此十組にて足、餘の組香聞べからずと定む、然れども初心の稽古事間なる故に、常白男玄寮、其弟子蜂谷宗栄とはかりて、古組香之内より卅組をえらび、并盤組十組をより、外組と名づけ、十種香と共に五十組となしぬ、(以上了古傳による)古組は皆やんごとなきかた〴〵の組給ふ事にして、玄た〳〵の組けるは稀也、玄かも五十組の外、古より傳はれる數、百組だに聞べからずといへるに、近代新組をなし、梓にちりばめ給ふかた〴〵有、其組珍らかにして、古組にもまさりたるやうなれど、常白十組に定られしを、玄寮宗栄補ひて五十組になし候だに、十種に定めしよりはおとれり、況や新組は今しも上々様ならばえらず、下々の憚もなく組事にてはあらざらん歟、好子十種香の内にも、尙十炷をのみ愛して、幾組も〳〵聞也、然れども折にふれては珍らしき組香も、又一興ならん歟、〇中略

十炷香　夫十炷香は、組香の發端也、無試有、有試有、十種香に定め入しは無試也、或曰無試は志野流、有試は相阿彌流と、此說非なり、有試無試ともに、其濫觴は一ツ也、秘說たる故あらはしがたし、古しへは十炷香を以て十種香といへり、されば葉松覺書曰、十種香之文字、種とも又炷とも書り、炷の字は後人の了簡と見ゆ、宗信の時代、皆種の字を書れたりと云々、(葉松尼は宗信の女にて、主水何某之室なり、)是古しへ種の字を用し證據なり、然れ共此時炷の字間々行はるといへども、葉松尼も其ゆゑんを知り給はざると見えたり、當時之香人皆十炷香に種の字を書るは、古今世俗の誤と思へるは非なり、十種香を炷の字に改られしは故有て、隆勝西三條實澄公を以て(實三光院殿、實隆公之御孫)十種香之濫觴を内奏し給ひし比、勅して炷の字を賜ふ、是より初而十炷香とよぶ、(但十炷の聞書あり)其子細知る人すくなし、其後米川常白十組を改られし比、組香の名を十炷香とし、十組の總名を十種香と名づく、其

末流是にしたがふ、

〔十種香暗部山〕凡例

一香をもて遊に、組香と名付もの、其品わかれて多種あれども、いにしへより今に絶ずおこなはるゝは十種なり、所謂十炷、宇治山、小鳥、小草、競馬、矢數、名所、花月、源氏、連理也、今此書に用てしるすも又十種なり、

一十種の外に外組といふ香すくなからず、所謂無試十炷、燒會十炷、古今、六義、源平、呉越、花車、鶯、初音、郭公、鳥合、闘鶏、蹴鞠、星合、新月、四節、烟競、忍香、四町、御幸、宇治香、別花月、別名所、三夕、住吉、芳野、玉川、系圖香三種七種迄等なり、此外心々にこしらへ家々に傳ふるもの、記すにいとまあらず、然れ共風流餘情にかゝはり、其理つくさゞる事あれば、童蒙にわたらず、且わずらはしき方もあれば、此書にまじへ加へず、格そなはり事すなほにして、此門に入德ある事は、唯此十種の内にこもれりと知べし、

一十種の内に勝れたるは十炷なり、世に香合のたぐひを、すべて十炷香とのみいひて、十種の内又十炷の名ある事を、わきまへざる人おほし、是此道にうとく、又字韻同じ故成べし、十種といふは總名にて、十炷は別名と知べし、

一香本と云事、いにしへより火本といひて、近世までにおよぶを、聞よろしからずとて、或師會毎におしへて、香本といはしむるより、やう〳〵いひなれもて行、今是に習へるはむべなり、○中略

一香の作法は、はじめの十炷に大概をしるし、十炷以下の香には略せり、前後をはかりて知べし、その香毎につきて故實あれども、所々にあらはさば、ことにまぎれて、其香の組やうきゝやう、意味おそらくは心得がたからんか、此道に志す人は常にたづね習べし、

一香會興行、香席賓主の用意、諸具のこしらへやう、同寸法、別ては香本の手前、たとへば諸禮茶の

湯等のごとく、法式古法新規の事多端なるべければ、香道をふむ人、兼て其辨別なくば有べからず、今世香會の作法みだりなるよし、執心うすく不嗜の故と知べし、

一香道具品々、盤、人形、馬、花、紅葉、箭、鹿、源氏香の圖等は、十種の要具なれば、後附に圖畫して初心のたよりとす、是も又略にしたがふのみ、

一香道に古法の制ある事、あらかじめ知ずば有べからず、其筵に入人、此趣をまほるべし、

一其身衣裳に薫じ、又革の衣類を著し出座する事、

一香一組相濟うち、自餘のはなしいたす事、

一三息五息の外永聞し、また香爐を取戻しきく、并入たる符を取かゆる事、

一他人とさゝやき相談して、符入る事、

一香一組おはらざるに、烟草茶并菓子など食する事、

一香の中に座をたち、用事とゝのふる事、

一戸障子のたて明、言語起居、いづれもしづかならざる事、

右條々、堅相たしなむべきものなり、

此外常に用意の事、數多あれ共、別記に讓りて略し畢ぬ、

〔夏山雜談 五〕香ノ式ハ、十炷香ヲ本トシテ、サマ〲ノ法ハ皆ノチニイデキタルナリ、〇中略源氏香ノ圖ハ、最初ヨリ其圖アルニアラズ、五炷ノ香ヲ試オボエタル次第ヲカキシルスニ、自然ト其圖イデタルナリ、圖ノツタリヤウ、大概左ノゴトシ、

源氏香ハ、香五炷也、五炷ノ內、一ノ香五包、二ノ香五包、三ノ香五包、四ノ香五包、五ノ香五包、合二十五包ヲ打交テ、何レナリトモ、其內五包トリ出シ、香本ヨリ一包ブヽタキ出ス、譬バ一二三四

五皆カハリタル香トキケバ、〓如此圖ヲ名乘紙ニ書キ、一四カハリ、二三五同香トキケバ、〓如此書キ、一二同香ニテ、三四五カハリタル香トキケバ、〓如此書キ、一三同香、二四同香、五ハカハリタルトキケバ、〓如此書キ、一三同香ニテ、二四五同香トキケバ、〓如此書ナリ、餘ハ是ニナラフベシ、如此キヽタルオボエ次第ニ圖ヲツクレバ、自然ト五十二ノ圖出來ルナリ、

系圖香ハ、四炷ナリ、一炷ヲ一包ヅヽニシテ、合十六包ヲ打交テ、其内四包ヲ次第ニタキ出ス、キキヤウ圖ノツクリヤウ、源氏香ニ同ジ、是モ自然ト、十五ノ圖出來ルナリ、

〔深縁〕源氏香

一香五種、一二三四五也、試なし符なし、試する注も有る名乘紙を用ゆ、外に香の圖一册有、又香の圖の印五十二、井印開等添へて有るは、いよいよかなるべし

一香組、右の五種を五切づヽ出し、合貳十五包、外包に入置、

一炷樣、香本外包をひらき、廿五包を一ツによく〳〵まぜて、五包を取て炷出す、殘は外包におさむ、小包叢にさし、次第を亂す事なし、

一聞樣、五種きヽ終らばよく思慮すべし、先一番二番の香同じく、三四五番に出たる別々の香とききたる時は〓此圖にあたれば空蟬なり、又一番と三番と同香にて、二番と四番別の同香出、五番目一種また別の香なる時は、〓此圖なれば花散里なり、又五種ともに別々の香ときく時は、〓此圖にて箒木なり、是は次第のごとく出たるなりもし又五種ともに同香とききときは、〓此圖なれば手習なり、但此二圖の通に出るは希也と知べし如此圖源氏物語卷々の名を加へ、五十四帖の卷頭卷軸を除き、五十二有り、准じて心得べし、

一聞定たる時、圖をひらき能見合、名乘紙に聞所香圖を書き、下にその卷の名を書なり、略する時は或は圖ばかり、又は卷の名ばかり、又は一二附にても書、後に執筆よきやうに改め記錄する、

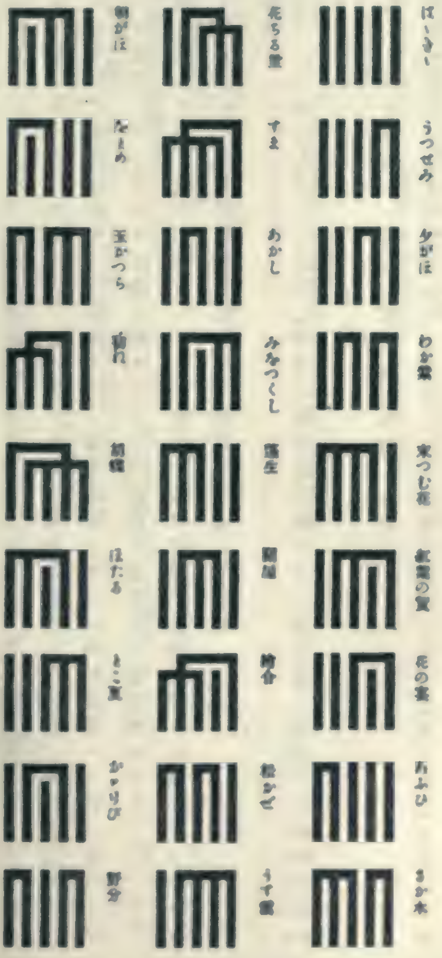
此香一通り終り殘る廿包の內、又五包炷て二度も聞事有べし、一座のはからいによるべし、會の圖亂りにし、久敷留てあらそいい見るべからず、名乘紙出香の付様口傳も有り、

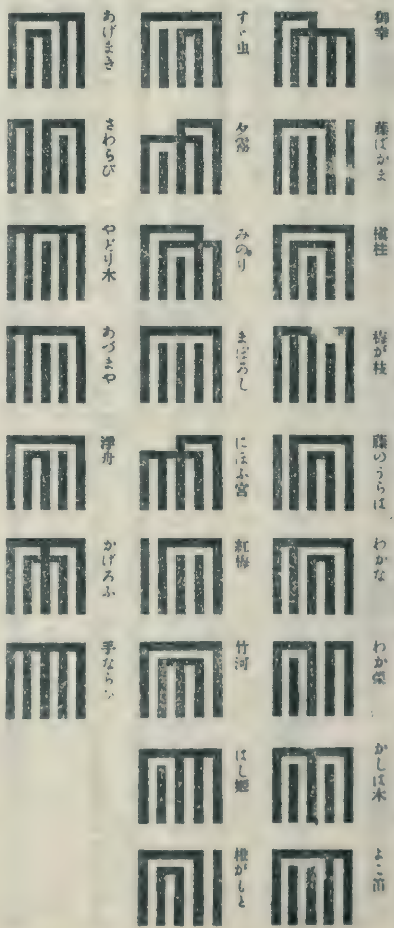
一記錄、端書出香の圖、客の名、名乘下に、聞香の圖、客の名書也、圖をみて知べし、圖印あるには、印聞にて押用、

一點の事、功者へ尋ねて吟味をとげて後記錄に寫べし、卒爾に極れば相違の事有、源氏は點殊にむつかし、傍正の習いも有となん、圖有ば執筆も擇ぶべし、

一案るに、源氏香は古代の系圖より出て、猶は優美なり、圖も卷頭の桐壺と卷軸の夢浮橋を除き、雲隱をぬき、しかも若菜には上下を出し、自然にして五々の圖にあい、閑にして彼物語の趣意にかなふ、實に言語道斷といふべし、

〔十種香暗部山〕源氏香之圖





〔五十組聞書 上〕初音香

香四種　春として四包、內一包試、　霞として三包、試なし、　花として右同斷　鶯として一包、同斷、

右春の香試終、春一包、霞一包、此二包交て開、當れば初霞と書、其次春一包、霞一包、花一包、三包交開、三種とも當れば初花と書、一種當れば其香の一字を書、其次又春一包、霞一包、花二包に鶯一包かく、五包打交、炷皆開當れば、開の下に初音と書、其下ニ點數書なり、一種二種は初音をかゝず、一字を書、此香始二種開き、二番三種開、三番五種開なり、本香を先に書、不當ば不書、又記紙にて後開きにもするなり、春霞一結ひ、春霞花一結、春霞鶯に花二包、都合五包一結ニ、

　此春霞花之內一包除、鶯を入聞もあり、

〔香道千代の秋 上〕古來より有來組香目錄

無試十炷香　花月香　宇治山香　小鳥香　郭公香　小草香　系圖香　焼合十炷香　源平香　鳥合香（以上十組、當流志野流に用る所の十組香也、組香の源なるものなり、香道秘傳に載、）

名所香　競馬香　矢數香　源氏香　三炷香　住吉香　舞樂香　草木香　四町香　爛爭香（以上十組、中古よりある組香なり、香道秘傳の録にのする、）

花軍香　古今香　呉越香　三夕香　賦物香　鶯香　六儀香　星合香　闘雞香　焼合花月香（以上十組、中古より有來組香なり、秋の光にのする、）

十炷香（試にあるもの常に用ゆ）　宇治香　宇治名所香　異住吉香　異花月香　新古今香　續古今香　爛賦香　雪月花香　異雪月花香（以上十組、中古よりある者なり、）

又雪月花香　松竹梅香　難波名所香　四節香　六歌仙香　新月香　補任香　四季香　續裏香　異賦物香（以上十組、中古より有來ものなり）

源氏賦物香　忍香　異忍香　戀題香　玉川香　異四季香　又四季香　異名所香　一二三香　異小鳥香（以上十組、中古より流布の組香なり、）

右古組中古組以上六十品、先師（〇大口全辨）より余（〇大枝流芳）が家に傳ふる所のものなり、其外他家相承せるもの多くあるべしといへども、際限なきにより是をまし置ぬ、先世上通用し來る中古よりの組かくのごとし、余が組し新組今五十品あり、既に梓に行るもの四十計あり、たづねみるべし、其外闘門の組香も梓に行る、

〔古十組香秘考〕目録

十炷香　花月香　宇治山香　小鳥香　郭公香　小草香　系圖香　十炷香焼合　源平香　鳥合香

〔古方外十組盤物〕外十組香目録

花軍香　鬪鷄香　芳野香　六儀香　源氏舞樂香　蹴鞠香　相撲香　龍田香　呉越香　鷹狩香

〔新撰盤物十組目錄〕仙洞御所勅作賭弓香　曲水香　仙洞御所勅作續名所香　續子日香　替舞樂香　採蓮香　車爭香　漢楚香　貝覆香　圍碁香

〔三拾組聞書目錄上〕系圖香　古今香　烟競香　忍香　住吉香　新月香　三友香　星合香　三夕香　一二三寢香　艸木香、鳥合香　時鳥香

〔三拾組聞書目錄下〕鶯香　三體香　宇治香　四季歌合香　四節香　山路香　五色香　雨月香　蛙香　雪月花香　四季香　雲月香　三景香　寢覺香　時雨香　春秋香　千鳥香

〔四拾組聞書目錄上〕子日香　梅花香　梅烟香　雉子香　櫻香　卯花香　五月香　郭公香　山路香　篝火香　千種香　女郎花香　月見香　名月香　望月香　野分香　龍田香　時雨香　落葉香　宇治名所香

〔四拾組聞書目錄下〕難波名所香　玉川香　菊合香　二見香　陸奥名所香　源氏京極四町香　乙女香　空蟬香　四季戀歌合香　松風香　六歌仙香　替花月香　ゥ客香　杜律香　三種加客香　扇爭香　琴曲香　五方香　住吉香　三千年香

〔五十組聞書上〕五十組香目錄

初音香　禁裏香　花鳥香　小蝶香　暮春香　花王香　子規香　四季時鳥香　名所鵜川香

五月雨香　初秋香　仲秋香　暮秋香　名月香　空月香　松月香　鈴虫香　重陽香　有明香

徒然香　菊花香　替住吉香　初冬香　冬月香　歳暮香　玄冬香　三島香　三嚢香　名橘香　四季戀題合香　四季比翼香　四季三景香　仙洞香　煙爭香　轉任香　賞花香　賈島香

五行香　五音香　五常香　一首十體香　山海香　源氏三習香　三教香　詩歌合香　四季

音信香　松花香　慶賀香　千年香　萬歲香

〔大外組聞書上目錄〕和光同塵香　野々宮香　御祓香　歌聖香　三戒香　法華香　戀探題香　替

乙女香　羅山思寵香　新慶賀香　三星香　福祿壽香　常盤香　遐齡香

〔大外組聞書中目錄〕管絃香　替琴曲香　扇合香　賞罰香　品分香　正傍香　四季寢覺香　拾玉

香　中樂香　三道香　敷島香　探題香

〔大外組聞書下目錄〕末廣香　仙家香　三才香　八卦香　八音香　閏月香　蒿洛香　閑友香　替

古今香　歌集香　三德香　贈答香

〔香道千代の秋上〕目錄

中卷　新組香十品　富士香　撰蟲香　鷹狩香　三曙香　螢香　賭弓香　定考香　初雪香

花守香　續舞樂香

下卷之一　新組香十品　紅葉香　小倉香　拾貝香　扇合香　繪合香　忍香香　長壽香

闘草香　新闘雞香　投壺香

下卷之二　新組香十品　鶯墓香　八橋香　匂集香　難波名物香　新花月香　詩句香　花

名所香　金鱗香　音信香　羽衣香

〔實隆公記〕文明十八年二月二日戊寅、禁裏闌有召、〈十炷香一香賦行、可出一種云々、〉故障之間、申所勞之由不參、

二十日丙申、於小御所有和漢御會、〈略〉○中入夜還御本殿之後、於黑戶有十炷香、種々遊事非無其興者

也、

〔元長卿記〕文龜元年四月十日、依召參内、有十炷香、記六、予可書由有仰、仍書之、御人數、式部卿宮、勝輝

軒、万松軒、侍從大納言、〈實隆〉○源右衛門督、〈□〉○季按察、〈量〉○藤予、頭中將、〈□〉○且菅宰相、〈□〉○知守光朝臣、實

房朝臣等也、懸物被出之、〈一貫文次十貼〉宗山御拜領、其後有一獻、入夜自女中已下勤御所、其後不事終已前

退出、

永正三年正月十四日、及晩景參内、依當番也、十炷香賭一種持參、一種拜領了、

〔梵舜日記〕天正十二年正月十五日、於當院〇神龍院十種香幷系圖香興行、

〔槐記〕享保九年十月十七日、夜參候、〇中略御前へ罷出、今宵御玄猪御祝儀、(中略)追付十炷香初ル、別記、二組、初香本於秀御賦、後香本吉岡御賦、

御前〇近衛家熙　吉岡　於秀　道安

十炷香之記　一春の山邊　二くれなゐ　三竹の葉　ウ山かは

三二一三三ウ二二一一

牡丹　一一ウ、三、三二一、二三二三

梅　、三、二ウ一一、三二二二三三

櫻　ウ、二二二三一一、一三三

萩　二ウ一、三、三一一、二二三

十月十七日夜

十炷香之記　一雪　二月　三花　ウ冬

三ウ一一三二二三一二

牡丹　、三一二、一、三、二、二、三ウ一六

梅　、三一二二ウ、二一、三一三四

櫻　一二一一、三、二ウ、一三六

萩　、三、ウ、一、一、三、二、二、三、一、二拾

十月十七夜

ふゆ　玉づさ　二種拜領ス御香包幷銘書公御染筆

流派

香ノ半バニ川音ニツレテ千鳥ノ啼テ飛カフ、最興アリ、千鳥ハ香ヲ好ムモノ也、水邊ニテ名香ヲタケバ、千鳥多ク集ルノ由仰ナリ、 十一月二十四日、十炷香ノ法ト云コトハ近代ノコト也、逍遙院時代コノカタナルベシ、薫物ヲキヽクラベタルコトハ、日本ニテハイカウ舊キコト也、 十二年正月二日、昔シ無上方院ノ御時ヨリシテ、今日御香初メナリ、例ニマカセテ遊バスベキ由ニテ、御香二座アリ、仰ニ「卜則是可也トハ、何ニモ通用スベキコトナリ、別シテ香ナドモ、フト嗅タル時、コレハ假令バ一ノ香ナリ、三ノ香ナリト思テ、再ビ思惟スレバ極テ違フモノナリ、擬議スレバ極種ノ香ニウツルモノナリト仰セラル、

〔香道蘭膽傳書〕御家流と稱する開祖は、西三條内大臣實隆公、姓藤原、號逍遙院、法名堯空、後柏原院御宇文龜年間之御香所、天文六年十月三日薨去にて、御廟所嵯峨二尊院に有、○中略 百四代後土御門文明年間、西三條右大臣公敎、號龍翔院、公ハ實隆公御父也、百七代正親町院天文文祿年間、西三條右大臣、號稱名院、公ハ實隆公御子也、御三代相續して御香所也、○中略 實隆公よりして、香所御傳授油小路隆定初て地下に傳ふ、白川殿家臣猿島帶刀胤直、號天桂齋、往昔は臼井氏と名乘、此人に傳り始て地下に香の御家之傳來流下る、故に後世御家流と稱る也、○中略 香聞習ふ手段に組香を製し、初學の人の倦怠せぬため勝負に事寄せ、或は盤立物といふ物を製し、種々人形等飾置る、猶茶方の茶歌舞妓の類也、皆香道に登らしめんの筌蹄也、

〔本朝世事談綺三器用〕香道法に相阿彌流、志野流の二派あり、

〔香道蘭膽傳書〕志野流は、文龜年間志野三郎左衛門宗信、一子同彌三郎宗温、名紹意、號坐雨齋、孫同彌次郎、名は省巴、號不寒齋、是を志野家三世といふ、宗信は御家流を慕ひて焚香の高名也、後一流を建立して志野流といふ、省巴の門に建部隆勝といふ人あり、近江の武士信長時代の人なり、號

留守齋、右隆勝門に坂内宗拾といふ人有、本名杉本斎左衞門、異名そろりといふ、此宗拾が門に六哲の高名有、宗拾書籍傳來、本阿彌光悅に渡る、同光甫授る、

〔香道軌範上〕志野香道傳

○○逍遙院實隆公 内大臣正二位、法名堯空、永正十三出家、六十三、

- 志野宗信 俗名三郎左衞門宗信、入道シテ名乘ヲ以テ法名トス、東山義政公ノ近習、京四條ニ住ス、實隆公ニ隨テ香道ヲ極、又歌道ヲ玩ビ、茶道ヲ嗜、大永三年八月朔日死、行年七十九、

- 牡丹花肖柏 夢庵、文龜元年五月名香合判者、
- 二階堂行二
- 大碩 咲山軒
- 宗祇法師
- 玄清 歸牧庵
- 珠光庵 南都光明院住寺ト云、不審、珠光一男ヲ宗珠ト云、

右七人志野時代香坑風雅有才人也

- 志野宗温 宗信子、俗名又次郎祐憲、號參雨齋、
  - 志野省巴 俗名彌次郎、號不寒齋、宗温子、
  - 紹鷗 泉州堺住人中村與四郎、任因幡守、弘治元十一月廿九日死、
- 長秀 松田丹後守
- 兼直 池田左京亮
- 盛郷 波々伯部兵庫介
- 珍阿彌 義稙公同朋
- 建部隆勝 號留主齋、近江侍、源姓、信長公時代、
- 和泉屋道甫 和泉住人

神田次郎九郎勝重

中川介之丞親良

坂内宗拾 關白秀吉公仕也、鼠呂利ト云、

頼重 蜂谷伯耆守

有樂 織田源五郎信益入道

宗友 天王寺屋

千宗易 號ニ利休居士一、茶道達人、天正十九二月廿八日死、

蜂谷宗悟 茶道ヲ紹鷗ニ學ブ、京室町今出川ニ住、號休齋、

古田織部重能 元和元年六月八日死

羽柴若狹守勝俊 號長嘯子

日對上人 立本寺僧閑院

芳長老 相國寺草松軒、松田丹後守四貫孫、道號蘭秀、

米川常伯 俗名三右衛門一任、京下七条町烏丸西入町ニ宅アリ、

三宅亡羊 寄齋ト云

本阿彌光悦

秋葉公庵 文阿彌子

裏辻周庵

十四屋左兵衛 大津代官

〔香會式法書〕蜂谷家香事傳來統系

松隱軒宗信 慈照院殿近臣、當流元祖志野三郎右衛門尉、後以ニ實名一爲ニ法名一、大永三年八月十八日卒、八十二歳、一說七十九歳、

參雨齋宗温 宗信末子、名祐憲、永祿五年卒云、未詳、又名又次郎、

不寒齋省巴 宗温子、又名藤次郎、名信方、

留守齋隆勝 信長公近臣、姓建部、又名卒年未詳、

蜂谷休齋宗悟（蜂谷伯耆守頼重孫、居于江州松本、始姓稱松本、香事傳授於宥包隆詮門人、天正十二年八月十八日卒、茶事紹鷗弟子、）
├宗因（宗悟子、一任齋、）─宗富（宗因養子、號桂山、）─宗清（宗富弟、號然齋、）─宗榮（宗清子、號陽山、名常星、）
└宗先（宗榮子、交名丈助、號篠光齋、名宜豐、元文二年四月十八日卒、）─藤野專齋（宗先實子、早沒無嗣、）

〔香道千代の秋序〕千代の後まで傳ふべきものは紙上の語なり、金石に鐫ものもかぎりありて磨滅す、道をのせことを傳べきは只書のみ、傳寫して斷ざる時は、千歲に芳を流むもの歟、爰に香を翫の事既にふれり、文龜の頃より、上に逍遙院公ありて、下に志野氏世に出、香道是より定りぬ、志野は三世家聲を墮ず、これにつげるものは建部氏なり、其後米川氏志野の古流を受繼て、かへつて己が一流を起す、其比の諸士に卓越すといへども、其後繼るものなし、名のみ殘て其書世に多く傳はらず、何を以か繼ておこすものあらむ哉、米川沒て香道衰微せり、爰に先師流芳子（枝〇大）御家の末流を汲て、其餘の諸流を集て大成し、香道の古法を起むとはかる、先に初心をみちびく書許多編をあらはしぬ、今又此書なりぬ、よつて日月を書して是が序となし、がまふ野に若むらさきの蘭千代の秋まで匂へとぞ思ふのみ、

享保十八癸丑年正陽上澣　洛西三雙樹謹題

〔香道濫觴傳書〕米川流といふは、米川常伯、俗名紅屋三右衛門といふ者なり、京都市間人一任と號、坂内宗拾が六哲の一人に、相國寺の芳（巣松軒、元和延寶の人なり、）長老といふ人の門人なり、後一流を建立して米川流といふ、東福門院へ被召出、致御目見、承貴命、右常伯達味傳來書、南都古梅園主廷玄寮といふ人に傳る、

〔古學先生文集（五筆記）〕同志會筆記

予友米川常白、有范蔚宗之癖、其入神極妙、雖易牙之於味、孫陽之於馬、莫之能過、都下嗜聞香者、皆以聖稱之、

名人

〔諸家系圖纂 九 佐々木〕高氏(京極)
母京極宗綱女、〇中略貞治六三廿三會新玉津島歌合、香會茶道長人應安六八廿五卒、六十八歲、佐渡守使從五位下、法名道譽、號勝樂寺、

〔本朝世事談綺 三 雜事〕香道
應永のころ京極入道道譽一木を好みて、軍旅國務のいとまをたのしめり、文龜のころ香道に深き人は、相阿彌　宗信(志野三郎左衞門尉)　行二(二階堂)　長秀(松田丹後守)　鑒直(肥山左京)　元梓(内藤大膳)　祐憲(志野彌三)　隆鄕(波々伯部兵庫之助)　肖柏(夢庵)　是等の人、香道者なり、

〔香道千代の秋 上〕香道宗匠
京極佐渡判官入道道譽　慈照院義政公(東山殿と云是なり)　志野三郎右衞門宗信(■氏十一代義澄將軍の比の人なり)
志野彌三郎宗温(宗信の子、名は祐憲、號二參雨齋一、)　志野彌次郎省巴(宗温の子、號二不寄齋一、)　建部隆勝(近江の武士、信長公御代の人、省巴門人、號二留守齋一、)　坂内宗拾(隆勝弟子、本名杉本彥右衞門、世にそろりと云人これなり、)　道甫入道(宗拾同門隆勝弟子)　仙岡院僧日對(立本寺住僧、宗拾門人、)
芳長老(相國寺僧、號二集松軒一、宗拾門人、)　本阿彌光悅(宗拾門人)　秋葉公庵(宗拾門人)　裏辻周庵(宗拾門人)　十四屋佐兵衞(大津人なり、宗拾門人、以上六人、)　米川常伯(俗名小紅屋三右衞門、號二一任一、芳長老弟子、世上に名高し、)

宗信時代連中
肖柏(夢庵と云、號二牡丹花老人一、)　玄清(號二牧庵一と云)　大碣(號二咲山軒一と云)　行二(二階堂氏なり)　長秀(松田丹後守と云)　鑒直(肥田左京亮と云)
元梓(内藤大膳亮と云)　隆鄕(波々伯部兵庫助と云)
右は宗信香合の連中にて、宗信にをしならふ宗匠なり、其外香を好し人ありといへども、宗匠と云べき人、是等なるべし、

香具

〔倭名類聚抄 十二 香名〕薰爐　漢劉向、有二薰爐銘一、(薰爐、比度利、)
薰籠　方言注云、火籠(多岐毛乃々古)今薰籠也、

〔下學集 器財 下〕富士籠（或作二臥籠一、薰籠也、）　香匙　火箸

〔運歩色葉集 貿〕聞香爐　〔同 婦〕臥籠　薰籠

〔饅頭屋本節用集 財寶 加〕香合　香筯　〔同 財寶 幾〕香匙

〔尺素往來〕火取幷罩、香爐、香合、香箸、火匙、香擔、香餌、香袋、香裹、香鋸、香刀、鐵臼、鐵杵、梅杵、梅匙等者、用意仕候了、

〔壒囊抄 七〕唐香合等ニ、チッコウ、チッキント云字ハ如何、　剔紅、剔金ト書ク、剔ハ刮也ト尺セリ、刮ヲバ又削ニ作リ、摩ニ作レリ、ケヅリミガク心也、加之堆紅、堆朱、堆烏、堆漆、犀皮、玳瑇、圭璋、雲朱、鷄楊、鷄漆、金系華、紅花、綠葉、九連系ナンド云アリ、是皆其品名也、楊茂、柳成等ハ、作者名也、又靈芝、一花、三花ナンド云モ、手ノ名也、縱靈芝ニ非ザル物ヲ堀共、爾云也、一花三花モ以テ同ジ、各其ニ於テ、名譽スルガ故ニ、以テ名トスト云ヘリ、

〔五月雨日記〕きんめん（九分ニ一分、○圖略、）ノ香二種ノ時ハ二枚、三種ノ時ハ三枚、或五種十種も同事也、同きんにては香うつり匂ひまぎるゝゆへ也、

きむばさみ香だゝみノ下ノ口へ入ル、爪かゝるほどに出す也、○圖略

香箸　長サ四寸二分、銀ニテ作ル、四角也、さきに香はさむ所少つくる、おとさぬためなり、○圖略

香箸はさみ、香疊ノ上ノ口へ入ル、爪かゝるほど出す也、○圖略

後普光園院殿説に、香合の盆はぬり、或はなし地、貝にても、かねの類にても、繪樣はなきもの也、

香盆銀ニテみがき、内へ木を入、かろきやうにするなり、香合のときは香だゝみのあしでの繪にさしあふ事もあるゆへ、毛ぼりなどはせぬ事なり、盆は四角四方へ出たるはみゝなり、竪七寸八分、横七寸二分、高サ三分、

香盆に火とりすへ樣○圖略

火とり梨子地に桐の葉高蒔繪、あしでの文字は銀かながひ、籠銀毛ぼり雲烟出る所雲の内に少あり、なまりにてふくりんとる也、

桐のはもふみわけがたくなりにけりかならず人をまつとなけれど、といふ歌をもて、あしでにする也、

後普光園殿說　香づゝみの外題は、肩に押法也、物語は中をし、歌書は口にをすゆへに、まぎれぬためなるべし、

〔御家流改正香道秘集〕志野三道具之事

一志野宗信抔之時代、香具甚簡にして事少なき事也、香道世に行るゝゟ、火道具抔も事多なりて七種の具となれり、今も其古風を用ひば、僧に三ッにて事足べし、名香一種燒に用、また古來ゟ之香盆の飾にも灰押香筯火筯なり、今も常に懷中抔に携るは、此三ッに而足り、又香箸を銀或は赤銅を以て作、先に細きぎざを付て、銀葉置取に仕、能樣に作て、火筯とかね用てもよし、尤古來は吋法有、東山殿好也、左に圖ス、

香筯火筯象箸之圖(圖略)長四寸貳分、かたち四方に圓る、先貳分程の間ぎざ〳〵を付る也、

敷紙之事

一十炷香之道具を飾るには、敷紙を用べし、大鷹檀紙を貳ッ折にして、又四ッに折用、開て飾べし、金銀の箔を押て用も有、然共白紙を用、折々あらたに取替をよしトス、近來他流には香盤と云る物を用なり、平日の香には紙を用る事古雅也、香盤を用るは眞の時也、

さし札之事

一遊札といふ物古來ゟ有、象牙、烏木、或は黑漆にしたるも有、表に札の紋常のごとくに蒔繪抔にし、裏に一二三四五と書置て、組香五炷有物に何れも用也、十炷香の時は、圖をウとなし用、紀錄へ

一炷ヅヽに而とるし置、十炷終て後に本香包紙を開て記し、中に點を懸也、札十枚にて壹人に一枚ヅヽにて事たる故、恼なき也、又札之紋なしに拵置、色々之組香を聞、時々黒或は朱にて書替て、其組に順ひ用る事も有、左に圖ス、○圖略

香屛風之事

一香屛風、寸法表裏のかた等、古來の式有もの也、風雨の節、または夜分寒氣之節抔は、香席の廻りに立置、風を防ぐべき爲也、廣き書院抔に而は、別て用べきもの也、香氣散じては聞分難き故也、寸法百ヶ條に有、

〔倭訓栞後編三字〕うぐひす○中略十炷香の小包をさす串を鶯となづくるは、香にとまるといふ意也といへり、されどもと紙の小口をそろへんため、竹串を二本たてゝ刺たる其串を、うぐいすと名づけしによれり、是は紙の四頭を齊ふするといふ義をよめる歌に、

宇佐も神熊野も同じ神なれや伊勢住吉も同じ神々、さればうぐいすと呼し也ともいへり、

〔香道秋の光上〕香筋之圖○圖略烏木を以て作るべし、長さ五寸、かたち圖のごとし、

火筋之圖○圖略總長さ五寸、柄二寸七分、穗二寸三分、金銀等を以て作る、柄は紫檀或は烏木にて作るべし、

香鍬之圖○圖略長さ三寸五分、金銀等を以て作る、面に少し肉ありて裏は平なり、模様の繪好みに隨ふべし、其かたちは笏にひとし、

火味之圖○圖略金銀にて作る、寸法定れる法なし、世上通用のごとし、

銀鑷之圖○圖略金銀にて作る、長さ三寸五分、

鶯之圖○圖略銀と赤銅を以て、半ばよりいもつぎに作るべし、寸法志野流にひとし、

羽帚之圖○圖略寸法かたち、志野流にひとし、

此外香道具品多しといへども、此七つを要具とす、米川家には香匙を以て火味にかへ、七つの道具といへる名目は、當流にはあらざる事なりとぞ、

〔香道千代の秋上〕香道具名目

薰物箱(今世上に沈箱と云しの、元來薰物箱なり、源氏六種の薰物をおさむ、)　十炷香箱(諸事の香道具を入おくなり)　香爐(對の香爐を置數とす、必燒物の香爐を用、おりたる木香爐、金などはもちひず、)　銀葉(雲母のものを用、金銀ののべがねはたき物にもちゆ、香にはもちひず、)　同香合(銀爐香箱に入おくなり)　火木入(銀ししのすき大爐用べし、かざりの一つなり、燒物あみ盆に入る、)　札十人前(香の品により色々かはるなり、道の緣に圖あり、)　さし札(形色々あり、好の玉木に圖あり、)　札筒(形色々唐木象牙などにて作る、道の緣に圖あり、)　銀盤(貝にて花の形につくる、道の緣に圖あり、)　敷紙(大鷹檀紙を用、金銀の箔をおく、當流に用、)　火筋立(大道具を立置臺なり、道の緣に圖あり、)　香包(十組の形流義によりてかはる、色々あり、)　同外包(緞子を以て十組をわかつ、其外の組香も此例にならひかふべし、)　銀はさみ(秋の光にくはしく注す)　鶯(同)　火筋(同)　香筋(同)　炭押(同)　羽帚(同)　火味(同)　香匙(同、此分秋の光に注す、圖あり、)　炭團入　香疊　香盆　香棚　香割　香鋸　香割盤　組香之盤　立物類　香物類　文庫箸　立物たて　折居　伽羅冷　香罩子　香之圖(折本)　香屏風　巾　卓　翰盤　丸香臺

右道具類、文字强て改、本字をもちひず、只俗間兒童の用來る所の文字を以て志るし侍る、本字秋の光の附錄香志にあらはす、故に今爰に志るし侍らず、考見るべし、

〔大安寺伽藍緣起流記資財帳〕合香坏參拾陸合(佛物香六合之中、一合琉、重一斤三兩三分、通物一合、)

合香爐貳拾肆具(佛物十八具之中、一具鍮、重三斤十兩二分、一具鍮石、一具牙、一具赤銅、十三具白銅、法物一具鍮石、常住常物一具高麗、通物四具、)

合單香并香鑪并其盤貳拾貳口(佛物單香十六具、常住常物香鑪四具、其盤二口、○中略)

右前岡本宮御宇天皇以庚子年納賜者

〔空穗物語藤原の君〕志ろがねのひとりに白がねのこつくりおほひて、たんをつきふるひて、はいにいれて、志たの思ひにすへて、くろほうをまろがしてそれに、

ひとりのみ思ふ心のくるしきにけぶりもしるくみへずやあるらん、くちになる物ぞかし、

かきて、兵衛の君の御もとにとてあれば、れいのあて宮に御覽せさすれば、○下略

〔源氏物語三十一眞木柱〕御火とりめして、いよ〳〵たきしめさせたてまつり給、

〔紫式部日記〕そのよさり九月九日○寛弘五年御まへにまいりたれば、月おかしきほどにて、○中略こ少將の君大納言のきみなどさぶらひ給ふ、御びとりにひとひのたきものとうでゝ、こゝろみさせ給ふ、

〔榮花物語十一つぼみ花〕一條院殿のあまうへ、○藤原道長妻倫子母大宮の宮たちみたてまつりしに、わがいのちはこよなうのびにたり、いまは中宮○三條后妍子道長女のひめみやをだに見奉らではとなん、の給はすればとて、とのゝうへのおまへ○倫子さるべきひまをおぼしめしければ、かう〳〵このみやなんこの頃こゝに出させ給へる、よきおり也、ゐて奉らんと、一條殿に聞えさせたまへれば、いとうれしき事なりとて、俄に御まうけしいそがせ給、○中略尼うへいみじうしつらひてわれもいみじく心けそうせさせ給ひて、まちきこえさせ給程にわたらせ給へり、○中略御をくり物に、このとしごろたれにもしらせ給はでもたせ給へりける、かうごのはこひとよろひに、いにしへのえもいはぬかうどものいまは名をだにも聞えぬや、そのおりのたき物などのいみじきとものかずをつくさせ給へり、

〔榮花物語十九御裳着〕御ぐしあげの内侍のすけのこよひのつぼねえもいはず、やがてしつらはせ給へり、物どもたまはせ、○中略にかひすゞりのはこ、ひとりたゝみまでのこるなう給はる、

〔袋草紙三〕堀川院ノ中宮御方ニ令渡給ヒテ、以藏人永實御所ニアル薫物ノ火桶申テ參レト有仰ニ、參テ申出ニ、周防内侍繪書タル小キ火桶ヲサシイヅトテ、

　カスミコメタルキリビヲケカナ

永實無程取之

　ハナヤサキモミヂヤスラムオボツカナ、範永之孫清家子ニテ、新藏人ナルヲ心ニクヽ思テ、フ

ル物ニテ試之ニ、尤有興事也、後ニ主上聞食テ被仰云、不永實ハ我恥ナラマシト云々、伊勢大輔ガ、コハエモイハヌ花ノ色哉、トイヒシニ不劣優ヘシ事也、

○按ズルニ、タキ物ノ火桶ハ、卽チ薫爐ノコトナルベシ、

〔新撰六帖五〕ひとり　爲家

たきものゝくゆるけぶりの下むせび我ひとりとや身をこがすらん

〔香道之雜書〕一銀葉を銀盤といふはあし、銀盤は上の具をいふ、下を銀盤臺といふ、きらを銀葉といふ、銀ともいふは薫物を銀を花形にして炷しなり、

火箸古くは銀にて角、宗因時分ゟ匙灰押出來、羽帶も近代より出來、古きものに志野殿はゆひにて香爐なでみれしなど有、銀葉古くはひしきといひし、

〔槐記〕享保九年十一月廿四日、御香アリ、略○中伽羅シキヲ銀盤ト云コトヲ知タルヤト仰ラル、○近衞家熙覺悟ナキ由申上ル、キラヽニテ作リ立タルモノヲ銀盤ト云フコトイブカシキコト也、本伽羅ノ下ニシク今ノ銀盤ハ火敷ト云、薫物ノ下ニシクハ銀也、コレヲ銀盤ト云、ソレヨリ轉ジテ伽羅ノ火敷ヲ銀盤ト云、薫物ニ盤ヲシクコトモ初テ承ル、漢ニテハ隔火ト云、遵生八箋ニ見エタリ、

〔火浣布略說〕火浣布をもつて香敷に作ることは、遵生八牋曰、隔火、銀錢、雲母片、玉片、砂片、俱可、以火浣布如錢大者、銀鑲周圍作隔火、猶難得、又奧籍便覽曰、火浣布甚難得、嘗有如錢大者、銀鑲週圍、留火上燒香と見えたり、隔火は我邦にては香敷、又銀葉ともいふ、專雲母又銀などにて作れども、此二品は薄くしてかたき物ゆゑ、火の移り急にして香氣おだやかならず、火浣布は其質軟にして、火氣徐徹るゆゑに、香氣おだやかなり、又雲母は數度もちゐるときは火をはね、銀は火にあへばそりてよろしからず、此二品一度香をたけば、木の脂燒つきて落がたく、再香を燒ば、初の移香ありて、はなはだあしゝ、火浣布は木の脂つきたるときは、火中に入て燒ば、脂少も殘ず燒おち、幾度も

ちゐても移香なきゆゑ、唐土にては隔火の絶品とするなり、

予〇平賀源内が創製する火浣布の隔火、辱も台覽を經、その餘やんごとなきおんかた〴〵へも獻じける、又唐土にて至寶として尊ぶことは諸書に見えたれば、試に彼國の人にしめさんことを公へ申上けるに、官より仰ありて長崎へおくり、異國人に見せしむべしと、新に命を受て、隔火五枚を製しぬ、〇圖略

火浣布隔火包紙の圖

火浣之布、自古有名、彼妄造說、臆度意量、木皮斯綱、鼠毛南荒、或果涎理、謂傳者妄、津濵造物、事可推窮、陽中有陰、陰中有陽、入火不化、柔能制剛、昔彼西戎、今我東方、纔成素績、遇以銀鑛、一片隔火、百炷視香、書堂清供、繍房風情、

明和甲申〇元年秋八月　大日本讚岐　鳩溪平賀國倫創製

右隔火五枚、公に奉る、十月中旬官より長崎へ贈り給ける、十一月下旬長崎より淸人の呈狀來れるよし、官より寫賜る、

淸人の呈狀の寫

蒙賜觀火浣布隔火一事、子等俱已公同領觀、但此物從古傳名、近所未視、今貴國有此名人博綜廣識、秘製精奇、實爲罕見、筆難盡述、子等幸在崎館、得叨異遇、見此奇珍、公同賞嘆、欲通知在唐之人有此異寶、然有空言、若無實據、誠難見信、今欲給領數枚、帶回俾在唐博物之人、一同賞鑒、爲此具單謹稟、

明和元年十一月　日　未十番　南京船主龔子興〇以下人名書略

右之譯文

火浣布之香敷御見せ被遊、私共一同拜見仕候、此品古より名而已傳承仕候得共、是迄終に見及不申候處、當時右通博綜廣識之御方、秘製有之候は、實以希代之珍事難盡筆紙奉存候、折能罷渡、御蔭

により寄品致拜見、何ぞ打寄賞嘆仕候、併在唐之者共へ、如斯珍寶有之段物語仕候共、實跡なく空言而已にては、信用仕間敷奉存候ニ付、此度一二枚拜領被仰付度奉願候、左候ハヾ唐國へ差越數寄者へも賞見爲仕度奉存候、仍以書付申上候、

明和元年十一月　　未申諸湊船頭共連判

右書付之通和解差上申候

林市兵衛印

何幸次右衛門印

〔香道秋の光上〕香道具細工所

香道具の細工は、常々是を手なれざるの細工人は恰合物好宜からず、遠國の人の求めむ爲の便りに、京都の細工人を左に記す、

香道具人形盤類　京寺町通錦小路西南角　梅本薩摩

金物細工人　京東洞院四條上ル二町目西側　野村藤右衛門

木細工類　京寺町通竹屋町下ル町東側　唐木屋勘兵衛

金物細工類　京大宮西ヘ入紳明町　飾屋四郎兵衛

人形細工人　京押小路通圓之町東ヘ入南側　桔梗屋庄左衛門

同　京河原町錦小路西南角　人形屋半助

〔御家流改正香道秘集〕一雪月花集一卷

右者御家六拾六種之名香、其外百三拾種之名香、京極道譽所持之名香百七拾七種之名目也、御家乞求て志野宗信寫し、家に傳る書也、

一志野宗信筆記一卷

右宗信筆記にして、八拾八ヶ條有て、此道の規矩とすべき書也、

一香合式

右宗信筆に而記置しを、宗温省巴代々傳て、又省巴門人ゑ傳へし時、此書之奥書を添られしと見へたり、後代香合之定式也、此時夢庵子之判之詞書、西三條内府公之跋等別に一卷有、傳之、

一宗温六拾一種香名一卷

右宗信子宗温之筆に而記置れし香名也、世上に六拾一種之香と云は是也、

一宗入香爐之圖一卷

右炭翁齋宗入香爐幷倣之記にして、後世の規矩なり、宗入は宗信の末流之人なり、

一建部隆勝香之記一卷

右者志野末流建部氏の筆記也、諸事宗信と大同少異あり、又古法を考べきに便り有ものなり、

一十組香之記一卷

右十組香、古來ゟ有來りしを、細川幽齋始て文となして筆記す、細川氏眞名序有、系圖香と後世圖に名目を付れども、是は後人の作にして、據もなき事なれば、今古法のまゝにして是を補はず、源平香の盤立物圖古書略にして辨じがたし、因て今委く繪圖となして補入す、名所香に兼用時は、盤之趣替る、源平香に而已用ゆるは、此本の圖に順ふべし、

一香之記一卷

右香之記は、誰人の作たる事を不知、志野氏建部氏の事、まゝば〳〵云といへ共、慥に正傳有人の作に有べからず、其内いぶかしき事ども多し、殊に初の一紙甚疑ふべし、其中又意有事も多し、是も亦古書なれば猥にけづりさらんに忍びず、倘附錄に辨ず、

一八部之書毎之終に考正異同考を附す、舊書に誤る物は他本に照し合て改もの也、是には圖を

付る、他本に異にして何れか是なる事を不ㇾ知もの、圖を本文のかた脇に付て、考正に是を辨ず古書之誤、他本の異同を分やすからしむるもの也、

一附錄奥之栞二卷

右は本書八部之中、解がたき事、又は其餘意を述て、初心の人に便とす、

〔香道之雜書〕一香道軌範宗悟作と云々、燒失とて春淳門人へは不ㇾ被ㇾ出、尤藤野家には無ㇾ之、宗先翁迄は在ㇾ之、皆傳門人浪華江田世恭寫所持有しを、同住吉村周圭傳寫在、周圭ゟ我等傳寫、其外天文雜書芳薰餘情栄松記六節七節等皆寫持しが、誠古書にて、右等之門より撰改正し、規矩定りし物故、燒失とて不ㇾ被ㇾ出事也、尤先無用の物也、

〔榮花物語一月の宴〕廣幡のみやす所〈○源庶明女計子〉ぞあやしう心ごとに、心ばせあるさまにみかど〈○村上〉おぼしめいたりける、內よりかくなん、

あふさかもはてはゆきゝのせきもゐずたづねてとひこきなばかへさじ、といふ歌をおなじやうにかゝせ給て、御かた〴〵にたてまつらせ給ひけるこの御返事を、かた〴〵さま〴〵に申させ給けるに、廣幡のみやす所はたきものをそまいらせ給たりける、さればこそなを心こゝにみゆれとおぼしめしけり、

○按ズルニ、村上天皇ノ御製ハ、アハセタキモノスコシトイフコトヲ沓冠ニ隱シ題ニセサセ給ヒシナリ、

〔宇治拾遺物語三〕今はむかし、兵衛佐平貞文をばへいちうといふ、〈○中略〉本院侍從といふは、村上の御母后の女房なり、世の色ごのみにてありけるに、文やるにくからず、返ことはしながらあふ事はなかりけり、〈○中略〉この人のわろくうとましからんことを見て、おもひうとまばや、かくのみ心づくしに思はでありなんと思て、ずいじんをよびて、その人のひすましのかはごもていかん、

ばいとりて、われにみせよといひければ、日ごろそひてうかゞひて、からうじてにげたるをひてばいとりて、はこうにとらせつ、へいちう悦てかくれにもてゆきてみれば、かうなるうすもの、三重かさねなるにつゝみたり、かうばしきことたぐひなし、ひきときてあくるかうばしさ、たとへんかたなし、みればぢん丁子をこくせんじていれたり、又たきものをばおほくまろかしつゝあまたいれたり、さるまゝにかうばしさをしはかるべし、見るにいとあさまし、ゆゝしげにはこをきたらば、それにみあきて心もやなぐさむとこそおもひつれ、こはいかなる事ぞ、かく心ある人やはある、たゞ人ともおぼえぬ有さまともと、いとゞはこぬ計おもへどかひなし、

〔枕草子〕二こゝろときめきするもの　かしらあらひけさうして、かうにしみたるきぬきたる、ことに見る人なき所にても、心のうちはなほおかし、

〔袋草紙〕三予〇藤原清輔先年如此事ニ逢、關白殿近衞御所女房ノ車寄ノ前ニ、人五六人女房ト言談而有事次テ、薫物ヲ一嚢被出、人々競取之、越中守顯成取見之、已非薫物、人々笑之分散、翌日ニ又同所ニ人々祗候、此日ハ予モ候、然間自女房中送書狀、開見之ニ有歌、薫物ニコヽロヲツサノ程ハミエニキト云々、元句不覺也、人々與遣各讓于予、心中ニ案樣、昨日此所ニ御座ケム人々ノ御沙汰也トテ、欲逃而可見讓無人、默止バ予耻之由存之間、虚薫物ト云事有カシト覺悟、仍須臾廻思之處、如形成篇詠云、

たまだれのみすのうちよりいでしかばそらだきものとたれもしりにき、北政所聞食テ御感無極テ、實薫物一嚢ヲ下給、于今納宮中、和歌爲體雖異、臨時有面目、世以爲美談、仍暫所書置也、後日可改弃、抑此度空薫物之句多出來、仍此歌彌惡歌ニ成乎難堪、

古事類苑

遊戲部七

茶湯一

茶ノ我國ニ傳來セシ年代詳ナラズ、嵯峨天皇弘仁六年、勅シテ畿內及ビ近江、丹波、播磨等ノ諸國ニ茶ヲ植エシメシ事アリ、順德天皇建保二年、將軍源實朝飲酒ニ因リテ病ニ罹ル、僧榮西爲ニ茶一盞ヲ獻ジ、稱シテ良藥ト爲シ、別ニ一書ヲ獻ジ茶ノ功ヲ記ス、今世ニ傳フル所ノ喫茶養生記或ハ是ナラン、其法ニ方寸ノ匙ヲ用ヰルコトアレバ、其茶ハ則チ抹茶ナルベシ、南北朝ノ初、茶會ト稱スル事盛ニ行ハル、而シテ其茶會ハ專ラ茶ヲ賞スルニアラズシテ、其席ニ珍器ヲ陳ネ、酒肴ヲ設ケ、本茶非茶ヲ判シテ勝負ヲ決ス、本茶トハ栂尾ノ茶ヲ云ヒ、非茶トハ本茶ニ非ザルヲ云フ、時ニ搢紳武家榮枯地ヲ易ヘ、武家ハ大ニ富豪ナリシヲ以テ、佐佐木道譽等ノ大名、頻ニ茶會ヲ催シ、盛儀ヲ設ケ、沈香、麝香、沙金、絹帛、鎧、大刀ノ類ヲ以テ賭ト爲シ、勝テバ則チ之ヲ己ニ入レズ、其物ヲ擧ゲテ之ヲ其席ニ在ル田樂、白拍子等ニ投與ス、其後足利義政洛外東山ニ退隱シ、東求堂ニ居リ、堂內ニ四疊半ノ茶室ヲ作リ、同仁齋ト名ヅケ、厥茶宴ヲ設ケテ品質ヲ論ジ、同朋眞能、及ビ奈良稱名寺ノ僧珠光等、茶事ニ通ズルヲ以テ、常ニ之ニ侍セシム、是ヨリ茶事盛ニ天下ニ行ハル、眞能一ニ能阿彌ト稱ス、其子眞藝、藝阿彌ト稱シ、眞藝ノ子眞相、相阿彌ト稱ス、共ニ茶事ヲ以テ義政ニ仕フ、珠光始テ臺子ノ式ヲ定ム、是ヨリ後織田信長、豐臣秀吉等ヲ初メ、將士ヨリ市賈ニ至ルマデ、之ヲ學ブ者頗ル多シ、信長ハ天

正六年正月元日ニ、安土城ニ於テ、諸士ニ茶ヲ饗シ、送迎配膳ヲ躬ラセリ、又秀吉ハ天正十五年、北野ニ於テ茶湯ノ會ヲ催シ、高札ヲ京都奈良等ノ地ニ立テ、諸國ノ茶人ヲ召集セリ、是ニ於テ名器ヲ携ヘテ來集スル者極メテ多ク、茶席ヲ各所ニ設ク、秀吉之ヲ巡覽シ、毎席之ニ臨ミテ茶ヲ喫セリ、當時千宗易茶事ヲ以テ寵ヲ秀吉ニ受ク、利休是ナリ、利休ハ堺ノ市人ニシテ、茶事ヲ異能ノ末流ナル北向道陳ト、珠光ノ流ヲ受ケシ武野紹鷗トニ學ビ、諸家ヲ大成シテ式法ヲ定メタリ、故ニ後世利休ヲ以テ、茶道ノ中興ノ祖ト爲ス、利休ノ門弟古田織部正重勝、織田有樂軒長益、藪内紹智、細川忠興等尤モ名アリ、重勝ハ德川秀忠ノ師範ニシテ、茶道ノ和尚ト云フ、茶ハ禪宗茶湯ノ式ヨリ出デタルモノナレバ、其師範トナル者ヲ和尚トハ云ヒシナランン、重勝ノ門弟小堀遠江守政一、德川家光ノ師範タリ、又片桐石見守貞昌茶法ヲ桑山宗佐ニ學ブ、或ハ利休、若シクハ小堀政一ニ學ブトモ云フ、又船越吉勝、多賀左近ノ二人アリ、政一ト共ニ茶家宗匠ト稱ス、又利休ノ孫宗旦ニ至リ、其子分レテ三派トナル、乃チ二子宗佐ヲ表流ト稱シ、三子宗室ヲ裏流ト稱シ、季子宗守ヲ武者小路流ト稱ス、又重勝ノ流ヲ織部流ト稱シ、政一ノ流ヲ遠州流ト稱シ、紹智ノ流ヲ藪内流ト稱シ、貞昌ノ流ヲ石州流ト稱ス、其餘ノ流派極メテ多シ、

茶室ハ一ニ小座敷(コザシキ)ト云ヒ、又數奇屋(スキヤ)ト云フ、離座敷ニシテ、四疊半、四疊、三疊、二疊等ノ數種アリ、家内ノ一部ヲ區劃シテ茶室トナスヲ圍(カコヒ)ト云フ、茶室ノ一隅ニハ必ズ床アリテ、掛物或ハ花入ヲ具ス、又窻アリテ明ヲ室内ニ取ル、冬季ハ爐ヲ設ク、其位置ニヨリテ、向爐隅爐等ノ稱アリ、客ノ茶室ニ出入スル所ヲ潜口(クヾリグチ)ト云ヒ、又躙上(ニヂリアガリ)トモ云フ、主人ノ出入スル所ヲ勝手口ト云ヒ、又茶立口ト云フ、其形狀ニ由リテ、火燈口、又櫛形等ノ稱アリ、水屋(ミヅヤ)アリ、茶室ニ屬ス、露地ハ茶室ニ到ルノ小路ニシテ、此ニ待合、堂腰掛、中腰掛アルモノヲ三重露地ト稱シテ、正

式ノモノトスレド、多クハ中潜ヲ以テ内外ヲ分チ、内露地、外露地ト稱スルモノヲ二重露地ト云フ、露地ニハ、石ヲ配置シテ行歩ニ便ニシ、庭中ニハ多ク樹木ヲ植エテ、幽靜ノ趣ヲ添フ、腰掛ハ又待合ト云フ、來客先ヅ相會シ、又中立ノ時ニ休息スル所ナリ、而シテ二重露地ニハ、外腰掛、内腰掛ノ二アリ、

〔茶道筌蹄一〕茶會

往昔は茶會といへり、太平記に佐々木道譽など茶會を催すといふ事あり、紹鷗、利休居士の時代に至て、茶の湯と稱す、茶の湯と佛家に奠茶、奠湯を略して茶湯といふ、居士是に混せざるやうに、茶の湯といへりしとぞ、

〔對淸雜記上〕茶ノ湯　茶ノ會

或人茶ノ湯ハ、佛ノ茶湯ニモアラズ、湯ハ會ノ誤ニテ、茶ノ會ト云事也トイハレシハ、恐クハ僻ガ事ナラン、案ルニ會ハ聚也、聚ハ多也然レバ茶ノ會ハ、數人ウチ集テ茶ヲ點ズルコトヲイフ、又湯ハ茶ヲ和スベキ爲ニ湯ヲ設クレバ、茶ノ湯トハイフナリ、醫家者流ニ用ル所ノ、ナニノ湯、ソレノ湯トイヘルモ、其藥ヲ湯モテ調和スレバ、湯ノ字ハオホセタルナリ、サレバ其本ハ異ナレドモ、皆茶事ヲ設ルコトニテ、後々ハ茶ノ會、茶ノ湯、共ニ通ジ云ヘル例多シ、

〔柳亭記上〕茶の湯　たばこの煙

茶の湯と古くいひしは、手業の事にはあらず、茶を煎じたる湯の事なり、今茶をのむ、茶をまいらせよなどいふは、湯の字を略たるなり、茶の湯をのむ、茶の湯をまいらせよといはざれば、本來は聞えず、麥を煎じたるを麥湯といふに同じ、それが茶式の名となりてより、常にのむを茶の湯といはざるもおかし、榮西僧正の著、喫茶養生記に、茶及桑葉の德をあげて、唯可喫茶飲桑湯、勿飲他湯、桑湯茶湯不飲、則生種々病とあるにて知るべし、此書建保二甲戌春正月とあり、茶の湯とつゞ

けいひたる事、是より古くもあるかたづぬべし、友人指山云、今佛に備ふるのみ茶たうといふ是なり、の・字を略たるが故に、湯を音にたうなり、

〔茶道要録 下 實注〕茶之湯之起付掛物之事

一數奇之事、字書曰、一者奇也、二者耦也ト注ス、其文彩从大从可、俗作竒非也ト見タリ、又數之餘零謂之奇、易大傳云、歸奇於扐以象閏トナリ、李廣傳云、大將軍陰受上誡以爲李廣數奇也、毋令當單于、按ニ、單于者匈奴ト云ヲ北狄主ナリ、是數奇ノ字義ノ解也、世ノ富賑ト忩々タルヲ遁テ、寒素ニシテ聚螢映雪、貧乏ヲ樂ミ、山居シテ遺世塵者、世俗ノ眼ヨリ見時ハ、誠ニ人タル數ノ餘零數奇者ト云ツベシ、數奇屋ト云モ、是以推テ知ベシ、數奇ト連綿ノ字也、繫辭本義ニモ、奇者所揲數之餘也ト云リ、曾テ聞事アリ茶道ハ侘(ワビ)ヲ本トス、故ニ茶具一色ヲ數度ニ用ユ、奇ハ一也、是以テ數奇ト云ト、大ニ異也、不可用數音主也、奇音鷄、从大从可、俗作竒非也、

一侘之字之事、音咤、侘傺ト續キ、志ヲ失フノ貌トテ、我心ノ之所ニ任セズ、事不足ヲ云、離騷ノ注ニ、侘立也、傺住也、憂思失意、住立而不能前也ト云リ、傺音掣、止也、宋玉九辯曰、侘傺而沈藏トアリ、侘訓宮音坑ニシテ物不足故ニ自ラ沈ミ藏レ居也、

〔筆のすさび 上〕茶事を嗜むに、侘といひ數奇といふ事、第一の義なり、風雅に物好をし、閑寂のわびたるをたのしむ事よりいふなり、そのわびをたのしむ中に、好古の志ありて、古器の雅趣ある品を鑒定して翫びたのしむ、是即數奇なり、雅韻風致を賞する處、彼禪味と同じきゆゑに、禪林の高德とも旨趣の慨ふと仕たるものなり、その趣を露さらずして、只がぶ〳〵と茶をのむ人を茶人とはいふべからず、

〔隨意錄 三〕方俗謂茶技爲數奇道、不知何謂也、問之其好事徒、則曰、多集古奇故也、予○中略謂是臆說耳、漢書李廣傳曰、李廣數奇、毋令當單于、恐不得所欲、註、數音所角反、非也、師古云、言廣命隻不耦合、是也、

數命數、如字、然則數奇命數不遇之謂也、杜子美云、數奇謫關塞、道廣存箕潁、白樂天詩云、文士多數奇、詩人尤命薄、唐人用數奇字、猶不鮮也、皆原平李廣傳、以是謂之、好茶技者、薄命不遇之人、故稱其室以爲數奇舍、與今俗誤奇作寄也、

〔木芽說〕茶といふもの、いとも上津代にはありとも聞えず、いづれのころよりか吾御國にはうゑそめけむ、さだかにしるし傳ふるものなし、類聚國史に、嵯峨のみかどの弘仁といふ年のむとせの夏、近江國にみゆきまし〳〵て、滋賀韓崎など見そなはし給ふみちのたよりに、ちかきわたりの寺々にわたらせおはしましける時、梵釋寺の永忠大僧都、手づから茶を煮て奉られしに、みかどこれをいみじくよろこばせ給ひて、かづけものなど給はせつ、やがてそのみな月に、五の內つ國をはじめて、近江丹波播磨などの國々におほせて、國ごとに茶をうゑしめて、とし〴〵の貢ものにさだめ給へりしよししるされたり、わが御國にてこれを用ふること、こゝにさだかに見えたれば、世の人まづこれを引出て、此時をそのはじめといひ傳ふめり、〇中略おなじ御時に撰び集めたる凌雲集に、みかど春宮の御方にわたらせおはしましける時、又冬嗣の大將の閑居院に、みゆきありしときなど、これをもてあそぶさまに作らせ給へりし御ふみもはやう見ゆれば、この近江のみゆきより事はじまれるにはあらで、其頃はやゝ世に用ひそめたりしこと知られたり、〇中略さてこれは湯に煮て用ふるが、まづはじめなりけむはいふも更なり、此ごろはもはらさのみなん有べきと思はるゝに、茶をつくといふ詞も、此ころの詩にかつ〴〵見えそめたるに、源順の和名抄にも、茶碾子といふものをのせて、世人はこれを茶研といひならふよししるされたる、これかれ合せておもひみれば、末茶なども、はやう好むまゝにし出たりしにこそ、經國集にみゆる惟良のおもとが茶歌に、くれの鹽あぢはひを和して味はひ更によしと作れりしは、さし鹽など用ひてのむ事も、はやそのかみ有けるにやと覺ゆ、また田口の忠臣が家集に、滋十三に茶をこ

ふといふ詩をのせて、そは其人おのれが園の中にこれをうゑおけるを求るよしにみゆれば、元慶仁和の比となりては、さるみや人の家にさへ、そのふをしめておほしいとなむやうにもなりぬれど、いまだなべてのもてあつかひぐさにはあらで、たゞから歌うたふ人、おこなひつとむる法師などのみ、さかりにめでよろこぶならひなりけむかし、〈○中略〉かくのみ世を経つゝ、になきものともてはやさんには、かの弘仁のころ植そめられし園々より、其種をそちこちにもとり傳へて、あめのしたに茂くさかりにおひひろごりぬべきを、さしもあらざりしは、ふるき世には都人こそあれ、ゐなかうどらは、あながちにめで用ふべき物としもしらざりしにこそ、慶滋のやすたねが、三河國あをみの郡なる藥王寺といふてらにまうでて、そこに茶園藥園などあるよしいへるをみれば、まれ〳〵にはさる所も有しならめど、それはたひさしくはさかえざりしなるべし、かのはやうおほやけよりうゑおほさせ給へりし園々にも、此木にかなふ所を得ざりしにや、またとゝのへいとなむわざやいたらざりけむ、ありしみさだめのごとく、とし〳〵のみつぎものの數にそなへてはめさずなりぬとおぼえて、延喜式の園々のみつぎのさだめどもの中にはしるされずなむありける、〈○中略〉天暦の御時〈○村上〉御佛名のあした、入道親王に給はする祿の中に、御茶一つゝみ、茶具そへて、五葉の枝につけてかづけさせ給ひしこと、ものに見ゆれど、それはなべてのためしにはあらざりけり、〈○中略〉後白河法皇の五十ぢの御賀を内より奉らせ給ひし時、康和の御賀のためしによりて、御茶まゐらせ給へりしこと、その時右のおとゞにておはせし月輪のおほいどの〈○藤原兼實〉の御日記〈○玉海〉にしるされたれど、此頃となりては、もはら世にもてあつかへるものにはあらざりけむを、かのはやく亭子院〈○宇多〉の御賀に用ひられしよりのち、其ためしにしたがはるゝ事ありて、康和にも奉られしなるべければ、たゞふるき跡のまゝにとて物せられしのみなりけんかし、されば、いつしかとその木だちもなごりすくなう枯うせて、つひにはさる

ものありとあぢはひしれる人だに、世にいとまれになりゆきしなるべし、さばかりおとろへはてけむを、葉上僧正〇榮西明惠上人とて、これもかれもすぐれたる人のおなじ世に出逢れて、ともにこれをこよなきものとめでたふとばれしより、ふたゝび世になべてもてあつかうやうにひろごりて、かくは今の世までにたえせぬものと成こし事、ひとへに此ひじりのいさをによりてなりけり、しかありしはじめは、かの僧正もろこしより、此種をおほくもて傳へられて、建久の二とせといふに、筑紫まで歸りつきて、背振山といふ所に、こゝろみにうゑそめられしぞ岩上茶といふものゝはじめなりける、〇中略この僧正いまだみやこにおはしけるとき、栂のをの明惠上人法問のために、建仁寺にしたしくおはせしかば、これを贈り給へる事ありき、そのかみ栂尾にて、いかなるものぞとくすしに尋ねとはれしに、しかゞゝの能おほかれども、わが御國には、をさをさある事なしとこたへしかば、さはめでたきものよ、おこなひつとむる法師ら、かならずのみてたすけおほかりぬべしとて、其種をかの僧正よりもとめえうして、はじめて栂尾にうゑそめられしよし上人の傳記にみゆ、このつたへにても其世のおもむきはしられたり、さてのち宇治の里におほしたてしよりなむ、あめのしたにたえてたぐひなきものはいできそめたるなりける、

〔凌雲集〕御製〇嵯峨 廿二首〇中略

秋日皇太弟池亭賦天字 五言

玄圃秋云肅、池亭望爽天、遠聲驚旅雁、寒引聽林蟬、岸柳惟初口、潭荷葉欲穿、肅然幽興處、院裏滿茶煙、

夏日左大將軍藤冬嗣閑居院

避暑時來間院裏、池亭一把釣魚竿、廻塘柳翠夕陽暗、曲岸松聲炎節寒、吟詩不厭搗香茗、乗興偏宜聽雅彈、暫對清泉滌煩慮、況乎寂寞日成歡、

從七位上守少内記滋野宿禰貞主 二首

夏日陪幸左大將藤原冬嗣閑居院應製

寂然閑院當馳道、祇候仙輿濯一路、酌茗藥室經行入、横琴玳席倚岩居、松陰絕冷午時後、花氣猶薰風罷餘、水上靑蘋莫赴浪、君王少選愛遊魚、

〔文華秀麗集上〕夏日左大將軍藤原朝臣閑院納涼探得閑字應製一首　　令製 ○淳和

此院由來人事少、況乎水竹每成閑、送春薔棘珊瑚色、迎夏巖苔玳瑁斑、避景追風長松下、提琴搗茗老梧間、知貪賞翫忘囂處、日落西山不解還、

〔文華秀麗集中〕答澄公奉獻詩一首　　御製 ○嵯峨

遠傳南岳教、夏久老天台、○中略 羽客親講席、山精供茶杯、深房春不暖、花雨自然來、賴有護持力、定知絕輪廻、

題光上人山院一首　　錦彥公

梵宇深峯裏、高僧住不還、經行金策振、安坐草衣閑、寒竹留殘雪、春蘿掩舊山、相談酌綠茗、煙火暮雲間、

〔類聚國史三十一帝王〕弘仁六年四月癸亥、幸近江國滋賀韓埼、便過崇福寺、大僧都永忠、護命法師等、奉衆僧奉迎於門外、皇帝○嵯峨降輿、升堂禮佛、更過梵釋寺、停輿賦詩、皇太弟○淳和及群臣奉和者衆、大僧都永忠、手自煎茶奉御、施御被、

〔經國集詩十四〕和出雲巨太守茶歌一首　　惟氏

山中茗、早春枝、萌芽採擷爲茶時、山傍老、愛爲寶、獨對金鑪炙令燥、空林下、淸流水、沙中漉仍銀鎗子、獸炭須臾炎氣盛、盆浮沸浪花起、鞏縣垸商家盤、吳鹽和味味更美、物性由來是幽潔、深巖石髓不勝此、煎罷餘香處々薰、飮之無事臥白雲、應知仙氣日氛氳、

〔都氏文集三〕銚子廻文銘

多煮茶茗、飮來如何、和調體內、散悶除痾、

〔異俗交談記〕一朝覲行幸之時、御引出物用和琴一張給事、自何御時始哉、資實云、延喜二年、醍醐天皇仁和寺行幸御時、法皇〇宇多御對面後、茶二盞有御勸、和琴一張、爲御引出物令進之給、歸幸後、被和琴被返進掖主畢、自爾以降、不改其御例、毎度如斯云々、

〔花鳥餘情〕十九若菜宇多御門御出家の後、正月二日朝覲行幸のため、延喜御門〇醍醐仁和寺へ行幸ありし時は、御笏靴をば撤せられて、又手三拜し給へり、又主上にも法皇にも、同御茶を供せし事もあり、御法體の時の儀かくの如く、在位の時の禮にかはる事のみあり、

〔新儀式〕四臨時上天皇奉賀上皇御算事

獻物之間、供上皇御膳弁備、御臺盤二基安置御前也、參議一人陪膳、殿上四位五位供膳、〇註略次供御膳臺盤二脚、延喜六年供御高坏次供御酒、延喜十六年、法皇供御茶也、

〔菅家文草〕四詩八月十五日夜思舊有感

菅家故事世人知、翫月今爲忘月期、茗葉香湯免飮酒、蓮華妙法換吟詩、如何露溢思親處、況復潮寒望闕時、從始南來長鬱悒、就中此夜不勝悲、

〔西宮記〕臨時一御讀經

上卿依仰、於陣定僧名、〇中略夏引茶仰內藏藥殿、四位行香、五位六位引茶、甘葛煎所茶、藥殿土器等之類、〇下略

〔江家次第〕五二月季御讀經事

上卿一人著南殿、例天喜四年、三ヶ日毎夕座侍臣施煎茶、衆僧相加甘葛煎、亦厚朴生薑等、隨要施之、紫宸殿所雜色等參上、施件茶於大極殿、修時亦同、但茶用器等見所例也、藏人

〔西宮記〕九月季御讀經事

先一日、〇中略召典藥厚朴、爲引茶料、〇中略春夏藏人所引茶、初後日不引御前殿上人引、

〔河海抄〕十胡蝶季御讀經とは、春秋內裏にて大般若を講讀せらるゝ也、引茶とて僧に茶をひかる也、中宮東宮これにおなじ、

〔年中行事歌合〕二十五番　右　季御讀經〈○中略〉
右は季御讀經とて、大般若經を、春秋百敷にて講せられ侍るにや、引茶とて僧に茶を給也、されば茶は昔よりおほやけのもてなしものにて有ければ、大内にても茶園など侍なり、中比栂尾の何の上人とやらん、茶の種を樹たるよしなど申は、ひが事にて侍るにこそ、

〔海人藻芥〕茶者自₂上古₁我朝ニアリ、挽茶節會トテ、於₂内裏₁被₂行公事儀式₁、

〔嬉遊笑覽〈十下飲食〉〕橘嘉樹云、公事根源御讀經の度ごとに、第二日には、行茶とて、僧に茶を給ふ事あり、藏人式〈○藏人式逸、江家次第說〉云、天喜四年、三箇日每₂夕座₁、侍臣施₂煎茶₁衆僧、相₂加甘葛煎₁、亦厚朴生薑等隨₂要施₁之云々、是は全く煎茶なり、然るを行茶を引茶と誤り引を挽に作り、海人藻芥には書たるやうなり、

〔木芽說〕あるふみに、いにしへおほやけに、ひき茶の節會とておこなはるゝ公事ありしと志るせれど、ことさらにさる節會あらば、いにしへぶみどもに、かならず其程のとかくのさだめども見えぬべきを、さもあらぬは、かの春秋の御讀經にひき茶とてたまふ式有けるを、其事たえてのちの世に聞ひがめつるつたへなるべし、

〔北山抄〈二十二月〉〕十九日御佛名事
同〈○天曆〉九年十二月廿二日、寅剋左大臣參入、入道親王〈○敦實〉依₂召參候₁、〈○中略〉賜₂法親王祿₁、紅染細長一襲、〈御衣〉櫻色綾細長一襲、茶并茶具二裹、〈付₂玉枝₁、〉

〔玉海〕承安五年〈○安元元年〉七月四日癸未、未剋藏人右衞門權佐光雅來、〈○中略〉此次光雅語云、御賀事、〈○後白河五十賀〉去四月比、奉₂可₁奉₂行之₁仰、先₂是中宮大夫隆季₁、〈上卿〉以₂左中弁長方₁等₂承₁仰云々、今度偏被₂康和〈白河御賀〉例₁云々、〈○中略〉煎茶具任₂康和例₁可₂被₁調₂之₁、〈仁平無₂之₁〉面被₂度物具等被₁₂求鳥羽御倉之處₁、已以紛失、仍今度開₂仁和寺圓堂₁、取₂出其具等₁、可₂爲₁本₂樣₁云々、〈康和如此〉

〔吾妻鏡二十二〕建保二年二月四日己亥、將軍家〇原實朝聊御病惱、諸人奔走、但無殊御事、是若去夜御淵醉餘氣歟、爰葉上僧正候御加持之處、聞此事稱良藥、自本寺召進茶一盞、而相副一卷書令獻之、所譽茶德之書也、將軍家及御感悅云云、

〔喫茶養生記下〕一喫茶法

極熱湯以服之、方寸匙二三匙、多少隨意、但湯少好、其又隨意云々、

次必喫茶消食也、引飮之時、唯可喫茶飮桑湯、勿飮他湯、桑湯茶湯不飮、則生種種病、茶功能上記畢、此茶諸天嗜愛、故供天等矣、勸孝文云、孝子唯供親云々、是爲令父母無病長壽也、宋人歌云、疫神捨駕禮茶木云々、

本草拾遺云、止渴除疫云々、貴哉茶乎、上通諸天境界、下資人倫矣、諸藥各爲一種病之藥、茶能爲萬病藥而已云々、

〔喫茶養生記序上〕　入唐前權僧正法印大和尙位榮西錄

茶也養生之仙藥也、延齡之妙術也、山谷生之、其地神靈也、人倫採之、其人長命也、天竺唐土同貴重之、我朝日本曾嗜愛矣、古今奇特仙藥也、不可不摘乎、〇中略偸聞今世之醫術、則含藥而損心地、病與藥乖故也、帶灸而夭身命、脉與灸戰故也、不如訪大國之風、示近代治方乎、仍立二門、〇五臟和合示遣除鬼魅末世病相、留賜後昆、共利群生矣、于時建保二甲戌春正月日、謹敍、

〔太平記十八〕瓜生擧旗事

瓜生判官是ヲ聞テ、サテハ此人々モ野心ヲ插ム所存有ケリト嬉ク思テ、常ニ酒ヲ送リ茶ヲ進テ、連々ニ昵近付テ後、大儀ヲ思立候由ヲ語リケレバ、宇都宮モ天野モ子細非ジトゾ同ジケル、

〔太平記三十〕持明院殿吉野遷幸事附梶井宮事

此宮〇梶井宮ハ本院〇後伏見ノ御弟、慈覺大師ノ嫡流ニテ、三度天台座主ニ成セ給ヒシカバ、門跡ノ富貴

無雙、御門徒ノ群集如雲、○中略茶飲ミ連歌仕ヲ集メテ、朝夕遊ビ興ゼサセ給シカバ、○下略

〔木芽說〕このころ○後醍醐より茶禮といふ事いひそめたれば、そのまとゐにては、いふもさらなり、さらぬ時人の前にすゝむるにも、やう〳〵其手わざゆゑよしあることゝは成にけむ、應永の比、大勝金剛院の僧正、闘伽井の顯辨上人に、茶たつるやう學びつたへてゐるしおかれたり、かく世々につたはるうちに、慈照院のおとゞ○足利義政とりわきてもてはやさせ給へりしかば、そのころ奈良の稱名寺に、よの中うちわびてこもりゐたる珠光といふもの、いみじくこのみて、これをもてあつかふこゝろばらひ、はた至りふかき聞えありしを、いとけうある事に聞しめして、ちかくめし給ひつゝ、それにおほせて、こをもて遊ぶくさ〳〵のさだめどもさたしおきてさせ給へるより、世に茶の式はさだまれりとなむ、○中略さて珠光がとりなしつるおきてを、宗悟紹鷗などいふもの學びつぎつゝ、紹鷗よりせむの宗易に傳へて、つひに今の世の式の如くには移り來しなりけり、

〔嬉遊笑覧十下飲食〕茶式の起りは僧家より傳れば、其式も宋の德煇が百丈淸規などに本づく、寶尻に妙心寺再住開衣の會を見しに、祝詞畢て饌を設け、後餅果をすゝめ、これを撤して濃茶を出す、數十輩の僧なれば、一碗にて茶を點じ、五六人して次第に喫しぬ、ゐかして立て、主賓揖し堂を下りかへる、今濃茶といへば、必一碗を數人して喫ることゝ思ふは拙し云々といへり、俗說贅辨に、筑前國崇福寺の開山南浦紹明、正元のころ入宋し、徑山寺虚堂に嗣法し、文永四年に歸朝す、其頃臺子一かざり、徑山寺より將來し、崇福寺の什物とす、是茶式の始なるにや、後臺子を紫野大德寺へ送り、又天龍寺の開山夢窓へ渡り、夢窓この臺子にて茶の湯を始め、茶式を定むといへり、

〔百丈淸規上二〕住持日用

受嗣法人煎點、若法嗣到寺煎點、令都寺行知事、到庫司會計、供辦合用供物、送納隔宿、先到侍司、咨稟

通覆、詣方丈插香展拜、免則觸禮、請云、來晨就雲堂、聊具菲供、伏望慈悲特垂降重、令客頭請兩序單寮諸寮、掛煎點牌、至日僧堂住持位、嚴設敷陳及卓袱嚫幣之具、火板鳴、大衆赴堂、煎點人隨住持入堂揖坐、轉身聖僧前燒香、叉手往住持前問訊、轉聖僧後出、住持引手、揖煎點人坐位、居知客板頭、行者喝云、請大衆下鉢、行食徧、煎點人起、燒香下嚫、問訊住持、及行衆嚫、廚司方鳴齋板、就行飡、飡訖、衆收鉢、退住持卓、煎點人燒香、往住持前問訊、從聖僧後出、爐前問訊、鳴鐘行茶徧、往住持前勸茶、復從聖僧後出、進住持前、展坐具云、此日薄禮屑瀆、特辱降重、下情不勝感激之至、二展寒溫、觸禮三拜、送住持出、煎點人復歸堂燒香、上下間問訊、以謝光伴、復中間問訊、鳴鐘收盞、次詣方丈謝降重、住持隨到客位致謝、若諸山煎點候齋辦、請住持同赴堂、揖住持坐、住持當免行禮、揖煎點人歸位、待行食徧起燒香、往住持前問訊下嚫、俵衆人嚫、燒光伴香歸位、伴食茶禮請否、隨宜斟酌、

〔茶人大系譜〕眞能　按舊記、普廣院義敎公雖令眞能掌茶事、其道未盛、於當時、至義政將軍時、令珠光定眞臺子之規矩、而茶禮大備焉、從是眞能珠光之流分爲二、眞能之流、傳于空海、空海傳之荒木道陳、道陳傳之宗易、珠光之流傳于宗陳宗悟、宗陳宗悟傳之紹鷗、紹鷗傳之宗易、然則宗易傳眞能珠光之二流、而大成於其道者也、

〔續視聽草五集九〕茶道之系

筑州崇福寺開山南浦紹明和尙入唐シテ、於徑山寺虛堂知愚和尙之得嗣法、鑑山院文永四年、大應國師歸朝之砌、徑山寺ヨリ臺子餝日本エ渡ス、崇福寺數代打捨有之、厥后大德寺エ渡之、是又久々捨置有之處、尊氏公之時代ニ、夢想國師之弟子絕海和尙入唐シテ歸朝之后、夢想國師右之以臺子ヲ茶之湯ヲ始、夫ヨリ世上エ廣マルト云ヘドモ、輕キ者取扱事ナシ、尊氏公三代目鹿苑院義滿公、同慈昭院義政公、此二代茶之湯專發向ス、慈昭院相公剃髮有之、東山エ閑居故、東山殿ト稱、能阿彌、相阿彌、藝阿彌、同朋之爲役、座鋪餝臺子ニテ御茶獻之、其頃南都之珠光ト云茶人召呼、則能阿彌立

茶會

花之弟子ニ成、無程慈昭院相公茶之湯師トナル、初ハ能阿彌上座ス、後ハ珠光上座ス、珠光拾七八歲迄奈良稱明寺ニ住ス、年廿五ヨリ京三條之街ニ結屋ヲ啓茶席、出京シテ慈昭院殿出頭ス、珠光以前、茶事往々雖有之未拠載、故珠光盡子之眞行草茶之湯之法式撰極ル、因茲珠光ヲ爲當系之爲茶祖已、

〔貞丈雜記飲食六〕一伊勢家は東山殿〇足利義政時代の禮法の家なる間、東山殿の茶の湯の法式傳るべしと、世間の人の云は推量違ひ也、慈昭院義政公、應仁の亂にて、世の中さわがしきによりて、東山に隱居し給ひ、さびしさのなぐさみに、御手づから茶を立て近臣に給ひしと也、將軍の御手づから立給ひし茶なる故、一椀の茶を一口づゝ呑て廻し頂戴しけると也、是は茶坊主のするわざを、御手づから時のたわぶれにし給ひし事にて、法式などを定められしにはあらず、されば我先祖伊勢守などうけ給りて、諸士に敎へ指南する程の事にてはなかりし故に、茶の湯の法式と云事、家の舊記にはなき也、今時數寄道と名づけて、こと〴〵敷式法を立て、秘事口傳多く、大事の習事とする樣に成たるは、東山殿よりはるか後、秀吉公の代、天正年中の比、千利休と云者の仕出したるを、又其後片桐石見守、小堀遠江守などいふ人、色々の事を付添て、各流義を立て、遠州流、石州流などゝ云也、大名などゝ人にいはるゝ者、わざと貧者のまねをして、いやしげにせばき庵を作て、數寄屋と名付、かけ茶椀のよごれてきたなげなるに、色々の古道具あつめ、客も亭主も無刀になりて茶を立て興とする事、武士たる者のすべきなぐさみにあらず、おろかなる遊事也、

〔太平記十九〕光嚴院殿重祚御事

建武三年六月十日、光嚴院太上天皇、重祚ノ御位ニ卽セ給ヒシガ、〇中略其比物ニモ覺ヘヌ田舍ノ者共、茶ノ會酒宴ノ砌ニテ、ソヾロナル物語シケルニモ、〇下略

〔太平記二十四〕天龍寺建立事

武家ノ輩ヲ如此諸國ヲ押領スル事モ、軍用ヲ支ン爲ナラバ、セメテハ無力折節ナレバ、心ヲヤル方モ有ベキニ、ソヾロナルバサラニ耽テ、身ニハ五色ヲ、粧リ、食ニハ八珍ヲ盡シ、茶ノ會酒宴ニ若干ノ費ヲ入、傾城田樂ニ無量ノ財ヲ與ヘシカバ、國費ヘ人疲テ、飢饉疫癘盜賊兵亂止時ナシ、

〔太平記三十五〕新將軍歸洛事附擬討仁木義長事

南方ノ敵軍無事故退治シヌトテ、將軍義詮朝臣歸洛シ給ヒケレバ、京中ノ貴賤悅合ヘル事不斜、○中略其比畠山入道道誓ガ宿所ニ、細川相模守、土岐大膳大夫入道、佐々木佐渡判官入道以下、日々寄合テ、此間ノ辛苦ヲ忘ントテ、酒宴茶ノ會ナンドシテ、夜晝遊ケルガ、○下略

〔喫茶往來〕昨日茶會無光臨之條、無念之至恐恨不少、滿坐之鬱望多端、御故障何事、抑彼會所爲體、内客殿懸珠簾、前大庭鋪玉沙、軒牽幕、窓垂帷、好士漸來、會衆既集之後、初水纖酒三獻、次索麪茶一返、然後以山海珍物勸飯、以林園美菓甘哺、其後起坐退席、或對北窓之築山、避暑於松柏之陰、或臨南軒之飛泉、披襟於水風之涼、爰有奇殿、峙棧敷於二階、排眺望於四方、是則喫茶之亭、對月之砌也、左思恭之彩色釋迦、靈山說化之粧巍々、右牧溪之墨繪觀音、普陀示現之姿蕩々、普賢文殊爲脇繪、寒山拾得爲面餝、前重陽、後對月、不言丹菓之脣吻々、無瞬青蓮之眸妖々、卓懸金襴、置胡銅之花瓶、机敷錦繡、立鍮石之香匙火箸、嬋娟兮瓶外之花飛、疑於呉山千葉之粧、芬郁兮爐中之香、誤於海岸三銖之烟、客位之胡床敷豹皮、主位之竹倚臨金沙、加之於處々障子、餝種々唐繪、四皓遁世於商山之月、七賢隱身於竹林之雲、龍得水而昇、虎靠山而眠、白鷺戲蓼花之下、紫鴛遊柳絮之上、皆非日域之後素、悉以漢朝之丹青、香臺並衙朱衙紅之香箱、茶壺各栂尾高雄之茶袋、西廂前置一對之餝棚、而積種々珍菓、北壁下建一雙之屏風、而構色々懸物、中立鑵子而練湯、廻並飲物而覆巾、會衆列坐之後、亭主之息男獻茶菓、梅桃之若冠通建盞、左提湯瓶、右曳茶筅、從上位至末坐、獻茶次第不雜亂、茶雖無重請、敬數返之禮、酒雖

用順點、末及一滴之飲、或四種十服之勝負、或都鄙善惡之批判、非啻催當坐之興、將又生前之活計、何事如之、盧同云、茶少湯多、則雲脚散、茶多湯少、則粥面聚云々、誠以有興有感、誰不翫之哉、而日景漸傾、茶禮將終、則退茶具、調美肴、勸酒飛盃、先三遅而論戸、引十分而勵飲、醉顏如霜葉之紅、狂粧似風樹之動、或歌或舞、增一座之興、又絃又管、驚四方之聽、夕陽沒峯、夜陰移窓、堂上挑紅蠟之燈、簾外飛紫麝之薫、忩々遊宴不申盡、委曲併期面謁候、恐惶頓首、

林鍾七日　　　　掃部助氏清

謹上彈正少弼殿幕下

〔親長卿記〕文明五年六月八日、有御茶事、伏見殿宮御方御沙汰也、予十服飲之、

〔二水記〕大永六年八月廿三日、午時參青蓮院、萬里小路、阿野少將、高倉少納言等同道、於池中島有御茶、種々儀尤有興、當時數奇宗珠祗候、下京地下入道也、數奇之上手也、入夜有盃酌、知恩院長老被參了

〔親俊日記〕天文十一年卯月十六日丙申、繁田將監所ニ茶湯見物之、和肖肩衝名物也、　廿三日癸卯、繁田將監所ニ茶湯會在之、

〔總見記十八〕大臣家御父子御茶湯興行事

天正六年戊寅、從二位右大臣兼右近衞大將平信長公四十五歲ナリ、正月朔日、五畿內、若州、江州、勢州、尾州、濃州、隣國ノ諸侍等、在安土ノ面々、各出仕御禮有之、同ヿ御茶被下候、十二人衆、中將殿信忠二位法印、林佐渡守、瀧河左近將監、長岡兵部大輔、惟任日向守、荒木攝津守、惟住五郎左衞門、羽柴筑前守、長谷川與次、金森五郎八、御座敷右勝手六疊敷四尺椽、御飾ノ次第、床ニハ波岸ノ繪、東ニ松島、西ニ三日月、四方盆萬歲、大海ノ水指カヘリ花、周光茶碗、圍爐裏ニ御釜姥口、鐶筒竹ノ御花入ナリ、御茶堂宮內卿法印是ヲ勤ム、寅ノ剋各登城ス、大臣家御迎ニ出、御配膳ハ以下次第ナリ、御茶過ヲ

出仕ノ次第、諸侯ノ面々、三獻ノ御土器御盃是ヲ被下、御酌矢部善七郞、大津傳十郞、犬塚又市、靑山虎千代ナリ、諸侍又品々有之、其後御殿ノ內御座所各見物仰付ラレ、其座席三國ノ名所ノ景、狩野永德法印濃繪色々、天下無雙ノ壯觀ナリ、此御坐敷ヘ各召上ラレ、御雜煮幷ニ唐物ノ御菓子色々是ヲ下サレ、當城成就ノ儀、各多年辛勞故、御珍重ノ由御諚有之、何レモ忝キ由是ヲ拜服ス、同月四日、萬見仙千代宅ニ於テ、中將殿御茶ノ會有之、是ハ舊臘御拜領ノ御茶道具御ヒラキノ會ナリ、御人數九人、二位法印、宮內卿法印、林佐渡守、瀧河左近、羽柴筑前守、惟住五郞左衞門、市橋九郞右衞門、長谷川丹波守、長谷川與次、以上是等ナリ、

信長公御覽九鬼舟軍風情御覽事附荒木村重逆心事

大臣〇織田信長御感悅斜ナラズ、九鬼所持ノ大船ヘ只御一人御召有テ上覽有之、ソレヨリ御上津有テ、堺ノ町今井宗久居宅ヘ御成、御茶召上ラレ候、誠ニ以テ忝キ仕合ナリ、其御歸リ宗易宗及道叱等ガ座敷御一覽有ルベキノタメ、御立寄御通リナリ、皆以過分ノ仕合茶湯ノ面目是ニ不過、

〔明良洪範十六〕佐久間右衞門尉信盛ハ、信長ノ老臣ナレド、石山本願寺攻ノ時ニ、信盛ハ住吉ニ陣取リシテ居タレド、本願寺強クシテ容易ニ攻ラレズ、一年餘モ對陣シテ戰ルフ〇恐ル誤事無レバ、戰必見合セ、休息ノ間、茶ノ湯ヲ催シタルヲ信長聞レテ、軍事ニ怠ル事以テノ外也トテ大ニ怒ラレ、領所ヲ取上ゲ、其儘陣中ヨリ直ニ追放セラレタリ、

〔北野大茶湯之記〕一北野の於森、十月朔日より十日の間、天氣次第、大茶湯被成御沙汰に付而、御名物共不殘被相揃、數寄執心之者に可被爲見御ため、御催被成候事、

一茶湯執心においては、また若黨町人百姓以下によらず、釜一、つるべ一、吞物一、茶なきものは、こがしにても不苦候間、提來可仕候事、

一座鋪之儀は、松原にて候間、疊二疊、但侘者はとぢ付にても、いなばきにても苦カル間敷事、着所

之儀は次第不同たるべし、

一日本之儀は不及申、數寄心懸有之ものは、唐國の者までも可能出候事、

一遠國之者まで爲可被見、十月朔日まで日限御延被成候事、

一如斯被仰出は、侘者不便に思召之儀候所に、今度不能出者は、向後おいて、こがしをもたて候事、無用との御意見事候、不能出者之所江參候者も、同前たるべき事、

一侘者においては、誰々遠國之者によらず、御手前にて御茶可被下旨被仰出候事、

右以上

一番

一わたり茄子付赤盆　一あらみ御茶杓　一紹鷗臺天目

一かねの蓋置　一青楓御繪　一なかそろり

一ほうろく釜　一柄杓さし桃尻　一紹鷗備前水こぼし

二番　金之御座敷分

一御茶入ひやうたん曲方盆　一玄ゆとく竹茶杓　一掛物墨跡

一花入かぶらなし

三番

一紹鷗茄子付赤盆　一ざうげの茶杓但しゆとく　一ふた置ごとく

一かねの御繪入ふくの内　一花入そろり圓取　一釜こあられ

一水こぼしかうし　一柄杓さしくるみ　一白天目

御棚後

一四十石　大壺　一志賀　同　一御茶入　龍田

一同めんはく　一おりだめ茶杓　一てうさんの御繪
一備前筒の花入　一やせかけ天目　一かねの水さし
一釜おとごせ　一かめのふた水こぼし　一ほそぐさり

宗及請取分

一大壺なでしこ　一御繪枯木　一茶入はつ花
一あまこ天目　一かうらい茶碗　一おりだめ茶杓
一竹の蓋をき　一水こぼしめんつう　一釜入道くも

利休請取分

一大壺　捨子　一御茶入ならしば　一ぬり天目
一高麗茶わん　一おりだめ茶杓　一水こぼしたこつぼ
一竹のふた置　一雁の御繪　一かねのつるべ
一せいじの筒　花入　一御茶入　尻ふくら

宗久請取分

一大壺　せうくわ　一御茶入曲方盆しきかたつき　一釜うば口
一はかたいもがしら　一みしま茶碗　一おりだめ茶杓
一竹のふた置　一水こぼしめんつう　一月の繪　牧溪

左座之方

利久　民部法印　茶院　紹安　宗安　圓乘坊　大納言殿　少庵　日野殿　古溪和尙　水野
總兵衞殿　稻種與八郎殿　山崎志摩殿　羽柴下野殿　長谷川宗閑

右座之分

宗久　三枝松　宗及　長岡玄旨　羽柴筑前守殿　羽柴出羽守殿　富田左近殿　羽柴監物殿
津田隼人殿　羽柴左衛門殿　卷村兵大夫殿

天正十五年

〔長闇堂記〕一我茶湯を仕初し時を思ふに、北野の大茶湯の年に當れり、大茶湯を考ふれば、天正十五年十月朔日なり、秀吉公八月二日に高札を五畿七道に打せられ給ひて、都鄙の茶湯に志せるもの、松原に於てかこふべしとの上意なりし、南都より東大寺、興福寺、禰宜町方合三十六人幼年なれども、此道すけるまゝ、見物のため同道して覺候事をしるせり、聖廟前はよし垣ありて、東口より西口へ出入あり、上様御かこひ四ッ、禮堂の隅を品々にかこはせ、秀吉公、宗易、宗及、宗見四人の御手前也、各御道具の記ろくあり、大和大納言殿〈○豐臣秀長〉は西門筋西側にして、郡山武家衆、其次南都寺社町方なり、松原中のかこひ、思ひ〳〵品々有、中にも覺へて侍りしは、引退小松原有所に、美濃の國の一人、芝より草ふきあげ、内二帖敷間中四方砂まき、一帖敷のこる所瓦にて、ふち〳〵爐に釜かけ、通ひ口の内に主人居て、垣に柄杓かけ、瓶子のふた茶碗に丸服部を入て、それにこがしを用意せり、扨晦日に御觸有て、朔日曉天より御社の東口にてくじ取、五人組にして四ッ御座敷にて御茶被下候、御西の口へすぐに出立ごとくにして、數百人の御數寄、朝九〈○九下闕字〉過に相濟なり、扨御膳過晝前より御出有て、一所も不殘御覽せし時、かの美濃の國の人、其名は一作、松葉をかこひの脇にてふすべ、其烟立上りしが、秀吉公右より御口のよしにて、一服と御意あれば、そのこがしを上奉る、御機嫌殊勝にして、御手に持せられし白の扇を拜領して、今日一の冥加とぞいひし、又經堂の東の方、京衆の末にあたりて、へちくわんと云し者、一間半の大傘を朱ぬりにし、柄も七尺計にして二尺程間をおき、よしがきにてかこひし、照日にかの朱傘かゞやきわたり人の目を驚せり、是も一入興に入らせ給ひて、則諸役御免を下され、八ッ者〈○八ッ者下闕字〉には皆々御暇被

下、それより二棧敷分散して、その日も又本の松原となせり、內々には諸方の名物をも召上らるべきとの取沙汰あれども、そのきたにも不ㇾ及、十日計も茶湯仕べきともいへども、其日計なれば、多く見物をせし人もなかりし、

〔晴豐卿記〕天正十九年閏正月五日、明日上杉茶湯ニ可ㇾ來之由候間、用意申付候也、さう〳〵あと取みだし申候事候也、六日、早天ト申候へ共、上杉余醉にて晝被ㇾ來候、茶湯上杉なを江山城兩人、ひろ間にて千坂其外十五人、しやう伴ニ高岡出雲守、五りやうの別當など、さけのあいて也、賀茂松下民部少輔よび申候、まり一人けさせ見せ申候へば、中々きもをつぶし被ㇾ申候、大さけにて立歸りの事也、

〔時慶卿記〕文祿二年十二月十四日、從ニ施藥院一明後日十六ニ茶ヲ約束候、同心之趣返答、久我右衞門督ト三人也、○中略藥院へ一禮ニ人ヲ遣、十五日、久我ヨリ預ニ使者一候、明日同道ノ義被ㇾ語候、又此方ヨリモ以ニ使者一申入、右衞門督へモ遣候、十六日、早天、藥院ニ茶湯アリテ行、久我右衞門督ト三人也、茶ヲバ小性ニ被ㇾ振○振下恐脫ニ舞字一候、藥院ハ太閤ヨリ被ㇾ召テ大坂へ下向也、禮ニハ以ニ使者一申候、

〔太閤記十五〕大明之使於ニ船入之地一秀吉公催ニ船遊一事

二人の勅使、○明使謝用梓、徐一貫、幷蘇西堂船中にて御約束し給ひ、翌日六月○文祿三年十日の朝、山里におゐて御茶給りぬ、露地には色々の菓園などもあり、ふもとの里をのづから物ふりて、諸木枝をつらね、岩つたふながれもいとすゞしく、山里の名に應じ、そのさまつきぬ、

一四疊半之御數寄屋飾之次第

一玉磵歸帆之繪　一細口之花入　一新田肩衝

棚之飾

一茄子之茶入　內赤之盆に在　一臺天目　一釜

一ゑんおけの水指　一水こぼしがうし　一象牙の茶杓

みづから御かよひ物したまへば、いづれも不言の唇のみにして感じあへりぬ、御御茶も手づから點じ給へれば、其樣をつくし、かたじけなく存ずる體、異國人のやうにもなく、今世佳名の風に見えて、そしる所もまれなりけり、

一五疊布のくさりの間　一玉礀枯木の繪　一葉なしの花入

一富士香爐　一肩衝なげづきん

一勝手のかざり

一せめひほの釜　一いもがしらの水さし　一茶入尻膨　一井土ちやわん

此間にては、諸侯大夫の衆も、茶堂友阿彌に仰付られ、御茶濟々たまはりぬ、

〔時慶卿記〕慶長八年二月廿日、於大坂桑山法印へ近衞殿御茶申入御供申、又照門聖門一門モ御同心也、圍座肩衝出、床ニハ貴堂墨跡ヲ懸、十六クダリニ五字ヅヽ在之、終ニハ三字在之、花ヲ入、カ籠ノ花生也、其後茶過、於勝手、歸座ト云葉茶壺ヲ懸御目、御茶一袋ヅヽ、照門聖門一門へ進上也、振舞ハ精進分ハ座敷ニテ、魚類ハ勝手ニテ振舞也、茶ノ時ニ近衞殿御入、予モ入也、コイ茶一服吸也、薄キヲ又御所望ニテ參也、

〔駿府政事錄〕慶長十六年十二月十四日、織田如庵有樂於御數奇屋、賜御茶、日野入道唯心、山名入道禪高爲御相伴、云々、楢柴肩衝御茶入、朱衣肩衝御茶入、〈茶入〉虚堂御掛物、古銅御花入介、飾之給、大御所〇家康德川介入花給、有樂立御茶、　十九年三月廿五日、於御數奇屋、一乘院、喜多院、東北院、阿彌陀院賜御茶、御茶入大海、

〔梵舜日記〕元和八年十二月十三日甲戌、午剋神光院數奇屋、始而振舞也、萩原子、孝藏主、主殿、座敷四入也、

曉會

〔台德院殿御實紀附錄四〕寬永六年九月二十日、西丸山里にて口切の御茶ありて、大猷院殿〇家光、徳川にも渡御ありて、おなじ廿二日、又諸大名を山里へめして御茶下さる、その折しも紀水の兩卿は、御けしき伺のため西城へまうのぼられしが、山里へ成らせられし後なれば、しばし還御を待しめらるゝに、大猷院殿また渡御ありければ、兩卿まづ見え奉らる、とかうして山里より青山大藏少輔幸成御使して、過し二十日ならせられし時は、空打しぐれて、ふじの山さだかならざりしを、いと名殘多くおぼしめすに、けふはいとよく晴わたりたれば御覽あるべし、よて御鎖の間にて御茶進らせらるべければ、兩卿をも伴ひて渡らせ玉へと仰ければ、則ち兩卿を伴ひて山里へ渡御あり、露地數奇屋など御覽の後、鎖の間に入せ玉ふ、やがて御みづから茶を點じて進らせらる、大猷院殿いたゞかせ玉ひし後、兩卿に賜はりをさむ、後の炭は大猷院殿あそばされ、事はてゝ、富士御覽あり、〇中略とかくして時刻うつり、黃昏に及びて大猷院殿還御ありければ、諸卿も恩を謝してまかでられしとぞ、

〔槐記〕享保十一年四月二十一日、御茶、〇上田養安、山科道安掛、午半參集、雨天、

御待合 圍座バカリ 御手水鉢 兩覆アリ、杉ノ長ヘギ、細竹ウチ、同ジタ竹ノ四本アシ、 御圍ノニジリアカリ戻障子バカリ、簾ナシ、 御床掛物 日寬葡萄、自畫自贊、是前カドノ御茶ニテ拜見ス、日寬印五月廿八日トアリ、風爐ニ別シテ興アリ、 御棚 シヨンズイノ四角平香合、赤繪マイウリ、甲ニ撰ノ字アリ、肩ニ直印アリ、角ニ平印アリ、メヅラシキ由ナリ、 御釜 大口ノコシキメチ、端ト端トノ下ニ粒々アリ、〇中略

中立 待合 烟草盆、圍座計、 御圍 障子カハリ半簾、障子紙、上ハミナ油布ニテ御ハリ、油布ハ唐物、黃色ノモワノ形ニ似テアラキモノナリ、 御床花生 二尺マハリホドノ竹、內眞ノ黑ヌリ、外ウルシツタロヒ、常修院樣、〇慈胤法親王 御花 杜若、下ノ段ニ御イケ、川骨、上ノ段ニ水ハイリ、 御水指 セトノアメ色、筋アリ、ヌリブヌ黑、 御茶入 キリギリス、靑色ニテ筋濃ツモアリ、肩ロリ置方ニ黃藥アリ、 袋 紹鷗純子、裏ヌメテニスザアルカイキ、 御茶杓 風島大夫作 御茶碗 ハギ

〔茶道筌蹄一〕茶會

曉 七ツ時に露地入するなり、當時は七ツ半なり、

前日黄昏に露地へ水を打、燈籠并待合行燈まで火を入れ、暫して火を消し、晩七ツどきに火を入る也、或人の云、通草(トウシン)を宵に消したゝまゝにてかき立て火をともすれば、殘燈の趣有て一入風情あるよし、偖釜は前夜より仕懸置、客待合へ來るとき、炭を一ツ二ツ加へ、手水鉢の水を改め、迎ひ入るゝなり、偖生姜酒せんざい餅など樣の物を出し、薄茶を寛々(ユル〳〵)點て閑話をなす也、薄茶濟て底を取、釜を勝手へ持ゆき、水を仕かけ濡釜にてかくる故、板釜置か竹釜置を用ゆ、えかし水をみなみな仕替るときは烹おそき故に、少しばかり水を仕替るがよし、偖炭手前濟て膳を出す時、突上ゲを明ケ行燈を引キ、夜もほの〴〵と明るが至極の時刻なれども餘りにケヌキ合とせんとするはよろしからず、膳を出すに席も暗ければ、行燈をくり引にそろ〴〵と引べし、猶また座中はの暗くあらば膳を出すに、汁は何、むかふはなにと、亭主より名乘るもさびて面白し、小間にて突上ゲ窓の下へ參りがたき時は、末座へたのむべし、突上ゲなき席は、連子の戸を障子と仕替る、是も客へたのみてもよろし、偖中立までは隨分ゆる〴〵となすべし、中立後は隨分さら〴〵となすべし、客もつゞきなど乞ふもよし、

〔南方錄 三〕晩來會

三疊第一の火相也、初心の人の成がたき所作也、功者の亭主ならば、明朝の御會とても事に、晩より某御火相伴に殘燈をも見申度と云入べし、主よりは大凡に辭退有べし、えいて來分には其分也、又は雪の晩など不圖尋來客も有物也、ケ樣之事書付て傳る體にあらず、能々自得すべし、晩天の事成故、主客共に刻限遲延有物也、其變に應じて相對する事不及言、先定法定刻を以て言時は寅の刻に爐中改むべし、是朝會の下火也、腰掛露地行燈釣燈籠等法の如し、但露地行燈抔、淺影の心持に不及常の夜會同前也、行燈の内土器に竹輪有、亂れ燈心五筋よし、かき分て物押へあるべし、

石燈籠の內土器竹輪、燈籠の大小に寄て、燈心三筋五筋可ㇾ然、曉の會、石燈籠の蓋を取て內に氣を付、殘燈に威をなす抔と云說有、髓分ひが事也、殘燈の物さびしき光を威すると云事は、內の事にてはなく、露地入の遠目を云事也、蓋を明て燈心の數をかぞうるやうなるふつゝかの事にては以の外也、第一風吹入て消やすき殘燈、若吹消ては殊更不作法也、手水鉢ふた、前にも記すごとし、曉會夜會雨雪の時は蓋すべし、井華水の事、總て朝晝夜共に茶の水は曉汲たるを用る也、〇中略

濡釜の事、客座入、早速釜引揚て勝手へ持入、底取大ほうろく組合持出、宵よりつかへたる爐中改一炭して井華水をたゝへ爐にかくる、濡釜とも水釜ともいへり、火うつりはやく湧立樣にすべし、とにかく待遠成もの故、初の炭輕く早移りたるをよしとす、常の會、時により炭を加る事有、初の殘り炭を用てよし、曉會夜明ての炭は、炭斗は始のにても炭新に組入て仕たるよし、後の炭客を設ル所作なれば、殘炭はわろし、草庵かべ戶障子等夜中の儘、窓にはかへ戶有べし、明はなるゝ時分を考へて、障子にはめ代てよし、それ共不ㇾ殘代戶在ては明離るゝも知がたし、あかりのかげを料簡して、一所抔は障子立置るゝよし、水打樣、夜中の事故、草木抔たふ〳〵と水打事にてはなし、腰掛の邊飛石等輕くはくべし、夜の明はなるゝを考へて、露地內外水打べし、總て朝會の掃除寅の刻、露地草庵共に掃除に取掛てよしと云へ共、夜中の事故、掃除もはきと㐂がたし、夜の明る程を考へて、早掃除に取掛てよし、客早々腰掛に音づれては不仕廻のもの也、

迎の手燈籠の事、主のむかひの手燈籠よし、唐燈籠抔の物さびたる有、手燭持出す人有、風吹夜抔別て難義也、殊に殊勝げなし、あざやか過て惡し、客腰掛に來り案內あらば、常より早迎入る、座中行燈殘燈之事、四疊半抔は源氏燈臺もよし、數寄屋行燈、又はかけ燈覆しても用ゆ、土器竹輪下皿等法のごとし、亂れ燈心三筋五筋の間殘燈肝要なり、かゝげ殘しは、凡燈心一寸五分二寸許よし、燈心のもへさし抔不ㇾ改、かゝげ殘しなる體の儘にて殊勝のもの也、是又覆を取て見ると云には

あらず、油のへり料簡すべし、燈のあかりにて爐中等見ゆる程あらば、手燭出すに不及、殊勝氣なきもの也、されどもすまいに寄て爐中見へがたき時は、爐中改る時計手燭出もよし、

初坐配合等心用、掛物墨跡類は、大字あざやか成よし、筆者に寄繪抔もよし、必と云にはあらず、曉會三ッかけの事、秘事口傳有、

〔茶道聞書集甲〕夜込に行燈置、料理出す時、手燭出すがよし、行燈引前にとるよし、

夜込に料理出すは、夜の明はなれたる時、行燈引、実撫も撫、出すが一通り也、本文に替せるは又一體なり

行燈引料理出す時は、汁は何、燒物は何と申すがよし、是はうそぐらき故也、時によるべし、

料理の調味、委細に客へことわる事、さも有べきことなり、○中略

夜込、夜の中は、宵の飛の心持薄茶の時も極侘たる體にぽつと〳〵立ヶ、夜明候ては新しき心持、少しさつはりと致し候がよし、

夜込、夜の内は閑なる體、明はなればさらりと、客よりもつゞき薄乞たるなど、心得有べし、夜明ては兎角だれぬよりよしとぞ、

夜込の後の炭の時、底取候がよし、夜薄茶の前、酒煙草なども出し候がよし、是等は時の見合にあり、

夜込の後の炭の時、底を取候がよしといふは、濃茶後の炭にはあらざるべし、初坐入して、埋火などかきさがし、薄茶ゆる〳〵點、其後の炭に底など取てよし、○中略

夜込の爐中、下火あんばい六ヶ敷ものと覺々齋云、自方を夜込に呼候時は、下火半分ほど埋みあり、

夜込の下火、前夜より留置たる釜なれば、心得工夫有べし、自方は家原氏なるべし、

夜込、亭主路次へ行燈持迎に出る、路次によるべし、此時待合へ行燈不置、宗室間にしられ候由、○中略

夜込、初の薄茶の時、手燭出して炭の時先ヅは出す、仙叟抔は行燈引よせ置被申よし、

　夜込炭の時行燈を引寄る事、極侘たる體成べし、○中略

夜込、先は多落葉の跡よしと流芳云、殘月か、又は殘燈を見て可申と申候はゞ、月なき時分か、大雪風雨などの夜宜しからず、延引がよし、

〔茶道望月集二十二〕一晝の茶事、昔は別に云ごとく茶事の樂しみ深き故、口切の比は、大かた好士の人は、夜をこめて行迎へて樂みし事なれども、當時は茶事名聞にのみなりて、春夏は打捨置し人も、十月中旬より思ひよりて、口切とて茶事催する事になれり、夫故夜込の仕かた各別の習事になりて、道しらぬ人はこと〳〵敷云なす故、少し心得たる人も、我しりがほに適々夜込の茶事をする人、聞はつりたる仕かたにて、彼世俗の云、耳を取て鼻をかむ樣の事を取合て、是こそ夜込夜の會釋習など、初心の輩に云聞す故、常に馴ぬ事故、いか樣左樣にてこそあるらめと心得たる事はなけれども、たま〳〵夜込の茶に招れ行し輩は、互に其仕かたを隱し合て、打過る事になり來りし故、愈其道せまく成て、たゞ晝の茶事のみの樣に成ぬ、

〔喫茶指掌編一〕道安宅へ細川三齋朝の茶に御約束の處、曉七ッ時前に御出有けるに、其儘出合、忝とて先書院へ招入、蒲團を持出火燵に懸、何も寬々とあしらい、東雲に成てより數奇をせし、一段と善仕樣と稱美有しと云り、

朝會

〔茶道早合點下〕茶の湯の大概

古茶の湯と云は、定りて朝の事なり、丑の中刻より寅卯の刻迄なり、是を朝の茶の湯と云、又夜ごみとも云、又朝ごみとも云、

〔茶道筌蹄〕一茶會

朝 六ッ時と五ッ時なり、客六ッ半に來る時は、爐風呂とも食前に炭をなをし、釜に水を加ふ、是は朝六ッ時に、少水にて釜を仕懸し下火のまゝなる故也、五ッ時に來るときは、爐風呂とも晝の茶湯におなじ、

〔臺子ゑきゑやうの時かざり樣の事〕一鳥より前は夜すきなり、鳥なきては朝すきなり、朝すきは手水つかはず、たゞ手水鉢につくばいてよく見て、そのまゝ立て行事よし、是は今朝手水つかひて、則間もなく候へば、今さらつかふに及ばずとなり、晝より晩までは、手水つかひてすきや入するに定る、

〔貞要集〕二朝會之事 附露地之事

一朝會と約束のときは、七ッ時分に支度をして可參、道の程遠近を考、七ッ過に待合へ可入、客揃候へば亭主迎に出、七ッ過に座入可有、極寒時分は、下火を多入置釜を掛、下火をひろげて、爐邊へ寄申樣にと挨拶有之也、路次に水を打不申、燈籠迎暗燈とうしんも短ク數三筋計、宵より待たる燈に仕なし、あかつき方あかりのすごく無之樣に仕候、小座敷の内は木地の暗燈出し申候、是は夜明て取入る時に、やすらかに有之故也、時分を見合、夜の内に炭を致候、はの〳〵と明る時分、路地の石燈籠、又は釣燈籠の火も消申節、替戸を取、圍の内暗燈を取入、膳を出し申候、古來は右の時分を第一に仕、朝會はやり申候、當代は朝會といへども夜明て路次入、五ッ時會席を出シ、此時は中立に路次へ水打申候、それも極寒の節は心得可有、風爐の茶湯には、朝會にても初後ともに水打申候、其外常の作法に替る事なし、

〔梵舜日記〕慶長三年十二月四日、於數寄屋朝會興行、大東院嚴晉、松樂庵、

〔茶道筌蹄〕一茶會

夜會

晝　利休居士の時代までは二食なり、巳の刻頃を晝飯といひ、晡時を夕飯といふ、夫故晝の茶の湯といへば、巳の刻時分をいふ、當時一日に三食なるゆへ、晝の茶といふは、午時のごとくなりぬ、

〔茶道筌蹄一〕茶會

夜咄　むかしは晡時より露地入せし故、中立に露地小坐敷とも火を入れる也、晝夜咄とも、いにしへの事にて、當時は夜咄も暮六ッ時に露地入する也、但し客入込て、炭をせずに前茶點じ、跡にて炭をいたし、水を張、食事出す事、

〔茶道早合點下〕茶の湯の大概

夜咄と云は酉の刻なり、夜會とは云す、

〔茶道便蒙抄四〕夜咄之事

一主客ともに隙入無之時を申合て、互に緩々とはなしあかさんと心得て呼よばるゝなり、萬事其心得あるべし、客の入來は酉の刻に案内乞べし、

〔壼子しきしやうの時かざり樣の事〕夜會の樣子

一夜のすきは晝より大事の物なり、まづ心しづかに、手前もさはがしくなきやうにしなす事せんなり、庭には石どうろに火をともし、路地には水うつべからず、あつき時分ならば、うへ木ばかりに打てよし、

一こしかけにはあんどん置なり、置所はこしかけの前のはづれに、すみかけて置なり、

一朝にても夜會にても、石どうろに火をともしては、しやうじを立る物なり、ともし火には、あぶらたくさんに置なり、客にあかせぬ道理をせり、

一すきやの内には、たんけいをとぼす事本なり、置所はゆるりぶちより、たゝみ廿三め、但かねにては壹尺五分あり、中程の地、しきいよりは一寸、但二目半なり、火口はにじり上りへむけて置なり、客入てすみする時は、たんけいをゆるりのふちぎわまでよせるなり、すみもたくさんに置事

よし、

一軒のまどは、ゑやうじをはづしかけ、戸ばかりかけて置なり、其ためにかけ戸に色を付る事なり、

一すみの時は、手そくいだして、ゆるりぶちの右のさきのすみに、ゑをさきへなして置なり、

一茶の時は、たんけいを床の内へ入、左りの方に置なり、前の床ぶちより四目、左りのわきの地まきいより七寸五分に置なり、火口を前の方になしてよし、

一茶立る時、手そくは水さしと中程の間に、えをさきへ火を前になして置なり、

一茶の時は、手そく出して、水さしと中程の間に、釜の口も手前もよく見ゆる様に置物なり、茶出し候てより、手そく客より御こひ事本なり、えをさきへなし、ゆるりの右の方へいだすなり、

〔茶之湯六宗匠傳記三〕古田織部殿自筆の寫

一貴人珍客を夜會に申入事いかゞなり、夜は物事不自由なる物也、又は膳かげんもちがい、ごみほこりもみへざる物なればあしきと、常に紹鷗被申由、中略

一夜會の時、たんけいも、あんどうも、客の取あつかふ事なし、懸物など見度時は、手燭を乞て見る、

古田織部正殿自筆の寫

夜會之事

一夜會は心安き様にて、昔はむつかしき事などゝ申事も候、先ロジニ水ウタヌコトナリ、客ロヂ入候はゞ、てい主アンドウにて出向ふ事也、則路地へ出す事、スキニ悪敷コト也、扨其アンドウ腰懸の上に置、てい主入コト、正座の人其アンドウヲ持候而、ロヂ所々に氣を付、水鉢の本に置、手水つかい入なり、かこひの内は、タンケイニ火ヲトボシ置也、置所様々アリ、床の内タヲキ勝手ナレバ、床ニモタンケイ置コト有、乍去掛物名物ナレバ置ヌコト也、手ショク乞候而、懸物ミルガヨシ

手ショク亭主ゟ心得出置コトアル口傳、○中略

一夜會茶湯の事、路地石燈籠ニ火ヲトボシ、夜のあけぬ内は、路地ニ水うたぬ事也、中立之時分夜あけぬれば、水打申事也、扨カコイノ内アンドウ也、亭主炭の時、手ショク出ス事定りたる事也、

〔茶之湯六宗匠傳記 五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一夜會に所々の道筋に石燈籠有、みな〳〵火を燈すべし、又石燈籠うへ込の内に有、景の能物なり、是にも燈すべし、

一夜會の時、待合腰懸共に行燈を燈し置べし、刀かけの脇の石には、手燭に火を燈すべし、數寄屋の床に短檠に油火を燈すべし、燈眞五筋か七筋たるべし、尤長どうえんにして、後穴よりさげ置べし、

〔和泉草 三〕夜會

一夜會ノ仕方種々有レ之儀也、畢竟ハ朝ニモ晩ニモ晝ニモ不レ似樣ニ万事ヲ可二仕成一、此外ハ功者ノ夜會ニ逢テ知ルベシ、

〔三百箇條 上之上〕一夜會に、時により掛物をかけざることも有、掛る事も有、

〔三百箇條 下之上〕一總別夜會之事

口傳曰、夜會は中にも心持肝要之數寄にて候、然るにおき合せも別のおき合せあり、幾度も不審し相傳を請べし、利休織部も、本の夜會は度々は無レ之よし申つたへ候也、

〔茶式花月集 二〕夜咄之事

前茶ノ道具、水指ノ代リ藥鑵片口ノ類ヲ用ユ、前茶ノ道具、後座ニハ殘ラズ替ル、建水替ルニ不レ及、

前茶ノ節、烟草盆カ、又ハ總菓子カ、兩ヤウノ内一品出ス、後薄茶ノ節ハ、濃茶ノ道具遣フ、

素床ノ節、掛物好ム事ナシ、但シロ切等通リ道具ニテ相用候、掛物格別聞及メルナラバ好ム、見繕テハツサレヨトノ挨拶ニ不レ及、

〔槐記〕享保十一年正月廿五日參候、近ーーレナル夜茶湯ニ參ルコトアリ、然ドモ御流ノ茶主ニテコレナク、客ニナリテノ致シヤウ、心得ナキコトニヤトウカヾフ、仰ニ、〇近衞家熙サシテ別ノコトハナケレドモ、今ハ昔ノヤウニハ大ニ替リタルコトアリ、第一ノ心得ニハ、外ヨリ見入タルトキ、數寄屋ノ窓障子ノ明リノトリヤウニ氣ヲ付テ見ベシ、此亭主ノ上手下手ノ大イニ見ユルコトナリ、窓ゴトニ必ズ、掛戸ハアルコトナレドモ、是非ニ一方ハ明ルコトナリ、コレヲイキダレト云、上ノ窓ヲ明ルコトモアリ、下ノ窓ヲ明ルコトモアリ、月夜ト晴トノ違モアリ、月ノサシ込處ナドヘ、燈ノ明ニミユルヤウニスルコトハ、大ニアヤマリ也、前カド宗巴ニ、夜ノ茶ヲ仰付ラレシトキハ、窓ゴトノ戸ヲ殘ラズ掛タリ、譯コソアルラメト仰ラル、手燭ヲモ、今ハトモシナガラ障子ノ外ニ捨置テ、勝手ヨリ取ルヤウニスルコトハ、先第一ノ不用心ナリ、風ナドアル夜ハアブナキコト也、露地ニヨリテ、アシク戸ヲシメテ入ガタキ處モアルベシ、古ヘ常修院殿〇慈胤法親王ナドハ、究テ戸ノ外ニテ、下客ノ手水ツカヒ仕廻ヲ待テ、燭ヲ持テ御入アリテ、掛物ナドソノ燭ニテ見マハシ、下客ソノ手燭ヲ亭主ノ出テトリヨキ處ニ直シオキテ、火ヲ消スベカラズ、　十二年三月廿一日、參候、夜ノ茶ハ、晝ノ茶トハ各別、何トカアシライアルコトニヤト窺フ、仰ニ、ナマデカワリハナシ、今ノヲ見レバ全ク同ジ、只燈籠ノ火ノカゲント、手水鉢ニヌキスヲカケテ置コト、手燭ノアシライナリ、手燭ナシニ庭アカリ、ニジリアガリ、ソレトシラセノ燈ノ影、コレ一ツナリ、客モヌキスヲ宇分アケテ手水ツカフベシ、アトヲ又カケテ置コトナリ、今ハヌキスノ沙汰ナシ、前カドノ御噺ニ、夜ハ正客モ相客モ、テマチアヘセテ、内ヨリカケヤウニシテ、内ヘ入テモマチアヘモ、手燭ヲ入サセテ、床ノ掛ケモノモ、カハリ〳〵ニ見テ、下座ノ人、勝手口ヘ手燭ヲトモシナガラ、戸ノ方ヲ戴ニシテ置レシテヲ、今ノ人ハ外ニテトボシテ、風ナドノ吹カ、客衆ガ中戸モシメレバ危キコトナリ、〇中略　夜ノ茶ニ、前ニ濃茶ヲ立ルコト、必シモト云コトニアラズ、御前〇近衞家熙ナドハ、終ニ其式ニ御アイナサレヌコト其筈ナリ、イツモ夕御膳後ナド、フト催サレテ、逆ノコトニ、夜食ハ圍居ニテトアルヤウナコトモ、是非御相客トモニ揃ハセラレタ

入ヲセラル丶ナレバ其式ナシ、下々ナド、客ノ遅速ナドアリテ、格式バカリノヤウナレバ、會席モ早過テ興ナキモノト云カラ、前ニ咄ナドアル爲ニ立ルコトモアルベキコトナリ、夜ノ茶ニハ、香ナド一段ヨキモノナリト仰ラル、　霜月十六日、參候、夜會ノ茶湯ニ手燭ヲ出スコト丶、短檠ノ置處トヲ窺フ、今ノ人迎ニ出ルニハ、手燭ヲ持出デテ、客ノ中立ニハ手燭ナシ、コレハ如何ニ候ヤ、仰ニ、ソレハ御流儀ナドニハナキコト也、客ノ出ルニハ、倘以テ手燭アルベシ、(コレニ分ケアリ、奥ニ詳ニ記之、)先手燭ハ出シ入レト、眞ノキリ時ト、此二ツナリ、先亭主手燭ヲ持出デテ客ヲ迎フ、客ソノ手燭ニテ手水シ、其燭ヲ持チ入テ掛物ヲ見終リテ、其燭ヲ道具出ス疊ノ眞中ニヲク、柄ヲ主ノ方ニス、兎角手燭ヲ持ツハ、イツニテモ二ツ足ヲ持ベシ、手ヲ持ベカラズ、其子細ハ纔ニ柄ヲ持テバ必ユガム、ユガメバ蠟ナガル丶故也、(前カドノ御咄ニ、手燭ノ柄ハ柄ニアラズ、ヤハリ三本ノ足ヲ一方ハノバシタル物也ト仰ラル、)亭主出デテ其燭ヲ入レ、相應ノアイサツシ、眞ヲキリテ持出デテ炭ヲスル、其燭ノ置處ハ、主ノ向ノ上ニ角カケテ爐中ノ見ユル様ニ置コト也、扨炭ヲ仕廻ト又燭ヲ入テ眞ヲキル也、(燭ヲ一度々々ニ立テカユルモ仰山、又初ノ燭バカリニテ、眞ヲキルバカリニテハ短ナル、所詮二丁立テ、置テ取替ルガヨシトナリ、)膳ヲ出シザマニ、晤キホドニ燭ヲ出スベシト挨拶ス、客ノ方ヨリ、幸ニ燈ニテ閑寂ニテ好シ、燭ニ及ベカラズト云ヘバ不出コトモアリ、出サネバ菓子ノ時ハ必ズ出ス、其燭ヲ客持テ出デテ中立ス、亭主ムカイニ出ルニハ別ニ手燭ノ眞ヲヨクキリテ持テ出テ、待合ノ手燭ニカヘテ入ル、中入ノ後ノ燭ノアシライ、最前ノ初入ニ同ジ、　短檠ノ置處ハ、爐ノ脇ノ十一目、十二目、或ハ九目ニヲクト申ス説ノ候、トカク爐ノ櫝ノ上ニ、燈影ノ半分ノコル様ニヲクト申スハイカヾニ候ヤ、仰ニ、燈ヲ出スコトハ、全ク爐ノ爲ニアラズ、燈ハ座ノアカリノ爲バカリナリ、手燭ハ全ク爐ノ爲バカリニテ、座ノ爲ニアラズ、故ニ短檠ノヲキ處ハ、一座ノアカリヨキト、給仕ノ邪魔ニナラヌ處トニヲクコト肝要也、但シ床ノ影ノウツリヲ能々考フベシ、床ノ掛物ヲ畫ニテモ、墨蹟ニテモ、半分ニキル丶ヲ嫌フナリ、大軸ノモノニテ、全ク明リニナラネバ、一向

ニ影バカリカ、一向ニ明リバカリカニスルコト也、夜會ノ掛物ハ、大字ノモノカ、トカクハキトシタル物ヲ掛ケナ、燭ナラデモ見好キ物ヲカクベシ、食物ナドモ其心得ニテ、升ナキ喰好キ物ヲ出スベシ、

飯後會

〔茶道筌蹄〕一茶會

飯後〈菓子茶といふ〉　朝飯後は五ツ半時、晝飯後は九ツ半どき、いづれも菓子の茶也、朝飯後は正午の茶會の邪魔にならぬやう、晝飯後は夜ばなしの邪魔にならぬやうに、客の心得第一也、

〔南方錄〕二菓子會

是も不時會也、いとまなき人は、わび數寄の饗應をはぶきて、菓子にて、可參と云、菓子にて一服可進といふたぐひ也、案内有ての不時と心得べし、

〔和泉草〕三菓子之茶の湯

一菓子ノ茶湯ハ、不時之茶湯ノ又輕キ物ナリ、常ノ茶之湯ノ格ニ替テ、面白仕成事一也、

〔槐記〕享保十二年八月十二日、參候、昔在常修院殿〈○慈胤法親王〉ノ茶入ノ袋切ヲ、後西院ヘ御所望ナサレシニ、迚ノ義ニ、袋トモニ此御方ニテ調進アルベシトテ、其出來シタル日ニ、公〈○近衞家熙〉ニモ御出ニテ、共々ニ御遊アリシガ、飯後ニ不圖後西院ノ勅諚ニ、幸ニ此茶入ニテ一服獻ゼラレヨ、御チ龜ガ茶屋ニ掃除モ出來タリ、アレニテ菓子ノ茶湯セラレヨ、御茶ヲ初メ道具ハ坊城平松ヘ云付テ、何ナリトモ息借セラレヨ、早々ト御所望ナリシカバ、サレバトヨ、如何アルベキヤトテ、御立アリテ御茶屋ヘ御座アリシガ、程ナク御案内アリテ、後西院、無上方院、公モ御入アリシ時ノ花生ニ、青竹ヲクロギ柴ノ大小黑青ヲマゼアハセテ、タルリト卷テ、二所ヲ藤蔓ニテタ、リテ、ソレニ連翹ノ大枝ト、榠樝ニ花トヲ入ラレタリ、時ニトリテノ御働ト云、　十五年三月廿二日、參候、野村新兵衞ガ伺ヒ奉リテクレヨト申スコトノ侍リ、古ヘヨリ飯後ノ茶ト申スコトノ侍ルヨシニテ、亡

父モ仕リタリ、他ヘモ召シツレテ參リシカドモ、幼少ノトキニテ、シカトモ覺エ申サネドモ、大方ニ常體ニカハルコトナシ、炭ヲシテ菓子ヲ出シ、中立シテ入テ茶ヲタツルコトナリ、上流ノ茶人ノ方ヘ相伴ニ參リシニ、中立ノ後ニ羽箒ノ音ノ聞ヘシカバ、イザ參ルベシトテ入ラレタリ、案内ナマメズソノ後其方ザマノ人ニ尋ネシニ、羽箒ニテノ掃ヤウニヨリテ、案内ヲウクルコトモウケヌコトモアリ、園ヨリ内ヲハケバ、案内ヲマタズ障子ヲ開キテ、シキイノ外マデヲ掃ケバ、案内ニヨリテ入ルコトナリト申ス、御流儀ニモ侍ルコトニヤト伺フ、仰ニ、〇近衞家熙是ハ常修院殿ノ直ニ御物語ニテ御聽ナサレシコトナリ、其節飯後ノ茶ト云名目流行シタリト見エ、飯後ノ茶ト申モ、菓子ノ茶ト申スモカハルコトナシ、菓子ノ茶ノコトナリ、飯ハタベテ參ルベシ、茶ヲ御フルマイ候ヘト申シツカハスカ、他處ヘ茶ニユキタル歸ルサニ、一服タベタシナド云ヲクル是ナリ、サルニヨツテ、菓子ニテ茶ヲフルマフコト、常ノ通リヨリ外ニカハリタルコトアルベキヤウナシ、中立ヲスルトセヌトハ、菓子ニ差別アリ、亭主ヨリモ、タヾスルヤウニ仕カケテユケバ、立ザレバナラズ、尤モタツガヨシ、タヾサヌヤウニスレバ、タヾヌガヨシ、同ジ菓子ニテモ、シカトシタルモノニテスヽリダンゴトカ、センザイ餅トカ、出ルヤウナルハ、亭主モタヽセルヤウニスルガヨシ、客モタツガヨシ、又格別カロキモノニテ、ハシヤギモノナド出ルヤウナルハ、亭主カラモ、タヽセヌヤウニスルガヨシ、客モ其氣ヲ承リテ、タヽヌガヨシ、是ハ一概ナラズ、日外寸松庵ヘ飯後ノ茶ニ行タリシトキノ菓子ニ、スヽリダンゴヲ出サレテ、其マヽニテ御立下サレヌヤウニ、御ウシロニ御手水ヲモ設ケタリト申サレシカドモ、少シ庭ヲモ見タシ、幸ナガラ立ベシトテ立タリ、古ヘ常修院殿ヘ親ク參リ通ヒタルモノニ、安部信濃飛驒ガ弟ト申スアリシガ、殊ノ外茶湯ズキニテ、主ガサビタル圍居ニ額ヲ掛タキ由ヲ申テ、飯後庵ト號シ、菓子バカリニテ茶ヲ仕タルコトアリ、是時分ノハヤリコトバト見ヘタリ、必ズハコビノ物ナリ、此事ヲ新兵衞ヘ傳フベシト御ナリ

古ヘ御所樣ニ三菩提院樣〇貞敬法親王ト御一處ニ、

大佛ノ獅子吼院様〈法親王○尊勝〉ニ御出ノ次手、常修院様ヘ立寄テ、一服タベタシトテ菓子ノ茶ニアイタリ、右ノ通リニテカハルコトナシ、菓子ハハシヤギタルモノヲ出サレタリ、總ジテ茶ノカヘリトカナニゾニテ立寄ル人ニハ、急度菓子ハ出サヌガヨシ、ハシヤギモノナド然リ、先ノ茶菓子ニサシアハヌヤウニシタルガヨシ、菓子ニテ一服タベタシナド云送ルニハ、スヽリダンゴ、ゼンザイ、或ハ吸物抔出スコトモアルベシト仰セタル、

〔茶道筌蹄　一〕茶會

不時　會約なしに、差かゝりて催すゆへ、道具萬端心得覚ましなり、

不時會

〔南方錄　二〕不時之會　急接共云

朝晝夜三時の外を不時と云、朝飯後にても門前を通掛に云入て、一服と所望の事あり、是急接也、露地は手水鉢の水改むるまでにて、早く案内をすべし、中立前露地内外雪隱等、水たふ〳〵と打べし、床臺目共に薄茶の棗抔、棚にありの儘にて呼入、炭加へて湯釜に改、あぶり昆布水栗の類茶請に出し、引合たる濃茶あらば濃茶にすべし、さなくば薄茶を眞にはたらきてよし、炭の時棚の棗茶は取入べし、後座掛物卷て客へ花所望すべし、又は初座花ならば取入て、秘藏物抔外題をかざりてもよし、ケ様の事時宜に寄べし、必と云にはあらず、急接の時、にしめの類茶請に出す事ひが事也、我食事の砌の様にて惡し、利休壯年、奈良住人宗泉と云者、不圖不時に一服所望しけるに、煮染の茶請出され、後悔のよし、度々門弟子に語られしとかや、又は前日前々日にても、朝飯後何時比御茶被下候へと申入、又は主よりも不時に一服と約諾したるは、露地數寄屋のもうけ常の會同前也、少寬の心持は、主の作用分に寄べし、勿論煮染の類、又は吸物にて一獻、何にても茶菓子心次第也、不時の會いかにも秘藏の道具抔、一色も二色も出し、所作具にすべし、心は草がよし、

跡見會

〔茶道筌蹄　一〕茶會

跡見　跡見は朝茶正午の後に限る、夜咄には跡見なし、客は近邊まで來り、何方にて御案内を相待と亭主方へ申入る丶也、亭主朝茶午時の茶濟次第花を殘し、ケ様の節は、初めの客に花所望したるも宜し、客方へ案内をなす、客は案内に隨て露地へ入る、亭主炭を一ッ二ッ置添て爐中を奇麗になし、但し火未落ず、釜もよく來るならば、其ままにてもよし、偖水さしの前へ、袋をはずしたる茶器をかざりつけ、手水鉢の水をあらため迎に出る、但し露地へ水を打ず、客座につくとき、亭主茶碗を膝の脇にをき、勝手口明、如例挨拶して、直様に點茶をなし、客は茶入茶杓をかへし、一禮して退出するなり、夫程に急なる事もなき時は、濃茶の跡にて炭をなをし、菓子を出し、薄茶を點るもよし、菓子ははじめに待合に出しをくもよし、元來跡見の趣意は、遠方へ旅立をする日限急にせまる歟、用事繁くして、半日の閑を得る事もならざるに、何とぞ此度の催に洩る丶事の殘念さよと、客方より乞ふ事故、誠に火急なる場合をたのしむことなれば、主客とも心得あるべき事也、

〔茶道便蒙抄〕四跡見之茶之湯之事

一座敷置合は、菓子の茶之湯に懸物と茶入の袋なき物也、食物は菓子にても出さず、扨客行時分は、茶主より案内あるもの也、但客の住宅亭主よりも隔り候はゞ、近所何方へ參り居候半の間、時分御知らせあれと、兼て茶主へ約束致し置たるがよし、

〔槐記〕享保十五年三月廿二日、參候、跡見ノ茶ノコトヲ申シ上テ、頃日吉田某ガ庸軒流申サレシハ、去方へ迹見ノ茶ニ參リタリシニ、例ノ通リ初手ハ花ニテ菓子ヲ出シ、炭ヲシテ中立シ、後ニ入ルトキハ花ナシ、メクラ床トス、庸軒流ソノ外ニテモ、後ノ花ニ水ヲスルコトアリトナリ、茶スミテ後ニ、正客ノ申サレシハ、迹ノ義ニ、御掛物ヲモ拜見仕タシト申サレシカバ、以外御目ニカケタルモノニテ候トテ出サヾリシハ、主客トモニ尤モニヲボヘテ候ハヾ、イカニト申シキ、迹見ノ茶ニユクホドノ人ガラナクレバ、カテノ入魂ナルベシ、尤ナルアイサツナリ、モシ初テノ人アリテ、右ノ如ク所望セバ、只一二幅ノモノニテ、數ハ所持イタサズ、孫子テ御茶申ス節、御目ニカクベシト云ハンカト、尤モ

面白ク覺ヘ候ト申セシハ、イカニヤト伺フ、仰ニ、迹見ト云フコトハ不知コトナリ、終ニユキタルコトモ、呼ビタルコトモナキナリト仰ラル、左コソアルベキコトニ候、御所樣ナド、迹見ニ呼人モ參ル人モアルマジケレバト申シ上シカバ、イナトヨ、昔シ利休ヤ織部ナドガ方ヘ、迹見ニ大名ノ參リタルコトヒタトアリ、是レハ秀吉ナドノ茶ニユカレシ迹故ニ、眞ノカザリトカ、名物カザリトカニテ、又面々ガ茶ニユキテハ、再ビ其目ニアイガタキコト故ニ、強テ所望スルコトナリ、ワザトコシラヘテ、イザ迹見ニ參ラント云ハ、客モ客ナリ、亭主ノクタビレヲモ不顧シテ所望スルモ不仕付ナリ、亭主モ人ニ飲マセタルアトノ殘リ茶ヲ振舞コトモ由ナキコトナリ、迹見ト云コトアルベカラズト仰ラル、

〔槐記續編〕享保十八年十一月廿五日、參候、○右京大夫、熙、山科道安、總ジテ跡見ノ茶湯ト云コトハ、モ人ノヨク云コト也、跡見ト云コトハ、御成ナラデハナキコト也、今ノ跡見ト云コトハ、今日御茶アリト聞シ、御殘リアラバ參リ度ト云ノ儀也、ソレ故今日ノアトミト云ヲ、又一ツ其儀アルベシト仰（近衞家熙）ナリ、古ヘ秀吉ナドノ跡見ト云ハ、色々ノ名物ヲ御成ノ爲ニ設ケタルガ故ニ、此度ナラデ又見ンコトモ難カルベシト云心ニテ、御跡ヲ拜見スル心ナリ、ソレ故二三人ニカギラズ、七八人ノコトモアリ、ソノトキハ路次ニ立コトトミヘタリ、今ノハ客ノ數モ大カタ極リアレバ、茶ノ殘リヲ所望スル意ナリ、　跡見ニテ大勢ノトキガ、重子茶碗ノ作法アリ、　茶後ニ參ルハ、極メテ花ガ先也、菓子ニテモ出シテ、而シテ掛物ヲ持參シ、掛物竿ヲ持チソヘ、先ノ掛物ニテ候、茶具ヲ調ズルノ間ニ御カケ下サルベシト云テ、花ヲ取リイル、又圍ノ内ノ筆ハ、別ノ制法アリ、掛ケヤウ、持テ出ヤウニ尤習アリ、茶入ハキハメテハダカ茶入也、客モシ袋ヲコヘバ、勝手ヨリ出シテミスルコト也、　道具ハ極メテハコビ茶ノ湯ニスルコト也、ソノ外仕ヤウ共アルコト也、重テ仰聞ナルベシトナリ、　掛物ハ、卷キナガラ床ニカザルコトモアリ、竿ヲソユルコトモアリ、此トキ軸先軸本ノ吟味アリ、

〔茶道筌蹄 一〕茶會

獨客　客待合に腰をかくるも、中央より下へさがりて席につくも同様なり、主人の心得は、客の淋しくなき様にもてなすを肝要とす、主人の座は茶點疊の末席に、座敷の勝手に隨ひ見はからふべし、料理は膳を客へ進め、手前の膳を持出し相伴する也、其後は通ひ用ゆ事例のごとし、偖通ひ飯器間鍋(カンナベ)を引とき、亭主煮物の椀を我膳へ乘せ勝手へ持行、勝手にて吸物を相伴するなり、又吸物まで相伴して、吸物椀を膳に乘せ勝手へ持行、湯を通ひに出さすもよし、偖通ひ吸物を引付勝手へ入る時、亭主間鍋八寸持出るもよし、通ひ盃を納め勝手へ入るとき、亭主吸物椀を膳へ乘せ勝手へ持入、湯を勝手にて相伴し、客の膳を下ぐるもよし、點茶の節、客より御手前も召上られ候やうなど挨拶ある時は、二人分の茶を點る也、客より右の挨拶なき時は、亭主より御相伴いたし候といひて二人分の茶を點べし、御手前と一禮して茶を呑むとき、亭主且坐の半東のやうに座つく也、至て小坐敷ならば少し坐を進めてもよし、茶碗は手より手へ受取、帛紗をはずして呑む、客一禮すれば、茶碗を客の前に置き、帛紗をさげ、定座に歸る、

〔南方錄 二〕獨客之會

主客共に未熟の人不レ可レ叶、客腰掛に來らば早く迎入れ、或は懷石をも挨拶の上相伴し、或は中立の跡仕廻を急て、腰掛へ出て挨拶する類、色々主客共に心づかひ有也、後坐入の亦、右の如く腰掛に一所に居る故、漸湯相能成申べし、御入あれと云て先に歸るべし、此時鉦拆不レ可レ打、雨雪の時、笠二ツ圓坐をも二ツ置べし、口傳多し、

〔和泉草 三〕獨客

一獨客六ヶ鋪物也、何時も下座に居る物也、亭主ト諸事請取渡にも、手前モ能見ユル物也、客亭主共に挨拶可二心得一ナリ、

〔貞要集二〕一客一亭之事附花所望次第之事

一一客之事は、貴高には無之事也、茶の友自然に壹人茶所望の時に、待合へ來ルと其儘出迎、書座の挨拶はなしなど致し、又は薄茶を出し、追付御案內可申入と、內路次へ水を打、中潜に迎に出、戶を不差內路次へ入て、亭主も路次にて挨拶して、客手水を遣候刻、亭主躙上りの口より勝手へ入、戶少明て置、客座入著座を聞合、茶道口より出、此時は客功者なれば、炭所望の事有、又初座に花所望の事も有り、いづれも二品の內所望可申、若客炭辭退あらば、後座に花所望可申、花の出し樣は、花臺に花を取揃、木柄の小刀、茶巾、水継、花臺に載、下座床上座床ともに、花臺は軸先客の右のかたに置也、はなを生申とき、かろく花形に不構早速生るがよし、尤水を加て、花臺に殘花も取そろへ、客本座へ直る時に、亭主床前へ寄一覽申、花臺を取入、勝手次第合席を出す、後座の時は、其儘水覆を取出茶を立る也、花を若客生不申候はゞ、亭主花を生申候、かならず後座に炭所望可有之なり、風爐の時は、初座に花所望有之事也、其外常の如く替る事なし、道具も所持の內、秘藏の道具を一色出し見せ可申候、料理亭主相伴申事有、其時は、客は床前の疊を除て居申候、亭主は大目にて相伴申候、夫も他人は給仕も無之候へば、段々給仕をして馳走第一也、古來より一客一亭とて数有事に云傳、中立の時腰掛に出て、しばらく挨拶して、追付御案內可申とて、內に入莊合せ、早速案內鉦打なり、諸事氣を可付事也、

〔槐記〕享保十二年三月廿一日、參候、一亭一客ニハ、料理ニ心得アルコトナリ、モツソウハ勿論ノコト、香物ヲ置合セテ出ス、其外ノ物モ煮物燒物等、客ノハ面々各々ニ器物ニ入テ出ス、亭主ノハ、一器ニモラル丶モノヲ用意シテ引テ、後ヨリ出スモノハ、皆己ガ量カ煮物椀ニ一ツニ入ル丶コトナリ、ソノガテンニスベシ、　十四年十二月朔日、仰ニ、(近衞家熙、中略、)一亭一客ノコトヲイフゾヤモ聞セシガ、又ハナシテ聞ゟスベシ、凡ソ一亭一客ノ時ハ、飯(近衞家熙)ニモ常ノ後段(豐臣秀吉)へ御所望アリシナドヽ、內證ニ功者ノ人ノナ

クテハナラズトテアソバサズ、ソノノチ三菩提院殿(貞敬法親王)ノアソバセシニアイタリトノ仰ニテ、コレヲウケタマハル、亭主ムカイニ出デテ、待合ニテユルユルト語リ、サテ時分モ好カルベシ御入アレトテ、同道シテ同ジク入ル(客ヲ先ヘ、亭主ハアトヨリ入ルナリ、)此時ニ掛物ヲカケズ、客ニカケサスルナリ、(追而會席ヲ進ズベシ、コノ掛物ヲ御掛ケ候ヘトテ内ニ入ル、)客カケモノヲトリテコレヲ掛ル、掛物ノオキヤウ、掛物竿ノオキヤウアリ、掛ケ仕舞タルトキ、亭主出テ釜ヲアゲ、炭ヲスルトキニ客ニ所望スル、(コレ前ニ記シタル通リニス)亭主炭ヲ見テ釜ヲカケ、サテ會席ヲ出シ、亭主モ同ジク相伴ス、(亭主ノ膳ニハ、後色ニテモモリアハセテ、カハラヌヤウニス、)客ノ汁ヲハジメ、カユルモノヲ亭主コレヲ盆ニテカヘ、勝手口ヨリ取カユル、サテ中立ニモ又ツレダチテ出ル、(ソノ間ニ勝手ヨリ花生ヲ掛カエテ掛物ニスル、)又待合ニテ話シテ、又ツレダチテ入ル、(此トキニ手水鉢ノワキニ花ヲヲクコトアリ、此トキハ花カゴニテ、叢色モヲクコトナリ、花臺ハ座敷ノモノナリ、花籠ハコノトキノモノナリ、)サテ又同道シテ入リテ、茶入茶等ヲ吟味致スベシ、其間ニ花生ラレヨト云テ内ヘ入ル、客花ヲクバリテ、下ノ重ニ生ケ、亭主出テ花ヲ見テホムルトキ、亭主ニ向テ、花ニモ餘慶アリ、チト生ラレヨト云、生ルコトモ生ヌコトモアリ、(生レバ上重ナリ、宗匠ニテ弟子ナド呼タラバ、生テモクルシカルマジ、)サテ水指ヲハジメテハコビテカザルナリ、茶モ相伴ス、

殘火會

〔南方錄 二〕殘火會

誰にても會するを問合、功者の亭主へ殘火所望の事有、口傳多、未熟の人成がたき事也、

黄昏會

〔和泉草 三〕侘之格

一黄昏ノ茶湯ト云アリ、不慮ニ暮ニ客來ルニ、風爐ノ内ノ火ヲ能シテ呼入、次ノ間ヨリ燈ヲ取寄、シミ〳〵ト座敷へ取出ス物也、是黄昏ノ茶湯ノ仕様也、諸邊其覺悟有ベキ也、

〔備前老人物語〕暮の茶湯といふことあり、會席をつねよりはやめに食し、酒すぎ湯呑終らば、膳をこなたよりをし出すほどにして、はやく座をたち露地へ出べし、亭主もその心を志らば、これは忝とて茶請をもち露地へ出べし、客も忝とて則食し、手水鵜飼して、はやく座敷へ入べし亭主も

その心得にて茶をたつべし、掛もの花など見る事も、其外一座の趣みな心得あるべし、畢竟燭の出ぬ前に、道具などみて仕廻うがよきとの心もち也、

雨會

〔南方錄 二〕雨中會

竹がわ笠腰掛に置事勿論也、木履時宜に寄事、露地入往來必さわがしく足早に成事、つゝしみ無故也、篠笠腰掛に置べし、凡はかざして濟事なれ共、手水抔の時不自由也、紐を輕くしめてよし、夜雨の時、灯に雨のかゝらぬ樣に前へ引付て持たるよし、小雨の時は木履に不及、强雨ならば木履腰掛に出し置べし、手水鉢の蓋してよし、亭主方は、中立なしに茶立る樣にする事なれども、手水せず茶を呑事、ゆめ〳〵不可有なれば、亭主よりもさいていふ事にあらず、玄關ひさし下、又は塵穴の石に手水出し、雪の會の如く、御獨々々御手水候へと云もよし、雨さへふれば、小雨にても自由して玄關へ手水出すにてはなし、

〔槐記〕享保十三年十二月十一日、鷹司內府樣(房熙公)ノ御尋ニ、雨ノトキノアシラヒハアルモノニヤト、仰ニ、(〇近衞家熙)手水鉢ノ蓋ニ、竹子笠、路次ゲタ等也、ソノ外ハアルベカラズ、總タイエタ雨ノ日ノ心持ハアルベキコトト仰ラル、

雪會

〔南方錄 二〕雪の會

雪の會は、何とぞ足跡多くならざるやうに心得べし、飛石の上計、水にてそゝぎ消すべし、雪團杯の雪は早氷やすし、飛石の上すべりて惡し、飛石なしの露地雪かきにて道を付れば、殊外能道も付き見所有、飛石ありとても、雪のやうすに寄て、飛石の上は其儘置て脇に道を付てよし、露地に寄べし、手水鉢の水は入ずして叶ぬ事なれば、見能樣に水を掛て消べし、但手水鉢の石、又は其邊の木共に、景氣面白く降積りたるには其儘置て、手水は腰掛に片口にて出すもよし、主雪かきを携へてむかひに出べし、中立の時跡をいとひて、手水に腰掛迄たゝせの樣に塵穴を用もよし、去、

故穴のきわに石をすへ置事也、又玄關ひさし下に、片口にて手水を廻し、御獨々々かわる〴〵御手水候へと云もよし、塵穴の時も同前也、其時は客衆ひとり〳〵たちて手水すべし、故實口傳、雪の夜會、露地の燈籠は、凡とぼすべからず、雪白きにうばはれて見所なし、光うすし、但露地の木だら樣子に寄て、一筋には云がたし、花は古來用捨す、梅はきやうに寄すべし、火相常より强うしてよし、香爐抔出して可然、常よりは大振よし、手をあたゝむる心あり、風雅人は詩歌もよし、

〔茶之湯六宗匠傳記 四〕雪之茶之湯之事

一雪之茶之湯といふは、初雪の事より傳授故、あらわには申がたし、第一雪は十月比初ゆきふる也、雪ふる朝茶之ゆ者は、我が方に爐に火入、茶をしかけおき、雪を見て歌をよみ時を作、常の習とす、釜を仕かけおけば、おもふどしの人、見舞にくるなり、是をよび入、雪ごと云て珍敷存候、それ故に釜をしかけ置申とて、うす茶をたつる也、我も呑仕舞申候、其とき客、さらば我等侘へ御同道可申とて、先へ出らるゝ、てい主釜仕かけ置往時、道すがら木々の小ずへにゆきのかゝりたるを見て、雪ごとをほめつれ立往ば、ほどなく向へ付たり、そこにて又薄茶呑などする内に炭をする也、さて料理出し、酒も能かげんにのみ、湯出ると茶菓子喰、手水に立て、どらなると床敷舍内に茶具索あるを、如常みて座に付を、てい主出て濃茶をたてらるゝ也、總菓子迄くひ客立なり、是を雪茶之湯之大事として、印可條々內也、

〔茶傳集 六〕雪掃除心得の事

一雪雨の時は、外露地に竹の子笠を、客の數程一ツニ重ね、又下駄も同前に置べし、但置所不定、物に不障所に置べし、書院より露地へ出候時は、雪駄より下駄を置て吉、
一雪月の夜は客早く來るもの也、子細有事なり、亭主も其心得して可待事なり、
一寒氣の雪雨には、客露地に久敷不置樣、急ぎ內を仕廻呼入が吉、

〔和泉草三〕雪中月ノ夜

一月サヘ雪ノ光、一入面白折カラナレバ、座中燈モ如何、夫モ座中暗バ用ベシ、花ナド入ル事ハ以之外嫌也、月雪花トテ、三ツノ事ニ云習ワスル程ニ、花ヲ用バ茶湯ノ本意ニタガフ所也、其上月雪ヨリモ見事ニハ、珠光モ及ヌ所也、口傳、

〔喫茶指掌編一〕或宮方へ武臣何某、折にふれては御伽に出し、御懇命も厚かりし、ある冬雪ふらば必可ㇾ來、一服可ㇾ被ㇾ下の由仰に、難ㇾ有と申上候に、其後雪降ければ、騎馬にて御殿へ參、斯と申上しかば、御近習其趣を申上しに、能來たり、馬にて來しか、駕にて來しか尋よとの仰に、近習其旨を問、馬にて參上と答、故に亦其趣申上る、然ば先溫にして且可ㇾ待との仰に付、火鉢など出し待せ置、稍且有て待合へ行べしとの案内に付て、御待合へ出しに、粟田山より待合御小座敷の庭まで、目前木木の梢迄も雪はなかりけり、こはいかにと思ふ間もなく御迎有ければ、御小座敷へ入ぬ、宮御出にて、遠方能約を不ㇾ違來りし、聞ば馬にて來よし、淀塘より道すがら、雪の景嘸面白かるべし、夫故に庭の雪を取らせしに、存の外手間入たり、待久しかりつらんとの御意に驚恐入たり、

〔桃源遺事五〕一西山公、御風雅なる御事も、今の世には稀なるべきか、〇中略昔下總國小がね江戸より六里といふ所へ、狩に御出被ㇾ成、數日狩暮させ給ひて、大瀬と云村家に御宿被ㇾ成候、其夜宵より雪こぼつが如く降出けるに、西山公風と思召よりて、武州小石川の御屋舖へ人を遣され、世子綱條公へ被ㇾ仰候は、今宵此地を御立有ㇾ之、明朝御着有べし、其節は直に御數寄屋へ入せらるべきとの御事也、扨西山公夜半に大瀬村を御發駕被ㇾ成、〇中略卯刻に小石川の御屋形に御着被ㇾ成候へば、綱條公御待請、直に御數寄屋へ被ㇾ爲ㇾ入候、御路次入之節、綱條公へ、雪中ひだ笠のあいしらへ御傳授遊ばし候、

月會

〔南方錄二〕月の會

良夜の外、常の月夜成、其石燈籠抔とぼすべからず、されども其所により深みたる木陰は、月夜程闇きもの也、都而灯心を增してとぼす事も有べし、良夜に會を催す事、風雅の人ならでは無用の事也、四疊半にては短尺硯抔配合、詩歌等の催し有べし、窓の簾障子抔可ㇾ有ㇾ心ㇾ用也、

〔茶之湯六宗匠傳記四〕月之茶之湯之事

一月は何れもあれ共、分て秋八月十五夜を名月とて、詩にも歌にも賞翫する也、又九月十三夜の月を名月とて、分て茶之ゆ之時は大事印可習也、名月之夜はざしきに習有、月を賞翫故、床にも花も掛物もかくることとなし、爐に釜かけおき、扨月よくば、腰掛に圓座を客之かずほど敷おく也、扨客よび入、てい主水こぼし持出、先ッ薄茶をたつる也、此ときは座に火不ㇾ出、勝手にたかく〱とらうそくを立べし、其あかりにて茶をたつるなり、客三人あらば三服たてゝ、一服はてい主呑べし、其後うす茶をしまひ、扨炭入持出て、すみを如ㇾ常する也、其時はらうそく持出べし、扨夜食を出すべし、夜食濟に手水に立べし、扨數奇屋へ入濃茶たつる也、總くわし出し、禮云立也、是も印可之大事なり、常のしかたとは大にちがい候、印可ヶ條之内也、

花會

〔南方錄二〕花之會附送花花持參名花

花の會とさして云事まれ成べし、花を送り、又は客衆花持參の事もあり、花入にいくるやうに、下葉抔取のけて、こしらへ過したる惡し、名花抔求めて會を催す事も有べし、

名水會

〔茶之湯六宗匠傳記四〕名水茶之湯之習之事

一名水と云は、京にては宇治の三の間の水、柳之水、たゞす水、尼寺之水、さめがい之水、惡王子淸水、小柳水、菊水、大坂にては天王寺水、鯰之水、江府にては井伊の淸水、御茶水などゝ云水は上水とする、是を釜しかけおけよ、〇中略田舍にても能水には金氣おもみうつりがもなきを上水とする、かけみることは前に出たり、それを見ればしるゝ也、手前には替ことなし、湯にて乞出し呑べし、か

柴火會

ざりがならい也、かざりと云は、三疊大にても、水さしの前に竹輪置、横にひしやくを置べし、又は大目の外へ出しかざることも有、四疊半にても、一疊半に而もかざるべし、但し一疊半は、いつとても水指の前に置べし、又棚物の時は、たなの前にもおく、ふたおきにひしやくかけ置ことは、何にても名水の案と云物也、捌は名水にて可レ有と、必湯にて呑ことが客ぶりの大事也、か樣にせざれば、てい主に恥をあたゆると云物也、是をぬからずに客ぶりすべし、去方にか樣にして有を、常のごとく座に付れたれば、後にはてい主不機嫌に而、そこ〳〵あいしらいて、てい主假に用が出來たるとて他出せられ、其日の茶之湯は無レ之由、去人はなしにておどろき入たり、是といふも客に叅られたる衆々の、茶之ゆ不功者故也、とかく習を知て出さするは、客の大功者と云物也、

〔南方錄二〕柴火之會　ふすべ茶湯也、野がけとも云々、

ふすべ茶湯と云事は俗名也、野がけの事也、大善寺山、又當國(○筑前)箱崎松原とて、休居士のはたらきに、松陰成故、松に雲龍の小釜を釣て、松葉をかき寄、さわ〳〵と湯をわかし、わき立のぼる松風の一聲、煙の立のぼる體面白しとて、殿下(○豐臣秀吉)其後野遊の御時は、たび〳〵休にも宗無宗及にも、かのふすべ茶の湯を出候へと被レ仰しより、皆人ふすべ茶湯と云也、亂にての時は水邊故、三本竹にて釜掛られしと也、主客の心も清淨潔白をもとゝす、此時計り清淨にするにはあらず、茶一道もとより得道の所にごりなし、出離の人にあらずしてはなりがたかるべし、手わざの諸具共に定法なきが故に、定法大法有二其子細一、唯一心得道の取おこなひ、形の外のわざ成故に、なまじいの茶人、かまいて〳〵無用也、天然と取行べき時あるべし、器物杯水そゝぎて、さわやかにするを第一とす、興を催し過れば雜席のやうに成、うと〳〵しければ、景氣にうばはるゝなり、かの千山萬水の景氣も、此釣釜のへり取、一二席の眞味にもとづきて、しかも他の境にあらず、景氣が體に成て、茶席が用に成と、茶席が體に成て、景氣が用に成るの違也、茶を體にする程の茶人、今世に難

唐物會

有、誠に向上底也、手わざの所作は、さのみ六ッ敷事にもあらず、手前の大概を云へば、松陰抔景氣を見立、釜を釣やう取毛氈抔見合敷て、主客の座を設て、折敷に茶箱柄杓置合置也、客著座後、榻子か提物の類にて菓子を出す、(此茶請は、時に應じて色々了簡有べし、)茶に取掛以前、主茶構への所へ向ひ、松葉木の葉抔、釜の右の方にかきたて有を、火箸にて釜の下にさしくべ、扇を以てさつ〳〵とあふぎ立れば、釜一聲を發つす、扨釣をはづし、釜を水桶の際へ持行、左の手にてつるをとらへながら、右の手にて捲、柄杓にて水を汲て、釜の蓋の上よりさつと流し改む、緣取の上に紛巾を出し置て底の露を取、直に持出てもとのごとく釜を掛、扨折敷にある茶箱を取て前に置引出し、折敷を我右の方にかりに置、茶箱袋の結目をとき、蓋を明てあをのけて、小手桶の前に置、其上に茶入をあげ、茶杓共同前に置、扨茶盌茶筌茶巾を折敷の上に置、茶箱の內にある薄茶入を箱の眞中に置、袋の長緒箱の內へ押入、勝手の方へなをし、折敷なりとも持て、火桶の際へ行、茶盌茶筌茶巾柄杓皆々すゝぎ改め、折敷にのせ、爐がまへの所へ持出、前に置て折敷の上にてさばく手前也、茶立る茶筌を茶盌に付ながら左手に持、右の手に扇を開きおほひて、客前に持行渡す時、扇をのけて少々ふり點て客へ渡す也、此巳下は仕廻別義なし、向爐がまへ、臺目がまへ抔、いくやうにもする也、夏冬の了簡も有べき事也、大悟の茶人、其時に應ずる作用、差排筆舌に及がたし、

〔茶之湯六宗匠傳記 三〕古田織部正殿自筆の寫

一へぎの茶の事、野がけナドニテ、貴人ヘ御茶上ゲ申時、自然有事也、茶入へぎにのせかざる事也、茶の時はへぎをはづし、顏の少先脇ニ角チガヘテ置事也、茶入唐物の茶入ならば、唐物あいしらいにする也、

〔鹽尻 九十八〕或茶人に唐物の茶の湯を望ける程に、其器物みな唐土の物を盡して珍らしかりしが、掛物計り何がしの卿の書給ひしあまの原ふりさけ見ればの和歌也、客心得侍らざる事哉と

香爐會

て聞けるに、さる事に侍る、此歌は仲麿、もろこしにて月を見て讀ける由、古今集にか侍りし、されば歌は我やまとの風なれ共、唐土にて讀しかば、唐物にこそ侍れといひしかば、水鏡にも仲麿唐土にて、三笠の山にいでし月かもと讀し事見えたり、誠に物がたき文字の懸物ならば、異やう過なんを、おもしろくこそ侍るとて、客も共に感じけるとかや、茶會を斯風流にして、文雅ならんこそをかしく侍らんを、田舍の茶會はおごれるのみにして、年老ひ物むづかしげにふとり過たるもの、、萬づ自慢したる客のかほにくげにおもひやり、異なる事なき有さまのどち、いと愚かなる物語などして、物食ひ茶す、、りて長居したる、心づきなく見苦し、

〔老人雜話下〕香爐の茶會と云ことあり、主人炭をなをして後、長盆に香爐と香合と香筯とを置て出す、料理まだしき時是を出して、勝手口の障子をはたとたつる也、其時上客香爐にある香を聞、左の袖より懷に入れ、たきとめて右の袖より出し、たきがらを懷中して次の人へ遞す、次の客、また香合の香を銀盤へつぎ、聞て左の袖より入れて右へ出すこと、初客の如し、末座に至りたき終て、殘りたる一爐を香爐に置き上客に呈すれば、上客勝手口に置き、主人の爲にする也、客五人なれば香五片、六人なれば六片、香合に入るなり、大さは二分四方、厚さは分半也、若し料理間もなく、又は客を試みんと思へば、勝手口の障子を細目にあけて置く、其時は初よりつぎて出たる香ばかりを聞てまはし、勝手口へなをす法也、香爐も必ず青磁のすぐれたるを用るにも非ず、瀬戸などのこびたるなどよし、心得あるべし、

〔槐記〕享保十四年正月廿四日、香ノ茶ハ、必ズ聞香爐ヲ不用口ヨセカ、スベリロヲカキアケ灰ニシナ、銀ヲシカズ直ニ燒ナリ、客ヨリハ古キ御香ニ候、ナゾ火布ヲシカレズヤナド挨拶ス、若シ名香ハ必ズ銀ヲシキナ燒ナリ、銀ヲ敷ホドナレバ、亭主チト續ガレ候ヘト云、客固辭スレバ、其通リニシテ入ルガヨロシ、シカレドモ續グベキカト云ヘバ、亭主勝手ヨリ香盆ニ香箸木箸並ニ銀盤ニ

入レ、燒ガラ入レマデヲノセテ持出、サイゼンノ銀ヲヲロシ客ノ前ニヲク、客銀ヲトリ香ヲ燒テ亭主ニ廻ス、亭主香爐ヲトリテ、棚ニテモ床ニテモ直シオク、此トキハ燒物ヲ燒カズ、香爐ヲ入ルレバ燒物ヲタカズ、席ニ香爐アレバ、タカズト合點セラレヨ、

花見歸會　風呂後會

〔備前老人物語〕花見歸風呂上りの茶湯といふあり、これは人に依て花見の歸るさ、風呂の後の席に茶をまひらする也、その時はつねの衣服を著て迎に出、座へ請じて、能相なる道具にて、まづ薄茶を以、次第にすゝむべし、其茶過てのち爐火をなをし、つねのごとくせんを出し、それより眞にかまへ、衣服等もあらためよと也、悉略す、

茶會節序

〔茶道筌蹄一〕同〇茶會節序

大福　正月元日より十五日までの茶會をいふ　春　正月十五日以後を春茶といふ　風爐　曉夜咄はなし、七ツどきまでに釜仕舞ふ事、　名殘　古茶の名殘といふ事也、風爐の名殘といふにはあらず、八月末より九月へかけて催す、　口切　九月の末より催す、當年新茶の口切也、

〔槐記〕享保十年正月七日、參候、今日ノ風雪ニ能參リタリトテ、保君御方御盃頂戴、イトアリガタキヲ覺ユ、而シテ御前ニ出、今日ハ御嘉例ニテ大服ノ御茶湯アリ、久米玄察、宗也ナド參ル、雪モ一段トフリツヾキヌルハ最面白ケレドモ、路次ノ行粧大キスギテ苦勞ナリ、後ハ晴ヤシヌラント御笑ナサル、

〔改正月令博物筌四月〕朔日　風爐の茶（三月廿日爐をふさぎ、朔日より風爐にかはる、）

〔茶之湯六宗匠傳記三〕古田織部殿自筆の寫

一夏は風爐の茶の湯の時、總而の障子を明、茶をたつる、てい主出て茶を點るにも、茶道口の戸をあけたつる、夏は暑き故、客も凉敷、てい主も凉敷茶をたつるなり、

〔槐記〕享保十四年二月十八日、參候、今ノ人、風爐ノ茶ニ伽羅ヲ燒スコトハ、心得ガタシト、無類ガ常ニ申シキ、宗旦ガ應山へ參リテ御物語ヲ申シ上ゲシ序ニ、風爐ノ茶ハ、イカホド出シケルニヤト仰アリシニ、宗旦ガ最早今一兩度ナラデハナラズ候、伽羅ガナタナリタリト申タリケレバ、夫ヽソトテ伽羅ヲ下サレケルトナン、ソレホドノワビ人ニテモ、風爐ニハ伽羅ヲ燒ケルニ、今ノ人ノ、古金襴ハ愛シテ、伽羅ヲツケボシニ爲ルコトハ何ゾヤト申シキ、　五月十八日、風爐ノ茶湯ニハ、亭主口ノ戶ヲタテヌコトアリ、此ゴロノ御茶ニモタテラレズ、ワボエアリヤ、先一ツ羽ノ箒ヲ出サントシテ、先棚ニ三ツ羽ノ箒ヲカザルトキハ、勝手口ノ戶ハタテヌガヨシ、先出デタ棚ヨリ香合羽箒ヲ下シ、釜風爐ノマハリヲ掃テ、ソノ羽箒ヲ勝手へ入レザマニ、灰ノホウロクニ一ツ羽ヲノセタルト引カヘテ出ス、ソノ爲ニ勝手ヲ開キオタナリ、先ハアツキ時分ニテ、開キヲキタモ好シ、羽箒ノ二ツ、一場へ出ヌヤウニトノコトナリト仰セラル、

〔茶道聞書集〕乙少庵風爐の名殘は、六ケ敷ものと被仰候由、流芳軒御申候、與に成凉しく候由、人の物語也、

風爐名殘、本文の樣子にては、如心齋若年の頃迄は至て稀成事のよし、啐啄齋も名殘面白きものと每日申されし、

〔槐記〕享保十二年八月廿一日、參候、風爐ノ名殘ト申スコトハ、何トゾ其アシライアルコトニヤト窺フ、(爐ノ名殘ト云コトハアリ、風爐ノ名殘ト云コトハ先ハナシ、)風爐ノ名殘ト云ヘバ、八月九月也、古ヨリ八月九月ハ、至極茶湯ノナラヌ時ナリト、常修院殿(〇慈胤法親王)モ常ニ仰ラル、八九月ハ、何ヽシテムツカシキゾナレバ、口切ノ用意ニ、庭ヲモ道具ヲモ直ス時ニシテ、口切ニ聞モナシ、至極仕ニクキ時也ト仰ラル、ソレハ如何ニヤト窺フ、常修院殿ナド每度仰ラルヽ、風爐ハ奇麗ヲ第一トシタ、凉シキヲヲモトス、八九月ハ新凉ニ、ソノアシライモ仕難シ、又爐ノ樣ニモナラズ、其間ヲ料理一フニモ氣ヲ付ベキナレ

バ最ムツカシ、常修院殿ノ、瓢ノ花生ヲキリテ下サレシ時ニ、是等ナド八九月ニヨキモノナリ、秋ノ艸花ナド入テ面白シ、フクベナレバ、炭取ニサシアイテ多ハ出サレズ、水ノナラヌモノナレバ、風爐ニモ出•シガタシト仰ラル、

〔茶道聞書集甲〕或處へ爐の名殘の茶に參り申候時、殊の外はか〳〵と致し候、香合に薫物白檀と二品入出、流芳ほめ被申候、

暖氣の節、薫物あしらい定りたる事にはあらねども、心得有べし、爐の名殘といふ事、他流にはあれども、當流には用ひず、名殘は風爐ばかり也、

〔和泉草二〕口切ノ時分ヲ知事

一口切ノ時分考知ハ、二霜三霜降テ後吉、霜巳前ニ壺ノ口切レバ茶損ズル也、

〔茶式花月集二〕一茶湯當日口切

樋或ハ戸押緣ナド、所々見合青竹ニ改ル、竹バカリニテ木ノウケ筒ハナシ、庭ニ大木アラバツメハセ可レ申候、　チリ箸、サイ箸、蓋置、灰吹、青竹ニ改ル、　所々戸留リ青竹ニ改ル、　路次ニ松葉ヲ敷、但シシキヤウ前ニ記、　手水鉢柄杓、内外トモ新ニ改ル、　路次水ヲ打　塵穴ニ青葉ヲ入、竹箸付置、青竹ニ改ル

〔南方錄三〕壺口切之會　火相之事　香出す事　茶の服心用之事、茶入心用之事、

初入掛物かけて前に壺かざるべし、草庵體の口切は火相を心得べし、火を强すべし、客座入あらば主出て一禮濟、早々挨拶して壺をさばき、壺を客より請て見る事勿論也、口切の時は大方はだか壺に口緖口覆まで可レ然、口緖も半切のたやすきが能也、手ばやにさばく事本意也、見物濟て道具疊に直し、封をさらりと立るし計に切て勝手へ持入る、封の切樣、前の印より小刀をはじめ、三刀に切事口傳有、壺室のふたを出して見する事有、凡夫にも不レ及、香爐抔出して、待遠になきはたらきすべし、主は茶批判してひかする、扨程を見合せ、炭をして懷石を出す也、中立等別儀なし、總

而坐をゆる〳〵とする心得なり、又火相に依て、先炭をする事ある時は、懐石の間見合で炭をくすべてよし、功者の客程、火相に心を用て心いそぎする故、炭加へ候へば、客落付て心閑なるもの也、坐を延す事は、香には不限、主の心持次第也、後坐の配合、水指に茶碗計有べし、茶入は小棗渦棗の類、又土物茶入も小きがよし、茶漸々引出來したる心也、服常よりも薄くして、能振たてるよし、湯相も雷鳴の時、いかにも強火相所要也、壺客衆見物の時、こかして出す事、名物に限りする事也、名物は底に名又は判等有との故、こかして出す、常の壺はこかして出す事惡し、

〔喫茶指掌編　三〕貞置云、口切の節、古昔は爐縁までも木地となし、春は塗縁として有つるを、近代執遠しよしやと云、側に見休居合て、是は必御覺違にてや可有、田舍も京もなべて木地は春とし、俳諧の四季の部にも木地縁と云て、春の季になるといふよしなれば、必思召違にてや有んと云、貞翁いや左にあらず、口切の時分には水次は片口、建水は面桶に至迄木地とし、又蓋竹なども青竹に相替る也、然ば爐縁も木地を用る筈なりと强て被申けれ共、歸て聞しに相違せし故に、いかにも疑しく存居し處に、丹羽五郎左衞門長重の直筆の書に、古田織部かたへ、十月四日口切に參じ道具付に、釜貳、爐縁木地、せい高の茶入、袋なしと有、其外諸方の茶に行し自分の留書有を軸物になして、玉峯の家臣大谷斎十郎より送りしを所持す、見すべしと被出しを我も寫し置し也、古代は皆口切は木地縁に致たる事也、然るに其後卑賤の小賢き者有て、春は埃立見ゆるなど云て、木地が春と風と云出せしを、俚人何の思慮もなく用たるを、終に斯は唱來ぞおかしけれ、

〔駒井日記〕文祿二年後九月十二日　一十七日八日比ニ御上り被成〇豐臣秀吉四十石などを伏見にて御口切有べきにて候、　廿二日　一於伏見御口切、廿二日、一番家康、加賀宰相、とひだ、　二會津少將、うらく、施藥院、〇中略　八そうくんそうほんそうあん、　廿三日、一番常眞、かなもり、はしば與市郎、〇中略　一右御口切之御壺四十石之由

〔殿居嚢 武家年中行事〕九月十八日、自御三家方以使者御茶口切被差上之、

〔將軍德川家禮典錄 九〕九月廿一日

一御茶口切ニ付、御茶一箱、鯛一折、松平加賀守より獻上之、謁老中、

〔將軍德川家禮典錄 十一〕十一月十七日

一御茶口切ニ付、御茶一箱、蜜柑一箱、日光准后より以使者差上之、

〔駿府政事錄〕慶長十六年十月廿五日、今朝幕下〇德川家康依命切鎭西壺之口給、則於御數奇屋召本多佐渡守、同上野介、大久保石見守、安藤帶刀、成瀨隼人、村越茂助、永井右近、松平右衞門、後藤少三郎、長谷左兵衞、鶴御料理賜御茶云々、

〔長闇堂記〕一堺藪內宗也、口切に利休を約束せし前夜、利休一禮に參られし時、宗也立出、尤忝し御入有て一服可參由申せば、利休明朝の口切なれば、先入まじき由申さるれば、明日は明日の御事なり、先は入有べしとて請じ入、茶を立いろ〱の物語にて、思の外はなしこみて、はや曉になる程に、利休さらば釜御改候へとて、朝の數寄迄居つゞけて、口切心よく有しとなり、

〔槐記〕享保十一年霜月十二日、參候、先日何某ガ茶ニ參リタリシニ、後ノ出ニ亭主茶椀ト羽箒トヲ持出テ、爐ブチヲ一遍ハキテ入テ、コボシヒサクヲ指出タリ、珍キコト、終ニ見ザリシコトニ候、コレアルコトニヤト申上ル、仰ニ〇近衞家熙イサシラズ、後ニ羽箒ヲ持出ルコトハアルコト也、口切冬ノ茶ニハキカヌコト也、冬何トゾ口切ニ呼バデカナハヌ人トカ、口切ニ冬ノ約束ノ延テ春ニナリタルトキハ、諸事ミナ冬ノアシラヒナリ、炭取モフクベ、爐ブチモ黑ヌリ也、其時ハ茶碗羽箒ヲ持出テ爐ブチヲハク、是ヲ爐ブチノアシラヒト云、冬ハシラヌコト也ト仰ラル、

〔改正月令博物筌 十月〕朔日　爐開 煖爐會、爐開會、今日爐を開き、三月廿日爐をふさぐ、唐にて今日爐を開き、爐中にて肉をあぶり飲食す、是をだんろ會といふ、此例により本朝茶人此日より爐を開き、賓客と茶を喫す、

〔華實年浪草十十月〕爐開（中略）茶人設二茶會一、於二爐邊一飲齋、謂二之爐開會一、

〔東都歲事記十四月〕朔日爐開貴賤茶會を催し、親戚朋友を饗す、

〔改正月令博物筌三月〕晦日　爐閉又爐塞ともかけり、茶人の爐をふさぐ也、およそ茶湯の法、十月より今月晦日限りにして、四月朔日より風爐なり、

〔和泉草三〕開爐閉爐ノ時分

一老者ハ十月ニ早ク開、二月ノ末ニ閉、少壯ノ人ハ十月遲ク開テ、正月末閉、又床ノ具名物所持ノ人ハ遲ク開爐シ、春早ク閉、天目茶碗釜ノ類所持ノ人ハ、初冬早ク開爐シテ、春モ遲閉ト云、

〔茶道要錄主上注〕風爐之事

風爐ハ元春秋ノ差別ナク暖氣ノ時用ユ、火ハ極陽ノ純精故ニ上レリ、爐ハ下ニ有テ火氣强爐タリ、是以冬專ニ用ユ、暖カナル時ハ必ズ風爐ニ上テ凉カラシム、其文字ヲ以テ考ベシ、末流ニ四月朔日ヨリ風爐、十月朔日ヨリ開爐スト云リ、不レ用レ之、唯時節ニ不レ拘、寒溫ノ其日ニ隨フ事肝要也、世間寒則七八月ニモ開爐スベシ、暖氣ニ付テ正月三日ニ風爐ニ揚シ利休之例アリ、

〔喫茶指掌編三〕宗旦時代までは、春暖なれど未風爐に難レ上時に、爐蓋の上に風爐を置て點茶せし事有、四疊半切の爐に蓋をして、其上に風呂を置て、釣釜などをもせし、

こは道安利休を招し時の執向より始の趣なり、宗旦より風爐の釣釜やみしは尤なり、潤色して書に至と云べし、

〔茶話指月集上〕むかしは四疊半の爐、夏に成りて板にて塞ぎ、風爐をそのうへになをし、釜をば鎖又は自在にても釣さげ、圍爐裏だてのやうに、水指を置合せ茶をたつる也、侘などには似合て、ことさら面白く覺えし、

〔喫茶指掌編三〕或時紹智仲了智を召連、古田織部へ茶に行し、卯月の初めなりしが、未爐にて有ける、織部云、古人爐を惜し故、我も名殘多く存る故、今日も爐に致たりと也、此事後に了智庸軒に噺

せしとて、常に庸軒物語すと也、されば早く風爐に上るがよしと、己一編に不被申、利休宗旦などは、二月三月の頃、風呂に致たる咄もあれど、兎角其時候に依事と、庸軒も常に申せしと云り、

〔南方錄二〕茶會案內幷會後謝禮之法
客により主により自身行て約し、又は書通にても申入べし、主客のいとまあると、いとまなきとの趣に随ひ、二三日五七日前にも約すべし、分限親疎によること云に不及、後日の禮も是に准ず、

〔客之次第〕一ちや給るべきの狀うけたる時に、忝候可參と返事に、狀之表其位々に慇懃に書て、忝奉存候、必御參可被下と、此必と云事を文章に書べし、これ數寄之大法をしれるなり、さて則禮にまいるなり、ていしゆも出合てあふ事よし、對面の時、扨御客は誰、たれ樣ぞと尋て、正客大名高家ならば、則その大名へまいりて、御光儀により御相伴に被仰下候間、被召寄候はゞ可參由御禮申上る事なり、同輩の人ならば、狀にて可申遣なり、扨すきの時刻に成て、大名ならば、よりつけ迄又行て伺公仕たる由申入る、さきへ參相待可申旨被仰出る事なり、又大名とても位によつて、案內なくさきへ行て路地に待申事もあり、同輩の人ならば、いかにも別に路地口へゆきて待事本なり、とかくおそく行事あしし、○中略

一數寄約束して、雨ふり雪ふりはげしき天氣あるに、亭主より數寄をのべ申べきと申遣事大法なり、客は一入雨面白候、必々參るべしと返事する事本なり、

〔細川茶湯之書下〕一當世の万民、はやる事として、しるもしらぬも數寄と號して、茶の湯座敷をこしらへ、大名高家老若共に、懇切をあらはさんため日限をさし、或は不時客人を申入といへ共、初心の者は數寄におそれて虛病をかまへ、斟酌するもの多し、數寄にて呼にて、呼るゝ義は、別而懇切なれば、忝と存參べし、乍去少も不知ば、不審在之べき事也、但さりがたき用所あらば、其子細委敷ことはるべき也、いやあふの返事慥に申べし、有無の返事あきらかならねば、亭主心元なく存

るものなり、相手にはよれ共、大略自身參りて一禮申べき事なり、

一禮狀遣候か、自身參て一禮申時、相客衆をとふべし、相客しれたらば、其相客人直談か、しからずば書狀、日限遠くは用意仕るべし、

〔草人木上〕一むかしは茶湯に上中下の三段をわけたり、上は其身世にすぐれ、或は其身に財あれば、名物所持ある故に是を上とす、中は財あれ共、名物の道具に不足なるか、あるひは道具あれ共、其身まどしければ是を中とす、下は財も道具もまどしき故に下とす、これを侘といふ、然共財寶道具共にとぼしからざれ共、茶湯下手なれば此道の下とす、縱わび成共、此道通達して茶湯に利根なるを此道の上手とす、さるによつていにしへは眞壺所持の人は、人に御茶可申といひ、眞壺不持の侘は、御茶可申とは云ざる也、しかはあれ共、此道は茶を以正意とす、何ぞまつぼを持ざるとて、正意のことばをうしなふべきやとて、中興より以來上中下をしなべて、御茶可申といふ、尤此儀速に可用、

〔茶道便蒙抄一亭主方〕客約束の事

一客我と同輩ならば、何月の何時に御茶可申候、御相客は誰々に可仕候と書狀に認め遣すべし、又相客を連狀にても可遣也、

一敬客ならば、何日の何時に御茶進上申度候、御相伴は誰に仕可然候哉と、參て伺てよし、狀にて成とも時宜によるべし、

一客の日限相究る以後、御出可有由忝との一禮あるべし、客の品により、自身行か、狀使の了簡あるべし、

〔茶道便蒙抄二客方〕茶之湯約束之事

一茶主より何幾日に、御茶進じ度との狀來る時、必其節可參と返狀遣すべし、相客誰々のよし得、

主客

其意候、何樣以參御禮可申と可有之、

一互禮なしとの時は其通りに致し可然、又茶主より右の通り申參候とも、茶主名物持ならば返事と相違にても不苦、必禮に參るべし、其外は客と主との位によるべし、了簡肝要なり、

〔はいかい袋下秋〕寛政十一年未九月、雪中菴蓼太空摩居士正當十三回追慕俳諧、　雨吟

遠州茶の前禮に行ばなや　大江丸

城の太鼓も雨ちかげなる　不二菴

〔茶道早合點下〕茶の湯の大概、

上座の客を正客と云、末に居る客を結と云、客三人を三人結と云、四人を四人結と云、

〔南方錄二〕上客世禮之貴賤に不寄事

草菴の會、賞客といふは、貴賤に不寄申入たる人を上客とあしらふ也、平生の高下によらず、休○利休の會に錢屋宗納賞客にて入來有けるに、木村常陸不圖案內して腰掛に入、能折からに候、座に加へたまはるべき由云入らる、居士むかひに出て一禮し、常陸殿宗納の御相伴有て玉わり候へと被申、元よりその心得に候とて、常陸末坐にて相濟けると也、草菴の作法如是、貴賤一同露地のの本意、誠に殊勝の事共也、

〔備前老人物語〕多賀左近、客二三人を請じて茶湯興行すべき約ありしに、ある大名此事をつたへきゝ給ひ、此人の茶會つねにのぞみ思ふ所なれば、人々と同じく參らんとのたまひけり、人々も太かるべしといひて、左近の許へかくといひつかはして、つれだちてゆく、左近迎に出、忝よしをいひて、かの大名にうちむかい、今日の御來臨思ひよらず、ことに忝き仕合也、さりながら今日の義、三人の人々、本きやくの事に候得ば、はゞかりながらあとより入らせられ候やうにねがひおもふ所也、後日にあらためて御儲をば仕べきとありけれ、そののち客衆前後の辭退再三におよ

びしかど、亭主の申せしごとくにぞなりける、これ此事の本意なるべき評判ありしとぞ、

〔雲萍雜志 三〕ある人茶は謟ひありといふことを、利休に問ひし時こたへけるは、わが友に丿貫といふものあり、われを茶に招きしとき、時刻を違たる文をこしたり、刻限をたがへずして行きけるに、内なる潜り戸の前に穴を穿り、上に簀のこを敷てあらたに土を置たり、われは心なくそのうへにのりて入らんとする折から、地の土くえて穴に落たり、穴の底に土のねりたるが中へふみ込たれば、とりあへず湯あみして再び入りけるを人々の興としたり、此事かねて期明といふ者、山科へおはさばかくと、はやく我にものがたれど、主のこゝろづかひを、われかねて知りたりとて、穴に落ざらんは志しをむなしくすることのほいなさに、穴と知りつゝ落入りぬ、扨こそその日の興とはなりたり、茶はひたすらにへつらふともあらねど、賓主ともに惑せざれば、茶の道にあらずといはれし、

〔槐記〕享保十一年霜月十二日、參候、倩主客ノ様子ヲ見ルニ、互ニ上手下手ハアルベシ、主ヨリモ客ニハナラルマジキモノト存ジ奉ル、主ハ心一ハイニテ働リ勸也、客ハナスコトモナクテ、三人トモニ引張合テバ、不出來ノマキゾヘニ合コトモアリト申上シニ、後西院ノ勅ニ、御上々ニハ、上客ナラデハナサレヌコト也、下坐ノ者ノ迷惑セヌヤウニノ心得第一タルベシトノ仰也、○近衞家熙上客ニヨリテ下坐ノ難儀多シト仰ラル、此ニヨリテ見奉ルニ、イツモ御前ニ湯ヲ召上ラルヽニ、下坐ノ人飲テ後、再ビ御請ナサレテ召上ラル、毎々如此、下坐ノ人ノ致シヨキコト也、　十六日、參候、今日初テ宗佐ヲ召シテ末座ヲ勤ラル、御茶碗ヲ返奉ルトキ、改メ巾ナシトテ、懷中ヨリ奉書ニツヽミタル紫袱紗ト、茶巾ノウチシメシタルヲ取出シテ、口付ノ處ヲフキテ上座ヘカヘシケルハ、最興アリケルトノ御事也、

衣服

〔茶道筌蹄 五〕著用類

十德　利休より古し、絽紗の類、

八德　原叟より千家に用ゆ、絽縮緬の類、

手巾　緋は原叟　利休茶は啐啄齋　八德著用の節に用ゆ

頭巾　黒繻子モミ裏、利休形、

足袋　白　薄玉子　淺黄　紺は如心齋好、啐啄齋ゟ茶會の節、爐風呂ともに用ゆ、

印籠　利休形は金粉雨龍の蒔繪、内金外黒、三重、

同一閑　啐啄齋好、小高張、内黒外溜の一重なり、

提鞘　利休形、紐花色四ツ打、小刀は花切小刀を用ゆ、鞘ゴマ竹節留め、紐付紫革、

火打袋　利休形、アヅキ皮、紐利休茶、小刀は提鞘同樣、節なし杉入底、

扇子　利休形十本立、地紙銀スナゴ、片面に胡粉にて菊、片面は墨畫の山水なり、　如心齋好は親ボテ油竹、上に節あり、白紙に布目打なり、

香袋　千家隨流齋より所持なり

〔南方錄　二〕亭主裝束之事

、肩衣　十德等　僧侶ハ直綴　綴絡(クワラ)等　鼻紙　楊枝　帨巾　紛巾　足袋

衣服を改ル事いふに不及、月額行水等改て、分々の衣服、たとひ麻木綿の龜服にても、程々に改メ有べし、足袋は寒暑に不寄、四季共に用ゆ、鼻紙の間に皮付の楊枝帨巾を入べし、帨巾は白布の手拭也、紛巾は袖に入べし、是紺染の雜巾也、鼻紙の事、休公(○千利休)は美濃紙の四ツ折を入られしと也、楊枝根本文字のごとく柳の枝よし、楊枝淨木にて淸淨の子細もあり、黒もじにてけづる事は、古織(○古田織部正)の庭に黒もじの垣有り、又ある時折々楊枝にし、匂ひも能ゆへに用と云々、帕初座炭の間は帨帕を用ゆ、後座茶時紫を用てよし、帨帕にては爐緣抔も拭ひ、雜巾に用故、茶の時紫に改め

てよし、今時洛邊の僧侶衣を脱て露地に入、又は茶を點す、是皆遊僧のならはす所か、法に背きみだり也と云べし、

〔客之次第〕一年の内に主君、或は大名貴人などの口切の御茶可被下約束ありて、自然延引有て五六月までも相のびて、壺をとりよせ口切あらば、あつくとも上にひとへ物きるなり、亭主ももちろん著事本なり、

一九月十月までもふろの茶ならば、上にかたびらきるなり、是によつて春秋の堺の時分には、かたびらひとへ物、或はあわせにても、うす綿入の小袖にても用意してもたする事よし、

一夏冬ともに、たびははくべしと紹鷗申されし也、夏はあせあり、不慮に茶ある事あり、其時はあたらしきたびにてもぬぎすて、あしあらひよくぬぐいて數寄屋に入ものなり、

〔細川茶湯之書 下〕一禮狀遣候か、自身參て一禮申時相客衆をとふべし、略○中先きる物、袴肩衣帶手拭下帶以下迄、新敷は上々、古くは洗ても不苦也、

一はながみ扇せきだ、此類は侘人も新敷が吉、

一刀脇指下緒つか以下迄も、ほこりを取あらたむるが心よし、

一金銀をちりばめても、よごれたるは不可然也、人によりて、古小袖、そさうなるはかみこ、ぬの木綿これも不苦、但よごれたるは惡し、又立允公へ御すきにて六庵御相伴にて被參候に、木綿の單物上に著候へば御意に不入候、かみこ木綿など著申候も、侘人の事也、

〔茶傳集 六〕一數寄の衣裳は何にても不苦、乍去昔はかちんの物を着せす、茶の道と差合故也、利休は黑き物着して可然由申たる也、昔は亭主の掛もの表具の色抔に似たるもの着せす、當代は左樣に吟味もなし、併今以貴人秘藏の掛物表具色合尋て、其色は着せざると薄暨申候、

一數寄屋へ道服着するもの共、不着物とも、利休に御尋不被成候、道服に若道具引掛る事も可有、

着せざるが然べし、坊主は道服の代りに、一重物を上に着したる時は、白衣に而も不苦候、一重ものは、衣の代りなりと被仰候、

〔茶道聞書集甲〕八德夏向きも着る

八德、流芳晩年着用せられしとぞ、其時の手巾千家にあり、絣にて唐打也、啐啄齋も隱居後は八德を着せられ、手巾は利休茶唐打也、

羽織、小坐敷茶點候時は着ぬもの、

點茶の節、羽織を脫は勿論也、平常にても小坐敷に釜掛りたる處へ入には、必羽織を脫べし、

〔茶道獨言〕茶會に呼るゝに、麻上下着用のこと常禮なり、夫につき羽織を着することは略儀のこと故、常々の交會にも、羽織は次の間、または待合などにて取置、茶の座敷に入などのこと、少々心得違ひ有べし、元來羽織といふものは略のものにて、內々往來などするとき、己の紋所をかくさん爲に、紋かくしとて着せし由、略儀のものは誰も志れることと也、然るにいつの比よりか、羽織に己の紋所を染こみ、上下に繼ての禮服とはなりぬ、されば凡工商などの交り、大禮には上下を着し、次の禮には必羽織を着することになりぬ、されば今の茶に趣くとても、大體の會には、先羽織を着して然るべき哉、略儀とはいひながら、一向なきよりはましならんか、茶雅の人は、十德八德の類、心の儘なり、然るに羽織を着たる人は、其羽織を徹し、着ながしにて茶の座敷に入こと、一向失禮なり、出家の法服を徹して人に對するに同じ、只略儀のものとのみ心得て、其時に隨ふて用ゆることを志らざるなり、是もまた自然なり、譬へば休〈〇千利休〉の世には、いまだ煙草繁昌ならざる時故、茶に煙草盆の具なし、然るに今は煙草世間一統なり、故に是を用ることになりぬ、是も自然のことなり、今の羽織を用ゆるも自然のことなり、何の憚ることかあるべき、

〔閑田耕筆四〕茶禮に心得がたき事あり、招るゝ俗體の客は麻上下の禮服をつけ、迎ふる主僧は法

衣を脱てあらぬ服をつけ、茶をたつるに辨利なるやうをはからふ、禮の相當らぬをいかん、又必禮服をつくべきならば、官位ある人はゑぼうし裝束なるべきを、さてはせばき入口の名におふ、にじりあがりかなふべからねば、首服を脱、上をとり、さしぬき計にておはさんか、凡かゝればはたして禮によるか、よらざるか、書院のあつかひは別なるべけれど、これはたゞざまの茶室のうへにておもへる也、

〔茶湯古事談 三〕一或宗匠のおしへに、今の世の武士、露地へむかひに出る時、無刀にて出る事はあやまり也、腰懸にては、客何も大小さして居るに、いかに馳走なればとて、無刀は不心掛なり、小座敷にては、客無刀なれば、亭主猶更無刀にて出るが本意也となん、

〔茶道要錄 下賓法〕刀掛附扇子之事

扇子ハ禮義ノ一具トテ必ズ持、座中ニハサヽズシテ持ベシ、最モ不可道、扇子ニ形アリ、長サ一尺七分ニシテ、地紙ノ色、淺黄ト柿色トノ大小ノ筋揉砂子也、是ヲ表トス、裏ハ總金ニシテ、白萩白薄ヲ畫ス、利休ハ俵屋正叱ニ令書トナリ、居士〇千利休ガ所持ノ扇子四方庵ニ有テ見之、扇子ノ禮器タル事、笏ノ道式ヲ以テ也、

〔梵舜日記〕元和二年正月廿二日、關東江戸越中殿へ萩原殿方ヨリ年甫禮、鈴鹿藤十郎差下也、次而ニ予爲音信、數奇屋踏皮二足差下也、則書狀文言、

新春之御慶難事舊候、不可有休期候、萩原方ヨリ以使者申入候由候間令啓上候、隨而數奇屋踏皮二足進上候、目出度御祝儀計候、猶逢餘音可得貴意候、恐惶謹言、

正月廿二日　　近源

羽柴越中殿 人々御中

〔柳亭記 下〕數奇屋足袋

昔は革足袋おこなはれしゆゑ、唯たびとのみいふが革足袋なり、數奇屋足袋は、則今の木綿足袋なり、革足袋は數奇屋へはく事なし、木綿足袋は數奇屋へもはくゆゑに如此名づけしなり、呑海味、天文廿三年茶書革袴革タビ二重ダウブク著スベカラズとあり、革タビとことわりしを見れば、天文の頃も、木綿足袋は茶席へはきたるなるべし、

〔客之次第〕一ていしゆ茶の時、いゑやうを初と悉くきかへ申候により、昔は客も中立よりいゑやうゑかへたる事にて候、近年は亭主ばかり著かへるなり、

〔槐記續編〕享保十六年四月廿四日、參候、總ジテ茶ノ湯ニ、中立ヨリ衣服著易ルコト、初メ花ヤカニ、後シメヤカナルカ、初メシメヤカナル物ヲ著シ申ガヨキコトニ候ヤ、但シハジメハシメヤカニ、後花ヤカナルガ宜候カト伺フ、仰ニ、〇近衞家熙夫ハ昔ヨリ咄ノアルコトナリ、嚴有殿〇德川家綱ノトキ、病中ニ慰ニ皆々茶湯ヲ申付ラレタルニ、稻葉美濃守ガ中立以後、大小紋ノ衣服ニ花ヤカナル上下ヲ著テ仕タルヲ、人々異風ナルコトニ思テ、此事ヲ片桐石見守ニ咄セシニ、石見守ガ云ケルハ、ソコガ茶湯ナリ、必シモト兼テ定ラレヌ處ナリ、今度ノ茶ハ、大樹ノ御慰ニ被仰付タルコトナレバ、何ガナ珍敷コトニテ、慰ニナル樣ニトノ心得尤ナリト被申シ由ニテ、此時代ノ咄ニナリタルコトノ由ナリ、此事ヲ三菩提院殿〇貞敬法親王ヘハナシタリシ人ノアリシヲ、一門ノ仰ニ、ソレハ合點ノ行ヌコトナリ、慰ニナラバ左樣ノ事ニテナクトモ、如何樣ニモ慰樣アルベキコトナリ、衣服ヲ異風ニシタテヽ慰ニナル樣ニト云フコトハ、茶ノ本意ニハアルベカラズ、合點ノ行ヌコトナリト仰ラレタリ、總ジテ花ヤカナル衣服、シメリタル衣服ト云コトニハアラズ、著替ルハ初メヨリ給仕ヲシ、花ヲ生ケナドシテ、ケガレタル衣服ユヱ、茶ヲ立ルニ臨テ改メ出ント云コトナレバ、衣服ノモヤウニ心ハアルベカラズ、尤所ニモ客ニモ場ニモ時節ニモヨルベキコト、著カヘヌコトモアルベシ、必ズシモト云コトニハアルベカラズ、

客迎入

〔南方錄 二〕客來時刻肝要之事

朝會は寅の下火にて客を待故、夜明はなるゝと其儘腰掛に來てもよし、され共石燈籠の內、又は數寄屋の內、かべ戶等の仕廻も有故、其程を考べき事勿論也、晝會夜會共に下火の心得して、午の中刻、酉の中刻、座入するやうにすべしとかや、遲滯して火相のさわりに成樣にするは、亭主に成て心づかひのものなり、さればとて考なしにはや過れば惡し、時刻肝要に心を用べきなり、

客腰掛待合案內を報ずる等の事

同道人相揃はゞ、主の掛置たるにまかせ、版にても喚鐘にても柝にても打べし、數は三ッ可然、主の沓の音聞ば、立渡りて迎を待べし、

〔茶道織有傳 上〕客入の大體

扨そと路次あけかけてある物也、その內まではぞうり取めしつれ入べし、此內に有せつゐんを下腹せつゐんと云、束杖を可置、扨腰かけ又は臺などあらば、こしをかけ相客を待合べし、客そろひなば、亭主出ざるうちに上客その外、その日の座配を云合、順をよくはなれ〴〵になきやうにこしかけ居る事尤也、亭主出て禮する時順よきため也、

〔南方錄 二〕亭主迎に出るの法

賓客腰掛に來り、看板のむねにまかせ、版を打て案內あらば、やがて帚を携へて迎に出べし、枝折戶猿戶抔は開て一禮し、紛巾を以て柱戶のさん抔掃ひて、帚にて其邊を淸めて、戶を開たる儘にて立歸べし、中くゞりも同前也、戶口左右紛巾にてさら〳〵と拭てよし、揚簀戶はつきあげの竿一本も又は二本もする也、所作かわる事なし、

〔茶之湯六宗匠傳記 一〕千利休宗易居士自筆

一客來りてくゞりの前にやすらふ時、能時分をうかゞい、亭主くゞり戶をひらく、時宜を互にし

て、くゞりの敷居などのごひなどして、くゞりの戸を立、少開掛て亭主は内へ入べし、くゞり開て亭主と客と時宜過て、客に衣御取候へと云べし、其時亭主と客との位に依て、客の衣肩衣など取事もあり、とらざる事も、客に依、亭主の位高く、白衣にても御出有べし、大形は其身によりて、肩衣成共着して、亭主も取べし、〇中略

一亭主くゞりの口をしめて内へ入候共、客其儘くゞりを開き内へ入べからず、其子細は亭主は前に氣を付、路地の失念に心を入て吟味する物也、少相待、亭主の内へ入候半とおもふ時分をうかゞいて、路地の口を開きて入べし、此くゞりの口を入に、大事の心持あれ共、委細は書付がたき也、

一くゞりの外にての座配の時宜は、亭主の出ざる先にもすべし、又亭主くゞりの戸をしめてよりも不ㇾ有ㇾ苦、時の仕合仕第、

一客次第々々路地に入て、飛石其外植木何も氣を付ほむべし、餘り物知顔は無ㇾ益也、又功者顔、高聲にほむる事もおこがまし、分別してほむべし、

〔細川茶湯之書下〕一昔はかならず外の蘆路口まで亭主迎に出たれ共、近年は蘆路の內、中のまきりくゞり迄來り、外のくちひらきて、供の者までも外の腰かけへはいりて、そこにてかみゆひなをし、衣裳をきる客人もあり、

一亭主むかひに出て、亭主よりなにとぞ申べし、其返事仕、此方は何とも不ㇾ申、承はり一禮可ㇾ仕事也、

一相客により先へは御免可ㇾ被ㇾ成候と斟酌可ㇾ申、おなじくは中に有がよし、先には其日の道引也、跡は後見衆也、中は初心の人もよし、先人のまね功者にまかする事多し、

一蘆路口まで上たびはき、少かたはらにてぬぎ、新敷せきだ手に持て、蘆路口のはじめの石より、

手にもちたるせきだはきかへ塵路入すべし、

一塵路の石の外の土をふむ事一切惡し、石によりてすべる事有、石の眞中とく／＼とふむべし、愛かしこ見物する時は、立留りて見べし、あるく時はゐしもとに心をつけべし、

一塵路へ入て聲のたかき事いや也、女僕さゝやき參るもいやなり、常の言をそろ／＼とひきく申なり、

一朝夜ぶかならば行燈もちて出べし、その行燈を持て道を見て行也、夜會の時も同前也、行燈もつ事は、大略わかき者の役也、後に座敷の上り口、刀かけの見ゆるやうに、ろくにゆがまぬやうに、手燭同前なり、

一雪隱の內をかならず見る事也、但いつもさい／＼出合ふ間には、めん／＼主次第たるべし、

一茶會夕食、又跡見などは、かならず手水をつかひて座敷へ入べし、

〔南方錄拾遺一〕宗易茶に參られば、必手水鉢の水を自身手桶にてはこび入らるゝほどに、子細とひ候へば易のいわく、露地にて亭主の初の所作に水運び、客も初の所作に手水をつかふ、これ露地草庵の大本也、此露地向ひ向はるゝ人、たがひに世塵のけがれをすゝぐ爲の手水鉢也、寒中には其寒をいとわず汲はこび、暑氣には淸凉を催し、ともに皆馳走の一ッ也、いつ入たりともされぬ水こゝろよからず、客の目の前にて、いかにもいさ淸く入てよし、但宗及の手水鉢の如く、腰掛につきてあらば、客來前考て入べし、常の如く露地の中にあるか、玄關ひさしにつきてあるは、腰掛に客入て後、亭主水をはこび入べし、夫故にこそ紹鷗已來、手水鉢の水ためは、小桶一ッの水にて、ぞろりとこぼるゝほどの大さに切たるがよきと申也と被答、

〔南方錄二〕客手水遣ひ樣の事

客初の所作に手水をつかふ事、是露地第一の法式也、看板にも記すごとく、心頭をすゝぐを以て

肝要とす、柄杓亭主の置たるに違ぬ樣にすべし、猿戸枝折戸にても、末坐是を立べし、

〔貞要集四〕數寄屋外內路地入客亭作法之事附禮義之事

一手水の事、古來は朝會初入に手水遣不申候、晝は手水を遣申候、其子細は、昔は待合無之、客來り次第數奇屋へ入、相客を待合申候、亭主出て挨拶して、薄茶を立出し申候、それ故晝の會には手水遣申候、朝は空腹にて候へば、うす茶出不申候故、手水遣不申候、當世は朝夕共に手水遣申候事に成申候、數奇屋圍へ入申に、手水なしには不快候、扨手水鉢に柄杓置樣、亭主置申候を見置て手水を遣ひ、さて置方違不申候樣に可置、次々の客も同事、柄杓は横に置たるが能候、爐風爐に柄杓を掛候樣には可爲無用事、若風吹柄杓を吹散候はゞ、水を半分程汲入、仰てをきたるが能候、

一極寒の時湯桶を出し申候、古來は中立に出し申候、朝會に手水を遣不申候故也、當世は初入中立共に湯桶可出事也、

〔茶道要錄下實法〕手水之事

水門へ立寄、先柄杓ノ置ヤウヲ能見テ、同友ニモ能見セシムベシ、鉢ノ形ニ因テ置ヤウアリ、善惡共ニ如元置ベシ、是法ナリ、水門前石ニトクト上リテ手水遣フベシ、又極寒ノ時分ハ、塗片口ニ湯ヲ入テ、卽片口ノ石ニ置其湯ヲ遣、則蓋ヲ取テ水ヲ加テ、生熟湯トシテ掛テ可遣、湯多時ハ口ヨリ掛テ遣フ事難成、因テ柄杓ニテ汲用ユベシ、必熱キ湯ヲ置事ナリ、

一朝ハ手水不遣事、凡ソ手ヲ澡フノ本意、脂氣ヲ清テ茶具ヲ取携ンガ爲也、然ルニ朝ハ膩氣ナシ、此故ニ手ヲ不澡共ヨシ、但シ可清事アラバ各別ノ事也、

〔槐記〕享保十二年極月十一日、先日左馬頭ガ手水鉢ニサシタル湯ハ、アツスギタルニハアラズヤト仰也、〇近衞家熙覺悟不仕ト申ス、常修院殿〇慈胤法親王常々冬ノ手水鉢ニ湯ヲサスハ、ツメタクナキヲ專トス、手ヲ溫ル爲ニ非ズ、ソレニハ湯桶アリト仰ナリト、尤ナルコトナリト、

初入

〔南方錄 二〕多客少客心用之事

小座敷の會客五人に過べからず、凡は二三人を吉と云、露地入坐入配合を見る杯の際人に、火相心得ざればひが事多し、二三人迄は大方程拍子能もの也、夫故主客未熟なれば、遲速のべちゞめを知らず、火相湯相惡敷成也、五人にも成と、客のたちふるまひ手間入れば、火相散々に惡敷成也、凡客多き時は、主も早々迎ひ入れ、よろづ客ぶりもはかり行し樣子心得が能也、夜會の時燭を乞て床臺目等見る事も、灯のあかりにて見ゆる程ならば、燭を乞て再見無用也、配合に寄、一ッ物杯の時は、たとひ大勢たりとも燭を乞て疾と見るべし、先初に座に入たる時、灯のあかりはきとならば、床臺目を見ずに直に座に付、主出て後、燭を乞見るもよし、やすき樣にて主客の功不功此所也、能々煆煉有べし、

〔客之次第〕一にじりあがりの內へ入ざまに、兩わき次に上を見て、扨床を見やりて入事よきなり、亭主により、めづらしく色々の手とりなる事をする人あり、にじりのあがりの上に花などをいけて、水をあびせたる人もありし也、總じてにじり上りと云て、頭と手と入て、やがて片膝をおり、よこにうつぶしにじり入事なり、たゞうつぶしてはい入にいれば、ひざを入る時に、こしあがるに依て、くゞりにてせなかをうつ物なり、殊にうつぶしては、前さき左右見えずして、かならずきそこなひ致す事なり、

一ていしゆ出合一禮して、炭の時釜を上、ろ中へ火寄を入候時分、客もさしよつて、はつる迄よく見物するなり、炭に氣を付る事專なり、

〔細川茶湯之書 下〕一刀掛に脇指上て置べし、そろ〱としづかにをく也、

一先次第なれども、人によりてくゞりの前にて、諸の人へ一禮申入べし、

一せきだを石の上にろくにぬぎそろへ、手をくゞりにかけ、そろりとしづかに戸をあけて內を

見いれ、いづれへなをるべきぞと見合すべし、不審にてしらずば、跡の人にとふべし、先床の間に目を付べし、

一くゞりへ上りまわりもどり、ぬぎたるせきだを前のかべに引かけて置、若又わきへよせ、ろくに下にをきたるもよし、とかくぬぎたるまゝにて其儘は不置也、

一座敷へ上りて、床に道具あらば先見る也、手をつきつくばいて見て、又亭主の居座へ參りて、釜爐中たなの內、とく／＼と見て、本の居座へなをるべし、

一亭主出合て、言葉をかはすまでは物をいはぬがよし、さゝやけば亭主氣遣する也、だうこうだなのうち見るは惡し、惣別何にても物をいろふまじき也、

一亭主勝手より出時、客の功者よりか、又は亭主よりか、忝と申はじめ、双方手をつき、じぎをして、似合たる雜談をはじめる也、初心なるものは、なにをもいはぬがよし、但かたづまりて、きうくつなる體は惡し、何となく常の居なりかしこまりて居るがよし、

一亭主よりろくに居よとゆるされ、亭主もろくにゐる時は、其身もろくに居べし、但相手により、貴人老人の一座、若者はひざをたてつめたるがよし、

一座敷の道具、座敷の竹柱なににても所をさしてほむるは、功者の役なり、若者は人の緒に付て感じて居るがよし、

一道具をほむるに、たとへば墨跡を見て手跡をほめ、語をほめ、紙の內、或は表具中にも、一もんじなどをほむるは下手のくせ也、しりだてをして、しらぬものなり、まことの功者は、心にほめて重而わすれず、以來沙汰をするなり、

一亭主咄をするに、たとへばわやめく共、心をうつさず、はり弓のごとく心をきつともち、うしろのかべに寄かゝりせぬやうに、こしをつよく／＼きつと居るべし、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一客になりあるき樣、何方にても爐疊へは上り不ㇾ申候、

一風爐の座敷へ入申には、靜に可ㇾ然存候、灰くづれ安き故、此ならひ有、

一外へ出申には、勝手へきこゆるやうにすべし、〇中略

一上座路地へ入、手水遣、刀懸に刀脇指かくる時分に次座入べし、其次々もかくの如し、夜會にては、引つゞき入が能なり、

一座入に手水遣ぬ筈也、不ㇾ遣してかなはざる數寄屋あり、又手水をつかい入ても不ㇾ苦候、不ㇾ遣して不ㇾ叶事は、食後茶之湯は是非に手水つかい入べし、

一入替座敷と入不ㇾ替座敷有、四疊半、三疊大は大形が入替る、一疊半と風爐は大形が入不ㇾ替、先は通口に心を可ㇾ付也、功者の入場也、

一不功成人は、床をいつも上座と思ひ座付人有、家作り勝手次第にする事なれば、床は勝手にも上座方にも付るゆへ、中々床を上座と思ひては、客は成にくき物也、通ひ口に心付るが一の習也、

〔茶道要錄下註〕茶之湯之起附掛物之事

一茶席へ刀脇指ヲ不ㇾ帶事、茶主道人ノ事業タル上ハ、劒刀ヲ不ㇾ佩、主如ㇾ此、則客モ亦猶ㇾ此、又ハ席ノ狹ヲ以テ也、家語ニ所ㇾ謂敦ㇾ仁而行、抱ㇾ義而處ト云ニ合ヘリ、大座席ト云共、主刀劒ヲ不ㇾ帶則可ㇾ從ㇾ之、是禮也、〇中略

刀掛附扇子之事

刀掛ノ踏石ニ上リ、先刀ヲ掛、次ニ脇指ヲ可ㇾ掛也、後ニ掛ル者ハ、棚ノ角木ニ降緒ヲ掛タ吉、貴人高位ノ御供ナラバ、我刀脇指ハ鐺ニ紙ヲ敷テ、棚ノ下壁ニ可ㇾ立掛ㇾ也、座ヨリ御先へ出ル時ハ、刀掛ヨリ脇へ寄居テ、貴人ヨリ早ク刀脇指帶スベカラズ、角木ニ脇指ヲ掛ル事、好ムニハ非ズ、棚寄リタ

炭置

ル時ノ義也、

〔臺子しきしやうの時かざり樣の事〕一座中せばき時は、床へあがりてもくるしからぬおきてなり、紹鷗のすき出したまふ時、四條の辨殿をしやうじたまひしに、二帖だい目に人六人ありて、ちとせばく侍りければ、辨殿床へあがらせ給へと申されしに、辨殿たんけいの前に上り給ひて、
　とこやみの夜も明がたのともし火にほの〴〵見ゆるはなのおちやの香、とよみ給ひ侍りければ、みなしつぼに人けりとなん、かやうの例もある事なり、

〔和泉草三〕侘之格

一客儀ニ多成時、座鋪ツマリタラバ、床へ片膝上テモ不苦ト利休云シナリ、

〔槐記〕享保十一年霜月八日、深諦院殿イツモ上坐ヲツトメラルヽニ、床ニハツカズ、ニジリアガリノ口ニ坐セラル、此席下坐ユヘナリ、今日ニカギリテ床ニツカセラル、イナコトヽ思テ窺シカドモ、〇山科道安コレガヨカラント仰ラル、〇近衛家熙扨會席ノ出ケルトキ、床疊ヲヨケテ平ニ向フエナヲラレタリ、初テ感思ケルハ、今日ノ掛物勅筆ナルガ故ニ、床ヲ上坐ニセラレタルト見ヘタリト申上シニ、尤サアルベシト仰ラル、　十二年閏正月廿三日、御茶、〇中略今日ノ御茶ニ、深諦院殿ニ坐ノコトヲウカヾヒシニ、床ヲ上坐ニトアリシ故、初メハ左ヤウニ着シガ、存ズレバ給仕ノ爲ヨロシカラズト存ジ、御斷ヲ申シテ下坐床ノ向ニ着ス、イカヾト伺フ、イカニモ好シ、當流ノ人ハ、勝手ニカマハズ、兎角ニ床ヲ上坐トシテ坐ス、御流儀ニハカマハズ、何デアロフト、勝手口ヲ下坐ニスルトサヘ合點スレバヨシ、

〔南方錄二〕客炭を見る心用之事

昔隅切の爐までは、炭をつぎたる時、客者見物すると云事はなし、是臺子より移りたる折からなれば、臺子にて炭見物なき儘にて有ける、古風成けるに、右切の向爐に成て、客の眼下成故、釜引上

懷石

る時爐中を見入て火相に心を付、扨炭を次たるを見て、其座延縮め、火の移りを急ぎ、又は移りを遠くする等の主の心遣に感を起し、挨拶しける事成を、偏に炭を贅瞻のもり形のやうに心得、主も夫を專らに置ならべ、客も其盛かたを見物して、炭出來不出來を挨拶する事、大成ひが事なり、然共根本露地の茶の本意、湯相火相三炭の次第をもわきまへぬ輩は、さこそ有べけれ、

〔細川茶湯之書下〕一亭主火をなをしによる時、そさうに見によるべからず、釜をあげて、ふくべの上なる火ばし羽箒をおろし、ほこりなどをはらひて火ばしに取つくを見て、相客來へうかゞひ合、そろりとにじりより、炭置を見べし、たゞ感じて置べし、所をさしてほむるは惡し、功者より炭はい爐中五德にいたるまで、どこもなしにほめて、かけぬさきに釜を見てのくべし、すみ不出來なれば功者もほめず、感じてきれいなる體をほめてすます也、惡をほめらるれば、ほめられぬよりをとり也、但一口すみをなをす時は見によらず、亭主のきて一人宛見る、のかずば所望してのくる也、

〔茶道織有傳上〕客入の大體

亭主茶たて口をあけ、たがひに一禮し、扨大目へ入、ふりかへり炭取を入、跡をしめ、釜をあげ、順而炭おかんとする時、客をの〱うち寄、手をつきて爐中を見る也、よき程に炭をほめ、薰物を爐中に入、香箱のふたをする時、香箱をのぞむ也、上客一禮して順々見て、初亭主出したる所に置也、

〔南方錄三〕懷石號

懷石は禪林にて藥石と云に同じ、溫石を懷にして懷中をあたゝむる迄の事なり、禪林の小食夜食など、藥石共點心共云同意なり、草庵相應の名なり、わびて一段面白き文字なり、

〔茶話眞向翁坤〕茶湯の獻立を懷石とかく事、其文解せざるを以て會席と書す、是もおもはしからずとて、會膳獻立料理などゝするす人あれど、猶懷石と書べし、此字もと禪語なりときけり、

〔南方錄二〕懷石之法

小座敷の料理、汁一ツ、菜二ツ三、酒も輕くすべし、わび座敷の料理だては不相應也、勿論取合ごくうすき事は、釜の湯同前の心得なり、上方衆は盃事もする、是皆世間會の取交、草菴露地入抔にて、盃事の本意にては更に不可有、菜數出すさへ大に本意を忘れたる事也、主給仕の事は、膳は兎角すべてよし、菜抔は給仕の者に出さすべし、客料理喰仕舞、椀を改め折敷をかさね、給仕口へ出し置を主出て膳を取べし、一說に主膳を取べきも難計、折敷を重て主にとれとあしらう、是いかゞと云り、たとひ主とらずとても、小座敷賞客の前まで給仕の者踏込よりは、一ツに重て給仕の者しよきやうにして可然、主取候へば尙更也、茶菓子別に出さずば、楊枝膳に付てよし、扨茶うけに餅を出す事、休(○千利休)時代には大方なき事なり、やうかんの類、或はふのやき、或はまき栗椎茸川茸抔の煮しめ口取也、古織(○古田織部正)の時分、淺野彈正殿すぐれて餅好なり、古織も餅を被好し故、相談のうへ茶うけに餅出されたるよし、土屋宗俊物語なりと云々、

〔茶器名物集〕一會席之事、色々樣々每度替也、其內正體ナルハ日々幾度モ可然、其內珍キテダテハ十度ニ一度二度カ、名物持ハ卅日ヨリ內、茶湯仕出衆ハ五度迄モ可赦、第一物ヲ入テンサウニ見ル樣ニスルガ專也、口傳ニ申渡者也、又大名ヲ申入時ハ、珍敷作分可出、又會席當代ハソサウ也、紹鷗代ヨリ此十年先マデハ、二膳三膳、金銀ヲ嚴候菓子ニ結花ナドアリ、

〔客之次第〕一會席は、まづ汁をすきとよくしまひて出し申事賞翫なり、出來申の、能料理にて候のとほめ候ても、さん〴〵くいちらしのこし申候へば、みなけいはくにほめたるに成候、但汁は二度より外は出し申事あるべからず、

〔茶道織有傳上〕亭主の大體

會席の品は客によるべし、上の客にも、せばき所にて二の膳出す事惡し、二汁五さいより上は無

用也、二の汁をも、へぎか小ばんか、さて引おとしたるべし、木具は貴人の時出すべし、そのほかは、二汁三さい、一汁三さいたるべし、總別數奇屋料理は、ほねひれのたぐひ、はおとたかき、くいがたきものをせぬもの也、又なに、、よらず、たくさんにもり出す事悪し、とかくでかしだてなる、かはりたる料理かつて無用也、

〔茶道織有傳上〕客入の大體

炭おかんとする時、客をの〳〵うち寄、手をつきて爐中を見る也、○中略扨客本座へなをらば、御時分はいかゞ、御茶うけ可進かと云時、御勝手次第とあいさつ尤也、扨會席出ば、つねのごとくくふべし、とかく膳のうち、椀の内、箸などきれいに、めしをもるにも、酒をつぐにも、膳の上にてうけべし、たゝみへこぼさぬため也、亭主出て、ろくにといはゞ、ろくにゆる〳〵と居たるもよし、とかく客主こゝろよきあいさつ專一也、酒も上戸ならば、よはぬ程のむべし、扨膳すぎ茶ぐはし出ば、つねのごとくくふべし、めん〳〵菓子ならば、ぼんの内きれいにして、くはしあまらば紙につゝみ、ぼんを順々にかさね、どう玄りの人かよひ口のわきに置也、少見合押つけ中だちする也、

〔茶道織有傳下〕炭茶の手前の大體

會席出すには、かよひ口をあけ、上中下、亭主心持次第かよひする事尤也、めしつぎを出し、上客の前に置、汁をかへ、ひき物酒も上客の前に置、客人めん〳〵にとりてまはす也、酒一こんとをり、すい物出す也、亭主も出て酒をのみ、あいさつ尤也、あいさつに出るには、茶たて口より出るもの也、又ひきざかな二色三色も見合出し、初而の客などは、亭主と盃ごとなどして、相すみ湯を出す也、大ぶりなるぼんに、湯つぎ、水入、ゆのこすくひ、こがしなどおき合もよし、膳すみて茶ぐはしを出す也、

〔草人木上〕一釜すへ終て、亭主勝手へいり障子を立置也、會席出來せば出すべき時、高位の客なら

ば本膳をば亭主すゆべし、御相客には御前の小性衆を頼むが本也、亭主のすゆる事もあり、貴人高位主君などの御出の時は、給仕には本小性を頼み、又勝手にては御内の包丁人を頼申べし、いかに亭主の振舞といふ共、右の御客の時は、よくてもあしくても、獻立は御意に參様に御内衆に任スベシ、

一客と亭主と同輩ならば、何もの膳を若衆に給仕頼ても苦しからず、其中二三度程亭主出けうたいあるべし、其時にはより候へ共、中酒の時か、引菜を持てか、今一へん酒をしひ給ふ時か、又は菓子を持てか也、高官の御人、無官の者に御茶被下候はゞ、御使にて座敷の興を仰られしは忝物也、まして一度も直に御意被成は、猶有難き御事也、

一菓子と茶うけと別に出す事もあり、又ひとつに組合て、めん／＼に出事もあり、總菓子とめんめん菓子との義也、〇中略

一面々菓子の臺ならば、立ざまに菓子入を重而、勝手ちかき所に置べし、此仕舞は下座の人のしたるがよし、

一菓子過たるとて、客はやく立べからず、亭主も勝手にて身のつくろひをし、茶具をこしらへなどする、其程ありて立べし、

〔和泉草三〕侘之格

一上古ハ飯ナシニ茶菓子計也、然所ニ有侘、我ガ所茶ノ子ニ而ハ、茶ノ氣味惡シトテ、常ノ飯ヲ暖ニシテ用テハ、御茶ノ氣味一段能トテ、侘ノ初タル儀也、近代夫ヲ例ニスル也、

一侘ノ料理心得有べキ儀也、濁リタル料理惡シ、濟シ切タル心得吉、諸色物數モ惡シ、サノミ取繕ヌ物ナリ、シヤント奇麗成料理肝要也、〇中略

一高位高官ノ御方ヘハ、侘ノ料理モ不入物也、菓子ニ而御茶上候儀尤也、

〔茶道望月集二十一〕一夜込の茶請料理の心持は、餘り手の込て働の有は不レ好、只隨分輕成物にしく事なし、必是をかふと云事はなし、寒氣の折、夜明ヲ早々食事する銘々の心持にて、取合如何樣にも可レ有二工夫一、餘さしみはツキなき物と可レ知也、

〔茶道望月集二十二〕一茶請料理の事、夏は涼敷仕かたのしかけ計にてよし、多は別て寒氣強き霜臘二ヶ月の中、心掛惡しければ、かげんさめはて丶、不興成物也、もと茶の料理は、數を少くして鹽梅を第一と心がけたる物也、夫ゆへ座敷も小座敷を賞翫して、人數も三人よりして五人に限るとは、膳を出し揃へねば、客中食はざる禮法なれば、何ほど勝手にてかげん能仕立ても、座敷多人數なれば、其間にかげん損ずるとの吟味也、又菜數多からぬも右の趣に同じ心得也、

〔茶道獨言〕懷石料理とて、其文字さへ辨へぬもの丶、茶湯など丶いふて、めつたにふしぎ奇妙の料理をなして、其見るのみならず、食ての上にても、互に額をあつめて、何なりしやなどいふて、面白がることいかゞ、亭主も客も其味ひを忘れ、料理のはんじもの丶やうに心得、しきりにおもしろがり、其はんじもの料理を書付などして、噺し合ひとなど、何とこ丶ろへしものにや、總じて懷石は、前にもいふ如き心得のものなれば、必々ふしぎのものを出すことなかれ、誰もよく見しりて、人々きらひの有まじきやう、正風體のものよし、奇妙の料理を出せば、客も何ともしれぬものながら、これはもし我きらひの物にてはなきや、いかゞなど心づかひ有べし、大に禮を失ふなり、最初見るよりしれたるものなれば、これはわが嫌ひのものと思へば箸を下さず、其儘にして置ことなれば、主客ともに心づかひなし、また辨へぬもの丶、此事をきけば、食へ共其味ひをしらぬなどいはん、わけもなきことなり、誰にもせよ、是は何々といふ樣に、常々喫するもの然るべし、多くは異物を珍味と心得る人多し、皆まちがひのことなり、何の懷石料理の事あらん、おかし、

〔茶式花月集四〕一主方香合取入レ、膳出可レ申、挨拶有テ勝手口シメル、

一膳出順　一、本膳出シ勝手口シメル、　二、カウノ物カ平皿カ、此所ニテ平皿出ストキハ、香ノモノハ、ヤキ物ト一シヨニ出ス、モリ合スカ、重筥ニテ出ス、　三、食鉢汁カヘ、　四、中酒出シ、引盃ニテ廻ス、銚子引、　五、燒物、但シヤキ物無時ハ平皿、　六、食鉢汁カヘ、　七、酒出シ上客ニ渡ス、勝手口ニテセウバンノ挨拶有テ、勝手口シメル、　八、吸物出シ平皿引、　九、銚子硯蓋持出酒ヲス丶メ、挨拶有テ引事常ノ如シ、　十、湯出シ吸物椀引、勝手口シメル、但シ湯トウ、爐ノ時ハ湯ノコスクヒ入、蓋致シ出ス、風爐ノ節ハ、カナイロニテ蓋ナシニ出ス、シバラク盆ニテ湯トウ食鉢モ引、　十一、本膳ヲ引、口シメル、　十二、菓子出シ勝手口シメル、　但シ風爐ノ時ハ膳ヲ引キ、直ニ炭ヲ致シ、菓子出シロシメル、菓子出、炭ヲ仕テモ吉、

〔茶傳集十二〕一ある時道安、利休に茶の湯仕候、其前日利休セントウニ入、歸ニ道安方へ立寄候而申樣、錢湯に入て咽乾キ候故立寄候、茶を給度と申、道安其時錫の茶碗にて食を持出、利休ニ給させ、炭を置、釜を上ゲ、水を入替、長圍爐裏に炭火澤山におこし、鮭の魚を持出、利休見申前にて殘らず切ル、利休申は、別に客もなきに、皆切事如何と云、御相伴に女ナ子召使のものにも給させ可申迚、不殘燒て下々へも給させ、其後茶を立申、利休不及心とて感ジ申、初鮭にて、明日の茶湯に、是一種にて懷石出可申と存調候へ共、今日の客被參候に不出候へば、數寄の道に不入候とて、明日の懷石に如何にも取あへず料理て、今日の茶の湯仕事、數寄の意なりと仰なり、

〔明良洪範九〕片桐石見守モ、茶事ハ衆ニ勝レシ人也、會席モ上手ニテ、輕キ品ヲ出サレテモ風味至極宜シ、諸人片桐ニ效ヒテ料理スレドモ、風味中々及ズ、或人片桐ニ料理ノ仕方ヲ問フ、片桐答テ、渾テ料理ハ輕キ料理ニテ、風味ヲヨクセント思ハヾ、マヅ重キ料理ヲ拵ヘ、其重キ内ヨリ出タル輕キハ風ウミ宜也、最初ヨリ輕ク拵ヘテハ麁末ニ成テ、客ニハ出サレズト云ヘリ、

〔槐記〕享保十一年正月廿八日、參候、先日ノ左典厩ガ茶ニ、一ツノ仕損ジアリ、氣ガ付タルヤト仰ラル、○近衞家熙曾テ氣付申サヌヨシヲ申ス、花ガ欵冬ノトウナルニ、吸物ニフキノトウハ指合也、コト

ニフキノトウノ花ガイト珍シ、餘寒ノ甚シサニ、未ダ出ベカラザリシニ、最コヽチヨタ開キタルヲ興ニ入テ思ヒシニ、吸物ニマデ入タルハ、澤山ナリケルヨト推量スト、昨日モ如石ト御ウハサナサレシト也、コレニ付テ、古ヘ三菩提院殿(注○貞敬親王)ト、昔シ何某ガ茶ニ御成アリシニ、會席ノ膾ニ、ナメノ輪ヲ多クツカヒタリ、一段オモシロキ風味也、三菩提院殿ノ耳ニ口ヲヨセテ、晩ノ夜食ニ、ナメヲツカハチバヨキガ、コヽロモトナシト仰ラレシニ、家ニタガハズ、イトモ澤山ニ吸物ニシタリ、扨コソトテ大笑シタリト仰ラル、

二月廿四日、御茶、(深諦院殿、攝、○中略)御會席　御汁(小鳥タヽキ、青ミニ小菜小メメキ、ウド、メ二切、ウスフクサ、)　御煮物(豆腐ヲ千葉ノ菊ノ形ニキリ、其中ニ鶉ノ貫ミテ、スイノゴシニシテマキテ、)　御膾(セトノ黒、鯛ハカリ、防風ケン、モリソケ、一方ヘ平作リ、一方ヘホソグクリニシテ、)　御酒　青漆ノ重箱(イカラヤ、焼テ青アシ、芝川ノリ、鼈ニキリテ、)　御吸物(マテ貝共、身四切、)　猪口(子ウルカ)　御菓子(青モチチシヤキン、饀ニレテ、ムキアリ、)　盆(ムカシノ形ノ由、黒ヌリニシテ、タワロリ見テ、茶臺ノ穴ナキヤウノモノナリ、)

十四年正月廿四日、春ノ茶ノ料理ニハ、必青物ヲツカフコトハ、此流ニイカフ大事ニスルコトナリ、(タカサマニモ、セヘコスゴシ、)先年常修院殿(注○慈胤親王)ノ後西院ヘ御茶ヲ上ラレシトキ、冬ナガラ節分ヲ過タルホドニトテ、青アエヲ出サレタルヲ、後ホド由モナゲニ聞テ見ヨト仰ゴトアリシホドニ、茶後ニ尋テシカバ、常修院殿ノ後西院ヘ、内府(此時公(近衛家熈)内府ニテアラセラル、)ノ珍キコトヲ尋ラレ候ト申ス(後西院日ク)(セシテ笑ハセラル)ソレハイカヤウノ義ゾヤ、今日ノ青アエハ、何トシテゾト問ハレシホドニ、春ノ茶ニハアラズトカ、アヲアエトカ、必青キモノヲツカフガ習ニテ候ト仰ラル、大秘蔵ノコトナリト仰ラル、(イカサマニモ、冬ノ料理ニアラズベ、御論アテアニモコスゴキモノナリ、又青キモノ、緑ロリ、外ハナキヘズナリト御ラ、イカサマコモ、春ハ若菜フムテフ、青キモノハンナリトスベキト申シ上ゲ、)

十二月朔日、平五(○平野屋五兵衞)ガ茶湯ニ、餘儀ナキコトニテ三客ノ上ヘ、二客ノ押カケニテ、二疊圍目ノ圍居ニ五客アリケルトナリ、加様ノ時ハ、タトヘ前カドヨリノ會席ノ物ズキアリトモ、一菜ヲモ減ジテ、膳ギリニ仕マフ様ニアリタキモノニ候ハズヤト窺フ、(一汁一菜ノコトヲ承イヅレモ、膳ギリニシ

（マフコトアリ、コノ格ニテ、）仰ニ左モアルベシ、

飯臺懐石

〔南方錄拾遺一〕飯臺はつくゑの如くして、二人三人四人も、臺一ツにて食する、これ禪林日用の作法也、志かるを紹鷗、宗易、大德寺、南宗寺の衆の茶の時、折々飯臺を出されし也、一疊臺目などは、あまりにせばき故出入成がたし、二疊三疊四疊、別而四疊半によし、茶立口の外に、今一ツ口ある坐席ならでは、茶立口よりは出し入不好事也、亭主先臺を座へかゝへ出し、ふきんにて淸め、さて食椀にもつその飯を入蓋をし、下に汁の椀をかさね、如此客の數次第引、盃にならべはこび出て、臺の上に上ゲ、汁次にて出す、さゐも鍋にても、又鉢にても出、其品次第の見合也、酒はなし、客の喰やう、別而きれいに喰べし、總而飯臺の料理、ことさらかろくする事也、汁一ツ、菜一ツ、强て二ツ、茶うけの菓子は是非出ス、出しやうに傳あり、又一樣は、食椀、汁わん、蓋、この三ツをめい〱青染のもめんぶくさにつゝみて出し、もつそは寺にての如く、はちに入て運び出し、亭主めい〱客へくばる、客も椀を出してうくる仕やうもあり、勿論飯臺は、必々魚肉料理の時の事にてはなし、椀の蓋一も二も、菜の樣子次第出すべし、

中立

〔茶道早合點下〕茶湯中座の心得

一手水に出る是を中立と云、同輩のとき、下座にくゞりあらば、下座より出る、少し上めなる正客のときは、道を明て正客を通すべし、但し立ざまにも、又懸物を見るもよし、

〔客之次第〕一路地に水うちしまひたる時中立するなり、さきへ出たる人、腰かけのゑんざをくばるべし、

〔南方錄二〕中立の時火相心を用ル事　夏冬別有事

菓子仕廻て、菓子盆を給仕口の際へかさね置、臺目に行て、棚を見廻し、火相を考へ、掛物をも今一度疾と見て、躙上りの口を開て出べし、火相を考へて出ル故、火移り早時は、茶案内あらば其儘坐

入すべし、火移り遅ときは支度して待べし、火移早過たらば、たがひに手水つかひて待もよし、中立の後火移早過れば炭をさし添、又火を減ずる類の事、大成本意の違也、火相湯相の遲速を考へて、露地出入し、松風雷鳴の的然に、一服の茶を點じ喫してこそ茶湯の出來たるとは云べけれ、拵火相の考へ、賓客末客專心を用べし、中坐の客とても火相不考と云事にてはなし、夏は懷石後炭をするゆへ、中立も緩々としてよし、

〔茶道要錄下賓法〕中立之事

菓子ヲ食終テ見合立べシ、上客貴人ノ時ハ、下座一人先ヘ出テ御履ヲ直スベシ、少シ上メナル客有之者、下座ノ者、潜口ノ道ヲアケテ上座ヨリ出スベシ、是下座ニ口有時ノ事也、上座ヨリ下座ヘ、其ヨリ出玉ヘトノ時宜アラバ、互辭シ讓ルベシ、各同輩ノ時ハ、潜口ノ方ヨリ可出也、風爐ノ時ハ、釜ノ煮音出ルヲ待聞テ立ベシ、煮音出ナバ、一人ヅヽ立寄テ炭ヲ見物シ、直ニ可出、是ハ火移ヲ見ルバカリ也、

腰掛法之事

刀掛ニ有脇指バカリ帶シテ腰掛ヘ可行、又腰掛遠、則刀モ指ベシ、小座席ノ口見ユル時ハ、心ヲ付テ潜ノ戸ヲ見ベシ、座敷ノ置合調ヘバ、戸ヲ明カクル也、是座ノ仕廻ノ相圖ナリ、程遠則或喚鐘或鉦鐃ヲ以テ案内有ベシ、

〔茶式花月集二〕一此間○主菓子ヲ出シテ後ニ手水鉢ヘ水ヲハリ、腰掛ヘ烟草盆出ス、但シ腰掛近ク、客ヘ近ク、手水鉢ノ水入難キトキハ、湯出置、手水ノ水入置、

一客中立

客爐ノ時ハ掛物ヲ見テ立、風爐ノ時ハ掛物ヲ見、風爐ノ前ヘ行、風爐前ヲ見テ立、
夜咄ノ時ハ、菓子ヲ出ス時ニ手燭ヲ路次刀掛ノヘンヘ出シ置ク、上坐此手燭ヲ持、不殘一所ニ

行ク、貴人ノ時ハ、末坐手燭ヲ持テ先ヘ立、

〔茶之湯六宗匠傳記三〕古田織部殿自筆の寫

一中立に腰かけへ出たる時、腰かけの角に圓座有、上座より段々取て我居る所に敷、上へあがり、とくとろくにいる也、腰をかけているは無禮なり、

〔細川茶湯之書下〕一中立して用有ものは、外へ出て用をかなへ、又雪隱へも行なり、

一雪隱へ行に二つ有せつちんなれば、外のせつちんへ行べし、一つ有ば猶又外の雪隱を尋、餘所へも行べし、袴は外の腰かけにてぬぎ、又きて内の腰懸へもどるべし、

一雪隱に居時、私に云、先下に紙をたくさんにちらし、上に居て又紙を敷かくし、其上に砂を置なり、

一腰懸にて長咄いや也、はなせばたちばを忘、座敷へおそし、手水をつかひ座敷の左右を待べし、座敷の左右とは、昔は座敷仕舞て、箒の音が左右なり、近年は鐘をたゝく也、此二左右次第に座敷に入べし、夏の數奇におそくはいる惡し、水かはひて石共惡し、又花入水指水かはく也、

〔南方錄二〕亭主後坐を設る事

客中立の跡、數奇屋の内掃除し、一座陽に心得べし、掛物を卷、花を生、簾をはづし、突上をも明ル、敷もかねて陽を用ユ、

　床掛物卷、花入、釜、水指、茶入、茶盆、茶巾、茶筅、茶杓、

如是の時、棚に羽帚杯置には、數を考へてはづしに置べし、はづしかね口傳、器の三ッ組、水指小ぶりを用る事、つゞきのかね、秘事口傳、掛物に寄、其儘かけながし、別に薄板も花入置て花を生る、又は掛物卷て、薄板の事も有、配合の品と一ッ物等、委敷書付がたし、師傳可聞、

〔茶道織有傳下〕炭茶の手前の大體

中だちのうち、床のかけ物をとり花をいけべし、花は一色か二色、時のさかんなる花を、なるほどかろくいけべし、不時の花はいけぬもの也、茶の湯の花に法はなし、惡にほいある花は無用也、中だちのうち、水さしをまがり柱と、風爐先きの壁とのなか、まがり柱の地敷より五寸ばかり間あけ置、茶入を右、茶椀に茶巾茶せん穂先下へして置、茶しやく上に置、水さしの前に三ッがなわにかざり、柄杓を大目だゝみの左の壁のなりに、ふたおきにのせ置、水こぼしを柄杓の柄さきより二寸ばかり下にかざり置、亭主は手ぶりにて出、茶たつる事、眞の臺子より出る本意なり、色々作意の略義用にたらず、

後入

〔南方錄二〕案內の鉦打樣之事

主後坐の配合を仕廻鉦を打べし、禪林の規繩に、飯に三下、茶に二下、版を打と云へり、其故實を以て、五の數は可然か、千家大方は三聲を被用、とかく案內を報ずる所本意也、版喚鐘其外にても主の料簡次第打べし、他流にどらの音、色々口傳を云へ共不可用、

客手水つかひて後坐に入る事

案內あらば、火相を考次第、相さそひて坐入すべし、手水初坐の心持同前、

〔客之次第〕一數寄屋へ入やう、同見やう、前におなじ、又ほめやうは、あまりにむざとほむる事あしく候、又ほめざるも惡あしゝ、掛物花のほめ時分は、掛物は達摩にとへ、花はうす花の時と古實の習なり、中立より前は多分掛物なり、むざと物をほめまはししては、亭主の手前しまひにかまひ、やかましく侍る故に、まづ物しづかに亭主のしまひを見て、炭も入、くわんすもすへてくわんをぬかんとせらるゝ時分に、見事成御掛物、扨かれこれとほむるなり、達摩の耳にくわんあれば、達摩の時とは心得るなり、

一此くわんを掛、くわんすをなをして、何とろくに御座候かと、亭主客へ尋る事、是時のあひなり、

一段ろくさうに御座候と云てよし、亭主すねものにて、くわんすを少ゆがめ置て客に尋る人あり、ろくさうに御座候といわせず、まして後にろくになをせり、然時は客のけいはくに成候、少ゆがみ申候といへば、ていしゆのきよくなし、其時は只一禮の時のやうにあひしらふ物なり、

〔茶道便蒙抄亭主方一〕置合の事

一座敷掃除して、道具置合も相濟て、客座入の案内に、くゞりの戸三ッぶせほどあけ置る也、客是を見て手水つかひ入事也、又此時くゞりの戸あけず鉦打事あり、是は古織より初る也、古織伏見に居住之時、數奇屋より腰掛まで程遠きゆへ、座敷の仕廻客へしれざるに付て、案内の爲に鉦をうたれ候と也、其以後座敷檐下の腰懸にても人毎に鉦を打事不心得、

〔貞要集四〕數寄屋江入客亭作法之事附茶調ル心持之事

一中立の內、懸物取て花を生ヶ、大目疊に道具莊合、釜の湯相、第一可心得、能時分を考て案內鉦喚鐘を可打、貴高の御客には、腰懸まで案內に罷出候、極寒の時分は、少もはやく案內申事、暑氣の時分は腰懸に緩々と汗を入候樣に遲速を可考、客互に時宜ありて手水を遣、小座敷へ入申候、床前花を見、花入を見、大目の莊を見申事、初座同事也、客座定て亭主勝手口を明ケ、御茶に可仕と挨拶有之、其時に先花を譽、花生を譽申事、是も懸物のごとく三ヶ所の譽所有と知べし、亭主茶を調申內は、謹て手前一覽可申候、茶立出す時、上客居寄て茶碗を取、相客の前に置、一禮をして戴呑申候、次々の客茶呑終て、下座より上客へ茶碗を遣申候、上客の香を齅、茶碗一覽して次々へ廻し、上客へ戻候時、少居直り茶碗とりなをし、鋪疊へ返し申候、貴高の御手前のときは、茶碗を返し申候、亭主茶碗を取、定座に置申時、一座一同禮有之事也、茶碗洗て下に置候時、御仕廻候樣にと申儀如法、茶巾茶筅仕廻、茶杓を茶碗へ懸申時、茶入袋茶杓乞事有、又茶入茶碗莊付ケ、水をさし、水差のふたしめ申時乞事有、又透と仕廻、水覆柄杓蓋置勝手へ取入、茶入をとりに出候時乞事有、是にて以上

濃茶

三度の乞所有と可知、眞行臺子、眞長板の定法、運茶湯に用ル事也、茶椀一㼝の内、釜のふたをとり、水指の蓋を取、茶碗返るを相待申候は、四方盆眞行の作法と知べし、段々臺子立、前に記す故略之、亭主勝手へ水さし取入、勝手口を立、茶入、茶杓、袋返りを相待也、客道具見終、勝手口障子際、又は疊の眞中へ三品持寄、亭主取能樣に、茶入はわが左の方、袋茶杓は我が右の方に、袋の上に茶杓を載て返し申候、亭主取に出申時一禮して、後の炭所望申事也、いにしへは薄茶前の炭とて所望なしに炭を置足し、薄茶の道具を持出、うす茶立仕廻、其上にて立炭所望仕候、當世は二度目の炭にて相濟、客座鋪へ通り申事に罷成候、今も後の炭濟て、薄茶の道具運び出し、茶を立申方も有之候、京都にては、いづれも右の通の仕かたに候、古法の殘て面白く候、

〔南方錄　二〕亭主出て挨拶して茶を點ずる事

作用差排ての次第は叓に略之

客坐入、床臺目見畢、坐につきたらば、茶堂口を大羽帚にて三ッ五ッ拂、開出て御茶可致よし輕く挨拶し、手前に取つくべし、

客前へ茶出す法、客茶を喫する法、

帕物をかき疊に出し、其上に茶盌を置べし、茶碗の前後心得て出すべし、帕二ッ目の折を客前へなして出す、客茶盌帕共に受取て座中へ出し、各茶の色を寄て見る、扨賓客受取て、小指を帕よりはづし、茶盌の臺脇に付て呑べし、茶香を心づけこぼしかた心得呑べし、道勝手の時は、右の手にて茶盌をこぼす、去によりて客前へ出す時、茶碗の前を客前へなす事云に不及、こぼしかた客の左にいる、客請取逆に廻し、左のかたこぼし方より呑む、戻す時茶碗の前を主の方になし、こぼしかた主の左にして戻す也、總而向爐風爐の時は茶盌を戻し、亭主茶碗を請取んとする時禮すべし、四疊半臺目かきの爐は、茶碗受取、下に置たる時に禮してよし、主茶碗受取、茶の香をかぐ事大

成ひが事也、客衆一通り茶碗見物し、あたゝまりもなき茶碗なるを、茶の香をかぐ事無益の所作なり、ふくのこき薄きを見て下に置べし、客茶香をかぐは、茶碗のあたゝまり有内故、茶の氣をかぎて可然事也、茶碗戻り、湯と水と入れ、其すゝぎ湯を主呑事有、故實等秘事口傳、尊客の時は必呑むべし、かへ茶碗坏へうつして呑む事も有、大凡にて呑む事にてはなし、

〔茶窻閒話上〕むかしは濃茶を一人一服づゝに點しを、其間あまり久しくて、主客ともに退屈なりとて、利休より吸茶に仕はじめられけるとなん、

〔客之次第〕一茶を三すくひほど入、茶入のふたをとらんやうにする時に、客より御茶今少一兩度も所望する事よし、亭主はしんしやく心に、茶入を引、ふたをとらんとする體なり、

一茶は一へんにて、のこらずみなのむべし、二へんまはす事有べからず、ていしゆもずいぶんのこらぬやうに、小服に立出し申に、のみあまし申義は以之外の不調法也、初に今少茶御入候へと申たることは、みなけいはくに成申なり、よく心得べき事なり、

一のみじまひて、下座の人其茶わんを上座へわたす、是によつて手ひまなきゆへに、下座より二番目の人、ふくさをとつて茶ばかりを下座へ渡し、下座の人茶をのむ内に、ふくさを亭主へわたすなり、

一上座の人茶わんを請取て、香をきゝ、色をほめ、たてやうの茶わんの内をほめ、茶わんを見などして、其次へ渡、其次々の人も同前に見てほむるなり、扨下座の人、又上座へ茶わんを渡すなり、上座の人また少見て、亭主の初出したる所に置なり、

一茶をのむに、上座の人ののみたる其のみ口をちがはぬやうに、其次々の人も、其のみ口よりのむ事肝要にて、亭主じまんして、茶わんの內きれいにたてなし出したるを、方々よりのみちらし、さん／＼のたてなしになして、あゝ御茶たちて候と申さるゝは、亭主をきよくれるしかたなり、

茶のいきも方々よりちりさんじて、よしともあしともいひがたし、うつくしくきれいに、一所よりのみ口こまやかにある所をむかふへなして、香をきく事なり、むかふへなしぬれば、のみ口の方上になるに依て、茶のいきも上へあがり、能いきもきこへ候、前になし、我はなを茶わんの中へのぞき入れば、あせやいらん、はなやいらんと、人目には見ぐるしくて、おとがいに茶のいきかせたるに成候なり、

一亭主茶碗を下に置、湯を入、水をむめ合て、二口三口のむ事なり、其時も客そと禮すべし、此時亭主のむ道理は、茶に毒などの入たる事もあり、其時宜と、一は又後うす茶の時、水のむめかげんを見んためにて侍るなり、

〔茶道織有傳上〕客入の大體

亭主出、茶たつる也、茶たつる時は、ろくに居る事悪し、其うち花などのほうびする也、扨茶をすくふ時、とてもの義に、御茶をこくたてられよなど、あいしらふべし、扨茶出すならば、上客相客へ一禮して、ふくさをひだりの手にをき茶埦をのせ、茶をいたゞき手をさげ、茶埦を少かたぶけ茶の色を見て、扨二口三口もあいそうなし、五口六口はひやうしぬけ、あと人の心なし、あへて定法はなけれども、四口のむはほどよし、扨茶をのみ、茶埦ののみ口手にて少ぬぐいて次へわたす也、扨上客の人、茶を二口ほどのむとき、次の人下座へ一禮して、扨上客茶埦を出す時うけ取いたゞき、禮すみて手をさげ、茶埦を少かたぶけ茶の色を見て、のみ口ちがへぬやうに順々どうまりまでまはり、茶ののこらぬやうにのみ合て、のみ口を手にてぬぐい、上客の前へ茶埦を置べし、上客茶埦のうちをとよく見て、順々に廻す也、下座まで廻り、又上客の前に置、上客茶埦とふくさを取、亭主茶たて出たる所に置、亭主うけとり前にをく時、總客一同にかたじけなきとて禮をする也、此時御茶の御禮と云はおろかなり、たゞかたじけなきと云もの也、扨亭主其茶埦へ湯を入のむ

也、その時總客一同に少手をつき、少禮こゝろ有べし、扨亭主うす茶をと云、まづ御仕廻候へとあいさつ尤也、

〔茶之湯六宗匠傳記三〕古田織部殿自筆の寫

一濃茶をのむに、上座中座茶碗廻す事は見苦敷、下座にてはまわしのむべし、子細は茶のふくを能せんが爲なり、

〔和泉草二〕濃茶立樣同呑樣

一茶筌ニ而フル時、廻リニ茶ノツカヌ樣ニ、カタマリ振ホドク樣ニ、底ニカタマリノ殘ラヌ樣ニ、イキノ失ヌ樣ニ、泡ノキエ候樣ニ、餘リ久敷フラヌ樣ニ手先ニテイソガシク振べカラズ、肩ニテ靜ニ振べシ、何時モ小服成吉、呑人モ三口ヨリ多呑ハ惡シ、亭主客ノ數ヲ考テ服ヲ立ル物也、呑アマシテ再返廻スハ不仕付也、

一小口ニ一口々々呑切タル跡、歯ヲ喰ツメル樣ニシテ茶ヲカム樣ニ呑也、如此呑バ、茶ノ味ヲ能善惡ヲ覺物也、濃茶ヲ呑內、余所目遣セヌモノ也、

一濃茶ヲ草ニ立、薄茶ヲ眞ニ立ルト云習有、口傳、

濃茶ノ後湯ヲ乞テ呑事

一湯ヲ乞テ呑儀、利休時分ニナキ事也、亭主情ヲ出シタル茶ヲ、湯ニテ早々洗流ハ不仕儀也、茶ヲサユ被下間敷ト云事有之也、

薄茶

〔草人木上〕一薄茶世にはやり出しは、根本東陽より事おこり侍也、利休いまだゐんびの時迄は、無上の日に、一時の間は、うすちやなどのむ事はと各申されしを、書置たる物語などあれ共、此東陽はじまりしより一段然べき薄茶也、客を請じても、養生などにてこひ茶をのまぬ人もあり、又侘たる道具などほり出し、薄茶に事をよせて、其道具出し候なかだちにもなり、又は會席の上にこ

ひを一服づゝにても、のどのかはかんはこたへがたきに、ましてすひ茶の二口三口などにて、いかに恭なければとて、のどのかはきをやめては也、殊におもひあひたる友のなぐさみとて、薄茶はそれよりはやるといへども、いまだむかしの例を引人ありて、貴人高位などへは申上ざれば、かつ〴〵はやりしを、此例を以てにや、さる故ありて古織公〇古田織部正よりこのかた、亭も薄茶を立ではかなはず、客ものまではかへらざる物と盛に成也、こひ茶たてゝ、程有て薄茶を専立て申事は、利休より其例今に引事右のごとし、こひ茶立たる小壺の茶をひつ付、うすく一服も二服も立る事、古織公より始る、

〔南方録二〕淡茶之事

水指運び入たらば、水を入添改メて持出で、薄茶中次か棗かに入、薄茶茶碗仕込運び出で、茶をもたつべし、初濃茶の時、茶碗戻りて湯と水と入て一すゝぎ、其次湯にてすゝぎ、直に薄茶可仕と主々挨拶し、又は客より御仕廻あれとの挨拶、世人なべて如此也、道具の賞翫により、茶巾捨る不捨との差別意味重々也、茶巾にて釜の蓋を取ル、是捨たる茶巾也、秘蔵の道具に寄てわざと捨る事有、凡は不捨に用てよし、捨ぬ茶巾の時は、時宜に寄、直に薄茶立べし、主客の挨拶次第也、捨たる茶巾の時、主より直に薄茶可進と云、客より御仕廻あれ抔との挨拶、何の分々もたらぬ事共也、故實口傳、後の薄茶の時、茶巾釜の蓋の上に置たらば、捨たるにてはなし、中ふたせずに立る故、ふたの上にかりに茶巾を置たるは捨たるにてはなし、鐵蓋に置事、少心の有事也、口傳、火衰へたらば炭かへて薄茶立べし、眞の薄茶と云事有、濃茶後の事にてはなし、不斗来たる珍客か、又は殘火會抔に有事也、秘事口傳、

〔茶道便蒙抄一亭主之〕薄茶の事

一客亭主懇にて、緩々とはなし在時は、薄茶立べきよしを云て、水壺持出、茶を點る事也、其品濃茶

の時とおなじ事にて、釜の蓋をしめざるもの也、外に替る事なし、諸道具も最前の物にてよし、品をかゆるは惡し、尤茶入は薄茶を入て堂庫にあらば、茶碗計持出置合る也、薄茶必別の物に入てよし、但濃ちやの殘りを薄茶に立る時は、初めの茶入に入たるまゝ置合立てよし、尤袋には不ㇾ入也、

一薄茶立る時、ならひの心持あり、濃茶はさむる事をいとひて、さら〳〵と立る也、薄茶は其いとひなければ、しづかに叮にて茶を立る手前の心得を眞に致すべし、總て薄茶の立樣一通り手熟すれば、万事の手前成能物也、此ゆへに宗易も薄茶立る一通り、大事に心得よとしめしたるとなり、

〔茶之湯六宗匠傳記六〕一薄茶點る時、或人利休にとふ、初め小壺を出し、薄茶の時はたとへ類座、或は小大海、或は內海などは、くるしかるまじきかと思ひ侍れば、利休答ていわく、其は惡し、薄茶は貴人の御前御遊び被ㇾ成ての事也、若座敷替りてならば、くるしかるまじきか、同座にて二度御茶まいらば、初は異なる故結構なる道具よし、後の薄茶は草也、物每に眞草行の三段あり、其にしたがわざれば物の品を失のふ、其上唐物も唐物計數多出すべからず、一種か二種かとの故人の式目也、殊更貴人など請じ申さば、左樣の道具出してもくるしかるまじきかなれ共、乍ㇾ去茶入能て大海の類茶入程にあらずば益有まじ、又內海能ば、初の茶入を人々のさげすむべし、所詮片々はいづれやむべしと云々、又或人京の老ゆらくにて利休に問、某の持たる道具を初の度に出し、客遊び居て後に又薄茶たてん時、大海か內海を出し候はんやと問侍れば、利休の曰、初め瀨戶を出し、後から物を出し給はん事、たとへば貴人を申入て、百姓のもてなしをするに似たりと答られ侍れば、此人一言の返答にも及ばずと也、此人は世にかくれなき古瀨戶の茶入持にて、其一色の茶湯者と聞へ侍る也、又大坂にて古織公〔〇古田織部正〕に問、初小壺を出し、後今燒のふりのかわりたる

後炭立炭

道具にて薄茶をたつべきやと問侍ば、古織公かれに對して、くるしかるまじ、其故は當代の人、何事も玄やうすになれば、から物に取まぎらかす物也、我も人も出來物を所持する事なれば、新物の見事なるにて唐物をもどかれんよりは、薄茶の時花ぬり物吉、乍去座をかへてならば、ふりの替りたる唐物を二度出すべきかと云々、此吟味も利休の傳も同也、

〔槐記續編〕享保十六年三月十九日、參候、昔ヨリカサ子茶碗ト云コトアリ、三ツモ五ツモ茶碗ヲ重子テ出シテ薄茶ヲ立ルコトアリ、此ノ時ノナラヒアリ、上ノ茶碗ノ湯ヲ次ノ茶碗ヘアケテ立ルガ習ナリ、夫故ニ次ノ茶碗ハコボシノ處ニ直スナリ、コボシハ夫ダケ跡ヘ引ナリト仰ラル、〇近衞家熙シカシカヤウノコトハ必セヌガヨキナリ、先ハ人々ノシラヌコトハ異風ナルヤウニ思ヒテ、目ヲトムルモノニハミトヲルヽガ、センナキコトナリト仰ラル、

〔客之次第〕一うす茶も上座よりのみまはして、一ふくも二ふくものみ侍らん、うす茶の時は、茶わんを返しざまにいたゞきて返し、一禮はなし、

〔茶譜十五〕一利休流客人薄茶呑ヤウ、茶湯ノ時ニ不限、不時ノ砌モ、茶碗ヲ取テ本座ヘシザリ、兩手ニテ茶碗ヲ持、最初一服呑茶ハ戴テ呑ベシ、各一人々々如此、幷薄茶ヲ一服呑テ、仕舞玉ヘト云ハ惡シ、然ドモ又客數ノ砌、二三服呑モ又惡シ、見合可有之コト也、

〔南方錄二〕後の炭之事

薄茶濟、火相衰たらば、客衆へ一炭と所望し、又客よりも今一炭と所望する事有、炭輕く置て其儘湯立やうにすべし、底つかへたらば輪取べし、客より炭する時、胴炭杯の流れ見能ば殘して、輕く底取て吉、又薄茶をも立る事有、大かたは夫に不及客衆暇乞すべし、炭をして湯わかし、一坐を賜にして客を戾すと云說有り、祕したる心也、さも有べき事か、廻り炭の事、古織已來の事也、露地草庵にて炭の置方杯、面々自慢らしく置並べ、何の益もなき事也、是皆本意の違ひなり、其上利休流

のふくさ灰にて廻り炭は成がたし、

〔客之次第〕一立炭は、多分は亭主炭持て出で入るもあり、又客より、とてもの御事に立炭被遊候へと云時宜なり、と云もよし、亭主は炭の用意も無御座候、今少御くつろぎ有て、御あそび被成候へと云もよし、客いかに御用意の無御座事の候はん哉、只被遊候へと、再三にこふ物なり、もちろん用意したる事なれば、則亭主炭せられれば、そこ御とり候へところのそこの火をとらせておかせる物なり、扨炭をおかるゝ時、各さし寄て見物すべし、又亭主炭持て出て、客にちと御慰に炭被遊候へと所望あらば、再三しんしやく有べし、客めいよの數寄しやなどにて、慰にいれんとおもはれ候はゞ、されぱいれ申べきかとはいわぬ物なり、まづ釜をあげさせられよと云なり、是則いれんとのすき道のことばなり、扨亭主釜をあげて、炭所望の時客すみ入べし、客大名か數寄無雙の人ならば、御相伴の中より、御取合を申などして、まづ釜をあげさせられよと、相伴衆一人云もよし、一炭の後、釜を客かくる事もあるべし、又立のき亭主に釜はかけさするもよし、亭主は炭に見入て、釜いつまでもかけぬ體よし、然間炭の後、亭主に向て釜かけさせられよと云時宜、尤ある義なり、

〔茶道織有傳上〕客入の大體

扨道具見仕廻、亭主に今一度御炭拜見申度とのぞむべし、又その時上客の數寄こうしやあらば、客にのぞみたるもよし、客心得たるとあらば、そことり、火箸ほうろく持出、火箸にかゝる火は火箸にて取、こまかなる火は、そことりにてすくいあげ、中ほどに少火をのこし、そことりほうろくを勝手へ入、扨あしうちに紙をしき、すみくみて持出、亭主はわきへのき居る也、すみする人大目へ廻り炭する也、客同前に亭主もうち寄見る也、

〔草人木上〕右の禮儀過て、客歸宅の由を申べし、其時に亭主、各御隙いらずば薄茶申べきといふ、客

客退座

と亭主とたがひに隙をうかゞひて、透あらば客とまりて、亭主もろ共に少々はなしなどして、爐にても火相をうかゞひて、なだれば茶よりさきに炭を置茶をたつべし、いまだ火相よくば、茶過てより炭をきすべし、此たびの炭を、名殘炭共、立ずみ共いふ、尤の異名也、

〔茶道便蒙抄一亭主方〕後火を直す事

一菓子喰終る時分に炭斗を持出、土鍋取に立、其時菓子の器取て入、土鍋を持出、前のごとく圖略○の所に置、障子をさす、火を直す事前のごとし、拵炭を仕舞、道具炭斗へ入る事、いづれも前に同じ、

一此火直す時、爐中つかへたらば、下取の土鍋を持出灰を取たるがよし、當代は客より下御取あれと申也、一切不心得下取事、客への不禮にて有間敷事也、不斷茶の湯仕懸候へば、時ならず灰つかゆる也、其節客よび合候へば、客有とも辭儀に不構、下を取て炭をかで叶間敷也、當代は客よび候時、爲其に灰を直し、茶の湯仕懸るなれば、中々下つかゆる事無之、然れども客より下御取あれと申せば、客に任せ、つかへざる下を心得がほにて取事、おかしき事也、拵此時の炭は、前のよりかろく、樣子見事に置たるがよし、

〔南方錄二〕客暇乞て歸る時、亭主露地口迄送り出て挨する事、後の炭濟と立水の程を考へ、いとま乞して立べし、主も露地口まで相送、初終の禮相揖すべし、

〔細川茶湯之書下〕一うす茶取置て亭主出ばはやしほ也、其時亭主へ暇乞して時宜をし、口より出る、これも中立のごとく、釜花入座敷などに、名ごりをおしむ心をとめて出べし、

一刀掛の刀脇指、其内の若きもの取て各へ遣もよし、めん〳〵もとる也、

一歸ときも入時のごとく、先の人を先へ立て歸る、亭主送り出ば、中くゞりにて暇乞すべし、まゐて出は、亭主次第たるべし、

〔草人木上〕一立水打事は、薄茶過て炭の節打也、又薄茶の前に炭あらば、薄茶の內に打べし、此立水といふことを近き比仕出し候也、其已前はかつてなき事也、由來はおくにあり、

一歸宅の時は、座敷にてたがひに禮をいたして、亭主は勝手へ入、障子を立べし、客立樣に、床の內と棚などの物の置合を見べし、

一路地へ出たり共、にげ口の樣にすべからず、置たる道具共失念なき樣に、萬の置目ちがはざるやうに、跡にて人にわらはれぬやうに、たとひ水打に出たる男共のまわざ成共見て、惡き事はなをしてかへるべし、くゞりの口をば本より跡より出る人戶をしめて、初のごとくに亭主の出る迄はならびゐて、しづかにたがひに禮をなすべし、いかに心安き中成共、取わき客方は謹悉體をなすべし、終日のくらうは、たがひの身に覺あるならば、かへすがへす客かろく禮をなすべからず、

後禮

〔細川茶湯之書下〕一宿へ歸、大略自身禮に行、しからずば書中にて御茶の禮、御道具拜見の體、禮を申なり、

〔茶道便蒙抄二客方〕炭所望の事

一後の禮の事、主客共に互の宅へ參り禮あるもの也、心やすき間は、其座にて禮に參るまじきよしを約束致し、書狀使も取かはすまじきといひ合する事もあり、主客位を心得べし、

一名物の道具出たる時は、縱互に禮なき筈に申合たりとも、翌日必禮に行、名物拜見致し湯〻の由、謹て禮可ㇾ有ㇾ之也、是我壹人の名物ならず、天下の名物たるゆへなり、

對貴人式

〔備前老人物語〕ある人茶湯に貴人のあいしらいといふことは、さのみはなしといひけるに、いやしかはあらず、禮の外なる事はなし、その上茶いりの袋といふものは、なにゆへにか、つくれるにや、貴人を請せる時は、その御前にて茶入のふくろの封をきる習ある也といひけり、

〔茶道織有傳上〕亭主の大體(又曰、主人に茶率る時は、今やき新茶わん、盞天目に用、唐物にあらずとも盞たて也、口傳、)

それ客をうけんと思はゞ、貴人ならばぢきに參、御茶可₂指上₁旨、家老か近習出頭人などを以申上、御出あらむとあらば、御あいては御意次第にする事尤也、扨さきだつて御禮に參、その日にいたりても、御むかひとて參べし、人をつけおき、御出の節道まで出むかひ、御ともして入べし、扨御あいて衆をたのみ、亭主は御茶の湯こしらえかけ仕などとて勝手へ入、少もはやく中くゞりまで出むかひたる事尤也、扨御歸の節御供して行、御禮申上、翌日も御機嫌伺とて參上尤也、御あいて衆へも翌朝禮に行べし、尤小性衆料理人をよびてよし、其外品によるべし、

〔茶之湯六宗匠傳記一〕千利休宗易居士自筆

一客貴人高位ならば、御出の時刻に一時成共二時なり共、あるひは半時成共、亭主御迎に出、我宿まで御同道申て我は內へ入べし、

一亭主より客高位ならば、二重路地の外へ出向て禮をなして、後にはくゞりひらひて、御入候得と計言也、高位などへ餘り物を申さぬ物也、同じくは外路地へ出向ひたる時、同じくは直に入る事が本也、

〔茶之湯六宗匠傳記三〕古田織部殿自筆の寫

一御成又は貴人高位を申入るは、冬寒氣の時分は片口に湯を入、てい主持出、手水鉢の上に置、又御近習に爲₂持て出しかけさする事あり、

〔喫茶雜話〕一通の貴客には茶巾茶筅あたらしきをもちゆ、それ程の時は、茶巾のたちめぬはざるものなり、口傳色々あり、かくのごときの尊客の時は、茶碗などに茶筅茶巾等を入、勝手より取出し、實に御茶進上して後、亭〇亭下有闕文此茶碗にてお茶を服すべし、一には憚、一には御用心の時宜なり、

〔和泉草二〕高位高官之御方茶湯

一公方ノ御茶ヲ立ルヲバ、御天目茶筌茶巾迄も棚の上に置ベシ、御相伴ノ諸具、棚の下ニ置物也、御茶調時、柄杓ニ殘ル湯釜ヘモドス、御相伴衆ノ湯殘ラヌ樣ニ汲物也、

一茶湯、極眞ト、眞ト、草トノ差異有リ、或大名御門跡ナドノ御茶湯ハ、木具七器金銀ノ鬼足緣高ナド可然也、

一御餝も床に掛物、或盆香合香爐、臺子の上に茄子の丸壺、文琳か天目臺ナド有ベシ、

一棚ニ釜水指置時、一寸四五分向ヘ寄餝、口傳也、

一棚の下ハ必四ツ組也、眞ノ釜風爐ニ掛、水指銅南蠻、熟柿色吉、古銅ノ柄杓立、クルミ口、鉉口ノ間吉、合子ハ唐金ノカナ色吉、四ツ組ノ時、蓋置風爐ノ方ニ置也、

一如此御茶立樣、如何にも眞にシツシテ、如作法愼テ立ル物なり、珍敷仕合取出べカラズ、

一御人體ノ御茶湯ナレバ、別人御茶立候也、

一以前極眞ノ時ハ、一座ノ物語モ實ナル吉、飯ノ喰樣、菓子ノ用樣、楊枝遣樣、茶ノ呑樣、以上公家方ノ仕付ノ法ニシツシテ吉、

一座席ノ廣狹、貴人ノ御茶湯六疊鋪相應ス、御相伴も少間ヲ置著座有故也、高位高官ノ外は四疊半も吉、

一座鋪ノ樣子、無異風結構ニナク、サスガ手際能目ニ立ヌ樣吉、第一其人ニ相應有べキ儀也、老人貴人富者ハ眞ニ構テ吉、少年壯年貧者侘ハ草ニ構テ吉、

一庭ノ樣體、石不立砂マカズ、諸邊脇ヘ目ノウツラヌガ吉、御茶情ヲ入、名物ニ心ヲ付シメン爲也、

一次ノ間ニハ、手水所ノ邊ニ青々タル草木少シ有テ吉、爐邊座中ニ居ル上、氣ヲ晴シ窮屈ヲも延ン爲也、廊下ノ外小便所、其外奥に雪隱有リテ吉、貴人ノ御來儀ニナクテ不叶物也、平生用ヲカナヘズ、サハヤカニシテ用ル也、

一貴人重而ヨリ招待スルニハ、瀬戸天目成共、新キヲ用テ吉、

一貴人御來儀ノ時、御膳夫一人勝手ヘ呼入、試サセルモノ也、

小座敷ヘ被ㇾ爲ㇾ入、御腰物床中ヘ上テ吉、御身近御家來一兩輩置テ吉、門外ニ亭主ノ方ノ番士二三輩置テ吉、次ノ間ニハ硯料紙御手水ノ道具置、御枕、御衣桁、ハンザウ、手拭置也、

一御前ニハ古圍爐裏ナシ、火鉢ニ釜ヲ掛タリ、御茶ハ何時モ臺子也、

一眞釜ニテ茶立ル時ハ、柄杓ノ柄サキ、三ツセモ、手一束モ出ス、圍爐裏ノ平釜ノ時ハ、柄先少シ出ス也、

一拜領ノ物ハ初座に飾テ吉、頂戴ノ仕様、諸具品々有ㇾ之ベシ、筆にも不ㇾ被ㇾ盡所也、口傳、

〔茶道聞書集〕流芳或時貴人を菓子茶湯に呼れ候時、勝手にて菓子盛候時、相伴の菓子を先きへもり被ㇾ申候、

流芳貴人を招かれし時、菓子の盛やう、相伴より先へせられしは、そゝらぬ爲にや猶考ふべし、

貴人に茶を上る時、亭主草履をくゞりに不ㇾ置、流芳貴人を招き候時、くゞり脇竹の下へ入置、

貴人の草履と、亭主の草履と並ぶを、遠慮有りしなるべし、

流芳貴人へ茶を上る時、圓坐一枚腰掛の上坐に置、二枚は下坐の方に重ね置き、烟管一本、吸口の處を紙にて包む、外の烟管は下に置、

此條も亭主の働き、深く考ふべし、

流芳貴人に茶を上る時、桑原の茶盌、段々挨拶、其茶盌にて茶上る、

桑原茶盌茶事にも用ひたる跡なれども、格別の品なれば、貴人の御所望に任せ點茶せし成べし、

貴人を招き濃茶の時、貴人へ指上候茶盌で點、扨夫を外の茶盌に明ケ、相伴の衆へ出す、

〔草人木上〕一貴人高位の御客ならば、座敷を御出なさるゝとひとしく、勝手より亭主路地へ出くゞりをひらき、くゞりの外につくばひて御供申、外迄出、のり物に召、とく歸れと被仰所迄御供仕、又御馬に召候はゞ、其所迄同道可申也、

〔客之次第〕一茶過てやがて正客大仁なれば、亭主又いまやうあらためて禮に行に依て、其前に相伴に行たる人はやく裝束を著かへて、亭主方へ禮に行て、扨正客大仁の前へ行て禮可被申候、大略の位ならば、後の禮は、狀までにてたがひにすませるもよし、

〔茶道望月集三十二〕一近衞應山公〇信尋初而宗旦の小座敷へ茶事に御成の時、宗旦は御會釋は、御迎何かは能愼て、小座敷の茶事は如常御會釋申時、御茶濟て御尋には、茶事に臺天目にて點る事有と聞、夫は如何樣成時する事と御尋有しに、且御請に、同輩の主客の時は、名物の臺か天目所持の者、其道具に付て會釋、又其御客貴高の御方なれば、御客へ對して、新敷茶碗、新敷臺にても臺天目にて點る事有之候と申上る、其時又夫は如何樣の貴人への時、する事ぞと御尋の時、御前のごとく成貴客の時仕る事に候へども、今日ヶ樣の折は、此茅屋を一興として御成被下候時宜に候へば、茶道の德を以、尊卑不相隔の道義を以、御會釋申上ル故、常の草の茶事を興に御會釋申上ル事也、後剩廣座敷へ御成の時、薄茶は臺天目にて進上可申と申上る時、甚御感心と也、如此の心持なければ、愼としても茶の本意を失ふては益もなし、能々工夫可有、如何樣の貴公の御方にても、御客の器量による事、茶道御功者なれば、とかく其期に臨て働を第一と可知也、

〔備前老人物語〕雲州の大守松平出羽守殿を、家老朝日丹波請待せしむる時、爐のわきの棚の茶具に薄茶茶碗をおき合たり、濃茶過てのち、かの茶碗にて進上せられしと也、丹波は利休の弟子なりとぞ、

〔客之次第〕一主君の御供にて數寄にあわば、路地の戸をも立寄てあけ、手水をもかけ申てよし、其

ために大名を申入る時は、手水鉢の前のふみ石の右のわきに、又石一ツ少ひきくすへる事なり、にじりあがりにては、もちろんせきだをもなをさるべし、

一刀脇指、主君のは二腰ながら刀かけにあげ置て、我刀は中路地より小者にわたし、脇指ばかりにて參るなれば、我脇指を刀懸の下に立かけてをくべし、

〔茶之湯六宗匠傳記〕〔一〕千利休宗易居士自筆

一高位の御客、肩衣或は被取給ふ共、其時相客に參る人は上衣取べからず、取と高位よりも御免御意にまかせ可申、一旦とれと被仰候共不可取也、

〔和泉草〕〔三〕貴人ノ御供ニ參時之事

貴人ノ御供ニ參リ、クヾリ際ニ雪駄不立ロクニフミ揃テ置テ吉、腰掛上リ候ヘト御意有時、上リ踞リ居テ吉、御意ナキ以前ハ、圓座ヲ飛石ノ上ニ置、其上ニ居テ吉、

〔貞要集〕〔四〕數寄屋外内路次入客亭作法之事附禮義之事

一貴高の御相伴にまいり候節は、其身をあらためたしなみ、待合にまで御先へ參居可申候、御客揃候時、亭主御迎に出、中潜敷居に手を掛、御挨拶ありて、手巾にて敷居をふき戸を立る、一二寸明て置也、また主君などへは、中潜より外へ出て、御挨拶申事本意なり、扨上客中潜の内へ御入候と、次の御客に橋申さず、引つゞき內へ入、砂雪隱の戸を明ケ掛、御目、路地の內植込飛石等拳申す御挨拶仕り、手水の前へ御先へまいり、中腰にて柄杓を取、御手水掛ケ申候、此時あたらしき手拭、紙に包、封して懷中にたしなむべし、若手拭御用達可申ため也、御手水濟して御跡につき、躙上り際へ參、御腰の物をうけ取、刀かけに大小掛、躙上りより御入候と、御草履を直し申候、それより御相客段々に御入候うちに、手水を遣、刀掛の下可然所に、自分脇ざしをぬき、小尻の下に鼻紙四五枚四ツ折にして敷、脇指立かけ置なり、扇子はさして入たるがよし、茶入の蓋を載せ、或は塵埃も拂

ふためなれば、下座のものかならず持て入べし、扨躙上り敷居に手をかけ、内の様子見合躙上り、蹈石の脇に草履蹈揃上り申候、立返り草履を直し候へば、貴人を後に成申候故、はき捨置也、床のかけ物大目のかざりも見不ㇾ申候、しかれども貴人見申様にと被ㇾ仰候時は、床前の脇より掛物のぞき見て、道具疊へうつり、かざりを見申候、貴人御傍通り申候はゞ、腰をかゞめ目に立ざる様に可ㇾ嗜、料理出申候ときも上座を見合、物を多く給不ㇾ申候様に可ㇾ嗜、茶菓子濟候はゞ、菓子盆菓鉢等勝手口へよせ置、扇子など殘り不ㇾ申様見はからひ、御出之節も躙上りより御先へ出ル、罷出しに口傳御草履を直し、御腰物を取さし上、中腰懸へ参圓座をなをし、腰懸のすゑに様ばなに手を懸踞ひ居申候、中立以後の作法も右之通りなり、主人貴人御相伴の時、だん〳〵仕形可ㇾ嗜事、

〔茶道要錄下實法〕腰掛法之事

主人貴人ノ御相伴ノ時ハ、御腰物ヲ持テ御腰懸へ御供致シ、腰掛ノ下ニ蹲踞テ居ベシ、貴人ヨリ腰ヲ掛ヨト仰アラバ、腰掛へ上リテ畏リテ可ㇾ居ナリ、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

茶碗を跡先にいたゞく事

一御茶飮候而、跡さきにいたゞく事、鹿園院殿足利義滿御馬屋の者に御茶被ㇾ下候時、あまり忝さ身にあまりたるゆへ、兩度いたゞく也、其を世に見ならひ、尤なる事とて跡先に戴也、

〔諸聞書條々〕一貴人の前にて茶呑事、兩方の手を開て、茶碗を抱て呑也、端へ指をかくる事比興なる事、

〔備前老人物語〕貴人の御前にて御茶被ㇾ下候時、左に貴人ましまさば、右の手に茶碗をよくもち、左の手を副べし、右に貴人ましまさば、左の手に茶碗をよくもち、右手を副べし、もし物おほせかけられたらん時、貴人のましますかたの手をつくべきがため也、相伴の時の事也、

〔備前老人物語〕一或は主人、或は貴人の御茶給る時は、中露地まで、つねのせきだにて參る、主人御出ありて、中露地のくゞりを開き給ひ、會釋し給ひて、くゞりを少々あしらい、ほそめにあけておき立入給ふべし、其時先後の辭退ありて、先にたつ人まづ中くゞり外のふみ石につくばい、くゞりの敷居に手をかけ、内々露地の體を見て、それよりあたらしきせきだをとり出し、右手にて内露地のふみ石になをしをき、扨敷居に手をかけ、越してせきだをはき、あとをかへりみ、まへのせきだをなをしをきて露地入する也、その次々に入る人みな同じ、その故は、主人の御手のかゝりたる敷居の上を、せきだはきながら越まじきとの禮なりといへり、

〔明良洪範二十三〕寛文九年、家綱公御手前ニテ、光圀卿へ御茶ヲ下サル時、御相伴ハ井伊直澄ナリ、御自身則御茶ナレバ、相公モ掃部ヘト讓ラルヽ事モナラズ、サレドモ大服ナレバ引盡給ヒシ故、掃部頭カヽル御坐ニ列ナリ奉ラズバ、爭デ御茶ヲ拜領申スベキ、御殘リヲト乞ハレシカバ、相公御挨拶アリテ、御氣色ヲ窺ハレケルニ、掃部ニモト上意有テ則下シ給ヒケル、掃部頭タベ仕舞、餘香ヲ相公聞シ召レ、掃部頭受取テ是ヲ頂戴シ、直ニ懷中有テ退出セラレケル、翌日直澄水戸家へ參ラレケレバ、光圀卿宜ヒケルハ、扨モ昨日ノ御茶碗ヲ自分拜領申サント存レドモ、大服ナル故ニ引盡サ居タル所ニ心付テ、大慶ナリト仰セラレシ、公方家ノ御手前ニテノ茶碗ヲバ、返シ上申サヌ事、古キ傳有事也、

古事類苑

遊戯部八

湯二

點茶作法

〔茶道早合點下〕茶の湯の大概

茶をたつる所作を、手まへと云、

〔退閑雜記後編二〕總て萬づの事、法則のなきはあらす、〇中略茶たつるいやしき事にも、茶七のとりやう、茶のてんずる作法のこりなく侍りたり、これには法ある事をしりて、まれ人のまへにて、その法しらで茶てんずる事をば恥るぞかし、

〔老の波〕茶は一時の心やりなりといへば、いかに茶たて侍りても、心のまに〳〵なるべしなどいはんが、左にもあらざるなり、其ゆゑは宗易らを始めとして、茶に名あるもの、其ほど〳〵のふしをそへ、文をくはへて、おのづからの法をつくり出したるなり、されば臺子より薄茶手前に至るまで、強て求めいだしたる所作はなく、皆ちりあれば拭ひ、けがゑれば洗ふにて、客を敬ひ親しみをあつくして、たゞ其ほどに心を用ゐるなりけり、遠州流にても、石州千家のたぐひにても、いづれも其とり所はある事にて、何れの流派よきのあしきのといふ論はあらざるなり、たゞわが覺えしところにてなすべきなり、

〔茶道獨言〕薄茶手前をはじめ、諸具の取扱に及んで、肩をいからしひぢをはり、無言の行をなすごとく、顏をいからしてなすことと、いらぬこと也、只主客和順にして驚くことなく、靜にしてねばる

ことなく、いつ働となく取扱ふて手前をなすこそ本意なれ、古人の無言などいはれしことも有なん、只世間の雜談をいみ、今時の人、何の淸談有べきとて、いましめられし言葉なり、切磋琢磨に於て無言といふもの有べき哉、勿論雜談は誰制せずとても、茶の本意を觀せんと思ふ者、かほどのことは、もとより得心も有べし、

〔茶道早合點上〕茶室

水指を自身の橫てに置、水指と爐との間にむかひ茶を立るを、四疊半だてと云、水指を爐の隣に置、爐に向ひて茶を立るを向立といふ、亭主の右の方に客居るを左勝手と云、又本勝手とも云、亭主の左の方に客居るを右勝手と云、又非勝手とも云、

〔茶道八爐圖式上〕初心薄茶點樣の事四疊中點平手前

〔和泉草二〕左勝手之德

一長板ノ上ニ釜一ツ置時吉、但シ中ニハ置ベカラズ、水指ノ上ニ物置ニ見ヘテ吉、壺取テ茶瓢ニ吉、其外侘數寄ニよし、道具ヲ見下シテ吉、德多シ

〔茶道筌蹄一〕點茶前

四疊半點　水さしの向か、間中の眞にかゝる、左右は、間中の眞より少し客付へよる、併し大ぶりなる水指は心得有べし、いづれ爐緣の外づらより水指の前まで、八寸になるやうに置付る、茶器茶碗の間、疊の目四ツ、水さし、との間は、茶わんへ置たる茶杓の先、水さしより八分あく程に置付て、茶器茶筅を流すは、爐緣の角筋にして、爐緣の角と水さしとの眞中を、茶器茶筅の間の眞にとる、茶器茶筅の間の疊の目四ツなり、居前は爐緣の角を眞にとる、蓋置と茶入とを兩緣の目どにすわり、釜の蓋を取るに、少し居敷の上る程にすわるべし、夫故人の長短によつて、前へ進むと後へよるとあるべし、建水、初めは爐のすじぎりに置き、點前にかゝるとき、爐緣のすじを建水の眞

に當るやうにおき直す、蓋置は疊の目一ッ、五寸巳上の蓋は取ときあしらふ、カキタチ鐶はとりたる時向へこかす、大蓋は向へこかすにおよばず、蓋の事也茶巾をのせるにさはらざるゆへなり、茶碗出し樣は、爐の右のかき疊を爐程とさだめ、其半割の眞にて鐶付の通り、杓は爐縁の內づら三ッ割一ッ分を居前の通りに引く、

古流點は、疊の眞中、水さしの眞大小にかゝはらず、茶器茶碗は、爐縁左の角と水指との筋へ茶入の眞中を置き、蓋置は疊の縁の內、杓は手なりに引、釜へ掛る時は眞直に引、居前は少し向へ寄る、○圖略、以下同、

四疊半流點　水さし、圖のごとく置付る、茶器茶わん初より流す居前、四疊半手前と釜の眞との間、當時は爐に向ふ事眞すぐ、フタ置は緣をこして水さしの前へ、大蓋はへりより內へあしらふ、茶わんは香合出す所へ出す、濃茶のときは、帛紗茶わんのまゝ、建水四疊半の通り、水さしの蓋は、水さしの右へハジキを外へなしてよせかける、手數は三ッ、花月の折居は、茶碗とすじかい、

四疊半左手前　居前は臺目茶入の蓋、すべて茶わんの前へ取、釜の蓋、帛紗にて取時は、其フクサ建水のむかふに疊ながら置き、杓を左の手へ渡し、帛紗を右の手にて取、すぐに蓋をとる也、後建水のうしろに置べし、

臺目　曲水さしは、客付の方の疊のへりより九ッ目、釣瓶は七ッ目、此割合にて餘の水指作略すべし、爐縁の外筋と壁との眞に置く、居前は三角、茶器茶碗は間中の眞、疊の目四ッ、兩方へ開く、杓引やうは、爐縁の外四ッ割一ッ分、炭手前は羽箒香合も添て眞すぐ、此羽箒の置やうは眞の手前なり、但し竹臺子長板等、羽箒眞直に置もよし、

向切　水指は、釜の鐶付の通りより少し先へよる、茶筅を茶器よりすゝめて置、茶器と筋違ふ、炭手前は、釜を爐縁より八寸勝手の方へ引付、手燭は向板の上へ爐の眞にそく、向板なき時は香合

置所に置也、香合小なれば小板の眞に置、大なれば炭とりの前におく、
但し向板なきときは小板二寸二分、疊六尺五寸の寸法也、六尺三寸の疊にては小板一寸八分、

向切左手前　右手前のうち返し也、但し茶器茶筅と並置也、柄杓は筋違に引、茶器フタは茶碗の前、

向切左手前流點　常のごとく水さし茶器茶碗を置つけ、建水に杓蓋置仕込ながら例の所に置き、膝をくりて爐の方へ向ふ、此膝圖のごとく三方とも同じ明きに坐す、尤はじめ蓋置へ杓を引す、茶器茶碗常のごとく居前へとり出し、帛紗にて淨め、圖のごとく左の疊の縁一はいに茶器を置き、茶筅を茶器より少し爐の方へよせ斜に置き付、杓をとり左へ渡し、蓋置を建水より取出し、右の手にて水指の眞に置き、釜の蓋をとり、蓋置の上へおき、茶を點る事常のごとし、仕廻は茶筅すゝぎして、茶碗を茶器の跡に直し、水を張て蓋を釜へ仕舞ひ、フタ置をこぼしの後方へ置き、杓を建水にかけ、茶碗をとりて左の手に渡し、右の手にて茶器をとり、膝をくりて水さしの前に元のごとく順に建水より引く、

隅爐　茶手前、本勝手の風爐のごとし、炭手前の節、客爐邊へ寄りて拜見せず、但し丞炭置たる時拜見する也、尤右には非勝手なし、○中略

風爐手前　水さしは釜鐶付より向へ喰違ひ、横疊の縁と風呂との間中也、建水は膝一はいに置付々、後膝より半分出す、仕舞ひの節は、茶器茶碗中仕舞ひ棚物などにて飾も○し下略有二說字とす、○中略

風呂左手前　中仕舞ひなし、茶器の蓋は何にても茶碗の前へ取、居前は眞直、杓も眞直、風呂も眞直、蓋おきは本勝手の打返し也、

風呂一ッ置、中置といふはあし、左手前に用ひす、間中の中央に風呂を置なり小板竹臺子長板にかざる、小板を用るときは、水さしを風呂と勝手との間へ押込、客付の方へ筋違に置く、但し小板の角を目當とす

する也、尤細水さしを用ゆ、水さしの蓋は左の手にて、勝手の方より水さしへもたす、茶器茶わん茶筅常の如く、蓋置は水さしの胴へ置く、中仕舞ひなし、炭取は小ぶりなるを用ゆ、火箸をおろさず、帛は棚か建水の向ふ、

〔和泉草三〕風爐手前之有増

一釜ニ向茶ヲ立ル時、眞行草ノツクバイ有、眞ノツクバイト云ハ、兩ノ膝ヲ割、足ヲヒラキ敷テ、カメノ尾ヲ疊へ付樣ニ居ル也、是拜賀ノツクバイト云也、行ハカシコマルナリ、草ハ片ヒザ立ル也、片膝立ル時、風爐圍爐裏トモニ、道具ノ有方ノヒザノ、ヒクキ樣ニヒザヲ鋪物也、片々ノ膝ハ前へハヅシ、衣裝ノ内ニ足ノ有樣ニ敷吉、拜賀ノツクバイト云ハ、禁中ニテ公家衆加冠ノ時ノカシコマリ樣也、後へモ前へモ脇へモコロバヌ畏樣也、

一釜ニ向、客ニ背ト云居住居有、風爐ト居住居ノ間ハ、少遠キ方吉、近キ時ハ諸具ノ扱ヒニ構也、釜ニ柄杓ヲ掛ル時ノ身ヲ前へ掛ル樣ニシテ柄杓ヲ掛ル物也、此時少尻ノ浮心程ニ風爐へ遠ク居テ吉、

一諸具扱所々へ直シ、水翻ハ左ノ膝ヲハヅシ、向へ出置ベシ、

一柄杓ノ扱、釜ニ置時肩ニテ置ベシ、手サキニテ置ハ惡シ、肩ニテ置ク心持吉、

一釜ニ柄杓置樣、ムスビテ置一ツ、引柄杓二ツ三ツ、切柄杓一ツ、二ツ、世上ニサマ〴〵有之ト見ヘタリ、高人御前ニテ、目ニ立柄杓扱セヌ事也、

一左勝手右勝手置合、有增ハ左勝手ヲ打返シタル物也、少宛ノ違有トモ、書ニ難顯也、

〔貞要集二〕略手前之事

一略手前と云は、有樂流の極秘にて貞置候、田〇織も、むざと傳授は無之候、御門弟の内二三人ならでは知人無之候、總而手前の内に我人忘るゝ事是おほし、此略手前は忘たる所を手前の其一ツ

に用る事也、或は釜の蓋を先へとり、茶入を跡に取、茶杓を置わすれ、柄杓を遅ク取、茶調候内、色々怪我有之時、手前をたて直ス作法也、極秘なれば書面に難知、傳授なくては難成事也、貞翁常々被仰候は、茶の立前、道具の置合等、如何樣にしても不苦と淸談ありしも、此略手前有之故也、茶湯を我物にして發明自由ならねば、右の手前は難立、依之初心の人に許ては、手前猥に成申ゆへ、其仁の器量次第に傳へべしとて秘事し給ふ事也、流儀の事理融通成事しらしめん爲に、有增書記者也、

一主君貴人、家來其外輕き者に御茶給候時は、略手前を一所二所も御加へ、御茶手前有之事に候、然共高貴の御方は、茶の湯一通り計にて、餘り古實を御覺無之ても、御慰の茶湯なれば、今の世にはやすらかなるが本意也、しかれ共略手前至極の事有之故に書加ル也、

〔海人藻芥〕若人ノ人前ニテ茶持アツカヒ不知バ無下也、大方可習知事也、建盞ニ茶一服入テ、湯ヲ半計入テ茶筅ニテタツル時、タヾフサフサト湯ノ音ノ聞ユル樣ニタツルナヌト、阿伽井顯弁上人被申キ、サレバ彼同宿ドモノ茶タツル音ヲ聞ハ尤可然也、

〔喫茶雜話〕一茶筅にて茶ふる事、まはりに茶のつかざるやう、かたまらざるやうに、底にかたまりなき樣に、いきのうせざるやうに、泡のきゆる樣、餘り久しくふらざるやうに、手先にてふるべからず、肩にてふるべし、是深き故實也、

〔貞要集四〕茶調る心持之事

一茶調ル心持有、拍子立、あら立、ねらい立、りきみ立、自慢しやん／＼立、こはし立、其外目にたつ立やう、みな惡し、愈相に取かと見れば眞に置、眞に取かと思へば草に置、味に取、味に置や、拍子にかまはや拍子に置、はやくもなく、おそくもなく、ねばくらず、きらめかず茶を調るを、手前の心持といふ也、右此心持にて茶道可嗜事と、利休三齋之物語のよし古書に有之候、あまりおもしろき事

成故書記す、

〔茶道獨言〕茶をふり立て客に出すこと、能々心を入て、第一にふりをよくすべきなり、休(〇千利休)の詠にも、ふりやはらげて隔心もなし、などいわれし、至極のことなり、能ふるに至つて茶の味ひを出し、茶味やわらかになること、能ひとのしる所なり、しかし嚴寒の時に至つて其味ひを忘れ、湯のさむる迄もふるなどのことは、是又よろしからんこと、誰もしる所也、是にこそ常々の稽古の有こと也、

〔槐記〕享保十二年霜月十日、參候、今ノ上流ノ茶人ノ濃茶ヲ立ルハ、全ク茶筌ヲフルコトヲ用ヒズ、只コチマハスヤウニシテ出ス故、泡ナド立コトハ勿論ナシ、惡ク下手ノ立ルニハ、底ニ殘ルコト多シ、茶ハ好クフリタルガ味好ト存ズ、久シクフレバ茶氣ヲ脫スト申ス說ハ、イカヾニ候ヤト窺フ、仰ニ、(〇近衞家熈)茶筌ノフリヤウハ、茶ニヨルコトナリ、初むかしナドハ、味ハ薄ク氣ヌケシ故ニ、久クフリテハ惡シヽ、茶ノ下ヲ上ヘフリタテヽ、サツト建ルガ好シ、後むかしハ、氣味トモニ厚キ故ニ、上下トモニヨクフリタテヽ、ヨク〱立ルガ好ト仰ラル、

〔備前老人物語〕風爐の茶湯に、中水をさすといふことは、利休不時の茶湯に茶をたてし時、茶碗へ茶をすくひ入、そののち水さしの水をたぷ〱と汲て釜へ入れしより、中水をさすといふこと、何の故もなくはやりし也、ある人兩輩不審にをよび、利休に問ければ、さればよ、その朝客ありて、その釜の湯なかりしかば、湯をあらためんがために水をさしける也、定りて中水をさすといふ事をばしらず、とひ給はずば申すまじきに、よくこそ問給ひたれといひてよろこびしとなり、これをとひける人は、高山右近、柴田監物なりし、

〔茶道獨言〕風爐にて茶を立るとき、一柄杓釜に水をさし、其後立る事、炎氣の時なれば、ねつてつの湯にて茶を立出す事如何故、水をさすなど心得る人もまゝあるよし、大なる心得違ひなり、茶味

の様子によりて、水をさす事專なり、炎氣をいとゐて水をさすにあらず、此事茶道の第一なり、能能本末をたゞして働くべし、これらのことある故、茶の茶たる事を志る主の思ひ入、尤至極なり、

〔槐記〕享保十一年十月二日、參候、先日ノ道乙、茶ノ話ヲ申シ上タルニ付テ、今ノ人ノ茶ノ湯ニ濃茶ヲ立テ客ヘ出シヲキ、亭主ハ釜ノ蓋ヲシメ柄杓ヲ直シ、跡ヘ退キテ點ジ、二番目ノアタリヘ茶ノ度ル時分ニ、又進ミテ蓋ヲトリ水ヲサシ、柄杓ヲカザリテ相待コト、コレ尋常也、定テ先日ノ茶モ左アルベシ、アレハ何トシタルト云譯ヲ存知タルヤ、コレハ常修院殿〇慈胤法親王ノ常ニ仰ラレシコト、普通ニハセヌコト也、一度茶ヲ出シテ、何ノ爲ニ半ニ仕廻ベキヤウナシ、何時モ後西院ヘ御茶上ラレシニ、折ニフレテ、上ヨリ拜領ノ茶トカ、左ナクテモ御相伴アルベキ由ノ仰アレバ、必釜ノ蓋ヲシメ柄杓ヲ査シテ坐ヲ立チ、末坐ニ付テ御相伴ナサレシ也、總ジテ亭主ノ相伴ナラデハセヌコト也ト仰〇近衞家熙ラル、

〔槐記續編〕享保十七年七月十六日、如例參候、二服三服ノウス茶ノトキ、湯スヽギスルコト、他流ニハ絕テコレナキコト也、御流義ニカギリタルコトナルカ、此度加州ヘ下向ノ節、金森ニ相尋シニモ、湯スヽギハ一遍也、二遍ハセズト申ス、二遍スヽゲバ濃茶ニナルノ由ヲ申ス、イカヾト伺フ、仰ニ、〇近衞家熙古ヘ後西院ノ御前ニテ、常修院殿〇慈胤法親王ヲ初メ、三菩提院、〇良致法親王並ニ御前ニモ、度々御薄茶ノコトアリシニモ、湯スヽギ一遍、茶筌湯スヽギ一遍、凡テ二遍也ト御覺エナリ、是モ何トゾ堂上堂下ノ差別ナリヤ、イサシラズト仰也、

〔貞要集〕四茶調る心持之事

一針屋宗眞は名ある茶人、老後に其比好者ども、利休織部茶道前、如何やうに有之哉と相尋候へば、宗眞答に、織部手前は、扨も〳〵りつはなる事、今に目に付候様におもはれ候、あのごとくにも立申さるゝ事かと感に絶る、利休手前は、見とり候半と目を付るに、いつ立出し、又仕廻申まで見

とめ見覺不ㇾ申候、利休手前は、凡慮を離れたるよし常に語しと云傳あり、

〔茶傳集十二〕一秀吉公の御前にて、利休宗久に廻り立被ㇾ仰付ㇾ候、利休無事に茶立、其次ニ宗久茶立申迚、殊之外せきてふるへて、天目臺に湯を落を、秀吉公御覽被ㇾ成、宗久より利休上手の由被ㇾ思召、其後利休に茶の湯御習被ㇾ成候、名物の臺に湯を落し跡付、今ニ跡うせ不ㇾ申候故、瑕になり申由仰〇細川三齋也、

〔甲子夜話四十六〕松浦鎭信茶湯ヲ以テ名高キハ、世人皆知所ナリ、常ニ申サルヽハ、茶ハ遊戯ナレドモ、其中ニ武邊ノ心得コモルコトナリ、イカニトナレバ、物事一トシテ心付ザルコト・ナク、隅々迄屆キ、立前ノ手續モイサヽカ油斷ナキヤウナラザレバ叶ハヌ也、又定法ノ外、時ニ臨ミテ作前アル所、其人ノ才智ヲ見ルベシ、コレヲモテ心得トセバ、武邊モ皆カクアル可シト申サレシトナリ、

〔茶話指月集上〕ある時豐臣關白秀吉公、始て千宗易に臺子の茶湯仕べきよし仰出さる、そのころ辻玄哉といふもの古來の臺子をしる、宗易玄哉所へゆきて古流をならひ、御殿においてつかうまつる、公上覽の後、われもむかし臺子をならふ、汝が茶湯格にたがふところあり、奈(イカン)と御尤候を、宗易、古流はそこ〱品おほくおもはしからず候により、略して仕候と申上る、公さては其ならひしらざるにあらず、最におぼしめす、向後茶に嗜(スク)るめん〱宗易が臺子見ならふべきよし仰られ、却て御感に預る、夫より千家古流を閣、利休が當流相承し來る、

〔和泉草一〕眞臺子手前

一茶筌置に茶筌茶巾仕込、長茶杓をあをむけて置持出、左の膝の脇に置て臺子、の前へ寄、長盆臺子の天井の端へ兩手にて引出シ跡ヘ少シサリ、長盆臺子の前ヘ下シ、水指の前目當能所に考置、身構居住居する也、

一臺天目を兩手にて長盆の下、左の脇へ假初に下、茶入を盆の眞中へ兩手にて直ス、臺天目を風爐の前、目當能所へ直シ、蜻蛉の尾を向へ廻シ、長緒如ク習解て袋の口を廣ゲ、天目を左の手へ取上ゲ、取出し臺に置、天目の袋を左の手にて風爐先の屛風に懸る、屛風無之時は、臺子の天井左の角緒を下へ折返シ、袋の口の方を前へなして置、

一茶入臺天目前へ下し、長緒をときかけ、天目の右の方に置、腰の服紗にて長盆をふき絹を納め、茶入右の手に而取、左の手へ取上、袋より取出シ天目の前に置、茶入の袋、天目の袋と同事に納め、茶入如ク習服紗絹に而改、兩手にて長盆の眞中に置、茶筌置に有長茶杓右にて取、如常改、茶入の左りの方に、盆の縁へ茶杓の本をかけて置なり、

一臺天目手前へ目當能所へ引寄、臺子に有、水覆を風爐の方へ少寄て、蓋置を臺子板の上か疊の上、兩所の内蓋の大小を考て置、釜の蓋を取、蓋の雫水覆の内へ落る樣に取て蓋置に置、柄杓立の火箸向へ横に廻シ、柄杓をぬき取、湯を少汲、天目へ入る時、天目に左の手を添る、柄杓釜の上に置、天目の湯をこぼし、又湯を汲入、柄杓をさし、釜の蓋を〆て、茶せん右の手にて取、天目へ入、天目を兩手にて取、長盆の右の方前の角通りに假初に置、但シ天目の置所此外も有べし、臺を巾て元の所へ置、天目を左へ取上、茶筌の音のなき樣にして、廻し〳〵て湯こみを和て、茶筌を如作法、天目の中にて上へぬきとりて茶筌置に置、臺天目の時に、茶筌天目のふちに當て引事は無之也、茶巾を取天目のふちに當、そろ〳〵と湯廻、天目を暖め、左の手にて水覆へこぼす時、右の手も添るもの也、茶巾にて内をぬぐひ、外は露を押て取、茶巾茶筌置に最前之如く茶筌の下に成る樣に置、若又茶筌の前にも置、天目兩手にて臺に載るなり、

一茶入を兩手にて取、盆より三四寸持上、茶入の蓋を取て、盆の眞中茶入の跡に置、茶杓を取、兩手にて茶入をかため、茶杓の先茶入の口へかけて、茶杓取直シ茶を汲入、茶杓の先を天目の内へ置、

茶入の口に茶付たらば、和巾にて改、緒を此時は左の前にはさみ、茶入の蓋をして如前盆に置、茶杓に、て天目の內の茶をほごし、茶杓改て長盆の內茶入の左りに置なり、

一釜の蓋を取、柄杓をぬき、左の手へ渡、右に持直し、湯を汲、天目へ入、柄杓釜の上へ置、茶筌を取、茶を立て茶筌置に置、天目臺共に兩手にて持、疊をすらせ、客の方へこぎ出す、客手前へこぎ寄、茶を呑終て前に置、亭主の出したる所へ臺天目返シ置、臺に天目をのせて、風爐の前へ直す時、一禮如常、天目へ湯を入すゝぎ、又湯を入、盆の角通り目當能所に置、臺を和巾にて改め、天目取上湯をこぼし、茶巾を取如前改め、茶巾此時は釜の蓋の上に置、天目臺にのする茶杓取改、天目の上に成共、臺の端になり共あをのけて置、天目を左りの方へそと寄て置なり、茶入を取、天目の右の方にならべ置、長盆をふき改、茶入をとり上ふきて、和巾腰にはさみ、茶入を盆の上右之方に如前に置、次に臺天目を取、盆の內左りの方に、如前置合るなり、

一茶筌置風爐の前へ右の手にて取出シ、茶筌を取、茶筌置の跡に置、水指の蓋を取、臺子の前の右角柱より水指の方へ立掛置、柄杓を取、水を汲、茶筌置に入、柄杓は釜の上に置、茶筌を取すゝぎて、元の所に置、茶筌置を取上水をこぼし、茶巾にて改事、天目同前、但茶碗布巾にても不苦、茶筌仕込て如前左の膝の脇に置、客薄茶所望之時は、茶筌置にて立る、別之茶碗出す事無之なり、

一釜へ水をさし、如常湯を汲立、柄杓を差、火箸元の如く直し、釜の蓋をしめ、水指の蓋をする、

一長盆最前下ス時の如くに持、臺子の天井前の方に假初に置、身を臺子の方へ寄、最前飾置如く臺子の天井眞中へ上る、

一水雫を下へ假初に下シ、蓋置最前疊の上に置たるを、水覆の跡へ上、水覆と茶入の、袋天目の袋を持、勝手へ入、水をこぼす內、茶筌置を入、水覆持出、臺子の前にかりに置、蓋置を中へ入て如最前置合、蓋置初ゟ風爐の脇板の上に置合タル時は其儘置、水覆計如前置なり、釜の蓋を取かけて退

臺天目作法

なり、

一片口を持出、水指に水を繼仕廻候也、

〔臺子しきしやうの時かざり樣の事〕臺天目の習

一臺天目にて茶を立る時は、臺の上にて湯をも茶をも入て立ると紹鷗は相傳せられ候、然ども天目を臺よりおろして立て客へいだす時、臺にのせてまいらするもよし、

一臺は初水こぼしのわきへよせ置候を、茶わんに湯を入て置候時分に臺をとつてよくふく也、

一臺天目にて茶をのみ候に、むかしは臺をもともに持てのみしなり、是あぶなくてあしく候ゆへ、臺ともにとつて臺を下に置、天目ばかり持て呑たるがよく候、次の人にわたす時は、又臺にのせてわたすべし、

一茶のみはてゝ、茶わんを見て其次にわたし、又臺をも見るなり、見やうは盆の見やうと同前なり、扨ていしゆにかへし候時は、臺にのせてかへすこと本なり、貴人の御前ならば下にも置べきが、いづれも當座のしゆびたるべし、

右之條々すき道の一秘事にて侍れば、漫に人に相傳あるまじく候、あなかしこ／＼、

天正十五亥ノ二月吉日　利休宗易判

万賀や
新四郎殿參

〔茶道織有傳上〕異の臺子の事附り風爐

臺天目にて茶をのむには、上客は臺ともにとりていたゞき、臺と天目との間にふくさ有べし、臺を下におき、ふくさともに茶琬をとり、色を見てのみ、次の人にはつねのごとくわたし、臺を順々におくる也、扨茶をのみしまい、つねのごとく茶琬を見て、ふくさ共に茶琬ばかり返し、一禮してさて手前のふくさとり出し臺を見て返し、扨茶入をのぞむなり、茶入ぼんともにとり、いづれも

うち寄手をつき見る、亭主くるしからずと云とも、一兩度ぢたいして、さて手にとり、順々見て茶入を返し、茶えやくく、袋をのぞむ也、そのうちふくさとりそへ、ぼんを見て返し、さて茶えやくをも、ふくさにてとりそへ見て返し、拵袋を見る也、そのほかつねのとをり也、

〔茶道便蒙抄三〕貴人江上る臺天目之事

一臺も天目も名物にあらずとも、必茶筅置を出すなり、御相伴あらば別の茶碗にて立出すか、又は御殘を被下時は、茶碗をあたゝめ、ふきて出すべし、それへあけうつし呑事也、

一盆立の時は、臺天目にて茶を立る事、二色を取合て立る計也、能々了簡可有之事也、

〔槐記〕享保十一年極月十五日、參候、此ゴロ坊城大納言ノ坊城俊將卿、權大納言正二位、學二茶法於豫樂殿下一、寛延二年正月朔日薨、五十一、鷹司輔信公、號二有鄰軒一、受二茶法於慈胤法親王一、後患二眼疾一、而愈嗜二茶事一、寛保元年十月薨、年六十二、有隣君○鷹司輔信へ御茶申サレシ話ヲ承リキ、臺天目ノ由也、意齋話ニ承ル私ノ存ジ候ハ如何アルベキヤ、尤ゾカシ、有隣君ハ鷹司家ノ御連枝ナレバ、尊キコトハ申モ愚カナレドモ、無位無官ノ御方也、坊城ハ大納言ニテ公卿也、若執柄ノ御方ガ、天子へ御茶ヲ獻上セバ、イカヾスベキヤト存ズルト申上シカバ、仰ニ、○近衛家熙サレバトヨ、今ノ臺天目ハ、臺天目ノ主意ヲトリチガヘテ居ルト見エタリ、其方ハジメトシテ、貴人高位ノ人ニハ、臺天目ニテ茶ヲ申スヤウニ覺エタルハアヤマリ也、臺子ニ七飾リト云コトアリテ、茶碗ヲ三ツカザル、茶筌、チヤセンノセニノセ茶巾、チヤキンノセニノセ茶入、盆ニノセ棗ト七ツ也、此時モ天目ハ臺ニノセテカザル也、總ジテ天目ト云モノハ、尻スボリナルモノニテ、臺ニノセザレバ、茶ヲ立ルコトモ飲コトモナラヌモノ故ニ、臺ニノセタルモノ也、ソレ故ニ、天目ニアラザレバ、臺ニ乘ルコトハセヌコト也、ソレヲオロシテ、臺天目ダテニスルコトハ其略也、故ニ昔ノ臺天目立ト云ハ、名物ノ天目ヲ所持ノ人ハ臺天目ヲ立ル、天目ナキ人ハ臺ダテヲスベキヤウナシ、別ニ先ノ人ヲ尊ンデ立ルコトニハアラズ、丁ド盆ダテ唐物ダテノ格ニテ、臺天目ダテモ又一格ナリ、御前ニモ終ニ御タテナサレタルコトナシ

盆點作法

ト仰ラル、尤モ昔後西院ノ御所望ニテ、常修院殿（〇慈胤法親王）ノ臺天目ダテナサレタルガ、ソノ後所望シテナラヒ置カレタレドモ、終ニ出サレタルコトハナシ、御前ニハ、文昭院殿（〇徳川家宣）ヨリ進セラレシ、名物ノ天目ヲモ御所持ナサレ、臺モ名物ノヲ二ツ迄御所持ナサレタレバ、イヅレ何時ゾハ遊バスベシト思召也、昔ノ人ハ、某ニハ名物ノ天目アリテ、臺天目ノ茶湯アリトテ、ウラヤミシコト也、私ニイザトテ天目立ヲスルコトニハアラズ、世間流ノ臺ダテノ心持ナレバ、坊城ノ評ハ、其方ガ云ゴトクニテモアルベキカト仰ラル、ソレニ付、其方ナドガ臺天目ダテヲ習ヒシハ、臺ハフクコトカト御尋アリシ故、其通リ也ト申上グ、茶碗ハオロシテ湯スヽギヲスルカト仰ラル、其通也ト申上グ、仰ニ、コレモ二ヤウアリ、大事ノコト也、唐物ノ臺ニテモ、只ノ塗物ハ、ヤハリ臺ニスヱテ湯スヽギスルガヨシ、組モノヤ、グリナドノ臺ハ、オロシテ湯スヽギスルガヨシ、ソレナゼナレバ、ヒヨツト湯ガ臺ノ上ニコボルレバ、何トシテモフタヽビコトガナラヌ器也、ソレユヘノコト也ト仰ラル、

〔茶之湯六宗匠傳記〕一千利休宗易居士自筆寫

一盆點當代通法の大躰にて、茶入を右にて取上、末に有ごとく袋さばきをして、茶入をてに置、紛巾物をとり出し、盆をふくさ物ながら右にて取、左の手にて盆のふちを持、順にまわし、緣を巾い、内をのごひ、扨左の方のふちの角にてふき治め、又ふくさ物ながらふちを持、左のゆび先をふちの外へ掛下に置、先盆のひづみを能直して、扨茶入右にて取、左へ渡し、美敷持て右にてふくさ物を取、右のひざの上にて帛物を取、能樣に取持、蓋から肩胴まで能々品を合せ、目にたゝぬ樣に口のごひて、帛物を腰にはさむか、懐に入るかして、茶入を右にて盆の眞中に可置、正面を見することと前に書たる如し、扨三角の印の所へ置たる茶碗を、右にて前へ引寄、帛を左の手に乘、茶酌をのごひ、盆の右のふちのきわに置也、

一茶酌の先を盆のひらに置、ゑ先をば前の緣より外へ五歩も出して置事も有、出さぬ事も有、又茶酌に寄て茶入の前に横に置事も有、又茶入の右の方の緣の外へ柄先出事も有、口傳有、師傳を、先大體は茶入の右の脇、外のふちより五歩計もえさきを出して置也、茶巾は水差のふた置時の次第上に有り、

一茶筌は初はひしやくのえさき疊のへりとの間に置て、湯を汲入、茶碗をとうし、茶筌茶巾の事は前に見へたるごとし、扨茶入を右にて取左へ預、右にて茶酌を持ながら茶入の蓋を取、盆の前の緣ぎわに置、茶を掬也、〇中略

一盆點に色々様々の大事口傳習有る間、猶師傳を可受也、貴人高位などへは、臺天目にて盆點又は二ッ茶碗、又茶入などと云事、大體の分也、

一盆に不乘して、から物あしらい様有、右の盆點の時、茶酌を盆なければ常の如くに致す計にて、萬事同前也、

盆點に付て古風より式目は、先茶筌入を取出し其座に置、茶酌か茶筌の右の方へ取直して置、柄杓を茶筌の右の方へ取直して置なり、

一柄杓を右にて取、常のごとく左に持、引切を其座に置て釜の蓋を取、茶碗へ湯を汲入、釜の蓋をして、ひしやく引切に置、

一茶碗をあたゝむる間に、茶入袋さばき、其外の仕舞をする也、是式正の下の内の上の手前也、總而右に云事は、盆點當時の八段の中に、常に侘人の手前也、貳つ肩とて、茶入と茶碗とほう盆に乘置茶點候事は、八段の內の下の中の手前也、

〔茶之湯六宗匠傳記 四〕名物之茶入盆だて之事

一名物ニ云、公方様御物なげづきんか、あきの守殿之侘助か、小堀遠州之在中庵など丶云、世に名

茶通箱作法

之爲知茶入は名物と云物也、何れも茶之湯之時は、必盆點也、取あつかひも大事ニかくべし、

〔茶之湯六宗匠傳記六〕一盆點はむかしの式正の茶之湯なり、當世の盆點は、昔ノ式正の中より下の侘のする事也、

〔槐記〕享保十二年五月廿三日、參候、今ノ世ニハ唐物トサヘイヘバ、盆ニノセテ盆ダテニスル、ナキコトナリ、唐物ニテ盆ニノスル物ハ、ブンリン、丸ツボ、肩衝、小ツボ、コノ四ツノミナリ、其外ノ唐物ハ盆ニノセズ、唐物ダテニスルコトナリ、常修院殿〇慈胤法親王ニ所望セシカドモ、其道具ナシトテ終ニアソバサレズ、三菩提院〇貞敬法親王ニハ小壺アリシ故、御手前ニテモ、後西院ニテモナサレシ故、其法ハ見知リヌト仰〇近衞家熙ラル、

〔茶窻閒話中〕瀨戸の茶入、其外本邦にて燒く所の茶入は、いかやうの名物にても、盆立にせぬといふ人あれども、休師〇千利休も瀨戸の肩衝を一兩度も盆立にせられし事あれば、苦しからぬにや、殊に貴人より拜領の茶入は、今燒にても盆立にすべしとぞ、一槪に思ふべからず、

〔茶之湯六宗匠傳記四〕茶通箱之習事

茶通箱は、兩種の茶を入るため、たとへば客ゟ明日被招、忝事存候、折ふし御茶挽おき候故、奉と存ジ、其樣へおくり候と申來る時は、手前ニも濃茶を挽てある故、兩種とも二出し振舞可申と思ふときは、茶通箱ニ茶入二ツにすることも有、又一種袋に入來れば、此方のは茶入也、何時も取ちがへたるが吉、又宇治の茶師方ゟ、兩種を進るとて來ル事有、是又茶通箱蓋皮籠ニ入ルこと有、蓋は棚に橫おくべし、亭主出て右のあいさつ也、先棚に向ひ箱をおろし、ふたを取てまづ客の茶ゟとり出し、初ハ茶入取出し跡なる茶入ヲ眞中へよせ、本のごとく蓋をして、如本たなへ上ておき、扨手前にかゝる也、是第一の習也、たて仕舞、茶入出シ、後の炭をすることもあり、又茶菓子出し、手水ニ客立たる跡ニは、又掛物にても花にてもする也、扨後の茶をたつる也、蓋皮籠の手前も茶通と

同じことなり、

〔貞要集一下〕茶桶箱茶湯の事

一肩衝半切茶入に濃茶を入、尤袋に入、茶桶箱の内へ手前の方に入置、塗棗に薄茶を入、和巾にて包、箱の向の方に入置、架の上に竪に上ゲ置なり、但二重架には下の架に上ゲ置也、四疊半には水指の前に竪に置合、茶碗はすこし壁際へはづし莊合也、則繪圖に記す、○圖略

一茄子、丸壺、柿茶入、總而せひのひくき茶入のときは、薄茶は中次、又は棗、窓雪吹等用る也、宗易作意にて小棚に濃茶を入、袋に入て薄茶を大棚に入て用ひる事如何、棗中次に入申たき事なり、

一中立の中に、水指如法置合、前に茶桶箱置合せ、茶立前は茶碗に三品仕込持出、左の壁際に置、扨水覆に蓋置柄杓組て持出、蓋置定座へ直し、時宜をして茶碗如法直し、茶桶箱引寄、我前に置、蓋を取、ふたは左の方に箱のごとく置、茶入取出し前に置、棗を箱の中へ直し、蓋をして水覆の向へ置合、扨茶入袋を取、和巾にてふき、定座へ直し、茶立前は常のごとくなり、又大目架にも茶桶箱置合ル、其時は茶入取出シ、元のごとく架へ上ゲ置、○中略

一何れの小座鋪にても、道幸有之時は、茶桶箱を道幸の中へ入置、此時は茶碗を水差の前に置合、立前は替る事なし、

一濃茶二種、一度に立る事有之、又濃茶薄茶を一度に立る次第六ヶ敷事也、口傳 濃茶を兩種調る時は、茶桶箱の中の茶入を取出し、前に記す通にして茶立出し、客茶を呑終り、茶碗を見ずに返し、今一種給可申と挨拶有也、其時茶の禮をして茶碗を洗申時、客より湯を御出し候樣にと乞申也、此湯を出し樣に效有り、下洗して茶巾にて茶碗をふき、また湯を入さつと捨、熱くまいり候や、ぬるくまいり候やと亭主たづね申時、あつく御出しあれなどとこのみ申也、其時湯をすこし入て出シ、釜のふたを玄め置、客湯を呑仕廻申内に、茶桶箱の棗を取出し、箱は水覆の向に置、和巾にて

炭置作法

さつと拭て、箱の前はづれ棗の中墨間二寸程に置、茶かへりて、又釜のふたをとり、茶碗下洗してまた湯を汲入、茶筌さつと洗て置、茶碗の湯を捨、茶巾にてふく、此間も極寒には釜の蓋をとめて置なり、扨茶杓を取、和巾にてさつとふき、棗を取茶を匙ひ入、棗持ながら茶を茶杓にてくだき、茶杓を持ながら棗のふたをとめ、元の所に置、茶杓は茶入に懸置、釜の蓋をとり茶立出す、客後の茶給申内に、釜へ水をさして蓋をしめ、柄杓は架へ上ゲ、勝手を明て覆を捨に立申也、二碗立申故に水覆捨申事也、客は茶を呑仕廻、茶碗を見申事也、茶碗返し一禮有仕舞は如法なり、扨茶入所望の時茶入を出シ、茶入の跡へ棗を直し置なり、茶杓袋を乞出し、又棗をも乞出す、棗中織ともに、古キか又は利休などは出申也、名もなき物は出し申に不ㇾ及也、出す時は茶入を先へ棗を跡に、脇に袋茶杓出す也、箱に入たるごとく出し申が能也、扨箱は其儘置、すきと道具返り取入仕舞申也、客ゟ返し申も、茶入を前に棗を跡に箱に入申様にして返し申候、亭主出、箱をそばへ寄、蓋を明、茶入を前へ棗を向へ入、蓋をしめ、蓋の上に袋を置、茶杓を持添て取入る也、右茶桶箱茶道前は、客より濃茶持參、又は貴高より御茶被ㇾ下候時、手前の茶と兩種箱に入立申次第也、是を古來より茶桶立ノと申て、輕き草の茶湯に用る効の一ッなり、中々六ヶ敷手前故、委書記申也、濃茶薄茶も調申候、替る事なし、但薄茶立申候時は、湯を乞出し不ㇾ申也、

一風爐一ッ居の時、茶桶箱は長板の右の方に置合る、立前の時は茶桶箱前へ引寄、蓋を取、左のかたに置、茶入を取出し、右の膝際に置、棗を箱の眞中へ引直し、蓋をして左の水指の前に横に置合る也、是一ッ居の風爐の會釋也、

〔茶道織有傳上〕眞の臺子の事附り風爐

眞の臺子風爐の炭は、色々ならひありとて秘事すれども、あへてかわる事なし、炭よくおこり、釜かけて炭のひしげぬやうにするのみ也、風爐も釜かけておちつきのかつこうよく、前にかわら

けを三が一うちかき、丸みを上へしてたて、風爐のあたりに灰のつかぬやうに、灰すくなからず、又おほからず、前にばかり見ゆるとをり灰する也、さのみかわる事もなきを、本をしらぬ人におどされて、臺子風爐の炭灰はならぬ物と云おもふはおろか也、臺子風爐の炭は、客入前にしてをく也、臺子風爐の炭を釜あげて見ると云事、かつてなき法也、

〔茶道織有傳下〕炭茶の手前の大體

それ炭を置には、炭取持出、いろりの右のわき眞中に、ふちより三寸ばかりのけて置、ふくさにてふたをしめ、棚にある羽ばうきを取、いろりのふちをはき入、釜もはきて、炭取の前のたゝみに炭取のとをりに置也、扨ふところより釜しきの紙を取出し、水さしの置所におきて、其かへりに棚のくわんをとり、釜をあげて、少居なをりて、勝手の地しき窓の下まで釜をにじりのけて、くわんをはづし、勝手のかべと釜とのはづれに置也、火箸を取て圍爐裏の中へ入とき、客もいろりの中を見て、炭のながれに氣をつけほむる也、扨下地の火をよき比になをし、勝手のしやうじをあけ、はいほうろく薰物入取てあとをしめ、炭取を右の方のかべぎわに置、爐のふちのあたりまで、はいほうろくをよせて、爐中へはいをする也、そのはいほうろくを羽ぼうき置たる右の方に置て、扨炭取をば又爐ぎわへなをし、白すみを手にてはいほうろくの中へとりて、長すみを手にて前の方に一もんじに置、どうずみ、輪ずみ、へぎずみなどを、十もんじはしかけ、きれのなきやうにおき、上に白ずみを二ッ三ッあいしらい、下の火うつりよきやうにする事專用也、又炭ひくきは惡し、さりながら釜かけておせぬやう尤也、扨薰物を取てくべ、炭取をわきへよせ、爐のあたりをはき入、土だんも五とくのつめをもはき、釜の有方の地敷窓のしやうじをあけて、釜のふたをふくさにて取て、內を見て水へりたると思はゞ、またふたをして、勝手のしやうじをあけ、はいほうろくと薰物入とを持て入、ぬり小口に水を入、ふたの上に茶巾をしぼりさばきて置、其上にふた置

をのせて持出、ふたおきをおろし、茶巾にて釜のふたを取て、ふたおきの上に置、小口のとつ手を左の手にとり、右の手に茶巾持たるを、小口の口へ持そへ、釜へ水を九分め計に入、その茶巾にて小口の口をなであげて、釜に水かゝりたらばぬぐひ、その茶巾にて釜のふたをして、茶巾を小口の上に置、ふた置を上へのせ、勝手へ居ながら入て、爐中を見て、もし炭がしらなど有てふすぼる事あらばとりあげ、拐にじりなをり、釜をもとの水さしの置所へなをし、身をにじりながら釜かくる也、その時釜しきの紙、釜のそこにつき爐中へおつるもの也、よく〳〵氣をつくる事專用也、

〔茶之湯六宗匠傳記　五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一炭のきらひは、十文字、ましもく、五德をはさむ事、割炭をうつむける事、輪を横に置事、爐ぎは〳〵八步より内へ入事、若寄時は切と云習有、○中略

一輪遣候事は、其身器量次第に御入候、貳つにても三つ四つ五つまでは遣申候、

一細炭七寸八寸九寸まで遣申候、いろ〳〵とまがりくねりたるを賞翫す、○中略

一折節は筋違炭を遣申候、景に成程能物也、

〔草人木　上〕一炭をくに心持あり、大釜ならば大炭にをき、小釜ならば小炭にをくべし、又きはめて寒する日は大炭にをきあたゝかにして二三月ならば縱大釜成共小炭にをくべし、

一當世炭をくに色々の異說あり、古き歷々衆に聞侍れば、當代の人の云說不審と云々、故人の炭の定には、同炭を十文字にをく事を嫌ふ、又手柄だてに大炭をして土檀へをき懸る事、又爐の角角へ置懸て、いつくしくしたる灰のかどをくづす事、以上これらを昔より嫌ふ、此外に別に指合おぼえずと云々、同炭を十文字にをくとは、黑炭とくろずみ、或は白炭としろずみなどの事也、黑炭と白炭との十文字はきらはずと也、取分五德のあしを、あらはにはさみたるやうなるを嫌ふと也、

〔貞要集三〕生花之事附爐風爐炭置樣の事

一炭は胴炭相手炭置合、十文字、切手木同樣に置候を、長くくらべとて嫌レ之、其外如何樣にも作意次第、竪長に初炭は多ク置て、湯早ク沸候樣に置なし候事、第一後の炭には、半駄、底取、長火ばし取添、底取申候、是には品々仕形在レ之候、功者仕なしを可レ見效、後の炭は輕ク置、形を面白キやうに置申事肝要也、書面に記がたし、後の炭過て、其儘座敷へ出る事に成申候、炭を輕ク面白置なしたるが能候也、後の炭には心持有事也、

一風爐の炭は、胴炭を置、輪炭、割炭置、前より火移を見て能樣に置申候、横長ク炭置不レ申候へば品無レ之候、勿論去り嫌ひも無レ之、しかれ共當世は、風爐にても炭見申事に成申候故、置形も見立能置申候、爐風爐共に炭は置にくき物なり、能々稽古鍛錬可レ有事、

〔草人木上〕一名殘炭を客に所望する事あり、常の炭に殊外かはりて、同中にも別而きれいなるをたしなみていだすべし、あたらしき木具のあし付に紙を敷て、すみをくみて出すべし、茶湯功者の客か、又は貴高の御客など茶湯にすかせ給はゞ申べし、さしてもあらぬ儀ならば所望すべからず、

一客に炭のぞむ時は、釜を上ざるさきに炭入計を持て出、炭所望の由を云べし、若客の炭をくに極りたらば、客亭主に向て御釜上給へといふ、其時亭主釜を上、いつもの所にくはんをぬきてをき、座を去てそこ取ほうろく取出して客に進べし、其時客亭主座に居かはりて、つまの風にてはこりのたゝぬやうに居て、もろ手をつき、先釜を見、其次に炭入を見、其次に爐中を見て、さのみ灰つかへずば、そこを取べからず、いまださのみなれ過ずば、卒爾に火をわりくだき、又は火をせゝりくづすべからず、なだれかゝりたる火をかばいて炭をすれば、猶面白物也、

一そこをとる時は、ぬりぶち、あたらしき栗ぶちにても、ふところよりはな紙を取出し、ふちの内

へ出ぬやうにしき、其上に灰はうろくの三つある其内の一つの足を紙の上にのせて灰をとるべし、扨灰をとり、跡に火のすくなくみえば、そこ取の火をひばしにて爐によき比に入て炭を置べし、灰のまきやう、其外の時宜、炭の指合、崩にみえたるごとし、

一勿論の事なれ共、大なる炭をば手にてをき、中比なるをも手にてをきたるはよし、炭をはしにてはさみかねたるは見ぐるし、別而老人中風氣の人など見てあぶなき、返々すべからず、

一客炭終らば、色々の道具勝手へ入て、亭主座敷へ出、爐中を見、一段の出來の由などいひて釜をすゆる也、釜のたぎり出てより薄茶立べし、薄茶過ての炭ならば、亭主釜すへ終候はゞ、其儘歸宅の由を申べし、

〔槐記〕享保十四年十二月朔日、石見守へ渡御、〇近衞家熙内府公〇重同房熙拙〇山科道安午半、〇中略後ノ炭ヲ道安ニ請ハル、致スベキノ由仰ニ因テ置之、七ッ半時還御、

内府公ノ御尋ニ、今日ノ道安ガ置タル炭ハイカヾ候ヤ、仰ニ、〇近衞家熙今日ノヤウニ亭主ヨリ客へ炭ヲ請フトキハ、二樣ノ差別アリ、道安ガ其心得ナキ故ニ仕ヤウアシヽ、先一通リハ今日ノ如ク、亭主ノフトコロヨリ釜シキヲ出シテ釜ヲアゲ、サテ炭ヲト所望スルトキハ、炭ヲシテ後ニ亭主へ會釋シテ、亭主ニ釜ヲカゲサスルガヨキナリ、左ナケレバ釜シキノヲサメヤウガナキモノナリ、又一通リ、炭トリニ釜シキマデヲノセテ出スカ、客カマシキヲ出シテ、釜ヲ客ガアゲタルトキハ、後ニモ釜ヲカケテ退クガ法ナリトノ仰ナリ、アリガタクモ恐感ジ奉ルバカリナリ、炭ノヲキヤウハ、イカヾニ候ト仰ラル、仰ニ、亭主ノヲキタル炭ヲミダリニ動カサヌヤウニオクトバカリ覺ヘテハ、チガフナリ、亭主ノ力ヲ入タヲキタル炭ハ、ウゴカサヌヤウニシタルガ好ナリ、崩炭バカリハ、サシテ亭主ノ上手下手ニモ及バズ、是非トモニ其場所ナラデハヲカヌモノナレバ、是バカリヲイロイテモ、苦シカラズ、サレドモ此炭ガ黑ケレバ、少シアヲムケテ火ニナリタル處ヲ、

上ノ方ニシテ私ノ炭ヲオケバ、格別ニアラタマリテ本意モタチ、私ノ炭ノカヒモミユル也、今日ノ道安ガ炭ノヤウニテハ、最前ノ炭トカハリナキヤウニテ面白カラズ、第一初手ノ炭ト模様ノカハルヤウニスルコト第一ナリ、初後ノ炭モ同ジコトナリ、今日ナドノ道安ガ白炭ノアシライ、全ク初ト同ジコトナリ、初ニ本ニアシライタルハ、必ズ標ノ方ニシ、初メニ標ニシタル方ヲ、必ズ本ノ方ニスルヤウニアシラヘバ、自ラ姿モカハルナリ、サテ炭ハ第一ベタリトナラヌヤウニ、インガヾトナルヤウニヲケバ、ヲコリモ早シ、見聞モミゴトナリ、第一白炭ノベタリトシタルハ、何ノ詮ナキモノナリ、インガリトオクヤウニスベシト仰ラル、

〔茶話指月集上〕一ある時道安、我〇千宗旦をつれて古織の茶湯にゆきしが、亭主鏁の間にて炭所望あり、安灰土鍋（ホウロク）をひきよせ、爐中をとくと直して後炭を置ク、その炭ことに興に入ル、予歸路におよんで、織部は今の宗匠なるに、爐中の直し以の外に覺え候といへば、安よし宗匠にもあれ何にもあれ、爐中あしくては炭が置れぬといひし、

〔雍州府志六土産〕炭　所々出、然於山城國鞍馬山幷小野里之產爲宜、是俗稱燒炭、又茶亭爐中之所用、是謂切炭、攝津池田、丹波一倉土人燒之、柞木或櫟木、隨其木之狀、長三尺許伐之、連皮燒之、而後或五寸、或三寸、任心以鋸截之、是謂切炭、其圓大者謂胴炭、置是於爐中央、自是左右比並小炭、猶人身之胴加手足、或其大者薄切之、其狀如車輪、是號輪炭、或半割而用之謂割炭、又河內國光瀧土人、伐樹枝五七寸許、連小枝而燒之、其色白灰色也、是稱白炭、又謂細炭、雜置黑切炭之間、爲爐中之飾、今躑躅枝、又連葉松柯、連葉竹枝燒用之、

〔和漢茶誌二〕炭（記月令、季秋乃命伐薪爲炭、中春至初秋所製者劣、）丁謂茶圖曰、黑謂烏金、白謂烏銀、（皆炭也）取櫧皮作木爲之（櫧皮櫟也、實謂櫟實、或老夫云、出山置於床下、經十二月者、勢香共長也、）本國櫧柞、多出於攝州丹州之諸山、生攝州者、其勢强、其香長、生丹州者、其勢弱、其香短、且桑槐槲櫪栢

桂檜等不用、其他枯櫪朽腐者、絕不取矣、

白炭　本國之俗、白炭或云枝炭、出於泉州香澁者、其製精、出於丹州者、其品粗、雜木之梢、或根或節、或桂枝松竹實葉以所新伐者爲之、此其要也、全書曰、能通熾起爐、昔日所用者、多蜀山茶也、今時不用之、本國傳來而世同之矣、爐中如山澤溪澗瀑湍波流、而賓主互見悅目樂耳、實風雅之助也、茶圖曰、烏金烏銀、董賛嘆之辭也、

本國桐炭、白炭其遺製、用蜀山茶、亦本國陳說也、茶圖或茶譜茶經等中、以何等木乎、未見其質、唯本國今以桐柞之枝爲佳、

〔茶譜　五〕一池田炭ト云コト、攝津國池田ト云所ヨリ燒出ス、昔ヨリ此所炭ノ燒樣上手也、池田炭ハ、第一炭性强シ、依之湯ノ澄ヤウモ外ノ炭トハ各別也、性强ユヘ火モ久不流、第二見物モキレイニテ、又炭ノ香吉、如此成ユヘ、古ヨリ不捨シテ此炭ヲ用來レリ、

右池田炭引切樣、成ホド目ノ細ナル鋸ヲ以テ、少モ曲ザルヤウニ引切テ吉、マワシ切ニスベカラズ、切口惡シ、皮ノ不損ヤウニ引ベシ、則引切、其兩切口ヲ板ニアテヽタヽキ、引粉ヲ拂落シテ吉、其引粉殘テハ爐中火ニ逢テ飛者也、又取扱其粉落テムサレ、

一古田織部時代ヨリ、池田炭引切テ、兩切口ヲ拂テ水ヘ入、茶筌ノ穗ヲ以皮メヲ堅ニ洗テ、日ニ四五日ホド干テ仕之、然バ鼠クサイ香モ無之、又手ニモ不付、又炭ノ性モ愈强シ、其比大名衆ハ、其洗水ヘ薰物ヲ入テ洗ヒシト云、

一菊屋宗有云、炭ヲ洗ハ惡シ、皮メ離ルト云々、羽箒デ拂テ吉ト也、然ドモ之ハ宗有誤ナリ、皮メ細ニテ堅燒タ炭ハ、皮メ離ルコト無之、池田炭ニ似タ爲、中炭ハ和ニテ皮メモ荒シ性モ惡シ、茶湯ノ用ニハ不立、宗有ハ此田舍炭ヲ見テ云シカ、○中略

一白炭ハ、和泉國光瀧ト云所ヨリ燒出デ、又河内クニ、サヤマト云所ヨリ燒出スヲ光ノ瀧炭ト云

説モ有、尤サヤマヨリ出ル炭モ一段吉、光ノ瀧炭ハ、鼠色ニ粉ノ有白炭也、燒色也、利休モ光瀧ニ增白炭ハ無レ之ト云シ也、

右光瀧ハ、ユビノ太サホドニシテ小枝有レ之、或ハ二ツニ割モ有レ之、夫ヨリ次第ニホソイモ有、其燒色薄白ク灰色ナリ、

一古田織部時代ノ白炭ハ小枝有レ之、細イ躑躅ナドヲ炭ニ燒テ、胡粉ヲ水溶テ之ヲ上ヘ塗故、其乙白粉ノゴトシ、小堀遠州時代マデ用レ之人多シ、然ドモ如レ此炭ニ胡粉ヲ塗テ白スルハ初心ナリ、燒色ノ光瀧ハ勝タリ、

一小堀遠州時代ノ白炭ハ、織部時分ノ胡粉塗ノシラ炭ニ、種々品ヲ替テ取合テ用レ之、或ハ竹ノ小枝、或ハ松葉ヲ手一束ニ結、或ハ松笠、如レ此色々ノ物ヲ集テ炭ニヤキ、胡粉ヲ塗、或ハ胡粉ニ墨ヲ入テ鼠色ニ塗、或ハ埋木ノ灰ヲ塗テ、赤土色シテ用レ之、偏ニ彩色人形ヲ見ルゴトシ、遠州以後ハ、世ニモ初心成物ト知テ不レ用捨ル、

〔茶窻閒話 中〕池田炭といへど、池田にて燒にあらず、攝津國多田の庄一倉といふ所にて燒、池田へ出し、池田より諸方へ送る故池田炭といふ、本名は一倉炭なり、むかしより茶道には是を最上とす、但し侘には京ならば小野炭、鞍馬の炭、美濃尾張邊にては伊勢炭、關東にてはさくら炭を用ふ、切て雨にあて用ふ、白炭は上古より和泉の横山にて燒出し、公卿官女の手にふれられてもよごれざりしゆゑ、御堂上にて用ひられしなり、

〔和泉名所圖會 一〕堺名產

白炭　河州光瀧の山中にて燒たる炭を、こゝにて白く塗、茶湯の爐中に用ゆ、

〔改正月令博物筌 三 冬〕白炭（花炭、枝炭、多くは躑躅の木をやきて、灰中に埋みぬれば白くなる也、枝の形あるゆへ枝炭ともいふ、河州光の瀧にてやく也、花炭も同所より出、或は梅の花とともにやき、竹も葉とともに存す、名品なり、）

〔茶道要錄上注〕炭之事

蔣魴ガ切韶ニ、炭ハ仙人嚴靑ガ造也ト云、字書ニ燒レ木未ダ灰ナラザル者ト注ス、本肥レ火用タリ、故ニ見物ヲ次ニシテ、火ノ熾ル事ヲ肝要トスベシ、長サ七寸五分程吉、夫ヨリ五分劣リニ可レ伐、丸炭、割炭、輪炭有ベシ、輪ノ厚サ一寸程ニスベシ、末流ニハ薄キヲ好ム、不用也、細炭ハ自然ノ燒色ヲ用ユ、白ク染タルヲバ必ズ不レ可レ用レ之、細炭ト云テ白炭ト不レ言、然ルニ當世五色ニ彩シテ用ト也、又竹葉、松笠、茶筅等ヲ炭ニナスアリ、大ニ嫌レ之、鳥府ニ炭ヲ組入ヤウ、各堅ニナスベシ、大ナル炭程上ニ置ベシ、風爐ノ炭ハ長サ四寸ヨリ段々短ク可レ伐用ナリ、

〔南方錄三〕炭切やう附組樣

炭の切樣、胴炭、相手炭、長、わり、輪炭、品々有といへども、本意は釜の大小に隨て寸を極てよし、何寸何分と定法はなし、爐の間は二炭分の程、休公利休〇千は炭斗に入られしと也、相手に寄炭を加る事あり、其時爲也、風爐にては其心得に不レ及、

〔貞要集三〕風爐炭爐炭切樣之事

一風爐胴炭　大四寸小四寸二三分、切口一寸五分、　一相手炭　大二寸六分小三寸迄、切口一寸一二分迄、　一輪炭　輪厚六分七分、切木口二寸餘、但半月にも　一割炭　二寸より三寸餘迄、但炭大小に寄、　一細炭　二寸四五分三寸四寸迄　一留炭　一寸三四分一寸七分迄

右風爐炭之切樣如レ斯

爐炭之寸法

一胴炭　大五寸六七分、小六寸、切小口二寸五六分迄、　一相手炭　大四寸、小四寸五分迄、切小口二寸餘迄、　一大割炭　大二寸五分、小五寸迄、割口無二寸法一　一輪炭　大八分小一寸割小口無二寸法一、大成吉、　一細炭　四寸五分より五寸迄

一中割炭　三寸より四寸二三分迄、色々長短可レ有レ之、　一留炭　大一寸六七分小二寸迄

灰

右は爐炭の寸法、炭の大小見合、第一に切べし、總じて爐中多は爐深ク、春に成ては淺ク致候、寒中は下火も多ク入、炭も多ク置申候、春二月比は下火も輕ク、炭も心持可有之事也、炭切申候て、とくと水にて洗ひ、日にほしてつかひ申候、洗ひ不申候ては、炭の粉落て惡敷有之候也、

一白炭寸法無之候

〔茶之湯六宗匠傳記 五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一輪炭は壹寸八歩と定りたりと云ども、うすきニあきはなく候、

一炭は色々切が能候、胴炭七寸に切が能候、

一點取炭壹寸五歩に切べし、又物數寄有炭には寸法不定、〇中略

一風爐の炭、胴炭三寸五歩、三寸も吉、輪は壹寸、又は壹寸五分に定る、其外には寸法なし、子細は風爐は炭は口ばかり也、

〔茶道筌蹄 三〕炭の事

胴炭　爐は五寸　風呂は四寸　輪炭　爐は二寸二分　風呂は一寸五分　管炭　胴炭と寸法同じ　四方炭　爐は二寸五分　風呂は二寸

〔茶道聞書集 甲〕胴炭、輪炭、白炭、毬杖炭と云、長キ炭、小キ炭と云よし、他流にチン炭と云有、輪も薄し、家の風はあつし、

胴炭　管炭　爐五寸　風爐四寸　輪炭　爐二寸二分　風爐一寸五分　四方炭　毬杖炭　爐二寸五分　風爐二寸

炭の寸法右の如し、本文長キ炭といへるは管炭、小き炭といへるは添炭、小キ炭の寸、四方炭に同じ、

〔茶具備討集〕灰　焦灰　粒灰　豆粉灰

〔茶道筌蹄三〕灰　見付ヶ　見込　切落し　山
眞　透木風呂　二文字なり
紹鷗はひとふり　丸釜　四方　阿彌陀堂　面　道安爐〇風と同じ、大風呂は山を二ツ取る、

〔長闇堂記〕一大昔八寸六寸の圍爐裏の時は、火箸にて灰を上段のうはろ迄かきあげ、炭置て後、火ばしかた〲を以て、くるり〲と灰廻したるよしなり、此數寄には逢たる事なし、其後けさう灰を小きかはらけしてかけたる時は我もせるなり、後にはあはび貝をしやくしのごとくすりて、それを用ひしなり、拐金杓子、柄火箸は利休始らるゝなり、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫
一あられ灰を用ゆる事、爐中がきれいに成故也、ふくさ灰にてすれば、炭心の儘に入にくし、あられに付ても三段のならい有、大あられ中あられ小あられ、釜に依て道樣口傳、面談ならでは難成、

〔喫茶指掌編三〕庸軒常に云、遠州の風爐の灰は至て手際よく、實に剃刀にて切たる如く立派にて、前に灰を立炭を置時、土器の灰を不掃、灰の仕樣は一通りに極たる也、亦宗旦の灰は古風にて、行かゝりさつと致たる灰なり、前土器の上に灰を掛るもかけぬも有て、立派なる事もなく、初より土器の中程は見えて有也、灰は何となく勢有て位よく、さつと灰を致て風呂へ火を入るなり、故に一通とは格別に極たる事なく、只位と勢を專と致也、夫故に素人は宗旦の灰は仕易樣に思共、遠州織部のは、手際計にて立派なれども仕習やすし、宗旦流は手ぎはいらぬ替りに、勢と位とは中々初心の人の眼には入らぬものなりと云り、

〔茶道要錄上主注〕爐同緣之事
一灰之事、爐ニハ藏灰ニ、フクサ灰トテ微塵ヲ交テ用ユ、春ハ陽氣塚リヲ立ル故ニ、微塵ヲフルヒヌキ、藏灰計ヲ用、侘人ハイツトテモフクサ灰計ヲ用也、末流ニ藏灰ノ粒ツ大小汰ユル事アリ、尤

嫌フ、大小交リタルヲ好メリ、砂些モナク色ノ黄バシリタルヲ吉トス、微塵モ霰モ、爐ニ入ル時水ニテ能濕リヲ可掛、燥時ハ落ツカズシテホコリ上ル也、世寒スル時ハ、灰少ク火多ク、暖ナル時ハ灰多ク火少キ也、風爐ニ可擧前ニハ、別シテ灰多ク成ベシ、土鍋ニ入ル灰ハ、猶以能濕シテ吉、燥キタルハ炭衣ヲ消ニ堺立テ惡シ、總ジテ爐中ノ法、大概ヲ雷盆ノ內ノ如クスベシ、隅ヲ欠事、別ノ子細ナシ、見物ノ爲也、大釜ノ時ハ少ク、小釜ノ時ハ大ク欠ナリ、四方釜ノ時丸クスル事モアリ、風爐ノ灰、極テ輕キヲ用、其法前ノ方ニテ、右低ク向右高クシ、前五德ノ脇、右短ク左長ク、前ノ方兩間ハ杓子次第也、口傳、

〔茶道筌蹄一〕點茶前

風爐置付樣幷灰仕樣〇中略　灰をなすには、先風呂を眞にて置き、五德も眞直に居へて、風呂を少し客付へにじらして灰をなす也、客付の灰は、見込の方の五德の爪の外づらを廻す、見付の方の爪は灰眞になす也、琉球風呂、臺子風呂は、押切灰、二文字、雲龍風呂、其餘眞風呂、又はふところ挾きは二文字蒔(マキ)灰也、鐵風呂は押切かき上ゲなり、

風呂灰の名所　風呂に向ひて、左りは見付、右は見込、向は山、大風呂は山二ッ、五德の爪を挾む、小風呂は山一ッ、五德の向、向爪を眞に取る、山と見込との間は切落し、

大風呂といふは、大尻張、大阿彌陀堂の類也、

〔喫茶指掌編三〕豐臣殿下〇秀吉小田原御陣拂の時、古田織部と利休、由井が濱を馬上にて同伴し登りける、其濱邊をみて利休云、此鹽濱の景色如何、茶に付て思し召有にやと問、織部なしと云、利休云、此濱邊の浪うちよせたる風情を、風爐の內の灰にうたせ度と云ば、織部存外の思ひ付なれば大に感稱しぬ、〇中略

宗旦の嫡子宗拙、故有て勘當を蒙、其頃大德寺大源庵天室和尚笑止に思ひ、我寺に招寄養しが、或

時宗旦大源庵へ詣す、大室小座敷へ招入茶を振舞しに、宗旦風爐の灰を見て甚再三感心して、和尚はかほどの御數寄とは曾て不存、さても能被成るもの哉と、入興し歸りぬ、其後和尚庸軒に斯と物語し、其風爐の灰は、日々宗拙に賴置たりと云事もならず、其趣にて過せしが、風爐の灰は我等何とも氣も付ねども、其家の人は、これらまでも仕樣有事にてや、見處有と聞たりと感心せり、

〔喫茶指掌編三〕庸軒が妹聟茶屋三四郎と云者、京川西の別莊にて常に茶を嗜、或時庸子北野社參の次手に別莊へ尋しに、三四郎云、扨善折御出なり、今日は藪内紹有を茶に呼約束せし故に、案内風爐を出しつるに、灰に困り居る折也、幸の事御賴申上度と強て申に付、庸子與に、今日我等不來ば如何致さる、やと打笑て灰をせしに、無程紹有笹屋宗清兩人來て小座敷に入、風呂の内を見て大におどろき、主はこれ程の茶人にてはなしと思しに恐入事と、中起の後までも稱嘆して不止、三四郎こらへず事實を以語れば、紹有さも有べし、庸子ならば尤也と倚感じける、庸子後に聞て、紹有が見たる處を賞て、互に後は親しく成しと也、其後紹有宗清に云るは、庸子の茶、兼て功者とのみ聞及しに、彼風爐の灰をみては、中々及まじく、此人の茶にはうかと不被行と、庸子へ行ごとに、前に彼宗清懇意なれば、座敷の樣子萬事を能聞正して、大事掛て行しと也、

〔槐記〕享保十一年四月十三日、灰ヲ直スコトハ、遠州流ニハ炭ノ後ニスルコトカト御尋、〔○近衞家熙〕十リ、イカニモ左ヤウニ候ト申上ル、御沈儀ニハ風爐ノ灰ハ、炭ノ前ニスルコト也ト仰ラル、　十三年五月三日、風爐ノ灰ヲスルコトハ、六ケ敷ヤウニイヘドモ、今時ノ灰ハ、サマデムツカシキヤウニモ見エズ、灰ノ高下淺深曲直ハ、風爐ト五德ト、前ノカハラケトノ間ニヨレバ、兼テ定メガタシ、此ハ常修院殿〔○慈胤法親王〕ノ敎ヘ、尤ナルコト也、大秘處ノコト也、先風爐ニ五德ヲロクニ入テ、眞中ニ灰ヲイカホドナリトモ入テ、ソレヲ四方ヘカキ出セバ、自ヲ高下ノ出來ルヲ、又別ノ灰ニテ其高下ノナリニ灰ヲマキテ、キレイニスルバカリ也、前カワラケモ、灰ヲ大方ニ四方ヘマキタ、好カゲ

ンニカワラケヲカタメテ、風爐ノ前口ヨリ、恰好ヨキヤウニ堅メテ、又前ノ方ノ灰ヲ、別ノ灰ニテ程ヨキホドニ直スコト也、前ノ灰ノ出入ハ、五德ノ右ノ方ハ角ヨリ引出シ、左ノ方ハ五德ノ腹ニテトメル故、(コレモ左勝手ナレバ、左ノ角ヨリ引出ス、)灰ヲ五德ヨリ奧カラ引キ出シテロクニス、右ノ方ハ右ノ角ヨリ引出ス故ニ、自ラトマリナキカラ一面ニス、前ハソレニテ一文字ニナルトガテンスベシ、(ヤドフロ)

(ハ、ツキアゲニシテ山ヲセズ、前ノ方モヒヅミヲセズ、一文字ニスル、尤灰ヲ丸クスルコトモアリ、凸ニスルコトモアルナリ、)

十四年四月七日、總別灰ノ仕ヤウノコト、先初メニ風爐五德ヲスヱテ、ソノ眞中ニヨシトオモフホド灰ヲ入テ、扨カワラケヲ定メ、(五德ノスヱヤウノコト末ニ見ユ、土器ノサダメヤウ亦同、)ソノ眞中ノ灰ヲ、匙ニテワキヘカキアゲタルナリノ自然ト山ニナリタルモノナリ、ワザト拵ヘタルモノニ非ズ、サテ土器ノウチソトヲヨク堅メテ推付々々シテ、灰ハ前ニテ五德ノ三分ガ二ヲ埋ム、灰ノヒヅミハ、五德ノ腹カラ五德ノ角マデ直一文字ニツクル、左右ノカハリアリ、左ノ方腹ヨリツケソムレバ、右ノ方角マデニテトムルモアリ、風爐ノ脇上マデ付ルモアリ、ソノ左右ハ客付次第ナリ、亭主ノ左ノ方客付ナレバ、亭主ノ右ノ方ノ五德ノハラヨリツケソメテ、左ノ方ノ角マデツクル、兎角客ノミコミ、灰ノ付シヤイノ見ユルヤウニスルコトナリ、サテ前ノ灰ハ、カヘシ灰トテ、マキザマニ下カラ半分ホド一通マキテ、土ツキノ處ヲ羽ニテハキカヘス、コノハキカヘシノ羽トミエヌヤウニスルコトナリ、化粧灰ハ、半腹ヨリ上ヲキザミテヲロス、漸クニ出來タルトキ、風爐ノ兩脇ヲ外カラ手ニテタヽクタヽケバ灰ガヅリタイホドヅリテカタマル、サテ化粧ヲスルナリ、化粧ノ仕ヤウ簞頭ニ盡サレズ、口傳ナリ、サテ山ヲモノコラズ化粧シテ後、中ノ炭ノヲキヨイヤウニクツログルナリ、灰ノツケダシハ、隨分五德ノ本ノクツログヤウニ谷ヲスベシ、

十一月廿日、參候、世間ニ何ゴトニモセヨ、スルホドノコトヲ利休々々トイヘドモ、利休ヨリ後ニ出來タルコトモ多シ、〇中略爐ノ角ヲカキタル事モ、利休ノトキハナカリシコトナリ、コレハ金森法印ガ、利休ヲ呼テ爐ノ釜ヲカケタレバ、火氣ニテ白キイヤ

器物雲龍

ウノ多ク散タルヲ、火箸ニテ四方ノ角ヲツキ、穴ヲアケテ火箸ニテカキナデケルガ、輕浮ノモノ故、クボキ處ニクマリテケルヲ、利休ガ見テ尤ト思ヒホメケルガ、重ネテ利休ガ法印ヲヨビケルトキニ、始メヨリ四方ノ角ヲカキケルトナリ、故ニ角ヲカクコトハ金森法印ヨリ始タルト云、

〔槐記續編〕享保十六年四月十五日、參候、所司代參ラルヽヨシ承リ、朝ノ内ニ參候シ風爐ヲ拜見ス、見ゴトナルコト申モオロカナリ、ソモ此灰ハ入江樣ヨリ被進シ灰ニテ、類稀ナル灰ナリ、少シ拜領ス、例ニハカハリタル灰ノヨウニ見受タルヨシ申上、仰ニ、イカニモコレハ風爐モ大ナリ、カヲガタ此灰ノカタニシタリ、コレヲ昔ノ人ハ杉ト云、山ト云灰ノ仕樣ト、杉ト云灰ノ仕樣ト二色アリ、コレヲ杉ト云、上ノ開タル風爐ニハ、コレモ又面白シト仰ラル、

〔喫茶指掌編三〕又玄齋八月の末に、今日菴にて風爐の名殘とて、雲龍釜にて茶有し、相伴は豐田長傳、井上宗惠なり、此時雲龍の灰を工夫せしと敎示ありし也、

又玄齋五十二歲の時の事にて、生涯の名殘にて有ける、予〇宗鎮道本加州下向餞別かた〳〵の茶也、　其敎示の趣は、瓦爐壇に著ぬ、何風呂にても、雲龍釜を執合す時は、いつも向一文字に篤との事也、面しろし、

〔茶道織有傳下〕茶の手前善惡の大體

それ茶の手前善惡は、その生れつきによる也、扨茶入、茶碗、茶tえやく、茶せん、ひしやくなどの手つきは、うでくびのまがらぬやうに、りきみなきやう尤也、威ひぢをはり、ちやん〳〵とはづみ、ゆびをはね、りはつに見ゆる事、大に惡しき事也、なるほど目にかゝらぬやうに、おつていにするときは、をのづからしほらしく見ゆるもの也、又ひしやくをたかくあぐる事惡し、扨釜をあげるには、兩ひぢをひざへつけ、くわんを右はさきへ、左は前へ、又はづすには、右は前へ、左はさきへはづす也、扨釜をあぐるに、大ゆびと人さしゆびは上に殘、外三ッゆびをくわんの中へ入あぐる也、か

たひざをたて、かけおろしをするといへども、不禮に見へて惡し居ながらかけおろし尤也、

〔和泉草 三〕棗中次茶桶雪吹茶入

一棗五ツ指ニテ形能持チ、棗ノ上ヲロクニ成ル樣ニ持茶ヲ汲物也、茶杓置時、茶杓ノ先ノ方ヨリ蓋ノ上ニ置ベシ、

一中次ノ持樣、五ツ指二ツ中次ノ底ヘ當テ持チ、蓋ヲ取時、中次ノ上ヲ右ノ方ヘカタムケテ蓋ヲ取也、中次ノ蓋ト下ハ、兩方ヘ引分ル樣ニ蓋ヲ取物也、茶杓ハ上ヨリスグニ置也、中次之角ヘ茶杓ヲ當ヌ樣ニトノ用捨也、

一棗中次茶ヲ立ル前、フクサ絹ニテ改事、棗ハ上ヲソツト和巾絹ニテ拂ヒ、脇モザツトフク樣ニシテ置合ベシ、中次ハ上ノ角ニ當ラヌ樣ニ、上ヲ卒トフク心シテ、脇モ少シフク心モ吉、蓋ノ上計拂樣ニシテ、脇ハ其儘置合タル方增ニテ候、棗中次和巾アイシライ、功者ノスルヲ見テ覺習フベシ、

一茶桶モ棗中次同前也、茶杓ノ置樣、棗ニ同前也、

〔槐記〕享保十二年三月廿七日、參候、ツルツキノ茶人、チ　ナドノアシライ同前ナリ、和物ノ茶入ハ左ニテ取ル、唐物ノ茶入ハ右ノ手ニテトル、故ニツルツキ、手ガメ、右手ニテトル方ヘ手ヲ直ストノ仰ナリ、〇近衞家熙今ノ當流ニハ、皆茶人ノ分ハ右ニテ取候ト申シ上グ、マコトニ左アレバ、其論ハナキ筈也ト仰ラル、十四年十一月廿日、參候、昨日ノ茶湯ノ御ウワサトリ〴〵ナリ、大茶入ノアシライノコトヲ申上グ、仰ニ、朝日春慶ノ類ハ、大ナルホドヲ貴ブ、御前御所持ノハ、昨日ノ茶入ニ今二カサモ大ナリ、ソレ故左ノ手ニテ横ニハトラレヌナリ、大茶入ニカギリテハ、右ノ手ニテ上カラ鷲ヅカミニトルコトナリ、コレ習ナリト仰ラル、尤ナル御コトナリ、サナケレバハナハダ危シ、ソレ故ニ唐物ダテノ如ク茶筌ヲハヅスナリ、左ナケレバ茶筌ト茶入トノ間ヘ手ガ人故ナ

リ、昨日ノ茶入ニハ、マダ蓋ガ大ニシテ茶杓ガカケラル、、甚ダ大ニシテ蓋ノ小キニハ杓ノカ、ラヌアリ、コノ故ニ大茶入ニハ、茶杓ノヲキ處ナキモノナリ、ソレ故大茶入ノ茶杓ノカ、ラヌホドナルハ盆ニノセテ、茶杓ヲ盆ニオクガヨキナリ、此等ノコト大茶入ノナライナリト仰ラル、

〔茶道要錄主法上〕茶臺之事

一袋之事、○中略帒ヲハブシテハ釘ニ可掛、右ノ手ニテ緒ノ打留ト輪ノ方ヲ持、左手ニテ帒ノ底ヲ取テ引伸シ、打留ノ方ヲ壁付ニスベシ、堂庫モ同之、臺子ノ時ハ、帒ノ幅ニ引延テ、中ヲ甲盛高ニシテ、天井ノ勝手ノ方ニ置、帒棚ニハ乃帒棚ニ置、丸香臺ニハ天井ノ眞中ニ置、何レモ口ノ方ヲ前エシ、打留ヲ勝手ノ方ヘナスベシ、又掛所揚所ナキ時ハ、水滴ノ迹ノ方ニ置、此時ハ口ヲ水滴ノ方ヘナシテ、尤打留ヲ勝手ノ方ヘスベシ、水壺取時袋アラバ、其蓋ノ上ニ、口ヲ前ニシテ疊テ勝手ヘ可入、總ジテ讀見ト風爐ニハ袋ヲ不用ナリ、

〔槐記續編〕享保十九年霜月三日、夜參候、大覺寺君岡屋右近、攝○山科道安ヘ茶入ノアシライヲ數ラル、

凡ソ茶入幷ニ袋ノアシライハ、手ヲハナサヾルヤウニスルコト肝要也、先ヅ本座ノ茶入ヲ左ノ手ニテ前ヘ引寄セ、結ビ目ヲトキテ右ノ手ヲカケ、前ヘ緒ヲ引ザマエヒト引ニ引ケバ、緒ノビスギテ見グルシ、半バ引テ、又紐ノモトヘ摺ヲカケテ、フタ引キニ引テ、中ニテ摺ヲ反ヘシ、大摺ヲ上ニナルヤウニ引キ、直ニ右ノ手ニテ、ヒボノツガリノモトヲ摺ニテシメヨセテ、ウチヲサメノ紐ヲ左ノ手ニテ引サゲレバ、ツガリノ所紛亂シテ見グルシ、コノウチヲサメトワナト、正直ニ兩方エ引テヨシ、下ヘタルヽハミグルシ、今按上ノヘハ、下ヘ引ナリ、ソノ左右ノ手ニテ、スグニ先ノ方ノツガリヒダヲヒロゲ、大ニ前ノ方ノツガリヒダヲヒロゲ、又兩タビ先ノ方ノツガリヒダヲヒロゲテ、ソノ手ヲスグニ袋ニツケテ、右手ニ袋ナガラモチテ左ノ手ノ上ニノセ、右ノ手ニテ先ノ方ヲヒロゲテ茶入ヲ出ス、左ノ手ハ、袋ノ口ノヒラカヌヤウニ、ウツムキメニ左右ノ方エ引ケバ、始終茶入

ニ手ハナレザル也、雨タビ先ノ方ノツガリヒダヲノブルコト、宗和流ニカギリタルコト也、遠州流ニハ、コノ時袋ヲタテニスル也、ソレハスグニ袋ニ手ヲハナスマジト云心也ト仰セラル、○近衛家熙総ジテ今ノ人茶湯ヲ稽古スルハ、アタマカラ茶湯ノ式ヲケイコシテ、早自分ニ茶湯スル也、古ヘノ人ハ、アシライハアシライ、道具ノサバキハサバキト、一色々々ニテケイコシタル事ナリト仰ラル、

〔槐記〕享保十二年霜月十日、茶杓ノ茶ヲハラフニ、茶碗ノフチヲタヽクコトハ常ノコトナリ、天目類ハ、フチヲタヽカズ、中ニテタヽクト覺ユ、天目ニカギルコトニ非ズ、フタリンモノトテ、フチヲ銀錫ノ類ニテトリタルモノハ、總ジテフチヲタヽクベカラズ、天目ハフクリンモノナレバ、勿論ナリト仰○近衛家熙ラル、十三年五月三日、濃茶立ノトキ茶杓ノカケヤウ、他流ト全ク異ナリ、他流ニテハ縱ニカクル、御流儀ニテハ横ニカクル也、縱ハ茶杓ノ常座ナレバ也、

〔茶道要録上主法〕茶筌之事

一茶筅之事、○中略茶盌ニ入時モ、茶ヲ點ル時モ、前後相違有ベカラズ、取時ハ披キタル手ニテ直ニ取、置時ハ握リタル手ニテ直ニ可置、盌ニ入ル事、茶巾ノ上ニ穗ヲ向ノ緣ニ持セ、筅ノ不動ヤウニ入置ベシ、口大キニ開キタル盌ニハ、穗ヲ下ヘシテ軸ヲ前ノ緣へ持セ掛置ベシ、是ハ大盌前ノ方アキテ見惡キ故ニ爾ス、見合有ベシ、

〔槐記〕享保十二年閏正月九日、茶筌ウチヲスルコトハ、先後ニ差別アリ、初メハ湯スヽギノ茶筌ハ、湯ニテ穗ヲヤハラグル爲ナレバ、イカニモヤハラカニ打反シ、茶筌スヽギモ靜ニ音セヌホドニスベシ、仕方口傳後ノ水スヽギハ、茶筌ニ茶ノツキタルヲスヽギ、淸クスル爲ナレバ、如何ニモタシカニ音ヲシテ、茶碗ノ内、四方トモニヨクアラヒ、穗ヲシゴク樣ニシテ茶ヲオトスベシ、世間ノ茶、大ヤウ此差別ナシ、

〔茶道獨言〕茶筌投しなどいへる人あり、是もいかゞ有べき、茶をふり立る爲の筌なるを、何の爲に

投るといへる哉、心得ぬことなり、湯にて茶筌をとおす事なり、

〔茶道要錄上〕釜之事同水道具

一柄杓之事形アリ、〇中略風爐ノ時、釜ノ上ニ杓ヲ置ヤウ三品ノ傳アリ、爐ノ時ハ、杓ヲ釜ノ口ヘ掛テ、内ヘ合ヲ入ル事本意也ト云共、湯多シテ合ノ浸ル程ナレバ、釜ノ縁ニ合ヲ掛置也、合湯ノ沸ニ付テ杓動ク故ニ、如此湯少シク、又ハ縁高シテ、釜湯杓ニ不障、則合ヲ釜ノ内ヘ入置ベシ、

〔貞要集三〕蓋置之事

一五德の蓋置は、釣釜の時、五德の爪を上になしてひさくを掛ル、又五德居の時は、輪を上にして蓋を置也、穂屋の蓋置會釋有之、柄杓を掛ル、口傳

〔槐記續編〕享保十六年十月廿三日、參候、此日三人唐子ノ御蓋置出サアリ、茶ヲタツベキノ由仰〇近衞家熈ニテ立ル、三人唐子ノアシライハ、セイ高キ人形ノ方ヲ前ノ方ヘシテヲクガ習ナリ、ナゼナレバ、蓋ノカタブキガ客ノ方ノサガルヤウニト云コトナリ、蓋ノ客ノ方ガサガレバ、ウラガミエヌ故ナリ、何ニテモ裏ヲ見スルヲ嫌フナリト仰ラル、

〔茶道要錄上〕茶盛之事

一不洗絹之事、〇中略隅ト隅ヲ取テ四ツニ折、常用之、眞ト云時ハ、横ニ中ヨリ折、又竪ニ折、四角ニシテ、又横二ツニ折、竪三ツニ折テ用ユ、是ハ名物ノ茶盛、同盆天目ノ臺ヲ拭時ニ用、茶桶ノ上ニ結テ置事有、横二ツニ折、其隅ト隅ヲ取テ結ナリ、此外ニ色々品アリト云共甚不用、茶盛ヲバ先蓋ヲ拭ヒ、茶盛ヲモ拭フ、蓋ハ蓋ノ上バカリヲ拭ベシ、茶桶モ同ジ、風爐ノ小板、水壺ノ蓋、臺子袋棚、各茶巾ヲ置所ヲ必ズ拭ベシ、水壺陶カ爐ノ時ハ、蓋濡ル故不可拭、茶主常ニ腰ニ帶ス、末流ニハ右ニ帶ス不用之、必ズ左ニ可帶也、茶盛ニ敷テ出シ、三人目ノ客必ズハブスト云モ末說ナリ、然湯ヲ厭フ爲ノ帛ナラバ、三人ニ不可限、總ジテ利休ハ帛ヲ客前ヘ不出ナリ、最可從之、

器物所望

〔和泉草　三〕茶巾寸法同アシライ

一茶巾サバキ、眞ノ時ハ、如何ニモモヂレヌ樣ニ情ヲ入テ吉、茶巾ヲ何方ニ成共置時モ、カロクイキヤカニ置テ吉、茶巾ヲサバク間數時ハ、茶碗下ニ不ㇾ置以前ニ、茶巾ヲ水指ノ方ヘヤリテ吉、茶巾三ツ折用シ人有心ニヤ、二ツ折用ㇾモ有シ也、

一茶巾アイシライ難ㇾ筆ニ盡、功者ノアイシライヲ見習べシ、〇中略

一茶巾、天目ニハ三ツ折、薄茶ノ茶碗ニハ二ツ折ト云、口ノ廣狹似合折歟、

〔寫本茶道筌蹄　一〕茶巾捌之事

茶碗へ仕込候節、能程にしめり在ㇾ之樣にして仕込置、茶碗ふき仕込候て、捌樣は、右の大指と人差指と二本にて取上、左勝手左の方へ耳を四度にのす、左右の手で角かけ候樣にのし、左の手にて中程より少下の方を取、內の方へ二ツに折、右の方二ツ指にて、又中程より少下をとり內へ折込、左の小指無名指へ、右の中指にてのせ、右を放し、扨右の手大指を、上より茶巾の中へ當て、人差指と二本にて折ながら持、左の手を拔直し、夫々の場へ遣し置、右の捌方をふくさめ茶巾といふ、右勝手は、茶巾の耳延し候節、右のかたへ、段々に引延し、其外替事なし、但右左勝手ともに耳を延し候節、一より二三四とうつり候節、茶巾持手の緣の切れざるやうに移りてのすなり、

〇按ズルニ、凡ソ茶器ハ皆扱方アレドモ、今多ク省略ニ從フ、

〔南方錄　二〕茶具客より所望して見る事作用差排愛に略す

主の秘藏一物抔は、かねにても知れ、又はあしらいにて賞翫の道具と見ゆるものは、其一物を乞て見るべし、其外さあらぬ道具品々乞事不ㇾ可ㇾ有、茶入茶碗の袋、又は盃杯は賞翫の一具なれば乞て可ㇾ見、又茶入茶碗に添たる茶杓有物なり、乞て見るべし、主よりはかき疊に、茶入茶碗も出す、客

より戻す時も同然也、主勝手口をさしおく事も有、又は明ながら挨拶して居ル亭主もあり、其時は秘藏の物たりともかき疊に戻す、勝手口さし置時は、道具により秘藏の物ならば、客の内功者成人道具疊に行て、扨道具を別入、かき疊へやつて受取て、疊目所に道具相應にかねよく置て坐に歸る事有、勿論常の物ならば、主勝手口をさし置たりともかき疊にかへすべし、

〔客之次第〕一茶入こふ時分は、茶をとり置ざまに、亭主ちやわん茶巾茶せんをも仕舞、さゝくをふくさにてのごひをさまふ時分に所望してよし、是は亭主ふくさ物の手にある次而にて侍れば、其ふくさにて茶入をふき出させん手づかひなり、

一茶入出され候時、總客ひぢをつかへ、茶入をのぞき見てほめる、名物の茶入なれば、亭主より手に御取候て御覽候へと申、其時ふところより手拭を取出し、手をのごひひぢをたゝみに付て茶入をとり、まづなりをちと見てふたを取、其ふたの内ばかりを見て、ふたを右のかたに置、茶入の口つき内の體云、くすりどまり、いときりのやうす不殘見て、よく〳〵ほめておしいたゞき、次へ渡す時に、又初の所に置なり、次の人も同前なるべし、但せとやき日本物ならば、客より何と手にとり見申度と云て、扨手拭にて手をのごひ、右のごとくに見申なり、客いづれも同前に見て、下座の人又上座の人に渡す、上座の人いよ〳〵又見て又いたゞきて、本の所に茶入の表を亭主の方になしおくなり、此見る間には亭主は勝手へ入、各見仕舞たる時分に、亭主また出て茶入をとり申さるゝ、其時客おの〳〵ゐんぎんに禮をする事なり、

〔茶道正傳集上　〕眞臺子諸作法

一亭主少間を置、炭斗を持出、薄茶前の炭を直し候、但炭置候作法、前後替る事なし、但薫物をくべおはる時、上客より火箸所望有、則火箸を左へ持替、右の手に而釜敷紙を取出し、火箸の先を拭ひ、火箸を揃て釣のかたを上客の方へなして、炭斗の向、疊の目に随て直に置、炭斗を持て勝手へ入

臺子飾

障子を立候也、

〇按ズルニ、此他茶杓蓋置等ノ諸器物ヲ所望シテ見ル事アリ、今省略ニ從フ、

〔茶話指月集上〕一ある時蒲生飛驒殿、長岡幽齋翁兩人、利休所にて茶湯過て後、蒲生殿千鳥の香爐所望あり、休無興のていにて香爐をとり出し、灰を打あけころばし出す、幽翁清見潟の歌の心にやと御申候へば、休氣分なをり、いかにもさやうに候との返事なり、順德院御百首の中に、

清見がた雲もまよはぬ浪のうへに月のくまなるむら千鳥かな、このこゝろは、けふの茶湯おもしろく仕舞たるに、なんぞや無用の所望かなとおもはるゝより、村千鳥を香爐に比したるなるべし、すべて何事も興の過たるはあしゝ、ことたらぬ所に風流餘りある理、古き書にも見え侍る、

〔臺子しきしやうの時かざり樣の事〕一臺子の置樣は別書にあり、しきしやうにかざる時は、茶入、茶碗、其外いづれも唐物名物ならではなるまじき事にてあり、かざり樣は常のごとく、ふくろ、水指、水こぼし、ひしやく立の置樣は、ふろのきめんを臺子のはしらの内のかどの通を一すぢに置なり、水指もとつ手のとをりを一通りに置なり、ふろと同前なり、ひしやく立は、ふろと水さしとのまん中のさきの方に置、ひしやくをさして置なり、水こぼしひしやく立の中前に置なり、ふた置は水こぼしの中に入て置なり、いづれも此ぶんは常にかはる事なし、茶入は盆にのせて、臺子の上にまん中に一ツ置なり、およそこのしづのごとし、〇圖略

一しきしやうの時は、茶せん置とて別にあり、茶せん、茶きん、さゝく、此三色を入て、茶たつる時もちていづる也、茶きんを四ツにおりたゝみ茶せんを其上に置、さゝくはあをのけて置なり、

一茶入を置に、のせ床の右の方へよせかざり置事もあり、地しきいより七寸五分、床がまちより盆の間、たゝみの目廿一めよし、

一茶入を棚にかざる事もあり、ちとかべの方へよせて、棚の時は羽ばうき置そゆるなり、

〔喫茶雜話〕臺子の事

一四つかざりといへるは、下の棚に釜、水指、ひしやく立、水こぼし也、但事により蓋をきをふろの左に置事も有、是は四の外也、有てなきものなり、口傳、

一七つかざりといへるは、此上のたなに、臺天目盆に茶入あり、是もふろの脇に蓋置あり、但事による也、多分は置なり、蓋置ともに七具なり、

〔茶道樣有傳上〕眞の臺子の事附り風爐

それ眞の臺子の七ッ飾二ッ組といふは、此圖〇圖略のとをり也、皆唐かねの道具を用べし、炭とりはさいろうにても、ふくべにてもくるしからず、これを略して六ッ飾三組、五ッ飾四ッ組、四ッ飾三ッ組、三ッ飾二ッ組、二ッ飾一ッ置、添置とも添組ともいふ也、天井の上に或は茶入と臺天目を置を二ッ組といひ、下に釜、水指、柄杓たて、ふたおき、火箸、水こぼし、柄杓ともに七ッ、これを七ッ飾といふ、上を組又置と云、下を飾と云也、眞の七ッ飾二ッ組を略して、作意にて色々に飾なり、扨座敷のつきに、右あがり左あがりといふあり、右の方客座なれば右あがりと云、左の方客座なれば左あがりと云、道具の組合手前もちがひしやうにいへども、あへてかはる事なし、上の組合の茶入を客の方に置、臺天目を勝手の方に置、下へおろしてもをなじ心也、扨手前は客座左の方ならば、身を左へひねり、水こぼしを右の脇へおろし、ふたおきを水こぼしの跡へなをすのみ也、又茶入をぼんともにおろし、臺天目も臺ともにおろすなり、手前の順々つねのとをりかわる事なし、又客入て道具もち出、かざるといふ事惡き傳なり、眞のかざりを本として、略の時もありやうに客まへかたにかざり置、亭主は手ぶりにて出、茶たてたるがよし、略の作意の傳用にたらず、口傳、臺子の寸法は眞の風爐釜より出る也、天井ひくければ火氣湯氣にて板ひぞり、又柄杓のさしと

りにつかへて悪し、むざとたかきは見ぐるし、横はゞたての長はよき比の七ッ飾の道具を置合せきあはず又ひろからず、よき比を寸法とする也、廣間臺子などは悪しきかつこう也、よく〳〵置合見て吟味あるべし、

〔貞要集一上〕眞臺子之事

一臺子、長盆茶入、臺天目一莊、往昔有ㇾ之候得ども、茶調樣區々にして、茶道前不ㇾ極處に、奈良の稱名院住僧珠光、臺子七莊にして茶調樣工夫鍛錬して、東山義政公へ被ㇾ召出、於ㇾ御前ㇾ茶道仕、夫より代代に臺子の茶湯弘り申也、紹鷗利休よりすこし替り有、段々奥に茶道前記す也、

一臺子の置樣は、道具疊の向四寸餘五寸迄間を明ケ、左右は疊の眞中に置、客付の方疊の丸目を見る樣に置也、左の方に風爐を置、風爐の左の鐶付と臺子の柱と、見通し申樣に置也、又釜の蓋柱際に置候て見合する也、釜の蓋大小により申也、口傳右の方水指を置、是も柱と水さしの脇とを見通す、臺子の眞中向柄杓立に唐金の火箸柄杓と立添て置、柄杓立の底には濡紙を敷、是は差引にならぬ樣にとの事也、柄杓立の前に水覆を置、覆の内に蓋置を入置也、是を隱架と云也、右の通、臺子に水指、柄杓立、水覆、風爐を置合、とくと見合、片ひづみ無ㇾ之樣に置合する事第一也、金風爐の鐶、水指の左右上ゲ下ル也、是は簠簋釜の會釋也、

一上の架には茄子の茶入袋に入、天目袋に入、組長緒也、兩種を長盆の左右に置、臺子の眞中に置也、昔より臺子には唐物茄子の茶入を用也、天目臺共に名物也、茶入は右の方、臺天目は左に莊なり、

一床には掛物と花生と、臺子上下の莊五種と、以上七種也、是を眞の七莊と云也、總じて釜は、爐風爐共に道具の數にいれず、一座の亭主と定て珠光よりの法也、釜を數に入る事、效なき故也、

〔長闇堂記〕一大坂にて秀吉公を桑山法印御成し給ひし時、道庵來て臺子を飾り置れしを、さつま

壺飾

や道七御見廻申て、彼臺子を見て、何者かかくしらぬ事仕たると散々にいひて、則道七飾直せしなり、道庵次の間に在て其聲をも聞、歷々餘の人も聞て、いかにも咲止に有しに、道庵きかぬ體にもてなせる仕方、松倉豐州其坐に有しとて御物語有り、其時は道七飾尤のやうに思ひし間、其仕方も知給ふべき人にひそかに尋申に、道七は古風の仕形、利休道庵は當世樣なり、臺子は道の秘傳なれば、道庵人にしらせじとのたくみ、尤心深き事なりとぞ、心構のよしなり、

〔南方錄拾遺一〕葉茶壺、小座敷にもかざる事あり、大方口切の時の事也、初入にかけ物かけて前にかざるべし、小座敷にてのかざりは、口おゝひ、口緒までにてよし、自然に長緒などむすぶとも、やすやすと目だゝぬやうにすべし、さま〴〵世にやかましきむすびかたなど、物しりがほにてあしく、絹は凡小座敷にてはかけぬなれども、口切にてなき時は壺によりかくるも不苦、

捨壺といふ事あり、小嶋屋道察に異壺を求られしに、其比沙汰あるほど見事のつぼにて、人々見物の所望ありしに、名もなきつぼかざる事いかゞとて卑下して出されず、ある時客衆常の會の約束にて參られ、腰かけより人を以、今日我等ども參候事、第一壺一覽大望ゆへなり、御壺かざられず候はゞ入まじきよし彼申入、道察據なくにじり上りの脇の方に、口覆ばかりしてころがしをき、むかひに出られたり、客くゞりをひらきて見るに、脇につぼをころがし置たり、床へ御かざり候へと申入しに、道察出て、重々御所望候故出しては候へども、床へ上ゲ可申壺にては候はず、せめて御通りがけにと存捨置候、其まゝ御覽候へとの挨拶也、しかれどもいくたびも斷にて、つゐに一覽の後、床にかざられしと也、この壺則小嶋屋の時雨と後には名を得たり、この所作を人人感じ、捨壺とてはやりたる事也、宗易云、尤時にとりては、左樣のはたらきもあるべき事なれども、只所望の上壺を出すほどならば、床にかざりたらんは、おとなしき所作なるべし、捨置むつかしき事也、勿論又まねてなどすべき事にあらずと云々、

器物置合

〔茶道要錄上主法〕座席之段々同床之事

一葉茶壺ヲ置時ハ、軸前床ノ四方ヨリ眞中に置也、必ズ口覆網ヲ掛ベシ、網ノ色ハ紫カ黑ヲ用ユ口緒同色也、此外ノ色ヲ不用、手繩ノ輪ヲ取上ニテ眞結ニス、口覆ハ乳ヲハヅシ、角ノ方ヲ前ヘスベシ、壺ニ表アラバ覆ノ角ヲ向ベシ、緒ハ八打也、二重ニ取、輪ノ方ヲ左ニ持、向ヨリ掛、前ニテ眞結ニシテ、輪ノ方ヲ少高ク、打留ノ方少低クス、筋違ニ見ルヤウニスベシ、覆ノ織物、地モ色モ用捨ナシ、金入又不入モ用ユ、末派ニ覆ト網ト共ニ掛ルト也、惡シ、如此調ヘ客ヨリ前ニ床ニ置也、客見物ノ望アラバ牀ヨリ下シ、網ニテモ覆ニテモ取テ出スベシ、

〔槐記〕享保十三年正月四日、ツボカザリト云コト、昔モメヅラシキコトニテ、常修院殿注〇慈胤親王へ所望セシカドモ度々ハナサレズ、唯一度ソノ茶ニアヒタリ、今ノ流ニハ、セキモリトヤランニテ、ニジリ上リノ口ニ、ツボヲ飾ルコト也ト云、御流儀ニハナキコト也、床ニキハメテカザラレタリ、客入テ常ノ如ク拜見シテ、亭主出テ御壺ヲカザラレタリ、先以テ御口切ト見ヘテ、別シテ忝シ、道ノ儀ニ、緒ツガリヲハヅシテ見セラレヨト云、覆ノアルモ、緒ノツガリアルモ、アミメアルモアリ、ソレゾレノアシラヒ也、鼻紙ヲシキテ底マデヲ見テ亭主ヘモドス、亭主入テ口ヲ切ル客ノ前ニテキルト申スハ御ガコトニヤト窺フ、ナシト仰ナリ、

〔和漢茶誌一〕器玩位置

器玩未得、則講購求、及其既得、則講位置、位置器玩與位置人才同一理也、設官授職者、期于人地相宜、安器置物者、務在縱橫得當、高閣房舍列于案頭、是猶理繁治劇之材、處清靜無爲之地、方圓曲直、齊整參差、皆有位置立局之方、因時制宜之法、能于此等處展其才略、使人入其戶、登其堂、見物物皆非苟設、事事具有深情、未聞有顚倒其家、而能整齊其國者、

忌排偶

古玩切忌排偶、此陳說也、予（〇三谷宗鎭）生平恥拾唾餘更蹈其轍、但排偶之中、亦有分別、有似排非排、非偶是偶、又有排偶其名而不排偶其實者、如天生一日、復生一月、似乎排矣、然二曜出不同時、且有極明微明之別、是同中有異、不得竟以排比目之矣、所忌乎排偶者、謂其有意使然、如左置一物、右無一物以配之、必求一色相俱同者、與之相並、是則非偶而是偶、所當急忌者矣、若夫天生一對、地生一雙、如雌雄二劍、鴛鴦二壺、本來原在一處者、而我必欲分之以避排偶之跡、亦矯揉執滯、大失物理人情之正矣、卽避排偶之跡、亦不必強使分開、或比肩其形、或連環其勢、使二物合成一物、卽排偶其名而不排偶其實矣、大約擺列之法、忌作八字形、二物並列、不分前後、不爽分寸者是也、忌作四方形、每角一物、勢如小菜碟者是也、忌作梅花體、中置一大物、周遭以小物是也、餘可類推、當行之法、則與時變化、就地權宜、視形體爲縱橫曲直、非可預設規模者也、如必欲強拈一二、若三物相俱、宜作品字格、或一前二後、或一後二前、或左一右二、或右一左二、皆謂錯綜、若以三者並列、則犯排矣、四物相共、宜作心字及火字格、擇一或高或長者爲主、餘前後左右列之、但宜疎密斷連、不得均勻配合、是謂參差、若左右各二、不使單行、則犯偶矣、此其大略也、若夫潤澤之、則在雅人君子、

〔南方錄（拾遺一）〕小座敷の道具は、よろづことたらぬがよし、少の損じも嫌ふ人あり、一向不得心の事也、今やきなどのひびきたるは用ひがたし、唐の茶入などやうのまかるべき道具は、うるしつぎしても一段用ひ來りし也、さて又道具の取合と申すは、今燒茶盌と唐の茶入、如此心得べし、珠光の時は、未物ごと結構にありしだに、秘藏の井出茶盌袋に入て、天目同前にあしらわるゝには、かならずなつめ今燒などの茶入を出されしとなり、

〔長闇堂記〕一四疊半の置合、三疊敷の置合の外、利（〇千利休）より一疊大目の置合始なり、

〔和泉草（二）〕一疊大目ノ大概

一古田織部へ、淺野紀伊守一疊半構ノ置合、右勝手、左勝手、右勝手ノ右構、右勝手ノ左構、左勝手ノ

右構、左勝手ノ左構、段々尋ラレシ時、織部暫思案シテ、最前其元ニテ、此儀何ト申候哉ト云シ也、紀伊守失念ト云、某モ失念シタル也、織部云、兎角其座敷ニテ置合テ見ネバ慥ニ不知トテ、其座ニテ埒明ザル也、物語ニ候ヘ共、古人モ此儀六ケ鋪被存タル所ヲ[illegible]置候也、

〔茶道要錄 上 主法〕道具與道具取合之事

夫器ト器ノ取合、物好ノ肝要、數奇者タルノ眼也、方ニ圓ト、大ニ小ト、高ニ低ト、廣ニ狹、各體用相應アリ、是道ノ元ニシテ、易ニ所謂ル一陰一陽道ノ始ナリ、不得止ノ理是也、利休能識テ用行モノカ、當道ヲ勤テ名アル人ノ說トテ云ク、釜ノ大ニ水壺ノ小ヲ用ル事、湯多ガ故ニ水ノ所用ナシ、小釜ニ大水壺ヲ用ル事、水多ク可用爲ト也、尤一理達シテ聞ニ悅ブ、我所傳不然、各大小ヲ應ズル事、陰陽體用ノ至極如前ト、或說モ亦善理ニ似タリト云共、本理ニ非ルヲ以テ不合ス、其四方ト圓形ノ辨ハ如何ン、又茶盛ノ小ニ茶盌ノ大ヲ如何トカセン、諸道其本ヲ學バンニハ不如、故ニ聖語ニ本立而道生ト云ヲ、

〔貞要集 三〕諸道具莊置合數を定ル事附組合の事

一四疊半に、臺子袋架簞笥、其外何　の架にても、道具爐先半疊の眞中に置合する也、客着の方に疊の丸めを見申樣に置合する、勿論水さし計も半疊の眞中に置也、

一薄板に花入を載せ莊たるは、一ッに用、

一燒香爐を盆に載せ莊たるは、一ッに用、

一中央の卓下に花を生、上に香爐盆に載せて莊たるは、二ッに用、

一茶入を袋に入盆に載、片々に茶杓載たるは、二ッに用、

一茶碗に、茶巾茶杓茶筅仕込たるは、一ッに用、

一炭斗の內に、羽箒香合火ばし組合ても、一ッに用、

一水さしの上に、茶巾茶筅茶杓置合ても、一ツに用、

一架に道具を置合ル時、羽箒に香合、環もたせ懸置たるは、一ツに用、放して置たるは、二ツに用、

一釜は爐風爐共に座しきの亭主と定めて、珠光より以後、道具の數に用不ㇾ申候、よろづ道具の莊飾定法は、右之段々心得數を可ㇾ定數々在ㇾ之候、扨又道具によりて、莊合、置合、組合と云事在、茶入、茶碗、水さし、花生、香合、其外名物の類は莊合と云、又柄杓、竹輪、環、羽箒等は置合ルと云、又炭斗に環、火箸、羽箒を入、半駄に底取長火箸を組、炭斗には色々炭入ルを組合ルと云也、

〔總見記十五〕伊達別所飛驒國司等參ㇾ味方事附御茶湯事

同月〇天正三年十月廿八日、御遊興ノタメ、京堺ニ於テ、茶湯ニ名ヲ得シ者ドモヲ十七人エラビ召寄ラレ御茶被ㇾ下、生前ノ大幸、實加至極ノ仕合ト申シ悅ビ奉ル、御座敷飾ノ次第、御床ニ晩鐘三日月、扨違棚ノ置物茶臺ニ、白天目內赤ノ盆ニ御茶入ツクモガミ、下ニハ香合シメキリ被ㇾ置、オトゴセト云フ御釜、松島ト云フ御壺ノ茶ナリ、釣茶堂ハ千宗易、後ニハ利休居士ト云フ、當世無雙ノ名人ナリトテ、此者ニ被ㇾ仰付ケリ、

〔茶窻閒話上一〕金森宗和、加藤何がしへ示されしは、茶道は取合が肝要なり、たとへば白木造りの結構なる書院の庭に、松檜栢など植込し中に、藁屋の數奇屋を見わたせば、奧深く寂ておもしろく見ゆるなり、田舍邊の草屋ばかりの中に、二階作りの家土藏など高く見ゆるは、さびたる中の富貴なる體、何となくおくゆかしく思はるゝなり、こゝが茶道の取合の心得ぞといはれしよし、今も掛物は名僧の墨跡のあとに、籠の花いけ、又は青竹などを用ひ、唐物か古瀨戸の名ある茶入に、今出の樂燒國燒などの茶碗を取合するの類も面白し、但しあまりにおもしろがらせんとては、却て不道化におちいる事多し、又いつもいつも同じ取合せもよろしからず、其時々の機變こそ肝要なれとなむ、

茶七事

〔茶譜十六〕一鎰屋道語ト云人、加藤左馬殿物語仕玉フ、古田織部小棚ニ手瓢單置ヤウ、臺ノ切口ヲ前ヘシテ置、火ヲナヲス時、棚ヨリ下テ疊ノ上デ前ヲ先ヘマワシテ、切口ヲ客人ノ方ヘシテ、如常火爐裏ノ脇ヘ置、一段其品振見事ナリト語シト也、

〔槐記〕享保十一年正月廿八日、參候、御閑ニナラセラルヽ間、夜マデ御伽スベキ由仰ナリ、○近衞家熙サマザマノ御說ノ中、コノ頃ノ野村某ガ茶ノ噺ヲ申上テ、御流ノ者ユエ窺フニテ候、テンメウノ釜ノ尻張ニ、伊賀ノ水指ノ下ニテハリタルニ、車軸ノ茶入ニ、長次郎ガシヲケノ樂茶碗ニテ候ヨシ、コレハ指合ノヤウニ候、イカヾト窺フ、仰ニ、亭主ノ心ハイサシラズ、其ハアルコト也、結句一ツ二ツナラバ指合タリトモ云ベシ、加樣ニソロヒタルコトハ、好テモスルコト也ト仰ヲル、表ハ宗和ノ二重棚ニ、フトキノ茶入也、コレハイカヾト窺フ、仰ニ、ソレモ亭主ノ心ハシラネドモ、車軸ノ茶入ニハ、フトキ相應也ト仰ラル、(棗目ハカタツキノ類也、口傳、)　霜月十二日、棚ニ飾ルコト、強チ尊キ物ナルホドニト云コトハナシ、何ニ限ラズ飾ル、茶入ヲカザルコトモアリ、フクベヲ飾ルコトモアリ、是モ折同ジコトモ興ナキ故也、サレドモ一ツカザリ、三ツカザリト云コトアリ、二ツニナリ、四ツニナルコトヲ嫌、是ハイカフ大事ノコト也、人ニ語ルベカラズ、水指ノ前ニ茶入ヲ飾ルコトアリ、脇ヘハヅシテ飾ルコトアリ、是ニハイカフ譯アルコト也、釜バカリハ、常カザリトテ飾付ノ外也、水指ト掛物トバカリニテハ、二ツカザリニナル、其時ハ茶入ヲハヅシテ飾レバ、三ツカザリニナル、水指ノ前ニカザレバ、見通シニナリテ一ツニ立故ニ、茶碗トモニカザレバ、道具ハ四ツニテ、飾リハ三ツニ立ツ、是甚ダ秘藏ノコト也ト仰ラル、棚カザリニ香合ヲカザルニハ、必羽箒ヲソヘルカ、環箒トカ、香合箒トカ、二ツカザルモ上ニ云譯也、若シ茶入トカ、香合トカ、一ツアルトキハ、入ザマニ箒ヲ棚ニヲキテハイル、是ニテアトガ三ツニナル、

〔茶道七字要事目錄〕廻花之式　廻炭之式　茶カブキ之式　花月之式　數茶之式　旦座之式

一二三之式

〔茶人大系譜〕千宗佐（號天然、稱如心齋、又丁々軒、京叟男也、仕紀州、性敏而敷奇才、秀於衆、嘗與弟一燈議定茶道七事之法、至今爲茶道家之清賞、寛延四年八月十三日沒、）

〔博道隨筆〕博道（倉○板）曰、今喫茶家七事といふ事なすに、其一事に十種の茶なる有、是は香より起しとのみおもひしに、其事初めしは千の宗左なるものなせし、此事知りてなせし歟、

〔茶道筌蹄 一〕七事（別に七事の書あり、故に略す、）

七事の內、回花、回炭、茶カブキの三事は、むかしよりあり來る者也、其餘の四事は、如心齋新に製す、六事出來の後の碧巖の語に、七事隨身といふにもとづき、樂人の及第より工夫をなし一二三の式を製し七事の數に合す、

花月　始は花鳥といふ、四季の花鳥の札にて主客を定む、春は梅に雉子、夏は桐に鷺、秋は菊に鶴、冬は松に鷹の札を用ひたりしを、後四季通用に花月に定む、此とき花月の二字を書して花鳥の札に換ふ、

且座　趙州の語に、且座喫茶去の語をかり用ゆ、

茶カブキ　假名にて書べし、大折居は五寸四方、總て白紙にて金砂子、小折居は表淺黃生漉、裏金布目、大サ一寸五分四方、小は花月に用ゆ、

一二三　月は上の上中下、空は中の上中下、花は下の上中下、客の札は亭主に踈粗ある歟、目のおよばざるに用ゆ、硯蓋は十種香箱のフタをかり用ゆ、

〔茶道七字要書〕廻花之式

一時節之花品々花臺ニ組、水次之上ニ茶巾ヲ疊ミ置、花切小刀何レモ花臺ニ取ソエ持出、花一遍二遍、或ハ何遍ニテモ、各花ヲ入替ル也、

但茶湯ニ不ㇾ用花モ時宜ニヨリ用ユ、或ハ紅葉梅モトキノ類、

一床例之如ク花入ヲ掛置、案內スル客座ニ着テ、主方花臺持出テ、座敷ノ口ニテ花臺前ニ置テ一禮ス、各總禮也、主方花臺ヲ持行床ノ右ノ方、

但座敷ニヨリ見合タルベシ、始ヨリ花臺置付テモ置ク、

一主ト上座ト一禮在テ後、上座次エ一禮在テ、花ヲ入終テ本座ニ着ク、次ノ客又次エ一禮在テ、前ノ如ク行テ花ヲ見、上座エ一禮在テ花ヲ揚ゲ、又自ラ花ヲ入テ座ニ着ク、但シ、花揚ル一禮ハ、直ニ次エ一禮シメル跡ニテ、其座ニテ上エ一禮在テ立モヨシ、評ニ曰、上客花ヲ入ルト、次客立テ花ヲ見、又次ノ客次エ一禮シテ花見、ダンダン花ヲ見仕廻タルトキ、上客座ヲ立テ、自分ノ入タル花ヲ揚テ、モトノ座ニ居ルト、次ノ客一禮シテ花ヲ入ル也、人ノ生タル花ヲ揚テ、自分之花ヲ入レルハ失禮也、

一何遍廻リテモ如是、二遍目ヨリハ次エ一禮花揚ル例ナシ、又引ト思フ者ハ次エ一禮スル、

一仕廻ノ花モ主上客時宜ニ依テ、何レ成トモ仕廻フ、尤客花ヲ入タル時ハ、主方エ挨拶在テ水ヲ次グナリ、終テ座ニ着タル時、主方立テ花臺ヲ持、初メニ同ク座敷ノ口ニテ一禮在テ取入也、

一花ノ內、閑話在テモヨシ、

一茶ノ湯ニ付タル時ハ、前後ノ禮ナシ、○中略

廻炭之式

一客各座ニ着、主方炭取ヲ持出、勝手口ニテ炭取前ニ置、一禮有、各總禮ナリ、炭取ヲ持出、例ノ所エ置付ケ、羽箒ヲ出、釜置ヲ出シテ、釜ヲ揚ゲ、圖○圖略、以下同、ノ所エ引寄セ、客總禮有テ爐邊エヨル、鐶ハ例ノ如ク鐶付ノ通エ置、羽箒ヲ取、爐邊ヲ掃、本ノ如ク炭取エ掛、炭取ヲ片付ク、但シ所ハ圖ニ記ス、

一主方勝手エ入、半田例ノ如クシテ持出、底ヲ取ル事常ノ如シ、サテ下火ヲ能ホド入レ、火箸底取ヲ右手ニ持添、半田ヲ持入也、灰保鍬ヲ持出、例ノ所エ置、炭取ヲ本座エ置付ケ、常ノ如ク道具合セ灰ヲマキ仕廻、上座エ一禮スルナリ、主炭置時ハ、常ノ如ク炭ヲ置、薰物ヲ焚、道具夫々炭取エ入、炭

取又最前ノ圓ノ所エ片付ル、（但シ大キナル香合ハ、炭取ト釜トノ間エ置テモヨシ、尤羽箒モ同シ、）主勝手エ入、半田エ長火箸添持出、炭取ノ坐エ置付、末座エ着、（但シ灰保錄ハ鐶ノ通エ片付ル也、勝手エ入テモヨシ、）

一上座次エ一禮シテ爐前エ行、其上座立タル跡ヲ明ケ不置、サテ炭ヲ見テ一禮有テ、長火箸ニテ置タル炭ヲ半田エ揚ゲ、長火箸半田エ掛置、（但シ鐶有時ハ鐶モ立カケル、）サテ炭取ヨリ火箸ヲ取、炭ヲ置、其火箸ハ又炭取エ入置カ、半田ニ掛置カ也、元ノ坐ヘ着、

一段々如是何遍ニテモ同事也、次々エノ一禮、又炭揚ル、一禮ハ二遍目ヨリハナシ、（但シ引ント思フ時ハ、次エ一禮スルナリ、）

一仕廻ノ炭モ上座カ主方ノ炭ナリ、何レニモ時宜ニ依、主方仕廻時ハ、前ノ如ク炭ヲ揚ゲ、灰ホウロクヲ出シ、灰ヲマキ炭ヲ置キ仕廻、（客各初座エモドルナリ、）灰保錄ヲ片付、次ニ半田ヲ取入、又出テ炭取ヲ本坐エ置付ケ、羽箒モテ爐邊ヲハキ、薫物ヲ焚、（香合所望アラバ出スベシ、）釜ヲ掛、灰保錄ヲ取リ入リ、炭取ヲ持、始ノ所エ坐シテ一禮有テ入ル也、

一上座始メ炭置時ハ、主方灰マキ終テ本座ニ着居テ、上座炭置仕廻坐ニ着タル時、勝手エ入半田ヲ持出、其所エ置付、坐ニ着也、

一上座仕廻ノ炭置タル時ハ炭仕廻、上座本座ニ着タル時、主方釜ヲ掛ル事如何、

一臺子長板ノ時ハ、炭取ヲ持出置付テ、臺子ノ前ニ寄リ、臺子ヲ先エ能ホドニ突寄ル也、其外棚類見合隨之、此時ハ釜掛タル後、前ノ如ク臺子引寄置付ル、

一炭ノ内、閑話有テモヨシ、

一茶ノ湯ニ付タル時ハ、前後ノ禮ナシ、

　茶カブキ之式

一茶四種ニ客一種ヲ製二宛ニ分ケ、（註茶四種ハ客之、）客一種加ヘテ都合九ツ、（但シ三種ニ客、一種二客ハ二、）長盆ニ

ノセ、臺子又ハ棚ニ飾リ置點出シ、切掛ノ札紙ヲ用テ茶ヲ打合スナリ、但試之茶ハ、棗蓋ノ上ニ名チ書付テ、キ、茶ハフタノ臺ニ印、

一茶ハ茶師ノ名字ヲ用、棗札紙記錄何レモ名字ヲ書也、但札紙ハ上ニ茶師ノ名字チカキ、下ニ人々ノ名チ書ナリ、

一掛板ハ其日組合セタル茶師ノ名字ヲ書付、書院程能所柱ニ掛ル、但勝手ノ方ニテモ、客ヨリ見ユル所見合タルベシ、屛風ニモ掛ル、

一札紙ハ人數ニ合セ切、掛紙勿論折居五ツ共ニ重子、奉書硯箱其上ニ折居札紙ヲ重子ル也、文鎮ニテ押エ、書院次ノ間ノ床或違棚ナドエ餝ル、尤床ナキ所ハ程能所ヲ見合セ餝ル、又ハ勝手ヨリ持出テモヨシ、

一通ツキ・通ナシ勝手二人、但一人ハ客方、一人ハ主方、一人ノ時ハ主方ノ勝手兼ル、 座席閑話在テモヨシ、○中略

花月之式○圖略

十種香ノ札或ハ松ノ紋梅ノ紋、何レニテモ一組ヲ借リ用ヒ、花ヲバ主方トシテ茶ヲ點、月ヲ客方トシテ茶ヲ飲、賓主互ニ換札十二枚之內、花ノ札一枚、月ノ印ノ札一枚、月花ノ印ナキ札三枚、客ノ札三枚、都合八枚ヲ用、但月花ノ札四枚ノコル札ハシタン、黑タン、タガヤサン、竹、櫻、其外何レニテモ、其人々ノ所持ニマカセテ用、札ノ紋凡松竹梅ヲ好、其外名乘能紋ヲ見合用ユナリ、

十種香ノ折居

札、ニ同所持次第借リ用、文字一ヨリ十マデノ內、何レニテモ用ユ、

一八疊敷ニ側アル書院ニ人數八人、名札假ニ足發通ヒ少年ノ者ヲ用、座席ニテイテ札ヲ名乘計、始終各無言、銘々フクサ結フクサノ內用ユ、臺子棚類ヲモ用、折居モ飾ル、札ノ數ハ人數ニ合セテウツムケニシテ折居エ入置ナリ、人數スクナキ時ハ花月ノ印ナキ札ヲ除、時宜ニ依テ風爐先屛風ヲモ用、衣桁ノ間在ニハ形ノ衣桁抔用ベシ、但ナカンヅク人數ハ主客五人チ好、札ハ月花二枚、客三枚○尤通アリ、中略

數茶之式

一香ノ札十組ノ内一組ヨリ二枚ヅヽ出シ、或ハ一ナレバ何レモ一ツ揃ヒ、客ノ札一枚ヅヽ、主客五人ニ札五枚、客ノ札五枚、主客十人ニ札二十枚、折居ニ仰ムケ入用、(但シ十人ヨリ多キ時ハ、同ジ通ノ香ノ札ニテ、紋ノ替リタルナ二枚ヅヽ入用、札多キ時ハ折居ニ置出シ、客ノ札ヲ取ッタシ後畳ム、尤香書切合セヘデテニ入事在、折居モ大ナル用、)

一亭主菓子盆煙草盆ヲ出シ折居ヲ持出、上客ノ前ニ置、茶具運ブ内、上客ヨリ次エ一躰在テ客ノ札ヲ一枚取リ順ニ廻ス、末座ニ至而亭主モ札ヲ取、末座エ折居ヲ渡シ、茶ヲ點事常ノ如ク、(尤通ノ書ニテモ香カヲズ、通ノ時ハ主札ヲ見テ何ト書エ置、其札ヲ紋ヲ上ニシテ折居エ入廻ヒエ遣ス、通其札ヲイダシ置、ハヽミノ目ニテカズヲ取、多クナラバ二ツニ折タルガヨシ、)

一末座札一枚取出シ置見テ、紋ヲ名乗合タル方茶ヲ飲ナリ、時宜ニ依テ二人三人、又ハ幾人ニテモモヤイ茶ヲ廻シ飲事モアリ、此時ハ二人ナレバ札二枚出シ、上ノ人ヨリ飲廻ス、札ヲ貝ニ外ノ者ノ札ト取替ル事モ在、(但シ末座松ナレバ松、水仙ナレバ水仙ト書、此時紋合タル客、同ジ松ナレバ松、水仙ナレバ水仙、水仙ト書テ茶碗テトルナリ、)

一札ヲ引事モ在リ、又入事モ在、(但シ引タル人ノ札ハ、折居エ入ズ出シ置、)

一茶ノ數ハ主客五人ニ五フク、十人ニ十フクヲ定トス、菓子煙草盆杯モ用ヒ、静ニ噺シテ茶飲ナリ、

一客多キ時ハ釜二ケ所ニ掛テ、兩方一度ニ立ル、タガイニ炭ヲ直シ點ル故、百フクニテモ續タナルナリ、

一末座ハ茶ヲ飲、通ハ尤茶ヲノマズ、

一數茶ノヤハラカナルヲ好、夫故座モ不定也、合ニ齊ク、併ナガラ稽古ノ爲用ル時、隨分正敷シタ可勤、花月ナドノ式ヲ見合作略可隨時宜、(但シ正シキトキハ煙草盆ナシ、カザリ菓子盛出ル、主ムニイニ出ルカ、室内アルベシ、又モヤイノ茶碗ニテモキエドヲイテ見合ノヽニ々テ用ルナミヽ、剛中機所ヲキラハズ、併モ先ハ仕舞ロキナリ、)

且座之式

一花、炭、香、濃茶、薄茶、

此五品ヲ以テ花炭香ヲ客方エ所望シ、濃茶薄茶ハ東半東勤之、但シ通付邊ナシ、東ト云ハ亭主、半東ト云ハ脇亭主也、

一客三人東半東五人ヲ定トシテ、凡客四人迄ニ東半東以上六人マデ限トス、

一座敷ハ何レノ座敷ヲモ用ユ、シカシ花月式法ノ坐敷ヲ好テ、假ニハ疊敷ニテ凡其形ヲ定ム、○中略

一二三ノ式　濃茶

一客方九人迄、十種香札ヲ借テ、上中下ノ位ヲ打也、但シ月ノ札一二三ヲ上トシ、印ナキ三段ヲ中トシ、花ノ三段ヲ下トス、客一枚ヲ自由ニ用、月ハ天、花ハ地ト見ルベシ、

一香ノ札、小宮共五人ニ五宮、九人ニ九宮借用ヒ、上ニ二枚客札ヲ蓋ニ罟、硯蓋ニノセ、尤折居十ノ内一ツ借テ、同ク硯蓋ニ置合ス、

一宗匠在バ扇子ヲ合、但宗匠茶點テモ扇子ヲ出ス宗匠ナケレバ扇子不出札打捨ナリ、但シ主方札打事ナシ

〔茶窻閒話中〕僧行譽が曰、十服茶記錄の中に、回茶貢茶といへる事は、回者聞一而知十、賜者聞一而知二との語に本づきて名づけしなり、是本非といふ茶の勝負を、風流になしたる後人の作意にして、茶道の本式にあらずとて、宗旦はこれらを茶歌舞妓と異名して用ひられざりし、

〔茶道聞書集甲〕茶香風聞、茶歌舞妓、是は世上にて取扱ふ文字、

茶カブキの名、元伯居士の頃よりもてはやせしにや、利休居士の文に、カブキ茶と云事有、如心齋其式を改正せしより、文字も片假名を用ゆ、

〔茶道聞書集乙〕良休、宗佐年忌の時、流芳軒茶カブキ、此追善の爲茶盌五十作る、晝時より茶カブキ始、書院風爐釜四方棚の上に、茶盌二ッ重ね眞中に置、下に水指、上段に良休椿の畫掛る、前に三ッ具足蠟燭立香爐花入、附書院眞中に張文庫の蓋に棗とも入れ飾る、客は宗安自分上坐、其外圖ド

りにして坐に付く、風爐右の方宗安より十人任尺木喰、八疊敷自分初め十人善弌木喰、二の間床に利休像掛る、三疊敷金風爐に大阿彌陀堂掛、長四疊に宗也、宗鎮、道訶、宗齋、右は茶のます、玄關に、立賢、宗哲、筆者如水、三疊敷に秋波、宗閑、袋の蓋に胡粉を以て一二を付る、流芳ト二服ツヽ一度に點る也、試みあり、試すみて菓子口取を出す、此茶カプキ客の茶なし、札入は十種香の札入借り用ゆ、尤茶の目掛て、左のカンバン上段の柱に掛試、此通圖す。

一　片岡　森　馬場　上林　竹田

片岡	宗安
森	宗安
馬場	宗安
上林	宗安
竹田	宗安

香の札一枚宛なれど、流芳五枚ヅヽゆるす也、此札五枚ツヽ一人前也、桑の蓋のうらにはり紙有、盤の上に胡粉にて流芳合紋を作る也、不審。

アタリ宗安ニ、山下總左衛門ニ、知仙院、自分、

右濟て、一汁一菜の非時を出す也、

良休居士年忌二十五回忌成ベシ、此年流芳高野へ參詣あり、正德五乙未年也、良休居士卒年は、元祿四辛未年七月十九日也、追善茶カブキの樣子、いまだ其式も治定せる事なしと見へたり、

〔東部通事記三十一〕廿八日、品川東海寺中少林院利休忌、千家の茶人集會して、茶の湯の七事を行ふ、

〔異制庭訓往來〕芳札遙絕、思仰無極之處、擬曲水宴、可有鬪茶會之由承候、然學古風之式、不可被用當世之體之由承候、尤不心得者乎、雖尾籠之申狀候、此御會凡可爲無興乎、茶香之翫者、只當世樣以珍體爲風情、以淳朴爲比興之義、雖然非可取末捨本、又捨本取末者、異端攸攻也、取本捨末兩共可嫌、釋儒二門嫌偏執也、雖爲末不可捨、所以者何、子張曰、雖小道必有可見、君子道何先何後、加之佛家嫌末崇本爲高見慢、大乘修行人勤起此見、小乘謂之增上慢也、有本者必有末、有源者又有流也、夫茶之爲茶、始植而後摘之、始植則本、後摘則末也、植之不摘、則豈有磨之服之之茶哉、故桑苧翁之茶經、陸龜蒙之茶記、言之備、異朝名山者、建溪、蒙山、廬山、浮梁、我朝名山者、以栂尾爲第一也、仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺、是爲補佐、此外大和寶尾、伊賀八島、伊勢河居、駿河清見、武藏河越茶、皆是天下所指言也、仁和寺及大和伊賀之名所比處々國、如以瑪瑙比瓦礫、又以栂尾比仁和寺醍醐、如以黃金對鉛鐵、以有末流之名譽、殊振本所之價聲、依之有樣々之按排、所謂十種茶、六色茶、四種十服、二種四服、三種釣茶、四季季茶、新古打拔按排、無合不合、茶磨之遠近、葉之大小、壺之善惡、青火之調也、又御大事之由承及候間、雖爲隨分之秘藏、深瀨、河上、小島、天狗谷、一瀨、外畑、岩傳、門不見、橋反等、各入異壺淸江進之候、御批判之後、可被開本銘、當世樣如此、恐々謹言、

姑洗二日

謹上北谷實禪御坊

〔喫茶往來〕祇今月或所、本非巳下之批判、可備後日之稽古之由令申之、色々茶五種、兼茶桶之蓋書一二銘送進之處、且々如被思食、愚身被奉當世之風儀、時々雖交好士之坐右、出所等之判、一切不令存知之、無心所望、雖多其憚、賜御判之詞、遣彼所欲、備愚慮之面目、仍作恐進覽之、定有秀逸之譽歟、不被置御意、委細記給者、生前之大幸也、恐惶謹言、

蕤賓十九日　周防守幸村

護上五十位君源藏人殿侍所

〔海人藻芥〕葉上僧正入唐之時、重面茶ノ種ヲ被渡、栂尾明惠上人翫之、サレバ本ノ茶ト云ハ栂尾也、非ト云ハ宇治等ノ事也、

〔狂言記二〕茶つぼ

わが物ゆへにほねをおる〳〵、心のうちぞおかしき、さ候へばかうこそ、さ候へばこそ、さてもわれがまうとの、中國一の法師にて、ひの茶をたてぬ事なし、いやいちぞくの寄合に、ほんの茶をたてんとて、五十くわんの、くりをもち、おほくのあしをつかふて、ひやうごのつにも著たり、兵庫たつて二日に、とがのおにも著しかば、みねの坊、谷の坊、ことにめいゑんまけるは、あかいの坊のほうさきを十斤ばかりかいとり、此つぼにうち入、うしろにせおふて、國をさいて下れば、略〇下

〔昆陽漫錄六〕本非茶

太平記に曰く、佐々木道譽、我宿所に七所を粧りて、七番菜を調へ、七百種の課物を積み、七十服の本非の茶を可呑、(中略)明惠上人茶を栂の尾へ植ゑしより、栂の尾の茶名品にして、本の茶には、栂の尾の茶を用ふるなるべし、これにて本の茶は式多く、非の茶は式少なくして、今の濃茶薄茶と云ふが如きことまるべし、辻某の家の貞和の頃の殘本の中に、祇園社家記の殘冊あり、その文左の如し、

祇園社家記に、茶何種と云ふこと有之、或云、十二種、或有四十種、數ヶ所有之、

巡立本非茶次第

一番五日良　二番九日仲　三番七日仙　四番七日美
五番六日親章　六番九日鼓　七番十日秋　八番十日中
九番十一日妙　十番十一日中　十一番午十二日日　十二番午十三日菊

右會過毎日午刻者雖爲五人可被取行、於遅參之輩者、不嫌親疎不可相待之、茶十種、懸物二種、可爲當人沙汰、仍所定如件、

康永二年九月五日

これは五日六日七日九日十日十一日十二日の七日を會日と極め、今の十種香の如く、茶何種にてものこらず飲み當たる者を一番とし、それより飲み當たる數によりて番を立て、七日の會をはりて、勝負を定め賭を得とみゆ、太平記にて見れば、必ず七日を一會とするにもあらず、日數は勝手次第とみえたり、下の良仲等の字は、十種香の目錄の如く名の一字なるべし、親尊の二字は、位賤き人ゆゑ二字書なるべし、さて七所を粧るは、石州流の眞の臺子の七所飾のことなるべし、七番茶は、今の卓子の六碗茶八碗茶と云ふごとく茶湯は茶を一番二番と段々に出だすゆゑ、七茶のことなるべし、盧仝謝寄新茶歌に、一椀喉吻潤、二椀破孤悶、三椀捜枯腸、惟有文字五千巻、四椀發輕汗、平生不平事、盡向毛孔散、五椀肌骨清、六椀通仙靈、七椀喫不得也、惟覺兩腋習々清風生とあるによりて、本非の茶に多く七の數を用ふるなるべし、さて本非の茶は、賭の多くして財を費すゆゑ、紹鷗いまの茶湯をはじめしなるべし、

〔塵塚抄 二〕十服茶、記錄ニ回茶ト書、又回ト書ハ圓座ニシテ飲巡ス心歟、廻ト書ハ誤ナリ、又ハ貢茶共云、豈メグル心ナランヤ、十服茶法、茶三種ヲ以テ各四服ヲ褁テ、各一服ヲ取テ試トス、仍殘所三三九服也、不試茶一種アルガ故ニ、是ヲ客ト云也、是ヲ三種試ト云也、近來ハ茶三種ヲ以テ、各三服ヲ褁テ客ヲ加フ、仍テ是ヲ褁攻共云、无試茶共云也、最初ニ聞ヲ一ト定テ札ヲ不打故ニ、一種試共云也、是ヲ回茶ト云、回ハ顏回ガ回也、聞一ヲ知十故ニ爾云也、又貢茶ト云モ子貢ガ貢也、子貢ハ聞一以テ知二ト云リ、以四種成十服茶ナレバ、一種ヲ以テ三服ヲ褁ムヲ、聞一知二即知三ヲ也、同ジ茶ナルガ故ニ、四ケ度ニ知所ハ劣ナレ共、十ヲ知義同キガ故也、

〔博道隨筆〕北條執權の末に及んで、七十服茶、百服茶などいふ事聞えし、京都將軍慈照院殿〔○足利義政〕の頃より專らになりける、其比の茶禮は、今の樣とはかわりて、本の茶、非の茶といふを分ち、品々の茶を點じ出す事十服より百服にも至る、是を呑もの褒貶をなして勝負を爭ふ、相阿彌が君臺觀に茶器を多く長盆にならべすゑたる事の見えたる、茶數品なればなり、其中に十服茶などいふ式は、茶三種を各四服づゝ包み、三種四服の中、各一服を取て試とし、殘る處三々九服に客といふ茶を一種そへて以上十服を點じ出す、是を十服茶といふ、又三種試初に呑を一と定、其次を二三客として出す、試なき式あり、これをツヽゼメとも無試茶ともいふなり、これを又回茶といふ、顔回の回にて、一を聞て十を知るといふ事にとりたり、又試の有を貢茶と云、子貢の貢にて一を聞て二を知るといふ事にとりたりといふこと塩囊抄に見へたり、今考るに、當時の十炷香の式に相同じ、東山殿〔○足利義政〕の時に、山名宗全十服茶を能呑覺へしといふ事、蜷川覺書といふものに見へたり、其茶式轉じて今のごとくなりけり、元龜天正の頃より千利休が作り出せるにはじまる、今も其子孫千と稱して、茶禮を以て家を建て京師に住せり、

〔光嚴院御記〕元弘二年六月五日癸卯、資名卿實定卿已下少々近臣等祗候、有飮茶勝負、被出賭物、如茶之同異也、實繼朝臣、兼什法印、各一度勝也、給懸物、其後小一口公秀卿參、賴定卿包一、又有勝負、孔子分方可、調進繪一局之由被定之、

〔太平記〕七千劒破城軍事

大將ノ下知ニ隨テ軍勢皆軍ヲ止ケレバ、慰ム方ヤ無リケン、或ハ花雙六ヲ打テ日ヲ過シ、或ハ百服茶、褒貶ノ歌合ナンドヲ翫テ夜ヲ明ス、

〔太平記〕三十三公家武家榮枯易地事

公家ノ人ハ加樣ニ窮困シテ、溝壑ニ塡、道路ニ迷ヒケレ共、武家ノ族ハ富貴日來ニ百倍シテ、身ニ

ハ錦繡ヲ纏ヒ、食ニハ八珍ヲ盡セリ、〇中略都ニハ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名、衆ヲ結テ茶ノ會ヲ始メ、日々寄合、活計ヲ盡スニ、異國本朝ノ重寶ヲ集メ、百座ノ粧ヲシテ、皆曲彔ノ上ニ豹虎ノ皮ヲ布キ、思々ノ段子金襴ヲ裁キテ、四主頭ノ座ニ列ヲナシテ並居タレバ、只百福莊嚴ノ床ノ上ニ、千佛ノ光ヲ雙ベテ坐シ給ルニ不異、異國ノ諸侯ハ、遊宴ヲナス時、食膳方丈トテ、座ノ圍四方一丈ニ珍物ヲ備フナレバ、其ニ不可劣トテ、面五尺ノ折敷ニ、十番ノ齋羹、點心百種、五味ノ魚鳥、甘酸苦辛ノ菓子共、色々様々居雙ベタリ、飯後ニ旨酒三獻過テ、茶ノ懸物ニ百物百ノ外ニ、又前引ノ置物ヲシケルニ、初度ノ頭人ハ、奧染物各百充、六十三人ガ前ニ積ム、第二度ノ頭人ハ、色々ノ小袖十重充置、三番ノ頭人ハ、沈ノホタ百兩充、麝香ノ臍三充副テ置、四番ノ頭人ハ、沙金百兩充、金絲花ノ盃ニ入テ置、五番ノ頭人ハ、只今爲立タル鎧一縮ニ、鮫懸タル白太刀、柄鞘皆金ニテ打クヽミタル刀ニ、虎ノ皮ノ火打袋ヲサゲ、一様ニ是ヲ引ク、以後ノ頭人二十餘人、我人ニ勝レント、様ヲカヘ數ヲ盡シテ如山積重ヌ、サレバ其費幾千萬ト云事ヲ不知、是ヲモセメテ取テ歸ラバ、互ニ以此彼ニ替タル物共トスベシ、トモニツレタル遁世者、見物ノ爲ニ集ル、田樂猿樂傾城白拍子ナンドニ皆取クレテ、手ヲ空シテ歸シカバ、窮民孤獨ノ飢ヲ資ルニモ非ズ、又供佛施僧ノ檀施ニモ非ズ、只金ヲ泥ニ捨テ、玉ヲ淵ニ沈メタルニ相同ジ、此茶事過テ、又博奕ヲシテ遊ケル、〇中略抑此人々、長者ノ果報有テ、地ヨリ物ガ涌ケル歟、天ヨリ財ガ降ケルカ、非降非涌、只寺社本所ノ所領ヲ押ヘ取リ、土民百姓ノ資財ヲ責取、論人訴人ノ賄賂ヲ取集メタル物共也、古ノ公人タリシ人ハ、賄賂ヲモ不取、勝負ヲモセズ、圍碁雙六ヲダニ酷禁ゼシニ、萬事ノ沙汰ヲ閣テ、訴人來レバ、酒宴茶ノ會ナンド云テ、不及對面、人ノ歎ヲモ不知、嘲ヲモ不顧、長時ニ遊ビ狂ヒケルハ、前代未聞ノ癖事ナリ、

〔太平記三十六〕清氏叛逆事附相模守子息元服事

京都ニ希代ノ事有テ、將軍（○足利義詮）ノ執事細河相模守淸氏、其弟左馬助、猶子仁木中務少輔三人共ニ都ヲ落テ、武家ノ怨敵ト成ニケリ、事ノ根元ヲ尋ヌレバ、佐々木佐渡判官入道道譽ト、細河相模守淸氏ト内々怨ヲ含事有シニ依テ、遂ニ君臣材猥ノ心ヲ結ブトゾ聞ヘシ、（○中略）今度七夕ノ夜ハ、新將軍相模守ガ館ヘヲハシテ、七百番ノ歌合ヲシテ可遊ナリト、兼テ被仰ケレバ、相模守誠ニ興ジ思テ、樣々ノ珍膳ヲ認、歌讀共數十人ヲ誘引シテ、已ニ案内ヲ申ケル處ニ、道譽又我宿所ニ七所ヲ粧テ、七番菜ヲ調ヘ、七百種ノ課物ヲ積ミ、七十服ノ本非ノ茶ヲ可呑由ヲ申テ、宰相中將殿ヲ招請シ奉ケル間、歌合バヨシヤ後日ニテモアリナン、七所ノ飾ハ、珍キ遊ナルベシトテ、兼日ノ約束ヲ引違、道譽ガ方ヘヲハシケレバ、相模守ガ用意徒ニ成テ、數奇ノ人モ空ク歸ニケリ、是又淸氏ガ鬱憤ノ其二也、

〔太平記三十八〕畠山兄弟修禪寺城楯籠事附遊佐入道事

遊佐入道性阿ハ主ノ被落故ヲ聽テ知タリケレ共、暫ク人ニアヒシラヒテ、主ヲ何クヘモ落延サセン爲ニ、少モ騷タル氣色ヲ不見、碁雙六十服茶ナド呑テ、サリゲナキ體ニテ、笑戯テ居タリケレバ、（○下略）

〔太平記三十九〕諸大名讒道朝事附道譽大原野花會事

柳營庭前ノ花、紅紫ノ色ヲ交テ、其興無類ケレバ、道朝（○尾斯）種々ノ酒肴ヲ用意シテ、貞治五年三月四日ヲ點ジ、將軍（○足利義詮）ノ御所ニテ花下ノ遊宴アルベシト被催、殊更道譽（○佐佐木）ニゾ相觸ケル、道譽兼テハ可參由領狀シタリケルガ、態ト引違ヘテ、京中ノ道々ノ物ノ上手ドモ、獨モ不殘皆引具シテ、大原野ノ花ノ本ニ宴ヲ設ケ席ヲ嚴テ、世ニ無類遊ヲゾシタリケル、已ニ其日ニ成シカバ、輕裘肥馬ノ家ヲ伴ヒ、大原ヤ小鹽ノ山ニゾ趣キケル、（○中略）遙ニ風磴ヲ登レバ、竹筧ニ甘泉ヲ分タ、石鼎ニ茶ノ湯ヲ立置タリ、松籟聲ヲ讓テ、芳甘春濃ナレバ、一椀ノ中ニ天仙ヲモ得ツベシ、（○中略）一歩

三嘆シテ遙ニ蹐バ、本堂ノ庭ニ、十圍ノ花木四本アリ、此下ニ一丈餘リノ鍮石ノ花瓶ヲ鑄懸テ、一雙ノ華ニ作リ成シ、其交ニ兩園ノ香爐ヲ兩机ニ並ベテ、一斤ノ名香ヲ一度ニ炷上タレバ、香風四方ニ散ジテ、人皆浮香世界ノ中ニ在ガ如シ、其陰ニ幔ヲ引、曲彔ヲ立雙テ、百味ノ珍膳ヲ調ヘ、百服ノ本非ヲ飮テ、懸物如山積上タリ、

〔建內記〕文安四年四月廿五日、向淨花院、依招引也、飾方丈、有點心、有回茶、出珍物、取孔子、其體盡風流、其與添風味、今度數日列行無爲之儀、自他大慶也、

〔筆のすさび 中〕三谷丹下は後に宗鎮と改名す、名良朴、南川と號し、又不偏齋ともいふ、原叟の弟子にて、四天王と呼びし一人なり、〇中略藩侯へ召る丶時に、茶道坊主同格なればまゐらずと云につけ、儒者格にて召る丶により、承知して往きし人なり、千家の茶敎に七事といふ事を習はす內に、茶歌舞妓といふ事ありて、十炷香の式に倣ひて、茶を呑わけ利事を主とせり、しかるに良朴この茶歌舞妓といふ名の譯もなき名と、且卑俗に聞ゆるを嫌ひ、同藩の堀南湖先生に議して、一種鬪茶と云事を編出し、その家にては茶かぶきは不用、そのかはり鬪茶を敎ゆ、

鬪茶

蔡忠惠茶錄云、建安鬪試、以水痕先者爲負、耐久者爲勝、故較勝負之說曰、相去一水兩水、此鬪茶之由也、谷南川講茶禮者、其鬪茶會、約有試茶、有較茶、毎茶一服、分其香氣味、蓋與香式相爲表裏、別自有所傳準、而原蔡氏、揭鬪茶二字、以告其社友、乃其賞會標置、爲茗仙家生一色、請余作詩、

鬪茶傳舊法、心賞輒開場、覆中品初定、不須問蔡襄、

元文己未〇四年九月後一日南湖堀正修題

〔茶道筌蹄 一〕茶師幷茶名

茶名　初昔は慶長の頃より始る、むかしは白といふ製にて有しが、中頃より靑といふ製になり

しを、慶長の頃、むかしの白の製に定め給ふに、當時白の製を知りたるは上林の後室のみ成し故、婆々昔と御銘し給へり、祖母昔といふ但し白青といふは畑の名といへり、

七園の歌　森、祝う文字、川下、奥の山、旭の琵琶をひく也、○中略

薄茶

極詰　別儀　極揃　別儀揃　宇治の茶園此四名の外ニなし

茶一斤　二百目也

濃茶　一袋二十目入、半と云は十匁入、小半と云は五匁入、

半の直段、下三匁九分、中五匁七厘、昔といふ名よりは、南鐐一片の禮也、

別儀揃　一斤ニ付　十三匁　極揃　同　廿六匁　別儀　同　五十二匁　極詰　同　七十八匁

通例の濃茶、此直段と同じ、綾森は三割增、

宇治いづれの家にても此定りなり、三十目代、四十目代といふは、好の茶といふて、定直にあらず、

初昔　後昔は、壺の大小にかゝはらず、黄金一枚、

此茶貢物にてはなし、據なく所望に依て讓り受取時、一袋金百疋、半袋南鐐一片位の禮也、

〔柳營新編年中行事二二月〕一宇治の茶殺、召上次第、上林家之起り、其外茶師家々の名付并茶之銘、

宇治茶之次第

一茶一斤ト云は貳百目也

一はんたい壹つと云は拾匁也

一上之初むかし　上白むかし　中後むかし　下むかし

上林咏トひかへのゑん

一字もじもり　ゆわひ　ゆづりは　木戸　大祝　小祝　かしま

上林竹庵ひかへのゑん

一あやのもり　びわ　若もり　はゞら　きちもり

末の二色は當代出來茶也　上江上ル御茶也

法順ひかへのゑん

一内うもじ　外うもじ　うろこがた

〔茶譜〕一茶ノ袋ニ極上ト書コト、無上ニ究ルト云ヲ以ノコト也、

一初昔後昔ト云コト、古ハ畠ノ名ヲ則茶ノ名トス、依之森ト云、畠ノ園ハ森ト云、字文字ト云、今ハ其畠ノ名ヲ、吾々ノ名字ニ付故、茶ノ名ニ唱ガタシ、依之家々ノ名園、上々ノ茶ヲ初後ト云、然バ初後ノ文字ニハ不可限處ニ、何レモ家々ニテ初昔後昔ト書ハ如何、答曰、其家々ノ上々ノ園ノ一番ニ摘、最初ニ仕立ルヲ初ト云、翌日摘テ翌日仕立ルヲ後ト云、依之入日記幷茶袋ニ、三月幾日摘初昔ト書、翌日摘テ後昔ト書、其外ノ茶ハ摘ノ日付モ不書、尤家々ニテ名ヲ種々ニ付ル、

一初後トバカリ可書ヲ、昔ト云文字ヲ書コト如何、古ハ蒸茶ニ仕立ル、中奧ハユデ茶ニシテ仕立シ、然ヲ其以後ユデ茶ハ青香有テ、色モ青黒惡ト云テ、又古ノ蒸茶ニ仕立ル故、古ノ仕立ナリト云ヲ以、昔ト云文字ヲ書加、

一白ト云コト如何、中奧ユデ茶ノ時ハ、色青黒シ、蒸茶ハ青白シ、其白ハハナヤカニウルハシ、依之青イ中ニ白青ヲ第一ニ好ムコト也、故白茶ト云心ヲ以、白ト云字ヲ書入ル、

一別儀ト云茶ハ如何、或書物ニ曰、昔珠光所持ノ葉茶壺ニ松花ト云有、此壺茶ヲ持過、煎色味トモニ惡ク成、珠光宇治ヘ云付テ蒸ヲヒカヘサセシト也、其砌此仕立常ニ替リ、別ニ仕立ルト云ヲ以、茶師ノ云初シト有、然ドモ茶ノ味强シテ次成ユヘ、今ハ仕立樣ハ極ト同事ナレドモ、味ノ次成ヲ

別儀ト並テ云ナリ、尤別儀ヲ袋ニ入ルコトハ無之、一揃ト云ハ極別儀ノ拾クヅヲ揃ヘテ、悪キ詰茶ニ用、其中ニモ能ヲ極ソヽリト云、悪キハ別儀ソソリト云、ソヽリハ揃也、之ヨリ次ヲ上ソヽリト云モアリ、又粉ト云ハ、極ノフルイカスナリ、又吟ト云モ有之ハ、袋茶ニ仕立ル中ニ、若葉ノ葉ニ白クキラ〳〵トシテ巻葉アリ、之ヲ拾出スヲ云也、

〔甲子夜話十四〕宇治茶ノ名品、初昔後昔ハ世ノ知所ナリ、然ニ上林六郎ノ年々献品二種ノウヘニ、バヾ昔ト云ヲ献ズ、コレハ神君（○徳川家康）ノ御時、六郎ノ祖掃部允ノ祖母（六角肆鹹ノ女ナリ）ノ摘トコロノモノ、其製ヨカリケレバ、神君戯ニバヾ昔ト仰アリシヨリ、至今テ祖母昔トシ献ズ、又神君カノ祖母ニ若林ト云處ヲ茶園ニ賜ヘリ、因テ今其處ニ産スル茶ト雖ドモ、餘家ハ此稱ヲ以テスルコトヲ許サズ、別ニ若林昔ナド稱呼スト云、

〔槐記〕享保十二年霜月十日、參候、濃茶ニ初むかし後むかしト云名ニ付テ、昔ノ字ニサマ〳〵ノ說アリト申ス、廿一日ニ取タル茶故ニ、昔ノ字アリナド附會シテ申スハイカヾト窺フ、仰ニ（○近衞家熙）サレバトヨ、無禪ガイツモ申セシ、唯今ノ昔ニマサリタルモノハ茶ナリ、秀吉ナドノ時分ハ、シブ茶トテ味ノ澁キヲ用タルヲ、其後製シテ白茶ト云モノヲ出シテ、又モトノシブ茶ニナリシガ、ドフシテモ昔ノ白茶ガヨシトテ、白茶ニ極リシト也、初後ハ、初メテ芽ヲ出シタル眞ヲツミタルガ初ナリ、其ワキヲカヽエタルヲ二番ニツミタルガ後也、右ノ白茶ニ極リタルカラ、昔ノ初、昔ノ後ト云心ニテ、初むかしト云也ト仰ラル、

〔好古日錄末〕ハタムカシ

古茶書ニハタムカシト云茶ノ名アリ、余（○藤井貞幹）按ルニ、皷牙ハ茶ノ名品ナレバ、若能ノ字ヲ分タ、支昔（ハツムカシ）ト讀テ、上品ノ茶ノ名トセシカ、又今初昔ト云ハ、若支昔（ハツムカシ）ノ誤リカ、廿一日ヨリ摘ヲハツト云コト其意通ゼズ、然ルニ後昔ハ初昔ヨリ名ケシナラム、

水品

〔甲子夜話 三〕宇治ノ初昔後昔ノ名アルモ何トカ時節アリテ、其時ヨリ廿一日前ニ摘タルヲ初昔ト云ヒ、夫ヨリ廿一日後ニ摘タルヲ後昔ト云フトゾ、是モ廿一日ノ字ヲ合セシ也、

〔甲子夜話 四十四〕予〈○松浦清〉ガ祖先天祥院殿ノ茶事ニ高名ナリシハ、今尚人コレヲ知レリ、然シテコノ殿ヨリ今ニ至テ、宇治ヨリ年々摘上ル所ノ茶銘ヲ一ノ白昔ト呼テ、予ガ家ニ限ル、コノ名義予モ審ニセザリシガ、頃聞宇治ノ茶園ニ、一ノ畠ト稱シテ、茶ヲ產スル最上ノ地アリ、コレヲ殿ノ買求メラレテ、其地ヲ西村了以ト云シ茶師ニ與ヘラレ精製セラレキ、是ヨリ了以代々予ガ家ノ口切ニハ、必ズ茶壺ニ初昔後昔ト共ニ、コレヲツメテ送上リキ、コノ昔ト云シコトノ廿一日ノ合字ナルコトハ、既ニ第三卷ニ云ヘリ、今玆ヲ以テ考レバ、一ノト云シハ一ノ畠ノコトヲ擧テ、白ハ吾朝ノ俗寫ナレドモ畠ノ字ノ省文、昔ハ初後ノ日期ノ如ケレバ、一ノ白昔トハ一ノ畠ノ廿一日摘ト云コト丶、始テ知リヌ、又コノ一ノ畠ノ地、了以ノ末貧困シテ人ニ賣ル、然ルニ今復舊ニ回レリト聞ク、因テシルス、

〔醒睡笑 八〕茶の湯

古田織部正に數寄あり、こい茶たちて出けるに、客のいふ、此茶士は誰やらんととふ、上林春松が雲切なるよし返答あれば、かの客、今朝の御茶別して忝かな、春宵一ふく直千金とあり、

〔和漢茶誌 二〕水品

陸處士茶經中論水次第、凡二十一、水皆以山江井爲佳、宋歐陽修論水以七等、懸邑山村地里悉見乎茶經、

本國所取之水亦同山江井矣、茶經曰、山水乳泉石池漫流者上、江水取去人遠者、井水取汲多者、和漢同、意如此者不損茶眞味也、茶集曰、江山井之清泉輕甘者、沫餑如花、花薄者曰沫、厚者曰餑、輕細者曰花、浮盌中如雲脚、又如迴潭曲渚青萍之始生、又如晴天爽朗有浮雲鱗然、其沫者若綠錢浮於水湄、又

如菊英重花、累沫皎皎然若積雪者、盆其眞香美味、以其水勢清潔汲之、可不辨乎、於本國所汲之水尤同、山水逢瀧其色如乳白者上、江以平旦取之、過日出者不取、井水亦同之、不然釜中之茶色眛香濁、

〔南方錄拾遺一〕總て朝晝夜ともに、茶の水、曉汲たるを用る也、これ茶の湯者の心がけにて、曉より夜までの茶の水絶ぬやうに用意する事也、夜會とて晝巳後の水は不用也、晩景半夜迄は陰分にて、水氣沈みて毒あり、曉の水は陽分の初にて清氣さかふ、井華水也、茶に對して大切の水なれば、茶の用心肝要なり、

〔筆のすさび中〕本邦の水品は　宇治橋の三の間　糺　清瀧　音羽の瀧水　醒の清水　大堰川　井出の玉水　木津川の流へ落口　天王寺の增井　布引の瀧　豐樂の榎の嚢井　醒井　養老　富士の雪解　羽州最上川　肥後の求摩河

〔雍州府志八古蹟〕愛宕郡　柳水　在西洞院三條南、元内府織田信雄公之宅井也、斯水至清冷也、植柳於井上、避日色、因號柳水、千利休專賞此水點茶、故茶人無不汲之、一說柳水元在本能寺之舊地、今茶屋中島氏之宅地、然今無其井、

松本井　在四條東洞院、茶人松本正榮棲焉、常汲斯水點茶、今爲他人之有、

醒井　在六條堀河佐目牛通西、此水至清、故茶人專用之、相傳茶人珠光、元南都淨家稱名寺之僧也、還俗後來住此所、慈政〇政恐照誤相公〇足利義政專嗜茶、故時々有來臨、珠光以此水點茶而獻之、今井垣石、織田有樂齋改築之者也、

〔雍州府志九古蹟〕葛野郡　利休井　在北野西方尼寺東南竹林中、曾豐臣秀吉公使列侯及都下良賤嗜茶人於北野社南林間、各從所好而結構茶亭、千利休茶亭汲此水煮湯、自玆後號利休水、

宇治郡　三間水　宇治橋自西方第三柱間、其流水至清、點茶人必汲斯水、然川流或爲淵爲瀨、故清水之所有、今必不限其處、

〔茶窻閒話　下〕ノ貫といひしもの、京都の住人にて、數寄道の逸人なりけり、〇中略或時休師〇千利休ハ比聞及しものなり、いざ尋んとて、二三子を携へ、其許とひしが、家のそともに石井あり、直に街道にて、人馬のちりほこり立こみて、いぶせかりしを見て、此水にて茶はのまれず、各歸らんといひしを、ノ栢聞つけ、表へ出て呼かへし、茶の水は筧にて取が、それでも御歸り有かと、高聲にてよばはりければ、休師それならばとて、人々ともなひ立かへり、舊知のごとく玄たしくかたりて、それより交深かりしとなん、

古事類苑

遊戲部九

茶湯三

茶室

〔書言字考節用集 二乾坤〕數奇屋(スキヤ) 奇又作寄、今按數奇、不遇之謂也、凡草亭茅屋方丈之經營、假用質實不過之式、故曰數奇、

〔和爾雅 五居處〕茶寮(スキヤ) 俗云數奇屋

〔倭訓栞 中編十一〕すきや　茶寮をいふ、數奇屋の義、侘と稱する意なりといへり、橘直幹の文に、固知儒業之拙、總是數奇之源也と見ゆ、されど透屋なるべし、透垣の類なり、

〔倭訓栞 前編六〕かこひ　世に茶寮をかこひと稱するは、珠光慈照寺の界內東求堂の東北に一室を設け、同仁齋と名け、四席半方丈の室になぞらへ、屛障是を圍めり、よて此稱あり、四疊半もまた此におこるといへり、

〔茶道早合點 上〕茶室

小座敷とも云、數寄屋ともいふ、家の內をしきりて茶室をこしらふを圍(かこひ)と云、四疊半の小座敷を東山殿 義政○足利 はじめて作られしより、人々の物數寄にて、だん〳〵今の間取とはなれり、

〔茶道早合點 下〕茶の湯の大概

茶の湯を又數寄共云、故に茶室を數寄屋と云、

〔南方錄 二〕草庵附數奇屋

釋氏要覽曰、草を以て座を覆ふ、是を菴といふとあり、草菴は出世間法にして、自由天然の妙處也、

休居士〇千利休鴎〇武野紹鴎に談じ、艸菴の貳疊敷を作らる、是露地草庵の最初なり、數奇はもの、相そなはらざる形にて不偶なるを云、〇中略

圍

昔廣座敷の隅を屏風にてかこみて、五六疊敷程にして茶をたてし事有、草菴未だ流行せざる比の事と云々、一說に爐をかこみ居るを以て圍と云、圍座抔言類にて、圍居同じと云々、此說も左可有也、今時も別に草菴などしつらひ侘人は可有事なり、

〔茶譜十四〕一利休流ニ數奇屋ト云事無之、小座敷ト云、此小座敷ハ棟ヲ別ニ上テ、路地ヨリクヾリヲ付テ客ノ出入スルヲ云ナリ、又圍ト云ハ、書院ヨリ襖障子ナド立テ茶ヲ立ル座敷ヲ圍イト云ナリ、之ハ床ヲ入テモクヾリヲ付テモ、中柱ヲ立テモ、或ハ突上窓、或ハ勝手口、通口有之トモ、廣座敷ノ内ニ間仕切テ、茶ヲ立ルヤウニ造ルユヘ圍ナリ、

右當代ハ數奇屋トナラデハ不云、又書院ノ脇ニ襖障子ヲ立テ、或ハ三疊、或ハ四疊半、或ハ六疊敷ニシテ小座敷ノゴトクナレバ、之モ數奇屋ト云、又小座敷別ニ棟ヲ上テ、書院ト離タモ圍ト云、何レモ誤ナリ、

〔南方錄二〕珠光眞座敷

紹鴎四疊半　木格子竹格子張付土壁

珠光四疊半、是四疊半の根本也、眞の座敷と云、鳥の子紙白張付、杉板の節無、天井小板ぶき、寶形造、一間床也、秘藏の圜悟禪師の墨跡を掛、臺子をかざり、其後爐を切て、弓臺を置合せられしとかや、又床には二幅對の掛畫勿論、一幅の畫などもかけられしなり、前には卓に香爐花入、或は小花瓶二色に立花、或は料紙硯箱、短尺箱、文臺、盆山、葉茶壺抔も飾られし也、大方書院の飾物等置れけれ共、物數抔は略有しとかや、紹鴎に成て、四疊半座敷所々改、張付を土壁にし、木格子を竹にし、障子

の腰板をのけ、床の塗縁、薄塗又は白木にし、是を草の座敷といふ、此座に臺子はかざられず、弓臺の時は、掛物置物大かた珠光同前、袋棚の時は、床に墨跡花生の外は未被置品により珠光かざりの內、少々ゆるして可用事もあり、爐の廣狹不定、釜の大小に隨て切し也、休公〇千利休と相談有て二疊敷出來、向爐隅切に、臺子のかねをとりて壹尺四寸の爐を始られ、其後四疊半にても京疊のには一尺四寸也、又田舍間四疊半あり、爐の寸等口傳、

深三疊二樣

古作のまつらひ也、圖に記、〇圖略是は板の上に風爐釜を置て茶を立し也、其後板の前に壹尺四寸の爐を切て點茶す、休の二疊敷方寸已後の事也、〇中略

紹鷗利休二疊敷附爐之定寸

兩居士相談の上を以て二疊敷を作也、鷗の山里、休の妙喜菴等也、其外數々あり、是露地點茶の最初なり、客席の詰らぬ樣にとて三疊敷に成、年々月々色々の事になれり、爐の定寸左に記すごとく、鷗休相談の上、臺子風爐の座壹尺四寸を疊に移し候寸法也、勿論田舍間の疊にて、小臺子風爐の座の寸と心得べし、二疊敷隅切の向爐草菴第一と心得べし、其後轉じ來て客付向爐になる、

平三疊附集雲菴平三疊

平三疊向爐にも、又は脇爐にも切ル、床の付樣、窓の配り、夫々物數奇次第也、集雲菴の三疊は宗啓師の住居也、爐を持出シて切しは、勝手の方間半くつろぎて、自在抔釣りて尤なる住居也、〇中略

二疊臺目三疊臺目

臺目の規矩

二疊三疊、又は四疊半にも臺目をつくる、〇中略

中柱の右に爐を直したるを臺目切と云、六尺三寸の疊の內、臺子の幅一尺四寸と、臺子先の屏風

の厚サ一寸とかきてのけ、則其一尺四寸の幅、元來一尺四寸の風爐の座を客疊に出して爐を切たり、一枚疊の內、臺子の置目分切のける故、臺目切の疊、臺目かきの疊といふ也、柱なし臺目切も有、自由なれども柱有本式也、何歟五陽六陰のかねを用、秘事多々、口傳、

〔嬉遊笑覽居處一上〕茶室に臺目と云は、一疊を四ツに分ち一分減たるなり、堺にて藥種一斤を四分一減たるをだい目と云、文字可考といへり、按るに其大なる方を大目と云ならん、箒にて廣狹あるなり、

〔茶器名物集〕三帖敷ハ、紹鷗ノ代迄ハ、道具ナシノ侘數寄專トス、唐物一種成トモ持候者ハ、四帖半ニ悉座敷ヲ立ル、宗易異見候、廿五年以來、紹鷗ノ時ニ同ジ、當關白樣御代十ケ年ノ內、上下悉三帖敷、二帖半敷、二帖敷用之、去ドモ珠光替ハ、ワラ屋ニ名馬ヲツナギタル好ト舊語ニ有時ハ、名物ノ道具、ソサウナル座敷ニ置タル當世ノ風體、猶以面白歟、〇中略此二帖半ノ事、紹鷗ノ時ハ天下ニ一ツ、山本助五郞ト云人紹鷗一ノ弟子也、其人ニ好テ茶湯ヲサセラレ候也、侘數寄也、〇中略細長イ三帖敷、宗易大坂ノ座敷ノ寫也、但道具物茶湯ノ後者ハ仕也、侘數奇初心ナル茶湯ノハ無用歟、〇中略二帖敷ノ座敷、關白樣ニ有、是ハ貴人カ名人カ、扨ハ一物モ持ヌ侘數寄カ、此外平人ニハ、無用也、又宗易京ニ一疊半ヲ始テ作ラレ候、當時珍敷コト也、是モ宗易一人ノ外ハ如何、〇中略山上京二、大坂ノ座敷、細長三疊ジキ也、右座敷ノ指圖六ツ仕候、此外作事ハ百ハ百ナガラチクチク替者也、當世ハ大形此一書ノ通歟、〇中略

一二疊半、三疊敷、細長三疊敷、大方同作也、少ブヽ替事ハ作次第、

〔茶道筌蹄一〕小座敷之部

四疊半巳下を小座敷といふ、四疊巳下は初後とも坐掃をなす、四疊巳上は道具疊計坐掃をなす、尤はきこみなし、皆坐はきをするときは騷しきゆへなり、圍の始りは、珠光東山殿正寢十八疊の間を四ッ一ト分かこひたるが濫觴なり、其後紹鷗六疊をこのみ、又四疊半になすなり、道幸をつくるは利休形なり、

四疊半疊之名所　紹鷗好の四疊半は、二枚障子にて、左右にマイラあり、張壁なりしを、利休居士塗壁にして、塗殘し窓を明ケ、クヾリ口を付る也、○圖略

二疊臺目　少庵京師二條に住居の節初めてこのみ、中柱を入、臺子の形を殘したるゆへ臺目といふ、夫ゆへに羽箒を置に、直に置くは眞のあしらひ也、當時は通じて利休形といふ、

尤此席の事は、少庵利休相談の上好なり、此席に利休通口をはじめて好む、是は太閤御招のため也、此通口をむかしは禿口といふ、

一疊半　少庵好の二疊臺目を見て、あまり自由過るとて、利休居士一疊半をこのむ、居士其頃一條通葭屋町に住居の節は、四疊半と一疊半との小座敷なり、一疊半に床をつけしは原叟好也、今長者町天王寺屋の下屋敷にあり、尤入床にして疊あり、

一説に一疊半に板床は宗旦このみなり、大德寺中芳春院にあり、

二疊敷　利休好なれども勝手あしきゆへ、向を小間中切落し一疊半をこのむ、尤此二疊へ八寸の中板を入るは啐啄齋好也、

二疊向板　吽翁好

二疊中板　如心齋好

一尺四寸中板入爐切也、尤上ヶ臺目、

一疊半中板　一翁好

江岑一翁両人相談の上好、尤風呂先ヌリ廻し、板巾八寸、又中板入臺目切、

三疊敷　江岑好、壁床也、

三疊臺目　織部好

三疊四疊五疊六疊までも、臺目切は皆織部より好始る、今三疊臺目截内にあり、是も織部好、三疊向板入るゝは啐啄齋也、利休の一疊半と、江岑の三疊とを合て啐啄齋好まるゝといふ、

長四疊　元伯好

大德寺見性庵にあり、上ゲ臺目なり、

不審庵　少庵本法寺前へ變宅の節、利休居士の遺圖によつて建らる、○中略

四疊臺目　織部好、總じて四疊半、二疊臺目、一疊半、此三座敷が小ざしきの濫觴也、其餘のこのみは、此三座敷より變じて來るなり、

但し廣間は、四疊半巳上をいふなり、

〔茶道要錄上主法〕座席之段々同床之事

座席ハ一疊半ヨリ二疊、同半、三疊、同半、又平三疊ト、深三疊アリ、平ヨリ入ヲ平三疊ト云、狹キ方ニ口有テ容ヲ深三疊ト云リ、長四疊、四疊半、此分定レル小座席也、六疊八疊敷タリト云共、勝手ハ右同然也、各躰モ堂庫モ可有、架モ一重二重筋違アリ、何モ悉ク寸法アリ、

〔茶譜十四〕一利休流ニ、座敷ノ疊一間ニ不足ハ、半疊ニ不限何レモ半ト云、或ハ一疊半、或ハ四疊半ト云ナリ、依之何疊半ノ座敷ニ中柱ヲ立タ座敷ト云、又ハ何疊半ノ小座敷ニ茶立所ヲ付タト云、右宗旦曰、當代中柱ヲ立テ茶ヲ立ル、疊一間ニ一尺六寸ホド短ヲ大メト云、此大メト云子細、曾テ不聞届、誤ト云々、

右當代ハ何疊大メトナラデハ不云、之モ古田織部時代ニ、或ハ四疊半ノ圍ニ又中柱ヲ立タ、茶

ヲ立ル所別ニ一疊ヨリモ短疊ヲ敷時、四疊半半トモ難云ユヘ、大工共ノ心覺ニ云シヲ、其以後人毎ニ聞觸テ、歷々ノ茶湯者モ大メト云ナリ、依之今ハ大メト云ハザレバ不聞受ヤウニナレリ、

〔紳書九〕本朝茶湯之事、茶寮をも數寄屋と稱したり、是は定りたる法制有ル事ぞかし、かこいといふはしかるべき所を引かこふ故に稱すと云々、紹鷗迄は四疊半にて、天井は鏡天井にして、柱は角にて、間に合の紙にて壁を張て、床も一疊の床なりき、利休に至りて丸柱を用ひ、赤土の壁にて腰ばりをし、天井も半は有之、半は屋根かはらを見て、つき上ゲをして、座席をよろしき程に日の光をうけぬるやうにす、にじりあがりなどを付たり、此時迄は臺目といふ名は定まりしにや、二疊半、一疊半のかこいなど有し、されど其弟子古織〇古田織部正に至て、臺目の名は出たり、宗羽拔するに臺目といふ事、其說分明ならず、但し利休迄は爐の茶立る事にてはなかりき、古法こと〴〵く臺子を用たり、しかるに古織に至りて、臺子をとゞめて爐にて茶立るに、彼臺子を飾りしほどを切りて捨て、其餘ル所にて爐をかまへ、又床をもつゞめたり、總て茶の法に疊の目を以て度とする事なれば、臺子のたけの疊目をたちて捨て、其餘を用る故に、臺目とは申すと存ずると云々、

〔翁草五〕當代奇覽と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ、

一古老の云、〇中略圍ひも利休作にて、泉州堺淨土寺の椽側を三疊敷屛風にて圍ひ、茶ノ湯をせしより始る、去に仍て圍ひはあらたに造ると雖片庇也、數寄屋は棟を別に建る也、中くゞりは遙後に出來たり、利休時代は中くゞり無く、猿戶にて有し、古田織部正重勝中くゞりと云事を仕出さる、圍ひの住居種々の事は古田の作多し、中柱は利休子の道安が初て仕出しけるを、父の利休是を見て、無類の物數寄也、しかし汝が仕出したりと云はゞ、後世用ひざる事もや有んとて、頓て崩させて利休が圍ひに中の柱を建しと也、

〔茶譜〕古ヨリ紹鷗時代マデ、茶湯座敷ハ八疊敷、或ハ六疊敷ニ仕テ、其外ニ縁ヲ付、松木ノ極上ノ眞ヲ削、木賊ヲ以摺、椋ノ葉デ磨テ、色付ノ角柱ニシテ、座中ヘ不見壁ヲ鳩板ヲ打、床中ヲ白鳥子ノ紙張、摺板ノ鏡天井ナリ、眞塗ノ臺子ヲ置、唐物ノ茶入ヲ盆ニ乘テ、臺天目ヲ用ユ、〇中略千宗易曰、古ヨリ歷々茶湯ヲ玩來ドモ、茶ノ道ハ侘度コト也ト云テ、昔ノ松角柱ヲ立シヲ、松ノ皮付柱ニ仕替、又ハ杉丸太ノ柱ヲ立、鳩板ヲ取テ、座中床ノ中マデ壁塗ニシテ、其壁ノ上塗土ニ、長スサト云テ、四五寸ホドニ藁ヲ切、朽ヲセ和テ土ニ塗コミ、壁ニサビヲ付ルト云テ、黑クフスモルヤウニ見セ、葦ノ皮付ヲ以、壁下地ニシテ窓ヲ塗アゲ、天井ノ鏡板ヲ取テ、蒲ヲ編テ張、青竹ノフチヲ打天井ニ用ユ、又ハ杉カ弱檜木ソ長片板ヲ、其幅一寸バカリニシテ、少黑ク色ヲ付、網代ニ組テ天井ニ張、女竹ノ皮ヲ取、二本宛ナラベテフチニモ打、又青竹一本宛モフチニ打、壁ノ腰張湊紙、又ハ輕イ座敷ハ常ノ反古ヲ以モ張、床中ハ腰張無之、茶堂口通口ノ太鼓張ノ障子ハ、白キ奉書紙ニテモ、又常ノ反古ニテモ張、茅葺竹椽ニシテ庇ヲ付、座中其庇ノ所ヤチウラニシテ突上アリ、此庇ハ木ノ皮付杉丸太ノ椽也、

〔茶道早合點上〕茶室

大目切にて、爐の先にある板疊を向板と云、〇中略向板と爐の間にある板を小板と云、

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

中板　大德寺の行者山田氏に、元伯好の中板の席有、是中板の始也、山田氏といふは、無盡油といふかうやくを製する家にて、大德寺まへなり、

二疊中板、巾一尺四寸、　如心齋好

一疊半中板、巾八寸也、

〔茶傳集九〕一一疊半の圍爐裏先の板疊の巾一寸八九分、杉の目通りたる板目臨にする也、面は糸

面也、曲柱の有には、柱の前つらと爐ぶちの外を合候故、板の寸不入也、高サは地敷居の糸面程下ル、爐縁は板疊ゟ分半程上ル、疊は爐縁ゟ壹分によわく下ル也、

〔茶傳集十〕一臺子の間、又は草庵にも五寸板といふは、亭主疊勝手の方に、巾五寸の板を入ル事有、是を五寸板といふ、松板よし、

一向切の爐、客附ノ方に巾壹寸七分五厘の板を入ル事も有、杉目通よし、

一隅爐には勝手ノ方爐丈ヶにして、巾一寸七分五厘の板を必入ル也、無左候へば柄杓引にく丶、爐のほめきにて壁痛ム也、

一向爐隅爐共に丈ヶ爐丈ヶ、巾貳寸ノ板を入、杉柾目也、

一疊巾ノ向板三通り有、向爐隅爐ニ入ル、巾五寸、巾四寸五分、巾一尺五寸、何も長サ疊巾だけにして木は松也、一尺五寸ノ板を入ル事、向爐ノ最初也、右板入ル跡四尺八寸、臺目疊ト云、一尺五寸ノ板江、今ノ如ク長板置シ也、風爐置所江爐を不切と云は、右一尺五寸ノ内へ爐は不切して、前ノ臺目疊に、向爐なり隅爐なり切事也、尤隅爐ト云は、古法ノ言葉になし、右向左向といふがよしと被仰候、

一中板とて、二疊ノ眞中ニ一尺ノ巾ノ板を入、松ノ木吉、一尺四寸モ

〔神谷宗湛筆記〕天正十五年正月七日、羽柴みの守様註○秀が御會、宗口宗及深三疊天目床杉のかまち、竹葉にてふきて、屋根裏大目の先道口有、二枚障子立て、四方爐、さる釜、五とく居、　廿日、藪内道和堺にて宗口平三疊に床、爐七寸五分木緣也、

〔筬埃隨筆五〕御茶屋松原

天正十五年夏、豐臣秀吉公筑前國箱崎に、六月七日より凡廿日計り御滯座の中、日々茶の湯有けり、細川玄旨法印も、丹後より北海を船にて廻り著して陪從也、數寄屋は萱葺の假屋也、數寄者に

は、千利休、施藥院、天王寺屋宗及、小寺休夢等也、中にも六月十八日、箱崎松原海道の南なる松が枝に鐶を置て、雲龍の小釜を釣て利休茶を奉る、今其邊を御茶屋松原といふ、

〔太閤記二十二〕殿下秀吉曰、今世のすき者共、其道の實を失ひ華を以て衒ふなり、然間伏見山里に茶屋をいとなみ、諸侯大夫其外茶の道をすき侍る輩をあつめ、いにしへよきすき者どもの言葉の露をもとめさんとて、此亭を立おかれしに、承兌長老記て曰、

學問所記

城州伏見里者、天下勝境也、大相國相攸築大城營華第、栽松竹作深林、建高堂號學問所、堂之四維構茅屋、屋中一々賦倭歌吟詠風景矣、集故人英豪、煎仙茶而爲歡奇可否、堂前有長橋、過此橋者、見江山烟景不知歸期、故名之以日暮、於歡奇其心親切者、臨此橋上可啓所希求、不論親疎成歡喜之深、招以欲爲賓客、大相國外匿作勝遊、內不忘干戈、大明已入貢、朝鮮悉征伐、四夷聞風來享、庶古今名相也、

慶長三年戊戌孟春十一日　　前南禪承兌謹誌焉

〔南浦文集上〕茶室記

爰有藤氏一士、予之莫逆也、素有才之美、而克勤家業、傍學聖賢書、未敢厭之、事君事長之暇、好嗜茶事、事陸蔡二公之爲人也、是故以嗜茶聞於一鄉、比來引余於茶室、卽應命赴之、我觀茶室之勝狀、外設篳門、內爲主齋、主齋之中、鞠躬而入、入則俯印足跡、置一小石、蓋欲其履之不濕也、二木榻之上置數箇蒲團者、蓋欲其膝之易安也、斸其庭際、移千株之珍松、種數片之怪石、青苔之堆其鋪、野草之鋪其茵、卽有拔俗出塵之想矣、嘗曰、禪寂無塵之地、豈復若之哉、所謂靜裏乾坤、閑中日月也、中有一露地、灑之掃之、不立一塵、不容一芥、不覺令人逍遙於風塵之外矣、既而入茶室、茶室縱橫不過七尺、然而有大廈高堂之勢、而無峻宇雕墻之奢、其室中之所有者、一鼎松風、耳得之而爲聲、一瓶桃花、目遇之而爲色、〇中略惟昔維摩居士築方丈之室、中容三萬二千之猊座、千歲以筆之於書矣、今也公之小室、不足於方丈、而超

三萬里之弱水、坐到蓬萊佳境、然則勝於居士之室者遠矣、於斯之時、公眇觀大瀛海於一室內、洗除九衢塵於一甌中者也、它日予亦著芒鞋、扶竹杖、從予於小室、以終吾生矣、歲在己酉春三月既望、南浦玄昌書之、昔慶長之十四年也、

〔雍州府志古蹟八〕愛宕郡　千利休宅　在本法寺前、豐臣秀吉公賜之、利休所設鑵間、于今存、倭俗以鐵鑵釣釜、置爐上煮湯、故斯處種鑵間、倭俗床上稱何間、或號某間、呼其稱號以別之、〇中略

大黑菴跡　在室町四條北、茶人武野紹鷗、始名武田、因幡守仲村、則武田信光之裔也、〇中略　仲村成長後專嗜茶、入京師住四條室町惠美須社南隣、倭俗以惠美須大黑爲一雙、以其居在其隣稱大黑菴、終剃髮號一閑齋武野紹鷗、隱遁後避武田氏、改稱武野、今其跡爲民家、〇中略

古田織部正重能茶亭　今堀河三條南、藤堂和泉之第宅、元織部正重能之所住也、故茶亭并露地猶存、〇中略

利休松　始豐臣秀次公在聚樂城、時々赴鷹峯以鳥銃使打町而覽之、〇中略　于時千利休於鷹峯土手上向南設茶亭、爲秀次公休憩之處、自點茶而獻之、倭俗謂堤曰土手、前山鷲峯頂植松、爲茶亭窓前之眺望、今猶存、土人稱利休松、〇中略

金森法印茶亭　在同寺〇大德寺中金龍院、豐臣秀吉公在伏見城、時金森法印設書院并茶亭、屢饗秀吉公、爾後移書院并茶亭於金龍院中、今現存、

〔雍州府志古蹟九〕乙訓郡　千利休茶亭　在山崎寶積寺麓妙喜菴之中、妙喜菴慧日山東福寺末院也、千利休構茶亭於斯菴、而時々來棲之、豐臣秀吉公亦屢有來臨、凡六尺三寸床敷疊一帖、其外有一疊、設爐於其處、是謂一帖臺、世人之設一帖臺也、必以此茶亭爲本而倣之、

〔茶道望月集三十七〕一世に所謂山崎妙喜庵の圍とは、則太閤秀吉公朝鮮御歸陣名護屋より御上洛之折、山崎邊に而御茶可被召上候而、利休先達而罷登り、其用意可仕由の義上意、則今の妙喜庵

の座敷先に有る古松にたよりて、利休其時たづさへたる杖のさきにて、此圖の地割指圖を定て大工へ申付て、出來して用たる座敷と云傳る事也、此座敷は則平三疊と云物也、其三疊の外に八寸五分の板を、相伴衆の居る次の座敷のかべぎわへ入て、クッロゲタル意味、旁奥ニ云が如し、猶委くは圖を以知べし、○圖略

一此座敷の趣向心得は、極貴人を奉請て、御正客御一人床前に御座を定められて、御相伴二三人は、居敷を隔て次の間に着座し給ふて、扨茶を點るは正客の目前にて點るために、敷居の立付に小壁を付て、其隅へ向點本がまへの入爐に切たる物也、此炭櫃の角々を丸く塗廻したる心は、其刻は四方釜を被用たる故と云傳ふる也、

〔長闇堂記〕一我〈○久保利世〉庭前七尺の堂の起は、東大寺大佛再建の聖俊乘上人の影堂を、中井大和守改かへられし、その古き堂とて面白きものなれば、去人に申請て、前栽の中に移つくろひて茶所に用たり、堂のうちわづかに方七尺、其内に床あり押入あり水屋有て、茶具を取入、床に花掛をして、押入床を持佛堂にかまへて、阿彌陀の木佛を安置し、客に茶湯出せどもせまき事なし、鴨長明は維摩の方丈を學て隱居り、人に交らざるを樂しみ、只一筋にみだをねがへり、我堂は方丈にたらずといへど、餘多の人を入て茶湯せしなれば、淨名居士の獅子の坐には叶へりとぞ思ふ、何ぞ長明を求んや、但彌陀の木佛は幸に俊乘の古堂なれば、似合しく思て安置すといへども、我更に彌陀を頼んとてはあらず、俊乘は法然の弟子たりといへば、上人の禮義をなせるのみなり、江月和尚江戸にましませし時、此堂いとなみしまゝ、便につき御文奉りし次に此事をのべて、此阿みだへ狂歌に、

せまけれど相住するぞあみだ佛後の世たのみをくと思ふな、といひしを書付て送りし御返事に、やさしくも詩歌を以て答給へり、

觀音は同坐とこそは傳しに相住居するみだはめづらし

盡大三千七尺堂、堂中同坐佛無量、自由一箇自然樂、今作西方古道場、

然に小遠江殿〇小堀政一或時爰にましませしに此事を語、額一ッ書て給はり候へと申せば、打咲給ひ、さらばとて長闇堂三字を書付給へり、いかなる義にて有ぞと問申せば、昔の長明は物しりにして智明かに成故、明の文字叶へり、其方は物しらずくらふして、しかも方丈も好めるによりて、長の文字をとり、闇は其心なりと笑給へり、去程に七尺の堂をさして長闇堂と名付、長闇子を我表德號となせり、

〔槐記〕享保十二年三月十三日、參候、此程大德寺へ成ラセラレタル御噂マチ〳〵也、トカク今ノ世ノ宗旦流ト云フモノハ心得難シ、昨日芳春院へ御成ニテ御覽ナサルヽニ、又宗旦ハ各別ノモノ也、先兼テ一疊ダイメノ圍居ト御聞ナサレシ故、三人マデハイカヾト思召テ、左與馭一人ヲ召連ラレタリ、行テ御覽アレバ、三人マデハ樂ニ直ラルヽ、上手ナル立樣ナリトテ、御噂〇近衞家熙ノ趣ヲ左ニ記ス、タトヘバ書院ノ床ノウシロニテ、カタハイニ屋ネヲロシテ、ケラバノ方ヨリ入ルヤウニコシラヘタルモノナリ、コレモ兼テ聞及ビ、ニツギリ二疊ハツキタヾシノモノニテ、ノキノ方ヨリ入ルヤウニ作ル、ソレハ珍シト申上ゲ、サレバトヨ、脇ノ方ニテノキヒキク、勝手口アキタルトキニ、ヒキヽ屋根ウワノミエテ、イトモ殊勝ナリト仰ラル、

十四年二月廿六日、大德寺龍光院へ渡御、旭峯、拙、〇山科道安

待合　客殿ノ脇十二疊衣桁、硯箱料紙、東山時代、〇中略　圍居四疊半ニ大目ノ疊ヲ入タル座席ナリ、書院ノ奥ナリ、客殿ノ待合ヨリ椽ヅタヒニ行ク、

〔茶話指月集上〕道陳小座敷は西表にて有しを、さる人畫の客に西日が入て惡く候はんといへば、道陳朝ばかり茶湯すれば、西日のよしあし覺えずとこたふ、

〔明良洪範續篇五〕台德院樣〇德川秀忠ニハ茶道ヲ御好ミ遊バサレ、小堀遠江守常ニ咫尺シ奉ル、此人ノ宗匠トシテ、何事ニ寄ラズ物數〇數下恐脫レ寄抔モ格別ニテ、諸人ノ手本ト成事多シ、御城中御數寄屋

モ遠州ノ差圖ナリシ、寛永年中ニ、御居間ノ脇ニ御學問所ヲ建ラルベシ迚、遠江守ニ仰付ラレ、其造作出來シ上覽有所ニ、一向上意ニ叶ハズシテ、偏ニ茶屋圍ノ如クニシテ軒モ卑シ、天井ナゾモ物ズキ過テ、手ゼマニ大樣ナル事無リシカバ、思召相違シテ、頓テ作リ替ラレ、御張付ナドモ、皆砂子ノ泥引也シヲ、墨繪ニテ四季耕作ノ形、菓蓏ノ類ニ仰付ラレシト也、其所仰ニ依テ相應ノ物ズキ有ベキ事也、心得有ベシト其頃ノ人評セリシ、

〔獨語〕近き世に人のもてあそぶ茶の道こそ、いと心得ぬことなれ、○中略かこひのつくりは、傳へ聞く維摩居士が方丈の室よりも今少しせばくして、小き窓をあけたるのみなれば、白晝にもくらく夏は甚あつし、客人の出入る口は狗竇の如くにて、くゞりはらばひしていれば、息こもりて多もたへがたし、○中略又物ずきとて、家作より諸の調度に至るまで、常にかはりて珍らしくやさしきことをばすれども、茶人の家居は、必柱なども細く、障子の骨迄も風にたへぬばかりにはそくす、或はまろくゆがみたる柱を皮ながら用ひなどして、ものずきをかしと興ず、

〔茶窻閒話上　一〕むかしは茶會の席とて、別に定めてはなく、其席々々に見合せて爐を切て點じ、珠光の座敷などは六疊敷なりしとぞ、但し爐の切所は何疊にても三所あり、其傳に、あげて切とさげて切と、道具疊のむかふの地敷居へおしつけて切との三ツなり、しかるに武野紹鷗が四疊半の座敷を作りはじめて、爐を下中に切しより已來、四疊半構といふ事ありて、其後千利休三疊大目構の座敷を造り、初て爐を中に上て切しより、大目構の爐といひならはし、其頃より昔からいひ傳へし、あげて切、さげて切といふ詞は捨りはてゝ、今の世などは、むかしかゝる事ありしといふ事もしらぬ茶人多しとなん、

〔茶道八爐圖式上〕四疊半は維摩の方丈に集り、丈四方の度を以て、珠光紹鷗の比より興り、紹鷗利休に及で其法寖備り來、夫より休居士侘の一膳を發明して、一疊半向爐を新製し、妙喜庵を開爐

とし、不審庵を臺目とし、各左右を分別して八爐とはなれりけり、又代々の宗匠無量の數寄屋有といへども、此八爐の外に出る事あるべからず、能々分別する時は、自在是に過たるはなし、

〔翁草五〕當代奇覽と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ、

一古老の云、〇中略珠光紹鷗迄は、皆臺子風爐の茶湯にして、爐と云事はなし、利休始て爐と云事を仕出せり、〇中略丸き鐵のどうこを板に切入れしは、珠光紹鷗時代より有しよし、今爐の灰を隅をあげて丸き形にするは、鐵のどうこの丸き形を表するよし云說あり、其虛實は不知、

〔長闇堂記〕一利休一疊屋に圍爐を初はすみ切にせしを、さびしきとて客の方へ入かへけれども、又客三人の下一人より亭主の後三人惡きとて中へ入かへて、扨先の一こまはいらぬ物とて切捨、一疊臺目と云なり、

〔三百箇條下之上〕一數奇屋は四疊はん、一疊はん、貳疊大、此座敷にて自餘のさし圖可有分別事、

怡溪曰、〇中略右三通の座敷圍爐裏の切樣、左勝手、右勝手は常體なれば不及記、其内大切目小切目とむかしよりいふは、一疊の先に切たるを大切目、大目の先に切たるを小切目といふ、畢竟一疊はんと一疊はん構と也、四疊はんと四疊はん構、大目と大目構とのこと也、

〔茶道望月集三十五〕一此座敷〇一疊半に爐を切る時、むかふて表の方に切を出爐と云、又勝手の方、角に切たるを入爐と云、凡て本式は出爐なり、則一疊半切と云、又向ふ切とも云也、人によりて此切樣をツヽ切と云人有、惡し、ツヽ切とは、奧に云處の分ン物也、

〔茶道望月集三十七〕一當時突切爐と云物は、前に云一疊半座敷の切樣をさして云と見へたり、古法の突切爐と云は左にあらず、たとへば長三疊敷の座敷ならば、勝手口より踏込疊を亭主疊として、其むかふ中の疊にむかふて、左の方の手先きに爐を切入タルを云也、然ればむかふて左の方の壁ぎわへ爐を付て切たる物也、是を突切と云也、尤一疊半の座敷にても、向ふへ突付て切た

る物とは云ながら、是は勿論一疊半切、むかふ切などと云習はしたる事にて、向ふ點也、然れば实切と稱スル物は、右に云ごとく、むかふて左の手先きに切、又勝手によりて右の手先きに切たるを云と可知也、

〔類聚名物考調度十四〕爐

一尺四寸四方にして、内法九寸六分、縁の厚さ二寸四分、縁木(ロフチ)、厚二寸、利久居士は一尺五寸四方、内法一尺と云、或說内法一尺、爐縁二寸、縁二寸、合せて一尺四寸と云、銅爐石爐有、千家にては爐縁木を黑塗にして菊桐の卷ゑをす、

〔喫茶指掌編三〕紹鷗時代までは、爐の廣さ一尺五寸七分半四方也、紹鷗利休と談合して、一尺四寸四方と定しとなり、

〔和漢茶誌三〕地爐

按、昔圍爐方一尺六寸、其席以長六尺五寸為度、宗易、宗啜、宗及、嘗定於一尺四寸、其席亦長六尺三寸、至今為好、爐縁栗木造之、古今或以桑心柿等為之、其於堂傍茶房者用、其質或別構茶亭限四席半、則必用漆製、又以金銀粉飾之者、適施院閣堂上、美則美矣、然侈靡奢麗、却妨風雅、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一總體爐縁にて壹尺四寸四方と云事、因縁有儀也、口傳、又爐の角を四所切事も古事有事也、口傳、切樣に丸みの付處、かどの立處、みな習事也、

〔茶道望月集十七〕一イロリの炭櫃の大サハ、土段へ右の一尺四寸のふちを入ての大キサと可知、扨土段ヲ見る分先は一寸也、或は中以下の釜は一寸分半にもする、又大釜の時は九分にもする也、又一向大釜の時は、土段を二三分も釜の丸みに合せて、四方にくりて仕掛る事も有、是を欠き爐と云、先一寸の土段としては、イロリの内法九寸五分四方と可知、扨土段と炭櫃のふちのふか

さ五分也、左かれば右にいふ爐ぶちの高サにて五分引ケば、板敷と爐ぶちの天との高サ一寸七分也、是則よせ敷居の高サと同寸法也、然ば疊のあつさ一寸六分半に仕立る事よし、

一炭櫃の板の厚サ七分、手がかりのあつさ一寸、此高サ二寸三分、形は下すぼりにさし立る也、恰好は上と下と五分違ほど也、總高サは一尺四寸計、杉の上板にて仕立る事よし、扨爐の内ぬり立る心得は、上土段一寸ならば、下ほどクツロゲて廣くする事よし、同じはゞにすぐにぬれば、必下せまく見えて上より見分惡し、小手數を不入、ざんぐりとぬり立る事よし、

〔南方錄 二〕爐緣附木地薄塗

香ぐるみ抔よし、折々洗へば木の杢されてよし、洗緣と云、冬は塗緣、春は木地緣抔云說あれども、佗には何も〱木地緣相應也、四疊半に成ては薄塗、又は眞の座敷ならば、眞の黑塗も可爲相應、

〔茶道要錄 上主法〕爐同緣之事

春ハ洗緣ヲ用ユ、陽氣堺ヲ擧ル故ニ見テ惡シ、故ニ用客每ニ洗ヒテ用ベシ、澤栗ノ目通ヲ以テ作ル、冬ハ塗緣ヲ用ユ、洗緣ノ古ビタルヲ搔合ニ漆塗テ用、是佗ナリ、又不佗人ハ眞塗ヲ用、是ハ檜木地也、徑リ一尺四寸四方、幅一寸一分、高サ二寸也、爐壇ハ一寸、內ノ廣サ九寸六分也、末流ニハ爐壇九分ニスト也、鎖ヲ掛ル時、爐壇ヲ欠事アリ、末流ニハ欠目ノ不見ヤウニ欠也、角ヲ立テ欠タルト見ヤウニスベシ、下ノ止リモ如其スベシ、

〔貞要集 三〕爐五德居樣之事附灰の仕樣之事

一爐緣古來は口切木地、春は塗緣と在之候、然れども世上押並て冬は塗緣、春は木地緣に成申候、かようの事は多分に付たるが能かと覺候、丹羽五郎左衞門長重公御自筆の御覺書に、十月四日古田織部口切に、釜霰、爐緣は木地、勢高の茶入袋なりと、御自筆御書付有之候、されども誤り來るを世上並に可致候、我計知たる樣にも不宜候、

〔茶傳集十一〕一爐ぶち　塗下檜木、栗、シホシ、桑、黑柿、ケヤキ、櫻、松、杉、四疊半カハ多眞ぬり、春木地、三疊以下侘座敷は夏冬木地も吉、塗緣ならば薄塗よし、高サ二寸一分半とも云、疊ケ一分高ニ居ル、

〔三百箇條上之上〕一圍爐裏五とくすへ樣之事
口傳曰、一ッ爪の方少し廣くすべし、總別一ッ爪、ざしきによりておき所替るもの也、書付がたし、作去大むかしのざしき、後床にて左右向あがりの有之ざしき、前に一ッ爪置候、四疊はん、左に床の有ざしき、左へ出爪をする也、大身のざしきとては一ッ爪右也、一疊はんにては一ッ爪向におく、風爐の如くにする也、如此申候へば一ッ爪床へ付、あがりの方に二ッ爪をと申樣にて候得ども、亦一疊はん幷にふろにては、向へ一ッ爪置候ゆへ、さのみ座へとも、あがりの方へ向とも難申、人々尋し時は、とかくざしきに寄候とこたへ可申候哉、

〔茶道望月集十七〕一イロリフサグ心得嗜とは、爐中の灰を皆、揉上ゲて、能ふるいぬきて、霰灰みぢん灰は分ン〱にして、杉の桶か大壺かの類に入て、夫へ濃きあくをすゝぎて、夫にて灰心の能程に打まめして、土藏の下屋か、其床かの下の、まめり氣の有所に、ふたを能して取置事よし、扨來る開爐の刻、其灰を出し候時は、色能黃ばみて見事に成て有物也、其時霰灰を能打まじへて、多中春かけて用る事よし、古流には霰の餘りこまか成は不好、一分四方、一分に二分計にても丸み有を好也、此霰灰は分ンに求るにあらず、則爐中のこげ灰を、右の大キナニクダキ、あくにて能まめして、右に云如く半年中嗜み置時は、能霰灰何ほども出來する事も可知、風呂の灰も、當時は色白き宇治のほいろ灰とて用る事なれども、夫に不及、古法は只爐の灰を隨分こまかなるすゐのふにてふるいぬきて、是を用る事と可知也、
一爐の五德は、此時揚ゲて能洗ひ、ふき切て風透の所に、又一向古き重寶の五德ならば、箱に納て置事也、

額

〔南方錄二〕額

草庵の破風、又は玄關庇下にも掛、庵の名其外にても主の心持次第也、草庵の額見所多く景過たるは惡シ、

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

額　小坐敷にては不審庵形を本とす、杉の木にて古溪和尙の書也、彫て胡粉を入る、〇中略燒杉は元伯好、緣を殘して彫込の丸額は咩翁好み也、彫額又は打付書兩樣とも用ゆ、紙額は用ひず、

天井

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

天井　小坐敷は、網代、蒲、長片、此三通也、板天井は小坐しきに用ひず、嵯峨西芳寺に、居士〇千利休このみの三疊敷の緣の上に土天井あり、光悅大虛庵は、八疊の內六疊は土天井なり、

カケ込　上の板はワリノチ平打ノチ、橫フキ板は宗全好み、いづれも竹タルキなり、スヽ竹幅八分の割をハサミに打は、江岑好なり、

〔和泉草十〕一天井昔板天井ふきまく〱板、長へぎ板などにてかろくして、おしぶちは大形木竹にても仕候也、此板天井張付の六疊敷の時用事に候、何れ之座敷にも、板天井之時可爲此作法也、

床

〔茶道早合點上〕茶室

下座の方にある床を下座どこと云、床もなく壁に床の形ばかり有て、掛物花入をかけるを壁床といふ、〇中略

床　上壇有て緣ある床は本式なり、緣なく上だんなきを踏込床といふ、土にて塗廻したるを室床といふ、洞のごときを洞床と云、床の眞中を軸前といふ、客の向の方を軸先といふ、上座客の居る方を軸脇といふ、

〔茶道筌蹄〕床之部

利休形　二方天井まで塗廻し、妙喜庵の床是也、

板　カマチの入たるを板床といふ、利休形、

踏込　カマチなしに、座と板と一様なるをいふ、少庵好、

土　ムロ床の通りにして、疊の所も土にて塗、其上を紙にて張也、左官土斎へ元伯好み遣す也、

洞(ホラ)　利休形は、疊目に小間中の洞也、　間口一間に間中の洞は原叟好、龕破床といふ、

壁床　利休形也、席中の壁に掛物をかくるをいふ、

〔和泉草〕十一床のはゞ一間、深さ二尺九寸五分より貳尺三寸迄、はゞ四尺四寸、深さ二尺四寸、幅四尺六寸、深さ二尺四寸六分、はゞ四尺、深さ(二尺四寸、三尺三寸、)

〔茶窻閒話〕下紹鷗が四疊半は一間床なり、道安四尺三寸にちゞめし床を休師(○千利休)見て、是は一段よしとて、其後四疊半を建し時に、四尺三寸の床になせしより、今も多くはこれにまたがへりとなん、

〔茶道筌蹄〕一柱類

床柱　松杉檜椎は原叟好、浪華海部屋、三疊の席にはじめてこのむ、疊目床の柱に用ゆ、

但し花入釘、凡疊入坐より上へ高サ三尺六寸五分、板床なれば二寸七分か三寸程上ルなり、尤柱釘は向壁よりは一二寸高きがよし、

中柱　松の皮付、櫟(大エカにてはコブアルといふ)いにしへは直木を用ゆ、近来原叟時代よりユガミ柱を用ゆ、

塗出シ柱(臺にヤマロ柱と云、杉丸太、)元伯好、又腰の隅にあり、いづれの席に用ゆるとも、又腰の寸法を用ゆ、又腰は塵より天井まで高サ六尺五寸の寸法にて、一尺一寸下りて花釘を(疊にといふ細釘)打也、其間にて天井の高下にかまはず、床下より五尺四寸に打べし、

疊

捨柱　軒の至て深くして、桁を用ゆるに端のおさまりのなき所にて立る柱也、杉丸太、栗のナグリ、

間柱　塗殘し窓の外ヅラへ添る竹也、窓の大小にかまはず、柱間の眞に打ゆへ間柱といふ、元來壁の助ヶなり、竹は白竹にて先四寸廻り、但し間柱ある時は、簾かけ釘寸法少し長し、

〔茶譜十四〕一利休流、二疊半ノ火爐裏脇ニ立ル柱ヲ中柱ト云、

右宗旦曰、中柱ト云能名ノ有ニ、當代之ヲ曲柱ト云、賤言葉ナリト云々、

右此柱不曲ハ如何可云、之モ大工ノ云初シヲ、今又不知之シテ人毎ニ云シ誤ナリ、

〔槐記〕享保十三年九月廿一日、夜參候、〇中略世間一統ニ、圍居トサヘイヘバ、必ズユガミ柱ヲ立ルコト如何ナル譯ニヤ、定メテ田舍山居ノ、アルニマカセタル風流洒落ナラント存ズ、ソレ故(〇山科道安)此度ノ圍居ニ、ユガミ柱ヲ忌ミテ直ナル柱ヲ建タリ、而シテ後ツクヅク詠メテ初テ感ズ、昔人ノ仕置タルコトノ、後世用テ不止ハ、ヨクヨク譯アリテノコト也、壁トマリノ木(世間流ハ、大方一尺三寸バカリ、家和ノ形カ、准后〈近衞家熙〉ノ御圍居ハ一尺九寸三分、)ヨリ上、正直ニ細クシテ壁土ヲ見ルコト多ク、下ガ明タレバ、何トヤラン上ガアキタルヤウニテスマヌモノ也、ユガミガ入レバ、壁止リノ上ガ壁土格別ニ細ク、上ニテハ又ヒラキテ、色々ニ廣狹ガアル故ニ、正直ニモナシ、細長ニモ見エヌ故ニテハアルマジキヤト申シ上グ、如何樣ニモ左アルベシ、ソレモ直ナルヲ仕テ見テ覺ヘタル實見也ト仰(〇近衞家熙)ラル、

〔茶道早合點上〕茶室

客の居疊を客疊といふ、道具をなをし置疊を道具疊と云、〇中略大目疊と云は、長さ四尺七寸五歩なり、又大(だい)ともいふ、半(はん)ともいふ、

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

疊　六尺三寸にかぎる、京間は厚サ一寸七分也、大坂は一寸八分、(六尺五寸疊は二寸二分なり)

〔茶傳集九〕一疊のへりは、書院廣座敷ゟ二疊一疊半の侘小座敷ニ至ル迄、一寸ベリ定法也、

〔貞要集三〕疊敷樣の事

一疊にさし表さし裏有、床疊は床緣にさし表成申候樣に敷申候、道具疊大目ぬめ敷居の際は、水指置合るに疊の目數に合る也、疊緣曲り柱ぬめ敷居際まで、一分二分幅狹く成ても、丸目を見申候樣に疊屋へ好可申候、疊の緣半目に懸らぬやうに致候、總て床前は床形に丸一疊を見申候樣に敷申候、四疊半敷樣は、床疊、客疊、踏込疊、道具疊、爐疊は半疊に切申候、然共床の付樣によりて、半疊を勝手口に敷、丸一疊に爐切申事あり、それは床前丸疊を見申候樣に敷申故也、風爐にはいつとても半疊を勝手口に敷申事也、又四疊半の疊敷樣、疊の間筋、客疊と道具疊の緣へ眞直に通り候樣に、爐知法切也、爐際の疊は、緣道具疊の向の緣ち際に付也、間筋客疊道具疊と見通す也、疊緣は幅七分也、

〔槐記〕享保十一年正月十一日、參候、常修院殿常修院殿、梶井宮慈胤二品親王、○中略常ニ御物語ニ、疊ニ本末ト云コトアリ、多ハ人ノ知ヲヌモノ也、本末ヲ吟味シテ敷タルタヽミハ少ナキ者也、氣ヲ付テミルベシト仰家熙○近衞ラレシガ、眞ニナキモノ也、疊ノヌヒ出シノ方ヲ本トス、目モロクニシテ、チジレモナシ、ヌヒサキハ何トシテモ目モ牢ニカヽリ、チジレアル故ニ、爐ノキハ本ノ方ヲ敷カチバ、ジダラクナルモノ也ト仰ラル、十四日、參候、疊ニ本末ト云コトアリト仰ラレシヲ再ビ窺フ、仰ニ、ヌヒ出シノ所ハ、キハモ正ク、目通リモ正シ、是ヲ本トス、ソレナリニ推出シテイデ、向ノ方ハナリ次第ニヘリヲツクル故ニ、目通リモナニトシテモ正シカラズ、チジレモアルモノ也ト仰ラル、

〔茶道早合點上〕茶室

風爐の先にある窓を風爐先窓と云、○中略

突上窓　てんまどなり、尺八竹とて七寸二三分なり、又鳴のはしとて木にても作、竹は長きはふ

しーツあり、よきほどにあくる、又外の窓には、天氣によりてすだれをかける、

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

窓　紹鷗好の四疊半の張壁を塗壁にして、ヌリ殘しの窓を明る事、居士〇千利休より始るなり、

定家卿の歌に　大壁に窓ぬりのこす庵までもすさめずてらす秋の夜のつき

連子　突揚窓　北向道陳の好とも、居士のこのみともいふ也、おもやの雪を見るために、道陳つき上ヶ窓をこのむともいへり、窓上ヶの木は、葺ブキに用ゆ、長短とも杉の角、外ニ吽翁好のみじかき木あり、風雨つよき節に用ゆ、竹は長短ともタヽキ屋根に用ゆ、目を前にしてさかさまにして用ゆ、

〔南方錄二〕窓附塗殘名アル窓

住居によりて色々有、風爐先に塗さしを明しは休〇千利休の物好也、田舍にて誠の塗さしを見て數奇屋に用られしと也、和泉河內邊は、壁下地よし多き所故、大方竹なしに、よしにて總つりをかく也、かつらの掛やう、間渡しの平竹一本角入樣など、能々了簡すべし、口傳あり、連枝窓もあり、臺目疊の內、左に地敷居に付てはき出し窓もあり、床の內の窓は古織〇古田織部正好也、夫故織部窓といふ、見越窓も古織なり、

〔茶話指月集上〕小座敷に衝上を明ヶたるは道陳、床を四尺三寸に縮たるは、道安にてありしが、休〇千利休もよしとおもひけるにや、その通りに乞つる也、〇中略また休が衝上の障子をかけはづしにして、不自由なるを、さる人見て、上に溝をほりて、ひきあけ給へといへば、いやさやうに操ること、われは好ずといふ、

〔三百箇條中之上〕つきあげ是亦昔はなし

口傳曰、大和大納言殿〇豐臣秀長郡山城中の數奇屋に御成のために被立候、大木の松の木の下にた

腰張

戸障子襖

てたる數奇屋にて、松を下より見る處能として、座敷の内より是を見度よしおほせられ候に付、引窓にして戸を引、利休あけられ候、此窓むかしは大和窓と申候よし、左近物がたりに被仕候、其後こまいを切、杖にて突揚候よし之事、

〔茶傳集十二〕一突上ゲ、其町屋〇中略にて明り取べき様なく、屋根を切抜、明りを取たるを見て、夫々利休廣サ恰好を極て、數奇屋ニ仕候由被仰候、

〔南方錄二〕反古張附腰張高下

古もありたる事也、誠の反古を用べし、裏書等々多くては惡し、墨跡目移り等能々心得有べし、腰張高下、二疊敷杯は一段と高く張たるに利あり、妙喜庵茶室の腰張杯高し、

〔茶傳集十一〕一腰張の事、湊紙ふつくり、其長にて張も吉、但三丈ケ合テ三尺三寸四分也、狹キ座敷は腰張高キが能也、中敷居など有所にては、切合て二丈ケにも半にもする也、長く紙を繼て一方々張て吉、無左候へば繼目一所に依て、前後同廣サニ成て惡シ、紙の繼目二分計也、一四疊半の座敷は、みの紙一枚丈ケ、又一枚半にもはる也、繼ヨ右同じと申候、

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

戸　夜咄は皆戸を入るゝ、見付のクヾリの上窓ばかり障子なり、客に入る處を知らすため也、

障子　昔は下ざまの障子は竹を骨にせし故、小座敷に侘て竹骨を用ゆ、

竹障子の骨は、横は皮付を上へ、竪は一本ならば皮を見付、三本は中の皮を見付、左右の二本は向ひ合せ、二本とも向ふへ合す、尤竹障子は小障子に限る、木にて作るは貴人方なり、〇中略

疊　小坐しきは皮付の疊、廣間は皮ムキの疊、白竹は勿論、伊豫竹にてもよし、

襖　いにしへは出合なし、千家は黑塗緣にかぎる、唐紙形は桐、白張の後ばりは引違ひに限る、青土佐の後張四枚は、江岑好の三疊に用ゆ、原叟好也、

引手　玉子は利休形、桐は原叟好、木瓜菊大德寺形也、いづれも煮黑み大小あり、竹にて節の所を用るは如心齋好、茶革樂燒原叟好、但し茶革青土佐は袋張に用ゆ、

〔茶傳集 七〕一忘れんじの簾、夫々の廣サに切合、端しを揃へ、青糸にてあみて懸被申と見へたり、樂物すだれの樣にかたく見へて惡シ、古歌に有伊豫簾よし、侘は須磨簾も懸申也、

〔和泉草 三〕座鋪ニ簾掛ル事

一座鋪ニ簾掛る事、夏ハ掛テ吉、自然ニ水ニテヌラシテモ用ル、冬ハ簾不好、乍去座鋪ノアカリヲ作ル時ハ、冬モ用ベシ、口傳、

〔槐記〕享保十一年二月廿八日、待合ニテノ御咄ニ、○近衞家熙、中略、鹿圍(カコイ)ニ、フスマノモヂリタルハ、ドチガアクヤラ、シレヌモノニテ、客ノ心遣スルモノ也、トカクニ上ニナリタル方ハ、アカヌ筈也ト心得ベジト仰ラル、

〔茶道早合點 上〕茶室

潛口(くゞりぐち)　にじり上りともいふ、茶室へ入口なり、大サ　まどのごとし、軒に喚鐘、奴釘、木魚、客板等、あい圖の道具を釣たるもあり、

〔茶譜 十四〕一利休流ニ、小座敷へ入口ヲクヾリト云、

右宗旦曰、クヾリト云能名ノ有之ニ、當代之ヲ踏(ニジリ)アガリト云、賤言葉ト云々、

右踏上ト云コト、古田織部時代ニ大工ノ云初シヲ、其以後之ヲ云馴テ、歷々ノ仁モ踏上ト云誤也、

〔橘庵漫筆 二〕茶室の潛口をにじり上りと云、貴賤長幼の分なく此處より出入す、全穴居の側にもとづくもの歟、

〔南方錄 二〕躙上り

通口
勝手口

二疊敷三疊四疊半にもあり、休居士〇千利休二疊敷の時の作也、

〔和泉草十〕一座敷潜り高さ二尺二寸五分、はゞ一尺九寸五分、方立の厚九分、はゞ一寸九分半、たてこみ九分四方、敷居鴨居ははさみ也、同はゞ、一寸七分、一寸七分半、同厚七分、七分半、

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

クヾリ口　至て太なるは妙喜庵にあり、牧方の漁人の家の小き戸口より出入するを見て、居士〇千利休始て好む、

〔茶道早合點上〕茶室

亭主出入する口を勝手口と云、又茶立口とも云、上の方をまるくぬりたる口を瓦燈口と云、又通口ともいふ、〇中略大目切向板にて中柱のあるに、横手の壁にをとしがきある口をかちや口と云、

〔茶道筌蹄一〕小座鋪之部

勝手口　ホタテ口と火燈口は勝手口に限る、(火燈口スリマハシは、勝手口と通ひ口と兩樣なり、席によりて釣襖もあり、古風には引違ひ襖にて、勝手口と通ひ口と兼用するもあり、堺南宗寺利休好の二疊臺目あり、引違ヒなり、デグチつけられぬ席ゆへ也、

通口　スリマハシに限る、茶の湯の節、菓子煙草盆通ひ口より出す、通口の蓋鋪は、臺目切にては、點茶の節、貴人の前へ行て急なる用向など、勝手口より中上難きゆへ、利休勝手口の外に通ひ口を明る也、夫故に是を禿口といふ也、禿口の出入する爲といふ意なり、

〔南方錄二〕火竈口附櫛形璧額

草庵には緣なし、塗廻しよし、火竈は火燈の器なり、其形に似たる故火とう口といへり、櫛形璧形、夫々におふする名也、

〔茶傳集十二〕一堺の町人に侘數寄有、假に利休に茶の湯仕事有て、勝手口の壁を切拔、其口を紙に

釣棚

て張て一會仕候を、利休面白く存、其後形恰好ヲ好ミ、櫛形ト名を付、數奇屋の勝手口に仕候由仰〇細川三齋也、

〔茶道要錄上主法〕座席之段々同床之事

一通口之事、鴨居下三尺六寸、横二尺五分也、勝手口ト同寸也、必ズ死燈口ニスル也、

〔茶傳集十五〕圍座鋪之事

一通口巾一尺九寸、又二尺五分にも、高サ鴨居の内法三尺八寸八分、内八分は額ノ土付中分、櫛形ゟ肩をいからかし、左右は鴨居の下はゟ七寸下り也、

一勝手口に傍立口と云は、鴨居の見付九分、傍立も九分にして、鴨居は傍立にいたゞかせ、鴨居の鼻の出端は九分、高サ巾櫛形の寸法也、

〔茶道筌蹄一〕釣棚之部

一重　利休形也、桐にて竹の釣木、向切に中柱あるは客付、中柱なきは勝手、但し杉もあり、中柱ある席には杉は不用、利休形の臺目にて中柱なきは、勝手の方へ杉の一重棚を釣る、尤少し寸廣し、

二重　利休形、むかしは吹貫より上にてとまる、不審庵三疊臺目吹貫より下にて釣る、天井よりは釣竹也、棚より棚はかしの釣木也、

釘箱棚　仙叟好、杉にて左勝手に好、當時は右勝手にも用ゆ、裏流則五疊敷にあり、今は表にも啐啄齋よりはじめて用ゆ、

利休堂　仙叟好杉、當時蛤棚といふ、釣木竹也、〇圖略

炮烙棚　元伯好杉、又隱の勝手に用ゆ、是濫觴也、

料紙棚　了々齋好杉、床脇に用ゆ、釣木竹也、

〔南方錄二〕釣棚附小棚中棚通り棚集雲庵棚

道幸

小棚又挑棚共いへり、柱ありの臺目に釣、五かねの二つにて九寸八分也、はしばみと横木もたれと合て壹尺六歩也、幅九寸、又は八寸八分に釣、秘事口傳、此棚の上は一圓に陽也、中棚一尺三寸七分、幅一尺也、疊の上のかねを通して用、陽二陰三ッ也、右小棚中棚とも、小柱ありの臺目に釣棚なり、通棚九寸一面なり、

集雲庵棚、左の壁付に釣、一尺貳寸三分也、疊の縁ゟ塵共に壹寸貳分、合て一尺三寸五分也、挑棚とかね同心持也、壁付よりかねをとれば違也、幅九寸三分、柱ありの臺目につれぱかね相違する事あり、能々了簡すべし、二重棚は古織〈○古田織部正〉好にて休〈○千利休〉の時代にはなし、雲雀棚共云、かね心得がたし、

〔三百箇條上之上〕一棚之事、むかしは同樣なる棚を三重釣候、夫を利休二重になし、古織〈○古田織部正〉より上を違えられ候なり、

〔和泉草二〕棚

一座敷ノ棚、古ハ同棚ヲ三重ニ釣シ也、中與二重ニ成、又一重ニ成也、

一上ノ棚ヲ大ニシテ、下ノ棚如常小ニシタルハ、古田織部之作也、

一桑ノ木地四本足水指棚、桑山左近作也、二本ノ柱ニシテ、ヒレヲ付タルモ有、

一上ノ棚大目間半ヲ通シ、下ニ常ノ棚一重釣ル、片桐石見守作也、

一竹ノ水指棚、袋棚ノ天井ノナキモノ也、前ニ同作也、

〔書言字考節用集一乾坤〕道幸棚〈茶室所レ言、道幸者、泉南人、嗜レ茶、老後剃髪、居ニ殿之塵右一、以貯ニ茶器一故名、或云、道幸集ニ僧侶一所レ用者、謂其棚爲巳、〉

〔茶道望月集三十一〕一右道幸を見立初めたる事は、手グツ人形をツカイ初タル者を道幸の坊といふ也、箱をせおふて旅行自由する樣に拵、夫に色々人形を入てツカイ歩行せし、其箱より見立初し事と也、其人の名を取て、今以道幸と云と也、今も西の宮より出て、手グツ坊まはしとて、其餘

水屋

風有也、

〔茶道筌蹄一〕釣棚之部

道幸　利休形杉、後に開戸あり、杓釘袋懸ヶ釘あり、叶翁より袋釘をとる、極老は後の開より水さしへ水を加ふ、板敷にも置き、疊の上にも置なり、

飾道幸は疊スレあり、手前は臺目ハコビ手前の通り、吉野杉なり、

水屋道幸　元伯好、今日庵に用ゆ、竹簀一重棚なり、後打拔、常は戸を入る、夏は戸をはづし簾を懸る、夜分は桐の懸燈臺を用ゆ、極老は水遣衆用にもなす、釣木向は杉の木、前は竹なり、

〔南方錄二〕洞庫三樣

休〇千利休の洞庫横三尺にして前一枚、襖内の棚一段也、うしろには小障子有、茶具等さし入る樣にしたる也、又一樣は、下段を竹すのこにして、水桶のちいさきを置、こぼしなしに手前ははたらかれたる事も有しと也、二段棚をつりしに他流也、一樣は横三尺、入壹尺四寸にして板を張、かねにても、又は土やきにても、丸くして落しいれ釜を掛る、上は小襖を立て茶具を入る也、又下にも小棚一重釣もよし、板の上に水指を置也、勝手に如此する事也、客席の茶所にてはなし、

〔和泉草二〕道幸

一道幸ハ中興出來タル也、座鋪ヘ切々出入セマジキ爲也、老人用テ吉、置合朝晝ノ替有、朝ハ茶ニ遠キ物、晝ハ茶ニ近キ物置合也、茶立ル時、道幸ノ障子ヲ明、諸具所々ニ置合茶ヲ立ル也、水指ノ水用ル時、水指ヲ少シ前江引出ス物也、仕廻ノ時道具ソコ〳〵ヘ直シ、水覆持勝手ヘ入、水次持出、水指ニ水ヲ次、初餝タル所ヘ入置也、道幸ノ置合ハ物置ニテ候間、客見ヌガ吉ト云人モ有、見テ吉ト云人モ有、マチ〳〵也、道幸の置合見ル事ハ、袋棚ノ置合見ルニ同前吉ト定タリ、

〔倭訓栞中編二十五〕みづや　神社茶寮にいへり、水屋の義、沃盥の處なり、水屋桶あり、

屏風

〔茶道早合點下〕水屋(ミヅヤ)

茶室の臺所ははしり元なり、道具常に入置、茶室の勝手にあり、置水屋(オキミヅヤ)とて持直す水屋あり、水遣りともいふ、

〔茶式花月集二〕一數奇屋之事附水屋

一水遣飾

小棚ノ上ニ片口、同下ノ棚ニ灰ホウロク、大棚上ニ炭斗、同眞中ニ茶通箱、内ニ(セマキ水ヤハ)茶入箱ノ上ニ帛、右脇ニ薄茶器、茶杓、同下ノ棚ニ茶碗、柄杓、蓋置也、下ニ水鉢、カイケ、水コシ、茶巾洗ニ茶筌、茶巾、水ヲ入置也、水指、花入釘ニ釜、布巾、雜巾、手拭也、

同一間ノ内ニ炭切溜、花切溜、宇多底取、長火箸置、右之通無相違、一ツモ法ヲタヾシク飾事ナリ、不用ノ品々ハ不置、

〔茶道早合點下〕風爐先屏風

兩面二枚屏風なり、長さ二尺ばかり、はゞいろ〱有、紙張又はあじろ等有、流義によりて品多し、

〔茶道筌蹄五〕集錦

風爐先屏風　利休形、白張黑塗緣、鳥の子紙、爐風呂とも通用、　同金張付　利休形の通りにて、金箔を置きたるは如心齋好、又仙鶴舟引の畫あるも如心齋好なり、　同長片(ヘ)　仙叟好、白竹押へ杉緣、利休形より一寸低し、　同桑捻梅　如心齋好なり　同霞　如心齋好なり　同亂桐　了々齋好なり　同網代腰　了々齋好なり　六枚屏風　利休形、白張黑塗緣、金砂子あるは了々齋好なり、　同霞　寸法利休形の通りにて、霞は原叟好、　勝手二枚屏風　利休形、白張黑ヌリ緣、　同霞　利休形なり　同網代　如心齋好なり　屏風挾　鷺鷥　唐金雙燒とも覺々齋好

燈燭具

〔南方錄二〕屛風

勝手口にたつる、究りたることはなし、休公〇千利休の網代屛風は、木地骨のさびたるにて有しと也、百舌野の茶亭勝手の方に立られしとかや、堂上方の網代屛風は塗骨にて結構也、

〔槐記〕享保十三年五月三日、風爐先ノ小屛風ハ、必ズ立ルコトニハアラズ、壁モナク兩方トモニ、フスマナドノ處ニハ、小屛風ナケレバシマラヌモノ也、又風爐ヲ前ヘ引出シテ餝レバ、尙以テ入ラヌ也、眞ノ風爐ヲ眞中ニカザリテハ、屛風ヲ立ルコトアリ、是ハ又格別ナリ、

〔茶道筌蹄五〕燈燭器

短檠　矢筈穴　兩樣とも利休形、矢筈は居士〇千利休の內室宗恩の好なりとぞ、二疊臺目已上に用ゆ、尤臺目切に四疊半切なり、樂の油盞火皿長燈心は短檠に限る、

竹檠　利休形、地板杉、樂燒油盞、二疊臺目已上に用ゆ、

仙叟好は切明の所長し、外は利休形の通りなり、〇中略

木燈臺　利休形、蜘手桐、柱檜木、臺は松二枚、土器、但し油盞用ひてもくるしからず、

菊燈臺　宗全好蜘手桐、柱檜、坐は樂燒にて黃グスリ菊の形なり、

同原叟好　坐アメ藥、宗全好より高く、菊の數少し、尤金入なり、

結燈臺　加茂神前にあるを如心齋かり用ゆ、但し一寸巾の美濃紙をコヨリにして、上より三寸五分下にて五卷マムスビ、二本は前、此間へ火皿をさし込み、油盞も上よりさし込む、木は何にても皮付を用ゆ、但し四疊半迄用ゆ、

坐敷行燈　利休形、杉の木地、竹の手、火皿の上へ竹の輪を置き油盞を置く、曉の茶の湯には、かならず此行燈を用ゆ、〇中略

半月行燈　如心齋好、大小あり、大は八疊、小は六疊、席の廣狹によりて、此二品をはからひ用ゆ、

竹行燈　啐啄齋好、大臺ト手松のスリ漆、千家にてはすべて紙のあるは燈心三すじ、

懸燈臺　元伯好、竹油盞を用ゆ、

同桐　利休形、二枚土器、水遣の場に用ゆ、

手燭　利休形、銅眞黒塗、

小燈(トモシ)　靑磁　瀬戸　樂燒啐啄齋好、香爐クスリ、小坐敷席中は小燈を用ひ、廣間と庭中は手燭を用ゆ、

金入小燈　了々齋好、善五郎作、

菊燭臺　原叟好、柱ケヤキ、蝶手桐、菊タンハン金入、

同小道具

油盞　短檠、露地、何れも利休形、

土器　行燈、水遣懸燈臺、何れも利休形、燈籠は了々齋好、

火皿　短檠利休形、行燈啐啄齋好、香爐藥カキ色にて、四ツ目垣の模樣、

搔立(カキタテ)　黒モジは席中、杉は庭中に用ゆ、何れも利休形、

油次　利休形、黒塗なり、

〔茶道要錄 上〕座席之段々同床事

一燈器之事、中柱ナキ座席ニハ挂燈檠(カケトウカイ)ヲ用テモ吉、是閑(カン)タルノ義體也、此時燈下ノ壁ニ付テ下皿ヲ置、鐵(ハリ)楊枝ヲ一本置、是燈搔(トウカキ)也、木燈臺ハ大小二ツ有、小ハ一疊半ヨリ二疊迄ニ用、大ハ二疊半ヨリ三疊迄ニ用、三疊半ヨリ四疊半ニハ短檠ヲ用、各燈盞ヲ下皿ノ內ニ手形ニ横ニ置也、短檠ノ下皿ハ、紙ヲ二枚重四半ニ折テ敷敷置、燈心ハ何レモ七筋入ル、長シテ末ヲ結テ置也、燈械、燈盞、短檠、行燈共ニ悉ク寸法アリ、燈盞、下皿ニモ各形アリ、座ノ大小ニ不寄、必ズ朝ハ行燈ヲ用、燈心五筋入ル、燈盞ニハ常ノ土器ヲ一枚下ニ重テ、下皿ノ上ニ竹ノ輪高サ八分ニ伐テ置、其上ニ土器共ニ載

テ、燈檠ヲ火口下ニ手形ニ横ニ置也、總ジテ燈器類ハ何レニテモ、燈盞ニハ常ノ土器ヲ一枚下ニ重ヌ可レ置、方燈ノ取手、竹ニテ節一ツ有、其竹ノ本ヲ我方ヘ置也、必ズ是ヲ翔用ル事ハ、寢起ナル故アカリ過タルヲ嫌フ故也、都テ燈器ノ置所ニ定リ有ト末派ニ云リ、一切サニアラズ、第一床ノ內、次ニ茶堂前ノ置合能見ヤウニ置事肝要ナリ、蠟燭ハ炭ヲ置時ト、茶ヲ點ル時バカリ用吉、置所座ノ勝手ニ因テ各替リ有、口傳、蠟燭ノ炬シ掛ヲ用ユ、是ハ蠟燭ノ多ク立タルヲ客ニ知セズシテ、夜ヲ嗜シ明サン爲也、少細キヲ用ユ、油煙ヲ厭ガ爲也、

露地

〔書言字考節用集 一乾坤〕廛地ロヂ 又作二露地一

〔南方錄 二〕本來白露地之號

露地は草菴寂莫の境をすべたる名なり、法華譬諭品に、長者の諸子三界の火宅を出て露地に坐すると說き、又露地の白きと云ひ、白露地共いへり、一身清淨の無一物底也、いにしへより在家の庭を露地といふ事なし、庭外面砌りなどいへり、寺院には露地の號あり、點條の一境を、かの白露地にもとづきて名付、是利休居士世間の塵勞垢染を離れ、清淨の心地と表したる本意なり、かの書院臺子結構の式よりかねをやつし、露地の一境を開き、一字の草菴に點茶して、世間の塵境を出し導かんと也、露地清淨の外相は、樹石天然の一境也、休の詠に、

露地は唯浮世の外の道なるに心の塵をなぞちらすらん

〔羅山文集 五十六雜著〕肩衝

夫嗜レ茶之侈、起二乎窮口腹之欲一、吾今觀レ之、營二一屋之制一、一木一竹一壁一戸一窓之繁多碎瑣、必求二其奇異者一、然後采工費巧、繞レ屋植二花木一、其通路布二石而踏一レ之、旦夕洒掃、桔槔無レ有俯仰之暇、奴僮手不レ能レ釋二帚箕一、所レ謂齒路也、擇二異石之高且長而斫レ之穿一、其上以貯レ水而立二諸檐下一、所レ謂洗手石也、〇下略

〔茶道禪言〕露地といふことは、能阿彌珠光の二流より出たるにあらず、また陸羽七碗などの茶味

より出るにもあらず、專ら休〇千利休の開闢にて、人我の相をうち破て風雅をなせり、其後古織〇古田織部正、小遠州〇小堀政一など、聞へし時の宗匠たりといへ共、休の心入と少しく違ひ有て、草庵露地に事よせ、猛きを柔らげ、交りの道を本意とし、又人々の才を試みなどせんのため、大命を蒙りて宗匠たり、小兒の及ぶ所にあらず、然りといへ共、またかく用ひ給ひしほどの人々故、休の露地などのこと心入もありながら、時の命に違ふを憚り、むなしく過給ふこと押て知べし、去かし休の露地とても、ふしぎの法を出したるにあらず、本書院臺子の規矩より出て、かへつて規矩を忘れ、自ら一風をなせり、

〔和泉草　三〕路地

一古來ハ路地ナシ、表ニ潜ヲ切開キ、座敷ヘ直ニ入タル也、侘テ面白シト也、

〔貞要集　四〕三重路次之事附堂腰掛之事

一待合、堂腰掛、中腰懸有レ之候路地を、三重路地といふ也、是を本式の路次とて、古來より有來る也、

〔茶道早合點　上〕露路の圖〇圖略

中くゞりの内を内露路(うちろぢ)と云、中くゞりの外を外露路(そとろぢ)と云、内にも外にも腰かけあり、略するときは内ばかりなり、

〔三百箇條　中之上〕外露地むかしは無レ之事

口傳曰、むかしなしと申は、數奇者の仕たる物とてはなく候、數奇にいらぬもの也、乍レ去勝手よきものとて、利休も輕き腰掛を後に被レ致候よし申事也、

怡溪曰、外ろじ待合は、侘の意味にあらず、手重きゆへか、むかしは無レ之、夫ゆえ客の遲速に構なく、來儀次第、直に圍へ請じ入、壹の茶湯には、先うす茶など出すことも有レ之候よし、宿りは台徳相公〇德川秀忠御成、金森古雲可重公初ていたさる、其已後近代は大方外ろじ有レ之、貴人御出之

時は、外ろじの入口の外迄迎に出、常の客には入口の戸少し明掛おく、其時は客案内におよばず明て待合迄入る、客揃ふとき、亭主中潜迄迎に出る、外ろじ内ろじの仕樣廣狹、諸事習多し、其内、外ろじは何之樣子も無之、狹く陰氣にいたし、中潜を明け内ろじを見込とき、景氣改り氣轉る心持肝要、然るゆへ内外不似樣にするもの丶よし、委細は口傳、但待合といふ事は無之ゆへ、入口の外に輕き腰掛計するは、むかしより自然に有之由云つたふ、

〔翁草三十八〕一或人數寄屋庭の物好を利休に尋しに、古詩一句にて答ふ、寄苔日厚自無塵、又遠州へ尋しに、朧月海すこしある木間哉と答られ、又宗旦に問ば、心とめて見ればこそあれ秋の山ちかやにまじる花の色々、物好は心々に替る事斯なん、利休は幽玄に奇麗也、遠州は閑靜に物さび、宗旦は侘體餘りて、細かに心付しとふるき書捨に在、

〔茶譜一〕一利休流路地ハ、在鄕ノ側ニ、古森ノ陰ニ、隱遁者ノ菴室ヲ仕テ居ルト見ルヤウニ藪ヲ植、細イ道ヲツケテ、竹ノシホリ戶、或ハ猿戶ヲ立、侘テ靜カナ體ナリ、石頭爐幷手水鉢、苔ツキ殊勝成體ナリ、飛石モムサク無之ヤウニシテ、キラ〳〵磨コトハ無之、植木ノ下ハ篠芝ノ其間々ハ木ノ葉ヲ蒔、木ノ葉ハ柏椋ノ葉松葉、加樣ノ類取集テ蒔、山出シノ木葉ニ塵ノナイヤウニシテ蒔、其森ノ大木ノ木葉風ニ散テ、土モ不見ト云ゴトシ、道筋バカリ掃ノケテ和ニ見ヘシ、

〔茶傳集十三〕一露地取樣の事、元來露地は天然のあり樣なれば、其所の次第によるゆへ云がたし、書付にも仕がたく、露地にて庵主の心中知る丶ともいふ也、先道の付樣、水打口、勝手の方へ行やう道を付、數寄屋へは立寄樣にしてこそ、露地物深くのこる心ありて、一段と意味淺からず候、數奇屋へ直に道を付、とまりたる所にスキヤありては、露地淺く詰りて惡し、されど其とり樣なりがたき、狹く詰たる地もあるもの也、ひたすらにも云がたし、只鍛錬の所にあり、狹くて廣くも見へ、廣くてせばくも見ゆるもの也、能々勘辨あるべしとの仰〈○細川三齋〉也、

〔茶譜 一〕古田織部ハ千宗易弟子也、依之宗易流ニモ近シ、然ドモ其比宗易流ハ侘過タヤウニ云テ、只奇麗成ヤウトバカリ心得、茶湯ノ仕樣、幷諸具共ニ堅シ、和ナルコトヲ不知、路地ノ體、深山ノゴトシ、大路地也、樹木ハ大松、大樅、木斛、加樣ノ類ヲ深植込、其奧ニ茅屋有ヤウニシテ、成ホド靜ニ人音遠體也、外腰掛內腰掛有、外腰掛ニ堂葺ト云テ、四方棟ノ瓦葺有、六疊敷也、此所ハ相客來テ待合、又ハ裝束改所也、飛石幷タヽミ石ヲ付テ、其外ハ黑キ河原ノ栗石ヲ蒔、屋根下幷タヽミ石ノ間間ハ、タヽキ土ナリ、雪隱ノ中モタヽキ土ナリ、飛石ハ大形御影石多、其外根府川石ナド取交テ、或ハ四五尺ホドノ大石モ有、又タヽミ石ノ耳ニ以白河石、其長サ五六尺、幅一尺三四五寸ノ切石ヲ取合テ居ル、石燈籠ノ形一樣ニ定ル、則別ニ切形有、手水鉢ハ古キ礎石ヲ立テ、水溜ヲ掘テ用之、則切形別ニ記、屋根下クヾリ廻タヽミ石ノ擅、其石ノ間々ヲタヽキ土ニ打コト、赤土ニ石灰ヲ合テ打故石ノゴトシ、樹木ノ下不殘松葉ヲ一本ヅヽ撰テ、外ノ木葉少モ不變シテ蒔之、下土ノ不見エホド、○中略

織部曰、手水鉢近邊ノ樹木幷腰掛邊ノ飛石ハ成程聲花(ハナヤカ)ニ姝(ウルハシク)仕テ吉、小座敷ヨリ出テ氣ヲ晴ス心吉ト云云、木ノ植ヤウ谷見越ノ所ノ奧高ニ前下ニ植テ吉、手水鉢ノ邊カ、又ハ腰掛ヨリ遠山ヲ見越ヤウニ路地ヲ造ルコト本意ト云云、然ドモ之ハ其屋敷ニヨルベシ、遠山ハ不得見ドモ、含其心不塞ヤウニ木ヲ、モ可植コト所要也、

右織部流ノ路地ハ深山ノゴトクト云テ、大木ヲ植塞ト云ニハ無之、右ニ記ゴトク、其所々ニ氣ヲ付テ、晴ヤカニ靜成體也、然ニ大屋敷ヲ持、上京住者有、先祖ハ古田織部流ノ茶湯者故、路地ナド大木ニ成テ、其景氣舊、猶以殊勝ニ面白體也、其以後普請仕テ、數奇屋書院路地ニテ、去者ニ願造ラセシ、最初ハ北山不殘見越、東ハ比叡山、西ハ愛宕山見ヘ、木ノ間ヨリ妙顯寺ト云法華寺ノ堂、幷五重ノ塔マデ見ヘテ、京中ニ珍敷ホドノ景有所也、然ニ此度其堂塔幷愛宕山見ユル方ニ風呂ヲ造、比

叡山ノ方ヲ後ニシテ數奇屋ヲ造、北山ノ方ニ大木ヲ植塞、手水鉢ヲ廂屋根下ニ置テ、剩其向ニ方方壁ヲ塗塞、腰掛ハ本屋ノ陰ニ付、一景モ不ㇾ晴ㇾ見、空地無ㇾ之、誠ニ苦々敷體也、亭主モ雖ㇾ悔ㇾ之不ㇾ及、是非、笑止至也、思ㇾ之ニ指圖モ路地モ兼テ可ㇾ有ㇾ心得ㇾコト也、

〔茶湯古事談四〕一上京後藤が露地は、小堀遠州の好みにて出來し、加茂川をゝかけて大きなる泉水あり、待合より堂腰懸までは船ニ而行なり、舟頭は小坊主のよくこぐ者也、中流にて舟ちんに肩衣十德おかせ給へと、無理にとらせて、夫より袴ばかりにて路次入なり、數寄屋は三疊大目也、刀懸とにじりあがりとの石を壹つにて兼ぬ、巾三尺ばかり長サ七尺餘もあらん、其石より飛石五ッ有ㇾ之、長サ貳間半の疊石に、幅八寸めんを切たる切石、相手石も三尺餘有、長石に小石をとりませ、其外木立物ふり、面白さいふばかりなかりしとなん、

〔茶話指月集上〕さる方の朝茶湯に利休その外まいられたるが、朝嵐に椋の落葉ちりつもりて、露路の面さながら山林の心ちす、休あとをかへりみ、何もおもしろく候、されど亭主無功なれば、はき捨るにてぞあらんといふ、あんのごとく後の入りに一葉もなし、その時休總じて露路の掃除は、朝の客ならば宵にはかせ、晝ならば朝、その後は落葉のつもるも、そのまゝ掃ぬが功者也といへり、

〔茶窻閒話上〕一織田有樂、或時人々と會しはなされし、高山左近が茶の湯に大病あり、高山は所作も思ひ入もよけれども、淸めの病ありて淸き事をまらず、路次の邊はいふに及ばず、方々わきわきのえんの下まで掃淸め、曾て掃除の際もなし、其世話をやく事、沙汰に聞さへいきだはしく覺ゆ、潔き費を曉らず、數奇道へ行ぬ事ではをりないか、但し今の世には、高山が類病多しといはれしかば、一座の外の人までも聞傳へて、尤といひしとなん、

〔茶傳集十三〕一松葉敷樣之事、下地能はきて、初は薄くまく、茶湯一兩日も前にまくが吉、色能を撰

て用べし、假まきはおり合ぬもの也、いづくも惡シ、うき〳〵と有が吉、餘塵に惡しく荷過たるも惡、松葉飛石ぎわなど、都面横計にならぬやう、立にも横にも去どけなくはき寄たる樣に、さすがきわを立たるが吉、石爪のきわ、一方は石壇際へまき付、一方は四五寸程間を除けて吉、松葉のうへに、愛かしこに松かさ、又は落葉など散し置もよし、總別松の木なき所は、松葉敷かぬもの也、其代に落葉など敷も吉、青葉は惡し、

〔茶式花月集二〕一路次仕樣之事

一松葉ヲ敷事、植込ノ内見合、所々敷也、

右之通口切ニ敷、正月元日ヨリ少々ヅヽ松葉ヲ揚ル、此仕ヤウハ、大晦日ニ數寄屋ノ方ヲ揚、（但シ是ハアラタメテ春ヲムカヘル心）又正月末、或ハ二月ヘ入テ、其次ヲ見合揚ル、掛風爐ニ替リタル時、待合不殘揚ルナリ

（但シ風爐ニ揚ル時モ、待合計ニ松葉アリ、風爐ヨリ不レ取也、附利休大晦日ニ年暮ノ體ニ紹鷗ヘ御出被レ成候節、紹鷗路次ニテカレ葉ヲカリ被レ居候由、此時直ニ茶ノ湯アリ、花ビラ餅ニ味噌卷牛房ノ菓子ニテ有レ之由、夫ヨリ利休モ掃ヲカリ、大晦日ニ松葉モ少々揚候由、是ハ改テ春ヲ迎ルナリ、）

〔槐記〕享保十四年十一月廿日、參候、世間ニ何ゴトニモセヨ、スルホドノコトヲ利休々々トイヘドモ、利休ヨリ後ニ出來タルコトモ多シ、（左馬頭ノ庭ニ、松葉ヲシカレタルヲ御覽（近衞家熙）アリテ、）庭ニ敷松葉シタルコトハ、織部（〇古田織部正）ヨリ始レリト云、客ヲ口切ニヨビタルニ、朝ノ寒氣甚シキニ、土地コホリテ霜柱ノタチタルヲ見苦トテ、松葉ヲシキタルト云、尤ナルコトナリ、

〔梵舜日記〕慶長廿年七月三日丁丑、金子八郎兵衞ヨリ申來、二條御城數寄屋路地ニ敷松落葉、卅俵持遣也、

〔南方錄二〕露地水打樣の事

茶會の日、其刻限を考て、露地内外腰掛等悉水打べし、飛石に水たまらぬ樣にすべし、就中腰掛の

石、刀掛石、踏上石、水氣能拂べし、手水鉢の前右に水掛ぬ様にすべし、始に水打時水氣あらば、能々水氣を拂てよし、總て水の打様大凡に心得べし、茶の湯の肝要、唯此三炭三露にあり、大概にいはば、客露地入前に一度、中立前に一度、會濟て客立るゝ時分一度、都合三度也、朝晝夜三度の水、すべて意味深事と心得べし、後の水を立水といふ、宗及などは、立水心得がたし、何ぞや客をいねといふ様にあしらう、是いかゞと被申候よし、休○千利休の云、夫大に本意の違なり、總て侘の茶の湯、大體初終の仕舞二時に過べからず、二時を過れば、朝會は晝の刻にさわり、晝會は夜會にさわる、其上侘小座敷に、平振、舞遊興のもてなしの様に、便々と居候作法なし、わび亭主濃茶呑、薄茶まで仕廻、又何の事をか致すべき、客も長物語止て、被歸事尤也、其歸ル時分ゆへ、露地を改メ、踈路なき様に手水鉢にも又水をたゝへ、草木にも水を打坏すべし、客も其程を考へて立也、亭主露地口迄相送り、暇乞申べきよしの給ふ也、

〔茶道織有傳下〕内外ともに路次にかわる事なし、冬は水うつべからず、さうじのみねんを入べし、二月時分より十月あたりまでは客前に一度、中だち前に中水一度、うす茶の時立水、以上三度うつべし、就中夏はおほくうつ也、時の温寒によるべし、

〔茶話指月集上〕古人は露地の水打かげんを吟味したり、譬ば口切の時分は、客の入りに、一つあ飛石三分程晞あがりたるをよしとす、甚ダ寒する時は水打ずとも、夏は凉敷やうに打しめしたるよし、くゞり口の石一つは、ぬらさぬが故實にて有ル也、

　附　客を見かけて、水おほく打はいとさはがしく、裳もぬれ、木などに打たるは、そのしたゝり衣におちて、いぶせくこそ侍れ、

植木

〔南方錄二〕露地之部　木之栽やう

市中の宅邊とても、深山幽谷をうつし來たる心也、木植様等さまぐ〵心配有べし、深山は松まる

飛石

谷には其實落て松多し、杉有所は又杉多し、其心を以て栽るとなり、作り木、又は珍敷木杯植て惡し、何となく木深く、樹竹共に天然の體にすべし、

〔茶話指月集上〕宗易、露地の樹は、凡松竹、また木には茱萸をうへたり、織部は僧正が谷にて、樅の木のものふりたるをみて面白思ひ、はじめて庭にうつす、

〔茶傳集十二〕一利休露地に桐木をうへ申は、古歌に、

　桐の葉もふみわけがたくなりにけりかならず人を待となけれど此こゝろにてうへたるとなり、

〔和泉草三〕路地

一古路地松竹ヲ植シ也、近代サマ〳〵結構也、モミノ木ハ古田織部植初シ也、南天ハ桑山左近植初シ也、

〔茶之湯六宗匠傳記三〕古田織部殿自筆の寫

一數寄屋の植込の内に、たんほゝの木を植て有、是は花有木也、總じて數寄屋かこひの庭には花有木をきらへども植給ふ、山鳩をうへごみの内に置なかせ給ふ、

〔茶道早合點上〕飛石

ふみ石の外にある、あいしらいの石をひかへいしと云、脇へはなしてすゆるを捨石といふ、

〔茶道筌蹄一〕庭之部

飛石　一番石は石の上へあがりて、坐敷の敷居へひざのかゝる高サをよしとす、壁より六寸明キ、二番石の高サは、一番石と三番との間也、一番と二番との明キは草履を横に入るゝ程、次第次第に此明キなり、三番石より高サ二寸、

　但し三番石を定め高サ二寸也、二番を居ゆるに、一と三と見合て、其後に二番を定る也、

捨石　類きなき石を用ゆ、數極りなし、庭の摸様によるなり、

〔長闇堂記〕一路次に飛石するとの始を云に、東山殿〇足利義政の御時、洛外の千本に道貞といふ侘すきの者ありて、其名譽たるによりて、東山殿御感有て、御鷹野の歸るさに、道貞の庵へ御尋有し時御脚口わらんづなりければ、童朋に雜用を敷せて、御通り有しを學びて、其後石を直せるとなり、

〔南方錄〕二飛石附名有石

露地飛石をすゆる事云に不及、蹲上りの口に遣ふ石を初の石といふ、刀掛石、手水鉢の前石、相手石、額見石抔さま〲あり、大戸より外の石を一ッ石といふ、是にて雪踏をはきかへ露地に入ル也、總じて飛石有露地の時、蹲上り又は障子にても、初の石の上にて雪踏を踏揃へ蹲入り、雪踏をなをすべし、裏と裏を合て腰板に寄掛置てよし、扨亦休居士の露地に飛石なしあり、其時は玄關の外にひきく竹すのこにても、板はりにても小緣を付て、下駄にても雪踏にてもふんぬぎて、小緣にあがり、それより挑にても障子にても明て入也、此時は勿論くつを手にてあつかふまじきとての事也、中立まへに人をやりてくつ直し、客衆其儘はく樣にしたるが能也、休のもず野は、露地すべて芝生なりとかや、飛石なき事相應なり、當國抔砂地多石無きもよろし、苔地抔はせきだの裏しめりて惡し、飛石にすべし、

〔茶之湯六宗匠傳記〕三古田織部殿自筆の寫

一飛石を路地に伏るに、習は石の表を外の方へして伏るなり、又書院の前の飛石は、表を書院の方へ向て伏る、

〔三百箇條〕下之上一狹きろぢ廣き露地石の事

口傳曰、狹きろぢには、石を多く木も多きよし、廣きろぢは石も少く木もすくなき方よし、片ちく也、

垣

中門
滑戸

〔喫茶指掌編三〕道安利休を招く時は、露地の陰に人を潜て、評判もあらばと伺しける、或時利休路地にて相伴の人に咄して、此石の内に一分程高き石あれども、道安氣の付ぬにやと笑けるを、早斯と告ければ、我も日頃左はおもひつれど、執紛て直さずと云て、中起前に直させて、左あらぬ體にて有しを、利休中起の時相見て立留り、此石は早直したるやらん、よく居りしと云り、

〔槐記〕享保十一年正月十一日、參候、當世ニ露地ノ石ヲ高クスユルコトハ、意得チガヒ也ト、毎度中井定覺ガハナセシガ、尤ナルコト也、妙喜菴ノ石ノ高サ二寸バカリアリトテ、此ヲ法トスルハ途也、妙喜菴ニハ、本ハ小石ヲ敷タル庭ニテ、定覺ナド若キ時マデ覺エタリ、ソレヲ近年トリタル跡ノ石ノ高サ也、常式タルベカラズト云、イカサマ左モアルベシト仰○近衞家熙セラル、

〔茶道要錄上注〕露地之制大概之事

一四目籬之事、猿戸ノ所必ズ四目垣ニスベシ、高サ四尺一寸程、横四本、上下ヲ六寸ヅヽ、置テ割合ニスル也、柱付ハ穴ヲ横竹ノ入程穿チ、其内ニテ釘ヲ以テ留ル、竹ハ各切鐵也、枝付又ハ細木ヲモ結添ベシ、是侘タル一體ナリ、

〔茶傳集十三〕利休垣の事

一蘆刈竹と細キ丸太ト取交、間四寸計に横縁ヲ挾ミ内外に立候、横縁四通り也、横縁ノ一ト三ト外ゟ當、二ト四ト内ゟ當る、二本ヅヽ挾テ、横縁當候方ゟ蕨繩にて結び申候、繩ノ節も指三ツ伏程殘して切、兩面也、高サセイ丈ゟ高キハ見ニクシ、

〔茶話指月集上〕一休柴垣など結するに、蕨繩ばかりは惡しゝ、繩ませてゆへといふ、竹籬はうへの長短を揃へず、

〔茶道筌蹄一〕庭之部

萱門　利休形萱ブキ屋根、裏よしず、檜の堀込、柱戸より上に松の皮付三本入るゝ、下ケブリ木の

塵穴

ヌメシキ一枚の大開戸の內に、小クヾリ戸あり、鐵の横關貫を打懸にてとめる、

中クヾリ　織部〇古田重勝伏見の屋敷にて、武用のためはじめて好まれしよし、杉の堀込柱に壁を付て、ニジリ口より大ぶりの戸を用ゆ、板屋根兩方へさしおろし、戸尻に塗殘し、長窓障子なし、簾ばかりなり、

角戸猿戸ともいふ利休形大小あり、堀こみ栗のナグリ、柱の根に戸あり、

揚簀戸中潜ともいふ好み物にあらず、むかしよりあるを假用ゆ、小坐敷二ッありて、路二ッに分る、露地などに用ゆ、揚簀戸おりてあらば、かた〱の道を行なり、此簀戸用る時は客より前に揚置く、又左なき時にても用ゆ、〇中略

梅軒門　檜の堀込柱、杉皮屋根、竹簀戸の兩ひらきなり、廣庭の見切に用ゆ、所によりてこれより客をむかふるもくるしからず、

京クヾリ　檜の大引戸に小間の戸あり、外露地に用ゆ、

〔茶道早合點上〕猿戸

見切にすれば板戸、垣すれば猿戸也、

〔茶傳集十二〕一角戸　誤て猿戸ト云、角柄戸は別也、猿戸は猿ヲ付、角柄戸はかけがね也、猿戸は高ク、角からは低シ、是を以別と可知、〇中略

一なるこ戸　三齋翁二疊敷掛樋の手水鉢、此木戸外露地は細道左右畑也、

〔茶傳集十三〕一外の出戸を京戸といふ、是は地に付けて付敷居仕候ゆへ、石も平めなる大キなるを内外に居へ申候、此石の上にて雪駄をはきかへる也、夫故石の面ラ廣キが吉と仰〇細川三齋なり、

〔茶道早合點上〕塵穴はきためなり

敷松葉とて鑪路に松葉を去く事あり、塵穴の中に青竹の箸あり、廣き庭には四方にもする、口切

腰掛

のときは敷松葉を用ゆ、

塵箸　青竹にて作る

〔茶道筌蹄一〕庭之部

塵穴丸角 丸は凡七寸、角は凡一尺二寸四方、去かし庭の大小による、縁は八分、地より二分上ゲる、

平シヲタイは縁なし、○中略

庭廻小道具之部

塵箸　禪家にて箸子といふ

〔茶道早合點上〕腰掛よりあひとも云

中立の後こゝにこしかけ居て、茶室の掃除等出來るを待合す、塵路行燈、羽箒、たばこぼん、料紙硯の類を置、流儀によりて、ゑんざを置、冬は手あぶり等を置、

〔茶道筌蹄一〕庭之部

待合、腰懸、　外露地を待合といひ、内露地を腰懸といふ、

堂腰懸　利休形、外露地にあり、疊はクレを用ゆ、元來辻堂にかたどりたる故、堂腰懸といふ、原叟好の牛部屋は堂腰懸へ小クヾリを引付たるなり、待合、腰懸、堂腰懸ともに圓座、烟草盆は末席のある方に置也、烟草盆は、煙管を客の方へ向くやうに置なり、

〔南方錄二〕腰掛附堂腰掛中畧

休居士○千利休時代は、何方も一重露地なり、往還の道路より直に露地の大戸を開き内に入、大戸のきわに腰掛あり、板縁又は簀子等の麁相成仕立なり、露地草庵、是侘の茶の湯なれば、誠に中やどりのやすらひ迄なり、其後古田織部正、小堀遠州等に至て、治世のともにひかれて、大名高貴の心に應じ、萬般自由館様にとて堂腰掛と言もの出來、衣裝等をも着かへし也、夫故衣裝堂とも云な

り、家來共、堂腰掛までは自由に出入する樣にして、扨今一重內に塀をかけ、中挑をかまへ、中挑の內に又腰掛を付、初入は主中挑迄むかひに出ル、扨懷石濟中立の時、堂腰掛までは不ㇾ行に、中挑の內に付たる腰掛に居て案內の鉦を待、○中略

一、腰掛に置べき諸具之事

看板　版、但喚鐘にても柝にても、　圓座、但客の數次第幷上座下座、　硯文庫　當日客名付　烟草盆

案內のなり物を初め、腰掛の諸具右のごとし、圓座のとぢめ壁付にすべし、腰掛二ッあらば、上座下座分て置べし、硯箱の內、筆二本、小刀、墨、此分入べし、書院方には墨さし坏も入るなれども、腰掛の硯箱には無用也、筆一本はおろし墨付たるを、ぼうしなしに入れ、一本は帽子を掛て入る也、帽子の寸坏も有、秘事口傳、文庫の內、奉書美濃紙一帖ッヽ入べし、口傳有、當日客の名付、賞客と思ふ客を壹番に書付べき事勿論也、烟草盆の事、休の時代迄はまれ〳〵に用ひし故、烟草盆の一具坏なかりし也、漸八九十年來、世なべて用る事になれり、利休たばこ盆坏云あり、是休の名をかりたるなるべし、

〔茶譜　一〕一堂葺ト云ハ、外腰掛ノ脇ニ造ル、此屋根ヲ瓦葺ニスル、之ハ數奇屋ト同ヤウニ見間敷タメ、又路地ノ體、深山ノ物靜成ヲ見立テ造ユヘ、幸ニ寺ナドモ有心ヲ含テ、則瓦葺ニハ造シ也、第一ハ此所客人ノ裝束改所、又相客ヲ待合所ナリ、寒氣ノ砌、老人ハ腰掛ニ相客ヲ待居モ難儀スベキタメ旁造ㇾ之、則堂葺ニ添テ腰掛有ㇾ之ヲ外腰掛ト云、此近所ニ雪隱有、夫ヲ外雪隱ト云、中クヾリノ內ニモ腰掛アリ、之ヲ內腰掛ト云、此近所ニモ雪隱有、夫ヲ內雪隱ト云、○中略

一古田織部流、外腰掛ニ續テ堂葺有、六疊敷又八疊敷モ可ㇾ有ㇾ之、眞中程ノ大道ノ方ヘ突出シテ出格子有ㇾ之、釣格子ニシテ竹ヲ打ナリ、竪柱五本ニ横ニ通人テ、格子ノ內ニ腰板ヲ打、然ドモ其中路

地入口ノ見ユル方ハ腰板ヲ不打、

〔茶式湖月抄　四編下〕露地腰掛附堂腰掛　中假入(ナカクヾリイリ)

堂腰掛圖略○圖　寶形作九尺　床四尺三寸　腰カケ一尺八寸　巾一尺六寸　屋根杮ブキ

堂中ニ半鐘ヲツル、客メソロヒシトキ打也、

額腰掛巾(着ゴシト云)六寸二分、ツ五分見分、　柱桁マデ高上バマデ九尺　カウバイ七寸二三分

破風貫出一尺二三寸　破風下六尺三寸　柱九尺

〔槐記〕享保十一年正月廿三日、近衞左馬頭へ御成、(實源外記、錦○山科道安、中略)　待合(上ノ間障子アケ、次ノ間障二枚カサ子、上ノ煙草盆、新相樂ノ火入、青竹灰吹、下ノ煙草盆、一カンベリ、染付火入、青竹灰吹、)

十五年正月七日、御茶湯始、(鎖、二三、)　御居間ツヾキノ御圍居　御待合、御書院ノ次ノ間、常信ガ彩色ノ屏風一雙ヒキマハシ、内ニ薩摩燒ノ火鉢バカリ、略○下

〔茶道早合點　上〕莊雪隱(ニギリせつゐん)　當代は小便所とも號

白きわり石をまくなり、大便所にはあらず、大便所は下腹雪隱とて、中塵路の外にあり、佗人は下腹雪隱ばかりなり、石雪隱なりとも、砂を置ときは下腹雪隱とまるべし、下腹雪隱は壺をよせをくなり、尤踏板なり、砂雪隱へ大便する法、先燭杖にて砂をかきのけ紙を多くまき、大便して上へ又紙をきせ、燭杖にて砂をかきよせ多くかけをく、まかしながら先大便はせぬことなり、莊雪隱の内は、ゝき、燭杖、塵穴あり、穴の中に箸あり、小便たごにてはあらず、爐のときは戸を立置、風爐の時は戸を明置、又明ざる流儀もあり、

〔茶道筌蹄　一〕庭之部

雪隱　露地口より外にあるが下腹、(大便を通する雪隱也、)露地口の内にあるがタレ板雪隱、(タレ板八枚、セイシンに濟す。)(六尺四尺、是よりセ[illegible]手二よる也、)タレ板八枚の内二板切ヌキ、左右六枚也、内露地は砂雪隱なり、

砂雪隱　堀込柱內に、踏石、丸き塵穴、蕨箒、觸杖、箒子あり、御影石か白川石かの層を眞中と偶とに盛る、入口の石を戸下の石といふ、兩方を踏石といふ、向を小便返しと云、後をウヲ返し、此四ッの石の間より砂を撫込み勝手の方に積む、砂雪隱ある庭には、外に蕨箒不用なり、

〔南方錄二〕雪隱

露地雪隱は、禪林の淸規百丈の法式つまびらか也、總て茶堂腰掛は、侘一偏にて、古柱古竹等も用る也、便所道具は、侘にても新敷淸淨成を用る事肝要也、會の時は客雪隱の內を見る事も、禪林に便所の役を淨頭とて、歷々の道人和尙達のせらるゝ、例多し、修行の心持有る事也、客も其心持有、又侘にも亭主は雪隱を格別に改め心を用る故、客も主の心入をえるため共云へり、又利休の比迄は、亂世の砌故、野心の者雪隱にかくれて仇をなしたる事共有り、漢和其類あり、客の內末座に醫者隱者等加りては、殊更に心を付て、上客より先に雪隱に氣を付る事肝要也、曉會夜會殊更也、露地の雪隱、禪林の淸規を以てする事といへども、少ヅヽの差別有、手桶面盆に糠塵取帚杯品々の事共有、塵取を塵穴に仕替持する樣に、少は差別有、掛り緣打樣等秘事口傳、外に用を辨ずる爲、常のごとくえたる雪隱あるべし、○中略

雪隱之內用意之事

客來前、疾と水を打、掃除仕舞て、其後乾砂を手桶に取寄、山なりに立、其上に觸杖をさす、路次に路の淸にも乾砂を立、御幸御成の道邊にも乾砂勿論の古例なり、俄にいかやうの不淨出來べきも計がたし、其時の淸の爲也、夕立杯に水たまりも有事也、根本鹽湯をとり淸をする本意也、雪隱の砂も不淨をおほひ淸むる爲也、いつとなく常住に砂を入置、又水を打掛て濡砂にする事、大成違却也、開戸水にて流して立べし、夏の夜會には開戸明置たるよしと云說有、さしこめたる所には蚊杯多く籠り居て、うつ〳〵敷故の事なるべし、

〔茶道便蒙抄二客方〕雪隱之事

雪隱は石を居、砂を入る、是壹ッにて古は用といへども、當代は是を小便所と號し、中潜地に下腹雪隱とて、かめを居ふみ板を敷、是には大綱ふ、尤まかるべし、されども侘は砂雪隱壹ッならではなし、此時大用は調間敷か、砂雪隱に大用調樣、口傳、

〔茶傳集十二〕雪隱ニ付、針屋宗春方にて、戶田民部、熊谷半次、奈良や三助、此三人客に而茶の湯ありしが、夜會にて夕さり申の下り露地入、宗春も雪隱の內能見て迎に出しなり、中立ノ時、三助雪隱を見るに、大の男一人壁に添て立テ居ル、三助謙人と問、上客二客は通り過て、腰掛に行三助に申は、豐島大之進と云兵法者也、今日ノ客中ノ內戶田民部正に遺恨ノ者也、一刀うらみ候心也、民部を是へ引出給へと云、今日ノ茶會に刃物ザンマイ無用、宿意あらば重而打べし、從是逃去ば一命を助くべしと云、大音にの丶まり候故、二客何事かと立出ル、早くも三助心得、民部に怪我有ては詰ノ役不濟と、小脇差をぬく手も不爲見、大之進を雪隱外ゟ內へ入レ突留、夫ゟ兩人致入露地、行燈に而能々見候へば、民部見知有物也、甘グ間もなく後入して茶濟、御露地ノ御便所を穢し候由挨拶して、シカ〳〵と申候へば、宗春驚申、又三助は武士ニ取立、戶田三助と爲名乘、法體して三入と成、甲斐々々敷町人也、夫ゟして晩會夜會は亭主も入、念雪隱を改め、客も能々見る事也と仰(細川三齋)也、

〔茶傳集十三〕一下腹雪隱とて外露地に仕置事也、雪隱の內ノ壺はかめを居へ申候、又桶にても古、ふみ板を置、跡には小砂を置かけて、砂かきを立掛て可置、內露地の如く石を居へ、砂利を付る事なし、奇麗に候では入られざるものなり、

〔茶道筌蹄一〕庭之部

石手水鉢(杉の柄杓長柄)　水溜さし渡し七寸、深サ六寸程、尤石の大小にもよる、利休所持の四方佛

手水鉢

手水鉢は、今清水寺にありて鼎の水といふ、何者か仕たりけん、其上へ角なる手水鉢を重ね、筧にて水吹上る、

手水桶蓋　椹木の桶、松の蓋、檜杓、不淨水にも淸淨水にも兩樣とも用ゆ、

不淨藥罐　二重露地の狹き所は藥罐を用ゆ、廣露地には桶を用ゆ、一重露地は廣狹にかゝはらず手水鉢ばかりなり、不淨水なきとき、不淨の手を淸くするは、まづ杓の端を持、扨片手をあらひ、其手にて杓の中程を持て、かた〳〵を洗ひ、後に口をすゝぐ、

〔槐記〕享保十五年四月廿五日、參候、宗和流ノ手水鉢ニハ、鋌形、瓢箪形トテ二色アリ、燈籠ニ形アルコトハ、終ニ古モ御覽ナサレズ、世ニ織部形利休形等アリ、遠州形ト云モノコレアリヤ、鋌形ト云ハ、丸キ大ナル鉢ヲ、玉ブチノヤウニ口ヲ丸ク大ニ小キハアリ、キリヲトシテ、眞中ニ眞四角ニ水溜ヲキリタルモノナリ、丁度鋌形ナリ、コレハ夏ハ丸キ切落マデ、一ハイニ水ヲ張ト云コト、ナリ、冬ハ四角ノ口バカリニ水ヲハルナリ、瓢箪ハ堅ナル鉢ナリト仰〇近衞家熙ナリ、

〔長闇堂記〕一昔は四疊半えん差にして、六疊四疊土間屋根の下有手水、それにすはりぬけの石船すえ、又木をもほり、桶をもすえしなり、織部殿〇古田織部正の時、大石の五十人百人して持石鉢となれり、長鉢は南都橋本町の川橋ぎぼうし有けるを、中坊源吾殿へ某申請て持候なり、遠江守殿取給ひて、長二尺八寸に切、六地藏の路次にすえ給ひしを、後台德院樣〇德川秀忠へ上りて江戸へ下りしなり、

〔南方錄二〕手水鉢附蓋附手水鉢高下

居所不定也、休居士〇千利休は大かた露地の中にすえられたりとかや、腰掛にすえしは、天王寺屋宗及の作なり、玄關の庇の下にもすえる、總而手水鉢、珍敷見事成大石抔無用也、水多してはあしゝ、小手桶の水にてそろりとかゆる程と云々、晝は蓋に不及、曉會夜會雨雪の時は蓋すべし、曉會抔

は、只今改めたる水なれども、虫など落入、木葉ちりなどして落る事あり、休居士時代の手水鉢は、皆々つくばひて仕ふ樣にひきし、秀忠公の御時、古織〈古田織部正〉江府御城御數寄屋山里の露地をつくられし時、手水鉢高くすえられたり、其後家光公の御時、小遠〈小堀遠江守〉に露地のもやう杯も仕かへ候へとの仰あり、所々ホげり杯をすかし、さまでの仕かへもなし、御手水鉢計ひきくすえかへ置れたり、上覽の上其故を御尋あり、小遠の御請は、古田織部時代は、家康公御在世にて駿府に御在城被成、折節の御茶もありし故、御手水鉢高くすえしなり、今になりては御一門を初、皆々つくばひて手水仕候故、ひきくすえ候由御請あり、甚御感有しとかや、誠に時節に隨ふ事、尤の了簡也、

〔東照宮御實紀附錄二十五〕御茶室の露地の手水鉢を、つくばひてつかはるゝ程になされしに、本多上野介正純、今世の數奇人は、手水を立ながらつかふと申せば御氣しき損じ、我露地にては、たとひ將軍たりとも、立ながら手水つかはれんや、まして外々の者をやと仰られしなり、

〔貞要集四〕手水鉢居樣之事

一手水鉢の事、內腰懸より躙上りの間に見合居る、臺石を居、手水鉢を載せ居るなり、地より二尺四五寸迄、前石は景よく大成石を居る、前石の上面より手水鉢の上端迄、一尺より一尺五六寸迄、又前石の前面より手水鉢水溜の口迄、一尺八寸、一尺六七寸迄、柄杓を置見申、遣能程に居申事節一也、水門は兩脇景能石を居、松葉をしき、流上に水はちきの小石、又は古瓦杯置申候、道安流の水門仕樣有之候、〈口傳〉

一湯桶石、手水鉢我右の方水門へ掛て居ル、其前に相手の石とて居ル也、是は貴高の相伴のもの、御手水懸申時の爲に居る石也、又手水鉢中潜軒下、躙上り軒下に居る、雨降候時の爲とて、近代軒下に手水鉢居ル事也、

一手水鉢水溜を鑿申寸法は、横六寸八分、竪は一尺一寸、深サ七寸二分、飯櫃に丸ク鑿申候、是は大

キなる鉢の寸法也、小キ鉢には七八寸九寸九ク掘り、深サ六七寸程に掘申候、尤見合第一、また丸鉢には水溜角に掘申事も有、

〔千家茶事不白齋聞書〕石燈籠之事

一六角は利休、四角は古織、〇古田織部正名高きは大德寺に有り、利休ゟ細川三齋江遣ス、うづまさ是は一度被盗候處、何方江行テモ主にたゝり在、京中ノ道具屋買取、又うづまさ江上ル、 北野賴政之寄進也、殊之外さびたるもの、兩面之口計り有り、半月などもなし、 わらび堂 二月堂 三月堂 くわんこ寺 般若寺、何れも奈良、 柚之木ノ下奈良、さびて面白もの也、

〔茶道筌蹄一〕庭之部

石燈籠臺 油盞 古寺古社にありしを用ゆ、其外名物あり、臺は杉板に半月のすかし、但し八日月なり障子は十文字明ケ、勝手にて兩樣を用ゆ、利休形、 油盞は了々齋好、彌助作赤、今是を用ゆ

木燈籠輪 油盞 利休形、障子と三日月とむかひ、滿月と半月と向ふ、油盞を居る輪は竹なり、

仙叟好は滿月が角になるなり、尤仙叟好、滿月と障子と對すあれども、表流には不レ用、

金燈籠 利休形、菊のすかし、鎧くづしの二ツなり、其餘は古寺古社にてふるびたるを用ゆ、今千家の利休堂にあり、

燈籠臺 利休形、栗のナグリ木の蜘手、高サ一尺八寸、江岑好の石の臺あり、一尺六寸也、蜘手寸法二寸、高キは蜘手燈籠の底へ十文字入るゝが故に、江岑好石臺同樣に成る也、〇下略

〔南方錄二〕燈籠附石燈籠木燈籠弦月すかし

露地の趣に隨ひ、手水鉢の邊、又は木陰の闇き所に置べし、石燈籠の古びたるよし、木燈籠は利休燈籠といへり、手水鉢の邊につり、又は蜘手をしてすべてよし、又三日月のも有り、

〔貞要集四〕石燈籠之事

一石燈籠の置所は、手水鉢近邊、砂雪隱の邊、又は躙上りの邊、あかり用に立所を見合置が本意なり、半月の有方を西へ成樣に居申筈と有之候へ共、其路地の場に寄べし、廣き路次には石燈籠二ツも可置、內路次に石燈籠二ツ置不申沙汰も有之候へ共、長路次には二ツも三ツも置申度候、然共石燈籠、古キ見事成を路次の景氣に置申事に候へば、少々明りの惡敷所にても景氣に置申候、夜會には燈心長ク入申候、朝會には燈心短ク入申候、夜は客長座のため、朝は夜深より客待申心持にて、燈心長短有之候、石燈籠路次に置候は、利休島邊野通りて、石燈籠の火殘り、面白靜成體思ひ出て、路次へ置申候よし云傳有之候、又等持院にてあけはなれて、石燈籠の火を見て面白がり、夫より火を遲く消し申由云傳る、石燈籠前に火燈シ石とて、大ぶり成石を居へ、とび石居へ續る也、朝會には、夜あけ候て會席出し候と其儘、燈籠火を消申候、

〔南龍公言行錄中〕小堀遠州作の石燈籠の事

御隱居可被成五六年前ニ、酒井讃岐守入道空印、此方御城附ニ向て、大納言殿ニ者、小堀遠州作之石燈籠御所持と承候、拜見仕度と所望也、賴宣君御機嫌ニ而、庭之摸樣を作り替候へとて、公儀之御庭作山本道勺鎌田庭雲を御呼、御庭之作直有、御庭出來、石燈籠を立る日、千宗左病氣ニ而不出、千賀道味も指合有て不出、道勺庭雲彼石燈籠をみて、小袋の日形月形の窓狹ク、當世ニ合不申候、ひろげ候はゞ可然と有、承りの役人蔭山宇右衞門石工を數人呼寄、火袋の窓を道勺庭雲指圖の通りニ鑿り廣げて、石燈籠を立て歸る、其晚石燈籠立候段、宇右衞門申上候付、賴宣君御出御覽被成ニ、火袋の窓をほりひろげ候を御覽付、大きニ御驚、是は何たる事を致候と御尋、蔭山承、道勺庭雲指圖にて候と申上ル、そこニて大ニ御氣色替り、奉行ハ何の役ぞ、彼等が申とて、何とて此方へ不伺、大事之古石燈籠疵付候へば、最早用ニ立ぬ捨り物也、さて〳〵惜き事かな、遠州の指圖の窓を道勺庭雲ほりひろげ候事、不屆不調法中も愚也、空印へ約束はしたり、何とかすべきと御叱、宇

右衛門め己は何の爲ぞと、既ニ御腰物ニ御手被ㇾ懸候へば、宇右衛門は貳拾間程しさり、頭を地ニ付、赤面して罷在候、頼宣君御目を被ㇾ塞、良暫御意被ㇾ成、加納五郎左衛門直恒を召、扨々大事之道具ニ疵を付捨たり、我此前御上洛供奉之時、小堀遠州ニ此石燈籠を頼候時、物者貳ツがよしとおもひ、其時二ツ頼、壹つは此地へ下シ、只今捨り燈籠なり、今壹ツの燈籠は、紀州粉川の別業竹藪之内ニ、苔をつけ古さんとおもひ入置たり、取寄て此度空印を呼候間ニ可ㇾ合かと御相談、五郎左衛門承り、扨々遠き御思案ニて、貳ツ被ㇾ仰付置れ候物哉、鯨船にて水手を撰押切せ候はゞ、成程手ニ合可ㇾ申とて、則早逬之御飛脚を以紀州へ申遣、鯨船に石燈籠をつみ、水手を撰、晝夜のさかひなく推ける程ニ、海上風波穩ニ、石燈籠無ㇾ恙八丁堀ニ著岸、千宗左を被ㇾ遣、車ニつみ、御中屋敷へ取寄御覽有ニ、貳十餘年林之内ニ而雨露ニうたれ、苔むし古びたる事千年を經たるがごとし、則御庭ニ立たるニ、前の燈籠ハ物之數ニてもなし、御機嫌不ㇾ斜、長門守、若狹守、五郎左衛門、左五右衛門、千宗左、千賀道味迄も、君之御智慧遠き御思案を奉ㇾ感、皆感涙を流しける、空印御招請候へバ、此燈籠を見被ㇾ申、空印も其珍物を深く被ㇾ感、御茶の湯も一入興有けると也、

〔茶道筌蹄　五〕燈燭器

行燈

露地行燈　利休形、檜木地春慶ヌリ、覆眞黑ヌリ、火皿にホウツキ有て、一枚の油盞を置く、風なき夜は覆をとるなり、

笠杖履物

〔茶道早合點　上〕竹子笠　廬路の腰かけ、又は廬路の邊にあり、雨ふりに用ゆ、ひもなし、釘にかけるひもあり、手に持てきる、

雪踏　間に皮を入て、しめり表へとをらぬためなり、利休物ずきなり、是を數寄屋ざうりと云、

廬路下駄　雨ふりにはく

〔茶道筌蹄　一〕庭廻小道具之部

笠　利休形、竹の皮熊野笠、檜網代組用てもよし、

草履　むかしはひとへなりしを、利休、竹の皮の裏付をこのむ、是雪踏の始りなり、裏あるをすべて雪踏と唱ルよし、雪をしのぐ爲也、

下駄　利休形、杉に竹の皮のハナヲ也、

杖　利休形、白竹の上を竹の皮にて包み、紺苧にて卷く、

〔南方錄拾遺一〕露地の出入は、客も亭主もげたをはく事、紹鷗の定め也、草木の露ふかき所往來する故如ㇾ是、互にくつの音、不功者功者をきゝしるといふに、かしかましくなきやうに、又さしあしするやうにもなく、をだやかに無心なるが功者としるべし、得心の人ならで批判しがたし、宗易好みにて、此比草履のうらにかわをあて、せきだとて當津堺〇今市町にてつくらせ、露地に用られ候、此事を聞申たれば、易の云、げたはく事、今更あしきにはあらず候へども、鷗の茶にも、易ともに三人ならで、げたを踏得たるものなしと鷗もいわれし也、今京堺奈良にかけて、數十人のすき者あれども、げたをはく功者は、僧ともに五人ならではなし、これいつもゆびを折事也、されば得道したる故は云に不ㇾ及事也、得心なき衆は、先々せきだをはきて玉はれかし、亭坊別而かしましきの物ずきなりと笑はれし、

〔長闇堂記〕昔はわら草履にて有しを、利休より雪踏となれり、足袋も昔ははかざりしなり、

〔茶傳集茶人系譜〕千宗易

- 千道安
- 桑山左近
- 片桐石見守石州流ノ祖
- 千宗淳
  - 千宗旦
    - 千宗佐江岑ト號、且ノ二子也、紀州ニ仕、今ニ連綿ス、不審庵、千家表ト云
    - 千宗室仙叟ト號、且ノ三子也、加州ニ仕、今ニ連綿ス、今日庵、千家裏ト云

千宗守一翁ト號ス、旦ノ季子也、讃州高松ニ仕、今連綿タリ、官休庵、千家武者小路ト云、

利休家筋旦翁ノ後、右三家ニ分ル、

藤村庸軒庸軒流ノ祖

杉木普齋普齋流ノ祖

山田宗偏宗偏流ノ祖

織田有樂諱長益、信長ノ弟、源五郎、有樂軒、如庵ト號ス、有樂流ノ祖ナリ、

細川三齋諱忠興、幽齋ノ男、(中略)剃髮シテ三齋ト號ス、(中略)利休ト交深ク、茶道休ノナス所ニシテ私智ヲマジヘズ、

一尾伊織三齋遠言ニヨリ以來一尾流ト號ス

古田織部正諱重勝、號ニ印齋、(中略)織部流ノ祖タリ、

小堀遠江守諱政一、髮落シテ宗甫、古田重勝、佐久間眞勝ヲ以稱ニ三宗匠ト一、遠州流ノ祖也、

藪内紹智藪中齋劍仲、又燕庵隱齋ト號、依ニ眞如上人招ニ仕ニ本願寺ニ、今藪内流ト云、其祖タリ、

南宗寺宗慶左海集雲庵首座、一休ノ法嗣ス、宗告トモ云、(中略)南坊流ノ祖タリ、

〔古今茶人系譜上〕織田可休――織田主計頭貞置(中略)有樂齋逝後、貞置へ茶道相續ノ血脈ユルサル、仍テ世ニ貞置流ト云、

〔茶窻閒話中〕むかし利休が比までは、古流の誰かれ殘り居れり、中にも津田宗及、今井宗久などは、肩をならべて宗匠たりし故、千家の系圖に載らざる高名の茶人あまたありし、いつぞのほどにや、古流は微々になりて、あれども無がごとくにて、千家のみさかんになりし、今の世に三齋、古織　有樂　遠州　一尾　舟越　佐久間　多賀　金森　片桐　貞置　宗偏などの流々、各別のやうに一流を立れども、其根本皆々千家より出ざるはなし、千家は茶道の大宗匠といふべし、

〔茶話眞向翁坤〕千家および藪内を茶の家本と唱ふ、これもおほやけならず、私の唱也といふべし、利休居士の聟万代屋(モズヤ)宗安の末葉、肥後細川家につかへて、今に茶家を唱ふとなん、又紹鷗晩年の

子武野宗瓦の子孫尾州に有とぞ、加州に小堀家、金森家有、此類猶ありぬべし、其人其道に堪能ならば、家と稱すとも可なるべし、

立花家池坊は、室町家治世より連綿して、今に花の家本たり、其餘諸藝の家もと、みなおほやけに有、茶家に限りて其沙汰なきは、居士〈○千利休〉ことありて後、織田常眞公、織田有樂翁、細川三齋翁等の諸歷々、就中古田織部、小堀遠州、片桐石州等、つゞいて公上の御師範たり、されば家本の沙汰あらぬ成べし、

〔茶傳集附錄〕三齋翁の門下に、茶道執心の輩多といへども、中にも一尾徹齋其一にして秀逸也、或時翁物語に、茶は流有てなきもの也、予休門下にして、休の旨要を其儘守といへども、人皆利休流とは不云して、三齋流といへり、武門之家に生れ、茶道に名を殘す事有まじ、休より傳る所を徹齋に傳へ、翁の覺書不殘徹齋にゆづり、徹齋又三齋の物語を始、其旨要を筆記ス、今々一尾流にして數寄の妙所に至るべしと深々物語有、

〔老人雜話下〕茶の會にノ觀流と云あり、是は上京坂本屋とて茶の會を好む者あり、をどけたる茶の會を出す、初め號を如夢觀と云、後に改めてノ觀と云、一溪故道三の姪壻也、ノの字、人の字の偏ばかり也、人に及ばぬと云意とぞ、宗易より少し後也、

〔茶人大系譜〕古田織部正〈織部流祖　諱重勝、從五位下、織部正、領二一萬石一、性得二茶事一、[illegible]古器一、(中略)利休之嫡、[illegible]、(中略)子、[illegible]元和元年六月十一日、有御自殺、○中略〉

　├慈胤法親王〈梶井宮、後陽成帝皇子、二品天台座主、號二常修院宮一〉──近衞家熙公〈(中略)號二豫樂院一〉
　│　　　　　　　　　　　　　　　　└鷹司輔信公〈[illegible]〉
　├近衞信尋公〈(中略)號二應山一○中略〉
　└小堀政一〈從五位下、遠江守、號二孤篷庵一、宗甫、遠州茶流之祖〉

〔茶譜　一〕古田織部ハ、千宗易以後世ニ用テ師トス、其比マデハ人ノ心モ正シテ、茶ノ道織部一流聊不二相背一、宗易流ヘモ近シ、今代世ニ玩ブ茶湯ハ、織部流ヲ根本ニシテ少宛我流ヲ仕出シ、剰織部流ヲ古流ユヘ不レ用ナド云人多シ、不案内ユヘナリ、當代ノ座敷其外茶湯ノ仕様織部流也、小堀遠江守ハ、古田織部流ヲ根本ニシテ、宗易時代改捨シ古流ヲ聞出シ、吾一流ノ種トス、古道具ヲ集、棚毎ニ餝置、物數奇ト云テ枕ヲ荒、偏ニ唐物商買ヲ見ルゴトシ、道具ヲ集ユヘ、古新ノ目利也、第一初心者ニ面白ガラレン謀多シ、茶湯ノ病ハ此比ヨリ發テ猥ニ成シ、〇中略一金森宗和ハ、古田織部流ヲ根本ニシテ、小堀遠州流ヲ指加、自分ノ物數奇少宛仕替、自ヲ道安流ト名付タリ、然ドモ世ニ用ユル人モ有、又不レ用モ數多也、依レ之一生上京ニ住居仕テ、宗匠トハ不レ成、

〔茶人大系譜〕片桐貞昌石州流祖從五位下、石見守、領二和州小泉一萬石之地一、曾爲二玉室和尚俗弟子一、爾乞二法名道稱一、以二三叔宗關一聞レ之、寛永某年、創二高林院于紫野一、請二玉公一爲二開祖一、學二茶法於桑山宗仙一、及成(一云學利休)小堀遠州之後、片桐貞昌、船越吉勝、多賀左近之三家、稱二茶家宗匠一、曾寛文五年十一月、獻二茶於殿有君一、延寶元年十一月廿日卒、牌子題二三叔宗關居士一、爲二石州茶流之祖一、

〔茶傳集茶人系譜〕石州流

片桐石見守從五位下、初貞俊、後貞昌、號改庵、(中略)石州流ノ茶祖タリ、〇中略

稱石州流鎭信派
松浦鎭信四品肥前守、初信倹、後鎭信、入道號二式部卿法印一、天祥庵、無外庵圓惠、元祿十六年十月六日卒ス、年八十、(中略)石州ノ門ニテ重々傳ヲ石州家老藤林助之丞隱居シテ宗源ト云シ者、常ニ鎭信ガ方ヘ來テ受レ之、元一尾流皆傳ノ人ナリ、依レ之古石州流トナル、然レドモ元一尾夢達ノ門人ナレバ一派ヲナシ、鎭信派ト稱、一尾ノ法ニ相似タリ、改流ノ後モ一庵ト交リ深クアリシト云フ、

石州流怡溪派
怡溪和尚高源院開祖、名宗悅、大德寺、又東海寺ニ住ス、正德四年五月五日卒ス、

石州流道閑派
清水道閑京都ノ人、風爐道閑、古道閑トモ稱ス、遠流庵ト號、初織部門也、遠州肝煎ニテ仙臺ノ茶道ト成、石州ノ頼ニマカセ石州流ニナルト云リ、慶安元年六月廿日沒、

松尾流

原叟宗佐門
松尾宗二京師ノ人、樂只齋、喜斎軒、茶法ヲ初秋波ニ學、後原叟ニ學、寶曆二年九月五日沒、年七十六、

〔喫茶餘錄初篇下〕久田宗榮茶道ヲ宗易ニ受、遂ニ茶事ヲ職トス、久田流ノ祖、寛永元年甲子三月六日沒、

〔茶道筌蹄一〕相傳物之事

習事十三ヶ條　茶通箱　唐物點　臺天目　盆點　亂飾　眞臺子

右何れも相傳物ゆへ此書に不記、但し習事は原叟時代より始る也、其後啐啄齋十三ヶ條まで習事にするなり、

〔茶式花月集四〕傳授前之ヶ條

長緒　仕組點　組合點　茶筌飾　盆香合　軸飾　壺飾

臺飾　茶碗飾　花入飾　名物飾　花所望　炭所望

一傳授之分

茶通箱　唐物點　臺天目　盆點　亂飾

〔紳書九〕臺子の事、織田信長、利休をめして茶を立させられしに、臺子の體ことごとく新意を出して古制にあらず、信長其よしを尋申されしに、古制によらざる意趣逐一に其理ありければ、大に感じ給ひたり、其後豐臣太閤の時、利休をめして臺子の法制を態々傳授し給ふて、其上に利休に誓紙を參らすべし、一子にも我ゆるしなくば傳ふまじとちかへとあれば、利休誓詞を奉りて、これよりのち茶會には爐を用ひしに、太閤より傳授之人々七人ありて、これを臺子の七人衆と申せし也、其後織田有樂も傳授し給へと申せしに、太閤利休に仰せて傳授すべきよし也、有樂は臺子の制式は利休よりの傳也、細川越中守入道三齋も七人衆のうちなれど、其家々あれば傳授は仕らざりき、見習し事は有よし市尾伊織申されし也、今織田貞置の茶式は臺子をもはらとす、是則有樂傳也と、これも宗羽申しき、

〔茶事談上〕珠光門人多キ中ニ篠道甘(或ハ忠野、又靈蘭、)臺子ノ式法ヲ傳受ス、道甘ヨリ十四屋宗悟ニ傳受シ、宗悟ヨリ紹鷗ニ傳受シ、紹鷗又宗易(利休居士)ガ茶事ニ器量アルコトヲ知テ宗易ニ傳受ス、宗易ニ

至テ太閤秀吉公ノ命ニヨリ、茶會ノ極意ハ一子相傳トナル、宗易嫡男眠翁紹安蹇病ナル故ニ、少庵宗淳傳受ス、宗淳ヨリ其子宗旦ニ讓ル、（或曰、宗旦ハ紹安ノ子ニシテ、宗淳ノ養子ト云、不レ知、）宗旦故有テ藤村庸軒ニ讓置、庸軒又宗旦ノ子江岑宗佐ニ讓歸ス、江岑其子良休宗佐ニ讓リ、良休又原叟宗左ニ讓リ、（原叟宗左ハ久田宗全ノ子ニテ、良休ノ甥ナル故ニ養子トナル、）原叟宗左故有テ先々師三谷良朴宗鎭傳受ス、（時ハ正德六年四月二十三日、不審庵ニテ傳受ス、次席ハ青木如水、服部道圓、兩人ナリ、次席ト云ヘ、次ノ間ニ居テ茶事ノ法ヲ見ルノミ、）宗鎭是ヲ以テ藝州侯ニ仕官ス、實子賴母ト云、法體シテ宗鎭ト號ス、近年沒ス、臺子傳受次席ノ人々ノ姓名記書一卷アリ、

〔茶道聞書集 甲〕傳有て傳なし、法有て法なし、時有て時なし、

元伯の歌に、茶の湯とは耳にてつたへ眼につたへ心に傳へ一筆もなし、

〔貞要集 一上〕織田氏臺子傳來

一太閤秀吉公へ臺子の茶式御相傳申、秀吉公御秘藏にて、利休に誓詞を以、私に他へは傳授仕まじき由仰付られ、臺子の傳授は秀吉公御直に相傳あそばされしなり、御直傳の衆は、先關白秀次公、蒲生氏郷、細川越中守、木村常陸介、高山右近、瀨田掃部、芝山監物、七人なり、其後織田有樂公執心にて願ひ給へば、有樂は年來數寄功者なれば、利休直傳仕べき旨上意にて、秀吉公御前におゐて、利休直に相傳せしにより、有樂は右七人の外也、其時退出の砌、利休ひそかに有樂へ、御前なりし故茶道の極意を殘すよし申ければ、有樂聞給ひて、臺子相傳の上に、何事を殘されけるぞ、承度と望たまひければ、利休の答に、さらば口傳の秘事を語り申さん、總而茶道に大事の習と云事さらになし、皆自己の作意機轉にて、ならひのなきを、臺子の極意とするぞといへるよし、誠に此道の名言なり、

〔酒茶論〕滌煩子曰、〇中略本朝諺、謂_好_茶者_曰_數寄者_、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕小監物源賴能は、上古に耻ざる數寄の者也、玉手信近に順て横笛を習け

り、○中略頼能は博雅三位の墓を知て、とき〲参向して拜しける、まことによく數寄たるゆえなり、

〔甲陽軍鑑品第四十七〕一此次に高坂彈正申さるゝ、四國牢人に村上源丞と申者は、堺の紹鷗が雜談をきゝたるとて、我等にかたる、數奇者と茶湯者は別なり、茶湯者と申は、手前よく茶たて、、料理よくして、いかにも鹽梅よく、茶湯座敷にて、振舞する人を申、扨又數奇者と申は、振舞に一汁一菜なりとも仕り、茶は雲脚にても、心の奇麗なるを數奇者と名付てよび候、元來數奇は禪僧から出たるわざにて如件、諸宗は佛語、禪宗は佛心とて、座地を肝要にして、まことおほきゝ心持を執行人のたつる茶を、數奇者の振舞と、村上源丞がかたるときんば、數奇者と茶湯者は各別と聞候よし、高坂彈正がかたる也、

〔茶人大系譜〕茶道鼻祖∴珠光俗姓村田、南都稱名寺僧也、年二十五、棄ㇾ寶止ニ于洛陽三條衙ニ、性嗜ニ茶事ニ、故實莫ㇾ不ㇾ遑ㇾ喫、其室四疊四疊之外加ニ半疊ニ、以爲ニ喫ㇾ茶處ニ、其號以ニ風爲ㇾ、其名聞ニ宇內ニ、將軍義政公嘗召ㇾ光、問ニ茶禮ニ、茶道爲ニ宗工ニ者始ニ于此ニ、文明年間人也、壽滿ニ八十ニ矣、

●眞能號ニ能阿彌ニ、稱ニ鴨齋ニ、又事ニ鴨宗ニ、仕ニ足利家ニ、爲ニ同朋ニ、能ニ茶禮ニ、善ニ香道ニ、能識ニ鑒古器ニ焉、後、眞能仕ニ足利家ニ、爲ニ同朋ニ事、善書畫技藝、數精筆之妙也、又達ニ茶禮ニ有ㇾ名、是家號達ニ茶禮ニ之初歟、

―眞藝眞能男、號ニ藝阿彌ニ、號ニ學叟ニ、仕ニ足利家ニ、爲ニ同朋ニ、能ニ茶事及香書ニ、不ㇾ墜ニ於家聲ニ、

―眞相眞藝男、號ニ相阿彌ニ、號ニ松雪齋鑑岳ニ、仕ニ左大臣義政公ニ、父祖相續爲ニ同朋ニ、嗜ニ茶禮ニ、能香書ニ、試ㇾ詩詠ニ和歌ニ、又遠ニ精香道ニ、倍ニ從公左右ニ、每從ニ事茶會之席ニ、又嘗爲ニ茶具之主役ニ、能鑒ニ識古器及香書ニ、人皆

―空海俗名左近、不ㇾ詳ニ其姓ニ、受ニ茶法於眞能ニ、面傳ニ其法於荒木道陳ニ、

―北向道陳本姓荒木、沙界人、從居ニ北向ニ、故以ニ北向ニ爲ニ氏、嗜ニ茶道ニ、受ニ其法於空海ニ、傳ニ宗易ニ、道陳以ニ道陳ニ爲ニ家號ニ、嘗爲ニ茶道師ニ、而爲ニ南宗寺之外護ニ、當家具宗以師也、某年正月十八日沒、年五十八、

―利久由ㇾ受ニ茶法於道陳ニ、後改ニ紹鷗ニ、稱ニ其爲ニ……

―義政公足利將軍氏八代孫、征夷大將軍從一位左大臣准三后、號ニ東山ニ、文明十一年、年四十五、薙ニ世子常德院義尙公ニ、隱ニ居於東山ニ、東求堂內、設ニ四疊半茶亭ニ、名ニ同仁齋ニ、開ニ置之亭ニ、稱ニ東山殿ニ、

所寓也、世謂茶亭之備與焉、賜勅命稱東山殿、延德二年正月七日薨、年五十六、諡慈照院、董吾邦茶禮盛于世者、始于公、〇中略

篠道甘　一作志野、住沙界、達香道、又從珠光受眞臺子法、〇中略

宗悟　住洛陽六條、松本氏、稱十四屋休齋、同門宗陳、並從篠道甘受眞臺子法云、

宗陳　住洛陽、與宗悟同門、

武野紹鷗　初名仲村新五郎、號一閑居士、父因幡守者、武田伊豆守信光之後也、世家南都、少而上京師、就宗陳宗悟二居士、受茶術、又謁西三條逍遙公學和歌、構宅於四條夷堂之側、因其所居曰大黑庵、歸依普通國師爲俗弟子、時茶禮大起、傳其術於千宗易、後移沙界津、珠光之後爲茶家宗匠、永祿元年十月晦日沒、年五十三、葬沙界南宗寺之後林、

武野宗瓦　紹鷗男也、號方寸齋、慶長某年早世、

瀧新右衛門　一鷗之外孫、冥之壻也、仕尾州侯、一時有茶名、能眞臺子之法、

津田宗達　住沙界、天王寺屋、號大通、世稱富商、

津田宗及　一作宗及、宗達男、號幽更齋天信、江月和尙父也、仕關白豐臣公、領三千石、叙法眼和尙位、(中略)天正二十年八月九日卒、

細川幽齋　正四位下兵部大輔藤孝、祝髮號幽齋玄旨、二位法印、泉州岸和田城主、(中略)窮歌道蘊奥、學茶法於紹鷗、世稱文武兼備名將、慶長十五年八月廿日逝、年七十七、號泰勝院、〇中略

今井宗久　又作宗休、和州今井人、住沙界、鷗之壻也、仕豐臣太閤、領二千石、其子宗薰俱爲親近、攝大藏卿法印、能茶事、與宗易宗久稱茶家三宗匠、見古溪和尙爲參學弟子、〇中略

千利休　初稱納屋與四郎、沙界今市坊人也、姓田中氏、其先仕于室町家、而爲同朋、名曰千阿彌、因後改千氏、號拋筌齋利休居士、嘗爲普通國師剃髮弟子、受法諱焉、閑茶道於道陳紹鷗二居士、而大成於其道矣、遂令茶道有四焉、能和、能敬、能淸、能寂、因茶祖珠光故事所立云、盡以茶道仕右府信長公、後仕大閤秀吉公、領三千石、受命改定茶法、損益補否之精、一無可捨、其法備行于海內、爲列國諸侯所尊信、以爲百世之宗師、天正年間、因正親町上皇之勅、製茶具奉之、賜居士號、初遊戲于古溪和尙、爲參學徒、窮妙參玄、殆盡力、某年獻實財、製閣於紫野山門上、而置諸尊像及己肖像、豐臣公怒之爲踰僭、因賜死、實天正十九年二月廿八日也、年七十四、葬紫野聚光院、號曰利休宗易居士、〇中略

信長公　織田備後守信秀男也、叙從一位右大臣、甚好茶禮、召紹鷗利休學其法、

秀吉公　初氏羽柴、後改豐臣、擢關白太政大臣從一位、大好茶禮、使千宗易定茶禮、於是茶禮大備矣、或曰、其損益公亦與焉、又曰、織田豐臣兩公嗜茶禮、而茶法全備焉、

古田織部正　諱重勝、稱印齋、弟子多、〇中略

藪內紹智　號劍仲、稱藪中齋、又藪隱齋、又燕庵、弟子多、

一織田有樂諱長益、稱源五郎、信長公舍弟也、叙從四位下、號有樂軒如庵、法名道號、利休之後稱茶道宗匠、亦還禪法、爲叢野之外號、元和七年十二月十三日卒、年七十、

利休門七哲俗稱七人衆

織田有樂　細川三齋　蒲生氏鄕　荒木攝津　瀨田掃部　芝山監物　高山右近

〔茶人系傳〕統傳未考人物

ノ貫按、ノ貫異名歟、不知其姓名、住洛東山科、淸貧而甚好茶事、貯異物、得雅趣、氣質活動、人大賞、與醫師道三友善、　有馬了及號名存庵、臥雲、叙法眼位、以醫術鳴于世、好茶事、元祿十五年十二月七日沒、壽六十九、　三満大津居士　上田宗古仕淺野長政　横田宗朴住洛陽　伊達正宗陸奥守、中納言、從三位、寛永十三年五月十四日逝、年七十三、　前田利家菅原姓、加賀大納言從二位、　淀屋ケ庵住浪華、名言當、好數寄、又善連歌及茶事、從于澤光寺紹心、而受古今傳、一作古庵、　岡本宗陰住浪華　舟木又甫住浪華、貞享中人、　市川心齋住浪華、貞享中人、　中西立佐住洛陽　城宗信住坂城、仕土號播州侯、正德元年七月沒、　慶巖　本行坊妙蓮寺中　宗柏　高山南方　烏丸光廣卿從二位權大納言、法名泰雲、號法雲院、又有烏有子號、寛永十五年七月十三日薨、年六十、　京極高廣朝臣丹後宮津城主、從四位下侍從丹後守、剃髮號知三齋、居洛東岡崎村、久須雛庵、石川自安共隱岡崎村、　宗祇飯尾氏、紀伊人、號種玉庵、又見外書、自然齋、文明三年叙眼、年五十三、從東野州受古今傳、而傳逍遙院實隆卿、後至細川幽齋玄旨法印、文龜二年七月廿九日寂、壽八十二、　因果居士住洛北紫川村、自界因果大居士、能歸金峯山禪下十茶事、安土論判者、　近圓號大敬庵、住宇治橋南岸、以賣茶爲業、其遺墨在大德寺中、　釋元政俗姓菅原氏、石井、名日政、年十三仕彥根侯、年十九以病致仕、祝髮禪捨律、深草瑞光寺開基、住不可思議谷山人、春於子等之談能詩文及和歌、與石川丈山唱和、元贇交善、寬文八年二月十八日寂、年四十六、　釋一絲岩倉木工頭具堯朝臣三男、名文守、號桐江、開江州加度靈源寺及丹波千丈山住常寺開基、烏丸光賢卿之參師、與小堀遠州讓本坊、爲方外友、正保三年三月十九日寂、年三十九、諡佛頂國師、　石川丈山三州人、稱嘉右衞門、名重之、遁隱于洛北一乘寺村、構詩仙堂、有六明山人、頑寄、激芳高、嘉春號、六々山人、頑仙子、四明等數號、寬文十二年五月廿三日沒、年九十、　岡本半助名宣就、初名井田新八、仕彥根侯、爲家老、及致仕名喜庵、隱居、爲茶師、與松花堂友、能書、好連歌及茶道、以風流名于一世、明曆三年三月十一日沒、年八十三、

利休同時師門不詳人物

無三　此村屋宗悟　伊丹屋紹無　立石紹林　槇屋堅佐　水落宗惠　武田左吉　木屋與十郎

壽命院　紹安　良壽　宗純　圓鑑　玄庵　流安　紹二　大文字屋養淸　瑞院已上京師

小西彌三沙界　佐世與三左衞門　宍戸壽兵衞　博多宗室　堅田兵部　長岡休夢　宮木德左

衛門　水谷伊勢守　石田木工頭　寺澤忠次郎　上田佐太郎　小瀬信濃守　寺西筑後守　高山勘右衛門　伊勢立阿彌　松井佐渡　熊谷半次郎　蒔田權助　長谷川右兵衛　醫師玄勝　井口伊右衛門　千秋式部大輔　田原四郎三郎　柳川權助　柳川藤内　天野屋宗也　龍造寺六郎次郎　大屋道頓　久阿彌　養瘢坊　圓阿彌　柘左京　無樂　歸齋　山口宗古　木下半助　松岡左京　福藏坊　津田隼人　覺甫　有覺　宗彌　道七（巳上諸所）　桂州和尚（名道倫、號ニ含旭一、天龍寺僧、住ニ延慶庵一、寬政六年寂、年八十一、）　宗納（雲州太守、諱治郷、號ニ不昧一、稱ニ一々齋一、及一閑子、嗜ニ茶事一、讓ニ嬖冠于一世一、文化中逝、）

〔古今茶人系譜上〕東山義政公御師範南都稱名寺珠光、織田信長公御師範武田因幡守紹鷗、豐臣秀吉公御師範田中與四郎宗易、台廟（○德川秀忠）御師範古田織部正重勝、猷廟（○德川家光）御師範小堀遠江守政一、嚴廟（○德川家綱）御師範片桐石見守貞昌、

右、世ニ六宗匠ト稱ス、皆將軍家之御師範タルニ依テ也、

〔京都將軍家譜下〕義政

晩年於ニ東山慈照寺內一造ニ東求堂一居焉、蓄ニ古器一求ニ名畫一喫ニ芳茗一以遣ニ世慮一、世稱ニ東山殿一、（大館刑部大輔政重、島山中務少輔、伊勢因幡守貞誠、爲ニ御供衆一、細川治部少輔政信、一色兵部少輔義遠、爲ニ御部屋衆一、後藤佐渡守、蒔民部、爲ニ走衆一、大館、島山、及伊勢右京亮貞遠、伊勢上野介貞繼、爲ニ申次一、其餘番衆、及同朋吉阿彌、調阿彌等奉ニ仕焉一、）

〔茶器名物集〕凡古今茶湯ノ名人ノ名、大形注シ侍リ畢、

一每阿彌（普光院（足利義教）御代）　能阿彌（慈照院東山殿御代）　藝阿彌（同）　相阿彌（同）四人

代々公方樣ノ御同朋也、御繪之外題此衆也、能阿彌名人也、忠昌藏主天下一ノ手書也、此仁ニ能阿彌好ニ就テ、菓子ノ繪ヲ始テ外題多シト也、

一珠光（奈良光明院）　松本珠報（山名殿年寄衆）　篠香爐家（公方御藏）　道提（京千本）　善法（京粟田口）（カン鍋一ツニテ、一世ノ間、食ヲモ茶湯ヲモスル身上ヲ樂、胸ノキレイナル者トテ、珠光褒美候、）　古市播州（和州）（數寄ノ名人、珠光ノ一弟子也、名物其數所持ノ人也、）　西福院（南部）　宗珠（珠光跡目）　宗語（下京）

京粟田口善好　堺引拙名人、名物其數多シ、　藤田宗理目聞也、紹鷗ノ始ノ坊主、　堺金田屋宗宅珠光ノ弟子　堺竹藏屋紹滴花ノ上手　紹鷗名人、

名物六十色程有、　堺北向道陳目聞　堺ムタノ宗里コヒタル數寄、一世ノ聞侍人也、　堺津田宗達茶湯主ノ茶一世數寄人也、　三好豐州實休名物其數多シ　此外數

奇者ニ可有之、關白様〇豐臣秀吉　此外武士衆ハ不入、大阪ニ被召置、堺衆ノ分　田中宗易　今井宗之　津田宗及　山上宗

二　豐宗甫、　住吉屋宗無　モズ屋宗安　田中紹安

大方百五十年以來之茶湯者此衆也

一茶湯名人ニ成テノ果ハ、道具一種サヘ樂ハ、獨侘數奇ガ專也、心敬法師連歌語ニ曰、連歌ノ仕様、枯カシゲ寒カレト云、此語ヲ紹鷗茶湯ノ果ハ如此有度物ヲナド、常ニ申サルヽノ由、辻玄哉語傳候、但茶湯ハ風體年々珍可替ノ條、其時ノ先達ニ可習者也、

一此玄哉ハ紹鷗一ノ弟子中、臺大事迄一人ニ相傳也、心ノ深者也、但目聞ハメクラ也、茶湯モ下手也、

一紹鷗ハ五十四而遠行、茶湯ハ正風體ノ盛ニ死去也、物ニタトウレバ、吉野ノ花ノ盛ヲ過テ、夏モ越シ、秋ノ月紅葉ニ似タリ、

一引拙ハ、十月時雨ノ比、木葉亂時節ニ似タリ、七十而遠行、

一珠光ハ及八十歳遠行、極月冬木ノ雪ノ遠山ニ似タリ、

一右三老ノ行、色々ニ替ト云也、但何モ面白シ、

一宗易茶湯モ早冬木也、平人ニハ無用歟、老年及七十、

一名物持ハ其年程ニスル也、侘數奇ハ年ヨリ若ク可然云々、是古人傳也、

一紹鷗ハ始ハ歌道者也、此詠歌大概之序ヲ逍遥院殿ヘ聞テ、扨茶湯之名人ニ被成、是ヲ密傳ニス、

宗易道陳ハ禪法ヲ數奇ノ師匠ニス、揃子式モ右三老ノ跡ヲ續也、

〔茶之湯六宗匠傳記　一〕一珠光　和州奈良の人稱名寺の僧にて十年餘住し、廿四五の比より在京して、三條に小庵をかまへ、相阿彌が花の弟子になる、京家の使を得て知音を求め、天性茶道を好

み、唐物の茶入を見せて給われと望ありきし人なれ共、自然と名高く、茶道俊逸のほまれ、慈照院義政公聞召及ばれ、まみへ奉り、還俗し、六條堀川さめうし通の西に茶亭をかまへ住居せり、義政公珠光が宅へ時々入御し給ふ、珠光庵主といふ額を遊され下し給ふを、京都の住人中尾氏宗言といふ表具師の本に于今傳りて有り、茶式におひてはかたのごとく古實を覺、畫工を好、是亦眞相が弟子也、

一宗珠　珠光の一男也、又印說齋と云、父の遺跡を請、世に名高し、六條堀川に住す、予師道可先生の常に被申し、此事は江府にて山田宗二の書去方に有り、是にて印說の事を慥におもふ、

一武野紹鷗　俗名武田因幡守仲村と云、甲斐源氏武田信光の末裔也、剃髪の後、一閑齋武野紹鷗と改、又居住京室町通四條上町、北隣にゑびすの社有、よつて大黒庵と號す、生國は泉州堺の住也、天性茶道を愛し世に名高し、和歌の道を能す、千利休師匠と成て世に名高し、是より茶人の宗匠と云事定る也、死後一閑居士と號す、京都五山の其一ッ建仁寺の内正傳院と云は、織田有樂息左門長好の建立する處也、左門剃髪して道八と號す、茶道をもてあそび、紹鷗が風をまたひ分正傳院に筋違の數寄屋とて今に有、其かたはらに織田有樂の塔と、道八の塔と、紹鷗の塔有、紹鷗の死去は弘治元年十一月廿九日也、元祿十五年迄百四十八年に成る、○中略

一千利休は、生國泉州堺の人にて、本名田中氏なり、先祖は足利の公方家に仕て同坊たり、千阿彌と號す、故に末裔千の字を氏とする、利休俗名千與四郎と云て、堺にて魚問屋をして富貴也、其比刀脇指の目利を仕覺へ、藤四郎吉光の脇指を金子七拾五枚に買取、壹尺有しを五歩あげ、九寸五分にして指、ひたと目利講に出られし、今のあらみ藤四郎と云は是なる由、其後與風茶之湯の事知度と思ひ立、紹鷗の弟子となる、其生得器用にして鷗の心に叶、有時小さき水翻を持て出、濃茶を點られしに、鷗の心に不審有つらん、濃茶の跡に、薄茶を九服まで所望ありしに、任師たてられ

しに、水翻の一はいにみちず其心をかんじ、利休は宗匠の器量ありとゆるされし、唐物の茶入、利休見てほしく思ひ、右の藤四郎の脇指をうりて、七拾五枚に茶入をかい取、あまり見事なるにかんにたへ、不覺頭巾を取てなげし故、當座になげ頭巾と名付、茶之湯を被成しに、天然と名高く、秀吉公被聞召及、被召出、三千石の領地を被下し、其より次第々々に名發達し、一天下の諸大名門弟となり給ひ、貴て和尙と被仰しゆへに、茶の宗匠を今の世まで和尙稱ス、此時よりはじまる、利休の別號を抛筌齋と云、宅地は上京本法寺の前に有、豐臣秀吉公此地を給ふなり、利休かまゆる所の鎖の間今にあり、末裔今程此所に住居し侍る、總じて茶之湯の世に行れ、今以人の取はやすは利休より此方全(マツタク)なる、其故中古開山なり、後おごり有て、禁裏より御いましめにあひ、逐電し自滅す、其時天正九年二月廿八日に死す、死後宗易と云、二條院の陵船岡山の麓に有、陵の上に五重の石塔ありしを、其九輪を取て自己の塔とす、大德寺の內聚光院にあり、其塔の銘千利休宗易居士と有、天正九年ゟ元祿十五年迄、百二拾二年に成、

〔長闇堂記〕秀吉公御上洛有て、天下治りおだやかにして、御身は大坂城にまし〳〵て後、御心もやすめ、御慰の品々、御茶湯をもあり、其時千宗易天王寺なり、宗及ならなり、宗久三人は堺より召出され、御領地被下、專御茶湯なれば、下々に至るまで此道たしなみあへり、南北に宗及弟子六十人計、宗易弟子三十人程有しを、秀吉公御師匠に召れしより、世の中皆宗易がゝりの茶湯とはなれる物なり、

〔晴豐記〕天正十九年二月廿六日、宗易、利休事也、曲事有之よりちくてん、大德寺三門に利休木ざうつくり、せきだといふこんがうはかせ、つへつかせ、つくり置候事曲事也、其まさい茶の湯道具新物共、くわんたいにとりかわし申たるとの事也、その木ざうじゆらくの橋の下はた物にあげられ、ぬしめしよりにました右衛門孫さかいこし申候由候也、見物にも有之由候、とり〳〵のさた

どもなり、廿七日、利休事もさたのみ也、

〔豐臣秀吉譜 中略〕天正十八年十二月、千宗易利休精于茶湯者也、秀吉酷嗜茶湯、故宗易受其恩眷厚矣、世人頗敬之、宗易撿定茶器之新舊可否、而決其價數、因是家得富贍、宗易與大德寺僧宗陳(號古溪)相識彫己木像、置之于寺内山門上、頃年宗易介私僻之意、其見茶器也、依與己親疎好惡之異同、而或以新爲舊、或以否爲可、以假爲眞、高下其售、屢多騙人、秀吉聞之怒曰、是國賊也、國賊不禁、則予之大過也、豈不醸將來嘲乎、卽收宗易誅之、大權現(○德川家康)利家、細川越中守忠興、德善院法印玄以等、受秀吉之命、赴大德寺、欲摧破之、爲罪宗陳置宗易木像于山門上也、乃往寺召宗陳等長老數輩而詰難之、宗陳密插刃於懷中、不敢喪精曰、佛法之通塞、時節到來耳、與奉行等相互問駁、而遂不屈、宗陳意蓋謂事若不得已、則必把其短刃、自貫亢而死耳、亦何傷乎、故辭氣最壯、大權現熟視曰、宜懲玄以謝罪而解秀吉之怒也、玄以歸而言之、秀吉宥之、因是不破却大德寺、其後秀吉梟宗易首於一條反橋下、揭彼木像使踏其首、以杻夾立之、數日、視者如市、

〔茶窻閒話 中〕利休のむすめおさん万代屋へ嫁して、子も有て後に若後家となりしが、天正十八年の春、世中靜になりしかば、秀吉公諸大名の方へ御成りもしげく、御茶の湯御能等もをりをりあり、又御鷹野にも每々御出ありし、彌生のはじめつかた、東山邊へ小鷹狩に御出なされ、南禪寺の前より黑谷邊へさしかゝり給ふ、御供には佐々淡路守、前波半入、木下半介、其外御小姓三人許にて、御自身御鷹をすゑられ、山陰の細道を過給ふ所に、むかふの方より女一人下女二三人めしつれ、乘物を後につらせ、破籠やうの物あやしき下部に荷はせ、山々の花の梢をながめやり、いと靜なる體にてかちよりぞ出來りけり、木下半介御先へ立て扇をあげ、上樣の御成なるぞ、笠帽子をぬげよとよび、供の下部は乘物を田の中へすゑ頭を地につけぬ、かの女房はうちおどろきたれども、とりしづめたるけはひにて、帽子をばぬぎ、額綿ばかりにて、枝たけ咲

みだれたる花の木陰に立寄しを、秀吉公御覽あるに、女のとしごろは三十にあまりもやせん、白小袖に紅の中ぎぬかさね、うへには紫繻子に金糸のちらし繡を着、腰のあたりしなやかに、長きもすそをかいどりて、花の下にかくれんとあゆみながら、面はゆげに公の方を見やりたる目つき顏のうるはしさ、花も及ばざる風情なりければ、公も御供なる人々も、目もまがひ、胸うちさわぐばかりなりしかば、御小姓をもていかなるものぞと御たづね有しに、千利休がむすめ、万代屋が後家にて侍るよし、供の女申上けるに、內々美女と聞えしに違はざりし、官女にもかゝる姿はあらじと仰せられける、やがて艶書をつかはされ、ひそかに聚樂へめされしかども、御いらへ申上けるは、夫に別れ、かなしびの淚かはきえず、をさなき子どもゝ候へば、御ゆるしあれとて、御返しだにせざりしかば、公もいやましにおぼしめされ、御內々にて富田左近を御使にて、父利休に、聚樂へ御宮づかへさせよとおほせありしかども、利休もむすめがみさほを立るこゝろざしを破らせがたく、其上娘を妾に出して身を立ん事をくちをしく思ひて、遂に御請申上ざりければ、公も義理のすぢは破られず、わりなき御もの思ひより內々はふかくいきどほりあらせ給ひしに、折節大德寺の山門を再興し、棟札を打、我木像をあげし事など、世にかくれなく御耳に達し、さん〳〵不屆なるものとおぼしめす所に、佞臣ども便りよしと見すまし、近年道具の目利に私曲ありといひ、或は賄賂を受て御とりなしを申せしなどと、種々あらぬ讒言かさなりしが、前々ならば御僉議もありて、聞召直さるゝ事もあらんかなれども、內々御不快のみぎりなれば、終に刑せられしとなん、大德寺の山門は、連歌師宗長が建立せしが、久しくして頽破せしを、利休家富たりし故、其檀越宗陳と相議し、古溪和尙へ申て再興し、棟札打、木像を作らせ、つぶ桐の紋の小袖、其上に八德を着せ、角頭巾を右へなげさせ、尻切をはかせ、杖をつかせ、立て途を窺める體にて、樓上にあげ置し、後日何かと御とがめありしか

ども、宗陳一人して其罪を引うけし故、大德寺別事なかりしとなん、

〔雲萍雜志〕一　山科の隱士ノ貫は、利休と茶道を爭ひ、利休が媚ありて世人に諂多きことを常にいきどほり、又貴人に寵せらるゝことをいたく歎きて、つねに人にかたりけるは、利休は幼ときの心はいと厚き人なりしに、今は志薄くなりて、むかしと人物かはれり、人も二十年づゝにして志の變ずるものにや、我も四十歲よりして自ら棄るの志氣とはなれり、利休は人の盛なることまでを知て、惜かなその衰ふる所を知らざる者なり、世のうつりかはれるを、飛鳥川の淵瀨にたとへぬれども、人は替れることそれよりも疾し、かゝれば心あるものは、身を實土の堅きに置ず、世界を無物と觀じて輕くわたれり、みなさやうにせよとにはあらねど、情欲限りあり、知れば身を全うし、知らざれば禍を招けり、蓬胤は蝸牛にひとしく家を洛中に曳く、我は蟹に似て他のほれる穴に宿れり、暫しの生涯を名利のためにくるしむべきやと、いとをしくおもふといへりとぞ、ノ貫世を終るの年、みづからが書たる短冊を買得て灰となし、風雅は身とともに終るとて沒しぬ、無量居士と號す、

〔雍州府志 八古蹟〕愛宕郡

針屋宗春宅　在上立賣室町西、宗春茶人也、豐臣秀吉公一時來臨宗春宅、茶亭釜湯沸騰、宗春則供菓獻茶、秀吉公大感宗春之嗜茶、賜祿、子孫於今傳領之、自茲後每年九月、獻盛炭之康瓠二箇於東武、

了頓辻子　三條南室町與新町之間也、相傳廣野了頓祖、元足利家之從臣、而至義晴公義輝公之時、有采地少許、至末裔流落民間、住斯所、剃髮號了頓、甚嗜茶、故構茶亭、常置釜於爐、人來訪則供菓點茶而遇之、豐臣秀吉公在播州姬路城時、入洛日必被寓新町三條南伊藤某之宅、伊藤與了頓其居相近、秀吉公豫不告了頓、一時俄然入了頓宅、於茲迎履而出迎之請茶亭、于時釜湯沸騰、則點茶而獻之、秀吉公亦嗜茶、故大感了頓之志、則賜家領、其末孫到今然、故此町號了頓辻子、

〔藩翰譜十二古田〕織部正藤原重勝は、豊臣太閤の御家人たり、重勝又は重能とも重然とも記せり、○中略若き時より茶の事を好きて、千利休居士が門弟にして、此事を好きし人々は重勝を以て一世の宗とす、

此程は此事の師範する人をば和尚と稱す、この人利休が高弟にて時の和尚にてありけり、○中略

同○元和元年六月十一日、織部正重勝、其男山城守某、父子二人切腹、其餘黨悉く誅せられてけり、織部正は、古き玩器の全きをば、餘りに思ふ所なしとて好まず、されば書畫やうの物をも、かしこを切り、こゝを斷ち、凡の茶具をも多くは損ひ毀りて、又補ひ綴りてぞ用ゐける、世の人皆興ある事に思ひ學びて、世に全き者のなからんとす、松平伊豆守信綱の實父大河内金兵衛久綱、常にかたへの人に言ひしは、必禍ひに罹りて死すべき者なりといひき、其後この人罪蒙りて誅せられしかば、人々大に驚き、如何で兼てより斯くは相知れるぞと久綱に問ふに、古の寶器と聞えしも、世々の亂に失せて、今ある所の物は、皆神佛の護持してこそかく世には殘るらめ、それにおのれ一人の所存に隨ひて損ひ破ること、必鬼神の憎む所にやあるべき、さらば其人も又身を全くして終る事を得べからずと思ひきと言ひしとなり、さる名言たるよしふるき人の物語りを承りき、此事萬にわたり心得あるべき事にや、

〔慶長日記〕慶長十五年九月、此比古田織部茶ノ湯數寄名ノ聞一也駿府江戸へ下り、師ト而將軍家數寄仕給間、上下馳走ト云々、會毎織部ニカハラケヲ用ユ、

〔駿府政事録〕慶長十七年八月十四日、朝召一乘院、賜御茶、日野入道、金地院、藤堂和泉守爲相伴、折節古田織部介重然下着、仍今朝立御茶、織部者當時數寄之宗匠也、幕下甚崇敬之給、諸侍志茶湯、輩、朝于晩有茶湯、

〔茶之湯六宗匠傳記 五〕小堀遠江守政一公之傳

一御先祖は織田常眞に仕へ、小堀彌介と云し人の末裔也、御當家被召出、大名と御成被成し、彌介殿之知行、今に泉州和州に有、御居住近江の小室也、御子孫代々此所に居住也、遠州は織部の秘藏門弟にて、分テ器用御目利随一、世に名高く、御一代に名物之茶入多く御取出し名を付、今の世まで世の重寶となるのみか、末代の鏡也、其外器物多く物數寄をしたまふ、其功如神、宗甫公〇政一の後に茶之湯の宗匠絶終ヌ、是と云も遠州公ほどの人なき故ならん、正保四年二月六日、行年六十九歳にて卒去したまふ、此年元祿九年二月六日、五十年回忌に相當る、則孤蓬庵に御墓所有、

〔藩翰譜 六小堀〕遠江守藤原政一は、初名は新助、其號は宗甫、近江國住人小堀勘解由左衞門某孫新助某が子なり、〇中略政一初め豐臣家に仕へて、其後德川殿に召仕はれ、近江國にて一万二千石元和九年、伏見奉行職に補せられ、職にある事二十餘年、正保四年二月六日、六十九歳にて卒しぬ、〇中略古田織部正重能、利休上足の弟子にして、政一又古田が第一の門人なり、其道の事は云ふに及ばず、手能く書き、歌よみ、眼高く、書畫萬の器珍、悉く其鑒定を待て世の價を高下す、されば水より出し氷、藍より出る青色、世世の先達を超過して、上中下のもてなし、譽を取るに言葉なし、其子備中守政之、父が家を繼ぎ、父が風を殘せり、

〔嚴有院殿御實紀附錄 下〕茶技は室町家中葉よりはじまり、豐臣殿下の頃となりては、いとさかんになりもてゆき、軍陣騷擾の間にもこれをもて風流の雅戲とし、はては互に門戸をたて、流派をきそふに至り、茶博の徒はいふもさらなり、大名にも古田織部正重勝、小堀遠江守政一、片桐石見守貞昌など、名あるものども出來たり、大猷院殿〇德川家光にも常にこの御好おはしましければ、當代〇德川家綱もおなじくすかせ玉ひ、燕間の折からは一爐の松風に御心をすましめ、三椀の雲腴に世塵を洗はしめ玉ひき、其外三家の就封、京坂兩職を餞せらるゝにも、老臣の燕見にも、これもて

餐應の一途となし玉ひけり、またその頃石見守貞昌と船越伊豫守永景とは、こと更陸家の風をおこし、玉川の流に遡り、年久しく茶事の宗匠として、その名一時にたかゝりしかば、寛文五年霜月の頃、兩人を御茶室に召れ、其技をなさしめて御覽あり、老臣も陪席して彼等がその技に練熟せしさまを賛嘆し、公にも殊に御氣色にかなひしとて、兩人に饗賜ひ、物など下されしとぞ、

〔筆のすさび上〕茶人の名家たる久田宗全は、雛屋勘兵衛と云て、一條新町に居住す、江岑宗佐の弟子なり、宗全先祖は久田刑部と云て、江州佐々木牢人なり、刑部妻は千利休の妹なり、刑部の男を久田新八と云、入道して宗榮と號す、宗榮の子を久田理兵衛と云、入道して宗理と號す、此人宗旦の弟子にて、江岑宗佐の妹おくれを妻とす、理兵衛實弟を源兵衛と云、藤村宗徳の養子となる、宗理の嫡男宗全なり、宗全の弟も亦江岑宗佐の養子と成る、隨流宗佐是なり、宗全の嫡男も亦千家の養子となり、原叟宗佐是なり、

藤村宗徳も佐々木牢人にて、江州藤村の人なり、藤村は藤堂邑の隣村なり、故に高虎朝臣、後に宗徳を御伽に被召て、五十人扶持を下し賜はる、宗徳實子なくして、久田理兵衛が弟源兵衛を養子とす、源兵衛も亦宗旦の弟子にて、後に反古庵庸軒と號せし人是なり、

〔茶話指月集上〕利休ノ養子直傳ハ藤村庸軒一人ノ由、此人若シ時古織〇古田織部正ヲ學ビ、遠州公〇小堀政一ニ親炙ス、強年ニ及ンデ千家ノ蘊奥ヲ探リ、齡八十ヲ過ヲ一日モ爐火ヲ斷サズ、加之平日書ヲ讀ミ詩ヲ題スルコトヲ好ム、暇アル時ハ茶匙竹筒ヲ製シテ俗事ニ渉ラズ、門流甚ダ多シ、

〔桃源遺事五〕一水戸城神崎といふ所に、若き時より數寄をたしなみ、友なき時も獨此業を友として年月を送る老翁有、〇[illegible]よはひ既に八旬に餘れり、立居も叶はざれ共、此事は尚昔に替らず、明暮飯ご樂とす、西山公〇德川光圀彼叟が事を聞召被及、或時宅邊を過させ給ふ迚、人をして案内せさせ給ひ、頓て御立入候家は數寄を以貴賤を入るに不過と云まはしき程の住居なれば、増して數寄

屋といふもの作べき力もあらねば、唯庵の内をかた計をかしくしつらひ、爐を構へり、斯狹き家也ければ、御供のもの共はみな垣の外に留りて、内へは御近臣二人のみ參りぬ、彼叟足を痛みけるが、貴人の御前にて爭か無禮には坐可(レ)申と、いたく佗候を御聞付、不(レ)苦候間おり能樣に坐し可(レ)申と被(二)仰候(一)へば、御免を蒙り、二三歳なる稚子の坐したる如にして、御茶を奉りける、茶入のこと樣なるを御覽被(レ)成、名を御尋候へば、名は無(二)御座(一)候由答申候、其茶入のかたのめぐりに、雲のやう成物有ければ、横雲と呼候へと被(二)仰候(一)、御茶過て御歸りなされ、あしや釜を彼翁に被(レ)下候、(此段は御隱居後なり)

〔槐記〕享保十二年十月十五日、參候、中井主水定覺ガ常修院殿(○慈胤法親王)ヘノ咄シニ、昔シ加藤越中守ハ、武威ノ天下ニカクレナキ者ナリシガ、茶ノ湯ノ沙汰ハサマデ聞ザリシガ、或時ノ所望ニテ金森宗和ヘ參ラレシガ、甚ダ唱嘆ニテ、宗和ノ茶ハ名人ト謂ツベシ、我所望セシハ全ク茶ノ儀ニアラズ、其氣ノピハツル所ヲ見ント欲シテ也、ニヨツト炭取ヲ持テ出ラレシヨリ一禮ヲ遁ケルマデニ、スキマアラバ鑓ヲ入ベシトチライシガ、氣ノ滿タル處、一毛ノスキマモナクテ、終ニ鑓ヲ得入レズト語ラレシガ、誠ニ御上手也ト承リ及ビヌト申タリケレバ、常修院殿サコソアルベケレトテ、大ニ嬉ガリ也、

〔明和新增京羽二重三〕茶湯者

上京本法寺前町　千宗左　同　千宗室　武者小路西洞院西(江)入町　千宗守　西洞院七條上(ル)二丁目　藪内常知　上長者町新町東(江)入町　大森有斐

〔茶傳集茶人系譜〕石州流

伊佐幸琢――――松平出羽守(初佐渡守、後出羽守、從四位少將、治鄕、號不昧宗納、稱ニ一々齋又一閑子ト、文化□、□逝、○文政元年四月卒、)

〔筆のすさび上〕茶事に長じたる人、古より名家數多あり、おのれ(○橘彦通)壯年のころより往來して、目

のあたり見聞しける宗匠家といふ分、三十人ばかりもありぬべし、その中に、鈴木宗川、久田宗濱、同弟宗參、鈴木知足庵、速見宗達、この五家ほど事實式禮等に精しく、茶手前もよく、茶の湯も上手にて、并に詩歌の風流にもわたりし人は見當らず、この餘にもありぬべし、予がしれる人の内はかりをいふ、

作意

〔茶譜 一〕千宗易、泉州堺ノ町ニ住居、佗ノ比ヨリ茶ノ道不レ解玩プ、然ニ其時代ニ紹鷗ハ茶湯者ト云テ、世ノ人甚用テ師トス、或時紹鷗ハ宗易住所邊ヲ通、折節門前ニ水ヲ打、掃除奇麗ニ嗜テ住者有、紹鷗立寄テ亭主ノ名ヲ尋シニ千與四郎ト云、則呼出テ知人ニ成、今朝他へ先約無レ之バ、此庭ノ樣ヲ見テ茶湯ニ可レ逢モノ殘念也、明朝必可レ參、茶ヲ振舞玉ヘト約束シテ歸、與四郎悅、翌朝紹鷗來ヲ待、紹鷗不レ違二契約一ヲシテ與四郎宅へ行、路地口ノ戸ヲ開テ見ルニ、前日ノ樣一葉モ無レ之、紹鷗思玉フ、近比野人ナル亭主ニ出合、樣マデ空スルコト殘念ト、腹立シテ可レ歸ト思ヘドモ、立歸テ座敷へ入テ床ノ中ヲ見レバ、釣花入ニ椿只一輪有、紹鷗見レ之、自最前ノ我心ヲ耻テ、庭ニ一本モ無レ之ハ尤ナリ、我ニハ幾計增與四郎ト感入テ、之ヨリ猶因深成ト也、其後愈天下ニ崇敬セラレ、宗易ト云シナリ、又紫野大德寺門前ニ菴室ヲ造、堺ヨリ折々來テ聚光院笑嶺和尙ノ參下ニ成テ、利休居士ヲ受、此菴室ヲ不審菴ト云、四疊半ヲ造テ茶ヲ玩プ、

〔茶話指月集 上〕一宗易庭に牽牛花みごとに咲たるよし、太閤に申上る人有、されば御覽せんとて、朝の茶湯に渡御ありしに、朝がほ庭に一枝もなし、尤無興におぼしめす、扨小座敷へ御入あれば、色あざやかなる一輪床に生たり、太閤を初メ、召れられし人々目さむる心ちし給ひ、甚〻御褒美にあづかる、是を世に利休があさがほの茶湯と申傳ふ、

〔備前老人物語〕筑紫にて關白秀次、小倉の色紙をもとめ得給ひ、御座敷をあらため色紙をひらきの御會あり、利休を上客として、相伴に三人あり、此は四月廿一日餘、晩がたのころなりしに、風呂

の御茶湯也、人々座敷にありけれども、短檠の火もなく、釜のにへをとのみにて、いかにもしづしづとしたる樣體也、いかなる御作意ならんとおもひ居ける折柄、利休の居られしうしろの障子、ほのぼのとあかくなるを不思議におもひ、障子をあけられければ、月影あかく御座のうちにほのぼのと移りけるまゝに、さればよと思ひにじりよりて見れば、小倉色紙の御かけもの也、その歌に、

ほとゝぎす鳴つる方をながむればたゞ有明の月ぞ殘れるとある、誠に折にふれ、おもしろき事いはんかたなし、其時利休その外の人も、さても名譽不思義の御作意かなと、同音に感じ奉る、

〔槐記〕享保十三年三月廿二日、參候、昔ノ茶湯ニハ墨跡バカリニテ、歌ノモノヲ掛クルコトハ、利休ガ時分ニ、或茶人ガ利休ヲ請招シテ行カレシガ、中クヾリヲ開タレバ、草茫々トシテ飛石モミヘガタキホド也、如何ナルワザニヤト推シテ、漸々ニ草カキ分テ入ラレシガ、鉢前ハイトキレイニ掃除シテアリケル故、イカニモ分アリケリト、中ニ入テ床ヲ見ラレタレバ、其家ノ重代ニ、定家ノ小色紙ヲ所持シタリシガ、此色紙ガ八重むぐらノ歌也シカバ、利休モ尤モナリト感ジタリシガ、此レ歌ノカケモノヽ掛初メ也ト申ス、御前〇近衛家熙ノ御説ニハ、利休ガ太閤秀吉ヲ請招シテ、初テ定家ノ小色紙ヲ掛タリ、其歌ハ、天原ふりさけみればノ歌也、秀吉ノ不審ナリシニ、利休ガ返答ニ、此歌ハ日本人ガ唐ニテ讀テ、月一ツニテ世界國土ヲ兼テ讀盡シタル歌ナレバ、大燈虚堂ニモヲトルベカラズト申シ上シヨリ、歌ノモノ掛タルト御開ナサレシ由仰ナリ、

〔老の波〕作意なしに茶たてよ、法に隨へとはいへど、又琴柱にかはする事は、いと風流を失ふ事なり、作意新意も其出る所おもしろがらせんと、例の輕薄の情より出ては、いと拙くして、はてはいかに流れゆかむも知るべからず、只我物になすべきなり、我ものになせば、臨機應變其程を得るなり、〇中略森口といふ所にわび人あり、宗易知人なりけるにぞ、ある冬の夜、ふと夜ふかく立よ

りたり、主悅びて迎へ入れたり、住居のいとわびたるもをかしく思ひたるに、窓の外面に人の背ゑけり、みればあるじ燈に竹竿もちそへて、柚の樹の下にゆき、竿もて柚を一つばかり打落し一柚にして入りぬ、うち見るより是を一種の調菜にしぬるなり、いとをかしきわざかなと思ふに、さればぞ柚味噌にして出しけり、酒一獻すぎて、大阪より到來しつるとて、いと美しき餠をいだしぬ、宗易さらばよべより知らする者ありて、かくはとゝのへけむ、初めのわびたるさまは皆作りもの也と興さめて、その會未半ならざるに、京に用事ありとて急ぎ歸りけり、あるじとゞむれどもきかざりしとぞ、今の茶は皆作り物なれば、宗易の心おもしろくかたらふ友は、いまの茶をなす人には少なくやあらん、是も三齋翁のかたられしに、むかし宗無といふわび人の茶に、宗易ら客にゆきけり、あるじいでて、唯今名水到來候とて、釜を引上げて勝手へいりけり、其内に宗易棚より炭とりおろして、すみをさしくべけり、あるじぬれがまをもち出て、暫く炭をみて釜をかけゝり、予も此席に在けるが、是程おもしろかりつるはなかりしといひ給ひけるとなむ、主客の意の合したる事など、これらをみても知るべし、名水を待ちうくるに常度にかゝはらざりしぞ、實に活動ある所作にて、これらをみても其實意よりいでて、わが物になりしは、みな臨機應變かくはありけるてふ事を知るべきなり、

〔茶窻閒話上〕京師眞如堂の僧に東陽坊といふあり、茶道を好みて利休の弟子となり、尤侘數寄の名譽ありけり、掛物には尊圓親王の六字名號を、利休の好みにて紙表具にしたる一幅、伊勢天目一ツにて、一世の閒斷を絕さざりし、或時秀次公の近臣を請じ茶湯せしが、薄茶をたてゝ、さて各には暇なき方々に候へば、薄茶に手間とらず、大服にたてゝ、進ずべきほどに、吸茶になされ候へとたて出しけり、此作意時に應じてよろしきと、休師も稱美せられ、世人もはめて、其頃は薄茶をも吸茶にせし事はやり、彼が名をかりて、大服に點るを東陽に仕るなどいひし、

茶人之弊

〔茶窻閒話上二〕小堀遠州侯伏見におはせし比、筑前守黑田某、歸國の次手立寄候はん間、御茶給り候へと、道中より申越れければ、其用意ありけるに、何がし俄にいたはりありて、大津驛にて養生せらるゝをもて、當日の茶會ことわりの使者を立られければ、遠州にもほいなく思はれしをりふし、上林竹庵京の數奇者兩人を携へ見舞に上りければ、幸今日は催せし事侍りぬ、路次へまはり候へ、茶をふるまはんとありければ、三人甚だよろこび、有がたき段申けり、比は六月はじめつかた、夕立の雨さわがしく、中立なりかぬるほどなりしが、晴ての跡はいと凉しかりけり、かくて案內にしたがひて入しに、花なき床の壁に、さと水打そゝぎしあとばかりなりければ、各いかにと思ふ所へ、侯出給ひて、けふの夕立、路次の樹々のぬれそぼちて、いさぎよきを見られし目にては、いかなる花にても賞翫あるまじとて、生ざるなりと仰られしに、三人あと感じて、人々にもかたりきこえければ、京中の生茶人、雨さへ降ば床をぬらして、花いけざりけるよし、遠州侯傳へ聞給ひて、大に笑ばれけり、

〔和漢茶誌一〕茶道

世人以動作之容、貌謂茶道者、其實非也、自古及今、有連用茶道二字者、有以茶之道言者、所連用者、即以茶由道之意、字義重、插之字者、泛言茶之義、今呼茶職以稱茶道者、行茶之法有司也、其意亦通、苟知動作之爲茶道、而不知由道說義、則言語躁妄、擧動輕浮、日日貪邪利、夜夜謀姦詐、或竊弄筆以寫和漢舊墨、或勞力以制木竹新器、亂眞鬻贋、只要售於人、其計不行、則後騙詐典質、以欺他人掠其利、其心無時而已、不得所貪、則自病怨人、窓計窮較、欲自已不能已、駸駸陷乎不義之地、謂之茶人而可也乎、是皆不知茶道之罪也、不容不辨、

〔獨語〕近き世に、人のもてあそぶ茶の道こそ、いと心得ぬことなれ、〇中略人に茶を飮まするには、先づかこひとて、一間なる狹き所に集りて、食ひ物も人によそはすることなく、手らもりくひ、酒も

自らくみ飲みて、其器をも、手ら洗ひ拭ひて撤す、點心くひて後に、出でて口そゝぎて入る、主自ら茶を點じ客人に奉れば、一つの茶碗に點じたる茶を、上座の人少し飲みて次の人に傳ふ、三人にても、五人にても、次第に飲みて、末座の人殘りなく飲みて、其茶碗を上座に授く、上座の人取りて、子細に見て珍器なることを譽めて、又次座の人に傳ふ、次座の人も子細に見て、次第に傳へて末座に至る、末座の人見をはりて主にかへし、客人一同に謝詞をいだして頓首す、次に茶碗の袋をこひ見、次に茶入を見、次に茶入の袋を見、次に茶杓をみる、見るべきほどの珍器にあらざれども、請ひてみるを禮とす、爐に炭をおくも子細ありと云へば、主の炭をおくをば、客人さしよりて見て是をほむ、瓶に花をさせばほむ、大方何事も主のすることを見て譽めずと云ふことなし、諂の至と云ふべし、かこひのつくりは、傳へ聞く維摩居士が方丈の室よりも、今少しせばくして、小さき窓をあけたるのみなれば、白晝にもくらく、夏は甚あつし、客人の出入る口は、狗竇の如くにて、くぐりはらばひしていれば、息こもりて冬もたへがたし、飲み食ふ物も、人の口に好み惡む物あるに、主のいかに心づかひせりとも、口にかなはぬ物を、必のこさずくはんとするもくるし、させることもなき器を、珍らしげに譽むるもそら耻かし、又物ずきとて、家作より諸の調度に至るまで、常にかはりて珍らしくやさしきことをばすれども、茶人の家居は、必柱なども細く、障子の骨迄も、風にたへぬばかりにほそくす、或はまろくゆがみたる柱を皮ながら用ひなどして、ものずきをかしとて興ず、物食ふ折敷も、足の高きをきらひて平をしきを用ふ、すべて茶人の物ずきと云ふは、萬何事も貧くやつ〳〵しきさまを學びたる物なり、○中略我國にては、鎌倉の時、五山の禪僧異國より茶を持ち來りて弘めしが、世の人さのみもてはやすこともなかりしに、室町の公方義政、是を好み給ひ、朝暮に是を翫び、東山の慈照院の銀閣にて、茶の會しば〳〵なり、しかれども義政は天性奢侈を好み給ひし故に、茶を玩ばるゝにも、茶室より茶の具に至るまで、必堅緻にて美

麗なることを好み給へり、今の世の茶人の如くに非ず、東山殿の調度とて、今に傳はれるを見るべし、近き世の茶人は、利休居士を祖師とす、利休は獨身の禪門にて貧賤なるが、草の庵のせまき内にて茶を樂めるを、當時の諸侯富貴の樂にあきて、利休が貧賤寒酸の樂をしたひ、大厦高堂をさけて、一間なる所をしつらひ、其内にて手づから茶を點じて、人に飮ませて樂めるなり、もと獨身の禪門の、貧くやつ〳〵しき者の樂をまなびたる故に、一間の作より始めて諸の器に至るまで、皆あら〳〵しき物を用ふ、食物も美膳をきらひて淡泊なる物を好む、凡茶人のなすわざ、ことごとく貧賤なる者のまなびなり、されども富貴なる人は、貧賤なる者をまなびて樂とするもいはれあり、元より貧賤なる者、何ぞ更に貧賤のわざを學びて樂むことあらん、今の世に富貴なる人、己が好む心より、貧賤なる者を茶に請ずるは心得ぬことなり、〇中略近世に茶の道を弘めし人は、利休宗旦等が外には、片桐石見守貞昌、小堀遠近守政一なり、此の人々は貴賤異なれども、皆聖賢に非らず、常の人なるに、今の茶人、必此の人々のしわざを學びて、是は利休が法、是は遠州の法、是は石州の法とて、禮法を守る如く、一向に堅く守りて少しもたがはじとす、かたはらいたきことなり、今にてもあれ、世に勢ある人茶を玩び、先輩にかはりて新きわざをし出ださんに、くみする人數多ありて是彼にて其しわざを學びてせば、やがて一流となるべし、是茶の道に一定の法無き故なり、我〇太宰春臺も平生茶をたしむ故に、人の許にて美膳などくひたる後に、上品の抹茶を濃く點じて出ださるれば、口にかなひて甚快し、但それも廣き座敷にて、食ひものを心にまかせてくひ、酒も人にくませてのみ、點心もよく食ひて、茶をも新しき茶碗にて、つかふるものゝ點じたるを、人々別なる茶碗にてのむはよし、今の茶の道は、きはめていとはしきわざなり、茶を貯ふるは、此方の磁器にもさるべきものあり、さもなくば棗の形なる漆器よし、銀器錫器もよし、茶を抄ふには銀の茶匙を用ふべし、茶碗はいかにも新しきを用ふる潔く快し、

〔茶事談上〕近代萬方茶ノ會ヲコノミテ諸流ヲワカチ、ソノ流々ヲ論ジ、タヾ賓主應對ニ敬禮モナク、タヾウツハモノヽ善惡、アルヒハアタイノ高下ヲキソヒ、容貌動作ヲ論ジ、衆人茶室ニ群居シテ、終日淫媟戲慢スルバカリナリ、カクノゴトクニテハ、日々ニ茶會ヲモヨホスト雖、又何ノ益アランヤ、茶誌ニ、南川子云、唯侈靡奢靡ニシテ、却テ妨風雅ト云、又世俗茶ハ醫ノ本トイヘルハ、近代京師浪花ノ有徳ノ者、茶事ヲ好テ雅器ヲアツメ、茶會ニハ古物ナクテハカナハズト心得、過分ノ財ヲ出シテコレヲモトメ、或ハ寺院ノ戸帳、佛閣ノ石燈籠、古井筒ナドヲ乞求メ、美食ヲモフケ、茶器ノ新古ヲ競ヒ、或ハ他ノ茶會ニ行テモ、一會善惡ヲ論ジ、又ハ主ノ越度ヲ見付ントシ、會席飲食ノ取合セヲ笑ヒ、彼ハイカン此ハヨシト毀譽ノミニテ、風雅ト禮ト法トハ一向ニ無之ユヘ、茶會ハ驕ノ沙汰ニナレリ、又茶器ヲ商者モ、唯金銀ヲ貪リテ茶器ノ新古ヲワカタズ、唯怪キ器物ヲ以テ財ヲムサボリ、又由緒アル雅器ハ、人ノ耳目ヲ驚スホドノ金銀ヲ乞、此等皆近代茶事ノ風雅ヲ妨グ源ナリ、總ジテ茶人トシテハ、第一驕ヲ戒メ、其門人ニ禮ヲ學バセ、其人ヲ化スル事、茶道ノ本ナリ、近代ノ茶人、茶ヲ愛スレドモ其道ヲ不知、門人ニモ富有ナル者ト見バ媚諂イ、惡コトヲモ却テホメ、或ハ和漢ノ書畫珍器ヲウツシ、木竹ヲ製シ、人ノ目ヲ僞ル、又茶ヲ愛スル人ニモ、無益古器ニ金銀ヲツイヤシ、終ニハ先祖ノ家ニモ離レ、漂泊ノ身トナル人コレ多シ、〈中略〉又茶人トシテ、茶器ヲ藏ムル箱ノ裏ニ、其姓名ヲ書シ花押ヲスヱ、其門人ニアタヘテ禮物ヲウクル人アリ、コレ茶人ノ耻ル所ナリ、往昔ノ珠光ハ茶ノ德ヲ貴ミ、水ト茶ノ香ト味トヲ論ジ、茶ヲ能保ツ茶入ヲ愛シ、水ヲ能保ツ水壺ヲエラミ、茶ヲヨク浮ム茶筌ヲ求メ、無銑釜ヲ用ユ、コレ茶ヲ貴ム本意ニ依テ、茶味ヲヨクナサン爲ノ風雅ニ非ズヤ、

〔閑田耕筆四〕茶の湯の益は、いとふつゝかにあら〳〵しき人も、是を嗜べば起居おとなしく、物をとりあつかふも見ざまよく成の、又主客の禮節、たとへば夜會にあるじ手燭を携へ出て客を迎

へ、燭を石上などに置て禮して退く、客其燭を取て庭の木立など見るふりして、わざとなく主の歸る道を照らすなどやうの心づかひ、禮の實に愜ひて此意をめぐらさば陰陽成べし、さるに俗流の弊風、得がたきをもとめ、金錢を費し、あるはまた其產業ならぬ人も、黠智あれば是をもて利を射るにも及び、心ざまよからず成行もまゝみゆ、富豪の家に茶を翫ぶことを禁ずるがあるも、子孫過奢に及んことを懼るゝと也、利休のことばとかや、釜ひとつもてば茶湯はなるものをよろずの道具好むはかなさ、釜なくば鍋湯なりともすき給へそれこそ茶湯日本一なれ、かくいへば有道具をもおしかくしなきまねをする人もはかなき、〇中略

一人茶を翫びて、苔むしたる石の盥水盤を愛し、今參の男に水かへさせけるが、彼苔を殘りなく洗ひ捨つるにおどろきて、かくはするものかとむづかりしにこたへて、さきに見侍れば蚯蚓蜒蚰蝸牛やうの虫、苔をよすがに宿りしかば、口をも嗽ぎ給ふものをと思ひて、能淸め侍りしといふ、あるじこゝにして思惟すらく、彼がいふはことわりにして、吾古びを好むは僻めりと、これより古器の潔よからぬをさとりて、つひに茶事を廢せり、

〔花月草紙四〕やんごとなき人ありけり、茶たつることをこのみて、かの宗易が流をくみて、かれがもたるうつはなどおほくとりあつめ、宗佐よりいまの代々のつくらせたる什器やうのもゝまでも、かくることなくそなへしなど、みづからおひ給ひてけり、ある時宗易が像をかべにかけて、かくたうとびぬるは、われにまさるものやあらんなど、かたはらのものにもあさ〳〵しくいひて、茶ひきて居給ひしが、かの像より、煙のごときりのたつやうにみえしが、宗易來りて、われはもとよりいやしきものなるが、物にかゝはらず、心だかき氣象ありければ、太閤〇豐臣秀吉のとり用ひ給ひてけり、茶たつる事は一時の心やりにて、なしてもありなん、なさでもあるべきものなれど、そのころいともてあそび草となりて、さま〳〵心にまかせ、つゐには法もなく禮もなく、みだ

れもてゆくべきと思へば、さゝやかなる道ながら、式をたて法を定めて、人にもおしへものしたるを、いまはいとおもき事のやうに心得て、その道しらぬもの其室にいれば、かはあかめて一言も出し得ざるやうに、人の心にそみわたりしも、いと愚かなることゝ悲しび思ふ、さるに君は人にもかずまへられ給ふ身にて、わがごときものをたうとび、このみちのはかなきをもしらで、いとおもきことゝ心得給ふ、心のひきくつたなさは、われもいといやしみ思へど、さすが流れくみ給ふえにしもあればかたりぬ、君いま心だかうて、其身のほどにしたがひ、なすべきことをつとめ給はゞ、きみが手ならしつるうつはものよとて、千とせの後もつたへものすべし、これをわれより古をなすといふなり、いやしきわれらのもたるうつはものなどに、おほくのざえを盡してかいもとむるのはかなさにては、このさゝやかなる道とても、心にはいかで得給ふべきと、はたとにらむと思へば、ねぶりもさめにけりとぞ、

〔心の草紙〕茶たつる事は、いとたふとき道と心得て、客まねきつゝ、主人いかにもしりがほに出でてもてなし、此かけ物は虚堂の墨跡、多くの黄金出だして買ひたり、この釜はあしやにて、何千貫の折紙こそあなれ、この茶わむはほり出しなれど、世に有るべしとも覺えず、殊に我は禪味しれば、名だたる宗匠もなどて及ばむ、ひさく斯く持ち、水斯く汲みて、斯く釜にいるゝに、松風の吹きたえて靜かなるごときは、心の妙とやいふべきと、心におもふ客もそれ〳〵の心に有りけり、

〔隨意錄三〕世有茶道者、予〇冢田虎私題之、其爲道也、會親友於狹室、相歡一碗苦茶、而交歡心、物示素樸、以戒浮華、居不過容膝、食不及嗜味、淸談閑語、以相樂餘暇、是其所以爲本意者與、而今世人以是爲一技藝、而觀爲此技者、其會宴之室、供設之具、好設古奇、競陳珍異、則商賈乘之以貪贏利、鬻爽之器皿、僧侶之墨蹟、瘞埋之物、貴價以售之、而其好之者、徒得其價之貴以相夸焉、其賓主相會也、威儀曲節尤繁、室賓美其器皿、畢讚其要、唯任相歡苦茶、而非敢交歡心、亦非敢有可聞之談話、甚則面相從矣焉、退而評

謗其供具者、我未解其趣意、士君子或爲是荒志費財者、不亦惑焉乎、諸侯名茶技者、古田金森小堀之輩、其家往往滅絕、是雖其當主之愚闇也、然亦可怪也、因竊顧之、神祖(○德川家康)謂東山義政、及今川氏眞、皆忘武職而好茶戲、遂破其家、以爲懲誡者、今之諸侯大夫、寧可不畏焉乎哉、

〔茶話眞向翁坤〕世に梓行の茶書

細川茶湯書　茶湯古織傳　草人木　右作者未詳

茶道便蒙抄　茶道要錄　右山田宗偏著

茶話指月集　茶話別集　右藤村庸軒說　久須美素庵編之

茶湯三傳集　茶湯流傳集　茶湯評林　茶湯六宗匠傳　右遠藤元閑述

茶道全書　右洛南江染山鹿庵自敍有

此外猶あれども、今時に不適は勿論、昔年を顧るにも不審のみおほくて、諸道の諸抄のごとく軌則となることなし、傳寫の書には、其流々の筆記なきにしもあらねど、夫だに猶取捨有べし、

〔茶道便蒙抄序一〕參地有一人、氏山田、名宗偏、顏其齋曰四方菴、予斷金之友、而好淸之士也、雖寄跡於官路塵裏、而遊心於塵外風致、汲惠山之淸泉、煎建溪之芳茗、怡情遣興、其遺世之鄙塵、誠可愛也、○中略中世有紹鷗、以點茶法鳴于世、紹鷗以是傳之利休、利休滋添潤色、其法隆盛、所重于列國諸侯、兒童誦利休、走卒知千氏、世以爲點茶百世宗師也、利休傳之少菴、少菴傳之嗣子宗旦、宗旦性好隱逸、不慕榮利、秖甘淡泊、以點茶爲樂矣、宗偏遊彼門、有年于茲、直傳其衣鉢、而以得繼利休家法之正脈也、噫近世其法漸廢、而愛之者鮮矣、儻若有愛之人、亦弗能識古法之正式、或好異樣、或迷謬說、以訛傳訛、往々皆然也、於是宗偏獨憂其法彌久彌失其傳、作爲斯書、以授之弟子、名曰茶道便蒙抄、顧其爲書、主賓主送迎、茶室周旋、點茶法式、茶具定則、匪悉不記焉、其學之者、細閱此書、則猶親炙于利休而視其所送迎觀其

茶壺獻

所周旋、察其所點茶、聽其所談說矣、然則宗偏、卽今之利休也、豈爲茲書外別有利休哉、嗚呼利休既沒、茶法不在茲乎、

貞享乙丑嘉平下弦武城中根素菴揮筆惟梅軒窓下

〔和漢茶誌上〕茶誌序

京之中于國也、開創最居先焉、故制作大備、文物至盛、加以風致之高雅、賞鑒之精到、較視四方、莫之與二也、是以百家衆技、非徵諸京、則不得要上游矣、世之掉鞅于文墨之林、游刃乎術藝之場者、皆莫不輻湊星聚、規取定準矣、方今治安百年、庶藝般興、而於賞茶爲尤盛、王侯貴人、固使設其職掌之、至于閭人遊民、坐甘冷乏、强標枯寂、紈袴金夫、務事侈靡、競鬪珍奇、浮采濫費、驕抗成風、或號世傳、衒家秘、竊圖即定、契舟守株、而不能臨時隨宜、領略活法、要皆無學以文之也、三谷氏常好茶事、亦少日自西州來取徵於京、而深歎世之賞茶家無學以文之、故習因仍、有志未立、予嘗以蔡襄茶錄一編、爲贈、蓋聳發之也、三谷氏見之大喜、始知非學以文之、則茶事拘礙、無通權變、爾來立志學文、茶事所係、涉獵頗多、而後從知、華之賞茶、發於唐陸羽、弘於宋蔡丁數人、縱情玄趣、至於近時高濂李漁之徒、而極焉、其風流好尙、神運意匠、皆無非先得我心矣、何可不學以文之乎哉、吾邦之稱宗工者、珠光紹鷗宗易織部遠州、姑無論已、其他聞人、指不遑屈、而亦皆由無學以文之、遂致隱沒無聞、著錄不傳、所遺固陋、無可遠據、三谷氏、今之賞茶家之巨擘、蓋已取徵於京、以其技鳴焉、比年志編茶志、大凡茶事之名稱物數、與華人所言爲相合者、搜索頁覈、僕々不倦、纂成三卷、質之同好、在賞茶家、從前所未嘗有之書也、可謂學以文之矣、予與壽志、爲作序言云、

皇和享保丁未仲秋既望京兆香川修德太冲父書于一本堂

〔將軍德川家禮典錄五〕五月六月之内日限不定

一禁裏仙洞へ御茶御進獻ニ付、傳奏衆へ可申入旨、所司代へ宿奉書を以老中より達之、

但右御茶之儀は、宇治へも差遣候御數寄屋頭新御茶御壺、詰上候而、所司代御役宅へ持參、所司代請取置候段、老中へ申越次第達御聞候上、御進獻之儀所司代へ達之、

〔京都御役所向大概覺書　七〕同所〇宇治御物幷御通御茶師之事附御茶料御茶摘初御試仕立詰上候日積幷御步行頭之事

一禁裏法皇御所江御壺二御進獻、關東御壺仕舞之日、右貳ッ之御壺、御徒頭所司代江持參被申候、

一御茶道頭幷組之御茶道、京都旅宿御賄出不申候、御步行衆八人者、宇治に罷在候御茶詰次第被罷下候故、逗留之日限極り無之、逗留中御賄被下、門太郞御代官所御物成之內を以相渡候、〇中略

一例年禁裏江御進獻之御茶之儀、所司代故障之節者、奉行所江請取之、御清所江差上候先例有之候間、先格之通ニ可仕之旨、紀伊守殿〇京都所司代松平信庸被申聞候、

右御茶六月〇寶永四年四日、大岡忠右衞門、野村休盛、攝津守〇京都町奉行中根正包役所へ持參、式臺ニ而請取之、但假臺を仕立、其上江居置候樣に用意いたし置請取申候、駿河守〇京都町奉行安藤次誠儀も御茶着前より相詰、廣間江出向申候、中小性四人麻上下着請取之、書院江持參、床ニ假臺を置、其上ニ載置申候、當日詰合之當番與力取次役人用人證文方與力、麻上下着、

一大岡忠右衞門、野村休盛者、御茶ニ引續被參、料理出申候、御徒衆者、表之對面所に而料理出申候、忠右衞門、休盛、峯順、又兵衞にも、常之座敷ニ而料理出申候、

一御茶着之案內申遣、紀伊守殿家來壹人參、書院ニ致面談、御壺包之儘相渡之、直御清所江持參之、麻上下着之もの五人、其外足輕中間召連參候、尤前日御附衆江も、案內承合候而遣申候、

一右御茶入候箱之鍵者、休盛持參請取之置、翌五日、紀伊守殿江持參相渡置候、

右之箱者、ござ包ござ屋根有之、棒指に而持參、內之箱之儀、峯順江相尋候處、

桐板ニテ高サ一尺七寸五分、橫一尺一寸五分、　外家錠前有之　高サ二尺五分、橫一尺四寸

之由申之、

右御茶上京之節、大佛正面通ゑ同心二人、三條堀川ニ同心一人付置、大佛迄御茶見ゑ候時、二人之内一人、紀伊守殿用人迄案内申達候様ニ申付候、三條堀川之者は、奉行所ゑ注進申之、

右御進獻之御茶之儀、追而傳奏衆ゑ之御奉書到來之節、箱之鍵御添、傳奏衆迄被差越、披露有之由

○中略

禁裏法皇御所御茶壺之事

禁裏御茶壺但御壺一つ黄金一枚詰

一延命御壺　上林門太郎　一石上御壺　上林又兵衛　一無銘御壺　同人

一細谷川御壺　星野宗以　一新御壺　同人　一嶋津御壺　上林三入

一新御壺　同人　一新御壺　木村宗二

合御壺八つ

法皇御所御茶壺但御壺一つ黄金一枚詰

一松倉御壺　上林又兵衛　一駒御壺　尾崎有庵　一玉簾御壺　星野宗以

一山の井御壺正徳五未年依詰ニ被ニ仰付一候由　上林三入　一一つ松御壺同断　長井仙齋

合御壺五つ

右之通正徳五未年被仰付、例年禁裏法皇御所御壺一所ニ被仰付、御取次之内三人并小堀仁右衛門手代三人宇治ゑ参候由、

一関東御壺宇治御出行相濟、星野宗以より御案内申上、其以後日限被仰付、御壺宗以宅ゑ御着、御茶師銘々ゑ相渡、御茶詰上ゲ、宗以方ゑ御壺不殘相揃、當日御所ゑ上ル、

右御壺宿支配宗以ゑ被仰付候、從後陽成院樣御時節、御代々御用相勤候由、

徳川幕府茶壺

「禁裏法皇御所、右御壺愛宕江御登山有之候得者、所司代組與力兩人兩御所江參、御取次より御茶壺請取、直に愛宕へ持參、坊中之内江相渡、手形取之候由、御壺御下山之節は、右與力愛宕江罷越御壺請取、御所江參、御取次中江相渡候由、

〔宇治古文書〕當年茶詰事、從來朔日何も可相詰、其以前ニ壺在所ヲ出事停止候也、

三月廿三日　家康朱印

上林掃部之助どのへ

森齋右衛門どのへ

〔殿居囊武家年中行事〕四月朔日、宇治御茶御用御數寄屋頭御暇、

〔享保盛事實錄二〕一山城國宇治の里の茶をめさるゝ事は、寛永九年よりはじまりて、其かみは茶道頭一人坊主二人、その事を奉り、徒頭壹人、組の老衆を引具して道路の警衞す、されば名有る茶壺どもあまた携へ行て、宇治にて茶を求、それを京の愛宕山に百日餘り收置、ふたゝび山より取出して府に持かへる事なり、その往來のむまや〳〵に御料の地代官所よりこれを供し、私領は領主々々よりあつくもてなし、其おごそかなるさまたとふるにものなし、厳有院殿〇徳川家綱の御時より、茶壺を愛宕山に收むる事は止られ、甲斐國谷村に收め置、護送の人は皆府にかへり、秋に至り、又かしこにおもむきて携へかへることゝせられしかば、猶驛路の費、役夫の勞少からず、公かねて其由をしろしめしければ、道すがら護送の者どもを饗する事をやめられ、又徒頭の警衞をもとゞめられて、二條城に在番する大番一人をそへらるゝことゝなりしに、元文三年より谷村に收置事もやみて、今は京より直に府に送り、富士見の櫓に入置るゝ事となれり、かゝりし後は行役の勞苦をはぶく事少からざりしとなん、

〔大猷院殿御實紀附錄三〕步行頭して宇治採茶の事にあづからしむるは、寛永十年二月、朽木與五

郎友綱、神尾宮内少輔守勝、近藤五左衛門用行、安藤治右衛門正珍、逐年に宇治にまかり、茶詰の事とり行ふべしと命せられしより起りしなり、

〔享保令典永鑑 雜〕享保八卯年四月

御茶壺宇治往來之節、道中之儀、御徒頭罷越候儀相止候事ニ候間、自今ハ左之通可被心得候、

一町中幷替間掃除等申付、奉行給人差出候ニ不及候事、

一町中御茶壺先拂足輕兩人程相立可然事

一大御番御數寄屋頭、先拂足輕相立候ニ不及候事、

一御茶壺町並屋敷玄關前、臺居差置候儀ハ、可為只今迄之通候事、

一火之番物頭、足輕召つれ相廻り候ニ不及候事、

一雨天之節、次之宿迄御茶壺桐油等遣候ニ不及候事、

一大御番御數寄屋頭旅宿へ、町支配之者用事等可承旨ニ而罷越候儀ハ格別、年寄役之者など罷越候ニハ不及候事、

一大御番御數寄屋頭幷坊主へ、町並屋敷ニ而料理出し候義、且又總供之者ニ料理給させ候義相止候事、

一次之泊宿迄、以使者音物等ニ不及候、一宿計ニ而大御番御數寄屋頭へ兩種、坊主へ一種充被附候儀ハ勝手次第之事、

一下り之節も、泊休ニ候ハヾ右同斷之事、

一爲迎送問屋庄屋ども、町はづれ迄人多に罷出候ニ不及候、四五人程も罷出可然事、

以上

〔京都御役所向大概覺書 七〕同所治〇宇御物幷御通御茶師之事附御茶料御茶摘初、御杖仕立詰上候

日積、幷御步行頭之事、

一御物御壺　十八　　上林門太郎

但御壺一、黃金一枚宛、臺乘、

虹御壺詰半三十四斤七　　望月御壺詰半二十六斤半　　彌勒御壺詰半二十二斤八　　弦月御壺詰半二十二斤半

村雨御壺詰半二十五斤二　　朝日山御壺詰半二十五斤

禁裏御進獻御壺詰半二十三斤　　月光院樣江被ㇾ進新御壺詰半二十二斤八　　法皇御進獻新壺詰半二十三斤　　養仙院樣江被ㇾ進新御壺詰半二十三斤半

一位樣江被ㇾ進岐阜御壺詰半二十二斤八　　法心院樣江被ㇾ進新御壺詰半二十三斤半　　瑞春院樣江被ㇾ進白雨御壺詰半二十二斤八　　蓮淨院樣江被ㇾ進新御壺詰半二十二斤八

日光准后江被ㇾ進御眞壺詰半二十四斤八　　日光御靈屋新御壺詰半二十三斤　　東叡山御靈屋新御壺詰半二十三斤七　　增上寺御靈屋新御壺詰半二十三斤半

右之御壺年々不ㇾ同、外之御壺被ニ仰付ー儀有ㇾ之、

獻上　御試御壺　壹極上半三御詰二斤　　獻上　御茶湯御壺　六ツ極上半壹御詰貳斤

但增上寺御靈屋　御壺貳　　東叡山御靈屋　御壺貳　　紅葉山御靈屋　御壺貳

同　歲暮　　御茶筌拾本　　年頭　　御柄杓五本

一御壺宇治着之日、上使御用向相濟、御奉書頂戴、幷御茶一袋致ニ拜領ー候、尤御茶入念詰上候樣御申渡、且又御茶詰上候刻、御茶料之外、爲ニ御褒美、古來者御紋付御時服二拜領仕候、近來者御時服代銀拾五枚拜領、其外御茶師中拜領物無ㇾ之、〇中略

一御茶初發、何年以前より仕來り候哉、往古茶仕初候もの年數等不ニ相知ー、

御茶仕立詰上ゲ候を日積之次第

一御茶摘初立春より八十日目、但年ニより五三日遲速有ㇾ之、其年之旬相考摘始申候、先は大樣八十日目卜相考、時節相極候而者、役所へ雖ニ申越ー候由、尤其砌見合、何日より摘始可ㇾ申旨、所司代幷兩役所江も申來候、

一御茶御試御壺試之儀、摘初より廿六日目、大概積之由、但年ニより御茶摘手間掛り候年は、五日十日も延引、其刻門太郎より時分申來、於ニ所司代ー兩奉行御目付衆立合試有ㇾ之、料理出

申候、

一御壺御着(御試より十二三日目、但例年日積如此、御壺御用ニ付被登候御歩行衆上京日限之儀、毎年四月末五月上旬、宇治ゟ直ニ着、御壺被ニ相渡候、取替中ハ代見に居候、中・御茶師名)不出申候、

一御詰日　御壺御着より九日目、但例年日積如此、

一御發駕　御詰日より凡七日目、但土用二日前江戸御着、

一總御壺共儘江戸江下り申候、愛宕江者上り不申候、

一御茶料者、御茶詰上候對、御壺一ツニ付、黄金一枚宛致拜領候、箱覆御茶摘賃其外諸入用共、自分入用に仕立申候、御茶袋紙、門太郎又兵衞始、御物御茶師十一人共、年々致拜領候、尤美濃江被仰付、辻六郎左衞門より請取、右銘々江相渡候、此外御入用不被下候由、

〔類例略要集〕御茶壺御用宇治江御徒頭卽日御暇

明暦二申年閏四月十八日　石川六左衞門

同三酉年四月十九日(金一枚時服二)六ノ廿一歸御禮　朝倉仁左衞門○中略

御茶壺宇治御用卽、日御暇ニ無之分、但御徒頭、

寛文二寅四月九日(金一枚時服二)六ノ十九歸御禮　天野佐左衞門○中略

享保七寅二月十一日　八ノ廿八歸御禮　小出助四郎

従此以後大御番衆より御差添ト成(京上リ大坂下リ、相江其組ニ而相定、○中略)

右御暇之節、金三枚時服二ツ外羽折被下、

延寶九酉年二月六日　稻生七郎右衞門

甲州天目山、谷村江御茶壺御用、

天目山江　寛文六午年十ノ八御日賜、御朱印、　大森半七郎

茶師

谷村江　天和三亥八ノ廿二　九ノ七歸御禮　小出下野守

〔幕朝年中行事歌合上〕十六番　右　茶壺

木の芽つむ里の手振も語れ人宇治のわたりに往返りつゝ

茶壺と申は、數寄屋の頭に茶つぼをもたせて、宇治にのぼせ、新茶をくだしめらる、もとは徒頭をそへられしが、今は大番の士是に添へり、壺の口開かるゝ時は、數寄屋のかしら茶を點じ、宿老少老の人々是を試し後、御宮みたまやにも供せらる、

〔柳營新編年中行事二月〕一宇治の茶被召上次第、上林家之起り、其外茶師家々の名付幷茶之銘、

一上林越前政重は、幼名又市といふ、本國丹波、生國は山城にて、三州岡崎に至り神君に奉仕、爲土呂鄉奉行、土呂鄉に松平喜介と云人あり、此近邊に越前屋敷有、遠州味方が原より相州小田原陣迄數度功勞あり、尾州長久手陣之時、森武藏守が騎兵二人を討取故、感狀幷御鎗賜る、神君秀吉公と御和談にて、茶屋四郎次郎宅御坐之時、依嚴命越前侯御側植村五郎、渡邊半藏共由緒有之故、兩人江嚴命に而、岡崎町奉行となる、其後上方爲案內、第一大坂城中、西國大名行跡、以日記注進可申、幷御茶仕立上べき旨にて宇治に被遣、竹庵に改メ、秀吉公薨後、井伊兵部少輔指圖にて一騎物見に出る、此時榊原式部康政江州勢田ゟ馬を早め伏見に著、亂髮にて御前江被出候時、竹庵物見より歸り委細言上、依之康政同席に而、御手づから御熨斗、又御印籠之息命丹を竹庵に賜り、馬にかひ候へと也、慶長五年、關東御下向之時、我等式御留守には如何可仕やと伺ひ候へば、鳥居彥右衞門申合候へと台命に依て、騎士十三人、雜兵百三十貳人にて、伏見之城に籠り、大鼓の丸を堅め、采幣を持、赤根染之鉢卷にて下知、粉骨を盡申討死す、今に上林が赤手拭と云傳ふる也、竹庵が子三人、兄は林藤四郎養子に成る、元和元年五月七日、高木主水手にて討死、二男林伊賀守は秀康卿に仕へ奉る、秀康卿逝去之時殉死、三男又市竹庵家相續也、竹庵討死之時幼少ゆへ、高野山中性院に蟄居、關東亂後被召出、板倉

伊賀守に預られ、大坂多夏兩陣共に功勞あり、依之采地二百石加增にて三百石を領す、且壹万三千石代官を賜り、小幡又兵衞、織田家中野又兵衞、今川家吉兵衞、又兵衞に劣らざる者也とて、又兵衞に改めらる、是は上林家之傳說なり、〇中略

茶師姓名

林夕春　上林家八人　味卜　法順　竹庵　三入　通入　春生　龍賀　道庵

一宇治御茶壺御茶師左之通

上林岸順　上林竹庵　上林平入　上林味卜　上林春生　上林三入　永井貞甫

酒多宗有　尾崎有庵　星野宗伯　竹田道雪

御通御茶師

御袋茶　長釜宗味　御袋茶　堀眞朔　同　永井仙齋　同　上林平加　同　辻善德

同　吉村道夕　同　山田友保　同　八島德庵　御通御茶祝甚三郎

以上

〔茶道筌蹄　一〕茶師幷茶名

上林は元丹波より宇治へ來る人也、公儀の御用を勤むるを御袋茶師と云、次の御用を勤るを御通茶師といふ、其次を次茶師といふ、其外は木幡大鳳寺也、

御物茶師

上林六郎　宇治人〇茶銘略、以下名下亦同、　同又兵衞　同味卜　同春松　同平入　酒多宗有　尾崎有庵

星野宗以　上林三入　堀眞朔　長茶宗味　辻善德

右は御物茶師之分

御袋茶師

上林牛加　八島德庵　祝甚兵衞　堀正法　佐野道意　木村宗二　竹田紹旦　上林道庵
竹田道雲
右は御袋茶師之分
御通茶師
片岡道二　宮村權大夫　西村了以　竹田紹淸　河村宗順　橋本玄哥　馬場宗閑　森本道加
長茶淸兵衞　喜多立玄　同彥八　松原宗左衞門　菱木宗見　滿田宗惠　長田七郎右衞門
小山勝右衞門　吉田六右衞門　北川太郞右衞門　藤科金兵衞　宮林六之丞　大鳳寺　梅林
宗雪　森江宗左衞門
右は御通茶師之分
外茶師
宇治
滿田道林　尾崎彥六　竹林紹二　川崎德意　佐藤勘六　中村彌右衞門
大鳳寺
山上善大夫　同幸二　竹林六之助　河下彥八郞　梅林源治
木幡
猪家庄右衞門　松尾忠助　同治右衞門　同喜平治　同長悅
槇島
辻千太郞
此外にも外茶師多く有之〇下略
〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十七申年二月

覺 ○中略

一總而結構成道具等取集候儀は無用候、たとひ振廻又は茶の湯抔仕候共、諸事輕く有合之品を可被用事、

〔今川大雙紙 上〕躾式法の事

一御茶を持て參には、片手をつきて、片手に參らする也、兩方の手にては參らせべからず、人前にて茶のむには、臺ながらのむ也、臺置てのむ事なし、但樣體によつて臺を置てのむ事も有、

〔宗五大草紙 上〕公私御かよひの事

一御茶まいらする事、右の手にて臺を持、左の手にて建盞と臺とをかゝへて、ちと差出して令持之、まいらせさまには兩の手にて臺を持てまいらす、べし、聞し召て後は兩の手に臺ばかり持と申候へ共、たゞ前のごとく持たるがあぶなくも候はでよく候、

〔北條五代記 三〕房州里見家の事

元正のあかつきより、やかた義高の御前へ諸侍出仕の時、其人のくらゐによつて禮の次第色々かはる、主君のかはらけをいたゞき持て立人おほし、かはらけをいたゞく上に、片肴の禮と云て、肴を其人へ引もあり、又兩肴の禮とて、主君の前へも引事あり、其上片茶の禮、兩茶の禮と云事あり、其時は一人のまず、兩方見合同時に茶をものむが定る禮義なり、

〔信長記 十一〕九鬼右馬允大坂表大船推廻事

翌日佐久間甚九郎御茶上申、終日ノ會ナリケリ、同三日歸洛、翌ノ夜話ニ信長公白ケルハ、甚九郎數寄事外ニ上手也ト覺エタリ、去共輙キ事ナラズト被仰、二位法印其御事ニ候、國守等此道上手ニ成テハ、世間物每奢侈大過シテ、且ハ武道モユルガセニ成申ベシ、其ヨリ事發テ、或京都職人方ノ若キ者、或ハ藝才ノ弟子共、彼過高ヲ自然ニ似セテ、富モ貧モダテヲノミ嗜ベシ、禍ノ種ニ成ベ

キハ唯數奇道也、侘テ心意ノ氣味ヲ宗トシ、珍肴奇物ヲ事トセズ、安ラカナル道具ナドヲ清淨ニ成ベクンバ、數寄ハ殊絶ノ慰タルベク候、夫武士ノ道ハ、諸人ニ情ヲ深フシテ、美膳等ノ結構ヲバサシヲキ、人ノ出入多キヤウニシ、賢愚ノ品々ヲモ能々見分、擧措其所ヲ得バ、萬善日新、百惡日消スベシ、夫物毎主ル所其勤有、連歌ノ宗匠ハ、其日百韻ノ主將ニシテ、句ノ善惡ヲ味ヒ、棟梁ハ、其大厦ノ主將ニシテ工善惡、木ノ長短曲直ニ至ルマデ其所ヲ得、國主ハ人ノ賢愚剛弱、知之明、行之果、信之篤、國器ノ大小等能知テ、天地萬物一體ノ仁ヲ守ヲコソ其務トハ申ベク候ヤト申上ケレバ、扨モ殘ル所ナク云ツル物哉ト、再三御褒美有ケルトカヤ、

〔總見記十一〕信長公自攝州被引返於坂本對陣事

柴田モサスガ鳴呼ノ者ニテ、追カケ參ラセ、信長公ノ馬ノ轡ノ水ツキニヒシトスガリテ申上ルハ、我等ハ父土佐守ヨリ某マデ二代ノ內、合戰ニ向テ終ニ老ボレタル不調法ハ不仕候、モシ四疊半敷ノ數寄屋ヘ入テ、茶ナドヲタベ候ニコソ不調法ナル事モ有ベク候ト申システ、アザ笑テ罷歸ル、サスガノ信長公モ返答ニツマラセ給ヒテ、御詞ナク打通ラセラル、

〔茶話眞向翁乾〕或人利休居士に、茶の秘事は如何なる事か候と問けるを、居士云、茶はふくのよきやうにたて、炭は湯の沸やうに置、花は其はなの樣にいけ、さて夏は涼しく、冬はあたゝかにする、此外秘事なしと答へられしにて、問人不興して、夫は誰も合點のまへにて候といふに、居士云、合點ならば其如くして見られよ、御弟子になるべしと也、

〔備前老人物語〕總じて茶の湯は世をのがれ、閑居隱者のなすわざなれば、不辨に、麁相にしていさぎよきをもとゝす、元來ぶどふを本とす、さればにや上田主水茶湯の會にきやく來りて、くゞりの明を待居たるに、大づゝの鐵炮を玉なしにうちはなして客を請待せしと也、又多賀左近の雲州御在番に、茶の湯の時、はなはなくて甲をおかれしと也、皆其本をわすれぬ心なるべし、萬事お

もひおもひ心々なれば、是を是とし非を非とするにあらず、たゞ當然の理にしたがふべし、

〔和泉草 五〕壁書

一賓客腰かけに來り、同道人相侍候はゞ、板を打て案內を報ずべし、
一手水之事、專心頭をすゝぐを以、此道の肝要とす、
一庵主出請して客庵に入べし、茶飯諸具、不偶にして美き事も又なし、露路の樹石、天然之趣、其心を不得輩は是より速にかへりされ、
一沸湯松風に及び、鐘音に至らば、客再來、湯あひ火あひのたがいと成事多罪ゝ也、
一庵內庵外において、世事の雜話古來禁之、
一賓主歷然の會、巧言令色を入べからず、
一會始終二時より過べからず、但法話淸談に時うつるは例外、
右七ヶ條は茶會の大法也、嗜、茶輩不可忽者也、

天正十二年九月十二日　南坊在判
宗易在判

〔別本黑田家譜附錄〕如水遺事

如水茶道の水屋に法度書をはり置る、其文に曰、

定

一茶引候事、いかにも靜に廻し、油斷なく滯らぬ樣に引可申事、
一茶碗以下、あかつき不申樣に度々洗可申事、
一釜の湯一ひしやく汲取候はゞ、又水一ひしやくさし候て、まどひ置可申候、つかひ捨、のみ捨に仕間敷事、

右我流にてはなく、利休流にて候間、能々守可申事、總じて人の分別も、靜とおもへば油斷になり、滯らぬと思へばせはしくなり候て、各生付得方になり候、又隨分義理明白なる樣にと思へ共、欲あかにけがれ安候、又親主の恩を始、朋輩家人共の恩も預り候事多候處に、其恩を可報と思ふ心なく、終に神佛の罰をかふむり候、然者右三箇條、朝夕湯水の上にても能々分別候爲、書付置候也、

慶長四年正月日　如水

〔喫茶餘錄下〕遠州宗甫居士壁書

それ茶の湯の道とても外にはなく、君父に忠孝をつくし、家々の業を懈怠せず、殊に朋友のまじはりをうしなふことなかれ、春はかすみ、夏は青葉がくれのほとゝぎす、秋はいとゞさびしさまさるゆふべの空、冬は雪の曉、いづれも茶の湯は風情ぞかし、道具とてもさしてよすべからず、めづらしき名物とても、そのむかしはあたらし、只家に久しくつたはりたる道具こそ名物ぞかし、古きとても形いやしきは用ひず、新しきとてもかたちよろしきはすつべからず、數多き事うらやむべからず、すくなきをいとはず、一品の道具なりとも、いくたびももてはやしてこそ、末々子孫に傳はる道もあるべけれ、一飯を進むとても、志うすきは、早瀨の鮎、水底の鯉とても味あるべからず、まがきの露、山路は蔦かづら、明暮こぬ人をまつの葉風の釜のにゑおと、絕る事なかるべし、

〔甲子夜話九十四〕松月齋〇松平齊匡茶令

一茶の道は質素を主とし、風雅を客とし、まごゝろのもてなしあらば、萬のみやび盡したるにも增りぬべし、

一おのれ好む所とて、わりなく人に勸め、己れがくむ流もて、よそ人をそしる、いづれもあさましかるべし、

一物しる人のおのづから風流なる詞いふはめでたし、なまじひにまねびいふは拙し、時めく人をねたみて其あしき事のみあげ、富る家をうらやみて其寶をかぞへ、あるはへつらへる、あるはほこれる、又價貴きものを賤しく得つといひ、賤しきものを貴くもとめしと語る、いづれもあし、

一書畫調度ふりたるを慕ふとも、いたく耽り翫ばゞ、志を喪ふ事に至りなん、飮食瓶花も時ならざるをめづる事なかれ、異ざまなるを好む事なかれ、調度もまたしかなり、何事も僞りかざらぬさまこそよけれ、

一おのづから風流なるこそ眞の風流とすべし、つとめて風雅ならんとするは、なかなかに山の井の淺き心みらるゝわざなるべし、

こはおのれ松の嵐をきゝ、軒端の月にうそぶき、碧眼をこゝろむるとて、何となく心に浮び思ひ出らるゝまゝを、みづからしるし、自ら警むるになん、

〔雲萍雜志 一〕江戸葛飾のほとりに、權兵衞といへる村長あり、ある年の春、伊勢大神宮へ太々神樂を奏せんとて、村民十三人とともに御師何某が家に宿るに、山海の珍味を盡し、馳走ありて後、おのおのに薄茶まゐらせんとて、案内して茶室へ招請しければ、かの村長を始として、十三人席につけば、御師は丁寧にあいさつして、心を配り茶を建て、權兵衞が前に出しおきければ、農夫の身なれば、茶道の心得はいさゝかもなければ、大に心をくるしめ、揚うてして思ひけるは、いかにして飲べきや、人の噂にも、茶は飲たる上にて順にまはすなどゝ聞しが、十三人へ一杯ばかりの茶を飲かけ、まはしたりとも足るべからず、又ひとりして飲み、他のものへ鼻あかせんこと、いかがなれども、われ村長の身として、今更問て飲まんも口をしきことなりと、さまざま心のうちに思ひめぐらすうちに、御師は先に出せし口取菓子を村長が前へさし出し、いざ召給へと申るければ、はつと茶を取あげて殘らず飲み、前におきければ、御師は取て茶碗をすゝぎ、又建て村長

がまへに出しつゝ、いざ菓子をとり給へといふに、この度は菓子を取て食ひ、また茶をのこらず飲て前におきければ、御師又取りて、もとの如くたてゝ、又村長が前へ出す、村長いひけるは、我等はもはや澤山くだされたりと云ふに、さあらば次の方へ御おくりあるべしとて、この順にして各一椀づゝ飲、辭退して座しきへ入て、おの〳〵ひそかにその心労をもの語りつゝ、臥し、又も茶の饗應あらば、いかばかり迷惑すべし、はやくいとま乞して歸國するにはしかじとて、あくるを待て發足せり、後に權兵衞、予〇柳澤里恭がもとに來りて、願ひたきことの候へといふに、いかなることとぞと問ければ、過し春伊勢にて耻を得しこと侍れば、茶の手續を敎へ給はるべしとて、しかじかの事を物がたり、今にわすれがたくはづかしく、又口をしくおぼへしといふに、予大にわらひて、そのもとは、日ごろに似げなき不見識の人なり、農夫は農家に人となりて、農業のことにさへくはしければ、耻かしきことなかるべし、茶はもと隱逼の手すさびにして、その道日用に足れりといへども、農夫町人などのいたすべきことにあらず、世をのがれし隱居の後などはともあれ、其許もし茶を學ばゞ、一村みなこれにならひて、農時に怠りなば、田畠はこと〳〵く不作なるべし、村長茶道を知らざるが故に、耕耘收藏時にたがはず、國中百人耕して五十の遊民あらば、その國かならず飢ぬべし、百人耕して十人あそばゞ、その國果して豐なりといへば、權兵衞感じて、茶の湯を習ふ心をおもひとゞまりぬ、

生駒山を越ける日、秋篠といふ村はづれに、如意輪觀音を安置する堂あり、さすが名におふ山色風景、郊野のながめおもしろければ、此堂に立寄てたばこくゆらしけるに、堂守とおぼしく、片目しひたる男の卒都婆を造りゐたるを見て、主は細工せらるゝにやといへば、削りさしたる卒都婆をかたへに置て、圍爐の灰かきならし、かんな屑焚て、ふるびたる鍑子に湯をたぎらせ、茶滓のつきたる茶碗を丁寧にあらひそゝぎて、大坂よりもらひし茶なりとて、懇に煎じあたへぬ、予も

心よく二三碗を喫して志ばし憩へるうち、主のいへるは、我はもと此地の産にてもなかりしが、もと調度のさし物を職として、二十一年ほどは京にくらしつれども、不仕合なることと打つゞきて、歳はより、目はわろし、少しの志るべにて、今はこの地に老朽ぬるなり、茶の湯といへることも、はじめはかゝるすさびより起りけるにやなどいひつゝ、菓子を椀に盛ていだしつれば、予とりて見るに、たゝらの木の芽に味噌をくるみて炮りたるなり、珍らしき口取かなとて、いとうまく食て、茶数碗を通しけるうち、主の申は、我が京に在し頃、数々の茶人宗匠など馴染まゐらせて、茶席にも迎へられ、薄茶建ることとも習おぼえ侍れど、大かたの人は、茶の湯を別のことのやうに心得給ひて、あつらへ物等もいとむつかしく候、東山にて何庵とか申宗匠の建たる席を羨しく思ひて、その好のかたに建たしとて注文取しに、床板を松にして節七ッあるを好めり、我等思ふには、いかなるわけにて節数七ッある板をもとむるにやと、いぶかしさに問ければ、師の建たる席に、床板の節七ッありければ、それを擬するなりといへり、笑ふべきの甚しきにあらずや、師の造られしときは、定めて節なき板のなきまゝに、ふしある板にてせられしなるべし、さあれば、いかに師のあとを慕へばとて、わざ〳〵疵あるものを求むるは、道を聞にはあらで、罪にならひて師の疵をあらはすと同じかるべしとおもへり、この道は只きようにせよといふにはあらず、きたなからず、あり度道具とても、足らぬ所を何かにて、その時の間に合するを馳走とはするなるべし、すべておもしろきことは足らぬところにありて、足り過たるに雅なることなし、人にはみなくせありて、さま〴〵に好みを致せども、くせを捨ざれば、風流の道人にはあらず、理に入て理を遁れたる人ならねば、茶好といふのみにて、茶道の人とは思はれ侍らずとて、その立居ふるまひなどおくゆかしく、この者を連行て家にて養ひおきたく思へり、

〔甚閑雜記〕一数寄をたしなまんは、ふだん茶湯たてまじきものなり、本客の時、かの自由思はず出

てみぐるしきなり、總別茶の湯に手上手浦山しからぬ物なり、手くら品玉取をみる心地せり、又功者もうとましきものなり、おぶらじみたるもむさげあり、只浦山しきは目利の人、作意ある人、是數寄の根本たるべし、

〔細川茶湯之書上〕茶之湯數奇道に習なし、上手のとりおこなふをにせるこそ其身も面白、然れ共習なければ、にせ得る事不叶、唯面々器用次第、上手のほまれを諸人にもちひほめらるゝ也、都に數奇者多しといへど、其時の師匠になれそひ、色々さま〴〵に數奇道を執行するといへども、さながらおしゆるといふ子細なきによりて、習事もなし、たゞ師のおこなへるを似せ、また眼前の事のみうつすといへども、上手下手の差別わからず、其年の口切の時とりいだす道具、作事、料理、以下獻立を、年の暮まで用る、日夜朝暮たねんなくするを數奇者といふ、或は能道具を取出し、其身の覺悟、一心不亂に奇麗ずきして、萬事にわだかまらず、勿論に老若の隔なく、能人の目明のつよきこそ上手とはいへり、先年利休茶之湯の師となり、弟子數千人餘これありといへ共、上手と成弟子は、五人十人にしかず、去ながら高もいやしきも、老若ともに、當世のはやりものなるに、舊先少也、しかるべきため如此なり、

〔雲萍雜志二〕茶道を好むものゝ、他の手前をも辨へなく、わが習たる義のみ心得、これこそはわが流になくて叶はぬ品なりなどゝ、無益の器を高料にもとめ飾おきたるは、ふる道具店にもひとしく、見るさへなか〳〵にうるさかるべし、又利休居士が詞にも、貴き價の器物を愛するは、心利欲に走るがゆゑなり、缺たる擂鉢にても、時の間に合ふを茶道の本意とすといへり、數奇屋咄といふものにも、主人家居と道具に自負し、客にたのみて云けるは、わが好けるすきやのうちに、何によりたることゝはなしに、よろしからざるものあらば、詞にしたがひはぶくべし、少しも遠慮し給はずいひ給はれとありければ、客は諂なき人にて、家といひ器といひ行届かざる所もなけ

れど、只このうちに、そのもと壹人なからましかば、風流雅境、これに過たることはあらじといへり、こはいとおもしろき諷諫なり、

〔明良洪範 八〕秀吉公伏見ニテ、神君〇徳川家康ト前田利家ヲ誘ハレ、聚樂ニ行テ遊覽シ給フ、歸途徳川殿ノ館ヘ立寄リ給フ、聚樂ニテ美食ノ上ナレバ、茶ノミ參ラスベシトテ、神君自ラ壺ノ口ヲ切給ヒ、茶道坊主朱齋ニ茶ヲ挽セ給フニ、茶減ジケレバ、其由問セ給フニ、水野監物タベ候ト申上ル、神君又外ノ壺ノ口ヲ切給ヒ、又挽セ給フ、此時加賀爪隼人申上ケルハ、唯今ヨリ又挽セ給ヒテハ、遲ク相成ベシ、初挽タル御茶ヲ御用ヒ遊バサレ然ルベシ、減ジ候共太閤ヘ上ラル丶ニハ足リ申ベシト云、神君仰セニ、汝ハ余ガ口眞似ヲモスル者ナルニ、是等ノ事ニ心得ナキヤ、譬ヘ遲ク成リ、太閤御不興ニ思召ス共、人ノ飲タル餘リヲ進ル道ヤ有ル、其志シニテハ、汝事公向モ正シカラジト誡メ給ヘリ、神君ノ律儀ニ御座ス事斯ノ如シ、

〔常山紀談 二十〕周防守重宗〇板倉京都の職に有こと凡三十餘年、〇中略重宗職に任じて後、毎日決斷所に出る時、西面の廊下にして、遙に伏拜む事有て決斷所に出、此所に茶磨一ッすゑ置、あかり障子引たて、其内に座し、手づから茶ひきて訟を聞、人皆不審しあへりけるに、遙に年經て後問人有しに、重宗答て、〇中略訴をわかつ事の明かならぬは、我心の事にふれて動くが故なりと思ひなしぬ、よき人は自ら動かざらんやうにこそあらめど、重宗それまでの事は及び難く、唯心の動と靜なるとを試るには、茶を挽て志る、心定りて靜なる時は、手もそれに應じて磨のめぐる事平かにして、きしられておつる所の茶いかにも細やかなり、茶のこまやかに落る時にいたりて、我心も動かぬと知り、其後やうやく訴をわかつ、〇下略

〔嬉遊笑覽 十下飲食〕和名抄木器類茶研、章孝標集有貴楊木茶碾子詩、碾音與展同、銅鐵之流、茶碾子俗謂之茶研とあり、今本に茶研の旁にキシルと點あるはわろし、茶研は音にてよむなるべし、碾にて

磨と、碾にて輾るとは殊ながられ〇どがら誤恐抹となるは似たり、古法は是を煮たるなり、磨をも今は挽とのみいひてするといはず、昔はすり茶といへり、犬筑波集本活字すきの衆あづまの旅におもむきてたづぬやすり茶つぼのいしぶみ、稲のもみをば今もするといへり、
茶を磨こと、むかしよりおろそかなり、多くはあるじの留主に、挽するならひなれば、手づから磨ことはいと稀なり、俳諧埋木、また留守をして茶臼ひけとや、續山井、松風の音や茶をひく神の留主、後撰夷曲集、口切の會を催す十月は神の留主まつ茶をひいつなり、俳諧染糸、殊の外ねごきは留主もたのみがた、茶はとにかくに自身ひくべし、古き前句付に、春に成けり〳〵、唯ゐてもねぶりきようの茶ひき坊、多くは茶ひき坊は盲人なり、茶は手づから點るにあらずや、然らば磨も手づからすべき事なるべし、

〔人倫訓蒙圖彙四〕挽茶屋　宇治茶を挽て商、所々にあり、

古事類苑

遊戲部十

茶湯具上

茶湯具ニハ臺子、風爐、釜、茶碗、茶入、茶杓等ノ諸器アリ、茶人ハ爭ヒテ古物ヲ求ムルニ由リ、其價モ極メテ貴ク、贋造ニ係レルモノモ從テ多ク、鑒識ノ人モ乏シカラズ、其事實ニハ高尙ト稱スベキモアレド、惑溺ニ陷ルモノモ尠カラズ、

臺子

〔書言字考節用集 七器財〕臺子(ダイス)

〔倭訓栞 中編十三〕たいす 臺子と書り、舊臺子、竹臺子、爪紅等あり、茶臺の字、北夢瑣言に見ゆ是也、今茶臺と稱するは托子なり、臺子の式は、使琉球錄に、設古鼎於几上、煎水將沸、用茶末一匙於鍾、以湯沃之、以竹刷瀹之、少頃奉飮といふ是也、

〔茶具備討集〕臺子(或作抜插、茶之湯棚也、)

〔和漢茶誌 二〕臺子(之一層臺也、呼云臺子、)下盤方隅設四柱、而冠版爲臺、以黑漆塗之、

按、陸羽爲建安龍鳳之飾時、無以臺子對圍爐文、想當時以無圍爐故乎、且其式下盤上置風爐與熟盂(水壺也)前後置分盈(柄杓也)與建水、臺上雲甌(茶盌也)與秘閣(茶臺也)位之、其外或茶瓶、或香筯、或珠玉、或詩文之書、以此等物位臺上而助嗜茶之興、可謂風雅多情矣、又曰、自宋迨元明、惟備諸具於臺上、以嗜茶者蓋平日便宜故乎、(長昏諸具全備者、古今定式也、)

中世宗易有令匠造之臺子、即匠欵識以盛字、本國之雅璧原由之、茶道不絶、盛精其具、○中略

及第子（二柱臺也、其製以桑白桐、或塗檜版、）

下盤設二柱冠版之形、如及第門、

本國何人以臺代第耶、或中世呼之謂宗甫棚、按、先宗甫家物也、其漆精全黑、元來漢器也、臺長短高起、

本無一定之法、其名雖異、其實一物也、

本邦製其形、前後左右、低昂長短、從其所好、或下盤上設中棚、或上臺下設橫版、定一家之式、故謂何人棚則可也、總稱及第子者不可也、何者其形製與古異、以及第二字可知焉、蓋世人以及字冠於臺字、而稱及臺者、想非古人名之、後人之附會也、（對圖繪具、其定式、最嘗設水壺、柄杓、建水、蓋置等也、但點茶時、不拘定法者、在自己之巧耳、）

爪紅臺子（及第子之屬）

下盤上設二柱冠版爲臺、則如及第子、然其製塗以青漆、而其下盤四面加紅漆也、中世以來、尚其器以玩之、辨事不異於及第子、唯其器品形物色位置把玩、各以時宜也、偏愛美物、謂則有定式、則不當之論也、惟可知時宜相應已、（是亦對圖繪具也、其式同上、）

竹臺子　和製

下盤上設四柱冠版爲臺也、上版下盤、共用白桐質也、竹節亦有定數、見圖書、或人云、紹鷗始作之、或人曰、竹臺子茅檐之具也、無用於公館、如何、曰瓊筵粗席、或隱士茅屋、茶人小亭、皆各設之、豈必謂茅屋之具乎、三公諸士、凡有雅情者、無處而不可、其製或以眞桑造之、其二柱共用桑、世以尚之、然以桑者不佳、白桐竹柱者可也、（桐阿波桐上、八幡桐次之、而不知其物何人作之、又對圖繪具也、其式同上、）

高麗臺子　朝鮮之製

設四柱冠版爲臺、於下盤底施四片版爲足、以黑漆一兩抹、其製粗者也、其用宜爐、不宜風爐也、本國倣之製、此四方以精漆塗之、或有以金銀粉畫紋者、多婚禮之具也、比高麗製、上下左右寬濶也、故置風

爐亦可也、其具與ㇾ式本同ㇾ上、置ニ風爐一者近世式也、

〔千家茶事不白齋聞書〕臺子之事

一眞ノ臺子大小大ハ風爐用、小ハ爐用、是は唐に而高官ノ膳也、昔越前永平寺トフケン和尙入唐之節持歸りたる臺子を、日本に而茶ノ湯之臺子に用、珠光讓請用、小に風爐置事なし、 竹臺子、爐風呂に用、珠光、 高麗臺子爐に用、是者宗旦ゟ遣初、好にてなし、只遣ひ初め候也、 妻紅臺子、爐に用、宗旦好み、東福門院〇後水尾后德川和子江上ゲたる臺子にても可ㇾ有ㇾ之歟と說有り、如何樣左も可ㇾ有ㇾ之事にて、宗旦の遣ひ候ものとは不ㇾ見、女院江上たるもの尤に候、 武本柱臺子、爐風爐に用、是は眞ノ臺子大小の寸法也、天井に玉ぶち有ㇾ之、右臺子定り五通也、 外に桑の臺子、爐に用ゆ、覺々齋は風爐も置候、

〔茶道筌蹄一〕棚物之部

臺子眞大小 眞臺子唐物うつし、千家所持は盛阿彌の作、大の方を當時寫し來る、小の方は利休時代より千家に傳來ありしが、中頃より傳はらざるよし、是を如心齋再興す、

及臺子 唐及第門の形なりといふ說もあれど、及第の節に作文を置く臺ならん歟、

竹臺子 珠光好、本哥ハ鴻池榮三郞所持也、ヤリ鐶、柱は傘の柄竹を用ゆ、下の板疊付にハシバミ入る、當流にはハシバミなし、

爪紅臺子 元來唐物寫し、靑漆にてハケメあるとなきと兩樣あり、千家所持は刷毛目なし、紹鷗門人重宗甫所持なるゆへ、利休百會に宗甫棚とあるは、爪紅の事なり、但し鄕屋宗甫といふ、堺の住人紹鷗門人なり、

高麗臺子 元來高麗物寫しなり、元伯より持來れるは、浪華天王寺屋五兵衞所持、元伯書付あり、後一閑にてうつしあり、

桑臺子 原叟好、爪紅の通りを桑にて寫す、

〔貞要集一上〕臺子起

一臺子の起は、筑州崇福寺の開山南浦紹明和尚入唐し、歸朝の時、始て臺子一莊携來れりとなり、それより紫野大德寺に傳はれり、其後尊氏將軍の御時代、天龍寺開山夢窓國師、築山泉水遣水等の作り庭を營み、臺子を以て茶會を執行はれしとかや、此時より茶道漸世に行はれ、武家にも茶亭作庭を構、賞翫せしより、臺子武家に渡れり、かくて慈照院義政公の時までは、臺子の茶式も區區なりしに、其頃名を得し茶人を召集、茶道の法式、并名物の茶器を詮議し給へるに、中にも南都稱名院の住僧珠光は、茶道におゐて自得融通の聞えありしをめされて、能阿彌、相阿彌立合、臺子長盆茶入臺天目の茶式を定られしより、臺子の法は後世に傳はれり、唐より來れる風爐釜は、今の筧蒙釜銅風爐成べし、珠光始て土風爐を燒せ、羽釜を透木居にして臺子の茶湯に用ひしと也、今類當風爐を用ひて五德居にせしは、紹鷗宗易比より始れり、是今の奈良風爐なり、

〔茶事談上〕珠光三十歲ノコロ禪僧トナリ、京師紫野大德寺眞珠菴ニ住ス、○中略其頃京師紫野大德寺ニ臺子アリ、何ノ具トモ知人ナシ、コレハ往昔宋朝ヨリ日本筑前ノ博多崇福禪寺○註略ニ贈リ來ル茶棚ナリ、今茶人ノ眞臺子ハコレヨリハジマル此棚ノチニ大岳山ヘ傳ヘ、年ヲ歷テ又京師大德禪院ニ來ル、珠光コレヲ見テ、是他具ニ非ズト云テ、茶事ニ取リ用ヒタリ、其具ハ風爐鑵、○註略熱盂、分盤建、炭偏建水、珠光コレヲ茶會ノ本トシ、丈方之室○註略ニ飾テ、敬禮ヲ備テ諸人ニ飲シム、

〔長闇堂記〕一及第臺子と云は、唐の朝廷に、及第に試らるゝ學士の出入する門の類に似たるとて、此臺子を及第と名付しなり、唐より渡りて、天王寺や宗及有しを、宗凡の世となりて、織部殿かり寫し給ひて後、世に流布せしなり、棚の內のかざりと云も、天王寺やの外にはしらずとなり、其棚にての茶に一度逢候なり、江月和尚に有なり、書棚に似たる物なり、溜ぬりにして下ゲ違の戶袋あり、

棚卓簞笥

〔南方錄 三〕及第臺子、高サ疊摺ヨ上板ノ上ハマデ、一尺八寸二、下ノ内柱長一尺六寸六分五厘、及第は臺子の風爐を除ケたる者なり、小かねよし、飾り等臺子よりは略勿論也、又わび坐敷の道具に取合たるは心得違なり、

〔茶傳集 三〕一臺子に小棚釣たるは、古田織部が好也、小臺子に曲柱の一重釣棚を間七寸計に釣たる也、置合替る事なし、臺天目も茶入盆にのせても、羽箒も置なり、

〔茶傳集 九〕一常ノ臺子ノ寸法　二本柱有、四本柱も有也、

地板の長サ貳尺三寸七分、横一尺貳寸四分、厚サ一寸五分、丸面貳分、同天井板ノ長サ貳尺貳寸五分、横一尺貳寸貳分、厚サ四分一厘、ハシバミ一寸四分、糸メン也、

柱貳本、太サ八分半、長サ内法一尺六寸一分、面一分貳厘、

柱立所、地板ノ木口ヨ一寸入レテ立ル、上ト下ノ雲形如圖、〇圖略 是ハ貳本柱及臺子也、

常ノ臺子ノ寸法、長サ上下共三尺五分、巾一尺四寸八分、高二尺一寸貳分、外法也、下板ノ厚サ一寸七分、上板七分、柱八分、四方板ノ木口ヨ八分入て柱立ル者也、是は四本柱也、天井板地板とも丸面なり、

〔和漢茶誌 二〕紹鷗棚　和製

即紹鷗所作也、其制檜樹爲質、淡漆塗之、設四柱冠版、於上下盤之間四分許、設版爲棚虛、其下、前以障子一雙、左右開闔、其內藏水壺與分盌蓋置等、故名之袋棚、其中棚茶器茶盃等、上盤或設香盒、羽箒、菓籠等、其式法世人能知之、然膠古式、不知善變、則好嗜之拙也、於斗室具設水壺一耳、於堂上則自具全備諸具也、

袋棚　和製

其制用白桐質、設四柱、上橫一片版、上下盤之間有二棚、一片高、一片低、其高處設柄杓與蓋置、其低處茶器與茶盃也、其下全虛、前以版一片爲障、隨意取捨、或藏於其中、物不一定、隨時宜也、因其所處、名曰

袋棚、呼利休袋棚者是也、本條道甘之設香具物也、或問謂篠棚是也、宗易借之以爲團爐具、全不對風爐、是亦其法大概人能知之、然時宜萬變、在其人耳、（斗室等俱渭上）

四方棚　和製

其制用白桐質、設二柱、上版稍大、下版少狹、當時方其隅、中世缺其角、是亦爲好也、先對團爐之具也、或風爐亦用之、其法式世人能知之、然隨時之宜者巧也、（此式上與二三棚略同）

圓卓　和製

其制用白桐質、設二柱、上下版全圓也、下版底設三足、當時位香爐之卓也、後借之以爲茶事具、團爐風爐共通用之、（此式亦同上）

小卓　和製

其制設四柱、上版及中棚四方同尺度、下盤少濶、當時是亦用白桐質、本架香爐之卓也、後借之以爲茶事具、團爐風爐共用之也、上棚柄杓與蓋置設之、或茶器茶盃、中棚置水壺、其下盤或蓋置、或設白銅建水等、又近以眞桑造之、唯人之所好、

右五棚千氏家具、尺度各備秘書、他家所用棚多、然不詳其傳、（此式亦同上）

〔和漢茶誌　三〕都籃　一名統籠

茶經曰、以悉設諸器而名之、以竹篾內作三角方眼、外以雙篾濶者經之、以單篾纖者縛之、雙經作方眼使玲瓏、高一尺五寸、底濶一尺高二寸、長二尺四寸、濶二尺、

本國以木造之、謂之箪笥、其內設版二片、隨時或抽之、或插之、以取其便、（白桐質製之、他家用之流漆塗之、）

〔茶道筌蹄　一〕棚物之部

紹鷗棚　古名紹鷗袋棚といふは、今の紹鷗棚の事也、紹鷗所持の棚は、ヤリガンナの木地、引違の襖、大様モヘギ地古金襴、小縁金地古金襴、而鐶サハリ水指、今鴻池繁三郎所持也、鷗の歌に、我名

をば大黒庵といふなればふくろ棚にぞ秘事をこめけり、

袋棚　利休形、桑の志野棚を、桐にて寫したる物也、

丸卓　桐は利休形、木地松木、溜は啐啄好み、

四方棚　角のあるは利休形、むかしは利休水指ともいひ、又半臺子ともいふ、角の丸きは江岑好也、

旅簞笥　利休形、一説に小田原陣中にて好まれし故に旅簞笥といふ、

三木町棚　江岑、紀州三木町滯留中、若黨の作なり、檜椴杉の寄セ木也、ツマミ竹、江岑傳來の棚は鴻池善右衛門所持、桐ハ原叟、ツマミ桑、

高麗卓　宗全好、一閑眞塗は好なし、高麗臺子を半分に切たる物なり、花塗は海部屋にてこのむ、桑の小卓　仙叟床に用ゆる卓に好み、青磁ハカマゴシの香爐に、フクベの細口の花入を取合す、點茶棚に用ゆるは如心齋好也、

三重棚(一閑、桐、桑、)一閑張、宗全好、桐は原叟好、桑は如心好也、

〔南方錄　三〕袋棚(木地薄塗)(長サ二尺五寸四分、柱大サ七分、米メンアヽ、)　高サ疊摺ゟ上板ノ上ハマデ二尺○以下圖略、同、

袋棚紹鷗に初ル、此後置棚餘多出來すと雖、袋棚に過たる棚なし、加樣よろづ調て、臺子及第にもおとらぬ棚なり、○中略、袋棚の飾品々あり、臺子の心持を以て、いくつにも成る事なり、書院錺の間、平坐敷にも用ゆ、四疊半には袋棚もりつけ也、木の目見ゆるやうにうす〳〵と塗たると、木地と兩やうあり、薄塗手前の時には心持あり、書院などに相應なり、

城樓棚○中略、

天王寺や宗及の作也、それ故宗及棚とも申す、又は袋棚の半分にて半切棚とも云ふなり、所作は袋棚にて心得すむ也、○中略、

棚板

袋棚の他、板にて略のもの也、休〇千利休が好みにて出來と云へり、四のはしらかぶら板のまとを除たると、又のけぬと二色あり、桐の白木、又薄塗も用ゆるなり、

洞棚〇中略

洞棚は今井宗久の作にて、大林和尚ほら棚と名を付られしとなり、略間にもりつけ也、〇中略

利休簞筒〇中略

此簞筒は、小田原御陣の時持參と云々、中の棚をさきへおとすやうにしたると、又しつけにしたると兩様あり、〇中略

錢屋宗納、唐の組物の簞筒所持、是名物なり、茶簞筒に用ひて、常住座敷爐邊に置合たてられしなり、前に錠がまへありて、茶を立る時かぎにて開き、仕廻の時又錠をおとされしとなり、其後休公宗久抔も、又塗物唐の簞筒、右同前に用られしとなり、今も唐だんすまゝ有、みものなり、

丸棚　休公好なり、千家に有之、〇中略

よし棚〇中略

卓

中央の卓は、天子四方を拜し、天を祭たまふ時、其臺を眞中に置て香爐を飾るなり、大小あり、漢和共に有事なり、四角か六角か八角か丸にても、前後左右廣狹なき物なり、少にても横長抔は、中央してはなし、常の卓にてあしらい替る事なり、中央の卓には置物等子細有事なり、秘事口傳、四疊半棚の座に置初し事は、志野流香方よりといへり、宗信門弟有巴茶をもたて、風流の人なり、中央の卓置始しとなり、常の卓は形さま〴〵あり、雜記、

〔長闇堂記〕一今の世卓、大小さま〴〵有、是を遠州〇小堀政一好出給へり、昔志野が香聞し棚など見給

ひて衡ミほらしきやうに成也、

〔和泉草 二〕袋棚

一桐之木地ニ而四本柱ニシテ、中段左之方半分カコミ、掛ハヅシノ戸也、紹鷗香之手道具ヲ飭、ミヅシノ棚ヲ本ニシテ好也、紹鷗香ヲキク事自慢ニ而、此棚作リ出スト云傳也、紹鷗庵室ヲ大黒庵ト云ヲ、此棚ノ異名ニ云シト也、大黒ハ袋ヲ愛スルヲ以、如此之異名ナリト云、又一説、御城方之御番衆大キニ袋ヲ拵、臥具其外色々道具ヲ取入、用ヲ達スル袋ナルニ依テ、袋ダナト云共有リ、○中略

一利休好ノ袋ダナハ二本柱ニシテ、中段押通シ棚物也、其外戸一本ニシテ掛ハヅシ也、又二枚之襖障子モスル也、此棚居士○千利休作セシ後、紹鷗ノ袋棚ハ、桐ノ違棚ト世上ニ云シ也、

霞棚

一桑之木地ニ而、四本柱ニシテ、下ニ而足ヲフンバラセテ、上江付テ棚有リ、又下江付テ棚有、紹鷗作也、○中略

一唐物之卓ヲ棚ニ用ル事古今ニ有リ、大振成卓ニハ釜ヲ取合セ、上之重ニ道具飭也、

〔茶傳集 三〕一利休好たんす○圖略

是は錢屋宗納が名物唐物筆筒ゟ、休の作分ありて、小田原御陣に持行し也、夫より一名旅だんすとも云、宗納がたんすは錠前有、手付にて柄杓置所、脇に立仕切板有組物也、休の筆筒は桐なり、○中略

一是を笛棚と云、○笛棚圖略行燈棚と云は、是をさかさまにしたる也、○中略

一城樓棚は、天王寺や宗及が好也、

一洞棚は、今井宗久が好也、

一棚板は利休が好にて、中板に類し候もの也と云、臺子の四ツ柱程縮メたると也、

一袋棚は、本來の袋棚有、今紹鷗棚といふ、

一後の袋棚は、志野宗信が香棚を鷗作分して用、臺子及臺にも劣らず、万曲尺の調たる棚也、桐ノ白木又薄ぬり有、休〇千利休も好み用、鷗ノ好ノ第一ノ棚なれば、休も桐を重くされしと也、香方ノ袋棚は、ランカンなど有て違ふ也、香サマノスカシも宗信が好といふ、

〔茶道望月集十二〕一此方に餘り不用爲なれ共、當時專用る四方棚といふもの有、成程形は古法の物也、眞中に二本柱あり、上下共にヒレ有て、上に成し方の棚板は廣く大き也、下に成し方の地板は小き形なる物也、〇中略

一其外紹鷗の水指棚といふ物有、是は四方共、棚木地板にて中棚もある、兩脇上下の四所に茶碗すかしとて、志野袋棚の香ざまのごとく成すかし有、〇中略

一三重棚といふ物有、四本柱有て、天井の棚地板共に四板也、是をセイロウ棚共云、此棚ヲ風爐圍爐裏にも置合て、座敷に常に用ひて、近世宗室抔の仕置かれしといふ人有、左にあらず、昔より有物也、然共古法には、此棚は勝手に置て、晴の茶事また高貴尊客の時、其日用る道具を此棚に拵飾組付置て後、座敷へ持出候剋、此棚より段々次第能取おろして、座敷へ持出候時は、其具を敬ふ儀に用たる物也、一名仕懸棚とも云、〇中略

一又四方棚といふ物有、是凡ての棚より小形成物也、是も四本柱有て、上の棚地板有、地板の上に建水面桶にふた置抔、竹の引切などは、入子抔にして入置程の間有て、中棚一枚入たる物也、

〔槐記續編〕享保十七年十一月廿日、口切御茶、參候、〇中略

宗和袋棚　此形アリテ當年初メテ出來ス、袋棚ノ襖、ロキンニ唐紙ノ押畫、此墨繪ハ、先年江戸ニテ、御印籠ノ下繪ヲ養朴ニカヽセラレタル由、名印アリ、引手ハ先年猶〇山科道安ガ求メシヲ召上ラレタル瓢簞ノツル也、水指ナンバン、

〔和漢茶誌 二〕具列 本國所謂長板之類

按、茶經曰、具列一片版耳、

本國長板者、其式特異、且長版之爲用、以長短分冬夏之式、然茶事之用、威儀之度、位置動作、時措之宜、豈非本國之風雅乎、於長版諸具全備者夏之式也、不架風爐則冬之式也、式外之趣在斟酌耳、 又曰、此版以漆塗之、其製有濃淡、故異其質也、濃漆之質者以檜、淡漆之質者以白桐、其製備內書、內書、家家所秘之書也、

又曰、小版以榲杉爲之、無表裏、其中央漆一再抹、四邊布質黑漆、殊尙堅緻也、尺度各貯圖書、圖書、家家之書也、

〔茶道筌蹄 一〕棚物之部

長板 眞大小、溜、 眞の大は利休形、小は如心齋、溜は宗全也、大一枚松の木地といへども、實は檜木地也、

同桐 大小 同一閑 大小 桐大小とも隨流好、裏にては元伯好といひ傳へて、桐にハシバミ入たるあり、小の方なきゆへに、一燈桑にて好む、一閑張は大小とも元伯好なり、

〔南方錄 三〕中板

能阿彌の作なり、桃尻と云杓立、耳口のこぼし、臨濟の印の蓋置、此三色所持、是に依て出來す、水指の座切のけたる故實秘事多く、せい高といふ釜を求め、筑前蘆屋山鹿左近と云し者、名譽の上手成し、鐵の風爐を鑄させ、中板のかざりを十分に調と云、置方は東山殿御物にて、そろりの杓立、合子のこぼし、夜學、獅子の蓋置、車軸御釜に、朝鮮の風爐、此らを飾り、中板を用らる、略の物なれども、名物を揃へて飾る故、所作秘傳多し、書院かざりの間、半坐敷共に用ゆ、紹鷗四疊半眞に夏の會抔は、度々用られしとなり、手前に取つく時、水指いかにも今燒の伊賀備前等はこびてよし、取あつかひかれ是秘事口傳、

〔茶傳集 二〕一半板と云は、臺子を半分に切て用、大臺子の半分も有、小臺子の半分も有、大小とも半

板と中候、茶巾、茶入の小蓋は此板にのせ、ふた置も板の上前ノ左ノ角ニ置テ柄杓を引也、此仕方後取違ひ、風爐の小板に置也、半板には置、小板には無用、半板に茶杓は利休も置不ㇾ申候と仰〇細川三齋也、

〔古今茶之湯諸抄大成六〕一相阿彌の物數寄の水板は、長板のごとき物也、大目の爐に飾りても、おもしろき物也、

水板寸法

長貳尺一寸　幅九寸　アツミ七分　兩のはしに、うらはしばみをいれたるもの也、

足板飾合の圖〇圖略

一此足板も古實ノ物なり、これも紹鷗の日記にみえたり、世上に沙汰なき事ゆへ此書にいだす、板の形は文臺のごとき物也、足四角にあり、〇中略

足板ノ寸法

一幅一尺　長二尺一寸　高サ一寸八分　足ハ四角ノ角に付　板ノアツミ三分半　木は澤栗ノ白木なり

〔茶道望月集七〕一長板と云物あり、其寸法は前にいふごとく、是は臺子の四本柱を取て、天井板もなき物也、さあれば臺子の地板計と可ㇾ心得、古人是を物數寄たる心は、臺子は前にもいふごとく極眞の物ゆへ、道具万々心安が爲、如ㇾ此になしたる物とは可ㇾ知、〇中略

一此四方板といふは、前に云ごとく長板を二ツに切て四方になしたる物也、是又長板よりは侘の爲に物數寄て、是に紹鷗は奈良風爐のおつぼ形とて、小キ風爐に繡釜の石目蓋成を、透木にて被ㇾ用しと也、

風爐

〔倭訓栞前編二十六不〕ふろ　風爐と書り、茶爐也、奈良風爐あり、西土にいふ運泥爐にして土風爐也、

又鬼ふろ、香の圖ふろ、鳳凰ふろ、棗ふろなど色々あり、又瓦爐あり、又別製野風爐あり、

〔茶具備討集〕風爐　奈良風爐　銅風爐　頬當風爐當世數寄者所用　乳足　軸足

〔和漢茶誌　二〕風爐　自唐宋元明至本國同字　按、居家必備加一子字、則湯提點之屬也、

茶經曰、以銅鐵鑄之、如古鼎形、凡三足、古文書二十一字、而其一足云、坎上巽下離於中、一足云、均五行去百疾、一足云、聖唐滅胡明年鑄、三足之間設三窓、前後有二口、後通飈、前漏燼、上並書古文六字、一窓上伊公二字、一窓上羹陸二字、一窓上氏茶二字、所謂伊公羹陸氏茶也、置墆埭於其內、以設三格、其一格有翟、翟者火禽也、畫離卦、其一格有彪、彪者風獸也、畫巽卦、其一格有魚、魚者水蟲也、畫坎卦、巽主風、離主火、坎主水、風能興火、火能熟水、故備其三卦焉、其飾以連葩垂蔓曲水方文類、其爐鍛鐵爲之、

又有土風爐、運泥爲之、運泥見下

本國亦同銅鐵鑄之、又俗有稱鬼風爐者、或銅或鐵爲之、其足如乳、故茶人呼乳足、從來人人聞得之、自知爲鬼風爐雅名、語其形則固不異也、三尺也　又有棗風爐、以鐵爲之、其足有軸有乳、是亦三足也、

本國古今之製、或鑄山里院閑河海魚鳥、或鑄茶氏寄進之字、冶工姓名、所謂文字風爐是也、昔宋人築禪院於筑前州博多、號安國山聖福寺、其山門上之橫額、扶桑最初禪窟六字、後鳥羽院宸翰也、當時宋寄風爐釜臺子於此寺、後傳于大岳山、其後洛陽龍寶山大德禪院復傳受之、義政公乞之、以爲茶會之飾、凡二百九十年來、識與不識、大尙臺子以珍焉、然其釜不足於本國風雅、中世宗易自有意匠、更命工造彼二物、各窮其雅、擧世人能知之矣、宗易所命之釜、因古釜形以增減之、其製最精到今、古田織部遺一釜稱經筒

○中略

土風爐　茶集云運泥爐

按、陸鴻漸茶經、唐人以鍛鐵爐與竹爐云、及南宋亦然、元至正年中、始運泥而造、呼之曰運泥爐是也、古有謂瓦爐者、

本邦所謂燒拔風爐屬歟、然其爐火熾、則病其爛指、故至元運泥以爲之、其製精、珠光始悟運泥製而命匠而作之、至今傳之、云奈良風爐是也、陶人歎諱姓名於弸中、繼世皆同、又洛陽南二里許、深草東邑有陶匠而倣此爐、然奈良風爐、深草風爐、其品貴賤如漆與墨、昔宗易作二十七種爐、宗易弟子古田織部別削爐底、又別作一品、以稱輕簡、宗易所造之爐、至今不廢、各三足、有軸有乳、火熾燭之、則自猶人氣溫溫然也、其法位釜於鼎頭、前置土囊、乃使火氣直上不漏於外、且爐名以釜呼之、如小雲龍風爐、小阿彌陀堂風爐、或小丸釜小尻張等之屬、○中略

版風爐　和製　以杉木縱理橫版造之、其貫杉以産於秋田者爲最、古來用一曰野風爐、二曰左風爐、三曰小田原風爐、

左風爐者、坊者造之、以杉六片、其內以墻埃塗四方上下、上一片平、而中設員穴、横兩方木以架釜、前有一口漏爐、尺度見圖書宗易嘗於小田原造之也、一說坊者自作之、其言難信、宗易使坊者作之乎、或山林亭齋、或石橋梵尾之間、皆以供其用也、唐苦節君、宋竹爐之屬乎、茶譜所謂苦節君與行省相備、而嗜茶者、風雅至情、漢桑自相適者也、然竹爐與野爐踣其形、則甚異、惟便用同意、容灰或無、如土風爐鐵風爐、故不得見其罅隙、是非尋常之釜所適、當別合於爐形以製之、

〔茶道筌蹄 三〕風爐之部

土風呂は金風呂より後なり、金風呂は至て古し、

透木風爐　むかしは五德するなし、珠光より始る、但し此灰二文字也、

紹鷗風爐　眞の風呂ともいふ、紹鷗時代より五德始て出來る也、外に眞の風呂といふあり、是は透木風呂ゟ大なり、上のあき火間眞臺風呂と同じ、何れも軸足、但し灰山有

丸釜風爐　大小とも利休形、軸足也、但し灰山あり、

尻張風爐　大小とも利休形、軸足也、但し灰山あり、

阿彌陀堂風爐　右に同じ、但し灰山あり、

四方風呂　大小とも利休形、大は肩なし、小は肩あり、軸足なり、但し灰山あり、

鶴首風爐　利休形、蘆屋作の名物、八寸餘の鶴首釜にあわせ好あるゆへ、今の鶴首には風呂格好少し大ブリなり、肩あり、軸足、但し灰山あり、

道安風爐　道安好、何の釜に合せし哉不ㇾ知、千家には大ばかり也、少庵所持巴蓋の釜は、道安風呂に合すよし、軸足、但し灰山あり、

雲龍風爐　大小とも利休形、乳足、但二文字、

達摩堂風爐　原叟好、達摩堂の釜に合す、鶴首風爐の如くにて乳足、但し灰山あり、

面風呂　大小とも利休形、いづれの釜にも用ゆ、小の小は如心齋好、三ツとも軸足、如心齋好は竹臺子によし、但し灰山あり、○中略

金風呂　金風呂の始りは、唐物鬼面乳足にて、則臺子風呂なり、南浦紹明持渡り、崇福寺より大德寺へ傳來す、後應仁の亂に燒失す、此風呂の鐶付、鬼面にあらず鳳凰のよし、トサカあり、灰は押切なり、

鳳皇風呂　江岑の息女を紀州の某へ嫁せられしとき、居間の臺子の風呂に好まれしなり、唐物の藥鑵を懸る、其後故有て不緣になり手道具ことごとく千家へ歸る、如何なるにや、此風呂のみ千家に傳はり來る、藥鑵は薩摩屋の所持となる、今淨益にて寫しを製す、鳳皇の摸樣は、臺子風呂の鳳皇を全身に仕たる物也、其後原叟また百侘を仕くはせて用ひられしより、茶事に用ゆるやうに成りぬ、如心齋は累坐富士を製して此風呂に用ゆ、灰二文字にして蒔灰なり、

琉球風呂　原叟好、此風呂に田口釜を製し用ゆ、灰二文字押切也、

鐵丸風呂　與二郎作、尤大振也、千家傳來利休の所持なり、如心齋箱書付あり、

同道安風呂　千家にては啐啄齋好て製す、但し土風呂の道安形よりは小ブリ也、

同鬼面風呂　古き形あれども、千家にては原叟好香ナマあり、淨味作始り也、釜は雁万字、灰カキ上ゲなり、

板風呂　利休小田原陣中にて好むといひ傳ふれども、千家にては元伯土齋へ好遣すが始りなり、杉木地塗上、五徳なし透木、原叟は百佗を合す、初めに用ひし釜は不知也、

〔雍州府志七土産〕風爐　以銅鐵鑄之者釜屋製之、以埴而造之者號土風爐、元南都宗甚之所造爲上品、依之或號奈良風爐、有赤黑之二色、然赤者不及黑色、自琉球所來之知牟加羅風爐、是亦珍物也、

〔茶湯古事談三〕一むかし豊後の淺黄風爐と云有、是は豊後の屋形大友の好みにて、總四郎がやきし、專ら其頃はやりしが、火氣つよくあたれば、色替り見たてよろしからぬとて、後はすたりしとなん、

〔喫茶指掌編三〕天正十八年、豐臣殿下〇秀吉小田原御陣中にて、御茶可被遊とて、利休へ風呂を執寄よとの仰の時、利休申上しは、御陣屋にて奈良風呂の御執合いかゞ取合可申、風爐可申付やと伺しに、勝手にせよとの仰に付て、頓て箱風呂を製し上しに依て、夫にて御茶被成しと也、何樣一通の御旅にても無、御陣中の事なれば、殿下とは乍申、御平常の趣には違べし、〇中略今小田原風呂と人の唱は是也、又板風爐或は箱風爐ともいふなり、同十五年、京北野大茶の湯御催の時、或侘人板風爐旅簞笥などを餝なせし事有、左有ば全利休が物數寄に出しには不有とみえたり、〇中略天正十五年にして其紋樣は關つれども、人敢て唱ず、利休其寸法を考正て、小田原にて出したるなど樣の事か、旅簞笥も斯樣にや有けん、〇中略板風呂は宗旦好、赤は庸軒など云は誤也、

〔槐記〕享保十一年五月九日、參候、カナ風爐ノ青ミアリテ見事ナル物也、コレハ昔勢多ノ橋再造ノ時、ハラヒ物ニナリシ欄干ノギボウシ也、中井定覺ニ云付テ、取リテ久シク庭ニ捨置シガ、不圖思

五德

ヒヨリテ風爐ニシタリト仰ラル、金色カラ形カラ、兎角言舌ニ及ビガタキモノ也、總テ此公〇近衞家熈ノ御物數寄、凡慮ノ及ブ處ニアラズ、

〔茶湯古事談三〕一風爐は古より南都西の京よりやき出せし也、紹鷗が比は、西の京の總四郎とて上手あり、利休が時にも、其子を又總四郎といふて、これも上手なり、秀吉公より天下一號の御朱印を被下しに、利休筆者にて、代本錢一貫文と有しが、中頃燒失して今はなし、されど今に子孫は相續して總四郎と云、又利休時代に、西の京に善五郎と云上手有、其子も又善五郎と云て、さのみ總四郎におとらぬ上手也、此末今の京へ登り四條に住となん、

〔茶道筌蹄三〕風呂作者之部

善五郎　奈良住居、二代は堺住居、四代より京住也、

宗三郎　宗全門人なり

宗四郎　宗三郎の子にて京松原に住す、太閤〇豐臣秀吉時代に天下一の名を下さる、今は江戸住居故、千家にも、江戸旅宿中は此風呂を用ゆ、御風呂師なり

但し茶器細工人に天下一の名は、風呂師にて宗四郎、塗師にて盛阿彌、樂師二代目吉左衞門、

與九郎　京師にて一家の者不詳

善四郎　四代目善五郎の子なり、早く死す、三代目と原叟時代の善五郎とは宗善と云、此二人の外は宗全と書す、

〔明和新增京羽二重三〕奈良風爐所

上京古木町　善五郎

〔茶道筌蹄三〕釜添品目

五德　昔は臺子風呂に切懸ヶ土風呂にても透木を用ゆ、紹鷗時代より五德を用ゆるならん、五

前土器

德の形は、小爪　利休形　鴨爪　サツマヤ形　長爪　法避

法避は下の輪カイに付て、上ゲ下ゲ自由なり、和州法避村にて初て造るが故名付るなり、

〔茶道要錄上〕爐間樣之事

一五德之事、居ヤウ座席ノ勝手ニ因テ各替リ有、外爐ノ時ハ爪一ツ必ズ上座ノ方ヘ居ル、我右ノ左ノ方ヘ爲ベシ、内爐ノ時ハ、上座ノ拘リナク、爪一ツ向ヘ置也、風爐モ同然ナリ、風爐ノ五德、大ナバ前ノ方ヲ闕也、前土器ノ不レ支爲ナリ、小ヲバ此故ニ不闕、長爪ノ五德ハ、爐ノ時雲龍ノ釜、繩桶ノ釜、其外小釜ニ用、爪長二寸二分アリ、又昔五德ト云アリ、爪フトシ、

〔茶道筌蹄三〕釜添品目

前土器　白　火色　利休形　原叟手造形白火色四品あり

〔茶道早合點下〕前土器

火をふせぐためにに用ゆるかはらけなり、風爐の火間に立置、酷暑には二枚かさねても立る、

〔茶道要錄上〕風爐之事

一前土器之事、圖アリ、火ヲ顯スマジキガ爲也、火氣ヲ押ユル故ニ、酷暑ノ節ハ二枚重テモ立ル也、冷シキ時ハ一枚ヲ下テ立ル、恒ハ一枚ヲ以テ高下見合有ベシ、強若キ者ニ此土器上ヲ下ヘ、直ナル方ヲミセテ立サセタル事有、總ジテ春秋ハ火ヲ顯ハシ、夏ハカクス也、

〔槐記續編〕享保十七年八月廿日、夜參候、キリメヲ上ニスル土器ノコトハ、御流儀ニハコレナキヤト也、二枚ガワラケハアルコト也、コレトモ異風ナルモノナレバ做ニセヌガヨキ也、二枚ガワラケト云コト、二樣アリ、アトサキニ二枚タツルコトアリ、前ニバカリ二枚タツルコト、御兩方ニ大窓ナドアル風爐ニハ、アトサキニ二枚タツル也、前ニ二枚タツルコトハ、大風爐ニ大釜ナドヲカケナル火ヲヒクヽスルトキニ、カリヲケヲ高ク山コノヤウニモひコノヤウニモスルコト、ノ高也、シ

カシナガラ大釜ヲカクルコトハ、マヅハナキモノ也、常修院殿〔慈胤法親王〕ノ御キライナリシコト也、風爐ニハ小釜ヨシト仰セラル、〔近衞家熙〕

〔毛吹草三〕和泉　風爐立土器

〔茶道早合點下〕風爐の小板

大小あり、風爐の下にしく板なり、小は竪八寸五分、横八寸四分、厚さ四分半、大は竪九寸三分、横九寸二分、厚さ同前なり、丸板とて丸きもあり、漆は花塗なり、

〔和漢茶誌二〕局版　今俗云小板是也

以方版架風爐者也、珠光、及引拙、珠德、宗悟、宗陳、紹鷗、未能定其大小尺度、至宗易以正焉、〔其法見圖書〕又曰、近世何人作中版、用之最佳、然而定其尺度以爲常製、豈其然哉、想不知其中故也、何者大小有所定、謂之常也、中者不偏不倚、應物自宜之謂也、人多膠於一定之中、而不知變、故中版一定、而不合矩圭則議之、蓋時有萬變、事有萬殊、物有萬類、不知中無定體故也、惜哉、

風爐小版者、以榅杉漆之全黑、昔剖杉爲之、〔古剖杉遺者、隨其質直塗之、今時有云柾目傚此、或以栗、或以白桐、皆漆之、〕

員局　俗云圓版是也

全書曰、以檜檀爲之、

本國員版以檜桐爲之、皆位鐵爐耳、尤以漆塗、宗易以降、其形圓、徑高厚皆一版也、因今有中形之版、而稱昔日版以爲大也歟、

〔茶道筌蹄三〕風呂敷板

大板　一尺四寸四分、臺子の板巾を四角にせし寸法也、眞塗は紹鷗好なり、當時利齋にて製するは、桐のカキ合せアラメなし、横へ長きは長板を半切にしたる也、アラメは好不知、一閑にて寫しを製す、

小板　アラメ大小、杉木地花塗、利休形、　松木地、大小とも啐啄齋好、溜ヌリウルシ、

丸板　大板を丸く仕たる物なり、尤面あり、眞塗桧木地、紹鷗好、琉球風呂、透子風呂、唐金風呂によし、　面なしケヤキ木地、カキ合せは、鐵鬼面風爐に限るなり、

瓦板　織部燒、大德寺寸松庵園中に、佐久間氏織部燒の瓦にて花壇を造る、如心齋此瓦板を申請、鐵の丸釜風呂に敷く、與二郎作の大阿彌陀堂に取合す、風呂の名殘に用ゆるが始りなり、土風呂に用ひてもくるしからず、樂燒は如心好、長入始て製す、前一方金入唐草、鐵風呂にはよろしからず、土風呂唐金に用ゆ、

〔長闇堂記〕古風の眞の釜はすきすへなり、小板も大小ありて、大風爐には小板を用ひ、小風爐には大板をせしなり、其後利休より板一圓に定れるなり、

〔南方錄　三〕大板

壹尺三寸五分、幅壹尺、又は一尺一寸にて、厚サ五分、裏にはしばみ二所入也、また一尺二寸五分も、一尺三寸も在、田舍間疊に置時は、一尺三寸五分のにては、へり際一はいに寄付て置べし、一尺二寸五分のは、各坐へりゟ壹寸置てもよし、大疊に置時は、必一寸置てよし、一尺三寸五分のにても同意也、大板には必小風爐を用、その大疊の時の事也、

〔茶道要錄上〕風爐之事

一大板小板之事、大板ハ小釜ノ時用、小板ハ大釜ニ用ユ、小ハ竪八寸五分、横八寸四分、厚サ四分半也、此時ハ勝手ノ方疊ノ緣ヨリ九ツ目除ル、後同寸也、大ハ竪九寸三分、横九寸二分、厚ハ同前、勝手ノ方七目除テ置、後モ亦同ジ、中柱無之時ハ、板ノ大小ニ不拘、九目置テ吉、杉板ノ批目ヲ上トス、起目ニモスル也、各漆色花塗タルベシ、板目ノアラキ方ヲ前トス、是傳也、

〔貞要集　三〕大板小板之事

一長板を小板に成事は、堺の生玉三仁と云わび茶人、天王寺の古キ平瓦に風爐を居へ、茶湯に出し、紹鷗に見せ申候所、長板を切ちゞめ候はんと兼て思ひ候とて、長板半分に切、風爐居申され候、其後利休至極の取合と感入、それより小板に成候、平瓦の寸法九寸五分四方在之よしにて利休小板に被致候、今の大板九寸五分四方、是を大板と云、小板八寸五分四方也、板の厚サは五分半六分なり、風爐を居置合するは、たゝみの縁より大板は七目、小板は九目、又は十一目にも置合ル也、板幅一寸違申故に、疊目二目にて一寸違申候、當代も堂伽藍いひら瓦は九寸五分、常の平瓦は八寸五分也、總じて道具の取合同意を嫌ひ申候故、小板大風爐、大板に小風爐を居申候、諸道具取合如此と心得べし、

〔茶譜 一〕眞ノ臺子を小板ニシテ風爐ヲ置、小棚ヲ釣テ道具ヲ置、水指茶入茶碗ヲ疊ニ直ニ置コト宗易ヨリ初ム、

右小板ト云ヲ仕出シテ風爐ヲ置、小棚ヲ釣テ茶具ヲ置コトハ、臺子ヲ二ツニ割テ略セリ、長棚ハ臺子ノ略、小板ハ長板ヲ二ツニ割心也、小棚ハ臺子ノ天井ヲ割テノ心也、

〔槐記〕享保十三年五月三日、風爐ノ板ハ、大板、小板、中板、丸板、木地、燒杉等アリ、半板ト云モノハ、御流儀ニハナシ、丸板ハ勝手ノモノ也、表向ヘハ出サズ、大中小ハ風爐ノ見合セ、大風爐ヲ小板ニノスルトキハ、必茶巾ハ水指蓋ノ上ニヲク、小風爐ナドノ大中板ニノリタルトキハ、板ノ上ニヲク、置處ハ必ズ水指ト風爐トノ間ニ置ベシ、是臺子ノトキ、茶巾ノセノ常座ナレバナリ、　七日、參候、塗板ト木地ノ板トハ差別アリ、金風爐ハ、イツモ木地ノ板ニ置、土風爐ハヌリ板ニヲク、風爐ノ板ニ丸キアリ、アレハ畢竟勝手也、(御前〈近衛家熙〉ニモ、ヤキ桐ヤキ杉ノ板アリ、金爐ニチカル、木地ノ部丸板ノコトハ、道億ガ說ニハ、圓々角々ノト云コトハアリ、圓角々々ト云コトハナキコトナリ、タトヘバ丸キ釜ヲ四角ノ風爐ニカケテ、又丸キ板ヲスユルハ圓角也、四方釜ヲ丸風爐ニ角板モ圓角ナリ、丸キ釜ニ丸キフロ、角ノ板ハ、圓角ニアラズト申サレタリ、イカヾ、)

釜

〔下學集 下 器財〕鐶子(クワンス)

〔茶臼閑話 上 二〕釜と鐶子は一物一名なり、あまりに近き事ゆゑ知らぬ人多く、太平記に、塔の九輪をおろして鐶子に鑄といふ事は、いかなる事ぞといふ人も多しとなん、

〔和爾雅 五 茶品〕鳴泉(オヤガマ) 居家必備云、煮茶罐、

〔和漢三才圖會 三十一 庖廚具〕鐶子(くわんす) 鳴泉

按、炊米及雜殽名釜、煮茶湯名鐶子、今通稱釜焉、

〔和漢茶誌 二〕提釜　俗云手取釜 提梁釜是也

提梁釜本無益於用、風雅亦不足、昔日洛陽東山粟田有云善法者、世人皆云爲隱士也、常專以一鐵提釜嗜茶、使此釜每朝和鹽、而後旣熟之懸之、以聞彷彿松濤、而獨啜茶、當時以爲有高逸幽遠之情、可以倣之、於茶道茶禮、其何益之有、

古釜

古釜者、於筑前州蘆屋(或曰、遠州蘆屋)所造者也、星霜五百五十餘歲、僧明慧自宋歸朝後、命治工鑄之、大凡一百、或畫松竹山川及禽獸爲之、其後越州蘆屋亦爲之、兩處同名、今並鬻之、其畫者、有直畫、落込、手畫、一文字、明慧等、其無畫者、所謂透茄子、檻實、鬼面、遠山、或鍋霰花實之屬是也、平雲釜、松永彈正破裂之而亡、其他紹鷗小霰受水五升、祖母口、平釜、姥鑵釜、責槌、各受水五升、五品皆稱大名物、

又有天猫者、(下野佐野地名也) 相州所作亦號天猫、故俗呼小田原天猫、一說曰、越州亦有此名、未知其詳、且天猫之製、凡五百年、或人曰、通用命與明二字、羅山先生改命明字以代猫、今也稱古器物、而貴賤鬻之也、其後珠光紹鷗各於京師作之、纔一二耳、宗易復命治工造之、其釜不高不多矣、限於古釜形增減之云、古田織部所造者、皆於羽落之下有隔面也、小堀遠州亦取之、自古至今、各方其耳、以爲之準、或鑄詩文

山澤草木及鳥獸卦圖、又冶工手書其姓名、大小低昂、不可盡取、故宗易、織部、遠州以降、増減其形、諸家皆用之也、夫以古釜點茶、則沫浮粥面浮盡無水痕、其尙之也、不亦宜乎、便用與風雅能思之謀之、

〔茶道筌蹄三〕釜形之辨

眞形　シコロ羽がたのつかぬを鶴首眞形といふ、蘆屋天猫に多し、其後は此寫しなり、古作ゆへ好しれず、底に煙返しといふて細き輪あり、

透木　イロリ透木釜、古作は好なし、原叟好に乙御前あり、庸軒より始てアラレ富士釜あり、

鶴首　名物の鶴首は八寸、利休形は是より小さし、鶴首風呂は名物の方を懸るためなるがゆへ、利休形の釜には少し大ブリなり、利休形鶴首は、石目蓋、眞鍮平鐶、兩方ともケキリなり、

責紐　天猫始也、貴人へ獻茶の節、封印を付るため也、

小霰　紹鷗所持のうつしならむ歟、茄子の鐶付、山梔子ツマミ、煙カヘシあり、

乙御前　信長公御所持、加州侯御所持、信長公柴田へ故有て贈らる、其時の狂歌に、

朝夕になれしなじみの姥口を人に吸せん事をしぞ思ふ　此釜の寫しは、加州侯御所藏ゆへ、寒雉の作を吉とすべし、但し鐶付鬼面なり天猫に輪口あれども、姥口をよしとす

百會　利休百會に用ゆ、天猫作、姥口霰鬼面の鐶付、唐金の薄モリ蓋、當時は郡山侯御所持なり、

鉈　百會に似て、肩に張有て鉈目あるゆへ、ナタ釜と云、鐶付鬼面天猫作利休所持なり、當時加州侯に御所藏なり、寒雉の作といふ、

大講堂　作不知、叡山大講堂の香爐を釜に用ひたる物なり、大講の文字、右より書たるも、左より横に書たるもあり、本哥は御物なりしが、明暦に燒失したるゆへ不明、廣口共蓋常張鐶、

唐犬　宗旦所持、天猫作、共蓋、三味線耳なるゆへ、見立て唐犬釜といふ、勢州神戸侯御所持、

針屋　蘆屋作、針屋宗春所持、コシキの內、雷紋あり、鐶ツキ遠山、

万字　天猫作、雷紋と卍字と交りしを、大德寺形と云、卍字のみあるは、遠州侯表具師中尾宗古所持の寫し也、

野溝　天猫作、廣口、枯木に猿猴の摸樣、鐶付玉章、唐金蓋、野溝某所持ゆへに野溝といふ、

地藏堂　透木釜、羽少し上へソル、輪口、鐶付鬼面、唐金蓋無地、尾州地藏堂の常住釜にて、天猫作也、小田原陣の時、利休取出し、小田原風呂へ(小田原陣中へ持行し風呂也)取合すとぞ、

東陽坊　天猫作、筒釜鬼面、鐵のカケゴ蓋有、アゲ底、ケキリ眞鍮ノ丸鐶、利休所持を眞如堂東陽坊へ送りし故に、東陽坊の名あり、

霰圓　利休所持、與二郎作、輪口、鬼面、唐金蓋、伊豫西條侯御所藏、平丸といふ、

切合(俗間に切鑿といふ)　臺子風爐が始りなり、其餘色々あり、

廣口　古作に多し、道安好み、與二郎作にて、輪口と姥口とあり、

皆口　天猫よりあり、好なし、

姥口　口作り、老女の口に似たるゆへにいふ、

十王口　輪口の上の少し開くをいふ、十王の冠の形に似たるゆへに名づく、

丸釜　利休形、與二郎作、輪口、唐金蓋、鬼面鐶付、

尻張　利休形、與二郎作、一名泥障(アヲリ)釜といふ、

阿彌陀堂　利休此釜の大の方を有馬阿彌陀坊へ好み遣す、丸釜、尻張、阿彌陀堂の三品、大中小あれども、大と小とをよしとす、原叟好阿彌陀堂は、小の阿彌陀堂に中の阿彌陀堂口をつけて、千家所持の霰圓釜の蓋を兼用ゆ、但し三與淨味作なり、

國師　春屋國師所持、與二郎作、當時山中氏所持、國師丸といふ、

日の丸　自然と丸き出來ゆへ名付く、與二郎作、三井元之助所持、

四方　クリ口、鬼面眞鍮の平環、筅被(ノカツキ)少々切懸ケ、大は少庵好、小は元伯好、共蓋、摧ツマミなり、當時うつし、大は石目蓋なり、古作は共蓋と唐金石目、花の實鑄ヌキツマミあり、又唐金蓋もあり、

萬代屋(モヅヤ)　天猫作、万代屋宗安所持、形一樣せずといへども、廣口鬼面輪口肩に筋あり、累坐のあるとなきと有、

雲龍　利休形、與二郎作、地紋雲龍カケゴ、蓋は共蓋、大は切子ツマミ、小はカキ立、鐶付鬼面、少庵好は鬼の鐶付にて、大計にて小はなし、何れも眞鍮丸鐶、仙叟好は小にて少し裾の方張る也、織部好は中にて龍に角なし、いづれもアゲ底也、

龍釜　與二郎作、鐶付龍に似たり、丸釜の少し高きかた也、

枅釜　利休形、四方釜の肩が落ずに、羽落筅被(ノカツキ)にならざるなり、大小あり、

巴蓋　少庵所持、霰平釜、切カケ、鐶付鬼面、天猫作、蓋は少庵好、巴の地紋有、山中氏所持なり、

土齋　宗旦好み、土齋へ好遣すなり、元來天猫作、底は九兵衛作、唐金モリ蓋、郡山侯御所藏なり、

四方口　元伯好、元來天猫作、底をヲダレになをす、鬼面共蓋、元伯より探幽へ傳ふ、足切淨味寫しには、刀豆鐶付あり、千家には鬼面を用ゆ、

裏鑒(ウラガウ)　裏合裏熟などゝ書事あれども、鑒の文字がよし、元來イリナベを打かへしたる也、元伯好、元來天猫作の鑒の底の見事なるを打かへしたるなり、夫ゆへ底に四ッの鐶付あり、

累座　元伯好、元來天猫作の大釜を、老人の爲に底を切上ゲたるなり、クリ口、累座鬼面唐金フタ、

山中氏所持、但し俗に座阿彌陀といふ

立皺　元來好、瓢箪をひつくりかへしたる樣なり、元伯所持、天猫作、世間にいふ箪瓢釜に似たり、

腰万字　原叟好、丸釜切懸ヶ腰に卍あり、覺々好の三字あり、鬼面鐶付、鐵の鬼面風呂に添ふ、淨味作なり、

田口　原叟好、琉球風呂へ好む、淨味作なり、大津清水喜兵衞所持、

百佗　原叟好、板風呂に好む、鐶取手口に雷紋あり、唐金蓋、百佗文字花押もあり、道爺作、

達磨堂　原叟高桐院に、清巖和尚建立の達磨堂の香爐を釜となす、形ナデ四方、肩に玉縁あり、ヤダレ、香爐耳、共蓋、清巖和尚の書にて、達磨堂の文字あり、今本哥郡山侯にあり、寫しは道爺作數二十、

角釜　原叟好、至て大ブリ、肩に玉縁あり、刷毛目クリ口、共蓋、常張鐶、ヲダレ、前に覺々齋の文字あり、江戸大西九兵衞作、覺々齋の文字は直筆也、江戸に滯留中の好み、淺花竹酒庵傳來、稻垣休叟の事也、

累座富士　如心齋好、道爺作、鬼面利釜、口に累座有、鐶付の上筋二ツあり、風爐風呂に合す、

雷雛　如心齋好、淨元作、廣口唐金蓋、鬼面鐶付、如心齋の書にて雷雛の二字あり、後楷玄乘へ好遣す、太閤釜數添ふ、(中略)

ダツマ　佐兵衞作、啐啄齋所持の蘆屋作、鯉の地紋の釜によりて好む、

刷毛目姥口　了々齋好、二代目佐兵衞作なり、鬼面鐶付、唐金一文字蓋、山梔子ツマミ、但し少庵好の巴蓋の通にて、刷毛目なり、

鐵瓶　了々齋好、寶珠形、唐金フタ、二代目佐兵衞作なり、

〔茶道聞書集乙〕釜の肌、柚ハダ、ナマブハダ、ヒキハダ、ハジキハダ、尻張は唐金蓋よし、阿彌陀堂は鐵蓋よし、阿彌陀堂は肌のさわがしきをよしとす、尻張はこまかきを吉とす、尻張はけつかうなる釜、阿彌陀堂はサビたる釜、

柚肌　橘柚の如き肌を云、　鯰肌　なめらかなるを云　䗶肌　䗶蛤の䗶目有を云

ハジキ肌　あらきはだをいふ　肌の名數あるべし

阿彌陀堂　本文鐵蓋よしとあれども、大かたは唐金蓋なり、什と阿彌陀堂の尚大釜等にて一同

休居士へ賴みし時、利休與二郎へ申さるゝは、地をクワッ〳〵とあらし候得と也、其時元伯年十一にて側に居て覺へ被申候よし、逢源齋筆記に有、

〔雍州府志 七土產〕釜 煮湯之具也、中古於筑前葦屋里所鑄號葦屋釜、其所畫之紋畫、僧雪舟之所圖者間有之、雪舟備中人也、去葦屋不遠、且雪舟應大内氏之招、而時々往來周防長門之間、冶工請之使畫釜之模範、而鑄之、多有松杉或梅竹之圖、是謂下畫、下野國天明之所鑄是謂天明釜、或作天猫、葦屋天明如今不鑄、釜厨料之大釜或大鐺賣之、伊勢國之所鑄、草花竹樹等之紋甚細密、是謂伊勢釜、中略豐臣秀吉公浴有馬溫湯、千利休從之、於阿彌陀堂庭構茶亭、秀吉公來臨斯亭、利休煮湯點茶而獻之、其所用之釜形狀相宜、茶人甚慕利休、摸此釜而所鑄者、不論新舊號阿彌陀堂釜、今京師釜座彌右衞門、幷孫三郎等代代爲巧手、釜鐺類悉鑄之、

〔茶窻閒話 上〕利休時代に、京師に住居せる與二郎なるもの釜の名人なり、子孫今は相續せず、これを京釜といふ、利休の氣に入りて好み鑄させしが多しとなん、

〔太平記 二十六〕執事兄弟奢侈事

越後守師泰〇高ガ惡行ヲ傳聞コソ不思議ナレ、〇中略天王寺ノ常燈料所ノ庄ヲ押ヘテ知行セシカバ、七百年ヨリ以來、一時モ更不絶佛法常住ノ燈モ、威光ト共ニ消ハテヌ、又如何ナル極惡ノ者カ云出シケン、此邊ノ塔ノ九輪ハ、大略赤銅ニテアルト覺ル、哀是ヲ以テ鑵子ニ鑄タランニ、何ニヨカランズラント申ケルヲ越後守聞テ、ゲニモト思ケレバ、九輪ノ寶形一下テ鑵子ニゾ鑄サセタリケル、ゲニモ人ノ云シニ不差、膚縱無クシテ、磨クニ光冷々タリ、芳甘ヲ酌テタツル時、建溪ノ風味濃也、東波先生ガ、人間第一ノ水ト美タリシモ、此中ヨリヤ出タリケン、上ノ好ム所ニ下必ズ隨フ習ナレバ、相集ル諸國ノ武士共、是ヲ聞傳テ、我劣ラジト、塔ノ九輪ヲ下テ鑵子ヲ鑄サセケル間、和泉河内ノ間、數百箇所ノ塔婆共、一基モ更ニ直ナルハナク、或ハ九輪ヲ被下、マス形計アルモア

リ、或ハ眞柱ヲ切ラレテ、九層計殘ルモアリ、

〔總見記十七〕羽柴秀吉寳物頂戴幷城介殿被ㇾ進二種々名物一事

今度羽柴筑前守播磨但馬兩國退治シ、近日上著スベク候條、御褒美トシテ不動國行ノ御腰物、幷ニ名物ノ乙御前ト云茶釜可ㇾ被ㇾ下候間、取出シ置相渡スベキ由被二仰付一、誠以筑前守戰功ノ至恩、悉文筑、面目ノ儀ナリ、

〔總見記二十一〕大臣家御馬揃事

同月〇天正九年二月廿四日、越州ヨリ罷上ル柴田修理進勝家、同伊賀守勝豐、甥ノ三左衞門勝政、彼國ノ拜領忝キ由各御禮申上ル、獻上物太刀一腰、國光馬代銀子千兩、黄金三百兩、蠟燭千挺、奉書ノ紙千束、綿千把、絹五百疋進上仕畢ヌ、翌朝御饗應下サレ、御自身御手前ニテ御茶立下サレ、剩ヘ先考備後守殿〇織田信秀ヨリ相傳ノ名物、姥口ト云フ茶釜拜領ス、是勝家數年懇望セシムル所ナリ、

〔老人雜話下〕太閤〇豐臣秀吉の時分、茶釜の名物は、菊水の釜とて、菊と水とを紋に付たる釜あり、口廣くはた壹寸許のこりたる程也、蓋は樂鍾の樣にうちきせ蓋なり、蒲生家に有し物とぞ、

今公方家に有し大講堂と云釜は叡山より出たり、大講堂と云字を釜の腹に横に鑄付たり、丁酉炎上に減す、是も口潤し、

〔渡邊幸庵對話〕一小笠原先右近將監忠政殿に、古塵屋の釜に須磨と申候名物有ㇾ之候、然る處一年火事に土藏七ツ迄燒失、右之釜も減申分に候、去其灰の中に燒殘り申候處、古金買の手に渡り、夫ゟ右近將監殿家老〇名字闕主馬買請申候、名物の須磨に形も似申候、但さびくさり候て雨にさらし能致し可ㇾ申とて、外に晒し置申候、其内主馬死去、子息は幼少ゆへ、家來中相談にて、當分不ㇾ入道具拂申候、彼釜も其内に成候て、或人買請申候、其外茶道具をも一所に買請申候、若其内に掘出しも候哉と、色々を改め吟味候處に、釜の名物候有ㇾ之、須磨に形の似たると申者有ㇾ之候、總て古塵屋に

出來能には源左衞門印を三ッ押申候、夫故三ッ印の釜大切なる物に候處、釜銹を落し候て改候へば、三ッ印あらはれ申候、そこにて釜屋某に見せ申候處、是は須磨の釜に相違無之旨、夫故予存申方へ秘藏にして所持に候、

〔茶話指月集上〕雲龍の釜はじめて出來候時、休〈○千利休〉氣に入りて、いままで圍爐裏にすへたる釜をのけ、五德居ながら自在に釣りて、茶湯たび〳〵出ス也、又一とせの夏、太閤〈○豐臣秀吉〉の御前に雲龍の釜御しかけありて、宗易に茶を點〈タツ〉よと仰らる、折しも御近習おほくて、十服ばかり點たるに、其湯始終さめざりけるとなん、

〔茶傳集十二〕一阿彌陀堂なりの釜二ッ、三齋公〈○細川〉持參入御覽候、口の廣き釜如何にも阿彌陀堂なり、少も惡敷所なしと被仰候、夫に付御噺有、利休に口の狹き阿彌陀堂形の釜爲見候へば、惡敷由に申す、此釜は目きゝ候而、茶の道不功者ノ者の好候釜と存候、大方瀨田掃部鑄させたるべきと申、如何にも掃部が鑄させ候釜也、如何して掃部望たると被申やと御尋候へば、利休申は、掃部は目は利候へども、茶の道は不鍛錬なり、此釜は此の如く形能候へども口廣過候、今少口しまり候はゞ猶能候半物をと申所にて、數寄道具になり申候、茶の湯の道は十分の物はウマキとて嫌ひ申候、一二ヶ所も頑所有物よく候、掃部鑄させ候釜は、頑所なく口も能程なり、十分したるもの故、茶の湯ノ釜にはならずと申候、十分したるものは、御道具と云て數寄には不用、代も高く仕事也、茶の湯道具は頑所ある故、代不仕候、されども人々の見立にて高くも仕候、たゞもいやと申も數寄道具にて候由、利休申たると仰なり、

〔花月草紙一〕遠州政一あその色紙釜てふものあり、山のふもとにかけひのけしきかいたるに、西行法師の、とく〳〵とおつる岩まのこけしみづくみほすまでもなきすまひかな、といふをつけたるが、あるやんごとなきひと、かの茶の道とて、しひてかゝることまねぶこそ心得ね、そのほど

をこそ思ふべかめれとて、上句はそのまゝ置きて、くみてよわたる人もこそあれ、とつくりなはしたりとか、

(槐記)享保十年霜月十日、晝、深諦院殿御茶ニ召サル、○中略 釜 [illegible] (コレハ常修院宮(慈胤法親王)御所持御作、三菩提院宮(貞敦法親王)ヘ進セラレ、今此御所ニアル由ナリ、)

十二年五月十八日、深諦院殿、(○山科道安)御茶下サル、○中略 御釜(クリン釜、是ハ深諦院ニハ覺ラレズヤ、先年無量光院ヨリモライシ釜ナリト御也、ナルホド覺キリシヤウ也、今少シ長ケ高カリシヤウニ覺侍ルト申上ラル、ナルホド好ウボヘ也、常修院殿ヘ見セシニ、下ニテ三寸切テ、底ヲ入サセラレシナリ、)

十三年十月十日、參候、先日深諦院ノ問ハレシニ答ヘシ、爐ノ釜ヲ風爐ニカケ、風爐ノ釜ヲ爐ニ下スコトハ、苦シカラヌコトニヤト、常修院殿ノ常ニ仰ラレシ、風爐ノ釜ヲ自在ニテモ、クサリニテモ、爐ヘヲロスコト是常ノ習也、爐ノ釜ハ、假ニ風爐ニアグベカラズトノコト也、雲龍バカリハ、風爐モ又格別ニアリテ風爐物也、今ノ世ハ爐ノ大釜ヲワリナク風爐ニカクルホドニ、大火ニアラザレバ煮ルコトナシ、何ト謂コトゾヤ、

(槐記續編)享保十七年八月十二日、參候、日外車輪釜ヲ拜見イタセシ對、仰ニ、(○近衞家熙)車輪ハ夜會ニカケテ一段ヨキ物也、火ノ影ノ炭ニウツリテ、其由アリト、三菩提院(○貞敦法親王)ノ說也ト仰アリシガ、近日車輪ノ釜ヲ見出セシトテ御覽ニ入ル、コレハ本遠州(○小堀政一)ガ物ズキ也、御流義ニハナキモノナレドモ、古ヘモカケラレタルヲ見タリ、三菩提院ニモカケラレタリ、汝(○山科道安)ガ見セシ釜ハヨカラズ、御所持ノ釜ヲ出シテ御見セナサレシガ各別ノモノ也、並ベテハ影モナキ由ヲ申シ上ゲシカバ、左ホドニ思ハヾ下ナルベキ由ニテ拜領ス、此釜ニテ當年ノ口切ヲ致スベキ由ヲ申シテ退出ス、　十八年九月十三夜、九輪釜ノカケヤウニハ習アリ、カクルトキハ正直ニ持テ、五德ニカケテ後ヘジラシテ、角ヲ兩方ヘ分ツベシ、ナゲレバ柄杓ニナシ合ナリ、是九輪釜ノアシライナル由、常修院殿(○慈胤法親王)ノ御敎ナリト仰ラル、

〔茶道要錄上主法〕釜之事同水道具

一釜之蓋之事、直蓋、落込、手蓋ト云アリ、各紫銅也、鈕ニハ透茄子、櫁實ト云アリ、

〔茗談緒餘下〕釜の蓋名の事

一中高きを盛蓋と云、甲おち入たるをゑめう蓋といふ、赤蓋にふち有、甲おち込たるを打込蓋といふ、又甲すぐ成を一文字蓋といふ也、

〔茶道筌蹄三〕釜の蓋

モリ蓋は　阿彌陀堂　丸釜　薄モリは　尻張　スクヒ　エメウ蓋　紹鷗小霰の類　⊥

一文字共蓋石目

〔槐記〕享保十四年正月七日、御茶湯初メ參候、二三、拙、○山科道安、中略、御釜(圖略)此釜ニハ由來アル由仰ラル(近衛家熙)舊此釜ノ蓋、コトノ外ニ舊キモノ、上作モノ也、コレヲ宗和ガ所持ニテ、此蓋ニテ釜ヲイサセメシ、如何ヤウノ形チシカルベカランヤトテ、名アル弟子衆ニナ、セテ、切形ヲサセラレシガ、イヅレモ蓋ノ形ガ入角ナルニ付テ、釜ニモソノ意ヲトリテセラレシテ、宗和ノ物ズキニテ、ナニトシテモ、入角トサシアウハ墨カランドテ、何トモシレヌ形ノ、絲ニナキ形ニセラレタリ、環付モ形ノシレヌモノニセラレタルガ、宗和ノ好也ト、イカイ秘藏ニテアリシテ、寺田無禪ニヤラレテ、無禪ヨリ御所ヘ上ラレシト也、此蓋ハ殊ノ外名高キモノ也、其頃細川ニ八卦ノ道、金森ニハ八角ノ蓋トテ、天下ニメレシラヌモノナカリシト也、

〔茶道筌蹄三〕釜のツマミ

花の實　梅の花を二ツ合せたる也　透茄子　山梔子　鋳ヌキツマミ俗に鋳偏蓋といふ　鐵

椎ツマミ　鐶ツマミ俗にカキメテツマミといふ

〔千家茶事不白齋聞書〕釜鐶付之事

一鬼面、遠山、栗形、藤ノ實、利休、兎宗拙　ミよこ耳、是者鬼面より古きもの也、松かさ、ほら貝など蘆屋に多し、かミとつて、百佗のとつてなり、牛の鼻たり也、

〔茶道筌蹄三〕鐶付

鬼面　征鼓耳　遠山　アマブラ龍の事なり　松カサ　茄子　サイ貫紐の事なり

〔茶道筌蹄三〕釜作者之部

蘆屋　筑前、明恵上人始て釜を命ずといふ、

天猫　小田原河内天猫は、茶釜師にあらず、河内天猫は文字天明也

關東　天猫の脇作、其外江戸作を一同に關東作といふ、天下一西村道仁は紹鷗の釜師なり、與二郎の師といふ、紹鷗好さくら川といふ釜あり、銘物なり、道仁の作、

與二郎　利休の釜師なり、辻與二郎實久といふ、弟子に彌四郎藤左衛門といへるあり、上手ゆへ、釜師にて此兩人の作を與二郎と極む、法名一旦、

淨味　先祖を名護屋越前入道善正といふ、東山時代、此後詳ならず、子孫に至て、大佛の鐘を鑄る者を、初代淨味といふ、○中略

二代淨味　昌乘齋と號す

三代淨味　三典といふ、原叟時代なり、三典淨味は世俗に云足切淨味是なり、是より後は庄兵衛代作す、但し淨味の弟子なり初代より今に至り㊞此印を用ゆ、

道彌　道仁の弟子すじ、大西彌一郎といふ、江岑時代也、此間に道運、道有あり、不詳、

道也　道彌の子彌三右衛門といふ、後道冶ニ改む、原叟時代、

道爺　道也の子彌三右衛門といふ、原叟時代ゟ如心時代へかゝる、百佗、達摩堂は原叟好、累座富士は如心好なり、

寒雉　初代淨味弟子宮崎寒九郎と云、加州利長公へ被召出、御釜師と成る、其家今にあり○中略

九兵衛　西村九兵衛といふ、道彌親類、元伯時代なり、

淨林　姓は大西、淨味の弟子なり、

浄清　浄林の弟なり、兄弟とも織部公〇古田重勝に随て關東へ行、浄林は江戸に足をとゞめ御釜師となる、浄清は京へ歸りて住す、

浄元　浄清の子なり

浄頓　浄元の子なり

浄入　浄頓の子なり

浄元　浄入の子なり、此人より道爺死後、千家へ出入の釜師となるなり、

浄玄　浄元の子なり、啐啄時代、

清右衛門　浄元の子也、早世ゆへ弟子奥平佐兵衛家を嗣、

浄元　奥平佐兵衛了雪入道といふ、其子清右衛門大西姓に歸る、

佐兵衛　奥平氏、了雪入道の弟なり、

浄西　大西氏

頓入　廣瀬氏

〔釜師由緒并釜之圖〕京作ハ、利休時代、京師天下一辻與次郎ト號、藤左衛門、彌四郎、利休釜形付始テ鑄、道仁ガ弟、

　阿彌陀堂、雲龍釜、四方釜ハ、與次郎、　尻張ハ彌四郎　丸釜ハ藤左衛門

其後三人シテ種々形釜ヲ鑄ル、一旦與次郎ハ、太閤秀吉公ノ釜師三人之随一也、上手也、利久時代釜ノ出來能ヲ與次郎ト極ム、藤左衛門、彌四郎作共ニ與次郎與極ム、其外之作ハ利休時代ト極ム、

〔明和新增京羽二重三〕御釜師

三條釜座町　名越浄味　同町　釜師道耶　西堀川六角下ル町　高橋因幡

〔茶道筌蹄三〕釜の箱之事

鐶

淨味　淨元はモミの堅目に書す　寒雉　桐の堅目に書す　道也　モミの横目に書す

道爺一代は　桐の横目　何れもサン蓋なり

〔甲子夜話十一〕松平不昧ハ、雲州侯出羽守治郷隠退シテノ名茶ニ高名ナリシ人也、或時芝邊ノ茶店ニ憩レケルトキ、其釜ヲ見ラレ、コレゾ眞ノ蘆屋釜ト曰レケル、店主大ニ喜ビ、他日ソノ釜ノ箱ヲ造リ、不昧ノ邸ニ持來リ、蘆屋釜ト銘ヲ書シ賜ハランコトヲ願請ス、不昧拒マズシテ留置コト數日ナリ、店主復來テコレヲ促ス、不昧曰、我書セント思フコト屢ナレドモ、心ス、マズシテ未ダ果サズ、店主又來レドモ未ダ果サズトテ、遂ニ銘書ヲ爲ザリシトナリ、又カノ茶店ニハ、不昧ノ蘆屋ト鑒定セラレシ釜ハ何ナルモノゾトテ、日々貴賤老少入來ルモノ少カラズ、其店コレガ爲ニ多ク錢ヲ得タリト云フ、實ハ不昧ノ戲ニテ、眞ノ蘆屋ナラヌヲサイハレタルナリ、箱書付シテハ失墜ニナルユヘ、コレハ爲ザリシナリ、其茶店コレガ爲ニ利ヲ得ルニ至ルモ、此侯ノ高名ナルコト推シテ知ルベシ、今ハ不昧流トテ、世ニ一流ノ茶道立シホドニナリヌ、

〔千家茶事不白齋聞書〕鐶の事

一ひる口、切口、ひるの口の如シ、唐金大小有り、　みゝずみゝずの如シ、唐金大小、　諸手左右違目例、老人之遺物也、　さゝげ角豆の如シ、丸み有り鐵大小、　玄やうはり丸きものに、別に二ツの鐶有鐵也、　眞鍮の鐶、大小有り、　平くわん、平み有り、鐵大小、美濃紙にて帶、鳴りを留る也、他流ち□、　四方釜の鐶、眞鍮小鐶仕付ケ、　名物のくわん、奈良鍛冶の作也、利休所持宗旦に書付有り、今坂本周齋に有之、

〔茶道筌蹄〕釜添品目

鐶　平鐶に四方釜　丸鐶ハ、雲龍、鶴首、東陽坊、　但し大小とも常の鐶しかゝに在鐶、眞鍮は眞の鐶也、○中略

鐶取手　肯作千本松などの鐶をいふ、

鈎

〔雍州府志七土産〕釜　於釜環出自南都爲良、凡釜左右有耳、其内有穴、以一双環貫左右耳、以兩手提之、不用環則不堪熱、奈良鍛冶所造之環、千錬而製之、故金性冷、茶人暗中摸索、而知奈良之製造也、

〔茶窻閒話上一〕奈良鐶といふは、奈良の鍛冶が鑄し鐶なり、トクゲンといふもの、作をよしとせり、

〔茶道要錄上注〕釜之事同水遣具

一鐶之事、奈良鍛冶ト云有、是ヲ上トス、二ツノ重サ同然タルベシ、次ニヲユノモト云作ヲ吉トス、但御湯香ト云傳說アリ、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一鐶は當代大鐶を用ゆ、間々にはみがき鐶も能、せうはり鐶とて、外よりかけるくわん有、

〔茶傳書十〕一鐶

大小色々有、定寸も無御座由、先年良玄江被仰付候鐶、三齋翁も、此位大小いづれの釜にも釣り候にも吉と被仰候、雖がたニ而御好被成、爲御餞別御贈、今に所持秘藏、日用を成し、後年之見合に寸法留置候、太サ貳分に弱し、差渡輪の内ニ而貳寸四分、喰違七分、鎚目十九、總體少平め、鎚めは上下より當ル、脇はなし、

〔槐記〕享保十三年十一月十三日、角環ノコトハ大事ノ秘也、釜ニヨリテ用ユ、釜ノ環付ノ大手ナルハ、丸キ環ニテハユブル故ニ角ヲ用ユ、唐物ニモアルモノ也、

〔千家茶事不白齋聞書〕つるの事

一鐶の刃鐵也、利休、　丸つる、利休、　もつこふ弦眞鍮、利休、　達摩堂のつる眞鍮

〔茶道筌蹄三〕釜添品目

鈎　眞鍮の木瓜は、雲龍、鶴首、東陽坊に用ゆ、　鐵の丸は四方に用ゆ、　鐵の鐶の刃は、小丸、小尻張、

大ブリなる釜に用ゆ、千家此三品を一箱に入て、如心齋の書にて利休所持とあり、夫ゆへ當流には此三品を用ゆ、此外に達摩堂に用ゆる眞鍮丸鈎は、片端にアガキあり、

〔茶道要錄上〕釜之事同、水遣具

一弦之事、丸キアリ、小釜ニ用ユ、木瓜アリ、中釜大釜ニ用、尤小釜ニ用テモ吉、恰合ニ寄是アリ、類大釜ニハ鎌刃ト云ヲ用テ吉也、釜ヲ下スニ、右ノ手ニテ弦ヲ持、左手ニテ鐶ト弦ヲ持添ベシ、小釜ハ鈎際ヲ上ヨリ鉤ニテ取ベシ、釣物何モ如此弦ノ置所及臺ハ、勝手ノ方ノ柱ノ外ニ立掛ル、袋棚ハ大釜ノ時ハ、勝手ノ方前ノ柱ニ、水壺之蓋ノ如ク持セ掛テ置、小釜ノ時ハ、中棚ノ立板前ニ持セ掛置也、堂庫ハ立付ノ木ニ立掛ベシ、常ニハ勝手ノ方ノ壁カ、同柱ニ立掛置ナリ、鈎鐶ノ揚ヤウ傳アリ、

一蛭鈎之事、座席ノ勝手ニ不拘、定テ右ノ方へ鈎ヲ向テ打ベシ、茶堂前ニ居テ、我右ノ方ナリ、鈎ニ形有、

釜敷

〔和漢茶誌二〕靜沸　十六事之一（今俗云釜敷是也、以竹爲圓之作之、或有繩、或者設鐶於其中矣、）

茶譜曰、靜沸竹架也、按、有其形高如鼓腰者、此亦以籐蒻造之、蓋支炊釜者、其中擇形低者而用之、

支鍑　俗亦呼釜敷

茶經曰、碾中合盛、其形薄、以籐蒻造之、支茶碾者、亦如此也、又曰、交床同支鍑者也、（支鍑以鐵爲之、鑄其中央、）

〔千家茶事不白齋聞書〕釜置之事

一釜置紙、柳川と小菊を用、竹の節釜置は宗旦好也、是は琉球王より宗旦江花入を類越候時、右花入を切て被遣、殘りの竹ニ而釜置に成、是ゟ釜置初る、此釜置は宗守江遣し候由也、右花入之繪として、琉球ゟ青貝の香合江加羅を入來ル、此香合今に有、桐板の釜置、利休好勝手物也、水にて四角に揃候釜居、利休形水遣道具なり、ふし組物釜置、穴大なるは利休、同釜置、穴小サキは紹

鷗形也、

〔茶道筌蹄三〕同〇炭取小道具

釜置　紙は美濃紙一尺一寸に、横七寸五分を四ツに折也、

同組物　紹鷗所持の寫し、本哥は竹浪庵にあり、唐臼のへダテなり、江岑の箱書付、原叟の折紙、啐啄齋の極書付あり、藤組は紹鷗所持の卜組に習て利休形なり、卜組は玉緣あり、藤組はなし、此釜置千家より江戸冬木氏へ傳へ、當時は竹浪庵の所持と成る、紹埋翁考

同竹　元伯好、大竹の節の所を用ゆ、

同板　利休形、箱炭とりに用ゆ、桐の角切なり、

〔茶道要錄上主法〕釜之事同水道具

一釜置之事、組物ヲ用ユ、本圖アリ、炭斗ノ上ニ置時ハ、表ヲ上へシテ置、其マヽ取テ空手へ取替ル時、上ヲ下ヘシテ置、裏ニ釜ノ底ヲ可付、又揚ル時下ヲ上へシテ炭斗へ入、其上ニ鐶ヲ置ベシ、常用ルニハ桐ヲ以テ作ル、寸法別ニ記アリ、末派ニ好メル花形樣ノ物必不用、炭斗小シテ難載、則紙ヲ四半ニ折テ懷中シテ用、此紙、折目ヲ客前へナシ、二方ノ切目ヲ勝手ノ方ヘスベシ、釜ヲ掛テ後ニ懷中スルナリ、末流ニ釜置ヲ釜敷ト云リ、誤レリ、

〔茶傳集九〕一釜上紙、長五寸三分、幅四寸九分、四ツに疊ヂノ寸也、紙數十二枚、

凡右の寸也、釜の大小によるべしと被仰候、

〔槐記〕享保十二年正月廿四日、參候、釜シキノ紙、一通リカマシキトテコレアリ、半紙ヨリハ大ニ、美濃ヨリハ小ク、少シアツキモノ也、ソレヲ四ツニ折テ、十九枚ヨリ廿一枚マデノモノナリ、紙ノ厚薄ニヨリテ紙數ノチガイアリ、直シヤウハ、紙ノ重リタル方ヲ先ト勝手ヘナルヤウニ、折目ヲ客付ト我方ニナルヤウニ置コトナリ、ナゼナレバ、釜ガ置サマニ、タヽクレヌヤウニトノコト也、

透木

〔茶道筌蹄 三〕釜添品目

透木　利休形は厚朴　元伯形は桐、いづれも爐風呂共あり、山中氏所持に、元伯書付大中小三ッあるよし、

〔茶傳集 十〕一敷木〈風爐〉〈透木とも云〉　樫ノ白木　長貳寸　巾七分　厚五分

一敷木〈爐〉　長三寸八分　巾八分五厘　厚四分　木右同

〔茶道要錄 上注〕風爐之事

透木之事、是ハ刃釜カ筥破ノ釜ヲ風爐ニ掛ル時、透木ト云物ヲ用、厚朴ニテ長サ二寸バカリ厚サ四五分、幅六七分ニシテ、二ツ兩脇ニ可置、釜ノ大小ニ因テ見合有ベシ、常ニ仕掛ルニハ、木ヲ略シテ、鐵ニテ鋌ノ如クシテ漆付ニス、大サ二分四方程タルベシ、三ツヲ以ス、脇二ツ、後ノ眞中ニ一ツ用ユ、

〔槐記〕享保十三年五月七日、參候、スキキニ寸法ハナシ、釜ニシタガフ由也、常修院殿〈慈胤法親王〉ヘ御賴ミ申セシカバ、釜ヲコセヨ、釜ニテ揃テ下サルベキ由ニテ、モライイレト仰也、〈家熙公〉二通ナレバ、釜ノ大小ニヨリテ、木ノ長短コレアルコトニテ候ヤト窺フ、縁ノ廣狹ニヨルコト、見ヘタリト仰ラル、スキ木シキ木ト申スコト候ヤ、仰ニ、スキ木三本ト云、是モ今ハ桐ニテスルソウ也、古ヘハ厚朴也ト彙テ仰ラレシ、長山公ノ御聞書ニ宗旦傳ナリトアソバス、

自在

〔和漢茶誌 三〕自在　和語也

或人曰、本野人煮灑之具也、取用爲茶房器玩、其上懸天井、下至地爐、活火沸騰則上之、老湯火冷則下之、可謂升降自由、動靜自在者、其雅宜哉、

其制用竹爲幹、懸下在鑵、其竹以四尺七寸或八寸、不過七節八節、若天井高、竹不足、則以鐵助之、其所釣木以柔與木、後人未滿五十、則不許用之、然爲宗師者、不在此例也、

〔茶道筌蹄〕三釜添品目

自在　利休形、居士時代は、ヒル釘へ前より懸るゆへ、釣竿の勝手違ふゆへ、利休の判あるは、埋木して釣竿付替る有なり、小ザルは何勝手にても右へなるなり、竹の切口座より自在の端まで、小間は九寸五分、廣間は一尺五分、竹の節は、又隠六尺五寸の天井にて節の數八ツ也、又隠の外は、節不足かゝわらず、小猿は厚朴木、鍵は茱萸、小猿の付緒、上の懸緒ともに白苧なり、

〔茶器名物集〕一自在ハ昔ヨリ有、但紹鷗宗易好ミ被出候、猶以當世數奇道具ニテ候、

〔貞要集〕三鎖自在會釋之事

一自在の事、大鎰、小猿、掛緒有之候、掛緒の付樣、大鎰と直に付たるも有、又鎰と掛緒違て付るもあり、此二品にて天井の蛭鎰打樣替也、我向へ鎰先を打と、又橫に打と、替り有之と可知、自在竹の長サ五尺壹寸貳寸にも切と有之候得共、天井の高下によるべし、爐緣より竹の切口迄、壹尺二寸ゟ二寸五分迄、釣恰合釜の揚下ゲ自由成樣に見合肝要也、

〔茶傳集〕九一自在竹の長サ五尺七寸八分、竹の太サ木口にて差渡一寸二三分四分程にて吉、下の切口ゟ節迄一寸、上は四五寸、七八寸も、節ゟ上之處ありて吉、

小猿の緒付の穴は切口ゟ一寸三分半、上ノ穴は上ノ切口ゟ一寸三分也、上の緒の長サ、切口ゟ七八分餘り候樣に延て置、又上の切口ゟ一寸八分に穴を明るも吉、〔朱書〕此所本ノマヽ、上ノ切口ゟ一寸八分ニ穴ヲ明ルト有ハ、小自在ノ寸ナリ、小猿に付る緒は、白き麻にて繩をないて、太サ小猿の穴にギシと通る程にして付ル也、小猿の緒の長サ、貳寸計、

〔茶道望月集〕十三一自在といふ物、其もとは山家にてイロリに此自在を用ひて、朝夕のいとなみのぐより見立て、茶事のイロリにも用る事なれば、別而侘の具とは可知也、仍て本式一疊半二疊半迄のせまき所に、中柱ににらまざる座敷には用ると可知也、大目座敷なとは、とかくにらみて

懸き物と可ㇾ知、中柱なきは各別の事也、○中略

一凡自在竹の長サは、其座敷の天井に合て切る事也、去かれば一疊半座敷の高サハ五尺九寸也、是本式なれば、夫に合て切ると可ㇾリ也、四疊にて用る時は、天井の式六尺一寸の曲尺に合せ切る事よし、仍而長さに定法は有てなし、夫とても廣座敷にて略ながら此自在を折に寄て用る時、七尺とも有、天井に長さを合て切といふ事はなし、其時宜ならば、上より鐶か、佗ては綱引にて程能ツリ下ゲて用る事よし、

一其竹節數の法は七ふし、若は八節に限ると也、扨此竹の見立樣は、ふし高くして樋はふかからず、ゆがまざるを見立て切用事也、節のひきゝはぬるくて見立惡し、又伊達にさび有は惡し、胡麻さびなど有て靜なるを好む事也、ふとさは其鍵の太サによく取合を可ㇾ見立也、扨名所はひるかぎかけの緒を掛緒といふ、此緒の付樣は、四疊半一疊半向點とヒルカギ先々のむかい樣に合て付る事よし、ヒルカギ向樣はくさりの所に記す、くさりも同じ、竹の上の木口は三ノ留リ、下は下の留りと云、下の留りより九分上にふしを置也、如ㇾ此切事習也、上の方は樋ひなし、扨小ざる付の穴は、下の留りより一寸七分上にあける事よし、扨此小猿付の緒は、當世の樣になく細きがよし、かけ緒の穴は、上の留りより是も一寸七分下にあける事よし、小猿は枇杷の木也、鉉カギは桑莢の木を用る也、扨釣樣は、高さは爐ぶちの上端より竹の下の留りまで、一尺一寸を法と可ㇾ知也、小猿の先きは、むかふて右のかたへなす、然ば小猿付の緒は左になす也、何れの座敷にても同じ事也、

〔茶話指月集上〕住吉の社家のなにがし、休○千利休と友としよし、その人貧かりけるをあはれみ、細工きゝなれば、自在の鎰を削して、休が銘など加へ、よき價を得さしつ、この故にふるき鎰世に殘り侍る、

〔和漢茶誌三〕鐵　成作鐵

茶碗

少壯者許玩之、其制古用赤小豆鐶、中世用犬鐶、釣釜者以銅鐵造之、其形有圓鉤、木瓜、鎌刃、不過此三者、而以應于釜宜者也、或間取南蠻鐵帶用之、多兩面銀鏁之、今用犬鐶者、始宗易、又有以眞鍮爲之、且由古及今施於堂上、不容茶房、蓋天上有蛭鉤、則爐中無鼎頭、是乃其式也、

〔千家茶事不白齋聞書〕くさりの事

一くさりは茶之湯には不用、書院向、又は敷込抔に用、いぬぐさりはあらく、あづきぐさりは細く、兩種共用、

〔茶道筌蹄三〕釜添品目

鏁　むかしは唐物を用ゆ、小座敷は五德と替る樣にす、廣間は時節にかまわず鏁を用ゆる故に鏁の間といふ、當時は是によらず、

〔貞要集三〕鐶自在會釋之事

一鐶名之事　細鐶　一重鐶　二重鐶　丸鐶　小豆鐶　錢鐶

右の通にて、鐵の自在を仕掛たる鐶も有之候、是は自在を會釋に茶を立申候鐶に、付たる鎰を大鎰と云、釜の釣を掛申鎰なり、大鎰の上にくる〳〵と廻り申所を元折と云なり、其上の小鎰をゆるしの鎰とも、又小鎰とも云也、上の少き環は天井に打申候、蛭鎰に掛ル環也、蛭鎰は寸法有、外に記、蛭鎰を天井に打申候は、鐶にては鎰のさきの方を勝手へ向キ申候樣に打申候、とかく大鎰と背申樣に打申候物也、

〔茶道要錄上主法〕釜之事同水遣具

一鏁之事、赤小豆鏁、犬鏁トテ有、共ニ用ユ、龍頭ノ恰合アリ、總ジテ長サノ大法アリ、

〔下學集下器財〕建盞(ケンザン)　烏盞(ウサン)

〔運步色葉集天〕天目

〔書言字考節用集〕七器財　天目（テンモク）

〔倭訓栞〕前編十七　てんもく　碗をいふ、建安の天目山の名によれり、磁碗の深きをいへり、建盞の名も同じ、○中略　瀨戸天目あり、西國中國四國北國常陸に茶碗をいへり、

〔茶具備討集〕茶碗

建盞　油滴　耀卞　柿生　兎毫盞各有二銀覆輪一　天目　灰被土黑釉如レ霜、或黃口、或有二重乳一、只天目　黃天目　黑生　赤生　白天目　玳皮盞　金覆輪有二餘目一（アマリメ）　軟鍮覆輪　瀨戸天目尾州出之、磁石、或鍋或釜之覆輪也、或有二乳汁之痕一者　青磁茶碗　雕刻（ホリツケ）蓋レ花故名、或有レ蓋、　巴茶碗　鉄茶碗大器故也　琯瓈茶碗　堀出茶碗　鶴飼茶碗　花形　鐶形　白茶碗　水飲有二嘴持一、茶碗（スイノミ）

高麗茶碗　高中茶碗高中國名、不レ知レ字、乳色黃黑也、　染付茶碗

〔和漢三才圖會〕三十一庖廚具　茶盌

按、茶盌高麗窯爲二上品一、有レ稱二三島手一者、堅細繪文略似二三島暦一、故名、始渡者今至二四百年餘一、有二井戸茶盌者一、其形不レ一、大抵有二細裂文一、俗云二貫入一、初來者至二三百年餘一、相亞者名二井戸脇一、又有二熊川一、（コモガイ）熊川即朝鮮咸鏡道地名、大抵高臺裏不二藥染一、所レ謂（カイラギ）略○中梅花皮形也、割高臺與二井戸一同時物希有レ之、重器也、謂二之蕎麥一、（ソバ）辣肱繪高麗、雲鶴、（ハケメ）刷毛目、金海、御本、（ハンス）判事等數品不レ遑、伯庵不レ劣二井戸一、其外長二郎之樂燒、大坂高原燒等、或有レ亞二于高麗一者、長門萩、肥前唐津、尾州瀨戸、京師黑谷、清水、御室之茶盌天目最多、皆可レ吃二薄茶煎茶一、

〔和漢茶誌〕二　茶盞

陸羽茶經、宋元慶茶譜、蔡襄茶錄全書中、各以レ盞字、玉川子盧有二七碗語一、（蔑異書也）無二茶碗連合之字一、皆茶盞茶盃耳、居家必備多作レ盃、

本國呼二其器一曰二茶碗一、古來名物多亡、信長公松本茶碗[illegible]

後世好事者、有用其品形不任於茶碗者、然俗以珍焉、○中略

天目　今於本邦所尙之天目七品、其名各見下、

建盞之屬也、建安天目山造之、和漢同字、古來尙之、其形大小及色有少異同、本建安之盞也、建盞與天目有異同之說、難以別、今總稱天目、謂之建盞者、其中極品也、謂之天目者、總名也、有如兎毫之紋、按、蔡襄茶錄曰、出於諸山者、或色黃白、而盞中之茶色不勝、惟以寶文尙之矣、如此則建盞者、極品第一也、盞建盞天目、皆建安之製也、今呼之七品者、亦其屬也、本國自珠光以降有七品名物、各建安之盞也、以其品色呼爲七名、各見下、或曰、以盞字代山、謂建盞者、盞山音相通也、竊謂建山之建與天目山之山、合二字云建山乎、又曰、或人曰、昔藏盞箱上、或書山字、則不容無證矣、恐非耶、書建盞則無異論、俗用乾盞字、殊不知乾山之誤、○中略

陶寶文　十二先生之一　俗云盧遷也○中略

茶錄曰、茶色白宜黑盞、建安所造者、紺黑紋如兎毫、火熱難冷、最爲要用、出他處者、或薄或色異、皆不及也、於本邦所好尙亦然、近有瀨戶天目、盡取建盞之形品而擬之、最任位秘閣、其色黃白、積年變色、或以水湯投之、以布巾拭之、浸淫自透、故似古物而人人悅之好之者、然不如建安之紺黑、位秘閣者、建盞也、秘閣亦中華製也、本邦中世以來、新作秘閣、以架瀨戶燒、亦然、

熊川　高麗之產

其形無苦窳、其色如雞卵殼、以高自三寸及三寸五分、徑自四寸及四寸五分許之間、而不厚不薄、璀乳最濃、經緯液汁、肌理細膩、底裏內外之精密者、爲上品極製、人人所好尙皆然、呼之者直以其地名、又有云平熊川、其名以形平呼之、又有鬼熊川、比常所玩熊川、形低重厚、其璀乳不濃、其底輪郭或大、土亦不美、而品形共粗者也、比上二品本劣也、然其中却有勝者、所冠鬼字者、以其形剛堅而製粗故也耶、

三嶋　高麗之產

謂古三嶋者上品也、或瑚中書禮賓之字、以此云禮賓手、或以有檜垣紋者、曰檜垣三嶋、有花紋者、曰花

三嶋、又其地全靑、其上再以刷毛塗白藥者、曰刷毛目三嶋、就中世之所好者、最古三嶋也、是亦以地名呼之、

五器　高麗之產

昔出於京師大德寺者、曰大德寺五器、又有曰紅葉五器者、凡其形同上、以全紅色稱紅葉五器、右二品者、自古至今人人貴之、其外遊鰻、錐、番匠、尼等四品、亦其次也、品形不一、其優劣甚多、總稱五器者、蓋其形如盛飯之器、故俗呼之、

堅手　高麗之產（堅緻也、俗以手字云堅手之）

凡陶器產於高麗者、品形甚多、俗總以某手呼之、蓋以其製堅實之謂耶、

〔和漢茶誌　三〕名物天目　七品

一建盞（俗云建山）　丁謂茶圖曰、有如兎毫紋矣、世人云顯利是也、茶錄亦云、有如兎毫紋、俗云芒目是也、（顯利者、作品建盞也、芒目者次之、）

一曜變　點液如星、故爲之名、

一灰被（一本灰蓋）　液汁如灰覆、故爲之名、

一黃盞　俗云黃天目是也、以其色爲之名、

一油滴　其色滑而如滴油、故爲之名、

一玳比　一名鼈甲盞、或有杜若梅花等紋、貴其形之大、

一烏盞　其色如烏、間點金液、（一色如烏盞、金液者次之、）

右七品爲名物、

又有謂鼈皮盞者、烏盞之類而有花鳥紋、液色不一、又有謂馬上盞者、是亦烏盞之類也、但馬上所飮者乎、

〔茶道筌蹄 五〕茶碗之部

天目類 建安縣天目山にて焼し物故、天目と云、

曜變(ヨウヘン) 星のごとき數あるを、天目の中にて曜變と云、 玳皮盞(タイヒサン) 鼈甲のやうの出來にて薄手なり、梅龍の摸樣、或は文字などあり、 油滴(ユウテキ) 藥溜り雫の樣になる故に名づく 灰被(ハイカツギ) アクなど懸たる樣に見ゆるなり 蓼冷汁(タデヒヤシル) 蓼汁を懸たるやうに青みあり 烏盞 色の黑き出來なり 禾 ノギ筋の立たるなり 黃 藥溜りの端に黃色あり 建盞 建安縣の盞といふ事なり、いづれの手とも付ざるを建盞と名づく、 瀬戸 瀬戸にて天目を寫したるなり

青磁之類

雲鶴 青磁の中にて至て古し、引木鞘、狂言袴といへる物、世に名高し、 珠光 珠光所持三井傳來なり、何れも是に似よりたる物を云なり、 人形手 人形なきをも人形手と云 饒州(ニョウシウ) 茶碗の緣にサハリフクリンの入たるもあり、東山殿〇足利義政時代、甚重寶したる物なり、天目に次ぐ、

染付之類

古染付 利休、紀三井寺の香爐を茶碗に用ゆるより始る、 其外雲堂 松竹梅 唐花何れも古染付なり 虫喰 祥瑞 呉洲 赤繪 古赤繪 金襴手 宋胡籙 ハチノ子と云形なり 安南 紅毛 井戸 井戸若狹守所持の類を云、井戸は土を見ざるを上品とし、熊川は土を見るを上品とす、

名物手 小井戸 大井戸 小クハンニウ 青井戸 井戸脇

熊川(コモガヘ) 朝鮮の地名なり

眞熊川　河潤道是も朝鮮の地名、熊川中の上品なり、　鬼熊川　後熊川

三島

古三島　禮賓手此文字あり　彫三島　花三島

刷毛目

古刷毛目　塚堀　土中より堀出したるなり　朝鮮刷毛目　稲刷毛目　白く至て濃き刷毛目なり　粉吹　無地刷毛目に似たり

高麗朝鮮所持に頭巾有、此外名物多し、

割高臺　繪高麗　堅手　本手　長崎　長崎某の所持、箱に長崎と遠州公の書付あり、孤蓬庵より雲州侯へ傳來す、　雨漏　玉子手　鉢手　金海朝鮮の地名なり　御所丸　織部御本なり、箱に織部高麗と書付あるは御所丸なりとぞ、

五器

紅葉　遊撃　遊撃將軍沈惟敬の筆洗なり此手を遊撃五器と云、本哥は雲州侯御所藏なり、

大德寺　錐　番匠　尼　柿の蒂　高麗柿の蒂に似たり、斗々屋に似よりの物一段古し、　斗々屋　堺斗々屋へ舶來したる物なり　伊羅保　元伯銘與喩といふあり、道正庵所持、　古イラボ　刷毛目イラボ　釘堀　黄イラボ　ツバ　井戸のツバと云ことなり　判事（ハンス）　船中印章を掌る人の役名也、此人の持渡たる也、　ハタツリ　御本判事　モサン人の名　御本　遠州時代、日本より注文ありしとぞ、　餌畚（エゴツ）

和物類

瀬戸

伯庵　伊勢津の醫師曾谷伯庵所持なりしゆへ伯庵と云、淀侯御所藏なり、宇月香臺與喩、　黄

瀬戸　瀬戸黒　織部　織部黒

唐津

奥高麗　高麗人來りて、唐津にて燒し故、高麗の方より奥と云ことなり、　瀬戸唐津　唐津の瀬戸に似たるをいふ

萩長門　高麗人來りて燒初ると云

松本地名　藥の質堅し　深川　藥の質和かなり、松本深川とも萩燒なり、

伊賀　備前　薩摩

右三所とも、遠州時代より茶盌を燒始るなり、

仁淸　淸水古淸水あり　樂燒代々　手造類

〔君臺觀左右帳記〕土物類

曜變建盞ノ内ノ無上也、天下ニオホカラヌ物ナリ、万匹ノモノニテソロ、

油滴ユウヘンノ次、是モ一段ノ重寶也、上々ヘユウヘンニモヲトルベカラズ、五千匹、

建盞ユテキノ次也、コレモ上々ハユテキニモヲトルベカラズ、三千匹、

烏盞土藥ハケンサンノゴトシ、形ハタウサンナリニテ大小アリ、三百匹、

鼈盞土白シ、藥アメ色ニテホシ有、鳥花ノ形藥ノ内ニアリ、千匹バカリ、

能○能恐盞誤皮盞閩前、ヘツサンニ似タリ、代閩前、

灰被世間ニマレナル物ニテ候、見ナウニ色々口傳多シ、

黄天目ハイカヽツニマヤル、物ニテ候、大ニチガヒタルナタツタ有之、會口傳多シ、

只天目世間ニ多キ物ニテ候、コレモコロナリ、藥能候バ重寶ニ候、

茶碗青サバ青磁ノ物ト云、白サバ白磁ノ物ト云也、

饒州磁ウツクシク白クウス〳〵トシテ、内ニコマカニ花鳥ノ文アリテ、内外スキトナルナ、ニロウヲウソント云、

琯瑤茶碗土ムラサキ色也、藥モウスムラサキ色ニテ、ヒツキタルヲ云也、青キ茶碗ニモヒツキアリ、青タバンニウト云也、又定例ヒツキトモ云也、

〔茶器名形篇上〕利休好名物七種之一　長次郎作黒茶碗、銘大黒、大サ三寸七分、高サ二寸六分、　本形大坂鴻池善右衛門有之

其二　長次郎作黒茶碗、銘鉢開、大サ三寸八分、高サ二寸六分、　本形細川肥後守殿有之、三齋所持、

利休我出家セバ、此茶碗ヲ持チ、鉢ヒラカントト云、依テ名トナル、

其三　長次郎作黒茶碗、銘東陽坊、大サ四寸、高サ二寸八分、高臺、一寸五分ト一寸六分　眞如堂ノ東陽ヘ利休好ミ遣ス故名トナル、本形鴻池道億ニ有之、京都道具屋仲満入札金五百兩、

其四　長次郎作赤茶碗、銘木守、大サ四寸、高サ二寸四分、

利休弟子中エ茶碗十ヲ好次第ニ取リ申スヤウニトノコトニテ、人々好テ分カチ取ル、此茶碗一ツ殘ル、出來吉シ、取殘シトテ木守ト名ク、本形千宗守ニ有之、丑年火事ニ燒失、

其五　長次郎作赤茶碗、目五ツ　銘早船、大サ三寸一分、又七分　高三寸七分、三又作ノ二　高臺一寸五分、又中トモ

利休大坂ニ在テ、此茶碗ヲ大坂ヨリ早舟ニテ京ヘ取ニ遣ス、仍テ早船ト名ク、當時桔梗屋文左衞門銀八貫目ニ求ム、京道具屋四人千兩ニ付ク不賣、大坂ヨリ千二百兩ニ付、本形大文字屋宗夕ニアリ、

其六　長次郎作赤茶碗、目五ツ　銘撿挍、大サ四寸四分、高サ二寸四分、高臺一寸六分、一寸六分牢、

利休好テ弟子ニ遣ケルニ、左ノミ宜シトモ不思體ナリ、此茶碗ノ能出來タルヲ不知バ、撿挍ヨト申サレケル、仍テ名トナル、本形薩摩屋紊白ニ有リ、當時井筒屋十右衞門ニアリ、十一ニ作重、

其七　長次郎作赤茶碗、銘臨濟、大サ三寸九分、高サ二寸六分、高臺一寸六分、

此茶碗五ツニ燒破レ有リ、臨濟モ五山ニワカレタルニヨリテ名付、本形織田監物殿ニ有之、昔利休所持、

長次郎作　黒茶碗　銘小黒宗旦好、大黒ニ對シテ名ヅク、

宗鎭茶誌ニハ、七種名物ノ内、鉢開ヲ除キ此茶碗ヲ入ル、

〔茶器名物集〕總別茶碗之事、唐茶碗ハ捨リタル也、當世ハ高麗茶碗、今燒茶碗以下迄也、比テヘ能候

へバ、數奇道具ニ候也、拙子(〇宗二)林悉拜見申候、

勢多掃部所持名物也、古キ高麗の皿の如くなりと云へり、休公(〇千利休)湖と名を付らる、茶杓を削て勢多と名附られしと也、指渡畳十畳目、茶杓十四目半程有しと也、(〇中略)其後平目なる茶盌を湖なりとて用ゆ、

〔南方錄 三〕茶盌　湖

〔茶之湯六宗匠傳記 四〕鹽桶筒茶碗之事

一鹽桶と云は、茶碗口をきめ付て丸メ、鹽籠に似たる物也、筒茶碗と云は、たけ高くして筒高く、樂燒もあり、染付の內はげ茶碗有、子細は內はげねば茶をすましあしきなり、

〔和泉草 二〕臺天目

一天目ニ四段有リ、三段ハ漢也、外ハ和ナリ、ムヲカキ、スナガシ、サルホ何モ漢也、和ハシノ天目ト云也、

一建盞ト云天目一通有テ、餘ハケンサントハ云ザル樣ニ、世上ニ誤テ云傳也、建盞ト云ハ、天目ノ總名也、

一天目ノ能比ト云ハ、口ノ廣サ四寸ヨリ四寸一二分迄ヲ吉トスル也、筒ノハツタルハ惡キ也、

〔茶道要錄 上主法〕茶盌之事

茶盞其品彙多シ、唐茶盌、高麗、瀬戸、伊勢、內燒、イラホ等ヲ專ラ用ユ、尤形恰合ニ因テ好惡アリ、又形ニ付テ名トスルモアリ、南京染付、青磁、ゴスデ、瑞乳ノ手、高麗ノ堅手ハ曾テ不用、薄茶碗、滋茶盌ノ差別ヲ末流ニ云リ、大ニ不用、平メナルヲ夏用ヒ、窄リタルヲ冬用ル事大法也、然共茶盛ニ取合アルガ故ニ、時節ニモ不可拘、體ヲ重ンジ、用ヲ其次トスル事肝要ナリ、釜ハ體ニシテ水壺ハ用、茶盛ハ體ニシテ茶盌ハ用、茶盌ハ體ニシテ水滴ハ用、又釜ハ體、鳥府ハ用タリ、總ジテ茶碗ヲ能可、湯、允

桑ガ點茶三要曰、凡點茶先須熁盞令熱、則茶面聚乳、冷則茶色不浮ト也、

〔宗長手記 上〕神の代よりもすぎのすんぎりと有、是は茶の寸切にて、今俗に青切といふがごとし、青切は、筒茶椀の口に青き筋ある所をいふ也、

〔親俊日記〕天文七年三月十一日乙酉、野州井修理茶之湯アリ、朝食、三百五十貫茶碗見之了、

〔總見記 十六〕北畠入道逆心并安土城御普請事

二月〇天正四年廿三日、安土山ニ到テ御坐ヲ移サル、當城普請ノ次第御意ニカナヒ、御褒美トシテ周光茶碗惟住長秀是ヲ拜領ス、誠ニ以テ忝キ次第ナリ、

〔大海のはし〕明暦のみかど、後西院茶の湯の數寄せさせ給ひけるに、井戸といふ茶碗をえさせ給ひて、二なくひめさせ給ふ、ある時は、うへの人びとに御茶をたまはせけるに、勸修寺の入道大納言經慶、法名紹光、貞享五年薨、參られける時、此井戸にて御茶給ひけるに、入道井戸の茶碗と申すものこそ、名には承りていまだ見ず候へ、給はりて巨々見侍らばやと奏せられければ給はりけり、入道茶わんを持ちて、かうらんにのぞきつゝ見給ふほどに、とり落して御前栽のよしある岩のかどにあたりてくだけにけり、帝いみじうをしませ給ふ御氣色なれば、うちかしこまりて、まことはあやまちてとり落し候ひつれど、よくこそつかふまつりて候へ、井戸の茶碗は古きものにて、其かみいくらの人の手にふれけんも志らねば、けがらはしきえせ物にてぞ侍る、おほやけの御調度となさせ給ふべきものにも候はねば、くだけうせぬるこそ、まことにめでたく候へとて、まかり出でられけり、帝も然ることゝや思しめしけん、御氣色なほらせ給ひけり、

〔樂茶碗師統譜〕元祖　長次郎　又作朝　古利休使朝鮮人之雄于陶道者制茶器、長次郎傳其法、故取朝鮮之朝字、號朝次郎、寛永二乙丑歳九月終、

二代　吉左衞門　薙髮宗味ト云、寛永十二乙亥歳五月終、

天目臺

三代　吉兵衛　薙髮道入ト云、又ノンコウト云、吉左衛門弟トモ云、道樂トモ云、攝泉堺ニ移住シテ陶器ヲ造ル、左樂ノ印アリ、是ハ別家ナリト、明暦二丙申二月終、

四代　吉左衛門　同一入ト云、元祿九丙子正月終、

五代　吉左衛門　同宗入ト云、一入養子ナリ、

六代　吉左衛門　同左入ト云、宗入養子ナリ、

七代　吉左衛門

又京都ニ陶師彌兵衛ト云者、樂四代目一入ガ嗣子ナリ、別家シテ一元ト云、彌兵衛家ノ祖トス、

又山城玉水ニ陶師甚兵衛者アリ、一元弟子ナリ、伊縫甚兵衛ト云、　甚兵衛閑齋ト云　宗助甚兵衛實子ナリ

〔明和新增京羽二重三〕樂燒茶碗師

油小路一條下ル町　樂吉左衛門　　知恩院町　樂彌兵衛

〔南方錄三〕袋入茶盌

秘藏の物は袋入にして用、天目の外、常の茶盌を袋入にする事は、珠光所持名物茶盌天目同前に、臺子弓臺勿論袋棚等に被用、此遺風を以て、常の茶盌にても袋入たる事なり、凡のもの袋入無用たるべし、

〔茶湯古事談四〕古代は名物の茶わんならでは、袋に紫の緒つくる事は遠慮せしとなん、

〔渡邊幸庵對話〕一予が家に五器手の至極古き茶碗を所持候、袋は錦にて候、此由緒は、朝鮮王の御物、殊に秘藏の由、高麗陣以後、福島左衛門大夫正則の手に渡り申候、其後故有て予致所持候、殊外古代の燒物故、樂ほつ〳〵と起申候所有之候、他所に預置申候、

〔和漢茶誌二〕漆雕秘閣　十二先生之一（俗云天目臺也、形見茶具圖贊）

茶具圖贊曰、危而不持、顚而不扶、則吾斯之未能信、以其弭執熱之患、無坳堂之覆、宜輔以寶文而親近君子焉、曰貴重之器、由之可見、茶道之盛、以之可知、今本邦臺天目之臺原之、居家必備曰、以玉瑙爲之、近以玉碾蟠文臥蚕梅花等樣、長六七寸者、以紫檀彫花、或有以竹雕花巧人物者、倭人造黑漆秘閣如圭元、首方下濶二寸、金泥花樣爲文、其輕如紙、爲秘閣上品、又以貝螺爲之、形狀亦雅、有古玉物如大錢傍有三耳、可貫、不知何物、爲貝光深沈、其雅殊甚、有以紅瑪瑙製、凡水晶玉石、皆可做爲之、按使秘閣位茶臺、語、其初則始建中、蜀相崔寧之女、以茶盃無襯病其熨指、取楪子承之、旣啜盃傾、乃以蠟環楪子中央、其盃遂定、卽命匠以漆環代蠟、進蜀相、秘閣納敬皆原之、後世臺閣、或大小精粗、悉赤黑漆塗之、或有海貝之製、或有雕之楪之者、其尺度低昂、漆工之所造、中世宗易定、竪橫之式、備于茶家圖書、(本邦所謂臺之七品、)各器名物、皆漢土器也、其圖見下、

(和漢茶誌 三)名物天目臺　七品(今呼輪花名、或四花、或五花、皆於本邦名之也、)

一若狹臺　長樣元首、內朱外青漆、　一印臺　鐫印篆字(貝入分字、書之、故形如蝦蛤、俗謂蝦蛤臺者誤矣、)　一朱臺
內外全紅朱(執印臺製造之、然不知印臺、)之、　一般紅臺　內外同色、無地紋、右三品之次者也、　一花紋臺　其地黑、紅朱紋、　一海貝臺　俗云青貝也、以貝爲花葉或紋、其品精美者也、　一棆欄臺(或作花欄字、)其製質也、以熟銅爲覆輪、

右七品最爲名物、凡其濶五寸二分、高不過二寸、

一黑臺　俗云數臺是也、一名謂尼崎臺、其數多、故云、數臺所謂黑臺者爲七品外也、或曰以海貝臺爲外、以黑臺爲先、七品數者蓋誤矣、其覆輪皆眞鍮也、其中五品失於本能寺亂云、

交龍臺　堆朱製

或人曰、和州南都至今藏之、其濶五寸五分、高二寸五分、內外雕蛟龍、比之七品、高濶過於三五分、故爲七品外、

茶托　茶壺

葉茶壺

〔中山傳信錄　六〕茶甌

茶甌色黃、(無白地者)描青綠花草、云出土噶喇、其質少麤無花、但作氷紋者出大島、甌上造一小木蓋、朱黑漆之、下作空心托子、製作頗工、

〔長闇堂記〕出雲殿、(森○金)手階町にて天目の朱の臺を買給ひての給へるは、臺の黑ぬりは唐物見分がたき物なれば、朱臺夫にてよきぞとなり、尤なることなり、

〔槐記〕享保十二年三月廿九日、參候、兼テ御ウツサ(家○近衞熙)アリシ、眞ノ臺弁ニ天目ヲ拜見スベキ由ニテ拜見ス、是ハ文昭院殿(家○德川宣)ヨリ、禪閤樣(基○近衞熙)ノ御歸洛ノ節、准后樣(家○近衞熙)ヘ進ゼラレシ物也トゾ、マガフベキナキハ勿論ノコト、日本ニテ數アルモノナレバ、能々見覺ユベシ、天目ハ乾山ニテ黑キニ、コウダイハ、ハゲテ細キモノニスキナシ、如何樣ニモ、臺ニノセザレバ危キヤウニ見ル由申シ上グ、臺ハ菊ノ花形ニテ、內ハ朱ニ金ノフクリンアリ、外ハ靑漆ノ由ナレドモ、內ノ朱モクロミガチニ、外ノ靑漆モ、子ズミ色ノヤウニテ、張貫ノ菊形也、(イ□□ナドガ感心ニテ、此ウルシロガ、ワカサ盆ノ色ナリト申上ル由ナリ、)天目ノ袋ハ錦也、臺ノ袋ハドンス也、裏ハ共ニカイキ也、ヒボハ天目ノ方紫、臺ノ方茶也、(天目ハ、內箱ハクロガキ、外ハ桐、臺ハ內箱ハ唐桑、外箱桐、)

〔倭訓栞　前編十五〕ちや(○中略)　茶壺、今眞壺と稱す、花靑香、又蓮花王の茶壺あり、

〔和漢茶誌　二〕茶甌(以漏斗入茗芽之器也、今俗云葉茶壺是也、○中略)

按、茶集藏茗之器也、其形有大小異同、一曰茗嘝者呂宋國之製也、崎陽人云、昔或以藤或以蒳爲網提之、

本國自珠光以降、以紅紫網提之、其製六出員眼也、寓奇曰、壺受紙之處、在崎嶇凹凸之場、勢必剪碎紙條、作裱衣樣式、能貼服、以使內外不通風也、故錫瓶之蓋、止宜厚不宜雙矣、(○中略)

本國由古及今所傳葉茶壺、凡二十二品、其中三日月與松嶋、亡於本能寺之亂、又八重櫻一品失於江

州坂本之亂、藏服容色所傳來書載之、此外自古所稱名壺失之者多、右三品者爲重寶、故人能知之、本國呼此器云眞壺、能養茶存香、或容三斤四斤五斤者好尙之、其事世人皆知之、官庫或四方侯家、傳眞壺美稱之者亦多、適於人間稱其名耳、不能盡見、

〔千家茶事不白齋聞書〕壺之事

一眞壺　西湖南京の近所也、西湖は日本ノ湖水如クシテ、ミナ淺き湖水、此所より出る、ルスン丁口物也、　丹波燒をも用　橋立の壺名物也、是は外ゟ利休所望致し、其時休の茶道正根と云者を使としテ取に遣ス歟、正根を請取にこそ參らする渡し給へや橋立の壺、と詠取に遣し候由、樂阿彌之壺名物也、利休所持、少庵宗音ヲ以所望ス、利休遣ス事難成、代口に替可申と云、何程ト承候得者、金五枚ノ由、此時少庵金子不調、漸四枚有之、是にて先渡し給へと云、休遣し不申、一兩年過候而金五枚調、利休ゟ少庵江此時休ゟ請取書アリ、樂阿彌壺替として金五枚、慥に請取申候、取次宗音使かつまきと有り、此時右金子はかつまき江被遣候由、かつまきは宗旦の事也、

〔茶道筌蹄三〕眞壺之部

呂宋　むかしは是非眞壺へ茶を貯へしなり、夫ゆへに壺なき者は口切の茶の湯をなさゞりしとなり、尤呂宋を上品とす、豐太閤の時代、眞壺をもてはやしたるゆへ、世間に少く不足なるに依て、左海の納屋助左衞門、太閤の命をうけて呂宋へわたり、壺五十をとり來る、利休是が品を定め、諸侯へわかちしなり、

蓮花王　呂宋の上品、かたに蓮花の上に王の文字あり、

清香　是も呂宋の上品なり、清香の文字あり、

瀨戶　信樂　千家にては、此三品呂宋、瀨戶、信樂、を用ゆ、

〔茶器名物集〕大壺之次第

一三日月　此御壺御茶七斤ノ上入也

此御壺天下無雙之名物也、大ナルコブ七アリ、前ニ腰袋ヲ付タル樣ナル横ヘ長キコブアリ、前ヘ少傾テ面白キト云事ニテ、三ケ月ト付ルナリ、下フクラニテ一段ノ珍キ壺也、昔興福寺西福寺所持也、其後日向屋道德所持、其後京袋屋所持、其後三好實休所持、其時一亂、河内高屋ノ城ニテ六ニ破申、其後堺宗易ニテツギ立、三好老衆三千貫太子屋ニ質ニ置候、太子屋ヨリ信長公ヘ上申候、破候テ後モ名物ノ威光猶益シ、御茶モ能候、代ハ五千貫トモ一万貫トモ積モナキ事也、御壺ノ樣子口傳ニ申渡候、但總見院殿織田信長御代ニ火ニ入失申、

一松島

此御壺コブ卅ノ上有也、此土藥眞壺ノ手本也、三ケ月モ天下無雙ノ土藥ナレドモ此松島トハ替也、古人モ兩壺ノ内スキ〳〵云傳也、ナリハ三ケ月ガ珍キカ、此壺松島ト名ヲ付ル事、奥州ノ名所松島ニ島數多シ、面白キ所也、此壺ハコブ多キニ依テ松島ト付ル也、昔三ケ月モ松島モ東山殿足利義政御物也、其後御物等何モ打亂、中比此壺三好宗三所持、子息右衛門大夫紹鷗ヘ賣被申候、其後宗久所持、其後信長公ヘ上リ申、總見院殿御代ニ火ニ入失申候、御茶七斤上入也、

一四十石御壺　關白樣豐臣秀吉ニ有

此御壺、昔眞壺百疋二百疋ノ時、千本ノ道悅米四十石取ノ田地ニカヘテ、茶湯ヲ仕候、東山殿御感有テ、御物ニ被召置、四十石ト異名ヲ被付ナリ、御物亂テ後、奈良蜂屋紹佐所持候、其ノ後堺宗訥所持候、其後又關白樣ヘ上候、松島、三ケ月ノ後ハ天下一ノ壺也、御茶七斤半入候、土藥ニモ望ナシ、御茶ノ味ハ三ケ月ト等キ也、

一松花　關白樣ニ有

此壺黃淸香也、右カツテニテ此壺見事ニ見エル、土黒色也、土ニコブ二アリ、下藥白ク赤シ、昔珠光

所持、其後金田屋宗宅所持、其後道陳所持、其後信長公へ上リ、一亂ニ堀久太郎取、關白樣ヘ上候、清香ノ内ヨリ、天下ニ松島松花三ケ月ト三ツ名物ニ加ル事、清香ニテ名譽也、御茶ノ聞味、名人衆モ驚入、舊說御茶七斤入、

〔醒睡笑 八〕茶之湯

慈照院殿〇足利義政愛に思召るゝ壺あり、名をなにとかなづけんと御工夫あるころは寛正貳年八月廿日、たれかある、今日は廿日かとお尋あれば、女房達聞もあへず、中々けふ初雁をきゝまいらせたと申上られたり、あらおもしろの返事やとて、能阿彌にむかはせたまひ、

誰もきけ名づくる壺の口びらきけふはつかりの聲によそへて

とおほせあれば、能阿彌とりあへず、

初雁を聞へあげゝることのはをいやめづらしき雲のうへまで

此由來により、初雁といふ壺ありとなん、

〔總見記 十五〕伊達別所飛驒國司等參味方事附御茶湯事

大坂ノ城中ヨリ、平井、矢木、金井ト云フ三人ノ者出京イタシ、御目見ヘ仕リ、〇中略三好笑岩モ、天下ニ隱レナキ三日月ト云フ葉茶壺ヲ指上ケリ、

〔總見記 十七〕松永久秀父子御退治事

同〇天正五年十月十日ノ夜、城中内通ノ者寄手ト示シ合セ、散々ニ成果、終ニ松永本丸ノ殿守ニ取籠ル、城兵死亡ノ者勝テ計フベカラズ、城介殿〇織田信忠御使ヲ立ラレ、乍此上降參ニ於テハ助命有ベキノ由ナリ、松永久秀御請ニ及バズ、嘗骨トナルトイヘドモ降參セジト云云、久秀平生所翫ノ葉茶壺平蜘蛛ト云フ名物ヲ打碎ク、是ハ大臣家〇織田信長常々乞求メラルヽ所ナリ、

〔總見記 二十一〕高野聖被誅事附伊州退治事

茶入

河合ノ田坐ト云者、名物ノ山櫻ノ眞壺、同キンカウノ壺進上イタシ、降參セシメ候處、キンカウ返シ遣バサレ、山櫻ノ壺殘シ置カレ、瀧川左近ニ下置カレ候、

〔太閤記十六〕呂宋より渡る壺之事

泉州堺津菜屋助右衛門といひし町人、小琉球呂宋へ去年の夏相渡、〇文祿三年甲午七月廿日歸朝せしが、其比堺の代官は石田木工助にて有しゆへ、奏者として、唐の傘、蠟燭千挺、生たる麝香二疋上奉り御禮申上、則眞壺五十御目にかけしかば、事外御機嫌にて、西丸の廣間にならべつゝ、千宗易などにも御相談ありて、上中下段々に代を付させられ、札を押し、所望の面々、たれ〳〵によらず執候へと仰出さるゝなり、これによつて望の人々西丸に祗候いたし、代付にまかせ、五六日之内にこと〴〵く取候て、三ッのこりしを取て歸り侍らんと、代官の木工助に菜屋申ければ、秀吉公其旨聞召、其代をつかはし取て置候へと仰られしかば、金子請取奉りぬ、助右衛門五六日の内に德人と成にけり、

〔書言字考節用集七器財〕茶入（チャイレ）　棗（ナツメ）其制象二棗實一、故云爾、

〔倭訓栞前編十五ちや〕〇中略　茶入は磁合也、注春ともいふ、名物を玉堂とす、利休が圓座肩衝あり、織部の唐肩衝あり、又日野肩衝あり、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕礶茶壺（ちやいれ）　俗云茶入

按、茶入高二三寸、大者四五寸、小坩可下以盛二礶茶一、形狀名目數品難二勝計一、所謂文林、肩衝、小茄子、尻膨（フクラ）、丸壺、文茄、爲二唐物之名物一、古瀬戸、春慶、飛鳥川、青江、禾目手（ノギノテ）等、爲二本朝之名物一、

〔茶道筌蹄四〕茶入之部

唐物　往古は唐物のみを用ゆ、其內茄子を上品とす、肩衝（カタツキ）、文林、是に次ぐ、此三品を盆點に用ゆ、其後品少く成し故、丸肩衝まで用ゆ、

肩衝　名物記出たるは三十餘もあり、南部松屋肩衝は（傳來書別に有）世に名高し、拜見も難からざれば、かならず見るべきことなり、其外高貴の方々に藏め玉ふ品は拜見する事難し、

茄子　むかしより貴賤格別なり　ツクモ　似　松本　圓坐　出雲　小茄子　富士　紹珍

北野　國司　是等茄子の名物なり、尻張と茄子と形混じ易し、肩の丸きは茄子、肩のつきたるは尻張なり、

文林　博多　桃　玉垣　鳥井　笘屋　藥室　本能寺　丸屋　是等文林の名物なり

名物唐物の茶入數多くありといへども、大方は右の三品なり、

文茄　名物記に、小出伊勢守殿御所持ブンナとあり、

丸壺　利休　金森　立花　寺澤

尻張　大尻張　利休尻張

大海　内海　鶴首　柿　達磨　紺羅　物相（利休所持也）

木葉猿　利休百會に用ひられし茶入なり、（高サ一寸八分、胴二寸、口入分四厘、底一寸、）右木葉猿は、箱の裏に木葉猿の蒔繪有、仙臺侯御所藏なり、

廣口　飯銅　瓶子　檜　耳付　累坐　瓢箪　上杉（紀州御物）　角木　驢蹄　常陸帶　鮟鱇　胴高

油滴　水滴　手瓶　弦付

東與（地名なり）　西與（同）　呂宋　島物（地名の分りがたきをいふなり）

同和物之部

古瀨戶　藤四郎入唐前を古瀨戶といふ、口兀、厚手、堀出し手、此三品に限る、皆瓶子なり、（中略）

小瀨戶　是は大窯の手、小窯の手と云事なり、

藤四郎入唐後を春物といふ說あれども甚疑はし、

春慶　春慶は、藤四郎入道しての名なり、○中略

眞中古　二代目藤四郎〇丸糸切〇中略　本糸切

金花山　三代目藤四郎、中古物と云、丸糸切〇中略　本糸切

破風窯　四代目藤四郎、本糸切　丸糸切　藥溜り破風に成る、○中略

後窯丸糸切　本糸切　四代目藤四郎より後を後窯といふ、○中略

同塗物の茶器

眞中次　利休形、サシ渡し二寸二分、高サ二寸二分、小は一寸八分、藤重作を上作とす、藤重作は竹の木地なり、外は皆檜木地なり、

棗　紹鷗形大中小　當時は紹鷗形を寫す○中略

盛阿彌大　此作に至て大なる棗あり、夫を盛阿彌形と云、

利休形大中小　當時寫し來る形なり

菊の蒔繪大中　桐の蒔繪大中　菊十六葉の内に桔梗あり、菊の大と桐の中とは利休居士、正親町帝へ進獻の形なり、菊の中と桐の大とは、江岑の補といひ傳ふれども不分明なり、通じて利休形といふ、

溜大中小　大小は櫻の木地、中は松の木地なり、内黑何れも元伯好なり、

元伯好の菊大　十一葉の内◎如此あり、東福門院へ獻上の棗なり、大計なり白山氏所持、

目張柳芽張柳ならん　織部好、本哥は中也、紀州御茶道中野笑仙所持なり、

鷲　盛阿彌の作、自然に少し形の替りたるを利休鷲と銘す、一ツカミといふ意か　小棗にして尻すぼらず、山中氏所持也、此棗に似たる大棗を元伯回首といふ銘を付る、回首は鷲の異名なり、此棗浪花海部屋善二所持なりしが、大火の節燒失す、又大棗を仙叟撫子と號く、これも鷲の異名也、鷲の子を

愛するによせて名付しなり、夫ゆへ鷲に似たる回首、回首に似たる撫子といふ、此撫子は山中善作所持なり、

尻張　利休形、黑の中に限るなり、

平　大中とも利休形、大の方たえたるを、近來啐啄齋再興す、

白粉解（中）　利休形、三宅亡羊所持、中計なり、當時は浪花山家屋權兵衞所持なり、

一服入　利休形なり

茶合（小）　仙叟好、茶入にウハキ蓋あるなり、

河太郞　仙叟好、大計なり、甲にクボミ有、覺々齋好、大小有、

梅繪（中）　春慶內黑、甲に黑にて捻梅三ツあり、松の木地、了々齋好なり、

一閑折溜　啐啄齋好、後藤玄乘作、後に寛政年中、中川淨益、袋師友吉取立に、梅寒菊の歌を書て、數三十、一閑に造らしむ、

不識　了々齋好、一閑取立に數二十五製す、外溜內黑、甲に墨にて不識とあり、クリ上に判有、

金輪寺（棗大中）　木地蔦、外溜內黑、大は濃茶器、中は啐啄齋薄茶器に用ゆ、元來は吉野山にて、後醍醐帝一字金輪の法を修せられしとき、僧衆へ茶を給ふ、其とき山にある蔦を以て茶器を作る、故に金輪寺茶器と云、修法所を金輪寺といひしとぞ、今の藏王堂の側の實城寺是なり、（既に言る也）三代宗哲の寫しは、京寺町大雲院の摸形なるよし、大雲院は織田信忠公の菩提所なり、此茶器信長公傳來七種の一ツなり、底に廿一之內とあり、朱の盆添ふ、

同松の木　原叟好、老松の茶器と同製數五ツ、外溜內黑、後に如心齋金輪寺と、一閑作の割蓋棗の大とを數五十製して、覺々齋好の內と有、

同一閑作（中）　元伯好、內外黑、本哥は浪花海部屋に所持なり、如心齋金テラテの袋を好む、

老松製蓋　妙喜庵の老松を以て、原叟數五十を造る、箱の蓋の裏に、茶器の記あり、祇南海の作と云、記に曰、

山崎妙喜禪庵茶亭之傍有老松、枯成榾柮、掬之以作茶湯珍器、聊傳遺愛於千歳而已、覺々判あり、

木地左近の作（中略）

同薄茶器

茶桶　大小とも黑は利休形、溜は元伯好、

同挽溜大一對　利休形、千家所持は元伯書付、極詰と表にあり、蓋裏に判有、如心齋寫し、數五十、宗哲箱二ッ入、

雪吹（フブキ）　大小とも黑は利休形、溜は元伯好、金のヒナタにて菊桐を甲に書たるは、大小とも原叟好、跡先分チ難き故雪吹といふとぞ、菊桐大小箱入、浪花枠善所持なり、

面中次　黑は利休形、溜は元伯好、何れも中計なり、タメ中次に元伯詩を書たるを則詩中次と、原叟寫しあり、如心齋又數五十を製す、

藥器　利休形なり、仙叟好は蓋河太郎兩様とも黑也、

頭切　如心齋好、黑松の木地、スリ漆、黑にて桐を書たるは了々齋好なり、

南瓜（アコダ）　山中宗有遺愛の櫻の木を以て、其子宗智天然に茶器の好を賴みしに、如心齋夢中にアコダ瓜の形を得て此器を好む、細工成就せざる内に天然は卒す、故に天然の書付はなし、身は內黑、外溜、蓋は木地なり、

蔦　元伯好、內黑、甲スリ漆、其餘は木地、本哥は三井所持、

一閑張竹　折ダメ　如心齋好、竹は蓋の見返しに判あり、折ダメは底に判あり、竹をホウシといひ、折ダメをカツラと云、今にては竹の茶器、折ダメの茶器といふ、

〔古今名物類聚 茶入一〕凡例

凡名物と稱するは、慈照相公〇足利義政茶道翫器にすかせ給ひ、東山の別業に茶會をまうけ、古今の名畫妙墨珍器寶壺の類を聚め給ひ、なを當時の數奇者、能阿彌相阿彌に仰せありて、彼此にもとめさせられ、各其器の名と價とを定めしめ給ふ、次で信長秀吉の二公も亦此道に好せ給ひ、利休宗及等に仰せて名を命じ、價をも定めしめらる、後世是等の器を稱して名物といふ、其後小堀遠州公古器を愛し給ひ、藤四郎以下、後窯國燒等のうちにも、古瀬戸唐物にもまされる出來あれども、世に用ひられざるを惜み給ひ、それがなかにも、すぐれたるを撰み、夫々に名を銘せられたるより、世にもてはやす事とはなれり、今是を中興名物と稱す、それよりしてのち、古代の名物をば大名物と唱る也、〇中略

小壺を燒ことは、元祖藤四郎をもつて鼻祖とす、藤四郎本名加藤四郎左衞門といふ、藤四郎は上下をはぶきて呼たるなるべし、後堀河帝貞應二年、永平寺の開山道元禪師に隨て入唐し、唐土に在る事五年、陶器の法を傳得て、安貞元年八月歸朝す、唐土の土と藥とを携歸りて、初て尾州瓶子窯にて燒たるを唐物と稱す、倭土和藥にてやきたるを古瀬戸といふ、古瀬戸は總名なり、大形に出來たるを大瀬戸、と云なり、此手小瀬戸に異なり、小瀬戸といふは小形に出來たるをいふ、此手大瀬戸に異なり、入唐以前やきたるを、口兀、厚手、堀出し手といふ、大名物は古瀬戸唐物なり、誠に唐土より渡たるものをば漢といふ、是は重寶せぬものなり、唐物と混すべからず、堀出し手といふは、出來惡敷とて、一窯土中に埋みたりしを後に掘出したりとなり、一說には遠州公時代に掘出したるともいふ、總て入唐以前の作は、出來田夫にて下作に見ゆるなり、古瀬戸煎餅手といふあり、これは何れの窯よりもいづる、窯のうちにて火氣つよくあたり、上藥かせ、地土ふくれ出來たるものなり、後唐の土すくなく成たるにより、和の土を合てやきたるを春慶といふ、春慶は

藤四郎が法名なり、二代目の藤四郎作を與中古物といふ、藤四郎作と唱るは二代めをさす也、元祖を古瀬戸と稱し、二代目を藤四郎と稱するは、同名二人つゞきたる故、混せざるために唱分たるなり、藤四郎春慶も二代めなり、三代め藤次郎、是を中古物といふ、金華山窯の作者なり、四代め藤三郎、是をも中古物といふ、破風窯の作者なり、黄藥といふも破風窯より出たるものなり、正信春慶といふものあり、正信は何人なる事を詳にせず、又後時代春慶と稱するは、堺春慶、吉野春慶なり、後窯と稱するは、坊主手、宗伯、正意、山道、茶臼屋、源十郎、姉、利休、鳴見、織部、捻貫、八ッ橋、伊勢手、萬右衞門等なり、又遠州公時代に新兵衞、江存、茂右衞門、吉兵衞等あり、其外國燒と唱るものは、薩摩、高取、肥後、丹波、膳所、唐津、備前、伊賀、信樂、御室なり、祖母懷は美濃の國燒なり、大窯物といふは瀬戸なれども、至て後のものにて、漸百年餘りになるもの也、右後窯以下國燒にも遠州名物數多し、〇中略

于時天明丁未〇七年之孟春

〔茶道要錄上主法〕茶盌之事

茶盌ハ其形ニ因テ勝劣アリ、肩衝ヲ一番トシ、文林二番、丸壺三番、尻豊四番、茄子五番、棗肩衝六番、鶴首七番、角木八番、矢頭九番、飯銅十番ナリ、

右ノ形ノ外ハ、縱古キ物、又ハ唐物タリト云共難用之、芋子ノ類強チニ不用、右ノ内タリト云共、猶又恰合ニ因テ善惡有ベシ、先第一ニ鈍運ヲ嫌フ、新物ノ内ニモ用ラルヽ道具有ベシ、心得肝要也、

一蓋之事、面白玉堂ト云アリ、是ハ肩衝ニ用、大茶盌ニ面白、小茶盌ニ玉堂ヲ用、落込蓋ト云有、二三六七八九番ノ六ッニ用之、瓶子ヅクト云ハ、四五番ニ用、勢ノ長大ナルニハ榮螺蓋ヲ用、同矮少ナルニ瓶子ヅクヲ用ユ、飯銅ニハ象牙ノ平蓋、中ヲ銀ノ金物ニテ鋏具ニスル也、蓋ノ取ヤウニ傳アリ、棗肩衝ニ面白ヲ用ル事有、尤恰合ニ因テ也、

一棗之事、大中小、一服入、此四ツアリ、寸法ノ取ヤウ有テ本圖ヲ知、奈良茶桶ト云アリ、町棗ト云有、正親町上皇ヘ擧ゲタルニハ、蓋ノ上ニ金粉ヲ以テ陰ノ菊ト桐ヲ蒔繪ニス、右此分ヲ袋ニ入ル、袋ニ入分ハ、必ズ蓋ヲ茶盆ニ並ベ置也、

一茶桶之事、面茶桶、雪吹、中棗、大小棗ノ挽溜、詰ノ碾溜、藥器二ツ、此分ヲ茶桶ト云テ用ユ、此內菊花ノ藥器ト云アリ、是ハ取上ル時押傾ケ、底ヘ指ヲ入テ執ナリ、櫻花モ如此、是外ニ茶桶多シト云共不用、各濃茶ヲ盛テ小座敷ヘ用ユ、尤袋ナシ、挽溜ハ勝手ノ具也、總ジテ茶桶ノ類ハ、蓋ヲ人ト盆トノ間ニ可置、各形寸式アリ、如此シテ其類多キ事、茶碗ノ恰合ニ因テ用ユルガ爲也、盆ノ緣ソリタラバ、蓋ニ面有ヲ可用、上下直ナル挽ニハ、上下ニ面アルヲ用ベシ、上下窄リタル盆ニハ、上下直ナル茶桶、上窄リナル盆ニハ、上ノ疊ラミタル藥器ヲ用也、

〔一話一言 八〕或書の中に 書號不見

一茶具にづゝんぎりといふは、頭切の文字也、棗のかしらをきりたるやうの形なれば頭切と書か、

〔茶窻閒話 中〕內海の茶入は、むかしは臺子にはかざれども、小座敷へ出す例はなかりし、名物の茄子の肩衝には、必ず內海を挽溜の用に一ツづゝ添置しを、休師〇千利休了簡にて、やき物と燒物がさはればあやふしとて、塗物の面取を內海にかへ用ひられし、是を今の世に雪吹といふとなん、左海藥師院に湯桶の茶入とて名物あり、後は赤井何がしの手へ入し、嶋ものにて、口の上に提るやうにとりてあり、手桶の蓋のごとくに合せ目を切違へて、つくもなく、二枚の割ぶたなりしとぞ、

〔茶話指月集 下〕一宗易が盛阿彌に、棗は漆の滓をませてざつとぬれ、中次は念を入れて眞にぬれといひし、紀三與三が棗は、塗みごとすぎておもくれたり、秀次寵重をよしとす、

附、先年千宗佐物語ニ、昔ヨリ中次ハ疵アルヲ嫌フ、棗ハ厭ズトイハレシモ此意ニ合フ、

一或時今日庵主古宗佐へ物語に、宗易は尻張の茶入を嗜て二つ迄所持す、一つは三齋へまいらせ、一つは予〇藤村庸軒が家に傳たるを、若き時頻て厨乏かりければ、姪の九兵衛に、其茶入替りにつかはし金子調させつるが、そのまゝにてえ取もどさず、先にはかゝるものともしらで、うづもれやしつらん、茶入はあめ藥の一色なるものなりといはれし、

〔總見記十七〕松永茄子茶入記文事

其比天下名物ノ作物茄子ノ茶入、大臣家〇織田信長御所持也、此茶入ノ記ハ、洛陽相國寺惟高和尚述作ト云云、此記文今年和州信貴城ニ於テ燒失セシメ畢、依之此事又惟高和尚へ御尋有之處ニ、和尚先年松永方へ被書渡候記文ノ寫、於今所持セラレ候間、則之ヲ被差上候、大臣家御感悅也、其記文ニ曰、

古諺云、夫物以遠至爲珍、事以稀見爲貴矣、玆有珍奇寶物、其體質也、具軒后〇軒轅皇帝之德色、其狀貌也、類垻裏之彭亨焉、相傳曰、往昔中華〇京師造蓬萊假山、〇盆山山頂安盤小寶壺、號如意寶珠、遠贈我扶桑國、以不詳年代爲遺憾矣、載有黃考日碑云、如意珠有梵曰摩尼、其祥瑞美德、不可勝計焉、日本第一、天下無雙之尤物、爲席上可居奇貨也、小有匹偶、此者是名小茄、較之則霄壤胡越而已、可同日言也耶、中間於此寶壺、以有百闕一欽之事、而本古歌之意、以名作物易名、無異論者乎、四肘弓量、以齊棋樹、倭朝俗呼曰御多羅枝之流亞也、邇代大樹十襲秘寵焉、碌々賤輩、介爾不得偷覵也、自異城跨歷萬里而至、寔以遠而珍、以稀而貴者、夫是之謂歟、鹿苑相公〇足利義滿向內野戰場之時、金甲裏繫之隨身、其御愛保重可知焉、近來慈照相公〇足利義政以之添賜山名禮部、〇政豐其以男色寵幸故也、自後華夷擾搶、此寶沈淪落賈豎手、淹委塵土、世所毀頗慨喟也、先是天文丙申、台宗講徒、法中鬩諍、鉾楯起亂、俗謂之法華亂京城寶玉、爛焚分散、寶壺亦隱埋、殆爲可惜矣、有好事者、千方百計、東討西討、不知所在、技盡于此、粤藤原朝臣松永彈正少弼久秀握國家政柄、權威畏服、繇是永祿戊午之春、偶有賣持寶壺至

者副以七寶臺（七寶内也）玫瑰臺（天目）、可謂摩尼（摩尼之寶具）、在處衆寶悉集焉、且又妙典說云、無上寶聚、不求自得、金言可徵矣、集以大成、異哉慶幸之甚、蔑以加焉、可嘉可尙矣、竊按漢史、順帝朝、孟嘗伯周任合浦守宰、爲人道德淸行、革易前弊、去珠復還、（合浦因前守宰貪欲也、海底寶珠數在於他海域外、孟嘗伯爲合浦官令時、復寶珠悉還也、去來可見之、）稱爲神明、千古義事、昭昭於簡冊矣、今也久秀德行所化、寶壺如意珠、一去復還、玄又玄、奇又奇、不意日城海隅、復視合浦孟伯周焉、秦始皇帝聞倭國有蓬萊仙島、遣來徐福求長生藥、徐福至于南紀之金峯、止于東駿之富士、指此等地、以爲蓬萊、蓬萊方壺皆爲神仙一靈境也、當世韶人佳士、靡然嗜陸桑苧盧玉川之事業、家家人人貯蓄十器一胸、歸顏苧翁、慕盧川子、川子嘗作茶歌、歌云、六椀通仙靈、七椀蓬萊在何處焉、茶是仙家瑞草也、公官暇日、兵衞畫鼓、燕寢淸香、與佳客會飮賞味、壺中仙籠、（茶具名也）終日淸談、消遣世慮、兩腋習習、身裏七十蓬萊、三萬弱水、不移步而自至山頂、延壽還香、顏色如桃花者必矣、然則此一壺者、如意上上寶珠也、世間綺羅珍玩、縱使積齊北斗、以可輕視塊看焉、珍重至祝、松氏當予記一事、予痴兀退袾、不肯措片詞、命侍史類也、漫記之、

時永午夷則如意珠日萬年龜洋派下巢雲穎安叟

〔長闇堂記〕其比小紫といふ茶入、金子百枚なりしを、秀吉公より筒井順慶に所持あるべきよしにて求給ひし、此代金今の世にしては纔なれども、其比順慶御身上にて、尤出かね侍るよし取沙汰有、かくの如き世の空疎にして、此道を重んじたしなむ事思ひやるべし、

〔茶窻閒話上二〕瀧川左近將監一益が臣津田小平次は、先手の隊長をうけたまはり、武功無雙の士なり、後隱遁して幸庵と稱す、かねて老後のたのしみにとて、家に秘藏したる茶具三種あり、所謂中山の茶入、紀三井寺の茶碗、黑木のかけものなり、此内中山の茶入といふは、細川幽齋法印の御遺愛なりしが、故ありて幸庵の所持となれり、其比京に住て、茶事のみにてくらしける、或時細川三齋を請待せしに、三齋には日比此中山をふたゝび家にかへし度思ひ給ひしかとも、幸庵拜領

の道具ゆゑ、幸爾に申出しがたかりしに、此日何とぞ中山を一目見せ給れ　あるじに請て出させ、さてあるじ勝手へ入し間に取て袂へ入れ、相伴の人へは、いのちなりけり佐夜の中山と傳へよとのたまひて、暇乞もなくかへり給ひけり、幸庵立出て是を聞て、年たけてまたこゆべしとはおもはねど、出しぬかれたりとて笑ひになりし、翌日きのふの茶の禮とて使者あり、時服樽肴黄金貳百枚贈られけり、幸庵が家の者ども、此黄金納め置れん事いかゞといひしに、我苦しからざる趣向ありとて、厚く謝して、卽其黃金もて、北野に一寺を建立して、祖先一家の菩提所とせられし、

〔茶話指月集上〕雲山といへる肩衝、堺の人所持たるが、利休など招きて、はじめて茶湯に出したれば、休一向氣にいらぬ體也、亭主客歸りて後、當世休が氣にいらぬ茶入おもしろからずとて、五德に擲ち破けるを、傍に有ける知音の人もらうて歸り、手づから繼て茶會を催し、ふたゝび休に見せたれば、是でこそ茶入見事なれとて、ことの外稱美す、よて此趣きもとの持主方へいひやり、茶入秘藏せられよとて戻しぬ、その後件の肩衝、丹後ノ大守價千金に御求候て、むかしの繼目ところどころ合ざりけるを、繼なをし候はんやと、小堀遠州へ相談候へば、遠州此肩衝破レ候て、つぎめも合ぬにてこそ、利休もおもしろがり、名高くも聞え侍れ、かやうの物は、そのまゝにて置がよく候と申されき、

附　古織〇古田織部正全き茶椀はぬるき物とて、わざと缺て用られしこともあり、よからぬものずきといふ人もあれど、此茶入われて後、利休却て稱美し、遠州公もかくの給ふにて、茶道の風流、別に有ことゝ知べし、頃の茶湯人の心たけたるにや、多クは古風をしたひ物數奇も今やうの類にあらず、さるにより、破レたる茶器、損じぬる書畫、ふりたるまゝにてめで侍ることになりぬ、

〔老人雜話下〕茶入高直に成たるも近來の事也、老人〇江村專齋少年の頃は、世上おしなべて名物と云

は、玉堂と云茶入と、利休が圓座肩衝と計也、これも何程と云ことなく、無類の名物の樣に云也、其後相國寺にありし、名をも相國寺と云、唐の肩衝を、古田織部黃金拾一枚に求む、是高直の初なり、程もなく加賀へ千五百貫に賣、是は織部治部と間惡き故、勘定をせつかれて、勘定の爲に賣られし也、道哲親圓淨坊取次て代金を持來りし時、老人織部方に居合せたり、黃金六十枚と逢華王の茶壺一つ持來る、壺は此方より所望の由なり、圓座肩衝は、今江戶に有しが、丁酉〇明曆三年の火事に燒失すとぞ、日野肩衝は、日野唯心大文字屋にうり給ふ時、老人を呼て、此茶入黃金五十枚にうるべき約束す、少味惡き事あるほどに五十貫をとして、四十五枚になりとも美作殿などに御取あらば遣したき事なり、自分に袖に入、持往見せよとの給ふ、見せけれども代物調かねたるに因て首尾せず、遂に大文字屋が手に落つ、

〔梵舜日記〕慶長五年正月十六日、神樂衆之內久右衛門、瓢茶入レ持來、

〔寬政重修諸家譜 二百九十七〕土井利勝、慶長十五年八月三日、御使をうけたまはりて、駿府にいたるのところ、東照宮御前にめされ、紹鷗圓座肩衝の茶入をたまはり、將軍家の左右につかふるうへは、諸大名と會合すべし、よりてこの茶入をたまふとなり、

〔駿府政事錄〕慶長十六年十二月十日、今日自城州大坂、織田入道有樂〇長益著府、　十四日、今朝織田如庵有樂於御數寄屋賜御茶、日野唯心、山名入道禪高爲御相伴云々、橋柴肩衝之御茶入、朱衣肩衝御茶入、湯茶入虛堂之御掛物、古銅御花入分銅之給、大御所令入花給、有樂立御茶、其後於前殿有樂獻黃金三枚、吳服五重、　十七年二月廿八日、松平陸奧守政宗、銀千兩、鮭鹽引十箇獻之、生駒讚岐守、銀千兩、吳服十領獻之、於御數寄屋件兩人賜御茶、御茶入投頭巾、所謂投頭巾、昔年珠光始見此肩衝、時、取御頭巾持之、歎美之餘不覺投頭巾、依之有此號、朱衣肩衝茶入、日野唯心被召御相伴云々、　三月廿六日、大御所〇家康用於御數寄屋、幕下〇秀忠用御招請、日野唯心、若狹守御相伴云々、其後午刻及、又幕府

渡御本丸、其時大御所投頭巾、楢柴、二之肩衝御茶入共令出之給、將軍叶御意、肩衝可被進之由被仰、則投頭巾領之御云々、　四月十九日、今日安藤對馬守爲御使節自江戸參著、是今度御座中宰相殿○德川義直中將殿○德川賴宣少將殿○德川賴房御成長有御覽之而御喜悦、又投頭巾御茶入御領納、御喜悦不淺之由云々、

〔紳書　一〕大坂の賞に、少將殿○德川忠直江神君の賜はらせ給ひし初花と云茶入の事は、三河に念誓といふ者、神君へ此茶入を獻りて、是を楊貴妃の油壺と申傳へて、某がもとに求候と申たり、初花と云名物たる由申ス者有しかば、かの念誓に、その賞として五百石給ふべしと有しに、某し知行の望なし、望む所は當國の酒入事を、某してとらしめ給はゞ、何事か是にしくべきと申ければ、易き事也とて御判を給はり、其後代々の君も、先判の如くたるべきの御手印を賜る事也、是を少將殿へ賜りし也、しかるに尾張にて被成し御年譜には、初花をば秀吉より給はるといふ事、心得られず、秀吉へ遣されしが、後に又當家へ歸りて、又少將殿へ賜りしにや、覺束なし、

〔鵞峯文集　十記〕八雲肩衝記

中島宗古來談曰、頃間得小磯茶壺、乃世俗所謂小肩衝者也、是中華之古物、而故出雲守片桐氏家藏之、擧世所偏知也、出雲守沒、其嗣亦絕、不知此物之所在、某姓有茶癖、欲求之而往往尋焉、既十餘年、今幸得入我手、不惜費價、中心喜之、辟叅於面背、以其出自出雲守家、而陶様驪色之際、有似黃雲者、故名曰八雲、其爲形也、其高僅二寸四分許、其圍五寸七分餘、其口之廣徑一寸三分、殆有小洞通天之勢、誠是掌中之玉、雖連城不可易焉、盛之以礎雪、韜之以錦綾、而構小寮招賓客、以進一椀、則於我生涯也足、何有他願哉、請爲之記、余不遂茶事、然自幼與宗古遇于洛、至今三十餘年、相面之久、不能緘口、乃告曰、北海馮氏有言曰、茶壺以小爲貴、小則香不散、中華重其小者、則今所談者偶相合、且見其口之圓且、自然有月圓之象、謂之洞天、亦不爲過言乎、○下略

〔渡邊幸庵對話〕一京極家に、昔泉州堺にて、信長公が一萬兩にて被召上候茶入(肩衝名雲水)傳り有之候、京極備中守高豐殿家督振舞に、御老中御招請之時、御老中被仰候は、御家の名物雲水の茶入も一覽仕度と御望故に、雲水にて備中守殿茶を立被申候、(下略)

〔當時珍說要秘錄八〕阿部對馬守御奏者番となる八重簀の茶入の事

一阿部豐後守正武は、常憲公(○徳川綱吉)の御代の老中、日本の大賢と呼れ、名におふ水戶の黃門光圀公にも、なかなかおとらぬと云し人成けり、其子豐後守も執政役たり、然れば今の對馬守も、父祖の跡を繼ぎ、天下の加判衆とも成度願有といへども、其時を不得、何卒御奏者番にても被仰付、夫より間もなく老中にも成度、色々何方此方と手を入、御出頭の御側向、執政の上座堀田相州などへ、種々賄賂して上向もこしらへけり、或時堀田相州、阿部對馬守を閑所へ招き、其元樣の望は、月番加判の列に入らん事と見へたり、然れば先御奏者番被仰蒙候樣に御心掛可被成候、拙者も隨分出精致し進上可申候、夫に付何とやらん近頃御無心申發候得ども、貴樣御家に大切に被成候八重簀の茶入、何卒拙者懇望に御座候へば、被仰付被下間敷哉、御家來衆と御相談の上にて、可成筋候はゞ致所望との御事也、對馬守は、いかにも御口上の趣致承知候とて歸られけり、扨對馬守留守居の者申けるは、相州へ被進可然候、尤御家の御重寶にて候へども、其悅にて相州被致推擧候はゞ、御奏者番にも被爲成、又其上、間もなく御老中にも御成可被成候、御老中御勤被遊候間拾年も立候はゞ、如何樣にも御出頭に御成候はん、其節は堀田も代替りて子息の代に成候はん、其時は又此方御老中の御出頭にて、右遣し被置候八重簀に、日頃年頃相州諸士より取集候貴寶迄をも、御威光にて御所望被成候はゞ、又々此方の物たるべし、暫く御立身の爲、質に入らるゝと思召て、堀田殿へ八重簀を可被遣とぞ申けると也、寔におかしくも廣き了簡也、依之翌日ひそかに對馬守自身右茶入を持參して送られければ、相州大きに歡び忝存候、此上貴樣御奏者番に成給

ふ事は、當年中には急度請負申候と、自由なる上沙汰ぞかし、果して其年御奏者番に成給ひけり、

〔明良洪範 七〕狩野探幽守信ハ、名譽ノ畫工也、茶道モ能サレタリ、或時大金ヲ出シテ茶入ヲ求メ秘藏ナシケルニ、酉年〔〇明曆三年〕ノ大火ニ、神田橋ノ亭モ類燒シケル時、カノ茶入ヲ家來密ニ盜出シ、京都ヘ遣リテ賣拂ヒ、主人ヘハ燒失セシト僞リ置シニ、其後其茶入ヲ買戻シテ、銘ヲ都返リト改テ、猶秘藏セラレシ、今ハ井伊掃部頭家ニ在トカヤ、

〔明良洪範續篇 四〕寬文ノ頃、有馬玄蕃頭賴利、未ダ若年故、親族西尾主水忠知後見ナセリ、或夏虫干ノ節、彼家ノ重器タル胴脂肩衝ト云茶器ヲ、外樣ノ士ヘ見スル迚、取落シテ少シ缺損ジケル故、彼士ハ大ニ恐レ入、必死ニ思ヒ極メテ籠居セリ、主人ハ在國故、此事早々申遣ス、賴利ニハ十六七才ノ時ナレドモ申サルヽハ、重寶ヲ卒爾ニ疵付ル樣ニ取扱フ事ハ、第一預リ置役人ノ失ナリ、去ナガラ士ト器物トハ替難シ、但シ此肩衝ハ我家ニテ大切ノ品ナレバ、其儘隱シ置難シ、一應忠知ヘ申聞テ、彼ガ了簡ヲ伺ヒ、何レニモ指圖ニ任セ、取計フベシト下知セラル、右ノ趣家來ヨリ主水忠知方ヘ申達シケルニ、先其茶入ヲ損ジタル者ヲバ如何セシト問ハレシニ、家老共恐入テ、彼者ハ早々閉門申付置シ由ヲ答フ、忠知歎息致サレ、各ニハ大家ノ仕置役トハ存ゼズ、茶器ヲ割タルハ不屆ナレド、主人ノ馬前ニテ命ニモ代ル士也、茶器ハ唯座敷ノ慰ニテ武用ニハ立ズ、右ノ器ハ神君〔〇德川家康〕ヨリ元祖法印〔〇有馬則賴〕拜領セラレシ名器ニテ、外ノ道具ヨリ大切ニ心得ラルヽハ尤ナレドモ、士ニハ易ヘガタシ、已ニ賴利若輩ノ了簡ニモ、土器ニ士ハ替難シト申越サレタレバ、早々差免サルベシ、右ノ茶入ハ假令微塵ニ成テモ、有馬家ニサヘ有バ名物也、外人ノ持テ詮ナシ、又上ヨリ預ケ置レシ品ナレバ屆モ入ベシ、此器ハ神君上方ニ御坐ノ時、秀吉公ヨリ關東ヘ御歸國ノ御暇出カヂシ故、法印ヘ御賴ニテ御前ヲ早々御暇出シ故、悅ビ思召トノ御事ニテ拜領有シ名器ナリトゾ、

〔茶人大系譜〕風早實種卿(權中納言正二位、性好二茶事一、御所ニ應近、有二歡中大茶入一、寶永七年十二月廿五日薨、壽七十九、)

〔槐記〕享保十二年閏正月九日、參候、總ジテ棗ヲ濃茶ノ茶湯ニ出スコトハナキコト也、先ハ左ヤウニテ時アリモ出スコトアリ、大ヤウ袋ハカクズ、已前深諦院殿所望ニテ、利休ヨリ應山公(○近衞信尋)ヘ獻ゼシ棗ニテ御茶アソバセシトキ出サレシモ袋ナシ也、大棗ナドハ盒度茶ノ湯ニ出ス、棗ニ袋カクルコトモアリ、棗デナケレバナラヌトキアリ、先ハ出サヌコト也、(今ノヤウニ古金ランノ袋ナド、色々ノケツコウナル袋カクルコトハシラヌコトナリト)仰(近衞家熙)ラル、前ニ織部ガ大棗ヲ茶湯ニ出セシコト仰アリ、ソレ故棗モ出スコトニヤトウカヾフ、仰ニ、大棗、別シテ出スコトアリ、トキニヨリテ出サデカナハヌトキアリ、重テウカヾウベシ、廿三日、大海ノ茶入ハ圍居數寄屋ヘハ出サヌコト也、畢竟ヒキダメ眞壺ノ類也、勝手ニ口覆ヲシテカザリ付、濃茶抔ノ切レタラントキツギタス爲也、今ハ長緒ニシテ出スハシラヌコト也、内海ハ出スコト也、十三年正月六日、先日石州ノ茶ニ御渡(○近衞家熙)ノトキ、コノ頃二三ガ話ニ、去ル方ヘ茶湯ニ參リテ、セイシト申茶入ヲ見タリ、織部ガ文ノソヒタルヲ掛タリ、御存ジニヤト窺フ、不知ト云シガ、覺エヌニヤト仰セラル、已前ニ見侍リヌ、存ジタル者所持ス、(大黑屋京右衞門)此ヲカリテ此夜御目ニ掛ル、初メテ御覽アリヌト、是ヨリ又勢至ノ茶入センサクニナリテ、鴻池道億ヘ上間ニツカハサル、尤モ名物ノ名目ハアリテ、古今コレナキモノ也、勢至ト云名ハ佛經ヨリ出デタル名也ト申セシ也、此頃鷹山ノ遊シタル茶ノ書ニモ、勢至ト云名物ノ銘ハアリテ世ニナキモノトアリ、九月十四日、今ノ世茶入ヲ挽家ニ、至極ニ結構ヲ盡シテ、袋マデ美麗ナルアリ、ヨキ形ナルヲ棗目ノカハリニ、薄茶ヲ入レテ出シ候ハヾイカヾ侍ラント伺フ、仰ニ、イカニモ昔ノ故實ハ、ソノ筈ナルコト也、宗和ノ物數寄ノ挽家ハ、ソコト目ヲ付テ、隨分濃茶入ニ用ヒラレヌヤウニ拵ラレタリト仰ナリ、十四年五月四日、御茶、(○中略)御茶入(紅ノ大津袋ニ入、勝手ノ方カザリ付、セトノコアリナル竹口也、胴ニ〆ノ字アリ、○中略)

上ノ茶入ノ尻ニ書付ノアルガアルモノ也、昔シ利休ガ書付也トテ、御覽ナサレタルコトアリ、先日有隣軒ニテ出タル茶入ノソコニ宗旦ノ書附アリ、是書付ノ仕ヤウ、カハリタルモノ也、タトヘバ茶入ノカザリ付ノ景ヲ前ニシテミレバ、書付ハ横ニカイテアリ、利休ガ書付ハイクツモ皆ソレナリト、常修院殿ノ仰ニ、唐物ノカキツケハ、ミナ横ナルモノ也、利休ガソレヲシリテ仕タルカ、不知シテシタルカ、イヅレ尤ナルコト也、茶入ノカザリツケノヤウニシテ、仰ケテ書付ヲ見レバ、横ニカケバ直ニナル、カザリツケノヤウニ書ケバ、仰ケテ手ガネジレネバ直ニナラヌ也ト仰ラル、　十五年正月七日、御茶湯始、拙(山科道安)二三、○中略御茶入、千種手ト云、世上ニテコレヲ伊勢春慶ト云ヘドモ、春慶ガ作ヨリモ古キモノナリト仰セラル、コレハ先年古陸奥守ヨリ獻上ナリ、自眞ノ茶入ナリト、御前ノ思召ニテ、コレヲバ美頬女ト銘セラル、奥州キ、ヨロビテ、御筆ヲ請ハレケル由ナリ、いせの海とし經てすめる海士なれどかゝるみるめはかづかざりしな、此歌ニテトナリ、

〔羅山文集 五十六 雜著〕肩衝

茶具甚多、其至貴者、號曰肩衝、蓋一撮之小壺實儲茶者也、而其直或數百金、或數千金、裹之以錦繡、盛之以方盃、藏之以巾筒、茶人之奉持之如神明焉、列國封侯、爭競求之、可謂重器乎、○中略昔紂之作象箸也、微子晞矣、箕子以爲其必又作玉盃而嘆之、茶人之奢遂令一小壺其價千萬、與象箸玉盃何以異哉、口腹之極至若是、吾聞之、寶者國之守也、藏之府庫、傳之子孫、或用之于祭祀、或施之於軍旅、或陳之冠昏喪葬、或取之列國異域之符信、今皆不然、唯以茶器之眇小、而若是之至貴高價是何也、可怪之甚也、鼠璞雖異、愚者不知、自君子觀之、則一小壺而已、茶人以爲重器、賈生所謂寶康瓠也、本邦自古有三神器、姑舍是、若夫善人楚國之寶也、親仁善鄰、陳國之寶也、楚用之而覇、陳不用而削、如今用肩衝而奚爲哉、

〔和泉草 三〕茶入蓋

一茄子、文琳、丸壺肩衝、尻膨、其外モ夫々古ヨリ蓋ノ取合有也、如左好ハ勿論也、古方云傳有蓋ヲ傳

ノ外ノ茶入ニ取合事アリ、好人之心得ニ有之儀ナレバ、善惡ノ不及沙汰也、蓋ヲ好程ノ人、無覺束テハ不好也、

一鼻蓋ハ能相成ニヨツテ、能茶入ニ取合タル物也、板目ハ上、切目ハ中也、

〔茶話指月集下〕一ある時有樂公○織田利休方へ御尋ありしに、おりふし茶入に古き蓋取合せ居たるが、其内大ぶりなるふたの、とくとあはざりけるを、却ておもしろく候とて、有樂へみせ申す、その後公の茶入に、件のとをり古きを取合せ、休○千利休へ御みせ候へば、かやうの物數寄、一段によしとおぼしめしそ、此茶入には新き蓋のよく合候が、ましにて候といひし、

〔槐記〕享保十二年閏正月十九日、參候、夕御膳御相伴ノ後、濃茶召上ラル、自分ニ立テ戴クベキ由ノ仰○近衞家熙ニテ立ル、御茶入平丸ノ糸目藤四郎ニ象牙ノスブタ也、此ニハ茶杓ノヲキヤウアリ、跡ニテ仰セ聞サルベシ、先カヤウノ茶入ハ、茶杓モ棗ノゴトクノセタルガヨシ、總ジテスブタノ始リハ、利休ガ方ニテ象牙ノ蓋ヲ挽セラルニ、ソレマデハ、隨分ムキズナルヲ撰シニ、フト挽ケルウチニ、コノス出テ疵ニナリタルホドニ、挽易ントシヽヲ利休見テ、一段面白シトテ、其スブタニテ茶湯ヲシテ、織部○古田織部正ヲヨビケルニ、スノ方ヲ勝手ニシテ、ブヽミノ外ヘ茶杓ヲハヅシテ、客ノ方ニ茶杓ヲカケルニ、織部其茶入ヲ請受テ茶ノ湯ヲシテ、利休ヲ呼テ、スノ方ヲ外ヘナシ、ウマミヨリ内ノ方ヘ、茶杓ヲカケタルヲ利休ガミテ、サテシモヨク仕タリ、ドフデモ織部ホドノモノ有ベカラズトテ、褒美シケルトナリ、利休ハスヲ卑下シテ勝手ヘ直シ、織部ハ巢ヲ賞翫シテ表ヘ直シタリ、今ニテモアレ、利休ガ子孫タランモノハイサヽラズ、一統ハ、表ヘ巢ヲ出スベキモノ也ト、常修院殿○慈胤法親王ノ御物ガタリ也、

〔茶傳集十二〕一利休茶入の口ままり過たるを御所持有、古キ大成蓋を合置を三齋公御覽ニ成、大なるふたを取合被置候事、一段面白し、茶入の恰好能相見申候間、三齋公の茶入にも、口のせばき

を御所持有、大に御引せ候而御合可ㇾ被ㇾ成と被ㇾ仰候得ば、イヤ〳〵態と大キニ引せられ候は曲タもなし、古キ蓋有合テ、取あへず合置は吉と申由被ㇾ仰候、

〔雍州府志土産七〕黒漆器略○中盛二抹茶一之漆器有二數品一、是稱二棗屋一、其茶器之形狀、有ㇾ似二棗形一者、故號ㇾ之、又有下稱二藤重一者上、元樽井氏、而南京之漆工也、是漆工羽田氏之類也、至ㇾ今藤嚴十一代也、第七世人剃髮號二藤重一、特爲二巧手一、自ㇾ茲後不ㇾ稱二樽井一、從二倭訓一號二藤重一、是專製二中次茶器一、其圍五寸餘、高一寸半、徑一寸半、以二轆轤一削二内外一、函蓋中二分之一、故謂二中次一、其合縫緊密、而不ㇾ令三風濕浸二抹茶一、斯家又以ㇾ漆補二盛ㇾ茶磁器之缺一、又修二缽漏一、

象牙略○中盛二碾茶一之磁器、用二象牙一爲ㇾ蓋、造ㇾ之人稱二蓋挽一、

〔茶道筌蹄四〕同○入茶塗物之作者

五郎　羽田氏、奈良の法界門の傍に住す、夫ゆへ五郎の作を法界門塗と云、羽田盆ともいふ、珠光時代の棗は、五郎作に限りては杉の木ㇾ地板目なり、

余三　記三　兩人とも京住紹鷗時代の棗也、余三作は蓋懸り深し、聚光院に余三の沒せし日を記しあり、天正十一年癸未四月十一日、

盛阿彌　京住、法名紹甫、太閤より天下一の號を賜ふ、二代目盛阿彌より共蓋あり、三代にて絶る、

秀次　四代目秀次利休時代なるが名人也、俗稱林兵衞、

藤重　藤重は姓也、名は藤嚴と云、利休時代也、塗物は本業にあらず、慰みに仕たる也、名人なりし故、關東へ召出されて江戸に住す、其節亂世後にて、破損せし名器の繕ひを被ㇾ仰付、其賞としてツクモの茶入を賜ふ、名物なり、今に藤重の家藏なり、二代目ゟ御塗師となる、子孫今に在り、但し闕字にて、一代は藤巖ゲンと云、一代は藤嚴と云、

宗長闕氏　元伯の塗師なり、余三盛阿彌の頃迄は彫銘なり、宗長以後はかき名に成る、

茶入袋

元祖宗哲　中村八兵衛勇山と號す、一翁宗守の聟なり、始は蒔繪師なりしが、塗師に成しは、元來一翁宗守は塗師吉文字屋甚右衞門の養子となりたる人也、後に塗師を中村八兵衞へ讓て茶人となる、夫より宗哲塗師を業とす、依て宗守の出所といふなり、

二代宗哲　早世す、法名元哲、

三代宗哲　別號紹朴又漆桶、又勇齋、世に此人を彭祖宗哲とて用ゆ、

四代宗哲　別號深齋、紹朴の養子、初は八郎兵衞と云、

五代宗哲　別號豹齋といふ

六代宗哲　初代より代て今に至るまで通稱八兵衞

〔毛吹草 三〕山城　藤重中繼

〔明和新增京羽二重 三〕茶入蓋師

御幸町万壽寺上ル町　蓋師吉左衞門　寺町押小路下ル町　水口屋與兵衞

〔江戸總鹿子 六諸職名匠諸商人〕茶入構師

中町三惠〇住所不記、　南横町中通　藤重當元

茶入蓋師

靈巖嶋長崎町　池嶋立作　京橋南二丁目　ふたや九右衞門　京橋北一丁目　ふたや長左衞門　靈巖嶋長崎町　孫左衞門

〔和漢茶誌 二〕注春　十六事之一　本國名之云茶人、〈茶譜註曰、磁壺也、〉本國以爲名物者、凡百五十餘品、又曰、本國皆收手袋、袋口以緒結之、聚積古製以七様、今用六様也、緒色、紫、紅、緋、天鵞絨、韓茶、黄韓茶、右六品之外不用、緒結如蜻蛉形、袋帛、或金襴、或純子之屬、皆以漢土所出、最舊者愈貴之、其色目甚多、

〔千家茶事不白齋聞書〕長緒之事

一長緒は先ヅ平茶入によし、併ツヽ立候茶入は、長緒付る事も昔より有ル事也、紀州ニ上杉瓢簞とて名物也、是は珠光紹鷗ゟ傳ナリ、古金ランノ袋ニ、淺黃ノ少シ短き長緒付有之、是を先ヅ形トス、茶入は唐物也、珠光紹鷗ノ時ハ皆長緒也、利休被傳候も長緒也、後利休ゟ短き緒出來、依而其後長緒不用候處、原叟宗佐常叟江相談、又長緒遣ひ初、色は先ヅ紅紫ナリ、棗に長緒は無之候、

袋之事

一大津袋は棗に限り候袋也、併又春慶などのはだ能茶入には付て不苦、此袋は大津ゟ米を入來ル袋形にナル、仙叟より、柿袋は他流もの、此方に不用、袋は四ツ立とて、切四ツにしたる物也、片身替り迚、切れ二ツにて縫有り、是は面白切迚、切能方を客附江遣ふ、

唐物茶袋之事

一唐物茶入袋は緞子能候、併紀州ノ上杉瓢簞は萌黃地の古きんらん掛り有之候、珠光紹鷗ゟ傳る茶入なれば、是を形とシ不苦と如心齋申候、唯唐物に金入を掛たる例有ト云事に而、先ヅは緞子能候、天目は金入ノ袋能候、緞子を掛る例も有之候、

〔茶話眞向翁乾〕堺の何がし紹鷗を茶に招きし時、天目を金襴の袋に入て、蛟龍臺にのせ床にかざられしを見て、あなたうとゝて拜手一笑せられしとかや、案るに、いにしへ金襴を茶入の袋にかくる事なし、袋に古金襴を賞翫するは、遠州〇小堀政一以來の事也、

〔貞要集三〕棗中繼會釋之事

一棗は袋に入、中繼は和巾に包物にて候、織田有樂侯へ利休棗中繼を袖に入て持參申候、棗は袋に入、中繼は和巾に包申よし、此棗中繼貞置候に有之、中繼は蓋の合口深き故、袋に入不申候、棗は袋に入と可知、

〔茶窻閒話上一〕利休料館にて、臺子の茶湯二袋を一袋になし、又茶入の袋の長緒をも短くし、出蜻蛉入蜻蛉などいふ緒の結び方、古法の秘傳なりしをも、出蜻蛉ばかりに結びし事など皆改ぬ、但し茶入の袋にまちをあけし事は、利休が後妻宗恩手利にて、茶入の袋をぬひしがはじめてまちを明し、

〔備前老人物語〕織田宗二老花鳥の懸物の時は、茶入の袋のとんぼうの羽を、懸物のかたへむかはしめてよしといはれし、つねはとんぼうの羽を我前へむかふやうにする也、これ利休の語られしところと見えたり、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一茶入を長緒にする事は、大海、内海、茄子、尻膨、丸壺、是等の類たるべし、

一長緒のむすびは、上輪、へたむすび、櫻、かたばみ、桔梗、加様の類たるべし、〇下略

〔茶道筌蹄四〕同〇茶入塗物の茶器

老松割蓋　妙喜庵の老松を以て、原叟數五十を造る、〇中略此茶器に長緒能取合へども、割蓋あしらひの上、又長緒あしらひ如何とて、袋出來せざる内、帛紗包みにして用ひられしよし、後北野天満宮へ一七日參詣して、圖を取て長緒に定められしよし也、覺々齋まで長緒中絶してありしが、千家にて長緒を用ゆる事は、此茶器より始なり、

〔槐記〕享保十二年四月三日、參候、午後ヨリ左輿殿ガ宅ヘ茶ニ御成、〇近衛家熙即チ御供、〇中略茶入瀬戸ノ中古金華山ノ手先年拜領ノ物袋裏東ノ口シ、地白ニテ、アヤ地ノヤウニテ、花ダルノ紋アリテ、紐今金ノ筋アリテ、其中ニコロクサノモヤウアリ、紫今カントフトナリ、〇中略

仰ニ、此袋ニ付テハ噺アリ、先年此袋ノ切渡リテ、幅ニテ四五尺アリシヲ、三菩提院殿〇貞敦法親王ト二ツニ分テ取シガ、此筋ハ七八寸ホド間ヲ置テ、四筋カナラデハ無リシガ、此茶入ヲ求テ、殊ニ常修

院殿〈○慈胤法親王〉ヲヨビマウシテ、袋ノ御物数寄ヲ乞ケレバ、切レヲ数々御覧アリテ、此切レ然ルベシトテ、金紋ノ筋ノ十文字ノ處ニテ、茶入ノタケ切抜テ、コレ〳〵ト仰ラレシホドニ、此茶入一ツニ、四五尺バカリノ切ノ好キ所ハ皆トラレテ、アトハ何ノヤクニタヽヌモノニナリタリ、三菩提院殿ニコト笑テ、ヒソカニ我等ガ切ハ常修院殿ニハ沙汰ナシトテ、フタリヒソカニ笑ヒヌ、其器ニアタル人ノ物ズキハ各別ナリト仰ラル、　霜月十日、今ノ茶人、カリソメニモ古金襴ニ名物カイキノウラヲ付ルコト、常修院殿ナド、イカイキライナルコト也、結構ナル物ナルホドニ、名物ナルホドニトテ、用ユベキヤウハナシ、古金ランハ未シ、東山〈○足利義政〉ノ物ズキニテ用ラレタル物ナレバ、左モアルベシ、名物カイキハ、代ノ貴キマデニテ、物ズキニ非ズ、〈前カドヨリ仰ニ、蔵ニ古キンランノ袋テカクルコトモ、何ノ由ナキコトナリ、近代ノハヤリゴトナリ、常修院殿ノ常ニ、是ハ茶ニ入メル道具也、茶ニ入ザル道具ナリトハ仰ナリ、名物カ名物ニ非カトハ仰ラレズト。〉　十四年五月四日、大津ブクロト云モノハ、タトヘバフクサノ両角ヲ折テヌイツケタルモノナリ、アシライハ、茶入ノ中ニテ、一ヲリヲリテムスブ、一重ムスビニモ、マムスビニモスル、此フタロ大小アリ、常ノフクサヨリハ少シコブリナリ、大ハ紫、小ハ紅ナリ、

〔槐記續編〕享保十六年二月廿四日、茶入ノ紐ノ結ビヤウ、左手ニテワナヲナシ、通用ノ紐ヲ左ノ方ニテ流通スルヤウニシテ、引トキハ手ヲ覆ヒニシテコレヲ引、トヾル處ハ、大指ヲ仰ケテ引トメテ結レヌヤウニスベシ、ムスブトキモ、左ニテワナヲコシラヘ、引シメテ左ノ方ヲ通用トシテ、右ノ人サシユビニテ、キツト押ヘテ結ビ付、紐ノムスビ目、仰ムクヤウニシテ、前ニ洞ヲ見ルコトヲ第一ニスベシ、甲ノ平ナルハ、ツガリノ先ヲ下ニツケテ、甲ノナデガタナルハ肩ニ付テ、先サガリニシタルガヨシト仰〈○近衛家煕〉ナリ、　長紐ノコトヲ伺フ、長ヒモハ大海内海ニカギリタルコトニヤト伺フ、仰ニ大海内海ニ限ル可ラズ、併唯今ハメツタニ長紐ニシテ用ルモ本ノコトニアラズ、長紐ニセデカナハヌ茶入アリ、チトメヅラシク、長紐ニスルト云義ニアラズ、常ノ茶入ノ紐ト云

モノ、茶入袋ノ口ヲ一杯ニヒロゲテ、ハナノ處ヲ折カヘシテ三ケ一ナルモノナリ、夫ニテ出入ロキホドノ茶入ハ、ミナナガヒモナリ、大海ヤ大肩ツキナドノ、胴マデ手ノカヽリテ出ガタキハ短紐ノトガナリ、長紐ニセデハナラヌモノナリ、是ハ大海ニカギラズ、長紐ノ害ナリト仰ナリ、

〔毛吹草　三〕山城　茶入袋

〔人倫訓蒙圖彙　五〕茶入袋師幷壺の網師　色々の糸をもて網をすく也、所々に住す、大坂ふしみ町藤重、江戸西紺屋町、南槇町、中通、本郷五町目、日本橋南二丁目、

〔新増明和京羽二重　三〕茶入袋師

室町新町ノ間今出川上ル丁　袋師二得　押小路鉄屋町東江入町　袋師友湖

〔江戸總鹿子　六諸職名匠諸商人〕茶入袋師

西紺屋町　川上袋子　南槇町中通　藤重當元　本郷五丁目　以貞　中村三惠　日本橋南一丁目　鹽瀬山城守

〔茶具備討集〕盆

方盆　圓盆　曲物盆　二入盆　剜物盆　堆朱　堆紅　堆烏　珪璋　金絲　二重剜　剔紅

一松皮　犀皮　存星（褐色也、或露二作者名一、）　稚金（或作二沈金一）

紋　荔枝　唐草　紅花綠葉　牡丹　芙蓉　花鳥　屋臺　人形　松雲　嵐水　山樹等品類無限

裏　折入蓋　洲濱　累々（或作二屈輪一也）　屈輪

作者　楊茂　張成　周明　呂補（是曾於二此書一能閑所レ記也）

〔和漢茶誌　二〕盆　其品甚多、總以稱レ盆、

按、居家必備曰、樣子是也、古來有二圓盆、底裏鐫二顧川東房字、或雕二其字、又有二加畜者、又有二四花盆、梅椿菊

牡丹等花葉共雕之、又有五花盆、四花中加山梔、花葉共雕之、(其製堆朱也)或圓盆、或四花樣、五花樣、共全黒漆、爲複輪者亦有之、或有堆朱方盆、多雕花葉、適有雜青漆且雕之者、又有稱若狹盆者、此等小堀遠州賞尙之、於今以珍焉、

按、世傳云、若狹盆者、北齊渤海之制、或云、明朝之初、漂流於若州海濱也、其證未詳、又曰、先來者五枚、後來者七枚、未聞其所據、且底裏文字及紋不同、或識德字、或識葉字、或畫梅樣形、是茶入盆最極品者也、

〔千家茶事不白齋聞書〕盆之事

一黒塗四方盆、利休千ノ字ノ寫有リ、　若狹盆、ふちせいじ内、朱、是は若狹(江)唐人著之時持來ル、　松ノ木盆、紹鷗、五葉松也、　菱盆　丸盆　彫物盆、是は彫殘シ迚、繪或は彫物ふち計りにて、内鏡ノ所黒ぬり、或は朱にて殘し候ガ能候、内ニ彫物有はかたく不用、　長盆は横繪の盆を能トス、如此繪有がよし、併奈良の松屋に有之紹鷗の也、星の立ツ繪ナリ、先は横繪長盆稀也、　大丸盆　妙喜庵、松ノ木盆、覺々齋、

〔茶道筌蹄四〕茶入盆之部

若狹盆　此盆元七枚箱に入て、若狹の濱邊に流れ寄る、唐物の盆なり、此盆に似よりたるを何れも若狹盆といふ、内朱外青漆、葉入角なり、いにしへ内朱の盆と云は此盆也、

唐物　唐物といふは、皆朱の盆の事なり、

存星　名高きは、松屋肩衝の許由の長盆なり、(別に書有)

堆朱　丸角とも内に鏡なきは、茶入盆に不用、

青貝　青貝は形一定ならず

羽田　羽田五郎作、矢筈盆、松屋所持なり、

松木　四方盆葉入春慶、紹鷗より利休へ傳へ、利休より今小路道三に傳ふ、道三箱書付に翠竹と

あり、翠竹は道三の院號なり、老松同木にてうつしあり、原叟如心齋も製之、

一閑　元伯好、ヒチリ縁の盆なり、初代一閑作、千家傳來、如心齋の書付あり、

黑塗　保元時代、四方なり、利休所持判あり、千家に傳來す、

八卦青貝　黑塗に青貝にて八卦あり、大圓盆なり、亂飾に用ゆ、如心齋好、宗哲製す、

黑の長盆　眞臺子に用ゆ、千家の外は用ゆる事をゆるさず、茶カブキ盆、且廬盆も此摸樣也、元來松屋許由の盆と同寸なり、

古事類苑

遊戲部十一

茶湯具下

〔下學集 器財下〕茶筅（セン）

〔運步色葉集 地〕茶筅（セン）

〔書言字考節用集 器財七〕茶筅（チヤセン）又作茶箋

〔倭訓栞 前編十五 知〕ちや〇中略 茶筅の字、大觀茶論にみえたり、茶はもと末茶にて、點茶に茶筅を用たり、今も末茶の時は然り、元の時よりは葉茶を專らにす、此方にても、始には煎茶にも茶筅を用ゐたりとぞ、今は然らず、

〔茶具備討集〕茶筅

奈良茶筅、 蟠枝沫切、尾張 井 加賀、當用今顯

〔和漢茶誌 二〕竺副帥 十二先生之一 俗云茶筅、或作茶筌字、形見茶具圖贊

茶具圖贊曰、首陽餓夫毅諫於兵沸之時、方今鼎揚湯、能探其沸者幾希、子之清節獨以身試、非臨難不顧者疇見爾、茶譜曰、歸潔是也、註曰、筅箒也、按、其軸書畫雕鏤飾之、

本國以白竹或紫竹一節造之、紺絲綴之、先時用寶萊之製、今高山造之、寶萊高山皆邑名

〔千家茶事不白齋聞書〕茶筌之事

一荒穗、中荒穗、數穗、三色也、其内常體は中荒穗を用、數穗は眞成時用、荒穗は信樂、伊羅保抔、さはが

しき茶碗ニ用、尤さびたるもの也、筒茶碗ニ用ゆるは、右三色之内何れなりとも用、竹は油竹ヲ用高山と云所ゟ出ル、

荒穂三十貳本立　中荒穂四十六本立　數穂五十七本立

茶筌色々候得共、如心斎右三色ニ被極、此内ニ而筒茶碗は何れなり共勝手次第、

〔茶道筌蹄一〕水道之部

茶筅　油竹のみ用ゆ、白竹青竹は用ひず、

實來　八十本立　數穂　六十九本　中穂　五十八本　荒穂　四十七本

〔南方錄三〕茶筌

軸長　具茶筌　常茶筌

軸長穂の方常のごとくにて、軸の方計四分計長し、休〇千利休の所持狂言袴に用らる、總じて筒茶盌に相應也、長茶筌は前に記す如く、湖〇茶碗名に用らるゝ事、茶盌大ぶりには長茶筌よし、常の茶筌にて別義なし、

〔茶道要錄上主法〕茶筌之事

一茶筅之事■アリ、又蓬萊流ト云アリ、京師畑枝ノ與太郎ト云者、附、今在タ造ル、穂ヲ太クアラアラトシ、眞穂ヲ細ク、裲ニ外ヘハヌルト、内ヲ直ニスルニ付タ、眞穂少長クナル也、好タ用ユ、總ジタ利休形ハ編目ヲ絲二筋ニスベシ、竹ノ目ノ方前ニシタ編留後也、

〔茶傳集九〕一茶筌是は定なし、筒茶碗などに軸長を用てよし、白竹すゝ竹ごま竹とも用、茶碗の大小によりて、茶筌の大小吟味すべし、

〔退閑雜記後編一〕茶せんつくるは、まづその長さに竹きり、穂になすべきところの皮をうすくけづり、ろくろにかけて竹のなかをけづり、至てうすく成たるとき、小刀にて八十にも六十にもわ

り、またそれをふたつにわるとき、小刀にて一ッ〳〵内と外へきめて割にぞ、内なるは葉の如く、そとなるは花の如くになるなり、それを絲にてあみてのち、穂のかたちに反りたる木をあて丶、絲にてしかとくゝり、湯につけてのち水へいるれば、穂のかたち定り侍るなり、

〔和漢三才圖會 三十一庖厨具〕茶筅

按、茶筅削竹作、穗如帚甚纖密、振茶發泡者也、和州高山石政之作爲勝、

〔雍州府志 七土產〕茶筅　河内國高山弁寶來入製之、賣京師、其内寶來之所造者、是利休之所好也、比尋常所用之茶筅、則良大、而滾茶爲宜、四條坊門極樂寺空也上人之徒亦專造之、然無工而充滾煎茶之用而已、

〔槐記〕享保十一年正月十一日、參候、茶筌ノ吟味ナドハ、世間ニタエテナキコト也、アラホノ筌ハ此茶碗ニコノ茶筌ハコレト、ソレ〳〵カハリアルハ、風流ニノミスルコトニアラズ、ソレデナケレバ立ラレヌユヘナリ、　十四日、參候、筌ノコトモ再ビ窺フ、仰ニ、〇近衛家熙七通リアルモノ也、先アラホ、シゲホ、ツボミ、ヒラキ、節ドマリトテ、七通リ也ト仰ラル、　五月三日、參候、兼テ御物語ノ、茶筌七種ノ形、御ミセナサル、アラホ大小、シゲホ大小、ツボミ大小、大茶筌、　十三年三月五日、參候、昨日御室へ參リテ花ヲ見物致セシガ、友梅ト云ヘル老人、提茶箱ヲ持參シテ茶ヲ立シガ、筒茶碗ノ染付ニテ侍リシ、茶ヲ仕廻ノトキ、岡崎ノ二三ガ余〇山科道安ガ袂ヲ引テ、筒ノ茶碗ニハ茶筌ニ極リアリ、覺悟セシヤト云、不知ト對シガ、茶筌ニ節止ト云アリ、アレハ筒茶碗ノ茶筌也ト云、是ニ付、日外節止ノ茶筌ヲ獻上ノ方アリテ、御尋アリシトキ、何ノ爲ヤラント申シ上シガ、尤ナルコトヲ申タリト存ズ、イカニ思召ヤト窺フ、是ハ面白キコトナリ、御流儀ニモ終ニナキコトナガラ、節止ニテナクテハ叶ハヌコト也、上〇近衛家熙ニモ仰付ラレテ、今年ノ御茶ニハ遊バスベシト思召也ト仰ラル、

〔毛吹草 三〕山城　坊門茶筌 麁相物、空也堂ニテ鉢扣作之、　大和　高山茶筅

〔雲萍雜志〕二奈良の二月堂にて、むかしは青竹にて麁末なる茶筅を賣り、老若男女これをとゝのへて、詣たるしるしとしてかへりぬ、家にありては是をもて茶をたて客をもてなすこと、南部の風なり、今はこの茶筅たえてなし、むかしを思ふに、青竹の茶筅麁なるに、茶を立て老をやしなふこと、ならはしとせしを、今時はあたひたうとき器にて茶をして、心を勞し壽を縮る人少なからず、むかしの人、今の人と懸隔あることかくの如し、

〔茶道便蒙抄〕三茶筅置の事

一盃も天目も名物なれば、天目に茶筅茶杓不仕込置合る也、茶を立る時、茶筅置に茶巾茶筅茶杓仕込持て出、建水の先に置、茶杓茶筅を取出し、常のごとく置合る也、茶巾をば其儘置、天目をふきて後も茶筅置に置くよし、幾度も同然也、扨茶筅置の茶碗は、高麗のねずみ色くはんにうの手か、青磁か、形は當代薄茶碗と云形比を用る也、

〔貞要集〕三茶筌置之事

一茶筌置は、濃茶茶碗のごとく形あさき物也、古來は、青磁、三嶋、高麗染付を用ひ申候、此時は茶巾を疊茶巾にして、茶杓は象牙にて有之候、今も瀨戶唐津燒などにて、あさき茶碗を用ひ申候、茶せんを取時は茶巾を片寄せ置、又茶巾を取時は茶筅を片寄せ、二品共に取能樣にいたす事效なり、

〔茶窻閒話〕中茶筌置の茶碗に志野といふ名物あり、是は白磁の手なり、白藥がこり、こまかなる裂文あり、茶碗の耳を五葉の花形にきざみ付たるものなり、今はいづかたに有やらんしらずと、

〔千家茶事不白齋聞書〕茶筌立之事

一杉ノ板ニ竹四角成針三本打たる物也、水遣棚ニ置テ茶筌ヲ立形物也、

〔茶道筌蹄〕五集録

茶筅筒　竹にて底紫檀を入る、利休形なり、杉の曲物上のひらきたるも利休形なり、

〔下學集 器財下〕茶酌シヤク 酌可作杓

〔和爾雅 茶器五〕茶匙サジ 茶𨨏同

〔書言字考節用集 器財七〕茶杓チヤシヤク 一名撩雲、見必用

〔倭訓栞 前編十五〕ちや○中略 茶杓と稱するは茶匙也、撩雲も同じ、

〔和漢三才圖會 庖廚具三十一〕茶匙ちやしやく 俗云茶杓



長六寸一分

節 以上 席目七ツ 以下 席目六ツ

按、俗誤以薬匙稱茶匙、而茶匙乃稱茶杓以別之、珠光、宗珠、紹鷗、利休、慶首座、瀬田掃部、少庵、道安、道珍等茶人、自所削者價貴爲家珍、又泉州堺有甫竹者、世削茶匙得名、其長以疊目爲寸、或以指横寸、

〔茶窻閒話 中〕茶杓の名所 先のとがりを露フユといふ、其留りを刃先といふ、茶をすくふ所を總名匙カヒ形カタといふ、又かひさきともいふ、眞中に一筋落入たる樋のあるをうば樋といふ、眞中に高き筋ありて、前の方に落入たる樋のあるを雨樋といふ、節柄フシツカの留トメうらおもて、又ふしなしの茶杓もあり、柄のはづれに節の有もあり、二代目宗佐の作などにはあり、

〔和漢茶誌 二〕茶匙 總名也

唐宋元明、或以銀造之、以竹造之、以梨造之、以海貝造之、茶匙其總名也、又有以銅造之者、可謂陋矣、

玉揭　象牙茶匙也、珠德作一品、當本能守風、矣、之、適有柄作惡齋者、

蕃裏以金造之、蓋供尚茶之職也、茶錄曰、竹輕不便於取建茶、故以金造之、玉揭亦同、

撩雲　十六事之一

茶譜曰、撩雲者、竹茶匙也、

本國自古至今、茶人所作品形不一、長短縦之、撩雲之中、有節者未見之、或表貿裏漆、或以金銀泥畫草花也、珠光引抛、珠德、紹鷗所造有節者蓋鮮矣、柄端五六分之間餘節者亦有之、中世宗易節置諸中分、諸家倣之、又曰、茶匙本末隨處有五名、入人能知之、象牙者、珠德及宗易俱作之、中世漆之、或人曰始於宗易也、

〔茶道筌蹄五〕茶杓之辨

象牙　元來唐物イモ茶杓などを寫したるなり

珠德形　珠光門人南都衆徒なり、珠德形はイモ茶杓のイモをとりたるなり、夫ゆヘタツトリ太くして短し、大小あり、今にては小の方を通じ用ゆ、

利休形大小　今にては小の方を通じ用ゆ

塗茶杓　いにしへは象牙得がたかりし故、佗人は龜甲又は角を塗用ゆ、黑塗は利休形、溜塗は紹鷗、一閑張は元伯也、

桑　利休形は象牙と形同じ、甫竹齋は桑にて竹の通に削たる有、

節なし　竹茶杓の眞削なり、珠光より始る、珠德、宏橋、羽淵、宗予、此人三代あり何れも皆節なし、茶杓を削るに紹鷗はキリ留サカリ節を削る、利休は中に節ある也、○中略

元伯已上は湯ダメなり、元伯已後は火ダメなり、

遠州公の歌に　ゆがまする人にまかせてゆがむなりこれぞすぐなる竹の心よ

いにしへ茶杓をヲリダメと云は、かならず竹の事也、元伯より草の削始りて、如心齋に至て、草削を盡すなり、それゆへ啐啄齋初は利休兩口を寫す、是は疊の目十二半、老年に至て十三目の草削になるなり、利休兩口の本歌は山中氏所持なり、筒に聚樂とあり、

〔和泉草二〕茶酌

一竹茶杓ノ開山周德ト云者削初、羽淵秀廣ト云者傳テ竹茶杓ヲ削、兩代ノ茶杓、其比世上ニ賞翫セシ也、當代稀也、

一珠光紹鷗ノ時代迄ハ、茶杓ノカタギ大形定リタル故、見知者ハ見能也、上代名人ノ作故、人作不及也、

一利休茶杓ノ習サマ〴〵也、物毎ノ恰好ヲ、茶杓一本ノ内ニ籠タリト、古ヨリ云傳也、目ニ見ヘ、言葉ニ不及也、能傳受シテ受用スベシ、大秘事也、

一茶杓ノ大概、貝先、打合、節裏、節シメ、移リ、兩脇カスリ、方タメ、下切留メ、色々有、

一臺天目ニテ式正ノ時ハ象牙ノ茶杓、竹茶杓ハ略也、常ノ茶湯ニ用、長茶杓ハ臺天目ノ時用也、

〔茶道要錄上主法〕茶杓之事

鄭烟ガ茶譜ヲ按ズルニ、撩雲ハ茶具十六箇ノ內、竹ノ茶匙也ト云リ、撩ハ取物ヲ撈ルト注ス、竹ノ茶杓唐朝ニ初ル、倭朝ニハ往昔象牙ヲ以テ作ル、其比象牙希有ナリ、故ニ侘人ハ水牛ノ角ニテ作、汚穢ヲ厭テ漆ニテ塗テ用ユ、然ヲ祖師珠光輕ク侘テ、竹ノ目ノ添樋有テ節ナキヲ以テ作ル、紹鷗モ亦從之、其後利休ニ至テ、竹ニテ作ランニハ節アラデハトテ、添樋ナキ節竹ヲ以テ造ル、自此已往皆從之、樋ハ茶ヲ匙フニ便リス、故ニ能茶ヲ杓者ヲシテ、樋無ノ竹ニテ削リ與ヘタリト也、象牙ニ丸柄ト角柄ト二ツノ形アリ、竹ニハ形ナシ、茶盞ノ大小ニ因テ削ル、勿論大格ノ側アリ、匕形ニ

極秘ノ傳アリ、裏ノ肉置ニ習アリ、筒ノ製モ亦傳受アリ、盆立臺天目ノ時ハ、必ズ象牙又ハ珠光ヲ可用、盆立臺立ハ古法ナル故ニ、器物モ亦如此、茶盤陶ノ時ハ、茶杓ヲ盤ノ縁ニ可置、扨茶盤ヲ其儘ニ直シ茶ヲ可解、塗物ノ時ハ、其儘右手ニ持ナガラ茶盤ヲ座ヘ直シ茶ヲ解也、又圭首座ノ作アリ是ハ利休下削ヲセラレシ故ニ、其自作ハ添樋有ナ、節ヲ本ヘ寄、格ヲ替ナ少傳アリ、最モ可用也、

〔茶器名物集〕一茶杓　朱徳象牙、昔紹鷗所持、茄子ノ茶杓也、

一茶杓　朱徳二ツ目結象牙、總見殿〇織田信長御代火ニ入失申、此外朱徳之茶杓可有歟、次ニハチブチモ茶杓ケヅリ也、

右所作、當世ハ捨リ申候、如何、

一竹茶杓　朱徳作アサキ代千貫、總見院殿御代ニ、火ニ入失申、

〔當時珍說要秘錄〕入坂和田喜六落穗の茶杓堀田へ參らする事、天王寺屋慶子田くらの茶杓の事、

一淀の城主の家來坂和田喜六と云者、好んで茶の道をたしなみけるに、いづくともなく茶杓を求たり、何とやらんえほら數出來たる樣に覺ければ、右茶杓を或時小堀遠江守を招請して見せければ、是は萬屋の作なりと被申たり、扨々左樣には不存して麁相に仕たり、此上は大切に可仕とぞ申、大きに歡びけり、其茶の席に天王寺屋慶子も居たりけるが、私所持の茶杓も、何とやらん是に似申たりと云ければ、取よせ見せ給へと有故、慶子則茶杓を遠州へ見せければ、是も同作の物也、隨分大事に被致よと被申たり、其節坂和田喜六は、右の茶杓に名をつけ給はれと、小堀へ賴みければ、遠州此茶杓誠に拾物なれば、落穗と名付給ふべしといわれし故、坂和田も歡び、此以後落穗とぞ云ける、慶子も其時、何卒私の茶杓も名を御附可被下と賴ければ、則中村慶子茶杓を田くらと名附可申とぞ被申けると也、兩人隨分大事にせしを、時の老中堀田相模守是を被及聞て、坂和田喜六方へ所望被致けり、喜六不得止事して相州へ參らせけり、拾ひ物とて落穗と附し貫

はれけるも是非なし、天王寺や慶子の田くらは、隨分大切にして慶子家に傳へしと也、

〔茶人大系譜〕眞能(稱能阿彌、(中略)按、眞能仕足利家、爲同朋、事普廣院義敎將軍之時也、又造茶杓有名、是宗師造茶杓之初歟、)

〔茶譜十五〕一千宗旦曰、昔ノ茶杓削人ハ、　春溪　周德　羽淵宗溫

右ノ三人上手ト云々、利休時代ニハ、慶首座ト云出家ニ上手有之、利休モ下削ハ此慶首座ニ削セシト云々、古田織部時代ハ、甫竹ト云者上手ニテ、織部モ下削ヲ此甫竹ニ削セシトヤ、小堀遠州時代ハ、一齋ト云則茶堂坊主ニ下削サセシト也、

〔茶話眞向翁坤〕いにしへ茶杓は象牙なりしを、紹鷗初て南都宗清といふものに、竹にてけづらせしとなん、あさぢいもなどいひて節なし、居士(○千利休)にいたりて、はじめて節をこめられし也、甫竹慶首座下けづりをなせりとかや、其後茶杓の上手ありて、利休、織部、遠州、石州、宗和など、夫々の風をよくうつしければ、茶を嗜むもの、我流々々の杓を、此ものにあつらへもとめし事にてありしに、是等の杓、後世にいたりて、皆其宗匠達の眞作に混じけるとぞ、又遠州の茶道逸齋といふ者けづりし杓おほく有は、寺町二條邊に、竹屋一齋といふ茶杓の上手ありしかば、いつとなく此者の作、逸齋作と相混せしと見えたり、又細川三齋翁茶道にも、一齋と云者有て茶杓を造りしが、此人百餘歲の長壽をたもちしとなん、

〔茶窻閒話中〕茶杓の作者　守德(東山殿時代)　羽淵(守德が次)　鹽瀨(羽淵が次)　此三人は南都の住人なり、宗清これも南都にて紹鷗の頃のものなり、かくれなき侘ずきの名家にて、茶杓を削る事上手なり、慶首座堺南宗寺の僧にて、利休同時茶道に名あり、茶杓上手なり、石川六左衛門尾州に住して茶杓を削る事上手なり、

〔茶人大系譜〕一尾一庵(江戸人、稱伊織、諱道高、造花筒茶杓有名、)

〔雍州府志七土產〕茶杓　採竹片掬抹茶、是謂茶杓、○中略　凡於茶杓事謂劉之、今洛下人依前作之摸樣而

造之者多、

〔鶉衣續編下〕名茶杓辭

茶杓に名を付て得させよといふ人あり、其いふ人はわが此道によらざるをしりていふなれば、おもしろくおぼえて、雪の夜と書て贈る、君しるや雪はしろく夜は寒し、

茶にたはむ竹や雪より猶寒し

〔四方のあか下〕茶杓記石原氏に代りて作れり

いにし寛延己巳年〇二の秋、近江の國三井寺の櫻の根をわかちて庭に植置しに、志賀のうら浪たちかへり、としどし春のながめ絶せず、ことし聊その下枝をきりて、茶杓となし、人のもとに贈るとて、そのよし箱の蓋にかきつく、猶一爐の清風を添て、百花の餘香に飽んとなり、

〔人倫訓蒙圖彙五〕茶杓師　所々に住す、是をあきなふ家、茶ひさく竹輪自在等これあり、堺の甫竹名人也、利久のながれといふ、寺町一齋、

〔毛吹草三〕和泉　茶酌

〔雍州府志七土產〕茶杓　採竹片掬抹茶、是謂茶杓、利休之所造專爲珍、常盛茶杓於竹筒而藏之、其筒亦作茶杓人之所設也、或筒上記茶杓號、又有作者名者間有之、故無筒則不爲貴、

〔茶道望月集十四〕此時〇利休ノ時より其茶杓入を比能竹にて作りて茶杓筒と云、夫に杉か檜にて其口を詰て用、夫より其竹の模樣、又竹の出所などに思ひよりて作銘をなし、又作者の名印を其筒に記す事也、

〔茶傳集十一〕茶杓花入の事

一茶杓の筒は、樋深き茶杓には、樋なしに本末同太サに削ル、樋ノ淺キ平樋茶杓には、竹ノ目を殘、中ぶくらにけづる、二色計也、削樣習なし、如何にも疎早にソコノメンナドもあらく太く切ノ置

也、口は筒に入ル所四分計、外へ出ル所貳分半也、

〔下學集 器財 下〕茶巾キン

〔運步色葉集 地〕茶巾キン

〔倭訓栞 前編十五 知〕ちや 略○中 茶巾は拭盞巾也、受汚も同じ、

〔和爾雅 五 茶器〕受汚チヤキン 拭抹 同

〔和漢三才圖會 三十一 庖厨具〕手帕 受汚ちやきん 今云茶巾

受汚以單布拭去茶甌滴露也、以朝鮮照布爲佳、大抵一幅五寸許、利休流四寸三分

〔茶具備討集〕茶巾

曝布 越中河上 天留布當字、天留高麗郡名、不知其字、

〔和漢茶誌 二〕受汚 十六事之一 俗云茶巾

茶譜曰、茶水點止之巾以精布、要之長二尺、作二枚互用之、以潔諸器、

本國云、茶巾者、長一尺、或九寸、幅五寸、或六寸、凡不過於此、出於江州高宮者上、出於和州南都者、雖其製美、入水柔靭、含水濕、故次之、

〔茶道要錄 上 主法〕茶盌之事

一茶巾之事、照布又高宮曝ヲモ用ユ、長サノ定ナシ、茶盌ノ大小相應ノ心得アリ、露ヲ能取ベキ爲也、端ヲ縫事、表裏ナキヤウニ互折返シ白絲ニテ縫也、末流ニ寸法ヲ定、色絲ヲ用ユ、堅ク不用、

〔千家茶事不白齋聞書〕茶巾之事

一茶巾ハてり布、高宮巾二色也、

一寸法一尺に五寸也、又壹尺五分に五寸五分、二色也、原叟宗左之時ゟ、京一條通よしや町西江入町伊勢屋勘兵衞江茶巾地申付、寸法之通り出來也、

水指

〔茶道筌蹄一〕水遣之部
茶巾　金指一尺に五寸、大の方は一尺五分に五寸五分也、むかしは近江上布を用ゆ、今は奈良晒布を用ゆ、
〔槐記〕享保十一年極月十五日、夜參候、茶巾ノコトモ、今ノ世ノ茶巾ハ、甚ダ幅セバシ、トリアツカヒガ仕ヨキヤウナレドモ、今御前〔家熙〇近衞〕ナドノ御流儀ニテハ、イカイ違ヒ也、是モ若クハトリチガヘニテハナキカ、心許ナシ、アノ幅ノセマキ茶巾ハ、天目ノ茶巾也、天目ハ中バカリヲフキテ、外ヲフカヌモノ也、ソレ故セマキヲ用ルコト也、
〔茶話指月集上〕さる田舍の侘、利休へ金子壹兩のぼせて、何にても茶湯道具求て給はれと也、休この金にて殘らず白布を買てつかはすとて、侘は何なくても、茶巾だにきれいなれば、茶はのめるとぞいひやりける、
〔雍州府志七土產〕茶巾　白布七寸許裁之、拭茶碗、是號茶巾、南都曬布雖用之、不及朝鮮照布、此布乾濕甚速也、京師室町寒物屋賣之、
〔茶道筌蹄五〕集雜
茶巾筒　竹は利休形、染付類もよし、
〔茶具備討集〕水差
茶桶　餌畚（ヱフ）漁人具、以竹編、口開腹細、籠大而圓者佳、士謂之篝、野人謂之簣也、漁具、小魚、簀籠、取魚之器、故曰餌簣、南蠻水建似之、故水建名餌簣、蠻蠻之具名餌畚乎、　抱桶　半桶　引切　桔　反花
飯銅　甑　水續　湯瓶　煎茶瓶　篠耳　茶盆　雷盆　習形　竿頭土物也、當世數寄者愛之、
滋賀樂物　備前物
〔和漢茶誌二〕注子　水壺也、金屬銅錫之類、今俗名只呂、云水指、

古者用金紫銅、元明皆以胡銅爲之、今亦同、又有鐵製、(或有水提梁、其說詳於居家必備、倚有兩耳者、其形大小低昂、任人之所用、)

本國有水瓶、其形各異、間有銅鐵、或花紋禽獸鏤之雕之、又有眞鍮白銅、白銅者倘南蠻之製、胡銅者其次也、朝鮮白銅又其次也、

本邦用陶器、出於伊賀、信樂、備前、唐津、且京師東乾山亦造之、然經緯剛柔之理、不能得其趣、又曰、有染付之製、摸草木山澤花鳥雲堂之屬、間亦加金銀以銷鑠之、瀬土器亦然、其瓷膚青白者、皆雲脚不浮也、又曰、京師有樂燒、其形各異、其色有赤黑、昔日有朝次郎者造茶盞、○中略 又彼作水壺、宜盛熱水、(其解見水)其用與前所謂信樂等五產並用、雖有苦窳、人皆爲雅器而取之、若有提梁而舊者、世人好尙之、○中略

熱盂　又水壺也、受水二升、(受其水不可一定、二升者大槪其宜、)

按、茶經曰、貯熱水、或以瓷以沙、曰熱水者汲清泉而以水囊漉之者也、

又有曲水指者、以杉片屈曲、其厚三重、蓋亦同以杉爲之、猶古之棬杉合子、而高凡四寸八分、受水一升半、其水末滿十分爲雅、源出珠光之所造建水也、紹鷗之時、固有此器、然宗易損益之以傳之、其製內漆筋三行、外以櫻皮縫之、底設三足、內外俱質、又曰、宗易嘗獻朝廷、以粉畫白菊添青葉、蓋權時之製也、或曰、其孫元伯禁之也、師曰、此器用之不宜於夏、不宜於寒、春秋所用器也、亦可思焉耳、

瓶　和製、宗易以雌松、元伯以檜樹、

本井中瓶也、俗冠釣字、以釣瓶呼之、以檜造之、蓋徒以瓶一字、則疑於花瓶、酒瓶、水瓶、銀瓶、銅瓶也、井卦曰、羸其瓶、漢書註曰、盛水瓶、禪語曰、雲在天、水在瓶、是也、

本邦宗易始用之、以代水壺、其形方如箱、以五版造之、上大下細、又以版爲蓋以剖其半、四面及底皆以鐵釘之、或人曰、紹鷗作之也、不知其所據、蓋宗易以降也、視其底面有花押可見也、其釘淺鐵花水、凡五十日、(尺度見圖、書多以五葉松造之、其製精然、與檜樹難辨、)

〔茶道筌蹄四〕水指之部

唐物(花桶、天竺、四瓜、金モール金、)　青磁類(雲鶴、珠、天龍寺、七官、)　南蠻物(縄簾、ほし、横縞、堅縞、)

冬寒　海老手に似たる物にて、元伯書付に冬カンとあり、此手をいふ、郡山侯御所藏なり、

〆切　南蠻物横筋

南蠻芋頭　碗の手と云、口の廣きを、三谷宗鎮年始の茶に、誤てわりけるを、原叟太宰と銘し祝ひ遣す、

朝鮮芋頭　同細　同中　啐啄齋好、割蓋黒塗、銀の蝶ツガヒ、裏に金の立浪、

海老手　耳に海老あり、なきもあり、

不識　利休所持、化物は友蓋なり、少庵、宗旦、宗全、宗也まで傳來、此後尾州大野濱島傳左衛門へ傳ふ、此外に元伯銘の不識といふあり、是は不識の始なり、山中氏所持原叟好の塗の蓋あり、ブセウモノ、不働の二銘あり、不働は郡山侯御所藏、ブセウモノは浪華今宮宗了所持なり、

染付(古染付 虫喰手)　祥瑞　呉洲

蓮馬　御本にて等顔の下繪なりと云、團扇の内に馬二疋と一疋とあり、共蓋、竹の節のツマミあり、

井戸(鐵盆に限る、捨体の形なり、)　紅毛　宋胡錄　繪高麗　安南

同和物金類

湯ツリ　原叟好、大西五兵衛作、千家所持なり、後に如心齋寫し數二十あり、淨益作なり、

廣口　舟の形にて雲耳、花生に兼用、塗蓋也、(〇中略)

釣瓶　利休所持、塗蓋、花入に兼用、花クバリあり、山中氏所持、

柴垣　利休所持、少庵元伯仙叟へ傳來、近來浪華油屋彥三郎より近江屋休兵衛へ傳來、則當時所持也、([illegible]といふ)

同土物之部

瀬戸　黄瀬戸　鷹取筑前　薩摩　伊賀　信樂　備前　尹部　唐津　萩　丹波　宇治

仁清　仁和寺村清助を略して仁清と云、御室燒ともいふ、

乾山　光琳の弟と云、尾形三省、鳴瀧村に住する故乾山と號す、京より乾の方なれば也、

同塗物之部

眞手桶　紹鷗好、江岑箱書付あるは山中氏所持、底に朱にて大黒庵とあり、元來は臺子の水指なり、竹臺子に取合すは仙叟なり、又四方棚にとり合すは原叟なり、風爐には一ッ足を向へなす、平手前は爐風呂とも一ッ足を前になすなり、

朱手桶　朱に銀の輪、江岑好は内黒塗なり、

黒片口　利休形なり、木地の大の方を檜木地にして、黒塗に出たるは仙叟好なり、

海松貝片口　原叟好なり、外溜内黒、金と朱にてミル貝の蒔繪なり、

同木地之類

曲　利休形に少庵足を付るなり、胴のトジメは〇此間有脱誤前蓋のトジメは向ふなり、風呂には不用、

同菊の繪　利休形なり　正親町帝へ進獻の内

釣瓶　利休形、檜の木地柾目、　松の板目は妙喜庵形なり、尤利休形、

同樂燒之部

福の神　仙叟好、元伯銘す、元は大樋燒、アメ藥、共蓋、

舟曳　常叟好なり、赤、共蓋、

鐘樓堂　元はノンカウ作、アメ色藥、落込み蓋、是を原叟寫して左入に造らしむ、數の内二十獻、

竹の節　原叟好、數の内左入作、赤、共蓋、桑原家御茶碗開きの節の好なり、後に蓋を如心齋カンナ

メに好む、

飴藥丸　アメ藥、竪に篦目あり、內銀溜、蓋桐の一文字黑掻合せ、原叟好、數二十之內左入作なり、

梔子　如心齋好、左入作、赤、一閑張、へギメ蓋、箱表長入名判、如心齋書付あり、數の內なり、元來は利休所持、金の水指を寫したるなり、但し水指々違り蓋て左入本す、其後箱表書付は長入筆なり、利休所持金の水指は、當時平野車屋に所持なり、

手付　元伯好、赤は低して共蓋、白は高ふして塗蓋、とも蓋もあり、

黑筒　一入作なり、千家所持なり、是は共蓋なし

〔和泉草二〕水指

一南蠻ノ銅、熟柿色ヲ上トスル、ウックシク赤キ吉、一ニ南蠻、二ニ日本、三ニ大明也、

〔茶道要錄上〕水壺之事

陶ニ壺形芋頭豐ト云アリ、此外色々ノ品多シ、大方ハ友蓋也、豐其外モ塗蓋ニモスル也、餓ノ彈蓋ノ肉置肝要也、雷盆恰合有テ用ユ、鑵、眞手桶、曲水壺ニハ寸法アリ、鑵ノ木利休ハ檜ヲ用ユ、元伯ハ松ヲ用ユ、其座ニ置ヤウ、取手ヲ竪ニ置、蓋ノ開閉口傳、釜トノ取合、四方釜ノ外ハ、何レニモ相應タリ、手桶ハ取手ヲ橫ニ置ベシ、釜ハ緘桶ノ外、何ニモ應ズベシ、蓋子ニモ用ユ、皆棚香臺ニハ難用、豐ハ專ラ臺體ニ用ユ、其外細キ釜、緘桶ニ相應セリ、曲水壺縫目ヲ前トス、總ジテ釜ト水壺ノ取合肝要也、尤茶盛茶盌ト釜炭斗モ同然タリト云共、釜ト水壺ハ大道具、別シテ心ヲ可付也、略儀ニ片口ヲ用ユ、蓋ヲ取掛テ口ト緣ニ持スベシ、口アル物ヲバ、必ズ釜ノ方ヘ口ヲ向ベシ、

〔甲子夜話六〕千宗左召ニ因テ江都ニ出ルノ間、紀邸ノ長屋ニ寓シ、茶器ヲ求ダ客中ノ用ニ當タルガ、倹飭極タリ、就中水サシノ水ヲ度々カユルハ煩シトテ、僕ニ命ジテ大ナル水瓶ヲ價三百文ニ買テ、コレヲ爐邊ニ置テ用ヒタリ、其瓶ニ不佳者ト銘題シケリ、暇ヲ賜リ發足スルニ及ダ、門

人所ニ置ノ茶器ヲ乞需ム、宗左コレニ應テ配分セリ、

〔下學集下 器財〕茶柄酌(ビシヤク)

〔茶譜十七〕一宗言云、柄杓ト二字ニ書ハ誤也、杓ト一字ニ書テ吉ト云、

〔和漢三才圖會三十一 庖廚具〕茶杓(ちやひしやく)俗云茶比左久、用二茶湯一者、唯云二比左久一、

按、茶杓可三以斟二煎茶一、如二茶湯用一者、唯稱二和名一、皆以レ竹作、柄長一尺一寸許、不レ定、中間有レ節、自レ節至レ末五寸半許、有二月之輪與一レ指徹(トヲシ)之異一、而風爐杓柄少屈耳、京師照元之杓得レ名、

〔和漢茶誌三〕分盌　十六事之一、俗呼レ之云二柄杓一、

陸子都籃中、及器局各收レ之、以爲二六事之一一也、中世宗易應二于釜一而分二其大小差等一、其柄或臺子之中、上下相迫、或自レ爐近二于身一者少切レ之、五分六分許而止、此其陳說也、應二乎釜一之製、凡冬夏之用、總二十二品、雖レ有二二十二品之別一、無レ冬無レ夏其合大小皆同、唯辨下以二其柄所一レ反之多少上、

〔千家茶事不白齋聞書〕柄杓之事

一爐之柄杓は、柄先ニ而竹之皮之方短き也、風爐は、柄先竹の身の方短き也、

一柄杓夫々の釜ニ取合する也、其外遠き釜ニは見合用、指通しは臺子ニ用、又常風呂ニ間々用不苦、此さし通しは夫々之釜ニ取合せ有る內、何れ成共差通しニスル也、爐の柄杓、風呂の柄杓、指通しの柄杓、何れも柄のはね五分違と有り、是は宗匠方の古き書付ニ如斯有、

〔長闇堂記〕一昔のひさくはかう二寸なり、柄を三分利休きられしなり、○中略

一柄杓柄のふとく成し事も、遠州○小堀政一初給へり、

〔茶道要錄上 主法〕釜之事同水遣具

一柄杓之事、形アリ、又惠美須堂庄之柄杓ト云モアリ、此分ヲ用ユ、風爐ノ杓ハ爐ヨリ直ナル事七分也、

〔茶傳集 九〕一柄杓のはねは、風爐ひしやくは六寸、爐ひしやくは八寸也、柄は一尺一寸貳分半三分にも、昔は引通し也、

合口差渡二寸程、又一寸七八分、是も夏多茶碗ノ大小に見計持出ル故、定寸なし、

〔茶道望月集 十四〕一柄杓の名所は、柄裏の指込たるキワを三ツ角とも鍛首(カラクビ)とも云、節子細なし、節裏を爐子モヽと云、柄の先キを留と云、柄のいりは、風爐柄杓は六寸六七分より七寸二三分まで、爐ひさくは七寸八九分、より八寸二三分迄も有、恰好よしと可知、此寸はづれたるは用がたき物也、正宮など細工、此吟味能キ也、扨留の所を風爐のさくは分半表のかたへソギて有、イロリは裏の方へソギたる物也、柄の長さは一尺貳寸にして、六寸メに節有と可知也、

〔槐記〕享保十四年三月四日、柄杓ヲ青竹ニテ致シタルハ、定テ清ヲ專ニシタル意カ、引切モ青ク、柄杓モ青ク、イカヾニヤト申シ上グ、仰ニ〈〇近衛家熙〉青竹ニスルコトハシラヌコトナリ、總ジテ茶筌ナド青竹ヲ用ルコトイカヾナリ、生ノ竹ハ必油氣アリテ、湯ヲ汲タルトキ必香氣アルモノナリトテ、昔ヨリモ宗匠達ノ仕ラレヌコトナレバ、其分アルベキカ、新ヲ用ルハ、青竹ナラズトモ清カルベシト申シ上グ、

〔茶譜 十七〕一宗言云、昔ノ杓指ノ上手ニ庄ト云者有、其後利休時分ハ市阿彌ト云者上手也、市阿彌ハ京六條邊醒井ト云所ニ住ト也、

一宗言ニ問、言云、近代杓指、大津茶柄杓屋ト書コト、其以前江州大津ニ居テ柄杓造出、其末孫京へ來住、其末流ユヘト云、

〔茶話眞向翁 坤〕柄杓にも名作有、惠比須堂〈〇東山殿時代足利義政〉養仙坊〈紹鷗時代〉厄川仙三郎〈利休時代〉一阿彌〈佐女牛、水宇、壹〉太閤、天下一に命じ給ふ、是等名人なれど、柄杓は茶杓に反して新しきを賞翫すれば、其作の物、其名とともに埋れしは、いと遺憾ならずや、

〔明和新增京羽二重三〕茶柄杓師

室町今出川下ル町　黒田正玄　東洞院丸太町下ル町　柄杓師總言

〔雍州府志七土產〕竹屋　近世二條京極所々、幷四條京極東、以竹造諸品物、第一倣茶人之舊製而以大竹切插花之筒、〇中略或柄杓悉製之、〇中略柄杓汲湯之具也、竹筒存節二寸許切之、横貫竹柄、以之杓湯幷水、

杓立

〔茶具備討集〕杓立(シャクタテ)

鍔口　柑子口角而燧尾、或波紋有之、　雲耳　管耳　糸底無　沙糖壺裏　小瓶

〔茶道筌蹄四〕杓立之部古名ヒシヤク立

唐物金類

靑磁〇圖略　碪の手の本哥なり、此杓立に似たる靑磁を碪といふ、衣を擣つ槌に似たるゆへなり、　金襴手　瓶子に限る、瓶子とは手口の付たるをいふなり、千家には用ゆる事不好なり、　交趾形定まらず　染付同　祥瑞同

同和物之部金類

四葉桃底　小は原叟好、大は如心齋好、大臺子に用ゆ

瀬戸　黄瀬戸　唐津　樂燒　皆々寫し物也

蓋置

〔茶道早合點下〕蓋置(ふたおき)　釜の蓋、柄杓をのせ置道具なり、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕蓋置

蓋居(フタオキ)布太平岐　用竹節際作之、其徑高共一寸、

〔雍州府志七土產〕竹屋　近世二條京極所々幷四條京極東以竹造諸品物、〇中略倭俗圓竹徑二寸許、長二寸餘、存節切之、置爐邊安釜蓋於竹頭、是謂引切、言以鋸引切之謂也、或稱竹輪、又謂蓋置、

〔茶道筌蹄四〕蓋置之部

火屋(ホヤ)　ホヤ香爐をかり用ゆ

青磁一閑人　元來香爐なり、仙叟箱書付には、青磁香爐一閑人とあり、何れの時よりかフタ置となる、

同無閑人　人形のなきをいふ

同三人形　唐子三人、手を組合せたる形也、

同夜學　足四ツと五ツとあり

赤繪の獅子　一閑人のごとく、人形の所が獅子になる也、

染付三方　竹の節

辟璢　形定まらず

交趾　同

和物金類

火屋　一閑人

栄螺　大は眞鍮、千家にては用ひず、小は唐金、利休所持、

三人形　利休所持、原叟書付あり、和物なり、多木氏傳來、喜平次と稱す、當時は浪花殿村平右衞門所持なり、

五德　開山五德といふは、紹鷗所持、臺子は切懸釜ゆへ、いにしへは多く五德を用ゆ、臺子には眞也

印　東山殿義政〇足利　臨濟禪師の銅印を假用ひられしが始なり、

筆架　筆架假用ひしが始なり

輪　書物うつしなり

禪鞠　坐禪の時、頭に戴る具なり、形丸し、平なるは驛鈴也、

瀨戶　利休所持、太鼓の胴といふあり、百會に出す、

樂燒　ツクチ、原叟手造、輪赤五德黑と一箱ニ入、數五十の內、

同穗屋　啐啄齋好、タンハン內金、彌助作、

同栄螺　了々齋好、赤內金、彌助作、今は了入にも有之、

竹青白　紹鷗始なり、節合を切、一寸三分なり、元水屋の具なりしを、利休一寸八歩に改め、中節と上節とを製して、道安と少庵兩人へ贈らる、上に節あるを少庵に送り、中に節あるを道安取られしなり、是よりして席に用ひ來る、爐には中節、風呂には上節と定む、少庵ゟ元伯に傳へ、元伯より加州利長公へ獻せしに、殊の外御秘藏有しとぞ、白竹を棚にも用ゆるは、啐啄齋より始る、同なきも用ゆ、

〔南方錄三〕蓋置

穗屋

天子四方拜の時、用玉ふ香爐といへり、さまによりて蓋置に用る時も、殊外賞翫の一ッ物なり、草菴に用たる例なし、袋棚以上に用、手前の時、賞翫の置所等秘事口傳、

印　夜學

印の文字よむやうにして柄杓のゐに付てよし、生類抔も同前也、能阿彌已來、臨濟禪師の印を蓋置にて用れしなり、是名物也、手前時賞翫置所、穗屋同前と心得べし、印は草菴にも用ゆ、夜學はなりさま〳〵あり、夜學の獅子、東山殿〇足利義政御物名物なり、

火卓

爪を上にしても、又は下にしても用、火卓掛の爐、又は風爐に相應せず、釣釜によし、

引切

竹の目客つきに向べからず、印の文字にて料簡すべし、總而置合せたる道具、其外取さばき等、替替我身に對する事なり、引切の大さ釜の蓋に應ずべし、高さも同前、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

唐物の蓋置は、古の物、かねの物、其におしなべて總名を夜學のふた置と申ならはし候、其子細は、夜唐にては學問をする時分に、此ふた置を置、かわらけにあぶらを入、とうしんをたふと入、火をとぼし、卓の上に置、何にても書物を見るために、夜學の蓋置と云、

〔貞要集三〕蓋置之事

一蓋置は、栄螺、五德、夜學、印判、穗屋香爐、其外見立次第蓋置に用ひ申候、竹輪は紹鷗作にて、茶屋に置合申候を、利休小座鋪に用來り申候、〇中略總而蓋置を隱架と云也、此心は、水覆の内に入、臺子に置候は、架に隱すと云儀なり、それを五德の蓋置計を隱架と云は誤也、

〔茶譜十七〕一利休流蓋置青竹ヲ用、尤根竹ヲ用コトモ有、然ドモ根竹ハ老人ナド用テ吉、若輩成者ハ青竹ヲ用テ潔ト云々、鋸ノメ細成ヲ以、皮メニ疵不出來樣ニ引切テ、鋸メヲ用、小刀ヲ以切口ヲ繕ベカラズ、節ニ穴ヲアケテ吉、穴ノ丸ク美成ハ、ヌルイト云テ嫌、〇中略竹ヲ能々洗ベシ、節際ノ黑ト垢、或ハ白キ竹ノサビヲ念ヲ入、疵ノ不付ヤウニ洗テ吉、竹ノ中ハ鹽ヲ少入、楊枝ヲ以洗ベシ、

〔茶傳集九〕一引切の寸法、長サ一寸六分、節ゟ上四分、差渡一寸六七分程能候、竹を逆にして用、枝の有竹、枝の元少し置て切も吉、他流に而は上節中節といふ事有由、當流〇略一に而は夏冬別儀なし、節の眞中に穴明ケ方口傳也、

〔槐記〕享保十四年二月十八日、參候、世ニ用ユルカクレガト云コトヲ、先日モ申シケレドモ、外ニ人アリシ故ニ仰ラレズ、〇近衞家熙今ノ人、五德ノ蓋置ノ名ヲ、カクレガト云ト覺ヘタルハ、大ナル僻事

水覆

ナリ、ソレハ五德ノフタヲキト云也、臺子ノ七カザリニ、風爐釜水指ヲ初トシテ、ミナカ子ノモノヲ用ル、柄杓ハ柄杓立アリ、茶筌ハ茶筌ノセアリテ、蓋置バカリハカザリヽクル處ナシ、モロ〳〵カザリツケテ、亭主ノ持出ルモノハコボシバカリナリ、ソレ故フタヲキヲコボシノ内ヘ入込テ出ルヲカクレガト云、コボシノ内ヘ入テミヘザレバナリ、イカサマニモ是バカリハカザリツクル處アルマジ、蓋置ト名ノツキタルモノナ、又フタヲトラズニカザルベキヤウナシト申シ上ゲ、夫モソウ、マツカザラレマシウ、ソレ故ニ、カ子ノフタヲキヲコボシヘクミタルヲ、カクレガト云カラシテ、カ子ノモノヲカクレガト云、五德ノ名ニアラズ、此御流儀ノ御傳ニテ、大秘密ノコトナリ、必ズ他人ニカタルベカラズト仰ラル、

〔古今茶之湯諸抄大成五〕一東山殿義政足利軸の蓋置といふ物あり、東坡が南山の軸とて、南山の懸物の軸の金具也、筑前の國宗福寺より紫野大德寺へわたりて、東山殿に傳り蓋置になりたるよし、

〔總見記十七〕雜賀一揆等降參幷勢州敵徒蜂起事
同月天正五年三月廿三日、若江ノ城迄御凱陣織田信長ナリ、當城ニ於テ化狄ト云フ茶入、天王寺屋龍雲ト云者所持候ヲ召上ラレ、開山ト云フ蓋置、今井宗久ト云者ヨリ召上サセラレ、二銘ト云フ茶杓、以上三種ノ御茶道具、過分ノ金銀ヲ代物ニ被レ下召上ラレ御悅ビナリ、

〔倭訓栞中編二十五美〕みづこぼし　建盞をいふ、下水ともいへり、又建水の音轉じて、けすいといふともいへり、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕手帕　建水みづこぼし水古保之
建水磁器銅器隨レ有用、所三以棄二餘滴一也、

〔茶具備討集〕水倒　水覆　下水
合子　骨吐　棒頭　鏤塞二底穴一者是也　茶飯裏ナハリ當字也、高麗槐食器之音也、　瓮盞　鴟口古餌壺

紛鉢也

〔和漢茶誌二〕建水　以杉製之、一名滴器、世用飜覆滴三字、漢書曰、建瓴水、今從之、古多用銅器、榲杉之製、珠光之所始作、後世諸家皆用之、自珠光以降、其形不變、以榲杉一版屈曲爲之、相合處櫻皮縫之、内外無塗、尺度見圖書

又曰、後世或雖有鐵銅瓷三物、皆借其名稱建水、其銅製自古諸家所尚者、蠻人所造白銅也、形有大小低昻、間有胡銅之製、其價貴賤萬變也、南蠻白銅上、朝鮮次之、本邦白銅又次之、然中華胡銅有精粗鄙者、以其品形有優劣也、擇其品而用之、則不可以限於南蠻也、

〔千家茶事不白齋聞書〕水こぼしの事

一曲、紹鷗好、　釜ノふた、ナンバン物ナリ、宜もの　骨ハキ、水こぼしに用、唐に而食ノ時、骨ヲ吐ものにてかねなり、　からかね、〇中略右之外、燒物、かねの物、何れなり共、其宜を見合用、　水こぼし利休銘大脇指、黃瀨戶百會茶ニ出ル名物也、樂燒ニ寫、

〔茶道早合點下〕水こぼし　げすいつぼなり

水こぼしは水屋に置なり、面桶、佐張、南蠻物、備前物、樂香墳、其外諸國名物多し、茶室へ持て出て遣ふ、

〔茶道筌蹄五〕建水本字受汚

唐物金類

砂張　平コボシのはじめなり　　綿羅　砂張のうつしなり　　棒ノ先　古說不分明也

合子　物をはかる合なり〇圖略　　骨吐　文字のごとし　　鉢ノ子　則鐵鉢の事なりも

ウル金

古染付

雲堂　松竹梅　唐花

青磁
南蠻物
甕ノ蓋　〆切　内滋藥、
朝鮮　島物　籠拔　安南
同和物之類　瀬戸
大脇指　利休所持、黄瀬戸也、　紀州御所藏
サシカヘ　利休所持、捻貫なり、　加州御所藏
備前　信樂　伊賀　丹波
金物　うつし物
曲物　利休形也

〔茶道要錄主上注〕水滴之事

建水其品類多シ、金ノ物ハ必ズ臺子ニ用ユ、最モ平常モ用テ吉也、名物アリ、此ハ臺子ニ置事、及臺式ニ記ス、陶モ色々有、甕蓋專ラ用ユ、尤希有ノ物也、尊貴ヘ獻茶ノ時ハ、必ズ面桶ヲ用ユ、杉ニテ曲ルヲ云、

〔貞要集三〕水覆之事

一水覆は瀬戸信樂さはり銅等の類、合子覆數々有之候、○中略面桶の覆は、是も紹鷗作意にて、茶屋に置れ候を、利休數奇屋へ出し候、今の世の口切には、木地の面桶專用來り候、

〔茶道望月集十三〕一又水こぼしに形さま〴〵有、先有増を左にいふ、

一先ヅ合子、是を臺子にて用て建水中の眞也、勿論唐金物也、口外へそりたる物也、又左もなきも有、ゑふごの少し口の立タル物也、元來は書院座敷本飾の時、棚下に飾りて塵壺に用し具と也、唐

服紗

土にては、魚鳥の骨を吐入ル爲の用に飾ルと也、然ども往古鎌倉の時代に、徑山寺より渡りし臺子の具はさからず、今和朝にて細工人の形として用ル事、往古より寫し傳へし形にや、
一棒の先きといふ物有、名物も有と云、非筒の大さにて、高三寸五分、或は四寸程にして、眞鍮にツヽ立タル物也、棒の先に似たる故の名と云、又底の角ニメンの取たるも有、唐物にてはなしと也、
一瓶ふた、南蠻の土の物と也、口廣くひきゝ物也、元來は壺のふた成故と也、備前物にも有也、
一茶飯裏、高麗の食器也、金の色黃色也、此金色をさはりの手といふ、
一鈎桶、是はもと順禮者の食器に似たる故云と也、ナシ渡シ五寸五分、高サ二寸五分法と也、紹鷗茶屋道具を利休見立て座敷へ出ル、さかれども臺子には不ㇾ用、とぢ目を壁付へなす、道安織部は勝手の方角へ掛て置れしと也、遠州宗和は、とぢめ客着へなして置れしと也、夫當時は持出候刻は、とぢめむかふへなし、點かゝる刻は、左の手にて會釋、とぢめ踏へなす、古法にヶ樣の會釋なし、若宗旦左樣に會釋口し事有や、何とやらん目立ていかゞ也、宗旦は道義第一として、侘をもとゝして、古法にもかゝわらぬ程の事は、むつかしき事は仕られぬ趣なれば、恐らくは後世の仕方ならんと也、扨鈎桶紹鷗古法の道具をはなれて、初物すかれし物と也、追付に又杉大形の片口も出來しと也、小形なるは利休の好と也、
一其外樂燒に利休の大脇指とて、眞鍮にツヽ立て、ひとへ口にて、ロクロメ有建水、長次郞に始て好にて器にして燒かせたると也、本哥は黑藥と也、小形成を、小脇指とて用るは後世の事也、名は黑藥にてロクロメあれば、脇指の割さやに似たる故の名ぞと也、

〔和爾雅五衣服〕手帕（フクサ）儀俗服ㇾ茶之時、以二手帕一包二茶碗一、以拭ㇾ之、故謂二之服紗一、

〔倭訓栞前編二十六不〕ふくさ　枕草紙に、白きふくさ、無名抄に、ふくさの絹などのやうにてといへり、帛をいふ也、今もはら手帕をいふは、茶湯の會に起りて、服茶の音也といへど、袱子の音なるべ

しといへり、資暇錄に襯茶椀といへるは、茶巾のふくさの如し、職方など見えたり、

〔和漢三才圖會 三十一 庖廚具〕手帕（ふくさ） 服茶、俗服紗、俗云不久佐、

按、手帕拭茶湯諸器、又啜時被掌持熱甌、用紫光絹袷縫、大抵方八寸、横少短、洛陽鹽瀨氏之手帕得名、

〔雍州府志 七 土產〕複茶物（フクサ） 凡褁茶器拭茶杓之紫方巾、總謂複茶物（フクサ）、或稱複茶絹、雖有靑白黄之別、不及紫色、洛下鹽瀨家裁縫爲宜、依之世號鹽瀨複茶、

〔茶道早合點 下〕帛（ふくさ）

水けなき道具をふく、ふつきんなり、

紫羽二重、又は黄羽二重を用ゆ、大ていハ九寸なり、京都の鹽瀨名を得たり、不洗絹といふ、又老人少年の人は緋ふくさをも用ゆ、又ゑよはといふきぬをも用ゆ、

〔和漢茶誌 二〕司職方　十二先生之一 俗呼之云服紗、又曰袱子、或不洗巾、

茶具圖贊曰、互鄕童子、聖人猶且與其進、況端方質素經緯有理、終身涅而不緇者、此孔子所以與潔也、丁謂茶圖曰、以紋絹也、

本邦以染絹、其色五品、紫、栗梅、淺葱、絳色、壽福、是也、紫、栗梅、淺葱、絳色之四品者、本國所織羽二重、壽福純子之屬、或壽福之字、或偶人、或草花、其文不一、古以方五寸許爲式、後及宗易爲九寸一尺、今也依之、世人所常用之色多紫也、婦人或少年適以絳絹、茶黄二色者、老長間用之、又曰、其用之者、欲除器中塵也、又賓造于門、則主人插帛出以迎接、使爲禮容、既入茶亭、賓主相對之時亦然、是卽茶禮之一、仝書曰、如代佩玉、擊筑出迎披時無不佩玉、由此視之、則插帛蓋如代佩玉也、珠光蓋法之、可謂和漢並行而不相悖者矣、點茶之巾八寸九寸爲之準、行禮之巾九寸一尺、是蓋本國陳說也、

〔千家茶事不白齋聞書〕服紗之事

一服紗は羽二重也、余は二色也、〇余以下五字不詳 色は紫、黄がら茶、紅、此三色を用、此内常體紫ヲ用、黄がら

茶は老人の用也、紅は若年之もの、又は極老人用也、

一濃茶の時、紫服紗を茶碗江付出スハ、茶碗あつき計にあらず、臺江のせたる心也、又紫は物を清メる故其心有、依而茶之湯には、初ゟ仕廻迄亭主服紗を腰に附る也、是全身を清める爲メ也、

一寸法は疊の目十九ト貳拾壹目也、此寸法は利休妻宗音ゟ、利休戰場江御供之時、服紗に藥を包被贈、此ふくさ寸法能候、今日ゟ是を可用とて、此寸法に極候也、

〔茶道筌蹄一〕水遣之部

帛紗　紫　茶　紅　利休形なり、今黄色なるは利休茶といふ　蜀羽は相傳物に用ゆ、啐啄齋日本新織蜀羽をこのむ、純子風津の類は、出し帛紗に用ゆ、

〔和泉草二〕和巾絹ノ寸法

一横一尺一寸、又一尺一寸五分ニモ、下ハ八寸三分五分、九寸五分ニモスル、三方ヲ縫也、九寸四方ノ絹ハ、茶入ヲ包用也、絓シヨハ、北絹ニ而古來ハシタル也、薄キ羽二重色ハ紫、茶色、赤キモ用也、是ハ二重也、二重ニ而用、厚キ物ハ一重ヲ用也、色ハ紫、茶色也、古ハ赤モ用シ也、和巾絹ト云言、フタナ物ト云ハアシヽ、

〔明和新増京羽二重三〕帛紗所又作服紗

烏丸通三條下ル町　疊瀨九郎右衞門　同三條上ル町　疊瀨淨閑

〔江戸總鹿子六諸職名匠諸商人〕幅沙所

日本橋南一丁目　疊瀨山城　南槇町中通　藤重當元　京橋南四丁目　祝極七

〔千家茶事不白齋聞書〕茶通箱之事

茶通箱

一利休好、桐ヤロウ蓋、同徃蓋、同三ツ入勝手物也、原叟好同、同檨洲茶箱、如心好、ナシ蓋茶通箱、溜塗茶通箱好不知、勝手物也、茶通箱と通之字ヨシ、茶入ノ桶ノ字ヨシ、

〔茶道筌蹄五〕集雜

茶箱　桐無地、大小とも利休形、

菊繪茶箱　大は利休形、小は宗全好、

一閑張茶箱　外溜、內黒、大小とも原叟好、小の方に鋲目あるは啐啄齋好、

桐唐戸面茶箱　了々齋好

〔南方錄三〕茶通箱

箱は桐にて蓋はさん打ッなり、緒は不付、白き紙よりにて眞中をくゝりて封をする、封の三刀と云事秘事なり、人の方へ茶を贈る時、持參する事もあり、又先達て持せ遣す書もあり、濃茶薄茶兩種も、又濃茶一種も又濃茶計り二種も、それ〲の心持次第なり、茶入も濃茶を秘藏のものにも入ル、又唐和にても心次第也、薄茶棗中次の類也、封穴のある茶通もあり、茶通に箱取あつかひ、封の切樣等大秘事也、口傳多し、箱の大サは茶入に依て違有り、

〔茶道要錄上主法〕茶盛之事

一茶桶箱之事、筭蓋、藥籠蓋アリ、又極箱、詰箱、破木箱アリ、悉ク寸法ノ書ニアリ、

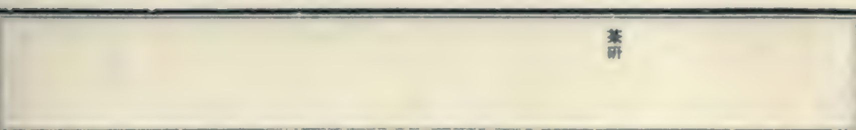
〔貞要集一下〕茶桶箱茶湯の事

一茶桶箱は桐の木地さん蓋也、細川三齋流は桐のやらう蓋也、寸法別書に有之、

〔古今茶之湯諸抄大成六〕一茶通箱ノ事、此形世上にまれなり、利休より去大家へ進上ノ形これ也、利休ノ袖日記には古ノ形とあり、利休ノ作とも見えず、又何人ノ作共なし、世上にまれ成形ゆへ此書にいだす、〇中略

箱ノタカサ三寸三分　幅二寸七分　タケ五寸三分　右いづれも內ノリ也

蓋ノ兩はしに、うらはしばみあり、六分、　蓋ノサン幅一分　タカサ一分リン　總板ノアツミ一



茶研

分リン 底より一寸上に鐶ヲ付ル、これにこよりを付テ、左のくわんに符ヲ付ル、 木は嶋桐ノ
白木也 箱ノさしやうは、四方おがみざしにする、

利休茶通箱ノ形〇圖略

此形は筑前宗福寺の禪師へ、利休より茶ヲ兩種をくられし時の茶通ノ形也、 寸法ハ前ノ箱同前、木も同前、

〔倭名類聚抄 十六器皿〕茶研 章孝標集、有黃楊木茶碾子詩、碾音與輾同、調岐之處、茶碾子、俗謂之茶研、研音如彥反、

〔茶道筌蹄 一〕水遣之部

茶臼 挽木箱 和漢ともに用ゆ、挽木箱は桐さし込み蓋にす、

〔鵞峯文集 記十二〕茶磨記

脇坂安親語余曰、家藏一茶磨、其石者中華傳來之物也、其製者倭工之所爲也、舊主淡牧愛之弄之、作倭歌二首、其一曰、年於歷天加與不奈美知也字須末久和比久志保阿比乃湖爾古曾阿利計禮、其二曰、紅乃毛美地乃錦龍田知也宇須幾毛古幾毛露乃多天奴幾、舊主謝世以來、每對茶磨、如見淸容、每吟倭歌、如聽雅音、願請一記、以爲後證、余聞之感嘆殊甚、長吁不止、所以者何、淡牧與余先考、金蘭之交、拔群絕倫、安親者爲淡牧被登庸之家長也、余昔屢從先考應淡牧之招、常見安親執事於左右、今所請良有以也、余亦何可辭拒哉、熟讀二首之歌、則於茶磨似不關涉、然三十一字之內、其有知也字須四字、與茶磨二字同訓、乃是倭歌者流之一格曰物名體者乎、今又推而試言之、則波之青泪成巴字勢者、茶磨旋轉之彷彿乎、霜也濃也、露經緯者、落磑霏霏之體乎、玉塵點雪之屑乎、然則雖不直斥、暗寓其名而兼譬喩之義也、余不通倭歌不審、識者謂何也、嗚呼淡牧不可喚起、唯有遺歌之存、歌因茶磨而起、磨因倭歌而顯、磨不可磷、歌不可嘎、歌與磨永存、則淡牧雖沒、其風流不在茲乎、頃年安親從國君自信州移播陽、往還東武、遂及斯事、故此云云如此、乙卯仲夏

水屋具

〔國花萬葉記一上山城〕諸職名匠

茶臼直し　四條通高倉東へ入町

〔江戸總鹿子六諸職名匠諸商人〕茶臼直　京橋南四丁目

〔茶道早合點下〕勝手道具類

茶上戸　茶入へ茶を入る上戸なり

釜洗　きりわらなり、長さ四寸ばかり、しゆろの毛にて作る、炭も是にて洗、〇中略

茶巾ほし　水屋の天井にかける、流義により用ひず、

炭消　火けし、つぼなり

助炭　わり助炭　くさり自在の時用ゆ

爐の上につねに掛置、炭のへらざるためなり、客のときは用ひず、中より分る、ゝを割助炭といふ、

引出しあり、ほいろなり、

雪洞　助炭に同じ、風爐にかける助炭なり、

こげぶち　爐壇より爐ぶちへ懸る、客の時は用ひず、〇中略

水こし　そこにきぬをはる事、すいのふのごとし、

茶巾盥　茶巾を洗ふたらいなり、かね又は木にても作る、

大口　片口に似て取手なし、是へ水をこして入置、水屋にあり、

釜居　かまをのせをきて、あらふ道具なり、

〔茶道筌蹄一〕水道之部

水桶　利休形、杉に檜の割蓋、

水壺　和漢宜しき品を假用ゆ

揺器　水滴　二品とも杉曲抄○抄茶物讃

三ッ入茶通箱　桐蓋のシャクリ、二方にあるは利休形、四方にあるは元伯好也、

茶巾洗　利休形杉の曲、金は千家所持砂張寫しなり、燒物染付等も用ゆ、

藥鑵　和漢とも形宜敷古き物を用ゆ、腰黒の藥鑵も利休形にあらず、是野藥鑵を假用ひられし也、

片口　大中小利休形也、中は裏に用ゆ、大小は表に用ゆ、釜へ水を加ふるときは、小はフタ置を用ひず、大は蓋置を用ゆ、○圖略

大口　好なし、元來水遣の具にて、釜仕懸の節に、釜へ水を入れ、水さしへ水を入るゝ器也、水指に用ゆるは如心齋より始る、むかしの切立歟、

釜居　利休形、兩面杉、

釜洗　棧ハリガチ卷

拭巾　麻布長サ一尺二寸横布巾、端ヌイ、

雜巾　寸法同樣、木綿なり、

手拭　晒木綿長サ一尺五寸、端ヌイ乳上より三寸下ゲ、

右三品の寸法、了々齋より定る、何れも鯨ざし、○中略

箱炭斗　利休形は桑、元來勝手道具也、老人侘者は平生に持てもよろし、フカミ結、ツボ羽十五枚、左右なきをツボ羽といふ いづれの勝手にても用ゆる爲也、

板釜置　利休形、釜をあげるとき角違ひに用ゆ、

炭斗の內、羽根は釜に添ふ、釜置は打かへし、風呂の時は鐵張火箸、鐶は桑柄、

茶ハキ箱　利休形、桐の二重廻リサン、茶の革紐、內に茶合と二重茶漏斗と、銀の茶杓とを入るゝ、

茶合は挽茶一人前九分の積りにて、三人前二匁七分入る丶器也、茶漏斗、大は櫻、小は柊、茶杓は銀にて桑柄、菊置上ヶ藥籠ブタ、革紐は宗全好なり、

茶篩　利休形、櫻木地、

挽溜　むかしは唐物大海を用ひたれども、土の物にては茶入を損じやせんと、利休大茶桶一對に薄茶を貯ふ、其後元伯極詰の字を甲に朱書して濃茶を分つ、（濃茶入甲に極の字あり、薄茶入甲に詰の字あり、今千家に有之、）

挽溜茶桶箱　桐藥籠ブタ、元伯好、桐サン蓋は原叟好、桐木地眞溜藥籠ブタは織部好、○中略

火吹竹　利休形、サビ竹節二ッ、

臺十能　利休形、鐵臺柄桑、

炭切溜　檜十文字足

炭箸　杉の八角

炭割　鐵のナタ、檜の柄、

掃込　白鳥は右の片羽、鴻はモロ羽、兩様とも客の前にて用ゆ、但し白鳥は老人僧體の者、鴻は上下著用の者よろし、

座掃　鴻の片羽、勝手物なり、客の前にては不用、中立ニ用ゆ、

塵取　利休形、桐裏に竹のハシバミ入る、

懸燈臺　利休形、樂の二枚土器、小の方を用ゆ、總じて燈火に添る楊枝は、坐の内はクロモジ、庭は杉と覺ゆべし、

〔茶道要錄上主法〕釜之事同水遣具

一水遣具之事、大口ト云物アリ、片口ニ似テ取手ノ無物也、是ニ水ヲ入置、釜ニ盛也、尤水ヲ吟味シテ漉用、釜洗ト云アリ、馬蘭ノ根ヲ一束ニ結テ、其切口ニテ釜ヲ洗也、

炭斗

茶巾盥ト云アリ、カチノ物也、則茶巾ヲ可レ洗、

釜居ト云アリ、釜ヲ載置テ洗フ、寸法別ニ記アリ、片口アリ、大中小各形アリ、

〔茶傳集十〕一水屋雜巾、寸法定りなし、淺黃か紺木綿貳尺計ニ切て水屋に置べし、〇中略

一水屋柄杓　杉柾目

差渡三寸八分半　深サ貳寸壹分半　木厚一分ニヨハシ　底板貳分　柄ノ長サ甲際迄七寸貳分、柄甲際ノ巾三分五リ、同厚貳分、　柄ノ元巾四分、同厚三分、　木口ゟ六分下リ、柄通シノ穴有之、先キノ處は、輪ノ下ゟ七分上りて、柄先五厘計出して引通有之、ハチハ三寸計にして吉、

一水こし　杉柾目

右同寸にして底なし、布輪巾三分半、厚壹分也、

一水屋手桶

寸法なし、大小ノ五ツたがの桶、又は燒物ノ瓶を用、〇中略

一茶巾たらひ　杉柾目

面桶のごとくにして、差渡七寸五分、深サ三寸三分、板の厚サ貳分半、底三分ニよわし、足無曲物也、

〔千家茶事不白齋聞書〕茶巾洗之事

一杉曲物形也　異論たらい

〔和漢茶誌二〕宮　俗云炭斗　圖曰宮

字書曰、圓如箱筥、古盛養飯之米、致於賓館之器也、按、茶經曰、以竹織之、高一尺二寸、徑一尺、或用藤、或用旃、如宮形織之、六出圓眼、其底蓋若利篋、又方曰、篋、適有蓋其口者、蓋者不足露風雨、今時不用、至宋元明、唯茶之好士等興其懸、或高一尺、徑九寸、或八寸、七寸、大者徑一尺二寸、高三寸、此外大小各有異同、

鳥府　炭斗也、見茶譜、

烏府貯炭之籃籠也　和名曰手栗籠是也
品形不一定、以竹織之、或以藤蔓造之、必以有提梁者曰烏府、贊見下、

栗籠 本國以細籠之字者誤焉

茶籠茶賦註曰、茶栗籃子之屬、蓋以謂青茶猶青栗之謂乎、由茶栗籃而轉來謂栗籠、本茶籃也本國因之、以竹織之、或出於吉野和州者剖木造之、出於有馬攝州出於府中駿州者、以竹爲之、洛陽之制、多以竹、或用藤蔓、其形圓方低昂、唯其意所縱、然不及漆器造之以竹、則所提其竹、以藤蔓亦同、其內以紺紙糊之、或以漆塗之、適有以紅漆者、其舊者可、新不可、所好新漆者黑漆耳、又曰、先以細布貼之、後可以漆、紙者不耐久、不糊則濕壓、

籃簏　炭斗也

籃簏皆用有脣口向之、間方隅員旁縫紋爲花、以藤竹系之矣、亦有加竹篺者、適有三足四足者、其用亦取便、茶譜稱烏府者、皆以有提梁者也、籃簏者以竹皮縫花紋、有脣口者、上脣一者、次口一者、亦其次也、脣與口之間、有凹凸者愈尙焉、

烏府圖贊曰、形見茶譜炭之爲物、貌玄性剛、遇火則威靈氣餤赫然可畏、觸之者廢、犯之者焦、殆猶憲司行部、而姦宄無狀者望風自靡、苦節君得此、甚利於用也、況其別號烏銀、故特表章其所藏之具曰烏府、不亦宜哉、見於茶譜者有提梁、今貯炭者總云烏府、品形不一、高低長短、精粗共有異同、於本邦造者亦如之、

烏檜　箱炭斗 檢古箱字、漢以槐檀造之、

本國以眞桑與白桐造之、俗云箱炭取、或抹精漆抹粗漆、且精漆之製者以檜、粗漆之製者以桐、其漆淺深、其用隨時措之宜、人人以有提梁好之者、便於日用之故也、中世宗易所作之尺度圖書見之、圖書者本國之茶圖也、下倣之、茶家者流、各隨其所好、其形不一

籯 漢書註曰、音盈、所謂黃金滿籯不如一經、顏師古曰、籯竹器也、按、今俗用之、茶籠蓋也、本國云亂箱、借用之、

按、茶經山谷採茗之器、執其蓋以貯炭、一曰籃、二曰籠、三曰筥、有圓方大小、取便宜者、各以竹織之、兒婦相共負之

以採茗、其形大小皆有蓋也、用其蓋以貯炭也、其製有精粗、有唇口者最尙之、（右三者一茶籠、受茶五升、大者或一斗二斗三斗、其以採茶笠也、）

本國一曰茶籠、或由其形、呼曰圓茶籠、角茶籠、平茶籠、（右三者皆本國所呼之名也、大小精粗有異同、）皆以是等者一統其名、而曰茶籠、（可以爲用者用之、不足於其用者捨之、）

本國俗以茶籠曰組物、又曰藍茶籠、○中略

瓢　一名胡盧、（一本壺盧、俗云夕顔、）　和名一曰昔胡邊、二曰昔胡部、三曰浮壺便、四曰瓢部、五曰瓢便、或曰服部、（本國於城州田中村產之者上、產攝州泉州者次之、有厚薄、肉厚者最好、）

昔於攝州服部（縣名）種之、故從其音呼之云服部、此二字上所謂五樣通音也、近世用瓢便字、今改之、茶集中無貯炭瓢、後始本國也、且按、茶集王畢氏並張氏之書內外十有一卷、其餘杜育荈賦其書多、未見以瓢貯炭者、今也本國以風雅好之也、各取圓瓢、虛其中以貯炭、蓋以謂無裁成縫線之費、亦無屈曲口唇之煩、其形寂然不動、其性自虛也、新生之瓢、其用一年乃止、明年復以新換之、實洒落物也、又懸鬪其兩肩、則殘者自爲提梁、或內以漆一再抹乃止、雖敝不捨用之、其便宜哉、

〔千家茶事不白齋聞書〕炭取之事

一爐はふくべを用、風爐は組物を用、併春に成り而は爐も組物を用候、瓢を用ても能候、是も口切を出し不申、春に成り茶を出したる時抔、ふくべの新しきを遣ふ事よし、常體春は組物能候、組物は何成共用、ふくべは年々出來候物故、新しきを用、古きは悪シ、爐の時、古きを用候よりは組物を遣ひたるがまし也、併古き迚も宗匠の判抔有ルハ能候、是は內黑塗にいたし候がよし、菊桐の繪緣高炭斗を遣時は紙を敷也、內一はいに折て入ル、紙は奉書又色奉書也、炭臺を遣時は、奉書之兩方を臺の內一はいに折、前の緣をはづし、內ニ落シ、向を先ニ出し敷也、桑の炭取利休、是は勝手物也、常體座敷には還り炭の時など遣ふ、松の木皮付にて炭取、覺々齋好ヲ大名ニ上ル、さくづ籠、是

は禁裏にて唐粉箱也、

〔箋注倭名類聚抄 六 澡浴具〕澡豆　按、類聚名義抄云、澡豆、和語佐久川、佐久豆、卽澡豆音訛也、今俗呼洗粉者卽是、又今茶家有炭斗名佐久豆箱者、蓋借古盛澡豆器爲炭斗也、

〔茶道筌蹄 三〕炭取之部

唐物籠　竹組　ト組あり

和物籠　竹組利休形　有馬土產、啐啄齋好、　寐覺籠、ト組、藤組、宗全好、

菊の繪綠高　利休形　正親町帝へ進獻の形なり 杉の木地

瓢　利休形　手付は元伯好

神折敷　一閑張、大は元伯好、小は原叟好、

葛桶　一閑張、元伯好、大は底に輪なくして深し、小は底に輪ありて淺し、

炭臺　檜、利休形なり、

桑箱　利休形、勝手物、釜の仕懸仕舞に用ゆ、老人侘者は、坐敷に用てもよし、

〔雍州府志 六 土產〕壺盧　或謂葫盧、又稱瓠瓜、又謂匏瓜、倭俗謂瓢簞、又稱浮壺便、凡壺酒器也、盧飯器也、○中略　又一切伐短柄盛炭者、是謂炭斗浮壺便、茶人專用之、是亦爲茶亭之一具、凡瓠瓤小者處々有之、其大而盛炭者、自近江國武佐來、又洛東田中村人、農業暇種之、到秋成實、其未熟時、好事茶人自行、其棚頭、就蔓上之所有、而約其形狀之所稱心者、或以繩縛之、則其形隨所好而成、後伐之、陰乾而用之、其外皮徵腐而有斑點者爲良、

〔茶器名物集〕一炭取

紹鷗カゴ宗久ニ有、昔ハカコノ手、又ハ食籠炭取ハヤル、當世ハ瓢簞マデニ候、

〔茶道要錄 上 主法〕炭之事

一炭斗之事、夏ハ菜籠カ組物ヲ用、色々形アリ、冬ハ瓢ヲ用ユ、大瓢ハ取手ヲ付テ伐ベシ、必ズ蛍ヲ少殘シテ鐶ヲ置ベシ、瓢ノ切口鋸目ノ儘用ユベシ、手瓢ハ必ズ老人ノ用具トス、各釜ノ形ニ因テ取合肝要也、總ジテ爐ハ瓢ヲ用、風爐ハ籠ナリ、勝手ノ烏府ハ桐ニテ作リ、漆塗テ用ユ、寸法別ニ記アリ、此ヲ用ル時ハ取手ノ角ニ鐶ヲ掛置也、板ニテ作ル、釜置此具タリ、炭色々ヲ組入、上ニ火筯、釜置、香盒、鐶、羽帚ヲ置ベシ、炭斗少クシテ各難載時ハ、香盒ヲ棚、帚ヲ栓ニ掛ベシ、棚ナキ時ハ香盒ヲバ必ズ炭斗ニ置、釜置ヲバ紙ヲ用テ懷中ス、後ノ炭ノ時ハ、香盒ヲ杓子ニ載テ、土鍋ニ入持出、其杓子ノ入時、香器ヲ其座ヘ直ス也、都テ炭斗ニ前後アリ、口傳、佗人ハ斫ノ内ヲ湊紙ニテ張テ用ユ、

〔茶譜 五〕一炭斗ノコト、口切ニハ新キ瓢單ヲ用ユ、至春ハ菜籠、或ハ籠ノ組初ノ炭斗ヲ用テ吉、

右口切ニ新瓢單ヲ用コト、口切ハ諸事新改ルヲ本意ニシテ用之、然バ瓢單ハ每年新ヲ用テ吉、古ハ不可用、并至春バ籠ノ類ニ替テ吉ト云モ、又改タ心也、瓢單ハ多ノ古キヲ用ルヤウニテ汚シ尤多組物ノ類ヲ不用ト、〇中略

一利休流炭斗ニ炭ノ入樣、何ノ子細モ無之折入テ出ル、然ドモツカミサガシタヤウニ入ルハ惡シ、并積重テ多入ルモ惡シ、又餘ニ少モ惡シ、其程可有之、

一千宗旦曰、炭斗ニ炭ノ入樣、始可置大炭ヲ上ヘ入テ、夫ヨリ次第々々ニ後ニ可置、スミヲ下ヘ入テ出ル心吉、之ヲ不知シテ、當代ハ始可置大炭ヲ下ヘ入、後ニ可置小炭、或ハ白炭ヲ上ヘ入テ出ル、依之上ニ有炭ヲ灰鐶ナドヘ取分テ、下ニアル炭ヲ堀出スコト下手藝也、并炭斗ノ中ハ、盛次第ニ炭ヲ入テ、何ノ手モ子細モ無之入テ出ル吉、當代ハ炭斗ノ中ニテ、炭ヲ成ホドミゴトニ置スマイナ持出、剰於爐中ハ置崩スト云々、

一金森宗和云、瓢單ニ不限炭斗ニ炭入ヤウ、中ヘハ小炭割炭ヲ入、上ニハ大炭中炭長炭白炭ヲ入テ出ル吉ト云々、并口ノ窄瓢單ニ、中ヘハ中炭小炭ヲ入タ、上ニ長テ六寸程ノ炭ヲ、向フノ方

火箸

ハ炭斗ノ縁ニモタセ、前ノ方ハ炭斗ノ中ヘ落シテ入シコトモ有、
一或人云、炭斗ニハ炭ヲ少入テ持出、多不レ殘ヤウニ置テ歸ルハ手柄也ト云シ、之モ當世云初シコトナリ、手柄ト云ホドノコトハアルマジキ、
一大文字屋宗味云、手瓢單ニ炭入樣、中ヘハ大炭輪炭ヲ入、其上ノ脇ヘヨセテ小炭割炭ヲ入、上ニ白炭又ハ細イ炭ヲ入テ吉、瓢單ノ手ヘツカユルホドニシテ、見事ニ兩方ヨリ指入テ吉、火箸ハ前ノ方ニ横ニ指入テ吉ト云々、
右宗味ハ先於二疊ノ上一ニ下炭ヲ置テ見、夫ヲ炭斗ヘ入テ持出シ也、如レ此於二勝手一下置ヲ仕テ、夫ヲ入テ出ルコト、茶湯者ノ可レ仕コトニハ無レ之、幷大炭ヲ下ヘ入テ、上ニ小炭ヲ入テ出シ、剩炭斗ノ手ヘツカユルホドニ多入テ出ルハ不レ可レ然、

〔槐記續編〕享保十九年正月廿九日、炭取ニ炭ヲ組コトバカリコソ、亭主ノ物ズキタレトテ、コレバカリハ大事ニス、昨日ノクミヤウアシヽ、胴炭ハキハメテ一ツチウヘヲクガヨシ、初手ニ入ルモノナリ、是ガ下ニアレバ、是ヲトリタル時、外ノ炭ノ行儀アシクナルモノナリ、ソレユヘ此ヲ上ニ置テ、是ヲ取テ、アトノ炭客方ヨリ見苦シクナキ樣ニ組物ナリ、昨日ノ組ヤウアシキ由ナリ、炭ヲスルニ、前後ノ炭ノサシアハヌヤウニスルハ勿論ナリ、キノウノ炭ニ、輪ノツカイ處同ジケレバ目ニ立ナリト仰セ〇近衞家熙ナリ、

〔茶具備討集〕火箸或象眼、或輪石、
鐵箸用二極古物一　高麗箸

〔和漢茶誌〕三炭檛　俗名云二金火箸一
按、茶經以レ鐵六稜制レ之、長一尺、鋭一豐中執、細頭系二一小鍰一以飾レ檛也、若二今之河隴軍人木吾一也、或作レ鎚作レ斧、隨二其便一也、陸子所二常用一者是也、後世以二眞銅白銅一製レ之、四稜六稜、或長短、各有二異同一、

又云、義政公所用之炭檛、珠光常用之、蓋漢物也、今在何所乎、(此外漢土炭檛至今猶多、有古新遠近、長一尺及一尺一寸者、人人玩之、或六寸七寸者、置手爐、置雙鰻、鍛冶人所造者爲佳、)

降紅　火箸也　見茶譜十六事中、

以銅造者謂降紅、

本國眞鍮火筋亦同歸、頭有蔥臺勾鏁、適有如炭檛、作鏟作斧、其色如眞鍮、故別其名云降紅也、炭檛火筅皆以銅造、然分其品云白銅云青銅者、以其色異也、無虛其內而充實者也、

火筅　火箸也

茶歷云、一名筯、(無鐶、箸也、)頂平截無蔥臺勾鏁之屬、以鐵或熟銅製之、無勾臺屈曲、謂之火筅、漢土無以文字分其品、其實同也、有蔥臺勾鏁之箸、多以銅爲之、實其內者也、又張箸本以鐵造之、虛內者也、無鳥無鏟無斧、只有蔥臺勾鏁耳、或頭屈曲、共總其名謂之張箸、諸家動有以銅造者、其製不古矣、今所尚之箸皆漢器也、擇其長短勾鏁適於鑑籠者、是乃茶人之巧也、昔日珠光所常用之箸、各漢器也、引拙紹鷗傳之、中世宗易以鐵銅爲之、便於茶事之用、可謂深思之至矣、又云、朝鮮國製以鐵爲之、以銀加紋、頗有蔥臺、千氏世世傳來之、(昔日珠光所用箸者、非此火筅、其實白銅、頭作鳥形、此火筅者、頂平截無蔥臺勾鏁鳥形屈曲、故別其名云火筅、其實赤銅也、以其品異、謂別呼之耳、)

柄火箸　和名

柄者以眞桑爲之、其長短異同隨其便、多閑爐之間用之、或置于甕、置于筒、置于籠、皆所以對閑爐之具也、若對風爐則無柄也、漢器銅鐵共製之、又曰、全體諸具於臺子而對風爐則四時通用、且比及暮秋以桑柄、又比及中春不以柄、可知對臺子與風爐則六物象備、(六物者、風爐、釜、水壺、柄杓、建水、火箸是也、)唐陸季疵玉川子、宋蔡襄所常用箸、炭檛、火筅、降紅之三耳、未聞有柄者、元明亦然、

本國珠光紹鷗以降、用有柄者以對閑爐、只添柄者以對風爐、及宗易專由之也、然間長短有異同、其品形長短、諸家各異之適其用、何以爲一定乎、凡此類擬之而可識也、於本國家家以銅鐵、少異其形、或有

内賓者、又或有内虚者、各任其所好、

〔千家茶事不白齋聞書〕火箸之事

一爐は桑柄火箸二通り利休好、大小、小は六角なり、老人用、　風呂象眼入利休好、鐵はり貫同好、眞鍮椎實頭宗全好、眞鍮耳づく頭如心齋、其外風爐は何れなり共かねの火箸用、　長火箸爐二通り、輪の頭、けしの實頭、兩頭共鐵竹の皮に而卷、　風爐長火箸、鐵張拔長きもの也、

〔茶道筌蹄〕〔三〕同〔○炭取〕小道具

火箸　サハリ、炭カヽリなきは飾火箸、炭取へは桑柄を用ゆ、サハリは紹鷗の所持寫し、椎頭紹鷗所持は當時平野にありといふ、

石䥥子〔チヨウロギ〕　利休所持、鐵の象眼、千家に傳來す、

鳥頭　角鷗の形なり、如心齋好、眞鍮火箸の表裏の分るために好みしなり、

椎頭　眞鍮サハリ寫し

桑柄　利休形、金の所を袋に仕たるもあり、

鐵張　利休形、風呂に用ゆ、

〔南方錄〕〔三〕火箸

火箸、爐には桑の柄を用ひ、風爐にはかねの火箸よし、

〔茶之湯六宗匠傳記〕〔五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一冬はぬり物の香合、柄付火筋、夏は染付の香箱、さはり火箸、もしは袋火筋もよし、

〔茶道要錄〕〔上上注〕炭之事

一火筴之事、大中小各形アリ、共ニ桑柄也、必ズ瓢ニ用ユ、是冬ノ用具タル故也、瓢ノ大ニハ大ヲ用ユ、三段各如此、籠ニハ打延ト云テ、柄ナシニ鐵ニテ作ル、是又形アリ、必ズ夏用之、

香合

〔貞要集 三〕火箸之事附火箸莊之事
風爐の時は鐶火ばし、爐には桑柄を用申候事、利休以來也、爐にて火を多く取あつかひ申候ゆへ、桑柄を用申候、又長火ばしは、爐中底を取申時、半駄に底取長火ばしを組合出シ申候、

〔茶傳集 九〕一圍爐裏火箸寸法
カチの所五寸、又四寸五分、柄の長サ四寸九分、又五寸三分、　小口ゟ一分半置て、巾一分程針金ニ而卷なり、柄の形チは先細く少中ふくらにして、太キ所にて貳分に强キ程にして恰好見合、
一長火箸長サ一尺三寸、竹ノ皮ニ而柄を卷、間四寸一分、輪之所にて分半スカシ、染麻糸にて卷なり、
一風爐火箸寸法、長サ九寸三分、元ノ所茶の實の如く丸くして、先キ壹寸程ツチメ付ル、鐵サビ色かるはりなり、

〔千家茶事不白齋聞書〕香合之事
一梅鉢香合利休　こぼし梅香合利休とは申候得共、慥と不知、元は宗全方ゟ出たるもの歟、　つぶ菊少庵好　蛤菊の繪利休好、正親町の院樣江上ル、今以用之、　蛤金ふんニテ詩有り、紹鷗好、道安好蛋程にして、底三四分計り上ヶ一文字にきたる也、　くはら香合隨流好、是は□□ニ付ル、くはらん木に而作り、墨塗にて中穴也、雕り江香を入ル、　木魚、樗履、地紙箱、樂燒如心好、　雀香合、樂燒宗旦、　やきほ仙叟好　一閑ニテ蔦結文覺々齋好、松之木おし鳥覺々齋好、　ぶりぶり　玉原叟、如心も有り、　紹鷗形は黒塗、梅鉢ゟ少シ平目、　屏風箱南京也、蓋に穴なく直成がよし、地紙ノ形は惡シ、模樣は桔梗に蘆がよし、穴有ルハ虫入也、

〔茶道筌蹄 三〕香合之部
香合は道具中にても至て輕き物ゆへ、利休百會にも香合の書付なし、夫故名物も少し、名物

は堆朱青貝に限る、張成、楊茂、周明、此三人は宋朝にて堆朱の三作といふ、張源、鐘珍、呂甫、金甫、王圓、王賢、印堆、此七人は、元明の間の人、時代定めがたし、前の三人と合せて、堆朱の十作といふ、

存星　彫に星のやうなる物ある故に存星といふ、又存清と書て人の名といふ説もあり、時代不分明なり、但し東山殿飾書には存清とあり、

堆黒　唐物にて新古あり、十作の内にもあり、

緑葉紅花　摸様文字の通り也、十作の内にもあり、

蒟醬　安南國にてキンマを入るゝ器なり、キンマの葉に、檳榔子を包み、石灰を付て、食後に用るよし、木地とカゴ地と二通りあり、此器に似よりのをキンマといふ、○中略

コマ　高麗といふ事ならん、狛樂といふは非なり、

青貝　唐物と、琉球と二品あり、

象牙　唐物、山中氏に紹鷗所持寶珠形あり、

青磁類

雲鶴　至て古し

角牛　至て少き物なり、名高きは雲州侯、淀侯、山中氏にあり、角にして蓋の上に牛の浮もやうあり、至て白き物にて、白呉洲ならんか、

桔梗七官　木瓜七官　一葉七官　木葉形七官　元和慶長の頃、七官といへる唐人の持渡る手を七官といふ、

蜜柑七官

犬靡桃　一種の物、桃の上に犬と靡と向ひあわす物なり、

羽箒

開扇七官　木魚七官　獅子七官　角七官　丸七官

裏白（南京青磁にて内白し、壺いろ〳〵あり、）七官よりは時代若し、南京青磁ともいふ、

〔茶道便蒙抄〕一香合の事

一夏は塗物、冬はやき物を用ゆ、子細は夏は伽羅合香、冬は薫物を用る故也、塗物に色々甲乙あり、難及筆、

〔和漢茶誌〕二宗從事　十二先生之一（俗呼之云茶掃羽、）

茶具圖贊曰、孔門高弟、當洒掃應對事之末者、亦所不棄、又況能萃其既散、拾其已遺、運寸毫而使邊塵不飛、功亦善哉、（蓋以獸毫爲之、形見茶具圖贊、）蓋宗從事、以其一柄運掃左右、本國以鳥羽作之、或有一羽者、有三羽者、有束用衆羽者、又或取抹茶、以左右鳥羽掃礪上、使英花不飛、是亦宗從事之屬、

〔千家茶事不白齋聞書〕羽箒之事

三ッ羽には大鳥、鶴、野鴈、トキ、山鳥、梟、鴻也、掃込ハ白鳥、鷺也、

一掃込つかみ結には、鴻の羽をあつめ一ッニ結たる物也、是は炭取にも用ゆ、さびたるもの也、桑の炭取抔によし、又掃込にも遣ふ、鴻の大掃込は勝手物也、中立或は客前に座敷掃物也、

一四畳半と大目には左羽を用、向點ト風爐には右羽を用、一ッ羽は酷暑に用、

一三ッ羽に寸法ナシ、羽ニ依テ大小有り、格好宜きニス、結様はこより也、尤掛ル所有がよし、炭取の小サキニ大キ成ルハ悪シ、炭取ニ依而大小可用、

〔茶道筌蹄〕三同（〇炭取）小道具

羽箒　むかしは鶴、野鴈、梟、鷺など用ひたれども、啐啄齋より鶴に限る、但し三ッ羽は利休形なり、

一ッ羽　利休形桑柄極暑によし、勝手により左右共にあり、

炮烙

ツカミ結　桑箱に用ゆ、ツボ羽十五枚なり、

〔長闇堂記〕一一手野雁と云鳥の羽箒世にはやりし、其始は遠州殿〇小堀政一備中下國の時、野雁を打給ひて、其羽を箒につかひ給ひしより起れり、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一羽箒は、羽の間五寸壹歩、柄三寸壹分、羽と柄の間壹分、此寸法を用ゆ、然ども羽に依て長みじか有、取合惡敷故也、さは謂ど棚に寸法極故、圖の無き事は難成、其中間丁簡有べし、

〔茶道要錄上主注〕座席之段々同床之事

一羽帚之事、三羽一羽アリ、三羽ハ三枚ヲ重テ、柄ノ所ヲ篠ニテ包ミ二所ヲ結也、本ノ方ヲバ篠ヲ折返ユヒ、其緒ヲ伸テ輪ニシテ掛ルヤウニモ、又別ニ輪ヲシテ、其折返ノ間ヘモ入ル、利休ハ節篠ニテ結、元伯ハ紙捻ニテ結、コノ時ハ綺ノ上ニ粘ヲ引也、後ニ毛立故ナリ、柄ノ包ヤウ末流ノ異アリ、羽ハ鶴ノ本白ト鵁鶄ヲ用、此外堅ク不用、一羽ト云ハ、鶴ノツボ羽ト云ヲ一枚、桑ノ柄ヲ入テ用、柄ノ削ヤウ形有、露地ノ腰掛ニ置帚ハ、鵁鶄カ鶴ノ羽ヲ翅ノ節ヲ付テ切テ、篠二枚ヲ以テ、青麻繩ニテ結也、篠ヲ捻テモ結ナリ、

〔茶道早合點下〕下取土鍋

下に火灰をいくつかへたる時、此ほうろくへ取入、爐中をならす、又底取土鍋ともいふ、

〔茶道筌蹄三〕炮烙之部

甕蓋　南蠻のツボの蓋なり　島物　備前、信樂、　樂燒　利休形なり　同藥懸り　利休形、風呂に用ゆ、　同燒拔　如心齋好、長入より前になし、　同ノンカウ形　素燒に押判あり　同內藥　啐啄齋好、爐に用ゆ、　金入　了々齋好、善五郎作、黑に金入、爐に用ゆ、

半田之事

灰杓子

泉州半田村にて燒、素燒は爐に用ひ、樂燒風呂也、仙叟好、素燒にて少々小形押形あり爐に用ゆ、大焙烙あり、むかしは底取に用ゆ、長二郎作ある物也、

〔茶道要錄上主注〕爐同樣之事

一土鍋之事、圖アリ、爐風爐共ニ一ツヲ用、是ヲ灰土鍋ト云、大ナルヲ下取土鍋ト云、灰土鍋ニ灰ヲ盛事、末流ニハ少容ル也、不用、七分目バカリ入テ吉、杓子ハ脩テ置ベシ、

〔雍州府志七土產〕埴田焙爐具（ハンダホウロク）　茶人入炭火於埴田盞、末灰於焙爐具、以末灰粧爐中、而置炭安釜也、

〔茶道早合點下〕下取杓子（爐中をならすとき、此しやくしにてとる、）爐の下取、風爐の下取あり、又底とりともいふ、

〔千家茶事不白齋聞書〕灰杓子之事

一爐灰杓子二通り、利茶好みは無紋、是は道安好みを利休一見宜由被申形と成ル、紹鷗好みは形角丸の角ニテ柄打延也、横筋有テ菊桐の紋はうらに有、柄は竹之皮ニテ卷、細き青繩ニテ結、樂燒灰杓子、紹鷗好とも仙叟好とも云、仙叟にて可有、　風呂灰杓子二通り、常體用ルハ末きみの葉形也、又少シ小ぶりにて、きつくりと曲りたるあり、

〔茶道筌蹄三〕灰杓子

利休形　桑柄ニタロミさし込　少庵形　桑柄ペウ打火色　宗全形　大判形竹皮卷

仙叟形　同斷大形なり　長二郎形　赤樂燒竹皮卷延付燒なり

〔茶話指月集上〕灰さじも、むかしは竹に土器などさしはさめるを、安〇千道安かねにして柄を付たり、休〇千利休はじめは道安が灰すくひ、飯杓子のやうなとて笑ひけるが、是も後はそれを用ゆ、

〔茶之湯六宗匠傳記五〕小堀遠江守宗甫公自筆の寫

一多ほうろくへ大灰すくひ計、夏は大小の灰すくひ吉、

〔茶道要錄上主法〕爐同緣之事

一杓子之事、爐ノ灰杓子三本、各形アリ、共ニ桑柄也、風爐ハ打延ニテ、柄ノ所ヲ篠ニテ包ミ、紙捻ニテ三所結、篠ヲ綺テモ結ナリ、結目下ノ方ニスベシ、

一下取杓子之事、爐風爐共ニ打延ニテ、取柄ヲ篠ニテ包ミ、靑麻繩ニテ卷ナリ、爐ハ大、風爐ハ小也、末流ニ底取ト云不用、

〔貞要集三〕火箸之事附火箸莊之事

灰掾、古來は小土器にて灰をまき申候、道安作にて銅の灰掾ひに桑の柄を付申候、今の世迄用申候、

〔喫茶指掌編二〕遠州〇小堀政一云、唯一箪一瓢の足事を知、身の外を願事を不可爲、小欲知足の本意を不了得故に、一を得ては二を願、以三五になす事を不知、他の珍器をかぞへうらやみ、きたなき心と成もて行事、同前の道具の新古、價の輕重を論ずる事は拙しと、

實殊勝なり、今の世の喫茶者流の癖こゝに有、いたむべし、

山上宗二云、道具一種にても、珠光、宗珠、此衆の心に掛られたる物を所持すべきなりと、

〔獨語〕近き世に人のもてあそぶ茶の道こそいと心得ぬことなれ、器は古きをもとむるにあらず、唯新らしきをすと尙書に云へるに、今の茶人は、幾年を經たりともしれぬ、舊き茶碗の汚穢不淨にして、しかもかけ損じたるを、うるしなどにて繕ひて用ふ、けがらはしさ云ふばかりなし、朝鮮國の人の常に用ふる唾壺の舊きを求めて、抹茶を貯へて、是を茶入と云ふ、是もけがらはしき竹箆を撓めて匙として茶を杓ふ、是を茶杓と云ふ、〇中略凡萬の器の中に、舊くて善き物は樂器なり、昔の上手のつくりて、多の年を歷たるは、必妙なる聲出で、あやしきこともある故に、樂器は少しも舊きを寶とす、樂器の外は、大方何の器も舊きは新しきにしくことなし、〇中略今の世の茶を

もてあそぶ人は、何の珍しきこともなく、すぐれたる德もなき常の磁器を、千金萬金に買ひ取りて、上もなき寶と思ひ、させることも無き人の作れる竹の筒、竹の篦などを、百金にも買ひて、世に珍らしき物と思ふは、大なる惑なり、

〔老の波〕茶器といへば高料なる物と心得る、いと笑ふべし、高料を好まば、いかけ地螺鈿の臺に、こがねの茶椀のせたらんかた遙にまさるべし、宗易のかたへ或農夫來りて、月ごろ日ごろ財をたくはへて、よき茶器を得侍らんと心がけぬ、此金もて茶器を買ひ給はれといひけり、後の日農夫來りければ、かのこがねにて買置たりとて、白布多く出したるを、農夫驚きて是は如何にと問へば、茶巾だに新らしくば、いかほども客は呼ばるゝものとはいひけるとぞ、いと感ずべき事也、今宗易が書きたるもの、又は持ちたる器ものゝたぐひまで、千々のこがね出してかひえてんとするは、宗易を貴ぶゆゑに、かくはしたふにてありけり、左程にも貴びしたはゞ、千々のこがね出して、其手澤の存する器をかはんよりは、まづ此茶巾の事いひたる金言を我物とすべし、この金言を我物とすると、手澤の品を我物とするとは、いづれが宗易の心に叶ひぬらんと思ふにや、かの遠州〈○小堀政一〉の、いはれしにも、器は新らしきをすと、古き口にもあんなり、然るに茶は事そげて奢らぬをせにすればこそ、世の人のこは古きとて捨侍る器物も、かの數奇者は捨てずして、新らしき器物よりも、心あたらしくつかひぬるを、眞の數奇者といふとをしへられけめ、今此意しる人だに稀れなり、持傳へし器ならばさらなり、されど新らしき器得るほどの事いできなば、猶夫れをもうちまじへてこそ有るべけれ、殊に今の人は茶とだにいへば器ものよと心得、その器よといふも、實にわがよきと思ふにもあらず、唯人まねして、此頃は青磁の香合もてはやすなり、堆朱は人々好まざれば、茶會に用ゐがたしと、皆世上に雷同瓦鳴して、いはゞ婦女の髮のさま、衣服の色目、世の流行を心として、いさゝかも我實見なく、世もてはやせばよきと思ひ、もてはやす事

薄くなりゆくは、はやあしく思ふ情に異ならず、是にてもかの禪意はあゑ事にやあらん、

〔槐記〕享保十三年九月十四日、參候、宗和ノ說ニ、何ニテモ形ヲ利休々々ト云ヘドモ、利休ノ形ノ今用ヒラレヌモノアリ、強テ用ルハ通屈ナシト云ベシ、今ノ世ノ湯盆ノ形ナド、古ヘ利休ノトキハサゾアラン、今ニテハ全ク廁ノヲトシ盆ノ形ニ少シモ違ハズ、ソレ故京大坂ノ道具屋ニ、美ヲ盡シタル恰好ノ湯盆ハ、多ク廁ノヲトシ盆也、若シ左ニアラズトモ、其嫌アレバ、其ノ形ハサクベキコト也、故ニ宗和ノ形ハ、ドチラヘドウコケテモ、ヲトシ盆ノ形ニ似ヌヤウニ製セラレシト也、尤ナルコト也ト仰〇近衞家熙ラル、

〔當代記〕慶長十二年二月廿九日、大御所江戸ヲ御立、相模國中原ニ爲鷹野逗留シ玉フ處ニ、金ノ茶具、釜、天目、水指、同柄杓、同柄杓置、茶酌以下悉紛失、是近習ノ輩ノ仕ワザカトテ、供ノ衆上下其夜ノ泊所之宿ヲ被改ト云共、分明ノ儀無之、其夜番之衆アイバ勝七、落合長作、岡部藤十郎、是三人ヲ方方城ヘ被預、勝七ハカケ川、長作田中、藤十郎ハ沼津ナリ、翌朝右ノ釜ノ蓋ヲ藪ニヲトシ置カ、是ヲ見出言上ス、爲其褒美金三枚引出物ナリ、十五年二月二日己未、去未年二月、於相模國中原失タリシ、金子茶具水指金巳下出ル、

〔明良洪範續篇五〕此忠興〇細川ニハ、父幽齋ニモ勝リタル行狀多カリケル、後年豐前小倉ノ城主タリシ時、一歲領分大旱シテ一向ニ作物モナク、百姓共餓死ニ及バントシケル、其旨役人共ヨリ訴ヘ、當時ノ飢渴ノミニ非ズ、來年ノ手當モ心元ナシト申ケレバ、忠興大ニ心痛セラレ、中々尋常ノ事ニテハ屆カジ迚、父幽齋ヨリ相傳セラレシ名物ノ茶器等、殘ズ近臣ニ持セ京都ヘ遣シ、此品質物等ニ入、金子調達シ、急變ヲシノギ申度候ヘドモ、其位ニテハ行屆クマジケレバ、好キ相手ヲ聞合セ、殘ラズ賣拂ヒ候ヘトノ事ニテ、早々上京シ候所、望ム者多ク候ヘドモ、名高キ品々ニテ、天下ノ銘器ナレバ、後難ヲ恐レ、所詮表向ニテ買求メン迚、所司代板倉殿ヘ伺ヒ候ヘバ、周防守聞レテ、

其茶器ノ由緒ハ何レニモ致セ、當時歴々ノ細川家ニテ賣拂ハレ候ト有ナレバ、別條之無事也、所望ノ者ハ勝手次第買取ベシ、代金等ノ事相濟シ上ニテハ我等モ一覽スベシ、名ノミ聞及ビタル計リニテ今迄見ザリシニ、幸ノ事ト申サレシ故、扨ハ氣遣ヒナシ迚、有徳成者ドモ爭ヒテ求メケル、右金子早々大坂ヘ持セ遣シ、米麥ヲ始メ、何ニ因ズ食ニ成ベキ品々ヲ金子限リニ買調ヘ、船ニテ小倉ニ差下シ、殘ラズ領中ヘ分ケ與ヘシ故、大勢ノ者共飢ヲ助リケルト也、

〔明良洪範　四〕榊原康政嫡子遠江守康勝死去、實子有シカド、子細有テ隱セシ故、家斷絶ニ及ントス、弟忠政大須賀ノ養子ナリシガ、養家ヲ捨テ實家ヲ繼グ、稱號ヲ給リテ松平式部大輔ト云、德川家ノ士大將トナリ、播州姫路ヲ給リシ所、勝手甚不如意ナリシ故、所持ノ名器ヲ賣レシ、其中ニ天下ニ沙汰セシ名物ノ茶入アリ、京極丹後守廣高望ミテ金一萬兩ニ買レケル、式部ハトクモ天下ニ恥ヲ晒ス上ハ、右一萬兩ヲ錢ニテ申受度ト望レシ故、江戸中ノ錢ヲ買入、車數千輛ニ積送ラレシ、式部ハ是ヲ以總家士ヲ救ヒ、廣高ハ領内ノ民百姓ヲシヱタゲテ、己ガ樂ミヲ極ム、其頃世上ノ評ニ、式部名器ヲ捨テ名ヲ天下ニ上シト云リ、

〔大猷院殿御實紀附錄　四〕おなじ正盛〇堀田が亭へ渡御ありし時、床の上に臘子牋の壺といふ名器を陳設せしを見玉ひ、御けしき損じ、かゝるよき壺を公に獻せずして世に出すは長崎奉行唐物査撿至らざる處なりと仰有て、彼地に仰下されしに、その時の奉行は誰なりしや、元より茶技こころ得ねば、とかく茶には、まがりひづみし物を尊むと承れば、舶載の内にて、異樣の物のみ撰みて公に獻り、その外尋常の品は奉らざるよし言上す、老臣等相議し、此事御聞に入なば、尚さら御けしきあしかるべし、されどもせんすべなくて聞え上しに、はたと御手を拍て大に笑はせられ、げに茶技心得ぬ者はかく有べしとて、以前とは引かへし御樣なれば、みな公の喜怒、その節に當らせらるゝを感じ奉りしとぞ、

〔明和新增京羽二重三〕茶具繕所

御幸町夷川上ル町　川崎儀左衛門〇中略

數寄屋道具師一閑細工

室町通後藤辻子下ル町　岸喜右衛門

數寄屋木具師

御池通烏丸西江入町　戸田正次　小川通上立賣上ル町　木具師五左衛門

茶湯杉道具師

新町中立賣下ル町　伊兵衛

茶湯指物師

小川通上立賣上ル射場町　駒汲理右衛門

茶湯道具一色所

寺町三條上ル丁　栗田玄竺　四條寺町東江入町　竹屋吉兵衛　寺町竹屋町下ル町　竹屋嘉介

〔江戸總鹿子六諸職名匠諸商人〕茶湯道具直

京橋金六町　四郎兵衛　南槇町中通　藤重當元

古事類苑

遊戯部十二

煎茶

名稱

煎茶ハ其起原詳ナラズ、高遊外ヲ以テ中興ノ祖トス、遊外ハ德川幕府ノ中世ノ人ニシテ、世ニ賣茶翁ト稱ス、其事ニハ水品擇芽煎法等アリテ、一ニ支那ノ風ニ摸倣シ其器モ多ク支那ノ製ヲ用ヰ、簡素幽雅ヲ以テ主トスルガ故ニ、文人墨客ノ輩多ク之ヲ玩ベリ、

〔書言字考節用集 六服食〕煎茶(センジチヤ) 事見ニ活法一

〔類聚國史 三十一帝王〕弘仁六年四月癸亥、幸ニ近江國滋賀韓崎一、便過ニ崇福寺一、○中略 大僧都永忠、手自煎ニ茶奉ニ御、施ニ御被一、

〔江家次第 五二月〕季御讀經事

上卿一人著ニ南殿一、例 天喜四年、三ヶ日毎ニ夕座一、侍臣施ニ煎茶一、

〔木石居煎茶訣 下〕今日の茶は、泡(はう)茶、淹(えん)茶、沖(ちう)茶の三ッにて、煎茶ならぬに、なべて煎茶と唱ふる、當らぬやうなれど、矢張煎茶と稱して苦しからぬ也、かゝるためし少からねば、殊に手近き例をばいはんに、たとへば論語巻の一巻の二といふ如き、こは古竹簡に文字を彫り付、韋にて是を綴りまき置たるよりかくはいひし也、又中古になりては、絹に文字をかきて是を巻置たるが、紙の出來し後は、今の如く本に綴たれど、猶古稱を唱へて、巻の一巻の二といひ、竹簡が紙にかはりても、脱簡などゝもいふの類、煎茶の適例ともいふべし、されば、だし茶にても、一煎二煎と稱するを笑ふ

べきには非ず、素より初注再注など唱ふるは、尤當れりとすべし、前に述る如く泡淹沖の三ツも、わざにかけていふ時は、矢張古稱を用ひて烹點と唱ふる、是又前の例によりて摘きにはあらぬ也、

茶品

〔煎茶仕用集下〕茶品彙

蘭茶 琉球國茶と云、其香如蘭、渡來茶第一珍品、錫の器に入來る、掛目五匁程ヅヽあり、

松蘿 舶來のもの也、蘇州閶門といふ處より出ると云書付あり、蓋蘇に來る、續蘿磵石舟所製松蘿と云書あり、序曰、唐有名僧號曰松蘿、露事烟霞隱居山野云々、此人の始て製せし茶なる故、其名を呼とみへたり、始終此書にそなはる可考、

武夷 此茶武夷の白茶とて、色は黑く、白きかびのやうなるものふきてあり、あまりよろしき茶にはあらず、是も舶來の品なり、此茶のこと諸書に出たれば、茲不贅、

唐茶 常に多く舶來のもの也、於肥州製之、

一ツ山　雁音　山吹　初緑　湖溪　越後　初山吹　春風　落撰　政所　龍田　一ツ森　多梅　折鷹　朝日山　政所初葉

右拾六種、江州信樂より產す、日東煎茶此產第一とす、末茶は以宇治第一とす、

花橘 江州彦根より八里ばかり北、たて原村源四郎といふものの近年製出す、上品なり、　蟇茶 城州宇治產、濵茶の蟇也、　室生(ムロフ) 大和產　清見 駿河產　服部伊賀產　河越 武州產　仙靈 播州栗賀生瀧寺產、靈玄院法皇ノ御始名　本葉　薄葉 此種城州高雄山ノ產、日本茶ノ始テ植ル所ト云、　草山

高泉寺　明石　此三品丹後ノ產　足久保 駿州產　吉野茶 和州產　北山茶 和州產　川俣茶 勢州產　高野茶 紀州產、以深峯水烹、蓋靈シ山水ニ宜シ、

日向茶 疏茶也、無精製者、　完粟(シソウ)茶 數品、播州產、　カナコシキ 攝州宇郡產　相樂茶 肥前產　筑後茶 上品　輪違茶 濃州　葉室 城州鷹產

〔淸風瑣言上〕品解

煎品は、折鷹、白折(シラヲレ)、鷹がね等、上製の餘材也と見ゆ、葉茶有、莖(クキ)茶有、葉くき相半する有、其葉は尖のみなれば、氣味共に薄し、落撰は山岳の名、其山下なる遠の尾村に出すなり、朝日山の上に座せり、朝日は七種の一名なり、なし、落は下

品なり、（里人の言に、上製の種をアチと稱し、麁種をなしと呼とぞ、ナシムシの略言歟、蒸製精しからざるの名義なるべし、）其餘品題猶多かり、

品目

近江の信樂、茶品殊に多し、山中の村民園畝を開きて蒸焙を事とす、煎種の絶品、此地天下第一なり、山吹一森（ツ）の名のみあまねく聞ゆ、（山吹は本宇治の品題なり、今も猶かの地に出す、）萬代、霜花、湖水、花橘（政所と云郷に出す、信樂の山脈也とぞ、）等の種皆絶品也、其餘の品題多く聞ゆるは、園民漫に題するものに似たり、又京師の鷲戸等、私に品第を設けて、名と物と戸々にたがふも有べし、又彼とこれと合製して一品となるも有べし、沽酒家の醇薄辛甘を鹽梅して、戸々に品題を稱ふるに同じ、又昔の一森（ツ）は今の山吹にて、品第一階を進ましむとも云り、大觀茶話に、相鬻相爭、互爲剝竊、參錯無據、不知茶之美惡在于製造之巧拙而已、豈園地之虛名所能增減哉、焙人之茶、固有前優而後劣者、昔負而今勝者、是亦園地不常也と云を見れば、はやくより此厄有しをしらる、唯々市に求る人、茶は眞の面目にあふ事難し、

洛北妙心寺の花園、近江の永源寺の越溪、土山の曙、（永雲寺製）美濃の虎溪、（永保寺製）播磨の仙靈、（粟賀生蓮寺製）山僧の手製、利の爲ならざるは佳品也、それを名として郷民の出せるは品降れり、

栂尾高雄の產、昔は上製の種ありし也、深瀨茶など聞えしも有しを、今は佳品なしと云り、

諸國の名產甚多し、伊勢の河上、伊賀の服部、大和の室生、紀の高野、尾張の内津、美濃の養老、駿河の蘆久保、西にては肥前のうれし野上首なるべし、肥後の鹿子尾、筑前の鶯、其餘柳川相樂等きこゆ、多くは鐺炒製にて、味醇く淸韻乏し、又唐茶とて、商舶の將來れる者は近年佳品なし、武彝、松蘿、龍井、蘭茶等の名あれども、眞物にあらざるべし、其它は丹波の草山香泉寺、播磨の鹿谷、日向茶の類は、常食の品にて文雅の友にあらず、

〔煎茶早指南〕他國はおのづから他國に上茶を出す所おふけれど、我國（○尾張）にては内津の村民久しく茶を製し出す、其外賣物にあらぬ上品の茶、予（○鼎梁）がしりたる分左の如し、

知多郡大高の長壽寺毎年製せらる、これ江州越溪茶の法にて尤佳品なり、水野定光寺の茶は、京師花園の製に同じくして、又これ佳品なり、此兩所にて上製の茶を飲ば、氣味他に異なる事甚遠し、兩山ともに水も精絶なるゆへとぞおぼゆれ、府下白林寺、毎年唐様茶を製せらる、其精品に至ては兩山におとらず、水もすこぶる佳なり、右四條は、我國同好の諸君子にしらしむのみなり、他國の人は、他國の人境によりて製法を問ひ玉へ、

本朝にて茶を產する所おふけれども、第一とするは山城の國宇治の里なり、しかれども煎茶においては、むかしより近江の信樂を天下第一と沙汰しあえり、無腸翁も宇治信樂はもろこしの上茶を出す、建溪北苑にもおとらずと、預言にしるされたり、

信樂の上品にて、髙翁の比にもてはやされたる茶の銘は、髙代、霜の花、湖水、花橘等なるよし、今は銘も堂上方より申くだして新銘を稱するもあり、又高名の君子によりて求たる銘もありて、其品目はかはれども、製法においてはむかしにことなる事なし、

故人すべて信樂を賞せられしが、宇治なんぞ信樂の下におらんや、兩所の高下は、歌仙の人丸赤人のごとく、宇治は信樂の上たらんことかたく、信樂は宇治の下たらんことかたし、

つねに煎する茶、宇治にては喜撰、信樂にては信樂とゆふ銘の茶よろし、飲事は一等も上の茶よけれども、まづこれらこそ中品のよきものなり、

〔渡邊幸庵對話〕一煎茶駿州府中の曲里の右の方に作るよし、され共人々呑料にする故に賣買にせず、安倍に水窪と云所あり、此所に作る茶至て極なり、然共木株少なし、是に差續て水見色と云所の茶よし、是大方に水窪に對する也、其餘は茶料と云て、幅三里、長さ四十餘里、此所餘の物を不植、都て茶株也、是世にいふ阿倍茶也、運上も大分也、

〔煎茶綺言〕性味

茶ノ性微寒、味ヒ甘苦トイヘルハ、世ノツチノ說ナリ、精良ノ品ヲエラミ、湯候ヲ得テ喫スルニ、芳鮮甘冷ノ風趣アルニ似テ、マタナキガゴトシ、餘韻ヲ呈シ、微冷ヲ膩(アマ)ヌ、甘ハ其花ナリ、冷ハソノ實ナリ、苦澁ハソノ根柢ナリ、然ハアレド頂選ニシテ苦澁ノ味ハ病ト云ベシ、袁仲郎其ノ濃冷ヲサシテ、ヤヽ金石ノ氣ニ類ストイヘリ、ヒトリ能茶ノ眞味ヲ識セリ、蘇東坡ハ清風ニタトヘリ、苦澁ノ病ハ、原采收ノ早遲、蒸焙ノ過不及ニヨルナリ、其ノ製造ノ概略ハ、清明穀雨ノ間ニ、茶ノ新芽四五葉ヲ發シ、津液萠芽ニ升ルヲ察シ、照々煦々ノ朝夕ヲマチテ、頂ノ三葉ヲ摘采、清水ニアラヒ、湯蒸焙乾ス、其時ヲ得レバ自ラ清茶ヲ出ス、マタ焙養ノ粗ナルト、地道ノ旺セザルトニヨリテ、苦澁ノ味ヒヲ致モノ多シ、マタ一沸ノ湯候頃刻ノ火勢ニモヨルベシ、湯候ミタザル時ハ草氣ヲ剩ス、過時ハ眞味ヲ耗ス、火氣武時ハ焦氣ヲ發ス、文時ハ湯氣ヲ生ズ、マタ湯引鍋熬ノ製アリ、(筑州ノ嬉野茶、日向ノヨシマツ茶、遠江ノ相良茶ノ如、皆イリ茶ナリ、)其中マヽ良品アレド、多クハ草氣アリテ苦澁ナルモノナリ、喫茶ヲ賞シ、品題ヲ決識人、此造法ヲ詳ニセバ、又一助ニナルベキヤ、茶估ヨリ價得テ良器ニ收藏スルモノハ、烹時焙乾ヲ用ユベカラズ、焙乾ハヤムコトナキノ所爲ナリ、良器トイエドモ、誤テ冷濕ニ侵サル時ハ、宜敷烘焙スベシ、サレド隔紙ニ火色ヲ蘸時ハ眞味ヲ損ズ、ツトメテ火候ヲ調シルベシ、彼ノ松蘿僧ノ如キハ、火候ノ調ガタキヲイブカリテ、芽ノ尖蒂ヲ剪去テ、但其中段ヲ留トイヘリ、吁ウトカリキ、茶ニ花香ヲ褒モノハ、少シク醫藥ニ似タリ、ヨテコヽニノコス、

〔煎茶仕用集上〕藏茶

宋蔡襄茶錄曰、茶宜蒻葉而畏香藥、喜溫燥而忌溼冷、故收藏之家、以蒻葉封裹入焙中、兩三日一次用火、常如人體溫溫、則禦濕潤、若火多則茶焦不可食、

もろこし茶をおさめたくはふことかくのごとし、此土の法は古今これに異なり、たゞよろしき

磁甕或は錫の壺を用て、口をよく覆て濕なき所になくによろし、蔡氏が法に必かゝはらざれ

呉許次忭茶疏曰、收藏宜用磁甕大容一二十斤、四圍厚箬中則貯茶、須極燥極新、專供此事、久乃愈佳、不必歲易、茶須築實、仍用厚箬塡緊甕口、再加以箬、以眞皮紙包之、以苧麻緊札、壓以大新磚、勿令微風得入、可以接新、

許氏が說大ていよし、人に近き處に置は、時々かへりみるによし、又人に近ければ溫にして濕少しといへり、陸氏よりこのかた、吾朝にも厚紙のふくろに茶を入るなり、茶礆には幾紙と云、紙は水中におゐてなるにより、水氣ありて濕をふくむといへり、尤なる事なり、

古鄞聞龍茶解曰、凡貯茶之器、始終貯茶、不得移爲他用、　岩栖幽事曰、茶見日而味奪、墨見日而色灰、

此二說もあらずんばあるべからず、因て合せ記す、

〔淸風瑣言下〕收貯

茶を貯ふるは錫壺に勝る者なし、瓦壺は次也、いづれも古製にあらざれば効用少し、一度它の物を收し器は不可用、香藥の器殊に忌べし、茶略に云、予嘗登石鼓、遊白雲洞、其住僧爲予言曰、瓦罎所貯之茶、經年則漸有濕、若用錫罐貯之、雖十年而氣味不改と云り、然るに頃日或高貴の家に、廩内より年記百餘年、封緘固密の茶壺を探出たり、開封して試るに、茶葉靑色乾燥、唯一二年の者に異ならず、但香味においては舊廢の物也とぞ、是を以て見れば、瓦壺の錫に勝ると云べし、按するに、錫瓦の優劣にはあらで、器の新古、製造の工拙に係るなるべし、茶盒子も共に同じかるべし、唯々古製の貴むべきは、此義に明らか也、所居陰濕を忌み、煙薰を可避、雨雪害濕の日、封を開くべからず、盒子に分取て後も、克々封固すべし、壺中茶減ずれば、其虛洞に濕氣隨て侵入、茶氣を害す、棚架上に、茶壺の口を覆て、下に側て放べし、濕烟入がたし、又茶壺を稻灰に埋め置法有、大桶に先茶壺を收め、上下四面より灰を以て塡む、茶を分取日能せずば、灰入て茶を害すべし、兩十には炭氣を以

て茶壺の口を包む、箬よく濕烟を透さず、又建城と呼て、竹籃を二重に造り、其間に箬葉を夾入たる者あり、(圖、茶經の附錄に出す)予(上田秋成)是を獲て藏む、思ふに是恐くは久藏の用に堪べからず、唯盒子の贋と云べき者也、

久藏

茶を貯ふるに、久藏の品は、今年の新茶を相半にして再び封密すべし、茶霖雨梅天には、壺中に在ても濕を感ず、快晴を待て急に焙爐に乾すべし、焙爐の火は温かるべし、是を文火と云、火勢猛なれば、葉焦れて茶韻を脫す、烹るに臨みて炙るも同法也、茶と火の間、凡一尺を去べし、茶史に、焙茶法見ゆ、夏至後三日焙一次、秋分後三日焙一次、一陽後三日又焙之、連山中共五焙、直至交新、色香味如一と云り、茶質總て焙の候法ありとぞ、然れども古人の說に、茶濕らざれば不可焙炙、其度に香味を失ふと云り、又建紙包(カミノフクロ)に貯ふべからず、紙は水中に作しもの故に、濕を吸く害有と云り、此戒め茗溪詩話に見えたり、茶史に云、近人以燒紅炭、蔽殺紙裹入瓶內、然後入茶極妙、以紙裹礦灰一塊亦妙と見えたり、

〔煎茶綺言　一〕藏茶

茶ノ性、燥ヲ喜、潮ヲ嫌フ、故ニ壺ノ乾枯ナルヲヨシトス、サレド高麗、三島、熊川、龍門字、或ハ薩摩ノ古帖佐、尾張ノ古瀨戶等ノ類ヒハ、尋常ニ得難シ、頓ニ求ルニハ清雅ナルヲ擇トリテ、數日武火ノ焙爐ニ安ジ、後爐ヲ出シ、密室中ニ懸、徐ニ冷ヲトリ、冷定テ茶ヲ藏シテ後マタ他器ニ移ベカラズ、マタ百錬ノ錫瓶モ佳ナリ、タトヒ良器トイヘド、其口ヲ守コト空疎(ウト)ケレバ、茶ノ性味自ラ散ズ、マタ經年久藏スルモノハ、故瓢、或ハ故竹筒ノ內ニ築實堅ク封ジテ、再ビ松香ニテ固縫ベシ、常ニ密室中ノ火氣絕ザル所ヲ相テ架ヲカケ儲フベシ、空堂虛屋ノ如キハ、風ノ氣ツチニ融通テ、名器トイヘド冷濕ニ侵サレテ、イツシカニ茶ノ性氣亡佚、

水品

〔煎茶仕用集上〕辨水

和漢茶を好む人、水を撰を第一とす、水よからざれば、何程よき茶にても惡くなる也、陸氏より以來、水を論ずる事委し、鹽氣、金氣、濁水等は云に不及、水の善惡甚多しといへども、先大ていの水にても、くみたてを、活水とてよしとす、何程名水にても、時刻を經たる水は用るに惡し、

〔煎茶仕用集下〕名水品彙

賀茂御手濯川（城州洛外下賀茂社流水、新泉華洛第一ノ水といふ、則て煎茶によろし、其水甘く冷なり、）　菊水（京祇園下河原にあり、水品清く茶の可否大にあるいなりと賞、賞の水にはなとれり、）　明星水（吉田にある井水なり、衛水に同じ、以上三ノ洛外にありて、名水と云ものなり、）　飛鳥井（京二條にあり）　少將井（大政所御門南）
手水井（四條烏丸）　柳之水（西洞院三條通東側人家内）　醒井（佐女牛通六條北）　常盤井（武者小路町西北方）　清和水（一條川東）　晴
明水（同上）　杜鵑井（油小路通中立賣下ル東側人家内）

右洛陽洛外大概之分聚之

合坂水（天王寺西門之西清泉也、讀華第一之水、又云、今用逢坂字誤也、其處有合坂辻、用此字可也、）　在栖清水（新清水寺下瀧泉）　柳之水（鍾渡村の井水也）　鍾
波水（南瓦屋町井水）　愛宕水（久寶寺町内井水）　黃金水（御城内井水）　淀川（長流水）

右大坂近邊之名水也

論水

本邦論名水書（余○大枝流芳）未見、世上茶家者流の口訣ニ云、千阿彌利休、山城宇治川の橋三の間の水、日本第一の水と定む、豐臣太閤常に汲之、茶の水に用ひ給ふと云、至今彼橋汲水所、則に附出しゐるしとす、利休が末流片桐石見守貞昌この水を汲、秤量二十錢目を以て分盆を作り、爾今點茶家者流に傳て合杓と云、余これを傳て、諸方の水を量る分量大概左にゐるす、按るに、水輕重を以て好惡を論じがたし、山水乳泉石池の類に重きあり、雜穢混合して流る丶川に輕きあり、これを按るに、長流水は水こなれ、濁氣少きものは輕し、乳泉の類にて、只今石間地中よりわき出たるものに、

水は淸ふして甚重し、此類重きとて惡きにあらず、長流水輕しとて好にもあらず、水は只輕重にて定むべからず、只口に含てよき味あるものよし、鹹あり、金氣あり、土氣あり、澁き味ある等のもの惡し、只かるく甘き水好水也、又按に、點茶家者流の定むる所は、只水の分量のみ、輕重の間にはあるまじ、點茶は末茶の多少にて、水も多少の分量を汲はこれのみの用か、猶考べし、

遵生八牋曰、源泉必重、而泉之佳者尤重、餘杭徐隱翁嘗爲余言、以鳳凰山泉較阿姥墩百花泉、便不及五泉可見仙源之勝矣、この說にて按るに、地中石間より出る活水は重く、長流のものは水こなれかるし、左かれば重きが惡しきにもあらず、輕きが極てよしとも定がたし、初めに論るがごとし、

水輕重考

金城中黃金水二十目八分　淀川水十九匁四分　列寒泉二十目五分、余宅茶井也、　有馬湯山一ノ湯用水廿一匁三分、二ノ湯用水廿一匁三分五厘、　有馬鷹塚淸水廿一匁六分、石泉極上々甘、　龜尾瀑廿一匁五分、水至極惡し、　舟坂淸水有馬道、極上々甘、　宗悟川水名水と云、生瀬川、東小川、舟坂ニハ不ﾚ及、　瑞寶寺水有馬京口也、用水廿一匁四分、　同所瀑泉廿一匁貳分五厘　大坂愛宕水廿匁九分　合坂水大坂天王寺西　在栖淸水同所淸水寺下　難波柳水　京下河原菊水　京杜鵑井　加茂手灑水　明星水

此外本朝國志郡志に擧る所の名水多し、其方角に在す人は、自ら試み用んも、博物の一つならんのみ、

〔淸風瑣言〕下辨水

熊明遇の茶記に、茶を烹るは、水の功十の六に有と云り、〇中略江水は中流の人氣遠きを汲べし、井者汲事多きを宜しと云り、是大統の論也、山水にも石池乳泉にして涌あふれざるは、陰氣を蓄ひて色鮮明ならず、或は淺㵳に、或は微黑に、或者崖間樹蔭なるは、常に毒蟲なども住て潔からず、水味輕甘なりとも佳品とせず、江河長流は、汚穢流るれども、蕩々として其氣の停る所なく、味は甘重にて且無毒也、但烹て茶に靑色を出さず、山泉に劣る所也、井水は汲事多くとも、泥土或は海潮

の信ある地者、水味斥鹵腥臭、飲食の品にあらず、予〈上田秋成〉頃京師の客舍に茶を烹て試るに、故是丘山の地なりといへども、千歳以來紅塵の所、旦暮烟爨の稠密に汚穢滲漏して土臭となる乎、飲食佳品の水は稀なるやうにおぼゆ、只物に觸て其本色を出し、腐爛の氣を厭る者、山嵐寒冽の功のみ、一條通より上者尤淸冽にて、茶を烹れば青黄鮮明なれども、甘香は冽氣に厭る丶に似たり、又洛東の井は、山下の滴溜にて土臭なき事能はず、茶韻興がたし、又市中所々に名水と聞えたる柳の水、さめが井、淸和井、あがた井、杜鵑井等は、たま〳〵地中の水脈にあひて活動あるもの、土臭なし、冽氣寒からず、旱天にも涸る事なく、茶を煎て尤佳品なるを、是亦猥に汲事を宥さゞれば、自ら渟滀の厄あり、只々淸流こそ食品の上首なれ、高野川、加茂の下上の泉川、西河も嵐山をかぎりて上は、急湍激流烹るべからず、宇治の橋本、尤絶品也、下流も人氣遠く塵垢をとゞめざるは、いづれも食品の水也、浪華は大江の中流、三大橋の以東を上首とす、枝派の水は、塵穢泥臭、いづれも汲て煎るに不堪、あふ坂、有栖等の乳泉、涌あふれて潔し、是も亦山下滴溜の弊にや、茶に青色なし、市中郊外の井、悉く斥鹵泥腥、絶て食品なし、こゝに予が寓居の地、市所を去事北に一里可、長柄川を南にし、大江東に流れて、柴島、山口、淡路莊等の地、井水淸潔にして、しかも寒冽ならず、甘味有て土臭なく、大凡江河中流の品に似たり、茶を烹て甘香、たゞ〳〵青色なきを恨とす、予又私說あり、山川石池乳泉といへども、天の陽光を承ざるかぎりは、陰氣を蓄ふて寒冽なる故に、茶を烹て色に美なれども、香味は劣るべし、水は陽光を承て調和せられ、甘味もこゝに生ずる乎、江河塵穢なき事能はずとも、無毒にして甘味有者、活動陽光の和を得たるなり、水の性ひたすら滑を力む、塵穢汚泥も是を採る事能はず、市所に横たはれる流水も、夜の丑寅の間に汲めば、淸泉に異ならずと云も此謂也、〈中略〉茶を烹る者、水擇ばずば不可有、水えらばざれば、茶に色香味の三絶なし、是を美ならしむるは、水源遠からず、流も緩きを佳品とす、輕甘、甘香の水、再び三沸の法を以て熟味なる、

惟色香味の三絶を全くする水は天下にまれなるべし、甘泉清流、茶の三絶に和するとも、是を死活ならしむるは、烹る人の巧拙に有、能々意を用ふべき者也、予京攝の間に老て、它方の水味を試みず、虛しく井蛙の談をなすのみ、讀人擇びて取べし、又諸書に雨水を上品とす、熊明遇云、無泉則用天水と、此說清泉に劣るとす、又云、秋雨爲上、梅雨次之と、毛文錫は、梅雨其味甘和、乃長養萬物之水と云り、五雜組に、閩人苦山泉難得、多用雨水、其味不及山泉、而清過之、然自淮而北、雨水苦黑、不堪烹茶と云り、古人の說に、暴雨は塵土を誘ひて清潔ならずと云り、試るに暴雨ならずとも、市中の雨水は、必塵垢浮沫の厄あり、漉て烹れば香味あれども、色は美ならず、東坡は時雨降れば、器を多く庭中に置て是を貯へりとぞ、只簷溜の水は不可食、又雪水は五穀之精、尤宜茶飲と云說あり、丁謂の煎茶の詩に、痛惜藏書篋、堅留待雪天と云は、文雅の言のみ、雪水不能白とあれば、雨水には劣るべし、況雪水性感重陰とあるを見れば、多飲べからず、文子の說に、水之道、上天爲雨露、下地爲江河、均一水也と云へば、雨水と江水の品、相似たるも宜也けり、又甘泉香泉の名有は、若草木の傍に生ずる物に觸てゑかりや、〇中略古人の言に、眞源は無味、眞水は無香と云說もあれば、甘香共に、物に觸て生ずと云んも又理ありとせん乎、又茶經に、茶の產地の水に烹れば佳ならぬ者なしと、是自然の理也、たまく折鷹の品、京攝の水に美ならず、武都に烹て宜しと聞、又人のかたれるに、筑紫の人折鷹を煎て、東方を拜し甘香の恩を謝すとぞ、茶の水に合ふは、音律の物に和して韻聲を興さしむと同じく、天然の善緣常理を以て不可論、又水を貯ふは、瓦罌に勝る者なし、是を陰庭に居て蓋を去、紗帛を以て覆ひ、星露の氣を承べし、水の英靈不散と云り、又煮泉小品に、移水取石子置瓶中、既可以養其味、又可以澄水と見え、鍾伯敬の水品論にも、小石冷泉留早味と云、又大瓮收藏梅雨、下放鵞子石數十塊、經年不壞と云り、又黃山谷の詩に、錫谷寒泉橢石俱と云も是也、(橢ハ形長ナルヲ云)又擇水中潔淨白石、帶泉煮之尤妙也と云り、此石の類、青灣茶話に、河內の枚方の驛の上に坂川と

云河原に有と云り、此頃山僧汲水の路次、近江の石部の宿より、佳茗少許に加へて、小石一枚を倶に封裹して餉來る、是茶の產地の石と倶に煎るべき風流、甚興有事におぼえし、又水を製する法有、常品の水を瓦罐に沸せて、屋上或は庭砌に架を造り瓦罐を其上に置、蓋を去、一夜星露を承しむれば上品の水となれる事、試みし所也、此事知新錄に見えたり、又一法、羅布戰伎を用て、水の英靈を取、是に星露を承しむれば、上品となる也、喫茶家淸泉に遠きは一大厄なり、東坡は常に玉女河の水を愛し、符を齎せて汲しめ、且此流を枕に爲ざる事を歎息せしとぞ、又山居の人は筧を造りて水を引、承之奇石、貯之以淨缸、と見えたり、剡木取泉遠と云は是也、又水は輕きを上首とのみ云も、大槪の論也、山水は淳淡の品も輕し、江水は茶に宜しきも、鹹苦腥臭の井より重きが有、茶譜に、山頂泉淸而輕、山下泉淸而重と見え、鍾伯敬も源泉必重、而泉之佳者重と云へば、一槪なるべからず、只々水は石に出るもの佳也と云へば、山泉澗流の品にこゆる者なし、文子の水之性情、沙石穢之と云說のいぶかしきなり、水品の論猶多かり、試みざる者不言、水擇ばざれば湯の功なし、湯者寔に茶の司命也、克々擇びて煮べき者也、

〔煎茶綺言　一〕擇水

毛文錫云、茶ハ水ノ神、水ハ茶ノ體、ソノ水ニアラザレバ其神ヲ顯スコトナシ、精茶ニアラザレバ焉ソノ體ヲ伺ハム、晉云、新水活水大江流水皆好、然レドモ道遠ケレバ厚味ヲ失フ、飛泉湍流陰濕ノ澗水ハ、性ハゲシウシテ宜シカラズトゾ、又云、井泉渟水ハ體輕ク、味ヒ甘キヲ嘉シトストイヘド、水ノ甘キハイカデカ知ベケン、皆オホカタノ說ニシテ、未ダ試ミザル水ハ茶ヲ烹ニ及デ其品ヲ定ムベキ、夫レ水ハ地脈ニヨリテ塗潟ストイヘド、五味ナク、只鹹鐵土ノ三氣ヲ挾ム、サレド其微ナルハ、單飮シテ之ヲ口裏ニ識ルベカラズ、只茶ヨク其體ヲ知テ其神ヲ顯ハス、今コレヲ審ニスルニ、井泉江水及輕重ニ拘ハラズ、平旦ニ新汲水ヲ取、白瓷甌三箇ニ盛ク、一ニハ鮮明ノ鐵銹ヲ

投ジ、一ニハ研末セシ五倍子ヲ投ジ、一ニハ瑩徹ノ明礬ヲ投ジ、清室中ニ置、一夜ヲ過テ是ヲミルニ、鐵線クモルモノハ鹹氣ナリ、五倍子皂色ヲイタスモノハ鐵氣ナリ、明礬毛茸ヲ生ズルモノハ土氣ナリ、其三件全ク元ノ如ナルハ、極テ潔水、茶神ヲミルニ疑ヒナシ、僻地潔水ナキ所ハ、新水ヲ取、土瓶ニ盛リ煮熟シ、一宿露天シテ、明朝ニ上清ヲ用ナバ稍佳ナリ、又流水ノ如キ、性ハゲシキモノモ此法ヲ取ベシ、寒中ノ水ヲ蓄置カ、蒸露鑵(ランビキ)ニテ水ヲ製スルモ可ナリ、サレド異味ハ得ガタシ、陸放翁ガ入蜀記ニ、溺水ニ杏仁ノ末ヲ入テ、夕ヲ過テ飲ベシト云ヘリ、田藝衡ガ小品ニ、白石ヲ擇トリテ、泉ニ帶テ煮トイヘリ、是法タトヘ宜シトモ煩シ、マタ緣天ノ雨、琅玕ノ雪ヲ烹ハ、幽境ヤムコトナキノ所爲ナメリ

〔煎茶仕用集 上〕湯候

茶を嗜む人、湯候をしらずんばあるべからず、點茶家者流には、みだりに湯を老爛するをよしとす、是何の益ぞや、余〇大枝流芳したしく試に、湯久しく煎ばおもくなりて、生氣を失ふて毒となる、養生家に、久しく煮たる湯にて面を洗時は光澤をうしなふといへり、是にても其一つならざる事しるべし、況や何程ふるき釜にても、久しく煮ば鐵氣出て惡し、老湯は害ありて益なき事察すべし、

〔清風瑣言 上〕湯候

湯は甘泉清流を擇び、法を以て煮るべし、茶經に老湯三沸の法を立、其候、始は茶瓶茶壺いづれにても先微々の音を出す、蟹眼魚眼散布等の序次有、中間には、四邊泉の涌が如く、珠を連ぬるに似、終は騰波鼓浪、こゝにいたりて水の性消、是茶を煮べき節也、是を過れば湯の性却りて鈍く、茶韻不興、茶譜には、其音を聽て候ふべし、初振驟の三音過て、無聲にいたり茶を烹ると見えたり、蘇廙の十六湯品に、湯者茶之司命也、湯濫りなれば、上品の茶も凡種となれると云り、

煎法

〔煎茶綺言〕湯候

湯沸ニ新汲潔水ヲ盛、襄爐ニ活火ヲ起シ、初沸魚眼二沸連珠三沸波濤ヲ候シ、瓶中ニ茶ヲ投ジ湯ヲ沃ギ、湯面ノ氣眼ヲサマリ、茶脚沈ムヲ節トシテ、芳鮮ヲ喫スベシ、古人是ヲ初巡トス、初巡ハ則半酌色嫩、次ニ沸湯ヲサシ喫セシム、是ヲ再巡トス、則醇美甘冽ナリ、三巡則意況養、ノムベカラズト、凡ソ煎茶ハ烹ニ遼速ヲ要トス、湯熟スレバ性弱ニシテ芳馥乏シ、マタ昔日ヨリ山林ノ人茶ヲ盌中ニオキ、沸湯ヲ衝、茶筅ヲモテ泡ヲタテヽ喫ス、是ヲ泡茶マタ沖茶ト云フ、實ニヒナビタル太古ノ風ナリ、

〔煎茶仕用集上〕淹茶

茶經曰、有觕茶、散茶、末茶、餅茶者、乃斫、乃熬、乃煬、乃舂、貯於瓶缶之中、以湯沃焉、謂之淹茶、五雜俎曰、古時之茶、曰煮、曰烹、曰煎、須湯如蟹眼、茶味方中、今之茶、惟用沸湯投之、稍着火卽色黄而味澁、不中飲矣、適知古今之法、亦自不同也、

此二條とも、こゝに云だし茶也、茶經すでにだし茶を云ば、謝氏が論のごとく、古になしとは云がたし、是茶を沸湯の中に入て、火を以て煮す、香氣の發するを待て飲、世俗に云、隱元禪師始て日本に此法を傳ふと云り、本邦の茶は、だし茶によろしからず、舶來のものをよしとす、武夷山の茶まれに渡來す、得がたし、其香蘭に似り、茶少し焙して後、洗て瓶に入れ沸湯を入る、また洗はずしてもよし、渡來の茶、風味和品と異にして、又賞すべし、

〔淸風瑣言上〕煎法

蘇子瞻の詩、佳茗似佳人と云句有、予〇上田秋成云、茶者高貴の人に應接するが如し、烹點共に法を濫れば、其傷かへるべからず、煎法蒸焙の茶は烹るに宜しく、炒茶は淹煎に宜し、法則先湯の茶を烹べきを候ひて、茶を急に瓶に投れ、卽手に火爐を去て盆上に置、一寃時熟するを待て飲べし、熟味

の候は、瓶中の茶葉の沈めるを節とす、淹茶は別鑵に湯を沸せて、茶瓶を沃盆の上に居て、茶を先瓶に投、瓶の外面より熱湯を沃ぎ、温氣を内に通せしめて後、瓶中に湯を汲入る也、杓を高く擧れば湯躍りて茶韻を勵す、熱味を待事、法上に同じ又烹るに臨みて茶葉を洗ふ法あり、是茶に塵垢有を去爲也、別に瓦盆を儲て、(是を漉塵と名づく)新汲の水に一洗し、竹匙を以て瓶に移し、而後湯を汲入る也、沃盥の圖茶經に出たり、但上製の品は不可洗、洗へば淸韻を脫す、鐺炒の茶は氣味共に濃く、洗ふて宜し、又淹茶の捷法有、先瓶中に茶を投、一杓の温湯を汲入て茶葉を洗ひ、卽瓶の嘴より去て、更に熱湯を汲み熟候を待也、一二巡にして湯を次も可也、唯瓶を盡して、復烹るには及す、茶譜の投茶法に、茶を先にし湯を後にするを下投と云、湯を半汲て茶を投、復び汲を中投と云、湯を先に茶を後にするを上投と云、春秋は中投、夏は上投、冬は下投宜しと云り、是精細の法也、然ども淹煎は(卽下投なり)茶葉の沈む事遲し、烹る(上投)に劣れる證也、茶疏に云、一壺の茶、(壺は卽瓶の屬也)只堪再巡、初巡鮮美、再巡甘醇、三巡意欲盡矣とぞ、多く不可飮、暗中の害あるべし、盧同の茶歌に、一椀喉吻潤、二椀破孤悶、三椀披枯腸、唯有文字五千巻と云は、茶飮の節に適ひたる也、四椀に及て發輕汗、平生不平の事、盡向毛孔發と云ぞ、漸醉夢の境に入し者よ、五椀肌骨淸、六椀通仙靈といひ、七椀にいたり喫不得也、唯覺兩腋習々淸風生、蓬萊山在何處等の語者、大醉の妄言にして、五千巻隻字も胸臆に記すべからぬをゑられて、酒仙の道路に倒るゝと異なる事なし、予前年浪華の喫茶家にて、點茶三椀を貪り、卽時に立て一里の行程を歸る、此日中冬下旬、郊外の晩景風尤烈しく、往來の人皆苦吟して走る、予一人北風を面に浴すれども、更に飢寒を思はす、却て輕汗を發し、薄暮蝸廬に歸りぬ、是暫く茶仙の醉境に入し者也、平生渇を患ひて、漏危の癖あれど、いまだ其害を覺らす、羞晒中の損有べし、又茶錄に、茶を品する者、一人得神、二人得趣、三人得味、七八人是名施茶と見ゆるをもおもへ、客主の淸雅、多飮にあらす、衆多にあらぬ事を、

煎茶具

分量

茶の分量、烹るは水一合に茶五分を適とす、濃きを好む者は是に増べし、炒茶は量を不可過、又淹茶は大方に湯を次故に、量を増も宜し、但茶品によりて活用有べき也、色味共に濃に過る者清韻なし、

〔清風瑣言下〕選器

茶瓶は小器を要むべし、湯候ひやすく、且客を迎へて再三煎るの興あり、只前煎の宿氣を去されば茶の色香なし、新汲の水に克々滌ひて再烹るべし、常に一煎して宿氣なからしむれば、客來たりて急卒の効有、忽るべからず、黄金銀錫の製造有、高貴の玩器、不試ば不言、分限に應じて玩弄すべし、磁器の功用尤佳なり、西土より渡せるは、形狀の文飾のみならず、用を專らと造りたれば宜し、古渡の物得がたし、淹煎の器、今も多く來たる、古代の物に比ぶれば劣品にて愛玩する者なし、古器を得んと欲する者効用の爲にて、點茶家の彝登、爲飾を搜索する謂にあらず、古渡の茶瓶たまたま得たらば、京師の名工に摸さしめ、破壊の厄に備ふべし、

湯罐、黄金白銀の製は措て論せず、錫鐵銅鍮瓦數品の中に、瓦罐の効勝れたり、銅鐵鍮の性臭、茶に敵す、錫は淡しく害なし、新古を論せず、鐵罐を用ふる事、點茶家の弊也、鐵罐の湯熟爛すれば、古製といへども、鉎氣爛れ出て茶味を害す、茶譜に、湯用嫩而不用老と見え、茶疏に、過時老湯不堪用といへり、烹點共に害は同じ、試みよ、總は煮過せし湯を以て面を洗ふに、其皮膚を刺す者は鐵氣也、且甘味とおぼゆるも卽鉎氣のみ、瓦罐も泥氣有は湯宜しからず、只新古美醜を論せず、湯の宜しきをえらぶべし、又茶解に湯銚と云有、釜の小而有柄有流者と云り、和名抄に、辨色立成云、銚子、和名佐之奈閉と云るは、都良香の銚子の銘に、多煮茶茗、飲來如何、和調體肉、散悶除痾と有を以て、當時は湯銚に茶を烹たる事をしらる、又和名鈔の同條に、鐎、温器也、三足有柄と云も、銚の屬なるべ

し、是等も茶具に用ひし乎知らず、

茶盞、或者茶杯とも云、是も小器を宜しとす、西土明世の製造白磁なる者宜し、茶史に、盞以雪白爲上と見ゆ、或は椀と云、鍾と云、甌と云、其形少か異有のみ、白磁を貴むは、茶の青黄候ひやすきを以てなり、點茶家黒椀を貴むは、滬花の白色を試ん爲也、茶盞用ふる時、潔滌を專らと力むべし、茶略に、山僧迎客餉茶時、猶將濕絹向茶碗內再三提拭、此誠得茶中三昧者と見ゆ、茶箋には、茶具滌畢覆竹架、俟其自乾爲佳、其拭巾只宜拭外面、切忌拭內、蓋布帨雖潔、一經人手、極易作氣、縱器不乾亦無害と云り、共に深切の說也、諸書に盞と云、杯と云、椀と云、御國には上古より椀と云しと思ゆ、大和物語に、良峯宗貞五條わたりに雨やどりしたる家にて、あした悠を蒸ものと云物にして、ちやうわんに盛て出せしを、興有事に後まで忘れかねつると云事見ゆ、茶椀をちやうわんとなだらかにとなふる類、そのかみの調づかひなり、これをある人長椀と解じは、いぶかしき事也、

火爐風爐、共に西土の製造佳也、効用を專らに造りたり、こゝに造れるも、かしこに象れる者宜し、茶具の圖、茶經に十二具を出し、附錄に七具を見はす、遵生八牋に十六具の目見ゆ、烹點共に今は長物と思しきもあれば、擇びて取べし、必備ふべき具、

火爐　風爐　苦節君茶經に圖あり、風爐を覆ふ具、　湯罐　茶瓶　茶壺茶瓶と同用の者　水注　水杓　分茶盒　茶器　茶匙竹或ハ瓢或ハ銅器　茶盞　飛閣　沃盆　水曹茶葉を洗ふ盆　受汚　納汚　烏府　降紅　團風　焙

小物は悉く器局に收むべし、竹籃を以て製するを都籃と稱す、總て器物は分限に應じ有に任すべし、豪富の家には、珍奇を搜索めて奢靡の情を恣にす、山林の士は、新麁を嫌はず、効用清潔を專らと擇ぶべし、

爐

〔木石居煎茶訣上〕和名こんろ　經○茶經に風爐とありて、其製銅鐵泥の三通りあり、眞○眞齋清事錄には

涼爐とよべり、今用ふる所はこゝに圖〈○圖略〉するごときの類にして、形狀一ならず、いづれも明以後の製なり、按ずるに、コンロとよぶは風爐、涼爐等の唐音なるべし、さかるを俗間に寫音の文字なとを配當せしは、謂れなき傅會の說といふべし、

〈和名〉こんろぶた　錄〈○茶錄〉に爐蓋とあるは、疏〈○茶疏〉にいふ所の雪洞にして、今末茶家に用ふる雪洞是也、こゝに圖〈○圖略〉するはコンロブタにして、近ごろ新渡にたまたまこれを見る、コンロに火を用ひし後、これをもて覆ふに、灰燼飛散の憂ひなく、頗る便利を覺ゆ、舶來に蓮葉なとをかたどれるもの多し、

〈和名〉ゆわかし　きびしやう　杜〈○杜氏〉全集〈杜氏〉に急須、疏〈○茶疏〉に茶注瓶、注湯銚、賞〈○[illegible]〉に茗瓶、會〈○[illegible]〉に茶瓶、閒〈○閒情偶寄〉に茗壺、類〈○類書纂要〉に砂罐、眞〈○眞淸事錄〉に茶壺など、さまざまの名、種々の形もあれど、いづれも明以後のものにして、ユワカシも、キビシヤウも、素より一物なるを、三四十年來淹茶になりてより、ユワカシとキビシヤウと、二物のごとくもてはやす俗習とはなりぬ、〈○中略〉石〈○石山寶具圖譜〉に急尾燒の稱あり、キビシヤウの和名は、全くこゝにもとづくなるべし、

〈和名〉ひしやく　經〈○茶經〉に又犧杓ともよびて、圖〈○圖略〉の如くふくべにて造り、或は梨の木にても作るとあり、譜〈○茶譜〉に分盌、花〈○花史左編〉に水杓などいふも、みなヒシヤクにして、或は竹の節ある所を底にして造れるなどの類多し、

〈和名〉みづさし　經〈○茶經〉に熟盂とあるは、漉しおる水を貯ふるゆゑの名なり、譜〈○茶譜〉に圖する雲屯は、則こゝに圖〈○圖略〉するものにして、運びに便なるを旨とするものなるべし、備〈○[illegible]〉に兩耳あるものを、水提點といへるも、又此雲屯の類ならんか、經に水方とあるは、四角なる水さしをいへり、まろきはすべて方といひがたし、

〈和名〉みづつぎ　疏〈○茶疏〉に將水、石〈○石山寶具圖譜〉に水滸などいひて、圖〈○圖略〉のごとく提手、或は上手、或

は銅、或は磁、みなミヅツギなり、銅磁ともに古きをよしとす、

和名かまえき　經〇茶經に交床、譜〇茶譜に靜沸などいへり、竹根或は蓮房の類にて製する、尤天然の清致を存せり、

和名はちやつぼ　譜〇茶譜に注春、備〇居家必備に茶盒、疏〇茶疏に深口磁合、石〇石山齋茶具圖譜に茶心壺、茶葉罐など、さま〴〵にいふ、いづれもハチヤツボなり、近來阿蘭陀產の水藥壺に、ギヤマンのハチヤツボの用に適するものあり、茶を貯ふるに久しうして、色味ともに變せず、

和名ちやわん　錄〇茶錄に茶鍾、酉〇酉陽雜俎に茶甌、正〇正字通に茶杯、其餘諸書に、茶盞茶盌甆香など種の名ありて、大小形狀一樣ならず、いづれの形も、いづれの稱も、通じてチヤワンといふなり、

和名ちやだい　錄〇茶錄に茶槖、譜〇茶譜に納敬、圖〇茶具圖贊に漆雕秘閣などいへり、〇中略

和名ちやゝわんいれ　經〇茶經には畚とあり、此畚とは蒲にて編み、チヤワン十枚を卷きて、えまひおくものとなり、今こゝに圖〇圖略せる如き竹にて製せるを畚とはいひがたし、按ずるに、是全く賣茶翁高遊外などの始て製せるものならんか、こはチヤワン五枚をいるゝを度とす、漢製も漢名もなければ、予〇深田精一はこれを茶盞室と稱し、保壽と銘す、

和名ちやきん　經〇茶經に巾、譜〇茶譜に受汙、箋〇茶箋に拭巾、石〇石山齋茶具圖譜に盞布などいひて、麻或は布をも用ひ、寸法も論じあれど、大凡三四寸巾の麻を用ふるがよし、かならず二ツを設けおき、互に用ふるを茶經の本意とす、

和名ちやかすいれ　經〇茶經に滓方といふは、四角に製したるゆゑの名なり、丸きはすべて方といひがたし、滓盂は形の方圓にかゝはらぬ稱なり、これにも予自ら可餐の二字を題命す、

和名こぼし　經〇茶經に滌方とあるは、これも四角なればかくいふなり、漢〇漢書に建水とあるは、いづれの形にても、又銅磁、或は曲物等にもかゝはらぬ稱にして、廬受は予が自銘なり、

和名ちやがふ　漢製漢名ともになし、按ずるに、是も高遊外の始て製し自銘する所なるべし、茶合の二字を音讀して、別に和名なし、竹の節を一ッかけて、二ッ割にせしもの多し、近來は節なきをも用ふ、すべて六七寸あるを度とす、茶經に則といひ、茶譜に執權とある、みな茶を入るゝ時、多少をはかる器なれば、此茶合を則或は執權と呼ぶも可ならんか、

和名たけばし　經〇茶經に竹夾とあるは、湯をかきまはす器にして、或は種々の木にてもこれを製す、木なるは兩頭を銀にて裹とあり、今の竹筋は、キビシヤウより茶滓をはさみ出すの用に供するものなり、

和名ちやばん　遵〇遵生八牋に長盆、三〇三才圖會に茶盤、疏〇茶疏に茶盂等いへる、皆チヤボンの稱にして、其形一ならず、近來紅毛產にブリキといふかねにて製せる、チヤボン樣のもの數品あり、尤雅なるは用ふるに足れり、〇中略

點茶板、和名なし、經〇茶經に具列は一片版耳とありて、諸器物を並べ置物にして脚もあれど、此方にては、疊の上に坐して烹點する事なれば、脚のなきも却て便利に似たり、脚あるも短きはよし、寸法は茶寮の廣きと狹きにによるといへども、大凡そ長三尺、巾一尺二三寸を度とするよし、石〇〇

山具圖譜茶に茶器板とあるものにあつべし、點茶板とは予が假りに呼ぶところの稱也、〇中略

和名せんちやぶろ　寮〇茶寮記に茶竈丸、疏〇茶疏に茶竈などいへり、今のフロと稱するものに當べきか、按ずるに、珠光紹鷗利休輩、風爐はコンロなるを、誤りて灰をいるゝものをフロと呼びそめしより、俗習年久しければ止む事を得ず、こゝに圖〇略圖せる如きのものを、センチヤブロと稱するなり、〇中略

涼布　換濯布　並びに漢名漢製、和名和製もなし、是予が發明にて用ふる所にして、いづれも黄色布を用ふ、こはチヤキンに紛はしからぬを旨とするなり、

涼布は、ユワカシの手の熱き時、是にて握るなれば、豫め懷中すべく、換濯布は、万一コンロの熱きを動さんとする時、是にてコンロを抱き除る故に、是も常に座邊に備へ置べきなり、

和名こんろだい　漢製にさま〴〵あれど、古くはなく、近來の製にして、其名の出所を志らず、石〇石山齋茶具圖譜に燒座といへるもの、則コンロダイなるべし、素より風爐臺、涼爐臺など、文字を配當する尤當れり、

和名みづがめ　解〇茶解に貯水甕、願〇願體集に水缸などいへり、こは水厨におきて、客前に用ふるものならねば、大小形狀も、人々の心にまかすべきなり、

按ずるに彼方モロコシの茶家に、ミヅヤといふべきものを別に構へたるはなし、たゞ此甕を茶齋の別室に置とのみおもはる、こは彼方齋中もみな瓦敷にて、此方の疊敷とは大に事かはり、水などのこぼれたるも、さのみいとはねば、分て設くるにも及ばぬと見えたり、予はいさゝかながし竹架等を構へ、これを水厨と命ず、水厨中諸器の置頓は、人々の心々にまかすべきなり、

和名みづこし　釋〇釋氏要覽に水羅、法〇法苑珠林に漉袋などいへり、

和名だいす　會〇會典に卓櫃とあるは、こゝに圖〇圖略する如きのものをいふ、觀音開きのなき素棚は、品〇品茶訣にいふ所の閣板、或は茶架などにあつべし、

〔煎茶略說〕風爐

風爐とは風を透すによりての名なり、形さま〴〵あれども、すべて風の便よろしき所へ持まいりて、茶を烹るべき爐の摠名なるべし、

涼爐

涼爐は灰をも入ず、鐵三脚をも用ぬ爐なり、俗これをコンロといふ、唐製をよしとす、形雅にして火のよく熾るを用ゆべし、當時京都の陶工清水六兵衞五條建仁寺町に住す唐製を摸すにも妙を得たり、此六兵衞造

る所の小涼爐、掲名合利の印あるは唐涼爐のうつしなり、形ちいさけれども火よく燃、他所へ持行にもよし、二重涼爐も華物をうつして作れり、持扱ふに手熱からず、火をあふぐに灰ちらずしてよし、其外さま〴〵あり、作は此人に限らず、湯の沸ことの速なるを用ゆべし、

小砂罐（きびしよう）

急燒も唐製をよしとす、然れども其中に好惡あり、中にも最上の品は、高翁所持の急燒南瓜形、〈唐物なり〉清水六兵衛摸形して、世上に寶茶翁形といふはこれなり、此外廣東急燒、〈俗に紅毛形といふ〉寶珠形、〈新渡急燒のうつし也〉其外朝鮮形、南蠻形、廣口などいふは、それ〳〵よりどころあり、假になづくるなるべし、此六兵衛茶を好て、みづから試て作り出すゆへ、此人の作は、土の製も他に勝れてすべてよろし、高翁在世の時の陶工三七〈三文字屋七兵衛といふ、建仁寺町に住す、〉金三、〈梅林といふ、清水通、〉ともに寶暦の頃の良工なり、今も所所に上手あり、擇て用ゆべし、〇〈中略〉

提籃（ていらん）

提籃すべての茶具を納て行廚なり、𥿻籐にて製す、又藤蔓の製あり、内に涼爐、急燒、茶銚、茶注、籐床、茶托子、火箸、吹筒、炭等までも取組て遊山などに持行、その到る所にて茶を烹るに便なり、都籃、爐盒などを納めたる高翁の茶具都て一式あり、同時の諸名家の銘などありて、いづれも雅品なり、別に一本あれば、こゝに贅せず、

〔煎茶綺言 一〕選器

人情ノヨル所、多クハ新シキヲ厭ミ古キヲ貴トム、凡ソ物ノ新シキヲ覺ルハ易シ、故キヲ求ルハ難シ、世ノ中ハ都コトノ易キコソ心解テ樂シケレ、難キハ心凝テイトハシ、茶事ノ興ハ、舊釋氏及ビ山林ノ人ノ所爲ナリ、今ニシテモ專ラ淸趣淡雅ノ士ノ佳玩ニシテ、同志ノ友ヲ集メテ、咫尺ノ庭ニ千峯ノ雲ヲ移、環堵ノ室ニ萬古ノ春ヲ占、半窓ノ疎雨ニ靜ヲ習、一榻ノ松風ニ閑ヲ催ス、カ、

ル人トシテ、イカデ難キヲ覚コトノアルベケム、喫茶ノ僻ハ原ヨリ清趣ヲ雅トナシ、游絲ノ塵、浮遊ノ濁ヲモ厭フベシ、サレバ其器ヲ開列モ皆コヽニ違フコトナク、新故ヲ嫌ハズ、只清潔ナルコソ笑止ケレ、少シク雅古ナレバイトヲカシ、是故ニマチ〳〵ニ器物ヲトカズ、ナベテ物ノ古々シキハ茶ノ本性ト相乖キス、夫茶ノ性ハ清シ、水ノ性ハ淡シ、茶ヲ好ム人ハ、實ニ淡泊ノ懐春雪ノ如クナルベシ、

〔煎茶綺言 一〕湯候

鳴泉ニ銅鐵錫眞鍮ノ類ヒヲ忌、瓷器ヲ佳トス、近頃來舶ノウチ宜敷品アリ、和製ノモノナレバ、銘アル器ヲ用ベシ、世ニ薩摩ノ國朝鮮歸順ノ士造所ノ小瓷瓶ヲ賞ス、按ズルニ、文祿元年、隼人ノ精兵朝鮮ヲ征シ、其民二十一姓ヲ俘テ薩州ニ歸リ、後寛文九年己酉ニ、薩州ノ苗代川ヘ聚落セラレシ朝鮮人ノ苗裔今猶アリテ、土瓶ヲ造リテ生活ヲイトナムト云ヘリ、京師ニテハ高翁時代、清水ノ住三文字屋七兵衛、建仁寺町ニ梅林金三、初メテ煎茶器ヲ燒出セリ、相續ヒテ清水ニ海老屋六兵衛、伊勢屋與三兵衛、三文字屋嘉助、其頃木屋町ニ木屋八十八ト云フ者アリ、長崎ヘ下ダリ、唐藥ヲ學ビ、陶器ニ於テハ古今ノ名人ナリ、古器觀、九々鱗、聾木米、通稱木屋佐兵衛、岡久泰、櫻隱ト號ス、尾形周平名人ナリ、是等ノ作宜敷品ヲ撰ビ用ベシ、凡ソ瓶ハ一烹點ゴトニ、茶鐺ヲ洗ヒ去テ收藏スベシ、宿舖アル時ハ精茶トイヘド甲斐ナシ、煎茶淹茶トモニ鼓浪ヲ肝要トスベシ、

〔煎茶早指南〕高翁の時分、急燒こんろ茶わん等をやき出すに、其名を得たるものは、建仁寺町三文字屋七兵衛と、清水の邊に住す梅林金三なり、今其形をうつして燒出すもの、清水の六兵衛、同嘉助、左兵衛等尤上作なり、六兵衛、嘉助、近比故人になりて、今の嘉助又妙作也、左兵衛は唐物をうつすに妙を得たるものなり、煎茶器用の陶器を專らにひさぐものは旭峯松風店なり、

本府〔尾張名古屋〕富士見原の素燒豐八が弟子豐助、右にゆふ所の人々の陶器類を、何によらずうつせ

炭

しが、近年次第に手練して、今は風爐こん爐等、別に京師にもとむるに及ばず、只急燒のみは形も品もおとらずといへども、土に是非ある故、およばぬ所もあり、本府煎茶の諸具をあきのふものおふけれども、就中本町十丁目つの喜、同七丁目駒庄、今專らこれを賣る、

〔蒹葭堂雜錄　一〕煎茶に用ゆるキビシヤウといへる器を、高美蓉の撿出して大雅堂に語られしが、殊に歎びて、是を同志の徒に知しめんとて、其事を上木し弘められしぞ、風流の深切といふべし、

急燒　又名宜興罐

右見清人吳成充船中繼和客金右衞門八僊卓式記　高美蓉撿出

右次て丙子冬十月大雅堂印施と有、此丙子は寶曆六年にして、大雅山人三十四歲、高美蓉は三十五歲の時なり、

〔秇苑日涉　十二〕急須

今人呼小茶瓶云急備燒、即急須也、須音蘇、閩音呼急蘇、猶云急備燒、蓋唐音之轉訛耳、按、三餘贅筆曰、吳人呼暖酒器爲急須、呼暖飲食具爲僕憎、急須者以其應急而用、吳人謂須爲蘇、故其音同、僕憎以銅爲之、言僕者不得竊食、故憎之也、（僧偕俗云二[illegible]一）松江府志引波閣雜記曰、急須飲器、以其應急而用也、今以呼酒壺、而急音轉爲的、須更爲蘇云、

〔木石居煎茶訣　上〕和名すみ　炭〇茶炭に堅木炭をよしとす、かならずよくおこして後、火斗にてコンロへ運ぶべし、かくすればいぶりの憂なしと、許氏もこれを細かに論せり、羅〔[illegible]〕に獸炭、老〇[illegible]に浮炭などいふは、みな消炭の類にして、これを用ふるも亦よし、たゞし水消にして灰をよく去るべし、かくせざれば煙臭のおそれあり、

〔煎茶仕用集　上〕附炭

炭具

炭はもろこしにも金烏銀烏の類ありて、此土にも品々あれども、攝州池田の市にうる一庫炭にしく物なし、丹州より出るもの次之、同じ處より出るものにも好惡あり、えらび用ゆべし、

〔清風瑣言下〕取火

火は炭を良材とす、櫟炭尤焰氣熾にて宜し、焰氣猛烈なるを活火と云、又武火と云、麩炭は湯の氣鈍く、茶に色香不興、茶略に、松竹楸の柴薪を炭の上に座しむ、松竹の性、炎氣烈しといへども、烟薫湯に入則は茶に害あり、炭に乏しき地、止事を得べからねども、克々意を用ふべし、火を候ふ事疎なれば湯の効なし、侍童了蠻の任にあらず、躬親つとむべし、

〔木石居煎茶訣上〕和名すみとり　〇茶經に筥といひ、〇茶譜に烏府、〇居家必備に炭斗などいふ、みな形は異にして用は同じ、〇中略

和名ひばし　〇茶譜に降紅、〇王百谷雜字に火筴、〇居家必用に火叉などいひて、形狀もさま〴〵なれど、たゞ其用に便なるをとるべし、〇中略

和名ひふきだけ　〇法苑珠林に吹筒、或は火管などありて、いづれもヒフキダケの稱なり、

和名はは〻き　漢製漢名ともになし、〇茶具圖贊に宗從事といへるもの〻用をなせり、〇圖略、圖のごとく、四ツ羽束ねたる尤よし、〇茶譜にいふ所の團風の用を攝て、コンロを扇ぐにも頗る便なり、予〇深田精一今其姓を改めて羽從事とす、

和名しうのう　〇居家必用に遞火、〇正音に火斗などいひて、火を運ぶ器なるが、煎茶家には極めて小さきをよしとす、

〔煎茶略說〕火筯

火ばしは、炭を割にゆがまざるほどのつよきものよし、茶經には、長さ壹尺三寸、銅鐵を以て作るとあれども、涼爐に用ゆるには、七八寸にてもよかるべし、〇中略

吹管は俗ならぬを用ひたきもの也、高翁所持の火ふき竹よきころなり、長さ八寸ばかり、

羽箒

羽箒は、火をあふぐにも、風のよくふくむやうに造りてよし、○中略

蒻藤扇

蒻藤にて編たるうちはなり、唐物にありて雅なるもののゆへ、氷邦の古き畫卷にし似たる圖あり、かの枝扇の類か、今は所々にて摸形して作る、尤涼爐に用ひて雅なり、座右に膝座のありあはぬ時は、假に瓶をのせるにも便なり、又炎暑の節は、水に浸して身をあふぐに、ぶづく身にぶぶきて冷なり、よつて俗に水團扇ともいふ、○中略

烏府 炭斗 炭籠、

炭とりは、何にても好にしたがひ用ゆべし、茶經の炭斗は、竹にて編たる楽籠といふ類にて、高さ壹尺二寸、徑り七寸とあり、

煎茶會

〔煎茶綺言 二〕六々山人問凸窠壁書

一客殿に來て、木魚を打案内をすべし、

一香草履は初座旦座とも、客殿の香草履を三店ともに用ゆ、尤自身可取扱事、

一引出もの丶、用意なき客は、客殿より直に歸事、

一初座旦座ともに、店に入時手洗を可遣事、

一主より酒の獻數を尋ぬる時、相客一同に申合答べし、區々の獻數望べからざる事、

右之條々承知之族は店に入て遊べし、不得心之客はこれより可退去事、

元和三春上巳　　三亭主人在判

〔煎茶綺言 二〕煎茶會法式之書小川信庵撰

抑元祖丈山居士ヨリ相傳ノ煎茶會ノ三亭ハ、酒店、飯店、茶店、是レヲ三亭ト云ナリ、酒店は四疊半、酒ヲ爛ムル圍爐アルナリ、膳立ノ間アリ、床板ナシノ床アリ、板棚違棚等ヲ釣ラザル法ナリ、飯ハ初座旦座ト掛物ヲ二度懸ル事ナリ、旹書ノ掛物ヲ、初座書ナレバ、後座ノ旦座ニハ繪ヲ懸ル法ナリ、又初座ニ書ヲ懸ケ、旦座ニハ書ノ掛物ヲ懸ルモヨシ、時ノ宜敷ニ任スベシ、旦座ト云フハ茶ノ湯ノ後座ト云フニ同ジク、相客ソロヒナバ客殿ニ來リテ、相伴揃タルヲ客殿ニ餝リオク木魚ヲ打テ案內ヲスベシ、木魚ノ打ヤウ柏子ハ心ムキ次第、別ノ傳ナシ、主出向テ酒何獻可參ヤト問、或ハ二獻玉ハルベシト答、次ニ酒代ノ引出物ヲ主ニ渡ス、主ジ勝手ニ入、酒肴ノ支度能時節、鉦ヲ打案內ヲシテ、客ヲ酒店ニ向フ、木魚ノ音替リ、品ヨク鉦ヲ可打事ナリ、客案內ノ鉦ヲ聞テ、手洗ヲ遣ヒ酒店ニ入、主酒肴ノ相伴ヲスルナリ、酒店旦座ノ節ハ主相伴セヌコトナリ、

貳獻之時ハ　小廣蓋物七色バカリ盛リテ出ス

旦座之節　吸物ヲ出ス、前後合テ二獻也、吸物肴出ス、度々酒ヲ出ス事ナリ、

三獻ト好有時ハ　吸物一鉢盛膾一

旦座之節　硯蓋物、五色バカリ盛形シテ出ス　前後合テ三獻ナリ、〇中略

但シ九獻以上ノ酒ハ出サズ、一獻四獻六獻八獻ノ酒モ出サズ、酒盛モ保養ニアラズ、不好事ナリ、煎茶會之事、京都大坂奈良堺ニモ、元和寬永ノ頃ハ時花タリ、江戶ニテモ昔ヨリアリ、近頃平岡與右衞門ト云歷々モ好マレタル由、駿河御城下ナドニモ適々ニ有タル由皆石川〇丈山ノ傳來ニテハナシ、世ノ中ノ習ニテ、酒茶食ヲ振舞時ハ、追而返報ノ振廻ヲ催スコトナリ、是レ主客ノ禮ナリ、此傳來ハ返禮ニ逢ンコトヲ嫌ヒ、三亭ニ引出物ヲ客銘々ヨリモラフ、此ヲ作法トシテ人ノ方ヘ振廻レムコトヲニクミ、當座ノ輕物ヲ取テ酒茶食ヲ振舞、風雅ノ至ニアラズヤ、

一酒店飯店茶店三亭ノ入口ニ額アリ、中文字ニテ、酒　飯　茶　一字宛書ナリ

主初座ノ酒肴出シ終テ、初座ノ膳分ヲ置、酒ヲ出シ置、其儘ニテ勝手ニ入、飯店ノ支度調ル、

主座ヲ入テ後酒ヲ好マズ、是レ法ナリ

飯店ト云ハ長四疊、主疊壹疊、貮坪バカリ折廻シ通ヒノ土間アリ、食ノ湯釜用意ノ關爐アリ、勝手賄所アリ、飯店ハ床ナシ、客疊四疊ノ壁附ニ壹尺五寸ノ板棚、袋戸違棚アリ、

飾物

琴　琵琶　三味線　笛類　樂器　香爐　香具　懸香（薫物等ナリ、其外ハ例ニテモカザラヌ法ナリ、）

飯店ヘ旦座ハナシ、鳴物好人酒店ノ旦座ヘモ、茶店ノ初座ヘモ旦座ヘモ、自身持參シテ心ノ儘ニ樂事法也、

香具ハ此席バカリニテ、他ノ店ヘ持參ハセヌコトナリ、故有コトナリ、

飯店ノ支度能時節、拍子木ヲ品ヨク打シラセ、客ヲ飯店ヘ招クナリ、

客案内ノ拍子木ヲ聞、酒店ヲ出、手洗ヲ遣ヒ、飯店ヘ入、

酒店ヲ客出タル跡ニテ、初座ノ酒肴ヲ引、掃除ヲシ、席ヲ改メ、掛物ノ貴ヲ書ニ掛替ルカ、又書ヲ畫ニ替ルカ、時ノ宜數ニ隨ガフ、

主出迎時、客ヨリ飯代ノ引出物ヲ主ニ渡ス、

酒ノ獻數ニ應ジ、飯ノ菜數ヲ定ルコト煎茶會ノ定法ナリ、此故ニ飯店ニテ主ヨリモ菜數ノ程ヲ不伺コトナリ、

酒二獻之會ハ　一汁二菜　酒三獻之會ハ　一汁三菜　酒五獻之會ハ　一汁五菜　酒七獻之會ハ　一汁七菜（二ノ汁、菜ノ數ニ入、七菜ノ内ニ二ツ出ス、）　酒九獻之會ハ　一汁九菜（[illegible]二ノ汁ノ事[illegible]ニ同シ）

膳ナシ、飯臺ナリ、香ノ物モ菜數ニ入ル、法ナリ、

主飯ノ相伴スル一人格膳ナリ、客モ主モ食鉢手盛リナリ、使令ハ汁ヲ替ルバカリナリ、

飯後ニ飯店ノ酒ハ不出法也、若シ客上戸ニテ敢テ望有時ハ、燗酒一德利出シ、盃ハ不出事ナリ、

膳分不殘引仕舞テ、主ハ茶店ヘ移ル、

茶店ハ長五疊、外ニ主疊三尺四方ノ入側ニ、茶ヲ煮涼爐ヲ出シ、灰爐水流シ茶具ノ入袋戸棚アリ、

床ハ九尺、壹間ハ疊、三尺ハ板床ノ張附、皆靑土佐紙ナリ、懸花入ノ折釘、高低三本打附ル、

次ノ間長四疊壹間、土間ノ上リ口アリ、二本障子ナリ、床餝リニ初座立花、或ハ投入レ、如何ニモ美シキ風情ヲ好ムナリ、

旦座ノ節ハ花ヲ其儘置、客花生トテ花ヲバ不入ニ花筒置、花人ヲ客人數程餝、主ヨリ好ハセズ、客ノ心向ニテ、花盆ヲ望トキハ、主ヨリモ品々ノ花取合セ、花盆ニ、花鋏、花水指、花切小刀ヲ添テ出ス、客ニ花サヽスル而已、又床ノ脇ニ碁將棊ノ盤駒ヲ並置事、コレ煎茶會旦座ノ法ナリ、其外餝物ハセヌナリ、茶店ノ支度能節、シラセノ板ヲ品能打、客ヲ座店ニ招也、

客案内ノ板ヲ聞テ飯店ヲ出、手洗ヲ遣、茶店ニ入、板木ノ打樣、拍子木木魚鉦ノ音ト同樣ニナラヌ工夫可考、主出迎時、茶店ノ引出物ヲ主ヘ渡ス、夫ヨリ主ハ勝手ヘ入ル、

袖引ト云フ菓子アリ、是ハ煎茶會ノ初ニ皿ニ盛リ、箸打テ席ノ眞中ヘ出シ、旦座ノ節、客ノ歸迄モ置附テ、祝儀ノ菓子ト知ベシ、菓子一ツノ數ニ入、仕方ハ常ノ昆布ト山椒ヨリ焙シメラヌヲ上品トス、山椒ハ鹽イリニシテ、其上ヲ焙タル物ナリ、昆布ハミズカラナドト云フ宜敷、尤昆布計ハ、三亭トモ二品ヲ替出スコトナリ、

茶菓子ノ數、茶ノ服數ヲ酒ノ獻數ヲ以テ出スコト、是又此會ノ掟ナリ、

茶店ノ菓子、茶初座ノ分、定メノ如ク出シ終リ、主ハ酒店ヘウツリ、旦座ノ支度ヲ調、鉦ヲ打テ客ヲ酒店ヘ旦座ニ招ナリ、客モ酒店旦座ノ案内鉦ノ音ヲ聞、茶店ヲ出、手洗ヲ遣テ、卽酒店ヘ旦座ニ入、

賣茶翁

懸物掛直タルヲ見、旦座ノ酒ヲ祝ツテ遊ブナリ、

主酒店旦座ノ相伴セズ、茶店ヘ戻リ、茶店ノ旦座支度取調、板木ヲ打チ客ヲ旦座ニ茶店ヘ招クナリ、客モ茶店宜敷案内ノ板木ヲ聞、酒店ヲ出、手洗ヲ遣ヒ、茶店ヘ旦座ニ入、

茶店ニテハ、主初座旦座共ニ相伴ヲスルナリ、

時ニヨリテ麥茶、黑大豆茶、陳皮茶、枸杞茶、忍冬茶ノ類、取交出ス事アリ、コレハ別儀ノ茶ト名ヅケテ、老人杯ノ寡懸タル會ニ、必ズ出ス作前ナリ、尤七服九服茶ノ節ノ事ナリ、

主客共隱人ノ衣服ヲ禮トシテ、禱上下ノ體ヲ不望、唯此ノ道ノ風流ハ、氣槩ヲ專ニ好ムコトナリ、

夜會ト云フハ、茶煎ノ式ニハナキコトナリ、夜分飮食スルハ保養ニアラザル故ナリ、

煎茶會ハ、飯店ノ馳走ハ斷リ、酒茶バカリノ馳走ヲ受ル事、京都邊ノ會ニハ多分有ナリ、

〔武江年表　十〕此年間〈和〉〈享〉の記事　茶煎の會行る

〔木石居煎茶訣　下〕皇國茶煎の行はる、煎茶者流みな賣茶翁高遊外をもて陸羽盧仝に比し、煎茶の鼻祖とす、宜なり其精行儉德、高致風韻の餘りありて、よく茶中の眞味を得し事、予〈精一〉〈深田〉窩に翁を推して小茶神とす、〈中略〉

末茶家と茶煎家の辨別をいはゞ、凡そ末茶家には宗匠と稱して、歷代此一伎のみを專門の家業とするもの數家ありて、終に皇國の一藝に備はれり、煎茶は儉土の淸戯をうつして、淸戯に供するまでなれば、末茶家と煎茶家とは、素より日を同うして論するものならねば、まして甲乙も優劣もあるにはあらず、たゞおのれ〳〵の好むところにまかせて樂みとすることそ本意なれ、されど末茶家は、質素を旨として奢侈に流れ、煎茶家は風雅を主として鄙俗に陷る、共に其弊茶中本然の眞趣を失へば、よく〳〵わきまふべきの第一也、

儉末茶家も、宗匠の外はみないづれも畢竟淸戯なれば、茶末二家の差別はなきに、末茶家動すれ

ば煎茶家を兒戲の如くあざけりわらふもあり、予が見をもて見る時は、同じく兒戲にして、末茶家にもまたわらふべき事のなきにしもあらず、〇中略

煎茶家に二あり、一は文人茶、一は俗人茶なり、こは孔門の科目に、君子儒と小人儒とのふたつあるに等しく、多くは俗人茶に陷る也、如何にといふに、文人茶は、茶飲清事の眞趣を主にして濃泊を甘んず、俗人茶は、此清事淡泊の意味を解せず、主とする的のなければ、遂に俗人茶に墮落沈淪して、永劫浮む瀨なきこそかなしけれ、

文人茶は、烹點法も其氣量に隨ひて自ら規則を設け、淸戲簡潔の古意を失はぬを主とす、俗人茶は、近來末茶家法によりて、拙き規則をたて、甚しきは印可を施すとて謝儀をもとめ、或は烹點何十通りあるの、又は眞行草の作前あるのと唱へて、門戶を張るものあり、愚なる人は其門に入りて、わざをも習練し、かの印可を受けたきまでにまどへるなど、捧腹にも堪えぬおろかさなり、斯まで是を學ばんとならば、末茶家の規則は、かの俗人茶に比すれば、万倍の全備、年久しく和光同塵の妙趣をも極たれば、是を習ふてこそ達見とはいふべけれ、

文人茶、與に權るに足るべきは、大館淸廬京に寓して今は死にたり、村瀨栲亭、上田豫齋などは世を異にし、豐後の竹田、〇田能村京の春琴、〇浦上疆を殊にして、而かも今は黃泉に歸す、山本梅逸も今は京に寓して袂を接するに堪えず、たゞ我尾張〇尾張今日與に權るべきは、わづかに戶田櫟齋、小島老鐵、和田月居、彫工玉楮、其餘の社盟十數輩には過ぬ也、山下梅菴頗る語るべきものなりしが、是も去秋地下に歸りぬ、嗚呼澹泊の味は淸く輕ふして、支體を健にし、精神をも爽にす、膏腴の味は旨く重ふして、果には痼疾をも生じ、性命をも誤るものあるを、うべなり陶弘景が天子の貴をもいやしと思ふ心の、茶をば換骨湯とまで嗜しごとの、俗情に通せぬこそことわりなれ、

煎茶はもと雅談幽興を助くるものにして、一人これをこゝろみる時は、孤悶を破り、困眠を明ら

かにし、精神をも爽にする功あり、山水に携へては、かの茶經の九之略にいへるごとく、七磨の別趣を存して、茶の風韻常に十倍すべし、茶碗にも飲時といふ條ありて、飲べき場所と時とを論じ、又宜輟といふ條もありて、茶事のならぬ場合をのべたり、煎茶七類の七ヶ條には、一に人品を論せり、されば不學なりとも、脫凡の風韻ある人は茶趣にかなひ、多識なりとも、俗腸の者は、ともに語るにたらずと云るべし、

〔煎茶早指南〕點茶の中興は利休居士なれども、此煎茶にては賣茶翁高遊外居士なり、尤儀式のあきらかなる事は千氏なれども、清風雅趣は高翁又格別の人なり、實に本朝の茶神と稱すべきは、高遊外居士なるべし、

〔小雲棲稿入〕賣茶翁傳

賣茶翁者、肥前蓮池人也、姓芝山氏、年十二出家、名元昭、號月海、師龍津化霖、霖師黃檗獨湛、翁少岐嶷、不與獨人比、嘗從師在黃檗、一日湛召至方丈、而賜以偈、蓋識其穎異也、翁益孜孜自勉、及二十二歲、會患痢、困憊不能自處、於是翻然有遊方參詢之志、痢未愈也、囊包頂笠、萬里而至于奧、見萬壽月耕、排搭參後、晨夜精勵、既而遍遊諸洞耆碩之門、又依湛堂律師、習毘尼之學、或羅孤居止、不恒東西、身無所畜、嘗以斯道爲任、筑之雷山高二十里、翁嘗棲止其頂、飯麨射飲水下溪、以過一夏、其精苦類如此、蓋有所造詣、而翁不以自足也、居恒言曰、古者僊奇首座辭龍門分座也、曰、是猶金針刺眼耳、毛髮如差、睛則破矣、不如生生居學地、而自慊也、吾每以此自警、以爲苟能有一事、須足以應物而出、爲人可矣、其或未然、修飾兩堂學解、抗顏稱宗匠、我弗爲也、乃後還于肥、侍霖于龍津、因監寺事者十有四歲、及霖沒、舉法弟大潮主之、遂去之京、始得肆其樂託之性、又自謂、釋氏處世、命之正邪心也、非迹也、夫張吾僧伽之標榜、人信施、非予自誓者之志也、乃始賣茶爲生、名亭以通仙、占居洛之東、夫大佛瓢子之池東福紅葉之間、及暖暖林佳勝、皆所時出、[illegible]

之欽、飲者稱美、而筒中赤仄足以樂飢、居無幾、賣茶翁之名喧海內焉、肥國之法、出疆必以劵、而雖釋氏之雲遊四方、十年必還、以更命之、翁且七十、復歸于國、則乞自罷僧、因欲隷名於肥人之官在京者以免于十年之限也、國固信翁之爲人也、許之、於是姓高號遊外、笑語人曰、吾老無以妻爲、貧無以肉爲、葛巾野服、賣茶之生有適焉、又飄飄然去而之京、則海內又莫不稱說遊外居士焉、前後贈以詩如倭歌者亡慮數百、皆謂翁之風流、振古所未有也、然而翁之志不在乎茶也、其平居綿密之行、人不省也、晩居岡崎養老、乃取茶具盡燒之、其語見集中、於是杜門謝客、將終身焉、今茲寶曆癸未〇十三年翁年八十九、尙得無恙云、

余〇僧大典作斯傳、與翁之偈語並行于世、在癸未之夏、時翁日衰憊、自岡崎徙大佛之南、七月十六日順世、

〔煎茶綺言　一〕煎茶家系譜

元祖六々山人丈山居士

參河國碧海郡泉鄕ノ產ニシテ、石川嘉右衛門尉重之ト稱シ、後左兵衛ト改ム、浪華合戰ノ時、將帥ノ命ヲ待タズ、夜ヲコメテ只一騎敵城ニ攻カヽリ、佐々十左衛門ト渡合、首ヲ取、其武勇ハ深ク感ジ思召有ケレドモ、軍令ニ背タル罪見許シガタシトテ勘當シ玉フ、其レヨリ隱者トナリ、日枝山ノ麓一乘寺村ニ煎茶ノ三亭ヲ設ケ、煎茶ノ友七八人ヲ集メ樂レケリ、舊跡丈山ヤマト稱シ、尼寺トナリ今ニ有リ、三十六人ノ詩人、探幽齋ノ畫像、丈山自讃、銘ノ詩作アリ、存生ノ凹凸窠今ノ隱宅ナリ、煎茶ノ三亭ヲ建シ所ハ、今座敷ニ直シ住居ノ變ジタル由煎茶式ノ遊而巳ニアラズ、名高キ學者ナルニヨリ、禁中ヘモ度々召サレ參內アリケルガ、八十一歲ノトキ、詠歌ヲアゲ、夫ヨリ京都ヘ出デズ、渡ラジナ蟬ノ小川ノ淺クトモ老ノ波ソフ影モ恥カシ、後水尾院モ御感有リ、風雅ノ人ナリ、寬文十二年壬子五月廿

三日卒、行年九十歳、

平岩仙桂

三州平岩家ノ一門ニテ、丈山ニ隨身ノ者ナリ、主人ノ茶式ヲ受ケ樂シミタリ、煎茶式ノ門人數多アリシガ、三店ヲ建、此ノ道ヲ樂シム人稀ナリ、此三店ト云ハ、酒店、飯店、茶店コノ三亭ヲ三店ト云ナリ、元祿五年壬申卒ス、行年八十歳、

舫屋一夢

伊賀ノ國ノ產ニシテ、京侍ナリシガ、奈良ノ市中ヘ下リ一生ヲ送ルナリ、此人在京ノ間仙桂ト出會シ、煎茶ノ門人トナリ、煎茶式ヲ守リ、三店ヲ建ル、樂交ノ友八九人、煎茶ノ門人兩三輩、享保十六年辛亥卒、行年百三歳、

此頃諸國煎茶式流行

小川信庵

大和ノ國郡山之出生ニテ、通稱三彌、一信ト云、十五歳ノ節、出京シテ醫業ニ志シ、中年ニ至リ甲斐ノ國ニ下リ、其後江府ヘ出タリ、在京ノ間舫屋ト出會、茶式ノ門人トナリ、一夢奈良ノ三店ヘモ參會シタリ、晩年ニ及下谷御徒町ニ借宅シ、煎茶ノ三店ヲ建、遊交ノ友七八人出會シ樂ム、柳澤家ノ家人トナリ一生ヲ終レリ、寬保三年癸亥卒ス、行年九十五歳、

中興賣茶高遊外居士

翁始メ賣藥ノ僧タリシガ、六十一歳ヨリ隱遁シテ、一夢信庵ト遊交シ洛中洛外ニ漫遊シ、遊客ノ集ム所ニ茶舖ヲ設ケ一家ヲナス、世ニ煎茶家ノ中興ト稱ス、樂交ノ友ニ三宿人アリ、煎茶ノ門人兩三輩、晩ニ岡崎ニ居シテ、携フル所ノ茶具ヲ火ニ投ジタ、是レヨリ門ヲ杜シ客ヲ謝シテ、天然ヲ養フ、終ニ蓮華王院ノ南幻々庵ニシテ化ス、寶曆十三年癸未七月十

六日、世壽八十九歲、

一八橋賣茶禪翁方巖

生國肥前平戸ノ產ナリ、幼少ニシテ出家シ、曇希ト號ス、長崎ニ赴キ、程赤城ニ隨テ書ヲ學ビ、マタ明樂ニ妙手ヲ得タリ、洛陽ニ登リテハ、遊外居士ヲ追慕シテ煎茶ヲ學ビ、上田餘齋ノ交遊トナリ、東都ニ下リテ、梅谷ニ茶店ヲ設ケ、遊交ノ友七八人ニ及ブ、後三州八橋山無量寺ニ住ス、文政十一年戊子二月五日寂、世壽七十歲、

一煎茶家七世之孫賣茶三代目梅樹軒賣茶東牛〇此下列三學門人名、今省略、

〔清風瑣言 上〕茗戰

茗戰鬪茶の遊戲、宋の代の文人盛に玩べり、勝敗の氣、必俗情を惹べし、點茶家に茶歌舞妓と呼も、清雅ならぬ名目なるにておもふべし、烹點共に氣味の感精妙に至らざれば、客に不慧の敗をとらしむ、君子の遊びにあらざるべし、

〔煎茶仕用集 附錄〕鬪茶新式小引

鬪茶の起りし事久し、もろこしにも宋朝に其說有、唐庚が鬪茶の記、范希文が鬪茶の歌あり、又鬪茶を建人茶戰と云よし見えたり、范氏歌に曰、其間品第胡能欺、十目視而十手指と云り、これにより此土香合の式に擬して、今新式を著す、もろこしにての鬪茶と云は、人集り、いろ〱の茶を持來りて烹出し、すぐれたるを賞するばかりの事にて、さして式あるとも見へず、其書いまだ不見、雜說の中にも散在せず、志かれば定りたる式あらざるか、余〇大枝流芳が飽學、本より博く書を涉獵せざれば、其書を得ざるものか、點茶家者流にも、むかしき丶茶と云事ありて、勝劣の札を入て勝負を定めし事ありとぞ、宗旦老人これは茶の歌舞技にてこそあれとて、兒戲に似ておとなしからざる事を笑禁めたり、然るに近來其餘流の徒、茶歌舞技とてもてはやす、捧腹すべき事也、ゆへ

に此闘茶も遊戯の部に收て兒戯に類す、寒雅の士、朱門の君子の翫べきことにあらず、

闘茶通例

凡水一合に、茶の目一錢目之定、

茶盞は黒色のものを用ゆべし、此事茶錄ニ載たり、此レ茶色を見わかたせまじきが爲なり、

試に出す茶を明試と名付、後に名をかくし飲ましむるを暗揣と云なり、

凡茶一盞は二勺たるべし、一合の水五盞に分つべし、連中十人ならば、水二合、茶二錢目にて十盞に分つべし、始よりの云合にて、一合を六盞七盞なりともわかつべし、茶は少く飲しむるがよし、

茶を出せし人を茶主と云、茶を烹出す人を明府と云、茶飲連中を班列と云、札を牌と云也、勝負を第品と云、記錄を書く人を錄事と云、勝は勝、負は劣と云べし、

闘茶飯後に催すとも、必菓子をすゝむ、水くはし菓の類、香氣つよき類、木の實類はいづれも惡し、蒸菓子乾菓子の類を用ゆべし、香あるは茶の香をうばひて惡し、木實、菓、水菓子は渇を止むゆへ茶を飲に惡し、菓子を喫して後必盥漱べし、まからざれば茶味惡し、

茶のかけ目、水の分料を定むといへども、烹時遲速緩急あれば甚味ちがふ、殊に明試と暗揣と烹かげんたがへば惡し、隨分心を用ゆべし因て明府の役を重しとす、香の火かげんよりもいたしがたし、

茶壺は人數ほどもふけ置、一度に茶をつぎ出すべし、次第遲引すれば、濃淡相違ありて惡し、茶盞茶盤にそろへのせ出し、上座より次第に取てまはすべし、

茶瓶は、水二合を受べきものを十箇こしらへおくべし、或は寒士は三四箇にて、たがひに洗ひ用も苦しからじ、其形像同じからざれどもくるしからや、[illegible]

り、

闘茶式

闘茶の小集を催と思はゞ、先出客の方へ此よし報じ告て、各自同志の者茶を携て集り、明府の人に授け、其時列座何人にても茶一品ヅヽたるべし、人數十人にかぎる、或は二人、四人、六人、八人、偶數たるべし、茶一品を人數により通例のごとくかけ目を定め、紙に包て、中に茶の名と茶主の號とを書付、疊摺いれておく、香合の式の如し、包紙の圖左に玄るす、さて人數ほど茶包総てうち混、いづれにても、一包取、煎じ出すべし、是を左一とさだむ、次に出すを右一と定む、二瓶班列喫し終て、左よしと思はゞ左の牌、右よしと思はゞ右の牌を出すべし、いづれも牌左右の文字不見やうに、下へ伏して出す、班列みなすみて、錄事の人ひらき見て記錄すべし、左袒多き方を勝と定て抹を引べし、記錄の式左のごとし、次第に左右一より五に至る、茶の品十品也、

闘茶第品記

左一　勝　朝日山　　茶主淸泉子

某　某　某　某　某

右一　負　棣棠　　茶主文山子

某　某　某　某〇中略

支干月日　　於某亭小集

明府　某〇中略

通仙式（暗指といふは、名なかくしてさいしむるなといふ、）

此闘茶は、組香の式に擬してもふく、はじめ明試三盞後、暗指三盞、以上六盌なれば、六盌通仙靈云、終に因て名づく、

茶三品　一　二　三　各二嚢ヅヽ、以上六嚢、

右三品の茶量目、人數により定て二嚢づゝこしらへ、はじめ一二三と斷り烹出し、班列に飲しめ、終てのち一二三のしるし書をかくし書たる嚢三つうち混、いづれよりなりとも煎じ出す、其時諸客各飲て牌をうつべし、當たるを勝とす、牌は折居三つ出して一二三の書付をして牌を納べし、後とり出し、錄事に筆記せしむべし、○略圖

牌表記

龍焙　鳳團　露芽　雲花　清神　通仙　素濤　白雪　雲脚　仙掌以上十品、牌數三十枚、十客用之、

右のごとく表に書付、背に一二三と書付べし、玉川式の時は、一二三客と四枚づゝ、十客の用四十枚なり、○中略

玉川式

此式は玉川と號する事、盧仝が名によれり、七盌不得喫と云によれり、明試三盌、暗指四盌、うち一盌は明試になきもの也、因て未喫もの一盌あれば、是を玉川式と名付侍る、

茶四品　一二嚢　二同　三同　客一嚢

右明試三品煎じ出し、班列飲終て後、暗指四嚢うち混て、いづれからなりとも煎じ出す、前のごとし、たゞ明試なき茶一品入れば、是をよく味あてし者を勝とすべし、萬事組香の例に同じ、節品記には抹二書なり、一人當りは三抹たるべし、記錄の書式も通仙式に同じ、

〔木石居煎茶訣下〕品茶圖解七盌注

品茶柵、或は品茶標とも稱すべし、こゝに圖○略圖するは予○櫻田精一が用ふる所にして、こは宋の代に、雪月花竹を四嬋娟と呼べる目をこゝに假用するなり、畢竟梅竹蘭菊の類、何なりとも心のまゝに命するをよしとすれば、素よりこれかれとなづむべき標目にあらざるなり、○中略

知方筒は三ッにして、圖〇圖略のごとく雪月花の三字を蓋の上に記し、内に三種の茶を詰置き、是をはじめに三煎して、風味を飲分け覺えおくなり、此試み茶を既濟茶といふべし、

未分筒は四ッにして、雪月花竹の四字を一字ツヽ蓋の裏に記し置、四種の茶を次第紛亂に煎じて飲分る也、故に此四種を未濟茶といふべし、總じていふときは、雪月花の三種を複茶、竹の一種を單茶と唱ふべし、

陰狐牌は圖〇圖略の如く、雪月花竹の四枚の裏に一の字のみ記せし四枚、是を一人前として上客に渡すなり、又同じく雪月花竹の四枚の裏に二の字を記したる四枚、第二客に渡すなり、第三第四第五に至りても皆此例なり、

陰狐盞、四ッの裏に一二三四を記し置き、品茶一煎を飲みたる時、一の盞を上客へ出す、上客我思ふ牌一枚をさしこみて次客へおくるなり、第二煎より四煎までかくして飲畢り、後に盞を開きて優劣を定む、これを品茶清戯の一場とするなり、但し圖のごとき盞ならず、筒など用ふるは陰狐筒といふべし、

品茗輸贏錄は、圖〇圖略のごとくかくべし、淹次は煎次とかきてもよし、竹月花雪のごとき煎次を其まゝ飲中たる、これを得全と云也、竹月花雪此點朱を用ふるをよしとす、

扇面にかく時も圖のごとくかくべし　予が社盟は、此扇面を主人より得全の人に贈るを例とす、

〔木石居煎茶訣〕下品茶訣

品茶は近來の清戯にして、末茶家の茶かぶき、聞香者流の規則などによりて定めたる遊びなれば、素より屹としたる法則はなくて、これも思ひ〳〵に烹點置頓、風流と便利とを旨とすべき事にて、彼土宋代の鬪茶戯になぞらへ玩ぶといへども、是又鬪茶とは意味違へり、鬪茶は自身々々

煎茶會

に茶を製し、夫を銘々持寄りて、互に茶の品格を論じ、誰の製茶が第一、誰の茶が第二と云やうに衆評して、茶の上下を飲分る也、今は製茶に銘々骨折るにも及ばず、宇治其外にも茶師と云ふて、茶を鬻ぐ家々より數品の茶を買とり、五煎法、或は七煎法など、とり〴〵に客へもてなし飲分させ、其茶を飲あてたるを優とし、飲違へたるを劣として遊ぶ也、事替りたれど、趣きは闘茶の遊びに似たり、不學の人の玩びには、殊に餘情ありて一座の興にもなれば、予〇深田も又此戯を客にもてなして、和光同塵の一助とす、

前にも述るごとく、品茶は近來の事にて、しかも彼土に行はぬ事なれば、これに用ふる器物、いづれも稱呼の名さへなくて、いと拙き事に思ふまゝ、予一々に名をつけ、圖ごとにこれを附し、社盟にも唱へさせて、いさゝか其俗病を醫せんとす、

品茶會に客揃ひたる時、先づ上品の茶を一煎して一巡再巡に及ぶ、是を座定茶といふべし、此一二飲すみて、又新に炭を補ひ、諸器物を清潔にして、かの五煎法、七煎法の清戯をなす、たゞ簡潔を旨として、鄙俗に陷らぬこそ肝要なれ、此戯をはりて、後又別に一煎の茶をもてなす、是を投轄茶といふべし、

〔木石居煎茶訣下〕和漢古今の茶書多しといへども、大典禪師の茶經詳說ほど、今日の煎茶家に益あるはなし、禪師の力量、且此清戯に深切なる事、詳說を玩味して知るべし、つゞきて三谷宗鎭が和漢茶誌ほどに詳悉なるはなし、其書文章に力を竭すのみならず、器物の考證至れり盡せり、こは末茶家のために編たれば、煎茶家に益なきこそ口惜しけれ、宗鎭が如きは、茶伎を除きて儒員におくとも、又誰にか恥んや、實に珠光已來一人獨歩と稱すべきを、彼末茶者流、さまでに尊信せざるぞうたてき、

上田餘齋が清風瑣言、論の高きは甚よしといへども、考據に心を用ひざれば、其書圖字もてかき

雜載

つらねたれど、初學の人に益なきに似たり、その餘數多ありといへども、瑣言に比すれば皆下れり、其最下の書に至りては、煎茶仕用集など、題號さへ陋劣に堪ねば、素より利害を論ずるまでもなきものとはえられたり、

〔臨時客應接〕烹茶煎茶とも、水弁湯候焙方等により、殊の外次第あれば、心得のため古今の茶書大概を左に記す、其書によりて手煉あるべし、

煎茶仕用集　　清風瑣言　　大典禪師茶經國字解　　煎茶式

此外、茶經、茶史、茶錄、茶論、茶譜、茶疏、茶牋、茶解、茶記、煮茶小品、本朝茶法、煎茶七類など、其外茶の書夥數ありといへども、悉一覽せざれば銘目を略す、

〔清風瑣言〕下附餘

客に對する饗式、茶寮の結構、點茶家法則備れり、古老の人に聽べし、但守株刻舟の弊有て、進退活用ならぬ者間ゆ、是に繫るは拙なり、是を惡むは野也、克々意を用ふべし、陸樹聲の茶寮の記に、居赤水園居、敞小寮于嘯軒埤垣之西、中設茶竈、凡瓢汲罌注、濯拂之具咸庀、擇一人稍通茗事者主之、一人佐炊汲、客到則茶烟隱々起と云如きは、點茶家今も專らとする所也、盧同が七碗歌に、柴門反關無俗客、紗帽籠頭自煎吃と云が如きは、文雅なき人の候ひがたき境なり、宋の趙行恕、倪雲林が清致を慕ひて訪に、主客坐定りて童子茶を供す、行恕連りに啜る、雲林悒然曰、子は王孫たる故に、此好品をすゝむ、風味を不知は俗子なりと云しとぞ、茶略の得趣篇に、飲茶貴茶中之趣、若不得其趣而信口哺啜、與嚼蠟何異、雖然趣固不易知、知趣亦不易、遠行口乾、大鍾劇飲者不知也、酒酣肺焦、疾呼解渴者不知也、飯後漱口、橫呑直飲者不知也、井水濃煎、鐵器慢煎者不知也、必也山牕涼雨、對客淸談時知之、躡屐登山、扣舷泛棹時知之、竹樓待月、草榻迎風時知之、梅花樹下讀離騷時知之、楊柳池邊聽黃鸝時知之、知其趣者淺斟細嚼、覺清風透五中、自下而上、能使兩頰微紅、冬月溫氣不散、周身和暖、如

飮醇醴、亦令人醉、然第語大略、至于箇中微妙、是在得趣者自知之、若渉語言便落第二義と云にいたりては、茶の眞面目と云べし、蔡君謨、蘇子瞻等、老ては飮事なく、只日々に煎て玩ぶのみと聞ゆるは、陶淵明の無絃の琴のためしに、其趣を知る人々也、陸樹聲の云る茶候は茶のよきほどをいふなるべし凉臺、淨室、曲几、明窓、僧寮、道院、松風、竹月、晏坐、行吟、清談、把卷、又茶侶は茶に眞友なるを云翰卿、墨客、緇衣、羽士、逸老、散人、或軒冕中超軼世味者と云處者、俗士の候ひがたき境也、又歐陽永叔の詩に、京師三月嘗新茶、人情好先務取勝と云句は、俗人の情、茶にあらずして名を先とするを刺れる也、況や今世の人、玩器の眞贋優劣の間に在を何とか云ん、然ば饗式者、點茶家古老の法則を意底に蓄へて、且自己の分限に應じつゝ、遊樂すべし、只禮節闕べからず、雖然武門には喫茶往來の茶會の壯觀なる、僧家には百丈清規の大饗の威儀なる例は、山林の士の與るべきにあらず、唯々茶は文雅養性の技事而已、

〔木石居煎茶訣下〕和漢の居宅、その結構大に事かはりたれば、賓主の應接をはじめ、茶法の規則、器物の置頓に至るまで、權道の處置第一にして、しかも末茶家のやうに定まれる法度もなければ、なるだけ事を省き、たゞ〳〵清潔と簡古とを主にすることそ、茶中の秘訣をも得たりといふべけれ、

〔寛天見聞記〕享和の頃、淺草三谷ばしの向に、八百善といふ料理茶屋流行す、○中略或人の噺に、酒も飮あきたり、いざや八百善へ行て、極上の茶を煎じさせて、香の物にて茶漬こそよからんとて、兩輩打連て八百善へ行て、茶漬飯を出すべしと望しに、暫く御待有べしと半日ばかりもまたせて、やう〳〵にかくやの香のものと、煎茶の土瓶を持出たり、かの香の物は、春の頃よりいと珍らしき瓜茄子の粕漬を切交せにしたる也、扨食おはりて價をきくに、金一兩貳分なりと云、客人興さめて、いかに珍らしき香の物なればとて、あまり高直也といへば、亭主答て、香の物の代はとも

かくも、茶の代こそ高直なり、茶は極上の茶にても、一ト土瓶へ半斤は入らず、茶に合たる水の近邊になき故、玉川迄水を汲に人を走らしたり、御客を待せ奉りて、早飛脚にて水を取寄せ、此運賃莫大也と被申ける、其頃煎茶の事流行して、客を招て煎茶を數瓶出す、客其茶の銘と、水の出所を呑わくる、是は玉川、是は隅田川、是は何處の井の水と云を定るを賞美せり、

〔臨時客應接〕淹茶にても、煎茶にても、藥鑵急火生の類へ、先少し計水を入、湯の沸立間に、片脇にて茶を焙ずべし、尤喜撰歟一斤代銀拾匁位より上の茶は焙ずるに及ず、若格別濕あらば雜と焙じ、黴臭くば少し焦る程に焙じ、淹茶は激し湯にて、先外の茶碗へ一扁漉し、二へん目を客人の茶碗へ程能漉、前の通蓋をして納敬へ載べし、煎茶は湯の激し所へ入、早く蓋をして置、程よく茶漉の上より茶碗へ洒べし、

　但煎じ茶客人へ出す間緩かならば、能茶の落著、色の出たる時洒で出すべし、一杯茶を洒ば、一はい湯を差べし、

〔燕居雜話六〕煎茶點鹽

瑜尾〇日が秩父にひとゝなりし頃、老媼等かたみに訪かはせし時、必淡茶を淪てかたらふが、多くは鹽を點じて飲みしを見て、茶は必斯せねば飲ぬものぞと覺えしほど也、後稍年長せしほどは、邊鄙の賤しき習俗ぞと、をかしく而已おもひしが、唐山にもさるためしは有し也、宋南陽陳鵠耆舊續聞卷八云、東坡云、唐人煎茶用薑、故薛能詩云、鹽損添常戒、薑宜著更誇、據此則又有用鹽者矣、近世有用此二物者、必大笑之、然茶之中等者、用薑煎信佳也、鹽則不可、東坡之説如此、不知今吳門毘陵京口、煎點茶用鹽、其來已久、卻不曾有用薑者、風上嗜好各有不同、といへるを見て知るべし、

古事類苑

遊戲部十三

插花

插花ハ、花枝ヲ瓶中ニ插入シテ、之ヲ賞スルモノナリ、或ハ花ナキ草、實アル木ヲ用ヰレドモ、花ヲ以テ主トスルガ故ニ插花ト云フ、插花ハ既ニ中古ヨリ見エタレドモ、其法ヲ立テヽ遊技ト爲シヽハ、蓋シ室町幕府ノ中葉以後ノ事ナルベシ、而シテ當時ノ插花ハ、立花ノ法ヲ主トセシガ、茶道ノ發達ニ從ヒテ、投入ノ法モ亦盛ニ茶家者流ノ間ニ行ハル、德川幕府ノ時、投入ヨリ分レテ活花ノ法起リ、遂ニ三者並行ハルヽニ至レリ、

凡ソ插花ノ法ハ、立花ニ在リテハ、枝條ヲ屈折スルニ、釘、針金等ヲ以テシ、活花ニ在リテハ、或流ヲ除クノ外ハ、花留ニテ枝幹ヲ支持シテ、屈折スルニ器物ヲ用ヰズ、投入ニ在リテハ、枝葉自然ノ姿勢ヲ失ハザルヲ以テ主トスルモノヽ如シ、而シテ其姿勢ニハ、眞行草、天地人、請留、流等ノ稱アリ、

立花ハ池坊ヲ以テ宗トス、池坊ハ京都六角堂ノ執行ナリ、故ニ之ヲ池坊流ト云フ、此流ハ專慶ニ起ル、寛正年間ノ人ナリ、師資相傳シ、專好ニ至ル、專好ハ慶長年間ノ人ニシテ、其技前人ニ超越スト云フ、立花ニハ池坊ノ外ニ、大受院及ビ周玉ノ派アリ、活花ニハ、遠州流、石州流、古流、及ビ未生流等ノ諸流アリ、近世更ニ其流派ヲ生ズルコト數十ノ多キニ至リ、各〻秘事口傳ト稱ヘテ、濫リニ其法式ヲ傳ヘザルモノアリ、

名稱

〔倭訓栞中編三伊〕いける　插花をいふは、生るの義也、

〔竹窻雜談中〕いけ花の文字の事

近世瓶花を玩ぶ事、坊間に甚行はる、其能を見るに、陋俗云ふべからず、元瓶花、挂書、烹茶、焚香は幽雅の清事なるを、卑俗猥士の玩ぶ事故、今見る所最厭ふべし、其いけ花といふを以て插花といひ、或は活花とし、生花とす、ともに名稱通せず、唯俗に花をいけるといふ詞は、もろこしにも花をさすといふ故に插餅插花といふ、名目を云ふには瓶花といふべし、故に袁中郎の瓶史といひ、張謙德が瓶花譜といひ、屠本畯が瓶史月表といひ、高濂が瓶花三說と云、插花とはいはず、以て見つべし、插花なるものは女子の頭に插す所をいふ、唐宋諸家の詩少からず、舉るに遑なし、本邦和歌者流に插頭と書てかざしとよむ、和歌六帖に出せり、是則漢土には插花といふて詩に作れり、

〔正風遠州流插花獨稽古後編〕いけ花文字の事

いけ花の文字、生の字書もあり、活の字書も有、插の字書もありてまち〳〵也、當流義にても、遠州公〇小堀政一の時分は生の字を書し也、其後插の字に書替たる譯は、流義の花留は刪くばりにして、その中へ花をさしいる、故に、たま〳〵插の字を用る人ありしを、此字花くばりにさしいる、意にもかなひ、又他流にもまぎれざるやうに插の字しかるべしとおもへる人は、多く此字を用ひたり、又生の字は、いけ花に古來より用る字なれば、捨がたしといへる人も有て、其頃は思ひ〳〵に書しが、近來一葉といへる數寄者よりこのかた、流義にては一統に插の字を書事になり侍る、或人云、插の字にいきるの訓なしいかゞ、答、玉篇に插、初洽切、刺入也とあり、しかればさしいれ花と云べきを二字上略していれ花也、それをヱケセテチヘメエレヱの假名に相通じて、いけ花と唱へても當れりと謂つべし、是等は和國のよみくせにして、例せばいかほども有べし、又さし花と唱へてもよし、此時はいるゝを下略したる也、又云、遠州流に插の字書來れるをまねびて、近來

他流にても插の字書人多く有也、又宏道流にて插字を書事は、瓶史にたよりて用る成べし、又云、生はいきる也、草木をいかして、器にいるゝ也、故に少しにても立ほれてはいけ花の詮なし、又出生をいける意にもかなふ故に、古人此字を用ひていけ花といふ、活は字書に生也、不死也とありて、たとへば根をきるはころすに似たりといへども、やしなひやう、いけやうにて、いきかへるの意もありて、此活の字をも用る人あり、

起原

〔華道全書三〕生花來歴の事

一生花は古より有來りし事なれ共、法式を立てもてあそびしは、東山義政公の御時より初りしとなり、

〔生花評判當世垣のぞき〕生花の濫觴大略

夫生花は、東山殿〈○足利義政〉の御風流より、茶に花に唐の翫びを此國に傳へて、御物數奇數々の中に、わきて茶道と活華は深くこのみ給ふにや、茶禮も此君を祖とすべし、殊に花は朝暮の御賞翫にて、野山の姿を小瓶にうつし、座右に置て翫び給ふとかや、遙に年を經て大閤秀吉公の御時、千氏利休翁出て、花に法度も定りぬれど、此翁茶道の高名に奪はれて、花の事は隱れたると云べし、其後茶道博廣して、小堀侯〈○政一〉片桐侯〈○貞昌〉など、高家の手にわたりしより、茶道いよ〳〵寂を失ひて、結構事にぞなりける、台命一家をなし給ふより、茶禮も其家々に嚴重に成しより、花道の吟味は此時より衰へたるといはん、

〔古今和歌集一春〕そめどのゝきさきのおまへに花がめに櫻の花をさゝせたまへるをみてよめる、

さきのおほきおほいまうちぎみ〈○歌略〉

〔後撰和歌集三春〕さくらの花のかめにさせりけるがちりけるをみて、中務につかはしける、

貫之

ひさしかれあだにちるなと櫻花かめにさせれどうつろひにけり

〔枕草子　一〕かうらんのもとに、あをきかめの大なるすへて、さくらのいみじくおもしろきえだの五尺ばかりなるを、いとおほくさしたれば、〇下略

〔西宮記　九月〕九日宴

吏部記云、延長四年九月九日裝束如正月七日、但當御帳前之最屋左右柱、嚢盛茱萸、向外着之、以金瓶插菊花、置黒塗臺机、以組結着、

〔西宮記　九月〕九日宴

九記云、同〇天暦五年十月五日云々、〇中略予〇藤原師輔爲貫首引列着座、見殿上裝束有相違、〇中略二者御前南廂中央間東西、各立金銅花瓶、樹菊花、

〔古今著聞集　二釋教〕漢空上人、嵯峨の二尊院にて、涅槃會おこなはれける時、人々五十二種の供物をそなへけるに、花をうへにたてゝ歌をよみて付けるに、西音法師、水瓶に櫻を立ておくるとて、よみける、〇歌略

〔明月記〕元仁二年〇嘉祿元年三月十四日、十二日夕、幕下被參安女院、女房聊日來經營事、被出貝掩事云云、花瓶立色々花、立地盤、其下入扇五十、蒔樣等云々、

〔倭訓栞　中編二十入〕りつくわ　立花と書り、二水記に、大永二年、池の坊立花の事あり、中世よりの業か、

立花　插花法

〔宗五大草紙　下〕色々の事

一送り花の事、〇中略たて花の用には、時により、はす、又水草以下をも可遣候、かきつばた、はなあふひ同前、

〔御湯殿の上の日記〕慶長六年七月七日、あさ御さか月まゐる、けふのみあそび、七色詩歌くわんげ

ん、御やうきう、たて。ば。な。御まり、御五、せつけ、せいぐわ、とざま、ない〱いづれもやくしやたち御しようなり、○下略

〔古流活花口傳集〕甲陽百瓶　立花生花大同小異の事

生花と立花とは、大に異ると云人あれ共、本より花を翫ぶに別意あるべからず、立花は五行陰陽一々に合して七ッ道具とし、天地五行の象形を全備するを本にす、依て枝葉花の不具なるものをば枝葉を添、釘、針金を以て細工して、陰陽五行の相、歴然と備るを專要とす、生花は陰陽五行に體を象れ共、木火土金水を一々に開かず、五體に配當する時は、陰陽五行の三體に土と水とを開きて、合て五體とするなり、五體に配當すれ共、枝葉花不具なれば、陰陽五行の三體歟、或は陰陽の二體歟、或は陰の一體歟、陽の一體歟、五行の一體歟に象て、一枝の内にて一花の體を象る故に、不具なるものは其儘にて、千變萬化を働かせて兼備する、是生花の本旨なり、故に立花も生花も、陰陽五行を體とする事は違ひなし、只全備すると兼備するとの差なり、然共生花の達人も、立花の事は走りがたく、又立花に堪たる人も、生花の事は知がたきものなり、

〔仙傳抄〕目錄

一元服の花の事　一法師なりの花の事　一少人など申時の花の事　一出陣の花の事　一わたましの花の事　一きたうの花の事　一三ぐそくの花の事　一ざしきのすみに花いくる事　一なげしの花の事　一ちがひだなの花の事　一つりくわひんの事　一橋のはなの事　一えんの花の事　一少人などの人をとゞむる花の事　一七夕のはなの事　一佛寺の花の事　一ゐはいのまへの花の事　一むこよめとりのはなの事　一人をまつ花の事　一あひし○一本し作きやうのはなの事　一立分の花の事　一ふきわけの花の事　一岩かげの花の事　一野わけのはなの事　一きしくづれの花の事　一かふだての花の事　一十のきらひもの、事　一三

びやうつがふ花の事　一三木とは杉松つばき是立あはせの事　一四草とは草葉四つ立の事　一四〔○四本文作、助〕花とは木をなびけての事　一かふたてこみの事　一くわびんこみの事　一香臺のをきやうの事　一ざしきの花の事　一我たてたる花を人にいふてくづすやうの事　一花くづすやうの事　一或はつるの有もの、或は口の有物の置様の事、　一序破きうの事　一しうげんのえだの事　一はぎうのはなの事　一きやく人しやうくわんの花の事　一中わうの花の事　一禁花の事　一陰の方の事　一竹をきり水をあぐるやうの事　一藤に水あぐるやうの事　一人の方へ花ををくる次第の事　一祝言のはなの事　一四季のうつりの花の事　一花のやまひの事　一時の花をもちゆる事　一たなのうへにはつくえををかぬ事

〔仙傳抄〕此仙傳抄者、三條殿御秘本、賴政公依御所望、

文安二年三月廿五日　富阿彌相傳　寛正六年二月八日　武部三位法印　文明四年九月十三日　住友藏人實闕　同八年九月廿日　道簡齋　同九年正月廿六日　宣政院榮得　同十七年九月十八日　禪喜庵壽亨　永正元年四月八日　山岡至田翁　大永七年五月二日　讃首座　天文五年正月十七日　池房專慈　右相傳次第如此

〔生花評判當世垣のぞき〕花賞翫の大意

爰に天文年中、京都池の坊專應といへる人、立花にくはしく、生花に心を寄せ、書院向、あるひは折〔○折投挿〕ゐ入花迄も妙なる手段を生なす、是世にしる處なり、

〔立花大全一〕瓶に立るはおしなべて立花なれど、眞の花は眞といひ、狂ひしんを立花とおぼえて書給ふべし、砂之物は砂として、

扨眞草の時は、眞い字勿論也、しんしたくさといふ時は、こゝろといふ心の字よしと、ある文字者の申されし、左こゝろ得てかゝるべし、

〔池坊專應口傳〕一三具足の花の眞、たかさ凡花瓶一たけ半也、されどもほそくみだてなき眞は、二長ばかりにても相應すべき歟、此枝葉の次第は、前短後長、右長左短と心えべき也、賞翫の枝とて其方に副を用、當季の花も主居を請て用べし、長短の枝葉にて四方をかゝえて、かた落もなく、又四手を取たるやうにもなく、眞副、眞隱、みこし、流の枝、前置、體用の枝葉、其料々にて、圓花のこみたてとて、枝葉さのみとりからさずして、眞に下草をつゝきてあけ、次第々々にたてくだし、水ぎわまでもこまやかに手をこめて立〇中略

一一瓶のうちにても、一かたへながく出たる枝葉あらば、今一かたは短く、その方をば枝葉さげりたる物を用べきなり、一かたの枝はひらき、今一かたは抱、一方はたかく、いま一かたはひきく、一かたはのべに、今一方は一もんじに、一かたはあがり、今一かたはさがるやうに枝遣ひ心得べし、すきやかなる物のきわには、こまやかなる物を用ひ、ふとき物のきはには、いかにもほそき物を用べし、おなじ好立をつゞけて用べからず、

〔立華時勢粧七〕立花秘傳抄之四

十三ケ條法度の事

一大輪花のたぐひ短く指事　一葉の有物を花計指事　一花と其葉と添たる間に、餘の物を指事、　一同じ物を二所に指事、但色替りては不苦、　一草にて木をつゝみ、木にて草をつゝむ事、　一たけくらべの事一方除て上ル、木すゑの同じきハ不苦、　一枝葉の水につかる樣なる事　一切枝とて十文字に見切事　一本きれの事　一指枝とて面へ長く出る枝の事　一壁枝とて後へ長く出る枝葉の事　一後より前へ廻る枝の事　一瓶の口よりさがる枝葉の事　以上

古代十ケ條法度之事

一ぬきとをし　一主さす枝　一ふくめんの枝　一なげきの枝　一見越の枝　一胴ぎりの枝

一兩頭の枝　一いだく枝　一かさなる枝　一引張枝　以上(古き板書に出たり)
右之外三十六ヶ條傳受の法度有レ之、名目の法度共名付、

立花八戒

一花白衣にて揷事　一庭木みだりに所望の事　一他流の花を批事　一主有花形盜て揷事
一花を揷を後に立て見る事　一花禮儀なくて見る事　一人の花卒爾になをす事　一心花にあらざる事

立花十德

一卑交二高位一　一花無二他念一　一衆人愛敬　一不レ語成レ友　一知二草木名一　一席上常香　一朝暮風流　一諸惡離別　一精魂養性　一不レ事有二佛緣一

立花十體

一正風體(風の花を云)　一幽玄體(陰氣立をいふ)　一景曲體(砂の物をいふ)　一野澤體(草花立を云)　一池中體(水草立をいふ)
一山頭有草體　一山下有竹體　一枯木强力體　一一色體　一亂曲體
右立花八戒、十德、十體、或師家秘書を寫て記レ之、

〔立華時勢粧　七〕立花秘傳抄之四

七つ枝の事

一往昔花を揷初るに法式有、いはゆる心、正心副、請、見越、流枝、前置、(胴作枝)是を七ッ枝と名付、其理に至りては最上の秘傳にして、世に知る人まれ也、○中略

立花細工の事

一或人の云、立花は山木野草のおのづからなる景氣を瓶にうつすを至極とす、然に木をねぢ草をためて立る事いかゞぞや、されば木をねぢ草をたむるは、おのづからなるすがたをうつさん

がため也、細工をしても、細工と見えざるやうにする時は細工にあらず、

一ゆがみたる見木を、直になさんと思はゞ、内より鋸にて七分切、三分殘して、くさひをかふ時は、曲りたる物もすぐになり、すぐ成物も曲るなり、木のおれやすき物は、火にあぶりてせんをかふべし、

一心の除きわより込入までを、節もゆがみもなきやうに能けづるべし、正心、副、請、流枝、扣枝、同前に削て、少もすきまなきやうに立合る時は、花きれいに出來、かこひも不入、水ぎわもほそく成て、下草自由につかはるゝ物也、

一松の葉はふのりを引、わらにてまきて葉をふせ遣ふといへど、さのみ不好、

一明日の花ならば、松、ゆぶき、黃楊、枇杷などは、葉も見木も、一夜水につけて用ゆる時は葉色かはかず、

一見木に、枯枝、節など有とも、あまりきれいにけづるべからず、出生の景氣うするなり、

一万の小枝は油火にてやき、ねぢためにして、水へ入て能ひやす、あたゝまり有時はためもどる也、

一草のやはらかにほそきをたむるは、心をしづめ手の內にてたむる、心いそぐ時はかならず折るなり、

一晒木、常は瓦のやねに置べし、若は板家の日影に置べし、少の間は紙にて卷置べし、晒木色のあしく成ば、あくを煎じて洗ひ、炎天にほすべし、

一松のつぎめ見ゆる時は、松やにをもつてつくろひ、又蠟にてもつくろふ、又松の葉あかくなさんと思はゞ、すはうをせんじて染るといへど、さのみ不可好、

一針金をやはらかになさんとおもはゞ、火に入てやくべし、それをまたかたくなさんと思はゞ、

小刀のむねにてたゝくべし、

〔立花時勢粧八〕立花秘傳抄之五

極眞立

一極眞の立花は祝言第一にして、心若松のすぐなるに枝三段五段を用ゆ、心の高さ瓶に二長半、又は一長半、古來の說不同、近代は三具足、さま〲に替り、定法なきに似たり、然ども蠟燭立の高さに隨て立様口傳有、大かた佛前の樣子、三具足の大小にしたがひて、時によろしく可立なり、

一心かくしは、禿松、芍藥、菊などのかたち丸き物、心に取あひて副を付るにたより有、ほそき物は心の見木ほそきゆへ、取合あしき也、草木にかぎらず、出生直なる物、皆心かくしに用ゆ、一の枝と心かくしとの間、一寸二寸、花形の大小によりてあくる也、心かくしは心の前を守りて、心に勢ひをあらする役の物也、

一副は心かくしの本より、物にたよらせて、しだれたるもの、又はやはらかなる物を可用、心の松のこは〲敷に取合よろしきがため也、是花形の右の方を守て、心をそだてたる物なり、右へ出る物、副より長きは不可有、

一請は神前にては影向の枝といひ、佛前にては手向といふ、かならず時の珍花を用ひ、出生上へきおひたる物を用ゆ、副のしだれたる物との取合なり、出し所は副と長枝とを見合、其眞中ほどより出すなり、左へ出る物、請より長く出る物なし、是花形の左の上を能まもる道具なり、

一見越は心かくしの後より、木高く立のぼせて、請の方へなびかす、見越は心の後を守て、心の勢をつよくなす物也、後へ出る物、是より長きは有べからず、

一流枝は松にかぎりたる物なり、煙がへしとも、香爐のぞきとも名づく、瓶の口二寸ほど上、後角より一文字に出して、葉先を香爐の眞中にてとむる也、心すぐに、副なびき、請きほひたるにより、

流枝を一文字に指、是上の枝の取合よろしきがためなり、一瓶の内長枝よりひくゝ出す物なく、又水ぎわにて是より長き物不可有、

一前置の出口、流枝と同前、胴よりのうつりを請て、左右へかたよらず、眞向に立て、瓶の口をかくさず、前へ出る物、これより長きは有べからず、たゞし見越と前置とは前後の釣合なり、

一胴(どう)作りとは、心かくしの下より前置の上までを云、これ七ツの道具の外にして、花形の中央を守り、七ツの枝を能養ひそだつる物也、

一扣(ひかえ)枝は七ツの枝の外なり、出し所は請と流枝との眞中より出す、請の方おもき時はおもき物を用ひ、かるき時はかるきを用ゆ、是左右の輕重をはかる物なり、

一直心立は祝言第一の花なるゆへ、佛前に立るといへど、六花六葉、四花四葉、四草四木、雜木雜草、其外祝言にあらざる法度を守り、花形の格式すこしも背かず、草木きれいにすなほなるを用ひ、長高く幽玄に指を本意とする也、古人の曰、眞の花形と云は、たとへば人の面のごとし、目のある所に目有、鼻有所にはなのつきたるやうに、いつもかはらぬやうにさすべしといへり、

一直心立の花には、後に草を不遣、草どめを流枝扣枝の後にてとむることなし、是を山後に野を見るとて嫌ふなり、

一直心立、行の花形と云は、心は笠松也、流枝は松を用ゆ、七ツの枝の出所前に同じ、胴前置はすこしくるはせてもくるしからず、

一同草の花形と云は、心梅、海棠、梅もどき、水木、檜、鷄頭などの直なるを用ゆ、七ツの枝、出し所前に同じ、草の心の時は、見越、流枝、前置草にても不苦、總て心松ならざるを草の花形と名付く、

〔立花大全 五〕草木扸(けづり)やうの事

一木にても草にても、一方より扸て、今一方の皮をのこすやうよし、皮と肉との程より水をあぐ

る物なれば、随分一かたはけづらぬやうよし、その一かたといふも、心へ肌のつくかたをけづりて、そとへみゆるかたにかはをつけらるべし、しやれこけ竹はなを水ぎはまでみゆる用意あつて、おもてをけづらぬよし、

草木直(なほし)やうの事

一細くしなやかなる物は、手の内にてしづかにためつけて自由になるべけれど、ほそくても性のおれやすき物あり、あぶら火か焼にてあぶりて、おもふほどため付、そこを水にひやす、ひえぬかぎりはもとへもどる、枝さき梢などの跡まで、めにたつ所はみえぬかたを火にあつるやうにしてよし、火氣にてくろく見苦くなるゆへなり、ふとき物は鋸目をいれて楔をかふ、これもおもてだつ所は、すはまか蠟のながれにてつくろひ、上に糟のこまか成か、灰をつけてよし、木の色あひによりて、木地にあかみある物は、墨に丹をすこしすりませてぬる、継目を繕も同前、水をはなれてもつよき物のもとにゆがみあるは、ふつときりて、きれいなる木にて継たる、水際揃ひてよし、水木梅もどきのごとき殊に勝れて、はしかぐおれやすき物は、成ほどよくあぶり、あるひはにへ酢をかけてねぢ曲捻もどし、中のこまかに研(くだ)くるほどして後、おもふ程にためて水にてひやす、

竹の枝さきをためさぐるは、火にあて、ゝははやく損る間、はりがねをつけてためさげ、或は葉のしげりに石を權につけたるもよし、　狭ひあふぎなどは、たゝきひしぎて、竹ぐしにて筋違に綴て置よし、

草木継やうの事

一ふとき物は釘を用、ほそきは苧にてまく時、このまく所を小刀にて、きざをつけて、きざの目へ苧をかけたるよし、唯そぎあはせの分にけ（累○有二以下脱一）まけば、取まはしにぬけ侍る也、一切めにたつ所は、前にいふごとく、すはまか蠟にてつくろひ、あるひは木の肌しやれたるたぐひは、苔をつけ

てよし、

取わきてほそき物は、葭の引そぎにさしこみて繼、はやわざ也、

〔看聞日記〕應永廿三年三月一日、先日順事有茶會、新御所、重有朝臣、廣時頭役也、○中略花一枝文扇等付之廣時獻之、會所聊被飾之、立屏風、繪三幅本尊觀音、脇猿、懸之、茶垸瓶一對立花卓ニ居、

〔槐記〕享保十年正月九日、參候、近代ノ親王家ニ獅子吼院○堯恕法親王ホドノ人ハアルベシトモ覺ヘズ、○中略詩モ立花モスキニテアレドモ、何ノ益ナキコトナリ、翫ビ玉フナト云ツヽモ、好キ眞アレバ、賄ラレ、好キ流シアレバ賄ラル、ソノ時ノ立花ノ上手ドモノ評ニモ、及プ處ニアラズト申キ、水仙ノタメヤサナド、凡ソ又類ナキ由申ス、　廿日、參候、此間御風氣○近衞家熈ニナラセラレシガ、今日ハ御快シトテ、御立花アソバシカヽル處ヘ參リタリシニ、幸ニ參リ拜見ヲユルサル、今日ノ花ハ藜蘆ノ前ヲキトヲ、立花ノ家ニハ殊ノ外ニ秘スルコトナリ、マシテ立ヤウ挿ヤウハ堅ク見セヌコトナリ、他ニテ沙汰スベカラズ、藜蘆ハ水仙ナドヽ違テ、ハリガチノ入ラレヌモノニテ、竹ノ串ニ結付テタムルモノナリ、實ヲタツルニ、ソノ實ノ一カブ〳〵ニ見ユルヤウニ立ルコトナリト仰ラル、私○山科道安申上ルヤウ、立花ノコトハ、露バカリモ存知サムラハネバ、是御花モ見事ヤラント申モ恐レアリ、凡立花ヲ見テハ、如何ガ挨拶シ褒メ、如何ヤウニ詠ムルモノニヤト御尋申セシカバ、先立花ハ眞次第ニ、眞ノ高サホド前ヘ退テ見ル、正面ヨリ詠メテ脇ハ見ヌモノナリ、四方見事ニハ如何ナル名手モナラヌモノ也、尤モ見事ナリ、キレイナリト挨拶スベシ、ソレヨリ先キハ面々知ルホドヅヽノ挨拶アルベシ、昔シ池ノ坊ノ專光ヤ、本能寺ノ大慈院ナド、古今ニ超絶スト云ベシ、イツモ柳水仙ヲタムルニ妙アル獅子吼院ノ、アレハ多羅尼ヲ唱テタムルナラントテ、大笑ナサレシ、　十一年三月四日、參候、柳ヲ生ルコト習アリ、凡ソ花ヲ生ルト云ヘバ、葉ハイケヌ筈也、柳バカリハユルシテ生ル、立華ニテハ十一月朔日ヨリ二月晦日マデ、此外ハイケズ、此トキハ別テ葉モナキトキヲ用

ルハ、ナゼニゾナレバ、定家ノ十二月花鳥ヲ究メラレタルニ、柳ヲ第一番トセラレタルヲ出處ニ生ルコト也、十二年閏正月廿三日、○中略柳ハ御傳授ノモノヽ、由聞テ承ル、何時ゾハ拜見イタシタク存ジ候ヘドモ、終ニ拜見イタサヌコトハ、何ナルコトニヤト疑フ、サレバトヨ立華ニハ傳授ニスル、投入ニハサシテソノ吟味ナシトイヘドモ、立花傳授ノ心ニテ生レバ、各別生テヨシ、柳ホド生ヨキ物ハナシ、イカヤウニモ入ラルヽモノ也、此御所ニハ其方ガ見ル通リ、庭ノ入口ニ大木ノ柳木アル故ニ、終ニ生タルコトナシト仰也、十三年二月四日、參候、○中略投入ト、立華トハ、心持モ格別ナルベキコトナガラ、立華ノ意ヲ知ラズシテハ、投入ハナルマジキコト也ト申シ上グ、イカニモ立華ハ草木ノ道理ヲツメタルモノナレバ、立華ノ意ヲ知テ投入ヲセバ好カランカ、立華ノヤウニ投入ヲスベカラズ、立華ハワモシロキ物ニテ、ソトコレニスキ出シテハ、外ノコトハ耳ニモ目ニモ入ラズシテ、晝夜コノコトヲ思ヒ入ルヽモノ也、後水尾院御傳授ヲ蒙ク堪能ナリシハ、獅子吼院殿ナリシガ、或トキ後水尾院ノ獅子吼院ヘ、立華モヨキホドガ好、朕ガ齒ノアシタナリシハ、立華故ナリト仰ラレシカバ、獅子吼院ノタツ〳〵御笑アリテ、側ナル方々、アノ御齒ノ脱タルハ、歌ニテアシタナリタル也、立華ノ咎ニテナシト仰ラレシガ、御耳ハ遠カリシ故、主上ノ御耳ニ入ラズ、衆ヲカシカリシコト也ト仰ラル、十四年十二月朔日、此日水仙ノ一色ヲ御書院ノ御床ニアソバス、蒙テノ仰ニモ、水仙ノ一色ニハ、コトノ外ニ習アルモノ也、イツゾハアソバシテ御ミセアルベシト仰ラレシガ、今日初メテ拜見セシコト、ゾアリ難ケレ、○中略仰ニ、立花ノ大事ノ第一番目ハ、コノ水仙ノ一色也、總ジテ立華ノ大事ヲ傳授スルコトハ、何々之枝ヲ自由ニスルト云、一ハソノトキニコレヲユルスト云コトアリ、先松ノ前ヲキニスル枝ニ、ウラヲモテト云コトアリ、ソノウラヲモテヲシルトキニ、松ノ一色ヲユルス、水仙ノ味ヲシレリタルトキニ、此ノ水仙ノ一色ヲユルス、尤ナルコト也、左ナケレバユルシタモ詮ナケレバ也、此水仙ノ一色ノナラヒノ、大

大ノ秘事アリ、其方ガ少シニテモ立花ノ心アレバ、中々ニ云コトニテハナケレドモ、逆モシラヌ故ニ仰キカサル、水仙ノ一色ニハ、シャガノ葉ヲツカフコト、是大ニ秘事也、必シモ人ニ洩スコトナカレ、此ノ一色ニモ此葉ヲツカイテアリ、見ベキ由ニテ御指ザシナサル、コノ葉ノ出シドコロニヨリテ、上手下手モミユル、此葉ノナクテカナハヌモノ也、此分ケヲガテンセバ、投入ノ爲ニモナルベキコト也、凡ソ水仙ト云モノヽ葉ハ、百枚アリテモ同ジ出ヤウノモノ也、ソレヲコノ立花ノ七カブニ仕フ、ソレ〴〵ツカルヤウニ仕フコト、先第一ノコト也、サレドモカヤウニ七カブニ仕フテ、ソノ間ノスキタル處ニ水仙ノ葉ヲ用レバ、又同ジモノニナル、シャガノ葉ハソレニ用ヒテ、何分ニモ似タモノ也、ソコヲ古人ガミタテヽ、シャガ一枚葉トテ、二枚モツカハズ、只一マイヲツカフコト也、ソノツカイヤウニハ、上手下手モアリ、右葉左葉ノ差別モアリ、前置ニハ必金銭花ノモノ也、コレモ水仙ノ葉ハ、何枚モ同ジコト也、金銭花ハスッホリトシテ、ドチヘモツカヌモノヲ用ヒタルガ主意也ト仰ラル、　十五年正月廿一日、參候御立花ヲアソバスヲ拜見ス、仰ニ立花ノ中興ハ、專光ニ止マリタリ、專光ヲ名人トス、ソノ門人ノ隨一ハ大樹院ナリ、大樹院ニ至リテ、古今ノ精微ヲ盡シニ盡シテ、モハヤ上ナキニナリタリ、總ジテ立花ニ七ツ道具トテ、シン、小シン、ウケ、ナガシ、ヒカヘ、ソヘ、マヘオキ、コレヲ七ツ道具ト云、コレガ具ハラネバ立花ニアラズ、コレハ古今ノ定リニテ、コノ外ハ皆アシラヒナリ、ミコシト云モアシラヒナリ、其人ノ上手下手ハ胴ニアリ、胴一ツニテ、立花ガアツウモウスウモナルナリ、胴ノカクシニ多クハ枇杷ノ葉ヲ仕フ、枇杷ヲツカフニハ、只カクス爲メバカリニツカフテハ、枇杷葉ノ生德ニアラズ枇杷葉ト云フモノ、一枚ヤ二枚出ルコトハナキモノナリ、必ズ四枚ヅヽ出ルモノナレバ、ソノ心ニテ二枚或ハ三枚ニ付テ、面裏アルヤウニ生ルモノナリ、枇杷ノ胴ト云フモノハ、又尙以テ生ケ様ソノ心アリ、前オキト云モノニ習アリ、前オキニカギリテハ、花一ツヲ眞ロクニ前ヘ出スナリ、花瓶モウスバタニハ、前

オキニ習アリ、ウスバタニカギリテハ、ソノ縁ヨリ外ヘ出ヌヤウニ生ルモノナリ、〇中略　總ジテ立花ハ眞ヲハジメトシテ、七ツ道具ハ勿論、其ノ外モ、一本々々地カラハエヌキタルヤウニ生ルコト是第一ナリ、大方ガ枝ノヤウニナルヲキ、ラフナリ、同ジモノヲ仕フニハ、コレハコノツヾキ、コレハコノツヾキト連續ヲガテンシテ生クベシ、サナケレバ此枝ハ中カラ出テ、ドノワカレト云フコトガミエヌヤウニナルモノナリ、〇中略　古風ノ立花ニハ、ズヽキヲ眞ニシテ、椿ナドヲ前オキニシタルハ、轉倒シテアシキト云説アリ、僻ガゴトナリ、高山ノ峯ニモ草花モアリ、麓ニモ大木アリ、ソレニハカヽハルベカラズ、　立花ノ第一ハ、木ノウラオモテヲ知ルコト肝要ナリ、ウラオモテヲ知ラザレバ、生ケルコトアタハズ、　水仙ノ一色ニ、シヤガヲツカフコト大秘事ナリ、必ズツカフコトナリ、水仙ノ葉ハ必ズシモ三枚ナルモノニテ、三枚トモニ直ナルハ、何枚ニテモナキモノナリ、胴カクシニドウモツカハレヌモノナリ、ソレトモ必一枚ハツカハヌナリ、故ニ胴カクシニハ、必ズシヤガヲツカフコトナリ、尤モ右葉左葉ノ差別アリテ、右ノ處ヘ左モ、左ノ處ヘ右モツカハレヌモノナリ、金盞花亦同ジ、

〔槐記續編〕享保十七年十月廿四日、ワモトノ前置ト云コトハ、立花ニハ殊外ノ秘スルコト也、此場ニ立花師ナケレバ社トテ御談ナサル、〇近衞家熙　モロ〳〵カヤウノナリノ葉ニ、カヤウノ實ノ出來ルハ、多クハ葉ト葉トノ間ヨリ出ルモノナリ、生ルニモソノ心得ニテ生ルコト也、ワモトバカリハ葉ノ間ヨリハ不出、一本立ナルモノ也、ソノ心ニテ生ルヲ秘事ニスルコトナリ、　十一月十三日、參候、此經〇懸加墨經　ハ、三寶院ヨリノ御タノミニテ清書ナサレシガ、イロ〳〵重寶ナルコト多シト也、立花流ノ習ニ、花木ニヨリテ生ルト生ヌトアリ、佛ノ前ニテ立ルト立ヌノ花ト云コトアリ、コレモ此經ノ中ニクワシク出タリ、シカモコレヲ生ケヌハコノ分ケト云コトマデヲ記セリ、定メテ昔ノ立花者ハ、コレヲヨク知リテ定メタルナラン、由斷ノナラヌコト也ト仰ラル、

〔調度口傳〕一立花の事
三幅對の中央に卓香爐、左右に立花、是眞也、中央に香爐なきは行なり、三幅對に一瓶、是草也、この一瓶はだいに立る事もあるべし、又砂の物をも置べし、
一砂物の事
大床に大置物などの時用ゆるなり、又三幅對に砂のもの一瓶などの事もあるべし、
〔華道全書〕一〕眞の砂の物
捴じて砂の物は、立花をやつしたる物にして、地取、鉢の眞中に、立花の花形せばきをひろく、高きをひきく見せたる物なり、瓶を鉢に、こみを砂、ほそきをふとく、あつきをうすくさしなしたるを、眞の砂の物といふなり、一株の時は、式法立花にかはらず、七ッの道具よくつり合て輕重なく、それぞれ能見ゆ〔る〕やうにすべし、
行の砂物
行の砂のものは、花形風流にして、苔蘚あざやかに、かぶの組合はづみて、意氣ある所專一なるべし、元來の一株を二かぶにわけ、中をあけて正心前置ともに二ッなり、心のかたを男株、請の方を女かぶとす、式法眞の砂物に大樣同じ事なり、兩方輕重なく地取鉢にまたがふべし、
草の砂物
草の砂物は二株なり共、正心前置一方にばかりなり、一方にはあいしらひ有べし、女株かろき時は、男株の方より長き枝を出すなり、又は心のすへ樣にて輕重をはかり、扣かと見れば副、請と見れば流にして、あいしらひおもしろく、七ッの道具かくる事なく、はづみ第一につやいろあつて風流にして、花形をつかねて見るに片落なかるべし、
〔雍州府志四寺院〕愛宕郡　頂法寺　在三條南、稱六角堂、〇中略近世僧專光住方丈、所人得數品花枝

投入

於一瓶中、而模山水之景象、倭俗謂立花、至今代々玩之、僧俗爲此徒弟者多、

〔花洛羽津根　三〕立花生花

六角頂法寺内　　家元　池之坊

〔日次紀事　七月〕七日　六角堂池坊立花、有立花數瓶、物見之矣、

〔寶箱　二〕手工の坊は、心しづかに茶の德義をかたり出さんははてしなき事なり、〇中略立花の興をもてあそび、人に勢をほどこさす、〇下略

〔女重寶記　一〕女しが物がたりならびに諸げいの事

立花する事

〔卜養狂歌集　下〕一つばきに水仙と梅の立花に

つばき〳〵さかづきなりにひらいたらさけをすいせん梅のはなのみ

〔嬉遊笑覽　十二草木〕今俗に投入といふは、茶席の花をいふとのみおもふは非なり、仙傳抄に、なげ入といふは、船などにいけたる花のことなりとあり、船の花いけは、釣ものなれば、壁にかけたるもなすらへて投入といふなるべし、又今人投入花をみて、よく入たりとほむる、是も同書に、花をいるるといふは、さいろうのやうなるものに花をいけたるをいふ、野山にある體にいるゝなりと有、さいろうは菜籠なるべし、籠花生なり、〇中略

紀逸江戸枝折五篇、寶曆十一年池の坊の投入の花を見侍りて、江戸へ出て都の花をいけの坊みる人舌をふるふ獅子口、紀逸投入もはえた如くにいけの坊しらぬ目からも花のうゑ人、蓬遊

〔仙傳抄〕一奧輝之別紙〇中略

一なげ入といふは、船などにいけたるはなのことなり、

〔華道全書　三〕生花來歷の事

一生花は古より有來りし事なれ共、法式を立てもてあそびしは、東山義政公の御時より初りしとなり、〇中略その中抛入は茶の湯の花に用ひ來り、東山殿能阿彌、相阿彌、俊慶、雪僴、珠光、紹鷗、利休、織部、遠州、此十代の乘相傳て、茶の湯の和尚たり、此乘の花を抛入の手本と致也、

生花に眞行草三段ある事

立花は眞なり、法式を堅く守りて立る也、砂の物は行也、法式立花よりかるし、抛入は草也、大かたの指きらひさへいめば、當座の風情作意の働を本意として生る也、山野澤池の花の出生を其まゝそのなりになげいるゝを、抛入の本意とする也、扨また立花の傳法も用ひざれば、一瓶の花形一本の枝葉にも本のふまへなくして無理おほき也、また立花の法になづみ過れば、かたく成て抛入の本意をうしなふなり、

不立以前目論の事

一花を生んと思ふ時は、先一本宛枝のふり、花のかたち、葉のさまをよく見て、あるひはためあるひは切、恰好よく見たて、或は本をもとゆいにてくゝり、扨とり付入てあとへさゝり、二たび直さぬがよし、是を手づまのきいたるといふて、抛入の本意とする也、文字を書がごとし、書たる上を書なをし、とめたりぬりなをしては、死花になりてよろしからぬ也、

〔挿華故實集中〕抛入の稱號

一生花を抛入と稱する事は、太閤秀吉公、相州小田原の陣中に於て、水無月の頃暑氣を凌ぎ兼て、廊下の邊りに盥様の器に水を滿て、朝夕是を見給ふに、折節前栽に後れし燕子花の漸一輪咲殘れるを、利休に命じて生よとの給ふに、利休庭におり立、指添の小柄を拔、燕子花一莖に三四葉を取添、小柄のもとに一葉を以て結び付、立ながら盥の水中へ投入けるに、水底にざんぶと立て、水の玉散りて花葉に止りけるに、殊に冷しかりければ、唯今投入能も入たりと太閤感じ給ふ、滿座

の人々も是を賞しけるより、抛入いかになど常にいひけるを、誤り來りて斯いふなるべし、只幾度も生花と稱へる事甚意味ある事なり、然るに抛入何々と題號したる花書數多あり、又三部には抛入指南と門口に表札したるもあり、是皆生花と稱へて故實有事を知らず、

〔挿華故實集上〕千家生花無法之論

一利休の相傳千家の宗匠、生花には法なしと誤て、唯何心なく淋しき花を指入て、是を茶方の花、利休の傳來抛入と稱して、五常の道にも欠たる花を生て、禮服の客を饗應する事、失禮の至りなり、餓鬼は水を火と見、魚は水を家と見るが如く、眼闇ければ花道の意味深長なる事を知らずして、花には法なしといへり、是花道の故實を知らざるなり

〔石州流活花口傳〕一投入といふ名目心得の事

是はかけ花、又は細口などの事也、廣口などは、利休も花くばり二本まではゆるしをかれたりとて、花入により、又花にもよる事なれば、一へんになげ入といふ事あし、尤生花といふ時は難なし、又投入をするといへば自慢にも聞え、客へ對して少し不敬の心もある間、とかく活花といふがよし、又入レ花ともいふ也、

〔生花評判當世垣のぞき〕俗を擲入と稱する事

世に擲入と生花を稱する事、合點ゆかず、客を招じて饗應するに、なげ入とはすこし不敬の詞なり、

茶と花は佗たる物を心得違の事

擲入生花は、茶道より出たるものなれば、法も是にしたがふ

〔槐記〕享保十一年三月四日、參候、花ヲ入ルヽコト、今ノ世ニハ曾テ穿鑿ナシ、大方ノ人投入ト云ハ、立花ナドノヤウニ、タメツユガメツシテ入ルヽコトデナシ、枝ノナリヲ其儘ニ入ルヽヲ投入ト

云ト覺テ居ルハ、大ナル心得違也、昔ノ人ノ生木生花ノ枝ノナリヲ傷ハズト云ハ、タメヌコト、イガメヌコトニアラズ只ソノ木ソノ草ソノ花、ソノ枝ニヨリテ、ソレ〴〵ニ生レ付タル質ノヤウニ、生付ヲ傷ハヌヤウニセヨト云コト也、サルホドニ梅ヲ生テ桃ニナリ、桃ヲ生テ梅ニナルコトアリト云ハコノコト也、是一大事秘藏ノコトナリ、人ニ漫ニ談ズベカラズ、譬バ桃ハ枝ノ生付タル處ノヌルキモノ也、ソレヲ理屈ナル枝ヲアヂニ生テ賞翫ス、ソレハ花ハイカホド出來テモ、桃ガ梅ニナリタルト云モノ也、梅ハ枝ブリノ詰屈ナルモノナルヲ、嫩枝ノ長キマヽニ生レバ、梅ガ桃ニナル、杜若ハ立花ニテモ、前置ニハ傳授ニスルコト也、兎角生レツキテ、花ノ高ク葉ノヒキ、モノナレバ、何方ニテモ花ヲ高ク、葉ヲヒキク生ルガ習也、菖蒲ハ花ヨリ葉ノ高キモノ、コレガ生付ナレバ、何方ニテモ花ヲ卑ク葉ヲ高クスル、是ガ違フト杜若ガ菖蒲ニナリ、菖蒲ガ杜若ニナル類也、ヨク〳〵心得ベシト、仰（○近衞家熙）ラル、　十二年閏正月廿六日、先日ノ御話ニ、（是ハ前ニ記ス等、忘却、）投入ニ決シテ用ヒヌ花アリ、金錢花ト沈丁花ト也、金錢花ハイクツニテモ花皆仰キテ、カクル花生ニハ見處ナシ、立華ノ習ニ、（大事ナリ）水仙ノ一色ニハ必前ヲキニ金錢花ヲ生ルコト也、コレモ近代ハ塞菊ナドモ入ル、由上聞ニ達ス、イナコト也、昔ノ人ニハナキコト也、金錢ニカギルコト、能クキコヘタルコト也、水仙ニカギリテハ葉ヲ大事ニ生ル、必ハリガネヲ入テタメテ、ハリガネヲ入タトミヘヌヤウニ生ル、上手下手アリ、葉ゴトニ色々ノ風流アルモノ也、金錢花ハ至ク少モ葉異同ナク、雜ツモ同ジ、モノ也、花ハツケタリニシテ、葉ヲ生ルコト故、會テツクロイナキヲ生ルコト也、投入ニモ、タマ〳〵ユガミ横ニナリタル花モ、生ルト齊シク仰クモノ也、タメノ少モキカヌモノ也、イクベカラズ、沈丁花（ハニホヒヲキロウカ、重テウカヽウベシ、）　八月九日、參候、雞頭花ハ投入ニハセヌコトニヤト伺フ、昔ン常修院殿（○慈胤法親王）ノアソバセシコトアリ、ナルホドサビタル雞頭ヲ、チジメニ入レラレタルハ面白シ、大ニ見事ナルハ立華ニサヘ入ラレズト仰ラル、

〔槐記續編〕享保十九年七月廿九日、參候、投入ノ花ニ、何某ハ立華ハ好手ノヤウニ承リタレドモ、毎度投入ノ花ハ、不㆑面白㆑ヤウニ覺ヘ候ト申上グ、仰ニ、○近衞家熙書カタキヤウニ覺ルカ、イヤカタキノミナラズ、詮ナキ大枝ナドヲ仕ヒテ、サシカマイタルヤウ也、先日芳林院殿御成ノ花モ、下ノ大枝ナカラマシカバト存ズル旨ヲ申上グ、ソレハ花ノロクト、枝ノ無理ナキヤウニトノミ心ガ付テ、全體ガ不㆓面白㆒モノナラン、然ルニ同ジ投入ト云中ニ分ケアリ、毎度常修院殿○慈胤法親王ノ御說ニ、花ニハ圍居花ト云コト、又書院花ト云コト、アルコト也、書院ニ生ルニ、圍居ノヤウニシヨボラニ生テハ、イカニ見事ニテモ、イナモノナリ、又圍居ニテ大花モ同ジコト也ト仰ラレシガ、尤ナルコトニアラズヤト仰ラル、

〔養性插花秘傳圖式三〕插花短歌

先插花の濫觴は、義政公の時代より、おこなはるゝと申せども、其前よりもありしなり、世にまる花營の義政公なれば人々申なり、立花はものうく、投入は餘り閑情なればとて、拋入立花のあひをとり插花こそは行はる、

〔退閑雜記後編二〕總て萬づの事、法則のなきはあらず、○中略花活る人も、おなじくは瓶史のたぐひなんど見侍らば、新意も生じ侍らん、花はいくる法よりして、それ〳〵水かふる事、花をやしなふ事なんどだに、くはしく論じたる事ありとはまらず、東山の頃の花の事など、かうがへ侍るものさへもまれなり、この心にて何をなすとも、佳境にいかで入るべき、

〔瓶史〕五宜稱

插花不㆑可㆓太繁㆒、亦不㆑可㆓太瘦㆒、多不㆑過㆓二種三種㆒、高低疎密、如㆓畫苑布置㆒方妙、置㆑瓶忌㆓兩對㆒、忌㆓一律㆒、忌㆑成㆓行列㆒、忌㆓以㆑繩束縛㆒、夫花之所㆑謂整齊者、正以㆓參差不倫意態天然㆒、如㆓子瞻之文隨意斷續、青蓮之詩不㆒㆑拘㆓對偶㆒、此眞整齊也、若夫枝葉相當、紅白相配、此省曹墀下樹、墓門華表也、惡得㆓爲整齊㆒哉、

〔缾花譜〕插貯

大率插花、須要花與缾稱、令花稍高於缾、假如瓶高一尺、花出瓶口一尺三四寸、缾高六七寸、花出瓶口八九寸乃佳、忌太高、太高缾易仆、忌太低、太低雅趣失、

小缾插花、宜瘦巧、不宜繁雜、若止插一枝、須擇枝柯奇古、屈曲斜裊者、欲插二種、須分高下合插、儼若一枝天生者、或兩枝彼此各向先湊簇像生、用麻絲縛定插之、

缾花雖忌繁冗、尤忌花瘦于缾、須折斜欹花枝、鋪撒小缾左右、乃爲得體也、

缾中插花、止可一種兩種、稍過多便冗雜可厭、獨秋花不論也、

〔正風遠州水揚傳授活花獨稽古〕生花に用る言葉

一麗敷(うるはしき)　花の入たるを譽る

一流(ながる、)　花の根もと亂れたるを云

一開(ひら)ます　花瓶を客位にむかへをくかたち

一根入(ねいれ)　總じて花の根じまりをいふ

一冠葉(かむりは)　花より上にのびたる葉をいふ、水草に多く有べし、

一露落(つゆおとし)　一釘隱(くぎかくし)　一向枝(むかふえだ)　一色切(いろぎれ)　一長競(たけくらべ)　一見切　一段々

右の七言は生花に嫌ふ姿の第一也、是より變化して廿一ヶ條の避病(さけやまひ)あり、

〔養性插花秘傳圖式三〕插花短歌

抑當流〇養性流のさしかたは、しん持出しと留の三つ、しんは則こゝろなり、しんあしければ一體も、ひがみ屈して見ぐるしき、名づけてしんを天といひ、さて持出しを地と唱へ、留を人にぞかたどれり、是三才のことはりなり、またしん持出しと留のみつ、眞行草とも主と禮と、輔佐の三にも名付たり、かくいふ時は繁多にて、惑ひ給はゞ天地人、眞行草の三つとしれ、

〔評判 当世垣のぞき〕眞草行と云に可笑事
ある人問ふて曰、此間聞傳るに、花の生形に眞草行の三ッあるよし、甚古實ある事といひ傳ふ師あり、其様子を見るに、花の生たる形にはあらず、生る人の行義に古實ありといふはいかゞ、答えて曰、是は一段めづらしき教方也、花の生方行義に習ひあるとは是迄聞ず、茶に趣り花の式あり、客へ花所望の式ありて、花盃に花二三種、あるひは小刀羽箒の組付やう、床踏への飾りやうは、皆家々の流義ありて是を用ゆ、何ぞ花ばかりの事に限べきや、

〔石州流活花口傳〕一根入の事
根入は、とかく揃ひ候様に入也、

〔養性插花秘傳圖式 三〕插花短歌
根じめはまろくしめよせて、糸にてくゝるやうぞよき、そうじて釘やいとはりがね、ゆめ〳〵用ひ給ふまじ、

〔古今茶之湯諸抄大成 十〕一生花の事も、草木數々なれば、其姿をおもひ合て、出生をたがへず生るを生花とはいふべし、ためつまげつなど、様々に異形をつくす事もあれども、茶道の心にはかなひがたし、

〔石州流活花口傳〕一生花大意の事
其花の出生にそむかず、たとへば水仙などは四葉に生する物ゆへ、外の花は四葉はきらへども、水仙は四葉を用る類ひ也、又は水草には、同じ水草を取合せなどする類なり、尙又其座敷の客居へ花の表を向入る、是等大意なり、

〔養性插花秘傳圖式 三〕插花短歌
花のさしかたいみきらひ、一花一葉、四花四葉、六花六葉用まじ、しかしはな葉のかづ多くある草

木は論ずまじ、えだかづ是もおなじ事、されど二本はゆるすべし、皆半々とさし給へ、

〔正風遠州流插花衣香附錄口傳抄〕枝くばり見立の事

木ぶりによりて、一本の枝にて眞と流枝の取れるも有也、兎角きらぬ前に、是は眞、是は流枝などと枝くばりを能々見立て、のち小枝をきるべし、前流枝にても、內流枝にても、留流枝にても、眞に付たる枝にて用らるゝもまゝ有ことゝ也、或は一本にて眞に副、あるひは眞と胴などに用らるゝ枝も有、或は流枝ならば、一本にてひかへの枝、たすけの枝など別に插すとも、ほど能付たるも有ものなれば、能々工夫すべし、枝數少く插て、しかも道具の揃ひ、輔令(ほれい)(たすけあしらひ)の枝までとゝのひたるは、別別に插よりは水際ほそくきれいに出來て、根のしまりもかくべつに見よきもの也、是等は工夫の第一、見立の肝要と知べし、

〔正風遠州流插傳授活花獨稽古〕心得の事

凡そ自然の枝ぶりを、そのまゝおもしろく生たきものなり、さればはじめより活花の形にのみならんとて、みだりに枝葉を切去べからず、投いれとはなさずとも、おのづからなる枝ぶりには、ためて及ぬ風姿の妙も備るものにて、詠もゆかしきものと知るべし、

〔正風遠州流秘傳書切紙下〕五客之事、

眞添敬曲留

是は一瓶の中に此五ッを失ふべからず、眞は心なり、添は補佐なり、敬は賓客、曲は智なり、留は止なり、何れ此五ッ相違なきよふに插物なり、

三儀之事

曲質時

是は當派の秘事なり、曲なくては姿面白からず、質は草木出生なり、是を付て用ゆ、時は時節なれ

ば、其時を考へ莟開の差別有べし、右三ッを付插時は、いかよふに插てもよし、

〔正風遠州流秘傳書切紙下〕色と艶之事

初心の輩にはゆめ〳〵語るべからず、是は插花免許の極意にして、名聞利養を離れ、只一己の樂しみにて、天地陰陽自然の出生を考へて工夫有べし、さのみ花もいためず、只むつくりと插時は、花も生々して、其色もあり艶も有、但し今の投入抔は、只花を入れたるのみにて、更に其風情もなく、小兒の手遊にひとし、論ずるに足らず、是插花無造作といふ、然るを姿も作り、花もいためず插時は、おのづからに其時姿も備わり、面白く見ゆる物なり、是自然の妙を得ざれば出來ぬ物なり、能々手練上達有時は覺に覺ゆる物なり、

〔古流活花出生卷一〕生花出生の傳

一他流にいふ、器におふじて花の生形ありとは甚非也、地より出生する草木、地を移と心得べし、

一大小の枝にかまわず、一本の身木と見立て遣ふべし、〇中略

一山草と野草とをつかふ時は、山草を上へつかひ、野草を下に遣ふべし、

一岡草と水草とを遣ふ時は、岡草を上みへ遣ふべし、水草を下に遣ふべし、水草を上みへ遣ふ事をけつして制す、濕草は上下をゆるす事あり、

一草木をとり合すとき、木を上みへ遣ひ、草を下に遣ふべし、如是遣ふときは、草木何にてもつかわずといふ事なし、尤草の根へ木を遣ふ事をけつして嫌ふなり、

〔古流活花口傳集〇甲陽百瓶〕

一諸流共に見切と云事あり、然るに訣にて見切は見苦しと云のみにて、深き意味なし、是は身木切と云事をいひ誤たるもの也、その故いかにとなれば、生花は出生の有儘を瓶に移すは、諸流通途の掟なり、草木共に、枝葉花も見切なく生ずるものは稀也、全く身木切にして、身木を切ざる様

にと云事なり、又身木の後より枝葉花の廻りたるは、線の切と云は許す品有、見切と云は一旦なれ共、身木切と云には甚ゆへある事なり、口傳故記さず、尤見切も見苦しき故に、隨分見切なき様に心懸べし、予が家にては、七分三の割を以て許す也、

一諸流共に見隱しと云事有、草木共に前より枝葉花生じて見隱し、或は同葉にて花を見隱す此類なり、花體鮮ならず、出生も不分明なる故に嫌ふもの也、然るに上へ木を遣ひ、前へ草をそふを、水際にては草にて木を包むといひ、中段にては見隱すと云て嫌ふ人も有、甚心得違ひなり、水際にて上の木少しにても見ゆれば、隨分苦しからず、是を嫌ふ時は前より草を遣ふ事は決してならず、是にも花體の組立に口傳有、別して予が家の花は、多分木の前へ草を付て遣ふ甚意味あり、尤木と木、草と草を遣ふも同様也、

〔茶道全書義〕花生様の事

一茶會の花は、成ほどかろく水ぎわうしろへ見すかし、きれい異風を專と生る也、花生廣口なるには、水邊の花大輪もよし、又却てかすんだ小輪の花、水ぎわみだれず、花生の口にもたれぬやうに、ちやんと生るもおもしろかるべし、惣じて花の習にもつれて、花のかたちかたくみゆるはよろしからず、花輪水中へ立入る事も有、水邊の花はくるしからず、作働肝要也、

〔生花評判當世垣のぞき〕花形大サに限り有流義の評

或流義に、とかく投入生花は小サかるべしと、大概寸を極めてありと、菊なども大輪は決して法度也、中菊小菊のみ生ると也、勿論嫌へる花多し、不自由なる事なり、茶會の花は輕きものにて、手間どりては間にあはぬ事有ゆへ、輕く投入るゝ事也、それゆへ茶人花の事は穿鑿うすし、花ばかり生て賞翫すれば、隨分風情おもしろく生流すを第一にすべし、茶會の花は論ずるに及ばず、

書院向と云生花

書院向の生花とて、すぐれて大形なるいけかたをもつてするあり、書院といへるは、大家の御座敷、床も二間三間、掛物も五幅對よりだん〳〵大幅の物にて、御床の飾り付も種々ありて、大方立花ならでは釣合ぬものなり、いかよふに生たればとて、二三間の御床に生花は間に合まじ、去かし近來高家にても立花を御略し、生花と洒落給ふやまらず、大凡生花は九尺床に相應するを最上と心得、其以下たるべしと、

〔正風遠州水揚傳授活花獨稽古〕生花を見事にせんとて、小瓶寸器に枝多くさし、孔雀の尾のごとき、近來奉納の席などに見及びぬ、當流にては好まず、大概花器の丈を一尺なれば、枝一尺五寸ばかりにて體を定むべし、瓶器の一丈半を定寸とこゝろへ、長短少づゝの差略有てよし、水盤砂鉢、廣口もの、舟形などは、口の廣寸を一丈半にして、猶席の廣狹を工風すべし、

〔茶道全書五〕懸花生の事

一天井べ指出るを嫌ふ、下へたれたる形よしとて、何花も床ぶちを越出るはきろふ也、

一懸花入には、搃じて水不打、竹花入ばかりは、花口と上のわの小口とへ、水を付ぬらす迄也、

一籠の花入、中へ筒を入る、勿論水不打、筒へも水六七分入てよし、

一懸花入に、一重切、二重切有、搃じて一重切にても、わより上へ花を差出す事嫌ふ、又二重切上下に花生る時、上の重花は客方へながし下を勝手方へながす也、二重花兩ながしといふ也、付り三重切迄もある、花生様、上へ高き花を入、段々卑きはなを生る也と心得べし、

一二重切を兩人して生る事有、上の花六ヶ敷、又賞翫故、上客功者に生さすべし、

一尺八とて竹筒花入有、下に置花を生る事あり、其時は薄板にのせず、花臺か卓などを用、かけ物に懸花生を纔、筒にても下に置べし、

一のふせんかづら、木通、風車、てつせん、藤、又はまだれ柳など、かけ花入に專よし、藤は棚かゝりと

て、かけ花に入、一入用る也、

一懸花入相應の花、てつせん、風車、梅、椿、藤、山吹、連翹、茶山花、黄梅、石竹、木通、こうかいどう、寒菊、秋菊、夏菊、牡丹、芍藥、朝顔、のふせんかづら、姫くはんざう、ぎぼうし、蘇枋、水仙、何も見あかぬ花成、

一花により、ぢんぢやうに入成すと、連手に入成と、すねて物數寄一風流に入成との工夫あれば、いかやうの花にても、その人の手にかゝりては、花形見事に出來する物也、

〔古今茶之湯諸抄大成十〕一懸花入に水を打事はなき事也、打てもくるしからぬは、竹の花入ばかりなり、

〔茶道全書五〕釣舟の花の事

一朝より晝迄も出舟、晝より晩へは入舟、夜は泊舟と心得生る、船はいつも客方へは、一筋のくさりをする、勝手の方へは、二筋のくさりをする也、

一舟の花入は、卯月中旬より八月半迄用、此外客花不生不用定也、

一舟の花は、舟の緣より下へさがる事を嫌ふ、さりながら泊舟には、糸柳又は藤など、一尺も二尺もさげさするならいなり、

一舟の花入は水を打、さりながら花入よくぬぐひて冷水を入ては、自あせのごとく露うく花入多し、出舟入舟はながしの枝にて吟味すると心得べし、

一卓下の花は、卓の足より外へ差出さず、花莖みじかく、小がたに生る事習也、

一廣口大花入には、杜若、牡丹、芍藥の類、見合せ生る也、何も面々きてん働き也、立華とは違、一入作意有べし、

〔生花評判當世垣のぞき〕釣舟の生形相違の事

又釣船の生形を見るに、へサキの方へ長く枝葉を出す、是艪にあらず、械にあらず、碇にてもなし、

又碇の綱とも見えず、船といふ名あるからは、其具の形ありそふなもの也、古人の圖を見るに、甚尤なる事どもあり、先船はいかゞして釣といふ譯も知らず、船賊のかけやうも、出船、入船、泊り船、沖の船、それ〳〵の形分れ、自然と其具其妻をあらはす、中々自己の工夫ばかりにて、古人の意を破る事合點行ず、すべて右の船に限らず、鎖にて釣たる花生、釣瓶の綱、あるひは耳のある器物、手のある籠の類、花葉にて見切る事を禁ずるは、古人の掟なり、夫を口才なる今の人々、花にて鎖を見切る事は許す、鎖にて花を見切らぬやうとは、紛らかしたる自己の了簡なる數方也、其上かたかたの手を切てもくるしからずとやら、誰者がゆるして、かた〳〵の手は見切て生る事やら、一向に埒もなき事ども擧て算へがたし、又舟の花生には、出船入船のあしらい舟にして、古人の敎方あり、其あしらいなきを咎むれば、舟にてはなし、只竹の釣花入と見て生るといふは、何れの流義なるや、

〔正風遠州流秘傳書切紙上〕懸物に應じ插事

二幅對の時は花一瓶なり、懸物の間に眞をふりこみ插なり、三幅對の時は花二瓶なり、是も懸物の間に眞をふりこみ插也、四幅對の時は花三瓶なり、中央に香爐杯有時は花二瓶插なり、

〔嬉遊笑覽十二草木〕古式古實といふもの、大かた物忌ひするを宗とす、其内に床に本尊脇繪をかくる時、三具足に花をさすこと、右長く左短などさま〳〵ありて、殊に大事とするよしながら、人のむかひてみる處を形よく飾り、うしろの方を佛に向るはいかにぞや、但此事はいけ花のみにあらず、されば玉勝間にも此筋のことをいへり、寶倉に、立花とかやは、見處すくなからぬにもあらざめれど、こゝをため、かしこを作れる事の、いとむつかしきわざなどいへる人もありけむかし、たださゝやかなる一枝二枝なげ入たるこそ、たれこめても猶春の行へ志る心地すなれ、錦繡段、世間の景になりし我山、針がねに花を殺すは花ならず、風流錦繡事、花の手つたひする人は、細きるわら木、はりがね杯、たしなむこと歟實なり、

〔東山流花の近道上〕活様草木とも長短によらず、竪なる物は前に活、横なる物はうしろより出ル、左右とも花器の端へもたせつかふなり、横へ出ル草木前へつかふ事は、水際十文字切レと云て嫌ふなり、みじかき枝、花器の底へ屆かざれば形出來ず、やどり木と云て、外の枝の小口を劃て、短きみきをはさみ活るなり、花の花器へ入レて、端と底とにて持せ、居り兼て廻るならば、其枝の面うらを見定め、馴染よく居る所にて活べし、猶口傳有、習て知べし、花よく居りて後に、花押へ花留とて、其花の軸か又外の枝など花器の中に張り、其花の形亂ざるよふにするなり、初學の人、花留を先へ入て、それを便りに花をもたせる人有、大きに非なるべし、花活仕廻、其儘置きても宜しけれど、物の響、風に亂ざるため、花おさへを入置なり、故にいさゝか花押へにて、おし付ケひしぎ付したる事さらになし、〇中略

一活口は、花器の口を十文字に劃て、四ヶ所の活口を定む、圖を以て知るべし、〇圖略

〔槐記〕享保十年十二月廿八日、暮參候、遠州〇小堀政一ノ花生ノゾキハ世上ヨリ一等ヒキシ、又多クハ置花生ノモノ也、コレモ遠州流ト云モノガ見トリニスレバアシヽ、遠州ハ生レ付近目ユヘニ、常ノ通リニテハ高キヤウニ思ヒタルモノ也、　十一年四月十三日、花ヲ入ルヽニ、遠州流ニハモタレカヽルコトヲ嫌フ由申上ル、イカニモ嫌フコトナリ、　六月廿六日、參候、朝顔ノ花ヲ入ルヽコト、今ノ人アマリ茶ニセヌコトソウ也、昔ハ朝顔ノ茶トテ、一方ニナリテアリト仰ラル、ソレハ定テ朝顔ニカギリテハ、船ナラデハ生マジキト申上ル、勿論船ニモ生ル、常修院殿〇慈胤法親王ノ竹ノ尺八ニ入ラレタルモ見タリ、トカクニ朝顔ニカギリテハ、添木ナクテハ生ルト云コトハナキコト也、添木ニハ、萩ノ柴第一ヨシ、コレニ纏ヒ付サセテ、好ホドニタワメテ生レバ、添ハ少シモ見ヘヌモノ也ト仰ラル、此其家ニテハ秘藏ノコト也トゾ、　十月十一日、參候、二重切ノ筒ニ花ヲ生ルコトハ大事也、常修院殿ヘ所望セシニ、是ハミダリニハセヌコトナレドモ、御所望ナルホドニ生テ

見ントテ遊バシタリ、夫二重切ハ、一亭一客ニカギリタルコト也、茶ノ湯中立ノノチニ二重切ヲ掛ケ、亭主方ヨリ花ヲ臺ニノセ出シテ、客ヘ花ヲ所望スルコト也、ソレ故上下トモニ水ヲハリテ、置クハ上ニ花ヲアソバセ、我モ内々ヲ見合セテ花ヲ生ベシト云、客シカラバトテ花ヲ下ニ生ル、亭主出デヽ稱美シ、下ニ御生ケナサレシホドニ、我ハ花ヲ許サレトテ固辭ス、客強テ所望ノ後、生ルコトモ生ケヌコトモアリ、時儀ニヨルベシト仰ラル、初テ水ヲハルワケモ、二重ノワケモコメタリ、可仰可貴、　霜月十二日、參候、二重ノ花生ニ花ノ入ヤウヲ窺ニ、仰ニ、必シモ下ニ生タルガヨシ、上ニハ水ヲハレバ、花ヲ入タル心也、上ニ生テヨケレバ、一重切ガヨキ筈也、上ニ生テハ高過ルト思テ、二重ニシタルモノナレバ、必シモ下ガヨキハヅ也、花ニモ其心得アルベシ、　十二年正月九日、參候、釣船ノコト、出舟入舟ト云コトアルノ、ナニノト云、夕サリニ二タスジノ方ヲトモトス、一筋ノ方ヲヘサキトス、何時モヘサキヲ客ノ方ニスルコトナリ、花ヲ生ルニモ、ヘサキヘハ花ヲミダリニ出サズ、トモノ方ヘハタレサガルヤウニ生ル、カイノ心ナリ、朝ニハ出船ニ生ケ、夕ニハ入舟ニ生ルナド、御流儀ニハナキコト也ト仰ラル、　船ヲ釣ルタサリノ長短ハ、イカホドニ仕ルコトニヤト窺フ、ソレハ何時仰ラルヽヤウニ、花ニヨルコト也、花ノ長短タレヤウニヨリテ、タサリ長短ハアレドモ、常ノ花生釘ヨリ下ルベカラズ、釣船ニ花ヲ生ルハ、常ニ花生ヨリ高ク見ル爲也、今世間流ニ、床ノ脇ノ方ニ釘ヲ打テ懸ケ下ゲ、床フチヨリ一尺バカリ上ニ釣テ花ヲ生ルハ、如何ナル故カ、若モ口カザリニ掛物ニ重ルヤウニ思テカナレドモ、掛物ナキトキモ、ワキヘヨセテカタルハイナモノ也、且アレホド下ゲレバ、置花生同前也、船ノセンハナシ、丁度二重切ト一重ト、尺八トノヤウナモノ也、尺八ヨリ一重ハヒキク、一重ヨリ二重ハヒキク見ル爲ナリ、○中略 船ニ花ヲ生ルハ心得アルコト也、船ハトテモ高ク見ルモノ故ニ、花ヲタレクダシテ立ルガヨロシ、二筋ノタサリノ方ヘ少シ出シテ、一筋ノ方ヘタレ下シテ、多ク長クス、カイノ心也、　十三年六月朔日、

參候、萱ノ御相伴ノ後、御前ニ萱草ト酸漿トアリ、生テ見ルベキノ由仰也、畏テ生ク、仰ニ萱花生ニ花ヲ生ルコトハ、少シニテモ花生ヨリ葉モ花モ下リテハ詮ナシ、花生ヨリ下リテモ苦シカラヌ物ハ、柳一色也、藤ハイカヾト問シカド、ソレモナラズト、三菩提院(注○貞敬親王)ノ仰ラル、垂ル、程ナラバ、掛花生然ルベシ、萱草ノ如キモノハ莖短カニ生ルガヨシ、若莖長ニ生レバ、葉ニテ莖ヲ包メバ又莖短カニ見ユ、 花ハ生花ノ生タル形ヲ生ルガヨシト象テ承ル、萱草ハ花高ク葉ヒキク候ヲ、花ヲヒキクシテモ苦シカラヌコトニヤト窺フ、苦シカラズ、杜若トアヤメハ花ガ似テ、若アヤメ杜若ニナリ、梅ノ桃ニナランヤト云爲ニ、花ニ高下ヲ吟味ス、左ナキモノハ、花ヲ下ク生ルコトモアリト仰ラル、○中略 先日ノ道正菴ガ茶ニ、薄ヲ生タルコソ珍シケレ、若シス、キヲ取合サバ、菊ナドニハ苦シカルマジキヤト窺フ、イカサマニモ苦シカルマジキヤ、昔シ三菩提院殿ノ川原ナデシコニ薄ヲ生ラレタルガ、唯一度見シマヽ也、撫子モ見事ノ大輪ヲゴザ〲十六七輪モテジメニシテ薄ヲ入ラレシハ、最興アリテ面白ク覺エタリト仰ラル、 六月十三日、參候、一輪ヲ生クルコト、ソノ理ヲ知ラズ候故、生テ面白シト存ズルコト稀也、世間ニ、窓アル花生ノ中ニ、花ヲ生ルヲ一輪ノ樣ニ申セドモ、惡クスレバ、花ガイツキタルヤウニテ不面白候ハイカヾト窺フ、仰ニ、總ジテ一輪ヲ生ルハ、枝ヲ生ルト合點スベシ、椿ナドノ花ノ枝ニ、好所ヲ得テ咲タルハ稀ナルモノ也、好キ枝ヲ生テ、其枝ニテホドヨキ所ニ花ヲ入ルレバ好シ、根ジメナドニ花ヲ入ルレバ、マドノ中ニナルコト自然ナリト、(此春御前ニテ彼岸ザクラヲ入レシニ、カヤウノ枝ニタメテソヘベアシヽ、枝ヲ用ヒタルガヨシト仰ラレシト一也、) 七月九日、參候、今朝筑後守ヨリ到來セシ、白蓮二花、靑荷二葉ヲ捧ゲタルヲ、御床ニ唐金ノウスバタニ御生アソバス、此花生ヤウノコト、先達テ御傳授ヲ受ク、ウスバタノ中ヘ竹ヲ仕込テアソバス、御尤ノコト也、卷荷ノチジヤウヲ御口授ヲ受ク、此ナド二花ニ二葉ナラデナキ故ニ、如此アソバシタレドモ、二花二葉ハキラウコト也、又ワロキモノ也、是ナド後ニ今一葉モアラバ然ルベカランカ、總ジ

テ花一ツナラバ葉二ツ、花二ツナラバ葉三ツガ好モノ也、古ヨリ三花三葉、四花四葉ト云是也、予(山科道安)毎ニ不審ニオモヘリ、花三ツモ葉四ツモ入レネバナラヌコトアリ、異ナルコト・思ヒシガ、サテハ三花ニ三葉、四花ニ四葉ト云コトナルモノナト初テ覺悟ス、六花六葉モ同ジコト也、水仙バカリハ四葉ヲ生ルコト古今ノ通例ニテ、少シモ不苦也、水仙ノ四ツ葉トテ、四ツガ水仙ノ生葉ノ形也、四花ニ四葉モ曾テカマハヌコト也、是立花ニモ習ニス、胡蝶花ノカタバトテ、胡蝶花ニカギリテハ、葉ヲ一方ヘノミ出ス、射干ヤ杜若ノヤウニスルコトハナキコト也、此モ胡蝶ノ生花ガ、フト東ヘサセバ盡ク東ヘサス、西ヘハ一本モサヽヌモノ故ナリ、立花ハ凡テ如此道理ヲツメタルモノ也、　昨日仰ニ、朝顏ヲ生ルニハ傳授アリ、大秘藏ノコトヽス、人ニ漫ニ不可語、モロ〳〵ノ花ヲ生ルニ、水ヲセヌト云コトハナキモノ也、水ヲシテ生ル朝顏バカリハ少シモ水ヲスルコトヲ嫌フ也、ソノワケハ、少ニテモアレガ手ニ持テ出タル水氣ノ外ニ、此方ヨリ水カタレバ、花ハソレダケ色ガ變ズル、葉ハ必タレテ形ヲ損ズ、先ハツボミヲ宵ニ生テ、少シモ水ヲセヌガ習也、是ハ殊ノ外ニ花ニ秘事ニスルコトナレドモ、フト御口スベリテ御話ナサレタル由御物語ナリ、　十四年四月七日、凡ソ花ヲ生ルニハ、必先花ノ面ヲシルコト第一也、必ズシモ面ヲ前ニセヨト云コトニハアラズ、ワキヲ見テモ、面ヲワキヘシテモ、正ヲ第一ニシテ、面ヲシリテ生ルハ好ナリ、　燕尾(イチハツ)、カキツバタ、水仙ナドノヤウナルモノヽ、葉ヲ生ルニハ、別シテ葉ノムキト、葉ノフチヲ見ヌヤウニト氣ヲ付ベシ、根本ニテ折レバ、自由ニタマルモノナリ、タヾ生タ葉ノフチヲ見ルヲ甚ダキラフ也、葉ノウラヲ見ルハ、ソレ〳〵ノ花ニヨリテ苦シカラズ、コトニイチハツナドハ、生花モ葉ノウラヲ見セテ咲モノナレバ、ソレハ少シモ苦シカラズト仰ラル、　豎花生ノ花ハ、必ズ堅クナリヤスキモノ也、カタクナラヌヤウニスベシト仰セラル、　十一月廿二日、參候、一輪生ノコトヲ窺テ曰、先年モ一リンノコトヲ窺ヒシガ、大切ノコトノ由ヲ仰ニテ候、大手ナガラウカヾイ度由ヲ申ス、仰ニ、一リント云モノ上一枝ト云モノアリ、一輪ハ花ヲ生ル也、一枝ト云

ハ枝ヲ生ル也、花ヲ生ルト枝ヲ生ルトノ差別アリ、昔シ利休ガ桃底ノ花生ニ桃花ヲ生タルコト、是一枝ノ初也、桃底ハ今云ソロリ是也、枝ハ木枝ナル故ニ、ソロリナドヘ入タキモノ也、桃梅寒菊ノ類ノ木ノ、木ニ花ノアル枝ヲ見立テ入ルレバ好モノ也、根ジメニ花ガナル故也、木ノ本ニ花ガナクテ、梢ニ花ノ多キナドハ、根本モアラハル丶、ソロリニイラヌ（○ソ以下恐有誤脱）モノ也、コレハ枝ヲ生ルトキノコト也、一リンノ花ヲ生ルニ、椿ヤウノモノヲソロリニ入タルハ、フタヲシタヤウニテ甚ダ見苦シキモノ也、ツバキヤウノ花ハ、イカニモ口ノ廣キ花生ニ水ヲ見テ入ル丶、ガヨシ、是花ヲ生ル也、今日ノ花ヲ内見スベキノ由仰ニテ拜見ス、凡慮ノ及ブトコロニアラズ、ウキボタンノ青磁ノ御花生ニ入ラル、花ハシボリノ椿也、表ノ御床ニハ籠ノ掛花生ニ水仙ヲ入ラレタリ、ソノ姿又近年拜見セザル處ニシテ、甚ダ見事ナルコト言語同斷、

〔槐記續編〕享保十九年四月五日、櫻ノ御所紫藤御覽、入江樣エ御成、（中略）御上（○近衞家熙）ニモ花ヲアソバス、入江樣ニモアソバス、拙（○山科道安）モ仕ルベキ由仰ニテ、入江樣ニハスヾカケニ赤イバラヲアソバス、拙イチハツヲ生ク、（中略）イチハツハ、生ジタルナリヲ好合點セネバ、大ニ誤也、一枚ノ葉ハ前向ニ、一枚ノ葉ハウシロムキニ、ソノ間ヨリ花ノ出ルハ、イチハツニハナキコト也、ソレハ杜若ニナル也、イチハツハ、何枚ニテモ葉ハ重リテ、（中略）表ナレバ皆表、裏ナレバ皆裏ノモノ也、ソノ上左葉ト右葉トアリテ、左葉ニハ花モ左リヘサク、右葉ハ右ヘサク也、故ニ右葉ヘソヘテ、右ヘツキタル花ヲ生ケ、左ヘツキタル葉ヘ、左ヘツキタル花ノツボミヲ生ベシ、而シテ花ハ花ノカブ、ツボミハツボミノカブヲ立テ生ベキ也、御花ノツボミハ、花ノ莖ヨリ直ニ出タル御心ニテ生ラレタルニヤト窺フ、仰ニ、イカニモソノ通リ也ト仰ラル、

〔茶道全書義〕花生樣の事

一人に花を望時は、花籠、水次、花切、手拭、尤花生、薄板、事により、はさみ、はりがねなども盆にのせて

出也、○中略

花客へ所望の作法

一客圍入前に、花生へ水七八分程入、床に莊置也、客中立より圍へ入著座有て、花籠か花盆に花を入持出、所望する、又は床へ直に持行、右の方の脇へよせ置、御慰にと申、上座へ所望する、客相挨ありて花を生る時、生仕廻ふとそのまゝ、末座より亭主をよび、御花御覽あれと云、則亭主花を見はめて、立退一禮する也、客により時節により如此、茶過て相客へ花の事又はめ出し、迚の事に書院へ御出、御客中御慰に廻り花に被遊、今一度、御上客の御花も拜見申度と亭主相察申事也、

一最前花持出る時、亭主へ客々は、所望重て御意にまかすべしとて勝手へ入也、上客達て辭退ならば、その內の功者役也、

一客の花、ながし枝は、勝手の角柱へ向ふ樣に生る也、兎角子生る事專要と心得べし、客花過、亭主出て花を見て、歸りに花盆花切など取て勝手へ入、引つゞき水盆に、蓋置柄杓を件のごとくにのせ持出て茶を點る也、

一亭主の花は、流枝上座の角柱へ向ふ樣に指てながす方也、

〔卜養狂歌集上〕一ある人、花入に鶯梅をながしに生けて、はもとぬきくつろげて、木立ふりよき椿をひかへにいけて、此花にうたよめと侍ければ、

やり梅をこたちの椿うけとめて花のいのちは生てこそ見れ

〔嬉遊笑覽草木十二〕瀉土にいけ花の事を記したるもの、袁中郞が瓶史、張謙德が瓶花譜などあれども、これは鉢植をもいへり、秘傳花鏡、いけ花の方委しくいへり、花によりて莖を燒、又は泥をつめ、鹽を入、又花いけの水もさま〳〵まかたあることもいへり、今こゝにも、大方いけ花師等が秘傳とすることども見えたり、其大略、凡花は雨露に滋生するものなれば、瓶養も天水を用べし、每日換

換てよし、若三四日換ざれば、かならず零落す、毎夜風なく露ある處に置べし、梅花水仙は鹽水に養ふ、梅は殊さら醃猪肉汁を用ゆべし、

〔缾花譜〕插貯

折得花枝、急須插入小口缾中、緊々塞之、勿泄其氣、則數日可玩、

滋養

凡花滋雨露以生、故缾中養花、宜用天水、亦取雨露之意、更有宜蜂蜜者、宜沸湯者、淸賞之士、貴隨材而造就焉、

滋養第一雨水、宜多蓄聽用、不得已則用淸淨江湖水、井水味鹹、養花不茂、勿用、

插花之水、類有小毒、須旦々換之、花乃可久、若兩三日不換、花輙零落、

缾花每至夜間、宜擇無風處露之、可觀數日、此天與人參之術也、

事宜

梅花初折、宜火燒折處、固滲以泥、牡丹初折、宜燈燃折處、待軟乃歇、薝蔔花初折、宜搥碎其根、擦鹽少許、荷花初折、宜亂髮纏根、取泥封竅、海棠初折、薄荷嫩葉包根入水、除此數種、可任意折插、不必拘泥、

牡丹花宜蜜養、蜜仍不壞、竹枝戎葵金鳳芙蓉、用沸湯插、枝葉乃不萎、

護缾

冬間別無嘉卉、僅有水仙蠟梅梅花數種而已、此時極宜斂口、古尊罍插貯、須用錫作替管盛水、可免破裂之患、若欲用小磁缾插貯、必投以硫黃少許、日置南窻下、令近日色、夜置臥榻傍、俾近人氣、亦可不凍、一法、用淡肉汁、去浮油入缾插花、則花悉開、而缾略無損、

缾花有宜沸湯者、須以尋常缾貯湯插之、緊塞其口、候既冷、方以佳缾盛雨水易卻、庶不損缾、若卽用佳缾貯沸湯、必傷、珍重之器矣、戒之、

〔秘傳花鏡 二〕養花插瓶法

家無園圃、枯坐一塵、則眼前之生趣何來、即有芳華、一遭風雨、則經年之灌溉皆虛、不若採千林於牢盎、萃四序於一瓶、古人瓶花之設、良有以也、貯之金屋、主人之賞鑑猶存、聊借一枝、貧士之餘芬可挹、但養不得其法、不特花即失神、亦且色不耐久、今略舉各花養法而言之、凡花滋雨露以生、瓶養亦當用天落水、每日添換、其開庶久、若三四日不換、花必零落、莖必乾枯、每夜宜擇無風有露處放之、猶可多延一二日之鮮麗、此乃天與人參之力也、折花之法、不可亂攀、須擇其木之叢雜處、取初放有致之枝、或一二種、比枝配色、不冗不孤、稍有畫意者、方剪而燒其折處、插之則滋不下洩、花可耐久、蓋有不宜清水養者、又不可不察焉、如梅花水仙、宜鹽水養、而梅更宜醃猪肉汁、去油俟冷插花、且瓶不結凍、蘭細莖皆開、若貯古瓶中、常剩以湯、還能結子生葉、海棠花須束薄荷葉於折處、再以薄荷水浸養、細莖盡開、梔子花折處須搥碎、以鹽入瓶中、乾插、自能放花抽葉、花謝後鹽仍可用、牡丹初折、即燃其枝、不用水養、當以蜜浸自榮、謝後蜜仍可用、芍藥燒枝後、即插水瓶中、夜間另浸大水缸內、早復歸瓶、則葉綠花鮮、蓮花先用泥、塞其折孔內、再以髮纏之、先插入瓶、後方灌水、夜置無風有露處、則菡萏皆開、芙蓉、竹枝、金鳳花、皆當以沸湯養之、乘熱即塞瓶口、則花易開而葉不損、若蜀葵、秋葵、芍藥、萱花等類、宜燒枝插、餘皆不可燒、凡貯瓶中水、須燒紅瓦片投之、則水不臭、多月將濃灰汁、和酒灌瓶內、則不凍、鮮肉凍汁養山茶臘梅、則開耐久、如瓶口大者、內置錫管、冬月貯水不碎瓶、若小口膽瓶等、投硫黃末數錢、亦可免凍之患、夫花之配搭既善、則花之意態自佳、而貯花之瓶器、幷供花之位置、亦不可不講也、瓶之最忌者兩對一律、有珥環成行列、以繩束縛、以多為貴、若銅瓶雖不能得出土舊觚、青綠入骨、砂斑垤起者、亦宜擇其款製精良者一二、磁瓶雖不能皆哥窯、象窯、定窯、柴窯、亦須選細潤光潔好窯瓶二三、方不辱名花而虛此一番攀折也、大抵書齋清供、宜矮小為佳、若銅瓶、必花觚、銅觶、尊罍、方漢壺、素溫壺、匾壺之類、磁窯器、必紙槌、鵝頸、茄袋、花尊、花囊、蓍草、蒲槌、壁瓶之類、方不俗、案堂香火前、

五事件內瓶、同、至若廳堂大廈所用大瓶、不在此例也、如插牡丹、芍藥、玉蘭、粉團、蓮花等、則花之本質既大、瓶自宜大、又不在此例、嘗聞古銅瓷器入土久、則得氣深、以此養花、其色必鮮、且能結實、雖無濟於事、無國者亦可眩奇、吁寒士處此、名花猶可假乞、古器從何而致、若有宣德、成化、或龍泉瓷者一二、便可脱俗矣、

〔遵生八牋八起居安樂〕插瓶花法　插梅瓶中、置硫一錢、以熱湯插之、芙蓉、牡丹、芍藥、蜀葵、萱草、俱用大滾湯插之、緊塞瓶口、則不焦能開、插蓮以泥塞摘斷孔內、先入瓶底後、方如水養之、插梔子將剪斷處敲碎、加鹽些少於瓶、如水養之則開、

〔茶道全書義〕花を切習の事

一草花は日中にきり、花茎まで水にひたし置たるがつよし、陽氣をふくみたる時切たる故也、

一木類は朝か暮方切て、これも花茎まで水中へひたし置、何も根焼すべし、口傳、

〔立花大全五〕草木水をあぐる事

一まづ一切の物の木口を鋸にて曳たる、水をあげず、そぎて水すはせたるよし、扨木草の分、何にてもたゞ切時分をかんがへてよし、松伊吹木等の出生のつよきものは、炎日をうけてきりても、則時そんずる事なし、竹藤などのもろき物を日ざかりに伐て、もたせありくこと心なきわざなり、

竹に水をあぐるは、まづ立花をせんと思ふ前日の暮か、その日の朝まだきにきりて、末の節をぬきて水を入、薬に鹽水か、砂糖水か、酒かを灌て置たるよし、三年竹か四年竹のひねたるは、少々切時分構はでも水につよし、又苦竹は淡竹より性のつよき物なれ共、葉のさげみうすければ、花につかふ所大かた淡竹也、竹にかぎらず、すべてのよはき物を夏は井につけたるよし、冬春は井水ぬる湯のやうにわきて、結句ふかくさげ侍るほどわろし、風と日のあたらぬ所に、茎ばかりを筒

か樋に能つけてよし、

藤は根を酒につけてつよしともいひ、切口をたきひしぎて水に入れたるつよしともいへど、全は只是も伐時分と、風にもめぬやう肝要なり、朝のほのぐらきにきりて、はやく水をのませ葉をむしる、十葉のうちを七葉ほど取たるよし、本性葉のなりよからぬもの、葉をそのまゝにては花にのぼる水すくなし、もし短きは、ほそき竹に水をいれてつぎたるよし、はなしつぎ有べからず、草花にても、とり替なきもの、みじかきは皆これに同じ、

芍藥菊など、その外の草花も、宵か朝きりて根をこがす、しかれども物によりて、一端根を焦して水をあげぬあり、そのこげたる所をきり捨て、又こがす、二度にては大かたきく物也、

竹、藤、卯花、荻、蘆、蓮、水葵、雁緋、仙翁花、　如此内に洲のあきたる物、外に節のある物は、大かた水をあげかぬる也、

蓮、水葵、川骨、杜若、蘆、荻、金錢花、　これらの草花青葉、根をこがす事なし、

杜若、花菖蒲、一八、　此三色は、花房ひとつより三度も四度もおひ〳〵花の咲物也、大切なる時など、たとひ一輪萎むとも捨給ふべからず、次なれば爰に申す也、

總じて花の根を焦す事、春の最中、酴醿すゞかけの咲初るより秋のすゑにをよびて、菊けいとうの終る比までなり、此外の時は空寒て花痛まねばやかず

〔四季草木養活秘錄序〕萬の草木を花瓶にさし翫ぶに、はなにまれ葉にまれ、生出しまゝに、しばらくうつろはぬもあり、また時の間に枯しぼみて、こよなう見おとりするもありて、いとあかず口をしく思はるゝまゝに、おのれ年頃さやうならん草木を、いかで長くたもちそだて見まほしく思ひて、くさ〳〵思ひめぐらしつゝ、からうじて一つふたつ考へ出たる事のあるを、また近き頃ある翁のふりはへとひ來て、おのれもはやくよりこの事に心くだきて、思ひ得たる事どもの侍り

とて、つばらかに語るをきけば、まれ〱には、我思ひよりつる筋とひとしきもあれど、大かたはいたく立まさりて、あやしう珍らかなる考になんありける、かくてかたみによろこびて、ためしこゝろみたるに、こと〱にそのしるしありけるを、此まゝに翁と己のみ秘めおかんもこゝろきたなく、かつはあたらしきわざにも覺ゆれば、おなじくは同じ心の人々にも知らせまほしく、または神佛にそなへまつる料にもと、こたび櫻木にのぼして、あまねくひろむるよしをいさゝかかくなむ、

梅の屋あるじしるす

〔正風遠州水揚傳授活花獨稽古〕水揚養ひの秘傳

一牡丹　湯をもつて生るがよし

一芍藥　同斷

一萩　同斷

一秋海棠　竹の器をきらふ（外のうつはに湯にてやしなひ後に活る）

一朝顔　日蔭に生じたるは保ず（ぬるきゆにていける）

一河骨　上茶とさんしよをせんじ、その露にてさすべし、

一木の類　ためるに折やすし、すべてあつ湯かざしてためてよし、

一竹　冬は葉のうら表へさとう水を吹べし、夏は水を吹かけて後、鹽をふるなり、

この外師傳いと多し、その師によりてたづぬべし、

〔正風遠州活花獨稽古〕插花口受開傳之秘書

水葵水揚口傳

一花あふひは、圖のごとく山椒を割て、切口よりずいへはさみて插べし、水のあがる事奇妙なり、

○圖略

竹の水揚の事、諸流にて色々傳ありて、或は切時有坏といへ共、今あらわす處の水あげは、さして切時にもかぎらず、尤朝切ば猶よし、委は圖にあらわすごとく、○圖略切口をさゝらごとくにして、切口へ燒めうばんをすり込て後、さゝらの處を墨にてぬりいけべし、尤葉へは水をうたぬがよし、

水のあがりて後は、巻葉の出てだん〱ひらくもの也、圖に出したるごとくになし、○圖略澤瀉人參を少し入、せんじて根を煮、その後冷水にうつし插もよし、

河骨水揚口傳

一河骨の水あげ、わけて口傳にして、容易に是を衆人にゆるさず、然といへども爰に下を取、口うつしになしたるごとく、圖畫を以てくわしくあらわすもの也、

一圖の如く、○圖略河骨の切たるを、よく指のはらにてをし、莖をやわらげ置、後に左のごとく水鐵砲にて藥をつぎあぐるなり、○圖略

右の如く、○圖略水鐵砲を拵、河骨の根を紙をしめして巻、穴より先一寸程のこして切たる處へ、しつかりとさし込、藥のもれざる樣にはめ、其後筒へ藥を入れて、上より中の棒にてつき上る也、右のごとくなす時は、河骨の葉裏一體に黑くなる也、これ水のあがりたるしるしなり、水鐵砲のきかざる時は、上りたる處ばかり黑くなりて、あがらぬ處は元のごとき葉色なり、一たいに黑くなれば、幾日いけ置とも枯る事なし、誠にいきほひ生ひたるに十倍する事ふしぎ也、

藥法　一燒明礬、水にほたてゝ用ゆべし、　又法　一人參をせんじ用るも妙なり　又法　一木通をせんじ用るも妙なり　又法　一茶をせんじ用るも妙也

色々藥法はかはるといへども、右の道具なくしては水の上る事なし、○中略

諸抄にのせる水上には、莖よりひごを通し藥を吹こみ、又は堀井につるして、水のあがる抔とは、皆信ずべからず、〇中略

萩水揚口傳

一萩は水のあがらぬもの也、切て持かへる間に葉のしほるゝものゆへ、葉はしぼみたりとも湯にて根を煮、後に冷水を葉へふき、又冷水に根をひたし置けば、葉のしぼみたるも、もとのごとく葉ひらき、いきほいよき事、いせんに十ばいなり、

朝顏水揚口傳

一朝顏の水あげには、朝がほのつるの根へ、よき茶をせんじ煮立たるを付懸置、茶のさめたる後に、冷水へうつし置插べし、　水上りし後は、莟段々と毎朝さく事奇妙なり、〇中略

秋海棠水揚口傳

一秋海棠は竹の花生をいむなり、水あげには、くされたる水に根をひたし置、後に插べし、左すれば葉のたるゝ事なし、〇中略

薊

一あざみは、とげありていたく活べき物にはあらねど、活るには、日にほししほれたる處を竹に結ひそへ、ふりを付、水に葉くきともにひたし置ば、元のごとく水あがる也、水のあがりたる處を器にうつし插べし、

〔槐記〕享保十二年二月廿二日、夕參候、野花ノ類ノ、早クシホレヤスキ花ハ、朝キリテ倒ニシテ軸ノ中へ水ヲ入レ、下ニテクヽリテ生レバ、久シクシホレヌモノナリ、白タンホコ菜花ヤ蓮ノ類、サヤウニスベシ、花莖モテ水氣アル故也

〔筆のすさび上〕截花を花筒に插み、花勢終日不減、萎まぬ樣にもたす事、是又茶人の心得の一つな

蓮花

り、未明大陽未昇前に截たる物は、終日勢ひ強きなり、しかれども夏月などは、如是しても持がたきものあり、秋日には、胡枝花など就中うつろひ易く、こぼれ易きものなり、是をよく工夫して、久しくたもつ様にものし給ふは、二六庵の主人なり、

〔雑のまに〳〵 續編 二〕一凡花木を瓶に生る法、山茶花は、葉の中へ鹽を入れては花おちず、萍蓬は、根を四方に割て、山椒一粒を插めば二三日保つ、牡丹芍藥は、根を熱灰に燒く、竹は中心を通して、筒中に水を充れば久きにたゆ、中心に水氣の升りかぬる草は、紙抔を中へ通して、能く水を引上ルといへり、

〔仙傳抄〕一奥輝之別紙〇中略

一繪をうけてたつる花の事　觀音に柳　天神に梅　虎に竹　龍に松　古人にふりたる木　唐人にまたのある木　唐子にいろある物　歌人に風情ある物　馬形に草　獅子にあれたるぼたん　山水に山野の木、水邊の草花、　鳥にえにしあるものをこゝろにかけて立べき也、

一たてあはせぬ草木のこと　やなぎにせきしやう　橘におぎ　えの木になでしこ　ざくろにつげかうし　南てんに竹なり　そのほかいづれもこしらえかんようたるべきものなり、

〔池坊專應口傳〕一聟取嫁取の花にのき異、或は枯たるもの、又葉などの破たるもの用べからず、合異口みだる花、若葉、若枝、陰陽の葉、天地和合の枝などを用べし、

十二月に可用也

正月　松　梅　　二月　柳　椿　　三月　桃　杜若
四月　卯花　芍藥　　五月　竹　菖蒲　　六月　百合　蓮華
七月　桔梗　仙翁花　　八月　檜　白槇　　九月　菊　鷄頭花
十月　唐水木　南天　　十一月　水仙花　寒菊　　十二月　枇杷　早梅

五節句に用べき草木

元三　梅　水仙花　金仙花　上巳　桃　柳　欵冬　端午　竹　菖蒲　石竹　七夕　桔梗　仙翁花　梶木　重陽　菊　荻　鶏頭花

高くたてざる物の事

金錢花　岸比(瓜鼻專好)　鴈足　葱　せんまひ　つわ　石葦(ひとつ葉)　おもと　ふきのたう　太山樒　富士撫子　澤桔梗　つち草　梔　岩躑躅　香附子　葱花(ぎぼうし)　曼殊沙華　河骨　龍膽　赤草　澤ちしや　白丁花　沈丁花　野菊(專好)　鬼あざみ　凡このたぐひ成べし

〔茶道全書義〕花生様の事

一扨先時節の花と云は、正月、梅、元日草、ふく壽草、ふくつく草とも云、大ふくの茶花に祝用、椿花、二月、黃梅、春咲椿、　三月、桃、小梅、我妻菊、赤南花、しやが、藤、沈丁花、たんほく、　四月、卯の花、牡丹、芍藥、倖春(ちやうしゆん)、杜若、あやめ、石竹、美人草、庭櫻、富士なでしこ、がんぴ、一八、山吹、花菖蒲、あさ菊、しん菊、　五月、あやめ、ひめゆりの外不生、百合いろ／＼、川原なでしこ、あをい色々、姫くわんざう、白蘭、紫蘭、　六月、夏菊色々、風車、鳥扇子、てつ仙、梅ばち、鷺草、香蘭、瞿なでしこ、夏水仙、熊谷蓮、日扇子、あわもり、あわ雪、　七月、仙翁花、朝顔、小車花、藤袴、ぎぼうし、　八月、りんどう、こんきく、しうかいどう、水あをひ、つわひるがほ、　九月、秋菊色々、澤桔梗、梅もどき、紫式部、　十月、茶山花、水仙、椿、早咲梅、なには　十一月、茶山花、梅、水仙、寒菊、　十二月、寒菊、寒咲くわん草、梅、椿、水仙、

右は時節の花也、おくれ花、かへり花、嫌ふ故是をしるす、葉のなきものには、かりはをすべし、葉なきを嫌、さりながら梅桃の類、又實を花の代に見る者、梅もどきの類は葉のなき吟味なし、是又葉なきはづの物也、

嫌花の事

一一花一葉、四花四葉、六花六葉と云事、皆人々耳なれたる事也、

一むくげ　つゝじ　櫻　茶の木花　萩、荻　じんちやげ　けいとう　ざくろ　百合（内一色ゆるし）ほう仙花　女郎花　桔梗　かるかや　しきみ　鬼あざみ　山うつぎ　蘇の類（○中略）

わたましの花

一わたましなどには、紅色は火いろとて嫌ふ、其外は紅の字の付たる花名、ひの字の付たるも忌べし、

出陣の花

一花に切竹をさし添る、かへり花をもどり枝にて合ながすと也、うしろに松などもあいしらふ事もあると申傳へ軍禮にあり、

一千よの花、祝儀に用、椿はやちよと云こゝろにて祝花にも用、

〔插華故實集下〕禁花の類

一生花に用ひざる草木數多ありといへども、其數あげて算へがたし、荒增を記るさば、先惡香とて草木ともに惡き香のある品を用ひず、梅が香などの十人が十人、百人が百人ともに好むは隨分用てよろし、毒草毒木を用ず、又針のある品を用ひず、尤身木莖にあるは針といひ、葉と花にあるは針にあらず、身木莖にあるは決して用ひず、又毒も大毒あるは用ひず、小毒は許すといへり、扨雜草雜木を用ひず、是皆失禮の品ゆへ遣ふ事を禁ず、其外禁花數多あれども筆譲に及びがたし、

〔槐記〕享保十一年三月四日、參候、先日上田ガ茶ノ花、木蓮ノミニテ紅梅ハナカラマシカバト存ズル旨申上ル、仰ニ（○近衞家熙）イカニモ左アルベシ、花モ三リンマデ澤山也、且木蓮モ葉ノナキモノ、紅梅モ葉ナキモノ也、二色ト思フガ留メニト思ハヾ、他ノ花ノ葉ノアルモノ然ルベカラン、歟多ト

カ椿トカアルベキカ、人ノ嘲ノヤウ也、漏スベカラズ、是モ珍キ花ヲトバカリ思ヒ付タルナラン、先日ヨリ木蓮ノ沙汰アリシ由ヲ申上ル、尤也、ソレラガ昔ノ人ト花ノ仕ヤウ大ニ差別アリ、能々記憶スベシ、昔常修院殿〇慈胤法親王三菩提院殿〇良敬法親王ナドノ、茶ノ花ニ珍キヲトコノマレタルコトハナシ、何ニテモ水仙椿梅ナドノ外ハ少シ、ソレヲ面々ノ亭主ノ心ニテ、同ジ花ヲ生替タルコソ賞翫ナレ、珍キ花ヲト好ハ花シダイニテ、亭主ノ物數寄ハナキト云モノナリ、炭ト花トバカリニテ、百會モ事替ルコソ茶ノ本意ナレ、花ノ珍キヲト好ムハ僻事也、　十二年閏正月廿三日、枇杷ノ花ト柳トハ、生ルニ時節日期アルモノナリ、枇杷ハ十月朔日ヨリ十月晦日マデ、柳ハ霜月朔日ヨリ正月一ハイギリ也、立華ニハ二月マデモ立ルカヘ

〔茶話指月集上〕一茶湯に赤き花と牡丹は好ねども、休〇千利休うす色の芙蓉、紫の牡丹はよしとて、花に入つるなり、織部が紫の木蓮を嗜ていけたるも、同じものの數奇にや、

〔正風遠州流秘傳書切紙中〕婚禮一式之事

是は聟取の時は、赤を眞に遣ふ、白を添べし、亦嫁取の時の花は、白花を眞に遣ひて、赤花を添に遣ふ物なり、一體男は陽なれば赤花なり、女は陰なれば白花なり、故に聟取の時男を待故、敬ふて眞に插、嫁取の時は女をむかふゆへ、敬まひて白を眞に遣ふなり、隨分根の玄まり大事なり、

追善花之事

是は一周忌抔には餝り姿を作らざる物なり、白か黄の花を遣ふ也、手向の枝を用ゆ物なり、猶亦五十回忌抔には、赤き花を插物也、但し若付の古木類に、其時の花、添に遣ふてよし、是は祝義の意あるべし、〇中略

茶席花之事

是は插花家とは違ひて、餝り姿を作らず、只時の一枝を賞す物ゆへ、閑清に手早く插物なり、一體

見花法

此時は座敷せばく、花形大く插はよろしからず、釣懸の類に插なり、匂ひ高き花、赤花忌、

香席之茶の事

焚香の席には匂ひ高き花をきらふ、梅、木樨、蘭、沈丁花、濱菊、かぶとぎくの類を忌、此時も掛釣の類に插べし、床の間に香の手道具の飾付有故、邪魔になる故なり、○中略

夜分の花之事

是は黄色の花を好まず、白花とまがふ故なり、亦障外の方へ插置、花の蔭を見するなり、

〔養性插花秘傳圖式　三〕插花短歌

祝義の時に枯えだや、はかなき花や名のきれぬ、花をばかたくきらふべし、旅立歸著その時は、かへり花にて祝ふべし、かへり花なき折からは、歸りえだをや用べし、又婚姻のことぶきは、さしかた品々習あり、ゆへに口傳にゆづるべし、其あらましは紅白の、めでたきはなを用べし、そのおりからに花留は、ゆめ／＼木槿を用まじ、白玉椿のさんまたを、かならず用ひ給ふべし、古きふみにも玉椿、八千歳のいはれあり、花は相しんてうのえだ、いづれも深きならひあり、水の根もとを水引にて、男女にむすび花生に、委を論せずさしてよし、此時こそははなの根を、つねよりふかく納むべし、うらがれ枯葉返りえだ、かへり花をもきらふべし、勿論はかなき花をいむ、此外種々の口傳あり、追々つたへまいらせん、

〔大諸禮〕萬躾方の次第

一座敷の花、見物の事、扇をぬいて置いかにもしづ／＼とあゆみ寄て、あひだを一間へだて候て兩手をつくべし、ちかく寄て見候はゞ、これもよこだゝみをへだて候て、いかにも／＼しづかに見べし、三へいあらば中を見、其後客居を見、主居にて見おさめ申也、但又かけ輪のごとく見る事もあるべし、何も口傳在之、

〔養性插花秘傳圖式三〕插花短歌

さてまた床の様體は、○中略花も花生水ぎはを、次第に上へ目をつけて、終りに志んを見給へよ、

〔槐記〕享保十二年正月晦日、參候、立華ノ見ヤウハ、必ズワキトウシロヲ見ヌモノ也、眞正面ニ直リテ、眞ノ高サホドアトヘヨリテ、上ヨリ見クダシテ、ソレ〳〵ニ氣ヲ付テ、ホムルコトハホムベシ、水際ミゴト也ナドホムルコトハ云ハヌコト也、　三月廿一日、參候、客ヘ花所望ノトキ、正客ノ花ヲシマイタルトキハ、相客ハ亭主ヨリ先ニ見ルコトニヤ、跡ニ見ルコトニヤト窺フ、ソレハ正客ノ花ヲスル間ニ、亭主水指ヲ持出テ居テ、花ノ入ヤウヲ見物ス、花スメバ水ヲサシ、相客ヘ一禮シテ、先亭主見挨拶シ、花籠水指ヲ持テ入ル、而シテ相客花ヲ見ルベシ、又伺フ、今時ノ人ハ、正客ヘ花ヲ所望シ、花盆ヲ置テ内ヘ入ル、花ノスミ時分、相客ノ沙汰ヲ聞スマシテ出テ見ル由也、イカヾ、仰ニ、コレハ一亭一客ノトキノトリチガヘ也、一亭一客ノトキハ、亭主出テ客ヘ所望シ、此間ニ茶具ノコシラヘ致スベシ、慰ニ花ヲ入ラレヨト云テ内ヘ入リ、後ニ出テ見ルコト也、コノトリチガヘト仰、○近衞家熙ナリ、

〔插華故實集上〕諸流區の論

一人皇百三代後花園院は、松月堂の古流に入り給ひ、花術に妙を得給ひて、專ら花道を玩び給ひ、東山相公へ奧義を傳へ給ふに、全く私を用ひ給わず、

一東山殿といふは、尊氏八世の孫左大臣義政公なり、○中略古流の道統にて、今末世に至りて、名を殘しぬ、然るに今世上に流布する東山流を見及ぶに、區にして流義定らず、後代に至りて作意増長し、花道の本源を失ひ、相公の高意に背けり、

一遠州流といふは、小堀遠江守をいふ、石州流といふは、片桐石見守をいふ、古織流は古田織部頭をいふ、何れも茶花に委し、古代は茶道に達する人は、皆花道の吟味強く、奧義を探り、蘊味を明ら

め、妙術を得て其功を後代に殘せり、然れども今世上に流布する生花を以て、遠州流、古流抔といふは殘念にあらずや、何れも茶道に付て花道に委し、○中略尤名を以て流儀とし、姓名を以て流儀とする事は、自ら名乘るにはあらず、其社中よりいひなし、或は後代の人誤て名付なり、

一近頃東武の人荻原の何某、公務に所せられ、播磨の國に至り、在勤の中、遠州流の花を指南す、其門人誤て、遠の荻原流と稱す、然る時は又一流とならんか荻の遠州流と稱せば耳近ふして易かるべし、遠の荻原流と言は、童子の戲れに近し、此高弟に所持する薄端の花器の箱に、遠の荻原流花器と記せしは、餘り愚昧にあらずや、

一筑紫に千葉何某とて東山流を指南す、其門人より千葉流と呼ぶ、此類世に多し、遠州、石州、利休等の稱號も、是に准じて知るべし、○中略

一近頃東武の人、生花と盆畫を指南す、此花は人皇五十五代文德天皇の御宇、太政大臣良房公を吾邦の花の元祖といへり、未考へず、然れども花道は公家武家より出ざる事分明なり、都て他門にては、花の達人を祖と心得たるは、甚愚昧の至りなり、

一太閤秀吉公の時代迄は、護命僧正の四體の生方と、明惠上人の五體の生方と、此二流の外なし、御當代も末に至りて多流と分れ、當時は勿論新流多く年々に增加して、十流百家異流と成て分散する事は、人皆新しきを好むの謂なり、

〔生花評判當世垣のぞき〕華家の名目

當世流布の流義は、千家古流、遠州流、庸軒流、入江流、但千流源氏流、正風流、千家我流、略古流といへるなど有、混雜したる事也、六角堂は立花に一家をなして、立花より崩したる生花あり、立華を基としての數方なれば、茶道にかゝはらず、よつて評せず、

〔嬉遊笑覽十二本〕江戶に近ごろ專ら行はるゝは遠州流、石州流、宗道流などとて、何くれといへども、

大かた遠州流といふものと異ならず、遠州とは小堀宗甫の名を假たるにて、もとよりあらぬことなり、石州も同じ又宏道は袁中郎が瓶史より思ひよれる名なるべし、

〔日次紀事臨時〕立花會、今時立花有三流、六角堂中池坊、本能寺中大受院、河原町周玉是也、三流之徒弟互分爭、

〔類聚名物考人物十五〕池坊

世々立花の家となれり、その始は專慶法師といふよりおこりて傳へしを、後に專好といへるが當時の風にあらためしといへり、今も世々專字を通字として、名の上につくる事也、

〔嬉遊笑覽十二草木〕洛陽六角堂の池坊專順は、此伎をよくし、連歌を好みて新撰筑波集にも入たり、打つゞきて其法を傳へ、今に立花を業とす、中略そのかみより此を專業とするは、池坊の外に聞えたるもなし、仙傳抄は、立花の古法をしるしゝ物にて口口に谷川流といふが有、然らば古くも異流ありとみゆ、それらも池坊につたへて集成したるにや、

〔百瓶華序〕夫以洛陽繁華之地、有所名六角、異市中隱也、由是有寺號頂法、當其乾之方、有深居、名曰池坊、累代以立華於瓶裏、爲家業、其元祖曰專慶、自專慶至于今之池坊專好法印、累十三葉、法印以華馳名、大過先人、夫是謂之後生可畏歟、是故有志於華者、致識韓之願、而如草尙之風必偃、天下靡然皆從、而師之其爲任亦重矣、

〔古流活花口傳集〕甲陽百瓶　生花流儀相續の事

往昔栂尾山明惠上人は、中略常々花を翫び、佛神へ供するにも私を用ひず、出生の有の儘へ五大を具へ、陰陽五行を兼備して、此花は則神佛の御正體なりと觀じ給ひしとなり、是より明惠の花道世に行はるゝといへ共、古雅にして理義深く、至て學び得がたし、其後東山相公足利義政千利休居士、其外の先哲も各古義によるといへども、名家なる故、臨機應變にして作意變體多し、中略後

世俗諸說雜亂して、花道漸衰へ、規矩を志らざるに至る、中興松月堂釋英算香茶花の道に妙を得たる人なり、明惠の舊記に因て、廢たるを興し、絕たるを繼、生涯花を友とし樂み給ひしなり、〇下略

〔遠州流插花口傳抄〕口傳抄序

夫花を插の起りは、因來る事久し、〇中略足利八代の將軍慈照院義政公、〇中略此道に式法なき事を愁おぼしめし、珠光に命せられて插花の法式を定られき、然しより已來、此法式を傳へられしは、古田織部頭尤委し、それより小堀遠州公へ傳へられ、茶道に用る事、世に人の知る處也、或時政一公〇小堀御家の茶道一甫と申者にの給ふやう、茶事の插花の外に、花葉の形容を工夫なし、是を插て、茶事に寄らざる人にも、此道を弘めよとの給事有、一甫畏りて、茶道に用る花の外、形容の插方を作意なし、爰に一流をたて、自の式法を極たり、是より我師一枝に至るまで、七世に及べり、〇中略猶當流を遠州流と號る事、右にいへる如くなれば、一甫流と呼ぶべけれど、君臣の禮を重んじ、一甫師自の名を出さず、公の御名を冠らしむる段、有難き歟なるべし、〇中略

寛政四といふ年丑春如月　　春柳庵一州

〔正風遠州流插花衣香附錄口傳抄跋〕先生〇貞松齋米一馬こたび正風の一派をたて、永く此みちを崇がむがため、且は初心の手引せむと、流義の大要口傳をあらはして櫻木にえり付ぬ、まことに遠州流の花實なるべし、〇中略

文化二年丑十二月　　醉花山人跋

〔花洛羽津根三〕活花

園殿御家元、稱青山御流、　御家司職　睹月園沼尾一叟　堺町二條上ル　御家執司　華柳亭秋中繰雅〇中略

押小路御幸町西　去風流　西川源兵衛

〔諸家家業記〕附錄

右之外〇中略或ハ園家ハ立花之家など申類も有之候得共、多クハ近代之事ニ而ゑかといたし候事ニ而無之、

〔和樂且湛〕予〇橘湖齋白龍が大祖武內宿禰の後胤從三位中納言紀長谷雄の後裔早野兵庫亮紀泰則人道長樂齋は、後土御門院御宇足利將軍源義政公にゑたがひ、花道を專らにもてあそびし事は世のしる所なり、よて予も花道の發意を樂しむ事久し、ゑかるにたま〳〵流義を尋る人あれども、予何流とも答ざりしが、おもふにいにしへ流義といふ事なし、東山殿もてあそび給ふ時、東山流とも足利流ともとなへず、利休の好める時も、利休流とも千家流ともいはざりしが、後世その家家の法則おなじからざれば、終に其人の名を稱して何流々々といへり、ゑかれば流名を稱るも亦不可なりといふべからず、これによてこの頃まゝ尋る人あれば八代流と答ふ、これ足利將軍にし給ふ意味法則を受嗣し故なり、

〔瓶史國字解〕温〇瓶史國字解序

插花亦有法矣、低昂俯仰、長短疎密、肥瘦正斜、各得其宜、而後可以觀焉、〇中略前有梨雲齋〇望月義想者、據石公瓶史、建插花法、自稱宏道流、大行于世、嘗刻瓶史於家、自爲之敍、以授弟子、青雲齋〇三巴少遊其門、親承口講指畫云、桐谷鳥習子、從青雲齋而受其法、自號徠雲齋、善繼二先師之志而鳴于時、近爲瓶史國字解一篇而廣其義、〇中略

文化五年戊辰正月上元　鵬齋陳人輿題

〔明史〕二百八十八文苑袁宏道、字中郎、公安人、與兄宗道、弟中道、並有才名、時稱三袁、

〔華術體用相應之卷〕此一卷於未生家雖秘玉書、依執心插花之口授令相傳者也、

不濁齋　廣甫

獻花

〔宗五大草紙下〕色々の事

一送り花の事、梅、かいだう、白桃、から桃、又草には、水仙花、石竹、仙翁花、まやくやく、姫ゆり、ききやう、女郎花、菊などをも遣はすべし、又藤、山吹、李花、時によりて、櫻のかへり花をも遣候、又七夕には、公方樣ゟ禁裏樣へ、御花瓶に草花を立られて御進上候、九花にさす花は、いろ〳〵の草花、又たて花の用には、時により、はす、又水草以下をも可遣候、かきつばた、はなあふひ、同前、

〔長祿二年以來申次記〕同月〇七七日

一草花　禁裏樣へ御進上也、此草花は五ケ番より參を、御花瓶に被爲立、御盆に被居候而、以傳奏御進上なり、御職粮井被官ともも草花をもたせ候而、傳奏に相隨而內裏へ參也、花は代々立阿彌立申也、

〔看聞日記〕應永廿五年七月五日、菊第仙洞〇後小松御花合ニ一兩瓶可進之由被仰下、草花少々可召賜之由被申、可進之由令申、　六日、菊第へ草花一筒遣之、　卅二年七月七日甲辰、自早旦參院、於泉殿被立草花、四辻宰相中將奉仰相觸、絹素所召進也、及百餘瓶云々、　八日乙巳、中將朝參院、有花御賞翫事、常座被出勅題、短冊人々詠進之、予同詠之、草花有遲速、　九日丙午、今日又院花御賞翫事有之、

卅三年七月七日己亥、進草花一瓶於院、以書狀付四辻宰相中將、　八日庚子傳聞、仙洞草御賞翫云々、　九日辛丑、傳聞、今日又院花御賞翫云々、予又不參、　十二日甲辰、今日申出所進院之花瓶、則被返下也、　十三日乙巳、普門院僧都〇定助、予(貞成親王)弟、來談曰、七夕自內裏召花於諸寺、各進上之體施風流、殊南都殊凝風情云々、花頂僧正所進之體無殊儀云々、

〔殿中申次記〕從永正十三丙子至同十七庚辰歲記錄事

六月〇七

一仙翁花一荷　右京大夫殿　一同一筒　眞木嶋次郎

七日

一草花一荷　次郎殿　一仙翁花一筒　蔭涼軒　一同三筒　三條殿　一同一筒　藤兵衞佐殿　一同同　細川右馬頭　一同同　八幡林坊　一草花一筒　伊勢又七　一同臺一　佐々木近江守　一同一筒　八幡田中　一同五筒　五ヶ番各進上之

〔槐記〕享保十一年六月廿八日、參候、御次ニテ山科殿(〇持言)ヨリ献上ノ花筒、ナラビニ石州ヘノ御狀アリ、是ニ付テ牧如石ノ話ニ、此山科殿ハ、只人ニハアラズ、先朝(〇東山)ヲ引込レシ初ヨリ由アルコト也、(〇中略)終ニ病ヲ以テ蟄居ス、ソレヨリ以來今ニイデズ、禪閤(〇近衞基熙)ノ御一生ニモ、終ニ參ルトモナク物ヲモ奉ラズ、禪閤薨ゼラレテ、今ノ准后(〇近衞家熙)ヘ花ヲ奉ルコト今ニ六年、一日モ怠ルコトナシ、時ニヨレバ一日ニ二度モ來ル、又類ナキコト也、(〇中略)但花ハ好テ毎日モ生易テ慰トス、コレバカリハ折ニフレテ献上スベキ由仰也、畏リテ巳來一日モ闕ルコトナシ、夫モアリ合ヒ献上スルニアラズ、尤數寄ニテ、前庭後苑ニモ多ク草木ヲ植テ樂トセラルト見ヘタリ、

〔正風遠州流插花獨稽古後編〕花會席にて心得の事

花會にては、先とくと心を落しつけて、初心ならば、何をいくるとも數多くいけんと思ふべからず、手輕くきれいにいくるやうに心懸べし、たとへば菊ならば五本七本九本位、杜若ならば二もと三もと位、さつときれいにいけて置べし、上達の人は、先とくと人々のいけたる花を見て、扨人のいけたる花と姿をかへていくべし、又同じ花多く有と思はゞ、たとへいけにくき花にても、我は人にかはりたる物をいくべきこと、是上手のわざにして、中々初心にてなりがたきこと也、いけよき花は、初心の人多くいけるものなれば、上手の人、同じやうにいけよき花の席に多く有中へいけて、見てくれがしにするは、おとなげなしといふべし、

〔續視聽草八集入〕茶七事附花寄之式

一花入ハ、定リタル花入品々取合、但シ異風成花入モ、取合ニ依テ少ハ用ル、十筒廿筒五十筒百筒、時ノ物好ニシテ、尤花ハ時ノ花色々ヲ集メ、寄合花ヲ生ナラベ、無擬、葭屏風、薄板、或ハ看板、是等ヲ用ユ、花ヲ組出ス事、花臺、花盆、花籠敷、ヲ限ラズ、其外此花寄ニ定タル式法ナシ、只時々ノ模樣ヲ好テ其風流ヲ翫者也、但シ花ノ生ノコシタル花入ハ、少レ突タルモ一興ナル物ナリ、

〔生花評判當世垣のぞき〕會日宗匠心得違の事

或生花會を見物にまかるに、幕打まはし、毛氈のべ、青竹の手すりに、ゑかつべらしく生并べたり、

〔二水記〕大永五年三月六日、午後參青蓮院門跡、少納言令同道、今日花御會也、池坊六角堂執行也、之上手也、祗候了、十瓶餘有之、　十日午剋、文阿彌會華令見物了、

〔百瓶華序〕越去歲慶長季秋謹月十有六蓂上人〇教蓮社聖譽貞安迎接法印於大雲淨社、見催百花之會於法印所謂天王賜華屋者乎、法印之爲弟子者、聞此花會、雖欲才不才亦各群聚而備其員、法印嚴不允容、而除其不善者、擇其善者、取之一百人、皆傑然者也、古曰觀其徒、則可以知其師矣、誠哉是言也、漸欲立華之時、師弟共改容、凝香薰其衣服、必表而出、然洗瓶水、即並百箇銅瓶於案上、若而人列坐、俾以立華、攀草木之榮枯、量枝葉之短長、七縱八横、快哉快哉、華既畢後、法印率一百人開瓊筵、以坐花而消遣也、盧不知天壤之間復有何樂可以代此也哉、誠是千歲一會、何日忘之、法印名之曰百瓶華、固當矣、〇中略于時慶長第五曆龍集庚子春之仲花朝日前、東福月溪叟聖澄、頹齡過華甲子者五春也、於松月軒下、以薔薇露、灌老手、謹焚香揮毛穎子書焉、

百瓶華消衆

大雲院〇此間九十八人省略　十　池坊的子師專朝

時慶長四己亥年秋九月十有六日　華師池坊法印專好記焉

〔槐記〕享保十三年二月四日、參候、後水尾院ハ、立花ニ於テ甚カンノウアル御コト也、禁中ノ大立華ト云コトハ、此御世ニコソアリケレ、主上ヲ始メ奉リ、諸卿諸家トモ、其コトニ堪能アル人ヲ擇バレテ、紫宸殿ヨリ庭上南門ニテ、雙方ニカリヤヲウチテ、出家町人ニカギラズ、其事ニ秀タル者ハ、皆立華サセテ双ヲレタリ、秀吉ノ大茶湯ノチニ一壯觀ナリ、專光ガ樓ノ一色ト云コトハ、此時ヨリゾ始マリケル、

〔江戸名所圖會二〕西本願寺 同所○築地 川を隔て丶北の方にあり、俗に築地の門跡とよべり、○中略毎年七月七日立花會、十一月廿八日開山忌にて、七晝夜の法會修行あり、

〔江戸名所圖會十六〕東本願寺 新堀端○淺草 大通にあり、○中略 立花會毎年七月七日興行す、參詣の人に見物を許す、

〔東都歳事記三月〕七日、七夕立花會、 東本願寺淺草 西本願寺、築地 各數瓶の立花、砂の物あり、諸人見物をゆるす、京都西本願寺、又六角堂池の坊の立花も、牛女に手向る心なり、江戸もこれにならふ、

〔伊呂波字類抄波雜物〕花瓶ハナカメ

〔下學集器財下〕古銅華瓶

〔運歩色葉集久〕花瓶ヒン 〔同佐〕草花瓶

〔庭訓往來〕御札之旨委細承候、○中略 花瓶○中略 等、頭首以下可被加布施物也、

〔尺素往來〕胡銅、鍮石、白鐵、青瓷、官用、定州等之花瓶、

〔瓶史〕三器具

養花瓶、亦須精良、譬如玉環飛燕、不可置之茅茨、又如嵇阮賀李、不可請之酒食店中、嘗見江南人家所藏舊觚、青翠入骨、沙斑垤起、可謂花之金屋、其次官哥象定等窰、細媚滋潤、皆花神之精舍也、大抵齋瓶、宜小而矮、銅器如花觚、銅觶、尊罍、方漢壺、素溫壺、匾壺、窰器如紙槌、鵞頸、茄袋、花樽、花囊、蓍草、蒲槌、皆須形制短小者、方入清供、不然與家堂香火何異、雖舊亦俗也、然花形自有大小、如牡丹、芍藥、蓮

花形質既大、不在此限、嘗聞古銅器、入土年久、受土氣深、用以養花、花色鮮明、如枝頭、開速而謝遲、就瓶結實、陶器亦然、故知瓶之寳古者、非獨以玩、然寒微之士、無從致此、但得宣成等窑磁瓶各一二枚、亦可謂乞兒暴富也、多花宜用錫管、北地天寒、凍能裂銅、不獨磁也、水中投硫黃數錢、亦得、

〔瓶花譜〕品瓶

凡插貯花、先須擇瓶、春冬用銅、秋夏用磁、因乎時也、堂廈宜大、書室宜小、因乎地也、貴磁銅、賤金銀、尚清雅也、忌有環、忌成對、像神祠也、口欲小而足欲厚、取其安穩而不泄氣也、大都瓶寧瘦毋過壯、寧小毋過大、極高者不可過一尺、得六七寸四五寸瓶插貯佳、若太小則養花又不能久、

銅器之可用插花者、曰尊、曰罍、曰觚、曰壺、古人原用貯酒、今取以插花、極似合宜、

古銅瓶鉢、入土年久、受土氣深、以之養花、花色鮮明、如枝頭、開速而謝遲、或謝則就瓶結實、若水秀傳世古、則爾陶器入土千年亦然、

古無磁瓶、皆以銅爲之、至唐始尚窑器、厥後有柴汝官哥定龍泉均州章生烏泥宣成等窑、而品類多矣、尚古莫如銅器、窑則柴汝最貴、而世絕無之、官哥宣定爲當今第一珍品、而龍泉均州章生烏泥成化等瓶、亦以次見重矣、

瓷器以各式古壺膽瓶尊觚一枝瓶、爲書室中妙品、次則小蓍草瓶紙槌瓶圓素瓶、鵝頸壁瓶亦可供插花之用、餘如暗花茄袋葫蘆樣細口匾肚瘦足藥罈等瓶、俱不入清供、

古銅壺龍泉均州瓶、有極大高三二尺者、別無可用、冬日投以硫黃、斫大枝梅花、插供亦得、

〔考槃餘事文房器具〕花尊

其式以膽瓶小方瓶爲最、若養蘭蕙須用觚、牡丹則用蒲槌瓶方漢瓶、內須打錫套管、收口作一小孔、以管束花枝、不令斜倒、又可注滾水、插牡丹芙蓉等花、冬天貯水插花、則不凍損瓶質、

〔遵生八牋十六燕閒淸賞〕瓶花之忌

瓶忌有環、忌放成對、忌用小口甕肚瘦足藥罈、忌用葫蘆瓶、凡瓶忌彫花粧彩花架、忌置當空几上、致有顛覆之患、故官哥古瓶下有二方眼者、爲穿皮條縛於几足、不令失損、

〔和爾雅五器〕花瓶（クハヒン）

〔倭訓栞中編二十〕はなかめ　古今集、源氏物語にみゆ、花瓶なり、今晉をよべり、又花池、又花入、

〔骨董雜談中〕いけ花の文字の事

花をいける事は古き事なり、然れども花いけといふ器はなし、たゞ瓶に插のみなり、後撰集の貫之の歌に、久しかれあだに散なと櫻花瓶にさせれどうつろひにけり、又枕草紙に、おもしろく咲たる櫻をながくおりて、大なる花瓶にさしたるぞをかしとも、又青き瓶の大なるすへて、櫻のいみじくおもしろき枝の、五尺ばかりなるをいとおほくさしたればなどいひ、みな花瓶にて外の名なし、

〔君臺觀左右帳記一本〕花瓶　土拍子　鍋無　丸花瓶　壺花瓶　細口　結龍　雙花瓶

〔嬉遊笑覽十二草木〕漢土にても、古へは銅器のみ花いけに用ゐたりとみえて、張謙德缾花譜云、古無瓷瓶、皆以銅爲之、至唐始尙窰器、又云、貯花先須擇缾、春冬用銅、夏秋用瓷、因于時也、こゝにこれらのわいだめなし、むかしは多くうすばたを用る、是かの立花なり、○中略昔のうすばたは、今もある佛具の花瓶なり、花の大小多少は居所によるべきなり、

〔立花時勢粧七立花秘傳抄之四〕

花瓶の事

一瓶は佛在世に、舍利弗、土器を二ッ取合、諸花を生たる故、瓶の字瓦に幷と書と云り、

一花瓶圖をかんがゆるに、唐に花瓶と名付る物なし、今日本に用る所唐の酒器也、古代は花形ち

いさきゆへに瓶もちいさく、近代は花大きなれば瓶も又大きなり、込入のふときを用ゆれば、水ぎわほそく指よき也、

一古代より、耳口、菱、角花瓶のあしらひとて、角又は耳の上へ、下草を出しかくす事を嫌ふ也、

一草の心には花瓶ちいさく、木の心には大きなるを可用、

一夏の花には瓶に水うつ事有、但地文あるにはうつべからず、

一貴人より花瓶出さるゝ時、燒物又はから物ならば、ふとき心、おもき晒木苔を不可用、花もかろく立る、是を花瓶あしらひと云、

一耳のなき角花瓶ならば、角を前へ取べし、○中略

一近代は花瓶風流をつくす、古代は瓶に景多き時は、花に心うすしとて、地紋あるだに是を嫌ふ、誠に花に大切なる心、さもあるべき事也、

〔調度口傳〕一活花之事附懸花釣花之事

是は立花のかわりに床の中央に置べし、薄板に花生置也、花生は銅器を用ゆべし、其次は陶器、其次竹なり、又髹漆器などは、尤略也、懸花は床柱に釘を打かける也、是は尤略儀なり、釣花おとしかけに懸繪を見きらぬ樣に釘を打かくる也、出舟入舟の習とて、はさき客居の方になるは入舟、主居の方へなるは出舟なり、其時宜によりていづれもよろし、

但婚姻の時は、出舟をきろふなり、

〔古今茶之湯諸抄大成十〕一中比ヵ釣船の花に出船、入船、とまり船といふ言葉あり、尤成事也、利休の時節には、さしたる言葉はなくて、船の心をうけて生ると□□□なり、船の心をうけて生るときは、おのづから今の出船、いり船、とまり船にたがはず、然かれども出船、いり船とて、きはまりたる事はなし、

一釣船は、四月中旬ゟ八月末までの物なり、船のかけやうは、壹筋の鎖を客居の方へつる、船の底ゟはらへかけて水を打也、

〔生花評判當世垣のぞき〕源氏は花生の名成事

源氏とは、花の生方に六十帖ありやと尋れば、いや〳〵さようにてはなし、花生の形六十品ありと、東山殿〇足利義政の御時、此形ありしが斷絶したる事也、今是を再興すとは、證人のなき物語成べし、其六十色の中、二ツ三ツ見しに、磁器にて花くばりをこしらへ燒つけてあり、拙き業也、

獅子口といふに譯ある事

竹の一重切を獅子口といへるは、千家に限りたる事なり、古事有ての事也と、池の坊家にては鰐口とも云、外茶家にては一重切といふなり、すべて獅子口々々々といへる故事も知らぬ人、千家にあらざる人はいわぬはづ也、わけも知らで獅子口と云は、未練の事也と、

〔古今茶之湯諸抄大成五〕花生筒ノ寸法

一總長ケ八寸三分　下の輪ノ長ケ六寸三分　花口ノ間一寸九分　上ノ輪七分　引切の後幅一寸三分　釘かけの穴ノ上七分　穴ノたて六分　横四分

右の寸法大法ノ形なり、外に利休の箱根きりの寸法とて品々あり、或は高野聖ノ形、或は鳩ムネノ形、或は園成寺ノ形、或は十八ノ形、

右いづれも利休の作にて寸法あり、口傳、

竹は三フシかゝりたる竹をよしとす、上ノ七分にフシある竹をヨシトス、

〔華道全書五〕つるべ花生の寸法

つるべは、指わたし口のひろさ五寸八ぶ、たけ五寸八分、底のひろさ三寸八分、外のり也、大小は是に准じていたすべし、緒は紅の丸うち、又はわらび繩、つゝら藤よき也、尤くさりにてもいたすな

り、二ツつるべは、床のおとしかけと下のかまちとの間を三ツにわりて、三分一と三分二とに、つるべの上口あたるやうにいたすべし、一ツつるべは、三分一にあたるがよし、それともに恰好次第也、

〔立花大全五〕花瓶花臺の事

一花瓶の大キサ、當時は古代にやうかはりて、花形大かた大ぶりなれば、ほそき花瓶は花に負てわろし、こみいり廣く、せいの高からぬよし、殊に中口をよしとす、

〔雍州府志七土產〕竹屋　近世二條京極所々、并四條京極東、以竹造諸品物、第一倣茶人之舊製、而以大竹切插花之筒、

〔成氏年中行事正月〕一同五日ノ夜、御行始、管領へ御出恒例也、○中略御花瓶參時ハ、左手ニテハ御盆ヲ可持、一對花瓶チイサクテ、御盆ニ二ツヲカルレバ不及申、大ハ御盆二枚ニ二置テ進上有ベシ、

〔碧山日錄〕長祿三年十一月二十九日丁未、折梅插瓦器、雖未發花、春意藹然也、　十二月四日壬子、插梅枝於瓦瓶、

寛正元年六月十七日壬戌、有寄楊梅一枝者、余投之春公、公愛之插銅瓶、爲明日高客之設云、

〔飯尾宅御成記〕寛正七年二月廿五日、(將軍)於飯尾肥前守之種宅御成、○足利義政、中略

一進物注文案(料紙各小高檀紙)

進上　御花瓶一(胡銅)○中略　以上　飯尾肥前守之種

〔伊勢守貞忠亭御成記〕大永三年八月五日、(將軍)伊勢守貞忠亭へ御成、○足利義晴、中略

進上(文明十四、三、十二、於殿中一獻沙汰之、○中略)　御花瓶一(胡銅)○中略　以上　武田治部少輔信親

〔北野大茶湯之記〕一北野の於森十月(天正十五年)朔日より十日の間、天氣次第大茶湯被成、御沙汰ニ付而、御名物共不殘被相揃、數寄執心之者ニ可被爲見御ためと御催被成候事、○中略

二番(○中略) 一花入かぶらなし 三番(○中略) 一花入そろり皿取(○中略) 御棚後(○中略) 一備前筒の花入(○中略) 利久請取分(○中略) 一せいじの筒花入

〔茶話指月集〕下一太閤(○豊臣秀吉)夏の比、大仙院へ御成の時、宗易に花つかうまつれと仰らる、幸窓前にうへ平かなる石をこだかくすへたるあり、其うへにかねの花入のおもしろきに水うちてそそぎて花を生たり、時に取ての風流一しほに覺しめす、

〔玉露叢〕二十二寛文十一年四月四日ニ、尾張殿ヨリ土産トシテ、將軍家へ糸鍵二枚、屏風一雙、御臺所へ御花入二カラカネ、御花ダイ二ヲ獻ゼラル、

〔大江俊光記〕元祿三年十二月十八日、廣幡中納言殿、寺町屋敷普請出來御移ニ付、びいどろ花生一箱、某らとて、日向祝儀ニ持參、

〔槐記〕享保十一年正月廿三日、進藤左馬頭へ御成、(近衞家熙)廣瀬外記、○山科道安御供、(○中略) 花生ヒセン(一尺二寸バカリ、細クヽ中ニテヒヅミアリ、白グスリ立スヂアリ、) 二月廿四日、御茶、(深諦院殿、攝、○中略) 御花生(常修院樣、(慈胤法親王)二重切、内底トモニ黒ノメヽヌリニシテ、金フンニテ波ノモヤウ、上ノ蓋ノ中ニ龜ノモヤウアリ、) 廿八日、上田養安御茶獻上、(藤一葉、攝御供、○中略) 花生(備前、長キ鶴利ナリノ置花生、)薄板、

三月四日、參候、花ヲ入ルヽハ、兼テ此花入レハ此花ト究ルハ僻事也、花ノ枝次第ニテ花入ヲ究ムベシ、枝ニヨリテ一重ノヨキアリ、二重ニ好アリ、置花入ニ好アリ、釣舟ニ好アリ、兎角ニ枝ニヨリテ究ルヲ好トス、ソレ故客トナリテ花ナドヲ贈ルハ、大ナル僻事也、何種ニテモ贈ラルヽ程ハ殘サレズ、花生モ兼テ此レト思ヨリタルモ、花ニヨリテ用ラレヌコトアリ、大ニ迷惑スルコト也、客トナリテ遠慮アルベキコト也、 四月十九日、(松井主殿御茶獻上、宣齋、攝、○中略) 花生(赤銅ノ古釣瓶、(中略)長キウスイメ、) 十二年二月廿日、夕參候、竹ノ船ノコト、先達テモ仰(○近衞家熙)アリシヤウニ、一日晴ノモノニテ、今世間ニ用ユルヤウニ、アカバリタル竹ノ、是ハ宗旦也、コレハ誰也トテ、用ルコトハナキコト也、昔シ公(○近衞家熙)ト三菩提院殿(○貞敬法親王)ト、後西院へ御茶ニ成ラセラレシニ中立ノトキ、菩提院ノ仰ニ、今日ノ

花生ハ、竹ノ釣舟ニテアルベシト仰ラレシガ、果シテ白牡丹ト〔後上ニイマダ参キ時分〕山吹〔枝ノ且キテ〕トヲ御生ナサレシホドニ、拙シモ能察セラレタリ、何トゾ兼テ其アシライ社アルベキカ、氣ノツカヌコソタチヲシクレト、何トゾ開タキコトヨト思召テ、茶ノスムヲ待テ、間ハン〱ト思フ中ニモ、菩提院ノ御顔ヲミレバ、目タバセシテ微笑セラル、程ナク御茶スミテ後、ヒソカニ問シカドモ仰ラレズ、御書院ニテ御話ノ上ニ、御夜食ナドアリ、菩提院ノ御立アリシヒマニ、後西院へ申上シハ、斯々ノコトコソ候へト申シ、カバ、ソレハ知ヌコト也、相尋ヌベシトテ、菩提院へ、只今大將ノ話ニテ承リヌ、今日ノ花生ヲ早クモ察セラレシ由、大將ニ仰ラレシハ、若シ竹ノ花生ニハ、前ニアシライアルコトニヤ、御キカマホシ、上ニハサシテ御覺へナシト仰ラル、菩提院ニモ御迷惑ノ御景色ニテ、大將ニヒト茶湯サセント存ジ申シコトヨ、御上ノ御耳ニ入ンコトノ笑シサヨ、今朝早天ニ上御靈へ參詣イタセシトキ、常修院殿〔○慈胤法親王〕ノ門前ヲ通リシカバ、コナタノ侍ノ竹ノ釣船ヲ提ゲ足早ニ行シハ、必定今日ノ御茶ノタメニ、常修院殿へ仰付ラレシヲ推シタルマデ也トテ、一座大笑ニ成リヌ、此トキ初テ竹ノ船ハ、新ヲ用ルコトヲ習ヒヌト仰ナリ、　竹ノ花生ニ寸法ハナシ、竹ノ大サ、節ノツキヤウニテ、好キホドニ切ルコト也、サレドモ今ノ様ニ短ク切コトハナシ、何ニモセヨ、フジツルノ九寸ト合點スベシ、ソレニテヲリクギニカケテ恰好ヨシ、　一重切ノ花生マデハ釘穴アリ、尺八マドナシノ花生ハ釘穴ナキコト也、必環也、環ニモ丸ト長トニツアリ、花生ヲウツムケタキトキハ長也、ソレヨリハ少シ仰ケタキトキハ丸也、花生ノ恰好次第也、尺八マドナシノ環ハ、七分ト九分ト一寸二分ト三色也、是中ニテ花生ノ恰好シダイニウツコト也、尺八窓ナシハ環ニアラザレバ、水一ハイナシ、　廿二日、夕參候、籠ノ花生ハ出スコトニヤ、仰ニ、イカニモ出ヌ、尤花次第也、花ニヨリ籠ニテナケレバ入ラレヌ花アリ、牡丹、芍藥、山吹ノ類、カゴニアラザレバ入ラレヌ也、コレハ籠ヲ用ユ、昔シ遠州〔○小堀政一〕ガ云、トカク花ハ織部〔○古田〕ニハ不及トコロアリ、籠

ノ花生ニ牡丹ヲ五輪マデ入ラレタリ、二輪マデハ入ラルヽ、其上ハナラヌモノ也ト申タル由ヲ云傳タリ、イカニ織部ニテモ、五輪マデハ心元ナシト申タリ、○中略籠ノ花生ハ、ウツムキタルハワロシ、口ノ直ナルガヨシ、籠ノ花生ヲ下ニ置コトハ、方居士トテ、手ノ長クツキタルヲ下ニ置テ、牡丹ヲ入テ、後西院ノ御望ニ應ゼラレシコトヲ一度ミタリ、竹ノ花生ヲ下ニ置コトハ、唐軒流ニハアリ、ソノトキハ薄板ニテハナシ、ヘギヲシクコトヽ申ス、常修院殿ノ仰ニ、何トヤランイナモノ也、ノシコンブアリゲニ見ユ、但シ所望セヨト云コトカトテ大笑ナサル、籠ノ花生ニハ板ヲシカヌモノ也、　三月廿七日、參候、フクベノ花生ト申スコトモ、御流儀ニモコレアルコトニ候ヤ、仰ニ、イカニモアリ、掛花生、置花生トモニアリ、置ハ（先年拜見仕ル）掛ハ如此也、○圖略此ニ付テ昨日御蘭意齋ガ參リテ、佐渡守ヨリ筆ノ物ヲ所望セラル、瓢簞ノ花生ニ相應ノ文ヲトノ事也、形ハ如何ニト問シニ、匏ノ置花生也ト申ス、然ラバ匏ト蓬ト通ズ、葫ト壺ト通ズ、蓬壺ノ二字ハヨキモノ也、此ニ百花ナドノ字ヲトリアハセテ、四時トモニ花ノアルコトヲ書スベキカト思召トノコト也、面白キ思召也、　十三年八月六日、夕參候、頃日左大將ノ舊キ立華ノ書ナリトテ見セラレシガ、如何樣ニモ永祿ノ頃ノ書ニテ、殊勝ノモノ也、大體ハカワリシコトモナキガ、其中ニテ大秘藏ノコトヲ見出シタリ、立華ノコトニ付テ、竹ノカケ花生ハ、岸ノ崩レタルヲ見ル花也ト云ヘリ、尤ナルコト也、サスレバカケ花生ノ花ニ、ウツムキニ生ベキヤウナシ、又ホソクチハ（ホソクチトハ、今ノ置花生ノコトナリ、）枝ヲ生ルモノ也、（眞ヲ生ベカラズト云コト）釣リ花生ハ、ヒカヘヲ不用ト云ヘリ、是ハ立華ニハ究テヒカヘト云コトアリテ、ツリアヒヲ吟味ス、眞ニ小眞、ナガシニヒカヘ（右ニナガスレバ、左ニヒカヘアリ、）ト云コト、是常ノ習也、釣舟ニハナキ筈ノコト也、大ニ秘藏スベシト仰セラル、　十月廿七日、御茶、　花生（古キ鐵ノ鶴（中略）鶴ヲ花生ニスルコトハ宗和ノ物數寄ノ由御物語也、ハジメテ拜見スノ由ヲ申シ上ゲ、サレバトヨ、コノツヤウハ此度春日ノ造營ニ付、神庫ノ古物ヲ改ラレシホドニ、モライタリト仰ラル、）　十四年八月廿七日、御花生ノ切形ノコトヲ御尋アソバス、仰ニ、花生ハ先竹ヲ見立テ、是コソ前ニナルベキ

勢也ト思フ方、トクトキハメテ、上ヨリ下ヘ墨ウチヲシテ、長短ハ心次第ニキハメテ、直正ニ縄墨ヲヒク、ソノ上下ヲ正直ニ切ル、(切レ口ハユガミテモ無ㇾ苦)而シテ輪ノ長サハ一寸七分、一寸八分、コレ先大タイ也、ソノ上ノアマリノ竹ノ長サ、節アレバ八分、節ナケレバ七分半也、竹ノウラモ壁付ヲキハメテ、上ト下トニテ壁ヘツキテロクヲ立ル、若シ中段ノ節カ、節ナクテモ張出タルトコロハ削リトルコトモアリ、上下ハ少シニテモケヅルコトハナキコト也、ソノ窩ニ初メロクヲキハムル也、釘穴ノ彫リヤウハ、四角ナヤウニシテ角ヲトル、寸法ハ長ミ六分、横四分ニ腐竹ノ上バヨリ釘穴マデ九分、向フノ行當リノ竹ノ幅ハ、丸竹ヲ四ニ分ツテ、一ツ分ヲ行當リノ幅トス、メンノトリヤウハ、世間ノ流ハヒヅメテトル、(丸ニ云、世間ノ形ハ、三角ニシテ一ツ分違ス、)御流儀ノメンハ、正直ニカタメンヲトリテ、ロクハ竹ノ節目ニシタガフ、竹ノ目ニユガミアレバ、ソノユガミノヤウニ切ル、先大タイハ此ゴトクナリ、ソノ上ハ竹ノ形ト模ヤウトノ見聞ニ従テ、少ブヽノチガイアルト知ルベシ、窓ナレ一重二重ミナ如此、鶴頸ト云モノガツハリト云物アリ、コノキリカタハ又各別也、　十二月朔日、窓ナシノ花生ト、尺八ノ花生トハ、ソノ差別アリ、他流ニハ皆テソノ差別ナシ、宗和流ニハ、ソノサタ節一ノコト也、凡テ一重二重ハ各別也、輪ノナキハ皆尺八ト云ト覚ニテイルハヒガコト也、凡ソ竹ヲサカサマニキリテ、根ノ方ノ上ニナリタルハ尺八也、タトヘ一重ニテモ尺八ト云、異ロタニ根ノ方ヲ下ヘナシテ輪ナキヲ輪ナシト云、先日二三ニコノコトヲ語シタレバ、大ニ感心シテ申セシハ、昔シ江戸ニテ、宗匠ノ花生ノ箱ノ書付ニ、尺八花生トアリテ、一重切ノアリシヲ、コレハ箱ガ、何ノ世ニカチガイタルナルベシト云テ、其花生ノ箱ハ用マジキ由ヲ申タリシハ、大ナル誤リニテコソ侍レト申シタリト仰ラレレ、

〔槐記續編〕享保十六年四月晦日、參候、今ノ世、利休ノ櫻ノ坊ノ形也トテ、二重ノ節ヲノベテ切タル花生多シ、其外ニモ是ハ何ノ形カノ形也トテ多ク出、イナコト也、總ジテ細工ニテ拵タルモノハ、

葉ヲ始トシテ、其形ト云コトアルベシ、上手ニサヘサセバ、分厘モタガハヌヤウニナルベシト也、竹ノ花生ハ、利休ガ切始タルト云也、尤スグレタル物ズキ也、千万无量ノ竹、イカ様ノ竹ニテモ同ジコト也、分寸モタガハズト云竹ハナキコト也、常修院殿〇慈胤法親王常ニ仰ラレシハ、花生切形ニ全ク法ハナシ、尤窓ノキリ様、釘穴ナド、其一流ノトリヤウ有テ、節ノアガリ下リ、景ノ前後、色ノ厚薄、山キズ等ノコトハ其人ノ器量ニテ、全ク法ハナキコト也ト、然レバ此形アノ形ト云モノアルベキ様ナシ、ソレコソ形ノ似タルバカリニテ形ニハアラズ、總ジテ此手其手ト云コトハアル筈也、譬バキヌタノ手、七寶ノ手ト云様ナ青磁ハ形ニモ非ズ、性ノコト也、宗和ノ花生ニハ銘ハナキモノ也、法師ト云フ花生ト、齋藤別當ト云物ト二ツ計也、　十月廿六日夜ヨリ、霜月十五日夜マデ、稗君御方御不例ニ依テ宿シ奉ル、ソノ間サマ〴〵ノ御咄ドモアリ、〇中略宗和形花生ノ切形ヲ伺、私前遠州流ノ人ニ切形ヲ習タリシガ、輪ノ處ノ向フノ竹ヲ殘スニ、三分一殘スアリ、四ツ一分ニノコスアリ、三ツ一分ヲ殘スニハ、ウロコガタニフチヲキル、四ツ一分ヲ殘スニハ四角ニキルト承ハル由申上、宗和流ノ切形ハ、何デアラウトモ、口中ヘ四角ノ寸ヲ入テ、其分ヲノコシテ兩方ノメントル、其ハヾハ見分タルベシ、メンヲトラザレバ、竹ノ角ガ尖ル故ニ、メンノ幅ノ廣狹ハモノズキ次第也ト仰ラル、

〔甲子夜話 八十〕一日大君〇徳川家齊御活花遊バサレタル時ニ侍リタル御側衆御小姓衆等ニ、有合タル御花生ヲ各賜ハリシニ、老木竹根ナド、凡ソ天然ノ面白キ材ニテ製造セシ上中下ヲ、其品階ニ應ジテ賜リヌ、ソノ時御小納戸衆一人候ジタルガ御目ニ漏レケレバ、誰某ニモ賜リテンヤト御側衆言上セシカバ、ソノ床ニアル花生トラセヨトノ仰ニテ、直ニ頂戴シケリ、ソノ花生ハ白金製造ナリシトゾ、天然雅製ノ物ヲ貴ビ給ヒ、銀製ノ物ナドハ賤ク御取扱アリシコト、誠ニ大君ノ盛旨、有難キコト也、ソノ所ニ在シ輩、退テ後互ニ感伏シ奉リシト、林話

(近世奇跡考一)丸山筒花入

丸山權太左衞門は、享保のすゑ、仙臺より出たる相撲取也、〇中略相撲今昔物語云、大坂天滿川崎吉田氏の先祖、丸山をまねきて力量を試しに、筧竹にすべき大竹のありけるをとりてねぢわりぬ、吉田大に驚、誠に希有の大力也、此竹我家の珍器とすべしとて、ねぢたる竹の上下をたち、風流を盡して花入とし、丸山筒と銘し、今に傳へて藏しけるとぞ、

(鶉衣拾遺上)甑花生箴

見ぬ國の上戸が、我飲死たらん所に埋よと、其具を常に荷はせてありきたるとか、けふもわするな、あすも忘るなと、鬧市にせわやきて、祝言ふるまひの門々へも持て立せたらん物いまひする人は、さぞ惡み嫌らむ、これらは甑に赤烏帽子ながら、わる物ずきとはいふべからん、我せどに古き甑あり、久しく久三が手にも捨られて、今は玉が齒黑壺にも沈むべき身の果なるを取上て、閑居の花生となしぬ、甑よ／＼示て云、

幾春庭の土をかへして　もえ出る草の根は斷つらめ

今より過し罪を悔まば　いけおく花のよはひを守れ

(茶話指月集上)宗易、園城寺の筒に花を入レて床にかけたるを、ある人筒のわれめより水のしたたりて、疊のぬれけるを見て、いかゞと申されたれば、易此水のもり候が命なりといふ、

附、此筒〈燕山竹〉小田原歸陣ノ時、千少庵へ土產也、筒ノ裏ニ園城寺少庵ト書付有リ、名判無シ、〇中略

豐臣殿下〇秀吉西國退治あそばし、御歸城の時、宗易も供奉す、尼崎にて藪内紹知が在所を尋て、茶をのみ濟しつる後、紹知何にても花はなきか生んとあれば、庭に絲瓜の花咲て侍れど、いけられきうなものとてみへず、其外何も侍らずといふを、のふ紹知、むかしは花なければ、筱の葉ばかり

も入ゝたることよ、それ生なんとて、みづから起て一枝きり、金の花入に姫瓜のつるを床緣まで生させたるが、ことにうるはしく出來にけり、是より紹知其花入を秘藏してひめ瓜と名づく、紹知京へ登りて後も家に傳へて、今に所持す、

〔古今茶之湯諸抄大成十〕瓢の花入

瓢は冬の物也、釘掛は金物或は緒にてもよし、くり穴はよろしからず、瓢の花入は利休の物數寄なり、利休所持の顏回といふ花入、細川家にあり、

〔槐記〕享保十二年三月廿九日、參候、靑磁ノ花生、コレモ拜見シテ見ヲボユベシ、キヌタ靑磁ノ至極也、是ハ大猷院殿〇德川家光ヨリ東福門院〇後水尾后德川和子ヘ進ゼラレ、東福門院ヨリ後西院ヘ進ゼラレ、後西院ヨリ此御所ヘ進ゼラレシ物也、後西院ノ勅銘ニテ千聲ト號ス、攝月千聲又萬聲ト申ス御心ニヤト申上グ、左アルベシトノ仰也、是ニ付テ陸奥守ニアル、利休ガ所持ノキヌタノ花生ハ、前ノ方ニテ大ニヒヾキワレアリテ、ソレヲカスガイニテトジテアリ、利休ガ物ズキトハ云ナガラ、ヤキモノニカスガイヲ打コト、心得ガタキコトナリ、景氣ニテモアルベキカ、此ワレノアル故ニ、利休ガキヌタト名付ケルトナン、響アルト云コヽロ也ト仰〇近衞家熙也、　十五年五月十日、夜參候、宗和ノ作ノ法師ト云花生ヲ出シテ拜見仰付ラル、委細書一通ハ、寺田無禪ガ筆也、書狀二通ハ冷泉爲條ノ筆也、寺田ノ書ノ趣ニ、或トキ寺田ガ宗和ヘ茶ニ參リタリシニ、此花生ヲカケテ、白玉ニ針ノ木ノ花ヲ生タリ、餘リ見ゴトサノマヽ所望セシカドモ、其日ハクレラレザリシガ、翌日ゼヒニ所望シテモライ來テ、廬山〇近衞信尋ヘ御目ニカケシカバ、未ダ何モ申上ヌ內ニ、當代ニ此花生ヲキランノ人ハ、宗和ナラデハ覺ズト仰ラレテ、殊ノホカノ御賞美也シ程ニ、御銘ヲ乞シトキニ、法印ト名付ラレタリ、枕草紙、徒然草ノ意也トゾ、木ノ端ナルガ故ニ名付ラレタリト、逆ノ義ニ御染筆ヲト願タレバ、是ハ宗和ニ書セヨト、其トキノ御書アリ、宗和モ逹テ辭退シテ、上ノ裏ノワキニ法

掛花入釘
釣船釘

師ト記シタリ、名物モ總ジテ宗和ノ作ノモノニ名ヲ付ラレタルハナキ物也、竹ノ花生ニテハ、是バカリ瓢簞ニ齋藤別當ト云、コレ二ツバカリ也ト仰ラル、サシワタシ四寸バカリ也、裏環鐶ナリ、下ノソヤ目ニ法師ト漆ニテ書付アリ、又仰ニ、先年コノ花生ヲカケテ、常修院殿〇慈胤法親王ヲ呼タリシガ、此花生ニ水ヲヒツタリトシテ花ヲ生タリシガ、常修院殿仰ニ、此花生ニハ水セヌガヨシ、宗和ノ物ズキガ、大根カハキタル所ヲ見立テ切ラレタルモノナレバ、水ヲシテハ詮ナシ、ソノ上竹トチガイテ、木ニ水ヲシテハ、色ガ同ジヤウニナリテ何ノ詮ナキ者也ト仰ラル、此花生ハ偶ナラデハ御出シナサレズト也、

〔槐記續編〕享保十六年三月七日、參候、風早故三位ノ奈良ニテ求得タルトテ、大瓢簞ヲ持參セラレテ、此瓢タンノロノ處朽テ候ヘドモ、面白キヘウタン也、イカ樣ニモ御物ズキニテ、花生ニ御切下サルベシトノ願也、一段見ゴト也、其儘ニテヲカレタリトモクルシカルマジト云タレドモ、達テ所望シケルホドニ、大和歌ト號シテ遣シタリト仰ラル、是ハヨキ銘ナルベシト思召トノ御コト也、御心ハ如何ト申上、奈良ヨリ出タルナレバ、大和ハキコヘタルコト也、ヘウタンノ上下ヲ切テハ、ウタ成ベシトノ仰也、面白キ御コト也、昔後西院ノ御トキ、節ノ五ツアル竹ヲ舞姬ト名付タリ、面白キ御銘也ト仰ラル、

〔寒川入道筆記〕謎語之事

一驕過た何そ　花瓶

一太刀刀皆失て、果になたを包、何そ、　花立

〔茶道全書四〕一掛花生の釘、地敷より三尺二寸、但折くぎ也、外法五分、曲り四歩也、床有、床脇の柱などに打事もあり、是も三尺二寸、床なき時に、右の寸法と床緣長を入て打、

一釣舟の釘、床のおとしかけ兩方眞中、おとしかけ角に打、折釘也、

花留

〔古今茶之湯諸抄大成五〕一懸物釘と、花生の釘と、竹のかはめを、上と下とへするわかちあり、〇中略

花生の釘は、かはめを上になして打事習なり、

一花生は水のいりておもきものゆへに、ひつたりとかべにそふやうに、かはめを上になして打也、

〔茶話指月集上〕床に掛る釣舟の折釘も、おとしかけの外に打也、内につりていづくより下たるにやとみゆるは、是もあやつりてあしゝといふ、昔人甘心する也、

〔華道全書五〕床の内花生かくる釘の事

床の内、花入かくる釘の寸法、下より三尺三寸、釘は座の有折釘也、床の内張付ならば、床の内の釘は不打也、垂撥をかけて、それに花生をかくる也、左右の柱に折釘打也、床かまちより三尺三寸五寸、床の大小によるべし、扨床のうち壁ならば、左右の柱の折釘は不打也、床の眞中に折釘打ば也、紹鷗の傳といへり、掛花入筒の類昔は折釘に直にかけたると見えたり、近代は二重釘にてかける也、生たる花が前へかゝりて見えてよし、

〔槐記〕享保十二年二月廿日、夕參候、花生ノ釘ノコト、國居ニテハ、ヲトシカケノ三ケ二下ニ打コト也、書院ニテハ、マンナカニ打也、花生カケヲ、ツリ緒ノアマリカクレヌヤウニトノコト也、書院ニテハ、クサリニテモツル故マン中也、圍ニテハ大ヤウ直ニ掛ル故也、

〔立花時勢粧七〕立花秘傳抄之四

込の事

一込の高さ、冬は瓶の口より二分ひきく可切、夏は三分、草花に水をよくあげんがため也、ふとき物さす時は、少やはらかにしめ、はそき物にはかたく結べし、緩急の機能わきまふべし、

一わらのはかまをとり、眞中より二ッに切り、切口を上になし、結目の上をつよく打て、つよくし

むべし、

〔華道全書 五〕花くばりの事

抛入は本のかたくきまりたるをきらふ也、風流を本として、いきほひを專とする也、當分に枝か葉を折入て花くばりとし、やはらかに置付る也、立花のごとくこみわら等は用ざるがよし、その中、入子に竹の筒を入て、そのつゝの口に十文字か、井げたのかたなりに、竹串をさしわたして置たるがよし、書院などの風の吹こむ所は、その心得あるべき事也、

〔石州流活花口傳〕一花くばりの事

夫々の花の本を切たるにて、一本又は二本にてはさみ入る也、同じくは一本もなきがよし、和泉草書名二卷目にも、花くばり、二本まで利休ゆるしをかれたる事、いさゐ證據をあげてしるしをかれ候也、

〔養性插花秘傳圖式 一〕花留仕やうの事

花留は木槿さんまたを用ゆべし、たゞしわりこみにもすべし、むくげは木の性ねばく、わりまぐるといへどもおるゝ事なく、花生に居付きて、これにしくものなし、若木槿なきことあらば、とも枝をもて十文字にとむべし、たゞし花形小きものは、はぎばしを水にひたし、わりてまた水にそそぎ、左右へ折まげて留べし、先他所に至り花所望のとき、むくげなきとてわづらわしき體は見ぐるし、はぎばしはいづれにもあるものなれば、卽席に花留の勢なし、しかし花かご大きなるものは十文字にとむべし、

〔養性插花秘傳圖式 三〕插花短歌

さて花留の其品は、木槿のわりこみさんまたの、とめにこへたるものぞなし、さて花生のこぐちより、一寸さげてとめてよし、他流に春夏秋冬の、差別によりて花生の前後左右へさすとかや、そ

も當流の留所、四季を論せず、花生の向に留ると志り給へ、

〔遠州插花衣香口傳抄〕正風門派に傳ること葉

一近來くばりを割はさみ細くばりにして、初心のいけるに、いけやすくしなしたるはじめは、いかなることぞといふに、わが正風門葉のうちに、一人雲がくれたるが、此人花いくるごとに、割はさみ細くばりにして、初心をたぶらかしぬることまゝあり、そをおなじともどちの見とりつ聞つして、みたりよたり、そのまねをして、會などにいけたるを、初心の人々、そのくばりのとまりやすきにめでゝ、誰おしゆるとなく、みな割はさみ細くばりを用るやうになりたるなり、○中略

一予〔米一馬〕良松齋がひとりげいこにあらはしおける、三角三ツ割四ツ割五ツ割等は、万代不易正風のくばりなり、○中略

一當時用る割はさみ細くばりの仕形

木槿にても何の木にても、少し小ぶときを、本ト末と同じやうに、中をうすく一分餘ほど、小刀にてすいて取也、是に花をさしはさむに、花の根ふときは、其くばりの中へ入だけの所、花の根もとを薄くけづりて、くばりへ志つかりとさしはさむやうにすべし、かくすれば、一もと〳〵に手がろく留るなり、○■略但し花器へさしいるゝ時、右勝手ならば、くばりを左の方へ片々下ゲて込みてよし、左り勝手ならば、くばりを右の方へ片々下ゲてこむべし、尤いさゝか口傳有、手練しておのづから知べし、

一又云、くばりだけの木を二ツに割て、中をよきほどにうすく小刀にてすいて取、それを合せて根もとを糸にて結びてもよし、○中略右各中をすき取に少しづゝ口傳あり、度々こしらへなれて自得すべし、

右の外、くばりの志かたいろ〳〵傳有、口傳ならではわかりがたし、

花臺

〔生花評判當世垣のぞき〕馬豐の生形相違

馬豐に轡のくばりは、全く千家の物也と、今他流にて轡を中へ沈めて生るあり、古形にてはなし、是新作なり、千家には證據ありて、轡の組方にいさゝか傳あるよし、

花配りの新作意

當時華くばりに碁石などするあり、古人に形なし、門人に一興さすべきと新作をくはへたる成べし、何やらん傳らしき事云も、各々利にかゝはるゆへ、末には花道の破に及び、生花も我儘にならん事なげかはしき事也、古人の掟を守りてこそ不易なるべき、

花配り一本の投入

我々が流義にては、花くばり只一本わたすのみにてつかうまつるなどいふ有、其流義なれば評するに及ばねども、水より下へくばりたきもの也、〇下略

〔殿中申次記〕從永正十三丙子至同十七庚辰歳記錄事

十八日月〇七　一花臺　一知三例年　書法寺式日十九日級

〔立花大全五〕花瓶花臺の事

花臺も近年物數奇出て、せい高くなる、常の疊に置てみる時、床のうへにひきゝ花臺をなをしたる高サ也、さかれば今の花臺は、床ニあげては高すぎてわろし、下にてみるによし、

〔正風遠州流插花稽古後編〕花臺の事

花臺は、床をかたどりたる道具にして近年のもの也、古來はみな薄板也、床の上に花臺は置ざる物也、然れども近來の流行にして、一統に床に花臺置ことになりぬ、五七年已前は、花臺とても餘り脚高きはなし、高さ五寸位有るは稀なり、近頃脚高き花臺いで來れる譯は、花器に壺形ノの滯ばたを排てひさぎしに、此器多く諸々に流布せり、是は口ひらきて丈低き器故、花いけても高き

臺にのせざれば釣合惡し、故に無據足高き臺をこのみて用ひし也、それに習ひて、なべて高き臺を好み用るは、移りやすき人の僻にして、謂もなきこと也、會などの節も餘り高き臺を用るが故に、床の花よりも床脇の花はるか高く成やうにすること、床を恐れざるに似て、餘り無法とやいはん、併流行なれば是非もなきこと也、右故床の花をも無據花臺を用て、花を高く置初しが例になりて、會の節は疊床にも花臺を置、板床にても、花臺置ざれば見ぐるしきやうになりぬ、客花の例にはなきこと也、時宜によりて用捨有べし、

一次に花臺の寸法を記す、大中小三ツ組にしたる物也、足高さ七寸に限るべし、七寸より高きは卓に似てあしゝ、低きは五寸ゟ二寸迄有べし、

〔鶉衣續編上〕花瓶臺記

井戸車の古びたるを以て花瓶の臺となせるあり、是はある官邸の天井のうへにかくろへて、塵にうづもれありしを見出て、面白き容なりとて、其片面に漆して、かく風流なる物とはなれり、○中略思ひきやひとり此物の身を全うして、今は疊に登り、花瓶を負て大賓貴客のためにも、聊も床を下らず、かゝる貴き行末ならむとは、昔の菜刀の例ともいふべからむ、

〔華道全書五〕薄板置所の事

一うす板にのせたる花生ならば、薄板を疊の眞中より目二ツおくの方へよせて置べし、卑下の意也、但世間にかくれなき名物の花入か、又主人より給りたる花入ならば、疊の眞中より目二ツ前へ出しておくべし、薄板のなき花入も此心得有べし、總じて疊には薄板を用、板床にはうす板を不用、たけのひきゝ花入を花臺にのするは各別也、

花入によりて薄板の差別ある事

角なる花入ならば丸き薄板、丸き花入なら八角や六角を用べし、

器具

〔正風遠州流插花獨稽古後編〕薄板の事

薄板は深サ三尺の床ならば、疊目十九目歟、廿一目可然と古人いへり、帶床に用る也、板床には薄板不用、木口を矢はづにするもあり、蛤刃にするも有也、矢はづにするは、厚さ四分にして二分づつくりこむ也、はまぐりばにするは、厚さ三分にても三分五厘にてもよし、

〔槐記〕享保十二年四月廿三日、參候、床ノ花生ウス板ヲ置コト種々ノ說アリ、（山科道安）御床ハ奧行閒半ヲ三ツ一分トリタルセバキ床也、イカヾ致スベキカト窺フ、仰ニ、（〇近衞家熙）床ノ廣狹ニハヨルベカラズ、何デアロフト、ソノ床ノマン中ニ薄板ヲ直シテ、而シテ疊ノ目二ツ前ヘヨスルカ、後ヘヨスルカニスベシ、ソレハ花生ニヨルコトニヤ、仰ニ、イヤトヨ、花ニヨルコト也、スグナ花ヤ、ウシロヘヨリタル花ハ、前ヘ出スガヨシ、前ニ出タリ埀タル花ハ、ウシロヘ二目ヨセタルガヨシト仰ナリ、

〔華道全書〕五花生る時入用の道具附平生懷中可嗜物の事

一花入色々　一水次　一水拔　一水打　一はさみ　一針金大小　一靑糸大小　一杉串　一足打貳ツ内一ツは花なのする物、一ツは花の切くずを入るもの、　一小刀一ツ　一手巾二ツ　一花桶　一切ため　一小のこ　一二重釘　一羽箒　一ちり取

右の中にて平生懷中して嗜べき物

一針金　一竹串　一はさみ　一靑糸　一二重釘

〔立花大全〕五竹串の事

一立やがの串は、靑竹長サ六七寸、或は二三寸、もとにて厚サ二三リン、はゞ貳ぶばかり、末次第はそかるべし、

一水仙の花串は、花の淵のあきたるはどのふとみにけづりてよし、葉串ははゞ一ぶあまり、あつ

插花書

さ七リンばかりよし、あまりうすきは、葉の末まはつきてつかひにくし、葉を指にてまごきたる葉の内透て、串よく通る物なり、

一をもとの串、まやがにおなじ、

一金銭花には針金よし、但これによきとて、水仙に用ル事わろし、鐵銅をいみて葉の精かれかはき、程なくまほれ侍る也、拐右竹串、枯竹を不用、○中略

こみの拵やうの事幷口緒の事

こみは、第一葉の藥ばかりにて結たる奇麗也、さなくばはかまをよくすぐらせて結はせ、或は蘭のこみもよし、

高サ夏ならば花瓶のふちより三分か二分半ひきく、冬は一ぶ半ばかりよし、もつとも切口うつくしく揃ざれば水ぎはわろし、立花の花などは別てこみを吟味せずばあしかるべし、口緒はふときはいやしく、ほそきはきる、氣遣あり、此相よし、

〔池坊專應口傳〕右一卷者、拙者於家秘本也、聊爾全相傳事稀候、雖然江州岩藏寺圓林坊實盛、依御所望、老耄雖無正體候、自筆書注則令口傳申也、努々不可有他見者也、

天文十一年拾月朔日　池坊專應在判

〔槐記〕享保十三年八月六日、夕參候、頃日左大將ノ舊キ立華ノ書ナリトテ見セラレシガ、如何樣ニモ永祿ノ頃ノ書ニテ、殊勝ノモノ也、

〔立花要集跋〕世逮澆季人心淡薄也、故立花之法有而如無、恐失其傳、是以輯數代家傳口授秘決、作爲兩冊、然以壽梓矣、花家傳授豈有異之也、殊圖畫者三百有餘之中、擇其善者題五十瓶、嗚呼僭踰有罪而已、貞享乙丑年○二之秋集、

〔立花時勢粧八跋〕夫花者非悅目之事也、又豈莫養氣之謂乎、就中爲瓶花之風雅、遊賞胡如之、故世傳之、

而流派大漫焉、今世洛下有富春軒仙溪者、自幼至于今二十有餘年、嗜花最勉矣、是故鄕諸流奥儀、探自然之花妙也、適當挿花無不奇者、殆似假造花之手、因之隣里鄕黨景慕者不知其數許、予亦入其門、効之已久、唯恨有未易測者矣、仙也頃日所編之書數卷、使予見之、其爲作也、眞盡奥妙所、誠不出卷、知花法者乎、因請鏤梓、仙曰、斯書不爲人、唯平日之戯瓶爾焉、予强命剞劂氏、而予亦與彼花流議者何異哉、只願斯書長不朽、於是乎書、

惟時貞享戊辰五年○元祿元年五月良日　洛陽後學　西村氏義愼

〔立花訓蒙圖彙序〕知者は水を好み、仁者は山をこのむ、それ〳〵のすける道、豈獨こゝろをやるにたのしまざらんや、瓶に花さして常に見るも、獨心のゑめるにあらずや、○中略誠に寸水尺樹を以て、江山千里の風景をうつし、四時の變化、木草の出生、都て床間にあらはすのみ、尊敬賓の格式を具て、眞草行の三體を分ち、其正しきを圖し、○中略名付て立花訓蒙圖彙といふことしかり、

元祿八乙亥龍集菊月菊日

〔拋入花の園上〕拋入花の園を刊するの引

幽閑齋は僕が祖父なり、弱かりしより嬋娟して和歌に耽り、茶香を兩翼にして、殊に拋入生花を好み、雪を破る白梅を手折、霜を凌ぐ水仙を根引し、室の薔、水の蘋、百卉の葉も花も、春となく秋となく、獨座の友となせば、類をもつて友集り、其道を語りて左右に取れば、終に其源に逢ひ、深を酌、玄を釣、古より花を弄名高き人の言の葉を、山城のこまかに書綴、花鈴集十帖となし、圖するに設色寫生をもつて緻密鮮明なり、齋物故せし後、僕が家に秘藏し侍りぬ、近代投入の世に盛なるも、齋地下に獨笑せん歟、其書を刊して世に行はんと、申椒堂の主人頻りに需らるれど、齋が私錄にして世に公にせんとにはあらねば、固く辭して過しぬ、時しも靡に需てやまざれば、元來堂主は僕が莫逆の親友、默止がたく、終に篋中を考へ、初學花を翫人の便なるべき事數條を摘採して、并

圖畫を摸寫して三冊となし、抛入花の圖と題して木に上しぬ、明和丙の戌のとし○三年重陽の前一日、浪花禿帚居士題、

〔古流活花口傳集〕甲陽百瓶序

叟名一露、號是心軒、總陽人、夙尙風流、以貯花之道爲樂、嘗遊京師、受松月堂之餘敎、得以極其術云、属者來憩杖於本州、於是從學者多、而緇素無不由其道、蓋其爲敎也、必法天地、準五行、故幽則可以祭神、可以供佛、明則和悅人之耳目、非惟何遜愛梅、淵明把菊、茂叔稱蓮、明皇好牡丹、止於一偏而已、亦可以爲一家之道、於是同好數百人、數會演習、則時々見成者、殆將數千瓶矣、乃其奇者、不忍其隨成卽收毀使無遺賞、因使畫工圖之、論以法度、正以規矩、其全備者百餘瓶、譬諸淘沙見金、一日同好相謀曰、今所圖者、願剞梓、使後學者倣焉、叟曰諾、諸召○召恐君誤之請何拒、因出所圖之一卷、命予序、固辭不得、聊述數言以冠卷首云、

安永甲午○三年夏五月　　松鳴菴露牛識

〔插華故實集上〕生花の濫觴

一插花の濫觴は、先師是心軒法眼一滴露香翁著述する所の甲陽生花百瓶圖、或は古流生花四季百瓶圖等に、荒增を記すといへども、追て故實集に委しからしめんと、惜き筆を閣れぬ、予○亀齢軒亭来も亦諸國連百瓶圖に、そこ爰を取り集むといへども、多は此書に事を讓りて其實を明さず、意味を殘しぬ、意あらん人は、此三部の百瓶の圖とてらし合せて見るべし、

〔養性插花秘傳圖式〕一勺香泉、一枝幽花、蓄之膽瓶、插之湘筒、可以供淸賞矣、可以避世氛矣、而其爲趣也、揀俏枝去凡卉、高低疎密、整々斜々、正在於有意無意之間耳、風鑑齋○積水夢寐此趣、漸入佳境、著爲一書、名曰秘傳圖式、圖以明之、式以記之、蓋傳花神之秘、與抑代化工之妙、與、南畝子○太田題於杏花園中、

〔正風遠州流插花衣香附錄〕〔傳抄〕近年出板の書に、予が初ゆるし百ヶ條を剽竊して、文面も其儘に出せり、予秘して開板せざるは道をおもんずるが故なり、しかるをいかゞして、予が傳書の他の手にわたりて、かく開板せるや、予愚にして是まで此事をしり侍らず、こたびふとかの小册の二帖をけみして、はじめてこれをおどろきぬ、よて此作者たる人にまみえて、此一事を難せむとして尋ぬれども、今はこの地にあらずとやらむ、いかにもとむれども、さらに有家を得ず、しかるに此しりへにあらはし侍る、きらひ枝法度のこと三十餘ヶ條は、かの剽竊して開板せし小册にあるなれど、わざとしるしてこのことをものべ、かつは門人のまどひをとかむがために、彼板元へもことはりて、此趣をかいつけ侍ることしかり、

文化二年丑臘月　　　眞松齋米一馬

〔瓶史國字解〕〔三〕靑雲齋三巴者、東都湯島之產、寬政九年丁巳歲正月十又八日死、少して插花を嗜好、遂に此道に深入て、袁中郞之瓶史を枕とし、隨習之門人凡三千、小笠原流の躾に習て、和朝席上の式の花の奧儀を發明して、之を五卷の軸となして門人に授く、爰に於て當流の技藝世に弘る、〇中略徠雲齋と計て遂に國字を以瓶史を注解す、尙其瓶花之技に充る所は、卽插花の圖を以これを導引が爲に、門人等多年插所の瓶花の姿を寫し留置たる圖を選附して、袁中郞流插花圖會と名く、又同好友寫置處の花形を集、併て共に附せむことを請、則合て插花圖會九卷と成、瓶史國字解四卷を全部して十三卷を著、〇中略

文化五年歲在戊辰秋八月望日　　　徠雲齋　淸水溪威
峯雲齋　藤田致精　同誌

〔挿花さくらの香〕當家〇未生流傳書之次第

初傳　花術三才之卷〇註略　中傳　同體用相應之卷〇註略　奧傳　同原一旋轉之卷〇註略　右三

雜載

卷傳授之上、號免許出之、
奥傳　同草木養之卷〇註略　右卷及傳授、郡會司免許出す、
奥傳　同抄空紫雲之卷〇註略　右三卷、合奥傳三拾六箇條也、
極秘　同規矩之卷〇註略　右卷及傳授、國會司免許出ス、
極秘　未生自然句之卷〇註略　以上七軸内六卷

仍執心勝達、追々及傳授者也、

右郡會司以上人者、初心ニ被致指南候而不苦、尤神文者、家元へ可被差出事、

傳書免許は、家元より可差出者也、

總會司之義は、數年隨心、對家元因有功、一國に一人定之、此上以華術諸國修行之時は、日本會司免許可出者也、

〔碧山日錄〕長祿三年二月五日戊午、以月之初午故、城中之人詣稻荷山大室懺摩之會、年々大有瓶葩之設、〈具見王申之記〉其會畢時、緇素爭出奪其花、稍有爲它人傷損者、茲年寶渚和尚與諸老宿議之止焉也、只插於一枝之松、置之於前面而已、

寬正三年二月二十五日庚寅、春公招專慶、插花草於金瓶者數十枝、洛中好事者、來競觀之、　十月二日、春公爲王父青岸設施食會、與諸僧相會、專慶來、折菊插於瓶、皆嘆其妙也、

〔二水記〕大永六年二月十日、文阿彌許瓶花令見物、

〔老翁物語〕〈下〉りつ花之上手歌道之達者以下、諸方より爲御音信參候、それ〳〵相當に御あいしらひ被成、御國〇安藝之内には、何國にも遊民候て、一藝一能にたづさはる小人おほく候、左樣之者、執心稽古をば自然にさせられ、それ〳〵御用之時被召出候、

〔南方錄〕〈二〉花之會附送花花持參名花

休公〇千利休の葬の會は格別の事也、休にある時日野殿より御園の菊とて、短尺結びて被送しを、短尺ながら四疊半の床に、掛花入にいけられて有しとなり、

〔白石秘書〕ある人のいひしは、常にいらざる物も、久敷たしなみ持ちぬれば、不思儀に用に立て、名譽となる事侍り、如何なる時にかありけん、池の坊に花を所望する人あり、折節花なかりければ、薪の中より苔生へたる木を見出し、花瓶に取副えて出しけり、池の坊見て、珍しき作分なりと云ひつゝ、其木をありしまゝに花瓶に立て、鼻紙の中より蔦紅葉を取出し、おもしろく引繕ひ、立退きければ、一座の人々目を驚かし、暫し感に堪えざりけり、その後池の坊いひけるは、三十年許りが程、心掛けたしなみしに、此時に當りて本意を達したりと悅びしとぞ、或人も此物語を聞て、いる間敷害き物を鼻紙の內に懷中して、七年目に用に立ちしが、是れ偏に池の坊が心を學びし故也といひけり、

〔多胡家訓〕一第十二ニ花

池ノ坊御前ノ花ヲサスナレバ一瓶ナリト是ヤマナバン

スイニ花タツル、アミ〇ル以下有二脫文一當世ノ人ノ心ニカナウ成ケレ

四季ノ花數ヲアマタニサスナレバ客人座敷立物ニヨル

〔生花評判〕當世垣のぞき〕生花の盛衰大略

當世生花の宗匠多く京都より下り、或は大坂よりまかりたるなど、何流彼流と宿札を打てば、江都繁華に遊人多く、それ〳〵の門人と成て先生々々と呼ぶ、正統の師を撰み、者を戒しめて寂に入らば、風雅にして是に勝りたるたのしみやあらん、予〇石濱主人も若き時より花をこのむ事年久し、あなたこなたと窺ひ聞くに、當世そこの生花會、かしこの出會などより〳〵まかり見るに、さまざまの風流事器に美を盡し、目を驚したる事ども成けり、むかしいづれの宗匠達も、投入生花

の本意をわすれたるにや、種々法外なる事も見えたり、古法にあらざる新作多く、當季素人の目を驚さんと生流し、さもなき事に傳授事なりなどいゝもて行は、なげかわしき事ならずや、古法を正し、新法を加へず、規矩を立て其門を敎へたらんには、不易のたのしみ成べきを、その〱利のため、今日の世渡りにすれば、富家の門人にはへつらひ媚て、おのづから道を破る事、賤しくも口惜しき事にこそ覺ゆれ、○中略

書院向と云生花

世に千家の花といひ、あるいは遠州流、石州流など、專其流義々々を立る事、花は茶に寄るとのみ、其流義をいひ立る事、いさゝか合點ゆかず、其わけは、その生たる花は、皆書院向の花にして、茶室の花と見へざるは、其流義は名ばかりにして、茶道を知らざる花の師もあるよし、殊さら遠州流には、夜話と呼ぶ夜の茶の湯は極秘にして、中々其流義の人たりといふとも、未熟の人は知らず、是に夜の花の生形ありて、都て傳となす、先茶道を知らずして、夜の花の生方覺束なし、自己に傳を拵、例の口才に答へつらむに、其流義の茶人に出合はゞ、口を閉む事笑止なり、既に千家の百ヶ條にも、晝申刻過ての花はいかゞとあれば、夜の花のむつかしきは、遠州流に限らず、諸流ともに茶にはある事なり、自己に彼とばかりにいひて、今の拵へたる傳受にて通らば、はじめから千家とも、遠州流とも、石州流とも、名乘らぬ方尤なるべし、たゞ我流の花と宿札にしるして、古人を恐ればまだしもならん、しかし古人の名を貸らずば、中々今日の渡世にはなるまじ、淺ましき事なり、

〔慶應三年武鑑〕御生花師　白かね丁二丁め　三木松盛

名稱

盆石 假山 砂畫 併入 盆畫 水上畫

盆石ハ、又盆山ト云フ、石ト砂トヲ用ヰ、盆上ニ於テ山水ノ風景ヲ摸スルモノニシテ、石ヲ立テ砂ヲ打ツニ各〻其法アリ、

假山ハ、盆石ノ類ニシテ、山岳ノ形ヲ爲セル木石等ヲ、室内ノ裝飾ニ用ヰルナリ、

盆畫ハ、盆石ヨリ創意セルモノニシテ、砂ヲ以テ盆ニ畫クナリ、

水上畫ハ、砂ヲ罎ニ漬シ、其砂ヲ以テ水上ニ畫クナリ、

砂畫ハ、手ニ砂ヲ握リテ、地上ニ書畫ヲ爲スナリ、

〔書言字考節用集 乾坤一〕盆山(ボンサン)東坡集

〔名物六帖 器財三 文房雅賞〕盆山(ボンサン)雲林石譜、江州石以二細碎石一膠漆粘綴取巧爲二盆山一、　硯山(ケンザン)三才圖會、有二將樂硯山一、硯山靈璧硯山、

〔倭訓栞 中編二十三 保〕ぼんさん　盆山の字、雲林石譜にみえたり、盆石ともいへり、

〔盆山秘言 上〕盆山盆石といふ事

石にて見るときは盆石といふ、盆にすへて見るときは盆山といふなり、

〔後編盆山百景圖 乾〕盆山猶如假山、盆中敷置沙石、爲狀高山名水、而供翫弄、

〔嬉遊笑覽 一上 居處〕今盆山といふのみを盆山とは云ず、狂言記五十番に、盆山といふがあり、庭石を盗みに來る者、その石の陰にかくるゝ狂言なり、石を疊める山なるべし、又石臺といふもの、花を植るのみにて、此石を呼ぶも、もと石を置たる故なり、これ即盆石なり、寛永發句帳、年々のつぎ木や臺の作り花、盆山にそだてゝ見ばや石の竹、濵土には太湖石をめでたり、〇中略昔の俗に、石菖鉢のたぐひを盆山といへりと見えて、一代女五盆山に奈知石を蒔て、石菖蒲の根からみ青々としたるを詠ともいへり、古意にかなへり、立花の砂物などいふも、石菖鉢より起れるにや、娘容儀とい

盆石法

ふ草子に、おごり者のことをいふに、蚊除の間とて、薄絹の障子の中に、五尺四方の盆石に、水行燈をしかけ云々なども有り、

〔嬉遊笑覽附錄〕今この方の俗人、盆景と云は、盆石とて盆に石を排置き、白砂を盛たるをいへるは非なり、盆景こゝにいふ鉢うゑのことにて、もとは草木を植たるなり、

〔笈埃隨筆八〕盆山

抑盆山は鹿苑院殿〇足利義滿の頃より茶事盛んにして、庭砌の立石泉水の翫びに起りて、相阿彌、能阿彌など繪を能する人是をなして座下の壯觀とす、砂石を以て山海の風景を寫し、席中の慰とす、其元金閣寺池中の九山八海石を模範とす、烏丸光廣卿、有馬御入湯の頃、阿彌陀堂に詣で給ひて、

引提て床の上にぞつい、すゆる大千世界九山八海、と讀給ふ、是盆山を題し給ふ、此御自筆の短冊、今に彼寺にあり、

〔盆山秘言上〕盆山盆石といふ事

石は立るといふ、砂はうつといふ、是砂のことばの習ひなり、石を置くすゆるなどゝは、うはさにいふことば也、床に盆山置たるを、石かざり、盆山莊りなどゝいふも、うはさの辭なり、

〔盆山石圖式上〕一石砂とも名目ある事

主石を盆にをきたるをたつるといふ、砂も蒔をうつと云、何も盆山の言葉也、他家の傳には、砂をうつと申ことばをとり違へ、砂うち道具のうちに少き木の槌を拵、地砂をうちならし申事のよし、此方傳には槌を用ひず、

〔笈埃隨筆八〕盆山

嘉栗曰、近年の盆石といふは、古への盆石とは大に異也、又盆石は打といふにてはなく蒔也、昔の

は甚細密なるものにて、小き槌にて砂を打鳴すに傳あり、昔しのは甚古雅なるもの也、予が方に片桐石州侯の盆石の自畫讃あり、山の形を書て、所々に嵩嶽市尾瀧の五字あり、傳有事と也云々、

〔嬉遊笑覽一上居處〕盆石に打といふこと、今の法にては、まづ石を居、地砂を蒔、洲濱をかたどり、羽箒にて洲濱の外をはき落し、石をも取あげ、よく拂、又盆中すべて薄く砂を蒔ば、水とすべき處は洲濱の外なり、さて鳥の羽に鋸歯を刻みたるにて浪をかき畢て、石をもと据たる處に置、又あられ砂を匙にて盛なり、是を打とはいひがたし、然らばもとは槌あるひはわら束などにて打たる故の名にて、今樣の如きにあらずと見ゆ、砂に打と云は是のみにもあらず、庭前などにも云る、ぞも又打ならす故なり、

〔盆山秘言上〕石立樣の事

石の表を南として、左西右東、うらを北ととりなすなり、

石を盆の眞中におくは、眞の立樣なり、盆の中、左へよせ右へよせなどしておくは、略のたてやうなり、

略とは、いまやうの打かたにて、行と草との砂を略したるもの也、ひだりみぎりいづれの方へ石たつるとも、七分三分、前後四分六分に置くなり、

〔蒹葭堂盆石志〕盆石の事

一添石の事、さゞれを用ゆべし、そへ石は好ざる事に侍れども、本石の程により、あいしろふ時は、同じ色目の石を用ひて本石の景形にこもるやうにして、離るゝはあしく侍る也、口傳有べし、また砂にてあしろふときは、砂を少し高くつくりなす事、人々の知れる事也、そへ石は、一寸餘の石也、是小石といふなり、〇中略

一山の石には川の砂を用ゆべしと也、海砂は用捨有べしと也、

一川の石、是右同前たるべし、山石、河石には、かん水石、つがる砂、めのふ、こはくるいも用る也、こはくるい、未考、

一石の名品何國と定たる事なし、海、山、川、ともに用る也、○中略

能阿彌傳盆山式　石之立樣事

一下石には下簀板を敷て、其上に石をのせて、下簀板の少しも見へぬやうに、石際の砂を高く打也、石は荒礒地平砂の大小なり、所々の景所により、水の流出たる景しきも有之、景氣佳絶、おもしろき所を能見置て、夫を手本にして砂を打と申傳る也、然ル故に殊の外手間入、心を懸て砂をうたずば、見立能やうに成がたき也、むかしより石を立馴たる衆も、一日も二日もかゝりて、立られしよし申傳也、

一近代は地砂をうたず、景氣は古方より能候、砂も打よく候、○中略

一石の立やうは、石を鉢の眞中に置、細かなる砂を下に打候也、砂を打候手本には、荒礒の巖石に、大潮のときは、岩石の際まで砂を打よせ、干潮の時は、岩石の際、水ひきたる後の麤き砂、細か成砂の所も有、またうね立たる所もあり、其外樣々の景氣有之樣を心得含み、いかにも見立よきやうに、干潟の眞砂地を直に見るごとくにうち、板の先にてならべを直し、そろ〳〵とうちし也、大粒成砂を打候ときは、竹箸にて並のよきやう、一粒ヅヽはさみて置也、石際を少し高く打、鉢際を自然に下きやうに打候也、

一石の立やうは、古より秘傳に候との傳記のよし、然れども功者の傳授のみにて、手に觸たる事なし、然ば不正事に候得共、傳記の通り傳授候となり、

〔蒹葭堂盆石志〕盆山砂打樣之事

一砂は諸國の名物を用ゆ、又寒水石を碎き、能程にふるひもちゆ、波のたてやうは、寒水せきの粉

にて如何樣にも成也、其日の天氣により、風のあらき時は大浪をたて、盆山の裙に打掛などする也、風の靜なる日は、小々波の樣にうつ、あまり溢くうちたるはあしゝ、濱庇は海にも河にも有もの也、其ごとくには成らぬ物なれば、砂を少し盛揚て置也、猶口傳アリ、

一洲崎は長さ三四寸ばかり、幅四五分に違り違へうつ、濱びさしも、す崎も、盆の大小により見合、模樣により打、美麗き小貝杯少々あひしらひにおく事もあり、右地盤の砂の上に、彼粉を茶匙にて打、物好は機轉によるべし、茶事の中立に花を生けず、客の中立たる跡にて、天氣を見つくろひ打、また御成の時は、臺子黑棚床杯に二つも三つも飾る事あり、その時は海川池杯の心持に替る也、常の書院振舞にも、床か棚かに飾るべし、又書院硯屏など飾る所に、盆山を飾る法もあり、其時は料紙箱硯箱を棚に置べし、たななくば床におくべし、可秘々々、

一はまびさしは、海にも川にもあり、池などにはなし、海には浪の打よせ〳〵する濱際に、小砂をゑぐりたる樣に掘入て、上濱庇の樣に見ゆるをいふ、河には大水杯の出たる跡の、小砂の集りたる所にあるもの也、海のはまびさしにおなじ、河にも濱かわ杯と讀り、拵樣に口傳あり、塞水石の粉を棚にてねやし、手にて形を作る也、其上にて日に乾し堅むる也、是も長さ幅は洲崎と同じ程、其内大小有がよし、夫を地盤の砂の上に見つくろひ置、其上へ塞水石の粉をおゝきかけ、際のけじめ見へぬ樣に打、受に手際、手つま、機轉、物數寄の入所也、洲崎は只粉にて何樣にも成也、流水砂とは、片はゞの有がよし、

〔三〕晩庵讀話（上）盆石之事

石のいけ樣習あり、浪のよせ樣、四季に替り、浪寄跡杯、種々有之由尋候得者、如何樣習も有之哉、當分京都、杯にては、法式は無之よし聞及候、自分などいけ候石をするゑ盞の切口にて砂をつき、羽箒にてはきし儘にて、盆石は本途山移し候景色にて、浪の寄跡事は不得見皆にいたしたるもの也、

盆石具石

夫ゆゑ心の石の小きは、廣座敷にては見へ兼候、眼下に見るより、遠く引はなれ見候而、直に遠山、又は遠き島など見候樣成が至極よく候、誹諧に、遠山の小松が本のかきわらび、と致し候へば、點者より、御眼力の程、御浦山敷と頭書致し候よし、自愛の石は、屋久島の產也とて被出候、高山殊に大ぶり、景色も段々有之、裏表無之石にて能見へ候、先年口山主計殿御出にて、自慢の石御望ニ而懸御目候得者、此者自慢ほどの石なりと被仰候、其ころ世間に有之石は、大形歌などよみそうな景色にて、此石は詩を作るほどにて御座候よし申上候得者、猶自慢なりと御一笑被成候よし、

〔萬寶全書 八〕盆山之石

一盆山の石は、横六寸、高サ厚みは見合、

一川石のすはりのよき手いらずを用ゆ、石ふるきがよし、

一谷川の石、上石なり、名石の分は谷川の石なり、山石、海石は、景よくても惡し、

〔盆山秘言 上〕石の事

大さ五寸ばかりより七寸まで、高さ三寸より四寸までをよきころと定めたるなり、然れども自然の物なれば、定りたる寸より大きなるもちいさきも有、形よろしきはもちゆべし、格好よろしきといふ共、作りたるは死體　とてもちゐざるなり、

富士山の形したるを、第一とするなり、

嶺岳市邑備りたる石賞玩なり

谷川の石もちゆるによしといへり

海石山石はよろしからず、もちゐざるなり、

ひきゝ石には、下簀板をしくなり、

すはりを切たる石を用るに、うらを純子の裂にてはりてもちゆるなり、

添へ石をあしらひ石といふ、あひて石ともいふなり、

石には嫌用有事、雖相有る石は、見立よくともきらふ事也、よく吟味あることなり、月、雪、雲、瀧、花、紅葉のごとき見立有石、いづれももちゆるなり、

〔盆山石圖式上〕一山海川石、會釋の事、いづれも石のあしらひ、同石をもちゆべし、兎角主石の色目に似より、相應の石に候はゞ不苦、緣離れざるを專一に心を付べし、

一山の姿の外、象なせし石、會釋之事、

鳥獸の形、人物の類有石は、山にあらざれば砂うち申事なし、

一名物の石、五行備はりたる石は、盆の中央に建て、砂をうち申事なし、但し五行備はりたる石稀なるものゆへ、たらざる所を砂にてをぎなふこと也、

一勅銘、高位の御銘有之石、會釋之事、

此石御銘御歌など添ひ候時は、表裝有之は床にかけ置、表具なき色紙短冊の類は軸盆等に乘置、床の上席に別に飾り置、

覓冠盆、垂華盆、大盤盆等のたぐひに、異にうち申事也、

一瀧石砂會釋の事

瀧壺石、花波類の儀、なみまくら、波分あいしらひ、水筋そむかざる心もち第一也、〇中略

富士石會釋之事、ふじの形の石は、最上の象ゆへ心得有べし、此石を飾る時は、床の正面、必つり香爐をかくべし、盆池、盆庭の打方、口傳有、

〔蒹葭堂盆石志〕塵鋪莊嚴盆石記

一盆石、峯二ッ谷一ッ、瀧流て山あると見るべし、

また石のうへ白きを雪の峯、又雲と見るべし、あながちに瀧ある石にもかぎらず、白峯の石、横

雲の石あり、或はまた家々の名石その數有、總じては面白石、よろしきにしたがつて用べし、

一盆石寸尺は、高サ四寸、横七寸にかぎる事古法なれども、自然石に此寸法はなきゆへ、是も石のよろしきを用ゆべし、家々の名石は、寸尺にあひがたかるべし、四寸七寸にわざと作るも心ぐるし、○中略

風早家說　石の事

一長サ七寸五六步迄、高サ三寸五六步ニ而、不盡の景色を備たるを最上とする也、條々口傳、高サ壹寸四五步の石もあり、是を用る也、寸法口傳、

一能石は、少々盆つきうらおもてをいはず、きずありても用る也、口傳、

一きりたる石は、うらを緞子に而はる、うぶ石ははらず、口傳、

一難相ある石を不用、條々口傳、○中略

能阿彌傳盆山式　石之砂法之事○中略

一石の高サ三寸五步、或は四寸ほど、横廣サ六七寸ほどを能頃と申也、

一石の色あらきは、胡麻油にて拭て、潤しくして立る也、○中略

一ひくき石は、いしの形に板を能比に削りて、黑く塗て、石の下に敷て立る也、是を下簀板といふなり、

〔毛吹草三〕相模　大磯盆山敷石五色ノ石有之　上野　盆山　伊豫　盆山石、同敷石、

〔東海道名所圖會四〕丸子　名產盆山石丸子の名產として、市店に出して沽也、

〔蒹葭堂盆石志〕盆山砂打樣之事

一盆石諸國ヨリ出

京歌ノ中山石在清閑寺山內　同北山石　紀伊那智石　出羽鼠ガ關石

石銘

一石ハ四六寸ヲ好トス高四寸横長六寸〇厚サ三四寸中嶋

能阿彌傳盆山式　石之砂法之事

一石昔日本の物也、唐物にては無之よし申傳也、萬里江山、末のまつ山、九山八海、富士石、夢の浮橋、八ツはし、此等は昔しの名ども也、此外近代名を得たる石有之よし也、

〔茶器名物集〕一石之事、昔ハ其數多シ、高麗鉢、又ハ漆鉢ニ立ル也、當時悉捨ル、但此兩石ハ名物成ニ依テ、未賞翫スル人モアリ、

一殘雪　本願寺門跡ニ有

此石樣子、五寸カ、巾二寸八分、上ヘノ高サ一寸九分カ、黑キ、石ニ、高キ所、ヒクキ所、山ノ如ニアリ、其內ニ白キ石峯ニアリ、是ヲ殘雪ト云也、但此石拜見不申候、舊說有、

一末之松山　宗悅ニ有

右之石モ大方似タル樣子也、上下一寸八分、横ヘ五寸三分、前後ヘ二寸九分計カ、是モ高キ山、下山アリ、黑キ石ニ白キ石、上ニマジリタリ、本歌末ノ松山波コサジトハト云心歟

右兩石、ナリハ不定、鉢ニ立ル時、備後砂ト云ヲ、米程ナル白キスナニテ、上手程、石ノナリヲチガヘヲ立ル、但當世ハ如何、此石摘子家〇林二拜見候、

〔盆山秘言下〕名石の事

淺間山京都にありといふ　末の松山京都に有　加賀の國にも有といふ　萬里江山京都に有あふみの國にも有といふ　廬山石具嗎子の記文ありと也　京都にあり　九山八海京都にありといふ　飛龍土佐のくにゝ有といふ　殘雪京都に有といふ　八橋　夢のうき橋　これらは、石の形輪にも見ざれば、しられざれども、きゝ傳へたる名ばかりかきまるすなり、

〔扶桑殘葉集七〕盆石銘　烏丸資慶卿

奇石を愛する人有、青雲と名づけたり、げに蒼海の翠濤、ふく風心にしたがひ、雲井の帳、水にまかせてひゞく、やまは仁者の樂とす、靜にしていのちながしといへり、たゞ座右に觀望し、此たのしみにはあくまじ、

うごきなき山のすがたを心にてつきぬいはほのよはひなるらん　烏丸資慶卿

又

しのびてかよふ道もがなといふ歌は、人の心の奥をなん、しのぶ山といひけるにぞありける、ことに奇石を愛する人有、そのすがたげにことなり、つくばねのかげ、ふかくみどりをたゝめるが中に、峯の白雲、花ににほひ、ふもとの浪、雪をのこせり、是に思ひ入ぬれば、桃源の舊跡をたち、ことしげき世をわすれては、壺中の日のどかにて、心ひとつのかくれがを、たゞこのいはねにしめたれば、しのぶ山と名づけたり、

ありてよの中にしのぶの奥ふかき心のやまはとふ人もなし

〔華白集六〕盆山記

物あり、長さ四五寸、高さ二三寸、其色は紫のけぶりのこれるかとおぼゆる、いたゞきより、白きすぢの瀧にくだれるが、瀧などのみなぎりおつるやうなれば、かの瀑布になずらへ、又李白が詩のことばにまかせて、これを廬山と名づく、あいすべく、もてあそぶべき姿なり、むかし居易のぬし、こゝに住て、なにの花の時、錦のとばりのもと、かやすしけん、柴のとぼそのありさま、たゞ此石の、いさゝかなるうちに、おもひこめてみるこそいとおかしけれ、

くさの庵にあはれと聞し夜の雨はいまもたもとの雫なりけり

〔文苑玉露上〕盆石の詞　大平

いまの世に盆石とてもてあそぶなるは、山のかたちしたる石を、をしきやうのものにすゑて、清

らなるすなごをしきなどして、島山などのすがたを見するは、いにしへのすはまの心ばへになむ似たりける、さるはよろしき石の世にめづらしきを、われも〳〵と、えりいづるならひとかや、此ころ佐々木佐中翁の、すべては黒みたる石の、いたゞきより峯の上つたひに、まろうすぢのひきたるを得て、みづからみねの横瀧と名づけて、いつきせたるを、これが歌よみてとこはるゝままに、

名にしおふみねの横瀧音せねど見にくる人のたえぬまらいと

〔毛吹草三〕攝津　鼓瀧盆山蒔砂　備中　帝釋天盆山敷砂

〔盆石口傳書〕砂之所

一勢州添濱色々の色有　一城州樂世山川木津川ト一ッニ成と也、白計有、外は常のいろめなり、　一備中備後白砂多、青黒しあり、割砂は所之産物にあらず、　一大磯五色あり　一小田原同斷　一常州白砂之上品なり

右何れも白をよしとす、青きも少しは打合せてもよしと也、委しくは別書に有、略之畢、

〔盆山石圖式上〕一打砂出產の事

備後國白割砂、極品たるべし、同國三原帝釋山より出る、また常陸國よりも白砂いづる、是も上品たり、桑名よりも出、西國のうち、立野といふ所より出る、其外諸國より白砂出るといへども、割砂成がたく、丸小砂にて、敷砂ならで用ひがたし、小田原、大磯、二見、津輕、高砂多し、豐後國に白濱、黒濱とて小砂あり、若色よろし、是も敷砂ならで用ひがたし、流儀に於ては、備後砂一色と可心得、

〔雲根堂盆石志〕盆石の事

一砂とうし分量の事、凡砂に大小あるべきこと、內のり八分のとうし、次七分、次五分、四分、これより細かきはあるべからず、また一すより大き成は砂にあるべからず、小石と云也、是を繁石に用ゆべし、

砂打具

一砂色目の事、品多しといへ共、白、青、黄、黒、かやうの色を用る也、赤きいろは常にも用捨有べし、殊に新造作の座敷などは、かたく是を用ず、かんすい石、是も常に用ず、若打事あらば、干水石一色に打べし、外の砂まじゆる事あしく侍也、しかしながら雪中などにて、かたく用ぬがよろし、心得有べし、○中略

一砂石ともに、和歌のうら、住吉のはま、吹上の濱、田子の浦、小田原、また大磯、津輕、二見浦、所々筆記に盡しがたし、備後石砂など、人の見知れる事多し、いづれも望にまかさるべし、尤中間、備後砂など然るべしと也、

一川の砂は、宇治川、賀茂川、初瀬川、高野川、宮川、是書記に盡しがたし、○中略

風早家説　砂之事

一備後砂を三段にふるひわけて用ゆる也、

一備後のあられ砂、一いろにても用ゆる也、

一海石などの色替りも、うちわくる也、しかはあれど先は不好、口傳、

一床にても、或は平座に而も、その石をおく處の面により、四季の差別、是一大事の深秘なり、○中略

能阿彌傳盆山式

一砂は備後砂と申て、白米のごとくなる色白き砂を用る也、大粒は赤小豆のほどにして、夫より以下段々あり、以上七段に仕る、通しは五段にしてふるひ分る也、

一砂通しは銅にて四寸計に曲もの丶ごとくして、よき頃に穴をあけて、五段に組合せ置て、砂を通し分て用る也、常に砂を通し合せ置て、七重の箱に砂を入置て、石を立る時分、見立よき砂を打なり、

〔盆山秘言上〕砂打具

さじ　砂うちべら　ふくさ　竹箸　羽箒

盆はいびつ形りに、輪二すじ有て、黒ぬりのもの定りたる砂うち盆なり、是をかつら盆といふ、

〔蒹葭堂盆石志〕盆石の事

一座しきにおゐて飾やうの事、所望の時は、先石を盆に乘て持出、置べき所におゐて、砂小きと大き成と三いろほど取合せ、夫々の箱に納め、臺にのせ、片脇にしめしたる布巾と、杉の角なる箸一せんと組すへ出すべし、布巾壹尺貳寸計、箸は香ばしのごとくなるべし、〇中略

一砂箸の事、檜木、或は杉にても四角に作り、箸先に砂留とて、きざを五ッばかり付る也、長サ八寸五歩、フトサ見合たるべし、〇中略

風早家說　砂をうつ皆具

一羽箒、はしに、ひわの羽、さじ、ふくさ、〇中略

能阿彌傳盆山式

一砂打板、長五寸、廣き方幅壹寸五步ほど、せまき方の幅壹寸也、厚サ三分ほどに杉板を拵へ置て、ソタ〳〵とつきて、見立よきやうにおく也、則砂を打といふなり、

一砂箸は、竹に而先き細くけづり置て、砂を板に而打、見立惡敷所には、此箸にて一粒ヅヽ挾とりて、見立能置く也、

〔盆石口傳書〕かつら盆の形　長盆なり　くつ形盆　木瓜形盆〇以上有圖、今略、

〔盆山秘言上〕石立樣の事

盆はかつら盆、故實なり、入角、木瓜、丸盆、或は足のあるものなどおもしろくとも、形りのかはりたるものはもちひず、かねの盆もちゆるなり、しかれども眞の飾りには不用なり、

〔蒹葭堂盆石志〕盆石の事

盆は、木瓜形り、洲濱がた、また居櫃形り、かつら盆、まるき盆有、いづれも望にまかせたる也、木地の盆、もとなりけれども、かつら盆、丸ぼんなどは、春慶、或はくり色などに、うるしはきたる多し、好まざる事なるべし、去ながら時宜にもより、好にもまかさるべき事は、略義の物なれば也、

石盆置樣口傳

一洲濱形の盆には、おくへよせ、かたよせおくもの也、眞中におく事なし、

一木瓜形の盆は、是も大かた前の通なるべし、但小き盆ならば、自然中に置事もあり、此盆ふるき形は大きなる物也、小きは當世の人の好成べし、

一圓盆に置事は眞中なるべし、また青磁のかつらばちに置も同前也、

一かつら盆は小き故、いつにても眞中に置也、

一角盆といふ有しといへども、いまだ見及ばず、或人六角形と物がたりせし也、大かた六角八角たるべし、是もまた別書のしだいにて、格子の合たるべき實程の事にて、望ざる盆なるべし、時宜によるべしと也、

右の盆ども、砂のうちやうは、盆の形ちに應じて、石のよく有附やうに心得らるべし、第一の口傳也、砂計異風に打なすとも、石の納りかねたるは、有つかぬとて嫌ふ事也、

盆寸法の事

一洲濱形は、長サ壹尺八寸、巾壹尺六寸ばかり、檜木の木地にても、厚サ壹寸壹歩、洲先の分やう、格好よく見合たるべし、少し緣を殘して、中はやりがんなにてくぼみを付べし、足なし八寸を尺に用ゆべしと也、

一木瓜形、洲濱がた、同前の寸法成也、厚八分、また壹寸餘にも、中くぼに作るべし、木地也、

一圓盆壹尺貳寸のさし渡し、緣は高サ壹寸三步計、樺にてとぢ、また高サを壹寸にも作る、木地足

なし、

一かつら盆は、壹尺貳寸五歩に、九寸計の見渡也、ふちは薄くして、高サ壹寸一歩、ゆびつに曲て棒にてとぢる、是は春慶或はくりいろに、ぬぐひうるしにて、木目の見ゆるやうに有べし、

一角盆、いまだ圖を見侍らず、

右大小は好にまかせて、少しヅヽは相違有もの也、大概を書記し置也、なを格合よく作るべし、○中略

座餝莊嚴盆石記

一盆はゆびつなりなるの古法なり、然ども丸きあり、四角なるもあり、いづれなりとも用ゆといへども、ゆびつなりなる砂うち盆古法なり、○中略

風早家說　盆の事

一黒塗のかつら盆を故實とす、足なし、かつらめ三筋、玉ぶちあるも有、形り飯櫃のなり、殘雪の盆にかぎり、印形なをかつらめあり、口傳、

一金盆いろ〳〵あり、就中足なしのうら金、唐物の珠勝なるを用ゆ、去かし眞の飾りには不用、口傳、

一かつら盆の寸法、長さ壹尺四寸より五寸迄、横九寸より一尺まで、いづれも內のり、ふち九歩より壹寸迄、又四五歩のもあり、○中略

能阿彌傳盆山式

一石を立る鉢を葛鉢といふ也、昔は青磁の鉢に葛を燒付たる鉢有之よし中傳也、昔は稀なるよしを中傳ゆへ、當代無之、然ゆへに盆の打板のごとくに、飯櫃形に曲ものにして、眞の手桶のごとし、上下に葛を入て、極眞に塗りて用ゆる也、○中略

雜載

一蔦鉢は、臺なしに床疊になをし置也、書院廣間等の違棚にも、下に置時も同じ事也、蔦鉢に水を入る事無之也、砂計にて立置也、書院本莊り無時は、板書院の眞中に置也、

〔盆山秘言上〕四季の砂の事

かけものとり合の事、石とかけものと見立有こと、釣香爐もちゆる事、石は、ふじ石、すなうち樣、考へ有べし、口傳、但し光源院〇足利義輝歌會のとき、釣香爐、盆山はふじ石、法印宗仁、

薫りくる煙にふじのことゝへばのきばの風のそよとこたへよ、三つ石莊りの事、床に盆山三つ並ぶる事、

砂うち樣、三石名ある事、かけものかざり物取合せある事、此莊りは東山殿〇足利義政書院かざりの圖にもあるなり、〇圖略

右五ヶ條、深き秘事として、みだりに傳ふることにあらねど、かき殘さんもほゐなければ、三ヶの大事、五ヶの秘事ともにあらはし侍るなり、

盆山は、床にても、平座にても、其まゝおくものを志きて置ことなし、つけ志よゐんなど、押板に違たなの類、或あし有るものゝうへにおくことなし、

〔盆山石圖式上〕一盆山飾りあるを見樣の作法心得之事

座鋪へ入、床書院にても、盆に石飾り、掛物かけ有之時、床前二尺ほど間を置、先かけ物を見、後盆の主石を下より上へ見あげ、石の左右、砂の樣子、會釋石に心を付、後の會釋をも一覽致たきとき、亭主へ、御石の後、くるしからずば拜見申度と一々挨拶の上、一覽申もの也、猥に山を打こし見申さぬ也、石と掛もの、又は一軸相そへたる品とぞんじ候はゞ、其あいさつ、石の銘など尋可申事也、

〔菲馥堂盆石志〕能阿彌傳盆山式

一紹鷗が頃まで、茶湯には、石を立るときに墨跡を懸す、花等も生ずして、初中後、石一種ばかり床

の輿中に莊立置也、其石の記有之時は、記を懸合て、略の諸莊りに仕置也、石莊は石を盆石に表したるゆへに、一座の中、始中終動さずして置也、是古法也、宗易の作意に而、石は茶湯座敷には不似合とて、稀と捨る也、今以て其通りなり、然ば入らざる事に候得共、古今の替りめ存知ため記置也、書院廣間等の莊りには、古今石を立る也、慈照院殿〇足利義政の御廣間座敷御莊りは圖に有、大床に石を三ッならべて立たる御莊り有之也、

石立る時見樣の事

一立置る石を一見のとき、小座敷にても床前の疊に床緣の間を遠く畏居て、盆石を下より見上る心地に而見るをならひに仕事也、故に石の後は、ゆめ〳〵不見越もの也、山盆石に表したるいはれ也、

〔大館常興日記〕天文十一年八月八日、盆山高倩方より來之取次富八也、おもしろき石也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年十月十九日、四辻少將より、ぼんざんまいらせらるゝ、一でうゐんどのよりも、ぼんざんまいる、

〔年山紀聞五〕盆石の歌

奥州岩城の城主内藤左京亮義概朝臣は、和歌をこのみて、藩邸〇水戸へもたび〳〵參りたまへり、或とし江戸より岩城へ歸り玉ふとて、村松山日高寺のうち水戸御領を一見し、別當の龍鳳院といふに立よりやすみたまふ、折ふし床上の盆石を見て、

しらざりき遠き境の海山も手にとる石の上に見むとは、と書つけ、龍鳳院にみせられしを、後に西山公〇德川光圀の御覽に入侍りしかば、その僧にかはりて御返し、

しらざりき遠き境のなさけをも手にとる文の上にみむとは

〔盆石口傳書序〕盆石は、むかしより上つ方をはじめ、しもにいたるまでもて遊び玉ふに、吉凶のさ

はりなくして、めでたきものなりとて、いづく迄も人々わきて是を愛す、其手づさびの品々をゑにうつし、又師の傳たる事ども、要用を書つらね、世にしらしめんことを人の求めけるにまかせ、梓にのこせるものかも、

澤井光政誌之

〔盆山秘言上〕四方の海、風しづかに治れるおほけなき世の中、百家衆技のはやりもてゆくこと、山のをく、海のすみといふとも、いたらぬところなし、しかありて、人々ことはざしげくこのむことおほかりける、この一卷は、盆山てふことのつたへをかきしるしたるものなりとぞ、是は吾家に候する、はせ川公勤といふものあり、その先は周防の國山口といふ所にて、源三郎入道刑部卿法印宗仁とて、足利織田豊臣の三家に昵近し、からのやまとの文の道にもつたなからざりけん、山口の宗仁とて、世にしられたるものなりしが、老てのち仕へをかへし、田舍にかくれて世を終れり、公勤は、その五世のうまごなり、とほつおやのかきすてをきたる反古の中より、この盆假山のこととりいでて、やまともろこし、いにしへのかしこきも、もてあそびしものなればとて、もてはやしたのしみけるに、友とする人々、そのことかたるをきゝてかいつらねて、これがはしがきせよとこひぬるまゝに、かいつけてやる、

従三位源惟久序

〔盆山百景圖上〕盆山百景圖題

積而高者、山也陵也、流而廣者、江也海也、起雲降雨、風涉波動、奇乎變乎、終不可狀矣、于斯有伎、狀其不可狀者、伎者在于浪華、呼名順石、所伎何邪、一卷之石、一掬之沙、以置布諸盆上、唯是而已、伎而若易、孰其不爲乎、而爲難能矣、岱衡會稽醫無閭沂山、其所涯處未見則已、吾磯礦之洲、勝具可涉、屬履可跋、莫觀而不圖、莫聽而不營、夫石之爲物也、堅介文理、方圓圭扁、千異萬殊、可愛玩者、不爲尠矣、好者暫措、彼素碌碌頑物、其質卒不可以易、則衆庶奚愛、然石子之居之也、熟視面背所嚮、預測傾側所安、其分盤之

遷移、簡研之容頓備、如有焉者、不可以觸、石子曰、是徒全物之前却俯仰、何足以稱乎、輙操匕與羽、以布其沙、手屑之倚側、合舞中音、霏霏紛紛、雪飛花散、揉拂之間、而丘壑之觀、宛見于盆上、令嘉恐卒爾神飛焉、於是環堵之人、觀以欣之、咸服其難能矣、今茲仲夏、作百盆圖於本津西本願寺堂上、實可謂奇觀也、門人具畫之、以上于梓云爾、各圖異趣、多擧勝地、至若夫島嶼之別、洲渚之辨、旦暮之景、波濤漸洶、賦爲蹤、地勢存于此者、觀弄之人、其悉諸、

天明乙巳十二月長洲長欽撰

〔後編盆山百景圖乾〕順石藤氏之石癖也、不啻多致奇石收藏之而已、以有盆山伎也、盆山猶如假山、盆中敷置沙石、擬狀高山名水、而供翫弄、凡我大東勝地、必莫不識焉、必莫不狀焉、是其所以多圖、是其所以得妙、往年於本津西本願寺堂上、作盆山百景、男女盆集、皆感其巧云、有圖已刊、爲同志規矩、今年戊午、順石六十矣、以其圖爲江意永考、亦善斯伎、悉委產業、而附屬弟子、且讓其號、是以順石號遍布海內也、於是爲江及諸弟子稱觴爲壽、與作勝景百盆、依例復獻西本願寺、都人聞之、競詆多于前時、予亦從友人啓明適而看之、百盆異景、各極精巧、或巍々峻巖、櫻樹花開、滿目如雪、或渺漫江流、洲渚雪積、遠望如月、或雨或霧、或殿宇廊廡、茅屋漁郷、千狀萬態、天眞風致、莫一不奇絕、實可謂奇觀矣、弟子令畫工圖之、圖與前編異、將授梓、由啓明請序於余、余與順石父子、雖未相識耳、其名也久矣、且际其伎感之、是以不辭、爲辨數言云爾、

寬政戊午年〇十仲夏　廣居夫識

○

假山

〔名物六帖器財三文房雅賞〕木假山 蘇老泉有木假山記、

〔蘇老泉全集雜文十五〕木假山記

木之生、或蘖而殤、或拱而夭、幸而至於任爲棟梁則伐、不幸而爲風之所拔水之所漂、或破折、或腐、幸

而得、不破折、不腐、則爲人之所材、而有斧斤之患、其最幸者、漂沈汨沒於湍沙之間、不知其幾百年、而其激射齧食之餘、或勞偃於山者、則爲好事者取去、强之以爲山、然後可以脫泥沙而遠斧斤、而荒江之濆、如此者幾何、不爲好事者所見、而爲樵夫野人所薪者、何可勝數、則其最幸者之中、又有不幸者焉、予家有三峯、予每思之、則疑其有數存乎其間、且其蘖而不殤、拱而不夭、任爲棟梁而不伐、風拔水漂、而不破折、不腐、不破折、不腐、而不爲人所材以及於斧斤、出於湍沙之間、而不爲樵夫野人之所薪、而後得至乎此、則其理似不偶然也、然予之愛之、則非徒愛其似山、而又有所感焉、非徒愛之、而又有所敬焉、予見中峯魁岸踞肆、意氣端重、若有以服其旁之二峯、二峯者、莊栗剗峭、凛乎不可犯、雖其勢服於中峯、而岌然無阿附意、吁其可敬也夫、其可以有所感也夫、

〔翰林葫蘆集一〕盆假山

山落盆池影似江、勢兼天外五峯雙、出門咫尺青雲熱、書靜千秋含雪窗、

〔羅山文集二十〕三茅石記承應三年作

伊達藤君宗利蓄一奇石、置之明窓淨几前、不縮地而見三峯於咫尺、以石有三尖故也、昔茅盈兄弟三人登仙、號其所曰茅山、所謂三茅君是也、靈壽堅久曰仙、此石之堅久、豈啻仙者而已哉、君請名于余、於是揭號曰三茅石、宋蘇老泉木假山有三峯、其中峯高峻似臨視左右二峯、二峯屹然不阿附焉、老泉愛之敬之感之、而幸其不折不腐也、而可不畏其折腐乎、彼木也、此石也、其堅久雖神仙不可及也、可以祝矣、古人曰、不動如山、惟夫山者石之高也、庶幾其壽堅久、其心不動也、佗日茅山道士寄書則須以此而答之、君請之記、不得已而涉筆、甲午冬十一月下浣

〔槐記〕享保九年正月四日、或時、宗白ト一所ニ參候ノコトアリケル、御談話ニ、琉球ノ程順則ハ、年來故アリテ、折々書翰ヲ奉ル、去年輪番ニテ、本唐ニ行、今年歸リテ、土產ニ孔子ノ廟ヘ參リ、孔廟ノ傍ニ、昔シ子貢ノ樹ヲレタリト云、楷木ノカブアリテ、ソノ木ハ枯朽テ、又砌ニ若木ノ楷木ノ、後世ニ

盆畫

ウエタルアリ、ソノ昔ノ楷木ノ杭、一塊ヲ取歸リテ、内ノ方ヲ漆ニテヌリ、楷盃ト號シテ、文一卷ヲ撰グ、ソノ形古木ニシテ、今樣アル可キ物ニアラズ、然レドモ公〔宋○近衞〕殊ニ骨テ酒ヲ嗜玉ハズ、イト惜キコトナリ、殺シテ見レバ、木理縱横、高下凸凹、ソノ形假山トシテ見バヤトオボシメシテ、其旨ヲ仰ツカハサル、程氏モ辱コトニ思ヒケン、又假山記一卷ヲ書テ奉ル、今日御見セナサルベキノ由ニテ、則チ物外樓上ニ青貝ノ一間バカリアルベキ御几ノ上ニ、洲崎ノヤウニ、砂ヲ蒔テカザラレ、其傍ニ二卷ノ記ヲ置カル、宗白ト一同ニ拜見ス、

〔嬉遊笑覧〈一上居處〉〕浪花の畫師長田武齋は、月岡丹下が弟子にて能畫なり、清貧を安として陋巷に居れり、寒暑つよき間は畫をかゝず、夏月は唯石膏をもて假山を作ること巧みにて、八方正面のごとし、畫法によりてなり、

○按ズルニ、庭園ノ築山モ亦假山ト云フ、居處部庭篇ニ載セタリ、

〔嬉遊笑覧〈一上居處〉〕盆山より又盆繪は出たり、砂を五色に染て、源氏の卷の名をもて呼び、象牙の丸き匙、また霞板とて笏の形して、先を三稜の櫂の如く薄く作りたるもの大小二つ有り、畫かく具どもなり、盆は桐木を用ゆ、塗たるはわろし、〈砂に糊なすこし入乾し、盆に此砂をなして畫き、濕氣にてむす、其砂乾く時、盆に付て落す、これを霧雨の如く壁に掛べし、是をとゞめ盆と云、其師有て口傳とし、見女子を歎く、〉此わざは、いと近世より始まれるなるべし、

〔夏埃隨筆〈入〉〕盆山

安永年間より、備後の白砂を極細末とし、夫々に染なして盆畫と稱して、百花百鳥人物禽獸虫魚を打事はじまりぬ、

〔光悦正流盆畫循稽古〈初編〉〕砂畫は客人を慰むわざにして、床の飾りいけ花にひとしく、やむごとなき公達姬宮の翫物と玄給ふことなり、されば盆石、盆景の手重き業とことかはり、それの席かれのもとにて、種々の摸樣、春の花に對し、秋の月にそへて、鳥獸、魚甲人物、山水、天地にあらゆるか

たちこゝろにまかせて、卽興の彩色、すみやかに出來ること、いと愛たき業ぞかし、そのかみ東山殿〈足利義政〉ときこえさせたまひけるは風雅ごと好ませたまひて、此業すでにおこれるよし、ある時物に興じ給ひて、飾りおかせられし御具足櫃のふたの上に、琵琶のばちをもて、有合ふ砂にて、切竹のかたちを遊されしより起れりとぞ、其のち年に月にへだたりて、得友齋光悦ぬしは、殊に風雅の道に富、此業にも工夫をこらし、備後のめでたき砂を、五色みどり紫はた數々に染なして、墨畫より彩色の花々しきにいたる迄、眞行草の筆のあやどりにことならず、思ひ出るにまかせものせられしより、廣く世に流行れぬ、おのれ〈永女月花〉幼年比、此道にいと委しかりける林何がしせゝうに學び得て、やうやくその奥をもうかゞひぬ、はたのちの年、やごとなき御館にみやづかへしゝる折から、君にも深く好せ給ひ、道の奥をも極おかせられけるにより、光悦の奥儀殘るところなくたしなませ給ひしを、おのれに御指南あそばし、ことゞゝく御ゆるしごといたゞきぬ、今の世は、かしこき人々のおはして、何の流何の傳とかや名づくる盆畫、廣く流行もいとゞゝうれしきことにこそあれ、〈中略〉

盆畫うち方心得べきは、第一行義正く、盆に向はゞ左の手をつき、靜に地砂を致し、さて盆の緣を指にてふき、夫より何の圖にても、うつべし、假にも盆を動すべからず、うち惡きとて、ぼんを廻すは賤しく見ゆるなり、貴人高位の御前にては、別して正しく致べきことなれば、常々心がくべし、

ヒ目によくゝゝ氣をつくべし、二度などるはあし、砂いざりてきたなし、

はね口を心掛べし、畫の隈どりの如く、ヒの引口ぼかすやうに輕くうつべし、墨畫等も、くまどりあしきは賤きものなり、ましてあとより作りものして、などり降かけ打落などするは、挑灯屋の摸樣繪かくやうにて、不興なるものなり、席上の業事なれば、よくゝゝ手練すべし、

地砂は盆の地面見えぬやうに、むらなくすべし、薄きは下地すきて見ぐるし、また席によりて、硯

畫、廣ぶた、鏡など出ることあり、地のもやう見えぬやうに心得べし、
大なる盆にても廻すべからず、非興なり、
水ならびに波の類は、いかにも細きをよしとす、ふときはいやしく見ゆる也、
額面聯掛地の如きは、圖の模樣によりて、物の高き所はたかく、びくき所はうすくすべし、口傳
木地面の物は、地板へ砂の散ぬ樣に心がくべし、口傳
掛物は仕樣に依て、巻時折る物也、心得有べし、口傳
水中は手ぎはだいじ也、水に浮ヒ目あらはる丶物也、
持扇は浮ヒにして、手ぎは第一なり、疊たる時折目開きてあし、口傳〇中略

砂名目

白浪白地砂也　卯花白　浮船空色　青柳萌黄　山吹黄　篝火赤　空蟬花色　峯柱栗色　若紫紫
初汐水浅黄　初音茶　烏羽玉黒　村雲鼠　裏葉薄萌黄　若緑ロク青　桃花桃色　遠山藍色
朝日緑色　金花山金砂　玉虫ゲンロヤウ　以上

昔より名づけ来りしは右の品なり、外に源氏の名によそへ、色數多くあり、去かし大體は、右の砂にて間に合ふべし、

水上畫

〔嬉遊笑覽一上居處〕細砂を染て五色になし、蠟に漬したるを、水上に浮べ繪をかく、是は唯小兒の翫びなり、

〔水畫指南凡例〕一凡水上に物かく事は、いにしへよりの證にも、もの丶なりがたき事のたとへにして、行水にかずかくよりもはかなきはなど言つらね、やまと、もろこし、いまだそのためしを聞ず、去かるに予はからず水面に沙石を浮べる事を得て思ふに、是もて畫をなさば、つれ〴〵の一興ともなり、ある時は床上に備へて、客を慰むるの一具ともならんと、器はかの點景盤に

倣ひ、畫は盆畫に順ひ、沙石を彩色して試るに、細畫といへども、こと〴〵くならざるはなし、筆もて書くよりも尙麗しく、且數日を經て損ずる事なし、されば是が名を水上沙畫とも呼べけれど、そはことはりに過たらんとて、たゞに水畫とのみ唱へぬるは、猥りに予が負せたる名なり、水上に砂を盛て種々のかたちをなす物から、畫といへる事あたらずといへども、其かたちに泥みて、しひて畫とはいへるなり、

一畫は諸流多しといへども、夫にはかはり、此水畫は、もとより筆意筆勢とてもあらぬ細工物なれば、法則更になし、たとへば小刀をもて人形をきざめるにひとしく、無畫の人たりとも、意に應じて畫をなすべし、畫法をしりて、細工氣のなきより、却而畫をしらずして、さいく心の有かたこそまさるべし、

一畫道具はもとよりあるにあらず、予が作りこしらえて、つかひこゝろみしを、氣儘に名を蒙らして圖をあらはす。○圖略用ゐやう、圖のかたはらにくわしくしるせり、しひて此道具ならざるにはあらじ、人々つかひよきやう製し用ゆべし、

一水畫八體を圖して此書にのせたるは、砂の用ゐやうに心得ある圖のみを出して、なぞらへしらさんがため、砂にて畫きたるまゝを予が友梅庵子の筆もてうつせる也、なんぞ畫法による事なし、さるから此圖中、水面に波をかゝざるは、器の中に自然の水あればなり、其餘の畫面すべて是に准じてしるべし、かならずしも畫の善惡に拘るべからず、

一文字をかくには、畫をつくるこゝろをもて砂を遣ふべし、いかほどの細書にても、心に應せざる事なし、

一いぬる子のとし○文化十三年の秋、予が友五六輩つぶら江の宮にあつまり、此水畫十體を獻じ奉りしより、見る者追々予が家につどひ、其術を乞にまかせ、あらましをおしえしより、今專ち此地

○大坂に流行せり、○中略

文化丁丑○十四年如月

〔水畫指南〕沙石製方傳

浪速　仙鶴堂一雄識

一地砂拵やうの事

すべて砂は土氣の変りたるはあしゝ、いづれにもあれ川中の砂を用ゆ、是をば兵庫砂ともいふ、此砂をとりて、幾度も川水にてよく洗ひ、日にほして後、米粒あるひは小米胡麻芥子のごとく、大小次第にふるひわけ、此砂掛目百目白蠟（薬用のらうなり、さらし蠟にはあらず、）此掛目五匁五分を合せ、うすなべに入、ずいぶんよはき火にかけ、よくよくかきまぜて後さましおけば、ほしものゝ菓子のごとく、かたまりぬるを、もみくだき、又ふるひにかける、ふたゝびかたまる事なし、此粉の用ゐかたは、山水人物花鳥何にても其畫の地となるべき所に置なり、此砂なくては畫のけしき薄し、是を地砂と唱ふ、

一砂粉之傳

前にいへる地砂をやげんにておろし、細末して絹ぶるひに通し、川水に漬、うどんの粉のごときうは粉、水にうくをさりて、いくたびも水をかゆべし、此うは粉すこしにても交りあれば、匙にかけて砂のさばけあしゝ、よく／＼取捨て後、水干して又ふるひにかけ、是に色を染あはせ、乾して彩色の繪をなすべし、染あはせの事は委しく次に出せり、又曰、盆石に用ゆるは八方砂なり、（備後の産物也、よつて備後砂ともいふ、）夫が中に細末して波を引けるを、波流にて浪粉と呼、是に色を添て盆畫の彩色とす、此浪粉に製をくわへ、此水畫に用ゆるに、染色砂のさばけ、共に川砂の粉よりもはるかに勝りてよろし、細末の仕やう川砂に相同じくうは粉をよく／＼さりて用ゆべし、

色砂の傳

一青色

岩緑青、又は酢緑青にても、川水に三日ばかり漬置、毎日水をかへて後、水干してふるひにかけ、此目方拾匁 砂粉貳匁 白蠟四分 右火にかけ製する事、地砂の所にいへるが如し、仍而以下そめいろ薬方の分量のみをあげて、製の仕やうを略す、前に准じて志るべし、

すべて淡色の物、艶を好める色には、備後の砂粉を用ゆべし、川砂にてはうつり悪し、以下皆かくのごとし、

一黄色

山梔子をよく煎じ、かすを去り、砂粉をそめ、かげ干にすべし、又雌黄石黄にて染るもよし、其彩色の品によるべし、此目方拾匁 白蠟五分 右調合の製、前にいへり、

黄は至而むつかしく、三五日のうちには、かならず水上に色ちりて持がたし、是をこむるには、いさゝか手錬ありて書とりがたし、

一赤色

朱を川水に三日ばかり漬置、折々水を仕かえ、水干して、此目拾匁 砂粉壹匁 白蠟六分 右調合の製、前に同じ、彩色の品によりて丹、辨柄、辰砂等を用ゆるにも、分量製ともに相同じ、至而よき色に用ゆるには、極朱四匁 長吉丹五匁 砂粉壹匁 白蠟五分 右製前におなじ、

緋色は殊にむつかしく、たやすくは染りがたし、別に口傳あり、○中略

一金銀砂子

砂子又粉泥を置には、薬製を用ゐず、其まゝ置てよし、

此外染色數多ありといへども略しぬ、これらになぞらへて考へ志るべし、

一荒砂之事

砂大きさ、山椒粒より大豆ばかり迄は、此砂目方百目白蠟六匁五分調合製、前におなじ、火は少しつよき方にすべし、此上大豆よりむくろじばかりの石は、たやすく水上に浮みがたし、是には又別傳あり、

一製方四季加減之事

すべて右にしるす藥の分量は冬の製なり、春秋は右之目方に壹割を相增し、夏は三割を增て製すべし、されど時候の寒暖によりて左略あり、一概には言がたし、爰には其あらましをしるせり、

一水盤之事

器は何にてもあれ、白色無地の物よろし、模樣有もの、染いろ有ものは、とり合あしく、ゑがくに心得有べし、器に少しにても油氣ありては畫なりがたし、以前に肴もの入たる鉢やうのものは、能々吟味いたし、油氣をさりて用ゆべし、水は川を用、井戶水は金氣ありてよろしからず、

一沙石置やうの事

すべて水上に畫をなさんと思ふ時、かの砂畫道具に砂をのせ、右の手に持、水面にむかひ、左の指先にて、道具をしと〳〵とたゝきて、砂を落し、繪をなすべし、ぼかさんと思ふ時は、砂板にのせて、舷を引て砂を落すなり、又ちいさきふるひに入て落すもよし、かくはいへれど、こは畫なす事のあらましを言のみにて、とかくは手術と口傳とにありて、思ふが儘にはかき得がたし、

一水止の秘傳

水上に砂石を置、沈まざる方は既に前の製傳にくわしくいへり、されども水ゆるぐ時は、たちまち繪亂れて、しばらくもたもちがたし、此水のさはぎを止るには、焼明礬六匁白さゝげ四匁此二味を合せ極末とし、兼て用意をなし、水畫をなさんとおもふ前、何にても器に水をくみ入、

此水どめ二味の粉を水中へ入、よくかきませ、水の靜りたる時、かの製したる砂石を入べし、凡水一升に此粉二つまみばかりと志るべし、米粒ばかりの石迄は沈む事なく、日數五十日程は、いさゝかも繪損ずる事なし、此外至て荒砂は、前にいへる如く別に口傳ありて、此水止の製方も是とはかはれり、爰には只水上に繪をなす事のあらましを志るせるのみなり、〇中略

仙鶴堂　松本一雄云

〔嬉遊笑覽一上居處〕近ごろ物もらひが、砂を手に握りて地上に書畫をかくもの有り、是も安永の頃ありしと見えて、胴脉が針の供養といふ草子に、砂を掴み蒔て字を書く法師ありといへり、

〔秇苑日涉五〕百戲

沙書、卽今之丐人在路岐以沙作書畫者、

東京夢華錄曰、元宵百戲、沙書地謎、蘇流供奉志曰、沙書金道、姚遇仙、李三郎、改畫

遊戲部十四

放鷹

鷹ヲ馴養シテ遊獵ニ供スルコトハ、仁德天皇ノ朝ニ始マル、文武天皇大寶ノ制、主鷹司ヲ置キ、兵部省ヲシテ之ヲ管セシム、爾來鷹ヲ訓養スルコト漸ク盛ニシテ、桓武天皇ノ如キハ、南殿ノ帳中ニ於テ親ラ鷹ヲ臂ニシ給ヒ、嵯峨天皇モ亦新修鷹經ヲ撰バシメテ、之ヲ海內ニ施シ給フ、然レドモ當時私ニ鷹ヲ飼養スルコトハ、法ノ嚴禁スル所ナリキ、武家ノ世トナリテハ、放鷹ヲ以テ武事ヲ鍛鍊シ、民情ヲ洞察スルノ資ニ供シ、或ハ鶴ノ御成、雉ノ御成、追鳥狩等ト稱シテ、一ノ儀式ト爲スモノアリ、

鷹法ハ持明院、西園寺兩家ノ代々傳ヘシ所ニシテ、武家ニテハ小笠原、禰津、宇都宮、荒井、高田等ノ諸流アリ、近世ニ至リ、尾張ノ人横井某、叉竿鷹ノ法ヲ創ム、鷹ハ中古ヨリ馬ト同ジク引出物トナシ、又鷹ノ捕リタル鳥ヲ賞翫セシカバ、鳥柴、鷹ノ鳥ノ饗應ナド行ハレテ、其式法ヲ口授シテ傳フルモノアルニ至レリ、

名稱

〔續日本紀 八元正〕養老五年七月庚午、詔曰、〈中略〉宜其放鷹司鷹狗、〈中略〉悉放本處、令遂其性、

〔易林本節用集 太言語〕鷹狩(タカガリ)

〔紀貫之集 一〕小鷹狩

秋の野にかりぞくれぬる女郎花こよひ計のやどもかさなん

〔紀貫之集(三)〕大鷹狩したる所

霜かれに成にしやど、ゝえらねばやはかなく人のかりにきつらん

〔夜据物語〕春ノ狩ヲ朝鷹狩ト云、秋ノ狩ヲ小鷹狩ト云、冬ニハ鷹狩トバカリ云、唯夏ニ認狩ト云ハ、常ノ狩トハ別也、今世總ヲ鷹野ト云ハ畋獵也、又山鷹狩ト云ベシ、山鷹野トハ宜シカラヌ調也、我朝古代ノ鷹野ハ、小鳥雉ニ止レリ、大鳥ヲ執ラシムルコトハ、中古以來ノコトナリ、

〔日本書紀(十一仁徳)〕四十三年九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕異鳥、獻於天皇、曰、臣毎張網捕鳥、未曾得此鳥之類、故奇而獻之、天皇召酒公、示鳥曰、是何鳥矣、酒公對言、此鳥類多在百濟、得馴而能從人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號此鳥曰倶知、(是今時鷹也)乃授酒公令養馴、未幾時而得馴、酒公則以韋緡著其足、以小鈴著其尾、居腕上、獻于天皇、是日幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹甘部、故時人號其養鷹之處、曰鷹甘邑也、

〔嵯峨野物語〕鷹は仁德天皇の御代に高麗より奉る、是を見えるる人なし、くちとぞいひける、酒のきみと云もの、足緒をさして鳥をとらせて、叡覽にそなふべきよしを申、

〔養鷹記〕吾日本國王萬機之暇、維鷹維愛、遇於中華、仁德天皇四十六年、百濟國發使者曰、獻鷹犬於吾國、海舶到越州敦賀津、養鷹者曰米光、養犬者曰袖光、其犬黒駮也、政頼奉勅赴敦賀迎使者、時吾國尙未精于指呼之術、政頼就米光學而習焉、旣而臂鷹牽犬以歸帝都、天皇賞之以賜采邑、至今以指呼爲業者、皆傳自政頼、然政頼之孫、不聞于世、爲可惜焉、

○按ズルニ、日本書紀ニ、放鷹ハ仁德天皇ノ朝、百濟人酒公ノ之ヲ傳フルニ起レリト爲ス、其文ニ據リテ之ヲ推スニ、鷹ハ原來我邦ニ在リシナリ、然ルニ嵯峨野物語、養鷹記等ニ、當時高麗或ハ百濟ヨリ鷹ヲ獻ゼリト爲セルハ、恐クハ誤傳ナラン、

〔播磨風土記(揖保郡)〕萩原里　鈴喫岡所以號鈴喫者、品太(應神)天皇之世、田於此岡、鷹鈴墮落、求而不

制令

得、故號鈴喚聞、

○按ズルニ、此文ニハ放鷹ノ法ハ、既ニ應神天皇ノ朝ニ在リト爲ス、亦一説ナリ、

〔續日本紀 十 聖武〕神龜五年八月甲午、詔曰、朕有所思、比日之間、不欲養鷹、天下之人、亦宜勿養、其待後勅、乃須養之、如有違者、科違勅之罪、布告天下、咸令聞知、

〔續日本紀 二十五 稱德〕天平寶字八年十月甲戌、勅曰、天下諸國、不得養鷹狗及鵜以田獵、

〔日本紀略 桓武〕延曆十四年三月辛未、勅重禁私養鷹、

〔日本後紀 十二 桓武〕延曆廿三年十月甲子、勅、私養鷹鷂、禁制已久、如聞臣民多畜、遊獵無度、故違綸言、深合罪責、宜嚴禁斷勿令重犯、但三王臣聽養有差、仍賜印書、以爲明驗、自餘輙養、將寘重科、其印書外過數者、捉臂鷹人進上、自餘王臣五位已上錄名言上、六位已下及臂鷹人、並依法禁固、科違勅罪、遣使搜撿、如有違犯、國郡官司亦與同罪、

〔類聚三代格 十 二〕太政官符

應禁斷飼鷹鷂事

右撿案內、太政官去寶龜四年正月十六日、下彈正臺、左右京職、五畿內、七道諸國、騰勅符偁、養鷹者先既禁斷、頃年以來無事棄日、時覽遊覽、特聽一二倍侍者令得養、欲送無事之餘暇、實非凡庶之通務、如聞京畿諸國郡司百姓及王臣子弟、或詐稱特聽、或假勢侍臣、爭養鷹鷂、競馳郊野、公違禁制、理須懲肅、所司承知、嚴加禁斷、莫令更然、若猶不改者、六位已下不論蔭贖、科違勅罪、五位已上錄名言上者、被右大臣宣偁、奉勅、私飼鷹鷂、已經禁斷、今一切欲制、事不獲已、宜聽親王及觀察使已上幷六衛府次官已上特令得飼、但馳逐田畝、損傷民產之類、令所司錄名言上、其所聽人等、太政官給隨身驗、所由加撿按、然後聽飼、若無官驗輙飼鷹者、六位已下禁身副鷹進上、五位已上錄名言上、阿容不言上者、同科違勅罪、

大同三年九月廿三日

〔類聚三代格十二〕太政官符

春宮坊鷹令隨坊驗事

右太政官去九月廿三日下臺幷兩職符偁、親王及觀察使已上、六衞府次官已上、特聽養鷹、仍太政官給隨身驗、所司加撿校、然後聽之者、今右大臣宣、奉勅、件鷹宜使令隨坊驗、但雖有其驗、於民致妨、隨事懲當、一依先符、

大同三年十一月二日

〔政事要略七十糺彈雜事〕弘仁八年九月廿三日、中納言藤原朝臣多嗣宣、奉勅、私飼鷹者頃年禁斷已久、而今諸人无有公驗、乖制恣養、宜仰看督長嚴令禁察、其五位已上錄名奏聞、六位已下禁身申送、所持之鷹皆進內裏者、

〔文德實錄七〕齊衡二年四月戊午、禁私養鷹鷂、

〔三代實錄三淸和〕貞觀元年八月十三日丙申、禁畿內畿外諸國司養鷹鷂、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應制狩諸國禁野事

右件野可禁制之狀、代々先帝降綸旨、重疊下知已訖、右大臣宣、奉勅、如聞者鷹鷂滿野、佃獵無度、州吏寬容、禁制過絕、爲吏之道、何其如此、宜加捉搦不得宜然、尙有乖越科違勅罪、若有不憚此制、輙以闌入者、五位已上、取名奏聞、六位已下、依例禁固、但無賴之黨、寄事守野、奪取百姓鎌斧、以妨樵蘇之類、國司量宜、任以決罰、宜路頭條示、明令曉告、差掾已上一人令撿勾其事、

貞觀二年十月廿一日

〔類聚三代格十二〕太政官符

禁制國司幷諸人養鷹鶻及狩禁野事

右被右大臣宣偁、奉勅、頁御鷹鶻從停止及不應下飼撰網捕等鷹之狀、元年八月十三日下知既畢、誠欲好生之德、發惡殺之心、上下慈仁、中外禔福、今聞或國司等、多養鷹鶻、倘好殺生、放以獵徒、縱橫部內、强取民馬、乘騎駈馳、疲極則棄不歸其主、黎庶由其悲吟、農科爲之闕怠、苟凶朝寄、豈當如斯、自今以後、此事有聞、則責以違勅、解却見任、〇中略

貞觀五年三月十五日

（三代實錄十三清和）貞觀八年十月廿日辛卯、是日禁五畿七道國司庶人、縱養鷹鶻、

（延喜式四十一彈正）凡私養鷹鷂、甚加禁彈、

（朝野群載八別奏）太政官符五畿內諸國司

應禁斷御鷹飼外私飼鷹鷂幷京邊狩獵事

右右大臣宣、奉勅、飼鷹之事、禁制屢下、而近年之間、忽忘制令、私飼鷹鷂、競馳郊野、況乎於京邊好狩獵之者、招集列卒、殺屠猪鹿、如此之輩、永可禁遏、宜仰五畿內諸國、御鷹飼外、嚴令停止者、諸國承知、依宣行之、符到奉行、

修理左宮城使正四位上行左中辨源朝臣　修理左宮城判官正五位下行左大史小槻宿禰

延久四年十一月九日

（百練抄六崇德）大治元年六月廿一日、紀伊國所進魚網、於院御門前燒弃、此外諸國所進之羅網、五千餘帖被弃之、〇中略鷹犬之類、皆以如此、此兩三年、殊所被禁殺生也、

（朝野群載十一廷尉）太政官符彈正臺左右京職撿非違使

應禁遏私飼鷹鶻幷致狩獵事

右左大臣宣、奉勅、狩獵之誡、嚴制重疊、而近日忽忘制令、〇中略宜仰彼臺等、愼令禁遏者、〇中略

大治五年十月七日

〔吾妻鏡十五〕建久六年九月廿九日庚戌、可停止鷹狩之旨、被仰諸國御家人、於違犯嚴制之輩者、可有其科、但神社供税、贄鷹事者、非御制之限者、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年〇建保元年十二月七日癸卯、可停止鷹狩之旨、被仰諸國守護人、此事度々雖有嚴命、放逸之輩、動有違犯之旨、依聞食及、如此云云、但於所處神社貢税事者、非制之限云云、圖書允清定奉行之、

〔吾妻鏡三十六〕寛元三年十一月十日辛丑、被停止鷹狩、今日昔可被觸仰之由被定之、石見前司淸左衞門尉等奉行之、　十二月十六日丁丑、鷹狩事、永被停止、違犯輩者、可有後悔、但於神社供祭物者、非制限、

〔吾妻鏡四十〕建久二年十一月廿九日庚寅、鷹狩事、諸人已背嚴重制符、以之爲日次之業、所處喧嘩頗稱、職而由斯、仍可停止之由、被仰諸國守護人等、其狀云、

鷹鶻事

右自右大將軍御時、諸社贄鷹外禁斷之處、近年諸人令好仕云云、甚不可然、於自今以後者、所々供祭之外、大小鷹一向被停止之、存此旨、當國中隨聞及、可被加制止者、不承引輩出來者、早可注申、殊可有御沙汰也者、依仰執達如件、

建長二年十一月廿九日　　相模守　陸奥守

某殿

〔吾妻鏡五十〕文應二年〇弘長元年二月廿九日辛酉、關東祗候諸人、家屋之營作、出仕之行粧以下事、可令停止過差之由被定之云云、此外嚴制數箇條也、後藤壹岐前司基政、小野澤左近大夫入道光蓮等、爲奉行、〇中略

一鷹狩、神社供祭外、可レ令二停止一事、

〔吾妻鏡五十二〕文永三年三月廿八日辛酉、仰二放遊之士一、可レ被レ禁二過鷹狩一之旨、日來有二其沙汰一、所レ被レ施二行于諸國守護人一也、其狀云、

鷹狩事

右祭之外、禁制先畢、仍雖レ備二于供祭一、非二其社領一、縦雖レ爲二彼社領一、非二其社官一者、一切不レ可レ仕レ狩之由、可レ令レ相二觸其國中一、若有二違犯輩一者、慥可レ註二申交名一之狀、依レ仰執達如レ件、

文永三年三月廿八日　相模守　左京權大夫

某殿　守護人

〔親基日記〕文正元年閏二月廿一日、靏幷鷹事、先度御禁制之處、近日在之重被二仰出一之、以二治河國通一諸大名被レ仰之、

〔信玄家法上〕一鵜鷹逍遙事、不レ可二餘耽一、妨二諸隙一、無奉公之基也、語云、終日走二紅塵一、不レ識二自家珍一、〇下略

〔慶長日件錄〕慶長九年八月廿三日、伏見へ行、大樹〇德川家康縣御目、池田三左衞門、福島左衞門大夫、森右近等有二御前一、放鷹するあぐる事、可レ爲二禁制一由被二仰出一、此中放鷹するあげ、令二沽却一由依レ有二其聞一也、其主はするあぐる事勿論也、かくし置輩、固御制禁也、

〔言緒卿記〕慶長十七年六月七日庚午、兩傳奏ヨリ、公家中學文可レ致由、從二駿河前大樹一〇德川家康仰アリ、各狀可レ致之由申來、則案文持來了、　八日辛未、昨日之案文ノ如、一行仕候て、兩傳奏遣了、其狀文言、

今度爲二上意一被二仰出一候、家々之學問行儀之事、無二由斷一相嗜可レ申候、幷鷹つかひ申間敷候旨、得二其意一存候、惣じて拙子者鷹不レ持候、此由能樣ニ板倉伊州へ御心得所レ仰候也、

山科内藏頭

言緒

六月八日

廣橋大納言殿

勸修寺中納言殿

多分公家衆如此也

○(秋令類纂初集十三)寛永三丙寅年三月

覺

一御巣鷹見出し候者之事、其身之事は不申及、彼五人組之者も、其年巣鷹之番をゆるし、見出し候當人ニ御褒美可被下事、

付、新巣見出し候者ニハ、其年ハ常之御褒美一倍可被下事、

一巣鷹之巣をかくし、又は一巣之内ニ而鷹をぬすみ候輩有之ハ、可爲曲事、假後日ニ相聞候といふとも、其身之事ハ不及沙汰、一類共に可被行死罪事、

一御巣鷹をぬすみ候者之事、申出るニ於而ハ、假同類たりといふ共、其科をゆるし、御褒美として金子五拾兩可被下之事、

右可相守此旨もの也、仍而如執達件、

寛永三年寅三月日　　奉行

(東武實錄)寛永五年十月廿八日、江戸近邊御鷹場ノ御法度仰出サル、御代官ノ面々是ヲ奉リ村里ニ相觸ル、

一御鷹御鳥にてつかひ候者は、此御判(御黒印)木札にて可有之候之間、能々あらため御判無相違者には、つかわせ可申事、

一上下のとをり鷹は、御鷹場之内ばかり、宿次に相送べき事、

一御判なくしてつかひ候者、鷹師ともにとめ置、早々可ㇾ申ㇾ上事、

一御判なくして鷹つかひ候を見出候者には、御褒美可ㇾ被ㇾ下、もし見のがし候はゞ、其ものゝ曲事に可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候事、

一在々所々にあやしきもの、一切をくべからざる事、

右此旨をあひ守べき者也

寛永五年十月廿八日

此御法度書相觸ル村々ノ事

一志たや　一小塚原　一板ばし　一志ば　一浅草　一はし場　一をく　一上板ばし　一ざうしがや　一品川　以上十村、倉橋庄兵衛是を觸る、

一せんじゆ　一たけのつか　一そうか村　一わらび　一ふかつ村　一うなぎさや　一かさ井　一市川　一まつど村　一こあい　一さるがまた　一とがさき　一きそね村　一つるがそね　一はちやう　一はなまた村　一とねり村　一ぬまた　一ひらい村　一小松川村　一さゝめ村　一はやそ村　一やがら村　一ぎやうとく村　以上廿四村、伊丹理右衛門是を觸る、

一わうじ村　一いは淵村　一ひら柳村　一ほどがや　一小石川村　以上五村、木部藤左衛門是を觸る、

一志村　一あか塚村　以上二村、次田平左衛門是を觸る、

一うらわ村　中村彌右衛門是を觸る

一よの村　一うへたへ　以上二村、服部惣左衛門是を觸ゑ

一六郷　一なまむぎ村　一つなしま村　一かせ村　一やぐち村　一おほ井村　一小杉村

一池上　一うのき村　一みその口村　以上十村、小泉次大夫是を觸る、

右御黑印木札渡候覺

壹枚　加藤伊織　壹枚　戸田久助　壹枚　小栗忠右衞門　壹枚　阿部新右衞門

〔享保集成絲綸錄二十〕貞享四卯年二月

所々御鷹場におひて、脇々の者夏冬不限、忍鷹つかひ、且又似せ餌差入込致殺生者有之候ハヽ、相改、其者宿江付屆ケ預置、早速致註進候樣ニ、其方御代官所之内、御鷹場之村々江急度可被申付候、以上、

二月

享保元申年九月

覺

沼邊領　世田ケ谷領　中野領　戸田領　平柳領　淵江領　八條領　葛西領　品川領

右之所々、古來之通御留場ニ成候間、万事如先規相心得候樣ニ、御料私領共可被申達候、幷右之場所より四五里之間、鳥おとし不申候樣ニ、是又可被達候、右書付先達而御勘定奉行江相渡通達候處ニ、未だ殺生いたし候者有之樣ニ相聞へ候間、向後猶以停止候、私領は地頭方堅可申付候、近邊之御代官より手代相廻し、私領迄可遂吟味候間、可被得其意旨、右之場所知行有之面々江可被相達候、以上、

九月

享保三戌年七月

覺

一御鷹御用ニ付、在鄕江御鷹匠罷越候節、御用之人夫差出候外ハ、諸入用面々自分賄に致候筈ニ

候間、飯料油薪等は不ㇾ及ㇾ言、當分之輕き事共迄も、少も馳走ヶ間敷儀致間敷候、或は諸道具以下に至迄、若入用にも候半哉と、兼而用意致候儀も堅く致間敷候、且又商物之直段等も常式に不二相替一、爲ㇾ賣可ㇾ申候、惣而何事も常にかわり取付ろい候儀を致し、後日ニ相知候はゞ、名主組頭可ㇾ爲二曲事一事、

一諸拂無ㇾ滯相濟候はゞ、委書立名主組頭宿主手形差出可ㇾ申事、

右之趣急度相守候樣ニ、武藏、相模、上總、下總、上野、下野、常陸、此七ヶ國在々所々江可二申付一候御用之儀者存、此上若何ニ而も馳走ヶ間敷儀用意爲ㇾ致候はゞ、御代官地頭迄可ㇾ爲二越度一事、以上、

七月

享保六丑年七月

御料、私領、御拳場、御留場、捉餌場有ㇾ之候鷹番人、自今相止候、依ㇾ之別紙書付相渡候間、只今迄鷹番有ㇾ之候村々江、書付之通札建可ㇾ申候、以上、

七月

定

高札之下書

鷹番之儀、自今相止申候、然上者村中之者ども、彌常々無二油斷一心を附、疑敷き者有ㇾ之者、急度可二相改一之、若此以後鳥を取候者有ㇾ之時不二相改一候はゞ、其村之名主はいふに不ㇾ及、村中之者共迄越度たるべし、其上又々鷹番可二申付一者也、

享保六年七月　　井伊掃部頭〇以下十七人署名略

〔有德院殿御實紀附錄十四〕其年〇享保六年十月廿八日、千住驛の邊の御狩に、島根村といふ所に、吉

流派

田順庵といへる村醫ありて、その家に童子どもあつまり、手習してゐたりしが、わたらせ玉ふと聞て、みなにはかににげかくれ、手習の草紙机など引ちらして有しかば、何を手本にかきてあたゆるにやとて御覽じければ、御鷹場法度證文なり、公法を童にしらしむる事奇特なる事なり、村々へもよく申聞せよとの仰ありき、次の日、伊奈半左衞門忠達を召て、彼順庵に、白銀十枚を賜はり、さて六諭衍義大意一部を下され、この後は村の子どもに、これをかきてあたへよと仰下されしとなり、

〔三内口決〕一鷹之事

此一道者、持明院殿被預申、譜代之家候、西園寺之一代、與持明院依爲內緣、相被傳受了、仍鷹百首世上令流布了、如是道之主有之條、此儀一ニハ分ヲ難申候、就彼家可有相傳候、

〔尺素往來〕就其去比兩御所爲櫻狩御出禁野片野邊候、當道相傳練習之家々、菀中將、坊門少將、楊梅侍從以下、幷御隨身秦下毛野等、

〔蒙求臂鷹往來〕當道事、如賢意、於神平流者、在洛諏方的々相承勿論也、而神家爪葛末葉之輩、號貞直餘胤、披失錯書、委說功能、爲師範之類多之歟、至調養療治等者、雖爲異說、擇其善口可被從之條、勿論儀哉、又家流者、往昔代々賢王御狩時、呼鷹飼之所役人之子孫、稱此家歟、園家、坊門家、楊梅等、至于今爲箕裘業也、隨身說者、近代有用否哉、

〔諸家家業記〕鷹　西園寺　持明院

兩家共數代之家業之處、持明院家は久々中絕、天明火災後再興有之候由、

〔貞丈雜記十五鷹〕一鷹の家兩家あり、政賴流、諏訪流也、政賴流の元祖は唐崎大納言政賴也、諏訪流の元祖は禰津神平也、古は天子の御鷹をば、持明院殿あづかり給ひしと也、今も鷹の故實、その家に傳へらるなるべし、

〔柳葊雜筆二〕尺素往來に、去頃兩御所櫻狩のため、禁野片野邊に御出たるべく候、當道相傳練習の家々、園中將、坊門少將、楊梅侍從以下、幷に御隨身は秦、下毛野等の鷹掌と云は、公家の鷹匠なり、園とは參議正三位基氏卿の流を云、坊門とは權大納言宗通卿の流を云、楊梅とは太宰大貳季行卿の流なり、但園基氏卿は鎭守府將軍藤原基賴の曾孫なり、基賴は大宮右大臣(俊家公)の二男たりと云とも、其母常陸介源爲弘の女なるが故に、外祖父の武勇を繼て、弓馬に達し、鷹犬を好み、頗その妙を得たり、佛堂を草創して持明院と號せしかば、遂にこの流を持明院と云、鷹犬の古實を記して、十卷書と名付、基賴の子大藏卿通基、その子權中納言基家卿に至て、三代弓馬の藝を傳へ、鷹犬の業に堪能なりしほどに、世以て其家業たることを許せし由、其家譜に見へたり、基家卿の長子侍從三位基宗、二男は卽基氏なり、爰に園の流を擧て、持明院家のことに及ばざるは、當時持明院家、應仁の亂を避て、京師を去て邊土に住せし故なるべし、然て園中將とは、基有朝臣を云ならん、坊門宗通卿は基賴の弟にて、幼名は阿古丸と云、童殿上せし人なり、坊門少將とは伊氏朝臣なるべし、楊梅季行卿は右大將道綱卿の長子、正三位兼經の二男、左中將敦家朝臣の二男、刑部卿敦兼朝臣の三男なり、楊梅侍從とは定行ならん、御隨身の秦下毛野兩家は、御廚子所の鷹飼なり、其藝は百濟の酒君より傳はりしなり、文安四年の頃、波多野豐後守尙政と云、御所鷹飼あり、口訣を記して、一色內藏助親行に傳ふ、波多野は秦のにて、丹波の藤氏と各別なるべし、又蒙求臂鷹往來の作者を松田宗岑と云、左馬助元藤の法名なり、是は下毛野武氏の弟子と云り、又百濟の米光由光の藝を傳へしは、出羽守源齊賴なり、齊賴の父は駿河守忠隆と云、母は權大納言齊信の女なり、忠隆は鎭守府將軍滿政の二男にして、淸和天皇五代の孫なり、齊賴無雙の鷹飼にて、其藝武家に傳はり、信濃國諏訪の贄鷹、下野國宇都宮の贄鷹等の徒、みな此齊賴の流を相承す、その中に禰津神平が流は、諏訪の贄鷹の派と云り、但禰津の系圖には、淸和天皇第四皇子貞保親王(一本貞元に作る)八代

放鷹書

平權大夫重道の二男、禰津左衛門尉道直の子を神平貞直と云、貞直が子神平宗直、のちに美濃守と云、宗直の子神平宗道、その子神平敎宗、その子神平宗光、また大宮新藏人と云、此時御所御鷹飼方の秘訣を傳ふと云は、酒君の流と、米光由光の流と、禰津の家に一統して相承ること〻なりしなり、宗光十五代美濃守信直入道して、松鷗軒常安と云、宮内大輔元直の男なり、松鷗軒の弟子に、屋代越中守、吉田多右衛門家元、熱田鷹飼伊藤清六、小笠原某、羽根田某、横澤某、荒井豐前守、平野道伯等の數人あり、皆新得發明する處ありて、各一家をなす、是鷹飼流派の大概なり、

〔新修鷹經序〕夫鷹者俊鳥也、稟瑤光之精氣、生鐘岱之增巢、騁材自天、雄姿邁世、春化爲鳩仁也、秋至行戮義也、食不忘先敬也、誅不避强勇也、動無遠而不覽、物有形而畫見智也、戚君子之操樂、助庖膳之宰宍、以彼一物象兹衆美、雖同族於羽毛、固殊懸而拔萃、故孫行人喩忠猛於前、支道林賞神俊於後、朕每因務隙不廢翫好、愛其所指授、以應機、任翺擾以効力、豈同魯侯之鵠徒費稻粱、衛君之鶴空御華軒哉、若乃飫畜快性、寔有相法、調養療治非無厥術、所以斟酌古今、隨類甄別、但覽之者未詳、重復示以圖像、勒成三卷、名曰新修鷹經、新事雖編、可以喩大、凡厥來者、待以觀焉、

〔新修鷹經下〕弘仁九年五月廿二日

賜自内裏、奉（〇賜以下五字原作賜奉、據一本改、）正從六位下兼行備前權掾勳六等巨勢朝臣馬甕、正七位上行令史兼美作大目上野公副繼等、

別　當　二　品　行　式　部　卿　親　王

中納言兼左近衛大將從三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣

參議左衛門督從四位下兼守右大辨行近江守良峯朝臣安世

從　四　位　下　行　越　前　守　勳　五　等　大　野　朝　臣　直　雄

從　四　位　下　行　美　濃　權　守　安　倍　朝　臣　易　笠

右兵衛督從四位下安倍朝臣雄能麻呂

右近衛中將從四位下兼行左中辨越前權守白示久迷

〔蒙求臂鷹往來〕先度恩借之鷹書者、西園寺入道相家蟄居百首一冊、（圓羽林翻）有家卿秘抄三冊、二條殿下良基公白鷹記一帖、神家說一帖、以上六冊、只今所令返獻也、同者重之所載進注文之秘書、皆以借給之者、於末代可爲鴻慈、某雖非譜第器用、依多年之執心、常令繫置數緣鷹鶴候訖、可有御感歎寄之志歟、〇中略

地正上

前備中守某

謹上　匠作尹〇中略

所借進之鷹書、慥所返給之也、此外所持之書者、家說十二卷、（全部、俗號類十二卷、）政貞通握翫書三冊、辨疑論三卷、（賴房作）代々集幷諸家抄鷹歌千首三帖、（二條殿下良基公御注）連歌二百韻、（百韻者良基公御作、坊門家註、百韻者私殿家作、圓家註、）西園寺竹林院左府家秘訣一冊、楊梅家口傳二冊、圓家傳書二冊、神平貞直秘櫃書二冊、良基公臂鷹訣二帖、鷹經一卷（圓忠自筆、同和點、裏書加註、）等、此等者强半唯授一子書也、此內重以注文御懇望之書者、先十二卷者、依爲臂鷹要機書、諸掌飼所慕求之、全書希有事歟、七卷以上者、專爲秘說歟、貞通傳書者、或記法度之髓腦、相形之精究、或錄調養之奇術、醫療之捷經、又擧古來多說之旨、詳諸家所用之區、又攄義理幽微之事、示難解玄妙之秘、其外至條々之本說、諸事之濫觴、態藝之委曲、每物之眞贋、故實之細碎等、審載之、直所見先達不傳之極意也、是則貞直淵底、神家握玩書也、苟非師範者、難申許可乎、千首鷹歌者、鷹鶴要須之宏綱、無不引此歌、注解最巨細也、辨疑論者、殊以精選書也、述鷹經全軸義理、辨疑惑、糺家流、神家兩說、明其異同、稽鷹鶴得失、載掌飼奧旨、頗可謂鷹政樞要者乎、作者雖爲積功累德之掌飼、久往邊國、人未知其名、剩其書漸及廢亡歟、適雖有所持之輩、傳寫轉乖訛耳也、裕恰無念事也、鷹經者、圓忠自筆也、和漢放鷹之至要、歸此經歟、和點甚爲秘事之上、裏書極意也、此等者閫外不出之書、雖未許他

一簡、貴邊逸器用之功覺、豈爲輕哉、任三德一備寬宥之法、暇日以光貴、先一卷可令電覽給也、此内於一子傳授、外見禁止之證本者、苟非師範者、雖難許可申、间以連々可應強望也、將又賴房作鷹連歌二百韻、末令一覽給歟、於此道爲申ロロ知才學拔群之有功、明日令隨身之覺悟也、近年鳬致加注之本有之、未流布云々、〇下略

〔荒井流鷹書〕凡此鷹之一卷者、荒井豐前守振秘術書也、縱親子雖爲兄弟、必不可爲見者也、世間雖多荒井流、是秘中之秘藏所是也、

寛文三己卯年二月吉日　荒井藤七郎
横澤和泉守

〔有德院殿御實紀附錄十七〕持明院家をはじめ、諸家の秘書、鷹經、新修鷹經、鷹鶻方、酉陽雜俎、そのほか唐商または韓人などにも、かの國の鷹法など書て進らせしめ玉ひ、御座右に置て朝夕御覽あり、また白鷹記、嵯峨野物語、西園寺鷹百首、京極中納言定家卿鷹百首などより見出し玉ひ、古のすがたを、今に引用ひ玉ひし事もあまたあり、後には諸流拔萃七冊、西園寺鷹百首疏義などを御撰述あり、其中に鶴とる事どもを御考ありて、探囊抄といふをつくらせ玉ひ、かの楠右衞門に見せられしに、鷹の事においては、いまだかゝる書をみずと感じ奉りけるとなり、

〔文恭院殿御實紀附錄三〕鷹に、つきたる書籍を好ませ玉ひ、常に御覽あり、家々に秘藏したるをもたてまつらしめ、又は新寫等命せられて、數百部を集め玉ひ、古實にいたるまでも、研究記臆し玉はずといふことなし、近頃、屋代太郎弘賢が編集する古今要覽のうち、鷹の部をたてまつりしを、よろこばせ玉ひ、尙異聞もあらば、拾遺してたてまつるべしと、内々命せられしとぞ、

放鷹法

〔新修鷹經中〕入田放鷹法

凡入田捉鳥、或多或少、好少則弊任、慣常故殿、後非流利、好多則弊在、勁力眠實、終無快現、故多與不多

隨時折中、　凡放鷹之後、先靜駐馬、以目送鷹、目記訖後、擧鞭馳進、未至數步、案轡漸迫、鷹出草起、卽走犬令嗅、以長葛爲經、此爲鷹獲鳥急執也、不則恐犬害鷹也、若草深、鷹未起、下馬呼上、(下馬隨便、不必爲常也)然後縱犬嗅之、若鷹早出草集于木赴卽察鷹眼所向、地之形體、遣入尋鳥、越嶮卽立岑上、遙揚聲呼、鷹隨犬飛逐、若鷹不應、更還呼取、其鷹疲憊者、不必還呼、直縱犬噬之、得鳥後還呼耳、鷹或不待呼、自隨犬飛來、此是不用撩者、與犬經年調習之所致也、如斯鷹者、察野田形體、先放林木中、然後走犬閙鳥、　凡獲鳥哺鷹者、先挾鞭於腰、(爲下鷹翩翻不見鳥傷也)取鷹往就淸水、而先起左膝、伸左手加膝上、(或說、安座側加左膝令啄鳥、)厭裹鳥頸於翼中、與脚加執、而以鳥側置、令鷹集上、以刀子擺胸肉、灑水令啄、若可重使而猶有肥者、割胸宍、擺碎令食、不斯之爲而經日、則令鷹不調、其多少隨鷹肥瘦、　凡鈴者、朝傳夕解、不則鷹嚙鈴笙、喙倒懸而死、

凡鵜者左、鷹右、犬令嗅、隨鳥起卽放、(縱放雛獲、橫放易捉、)鵜追入草中、下馬漸迫、若不得鳥、上轄駕馬、(或不必駕也)使犬嗅之、若鳥已疲頓、可爲犬所噬、卽案使犬繫、候鳥踢起使捉之、每獲必與腦、(謂鶉及雉小鳥、或不必與、量宜爲之也、)　凡得鳥哺鵜者、往就淸水而坐、仍於轄上灑水令啄、其多少者、亦隨肥瘦、(哺法與鷹同)　若放水鳥、(謂鸂鶒等也)則踢躬鎭鵜、漸迫臨發、忽然揚聲、鳥起卽每獲令啄背宍、若可哺者、折宍擺碎與、(謂鵜啄田鳥亦同之也、)　凡放鵜者、令諸牽犬者能式愼之、害鵜不可不量、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字四年正月己巳、高野天皇及帝御閤門、五位已上及高麗使、依儀陳列、詔授(略)○中 判官李能本、解臂鷹、(○鷹原脫、今據一本補、)安貴寶並從五位下、

○按ズルニ、解臂鷹安貴寶ハ蓋シ當時放鷹ノ術ニ長ゼシモノナルベシ、

〔君山遺稿〕祖父江之竿鷹、稱於世尙矣、而其實鶻也、橫井君食釆於此地二百餘年、世傳此術、余竊聞之曰、鷹之與鶻、其德侔、而其用不同、鷹之性便於向前而飛、鶻之性便於自上而下、二者各有所長、各有所短、故鸖鶴鴻鷺之大也、鶻能搏之、而不能捉兔、何則綠首刁鴨䳐鷉之屬、率皆翕習翩翩、其飛最駛、試使鶻追之、雖極力窮逐、竟不能及、廢然而返已、以鶻擊兔、十不失二三、此竿鷹之妙也、若夫自冬涉春、群兔

方至、正爲遊獵之候、於是踏雪郊、度緣野、導候者歸來、報某地有禽、則禁聲相戒令而進、距禽處六十步許而少住、經營度擬之際、二人持竿在前相對、微弄動竿末以待焉、鷹師乃脫帽放鷂、則倏然迅往、盤旋羊角而上、薄赤霄、然而下視還睨、終不離持竿人所在百步內、當此時也、彼水禽者、泛濫滿淡、不知鷙鳥之在天上也、乃急走就水涯、以竿擊地若水、大聲一喝、鳧則驚起失措、捨水卽陸、其飛未高一二丈、鷂忽翻身斂翼、瞥然直墜、自九天之上、如電之掣、如星之流、空中一攫未終、已見落地擒斂矣、其神速機會如此、嗟夫鷹之爲方、自百濟傳、而三韓人未曾知有如是術也、何況漢人乎、八埏之間、唯君能傳之、實可貴而可尙、且夫使拙者巧、卽其性而制其變、一在調養拊循之間、竊取左右之力、以斯道施諸國家、則天下之物可以無遺材、

〔續尾張人物志二〕時久通稱は作左衞門、字を一弓といひ、號を永張といふ、弱冠東照公に從ひ、軍功をたて千九百貫の食邑を賜ふ、關原の役先鋒となりて敵と戰ひ、其胄を砍らる、東照公これを見て大に賞し給ひしとぞ、後又大坂の役、國祖敬公〇德川義直に從ひて、軍功をたてしかば、凱旋の後、鐵砲組頭となりぬ、ことに祖父江法齋の城跡を賜ひて、屋敷地となさしめらる、時久天性鷹を好み、干戈の間にても常に鷹を臂にせしかば、骸骨を乞ひて祖父江の采地へ還りし後は、專ら鷹のみをつかひて樂みしとぞ、或日百姓どものわざ見んとて、ふと江川のほとりにいたれるに、折節老婆の白布をさらさんとて、竿につけて水に入れしかば、岸邊にありし鴨驚きて飛あがれり、しかるを思ひがけなき空中より、鶻おち來りて其鴨を捉へ去りぬ、時久これを見て心に悟るところありしかば、早速家に還りて、其子時之、時有等と謀り、ついに竿鷹の術を仕出したりといふ、國祖敬公この事をきこしめし、やがて其術を時有に傳へしめらる、時久は年七十四にて、寛永二十年十一月廿九日沒しぬ、その後時之、時有等、父の菩提の爲とて、一弓山永張寺といふ寺刹を創立せしとぞ、

〔尾張名所圖會後編二〕祖父江竿鷹(さほたか)　横井十郎左衛門先祖作左衛門時久、鍛錬して仕出したる鷹術なり、其子小平太時之も、鷹功者にてありしかば、國祖君鷹匠頭を命じ給ひしを、故ありてふかく辭し、實弟猪右衛門へ此術を讓りしより、今に絶ずして其家に傳ふ、さて此竿鷹は尋常の業とは異にして、鴨のおりゐる池川より四五町も此方にて、こぶしを放てば、忽高く揚るを、六七尺もあらん竿を立て、かの鳥の方へ行に、鷹は空より竿を目當に飛行事、先一奇事也、さてかの池川にいたりて、竿もて鳥を追あぐるを、鷹落來てとる、そのさまいとおもしろし、實に奇代の伎業、他にある事なし、たゞ横井家の妙術にして、世に祖父江の竿鷹と稱し、殊に賞嘆せり、〇又見尾張志

〔知三愚秘集〕竿取樣之事

一常に使付たる所にては、竿取のよる所大抵さだまつて有物なり、しらざる所にては、竿取の見合肝要なり、故に心きかねばならざるわざなり、

一江通などにては、鳥際近く竿取はさめば、鴨まはり取かぬる故、鳥際遠々とはさみ、鷹師にても中竿の物羽向を見て追時、兩の竿取一度に聲をかけ追べし、細き江通にては竿取二人にてよし、廣江にては向ひあい四人にてはさみ追べし、

一鷹池の上へ乘かぬる時は、竿取にても鷹師にても遠くとまはり、丸鳥を見せて池の上へ乘る樣にする事專一なり、

一いまだ不入取鷹を揚るには、竿取鴨をよく忍び、池ぎはへ寄聲をかくるとひとしく、鴨起やうにすべし、不入取中は池へのりかぬるに依て、一聲に起ざれば、池を退故、とる事ならず、取入たる鷹は、追羽をも待、一聲二聲遲く鴨起てもとる物也、

一あひ竿取に、相手こうしやならば、鷹の羽向は相手の見るに任て、鷹にかまはず、相竿に目を付追起るふり見えば、一度に聲を掛るやうにすべし、何時も一度に聲をかけざれば鴨きれざるも

のなり、口傳、

一貴人と相竿取時は、鷹に目を不付、貴人に目を付て、一度に聲をかくべし、我方より聲をはやく不可掛、

揚拳之事

一鴨揚拳心持之事、竿取の方を後になすべし、鷹竿を見て納狂ふ時、其翔る拍子につれて、左の肩を打越樣に可揚、上げ樣をよくあぐれば、輪數三ッも四ッもはやく上るなり、拳ぎはの出やうあしければ、上る事遲物也、

一竿を不見に揚るに依て遁る也、又鴨に依て鴫十四五取までも、竿見しらざるあり、不器用成故也、是は竿取丸鳥をみせてあぐべし、

統計法

一鷹をつかふと云と、鷹につかはるゝと云事あり、鷹を使と云は鳥をもとらせ、大鷹なればのけさせず、鷂なればはづして呼に、いづかたからも渡り、或は野中藪越にも聲につきて尋て來り、或鳥を取ても持て來るやうにし、鴨なれば竿取十町も十五町もつれて行に、輪をも不作、竿取につきゆくを使と云也、

一つかはるゝと云は、先とらする事稀也、大鷹はのけさせ、鷂なればとれどもつけさせ、はづす計にてよぶにも不來、さき〲へ起走、鴨なれば竿取にもつかず、遠き鳥にも付、さき〲へあがり行、遁しては跡より尋ありくは鷹に使はるゝといふ也、

〇按ズルニ、知三愚秘集ハ、竿鷹ヲ發明セシ横井作左衞門時久ガ、寛永十年、其子猪右衞門時有へ、其法ヲ傳ヘントテ錄セシ書ナリ、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕鷹つかはせ玉ふ事は、（〇德川吉宗）天然に其妙を得玉ひ、かつ數年御習練あ

りしかば、其職の者もかへりて御敎をうけて、奧旨をさとせしものあまたありし、常に仰有けるは、鷹はかしこきものにて、鳥のゐる所を見付る事、人よりもはやし、餌飼をさへよくして、鷹の進まんとする時、あはすればとらずといふ事なきものなり、されどそれは常人のなす所にて、鷹飼の本意にあらず、我は鳥の立たる所を見て、よく其形狀を見定め、みづからの合せむと思ふ圖にいたり、鷹を放つなり、これ鷹飼のむねとする所なり、されば鳥のはるかにのびしも、我拳をもてとらせ、又あがりたるも、ひらみたるも、自由に拳の進退にてとらしむるものぞ、かゝるわきまへもなく、たゞ鳥とるをのみむねとせんとならば、網にてもとる〻し、もち竿にてもとるべし、鷹を放つとも、その疲れざらん事をおもひ、呼吸を考へて放つべきことなりなど、常に近習の人々にかたらせ玉ひしが、いかにも鷹狩の御有樣、ちかく見まゐらせし人の申けるは、其放ち玉ふさま、他のものよりはゆるやかに、圖をのばし玉ふ樣なれば、よくとらせ玉ひしとなり、

〔古今要覽稿人事〕鷹詞山詞

野にても山にても、鷹をつかふにかぎりて、いひつけたる詞あり、これを鷹詞といひ、鷹詞連歌又山詞といふ、波多野筑後守尙政鷹書たゞし其詞はふるくみえたれど、攝政太政大臣家百首、〇中略政賴十二卷書、鷹三百首、いはざるにや、玄かれども波多野筑後守尙政、板垣玄蕃助信長淸來流鷹詞次第等、みな山詞はせいらいの傳なりといふ、せいらい、あるひは淸來ともあり、出羽守政賴の事にして、一條院御宇の人なり、若政賴のさだむる所なりといはゞ、山詞といふ名目もふるくありしにや、

〔嵯峨野物語〕一鷹をば、一すへ、二すへとはいはず、一連二連といふ也、犬をば一疋二疋とはいはず、一牙二牙といふ也、連の字をもとをりとばしよみ侍哉らん、もとをしといふ字は鏃子と書也、

〔高田宗益流聞書〕鷹言ノ事少

鷹ノカホルト云ハ、春ノ詞也、秋冬能餌ヲ飼テ鷹後白ク成物ナリ、鳥屋霜トモ云ナリ、

引根ヲ立ルト云ハ、毛ヲムシル事也、

スクラルヽト云ハ、鷹柴ニ分ラルヽ事ヲ云ナリ、

孕鷹トハ舞鷹ナリ

ナヒ鷹ト云ハ、持上リスル鷹ヲ云也、

柴笛ト云ハ、雲雀ニツカフ事、柴カリトモ云ナリ、

レタ狩ト云ハ、小鷹ノ事ナリ、

持分ト云ハ、小鷹ノ鳥ヲツクル事ナリ、

アナヌケタルト云ハ、鶉ヲ追落シタル所ヘ、犬ヲ入ルヽニ立ザルヲ云、ウセタルナドヽ云ベカラズ、鷹詞ニアラズ、

山言葉ノ事

鳥サケビト云ハ、鳥立タルトキ、一度ニヲメキ叫ヲ云也、

引ト云ハ、鳥立テ待ケル方ヘ行事ヲ云、

ツケルト云ハ、鳥ニ鷹ヲ合スル事ヲイヘリ、亦註、近足元ナドヘ来リケル鳥ナドニハ、スリツクト云ベシ

トカヘルト云ハ、鷹ノ鳥立テセコノアトヘ行事ヲ云也、

ヤタヒヲフルト云ハ、セコ立直スコトヲ云也、

草取ト云ハ、地ニ居鶉事ヲ云ナリ、

ヨメ鳥ト云ハ、追ケル鳥ヲ捨テ、ワキヨリ来ル鳥ヲ取ル事ヲ云ナリ、雄ヲ取ヲムコ鳥ト云ナリ、

谷入ト云ハ、鷹鳥ニ付テ嶺ヨリ谷ニ入、亦谷ヨリ嶺ヘ上リ、鳥ノ行如クニ鷹鳥ニ付ナヲイツケ谷ニ入羽ヲ云ナリ、ホメタル事、

思妻ト云ハ、畜餌ニ持タル鳥ノ事ナリ、

笹衣ト云ハ、鳥ヲ取テ笹ノ中ニカクレケルヲ云コト也、

野守ノ鏡ト云ハ、木居ヲ取テヰケルニ、木ノ下ヲ水流レ、鷹ノカゲウツリテ、心ソラクニ成コトヲイフ也、

〔梵燈庵鷹詞百韻連歌〕何木

箸鷹のはじめやわたるから枕　こちくる鷹ぞやがて手歸る　あら鷹ををしへてみよや夕月夜　雪まろばしのあとの鷹人　犬しらぬ鷹はの鳥をふみたてゝ　風早のはしるはたゝく鷹匠　み山かせあたるや鷹のさゝ衣　あられふりきて鷹のふるまひ　春鷹も繼尾の鈴の籠をさして　かばざくらをば打やたかがひ　かほる毛の鷹に殘るや花衣　さほひめ鷹やあらげなるらん　月かすむ朝の鷹の遠はまり　山ふかたより鷹の左り羽　車より鷹を御狩のさがのはら　いぬや手づかれのぞくはし鷹　ふし革をぬ口立今日を鷹いみて　こぬけのたかは竹もくゝりつ　心せよあやしき鷹のとやくだけ　秋風ふけばうきそばみ鷹　夜にかゝるひつきの鷹は月出て　たかをすゑ野にけふ泊り山　はし鷹のねもせでさぞな思ひ妻　かたみにと見したかの餌袋　退羽打たかをまなぶや人ごゝろ　たかのうらみをしのぶ尾のたかむかしよりしるきは鷹の白ふにて　尾羽うちからす雪摺のたか　月うつるはよ鷹はらまきひしやく花　鷹は木ゐとるゆふ顔のかげ　巣まはりの鷹は尾をつくゑをうけて　そだてければやたか飼のやま　不二羸烈しき鷹のかさなぐれ　名も隼のとふぞ磐なる　白鷺も黑府の鷹のそら取て　鴟のたかは洲崎にもすむ　魚を食鷹は淵にや望むらん　河泊をもえにつかふ鷹人　紅のたかのはとりの引かへて　たかやこゝろをそめしたまとり　月のよもはしやの鷹や飛ぬらん　かねはまくらにさゆる毛の鷹　ほこ羽つく鷹のさはかに花ちりて　よ

ろの藤ふの鷹ぞいあがる　紫の大緒の鷹のみする鳥　くさをさしつけかめる鷹犬　駒の足はまるに鷹を引すへて　鷹は身の毛をつむるものなり〇一句說　鷹場にものむ術のさかづき鳥屋鷹の後もじ口をくはせじと　まづはこつばは鷹がひの道〇一句說　青さしはこそ春のいろなれ　鷹に犬櫻の花毛のくすりあり〇一句說　たかの鳥すゞめがくれのむぎうづら　かすみのふとり鷹もみつけし　つちかひの鷹は犬にもをそれぬに　鷹匠よりてまへあげよかし　ひをなげつ鷹のとりぬる朝ぼらけ　おどろにこもる鷹のもちわけ　野心の鷹も月みる夜揃して　たけのうちなるたはなしの鷹　羽ならしのたかははや〳〵とびぬらん　つま心みよ行やはし鷹　まさるかたねたむは鷹の組合に　くろをむすぶに重ねばの鷹　はなをふむ鷹の取手のうらはしく　雪をまら尾のたかいたれかし　ひき鳥もみぬ鷹山の夕がすみ　耳かたきこそたかのくせなれ　やけだかは兎のとぶに落あひて　たがうきしきや波走るらん　舟路にも鷹はのばゆる野は近し　須磨のあそびぞ小鷹狩なる　へをたかの革はま柴にもとをれて　鷹のはかせに動くいとはぎ　すしもちが鷹のねずほの唐錦　つゞりあしをも鷹の装束　矢形尾やふき尾のは鷹さま〳〵に　なつくる鷹のきみをおもしろ　いとけなき鷹のそだちしこむぎまる　かひこをとりし巣おろしの鷹　ふところに綿毛の鷹をあたゝめて　春のよ鷹も寒きこのごろ　ふかはるの鷹のこゑはにおづれしに　こやまがへりのたかゞりのゆき　鷹を見て隠るゝ鳥のをしへ草　くれてぞ鷹のつかれたもろき　日もうこゑひき野の月に鷹すへて　たかのそがひにくるや犬飼　鳥叫びの聲きく鷹の谷渡し　ますがきは飛來山のたか　まる鷹の向ひの花にうつりきて　野されはたかの小芝ぐさとる　氷川もつき鷹あれば狩くらし　やしはの鷹ぞ名にとまりける　鷹のとゝ金の鳥もとりかひて　まのよねがひも陸奧の鷹

〔鷹十巻書 五〕らんどりといふは、鴈、鴨、鶴、鴻、鷺など、人の心得はべるは、大きにあやまりなり、らんどりは山にてもあるなり、鴈と鴨とをば田物といふ、鶴、鴻、鷺、其外の水鳥などをらんどりと云なり、たやすく人志らざることなり、かたく秘すべきことなり、

〔有德院殿御實紀附錄 十七〕此頃〇德川吉宗時までは、鷹を放ちて鳥とることを、羽合といひしが、思召旨や有けむ、合するとのみいふべしと仰ありしかば、今は御合せとのみ申す事となりしなり、

〔續日本紀 三十七桓武〕延曆二年十月戊午、行幸交野、放鷹遊獵、

〔續日本紀 三十九桓武〕延曆六年十月丙申、天皇行幸交野、放鷹遊獵、

〔續日本後紀 二仁明〕天長十年九月戊寅、天皇幸栗栖野遊獵、〇中略便幸綿子池、令神祇少副從五位下大中臣朝臣礒守、放所調養隼、拂水禽、仙輿臨覽而樂之、

〔續日本後紀 十七仁明〕承和十四年十月壬子、雙丘下有大池、池中水鳥成群、車駕臨幸、放鶻隼拂之、

〔三代實錄 四十六陽成〕元慶八年十二月二日戊子、勅遣左衞門佐從五位上藤原朝臣高經、六位六人、近衞一人、鷹七聯、犬九牙於播磨國、中務少輔從五位下在原朝臣弘景、六位四人、近衞一人、鷹五聯、犬六牙於美作國、並獵取野禽、

〔三代實錄 四十七光孝〕仁和元年三月七日壬戌、勅遣從四位下行左馬頭藤原朝臣利基於遠江國、從五位上守右近衞少將源朝臣湛於備後國、並臂鷹湛、犬、行拂野禽、路次往還幷經被之間、用正稅供食焉、

〔三代實錄 四十九光孝〕仁和二年二月十六日丙寅、勅遣越前權介從五位下藤原朝臣恒泉於遠江國、雅樂頭從五位下在原朝臣棟梁於備中國、並責鷹鷂拂取野鳥、　十二月十四日戊午、行幸芹川野、〇中略辰一刻至野口、放鷹鷂拂擊野禽、　廿五日己巳、行幸神泉苑、觀魚、放鷹隼、令擊水鳥、

〔大鏡 一字多〕この御門いまだ位につかせ給はざりけるとき、十一月廿よ日の程に、かものみやしろのへんに、たかつかひあそびありきけるに、〇下略

〔扶桑略紀 醍醐 二十三〕寛平十年(○昌泰元年)十月廿日、主上御弄小鷂、逍遙歷覽、(○中略)從行之輩皆悉參會、巳二剋、主上駕御馬、從臣皆乘馬、到於南庭、出自西門、其行列左右鷂飼相分在前、左右關擬相分在後、天駕在於中央、藏人所堪容貌者八人、著紫貫布摺衣白絹袴歷巾步行、自三條大路東行、至朱雀大道南行、縱觀之車夾路不絕、車中之女爭瞻天顏、或出半身、或忘露面、衣色照輝於簾外、右大將菅原朝臣於路左松林供進御膳、長谷雄朝臣右脚爲馬所踏損、不堪從行、申故障歸洛、(已上紀家記)每事叢多、依煩不能記焉、

〔西宮記 臨時 四〕野行幸

延喜十八年十月十九日、幸北野、(大將不參、依承和例、無大將也云々、)鷂鷹飼、衆茂朝臣、伊衡、言行、(以上、青色麹塵鳥裝褐衣、紅擣擺等、但皇如去年裝束、但淺紫綾布袴、以花摺唐草鳥形、)雄鷂鷂飼、源茲、同敎、小鷹鷹飼、源供、良峯義方、(以上四人、檜皮色布褐衣、鳴貫畫鳥摺花形、紫村濃布袴、青摺擺紫麾巾、)各臂鷹鷂、八人一列、(小鷹東四)立版位西、鷹鷹飼、御春望春、播磨武仲、春道秋成、文室春則、各臂鷹一列、立版位西南、(以上四人、紫色褐帽子腹纏行縢、并如去年、依御鷂魚檜褐衣、去年用貴色衣、其色并宜、仍改用之、但鷹飼行時在輿前、雄鷂次在其前、小鷹次之、鷹在近衞陣前、)犬養八人、候安福殿前、(犬養裝束如去年、鵜犬養衣袴、去年用貫布、今年改以輸革爲袴、自餘如去年、犬養等行時各在鷹飼邊云々、)畢乘輿到知足院南、隼人、左右衞門、左右兵衞等陣、及侍從等以次侍留、鈴印及威儀御馬等留在輿後、親王公卿等候輿後邊、左右近陣、左右開擬並行、卽鷹飼等皆解大緒就鷹云々、到船岡下輿、就輕幄座、仰親王納言令就鷹、(○中略)給酒三巡後、鷹飼等持鷹鷂授鷹衣納言以上、(○中略)卽各臂鷹鷂退出、

〔扶桑略記 醍醐 二十四〕延長六年十二月五日、行幸大原野、御鷹飼逍遙云々、親王公卿及殿上侍臣六位以上、著麴塵袍、諸衞官人著褐衣腹卷行縢、每事同大井河行幸、陽成院幷親王等在公卿列、主上御輿著赤色袍、自朱雀門交門出御、至五條路西折、到桂河邊、主上降自御輿、就幄云々、右大臣奏曰、宜覽近衞及殿上侍臣等裝束、先召左近中將淸蔭朝臣、右近權中將實賴朝臣、度御前西邊、更又還東、次左兵衞佐敦忠、右兵衞佐師輔、主上賞師輔裝束、仰敦忠、師輔令勸杯云々、(已上重明親王記略抄)

〔扶桑略記 三十 白河〕承保三年十月十二日乙未、關白左大臣引二率公卿一向二大井河一、令レ點二定行幸頓宮一、廿四日丁未、行二幸大井河一、御鷹逍遙也、公卿侍臣等皆以供奉、右大臣源朝臣師房述二和歌序一、出居式部卿敦賢親王參二於御船一、列二大臣座之上一、但馬守源高房於二桂河梅津邊一作二御在處一矣、

〔古今著聞集 十四 遊覽〕承元五年閏正月二日の朝、目もおどろくばかり、雪ふりつもりけるに、九條大納言參內せられて、此ゆきは御覽ずやとて、人々いざなひて、車寄に車さしよせて、別當の三位かうのすけ以下、內侍たち引具して、やり出されけり、〇中略大內右近馬場賀茂の方ざまへあこがれゆかれける、大納言直衣にて騎馬せられたりけり、さらぬ人々も、或は直衣、或は束帶にて、六位まで伴ひたりけり、賀茂神主幸平狩裝束して、車のもとに參れり、むかしはかゝる雪には、馬に鞍置まうけてこそ侍しに、今はかやうの事たえて侍つるに、めづらしくやさしく候ものかなとて、わかき氏人ども、おなじく狩裝束して、みな〳〵鷹手にすへて、かんだちへのかたへ、御ともつかうまつりて、雪の中のたかゞりして御覽せさす、

〔幕朝年中行事歌合 上〕五番 右 鷹狩初

民の戶ものどけき春の初とがりかりにも常のみちは有けり〇中略

鷹狩はじめは、年明て初て、狩に成らせ給ふを申也、鷹飼ども四方にわかれて、鳥立をもとめ、雪ふみわけて、終日狩くらし給ふよふ、賤きものゝ身を勞するに、おさ〳〵おとらせ給はず、〇下略

〔幕朝年中行事歌合 中〕二十九番 左 駒場野小鷹狩

御狩する駒場ののべに立うづらこれも昔のしるべがほなる〇中略

駒場野小鷹狩と申は、享保の御時諸手のかけ引を習はしめ給はむとかや有けむ、是を催されしが、今にいたる迄年ごとに十月十一月の間に此事有、番頭番士鷹飼の者はいふに及ばず、是に預る輩みな花やかなるよそひして、番頭は采配をもちて下知す、供奉の輩少老より以下は其限に

非ず、只馬にて扈從す、はじめ御たて場に成らせ給ひ、御けしき有て少老を初、近侍の人々中奥の輩までも、各うまを乘試む、頓て御馬にめされ、隊伍を亂さず狩場に成らせ給ふ、番頭諸士もうまをすゝめ、勢子を入れて鶉を追出し、落見の騎馬落草をみて告れば、くつばみを揃へて輪をのる、此時目付役馬をはせて告參らすれば、たゞちに御馬をはやめられ、皆のりつれて從ひ奉る、汗馬の行違ひ步立の走りさへぎるさま、さながら戰に臨めるがごとし、少老及び御側の衆には御けしき有て、鷹を合さしめらる、此事司どれる番頭も御許有て合する事あり、事はてゝ小高き所にやすらはせたまひ、番頭番士の大輪を御覽有、是より駒場のかり屋に入らせ給ひ、番頭をはじめ供奉の面々迄、くだもの酒肴などをたまふ、番頭四人は殊更に席を設、少老出て仰をつたふ、

〈村越筆記〉一雉の御成と云は、四月中旬にて、これは千住三河島邊に、高サ凡五丈計の山を築きありて、將軍は此上に於て上覽あり、一の勢子、二の勢子、三の勢子と分れ、遠方より聲をあげて追寄する狀をなす、上覽の場に近づき、一同聲をあぐる時、山陰にかねて飼置けるところの雉を放てば、將軍これを見て鷹を合す、この雉子狩には、各組より鷹十一聯宛をいだす事なり、

一追鳥狩、これは駒場野において行はる、大抵隔年なり、兩御番、御書院番等何れも騎馬にて、服裝は陣笠、陣羽織、野袴を著す、將軍は白き采を持ち、使番は赤き采を持て指揮す、衆駒場を四方より圍繞す、一人中央に在て扇を揚ぐるを合圖に、四方より馳せ寄り、棒を以て雉を打殺すなり、しかして一番二番誰某と記し、雉を合せて將軍に披露し、其實撿に供すこれは首實撿にならふものなりといふ、此時鷹は二聯、雉はかねて糸にてくゝりおくものなり、

一方目の御成と云は、五日にて、これは隅田川筋において行はる、方目の鳥を追出すは、御徒士御船手の役なれども、臨時鷹匠に申付らるゝ事あり、然る時は褒美として金三步を給はる、御徒士御船手には褒美なし、これは其役なればなり、鳥はつねに飼付あるを以て、誰にても追出さる

ものなれども、ことに鷹匠に申付らるゝは、褒美あらんがためなり、

一鶉の御成と云は十日にて、これは駒場御成ともいふ、この狩は美濃大垣陣を摸せられたるものにて、服裝は陣笠、陣羽織、野袴、將軍は馬上より鷹を放つ、後膳所に於て柹と餅とをまき散し、從者に給ふを例とす、

一雁鴨の御成といふは十月にて、これは飼付場は濱御殿及ビ隅田川邊なり、

一鶴の御成といふは、入寒後に行はるゝ鷹狩にして、第一の嚴儀なり、飼付場は三河島村に十五ヶ所、其他小松川品川等にもあり、一ヶ所を一シロと唱へ、二代に飼付人二人、十五ヶ所に鳥見四人を付らるといふ、さてこの狩は午の上刻に始むるを例とし、午後(ヒルゴ)八ッ時になるとも、鶴をとり得ざるときは、將軍喫飯せずといふ、これこの日の狩を重ずるがゆゑなるべし、又鶴をとりたる時は、鷹匠に金五兩を給ひ、鶴をおさへたるものには三兩の褒美あり、鶴は將軍の前にて鷹匠刀をとり、左腹の脇を割き、膽をいだし鷹に與へ、あとは縫合せて將軍の封印をつけ、直に朝廷へ進獻となるなり、鶴の腹をさく時、三度の唱言ありて後、刀を下すといふ、この狩には鷹各組三聯づつをいだす、但兩組一年換りとす、仙洞御在世には四聯とす、これは朝廷へ二羽進獻せらるゝをもてなり、又將軍の行列は淺草觀音までは本供にて、これより從者を省き、御小性御小納戶若年寄御場掛のみ從ふ、船の時は龍の口にて從者を省き、船に乘り、千住大橋にて上陸、歸路は橋場より乘船なり、午の膳所は、千住六月村の炎天寺とす、(住職を土用坊といひ、村の名主を善右衛門といふ、おかしき名ども也、由緒あることなるべし、)膳所に於て菰樽二下の鏡をぬき、鶴の血を絞り入れ、從者に給はる例なり、また服裝はすべて股引野半纏パントリを著す、このパントリといふ服は、陣羽織に袖をつけたるものなり、將軍は藤色、其他は隨意なり、但し紐は謁見以上は打紐を用ゐ、餘は陣羽織の如し、鷹匠は夏は一文字の菅笠、冬は淺黃の頭巾を被る、將軍の前にてもこれをぬぐことなしといふ、

〔御勝手方御定書〕御鷹野御成之儀ニ付被仰出候御書付

一御鷹野所々御成之節、御慰筋或ハ堅メ等之御用之外ハ、諸事常ニ不相替、町在郷迄可成程ハ家職之障ニ不成樣ニ可申付候、たとへば御道筋之儀、橋など損シ候歟、何ぞ御供中障可成儀ハ勿論直させ可申候、其外見分計に掃除申付、御奉公ノふりに殊ニ人多ク遣候樣なる儀、却而御慰之妨を致と同樣ニ候條、かたく無用ニ候、若向後先極有之事と計存、無益之儀共申付候ハヾ、其向々之諸役人御咎可被成候間、相極候事之上ニも、猶又委ク心を付可申出候事、

一諸役所より差出候御道具人數之事、委吟味いたし、隨分すくなく差出可申候、御延氣御鷹野先之儀、御供廻り御番人幷思召有之て被仰付候御人數之外ハ、萬事すくなく御膳所ニ至までも、御不自由被遊思召ニ候處、自然御用ニ入べきやと用意杯持參候儀上意ニ不叶、何とぞ御事かけさせられ候分は不苦候間、定之外之物持參候儀堅無用ニ候事、

酉（〇享保二年）十二月

〔德川禁令考三十一狩鷹〕享保三戌年正月廿六日

御鷹野之節供率

御先　御徒十人　御徒頭壹人　小十人頭壹人　一段此間三十四程

御刀持貳人　松下專助　澁谷鍵殿右衛門　御鷹匠頭壹人　貳段此間見計

若年寄衆　御側衆　御小性　御小納戸　御目付

御徒頭（御先江立候御徒頭也、下り候へハ、此所江可罷候、）　小十人頭（御先江立候小十人頭也、此所江下り可申候、能勢三十郎ハ始終此所ニ可罷在候）　伊奈半左衛門　御鷹匠頭壹人　御鷹不殘　御鷹師貳人　同同心貳人　藪田助八　御荷物壹人

右者其節御用ニ御座候御荷　三段此間三四町程

御茶弁當持壹人　御水荷物壹人　御丸弁當持壹人　御挾箱持壹人

右之內手明キ貳人手明之者臺をも持、手代りも相勤候、

御直鎗壹筋　御手筒壹挺　御騎馬持壹人　鳥持貳人　小十人拾人　御徒拾人（御先江立候御徒也、下り候ハヽ、此所江可ㇾ參候、）　御鷹匠手明不ㇾ殘　與坊主壹人　御部屋坊主貳人　土圭之間坊主壹人

御先立有ㇾ之節ハ段を切不ㇾ申、御先立下り候ハヽ、右之通段々切可ㇾ申候、

戌正月廿六日

〔信長記〕五御鷹野之事

信長卿鷹ヲスキ給ヒシ事モ、逸遊ノ業ノミニ非ズ、萬民百姓等ガ愁ヘ申事ナンドヲシロシメサンガ爲ナリ、去バ尾張國海東郡ノ事カトヨ、或時唯一人侘タル出立ニテ鷹ヲスヘサセ玉ヒツヽ、在々ヲ通ラセ玉ヒシニ、老タル婦人悲ムアリ、故ヲ問玉フニ、先祖ヨリ所持候シ田畠ヲ、里ノ長ニ押領セラレシニ依テ、今此飢ニ望メバ、何トナウ涙モソヾロナリト申シケレバ、加樣ノ邪ナルコトモ、近年兵亂打繼キツヽ、制法ト云コトモナク、只明テモ暮テモ武勇ノミヲ事トスルニヨレリ、是予ガ罪ニ非ズヤ、古人曰、凡民所ㇾ以爲ㇾ姦邪竊盜靡法妄行者、生ㇾ於不足、不足生ㇾ於無度、無ㇾ度則小者偸惰、大者侈靡、各不ㇾ知ㇾ節トカヤ云傳ルナド思召合サレ、政道ノ不ㇾ正事ヲ歎キ給ヒツヽ、御歸城有テ、人モコソ多キニ、丹羽五郎左衞門尉ヲ召玉ヒテ、百町ノ里ニ爾々ノ事アリ、急ギ立越テ世ノコラシメ、又ハ式法ニモ成ヤウニ可ㇾ相計ト仰ケレバ、卽參リ其里ノ老人ドモ呼集メ、事ノ樣子委細ニ尋問テ、如ㇾ先規ㇾ沙汰シケレバ、老婦悅カヘル事限ナシ、立歸テ其由申上ケレバ、彼里ノ長ハ見懲シメンガ爲ニ、永ク先祖ノ所領ヲ改易シテ、彼婦ニ取スベシトテ又被ㇾ遣ケレバ、重テ沙汰シ申ケリ、カク計ハセ給ヒシカバ、口ヲ逐月ヲヘテ下ガ下ニ至ルマデ、自ラ淳直ニ化シヌルヤウニ覺ケリ、〇下略

〔織田信長譜〕元龜二年七月、信長放鷹歷ㇾ過邑里、而問ㇾ人民之愁苦、

〔總見記十七〕信長公被任右大臣幷山狩興行事

同〇天正五年十一月十三日、大臣家御上洛、二條新造ノ御所へ御座ヲ移サレ、同月十六日、右大臣ニ御轉任、廿日、從二位ニ敍セラレ、右大將如元、同月十九日、御鷹山狩トシテ御參內、何レモ思々ノ出立、頭巾ヲキセラレ、皆々狩杖迄金銀ニテ濃ラレ、結構ナル出立ナリ、御先一段御弓ノ衆百人計各下疊カレ候虎皮ノ毛靭一樣ニ被着、二段八十人計色々樣々興有ル仕立、御鷹十四居居サセラル、大臣家御自身御鷹居サセラル、前後ハ御小姓衆御馬廻衆美麗ヲ盡シ、裝束出立言語ヲ絕シテ面白キ御壯觀、末代希有ノ見物、天下無雙ノ風情也、京都田舍ノ僧俗貴賤心目ヲ驚ス計ナリ、扨モ禁中ノ日ノ御門ヨリ入ラセラレ、忝モ小御所御坪內ニ於テモ、皆々人數ヲ召連ラレ、其時御折檻ノ物被下、謹テ御頂戴アリ、鷹御叡覽ノ時建智門へ出サセラレ、直ニ東山邊ヲ御鷹遣ハレ候、折節俄ニ大雪降ツテ御鷹虛空ニ被放、大和國內郡へ飛行畢ヌ、御秘藏ノ御鷹ニ候間、方々御尋有之處ニ、翌日大和國越知玄蕃允ト云者、件ノ御鷹ヲスヘアゲ獻上申候、御褒美トシテ御服一重、御秘藏ノ御馬被下之、其上年來自分ノ知行闕所ニ成リ、無足ニテ罷在候ヲ、今度此事ノ序ニ御朱印安堵ノ御書ヲ被成下、誠ニ以忝キ仕合ナリ、

〔豐臣秀吉譜中〕天正十八年十一月、秀吉狩于三河吉良、十二月歸京所狩獲之禽鳥、無大無小皆懸之于竿、吏卒持荷之、緩步于京中、二行而進、禽鳥之數不知校計、秀吉駕輿及諸士皆臂鷹二行而步入、聚樂亭、主上皇子月卿雲客皆聚觀、其明日賜竿上之諸鳥于公卿雲客乃至洛中町人、各有差、

〔槐記〕享保九年九月七日、太閤秀吉ノ、アルトキ狩ノカヘリノ供奉ノ體、上覽ニ入ベキママ、南門ノ前御通シアレト願ハレテ、御許容アリシカバ、其日南門ヲ啓テ上覽アル、三藐院殿〇近衞信尹ニモ御出アリシユエ、始終ノ裝束付マデ、ノコル處ナク記サレタリ、事夥キコトハ言モオロカ也、先手鶴百羽靑竹ニ結付、二行ニナラビ、其次ニハ雁二百羽同クト云ヤウニ、事ヲ華美ニヨセテ、見物スル

ヤウニ興行セラレタリト見エタリ、家康ナド以下ノ衆中騎馬ノ分ハ、ミナ鷹ヲ手ニスエテ通ル、秀吉ハ朝鮮ノ乘輿ニ乘テ、唐冠ニ唐服ヲ着シ、鷂ヲ手ニスエテ、南門ノ前ニテ酒ヲ請ハレタリ、殿上人諸卿トモニ出合テ、南門ノ前ニ席ヲ布テ宴ス、右ノ鷂ノ首ヲトラレタレバ作リモノニテ、中ニ肴ヲ入ラレタリ、太閤ノ物數寄サモアルベシ、今ノ世ヨリ推シテハ、輕キコト所司代マデモ左ヤウノ所行ナルベキヤ、ソレユエ聚樂ノ行幸モ事ハ夥カルベシ、儀ハ二條行幸ホドニハ備ランヤイナヤ、

〔當代記〕慶長十年十一月十七日、右府家康公、爲鷹野川越忍江出御、　廿五日、將軍秀忠公、爲鷹野鴻ノ巣出御、十二月廿日頃迄有逗留、

〔落穗集追加三〕御鷹野先へ女中方御供の事

問曰、權現樣〇德川家康御在世の內、御鷹野の御先には、女中方を御供に召連れらるゝと申候、いよいよ御通りの事と申事にや、答曰、我等若年の頃、小木曾抔常に物語り仕るは、濱松駿府抔に被遊御座候節、常々御鷹野の先へは、左樣には無御座候、遠方御泊り御鷹野とさへあれば、女中衆六七人程づゝ定て御供被致、其內乘物にて御供被致るゝ女中一兩人づゝにて、其外は何れも乘掛け馬にて、あかね染の木綿布團抔を敷、市女笠に、下にふく面を被致て御供有る由、〇下略

〔駿府記〕慶長十六年十一月五日、至忍之御鷹場給、自將軍家爲御使、土井大炊助參上、諸事執行云々、　六日、幕下〇德川秀忠爲御鷹野出御鴻巢、是大御所〇德川家康依御意也、成瀨隼人正、安藤帶刀、永井右近、松平右衞門佐、後藤少三郎、長谷川左兵衞、自忍到鴻巢、將軍家爲御目見也云々、　十日、御放鷹、自卯刻至申刻還御云々、　十一日、御放鷹、眞名鶴、黑鶴共令摯之給、高麗鷹脇ヲ摯云々、及夜南部信濃守利直獻御茶、御料理以後、令呑御茶、則賜利直、其後御近侍皆呑之云々、紹一撿挍被召出平家ヲ語ル、自將軍家被進三種嘉肴、日被獻珍物、以御使者令窺御機嫌之好惡給、御孝行超越虞舜漢文云々、

十二日、御鷹野、

〔有徳院殿御實紀附錄六〕鷹狩は元祿よりこのかた廢せしこと、數十年にいたりしかば、御狩のありさまをも、志る者なかりしに、佐渡守富春、鷹に練せし者ゆゑ、御鷹のことにもあづかり、いつも放鷹の御供にしたがひけり、○中略十二月○享保元年十一日、吹上の御庭に陪從しけるに、鴻二つとらせ玉ひしかば、みけしき大方ならず、吸物酒などをたまふ、

〔有徳院殿御實紀附錄十三〕鷹狩はすべて講武の一助とせらるゝ事なれど、わきて鶉雉子などの狩場は、嚴重にして、各騎馬にて供奉す、其時近習またはとざま、布衣の人々のうち、御えらびにあづかり、落見といふ事奉るものありて、鳥の草に落るをみると、馬を馳、扇をひらきて、相圖をなすなり、其ほか近習の人々にも、さま〴〵の職をさだめらる、まづ近習の輩、中奥の小姓は、御馬前に一隊をなし、少老、御側の衆、その後を押ふ、兩番頭は、各その組の番士を引ぐして隊伍をなせり、番頭、及び落見の役、近習の人々、すべて伊達羽織を着し、番士はその色をもて隊を分つ、その羽織の色は、其組々の母衣の色目を用ゆべしと仰出されしとぞ、さて狩場の法も、御みづからあらかじめ沙汰し玉ひ、其日にいたり、御馬上にて采配をとつて下知し玉ひしに、さばかり數千の人數を引廻し玉ふこと、手足をつかひ玉ふに異ならざりしとなん、またある時は、單騎にて諸番の隊に乘込玉ひ、御みづから番士を指揮したまひ、志か〴〵の旨を番頭に申すべしなど、宣ひし事もありき小十人組、鷹匠鳥見等は、みな歩行にて備をなし、貝役は貝を吹、又鐘をふり、農民の役夫は、各紙旗に村名を志るし、各隊伍を分つ、されば人馬の馳ちがふ音、諸隊の鬨の聲、おびたゞしく山野にひゞき、誠に戰場のありさまも、かくやといるましき事どもにて、衆人おのづから勇をはげむのもとゐとはなれりける、○中略

享保五年、駒場野に小鷹狩し玉ふ日、鶴の御飼とゝのはずして、鶴をとり得ざりしかば、御供の少

老大久保佐渡守常春をもて、鷹匠頭戸田五助勝房、小栗長右衛門正等、鷹匠水上三大夫昌勝、宮井杢大夫玄方、職事無狀なりとの御咎を蒙る、これ太平の時、有司の面々、其所務に怠らむ事を思召れて、かくは沙汰し玉へるならむと、いづれもおそれつゝしみけり、其後鈴木市郎兵衛重俊といへる大番の士あり、小鷹に鶉とらしむる事をよくするとの聞えありしかば、しば〳〵御たづねあり、六年九月十五日、ふたゝび駒場野にわたらせ玉ひ、こたびは殊更に仰事ありて、市郎兵衛も御供に召加へられ、諸隊のかけ引にも心をそへさせ玉ひしに、例よりは事とゝのひ、鶉もかずあまた得玉ひしかば、みけしきよく、佐渡守をもて、市郎兵衛出かしたりとの御詞を下さる、七年の九月廿九日、同じところの御狩には、諸隊の番士徒士役了のたぐひまでも、進退よくとゝのひ、鶉もなほ多く得られしかば、御けしき殊にうるはしく、御休幄につかせ玉ひて後、目付稻葉多宮正房、徒頭金田捴八郎正在、向井兵庫政輝、土屋平三郎正慶に、遮卷の作法よかりしとの御諚ありて、酒さかななどたびけるとぞ、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕鶴などは、鷹はやく見つけて、御こぶしにとまらぬを、しばし引とめて合せ玉ひしに、〇德川吉宗いつもあやまち玉ふことなかりしとぞ、鶴白鳥はあはする時、鷹匠等も、四五日先より、餌飼をひかへ、加減することなるを、さにては後に鷹の元氣復しがたし、かつかねて期したる日、さはりありてのばしぬれば、鷹に懲る心いで來て、後にあはせにくしと仰ありて、御みづからは二日詰とて、餌飼の日數を減じ玉ひ、田犬もかず〳〵御沙汰ありて、小鷹狩の時ならば、放し犬といふ事をもなし玉へり、鷹匠にては水上楠右衛門昌善、このわざに老練せしかば、つねに吹上の御庭に侍りて、鷹飼の事をつかさどりけり、

〔浚明院殿御實紀附錄一〕鷹をはなちたまふことは、有德院殿〇德川吉宗練熟し玉ふことなれば、御みづからをしへさとし玉ひしにより、たぐひもなき堪能にならせたまひけり、〇德川家治鶴の合せは、

年老て練熟したる鷹匠も及がたしとて、其職のもの今に至りてもかたり傳ふ、いとわかうおはしける時、吹上の御庭へならせられしに、田地といへる所に、鴫の求食して居たるに、鷹を放たれしが、とり得ざりしかば、御後に候したる内山七兵衛永清、御拳はよく遊しけるが、鷹の羽ぶりよろしからずして、とり得ざりしなりと申ければ、能勢河内守頼忠鷹匠頭承りて、七兵衛申す所、まことしからず、今の鷹はそれがし年ごろ餌飼せしなれば、羽ぶりは随分よろしかりしが、御わざの未だ至らせたまはねばこそと申あげしかば、少し御不興の御様子なりしに、やがておなじ御庭の三角矢來といふところに、白鷺おり居るよしつげ申すものあり、さらば此鷹もて其鷺をとらせよと仰あれば、河内守承りぬと申て、やがて走り行しに、ほどなく鷺をとり來り、御覽に入て、わざよろしければ、かくとり候なり、河内が飼こみしたる鷹の、鳥とらぬことや候と申ければ、御笑ありしとなり、この河内守は、有德院殿いまだ紀伊の邸にあらせられける時より仕へて、年久しく鷹の事にあづかりて、後この公に付玉ひし人なれば、御優待なしたまひしにより、かゝる直言をも申あげじなるべし、これ然しながら、御寛容の御德によるところなり、

〔文恭院殿御實紀附錄〕三浚明院殿(○德川家治)には、四時の御放鷹怠らせ玉はず、炎暑酷寒といへども遊玉ふことなし、これは御幼稚のときより、有德院殿(○德川吉宗)深き御趣意ありて、常々御教諭ありしを、守らせ玉ふ御事とぞ、當代も(○德川家齊)其御志を繼せ玉ひ、怠らせ玉はず、御鷹はことに好ませ玉ひ、其奥儀を極め玉ひ、つねく〲飼立玉ふよりはじめ、放ち玉ふ業にいたるまで、あくまで精妙にわたらせ玉ふ、毎年大内へ進らせらるゝ鶴は、もとより御手づから捉飼玉ふことにて、御慰みのためならねば、玄冬の旦、風雪をも冒して成らせ王ふ、鶴の御場はことに廣くして、まかもこゝかしこにへだゝりぬれば、日によりては、御鷹所へ渡らせ玉ふも、未の刻下りしときもありしが、少しも倦勞したまふ御氣色を見奉りし事なし、御年若き頃ふ、御鷹の鶴捉て落れに、其處騒よせ

て、御みづから鶴を取おさへ玉ひしこともあり、其御健足及び奉る者なし、鶴は背もて突事あれば、尊貴の御身にては然るべからずと、老臣某諫め奉りしより後は、御みづからはなし玉はざりき、鶴捉の鷹は、逸物を用ふることとなれば、その職の輩えらびてたてまつる事なるが、一とせ御鷹の羽振宜しからず、定まれる物數不足せしかば、二度成らせ玉ひ、やう〳〵其數にみてりしかば、其後は御みづから御鷹選び玉ふべしとて、數据たてまつらしめ、架へ繫並て、其剛臆を御覽じ定められ、四五据をえらび出させ玉ひ、玄ゝ當の事までも、御差圖ありしかば、成らせ玉ふごとに、鶴捉獲ざる事なし、大内へ進らせらるゝ御物數は更なり、玄ゝあてし御鷹のかぎりは、一寄も寄をきることなかりし、鶴三羽まで、御拳ありしときは、御膳所へ渡らせられて、御側より外班の者どもまでも、鶴血酒たまはる定例なるが、御物數多き事少かりし時は其事なし、かく御物數多く成行ば、年毎に鶴血酒たまはらぬことなきやうになりにき、扨鶴羽合玉ふに、荷寄垣寄、其外さまざま有風の順逆、場合の遠近、御みづから見定められて、鷹を放ち玉ふに、あやまたせ玉はず、老練の鷹師といへども、難しとするに、かくまで神に入らせ玉ふこと、及び奉るべきにあらずと、戸田百助勝莫など、ひそかに感じ奉りぬ、○中略

文化中、大内へ進らせらるゝ鶴、捉飼たまはむとて、小松川筋へ成らせ玉ひし時、勝莫の屬吏鹿兒孫十郎といへる老練の鷹匠、飼こえし鷹を御拳へたてまつりければ、捉得べきやいなやと仰ありしかば、必捉べしと申上しかば、頓て御羽合ありしに、はたして捉獲しかば、御氣色殊にうるはしく、御懷より紫の條取出て、御手づからたまはりし、此孫十郎は、老輩といひ、年久敷鷹を業とし、至り深きのみか、篤實によく勤めたれば、かゝる賜物もありしなるべし、後鷹匠の組頭に命せられし、提飼鷹にては、鶴三羽以上捉たる鷹にあらでは、紫の條御ゆるしなき例なり、御拳にゝは、一羽捉得ればゆるし給ふ、それも後日の事なり、本日御前にて直にたまはることは、例なき事なりとぞ、

親王及臣下放鷹

露霜乃、安佐爾伊多禮婆、野毛佐波爾、等里須太家里等、麻須良乎能、登毛伊射奈比底、多加波之母、安麻多安禮等母、矢形尾乃、安我大黒爾、大黒者蒼鷹之名也之良奴里能、鈴登里都氣底、朝猟爾、伊保都登里多底、暮猟爾、知登理布美多底、於敷其等爾、由流須許等奈久、手放毛、乎知母可夜須伎、許禮乎於伎底、麻多波安里我多之、左奈良敝流、多可波奈家牟等、情爾波、於毛比保許里底、惠麻比都追、和多流安比太爾、多夫禮多流、之許都於吉奈乃、許等太爾母、吾爾波都氣受、等乃具毛利、安米能布流日乎、等我里須等、名乃未乎能里底、三島野乎、曾我比爾見都追、二上、山登妣古要底、久毛我久理、可氣理伊爾伎等、可弊理伎底、之波夫禮都具禮、呼久餘思乃、曾許爾奈家禮婆、伊敷須弊能、多騰伎乎之良爾、略○中

〔萬葉集十七〕思放逸鷹夢見感悦作歌一首并短歌

右射水郡古江村取獲蒼鷹、形容美麗、鷙雉秀群也、中○略　守大伴宿禰家持、九月〇天平二十年二十六日作也、

〔萬葉集十九〕八日〇天平勝寶二年三月詠白大鷹歌一首并短歌略○中

秋附婆、芽子開爾保布、石瀬野爾、馬太伎由吉底、乎知許知爾、鳥布美立、白塗之、小鈴毛由良爾、安波勢也里、布里左氣見都追、伊伎騰保流、許己呂能宇知乎、思延、宇禮之備奈我良、枕附、都麻屋之内爾、鳥座由比、須惠氐曾我飼、眞白部乃多可、

〔三代實録四清和〕貞觀二年閏十月四日庚戌、詔、二品行兵部卿忠良親王、聽以私鷹二聯、狩五畿内國禁野之外、　十一月三日己卯、詔、參議正三位行右衞門督源朝臣融、賜大和國宇陀野、爲臂鷹從禽之地、

〔三代實録五清和〕貞觀三年二月廿五日己巳、詔、大納言兼行右近衞大將源朝臣定、聽以私鷹鷂各二聯、遊獵山埼、河内、和泉、攝津等國禁野之外、　三月廿三日丁酉、詔、河内攝津兩國、聽二品式部卿兼上總太守仲野親王、以私鷹鷂各二聯、遊獵禁野之外、

〔三代實録十三清和〕貞觀八年十一月十八日己未、勅、二品式部卿忠良親王、聽臂鷹二聯鷂二聯、左大臣正

二位源朝臣信、鷹三聯、鷂二聯、　廿九日庚午、是日、勅、聽二品仲野親王、養鷹三聯、鷂一聯、正三位行中納言陸奥出羽按察使源朝臣融、鷹三聯、鷂二聯、從五位下行內膳正連枝王、鷹二聯、從五位上行丹波權守坂上大宿禰貞守、鷹一聯、從五位上行近江權大掾安倍朝臣三寅、鷹三聯、

〔今昔物語二十九〕民部卿忠文鷹知本主語第卅四

今昔、民部卿藤原ノ忠文ト云フ人有ケリ、此ノ人宇治ニ住ケレバ、宇治ノ民部卿トナム世ノ人云ケル、鷹ヲゾ極テ好ケルニ、其時ニ式部卿ノ重明ノ親王ト云フ人御ケリ、其宮モ亦鷹ヲ極テ好ミ給ケレバ、忠文ノ民部卿ノ許ニ吉鷹數有ト聞テ、其レヲ乞ハムト思テ、忠文ノ宇治ニ居タリケル家ニ御ニケリ、忠文驚キ騷テ、忩ギ出會テ、此ハ何ゴトニ依テ思ヒ不懸ズ渡リ給ヘルゾト問ケレバ、親王鷹數持給ヘル由ヲ聞テ、其レ一ツ給ハラムト思ヒテ參タル也ト宣ケレバ、忠文人ナドヲ以テ仰セ可給キコトヲ、此ク態ト渡ラセ給ヘレバ、何デカ不奉ヌ樣ハ侍ラムト云テ、鷹ヲ與ヘムト爲ルニ、鷹數持タル中ニ第一ニシテ持タリケル鷹ナム、世ニ並无ク賢カリケル鷹ニテ、鴙ニ合スルニ必ズ五十丈ガ內ヲ不過シテ取ケル鷹ナレバ、其レヲバ惜テ次也ケル鷹ヲ取出テ與ヘテケリ、其レモ吉キ鷹ニテハ有ケレドモ、彼ノ第一ノ鷹ニハ可當クモ非ズ、然テ親王鷹ヲ得テ喜テ自ラ居ヱテ、京ニ返給ケルニ、道ニ鴙ノ野ニ臥タリケルヲ見テ、親王此ノ得タル鷹ヲ合セタリケルニ、其鷹弊クテ鳥ヲ否不取ザリケレバ、親王此ク弊キ鷹ヲ得サセタリケルト腹立テ、忠文ノ家ニ返リ行テ、此鷹ヲバ返シテケレバ、忠文鷹ヲ得テ云ク、此レハ吉キ鷹ト思テコソ奉リツレ、然ラバ異鷹ヲ奉ラムト云テ、此ク態ト御タルニト思ヒテ、此ノ第一ノ鷹ヲ與ヘテケリ、親王亦其ノ鷹ヲ居ヱテ返ケルニ、木幡ノ邊ニモ試ムト思テ、野ニ狗ヲ入レテ鴙ヲ狩セケルニ、雉ノ立タリケルニ、彼ノ鷹ヲ合セタリケレバ、其鷹亦鳥ヲ不取ズシテ、飛テ雲ニ入テ失ニケリ、然レバ其ノ度ハ親王何ニモ不宣ズテ京ニ返給ニケリ、此レヲ思フニ、其ノ鷹忠文許ニテハ並ナク賢カリケレドモ、

親王ノ手ニテハ此ク弊ク失ニケルハ、鷹モ主ヲ知テ有ル也ケリ、

〔今昔物語十九〕攝津守源滿仲出家語第四

今昔、圓融院ノ天皇ノ御代ニ、左ノ馬ノ頭源ノ滿仲ト云フ人有ケリ、略○中數ノ子共有ケリ、皆兵ノ道達レリ、其ノ中ニ一人ノ僧有ケリ、名ヲバ源賢ト云フ、比叡山ノ僧トシテ、飯室ノ深禪僧正ノ弟子也、父ノ許ニ多々ニ行タリケルニ、父ノ殺生ノ罪ヲ見テ歎キ悲テ、横川ニ返リ上テ、源信僧都ノ許ニ詣デ、語テ云ク、己ガ父ノ有樣ヲ見給ツルニ、極テ悲キ也、年ハ既ニ六十ニ餘ヌ、殘ノ命幾ニ非ズ、見レバ、鷹四五十ヲ繋テ、夏飼セサスルニ、殺生量リ无シ、鷹ノ夏飼ト云ハ、生命ヲ斷ツ第一ノ事也、亦河共ニ簗ヲ令打テ、多ノ魚ヲ捕リ、亦多ノ鷲ヲ飼テ、生類ヲ令食メ、亦常ニ海ニ網ヲ令曳、數ノ郎等ヲ山ニ遣、鹿ヲ令狩ル事隙无シ、此レハ我ガ居所ニシテ、爲ル所ノ殺生也、略○下

〔今昔物語十九〕西京仕鷹者見夢出家語第八

今昔、西京ニ鷹ヲ仕ヲ以テ役トセル者有ケリ、名ヲバ□□ト云ケリ、男子數有ケリ、其等ニモ此ノ鷹仕フ事ヲナム業ト傳ヘ敎ヘケル、心ニ懸テ夜ル晝ル好ケル事ナレバ、寢テモ寤テモ、此ノ鷹ノ事ヨリ外ノ事ヲ不思ザリケリ、常ニ夜ハ鷹ヲ手ニ居ヘテ居明シ、晝ハ野ニ出テ鳩ヲ狩テ日暮ス、家ニハ鷹七八ヲ木居エ並タリ、狗十廿ヲ繋テ飼ケリ、鷹ノ夏飼ノ程ハ、多ノ生者ヲ殺ス事、其ノ員ヲ不知デ、冬ニ成ヌレバ、日ヲ經テ野ニ出テ鳩ヲ捕ル、春ハ鳴鳥ヲ合スト云テ、晩ニ野ニ出テ鳩ノ鳴ク音ヲ聞テ、此レヲ捕ル、如此ク爲ル間、此ノ人年漸ク老ニ臨ヌ、而ル間風發テ心地惡クテ、夜ル不被寢リケルニ、曉方ニ成ル程ニ、寢入タリケル夢ニ、嵯峨野ニ大ナル墓屋有リ、其ノ墓屋ニ我レ年來住テ、妻子共引列テ有ト思フニ、冬極テ寒クシテ過ル程ニ、春ノ節ニ成テ日ウラヽカニ和日ナタ誇モセム、若菜モ摘ナムト思テ、夫妻子共引列テ、墓屋ノ外ニ出ヌ、蝮ニヨキマヽニ、散々ニ成ハ若菜ヲ摘ミ、或ハ遊ナムドシテ、各墓屋ノ邊ヲモ遠ク離レヌ、子共モ妻モ此ク散々ニ遊ビ去

ヌ、而ル間太秦ノ北ノ杜ノ程、多ノ人ノ音有リ、鈴ノ音大ナル、小キノ數鳴合タリ、聞クニ胸塞テ、極テ恐シク思ユレバ、高キ所ニ登テ見ニ、錦ノ帽子シタル者ノ、斑ナル狩衣ヲ著テ、熊ノ行縢ヲ著テ、斑ナル猪ノ尻鞘シタル太刀ヲ帶テ、鬼ノ樣ナル鷹ヲ手ニ居テ、高ク鳴ル鈴ヲ鷹ニ付タリ、鷹ノ飛ビ立ツヲ手ニ引居エテ、早氣ナル馬ニ乘テ、數人嵯峨野ニ打散テ來ル、其ノ前ニハ間笠著タル者、身ニハ紺ノ狩衣ヲ著タリ、肱ニハ赤キ革ヲ袖ニシタリ、袴ニモ皮ヲ著タリ、脉ニモ物ヲ卷タリ、貫ヲ履タリ、杖ヲ突テ、獅子ノ樣ナル狗ニ、大ナル鈴ヲ付タリ、鳴リ合タル事空ヲ響カス、疾氣ナル事隼ノ如シ、此ヲ見ニ目モ暗レ、心モ迷レバ、然ル我ガ妻子共ヲ疾ク呼ビ取テ、隱レムト思テ見レバ、所々ニ遊ビ散テ、可呼取クモ无シ、然レバ西ハ東モ不思ヘズシテ、深キ藪ノ有ルニ隱レ入テ見レバ、我ガ極シク悲シト思フ、太郎子モ藪ニ隱レヌ、而ル間狗飼鷹飼皆野ニ打散テ、所々ニ有リ、狗飼ハ杖ヲ以テ藪ヲ打テ、多ノ狗共ヲ以テ聞ス、穴極シノ態ヤ、此ハ何カ可爲キト思ヒ居タル、此ノ太郎子ノ隱タル藪樣ニ、狗飼一人寄ヌ、狗飼杖ヲ以テ藪ヲ打ツニ、生ヒ繁リタル薄モ、皆杖ニ當リテ折レ臥ヌ、狗ハ鈴ヲ鳴シテ、鼻ヲ土ニ付テ聞ツ寄ル、今ハ限ト見ツル程ニ、太郎子不堪ズシテ、空ニ飛ビ上タリ、其時ニ狗飼音ヲ擧テ叫ブ、少去テ立テル鷹飼、鷹ヲ放チ打合セツ、太郎子ハ上ザマニ高ク飛テ行ク、鷹ハ下ヨリ、羽ヲ□□ノ責メ許ノ而間太郎子飛ビ煩テ下ル程ニ、鷹下ヨリ飛ビ合テ、腹ト頭トヲ取テ轉テ落ヌ、狗飼走リ寄テ、鷹ヲバ引キ放テ、太郎子ヲ取テ頸骨ヲ搔□□ヲ押シ折ツ、其ノ間太郎子破无キ音ヲ出スヲ聞クニ、更ニ生ヌルベクモ不思、刀ヲモテ肝心ヲ割クガ如シ、二郎子何クニ有ラムト思フ、亦二郎子ガ隱タル藪樣ヘ行、狗聞テ寄ル、穴心踈ト見居タル程ニ、狗急ギ寄テ、二郎子ヲ挾テ擧ツ、二郎子羽ヲ開テ迷フ事无限シ、狗飼亦走リ寄テ、頸骨ヲ搔□□テ押シ折ツ、三郎子亦何ナラムト見遣ルニ、三郎子ガ隱タル藪樣ニ、狗聞テ寄ヌ、三郎子不堪シテ立テ上レバ、狗飼杖ヲ以テ、三郎子ガ頭ヲ打テ打落シツ、子共ハ皆死ヌレバ、妻ヲダニ殘セカシト、悲

シク見居タル程ニ、未ダ狗飼モ不来ヌ前ニ、妻疾ク飛ビ立テ、北ノ山様ニ逃グ、鷹飼此レヲ見テ、鷹ヲ放テ合セテ馬ヲ令走テ行ク、妻ハ羽疾クシテ、離レタル松ノ木ノ本ナル叢ニ落入ヌ、狗次ギテ寄テ妻ヲ挟ツ、鷹ハ松ノ木ニ居タレバ、鷹飼麗ギ取テ、其ノ後我ガ隠レタル叢ハ早シ、高ク、藪モ滋ケレバ、深ク隠レテ居タルニ、一ニモ非ズ、五六ノ狗ノ鈴ヲ鳴シテ、我ガ居タル藪様ニ来ル、我レ不堪シテ北ノ山様ニ飛ビ逃ル時ニ、空ニハ數ノ鷹高ク飛ビ、短ク飛ツヽ、追テ来ル、下ニハ多ノ狗鈴ヲ鳴シテ追フ、鷹飼ハ馬ヲ令走テ来ル、狗飼ハ杖ヲ以テ藪ヲ打ツ・□□ル此ク飛テ逃ル間ニ、辛クシテ深キ藪ニ落入ヌ、鷹ハ高キ木ニ居テ、鈴ヲ鳴シテ我ガ有ル所ヲ狗ニ教フ、狗ハ鷹ノ教フルニ随テ、我ガ逃ゲ行所ヲ尋テ聞テ来ル、然バ更ニ可遁キ方无シ、狗飼ノ疲レ進ル音、雷ノ鳴リ合タルガ如シ、悲ク為ム方无ク思ユルマヽニ、下ハ澤立タル藪ニ、頭許ヲ隠シテ、尻ヲ逆ニシテ臥セリ、狗鈴ヲ鳴シテ寄リ来ルニ、今ハ限ト思フ程ニ夢覺ヌ、汗水ニ成テ夢也ケリト思フニ、然バ我ガ年来鷹ヲ仕ツル事ヲ見ユル也ケリ、年来多ノ鴙共ヲ殺ツルハ、我ガ今夜思ツル様コソ悲シク思ヘツラメ、无限キ罪ニコソ有ケレト、忽ニ其ノ心ヲ知ヌ、夜明ケルヤ遅キト、鷹屋ニ行テ居ヘ並メタル鷹共ヲ、有ル限リ皆足緒ヲ切テ放ツ、狗ヲバ頸縄ヲ切テ皆追ヒツ、鷹狗ノ具共ヲバ、皆取リ集メテ、前ニシテ焼ツ、其ノ後妻子ニ向テ、此ノ夢ノ事ヲ泣々ク語テ、我レハ忽ニ貴キ山寺ニ行テ、髻ヲ切テ法師ト成ヌ、其後偏ニ聖人ト成テ、日夜ニ彌陀ノ念佛ヲ唱ヘテ十餘年ト云フニナム、終リ貴クシテ失ニケル、實ニ此レ貴キ事也トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕みちのくに田村の郷の住人、馬允なにがしとかや云おのこ、鷹をつかひけるが、鳥を得ずしてむなしく歸りけるに、あかぬまといふ所に、をし鳥一つがひゐたりけるを、くるりをもちていたりければ、あやまたずおとりにあたりてけり、其をしをやがてそこにてとりかひて、えからをばえぶくろに入て、家にかへりぬ、○下略

〔吾妻鏡十八〕元久三年〇建永元年十二月廿三日己巳、重胤參相州、蒙御氣色事、愁歎難休之由申、〇中略相伴參御所、給重胤者、徘徊門外、于時將軍家〇源實朝折節出御南面、〇中略即召御前、片土多氣、枯野眺望、鷹狩雪後等事被尋仰、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

高豐前守、悅思事不斜、聽テ對面シテ、合戰ノ意見ヲ訪ケレバ、湯河庄司、殊更進出テ申ケルハ、紀伊國ソダチノ者共ハ、少キヨリ惡處岩石ニ馴テ、鷹ヲツカヒ、狩ヲ仕ル者ニテ候間、馬ノ通候ハヌ程ノ嶮岨ヲモ、平地ノ如ニ存ズルニテ候、〇下略

〔翰林葫蘆集二〕贊鷹

土岐府君、平生愛鷹、家有養鷹法、傳而不墜矣、凡本朝美鷹者、以四月八日、捕雛雉之東飛者以飼之、而後閉之籠中云爾、府君、先是獲一奇鷹、甚愛之、一日臂之、欲以出獵、適庭上有雛雉、廻翔而下止、府君、命多治見氏貞安、牽犬逐之、貞安格之、蓋如子路勇者乎、因使鷹食之、實四月八日也、府君大喜、且命工圖之、使予贊之、辭弗獲、爲之賦詩、詩曰、

一鷹空外忽飛來、皮袖郎君呼倚臺、飢飽附人如養將、山梁雌雉又時哉、

〔親俊日記〕天文七年正月六日辛巳、貴殿〇伊勢貞孝御鷹山始、古市彈正一獻申、飯川斎九郎、緣阿御同道、廿五日庚子、貴殿鷹山へ御出、　二月五日己酉、貴殿鷹山へ御出、公方樣御鷹於山科犬喫之、　廿一日乙丑、從右京亮大鷹貴殿へまいらせらる、茨木伊賀トナミ鷹將御太刀貞次被遣之、茨木硯被遣之、筑紫江口と、三左衛門一書ニテ不審申之記被遣之、　四月十日癸丑、細川右典厩鷹鳥御進上、御盞まいる、　八年正月十五日甲申、一自貴殿右典厩へ弟鷹被參、又鶴預ケまいらせらる、、一三好孫二郎ニ兄鷹被遣之、美濃北山兄鷹也云々、去年尾張織田進之鷹也、　廿五日甲午、一上池院へ自貴殿鷹雁被遣之、上院今日祈禱、　十二月十四日丁丑、一貴殿坂本へ鷹狩御出也、　十一年六月廿九日戊申、長野かた

へ御內書被成之、今度御鷹進上之儀付也、貴殿御調進之、　九月十三日庚申、一卜雲軒山日向國上洛之伊東鷹上之、上意へ一連、貴殿へ大小二連、　廿九日丙子、一貴殿鷹鴫二取之、

主鷹司

〔令義解一職員〕主鷹司

正一人、掌、調-習鷹犬-事、令史一人、使部六人、直丁一人、鷹戶、

○按ズルニ、主鷹官ノ事ハ、官位部主鷹司篇ニ載セタリ、

鷹匠

〔村越筆記〕御鷹はもと朝廷より御預りの物なるが故に、將軍と雖も御鷹と唱へらる、といふ、初武州總州邊五ケ所に、鷹匠役所を置きたりしが、享保元年のころより、江戶吹上に役所を設け、千駄木、雜司谷の二箇所に鷹匠を置き、これを關せしむ、又關東において兩組に五十三万五千石宛の地を定めて鷹場とす、鷹匠は兩組各鷂見以上十八人、見習五人、同心五十人、見習二十人あり、千駄木の御鷹匠頭を戶田五助といふ、此家は關原陣の時より鷹匠を勤めて總筆頭たり、雜司谷の御鷹匠頭を內山七兵衞といふ、將軍の御鷹場は、享保元年より淺草鳥越町、辨天町、今戶橋等に、鷹札をたて、取締嚴重なり、〇下略

〔有德院殿御實紀附錄十三〕元祿中、放鷹の事をとゞめさせ玉ひしとき、鷹匠の頭も大番の士とせられ、鷹匠はみな小十人組にいれられける、前代〇德川家綱も絕て田野にわたらせ玉ふ事なかりければ、御家人等、馳驅奔走の勢もあらず、ひたすら柔弱なるさまなりしを、御代つがせ玉ひしはじめより、深く愁ひ玉ひ、かくては次第に武事にうとくもの、用に立べからず、また鷹狩にことよせて、諸士の進退をけみし、または春耕秋收のわざをも、いかでみそなはさむやとて、享保元年、前の鷹匠の頭、戶田五助勝房を召て、先職の事どもくはしく尋られ、鷹匠の古きかきものをもめして御覽あり、それより目付丸毛五郞兵衞利雄、鈴木伊兵衞直武も、五助と共に、鷹狩の事はからふべしと仰けしきあり、同じ八月、重ねて五助を御前にめされ、嚴有院殿〇德川家綱の御代鷹狩ありし

時の事、つぶさに御たづねあり、やがて五助に、間宮左衞門教信をそへて、再び鷹匠の頭とせられ、鷹どもあまたつけさせらる、

○按ズルニ、鷹匠ノ事ハ、官位部鷹匠篇ニ載セタリ、

〔新儀式〕四臨時上野行幸事

當日未明、天皇御南殿、左右大將、幷親王公卿列立如常、但王卿著麴塵袍、帶劒者著後鞘、又可供奉鷹王卿、著狩衣深履而把笏也、

〔西宮記〕臨時四野行幸

天皇白橡、延喜御宇天皇御右近馬場、改服直衣、公卿如例、衞府著弓箭、鷹飼王卿、大鷹飼、地摺狩衣、綺袴、玉帶、鶴飼、青白橡袍、綺袴、玉帶、錖纓有下襲、著劒者有尻鞘、王卿鷹飼入野之後、著行縢餌袋、或王卿已下鷹飼、著供奉裝束、扈從乘輿云々、四位已下鷹飼著帽子、臂鷹令牽犬、列立安福春興殿前、又王卿已下諸衞及鷹飼等裝束、隨遠近相替、鷹飼入野之後取大緒、大鷹飼者、結懸腰底、小鷹飼人同之、荒凉說就記文可註、○中

略

延喜○喜一本作長一年、大原野行幸時、衞府公卿已下、皆著腹纏、諸衞督、將、佐、已下、著狩衣、胡簶、腹纏、小手、行縢、延喜四年十一月五日、令伊望朝臣、仰鶴鷹飼伊衡朝臣、言行、朝頼、鷹々飼望時、秋茂、武仲、源敎等、先可免著摺衣事、又中務卿親王、彈正尹親王、上野大守親王、代明親王等、明日行幸、可許著摺狩衣袴事、○下

略

〔鷹經弁疑論上〕行幸次第

童部ノ裝束ハ狩衣大口ニ餌袋ヲ著也、隨身ハ錦ノ帽子ヲ折烏帽子ノ上ニ著也、水干ニ末濃ノ袴烏頸ノ太刀ヲ帶シ、猪ノ皮ノ尻鞘ヲ入、赤漆ノ餌袋ヲ著ル、何レノ色モ苦シカラズ、○中略殿上人ハ冠纓ヲ卷テ、青キ狩衣ニ腰アテヲ帶ル也、右帶ノ野太刀ヲ帶シ、豹ノ皮ノ尻鞘ヲ入、虎ノ皮モ用チ赤

據ノ餌袋ヲ著、〈○下略〉

〔後撰和歌集十五雜一〕おなじ日、〈○仁和二年十二月十四日、光孝帝芹川野行幸、〉たかがひにて、かりぎぬのたもとに、つるのかたをぬひて、かきつけたりける、　在原行平朝臣

おきなさび人なとがめそかり衣けふばかりとぞたづもなくなる

〔古事談二臣節〕知足院殿〈○藤原忠實〉仰云、我若少之時、小鷹狩ノ料ニ、水干裝束ヲ申カバ、大殿〈○藤原師實〉仰云、小鷹狩ニハ不_レ_著_二_水干裝束_一_事也、萩狩衣ニ女郎花生衣ナド脫塞テ、袴ハ隨身水干袴ヲ取テキテ、瘦駄ニ騎テ狩也、大鷹狩ニコソ結水干末濃袴ナドヲバ著スレ、揔右近馬場ナドニテ馬騎之時、隨身ノ袴ヲ召テ著用常事也云々、

〔延喜式四十左右馬寮〕行幸供奉飼鷹、胡桃杉料、細布人別二丈一尺、袴別八尺、袴緒料帛、以_二_八尺_一_充_二_五腰_一_、〈別五〉

〔新儀式四臨時上〕野行幸事

鷹飼四人〈用_二_蘇芳㕝大纐纈、同色纈立纈、青摺赤染纐纈、兒皮後鞘、錦染革緒着青、地墨畫雲鳥、布衣淺紫革地摺滴鶴立鷹草鳥袴、位色摺脛、伊知比脛巾、犬飼四人着_二_青二色纈綿高帽子_一_、錦布衣、綸革袴、黃色疊摺布摺脛、○中略〉鷹飼四人〈用_二_蘇芳㕝大組、同色纈立纈、青摺赤染纐纈、兒皮後鞘、水豹皮鞘、熊皮行鷹、紫纈羯同色絹高帽子、綸纈、墨畫雲鳥、井關形衣、紫色布袴脛巾、犬飼四人着_二_兩面錦高帽子_一_、綿布衣、綸革袴、錦革小手、黃色布摺脛、〉

〔江家次第二正月〕大臣家大饗

鷹飼〈餌錦帽子紅衣、紫纈狩衣、白布袴、壺脛巾、淺履、鷹行騰、餌袋、紅褂、鳥頸太刀、左手居_レ_鷹、右手執_二_付_レ_鳩杖_一_、〉

〔續古事談五諸道〕大饗ノ鷹飼ハ、中門ヲトヲリテ幔門ノ本ニテタカハスウルナリ、ソレニ東三條ハ中門ヨリ幔門ノモトマデハルカニトヲシ、下毛野公久トイフタカヽヒ、西ノ中門ヨリタカヲモスヘテアユミ入タリケルヲ、上達部ノ座ヨリアラハニミエケルニ、鷂ノボウシキタルモノ、手ヲムナシクシテアユミキケレバ、人々千秋萬歲ノイルハ何事ゾトワラヒケリ、ソノノチ中門ノトニテタカヲスヘテイルル也、

鷹名稱

〈倭名類聚抄 十五 鷹犬具〉韝　文選西京賦云、青骹摯於韝下、韝音溝、訓太加太沼岐、又見射藝具、

〈杜工部集 古詩 七〉王兵馬使二角鷹

二鷹猛腦徐侯穟、目如愁胡視天地、杉雞竹兎不自惜、溪虎野羊俱辟易、韝上鋒稜十二翮、〇下略

〈新儀式 臨時 四 上〉野行幸事

鷂飼四人、〈中略〉青摺赤染餌袋

〈貞丈雜記 鷹 十五〉一たかたぬきと云は、鷹匠の餌手の事也、たぬきは手貫也、鷹韝と書てたかたぬきとよむ也、韝はこてと云字也、鷹の聞書に云、鷹たぬき長サ四寸八分、但身によるべし、へりひろさ四分、裏に二寸計皮を返したるべし云々、

〈延喜式 縫殿 十四〉行幸供奉、〇中略　飼犬人別押帽子一口、別紺細布一尺紺布衫一丈八尺、袴七尺五寸、縫糸五銖、衫別三銖、袴別二銖、並毎年七月內縫備進內裏、其數臨時定之、

〈江家次第 正月 二〉大臣家大饗

犬飼 帽子 紺布狩衣 緋革袴 貫 左手引犬、右手取白木杖、

〈鷹經弁疑論 上〉又云、犬飼裝束ハ赤革ヲ袖ニ無紋ノ身ニ薰革(フスベ)ノ袴ヲ著シテク丶リヲ結ナリ、又云、ウチ懸ハ主ニヨリテ長短アリトイヘドモ、腋ノ廣サ五寸五分、袖口五寸ナリ、　又云、御狩ニハ隨身ノ若黨ナリ、赤帽子ニ紫ノ狩衣緋ノ袴赤キ袴モヨシ、白袴又葛袴布ヲモ用タリ、

〈鷹故實抄〉餌指裝束、古來組式(シヤウシキ)ヲ不著、十二月黃赤白ヲ不用、萌黃茶カキ抔ヲ著ス、其故ハ鷹師ノ裝束シヤウシキヲ著ル故也、

〈麝津松鷗軒記〉一さほ姫の鷹といふこと、山の神のたかと云也、さは姫とは霞のことを云也、〇中略とかへりの鷹とは、春の鷹のかへるをとりたるを云也、あとにかへる心也、其ゆゑは諸鳥ともに南に行、冬をおくりて春かへる其利也、

一野わたりの鷹十月也、是も南へ行を取たる鷹の事也、遠まはりの鷹のこと、巢をかけべき前に、巢有所を尋て廻る也、それを取たるたかの事也、

一野ざれの鷹の事、日々野かずをふませたる鷹をいふ也、山野にて日をへて、こがれに取たるたかをも、野ざれと云也、

一巢枯の鷹と云事、巢をそくおろしたる鷹を云也、又たゞ一有たかを云共有、略〇中

一雪すりのたかと云事、雪野にてあまたよりあひて、雪にすれたるを云也、又山歸たかをも云也、

〇按ズルニ、鷹ノ名稱ハ、動物部鳥篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

產地

〔和漢三才圖會四十四山禽〕鶬略〇中

凡鷹以雌爲狩獵之用、惟鶬雌雄共爲用、尾州木曾山中、及北國有之、略〇中

角鷹略〇中

性最猛悍多力、能搏狐狸兎猿之類、不劣於鷲、奥州常州有之、彼山人每養之馴敎、以使搏鳥獸、亦如鷹、

〔夜据物語〕一凡鷹ハ高麗國ノ產ヲ宜シトス、唐土ノ產ヨリモ勝レリ、白鷹ハ日本ニナシ、朝鮮ヨリ來ル也、

一奥ノ巢トハ奥州鷹也、唐轡トハ甲州鷹也、蒼鷹ヲ日向巢ト云、鶴ヲ丹後巢ト云、鶬ヲ伊豫鷹ト云ハ、古來唱ヘ來レル也、

捕獲

〔今昔物語十六〕陸奥國鷹取男依觀音助存命語第六

今昔、陸奥國ニ住ケル男、年來鷹ノ子ヲ下シテ要ニスル人與ヘテ、其ノ直ヲ得テ世ヲ渡リケリ、鷹ノ樔ヲ食タル所ヲ見置テ年來下ケルニ、母鷹此ノ事ヲ思ヒ侘ビケルニヤ有ケム、本ノ所ニ棲ヲ不食ズシテ、人ノ可通ベキ樣モ无キ所ヲ求メテ、棲ヲ食ヒテ卵ヲ生ミツ、巖ノ屛風ヲ立タル樣ナル崎ニ、下大海ノ底ヲモ不知ヌ荒礒ニテ有リ、其レニ遙ニ下テ生タル木ノ大海ニ差覆ヒタル木

ニ生テケリ、實ニ人可寄付キ樣无所ナルベシ、此鷹取ノ男鷹ノ子可下時ニ成ニケレバ、例樔食フ所ヲ行テ見ルニ、何レニカハ有ラムズル、今鷹ハ樔食タル跡モ无シ、男此レヲ見テ歎キ悲テ、外ヲ走リ求ルニ更ニ无ケレバ、鷹ノ母ノ死ニケルニヤ、亦外ニ樔ヲ食タルニヤト思テ、日來ヲ經テ山山峯々ヲ求メ行クニ、遂ニ此ノ樔ノ所ヲ幽ニ見付テ、喜ビ乍ラ寄テ見ルニ、更ニ人ノ可通キ所ニ非ズ、上ヨリ可下キニ、手ヲ立タル樣ナル巖ノ高也、下ヨリ可登キニ、底キモ不知ヌ大海ノ荒礒也、鷹ノ樔ヲ見付タリト云ヘドモ、更ニ力不及ズシテ家ニ返テ、世ヲ渡ラム事ノ絶ヌルヲ歎ク、而ルニ隣ニ有ル男ニ此ノ事ヲ語ル、我レ常ニ鷹ノ子ヲ取テ國ノ人ニ與ヘテ、其ノ直ヲ得テ年ノ内ノ貯ヘトシテ、年來ヲ經ツルニ、今年既ニ鷹ノ樔ヲ然々ノ所ニ生タルニ依テ、鷹ノ子ヲ取ル術絶ヌト歎クニ、隣ノ男ノ云ク、人ノ構ヘハ自然ノ取リ得ル事モ有ナムト云テ、彼ノ樔ノ所ニ二人相具シテ行キヌ、其ノ所ヲ見テ敎フル樣、巖ノ上ニ大ナル揷ヲ打立テ、其ノ揷ニ百餘尋ノ繩ヲ結ビ付テ、其繩ノ末ニ大ナル籠ヲ付テ、其ノ籠ニ乘テ樔ノ所ニ下テ可取キ也ト、鷹取ノ男此レヲ聞テ喜テ家ニ返テ、籠、繩、揷ヲ調ヘ儲テ、二人相具シテ樔ノ所ニ行ヌ、支度ノ如ク揷ヲ打立テ、繩ヲ付テ籠ヲ結ビ付テ、鷹取其ノ籠ニ乘テ隣ノ男繩ヲ取テ漸ク下ヌ、遂ニ樔ノ所ニ至ヌ、鷹取籠ヨリ下テ樔ノ傍ニ居テ、先ヅ鷹ノ子ヲ取テ翼ヲ結テ籠ニ入レテ先ヅ上ゲツ、我ハ留テ亦下ム度ニ昇ラムト爲ル間、隣ノ男籠ヲ引上ゲテ鷹ノ子ヲ取テ亦籠ヲ不下シテ、鷹取ヲ弃テ、家ニ返ヌ、鷹取ガ家ニ行テ妻子ニ語テ云ク、汝ガ夫ハ籠ニ乘セテ然々カ下シツル程ニ、繩切レテ海ノ中ニ落テ死ヌト、妻子此レヲ聞テ泣キ悲ム事无限シ、鷹取ハ樔ノ傍ニ居テ籠ヲ待テ昇ラムトシテ、今ヤ下スト下スト待ニ、籠ヲ不下シテ日來ヲ經ヌ、狹シテ少シ窪メル巖ニ居テ、塵許モ身ヲ動サバ、遙ニ海ニ落入ナムトス、然レバ只死ナム事ヲ待テ有ルニ、年來此ク罪ヲ造ルト云ヘドモ、毎月十八日ニ精進ニシテ觀音品ヲ讀奉ケリ、爰ニ思ハク、我レ年來飛ビ翔ケル鷹ノ子ヲ取テ、足ニ緒ヲ付テ繫

ギ居エテ不放ズシテ鳥ヲ分捕ム、此ノ罪ニ依テ現報ヲ得テ忽ニ死ナムトス、願クハ大悲觀音年來侍奉ルニ依テ、此ノ世ハ今ハ此クテ止ミヌ、後世ニ三途ニ不墮ズシテ、必ズ淨土ニ迎へ給へト念ズル程ニ、大ナル毒蛇目ハ鋺ノ如クニシテ舌嘗ヲシテ、大海ヨリ出デ、巖ノ高ヨリ昇リ來テ鷹取ヲ呑マムトス、鷹取ノ思ハク、我レ蛇ノ爲ニ被呑レムヨリハ海ニ落入テ死ナムト思テ、刀ヲ拔テ蛇ノ我レニ懸ル頸ニ突キ立ツ、蛇驚テ昇ルニ鷹取蛇ニ乘テ自然ラ岸ノ上ニ昇ヌ、其ノ後蛇搔キ消ス樣ニ失ヌ、愛ニ知ヌ觀音ノ蛇ト變ジテ、我ヲ助ケ給フ也ケリト知テ、泣々ク禮拜シテ家ニ返ル、〇下略

〔養鷹記〕將捷其雛、不知其許、未奈之何、鷹之營唯在山林巖壑、不在城落市廛、何況公署官府乎、於是教景憲匠經營、密運化機、於寢室傍、插枯木可巢者一兩株、横縱其枝、自然俾鷹鳥棲息、鷹初怪而不近之、俄狎而不疑之、雌雄相依佇立其上、朝來暮往、拮据構巢、既成矣、卵之翼之、逐育二雛、二雛長則非常稱族、國人相聚而賀曰、此則日下氏一門瑞也、諸孫相繼、刷羽儀於天朝、拭目以待焉、

〔和漢三才圖會山禽四十四〕鷹〇中略

雛鷹自求食時、捕來者曰網掛、（阿加計）取巢育人家者曰巢鷹、（須太加）當時鷹匠人買之、閑居于燈下、使夜自酉至子、如此二十日許而徐馴矣、後出於野外、着經緒放之而呼則還來、此謂於幾和太利、

〔神書二〕一簣洲云、巢鷹を飼立て使ふに、心の儘ならずと云事なし、されど網懸の鷹とくらぶれば、鳥を取所の働は大に劣れり、巢鷹は網懸に及ばず、網懸は生れながら狩を見せ習ひし故に其働大にすぐれたる由、紀州の鷹師云し也、

〔重修本草綱目啓蒙山禽三十三〕鷹〇中略

凡鷹巢中ニアル雛ヲ捉テ養フヲスダカト云、御北人多取雛養之ト云是ナリ、又囮ヲ以テ捉タ養フヲトヤマチト云、御南人八九月以羅取之ト云是ナリ、又鷹ノ雛巳ニ長ジテ食ヲ求テ飛翔スル

ヲ見テ、樹間ニ網ヲ張リ、死鳥ヲ其旁ニ置ケバ、雛鷹來リ死鳥ヲトランドスル者ヲ羅シ捉ルヲアガケト云フ、

〔鷹鶻方〕取鷹七月上旬爲上時、内地者多、塞外者少、八月上旬爲次時、下旬爲下時、塞外之鷹畢至矣、網目方一寸八分、縱八十目、横五十目、以黄檗和杍汁染之、令與地色相似、鴿能遠視、若動眄竦身、隨其所視候之焉、（杍者橡實也、）

〔蘇江漫筆五〕竿鷹にならしつる鶻は、秋の土用ころ、知多郡（張○尾）の海邊へわたりくるものゆゑ、籠に鳩をいれ置き、これを囮にして網をかけることなり、とればすなはち鷹房にいれ、あし革を足につけ、づきんをかぶらせ、夜据（ヨスエ）してならすことなり、この時聲付（コエヅケ）とて、鶻に聲ををしふるなり、鶻のよくきゝわくるやうになりては、晝移（ヒルウツシ）とて白晝すゑありきてならさしむ、それより餌をつけ鳩を放ちて捕へしむ、竿鷹に用ゐる鶻の外は、處々にて捕ふることとなるが、むかしより大鷹は松前南部、はいたかは鮫蘇（我御領分中に多し）秩父より捕へしとぞ、獨隼は陸奥の岩城、常陸の鹿嶋あたりの海邊へくるものを待うけ衛（チドリ）を囮にして、もちにてとるといへり、

繫鷹法

〔古今要覽稿人事〕鷹繫法

鷹を格に繫ぐは、大緖の所作なり、大鷹、小鷹、其餘の種類によりて別あり、（基房聞書鷹抄、持明院基春鶻鷹書、黄鷹似鳩拙抄、今川大雙紙、箸鷹和歌文字抄、屋代越中守秀政鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、伊勢貞爲聞書、鶻鷹架次第、無名鷹書、）また格一木に鷹二居繫ぐ習ひあり、（鷹口傳書、基房聞書鷹抄、持明院基春鶻鷹書、今川大雙紙、屋代越中守秀政鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、荒井豐後守鷹書、吉巨家傳書、鶻鷹架次第、無名鷹書、）相木の架といふは、賓翫の客兩人あるときの所作なり、（荒井豐後守鷹書）或は巣鷹、あがけ、鳥屋鷹、山歸などを一所に繫ぐ時は、本木末木の禮あり、（同上）白鷹、其外いろ〳〵の勝代（フガハリ）の鷹には、夫々の繫ぎ樣あり、（基房聞書鷹抄、持明院基春鶻鷹書、屋代越中守秀政鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、荒井豐後守鷹書、鶻鷹架次第、無名鷹書、）鳥屋にて繫ぐ樣、（持明院基春鶻鷹書、鶻鷹架次第、）外架の繫ぎやう、（基房聞書鷹抄）また旅にては泊鷹、（基房聞書鷹抄、持明院基春鶻鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、荒井豐後守鷹書、鶻鷹架次第、）晝通の鷹繫ぎ樣、（持明院基春鶻鷹書、屋代越中守秀

政鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、荒井豐後守鷹書、鷹鷹架次第、〕これを休架、又休鷹ともいふ、〔今川大雙紙、上、家傳書、無名鷹書、〕人に渡すときの繫樣、〔鷹鷹架次第、無名鷹書、〕或は君前、〔鷹鷹架次第、〕客前にて繫ぎ樣、〔持明院基春鷹書、〕初地入の繫樣、〔鷹鷹架次第、〕神前佛前饗膳のつなぎ樣、〔鷹口傳書、基邸聞書鈔、持明院基春鷹書、貞鷹因幡鈔、屋代越中守秀政鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、荒井豐後守鷹書、鷹鷹架次第、無名鷹書、〕座敷にて繫樣、〔荒井豐後守鷹書、〕または祝言移徙の時、〔持明院基春鷹書、荒井豐後守鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、〕中陰のとき、〔持明院基春鷹書、〕船の上にて繫樣、或は水架、柴繫、草つなぎ、岩繫、〔鷹鷹架次第、〕疊架などの習あり、〔定家卿鷹三百首註、鷹鷹架次第、〕

繫鷹法

凡繫鷹者、擎鷹人、先右側身近格、右手執長絆兩頭、左手不及格三尺許、又放鷹隨飛擬擧、令旋子通行、其鷹集格、以左手支格、以右繫著於帳前、若鷹遙留格飛向者、再三亦潸然放遣、〔鷹成不肯飛向者、放鷹強令就也、〕凡自格下鷹者、擬執鷹人、先靜心體、右側身漸進、令左肩近格、解長絆、以右手中指、一綰長絆片頭、以左手執脚絆、亦貫通脚、右手共奉高擎離格急將去、〔若不奉通脚絆者、有羽翮觸格傷害也、〕〔鷹[illegible]〕

〔攝津松鷗軒記〕一大鷹を七くさりにつなぐ事は、七曜を表する也、せうを五くさりにつなぐ事は五常也、小鷹を三くさりにつなぐ事は是三世也、此旨そむくべからず、第一鷹ぬしの祈禱なり、

一盃とをりの鷹の大緒おさむべかず、又むちゆがけはこにおさむべからず、はこの前にをくべし、

一佛前社參の時、たかをつなぐやう、つなぎめをわにぐちに心得て、大緒をかねの緒と心得て、わきへおさむべからず、一すぢわにしてひきそろへてさげべし、ゆがけをふちにおさめて、鷹のたなさきのかたのはこのわきにたてべし、是は御へいの心也、是を七難そくめつ七福卽生といふなり、

一大たかはつなぎやう、はこぎはに五くさり、一わなへいれ、もと木におさむれば、七くさりになる也、兄鷹ははこぎはに三くさり、一わなへひきとをし候へば、五くさりに成、本木におさむべし、ふ

馴養

ちゐぶくろ、もと木におさむるなり、
一はいたかのつなぎやう、ほこぎはに三くさり以上、五くさりに結びつけ、春は花むすび、夏は柳の心、秋は菊の花、冬はわきにつなぐなり、白ふかはりのつなぎやう、何時もたなさきにおさむべし、

〔今川大雙紙上〕鷹之式體之事
一ひるやみたる鷹を繫事、かけに架をゆふとも、木の本を、鷹の右になすやうにゆふ也、さて鷹を繫には、みふしつなぎて、拵其わなへ、わなのなき方を、大緒を其わなへ引入て、大緒さきをとめずして置也、旅にて、ひるやみ鷹繫といふ口傳これあり、可秘々々、○中略
一主人の御鷹と我が鷹を繫べき次第之事、我鷹をば、鷹の右の方に、大緒さきをとめべし、主人の御鷹をば、左の方に、大緒さきをとめべし、大事の儀なり、○中略
一同架に弟鷹と兄鷹と二ッ繫事、弟鷹をば木の本に、兄鷹をば木のうらの方に繫べく、先弟鷹を繫、其後兄鷹を繫べし、拵居る時は、先兄鷹を居て、其後弟鷹を居べし、

〔新修鷹經中〕養鷹法
凡養鷹者、就陽地高燥、爲構屋作窻、使明暖懸隔子、陽時則褰、陰時則垂、中置架懸格幭、架前置掌飼牀、(架牀相去間、可鷹矢不及也、)設燈鐙、(設燈者、爲令鷹馴眼、及拂晴夜倒懸也、)日夜護視、更代爲之、鷹或驚飛下格、倒懸不上、或脱兎旋子、日相搏接、如斯不救、則致殞絶、故令人不暫離、　凡日晴暖、繫庭中格、負陽炙背、有間浴之、　凡浴者任鷹慾否、若鷹情不應、體色汚穢、則強浴之、　凡調肥者、以馬豕兎鼠雞鴿宍哺之、　凡切宍者、長寸許、廣半寸而薄、(諸肉者皆放此、)切宍、漬之温湯、(四月八月漬之冷水也、)以箸攪之十許遍、如此五度、(每度換湯、)然後洗手、擢碎之、令有沸、更換湯令澄淨、而緩々却湯、纔留微液、側器向日而炙之、良久取鳥毛、丸如碁子、四五許枚、糅宍與之、(不飽也、)凡欲入田、則前五六日調之、若太飽不貪者、前十許日隔日哺之、(或一日或二三日也、)凡調瘦者、豕兎宍者、切漬

之溫湯少之去嘴鼠宍者切漬之溫湯以含殺之兩還換湯二度去汁而哺鷹(鷹鼠食之故必漬之也)鷄鴿水鳥宍者割胸宍漬之溫湯令氣徹而上鞲令其啄之(水鳥不必漬之者鷄鴿小鳥鷙鳥鼠喜之耳鳥其嘴與鷹爲同者也)若太瘦者日哺或二過或三過 凡巢鷹者勝驟之時漸呼宍旬日以鷄鴿雀投與之(鷄者以小鳥與也)五六度然後著鈴入田放野雞不論雌雄隨獲則與(雞者故鶉雉小鳥或快壯者自飛不可任爲常之也)已調習然後隨其肥瘦而飼飽之(雞者不厭肥瘦肥猶須經年之調不用鶉宍者不可也)羅鷹者繫著闇屋中(或竟日)夜一更初擎坐火側終宵不眠至明日午刻更復擎著夜一更亦擎同前如此三日三夜候其馴熟然後哺食擎使著手人間處擎市上最好遊鷹烟屍等可擎之勿使驚怖也其與宍者用雀鴿鼠者切漬之溫湯少時以其皮裹之即以細繩約結如十字亦漬之溫湯令氣徹然後披皮出之以湯灑著而與(有野心不宍者屋故令主也)稍馴之時延呼與食呼數日然後以雞雉投與之(鷂者同其調法)既蒸然後調肥瘦(調法同鷹但鷂鳥不啄)擎擎○中略

夏養鷹法

凡毛羽初落時(謂四月下旬五月上旬也)選吉日良辰祭醇(出時亦同之也)放著小屋中方丈許於陽地構之南向其戶(塞之闕之)(重以編木)欲高燥而暖其中置架座以蓋蒲等爲之縫裹以布徑一尺許而圓東壁穿小孔(令不可出鷹也)孔內置餌闕又屋中置高一許尺石 凡哺飼者雉宍與之切灌之於清水爲約束與之其鶴者用燕雀脫毛約束與之或生與日哺或一度或二度 凡搖屋者五六日後爲也(夜把燭搖之或置以鶴遠器之鳴嘯醴附著餘宍爲羹所食還復害羹故飼器之)也其第一羽初落以夕時置浴盤日換納水(時不)以出屋爲限其羅鷹者嗜水(鷂亦同之)小器盛水置之餌間 凡搖屋時則視鷹肥瘦肥則調之太瘦可死則出之繫格勞飼 凡毛羽落華第一羽出譯中一寸許時自屋出之(出唯十許日調之肥瘦但鷂者五六日也)出後手執與雉鷹間 凡著鈴繫者能候鷹宍調勻然後爲之若肥瘦不調則令鷹喘息致死不可不慎(夏養者鈴繫時鷹數見傷故此云爾耳)

養雛鷹法

凡養鷹者置小屋中(方丈許)以木皮及篠葺覆巢樣之高作窗使明勿令得出亦不得見人見人即驚鳴

凡哺餌者、與生宍佳、與死宍不好、（馬家見鼠鴿是、但鶴者生雉小鳥也、）七月中旬夜半捉取、殺氣至、驚鳥繋、立秋後、羽翅成、浪飛不止、傷羽損命、故須出也、龜故繩繋著闇屋中、使知拘束、執三日可擎、便熟與宍勿使瘦、又一法者、籠中作巣棲之、（作巣同上）能以節食不飢、飢則身體難長、飽則膝垂皎異爲醜、害其毛羽、稍有出籠著絆、令其縱體逸飛、與食必呼數日、然後繋格又上手、（毛羽精鋼、擊恐復、愼之勿失、）

〔鷹〕水あびせる事

一巣鷹蚊帳之内にて水をあびせる事、繋前に兩三度、夫共久敷あびたがるものなれども、久敷あびせると、鷹草臥候て必熱出ル、初而水をあびせ候はゞ、鷹餌を持たぬ樣にしてあびせ、二度目には少々餌を持候ても不苦候、初而水あびせ候節、餌を持居候得者、必其餌は吐出すものなり、

馴ケ樣之事

一巣鴾繋候而より三四日之内は、足革をせゝり落付ぬものなり、先繋候はゞ雀半分も作り架にて飼べし、格別に鴾靜に成もの、若給兼候はゞ、竹にて箸を拵、隨分靜に飼べし、初而之内は、少し物にも驚ものなり、隨分心靜に喰すべし、二三度めの餌々快給候はゞ、韝を指シ、韝の手にて一切二切靜に飼、夫より段々胸に持ぬように、晝八ッ過迄段々飼べし、四五日も過候而は、二切三切胸に持候而も不苦、其内にも快候はゞ、拳江上り候樣呼懸度々いたし、若し又拳江上り兼候はゞ、架形りにあちらこちらの架の端へ呼べし、其節は繋々大緒をゆるめ、鷹の足にこだはりなき樣にいたし、最早繼丈に而拳江參り候はゞ、架の前にて緒をとき据、或は架に置候而、度々呼取べし、

網掛馴方之事

一網掛繋候而、今曉々も据候半と思はゞ、雀四ッ程も朝夕と二度に、長餌板に而、靜に驚ぬ樣に飼べし、鷹の肉能候はゞ、當分は雀四五ッ宛々多飼べからず、据候はゞ、隨分くらき所にて夜据可致、假令鷹心能見え候共くらくすべし、當分の内は隨分晝時に鷹を見べからず、節々見候と狂ひ强

鷹餌

き故、足江熱出はれ候事有り、左樣になく候共、强く狂ひ候得者、架に而下り候、臂下り候はず共、狂ひ惡鋪、股杯は延足踏惡敷、四ッ毛を引、股の毛は違ひ、散々鷹形惡鋪成もの也、夜据之內も一廻り程は、隨分くらき所にて据べし、一廻り過、行燈の火を遠くゟ口餌を懸爲見、火を見候而も驚氣もなく候はゞ、口餌を懸ケ度々爲被懸行燈に而据べし、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕桓武御門御まつりごとの後は、衣冠をぬがせおはしまして、御せんまいりて、鷹司の御鷹を庭にめして、餌をかはせさせ給けり、ある時は又御手づから觜爪杯をつゞらせ給ひけり、

〔類聚國史六十六人〕天長三年五月丁卯、散位從四位上安倍朝臣男笠卒、○中略性質素無才學、歷職內外、不聞善惡、調鷹之道、冠絕衆倫、桓武天皇寵之、屢侍龍顏、卒時年七十四、　八月丁酉、從四位上安倍朝臣雄能麻呂卒、○中略初以調鷹得達、無他才學、品秩顯要、一身之幸也、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕同○寬保二年冬のころ、石見守宗季もろこしの鷹をまうけたりける、はぎたかくて尾みじかくして、よの常のにも似ざりけり、足緒などもつきたりけるは、人の飼たりけるにこそ、人にあづけてかはせける程に、かひそんじにければ、院よりめされけれども、參らせざりけり、

〔吾妻鏡十八〕元久三年○建永元年三月十二日癸巳、櫻井五郞信濃國住人殊鷹飼也、而今日於將軍○源實朝御前、飼鷹口傳故實等申之、頗及自讃、加之以鵙如鷹號可令取鳥云云、可覽其證之由、直雖被仰、於當座難治、可爲後日之由辭申之、

〔古今要覽稿人事〕餌作りやう

吉田多右衞門家元鷹書云、餌之作法、

大再拜（三刀に切かくる時、飼餌也、）

小再拜（大なる物に合せん時、飼餌なり、二刀也、是はつよき心なるべし、何も洗餌なり、）
板免餌（鷹肉引て内のよはき時、飼ゑなり、）
まさめ餌（こえたる時、專飼なり、是は早押心なり、）
押餌（こへたる鷹肉ひかすべき時、飼餌也、洗様秘事有、二入計なまぬる湯に少心有之也、）
野〆雀丸鳥五匁、（七分八分）雀兩胸身貫一匁九分二匁、兩足身貫四分五分、
同疊ッの骨、（八分九分）雀拾を身貫七ッの積り、
右之通、鷹書に相見申候、
御當地鳥屋より差出申候、肉宜雀拾物作、此匁貳拾四五匁御座候、
又云、鷹に飼候鳥類之事、
大鷹は雀　頰白　頰赤　靑ぢがしら　つぐみ　白鳩　眞鳩　土鳩　五位鷺　其外何れの大鳥にても捉候鳥の丸計洗飼申候、但白鳥は捉候ても飼不申候、其節生鳩の胸先を引さき、能ほどに見計ひ飼申候、
小鷹餌鳥　雀　頰白　頰赤　靑ぢがしら　白鳩
〔輸津松鷗軒記〕一貴人鷹のゑを所望あらば、鳥の右をとりかひて、我たかに飼、左をのこして貴人の鷹にゑを奉べし、自然に左を吾鷹に取飼候はゞ、餌がらの右のむねをかきおとして紙に包て、左の別そくを切て、毛のまゝそへて上まいらすべし、二とも三とも鳥を取候はゞ、ゑがらを心得候て、取かひて自然用とあらば、參らすべし、
〔徒然草上〕雅房大納言は、才かしこくよき人にて、大將にもなさばやとおぼしける比、院の近習なる人、只今淺ましき事を見侍りつと申されければ、何事ぞとはせ給けるに、雅房卿鷹にかはんとて、いきたる犬の足をきり侍つるを、中墻の穴より見侍つと申されければ、うとましくにくゝ

おぼしめして、日來の御氣色もたがひ、昇進もえ給はざりけり、さばかりの人、鷹をもたれたりけるは思はずなれど、犬の足は跡なきことと也、虚言は不便なれども、かゝることをきかせ給ひて、にくませ給ける、君の御心はいとたうとき事也、

〔大内家壁書〕鷹餌鷺鶴禁制事

爲鷹餌不可用鷺鶴幷鵝也、既爲氷上山仕者儼然之處、不存其憚之族、忽神罰不可遁也、於自今以後、堅固所加制止也、鳥屋飼已下之時、以禽獸計不飼得者、鷹不可所持也、若猶背此禁制、有求鷺鶴之族者、至侍者可被收公恩給地、無所帶者、則可被追放也、至凡下之輩者、隨見出聞出、卽時於其場、或留置其身、或隨事之體可討殺之由、所被仰出也、仍壁書如件、

長享元年九月日

〔敎令類纂初集十三〕寛文七丁未年九月廿七日

覺

一今度御鷹之餌差札之御朱印被仰付候、向後弟子之儀は不及申、御扶助之餌差たりといふ共、右之札不持して鳥取候儀、堅可爲停止、然ル上ハ御鳥見之輩、其外誰ニ而も、於在々所々札改之時、御黑印無違亂爲見可申事、

一御黑印有之札之外、餌差方より證文出候儀、可爲無用事、

一餌差幷弟子等迄、於在々所々非分不申掛、幷竹木一切伐採べからず、總而在々所々ニ而、百姓前より商賣物買べからず、用事有之於而ハ、市町ニ而商人より可調之事、何事ニ不寄、於令違背ハ、後日相聞といふ共、當人ハ勿論、其師匠又ハ組頭迄、品ニより可爲曲事之條、常々入念急度可被申付事、

一餌差之弟子取之時、請人を立させ可申、若惡事仕候歟、又切支丹宗門か、跡々より之樣子念入承

屆、儘成者を弟子ニ可仕、向後弟子之內ニ、不屆者於有之者、師匠まで可爲曲事、幷弟子ニ而無之者を、弟子之由申、掠札を預候儀、堅可爲停止事、

附、御黑印之札、誰人ニも一切かすべからず、幷在々所々ニおろし札堅可爲無用事、

一御黑印之札を持欠落仕者有之ハ、急度支配方迄申達、穿鑿有之樣仕べし、若隱置以來あらわれ候か、又ハ師匠不念成申付ニ寄可爲曲事事、

一御扶持人之餌差弟子等迄、於在々所々、一村ニ五日ゟおほく逗留すべからざる事、

附、御鷹之餌、百姓役ニあて持せ間敷候、爲自身持參可仕事、

一鶴、白鳥、菱食、雁之類、鴨之類、靑鷺、白鷺、へら鷺、五位鷺、水札、梅首鷄、川烏、鶉、雲雀等、一切取べからず、此外、鵜、烏、鳩者四月より七月迄可取事、

一先條之外之鳥取候共、八月朔日ゟ三月晦日迄ハ、田に張切網幷鳩打網不可仕事、

一御黑印之札、每年春一度、秋一度、御鷹師頭急度可相改事、

右條々不斷急度被申渡、惡事不仕樣、可被入念者也、

寬文七年九月廿七日　永井伊賀守

加藤伊織殿〇以下十人宛名略

寶永七庚寅年六月十八日

覺

一頃日江戶幷近邊ニ而、鳥をさし候者有之由相聞候、前々ゟ御餌差之外、江戶近邊ニ而、鳥差候儀停止ニ而候處、猥成儀ニ候間、彌停止たるべき事、〇中略

六月

〔享保集成絲綸錄二十〕享保五子年十月

覺

一居屋敷、中屋敷、下屋敷、場廣成屋敷は内江入、御鷹之餌取候筈候間、餌差斷次第門内江入候樣ニ可被申付候事、

一長屋廻り者勿論、菜園場其外見苦しからざる所は、案内の者を附、差遣し候樣ニ可被申付候事、

一居宅構之内、或ハ内證向抔ヘハ堅入込不申筈ニ申渡候間、無遠慮差留候樣ニ可被申付候事、

一餌鳥之外者取不申筈ニ候、總而猥成儀、或權威ケ間敷樣子も候ハヾ、無遠慮早々御鷹匠頭迄可被申屆候事、

但給物ハ勿論、馳走ケ間敷儀堅無用之事、

一萬一疑敷き餌差相越候に於而者差留、是又御鷹匠頭幷其筋々江可被相屆候事、

右之趣可被相觸候、以上、

十月

享保六丑年九月

覺

御鷹之餌鳥、只今迄ハ國々限りなく御餌差幷弟子餌差共相廻り、鳥取候樣ニ相聞へ候得共、關八州計ニ而御鷹之餌鳥取、其外江者不相越筈候間、御餌差と申者參候ハヾ召捕可申候、

右之趣より〳〵可被相達候、以上、

九月　○中略

享保六丑年十二月

餌差雇之者之儀ニ付、鄕方觸候書付、

覺

向後餌差共悴幷弟甥迄者、弟子餌差と呼、脇差さゝせ候、其外之弟子ハ雇之者と呼候而、餌差札ニも誰雇之者と書記し、脇差さゝせ不申筈候、則雇之者腰札之寫書記し相廻候間、在々ニ而札致吟味、雇之者脇差指候歟、又ハ我儘之儀於有之ハ捕置可出候、先達而も相觸候通、不持之者候へ者、申出筈ニ候處、只今迄無之儀候、自今ハ右之趣急度相守り、雇の者は勿論、御餌差幷弟子に至迄、我儘仕候もの候ハヽ、早々可申出候、若其通り致し置、外より聞え候ハヽ可爲曲事事、

十二月

享保七寅年二月

御鷹餌鳥取候場所

駿州　甲州　信州　〇甲州屋五郎左衛門（年號 月日）　裏ニ燒印

右三ヶ所御買上御用餌鳥、如此之合印、殺生人其外道中持送り之人足等ニも所持爲致、御用相勤候樣ニ可被申渡候、尤御餌鳥少しも差支不申候樣ニ可致旨、大岡越前守方ニ而申渡候間、向寄之御代官より相達候樣ニ可被申渡候、

二月

享保七寅年十月

一今度御鷹餌鳥之儀、糀町平川町貳丁目五郎左衛門、新右衛門町次兵衛、小石川富坂新町平兵衛、下富坂町理右衛門、同所三郎兵衛、同所半九郎、同所左兵衛、同所清兵衛、右八人之者請負申付、燒印札相渡、八人之者共方ニ而殺生人仕立、關八州之內ニ而餌鳥無滯取候樣申付候、因茲右之殺生人共方ニ而取候鳥、外之鳥屋共へは一切不賣渡筈申付置候間、隱シ候而外之鳥屋共方江堅く買取申間敷候、若相背、右殺生人共より買取候者、後日相知候共、急度曲事可申付候、

右之趣町中不殘可相觸候、以上、

十月

享保七寅年十一月

餌差御免可申渡趣

一餌差被成御免候、增御切米御扶持方等は、上り元高ニ成、小普請入被仰付候、
但、來ル廿四日迄ハ、只今迄之通、增御切米御扶持方等も可被下候間、餌取上ゲ可申候、其内ハ
先御鷹匠頭可爲支配候、

餌鳥屋請負之者へ可申渡趣

一此度餌差被差止、其方共御鷹之餌鳥一切就被仰付候、願之通町屋敷幷前借等も被下候、且又餌
鳥札も相渡候間、只今迄之餌指方之法度之趣、別紙書付之通堅相守御用可相勤候、若御鷹餌差
支候歟、又者鳥屋雇餌差不埒之儀も有之候ハヾ、急度御咎可有之候、

餌鳥請負證文

差上申證文之事

一私共八人、今度御鷹餌鳥常御用、幷四季野先御用共ニ御餌鳥、金壹兩ニ雀三百八拾羽之直段ニ
御請負申上候事、
一右御請負仕候ニ付、爲御前借只今金貳百兩御借被成下候、此金子之儀者、御請負仕罷在候内者、
常御前借金ニ請取申候事、
一御餌鳥代金之儀者、二ヶ月前ニ御借被成下、御餌鳥ニ而二ヶ月之内差引二ヶ月過候得者、又々
御餌鳥代金御前借被成下候事、
一右御請負仕候付、元數寄屋町壹丁目、芝口壹丁目西頰横丁ニ而、屋借拜借被仰付候事、
一餌差札三百枚御預被成下、關八州之内無差支殺生人仕立、御餌鳥爲取申候事、

一私共方ニ而仕入差出申候殺生人之鳥、外之鳥屋とも買取不申候樣ニ、御觸被成下候事、

一殺生人在々江罷越候節、木錢ニ而壹人ニ而も宿借幷荷物持人、相對ヲ以雇候節、無滯差出候樣、在々江御觸被成下候事、

右之通被仰付、何丁家持誰と申者證人ニ罷立、御請負仕候上者、別紙御掟書面一ニ奉畏、常御用四季野先御用、共に少も御手支無之樣ニ仕、死鳥瘦鳥一切差上不申、御好ニも御座候ハヾ、幾度も引替差上可申候、若御用御手支仕候歟、惡敷餌鳥差上申候ハヾ、證人之家屋敷被召上、御前借金急度上納仕、其上私共何分ニも可被仰付候、尤殺生人在々ニ而少も權威ヶ間敷儀不仕、別紙御掟書之趣少しも相背申間敷候、御請負仕候內ハ、何年ニ而も、右之直段ニ而餌鳥差上ゲ願之儀申上間敷候、爲後日證文仍如件、

享保七年寅十一月

桃町平川町二丁目六右衛門店　五郎左衛門
新右衛門町太兵衛店　治兵衛
小石川富坂新町家主　平兵衛
同所下富坂町家主　利右衛門
同所家主　三郎兵衛
同所七郎右衛門店　半九郎
同所六郎兵衛店　佐兵衛
同所家主　淸兵衛

享保九辰年四月

一御鷹餌鳥請負之儀、去卯五月淺草阿部川町七兵衛、同所淸兵衛、淺草西光寺門前久兵衛、右三人ニ新請負之儀申付候處、御用御手支ニ付、當辰正月請負召放候、右代りとして淺草八軒町源右

衞門、小石川仲町十右衞門ニ請負申付候、且又右請負人之內、糀町平川丁貳丁目五郎左衞門、富坂新町平兵衞、新右衞門町次兵衞、去卯七月請負召放候跡、下富坂町理右衞門、同所三郎兵衞、同所牛九郎、同所佐兵衞、同所清兵衞、右五人之內江、品川歩行新宿又七を差加へ、右之者共へ請負申付、燒印札相渡、兩組之者共方ニ而殺生人仕立、關八州之內ニ而、餌鳥無滯取候樣ニ申付候、依之右殺生人共方ニ而取候鳥、外之鳥屋共へ者一切不賣渡筈ニ申付置候間、隱し候而外之鳥屋共方江堅買取申間敷候、若相背、殺生人共ゟ買取候者、後日ニ相知候共、急度曲事ニ可申付候、

右之通、町中不殘可相觸候、以上、

四月

〔新修鷹經下〕治目病方

凡目病者、調養不精之所致也、其候見以肩摩目閉睫、目輪漸腫、眼幕起出、來浸黒人、即是也、煮黄連以鳥羽塗肩及目有驗、又研鹽和酢塗之、此爲劣耳、又目翳採龍膽折之即汁出以塗之、一方、斬數蠅首以調研傅之、但未試也、

治鼻塞方

凡欲塞時、鳴聲不美、糞積之後、急喘孔鳴、即捉偃鷹、以紙針著清胡麻油塗鼻孔而吸鼻孔、令油氣徹、一方、漱口含冷水正吹入鼻孔、不可激散、以愈爲限、但吹水用香曉時、不用晝時、此爲鷹習灑水、畏人面也、一方、可灸突金上額下毛際三炷、猶不愈者、夾灸兩目間廻毛三炷、又其病重者、目上及口中領下强顆、即亦偃鷹、以刀針割出、（口中腫者、割之後、以銅子塗之也、）其色赤白、凝如熊脂、（臀塞者有此候、治與此同、）

治臀塞方

凡臀欲塞時、鞋毛、嗜食不夥而飽、或不全食、（雖以致害、與不治也、）須暴尾屢搖、其矢難放、頬毛塞堅、目輪及髒臉間腫、即偃鷹、以紙針著清胡麻油塗孔、亦傅鹽（痛甚者、不傅鹽也、）、然後能調餌與之、及强遺矢、色如相堅如石、若糞

不愈、以犀角丸如豆、秣餌哺之、爲上治、務候徹此治則得差、若已長大、雖劳無益、

治脚腫方

凡治脚者、偃鷹以針周遍刺腫上、偏悉出去悉液惡血等、既燒銅針、毎孔二三刺之、猶不愈者、久熟格上之所致也、世號曰脚瓜、但羅鷹病之猶希、巣鷹稍多耳、理須纏格、以柔軟物然後針之、(寒時用綦皮、暖時用鵰靿也、)又爲脚繫所曳而腫者、初兆時、研鹽和酢塗之、夕塗朝洗、不則鷹嚙脚、爲鹽所傷、

治脚疣方

凡治脚疣者、偃鷹杏仁十枚研以絹裹傅之、再三轉易、以愈爲限、

治嚙腹股毛方

凡嚙腹毛者、巴豆一枚、中割取一片、其三分胡麻油一合、更復三郇取其一、和之乃以水銀如栗子、三枚雑哺之、嚙股毛者、採葵莖陽乾燒成灰、以湯淋之、和雌黄及酢洗之、但雖舊説未試耳、

治嚙拔羽方

凡治嚙羽者、以熊膽苦茶研和塗之、但未試也、

治瘙方

凡治瘙者、偃鷹偃臥、先以清水洗之、以爪若竹筵搔瘡上、殆出血氣、更以温湯潔洗之、而安水銀膏於掌上、唾混雜、以無名指摩塗之、一方、以酢研雄黄、塗之其瘡、或傳脚侵食見而不見、此爲易治、或逼著身體、隨毛浮沈、奔行速疾、如散如集、此爲難治、然務而治之、必得疾復、惰而不劳、終致損瘠、

治血痢方

凡此病者、不知何等之所生也、或曰、熟宍與之、故所致也、今料豈非唯關此、其爲體也、俄頃逐衆鷹而轉移、如疫病之行人間也、須徵此病、宜初兆時以生鳥餐哺令肥、(鷹者與鳩、鷂者與雀也、)但輕者得生、重者終死、自之外未知所治、

治被犬噬鷹執方

凡治者、僵鷹先披露瘡、出去其中毛、而燒沖牛鳥脂塗、（鷹者用牛鳥脂、鷂者用鶏脂、）凡此病不早治、則終致害也、

治肉癥方

凡肉癥者、調養不精之所致也、其初兆時、數振身、或振中止、或雖不振而懊亂毛、斂毛如此無度、眸子寂寥如視遠物、哺食日減、轉以瘦瘠、斷食卽死也、披見其害癥、或臃著膍下、或遍五臟中、或五臟六腑悉乾枯、或說、臃著膍下者、僅有治、以刀子披割、以馬尾縫之、但莫犯立死、　凡羅鷹之徒多得此、○（此間有脫字）遇之者希、古往今來未知治方、治之說請俟後哲、

治脚折傷方

凡脚折傷者、削楊木、編衣緊著、取銅屑、糅餌哺之、此未試也、

治內痒方

凡內痒者、爲犬所噬、及鋼木之所生也、背而上、頷岐下、左右凹處、夾灸二炷、一方灸腹日三炷、一方二腋下、五臟孔、各灸三炷、然後芒硝琥珀牛黃龍骨四種、等分末屑、以胡麻油和之如豆子、以葦管入口、曬後可二辰、哺食、早不用哺食、或短氣者、灸項上三炷、斯皆舊說、但未試也、

凡鷹孔穴雖多、不詳病治所適、是故不得輙言灸、

凡艾子者、使如小豆子、但鷂者差減耳、

〔嗣津松鷗軒記〕一 みす尾の事、新玉の年のはじめに、雉のあぶらを取て、かひこのわたにまめして、足結の中にくけ入てつかふべし、是は諸病をのぞくまつり也、

〔鷹〕藥の方

一 雁打、寒鳥黑燒、人參少入、

一 餌違ひ、みつの黑燒、人參少入、

一小すかし、櫻の花寒ざらし、白藤のこぶ、何も等分に合餌に、此藥にて洗が吉、
一足氣の藥、川にらすりつぶして、足に付ルなり、〇中略
一餌をうち候にも、又持越候にも、能藥青梨子を輪切にして水に出飼也、〇中略
一しらみの藥、湯の花にて洗なり、〇中略
一骨繼の藥、輕粉、土器の粉、楊梅皮の粉、等分にして、紺屋のりにて、はこべの汁もみ出しとき付ル、
〔鷹之故實口傳〕一羽虫ヲ取事、上代ハキワダヲ煎ジ出シ、鷲ノ羽根ニテシタシテ、羽ウラヲナデルコト也、必虫死テ取ル也、然レドモ鷹ノ羽ウラニ、自然ト黄成色付故、一條院以後不用之由、
〔新修鷹經上〕相鷹大體法
凡良鷹體者、欲得魁岩、（大者能陵鳥、小者鳥所陵也、）遠而視之、毛羽如多、近而視之、毛羽似少、骨肉還多、前者有胸腹無羽翼、彎如軒、後者以羽翼裹身體、撓如輊轚、格上韝之時、鶱翥向上爲佳、若鶱翥向下、以肩摩首體、是不謂良鷹也、
凡醜鷹體者、頭小而尖、瞳子小露、目後溝穴、而近頂、鼻孔窄而鳴聲不美、觜小而仰、頸細而撓、或如曲鉤、一翼節骨小、翼羽短曲、（世號鈍羽、）曰腋羽起出覆羽亂、起出腰細弱、尾本細末廣、髀短脛細長、兩肘相薄、兩脚離懸、有一於此、是謂醜鷹也、
凡鷹頸仰體俯腰低、（雖低不弱也、）是謂三段鷹也、
凡鷹體如蔓菁根、上下毛羽倶短如剪、是謂蔓菁鷹也、如此之徒、鳥若近起則捉、不能遠逐、
凡鷹髀脛倶短、肘骨屈曲而腰剛、是謂皀居鷹也、古人爲良、今則不可也、

相別體法

凡鷹頭者、欲大而守靜、頂平中高、口頷倶大、擎槩之時、頸正與格韝相當、如此之徒、有快武心也、
凡目者、欲離觜稍近後、淺深小大、與體相稱、眼光淸利如明星、靜而不轉、視物如對、鼻後眼前溝深隴高、

髆廣而透、如此之徒、情不轉移、能捉大物、而亦爲壽也、故幽明錄曰、楚王之鷹、方軒頸瞪目、遠瞻雲際、欲下鵰雉也、

凡鼻者、欲穴大息細緩、而且長吻不輒開、愁毛不起、愁毛者、突金後毛是也、此乃壽相、亦鳴聲喬高、

凡觜者、欲本襛末細黑而潤澤、上觜似鷂鵠、吻上狹下大、下觜直而廣闊、若曲梭者、上平則飢懼、或垂出者、並爲醜播、但放時不驚情也、

凡頸者、欲襛長短與體相稱、其上隆起如卵子、偏長者、不得通飛樹中、偏短者、此似鷹非眞鷹也、

凡肩者、欲剛厚二翼節骨薄而高指、與肩俱薄、一翼節骨大而高、肩與一翼節骨間、隆起相經、此乃迅飛、不在一於斯、則羽相不合、猶不廢少飛、縱肩羽有相頸目違理者、爲體重也、

凡胸腹者、欲廣大溢出、雖有肥瘦、不變恒體、骨長而肚竅腹大、此乃爲壽、骨短而腹大者飢易、但短命也、骨長而腹小者飢難矣、能其去就、然後可放、

凡背者、欲有溝穴、

凡翼羽者、欲長直如鴉羽、側疊尾上、羽次疎薄、末少平可、緘羽覆羽、重錢羽、皆相薄覆如約著、羽葉厚勁、羽轉如甲、不嫌廣狹、雖有此、肩相違者爲體重也、羽轉方而羽次密者好、爲逆羽者、亦體鈍也、又凌風羽欲正附翼、如有如無、或曲附者自然揭出、此爲醜也、

凡尾者、欲本末俱襛、而强直、或曰鐵透也、承尾柔細、而繞密如白綿、尾魁襛而如甲、其箭像可像尾者、不關吉凶、或曰、箭像尾者良揭、擁而論不必吉也、尾轉屈拳、而本襛末細者不耐迅飛、加以每送年彌擒耳、

凡毛者、欲剛密鮮淨、故傅玄鷹賦曰、青體素羽、取其淨、又鷹賦曰、頸闢二六機速、體輕取毛堅、背上有光、頂面毛潔著、此壽之相也、胸腹斑毛欲廣大、但老鷹者、若斑文闕耳不廢、

凡臀者、欲孔大、俗謂矢也、其放矢時舉尾搖動、低頭遠放、此乃孔大力多之所致也、

凡腰者、欲勁、其奔格上時、少舉首尾、塞翥放時能上飛、上飛謂飛值上也、此勁相也、但劣下飛而亦失物也、下飛謂背

(喩飛下也)腰弱者、雖耐上下飛而失物也、
凡髀者、欲長外隆起如甲、以手揣之、宍少内平而筋多、髀蕤蓁骨背大、肘毛流靡於後也、
凡脛者、欲襪短而如圓、傍視如廣、前視如細、肌皮鱗次、有辯積文、不論文大小、(跌指文欲同此)其薄弱者、毎經年成褊側之容、枯不膩者爲壽、故孫楚鷹賦曰、足若雙枯、
凡足者、欲踝節大趺平而枯、若肥溢而色如地黄者易腫也、
凡指者、欲放節大而間關縮者也、大指集格精、三峙而正相對、小指亦得正立、後指本上、皮薄而柔、
凡爪者、欲本襪末細、上隆下平、黒而潤澤、鉤曲大者捉鳥不被奪、本末失襪鉤曲小者捉鳥好抽脱、又集格時易抗弊、相羅(アガケ)巣鷹(スダカ)者難知者也、但巣鷹者捉鳥放毛漸不示人、捉囓人手、恒多鳴聲、羅鷹者、毛羽鮮美色如麗曝、恒少鳴聲、加以毎經年數、老幼難了、或雖歷三四年、毛羽斑文不變、脚形亦不改前、或斑文年減、脚形易側、變改多端、誰知其機、然總言之、脚圓者難側、褊者易側、但雖圓脚得瘃必側、

相隼鶻法

凡隼鶻者頂欲平、背裛厚而曲、鼻穴大決、有如懸䆴者小也、鼻上皮薄、頷脊張、頸本襪如卵子、翼羽廣而側、背如甲、髀大張、指蹋如十字、爪上圓下褊、腰襪而勁、餘相與鷹同、

〔三代實錄 二十九清和〕貞觀十八年九月九日癸未、前丹波守從五位上坂上大宿禰貞守卒、貞守者右京人、從四位下勳七等鷹主之子也、○中略 貞守善相鷹馬、凡其所説鷙駿之骨、及所生之地、一無相違、

〔古事談 四勇士〕出羽守源齊頼(六孫王曾孫陸奥守源滿正孫、駿河守忠隆男、)ハ、自若冠之昔至衰老之時、以飼鷹爲業、不分春夏冬、家中ニモ廿計飼之、家人之許所領之田舍ナドニモ、又巨多ニ置タリケリ、七旬之後、目ニ雉ノ觜オヒ出テ兩眼損ニケリ、然而自身仕事ハナケレドモ、少々ハ猶飼テ、アケクレ手ニ居テ搔撫テ愛ケリ、爰或人信濃鷹ヲ儲タリケルヲ、此齊頼ノ許ヘ持來云、西國ニ侍者此鷹ヲ給テ候、今ハ御覽ゼネバ無詮侍レドモ、奉申合トテ居テ參侍也云々、沈病席之者聞此事起出云、有興事哉、西國之鷹モ賢クバ敢テ信乃鷹與

鷹ニ不劣之物也、將テオハセ、スヱテ採ラント云ケレバ、進寄テ鷹ヲ移ケレバ、白髮ニ帽子カヅキ、太布ノ直垂小袴ニ、九寸計ナル腰刀ノツカユクズ子イトマキタル脇ツボニサシテ、鷹ヲ居移之後ハ、氣色モ事外スクヨカゲニ成テ、タカタヌ・キヨリ探上テ取手ナド探テ、右ノ拳ヲニギリテ足二ノ間ニサシ入テ打ウナヅキテ、又肩崎之程探廻テ、打ウナヅキ〳〵シテ云ク、心浮キ事哉、盲ニナリタリトテハカリ給ケルナ、是ハ信乃ノ腹白カ栖ノ鷹ニコソ侍ケレ、西國ノ鷹ハ加様ノ毛サシ骨並ノシタラバコソアラメトゾ云ケリ、最後ニハ鳥ノ毛遍身ニ生テ死ケリ、

〔古今著聞集〕二十魚虫禽獸一條院御時御秘藏の鷹ありけり、たゞしいかにも鳥をとらざりけり、御鷹飼どもめん〳〵にとりかひけれども、すべて鳥に目をだにかけざりければ、しかねてくだんの鷹を、粟田口十禪寺の辻につなぎて、行人に見せられけり、もしをのづからいふ事やあるとて、人を付られたりけるに、たゞのひたゝれ上下にあみがさきたるのぼり人、馬よりおりて、此鷹を立まはり〳〵見て、あはれ逸物、上なきもの也、たゞしいまだとりかはれぬ鷹なれば、よもとらじといひて、過る者有けり、その時御鷹飼出て、かの行人にあひて、只今のたまはせつる事すこしもたがはず、是は御門の御鷹也、しかるべくはとりかひて、叡感にあづかり給へといへば、此ぬしとりかはんこといとやすき事也、われならでは此御鷹とりかひぬべき人覺へずといへば、いと希有也、すみやかに此由叡聞にいるべしとて、宿などくはしくたづね聞て、御鷹すえて參りて、此よし奏聞しければ、叡感有て、すなはち件の男めされて、御鷹を給はせけり、すべて罷出てよくとりかひて參りたり、南殿の池の汀に候て、ゑいらんにそなへけるに、出御の後、池にすなごをまきければ、魚あつまりうかびたりけるに、鷹はやりければあはせてけり、則大なる鯉をとりてあがりたりければ、やがてとりかひてけり、御門よりはじめてあやしみ目をおどろかして、其ゆへをめしとはれければ、此鷹はみさご腹の鷹にて候、まづかならず母が振舞をして、後に父が藝をばつか

名鷹

うまつり候を、人そのゆへを志り候はで、今迄鳥をとらせ候はぬなり、此後は一つもよもにがし候はじ、究竟の逸物にて候也と申ければ、叡感はなはだしくて、所望何事かある、申さんに志たがふべきよし仰せ下されければ、信濃國ひちの郡に屋敷田園などをぞ申うけゝる、ひちの撿挍豐平とはこれが事也、大番役にのぼりける時の事也、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕新鷹を見せ進らすれば、いつも胸の毛を吹て御覽（○德川吉宗）あり、これは鳥とるべし、是は鳥捉事かなふまじなどのたまふに、少しもたがはざりしとぞ、

〔大和物語下〕おなじみかど（○ならのみかど）かりいとかしこくこのみ給けり、みちのくにいはでのこほりより奉れる御鷹よになくかしこかりければ、になうおぼして御手だかにし給けり、名をばいはでとなんつけ給へりける、それをかのみちに心ありて、あづかりつかうまつり給ける大納言にあづけ給へりける、よるひるこれをあづかりて、とりかひ給ほどに、いかゞし給けんそらし給てけり、（○中略）内にまゐりて御鷹のうせたるよしをそうし給時、みかど物ものたまはず、（○中略）いはでおもふぞいふにまされるとのたまひけり、

〔萬葉集十七〕思放逸鷹夢見感悅作歌一首幷短歌

多加波之母、安麻多安禮等母、矢形尾乃、安我大黑爾、（大黑者蒼鷹之名也○中略）

右射水郡古江村、取獲蒼鷹、形容美麗、鷙雉秀群也、於時鷹養吏山田史君麿調試失節、野獵乖候、搏風之翅、高翔匿雲、腐鼠之餌、呼留靡驗、於是張設羅網、窺乎非常、奉幣神祇、特乎不虞也、粤以夢裏有娘子、喩曰、使君勿作苦念空費精神（○情恐精誤）放逸彼鷹、獲得未幾矣哉、須臾覺寤、有悅於懷、因作却恨之歌、式旌感信、守大伴宿禰家持、九月二十六日作也、（○天平二十年）

〔大鏡八〕延喜帝（○醍醐、中略）野の行幸せさせ給ひしに、（○中略）山うちいらせ給ひし程に、志らせうといひし御鷹の鳥をとりながら、御輿の鳳のうへに飛まいりてゐて候し、やうやう日は山の端に入が

たにひかりのいみじうさして、山の紅葉にしきをはりたる樣なるに、鷹の色はいと白くて、雉はこんじやうのやうにて、はねうちひろげてゐて候し程は、誠に雪すこし打散て、折ふしとりあつめてさる事やは候しとよ、○下略

〔宮寺緣事抄〕鳩屋鈴事（件鈴者、保延燒失、神寶內覽被載、注文知建久實檢狀者、雖燒更不損之由載之、）

舊記云、村上天皇御時、有名鷹、其名稱鳩屋、件鷹自陸奧國所貢進也、而陸奧奉國解曰、鳩屋所生巢在府廳前、鳩屋母鷹爲鷲被噉畢、職事奏聞此解狀之時、鳩屋被繫淸涼殿廣庇之間、傾耳聞之、其後不食餌不居構、雖無病似有病氣、御鷹飼等見之、更以無治方、奏可被放之由、依玆被放南殿櫻樹、于時鳩屋刷羽毛指東方飛去、御鷹飼以餌呼之、敢不歸來、天皇太驚、殊有御恪惜之御氣色、依之解件鈴被獻石淸水宮、可歸來之由有御祈請云々、其後第七日、來著陸奧舊巢云々、在廳官人等見之、鳩屋本巢上假構新巢、仰臥三箇日、于時鷲鳥就靑雲廻翔、良久落達鳩屋、欲劘飡、其時鳩屋自新巢落入舊巢、鷲鳥空攀朽木不得其身、鳩屋自底取鷲鳥二目、飡劘其喉、鷲鳥忽悶絕、遂落樹下、在廳等見之、以餌呼、鳩屋飛來、仍相副國解、重以貢進之、則大菩薩御加被歟云々、

〔白鷹記〕抑上古の名鷹は、天智天皇の磐手、野守、延喜聖主の白兄鷹、一條院の鳩屋、赤目、みさごばら、小一條院の藤花、韓卷、藤澤、山蛾等也、近比世并せる奇鷹あり、爰に信濃國禰津の神平奉る所の白鷹、その相鷹經にかなへるのみならず、その毛雪しろと云べし、まことに楚王の鵰をおとせる良鷹にことならず、首頸白綿をかぶれるがごとく、羽毛は斑纈をきせたるに似たり、首尾三尺にをよべり、遠く見ては羽毛おほく、近く見ては羽毛すくなし、前にむかへば腹のみ見えて翼みえず、それること軒のごとし、いたゞきひらにして中たかく、目光明星ににたり、眼うごかずして人に對せり、らんひ毳毛白糸のごとし、目の前のみぞうねたかく、のきひろし、鼻の穴ひろくおほきに、くちばしくろくうるはへり、項あつく拔出て、鳥のかひこのごとし、肩ひらくして身にそふたり、

翡翠の毛ながく、くれはの毛綾をたゝめり、重錢の毛うち羽おほし、鈴ひしぐがごとし、一の羽ぶしはたかく、二の羽ぶしはうすし、かくたい(隔對)廣くして車馬をとをすばかり也、ほうきやう(包壓)の毛ながく、さ衣の毛白綿をはさめり、羽翼直してはとのごとし、蒺藜の骨おほきに、もゝあつくながく毛なし、はぎかくれて短し、尾はやかたふにきれてだん／＼ましろし、尾魁たすけせまち尾なし、羽゛、石うひましはひき、只一枚にたゝみなせり、腰すこやかにして、足大にかれて、爪くろくうるほへり、かけ爪うち爪とつすへかへるこ指ながく大きなり、總じて一部の善相編句の興、古今その類ずくなし、又神術諸能のすぐれたる事、記するにいとまあらず、

〔文恭院殿御實紀附錄三〕志。津。と名づくる稀世の逸物を、深く愛させ玉ひ、餌飼にいたるまで、御みづからせさせ玉ひ、いつの御放鷹にも物數多かりけるは更なり、雁はかねて其用意の宍當なくては、捉獲がたきを、かの志津はさもあらずして、あやまたず捉しなり、後に老ければ、山林へ放たしめ玉ひぬ、御愛のあまり、狩野養川院惟信をして、その形を寫眞せしめ、捉得し鳥の數を、文に作り、上にましるさしめて、御掛幅となされき、

貢獻

〔日本書紀二十九天武〕四年正月壬戌、東國貢白鷹、

〔大和物語下〕おなじみかど(○ならのみかど)の、かりいとかしこくこのみ給けり、みちのくにいはでのごほりより奉れる御鷹よになくかしこかりければ、になうおぼして御手だかにし給けり、

〔嵯峨野物語〕一鷹は毎年坂東以下諸國御つぎ物にそなゆる也、數十連の鷹をまいらすれば、天皇清涼殿に出御ありて、御前にて藏人所に給ふ、

〔三代實錄三清和〕貞觀元年八月八日辛卯、勅五畿七道諸國、年貢御鷹、一切停止、

〔吾妻鏡十四〕建久五年十月廿二日己卯、葛西兵衞尉清重獻白大鷹一羽、無雙之逸物也云云、被預結城七郎朝光云云、

〔伊達貞山治家記錄附錄三〕一書申遣候、○中略九日ニオシヘ參、○中略夜ニ人御前○徳川家康へ罷出、御懇之御諚共、殊御鷹五進上申候內、其元長命林ヨリ出候鷹、殊之外入御意、箇樣之鷹、近年無御覽由被仰、又ヲキナクラヨリ出候鷹、是モ一段カモイニ候トテ、御意ニ入、御機嫌能、殘三ツ之御鷹モ何モ能候へ共、二之鷹ニ合候へバ、カゲモナキナドヽ御サレ事ニ候、五ナガラノコラズ被成御留、御滿足可致推量候、又鴻巢江將軍樣○徳川秀忠御鷹野ニ而御座候間、オシヨリ直ニ夜通參觀、早々御目見え申、御鷹一居進上申候處ニ、是又一段御機嫌能、則御前ニテ御料理被仰付、御相伴仕候、誰モ無之、我等一人迄ニ候而、仕合無殘所候、○中略

霜月十一日○慶長十六年　政宗御書判

〔文政十一年鑑〕松前志摩守章廣○松前陸奧　時獻上○中略　十月　若黃鷹十三据　若隼二据

〔御當家令條三〕急度申入候、從松前上り申候御鷹共、御領分相通候刻、不寄何時、如前々人馬幷御鷹之餌以下、松前志摩守ゟ被申斷候はゞ、可有馳走候之旨上意候、恐々、

元和十年子正月廿二日　永井信濃守尙政○以下三名略

右宛所如左　津輕越中守殿○中略

〔東武實錄〕寬永五年十月廿二日、是日、津輕越中守信牧初巢ノ鷹幷ニ黃鷹ヲ獻ズルニ依テ奉書ヲ賜ル、　十一月十一日、秋田中將義直○佐竹右京大夫黃鷹三聯ヲ獻ズ、是ニ依テ奉書ヲ賜ル、　十二日、紀伊大納言賴宣卿、領國於テ止ル大鷹一聯ヲ獻ズ、是ニ依テ御內書ヲ賴宣卿ニ賜ル、

〔有德院殿御實紀附錄五〕吉村○伊達陸奧守はそのころ諸侯の中にも、ことに長者にて、武備の志もあつかりしかば、わざと御眷遇を蒙りしといへり、これより先、享保二年封地獨活澤にて得たる鷹を獻りしに、其頃は放鷹の事も久しく絕て、鷹を養ふすべをもよく知る者少かりしに、この[illegible]しきに應じければ、少老大久保佐渡守常春もて、悅び思召の旨を傳へらる、其後も陸奧守が獻す

る鷹、他家の鷹にくらぶれば、其形劣れるに似たれども、鳥とるわざのこよなき、他のなぞらふべきにあらず、これまたく、陸奥守が心を用ゆるによれりと稱せらる、

〔古今著聞集 二十魚虫禽獸〕むかしは鳥さうしにも、人の引出物抔には鷹馬をぞしける、

〔江家次第 二正月〕大臣家大饗

引出物　馬各二疋〇註略

尊者若好鷹者被奉之、尊者前駈相跪受之、受時問犬名云云、私人不可飼鷹由、有新制、不可爲引出物云云、

紅染掛一領、

〔日本紀略 三村上〕天暦元年六月九日壬戌、從朱雀院被進鶴鷹四聯犬二牙、使修理亮藤原仲陳、賜被物

〔源氏物語 一桐壺〕ひだりのつかさの御むまくら人どころのたかすへてたまはりたまふ、

〔嵯峨野物語〕一鷹は公家には馬とおなじやうに引出物にはせられしなり、さてこそ光源氏の元服の時も、藏人所の御鷹を大臣に給たりしか、代々元服、元三の臨時客大饗には、みな引出物にはせられし也、中比までもかやうにこそ侍しか、

〔足利家御内書〕一普廣院殿時代〇足利義教

白生黃鷹幷鶴鷹二居到來候訖、感悅之至自愛不淺候、猶二階堂可申候也、謹言、

九月十三日　御判

右京大夫殿

一慈照院殿時代〇足利義政

丹後窠之鶻九連到來、誠以心入不淺候、猶吉良左衛門尉可申候也、

四月廿日　御判

大崎出雲守殿

作法

〔親俊日記〕天文七年二月廿一日乙丑、從右京兆大鷹貴殿〈○伊勢貞孝〉へまいらせらる、荻木伊賀トナミ鷹將御太刀〈貞次〉被遣之、荻木硯被遣之、筑紫江口與三左衛門、一書ニテ不審申之記被遣之、

〔青標紙〈後篇〉〕御鷹之鳥來歷之事

一巢鷹御拜領之家は御三家方、同嫡子方計被下之、但以、五月下旬被下之、〈御使番番頭之内なり〉

〔增補改正大成武鑑一〕尾張中納言齊朝卿〈○尾張名古屋〉　御暇〈御禮之節御拜領御鷹三居、御馬三匹、〉　〈丑卯巳未酉亥、三月、〉

紀伊大納言治寶卿〈○紀伊和歌山〉　御暇〈御禮之御拜領御鷹三居、御馬二匹、〉　〈子寅辰午申戌、三月、〉

〔增補改正大成武鑑二〕松平加賀守齊泰〈○加賀金澤〉　拜領〈銀百枚(中略)御鷹一居(中略)〉　御〈三月御暇〉

井伊掃部頭直亮〈○近江彦根〉　拜領〈(中略)御鷹三〉　〈五月御暇〉

〔寬政重修諸家譜三百六十二〕金森長近〈○中略〉　慶長九年、東照宮の御前に候せし時、鷹狩にて鶴を得たりやとたづねさせたまひしかば、御ゆるしをかうぶらざるゆへ、鶴をとる事を得ざるよし、言上せしを聞し召れ、すなはち恩許ありて、鶴取の蒼鷹一聯、黃鷹二聯をたもふ、こののちしば〳〵得るところの鶴をたてまつる、

〔駿府政事錄〕慶長十六年十月二日、今日大鷹一居後藤長乘拜領之云々、

〔寬明間記〕寬永元年二月五日、右府秀忠公ヨリ從四位下駿河參議忠長卿へ、森川出羽守ヲ爲上使御鷹一居被進、爲御禮西丸へ御登城、　八年二月六日、將軍樣〈○德川家光〉御成、森右近大夫御暇〈銀二百枚、吳服十、〉拜領、上使者靑山大藏少輔、御禮登城之處、於御前雁鳥取ノ御鷹一居御馬一疋被下之、

〔有德院殿御實紀附錄六〕西尾隱岐守忠昌が宿老の時も、龜戶邊の放鷹に陪し、御臂に据られたる黃鷹を、そのまゝ賜はりし事どもありき、これもありがたきことゝて、今に其家にいひ傳へたり、

〔古今要覽稿〈人事〉〕鷹禮法

鷹養の家業にて、鷹を取扱に定まれる禮式あり、先人のもとへ鷹をやるとき、請取渡の禮、〈孟園書簡鈔〉

（鷹經辨疑論、持明院基春卿鷹書、屋代越中守秀政鷹書、吉田多右衛門家元鷹書、吉耳家傳書、鷹禮法、無名鷹書、）貴人等輩下輩の差別あり、二重緣の鷹、ほこに繋ぎたる鷹、病鷹、ふせ鷹、鳥屋たか、荒鷹、又は馬と鷹と一所にわたす樣、女房の鷹を渡すやう、馬の上にて渡樣あり、（吉田多右衛門家元鷹書）あるひは鷹を人にみする次第、（吉田多右衛門家元鷹書、貴鷹似鳩拙抄、吉耳家傳書、鷹禮法、無名鷹書、）も、また人によりて上中下のしな替り、又は三指の禮などいふ事もあり、（持明院基春卿鷹書）其はか二ッ目三ッ目の鷹見申次第、拾ひたる鷹のみやう、（吉田多右衛門家元鷹書）白鷹を人にみする樣、（屋代越中守秀政鷹書）馬上にて鷹をみする樣（屋代越中守秀政鷹書）其餘種々の習ひあり、鷹すへたる人に弓持て行逢し時の禮、軍陣のときに行あひし禮、馬に乗てゆき逢ひし禮、狭き道にて行逢ひし禮、傘持て行あひし禮、或は鷹居て貴人に行逢禮、輿に行逢禮、鷹匠同志の行逢たる禮、其外幕の内に鷹を入る事、將軍家の鷹の居樣、大鷹と小鷹と居合する禮などあり、左右に居樣替る事あり、（嵯峨野物語）鷹を引出物にする樣、（同上）大臣大饗のときの鷹の禮、（嵯峨野物語、持明院基春卿鷹書、）祈禱社參の時鷹居樣、（吉田多右衛門家元鷹書）神社に鷹を奉るときの禮、（屋代越中守秀政鷹書）或は餌ぶくろ、鞭鷹たぬきなどの請取わたし樣、（持明院基春卿鷹書、貴鷹似鳩拙抄、吉耳家傳書、鷹禮法、）貴人鷹の餌を所望のときなどの作法、（屋代越中守秀政鷹書）または鷹の鳥、鳥附柴の請取渡の禮まで、其家々に傳へたる習ひあり、（鷹經辨疑論、持明院基春卿鷹書、貴鷹似鳩拙抄、吉田多右衛門家元鷹書、荒井豐後守鷹書、吉耳家傳書、啓蒙集、無名鷹書、鷹用千法、）あるひは鷹飼無禮とて、鷹がひは鷹居ては人に禮をせぬ事、故實なりともいへり、（安齋隨筆）

〔三内口決〕一鷹之事

此一道者、持明院被預申、○中略藏人所之御鷹者、裝束以下依無其隱、諸人對御鷹致禮候、然處當時鷹有禮之由存課歟、於私鷹令下馬脫笠候事、奇怪千萬之儀候、一笑々々、

○按ズルニ、路頭ニ於テ主家飼養ノ鷹ニ遇フ時ニ、禮ヲ行フ事ハ、禮式部路頭禮篇ニ載ス、參看スベシ、

〔今川大雙紙上〕鷹之式體之事

一鷹居て貴人に見せ申事、座敷にてうちをもつかせたるは、すへ手の恥なるべし、先ゑんにて、口餌を引せべし、さやうにすれば、半時の内に、うちをつくべし、ゑんにてかやうに致候へば、座敷にてつきたるともくるしからず、さてゑんにて鞭をぬき、尾などをかきつくろひ候て、いかにも鷹をしんにおもひて、座上に直り、左の膝を立、右の膝を敷て、鞭にては羽をかきつくろひ、足緒を引しめ、鷹の面を見せ申、さて身よりを御目にかけ、其後たなさきを見せ申、さてうしろを見せ申、むちにて尾おしあげて、御目にかけべし、

一鷹を人に渡スには、先鞭を出し、其後鷹を右へ居ル、口にてゆがけの緒をくいとき、ゆがけを執、鷹を本のごとく居て、さてゑ袋を出し、其後鷹を渡す也、貴賤の人ならば、うは手を渡す、下輩の人ならば、下手を渡す也、馬のごとくなるべし、さて渡して、左へ身をひらき候てしざる也、請取ては、右江ひらく也、若又請取人ゆがけをさして出候はゞ、ゆがけとくにおよばず、ふち餌袋を渡し、其後鷹を渡すなり、

一鷹を請取は、居手の右の脇へ、そろりとこきより、請取居上也、上手下手の禮あるべし、渡す時もとはへぬやうにすべし、○中略

一鷹架に繋たる所を通る事、鷹の前にて、手をつきて通るべし、たゞは努々通るべからず、内に繋たるも同前、後を通る事有べからず、

一新鷹又は鳥屋出したるなどをば、大緒さきを指にまといて出し、又餌袋にもおほくの習あり、よく〱知りたらん人に、尋あきらめて、その躾あるべし、

一人に鷹を渡すべきとおもふところに、たゞ架に御繋候へと申候はゞ、其まゝ架につなぐべし、大鷹は七くさり、せうは五ッくさり、小鷹は三くさり、□□はゆがけをゆひ付て、身よりの架のはしにかけて置なり、

鷹具

一架に繫て置鷹を寄て見候樣、先鷹のかほをみて、其後鷹のみよりをみて、扨たなさきを見て、後せはたなさきよりみこしにみべし、先よりて架のそでにつくばい、手をついて立て見る也、〇中略

一鷹をみせんとて、客人などもとめられ候はゞ、如何なるいやしきかせものに、居させられ候共、ゑんなどに置べからず、座敷へ去やうじ置べし、居ても斟酌すべからず、〇中略

一谷越河越に山など鷹をつかふ事有、見懸たらば、遠しといふ共下馬すべし、鷹師の方に、禮をいたさんも程遠くて、聲屆かずば、杖をあげて禮を見せべし、

一鷹犬を請取やう、やり綱のすへを、右の手にて一からみからみて、左の手にて縄の中程を取て引也、請取時は、犬の名をとふて請取也、總じて名をとはずして請取べからずなり、

一鷹を請取事、弟鷹にて候はゞ、おき縄を用意して持べし、小鷹ならば、へ緒を用意して持べし、鷹を請取ては、左の袖より、へ緒にても、おき縄にても引とをして、大緒のさきにさすべし、是は馬などころばしたらん時、鷹をまはせまじき用心なり、我より上の人の居たる鷹を請取事、大緒のさきを、右の手の下ゟ取て、其後鷹を請取べし、我よりも下輩の人居たらば、右の手の上より、大緒のさきを取べし、我も大緒のさきを、右の手に一からみからみて、扨鷹をば居べき也、又我より上の人には、大緒のさきを、我が身に引そへて、鷹を先さし出して進らする也、我よりも下輩の人には、先大緒のさきをさし出すべき也、同輩の人にも如斯、〇中略

一鳥屋とあがけを人にみする事、先あがけをみせて、其後鳥屋をみする也、大鷹も兄鷹もあらば、先せうを見する也、

〔倭名類聚抄十五鷹犬具〕絛　唐韻云、絛音刀、和名於保乎、絲縄也、章孝標飢鷹詩云、縦令啄斷紅絛結、未得君呼不敢飛、

〔箋注倭名類聚抄五鷹犬具〕廣韻絲上有編字、按說文、絛、扁緒也、廣雅作編組、賈誼新書偏諸即是、孫氏

蓋本之、此脫編字也、但編當扁之誤、

〔今川大雙紙 上〕鷹之式體之事

一鷹の大緒の寸、弓の絃を二ツに切たるゆへに、其長さ三尺三寸五分也、

〔藤津松鷗軒記〕一大鷹の大緒、六尺五寸、ゑやうぞく六寸、ひこのを三寸、紅のかはくろかは也、靑はごめんがは也、○中略

一小鷹の大緒四尺五寸、ゑやうぞくは二寸六分、何も口傳有、

一大緒の色のこと、若鷹の緒はあさぎとや鷹ならば染分なり、山がへりなくばあかくすべし、

〔定家卿鷹三百首和歌〕御かりばの鷹一もとにさしにけりこき紫の大緒あしかは

〔西園寺殿鷹百首〕大緒とき鷹に鈴さし日たけぬと駒打はやめいそぐ狩人

〔荒井流鷹之書〕一惣而鷹脚皮寸尺切樣の事、大鷹の足皮八寸八分、はゞき壹寸四分、但昔の寸は高しとて貳分をとりにする也、雄の足皮は以上七寸七分、はゞきは壹寸貳分、是も貳分薄し也、○中略

業皮を本とす、

〔新修鷹經 中〕著脚絆法

凡著脚絆者、令正擎鷹、從背後傳之、（傳著絆上）以扶杖、自革表扶脚緒本孔、指入脚緒末、紙索通、若澁難入者用鐵筋也、凡鞕革者、以洗革柔軟爲之、縫令堅固、此至脚緒令少緣、緊把末傳脚、（脚緒一寸五分、長二寸、緊把長七寸五分、鶴脚、鶴腿八分、長一寸五分、緊把長六寸五分、）凡截革者、當之椹上、以一寸五分刀子、長短隨鷹、制開脚緒本、剪截令如椿葉、隨脚大小也、又以刀子、穴別脚緒本裏、中央以扶杖、自革表扶之、貫緊把索纏之、又穿脚緒、離末三分許處中央、（鶴者二分許也）以扶杖自表向裏、穿出脚緒末、即裂紙貫孔轉索之、

〔倭名類聚抄 十五鷹犬具〕旋子　漢語抄云、旋子、（毛度保利、上似泉反、）

〔鷹故實抄〕旋子ニ引切旋ハ黃鷹ニ用ヒ、瓶子旋ハ撫鷹ニ用フ、山旋子ハ新鷹ニ用フト也、

〔夜据物語〕一鷹。鈴。

鈴口ノ横サマナルヲ外面ト云、縦ナルヲ内向ト云、マカテノ鈴ハ印子ナリ、白ヌリノ鈴ハ銀ナリ、鈴納ハ四月八日鳥屋ニ入テヨリ云、

〔雍州府志土産七〕鷹鈴　凡本朝高貴之所玩、在馬與鷹、故至馬具、各有主家製之、鷹樅所々製之、鈴。造之者稀、春日通新町西有造之家、是爲巧手、鷹隼追鳥無不到、動失其所之、故尾本繋小鈴、雖入茂林、鷹主慕其鈴音尋之、以策或紙幣招呼之、鷹必還鷹師之拳頭、鈴者以銅。鐵。製之、

〔夜据物語〕一鈴子　櫻皮ヲ以テ作ル、春ノ鳴鳥狩ノ時、鈴音サセマジキ爲ニ、鈴ニサシテ鷹飛行クトキ、自ラ抜ケルヤウニスルモノナリ、

〔鷹故實抄〕一鈴板

鈴板又鈴札、鈴敷トモ云、大鷹ニハ長サ一寸三分ヨリ五分、横八分、兄鷹ニハ長サ一寸一分、横七分、鷂。ニハ長サ八分、横六分ナリ、尚流ニ依テ違アリトゾ、

一根助緒又鈴ノ緒トモ云ヒ、又音助緒トモ云、

〔武用辨略鷹犬八〕鈴板、或鈴札ニ作、之ヲ鈴敷共云、鷂ニテ鈴持ト唱、口傳ト也、大様鈴板ノ形ハ圖〇圖略ノ如之ヲ作、木ニテモ鹿角ノ滑目ニテモスル事也、其制家ニ因テ少異也、〇中略繋緒或根助緒ニ作、一本音助緒トス、又鼠緒ニ作ト云々、是鈴ヲ繋緒也、鈴板ノ本ニアリ、鷹装束ト云々、重々口傳アルベシ、〇中略鈴子或子ヲ籠ニ作、鈴押共云トゾ、山櫻ノ皮ヲ以制ス、緒ヲ一尺八寸ニスベシ、春ノ鳴鳥狩ノ時、鈴音サセ間敷爲ト云々、

〔新修鷹經中〕著鈴繋法

凡著鈴繋者、捉鷹令俯、擬著繋人、左手執尾、右手把錐、披拂尾魁、著水於毳修撫之、若修撫不伏則刈去

之、挾葉於著鈴尾下、(著鈴尾謂尾中央二間也)乃傳鳥羽根、(不主嘴二分許而傳之也)即以左手送挾尾下、以錐穿鳥羽根、離本頭二分處、鵠苞微平、則緩々轉抽之、貫針於其孔、牽出尾外、以去針、自著鈴尾外、以離本釣糸、自葉上出之、偏結兩縷、遞延之、釣出一縷於尾內、左右手各振絲、合手緩々牽約、(若不合手牽引者、糸斷成害也、)乃重紮兩縷、結革上孔中間、又一紮約結、更後偏結、乘一許分截去之、截革者欲一度斷、形樣令圭頭、差殺本頭兩角、長以自著鈴尾本、至末第二斑文末頭爲度、以彩色革柔軟爲之、預先度長短截取、置之礎上、即以兩針釘革本頭、又以兩釘釘著革末頭於礎外邊、仍以五寸刀子先截右革側、刀剪外偏、正刀剪內偏、(餘左革亦准之、)即以一縷絲、貫其兩端於釘革本、而上二分穿孔、(鶴者分中)貫針釣保絲於革總括之、

〔日本書紀十一仁德〕四十三年九月庚子朔、○中略乃授酒君令養馴、未幾時而得馴、酒君則以韋緡著其足、以小鈴著其尾居腕上、獻于天皇、

〔萬葉集十七〕思放逸鷹夢見感悅作歌一首并短歌

矢形尾乃、安我大黑爾、(大黑者蒼鷹之名也)之良奴里能、鈴登里都氣底、○下略

〔鷹鶻方〕鈴(足纏長六寸五分有奇)

鈴要小而鳴單長塊、(安鈴)務輕便懸之、過高則鈴激脊端成瘡、過低則飛綴、

　鈴鐵多銅小者碎、銅納鈴心外裹黃泥、壯火燒赤、板上轉冷則快鳴、

〔難太平記〕當國の守護人土岐彈正少弼頼遠、土岐山よりうち出て、青野原にてもみ合べしと申けるに、明日の合戰一大事とて、海道勢三手に分て、一二三番の鬮を取て、人替々々せらるべしとて、くじをとられしに、桃井宇津宮勢は一くじ、故殿三浦介は二のくじ、吉良三河勢高刑部は三鬮也、桃井勢はみなたかの鈴をつけたり、

〔西園寺殿鷹百首〕

雪のふる空には鈴の音のみぞ狩場の鷹のしるべなりける

〔慈鎭和尙鷹百首〕狩暮しはこゆふ鷹のあしを山に殘れる雪も忘らねりの鈴

〔伊呂波字類抄〕〈大雜物〉架〈タカホコ〉

〔鷹鶻方〕鷹賦　魏彦深

案之爲易、調之實難、格必高迥、室必華寬、〈格者架也〉

〔倭訓栞〕〈中編十三多〉たかほこ　鷹架をいふ、鷹のとまり木なり、かしはを本とすといへり、ならへ鷹に、靑鷹はもと木、せうはうら木成べしともいへり、

〔禰津流多治見伊賀守聞書〕桙の事

大鷹のは長七尺、口三寸、高四尺一寸、桙指長三尺八寸、廣三尺、

兄鷹の桙長五尺二寸三分、高四尺、桙指は長三尺八寸、廣二尺五寸、

鷂の桙長三尺二寸、高三尺八寸、口二寸二分、小鷹のはそれに準じてする也、

〔禰津松鷗軒記〕一ほこの圖の事、高さ四尺一寸、ふとさ六寸、ほこさき三寸、をとめ三貫六百め、又は四貫めにもする也、又は一貫八百めにもする也、あしの高さ六寸、ながさ三尺也、長さ七尺五寸、又は五尺八寸、きりめ二寸八分、兩方のはし四寸づゝ出す也、足がためは一とをり、つぼは九、又は七もする也、九よう七ようを表する也、

一ほこ布靑かきにも染る、よこぬのをして、下のは五の也、ほこぎはをはかまのくゝりのごとくにして、たけをなかごにいれて、ほこに付べし、もんは家のもんを付べし、夫はすきによるべし、

一ゆいほこの事、くぬ木櫻也、もと木を我左にする也、高さ我かちのころにゆふ也、大鷹はうら木、小鷹は本木につなくべし、

一とほこの事、常のほこよりもたかゝるべし、とほことも云、又は野ほこ共云、又は壽命のほこともいふ也、だいぼこの事、きり二寸八分、たて木四尺一寸、ほこ木の長さ七尺五寸、かけりよりとを

四寸いだして、だいの長さ三尺也、高さはぬしのすきによるべし、くもかたなりともする也、ほこぎぬのことくきんらむ、段子、白ねり、すゞしならば、かちの葉に、同じくぬしの家のもんをそへべし、色は水色たるべし、五所に金物すべし、すそを五寸づゝあける事もあり、

一かくれがのほこの事、高九寸五分、ほこ木のふとさ六寸、ながさ六寸、だいのながさ一尺二寸、ひろさ四寸、あつさ三寸八分、おもてに板をうちつけさしやうの事、同じくつなぎやうの事口傳有、

一神前にほこをゆふ事、さか木をたて、一方にくぬぎ、ひの木を、鷹の手さきにたてるほこには、春は梅、夏は柳、秋は楓、冬は松、つなぎやうむすびやうさげる也、ゆめ〳〵わきへおさめぬ也、心得べし、○中略

一はや入の架は、細き竹をあつくつゝみてつなぐ、取手の内はふとく、とはへはふれて見たるやうにする也、べつそくそんせず、足はれず、こつちを切ず、德多き也、是こ玄つのほこと云也、

一つゝみぼこは、爪をかくによつて、養性のため也、○中略

一座敷にも四節の架を結べし、春は桃、夏秋冬は前のごとく立木さだまらず、高さ四尺一寸、廣さ五尺に結べし、是常に結べからず、白ふかはり玄ほ赤鷹、又は屋形兀やかたふ、縦只不成共貴人の鷹にゆふべし、

一鷹のほこを四本がゝりにゆふ事四節有、春はさくら、夏は柳、秋は楓、冬は松、立木にはきやうの木よ、二木にはせんの木、高さ四尺一寸、廣さ五尺五寸、是は四本がゝりの架の事、せんの木とは、にはとこ、ぬるでをもゆふべし、きやうの木とは、山椒の事也、又貴人と平人とのほこかはるべきか、當季の木をのこすと云説あり、いかさま貴人の御鷹をば賞翫して、當季にゆふ也、

一ほこの數の事、水ほこ、かけひのほこ、ひほこ、ひぶせのほこ、たるみのほこ、立すほこ、此たるめほこには、さしは足をくらふそつなぐべし、たるみほこといふには、けかり鷹をつなぐべし、水ほこ

といふには、足のはれたる鷹をつなぐべし、かけひのほこと云には、とうを打煩鷹をつなぐべし、ひはことといふには、玄ゝうちはになり、いきあらく病みえたるをつなぐべし、火ぶせのほこと云て、鷹暮にすぎてある時、ねきをとりたるをみて、下に火をたかせ、あかりを見するを、火ぶせのほこと云也、何も此架口傳也、○下略

〔鷹犬卷〕一架之事　臺架

角鷹長七尺、口三寸、高四尺一寸、架絹長三尺八寸、廣三尺、兄鷹長五尺二寸三分、高四尺、架絹長三尺八寸、廣二尺五寸、鷂ハ長三尺二寸、口二寸二分、高三尺八寸、兒兄鷹(コノリ)准之、臺架自仁座敷置、亦中縁ニヲク、亦庭ニ置可寄人、

ケヤウ革角鷹四寸二分、兄鷹三寸六分、鷂三寸二分、鹿角ニテセメ有リ、

一指架之事

指架長六尺二寸、カブキ木柱ノ外、餘リ四寸一分、下横木臺ノ間ニシテ柱ヲ臺ニ留ル也、高サ四尺三寸二分、カブキ木フトサ二寸三分、臺高サ五寸六分、表廣サ六寸六分、○中略

一土架之事

土架ト云ハ、カブキ柱有ヲ土ニ堀立テ置也、寸法前ニ准ズ、○中略

架品々之事

一二架、長一丈一尺六寸、高四尺三寸二分、檜ヲ用、

一見ドリノ架ハ、カブキ柱、竹ニテスル賞翫也、四五月ニカギリ、タリスベリノ架トモ云也、

一結架ハ指架ト同前、結目可有、表革角違ニ二重掛結也、

一鞠ノ掛リニ架結コト、春櫻ヲ本ニシテ、末ニ柱立テ結、夏柳、秋楓、冬松ヲ本木ト可心得、

一長合架ト云ハ數多居ル時ノ事、一番ニツナグ者ハ如常、後ニツナグ者ハツナギステヽ、餌袋モ

後ノ者ハ架ニ可掛、

一架衣ハ大内將軍御用白アヤタルベシ、ツボ金ヲカブキ木ニ四ツ、柱ニ一ツ打テ、是ニツナグ、餘リ糸ヲトンボ結ニス、赤革ニテ坪金ニ結付ルコトモ有之、

一軍陣ニ庭ニ架結コト、敵ノ方ヘ向テ結、カブ木ハ柱ヨリ裏ニ可結、鷹味方ノ方ヘ可向ス、ツナギ如常、但大緒ヲ架衣ノ方ヘ越置ベシ、

〔倭名類聚抄　十五　鷹犬具〕緤　唐韻云、緤（音泄、漢語抄云、閉廐岐、）弋射收繳具也、

〔鷹故實抄〕一緤緒（ヘヲ、經緒トモ、組トモ、カク、又尾縄トモ云、）

〔武用辨略　八　鷹犬〕緤（ヘヲ、一本作）　新鳥（アラトリ）ノ未馴ザルニ用テ、遠ク飛セマジキ爲ノ具也、故ニ手扣綱（タヒカヘヅナ）共云リ、長ハ十五尋、二十尋、卅尋、四十二尋必トスル義ナリ、左縄ニ綟（ヨル）事利用アリトゾ、○中略高木緤（タカギヘヲ）トテアリ、是ハ羽向惡クシテ、新鷹ナドヲ逃タルニ、喚取象タル時、此緤緒ヲ差ナ取事也、虎ノ緒（トラ）トテ緤ニ付ル革アリ、故ニ虎革（コカハ）共、或闕緒（ヤキヲ）、闕緒鞠（カヽノ）、又ハ輪ナドヽ云リ、鞠ニテハ取分ノ輪ト云、口傳アリ、

〔古今和歌六帖　二　野〕大鷹

へをつけて山に入にしあらたかのいとをきにくき空言なせそ

〔鷹故實抄〕一喚縄（ヨビナハ、經緒（ヘヲ）トモ云、大鷹ニ用物也、小鷹ニ經緒ヲ喚縄ト云也、）。。

〔貞丈雜記　十五　鷹〕一おき縄と云は、鷹をなづける縄也、水縄と云は水をあびせる縄也、へおと云は鷹をつかふ縄也、大緒（おほを）は鷹をつなぐ縄也、

〔鷹故實抄〕二鷹据（ナブリ）。。

鞭ヨリハ長シ、夜据ニ鷹ヲ据テ寢サセヌ具也、

一嚢（ナイ）。

業ハ桒幣也、業ノ字ヲ用フルコト傳也ト云、雨露ノ爲ニ、旄牛ノ尾毛ニテ作ルモ宜シ小鷹ヲ仕入ル丶爲ニ用フ、

〔補津松鷗軒記〕一ゑ袋の高さ六寸に、ふんどうのふとさ三六寸、腰かはには犬、丶のあしがは、ひうとらの皮、うみひうのたぐひもよし、又もみかはもくるしからず、くちも同前、ゑ袋の名をならしばと云也、〇中略

一貴人野へ出る時、餌袋を渡す事、ねおのうさぎ耳に左の手をかはて、ゑぶくろのちだまりの下に、右の手をおきて、御前にかしこまる、はやつけんと見えばまかり立、右のわきより立寄て、貴人にまいらす、をにこぶしのをに、てをさかてにかけて、請取てつけたまふべし、

〔今川大雙紙上〕鷹之式體之事

一餌袋を人の方へ出す事、春夏は鳥頭を渡し、秋冬は兎頭を渡す、春夏は兎頭を我が取也、秋冬は鳥がしらを我が取也、

一小鷹の餌袋は、何時も鳥首を出ス也、

一鳥を餌袋にさす事、鳥の後の方を、我が身に付候やうに心得て指也、

一鳥を餌袋にさして、鷹師の方江出すには、鷹師の付られ候樣出也、〇中略

一餌袋に鳥を指すやう、男鳥をば、尾の面を前へ指す事なし、尾のうらを面へ指也、めんどりをば、うつむけて、尾の面を見るやうに指す也、

〔空穗物語嵯峨の院〕大將中納言の御むかへに、人こだかてにすへつ丶まいれり、かへり給ま丶に、のべごとにあさらせ給て、御えぶくろにいれさせ給へりし、大辨はたちにてわかれ給ぬ、〇中略とりどもいきたるは、いぬ宮にたてまつり給へば、もてあそび給、御えぶくろなるはてうして、みやにまいり給とて、きこえ給、〇下略

犬

〔西園寺殿鷹百首〕餌袋に兎の頭鳥のくびさかなにせしはむかし也けり

〔鷹之故實口傳〕水筒事、ふとさ八寸、節三、總の長一尺四寸也、上下の節の外に、五分計に乳を出して、穴をして頭にかくる繩をとをして可所持也、中の節と本節の間、六寸ある竹を用ゐて、鷹に水かふ口をすべし、口のながさ節の間に隨ふべし、中の節に油筒のごとく、穴をして水の出入をすべし、不飼時は口に物をさして置くなり、柳を丸く削てさすべし、竹の皮の外は、皆漆にてぬるべし、大概如此、

〔古今要覽稿人事〕犬仕込樣

吉田多右衛門家元鷹書云、鷹犬つかひやうの事、鳥落御座候へば、風下の方より犬を入、隨分と鳥を挾ませ不申候やうに、犬ひき遣ひ申候事に御座候、

又云、鷹犬仕込、幷放犬仕込樣の事、第一犬目利仕緊馴申候て仕込仕候、初め草の内へ鰹節、又は小鳥などの身を隱し置、鞭にて敎へ給させ申候、度々仕候て馴候時分、小鳥、鶉を草の中へ放し置、脇より鞭にて敎へかゝせ給させ申候、段々右の鳥へ當り宜相成候得ば、野鳥へ掛申候、野鳥當り宜敷相成候上にて、放し犬に仕込仕候、放し犬は、鶉、生け物、草の内へ放し置かゝせ申候て、右の鶉挾ませ、其鳥を引放しみせ置、強くたゝき、鳥じや〳〵と申聞、其節給不申候程にたゝき申候、日々右の通仕込仕候、段々犬口も留りめに相成候得ば、さはぎ繩と申候て、籐を五尺程の繩に仕、犬に付け申候て放し遣申候、犬鳥の際になり候節は、犬引、右さはぎ繩へ手をかけ、鳥給不申候樣に仕候、最早口留り鶉も挾み不申候樣に相成候得ば、さはぎ繩を解遣ひ申候、鷹をも犬の顏の近邊へ据寄せ、度々みせ、鷹々と申候て放し申候、大概合點も仕候得ば、又さはぎ繩をつけ、たかに活物を飼見度々敎へ申候、犬引功者に無御座候ては、放犬出來かね申候、

又云、鷹犬毛色の事、古へ黑ぶち犬、幷犬飼ともに渡り申候由に御座候、いつの比よりか、白毛、赤毛、

赤白駮を鷹犬に仕込申候、黒駮は鷹によりきらひおち申候ものに御座候、鷹鳥ともに何れの犬にても、まづは挟たがり申候、中にもまれに鳥給不レ申候犬も御座候得ども、自然に前書の通仕込申候得ば鳥給申候、給かね候犬には、鳥を燒、給習はせ申候、

〔鷹經辨疑論 中〕或問、犬ノ毛ニ吉凶アリヤ、

答云、善惡アリ、假令如レ左、白犬ノ黒尾ハヨシ、白犬ノ尾長キハヨシ、白犬ノ胸黒、前足長キハヨシ、白犬ノ胸ノクロキハ善、白犬ノ口ヨリ眼ニ至マデ、逆毛生タル善、白犬ノカシラ黄ナルハヨシ、白犬ノムチ黄ナルハアシヽ、白犬ノ尾ノ黄ナルハ惡、白犬ノ耳アカキハ大ニ惡、白犬ノカシラ黒ク、背黄ナルハ惡シ、黒犬ノ前足白キハヨシ、黒犬ノムチノ白キハ大ニ善、黒犬ノカシラ白キハヨシ、黒犬ノ面白キハ大ニ善、黒犬ノ尾ノ白キハ善、黒犬ノ四足黄ナルアシヽ、黒犬ノ四足白ハ善、黄犬ノ前足二白ハヨシ、黄犬ノ白文アルハ大ニ善、黄犬ノムチアカキハ惡シ、黄犬ノ後足白キハ惡、クロ犬ノ胸ノ黄ハヨシ、クロ犬ノ四足白キハ大キニヨシ、クロ犬ノ後足白キハ惡、

〔荒井流鷹之書〕一鶉鷹野に犬入樣の事

犬かい追鳥をなが聲にかけば、犬當りたると思ひ、聲をきざみ細にかけば、當らざると思ふべし、鷹匠寄鳥をたてよと聲を掛る也、又つかれの鳥をば、犬かい定のつかれと聲を掛ば、鳥見付たりと思ふべし、鷹匠手むき能ば立よと聲を掛べし、定の聲を掛て、鳥を立ざるは、犬かひのふかく也、歌に云く、

おう鳥もつかれもたつる犬飼のうちかい袋かろく見へけり

一犬の鈴付る時の事

九月九日より節分迄付る也、付事を掛ると云、又上る事をばはずすと云、口傳也、

〔定家問答〕一犬のさかとかへると申事如何

犬具

是は犬鳥をかみうしなひて、幾度も跡へかへるを申也、其時犬かひは聲をまきりにかくる物也、○中略

一犬の分食と申事如何

答云、是は山鷹に犬鷹をばのぞき、鳥を食たるを申也、犬を能使入たるなり、

〔倭名類聚抄十五靈犬具〕鑣　野王案鑣、音標、和名久佐利、犬鏁也、

〔鷹書聞書〕一犬はしりの事、大鷹大は一丈二尺、小鷹一丈三尺、大鷹には藤を用、但あら犬には縄もよき物也、やり縄とも、又はすり縄とも申也、

〔荒井流鷹之書〕犬の鈴付る時の事、九月九日ゟ節分迄付る也、付事を掛ると云、又とる事をはずすと云、口傳也、

一犬の引綱の長の事、馬上にて引綱は七ひろ也、歩の時は此半分也、

〔鷹犬之卷〕一犬ヲ遣ハ縄ヲ付テ可出、白青黑打マゼテ七尺ニスル、犬ニヨリテクサリ作ル、○中略

一犬ノスリ縄、角鷹犬ハ一丈二尺、小鷹ハ一丈三尺、藤用、荒犬ハ縄吉、

一犬ノウチ餌袋長七寸ニ、縄ニテアミ柹染ニスル、

〔西園寺殿鷹百首〕はふ鳥もつかれにたてる犬飼の打かひ袋かろくみえつゝ

〔鷹經辨疑論中〕又云、ウチガヒ袋ト云ハ、狩ノ犬鳥ヲ起タル時、犬飼腰ニ、海邊ニアル、クラト云草ヲ編テ苞苴ニシテ食ヲ入レ持テ飼ナリ、然レバ搏噬袋トモ、搏噬苞苴トモ云也、又餌袋ノ如クニ作テツタルコトモアリ、

〔鷹十卷書二〕搗飼袋の事　苧縄をほそくして、長さ七寸つゝらおりにして、五とはり編なり、おりをさめのふさへ縄をとほしてくゝりつめて、きはにてまむすびにして、其縄のあまりを腰に付るなり、緒ぞめにすべし、

捕鳥

〔今川大雙紙上〕鷹之式體之事

一鷹の鳥を物にすへて人に出ス事、鳥の後の方を下へして、胸を上へかしらの方を出ス也、御椽などの上に置同前也、次に鷹の鳥山を請取人の方へ出事、山緒を右の手に取持て渡す、人前にて下に置、山緒の方を後にして、首方を出也、○中略

一鷹の鳥をばきるとはいはず、さくと云也、

一野山にて鷹の鳥を物に居て出事、うは板有とも、板の上に折敷を一枝置て、其上に鳥を置て出也、折敷も板もなくば、たゞも苦しからず、○中略

一鷹の鳥を持て出ること、左へ頭をなして、右の手のひらに置やうになして、右の手を上よりかけて持て出、御前にて、たゝみの上に置て、さておしまはして、とりかいの方を貴人の方へなして、押よせて置也、扨又御目にかけ候に、右を見せ申也、水鳥も山鳥も市にて買候鳥もおなじ事也、

〔殿居嚢〕武家心得草

御拳之鳥、御鷹の鳥、途中心得、

御目見以上は、御拳之鳥の由、心得迄に申達、倆方は無之、人々愼迄に候事、陪臣は下乘下馬爲致、雑人は片寄候て、冠り物下駄等爲取候事、夏御鳥、冬御鳥、上使之節は、往來差障候はゞ、片寄候様、聲掛候迄に候事、

〔貞丈雑記鷹十五〕一鷹の鳥のかいくちと云は、鳥を鷹の取たる時、その鳥のむねを小刀にてさきて、きもを取出して、鷹の餌に飼ふ也、其小刀にてさきたる口をかひくちと云、人に遣すにもかひくちを、人の方へむけて出す也、かひくちを賞翫也、かひくちとは鳥のほろ毛を取て、それにて縫て置なり、

付枝

〔倭訓栞中編十六登〕としば　鳥柴と書り、鷹の取たる鳥をつくる木也、故實多しといへり、其木は長

五尺にきりて、本は柴につけしが、後春秋冬にてかはる、大かたは梅櫻松楓檜茯苓などを用ゐたり、

〔夫木和歌抄 五雉〕寄柴戀　　源仲正

つれもなき人の心をとりしばにこがねのきゞすつけえてし哉

〔河海抄 十一行幸〕付鳥枝事　柴高七尺五寸、普通の柏木よりは葉せばく圓くして、表裏にも毛おひたり、是を鳥付柴といふ也、一說曰、たもん柴といふ物也、年內は立枝をへだてゝ、雄を左にあげて付、雌鳥をさげて付て、年あけては雌を左にあげて付、春は雌を賞する故也、〈付様口傳アリ、略之、〉

〔後京極殿鷹三百首 冬〕初雪にみえぬとしばを折こともも君が御幸になるゝ鷹飼

〔徒然草 上〕岡本關白殿〈○家平〉さかりなる紅梅の枝に、鳥一雙をそへて、この枝につけてまいらすべきよし、御鷹飼下毛野武勝に仰られたりけるに、花に鳥つくるすべしりさぶらはず、一枝にふたつつくる事も存知候はずと申ければ、膳部に尋られ、人々にとはせ給て、又武勝に、さらばをのが思はんやうにつけてまいらせよと、仰られたりければ、花もなき梅のえだに、ひとつをつけてまいらせけり、

〔徒然草文段抄 三〕兼則說、又四條大納言隆親卿の說、柴のたけ六七尺、雌雄一雙をつくる也、又大臣大饗、元服、移徙、如ㇾ此の時用ㇾ之、產所へつかはすには、根びきの小松に付也、

〔今川大雙紙 上〕鷹之式體之事

一鷹の鳥をとしばに付て出す事有、としばの木は、松の枝、又は梅の枝たるべし、餘の木に付べからず、

〔高田宗壽流聞書〕鳥を竿に懸て餘所へ遣すに一竿といふは、雄七ッ雌五ッ可ㇾ懸、竹のあときさきに釘を三四寸に切さすべし、間あくる事、鳥一ッ宛懸るほどのけて懸るなり、又宿山などにて物數

をして歸るには、一竿に二十も三十も懸て持する也、

鴫はさむ事、六七月の比用るは、竹にはさみて、柿の葉をはさみ添る、柿の葉二ッを左右の羽に掛てはさむ、又さかなに用ゐ時も、鴫のかい敷に柿の葉をする也、鴫を用る比は、冬春はあし、、鶉同前也、

鶉はさむ事、竹をわりてはさむべし、一はさみとは數十又は七ッ也、一竿と云は三はさみを一竿と云也、竹の節より下六寸にきり、節近くば六寸の内に有節けづるべし、又鳥の上の餘分四寸也、末を切事、鳥の左の方より一刀にそぐ、本は右の方より一刀に切、上下共にとがりを少し直し、鳥一ッに紙より一筋づゝ、二卷にして片脇に可結、わなの方を上になして、結目を中にして、上下一寸に切也、

〔兼松左京入道常珍相傳秘書〕一鷹の鳥木に付候事、春は梅椿、秋は楓、冬は榊に付候なり、これを鳥柴とも申、請取渡の事弓と同じ事、春は雌さき、秋冬は雄さき成るべし、口傳なくて難知事也、

一鶉をはさむに、竹の末に葉を殘す事、四月五月にかぎりたる事也、

一鴫を萩にも付候事あり

一鶉をはさみ候時、其内鶉の外別の鳥をとりたらば、下より二つめにはさむべし、又三つ鶉の外別の鳥數あらば、上より二つはさむべし、

一四五月の時分、おけらと云鳥あり、物數して三つ四つ五つもあらば、麻二本にはさむなり、麻のかはむくべからず、

一鶉を菊萩に付候事、水ひきにてかけ候て、よきほどに見はからひ、菊の枝を二寸五分あまりに切候、口に又刀めを付、鶉のおち候はぬやうにしたゝめ、枝かけ候て送なり、數貳つにこすべからす、

〔武家調味故實〕一鳥付ル樣、梅の枝春は不ㇾ及ㇾ申可ㇾ付也、年内も節分過ぬれば付なり、秋冬夏は付事あるべしとも、他本にあり、一義古歌に其いはれあり、伊勢物語、

　我たのむ君がためにとおる花はときしもわかぬものにぞ有ける

一春は花の枝に可ㇾ付、但さくらは祝言の所へは、はゞかりある故に不ㇾ可ㇾ付と云々、其故は花はひらきてより七日をかぎりて散行間、日限をさして程なきによりて忌ㇾ之、

一枝の寸は、枝より下一尺、上二尺、以上三尺也、秋冬は松のえだたるべし、

一式の鳥柴と云は、たもむの木なり、是は山にあり、但木は何にてもあれ、鳥付たる木をばとしばとよぶ也、五節といふは、霜月の中の卯の日、其後はくぬぎにも鳥を付也、

一鳥のくびのあはひ二寸五分と云は、付る時くびと足との間の事也、あをつゞらにて可ㇾ付、もしつゞらなくばあをき藤もくるしからず、可ㇾ付樣は、春は女鳥を上に付て、男鳥を下に可ㇾ付也、

一秋冬は男鳥を上に可ㇾ付、鳥二付る時は、男をばかたむね、女鳥をばもろむねを付べし、但片むねと云は、鳥の左のひつたれと、まろとはとるべし、もろむねと云は、すこしもきず付ぬを云と云々、又片むねの所をぬう事、身よりたすきの次の羽をぬきてぬう也、木に鳥のはがへを南方をしすへて、木の枝にゆひ付て、とりのうしろを我前に向て、女鳥をば左に頭をやどし、男鳥は頭を右へやどすべし、これはこくひの事なり、たとへば女鳥にてもあれ、一を付る時は、片むねたるべし〇中略

一鳥付も山をあるべし、やがて木にも山をにて可ㇾ付也、足をば同藤にてゆひ候べし、〇下略

〔鷹故實抄〕狩の獲物ヲ繋グニ、山緒田緒ノ分アリ、山ノ前田ノ後ロト云ナ、山ノ物ヲバ山緒懸ニシ、田ノ物ヲバ田緒懸ニストイヘリ、結ビ樣ハ禮者等ニ尋ヌベシ、山緒ハ藤葛ヲ用ヒ芽ヲ取ベカラズ、寸法ハ下ノ結目ヨリ上四寸間ヲ置ナ又結ビ、餘ハ指二ツフセ置ナ切ル也、一編ヲバ少短ク切

遊獵

ベシ、田緒ハ縄ヲ用フルナリ、寸法ハ下ノ結ビ目ヨリ六寸間ヲ置テ又結ビ、餘ハ拳ダケ置テ切ル也、一端ハ半ホド短ク切ベシ、又鶴鵠ヲバ大物懸トテ、各別ニ結目ノ間七寸也、兎ヲモ山緒ニスル也、又犬ノトリタル鳥ヲバ、山ノ物タリト雖モ、田緒ニスベシトナリ、サテ鳥ヲ枝ニ附ルニ、鳥柴附トハ、柴ニ雉ヲ附ル也、コレヲ手持木(タモンギ)トモ云、推鳥木トハ小鳥ヲ竹菊萩ナドニ附ルヲ云、田面木(タモギ)トハ水鳥ヲ枝ニ附ルヲ云、附ル枝ハ春ハ櫻、夏ハ柳、秋ハ楓、冬ハ松ヲ用フトアリ、時ニ臨テハ何ニテモ有合タル樹枝ニ附ルナルベシ、

〔貞丈雜記(鷹十五)〕一鷹飼の詞に、山の物と云は、雉子山鳥うさぎなどの事也、田の物と云は、雁鴨鶴鵠などの類を云也、

〔古今著聞集(興言利口十六)〕藤原中納言家成卿くろき馬を持たりけるを、下野武正ゑきりにこひけるを、汝がほしう思ふ程に、我はおゑう思ふぞとて、とらせざりければ、武正力及ばで過しけるに、雪のふりたりけるあした、中納言のもとへ盃酌有けるが、武正御鷹飼にて侍ければ、鳥をゑだにつけてもて來りけり、中納言侍をもて、武正は何色の狩衣に、いかてい成馬に乘たると見せければ、かちかへしの狩衣に、ことにひきつくろひて侍るあしげなる馬の、ふかしぎ成にこそ乘て候へといひければ、此うへはちからなし、かなしうせられたりとて、秘藏の馬を給はせてけり、

〔三内口決〕一同鷹鳥事

鳥トハ雉ノ事候、禁野片野名物候、就此義故實繁多候、此鳥必付鳥柴候、(切口刀目口傳有之)或鳥柴之代、其木不相定候、雖然下心之故實多候、鳥柴之鳥小鳥之竿田物等、貴人へ被懸御目候作法ハ、難載文候、或ハ山之鳥懸田緒、田物山緒之時、一段實翫之子細不追記候、

〔新續古今和歌集(雜十七)〕無品親王伏見に侍し比、雪の朝に、としばに雉をつけて奉るとて、御狩せし

代々のむかしに立かへれかたのゝ鳥も君を待なり、と奏し侍し御返事に、

拜領

みかりせし代々のためしをまるべにてかたの、鳥の跡をたづねん　今上御製（○後花園）

〔續見記 十八〕禁裏鷹鶴獻上事附安土城下失火事

同月（○天正六年正月）十日、御鷹ノ鶴禁中ヘ獻上セラレ、叡感不レ斜、即彼鶴ヲ懸置カレ、御見物ト云々、又近衞殿前久公ヘモ、御鷹ノ鶴被レ進覽、御使針阿彌ナリ、

〔駿府記〕慶長十七年正月廿日、著二御岡崎一、（○德川家康）廿一日、御鷹野、廿二日、御鷹之鶴被レ進二主上一云々、

〔柳營秘鑑 二〕禁裏江御進獻之品

一御鷹之鶴、多に至り、宿次を以御進獻之、年によりて、雲雀被レ獻事も有レ之、初鮭被レ獻之、其外御口切之御茶等なり、

〔青標紙 後篇〕御鷹之鳥來歷之事

一禁裏江毎年八月中旬、初鶴御進獻、同九月下旬、初菱喰御進獻、同十一月寒ニ入、御拳之鶴御進獻、

右者有德院様（○德川吉宗）御代、享保年中ゟ連綿之由、

〔增補改正大成武鑑 一〕尾張中納言齊朝卿（○尾張名古屋）　年中定式御上物　（冬春之内御在國年）御暇之節御拜領之御鷹ニ而御捉之鶴

紀伊大納言治寶卿（○紀伊和歌山）　年中定式御上物　（御在國年冬春之内）御暇之節御拜領之御鷹ニ而御捉之鶴

〔東武實錄〕寛永五年十月廿九日、備前宰相忠雄、（松平宮内少輔）鷹ノ捉ル初鶴ヲ獻ズルニ依テ、御内書ヲ賜ル、十一月三日、尾張大納言義直卿、鷹ノ捉ル初鶴ヲ獻ズ、是ニ依テ御内書ヲ賜ル、

〔青標紙 後篇〕御鷹之鳥來歷之事

一御鷹之鶴拜領、御三家方、同嫡子方、御隱居方、（御使以二兩番頭之内一被レ遣之、御在國之方ヘハ宿次ヲ以、十月下旬ゟ十二月迄之内ニ被レ遣）松平加賀守、松平陸奥守、松平薩摩守、（右當主計江上使御使番ヲ以被レ下之）右之外國持家、并准國主江以二順年一替

ニ被下之、在國在所之節、宿次を以被下之、古例は在府中ハ決而被下無之事、○中略

一御鷹之雁拜領、御三家方、御三卿方、同嫡子方、御使以兩番頭之内、十月下旬ゟ追々被下、其御簾中方、姬君方、女中奉書を以、御拜領被成候事、其外御連枝方、國持家、幷表四品以上、大廣間席溜詰、帝鑑間、御詰代城主以上之衆在府中、上使御使番を以、十月下旬ゟ追々被下之、御老中、若年寄、雁之間詰衆、御奏者番、右前日奉書を以被爲召、登城之上於席拜領之、帝鑑間ニ而も被叙四品候得ハ、御鳥貳羽ツヽ、拜領、雖爲十万石被叙四品無之内者、壹羽ツヽ被下之、

一御鷹之雲雀、御家門方、御嫡子方、御隱居方、七月下旬ゟ御使兩番頭之内を以、數五十羽ツヽ被遣之候事、在國之節者、宿次を以被遣之、御連枝方、國持大名、四品以上、大廣間席溜詰、右ハ上使御使番を以、在府之節計被下之、雖隱居在府江ハ當主同樣、數三十羽ツヽ、被下之、

一御拳之鳥、御家門方、幷松平加賀守江、三年目程ニ而被進被遣候事、

〔柳營秘鑑二〕御鷹之鳥巢鷹等拜領之次第

一御鷹之鶴拜領者、御三家、松平加賀守被下之、御三家江上使者、兩御番頭、加賀守江者、御使番被遣、松平陸奥守、松平大隅守、在府之節、享保十四年初而拜領被仰付、其外在國之國持衆江、壹年ニ貳三人程宛、有次第以宿次被下之、

一御鷹之雁、雲雀御家門、國家之面々、准國主四品以上、在府之時節により、右兩品之内、壹通り被下之、四品以下之外樣之大名も、家に寄拜領之、南部修理大夫被下之、御譜代衆者雖小身、城主以上被下之、何も上使御使番勤之、

一右雁、雲雀、老中松平右京大夫、石川近江守、若年寄衆有馬兵庫頭、加納遠江守、何も於御座之間被下之、御奏者番、寺社奉行、詰衆者、於殿中拜領之、老中被傳之、京都諸司代者、宿次を以被下之、

一御三家、御在國之時者、招家來、於殿中鶴被遣之、

〔駿府記〕慶長十七年正月廿日、著御○德川家康岡崎、廿四日、御放鷹、松平筑前守利光獻御服廿領、則御鷹之鶴被遣之云々、

食鶴

〔有德院殿御實紀附錄五〕鷹のとりし鳥を賜はる事も、元祿のころより絕ければ、其例さだかならず、よりて勸解由忠擧に御尋有しに、そのかみ松平新太郎光政、松平安藝守綱長、藤堂和泉守高久、森內記長繼、立花紅雪、飛驒守忠茂と稱す保科肥後守正之などは、年々に鶴、雲雀、梅首鷄を賜はり、封地にある時は、奉書をそへておくられたり、宿老阿部豐後守忠秋は、寬文十一年、職を免されし後も、宿老とひとしくこれをたまひ、又致仕の後も、雅樂頭忠淸と共に賜りたる事あり、

〔御當家令條二十九〕覺
一御鷹之鳥拜領披之時、老中於招請者、檜之木具、盃臺三迄者不苦、三汁十菜、向詰香之者、吸物、幷肴五種、押之物共、但內々ニ而被候時、又者老中招請たりといふ共、常之振廻可爲、臺臨、向後者可爲無用事、○中略
寬文三年卯九月日

〔光臺一覽一〕十八日○正月は御樂始、伶人の舞御覽有、其儀終て鶴之庖丁、抑此鶴の庖丁と申は、前度の從關東將軍樣、御手自の御鷹の鶴を獻上有之、其鳥を今日淸涼殿の庭上にて、內膳司則御膳番高橋采女正大隅某、各隔年に大役にて眞の庖丁仕、尤晴之家業也、攝家親王淸花以下の諸公卿殿上人、鶴の御吸物にて御酒被下、實に目出度御佳例也、

〔宗五大草紙上〕料理の事
一鷹の鳥のくひやう、春の鳥にはなんてんの葉をかんなかけに敷て、燒鳥にして出し、亭主鷹の鳥のよし申されば、箸を手に持ながら、手にてふかく〳〵と戴き、過分のよし申て、箸持たる方の手にて、はし持ながらゆび二にてつまみてくふべし、其後は箸にてくふべし、又引物汁菜などに、鷹の鳥をすること有、其時も過分のよし一禮して、はしにてくふべし、

〔小笠原流鷹禮式〕一鷹ノ鳥ノ、亭主ヨリ挨拶有テ出スベシ、左ナクトモ必刎足ヲ上ニ引テ盛ル事

故、別足アラバ鷹ノ鳥ナルベシト心得テ、賞翫褒美ノ會釋有ベシ、其禮ノ意左ニ記ス、

一鷹ノ鳥、平人ハカンナカケ共ニ持擧テ戴ク也、我ガ身貴人カ主君ナラバ、カンナカケヲ右ノ手ニ取リ、左ノ手ニ持直シ、右ノ手ヲ以テ鳥バカリヲ取擧テソト戴ク也、汁ニ烹タルハ戴ニ不及ナリ、汁ニ烹ルハ略儀ナルガ故ナリ、

一坐敷ニ因リ人ニ因テ膝ヲ立テ、カンナカケヲ取上ゲ戴キ、左手ニ持テ右ノ手ニテ摘喰フベシ、又手ヲツキ亭主ニ向ヒ褒美シテ、夫ヨリカンナカケヲ左ノ手ニ持上ゲ、右手ニテ摘喰フ也、又亭主鷹ノ鳥ノ由申サレ候ハヾ、一禮ヲ述べ箸持ナガラ摘喰フ也、其後ハ箸ニテ食フベシ、始終手ニテ食フ時モ有、何モ上中下ノ心得有ベシ、口傳ヲ得ベシ、

一雲雀ハ掛爪ヨリ喰始メ、鶉ハ頭ヨリ食始ムベシ、口餌ノ所故ナリ、

一鷹ノ雁鳧ナド汁ニシタル時ハ、足ヲ細ク切テ上ニ盛テ出スカ、又亭主ヨリ鷹ノ鳥ノ由挨拶有ベシ、此時ハ箸ヲ取直シ褒美ス、人ニ因テ膝ヲ立テ敬テ褒美スル也、汁ノ時モ人ニヨリ上盛ヲ一切摘食ヒ、其後ハ箸ニテ食コトモアリ、然ドモ汁ノ時ハ手ニテ摘食フコト、努々アルベカラズト也、

〔織田信長譜〕天正九年正月二日、賜鷹所捕之鶴雁於安土町人、町人於佐々木社催猿樂、調味鶴雁以飲食祝信長、

〔寛永小説〕一御白書院にて御鷹の鶴を料理仰付らる、宮城甚右衛門、花房勘右衛門長袴を着し、俎盤持參す、其時神谷又四郎長袴を着し庖丁の役儀勤之、御譜代御家人登城し、御縁頬におゐて見之、入御已後御白書院におゐて國持大名へ御料理被下、御譜代衆御家人江は別座にて御料理被下之、

〔駿府記〕慶長十六年十一月八日、大御所〇徳川家康御放鷹、鶴雁物數有之云々、駿府出御以來之御鷹之

[illegible]

鳥、日々有御料理、而賜近侍、

〔青標紙後篇〕御鷹之鳥來歷之事

一御拳之鳥御料理、御連枝方溜詰御譜代大名江、七年目程ニ而、於御城御料理頂戴被仰付候事、

　右古例者

　享保三年三月、御拳之鶴御料理被仰付、詰衆、老中嫡子、御奏者番江被下之、右何も於西湖之間、御目見上意有之、此外諸侯方於席々御目見御料理始而御献上、

〔柳營秘鑑二〕御鷹之鳥巣鷹等拜領之次第

一御代之初、御鷹之鳥、諸家江未被下以前、享保三年戌三月、御拳之鶴、御料理被仰付、詰衆、老中之嫡子、御奏者番江被下之、右何も西湖之間並居御目見、上意有之、其以後御饗應被成、同年十二月、御拳之鳥、御料理被成下、面々左之通、

一尾州松平出雲守　松平日向守　井伊掃部頭　松平大膳大夫

一此四人御料理者、雁之間、　小笠原右近將監御料理者、柳之間、

右於御座之間、御目見被仰付、

本多中務大輔　酒井左衛門尉　岡部美濃守　松平和泉守　眞田伊豆守　牧野駿河守　水野出羽守　戸澤上總介　脇坂淡路守　松平周防守　太田備中守　秋田主水正　有馬左衛門佐　松平采女正　西尾隱岐守　小笠原駿河守　植村右衛門佐　増山對馬守　本多若狹守　水野攝津守　酒井與四郎

右於御黒書院御目見、上意有之、其後於柳之間、御料理被下之、御鷹之鳥者御吸物也、

〔三内口決〕一鷹之事

此一道者、持明院被預中[illegible]雖別鷹之儀者、鷹人所ニ被繋之處所記被注之以來法度相定候、然間

花族之公達、近衛大將、中將、少將等、此道鍛錬事候、藏人所之御鷹者、裝束以下依無其隱、諸人對御鷹致禮候、○中略裝束ニ種々之色目無際限候、

〔貞丈雜記十五鷹〕一鷹をつかふ事は武家の故實にあらず、公家より出たる事也、武家は鷹の事知らずといひたればとて、恥にはあらざる由、舊記にみへたり、書札雜々聞書に云、惣別鷹の道は無案內と申候ても、武士は人により候て不苦、奏者等などにて鷹を渡し候事有之候共、鷹居鷹匠の事めしよせ候はんと申ても、又架につながれ候へと申ても、くるしからず候由、鷹は公家の物にて候、但當時無案內と可申事、未練の至也云々、

〔窻の須佐美追加下〕篠山の大安高槻にゐ申せし時、父公鷹を好みて餘多養れしが、家督の君も、蒼鷹を養たきよし望有けれども、其世の質素なるか、父君許し給はず、年月經けるが、兎角堪がたく、方料も有ことゝなれば、忍て一居求えられけるに、伴善左衞門と云老臣、一朝鷹ども見ありきて來り、此蒼鷹はいつより有ぞと問ければ、鷹師ども二三日此かたの事にと云に、大殿の許しなき物を飼んやとて、小刀を拔て、へをゝ切て放しけり、其跡へ家督の君來給て、こは如何にと驚給へば、ゑかゞゝの由を鷹師ども申に、げうさめて立歸、かき籠て居給ふ、善左衞門は、其日卽君候に申様、若殿にも年たけ給て、鷹好給ふに、大鷹御ゆるしなきはいかゞに候、さやうにてはをのつから御父子の中も和しがたく候、是非御ゆるし候へと申ければ、さほどにすきの事ならば、かひても然べくと有けり、そこにて善左衞門逸物の蒼鷹又なきを買よせて、家督の前にすへ出て、さきに御秘藏の鷹を放し候て、さぞ御にくしみ有べし、大殿の御許しなきにさやうなる事有ては、甚無禮なる事、且は御爲に負の本に候、何事も大殿の仰に隨給ふ義大切に候、されば某大殿に伺候へば、苦しかるまじと御許有し故、初の程には有まじく候へ共、かはりを奉り候とて、まいらせしかば、家督君も感淚袖をひたし、詞なくしてゐ給しとかや、

古事類苑

遊戲部十五

蹴鞠

蹴鞠ハ、古クハクヱマリ、又ハマリコユト云ヒ、後ニハケマリト云ヒ字音ヲ以テシウキクト云フ、卽チ鞠ヲ蹴テ以テ戲トスルモノニシテ、人數ハ八人ヲ以テ限トシ、其之ヲ行フ場所ニハ砂ヲ敷キ、四方ニ柳、櫻、松、楓等ノ樹ヲ植ウ、之ヲ懸リト稱ス、

此技ハ、我國ニテハ、皇極天皇ノ朝、皇太子中大兄、天智天皇中臣鎌子藤原鎌足等ト行ヒ給ヒシ事アリ、蹴鞠始テ此ニ見ユ、或ハ云フ、用明天皇ノ朝ニ厩戸皇子蹴鞠ヲ爲セリト、此技延喜以降、専ラ宮禁貴戚ノ間ニ行ハレ、名人亦隨テ輩出ス、藤原成通アリ、技藝絶妙、著ス所口傳一卷アリ、此ニ至テ蹴鞠益、盛ンニ、法式亦大ニ備ハル、終ニ後世詠歌ト併セテ之ヲ兩道ト稱スルニ至レリ、

名稱

〔倭名類聚抄 四雜藝〕蹴鞠 傳玄彈棊賦序云、漢成帝好蹴鞠、世間云、末利古由、蹴音千陸反、字亦作蹵、公羊傳注云、蹴鞠以足逆蹈也、

〔箋注倭名類聚抄 二雜藝〕隋書云、晉司隸校尉傅玄集十五卷、唐書作五十卷、今無傳本、世說新語注、引彈棊賦、與此同、太平御覽引作漢武帝好蹴鞠、引彈棊經序亦云漢武帝、然西京雜記云、成帝好蹴鞠、太平廣記引小說亦云漢成帝、與此及世說注合、○中略本居氏曰、神代紀蹴散、此云倶穢簸邏々箇須、垂仁紀、人名當麻蹴速、訓久惠八也、倶穢久惠並計之拗音、與法華經作保久惠經、變化作反久惠同、和韋宇惠乎通音、則久惠當活用久字、與殖訓宇惠宇々、居訓須惠須宇同一格、然則蹴鞠當訓末利

久字、皇極紀、打毬訓萬利久由、此訓末利古由、並非是、其子春庭承其說云、蹴訓久惠、宜活用久字久字留久字禮、愚按、蹴字連用言云蹴散、云蹴逸、則古訓久惠、惠爲和行第四音、四三通用之例、和行第三音爲宇、則語絕當云久宇、連體言當云久宇留、已然當云久宇禮、與殖訓宇惠宇々宇々留宇々禮、居訓須惠須宇須宇留須宇禮同格、如本居氏所言、後轉呼久惠二言、如一言、其音猶計之拗音再轉爲直音之計、計爲加行第四音、四三通之例、加行第三音爲久、則語絕當云久、連體言當云久留、已然當云久禮、猶訓得寢歷、連用言云衣、云禰云倍、語絕云宇云努云布、連體言云宇留云奴留云布留、已然云宇禮云奴禮云布禮也、俗語變爲第四音活用之格、連用言云計云衣云禰云倍、語絕與連體言云計留云衣留云禰留云倍留、此訓蹴鞠二字、語絕之格、則俗語靡之萬利計留、雅言當云萬利久、而訓連用言之、蹴爲久惠、如計之拗音、則語絕之久亦當如久之拗音爲岐由、皇極紀、打毬訓萬利久由、源君蹴鞠訓萬利古由、新撰字鏡、踢訓萬利古由、蹴訓古由、皆以加岐久計古通音而轉也、本居氏以古由久由爲誤者、未詳語之遷轉也、又按、居訓爲、又訓宇、崇神紀、急居此云菟岐于是也、爲爲和行第二音、宇爲和行第三音、二三通用之例、則連用言當云爲、語絕當云宇、連體言當云宇留、已然當云宇禮、後變爲第二音活用之格、連用言云爲、語絕與連體言云爲留、已然云爲禮、其轉變與四三通用者變爲第四音活用之格、全同、是可證蹴訓計久久留久禮、後轉爲計計留計禮之理也、玉篇、蹵鞠同、上所引公羊傳注、宜六年文、原書作以足逆躢曰踆、踆躢同、見廣韻、躢踏同、見集韻、唯作踆、與此所引不同、按、唐石經公羊傳作踆、與今本同、釋文亦云、踆音存、則源君所引似誤、然慧琳音義引作以足逆躢曰蹴、五見皆同、蓋古有作蹴本也、曲直瀨本、以足上有蹴字、那波本有蹴鞠二字、鞠字衍、山田本踏作蹈、那波本同、按、踏躢皆蹋字異文、踏蹈並訓蹴、然非同字、踏與公羊傳注合、則作蹈誤、

〔類聚名義抄 九〕蹴鞠マリコユ

〔伊呂波字類抄 毛疊字〕蹴鞠

〔下學集 下態藝〕蹴鞠

〔枕草子 九〕あそびは　よる人のかほ見えぬほど、あそびわざはさまあしけれども、まり。もおかし、

〔日本書紀 二十四皇極〕三年正月乙亥朔、中臣鎌子連、爲人惠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闚闟社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲王、便附心於中大兄、○天智 疏然未獲展其幽抱、偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毱之侶、而候皮鞋隨毱脫落、取置掌中、前跪恭奉、中大兄對跪敬執、自玆相善、俱述所懷、既無所匿、

〔壒囊抄 一〕夫鞠ノ起リヲ云ハ、中天竺佛ノ世ニ、留支長者酒ニ醉テ廣キ野ニ出テ鞠ヲ蹴始タリト云事譜ニ見タリ、後漢書梁冀ガ傳ニハ鞠ハ黃帝ノ作給ヘリ、武藝ヲ習遊ビ也ト云、拾遺納言○藤原成道 譜ニハ、用明天皇御時、太子○厩戸 御冷然ヲナグサメ奉ラントテ、月卿雲客造出給ト云ヘリ、是日本ノ起也、然ラバ三國起區ナルヲヤ、彼譜曰、太子曰、太子御鞠目出タク御座シケリ、朝ノ程一時ハ人ヲ召シテ、何レノ所ヲモサシマワシテ、獨リアソバシケルニ、聲ハアマタノ人ノ聲也、是三世ノ賢聖達ノアソバシケルトモ申ス、又ハ鞠ノ精也共云ヘリト云云、但シ扶桑記ニハ、其跡妙ヘニ香シト注セリ、佛達ニテマシ〳〵ケルニコソ、鞠ト毱トハ字異レ共、心同キ也、私ニ思ハク、手マリト云時、必毱ノ字ヲ可用歟、拘毱ト書テマリ打トヨム、手ニテ投也、足デ蹴ヲバ蹋鞠共云、又鞠字ヲ養ト尺セリ、ヲトサジト蹴ハ、ヤシナフ心也ト云リ、又高トモ尺ス、高ク上ル物ニテ雲ニ入ルト云、サレバ成通卿譜ニモ、雲ニ入テ歸ラヌ事二度ト書リ、此大納言ニハ、鞠ノ精モ度々現ジテ見ヘケル也、現ニ此卿タヾ人ニ非ズ、清水寺舞臺高欄ノ上ニテ反タル沓ヲハキテ、鞠ヲケ給ヒタレバ、父宗通大納言、アサマシク覺ヘテ諫メン爲ニ呼ビ給タレバ、疊ノ上五寸許擧リテ中ニヲハシケレバ、父ノ卿大ニ恐レ給ヒケル也ト云ヘリ、又或譜ニハ、用明天皇御宇ニ唐ヨリ渡レリ、太兄太子法興寺今元興寺槻木本ニテ御鞠アリケルニ、御沓ノ脫タリケレバ、鎌子

連大織冠之官也御沓ヲ掌ニ入レテ進セラレケリト云云、何レニモ用明ノ御字ニ始マル也、

〔蹴鞠九十九箇條〕蹴鞠之起之事

一日本にて鞠の始は、皇極天皇の天下を治め給ひし時、甲申之歳甲日、大唐より始て渡り侍る然共女帝にて御座有間、天智天皇いまだ皇子におはし候時、大織官と相共に、興福寺の砌にして始て蹴鞠御會執行なさるゝなり、甲申の日渡故に、甲申の日申の時あそばし始る也、然ば蹴の始のまりあそびに、必申の日申の刻を可用也、○下略

〔後漢書三十四梁統傳〕冀、字伯卓、○中略性嗜酒、能挽滿彈棊、○註略格五、○註略六博、○註略蹴鞠、劉向別錄曰、蹴鞠者傳言黃帝所作、或曰起戰國之時、蹴鞠兵勢也、所以講武知有材也、意錢之戲、

〔蹴鞠九十九箇條〕蹴鞠之起之事

一大唐にて鞠の始、黃帝の御敵、蚩尤が頸也、其故は、惡魔の大將𡚁𨜒の家主也、上天之爲に敵國をまで人民の命を失、其身鐵にして却て矢太刀たゝず、思ひのまゝふるまふ、黃帝對治の術を失ひ給ひて、天に祈給ひしかば、無雙の相人出來て、うらなひて云、蚩尤が頸とかたどり、鞠をあそばし給へと、大疊王のほろびたまふ樣を、こと〴〵く申上間、彼博士申ごとくに、鞠を拵て賑給ふ、ほどなくたくろくの野にて、蚩尤と合戰ありしかば、天のせめを象て、鐵の身皆とけて、調伏のゆへに、そこにてうたれほろびうせ畢、蚩尤は東よりいで東へにげうたれぬる間、東の方に四本の外に植る木をば、わけ木ともいふ、又草をわけたる故に、わけ木ともいふ也、黃帝は西の方より出で給ひて待せ給ふ間、西の方の木を待想と云、又西より追たるによりて、追懸共おい木とも云、鞠の三拍子は天地人の三才也、蚩尤が頸を鞠にして、黃帝蹴給ひ、賊を的に立て射給ひて、國を治め給事也、

〔成通卿口傳日記〕一樹の下にたつ事

大木の本には五尺のき、小木のもとには三尺をさるべし、地形枝のなびきにしたがひ、よりのき時にあり、まへにすゝむ事なく、うしろにつむべからず、つねに引入て立べし、

一鞠人數の事

上手八人にすぎず、七人にをとるべからず、其外に心あらむ野臥四人立べし、ゆめ〳〵心なからんのぶしたつべからず、

一上鞠の事

庭に鞠をおく、重代のものにあぐべきよしをふるべし、若重代のものなくば、當時の上手にさるむねとあらむ人々、主君との外、このこと沙汰すべからず、二足をもて三足のたび、よきかたへはなて、主君とむねとの人のかたへはなつべからず、木の枝にかくべからず、二足三足兩說なり、

一初度鞠事

すなはちあながちに身ぐるしく、數このみおとさじといとなむな、たかくひきゝ、枝にかく鞠のつたふ道あり、其道をしらむ爲に、暫見さだむべきなり、大木も小木も枝しげきもしげからぬも、まりのつとふ道はたがふことなし、それをしりぬるを上手とは云也、能々見さだめて輿に入べし、但初たるかゝりの事也、

一かへり足身にそふ鞠事

其足このめば、おのづから身にそひ、かへり足いでゝ、見る人も感じ優に見ゆ、鞠を枝にかけつとおもへば、一足枝のしたへより、すぐ身にそひておつるを、左へも右へも便にしたがひて、かへりあへば、たはやかに見ゆ、かくしなれぬれば、俄に逢にさはがすしなあり、やさしき事也、

一足ふみのべ足の事

よの人みな左をさきにたつ、心々の事なれども、右の足をさきにふむ、かた〳〵いみじき事也、こ

れ又ひだりをかろくなさん爲なり、右をさきにたつれば、一またにのびんと思に、のびらるゝ様なり、左をさきにふめば、右ふみかへられ、ちがへざればすくみたり、能々心得よ、かならず右のあしをさきにふむことゝこゝろへつくべし、

一鞠の時の身の振舞の事

心をゆるに思べからず、心の中に體をせめよ、あらはにせめつれば、こはくみえて、たはやかならず、足をうしろへにがし、頭をすゝむるはよしといふ、その様をこゝろへつけつれば、體たはやかならず、たゞ心のうちにおもへば、色にいでぬは、たをれたる物からこゝろたゝかなり、又庭にあらむ人、ことに心をゆるにすまし、みなうやまひかしこまりて、うちとくる事なかれ、さりとてにらみはるにはをよばざれ、うちとけつれば、こゝろどけなきことの侍也、心をひそめて、そはなだらかなるべし、

一合足鞠もつ事

一足の後ちかゝらん人に心をかくべし、思事なくふるまふ合足いでく、又一人して鞠をもたんとおもふべからず、二足にてはなたんと思べからず、一足にてはなて、二足もてばこゝろらけて見ゆ、とき〴〵は心つきに思はむ方へやるべし、又膝して鞠にあはざらむかたへはなつ、いみじき事也、其こゝろある人は、當座の感はういでく、能々心をひそめて、合足する事なかれ、

一鞠に立てこゝろげく物いふべからず、いたり様にものをしへすべからず、たかくわろふべからず、さりとてにがりたるけしきにみゆまじ、心におもしろくおもへ、〇中略

一鞠のくせをなをす事

膝かゞめうなづき、腰かゞまりむねそる、をぼろげになをりがたけれども、まりにちかくあはん事、くらき夜たとへばてさぐりに、物をとるように、足鞠をあげて、あしにあてはてゝ、下を見る事なかれ、さりとてそらにあふぐべからず、れいの寸法より、こゝろづかに足をあげよ、ゆるにこゝろつけて

後、たいをせめんとおもへ、鞠を足にあてはて、つちを見る事ならひなり、そのつち見る事、しばらくわすれよ、かならずくせなをる、鞠にちかづきあへば、ひざもこしもかゞまらず、ちかづきあへばむねそらず、土を見ねばうなづく事なし、但みてなをすべき事なれども、かくこゝろへてのちの事なり、

一木の本難所をしむべからずと云事

身のほどをしらずして、かたき所にたつ、見ぐるしき事也、大方上手の外、始終しめえず、つゐに當日の上手領して、次の足をもはなれぬ、かたきところに立ば、その日の鞠數なくて興なし、但上手のなびかんにしたがひて、思によらず思はざれども、身の程の所にゆられたつべし、〇中略

一鞠にたちてゆめ／＼べちの事を思べからず、ひとへに鞠に心を入よ、まりえだにかゝり、うつらむを見ては、體をせめてはしりまわるべし、のさびなるはことをすとも見えず、

一鞠しづかならず、あれたるときは、うけとりて三足もつべし、れいのほどよりは、足をおそくあげよ、心にしづめむとおもへば、かならずしづまる人は、烏帽子の上に見ゆるに足をあぐ、我は目のほどにおつるおりに足をあぐ、鞠のあれざる時も、そのやうにしづかなりしかば、われはひとすみすみき、いかでかそのちやうに、鞠のすまぬ事、たれもあらん、たゞ足をおそくあげん事を思ふべし、

〔撰集抄入〕侍從大納言成通鞠之事

經信大納言、俊忠中納言とて、當世の功者、歌鞠の長者なる人、いまそかりしが申され侍けるは、〇中略大方まりは、いかにも姿かたちをとゝのふべし、事はたゞ裝束のゑもんのたがはぬ程なり、かゝりにつたはんまりをば、聲を出して、いかにもまりにつよくあたるべし、落さじとこしらへ、我姿をもつくろひ侍らん事は無下にぞ侍るべき、まりをつゞけて久しくもてる事は、からくには

しかりといへども、我朝はこれをあしきにし侍り、三足おほからば、五足には過侍らじ、すがたをばとゝのへ侍らで、鞠ばかりにあたらんとし侍るは、見苦しきわざにや侍らん、松につたふまりは、上をはしり侍れば、のべにおつるなるべし、しかあれば左のひざをつきて、右をのべんにたより侍り、柳にかゝるまりは、枝にしなひておつる事中々きうなり、さればいかにもこしをそらし、身をたをやかになして、まりをうだき侍るべしとぞ申されける、

〔遊庭秘鈔上〕數事

三百、又三百六十、又五百、至極は千也、數申人、聲につきて、郢曲の人も申之、大略は鞠足の中にあるべし、其日鞠に故實あり、木の本に立こともも數申侍らば、沓韈を可着用、（或は不ㇾ着ニ香諸說あり）よみ樣に至極ありぬべし、鞠の體を見すまして、四十餘あがりて後、數とたからかに申、（聲は口傳有べし）其後六七あがりて六十と申、又六七あがりて七十と申、次第々々に九十まで申て、百の時は高く申、二百十廿以前のごとく申て、三百の時はたかく申也、（主人數人蹴時三百と申也）此時蹴ずしておとす也、數よむ事、二ケ度になりぬれば、三百六十、五百以後も不落してある事を、期にあぐる事もあり、是則其日の譜代堪能の人計にて、鞠足に仰合也、又鞠足の不堪も、下臈の人もいたくおとし侍らねば、鞠の時はえらび立らるゝ事、古今の例也、又數の鞠の時、いかならん上足堪能の人も、かへり足蹴身まり可有斟酌、あなかしこ〳〵、聊にけかくべからず、これをもて無故實のまり足と申べし、又老若以下勝負の鞠、全不依名、足數の多少にて勝負を定也云々、

〔遊庭秘鈔中〕足踏事

古今の人、三拍子と申までは心得侍れど、踏樣かはり侍り、鞠に當足の外に三度うごかして土を踏也、同心他心の人によき程のまり足は、皆右より踏初む、いたりたる堪能は、左足より踏初る也、庭訓も左より踏とのみ申され侍し也、鞠を蹴て其足をば土にをきて、左足一踏、又右足一ふみ、又

左足一ふみて、此たび蹴也、三拍子の本なり、蹴たる足をやがて一足ふみ、其後左足ふみ、又右足一ふみて、則其足にて蹴也、是は難波家の說也、直にあぐるまりは、此足ふみもさ程わるからじと存侍る、ちとも鞠のゆが　て、左へも右へものく時、たゞ左足一足ふみ侍れば、遠きまりたやすく蹴とめらるゝ上に、はたばり足ならねば、みぐるしからずみゆ、まりを蹴ぬひまにも、不斷に足をはたらかすべし、立すくみぬれば、俄になり、足更にけられず、鞠たけのひきゝ時は、よそにみえ侍らねども、心の中にて踏も無子細、堅固初心の人は、隨身のかのこおどりとかやのごとく、至極ふみうかめて後しづむる也、順德院の、なにの道にも、達者にわたらせまし〳〵ければ、鞠の三拍子に三臺皇麞急などの早拍子物をしやうかをせさせ給て、羯鼓拍子に御足ぶみを踏て、大鼓のつぼに御鞠を遊しけん、鞠たけの長短高下もなく、足踏の遲速もなくあそばしけむも、やんごとなく奉存侍し也、

〔遊庭秘鈔下〕鞠長事

指て秘事も口傳もあるべからず、一丈五尺式の鞠長也、但堪能の中に、二丈ばかり蹴る人もありし也、今すこしさむる樣にみえ侍れど、われればかりにてける時は無子細、人の方へ鞠のたかきは、請取にくき物也、昔雲に入と號して、成通卿おびたゞしく高く蹴上らるゝ鞠、雲に入てつゐにみえず、かゝるふしぎは、中々ことの葉にも及がたし、上鞠の長は、目より下など云說あれども、たゞ烏帽子長可然也、おつるたびに、上鞠は虹形にたかゝらず、横樣にけやるべしと云々、

乞事

我け侍らんと思ふ時、聲を出して鞠を乞也、此上に、さま〳〵の乞樣あり、或はやくわ、或はありくわ、又をと乞ふ、式云、ありくわの聲、やくわの聲は、宿德の人の乞聲なり云々、やくわの聲は、むかしも聞及侍しかど、ありくわの聲は、身の一期に不聞也、を聲は此比のこゑにをう〳〵もしひゞき

有て聞ゆ、くるしみあるべからず、式には、を聲鞠はじまりてやがてはあるべからず、晩景にしきりに有べし、いくら軒のうへゝ上て鞠みえぬ時、又懸に入てより、夫おぼつかなき時、縣の内外の兩人計も、を聲をたかく永く乞事ある也、三足けて四足にあまる時は、必を聲を出す也、二人乞合する時、わがけんと〇此間有二闕文一までもつねの事也、人に蹴させんとおもへば鞠を引也、所詮此聲とも皆因縁ある也、〇中略

請事

日本に鞠はじまりて、請事二度計也、尊重寺の鞠の後、請たる事を見ずと、或記にかけり、依難有事にや、口傳集に云、數至極あがりて、日既山の葉に入時、片膝をつきて、左の袖の中へうけ入侍也、を聲を乞て請之、上臈の請時、膝をつくべからずとかけり、請て又あげず、亭主知法をしるべし、其場に可然人の請侍を、先年伏見院の御時、老若御鞠に五百あがりしまりを、餘に悅喜の餘計に、加茂基久請之、わかき方に末座の者也、過分の振舞なりとて、勅勘もあり、命も有し也云々、〇中略

副身鞠事

他家にはうつぼ流しとも申にや、體ことに執して蹴べき足也、直に式の鞠たけながくけて、聊けうつく樣ならん時、右の方へ左へそむけ合て、足踏三拍子よくけて、鞠のおぼしの程へ落時、身をも肩をも直に持直して、顏をちと左の方へふりて、右のびんのそゝくる程、ちか／＼と流しかけたるは、言語道斷の足なるべし、此まりいかにもゆがまであがる也、其儀直にいつくまく、以前の鞠長にけて、二度つゞけてすらせ侍事、ゆゝしき大事也、至たる堪能の所作也、又蹴かづくまりのひきゝを、左へも右へも歸合てけ侍る、これも身にそふ鞠のあし成べし、

歸足事

ひきくあがる鞠のうしろなる時、左へも右へも歸合てけるをいふ、懸の外へむきて、一足も蹴る

事無念なる故に、如此蹴て輿にのる時、腰の高さならん鞠に、身を二重になして、鞠にめをはなたずして、歸合て蹴侍り、以外の大事の足也、左へかへるごとに、衣文體拜はかりて、嚴しくもてなして可蹴也、此時の足ぶみ三拍子にあらず、蹴たる足を、普通の樣に、右の足のとをりに、土にはをかず、左の足の前をこして、土にをきて、身を左へよりて、二重鞠も目をはなたずして、左の足一にて歸はてゝ、蹴之也、祖父禪門わかく侍ける比、龜山院晴の御鞠に、直衣にて參ける、かはゆくちいさき鞠を、如今身をよりて二重になして、左歸に歸合て蹴之時、冠のさきにてすなごに一文字を引けるを、上皇〇龜山叡感に不堪して、晴の座敷をも忘させ給て、爲世は骨なし去つるにやと、ひきゝ鞠目にもみず、腰はたかくて、廻合て蹴事、希代の早足なるべし、軒長にあがる鞠を、聲はなやかに乞て、いさゝか蹴かへして、ちと右へうつぶきて、左の足を前へ踏なし、右足を後へ踏なして、此度の足にて右かへりに歸はてゝ、蹴之、是も殊勝の足也、此まりをゆめばかり下へあげて押重て、今度左歸に歸合て蹴之、諸人目をおどろかす足也、名足の中に、左歸のまり於身執し侍鞠也、ゆめゆめ人には蹴かくべからず云々、

延足事

遠くきるゝを延とむる足也、口傳集云、普通の人は、左足を一踏寄て延也、至たる早足は、先左足を一踏よりて、後に左足亦踏よりて延といへり、其儀尤相叶へり、きるゝまり遠く追かけてまくれば、其ゆく力にて是をける、つよく當りて高くもあがり、ゆがみも行也、いか程も力を入ておふとも、鞠にあたらん足をば、よはく蹴ともなく當、常は鞠嚴くちいさくあがりて、つく人の爲も殊勝、いま一足、向直ても居ながらも安くけられ侍也、いかにも左の膝は土につよく當る也、指貫の膝の程一會に破損し侍らぬ事もあり、右の手を袖の下にて土に聊つきて足を先へなして立、あがるべし、いか程もうつぶくべき足也、あをのきぬれば、立も大事也、鞠も不止、照念院入道關白〇藤原兼

平の延足の時、殊勝なりけるは、冠の纓のこしのまへゝ越けるに、用心してよくうつぶかれけん、いみじくこそ覺侍れ、又後鳥羽院御時、三位僧坊にて御鞠あり、雅經卿遲參しけるに、上皇送〇此間有ニ闕文去ばしあり、然に鬼鷄冠木と申名木のおそろしき懸に立たる人、不覺して座に入ける處に、雅經卿參じて、彼かえでの五枝、たる木のごとくさし出て有、枝に一足蹴て、一の枝にあてゝ、延たる鞠、次の二枝に當も、鞠を又延て、次の三の枝に鞠あつる樣に、五の枝までいつくしく蹴あてゝ、延のべけるを、上皇も龍顏にゑみを含ませ給のみにあらず、頻に叡感ありけるに、見る者貴賤上下道俗男女、目をおどろかしけるとなむ、是ほどまでこそなくとも、枝に當るまりをのべとゞむるを、つき延と申也、又つゞけ延足とて、いくつも延鞠あり、大貳長實卿は八足までつゞけてのべられけることもあり、以前二ヶ條曲に、是をも加て三曲と號するなりと申說も侍る也、誠いかならん曲とも申ぬべく、大事なるべし、

負鞠事

此足は、古蹴侍らぬ足也、成通卿三十ヶ條式、源九日記、成平が抄、顯輔卿口傳集、又革匊記、要略抄以下の鞠の譜に、負鞠とて注しをける事なし、近來の人の入ほかに、いかにかなと、くせまぎらはしに、蹴る人の足なるべし、されば祖父禪門の見證の時は、此足をば斟酌し、蹴侍る人なかりし也、但乘輿之時など申成たる所は、さま〳〵さる事も侍し、樹より落つる鞠などを、膝をつきて待かけて右の肩に載て立て、左の肩より落て蹴たる鞠は其與あり、又枝より下へ落るまり、鹿のごとく又肩にかゝらぬは、左のかたへも右のかたへも、便宜に隨て向直候時、自然と負鞠になる也、又屏にも立蔀にもはたと當りて、歸りまりの肩をこえて行を、肩にて止て向直れば、必肩をまはる也、これらはあながちにわろしともみえず、禁仙にもあらで、たゞ我とひざをかゞめありきて、是を所作と追つめ〳〵負事返々みぐるしく、不思議に又なき足也、思まうけて負まりはある物なれ

ど、二度も三度もつゞけて肩をまわすはいとやすし、かゝるえせ足どもは、愚身蹴出して後、盛季やうのくせまり好物ども悦喜して見習て蹴侍れど、初心の人ゆめ〳〵蹴べからず、かたはらいたくも見ゆ云々、

〔晩學抄〕嚴命云、最初にやがて庭鞠を蹴は、いかにも身によせ有、先無鞠とて、よく〳〵姿を作ため、つよく空鞠を日ごとに何十度ともなくけさせて、其後鞠を細繩にて釣さげて、自板敷一寸計なるべし、閑に一足づゝ蹴て、姿をよく〳〵たゞしうせよ、身體といふは、顏、頸仕、目、口、手、胸、腹、腰、膝、足等なり、顏持はかるからず、うなづかず、あふのかず、ゆがまず、をもらかにうらゝかにてくせ有べからず、頸仕はなへず、ゆがまず、こしかまくび有に似たるべし、されぱとて、こはく目たゞしく有べからず、目はおもふさまにはたけ、きゝ〳〵とゝやき見めぐらすべからず、用意して見よ、毎人目のおそろしくみゆるくせの有なり、第一にみにくし、見あげ見おろす目ばかりにて、不仰俯うらゝかにみるべし、左右を見るも、長閑に心を持て、先其程を思ひはかりて、後目にて見さだむるなり、顏持頸仕の善惡は、目の見やうに限てよくあしくなるなり、よく〳〵其心をうべし、口くせ有べからず、手持は臂つよからずよはからず、次第ひぢかいなこぶしまで難なくみにくからず、內外出入ゆがみねぢず、無高下平等になし、下たをやかに持べし、○中略

鞠長員物

嚴命云、是は秘事なり、等閑の人には可示、凡鞠は常すぐなるを可好なり、上足下足各別に見別、大事の物なり、萬人曲節をける時こそ人にはすぐれてみゆれ、只すぐなる鞠の時は、勝劣更になし、それは此鞠をおもひいれぬ故なり、上手は一足なれども、人にたがひてまり上下ねばく靜に降昇して、ふりめく事なし、ふりめくは鞠のあたまをけるゆへなり、腰革をみ定てけべし、但鞠によりてかゝるも有べし、足はもとより力を入たれば、つよくしかもねばくはねあぐれば、後まで

名發有心ちなるべし、然ば其沓音も丸くしとやかにて、降昇數る色もぬれ〳〵として上下するなり、膝足のくびつよくて、足にのせてあげよ、けやうは小鞠の所にて沙汰畢、所詮達者倫一足の鞠に不拔群ば、更に長者のおもひをなすことなかれ、只上下身にそひて靜に落しあげよ、一段三足を中高に甲乙にきて、人請取きてゆづれ、ゆづるべき人をおもひ定て、つねに其人或は上手、或は可然人、或は又いたくあてつかぬ人に時々やるべし、是等口傳集にも見えたり、詮は練習なり、鞠高の數鞠を常に好べし、後鳥羽院勅定にも侍し、立蔀の内にて二三百もける程にてこそ、上手とはいふべけれと云々、尤有其謂哉、さほどならずとも、四五十もすぐにちらさでけるほどにすべし、鞠高く數鞠は殊に大事の物なり、足踏思ふやうに蹴つくべし、晴に出とては、必内鞠此數鞠をかねても其日もけるべし、それが自在に覺て能蹴となるなり、又曰、勅定云、他人の鞠は名足の時、人にことなれども、只よのつねの時は上足のかはりめなし、相公刑部兩人は、平懷の一足他にことなりと仰有、是眞實の肝心、鞠の精魂なり、上鞠一足も人にかはりてかさあり、氣味有のやうに蹴べし、上手の所行を見聞ては、わが及ざる事を歎べし、たゞ歎て何の益か有、蹴にはえか〳〵木四本の中にて外へ出さずして三百程もけば、自在には覺ゆべし、古人も初ははしり廻て一庭に損するまりをば、我ものとおもひて、物さはがしくも可蹴云々、尤可然、但兩方を相兼て蹴べし、○中略

足踏

鞠の一大事の至極は足踏なり、初心にもしは得口傳、若は上手を見て、足踏はかくしけりとて、なまさかしくすれば、不具にて却而わろし、縱令ば布に錦字立入たるがごとし、歌もまたしかり、歌人之凡卑の詞の中に、先達の金句を取りたるに似たり、されば迚て、おもひすつべきにあらず、常に心にかけて案習しながら、かれにまねばずして、さむ〳〵に蹴ならふて、自然に左足うかびて、

踏あしき事なくなりて、次第に切入まゝに、心にかけし所は、をのづから忽然とさとられしらる
る事なり、小鞠こ高の數鞠内鞠にてしつけて、緩急折にかなひ、遲速時にしたがひて踏べし、鞠高
さし延ゆるく落る時は、蹴たる足をすくめてをく、やがて左足を蹴かへて、鞠のおちかゝる時拍
子を合てふみてけるべし、拍子といふも、拍子不合といふも、只ふむ事は同事なり、

〔松下十卷抄〕一三曲の事
一のべ、一歸あし、一身にそふ鞠なり、すりをひ、又こむる足といふも、うつぼながし、ひんすりなど
と云も、ことなる身にそふ鞠のうちなり、
一かへし足と云は、立足なるときふとくる鞠を、けあしを後にひきて、土をふまで其まゝける足
なり、例式はけ足を左の足よりそとひつこみて、後にふみてまちてけるなり、
一歸り足はおひ鞠の事なり、總じておひまりすりおいなどゝ云事有べからず、
一うつぼながしは、をのづから身にそへころばかし、足までころばしくだし候へば、やがてく
むかふのまりたるべし、
一こむる足といふは口傳在
一曲足の名の事
一のべかへり　一軒かへり　一くゝる入足　一うつぼながし　一右歸り　一左歸り　一左
右の歸り足　一ひざをつきて歸足　一木をふむ足　一はね足　一志りおとり　一秋津鳥歸
り
一きらひ足の事
一竹ふみ　一千鳥足　一くつくだり　一木をのべきるあし　一見すの鞠
これら能々可₂分別₁

一のべかへりと云は、とをき鞠を延候て、其鞠遠くはいかで、やがてうしろへ落るを、其まゝのべながら、なをり合て又のぶる鞠なり、

一折歸りは、軒にけ上候て、軒の下に入候て、なをり合てけるを云なり、

一くゝりいり足は、一足けてさのみたかくはなき鞠を、下にくゝり入候て、又なをり候てける事、

一うつぼながしは、右に申ごとくいかにも身をちかくすらせけるなり、

一左がへりは、一足け上候て、いかにもくる／＼とめぐり鞠に、めぐりける鞠を、身ちかく可仕候、左に歸る事也、

一右歸り足は、一足け上候て右に歸り、いかにもくる／＼とめぐり候てけるをいふ、

一左右のかへり足は、一足け上候て、一足の内にて、左右に歸してけるなり、

一ひざ付歸りは、一足ひざ付て、歸りて後にちかく行を、又歸りてひざつき候てけるをいふ、

一はね足は、鞠ふところびくるを、足をひき、もろあしともにはねてけるを云、

一木をふむ足は、木に懸すりて、くだる木に足をつけてけ上るを云、

一のべ足は左を敷、いかにもとをきをのぶるなり、

一走りおとりは延候樣に、又のべにては なくて、つまさきを立敷候て、いくたびもいながらをとりより／＼けるなり、

(蹴鞠九十九箇條)一鞠を蹴所事

一あきつとり歸り、そばへ行を、ひきかへるやうに仕候、猶口傳、

枝のひきゝ所、又は軒下懸の外也、行鞠、垣きはのまり、何も蹴取るべし、是をひきゝ枝まりの心持にける事をいふ也、かん所を得すしてがひに任せてければ、ふかく有もの、口傳有之、○中略

一序破急三段の事

序の鞠の時は、いかにも進退をたしなみ、まりを高足に蹴上、請聲はありの利の字を去り、ながく引、あの字をば口の中にてけしして、請てけるなり、きれ行鞠をしたひけるべからず、たゞすぐなる鞠ばかりをけちがへぬやうに心にかくべし、分足をたゝかへすぐる也、是一段也、破の時に、木にも軒にも鞠をけかへ、聊苦しげなし、切るまりを追延、委悪共、まりを落さじと馳走して、曲をつくし、男足女足にはまりの色をもしろく聲をそふといへり、平にこれを人に見じと心に懸油斷有べからず、是二段也、急の時は、鞠をひきくつめて、分足をひかへ、二足にて他分にわたし、一足をひかへ、一足にてゆづり、八人おなじ心に有之、數を上みちて興ありて鞠を納べし、又序破急の段を分ずして、けつくる時は、段のうつり聲有べし、序より破のうつりにはありをふと請也、かやうの聲をきゝしりて、三段の心を分別してけるべき也、此聲のしなをば、一葉を上に時分よく見はからひて、先達の人か主人かこふ聲也、秘事なり、口傳有之、

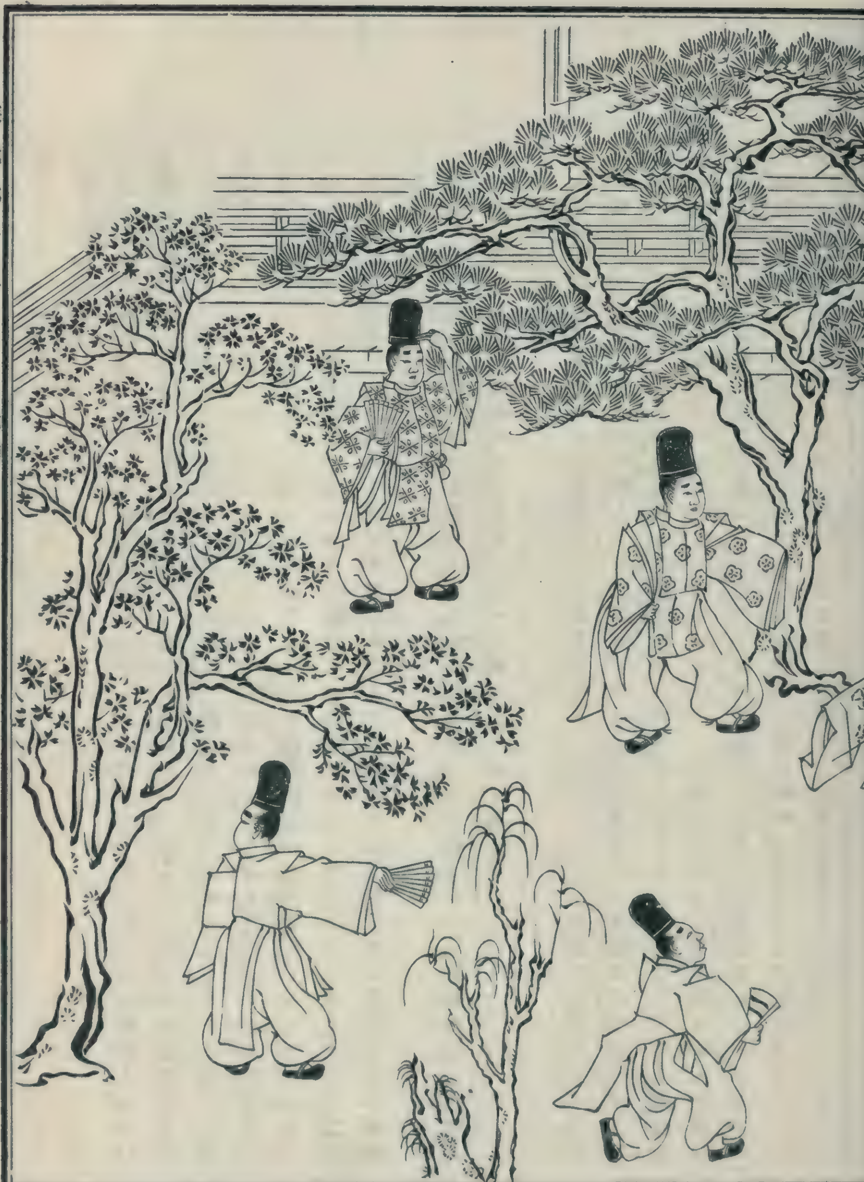
一時を上に分、序分に三百六十蹴候、取て圓座に歸り、又まりを置かへて、さて儀式有之、破の分に三百六十上みちて、又取之、同座に歸り、鞠をかへて置べし、急の時も三百六十あげて納むる也、〇中略

一鞠を蹴納る事

總別始て鞠を庭に出したる人、後にも取可入事本義也、されどもをさむべき時に立あはせずば、主人納べし、また堪能先達の人、貴人より來るまりを、左の袖を右の手にてひろげて請取納る本式也、但其まゝ手にても取べし、祝言の庭、城、寺などにて落してをさめぬ也、歸足おひまりにて可納、又只の時は、天然余へ落たるまりを、其儘をさむるもよし、また可置と思時、鞠をけあげて身ま近く落るを、足を引しりぞきてまりをおとして、其儘をさむるもよし、木に留まりを其まゝをさむる事もあり、軒にとまりたる鞠を、其まゝをさむべからず、とりて上、みいてをさむべし、口傳有



〔年中行事繪卷〕蹴鞠圖



之、

一鞠の數とる事

廿より初め、又五十より初候事も在之、先剩迄は口の內にてよみて、廿に成たる時、御數とあげ、いく度も小數をば口の內にて讀て、卅、卌、五十と讀て、六十をいくたびも口の內にて可讀也、十八、十九、廿、百廿讀也、又五十より以後百までを口の內にて讀也、百とあぐる也、百十をも口の內にて讀て、百廿とあぐる也、百の文字をはなさで、三百六十迄を右のごとく讀也、三百六十の時聲を高く上、十の字を引上ぐる也、是を一足といふ也、千も二千も如斯讀むべし、又實のよみとて、九八七までを十に讀みなす事有、大數を讀入事、百の後又は名足などあらん時に、九十、八十、七十をも貳百とよむべし、一段としたる名足ならば、半足に入なり、三曲はさだまる間、五十の內をよみ入也、猶口傳有之、〇中略

一數鞠の事、勝負にも、たゞもける事あり、其け樣鞠たけをつめて引くすべし、足數をそんじ樹えだにかけざる樣にける也、足をば少高くすべし、鞠には、ゝせん爲なり、

〔遊庭秘鈔上〕時節事

三十ケ條式云、正月公事忩々、二月猶寒し、三月上旬たるべしといへり、清明前二日、冬至より百三日に當云々、また春のはじめに鞠上そめん事は、甲申の日を可用、猶いそぎ思はゞ、甲ならずとも、申日をかならずく用べき也、庭訓也、又風不吹、雨不降、日照らぬをもちて能日とすべし、春はをそくはじめて遲く識はつべし、夏はとく初てとくはつべし、春の日はうは曇て風ふかぬを最上の日と申、夏の日は照てすこし風ふくを能日と申侍也、凡好士の身には時節をわくべからず、昔の鞠足は月前燈下にてもさたし侍けるにや、又侍從大納言成〇通卿七千日まで懸の下にたゝれ侍けるよし書をかれ侍る、四季の間にも退轉侍らじ、今とても秋冬更にすさまじきことあるべ

蹴鞠場

からず、

〔成通卿口傳日記〕一上手おほく結構の鞠の事
鞠は未の時にはじめよ、日高く初てすさみぬる興さむ、結構なからむには剋限不可嫌、

〔蹴鞠簡要抄〕一剋限事
或云、申一點にはじむべし、餘興不盡契後會、いみじきなりと云々、
源九云、春のはじめには、をそくはじめて、をそくはつべし、申の初より酉のをはりまで、夏は早くはじめてとくはつべし、未より酉のなからまで葉かゝりは、とくくらくなるゆへ也、但興に入ておもしろからんには、闇くなるをかぎりとすべき歟と云々、

〔享德二年晴之御鞠記〕御鞠は彌生のまものこと也けり、○中略拾遺納言○藤原成通の三十ヶ條の式にも、この月を時節にさだめ侍るも、げにことはりとおぼえ侍り、いはんや又けふはきのえさるの日なり、まうきくのあそびにうへなき日なるべし、

〔運歩色葉集 萬〕鞠懸(マリノカヽリ)

〔易林本節用集 之〕蹴鞠坪(シウキクノツボ)四本懸也

〔倭訓栞 前編六 加〕かゝり○中略蹴鞠の場をいふも義同じ、新古今集に、最勝寺の櫻は、まりのかゝりと見え、源氏に、よしあるかゝりとみえたり、一本懸は天智天皇の故事にて、是かゝりの始成べし、三本懸、五本懸、六本懸などもあれども、四本懸を專とす、艮に櫻、巽に柳、坤に楓、乾に松也といへり、難波家には、四本ともふたまたの松を殖ゑ、猿田彥大神の事に据なるべし、水無瀨も同じ、

〔安齋隨筆 前編四〕一鞠幷鞠カヽリノ字、○中略鞠のカヽリト云ニ、懸の字を用來れり、漢字を當べきならば、鞠室の二字を用べし、

〔家屋雜考 二〕鞠場(マリバ)(マリノニハ)遊の庭　鞠の壺　鞠の掛り　掛りの壺

鞠場は、中古以來高貴の家々には必あり、鞠の庭、遊の庭、鞠の壺、鞠の掛り、掛りの坪など、蹴鞠の場所をいふなり、

〔倭訓栞前編二十二〕ねこがき　猫搔と書り、倚廬にまかせらるゝ物也といへり、顯昭說によれば、つかなみわらくみなどいふに同じといへり、加茂より奉るといふ、又蹴鞠の御遊に、かゝりに敷ものをいふ、猫だともいふ、今も田舍の牀にはねこだといひ、また木曾路にて、大なる筵の如き物をねこといへり、

〔遊庭秘鈔上〕懸事

本儀は、柳、櫻、松、鷄冠木、此四本也、其外梅も常に用之、此木は簷近く何れの角にても栽也、四本の中には、艮の角よりうへはじむべし、これゆへある事なるべし、若艮の木、いまだいで來ずば、あなばかり堀そめて、あらぬすみにても可栽侍也、柳は巽、櫻は艮、かえでは坤也、此すみ／＼にかの木どもをうふる事本式也、又もと木とて、庭に懸の座敷にあたりて、いかならん木にても、本より立たる木侍らば、何木にてもきらふべからずと式にもかけり、むかしの土御門殿の梨木、名譽の懸も、本來庭にうへられたるにこそ侍けれ、又切立は榎木椋木もこれを用べし、植はじむる時、たかさ一丈五尺にすぐべからず、下枝はゑぼしのつく程なるべし、又にはかならん會、竹懸常の事也、是も一丈五尺也、大竹は末をきる也、又逃木とて、今一本うへくはふる事あり、五本がゝりとも申侍るにや、柳かえで櫻松又木一本也、如此うへ侍る事は、此逃木の方に、池若やぶなどありて、鞠のためあしかるべくば可栽之也、又一本がゝりもあり、庭せばき所に一本植之、めぐりには八人立まはり蹴之、元德の昔、仁壽殿の北向の御壺にも、松の切立一本うへられ侍りし也、又同木を四本植侍る事聊可有子細、貴所若は當道普代の人の家の庭に不可有異儀也、私所には左右なく植侍べからず、若鞠はゞかりおもはん人の事には、小竹を二三尺栽そへて侍る事有、秘說也、又同角にか

はりたる木を植そふる説もあるにや、不甘心事也、松柳の小木は、二本三本植そへして、木のあはひに、とうと號して、木かぶの沓たけならんを二三本の中に置て殖事あり、又木かぶに壁をぬるべし、餘木より柳は精よはき木なるゆへに、切目ことに朽損じ侍らん、枝に板を打付て、壁をぬる定事也、雨露にをかさるゝ故に、此木誠かくのごとく、同然之餘木はいたく壁ぬることあるべからず、又かゝりのあはひ、大木は二丈二尺（或は三尺）普通には庭せばき所には、一丈八尺よろしかるべし、軒と木とのあはひ、母屋の柱より一丈五尺常儀也、万一二丈に栽事あり、公所又堂舍などの樅のながき所は、二丈に栽云、後醍醐院内裏のかゝりも、仁壽殿柱より二丈に植られ侍き、又門のとをりにあてゝ木を殖侍べからず、近來は洛中にえかるべきかゝりもなし、少年の昔見侍りしかども、名譽の木は北畠の櫻、三位僧坊のかえで、是等跡なく成て、今は瓦屋の松ばかりのこり侍り、此木は千年萬代も朽損じ侍らじとぞみえ侍る云々、（○中略）

庭（附網事）

禁裏龍樓の庭には、ねこがきを敷付れば、すなごのふかさもくるしからず、彼ねこがきと申は、馬などふせ侍同物也、假ならん公宴に、ねこがき無用意之時、下輩のものゝ用侍庭筵と申物をとぢ合て敷也、常事也、仙洞、親王、執柄、大臣以下、いかなる貴所にも、ねこがき敷事あるべからず、能々庭をこしらへ侍べし、すなごのふかさまして、石のおほきなるも、鞠のため難儀也、洛中の庭には、北畠の櫻の懸を殖侍場、殊勝言語道斷也、昔度々見侍りしに、櫻は老木に成て、少々朽損じ侍しかど、庭は珍重なりしも、彼庭は深さ一丈に堀て、底五尺に鹽をうづみ、上五尺に土をふるひて置之、日照侍れど、灰たゝず、えめりあがりてめでたし、雨降ば、水とく引て、殊勝なりし也、又おなじく一丈堀て、底五尺に瓦を敷て、上五尺に土をふるひてをく、いかならん霖雨にも、晴間待え侍れば、水とく引て最上也、故陽明博陸亭の庭、愚老（○藤原爲定）往年のむかし奉行して、瓦を敷侍き也、又普通には

庭をしめすとなづけて、水をそゝぎて其上をはゝきにてはく、灰たゝずして神妙也、又よしなきふることとなれども、五條大納言國綱卿、家を興して、昇進して被仕けるも、鞠場よく奉行して、叡感にあづかりける由、立身しけるとなん、或時御鞠の公宴に侍に、大雨ふりて、庭にたまりて、空晴ぬれども、御會あるべしとは侍らざるを、白布をそこばく召寄て、時の間に水をしめして取て、殊勝のことにさたしなして、無爲に御鞠侍けるに、時宜も快然に、又上下貴賤の人々褒美侍けるとなん、又綱と申侍るは、鞠のきれて立蔀屏などの上を越てゆくをとめ侍ために、麻をほそく組て、青く染て、彼所に高さ一丈許にも懸之、定事也云々、

〔了俊大草紙〕一懸を殖る次第、人の屋形は南向を本とする也、艮方に柳殖也、陽の始故也、巽方には櫻を殖也、坤には鷄冠木を殖也、秋をつかさどるゆへなり、乾には松を殖也、方は如此なり、然に柳櫻鷄冠木松とかぞふるなり、飛鳥井家には柳を巽に殖、櫻を艮に殖、松を乾に殖、鷄冠木を坤に殖也、仍柳櫻松鷄冠木とかぞふる也、柳四本、櫻四本、鷄冠木四本、松四本ばかりを殖事は、貴所樣の外はせぬ事なり、

〔蹴鞠簡要抄〕一切立事

師說云、切立とは櫻柳松鷄冠木なり、但わたくしところには、えの木むくの木もする也、それはかつて後鞠をとをくはね、又かゝるまりもかたくなる也、上手はそれに見ゆるなり、たつるほどは老木のかゝりよりはせばくぞ見ゆる、みなやすくたてたるけうなし、又みなかたき歟あらず、かたき所一兩所ありて、殘りはやすくて、上手をかたき所にたつるがいみじき也、屋のちかき切立は屋の方に枝の有まじき也、それによりてやの上へ鞠のあがる也、又軒と木とのあはひにえだあれば、屋の內へも鞠の入なり、いかにも屋のかたのえだ有べからず、

景忠云、切立はまりつぼなくてせばきは、鞠しづまらでかずもあがらず、還損なり、まりつぼのと

にえださしおほへりなどすべからず、鞠つぼは有てめぐりをかたくたて〻、またやすき所もあるべし、櫻の木をむねとすれば、一所のかたにたつる也、

家平云、切立はあはひひろきは興は無し、すこし懸よりはせばくてもとを賞する也、成平說云々、

源九云、切立はたてぬさきに、木の寸法をとりてはからひたつべし、禁中の切立には、柳櫻松かへでの外はたつべからず、院宮これに同、諸家この外にえの木むくの木たつる常のことなり、たゞしえだざしよからむ木は、何にてもくるしみあるべからず、おほきなるちいさき相交ゆべし、皆おなじやうなるは惡き也、東西に大木二本あらば、南北には小木を二本たつべし、おほやうは四本能なり、にはかろき所には、ふたつのあゐだにのけて、にげ木うふることもあり、長は人のゑばうしよりかみ一尺ばかりあるを、下の枝とすべし、又木は表うらのある也、枝のいだきたるやうなる方はをもて也、鞠つぼのかろきせばきは、木の大小、又えだのさしやふによるべし、さがり枝おほくて、まりつぼせばきは、人のすがたもわろく、ものさはがしくのみありて、數もあがらず、興なき事なり、

家平云、切立はおほきなるちいさきませてうふるやう、かたつかたをおほきにちいさくと申せども、かれはわろき也、すみあわせにちがへてうふべき也、成平が申云、さくらをむねとする事なれば、御所のかたにうふべし、松の木はひがしのために、西の方にうふべし、又櫻柳はひんがし、松かえでは西にうふべし、但此心をえて、ところにもしたがひ、おりにもよるべき也と云々、

〔松下十卷抄〕切立の事

松三本、柳一本、又は二本づゝも子細なし、又竹をも立とすべし、丈數はうへ木におなじ、竹はすへをふしのきわより切也、地より梢まで一丈五尺なり、竹は四本四所にも立る也、最下の枝も木におなじ、木のときは四本、同木はわろし、竹の時は四本ばかりよし、末を切事ことなる義なし、ふし

のきわより切まで也、

〔甲陽軍鑑七品第十六〕毬之次第

一懸之樹之事、式の懸といふは、櫻柳楓松也、又四季の木不足して、間木二本うふる事無子細、また雜木もうふる也、雜木には榎椋柿、是は常に植木也、但師の免なき人、をしませてうふることなし、木は安宅の術、懸は鎮屋の方なり、南向の庭をもつはらとす、しかれども東北の懸又つねの事なり、いづれの方にても、

楓ひつじさる　松いぬい

南

柳たつみ　梅うしとら

楓　松

柳　櫻

楓　松　　楓　松

南　屋

柳　櫻　　柳　櫻

楓　松

柳　櫻

一軒と樹との間一丈四尺二三寸許、母屋の柱よりのこと也、ひさしあらば縁の廣さをのぞきて、はしの方の邊より丈數を打べし、木と木との間二丈ばかり二丈一尺にも植べし、又庭せばからん所には、一丈九尺八尺にも可然、しからば軒と樹の間も五寸ばかりもつむべし、所にしたがひ樣によるべし、木の高さ一丈五三尺、但おもふやうに有がたし、一尺、二尺、三尺、高くとも、ひ

きくとも、くるしからず、うへて後高くなる木も、さのみ思ふやうにきる事なし、○中略

一切立と云は、竹の枝を五のふし上を切、竹のかはにてつゝむを云、切差は竹の枝を其まゝをくをいふなり、

〔蹴鞠九十九箇條〕

一四本懸を植る方角の事

櫻　東堺中門　柳

松　楓

一北向之掛の事

楓　西　松

柳　東堺中門　櫻

北

一木を植始納方の事

艮より植始て、巽の木を植、坤の木を植、乾の木にて植納て、木をするす、同前なり、猶口傳有之、

一木の間廣狹の事

掛の間二丈二尺本也、組庭をはゞは二丈一尺、二丈一尺、九尺、一丈八尺、又ハ一丈二尺までも、一尺ヅゝひかへて三合之植る也、猶口傳有之、

一軒と木の間の事

一方の西屋の柱を請て木を植也、雨落より一丈五尺本也、但庭によりて一丈三尺、又緣のつか柱よりも一丈三尺、猶せばきはたゞ八尺までもつゞめて可用也、猶口傳有之、

一鞠垣の高さの事

一丈四尺、一丈五尺、兩說何も可用、○中略

一竹切立の事

高さ壹丈五尺、すゑの節ぎわより一寸計置て直に切也、最下の枝へ、ゑぼしのさはらぬほどに置て、みかたへなすべし、あひをひに立時、男竹女竹と立也、最下枝一女竹と云也、一本ヲヽ四本立る時も、男竹女竹と陰陽を心得て可立也、枝數は九曜七曜を表する也、但數さだまらず共くるしからず、

一庭に水をうつ事

夏の庭に、晴の鞠の時は、砂を中へはきよせて、中高にする也、鞠あらん時は、砂をはきちらして、高ひきもなきやうに用意すべし、はうきめは軒を横に後へしりぞきながら、これあとのなきやうにはく也、掛の内は牢にはくべし、何もさゝ波のよするごとくにはくべき也、○中略

一庭を拵事

まづ懸をうへて後、三尺ほど堀て、石をとりのけ、土に砂を合て、鹽俵をうづみ、四方に坪を埋み置也、但中につぼ壹つうづみてもよし、さて土をよく〳〵ならして、砂をまくなり、また高ひくきをなをす事は、雨降天氣のたまりたる所にしるしをさし置て、水のひきたる以後、土を置、ふみ付て、かゞみの面のごとくにすぐになをす也、砂を用意して、緣の下に置、細々まくべし、雨降てながれうするもの也、

一雨降て庭のしめりすぎたる時は、大鋸くづを用意して置、庭にまきしめりを取はき取べし、

一懸を植、蹴鞠の道を定ておかるゝ事は、後鳥羽院の御宇に、不殘定置給ふ也、天狗松とて、賀茂松下庭にいまだ有也、此懸は後鳥羽院始て植給ひしかゝりなり、

〔閑田耕筆四〕鞠場の植物、宗匠家は、四本松、なべては松柳櫻楓等、皆二股のものを植ゆ、或は免許によりて二本松、三本松の次第も有とかや、むかしは是も法なかりし成べし、

〔安齋隨筆後編三〕一鞠場四本懸りの歌

あいきやうの松は戌亥の物なれば楓のほうぞ未申也

青柳は辰巳の角に立なれば櫻の花は丑寅ぞかし

〔續世繼四薄花櫻〕もりながのぬし、花ざかりにまりもたせて、かゝりへまかりけるに、〇下略

〔十訓抄七〕六條前齋院と聞えさせ給ける宮の御所に、いみじきかゝりをうへられたりけり、三月のはじめつかた、其道の上達部殿上人あまた參て、鞠つかうまつりけるに、〇下略

〔古今著聞集十一蹴鞠〕侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、彼口傳に侍るは、鞠を好みてのちかゝりに下立事七千日、

〔山槐記〕治承三年三月六日甲子、去夕爲御方違行幸院御所、〇中略行幸間蹴鞠、〇中略鞠足等參候懸下、〇下略

〔新古今和歌集十六雜〕最勝寺のさくらは、まりのかゝりにて、ひさしくなりにしを、その木としふりて、風にたふれたるよしきゝ侍しかば、をのこどもにおほせて、こと木をそのあとにうつしうゑさせしとき、まかりて見侍れば、あまたのとし〴〵、暮にし春までたちなれける事など、おもひいでゝよみ侍ける、　藤原雅經朝臣

なれ〴〵てみしは名殘の春ぞともなどしら河の花の下かげ

〔吾妻鏡十七〕建仁二年正月十二日戊午、又有御鞠、人數同前、而隼人佐康清入道宅、去年始殖懸樹、太有其興、不被御覽者、頗無念之由令申、仍率此人數、則渡御彼庭、員五百、　二月廿日乙未、相模國積良邊有古柳、名木之由就令聞給、爲移植于鞠御壺、渡御彼所、北條五郎已下六十餘輩候御共、又被召具

行景、廿一日丙申、左金吾〈〇源頼家〉還御鎌倉、件柳被引之、即被殖石御壺內、行景奉行之、但非良木之由申之云云、

〔古今著聞集〈十一蹴鞠〉〕順德院御位の時、高陽院殿に行幸成て御逗留の日、御鞠有けり、〈〇中略〉ねこがきをしかれたり、此人數有がたきためし成べし、

〔吾妻鏡〈四十三〉〕建長五年三月一日己卯、於御所鞠御壺覽童舞、

〔徒然草〈下〉〕鎌倉中書王〈〇宗尊親王〉にて、御鞠有けるに、雨ふりて後、いまだ庭のかはかざりければ、いかがせんとさた有けるに、佐々木隱岐入道、のこぎりのくづを車につみて、おほく奉りたりければ、一庭にしかれて、泥土のわづらひなかりけり、とりためけん用意ありがたしと、人感じあへりけり、此事をあるもの、かたり出たりしに、吉田中納言の、かはきすなごの用意やはなかりけるとの給ひたりしかば、はづかしかりき、いみじと思ひけるのこぎりのくづ、いやしくことやうの事也、庭の儀を奉行する人、かはきすなごをまうくるは、故實なりとぞ、

〔沙石集〈七〉〕無嫉妬之心人事

同國〈〇常陸〉ニ或人ノ女房、鎌倉ノ官女ニテアリケリ、歌ノ道モ心エテ、ヤサシキ女房ナリケリ、心ザシヤウスカリケン、夫ノ次デヲモトメテ、鎌倉ヘ送ラバヤト思ヒテ、コノ前栽ノ鞠ノカヽリノ四本ノ木ヲ、一首ニヨミ給ヘ、ナラズバヲクリタテマツルベシト、男ニイハレテ、

　櫻サクホドハノキバノ梅ノ花モミヂマツコソヒサシカリケレ、コレヲ感ジテヲクル事思ヒ留マリテケリ、人ノ心ハヤサシクイロアル、ベシ、當時アル人ナリ、

〔建内記〕嘉吉元年十一月廿二日甲申、飛鳥井少將雅親朝臣〈衣冠〉參候、御鞠懸古柳悉堀之撤却、〈元東一本〉〈不足〉以松替之、自賀茂堀進之、神主立久〈著狩衣〉參候、今日二本被植之、今二本則明日歟、件古柳、兩代〈小槻〉〈松殿、光院、〉遺愛樹也、猶可懸置者歟由沙汰之樣不甘心、已撤却之後拜見、仍不及微意、

〔看聞日記〕嘉吉三年正月廿二日、雅親朝臣參、鞠懸事申、兼申談之間、靑侍一人召具、西面（屏中門內）丈尺打、朝臣候、丈數等注之、松は賀茂山に罷向可檢知之由申、社務に可所望云々、柳櫻は在此御所、鷄冠木は在伏見歟、可尋之由令申、來月初可被植之由約諾了、　廿七日、雅親朝臣以使者申、懸松事、賀茂社務に先可被仰之由申、　廿八日、賀茂社務可參之由仰、則氏人參、懸松可然木所望之由令申、不可有子細、人を被下て可被見之由申、　廿九日、飛鳥井に松事社務不可有子細之由申、何比可植哉之由令申、來月四五日比可然歟、先人を遣て可見之由申、　卅日、賀茂松遣人檢知之由、飛鳥井申、來月五日可植之由令申、　二月一日、西面櫻木、躑躅北面壺に植渡、是爲懸植也、櫻木難得之間、千本に有商買之木云々、隆富朝臣、重賢朝臣罷向檢知、八重櫻有數本、其中一本取、但遲櫻也、　二日、鷄冠木難得之間、伏見有木、隆富朝臣、盛賢下して令見、暮歸參、田向庭懸木可然之由申、超願寺よき木あり、然而大木之間、堀渡煩之由申、仍源三位令所望、領狀申、　四日、懸木堀に遣、賀茂松、（虎）千本（櫻虎子堀）（此櫻號不言堂）伏見鷄冠木（市）、各堀に罷向、○中略晚、千本櫻、賀茂松等參著、（松好木也）入夜伏見鷄冠木參著、神妙之木也、　五日、西面（屏中門內）懸木植、雅親朝臣參令植、（虎植）松櫻柳鷄冠木如恒、櫻柳は庭前木也、千本之櫻不思樣之由申、庭櫻堀渡、中納言入道參檢知、宰相入道、源三位、新三位、隆富朝臣、敎季朝臣、持經朝臣、有俊朝臣、重賢朝臣、經秀、政仲等候、晚頭植了、有一獻、中納言入道、雅親朝臣等候、源三位、敎季朝臣、淸飯候、侍臣役送、五獻畢、中納言退出、三條に有會合、忩被出、其後於南御方有一獻、懸之御祝也、級一撿挍參、平家四五句申、懸無爲植之條、萬歲之儀、珍重自愛無極、　三月十五日、親長懸木可拜見之由申、相伴參、（乍衣冠參）則蹴鞠張行申、乍卒爾有鞠、初入數竹園、隆富朝臣、持經朝臣、有俊朝臣、（裝束）重賢朝臣、親長、定仲、（但早出）至暮蹴、乍無人揚、有其興、蹴了、

〔親長卿記〕文明十一年五月十一日、被下女房奉書、若宮御方御鞠庭可被切立、令參仕可申付云々、新中納言（雅康）在國之故歟、卽祇候、召御大工引繩定丈數、立竹四本了、（狹御庭也）相計了、非本丈數、

〔二水記〕永正二年九月三日、於御懸内々有御鞠、竹園親王御方御參、近比之見物也、

〔言繼卿記〕永祿七年九月廿一日庚申、從德大寺明三日使到、懸之松洗之事被申、自午時罷向、先一盞有之、次晩湌相伴了、松一本如形洗之了、

〔時慶卿記〕文祿二年八月四日、八條殿ヨリ預御使者、鞠場砂土ヲ被置候、可見計由被仰候、則申付候、

〔細川家記忠興十三〕慶長十二年五月、飛鳥井宰相雅庸卿より、四本の掛り松之一色免許の證狀御受被成候、兼々蹴鞠を御好み御習練被成候故也、

蹴鞠爲門弟、四本松之事、條々遂有子細之儀、兄弟之契約申候間免之候、恐々謹言、

五月廿七日　雅庸

細川越中守殿　〇中略

六月下旬、一ニ七月共有、又十一月とも有は誤也、飛鳥井殿豐前へ御下向、忠興君御喜悅不斜、四本松の御披として、七月七日、小倉の御本丸に於て枝の鞠御興行、終て和歌の御會御歌君之譜ニ詳ニ出　暮に及び御拍子と被定、此砌長岡式部興長等、各蹴鞠を好、雅庸卿の門弟と成、是を學び裝束を免許せらる、

〔遊庭秘抄上〕座敷付見證座事

天子上皇の公宴にも、御椽を切さげて、御座をまうく、親王、執柄以下、堂に著座あるべからず、庭に座をまうく、關白、大臣は大文疊、納言、參議は小文のたゝみ、殿上人紫縁、或は赤縁疊、諸大夫以下侍疊、又武家の人々は圓座たるべし、雲客圓座の例あり　ふるき鞠足必見所に候べし、座を各別に敷也、

〔承元御鞠記〕承元二年四月十三日壬子、天晴、時風淸和、世業靜謐、太上天皇〇後鳥羽　機務の餘閑に、前大相國〇藤原賴實　都芳里第に臨幸し給ひて蹴鞠の宴あり、〇中略　其儀、南庭に四字の屋をたつ、一字南階の西のほとりに、ひはだぶきの三間のやをかまふ、東西妻而土用たるによりて、つちゐをくむ、その爲體檜朴欄の環材をまじへ、けたうつばりたるきはしらの華構を致す、ちらし物金銀をも

座敷見證座

ちてなげしにうつ、黑漆をもて高欄にうつ、四間に翠簾をかけてまきあげ、（からにしきをもてへりもかうとす）やのひんがしの一間を御所とす、その天井にいろ〳〵の錦をはりて承塵に擬す、御座二枚をしく、（おもて龍鬢、へりからにしき、南北行、）その上に唐錦の茵を供す、からむしろをさしむしろとす、西二箇間を月卿雲客の座とす、たゝみ四枚をしく、（おもて唐筵、へりいろ〳〵のかはなきりつく、東西二行、）西のつまひさしを（落板敷）下北面の座とす、疊二枚をしく、（おもてまだらむしろ、へりあゐずり、東西二行、○中略）南に退て三間の屋二字をたつ、（卯西妻）中下各八人の座とす、翠竹をもて柱楹とす、青松をもて蓋戴とす、四面にをの〳〵伊豫簾をかけ、（紺の布をもてへりとす）紫べりの疊六枚をしく、（東西二行）人別に膳をすへ、裝束銀劒を置、但下八人劒なし、御所の西に三間の屋一字をたつ、（卯西妻、つちゐをくむ、）松のはをふきて、翠簾をかく、（あさみどりのみのいきぬをへりとす、もよぎの唐綾をもかうとす、綠青をもて鶴の丸をかく、）かうらいべりの疊六枚をしく、（東西二行）公卿の座とす、おなじくついがさねをすふ、（大臣三本、自餘二本、）（しるものゝ折敷、）中門の南の廊を御やすみ所とす、御膳御ゆどのをまうく、寢殿の南面を女院の御見物のところとす、南のついがきにそへて、かたはや二字をつくる、竹をもちてたるき柱とす、松をもてうはぶきとす、紫べりの疊をしく、西の小しばがきのほとりに幔を引て、その西にたゝみをしく、員數につらならざる輩、をの〳〵この所にこうす、南庭東のほとりをまりの庭とす、

〔貞治二年御鞠記〕辰の時に（○貞治二年五月十一日）爲遠朝臣參りて御裝束拵、御殿の東西（議定所向御鞠懸）五間に御簾をかけわたしてこれをたる、南の三四間の前の簀子を切さげて繧繝の帖一帖を供して御座とす、東の庭の南の砌に、南北へ小文疊一帖を敷て、前關白の座とす其末に東西へ同疊二帖をしきて、見證の公卿の座とす、東の庭の北の砌に立蔀にそへて、小文疊を南北へしきて關白の座とす、その末に東西へおなじき疊四五帖をしきて、鞠足の公卿の座とす、そのすゑに圓座十枚ばかりをしきて、おなじき殿上人の座とす、東の渡殿の下の西の砌に圓座をしきて、賀茂の輩の座とす、小御所對のやに御簾をかけらる、便宜の女房など、かいはみ侍所にや、

蹴鞠所役見證

〔親長卿記〕文明六年四月廿五日、今日室町殿御鞠始也、〇中略鞠足之人々座定之後、前內府進出著見證座、〇中略公卿殿上人東上北面、武家輩東上南面、自南面中門賀茂輩南上東面、自東中門南頭見證座副北頰、其次武家輩座也、十二年七月八日、尸右大將德大寺實淳許有音信、鞠張行云々、申剋許罷出、飛鳥井中納言雅康參會、示予云、今日〇中略座敷事、先日公卿西上北面不得其意之由、書狀之次被遣飛鳥井之間、今日雖此座敷、公卿東上北面、賀茂輩棟久貞久等縣主南上東面、善法寺享清法印公卿座向東上南面、其次武家之輩同東上南面也、座狹少之間、武邊末々輩折、南北上東面也、此分可然之由、予相加意見了、去月廿八日座敷樣　公卿西上北面、次武家輩南上東面、公卿向頰、享清法印東上南面、其次賀茂輩貞文縣主也、

〔遊庭秘抄上〕座敷付見證座事

ふるき鞠足必見所に候べし、〇中略いかならん人も、堂上見所有べからず、然を曆應比、仙洞に行幸成て、御鞠會あり、花山院入道右府家定公、近衞前關白基嗣公、洞院入道太政大臣公賢公、堂上にて見證あり、是則深心院關白、幷常盤井入道相國、此兩人公宴御鞠を堂上にて見所せられ侍ける例なりとなん、但老人のあざけり也と沙汰侍し也云々、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年五月廿日癸亥、御所御鞠也、六位進登景、紀內行景、細野四郎兵衞尉、富部五郎、稻木五郎、比企彌四郎、源性等候之、員二百二十、五百二十、伯耆少將、北條五郎等依煩脚氣、候見證、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年四月九日甲午、申剋御所御鞠也、〇中略仁和寺三位能清朝臣、範忠朝臣、範方等、候見證、

〔享德二年晴之御鞠記〕見證公卿

一條關白兼良　平絹直衣指貫　　鷹司左大臣房平　直衣

二條右大臣持通　衣冠　　武者小路前內大臣公保　平絹直衣白綾指貫

露拂役

三條前内大臣實量 直衣　　西園寺中納言實遠 直衣

〔運歩色葉集 津〕露拂（ツユハライ）天子蹴鞠ノ御時、賀茂ノ人先蹴鞠拂二懸之樹露一也、

〔塩囊抄 一〕萬ノ遊ノ最初ニスルヲ卑下スル心ニ、ツイハライト云ハ何事ゾ、卑下スル心ニハ叶ヘリ、ツイトハ誤レリ、ツユハラキ也、禁裏ニ蹴鞠之御會ノアル時、必賀茂人參リテ、出御以前、先ヅ蹴テ、懸ノ露ヲ落ス也、是ヲ露拂ト云也、凡ベテ露霜ヲバ殊ニハラフト云、

〔松下十卷抄〕一露はらひと云事　禁裏仙洞などにて賀茂人はじめ候を云、懸の露をおとすべきためなり、常には初心の衆も仕候、露はらひとはおもてむき申事なり、内義は又色々にふるまひ候、懸の枝候へば彼枝にあたりて行鞠のやう見候はんために仕候、露はらひのときばかり木などにあらけなく仕かけ候なり、平生は無其儀候、賀茂人とはかもの社人なり、

上鞠役

〔遊庭秘鈔 上〕上鞠事

此役は隨分可然人勤仕すべき也、口傳庭訓一事ならず、大事也、或は普代の人、或は堪能の人、又はやんごとなき上﨟まり足のわざなるべし、流々あまたありて、相論の時、院の御沙汰ありし也、先例もあり、龜山院もあげさせ給けるとなん、近は香園院入道關白、〇藤原師忠 光明照院入道關白〇藤原冬基 なども被勤仕之、貞治禁裏、〇後光嚴 御鞠に、近衞前關白道嗣公 つとめられ侍き、勤仕のやうは、以上八人立そろひて、尊者の御目にえたがひてすゝむ、かねてより此役はふれ仰られ侍れど、當座にかさねて御目にえたがふ事本儀也、主人左の方にましませば、まづ右の足より踏よりて、左の膝をつきて、蹲居して、右の手にて、鞠をとり、取革をとるべし 左の手にて鞠をかゝへ、まりのいたゞきを上になすべし 右の足より立て、左の足一しりぞけ、又右の足一しりぞけて、今度は左の足一、右の足おなじ座敷にて踏うごかして、今度はしりぞくべからず 左の方に立人より、右の腋に立人まで見廻て、主人のかたへ向て、右の足一踏より、左の足一ふみて、則蹴之、高からず蹴あげておとす、木の枝にかくべからず、鞠を人に

蹴あつべからず、鞠のたかさ、目より下と云說侍れど、それよりはたかかるべき歟、さて左遍すべし、又二足の上まりと申も、此作法にて、同立所にて二足蹴也、三足の上まり是、おなじ、又上鞠をまかるべき晉代堪能の人にゆづる事あり、其作法、左右に立人を見めぐらして、讓べき人に對して揖すれば、うけとるべき人、かた袖をうへになし、かた袖を下になして、上鞠の人の上首下臈にまたがひて、袖を左右の間にかたかたうへになす也、客揖する時蹴かくれば、請取人聲を出して上之て、一足蹴之ておとす也、是を二足の上鞠といふ說もあり、又上臈の人けかけて、一足あげ鞠の人けておとす、是を三足の上鞠といふこともあり、一人して二足あげ侍上まりの常の事也、それはゆゝしき大事也、尤口傳故實一時ならぬ師說あるべし、又無作法の上鞠といふ作法あり、上鞠の人家主なり、上臈などにて侍らん、家主を賞翫せんため、かゝる事侍べし、故德大寺前內大臣〇公濟家鞠の日、祖父禪門〇藤原爲定祖父爲世の庭訓にて、この作法ふるまひ侍しこと見及侍りし也、そのやうは、別の子細なし、膝もつかず、兩方も見めぐらさず、二三度足もかゞめず、たゞ立ながら鞠をとりて家主の方へ一足蹴かけておとす也、又達者の後の上まりの振舞とて、祖父禪門口傳し侍し說、まりを取て打たゝきてあぐる說、又うちふりてあぐる說などを、樣々をしへられ侍き、于今深く耳の底にとゞまり侍者也、又おつるたびの上鞠を、むねとの人蹴かくる事、職以無骨の所爲也、ゆめ〳〵不可有其儀云々、

〔古今著聞集十一蹴鞠〕安元御賀の時、三位賴輔、賀茂神主家平が家に行向て、御賀の上まり仕べきよし勅定有、其間の子細說をかうぶるべしといはれければ、家平いはく、まりは仕候へ共、御賀の鞠つかまつる事、家に候はねば、故實申がたく候、但常の老もうの人のあげ鞠のていこそ候はめと申けり、又被參て云、かはのくつをはきて三足けんと思ふなり、家平云、裝束には襪候、七十の後三ぞくの上鞠見苦候なんと申、又被示て云、人をばまらず、我はさせんと思ふ也、家平云、さて誰にか鞠をばゆづり給べき、三品の云、少將泰通朝臣にゆづらんずる也、家平云、其儀ならば內々申させ

給たるや、三品云、其儀なくとも、何かくるしからん、淡路入道〇長盛の弟子にて神主〇賀茂成平の弟子に、侍従大納言有、大納言〇成通の弟子にて我あり、されば其相違有べからずとぞいはれける、家平、されども御文をつかはして、返事を取てもたせ給ひたらん、可然候なんとぞいひける、

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年九月廿六日庚午、於鶴岡別當法印雪下坊有鞠會、上鞠熊王山猫干云云、足落中云云、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年四月九日甲午、申剋御所御鞠也、〇中略源中納言、布衣難波刑部卿、布衣上鞠一足、中務權大輔教時、同遠江七郎時基、同内藏權頭親家、同出羽前司行義、同下野前司泰綱、

〔享徳二年晴之御鞠記〕あげまりは、此道の先途に申侍り、上皇の御あげまり、關白大臣などのこのやくをつとめ給事も、その例たび〳〵にをよび侍、此度は應永二年にまさちかの卿の祖父中納言入道〇雅縁いまだ殿上人にてあげまりをうけたまはりし例とかや、永享九年花の御所へ行幸〇後花園ありて、御鞠のありしには、父贈大納言〇雅清上鞠をつとめ侍り、今は此道かの一家にとゞまりて、かたをならぶる人も侍らねば、たかきもひきゝもその庭訓をうけずといふことなし、神明の御はからひ、しかるべきことにこそ有けめ、何よりも大納言殿の、この道にたつし給へることこそ、いよ〳〵さかり成べきせんへうとはおぼえ侍れ、ちかき世には鹿苑院殿〇足利義滿こそ永徳の行幸に、右大將にてはじめて御まりにたゝせ給て、其後禁裏仙洞にても、たび〳〵けさせ給などして、あげまりやうの事までもつとめたまひし御ことぞかし、

〔本朝月令五月〕五日節會事見内裏式、　國史云、大寶元年五月五日、奏蹴鞠會、

〔西宮記臨時八〕蹴鞠

延喜五三廿、御仁壽殿、召殿上人、及藤原董之、坂上是則、帶刀長在原相如、帶刀榎井清郷、令蹴鞠、召酒殿内膳干物給、二百六度揚不墮、召内藏絹給之、

天暦三、御同殿、召殿上藏人、近衛舍人等、有蹴鞠興、二百七度揚不墜、

同七年、召博雅、重光、保光、兼通、信孝、仲秀、世忠、世珍、正生、是則、春延等、五百二十度揚、爲不墜之限、給祿、

應和二四廿八、御仁壽殿、侍臣蹴鞠、昌子內親王給汗巾、　十七日、御塔御弘徽殿、侍臣蹴鞠、中宮給疋絹、

〔水左記〕承暦四年三月十五日、今日於南庭樹下有蹴鞠事、堪能之輩多以來集、

〔殿暦〕天仁三年〇天永元年二月廿三日壬辰、殿上人於御前有鞠事、中將今朝直衣壺胡籙野劍等を著參、御前、鞠間也、老懸許令著之、自餘脫之、今日終日有鞠也、

〔玉海〕安元二年三月四日己酉、此日公家被奉賀太上法皇〇後白河五十賀算、於東山御所南殿有此事、

五日庚戌、藏人基行(挾鞠取不付枝)獻鞠、置前庭、次堪蹴鞠之侍臣九人、入自西中門參上、親信朝臣、賴輔朝臣(已上直衣晴、各著御韈下直)、定能朝臣、泰通朝臣、有房朝臣、雅賢朝臣(已上直衣揚括、撫韈上袴如元)、維盛朝臣(不揚括、撫韈)、家光(著本鞠下)、時家(鞠下)、(不揚括、撫韈)已上九人暫候庭上、依關白相示上鞠、(刑部卿賴輔朝臣上之、件人依此事近曾昇殿云々、先與信朝臣、賴輔朝臣相共、遣出取鞠、兩人向御所上之、只一足也、後日賴輔朝臣云、革韈上著例韈、又上鞠有二說、一足三足云々、今度用一足說了、又傳習故入道亞相成通卿之說、其子泰通朝臣云々、)鞠間無殊事、但賴輔朝臣依堪能逢、應其撰、今日頗不入其興、衆人以爲無詮、略〇註　院御隨身重近兼賴以下著衣(各有風流)候東方、關白及予

〔藤原兼實〕內府隨身在西方、各取返去鞠、授殿上人、此中關白隨身下簾、取鞠擲前樹、取者解頭、及衆儲

蹴鞠訖、關白以下起座、

〔山槐記〕治承三年三月六日甲子、去夕爲御方違行幸院御所、(七條殿)今日御逗留、有御鞠會云々、後聞、於北壺有此事、其間事相尋刑部卿賴輔朝臣之處、示送曰、(內府、按察、大宮大夫、大貳親信、新宰相中將定能也、雅)行幸間、蹴鞠去六日候也、其儀、主上御簾中、公卿(內府、按察使、宮大夫、源中納言、新宰相中將、)參候廣廂座、少時法皇(後白河)出御、鞠足等參候、臨下之後、法皇令下立御、公卿動座、頗不審、內々御參之時、依庭狹祗候之輩不可下之由議定了、抑若存其議歟、又兼有其仰歟、鞠足雲客雖賢少將許候、直衣冠衣一色候、賴輔著赤帷候、無沙汰候歟、

法師鞠足二人備後駿河相交候、凡日比御會衆等候百餘數兩座上候之間、其興候也、委曲可二參啓一候也、

〔明月記〕元久二年四月十六日、今日鞠負態云々、先日御所御負人々預二饗應一、

〔承元御鞠記〕承元二年四月十三日壬子、天晴、時屬二清和一、世樂二靜謐一、太上天皇○後鳥羽機務の餘閑に、前大相國○藤原賴實都芳里第に臨幸し給ひて、鞠蹴の宴あり、蓋是上皇神聰稟レ天、衆藝軼レ人たまひて、蹴鞠さらに妙をあらそふものなし、是によりて去七日、當世究功の人拜感の至にたへず、我道をしてその長老と稱し奉べき旨、勅狀以聞、よりて今日此藝をたしなみ、其名を顯すともがら、悉く恩喚ありて、ことに賞賜をくはふるもの也、かみ上皇をはじめたてまつり、玄も諸人に及ぶまで、貴賤を不レ論、をの／＼八人をもて上中下の三品をわかつ、自餘めしにあづかるもの又多し、○中略午剋に、上皇臨幸御布衣、八葉御車、侍臣北面の輩少々供奉、御車を西の小寢殿の南おもての戸によす、あひつぎて修明門院○後鳥羽妃藤原重子御幸、御車同じき所によす、暫有て上皇出御、次相國烏帽子直衣公卿の座につく、○中略著座の公卿、かねて人數を定らるといへども、期に臨て或はつかず、或は推參す、此外前皇后宮大夫實教卿、左兵衛督教長卿、別當保家卿、高三位經仲卿、阿波三位親兼卿、太宰大貳親實卿、右兵衛督隆清卿、刑部卿顯兼卿等此座につかず、東廊の邊にある歟、次左中將通方朝臣、御銚子をもちて參す、相國公卿の座をたちて御所にすゝみよりてこれを供す、退歸りて寢殿の南のすのこに候す、通方朝臣銚子を返給のち、有右丸、つぎ銚子をもちて參る、忠信卿已下別盞をもち、一獻を勸、中下の座勸盃の儀なし、次裝束をとりて退去、次復座、○中略此間上中下の輩、皆悉く恩賜の裝束を著して、まりの庭にあひのぞむ、左馬權頭忠綱まりを持てすゝみ出て、木の下にをく、次にあげ鞠のことあり、まづ下八人あげ鞠家綱、○中略次に又忠綱上料の御鞠[illegible]を持參す、宗長朝臣是をあぐ、二足の後、御所に進上、○中略その數百に滿時、上皇まりを御袖にうけまし／＼て、忠信卿にたまふ、彼卿忠綱をめしてこれを給、次に相國仰をうけ給て、忠綱に仰て銀の扇八枚を召出して、上

七人にわかちたまふ、御分一枚をもて晉王丸をめして是をたまふ、道晉一身の拔群を見て、數行の感涙をのごふ、積をねぶるおもひ、人もてかなりとす、こゝに夏の日漸まづみて、晉陽かへしがたし、遊樂きはまりなくして、なまじゐに還幸をうながす、〔〇中略〕十四日、〔〇中略〕晚頭に御方違のために、かさねて郁芳里第に臨幸、〔〇中略〕南庭にして蹴鞠の事あり、見るものみないはく、かへりてきのふの興にすぐれたり、十五日甲寅天晴、今朝上中のともがらをめし出して、又蹴鞠の興あり、〔〇中略〕抑今度の儀、まことに希代の勝事、千載の一遇なるものか、

〔業資王記〕承元五年閏正月卅日癸未、侍從爲當番參内、今日於朝餉御壺有御鞠、侍從被召具人數云云、爲不堪之事可固辭申歟、然而勅定依難背不顧其耻慾加人數歟云々、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年五月四日甲戌、相州〔〇北條時房〕自京都下著給、三品〔〇源賴朝妻北條政子〕御上洛之時被扈從、而去月十五日、雖出京給、爲參仙洞御鞠被逗留云云、　五日乙亥、相州依召被參御所、洛中事被尋仰之、相州被申云、先去月八日、梅宮祭之時、御鞠有拜見志之由、内々申之間、臨幸件宮、右大將〔〇源通光〕中宰車具、隨身上臈、被刷顯官之威儀、是皆下官見物之故也云云、同十四日、初參御鞠庭、著布衣、〔顯文紗狩衣、白指貫、〕伴息二郎時村、〔二藍布狩衣、白狩袴、〕公卿候簀子、上皇〔〇後鳥羽〕上御簾叡覽之、同十五日十六日以後、連々參入當道、頗得其骨之由、叡感及數度、院中出仕、不知案内之旨、示合之間、尾張中將清親、〔坊門内府嫡、〕毎事扶持、生涯爭忘其芳志哉云云、

〔古今著聞集十一蹴鞠〕四條院御位の時、仁治の比、仁壽殿の東西の御壺に、賀茂神主久繼に仰て、切立をせられて、常に御鞠有けるに、誠に引つくろはれたる日侍りけるに、左大臣右大臣參り給ひたりけり、左大臣懸りの下へすゝみよりて、跪て指貫のそばをはさませたまひけり、右大臣は番長頼種を便宜の所へめして、下袴を御指貫にあはせて切れて括をあげさせ給けり、いづれも興ある事に時の人申けり、

〔葉黃記〕寬元五年○寶治元年四月二日乙酉、參院、攝政○藤原兼經參給、左府○藤原兼平又被參、可有蹴鞠云々、左府於北對脫下袴上括、或人云、知此之時着生下袴、即上括云々、被接之、攝政爲見物祗候、素湌事太無益云々、予○藤原定嗣退出、十二日乙未、後聞今日於院有御鞠、左府○藤原兼平內府○藤原實基以下列之、三百揚云々、

〔辨內侍日記上〕廿日○建長元年三月は、りむじのまつりの御馬御覽なり、○中略はなざかりことにおもしろかりしに、ためうちの中將奉行にて御まりあり、花山院大納言○定雅冷泉大納言○公相萬里小路大納言○公基左衛門督○藤原實藤右衛門督○源通成すけひら、きむたゞ、ためうち、ためのり、たかゆき、日くれかゝるほど、ことにおもしろく侍しかば、辨內侍、

花のうへにくればしとまるとみゆれどもこづたふ枝に散櫻かな

少將內侍

思ひあまり心にかゝる夕くれの花の名殘も有とこそきけ、かずもあがりて木ずゑのあなたへまはるほど、左衛門督のあしもはやくみえ侍しを、兵衛督どの○源有資まりはいしいものかな、あれほど左衛門督をはぢすることよとありしを、大納言我もさみつるを、いみじくもめいくを聞えさする物かな、めのとにてあるに、この返りごとあらばやと侍りしかば、辨內侍、

散はなをあまりや風の吹つらん春のこゝろはのどかなれども

〔辨內侍日記下〕三月○建長二年廿九日、御まりあり、冷泉大納言、公相萬里小路大納言、公基權大納言、實雄○藤原左衛門督、實藤○藤原右衛門督、通成○源源宰相、有實頭中將、爲氏爲教、資平、公忠、時經、はなはちりすぎ、こずゑなかなかおもしろきに、人々のよういことがら、とりどりにぞみえし、くれかゝるほど、院○後嵯峨の御所より御隨身賴峯御使にて、御葉松のえだにぞ、御鞠はつけられたる、頭中將とりてまいらす、しろき薄樣むすびつけられたり、あけて御覽ぜらるれば、

吹かせもおさまりにける君が代の千とせの數は今日ぞかぞふる

御返し、辨内侍、

かぎりなきちよのあまりのありかずはけふかぞふとも盡じとぞ思

〔增鏡十老の波〕やよひのすゑつかた、〇弘安二年持明院殿の花ざかりに、新院〇龜山わたり給ふ、鞠のか丶り御らむせんとなりければ、御前の花は、梢も庭もさかりなるに、よそのさくらをさへめして、ちらしうへられけり、いとふかうつもりたる花のしら雪あとつけがたうみゆ、上達部殿上人いとおほくまいりあつまり、御隨身北面の下臈などいみじうきらめきてさぶらひあへり、〇中略春宮ふしみ殿おはしまして、か丶りの下にみなたちいでたまふ兩院〇後深草、龜山、春宮たゝせ給ふ、〇中略くれかかるほど、風すこしうちふきて、花もみだりがはしくちりまがふに、御鞠數おほくあがる、人々のこ丶ちいとえんなり、

〔貞治二年御鞠記〕貞治二のとしさ月中の十日、〇中略さりぬべき家々の鞠足ども、頭中將爲遠朝臣承て催さる、御點の人數は、二條前關白、良基公關白、道嗣公右大臣、道相公内大臣實夏公按察大納言、實繼卿右大將實俊卿前權大納言、忠季卿園前中納言、基隆卿藤中納言、時光卿新藤中納言、忠光卿二條三位、爲忠卿難波三位、宗清卿平三位、行時卿殿上人には爲遠朝臣、信兼朝臣、雅冬朝臣、宗仲朝臣、基清朝臣、雅家朝臣、宗音朝臣、爲有、藤原懐國、此外加茂之輩は、員平、敏久、音平、能隆、修久、音久、商久、重敏、員久、下の宮の祐秦などもめしに應ずるとぞ聞えし、此内不參の輩多し、きのふ十日と沙汰有りしに、雨の餘波、庭の露沸がたきによりて、今日十一日なるべし、まづ辰の時に、爲遠朝臣參りて、御裝束拵、〇中略未の時に、人々やうやうまいりあつまる、大殿〇良基、關白は夜べより直廬に候せらる、殿まいらせ給ぬれば、事よくなりぬとて、きぬかづきなどおどろおどろしくひしめく、門の内陣のうちより庭上まで雜人たちこみてところなし、こと具しぬれば、まづ御出御〇後光嚴あり、御鞠ばかりをめさる、賀茂の輩參て、渡殿の座につく、鞠足の公卿殿上人次第に參着す、まづ殿人

懷國露拂の鞠をもて庭中にをく、やがて露はらひの人數めしたてらる、基淸朝臣、懷國、敎久、章平、能隆、商久、重敎など次第にたつ、いく程なくて露拂とゞまる、殿直廬にて沓韈はきて、庭上を經て座につかる、藏人懷國露拂のまりをとりてしりぞく、此間藏人また枝に二付たるまり(白まり上、ふすべ鞠)下、をもちて、北の御所の木の下北面の立蔀によせたつ、其後出御あり、大殿南殿の方よりすゝみて、東西の南の第四間の御簾をかゝげらる、出御あり、御直衣薄色の御指貫、(文くわにあられ)常にはひの御大口に、くゝりをさしてめさるゝにや、小口の御袴などいふたぐひあれども、このたびは建久已下たび〳〵例によて、御さしぬきをめさる、おほかた主上御指貫をめさるゝ事は、五節の帳臺試の時、おほやけ殿上人にまぎれむが爲、めさるゝ事あり、これになぞらへて、後鳥羽院より沙汰ありて、御まりにはめされ侍なり、この度の御裝束の御文色などの事、大殿などに申だんせらることにや、出御の後おきの座につかせ給て、御氣色によりて各庭上の座につかる、其後前の殿にたつべきよし頻に仰らる、今日は見證の座に候べきよしをかたく申さるゝたび〳〵の仰につきて、座をたちて、さきの庭をへて、西の立蔀の内に立入られて、沓韈をはき、指貫をなをさる、嘉元に光明照院の關白、(○藤原兼基)俄に仰を承て、立入て、沓韈をはかれける例に侍とかや、奉行頭中將して御下ぐつを下さる、有文の紫革(はしをぬふ、ふせくみあり、)これも當座別勅によりて立侍とき、代々御韈を給る蹤なるべし、足したゝめてのち、本路をへて座につかる、この間爲遠朝臣、先の御まり(ふすべまり)一をときて、すゝみて懸の内にをく、家々の作法あることなれば、こまかにもしるさず、又爲遠朝臣めしによりて御具足を持てまいる、(藏人、御具足をもちてあひしたがひ、爲遠朝臣がまへになく、)御あしをしたゝむ、なべては、御沓の役はてゝ、後こそ御鞠をばとき侍に、このたびの樣いとめづらしきにや、家の人なれば、さだめておもふ所侍らんか、次に上八人、かゝりの下に進たつ、まづ御立あり、(ひつじさるの鷄冠木の左)次に大殿めしにしたがひてすゝみける、(たつみの柳の左)次に殿すゝみたゝる、(うしとらの櫻の左)次に基隆卿立、(いぬゐの

松の左 次に爲忠卿立、いぬゐの松の右 次に爲遠朝臣立、たつみの柳の右 次に宗仲朝臣立、ひつじさるの鶏冠木の右 次に雅家朝臣立、うしとらの櫻の右 八人立をはりて、御氣色によりて、殿庭中にすゝみて、鞠をとりて上鞠の役をつとめらる、一足なり、色々の說有事なれば、こまかにしるさず、其後園中納言まりをとりてあぐ、いくほどなくて殿座に歸らる、大殿又一兩足にて座にかへられぬれば、時光忠光の卿をめしたてらる、しばしありて御所かへり入らせ給、又殿めしたてらる、賀茂の童も次第にまじはりまいる、御鞠かずありていとおもしろし、今日員中人のなきぞいと心えぬ事に侍る、されど其人なければちからなし、今日人々のあしもとすぐれてみゆ、右衞門督櫻をよきてといひける面かげ、夏の梢にもうかむ心ちして、名殘戀しきなどながめけむ人もありけんかし、其後又御所御立たびたびにをよぶ、大殿は御氣色あれども、そののちはたゝれず、思ふところ有べし、内のうへの御めい足人にすぐれてみえさせ給ふ、〇中略さても禁中晴の御鞠は、中比たび〱の事に侍れど、今日の儀式まれなる事に侍とぞ、〇中略延喜天暦のかしこき御代には、京中蹴鞠のものをめして、淸涼殿の東庭にて、つねに御覽侍るよし、御記にもみえ侍り、

〔建内記〕文安四年二月廿二日甲寅、今日有二御鞠一、内々御小袖御服御大口上紺練絹、令二出御一云々、

〔享德二年晴之御鞠記〕御鞠は彌生のはじめの七日のこと也けり、〇中略ひつじくだるほどに、殿をはじめとして、まいりつどひ給ふ、〇中略式部卿のみこ〇貞常親王今日の御まりにまいらせ給、まづ北の方より出させたまふて、座につき給へり、〇中略まり足の人々次第にすゝみつき給、前の殿、内のおとゞまでは、東のよこじきの座につき給へり、大納言殿は東上の座につかせ給、〇中略つぎ〱の公卿殿上人まで、こと〲くつきをはりぬれば、藏人の左近のせう橘のゆきかず、鞠を庭にをきてしりぞく、先かものともがら、かゝりのもとにたちて、露はらひの事をつとむ、時をうつさずしてしりぞけば、殿をはじめて見證の座にすゝみつき給、藏人左近のぞう源政仲、又枝につけたる

まりを持てまいりて、南のかたのかべによせたつ、松の枝にゑろきとふすべがはとの鞠二をつけたり、次に殿座をたゝせ給て、くつを地にぬぎをきて、いたじきのうへにのぼり給て、南のかたよりみすをかゝげ給へば、主上〈〇後花園〉すなはち出させ給て、御座につかせ給、〈〇中略〉藏人左少辨經茂、御さうかい御ゑたぐつを柳筥にいれて持參す、あすか井の中納言雅親卿、進よりて御前の砌にひざまづきて、御あしをとゝのへ奉る、雅康朝臣枝のまりをとりて、ひつじさるのかゝりのもとにすゝみて、ふすべがはのまりを解て庭にをきて、白きをば枝につけながら、もとの所によせをきて念りぞく、次に主上御あふぎはながみを、御座のうしろにをかせ給て、艮の木の南にたゝせおはします、此間人々又座をくだりてそんきよす、次に式部卿宮、乾の木の東にたち給、前の殿はうしとらの木のもと西のかたに立給、内のおとゞは坤の木の東、大納言殿はたつみの木のにし、帥大納言いぬゐの木の南、日野大納言たつみの木の北にたつ、次に飛鳥井中納言、主上の御むかひつめに、ひつじさるの木の北にすゝみたゝる、〈〇中略〉まさちか卿あげまりのことをつとむ、そのさはうありて、一足にてこれをおとす、そのゝち日野大納言まりをあげて、帥卿にゆづらる、次第にこれをけ給ふ、ゑばらくありて上八人立かはりて、德大寺大納言以下、のこりの人々次第に又たちくはゝる、主上も中ほどに御座にかへらせ給ひ、日くれがたにをよびて又たゝせ給、このたびはたつみの木の北のかたに立給へり、式部卿宮大納言殿なども又たち給、帥卿は日比足の所勞有けるに、ぢもくの執筆の膝行などに、いよ〳〵わづらはしくて、今日の御まりには、ふちやうなりつれど、かいこうの事なればとて、をさへてまいり給へりとぞ聞えし、奉行の職事は經茂なり、御まりつねよりもをそくはじめられ侍て、たび〳〵人々立かはり、木にも二たびまでとまり侍るを、六位藏人さほにておとしなどせしあひだ、をのづから時もうつり侍にや、ほどなく西の山のはちかくかたぶく、〈〇下略〉

〔親長卿記〕文明四年正月廿日、申剋參內、可ㇾ有二御內鞠一（昨日右兵衛督永書有ㇾ催也）、中略○ 可ㇾ參二御前一之由有ㇾ仰、卽祗候、中略○ 仰云、可ㇾ爲二清涼殿代一歟、又於二室町殿御對面所一（御小袖間番衆當時祗候）可ㇾ有歟如何、清涼殿代（當時御座殿）可、然、於二他所一者聊可ㇾ有二儀歟一、可ㇾ當二洲殿行幸之儀一歟、其上番衆等武家之輩常住祗候在所也、可ㇾ有二事々敷一歟、仰云、誠事々敷被二思食一也、中略○ 暫出御、於二室町殿御對面所一（九間也、可ㇾ擬二清涼殿代一之處、頼右兵衛督申沙汰也）有二御內鞠一（御簾方一間懸二御簾一、敷二御座一）（於二內一之儀可ㇾ見御）

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年二月八日、八でう殿、しやうご院殿、二でう殿、一でう殿、九でう殿、たかつかさ殿、との丶中なごん殿、たかつかさ中しやう殿、このゑ殿、なしまいらせて、御あそびどもあり、おとこたち、ひろはし大なごん、あすか井をやこ三人、やぶ、ゐのくま、さまのかみ、中院う大辨、中辨、中のみかど、あの、みなせさゑもんのすけ、までのこうちゞう、かんろじ、きよくら人、さいしゆ、けんくら人めす、ひるく御參る、中略○ 御あそび御まり、御五、御やうきう、いろ〳〵の御なぐさみあり、　十七日、御まりあり、八でう殿、しやうご院殿なる、あすかいをやこ三人、やぶ、ゐのくま、あの、御まりはてゝく御あり、　十九日、御まり有、御人じゆう、八でう殿、大がく寺殿、しやうご院殿、あすかい、なんば、あすかいせうしやう、やぶ、さまのかみ、あのなり、はてゝく御參る、　廿一日、御まり有、御人じゆう、八でう殿、大がく寺殿、しやうごゐんどの、あすかい、やぶ、ゐのくま、あの、あすか井せうしやう、はてゝく御參る、　廿二日、御たうさはてゝ、御まりあり、御人じゆう、八でう殿、このへ殿、大がく寺殿、しやうご院殿、めうほう院殿、やぶ、あの、あすかいせうしやう、ゐのくまなり、　三月七日、御まりあり、八でう殿、正ご院殿、あすか井おやこ、なんば、しこう有、　八日、けふも御まり有、　九日、けふも御まり有、　十一日、けふも御まり有、　十九日、御まり有、　四月四日、御まりあり、御人じゆう、八でう殿、しやうご院殿、あすかいおやこ、なんば、さまのかみなり、はてゝく御あり、　十九日、御まりあり、御人じゆう、八でう殿、あすか井おやこ、あの、さまのかみなり、あすか井よりみいろ御た

る參る、

〔慶長日件錄〕慶長九年七月八日、一條殿、八條殿、聖護院宮、大覺寺宮御參內、有御鞠、自未刻被始之、主上同被遊、飛鳥井宰相、同侍從、難波侍從、阿野少將、四辻少將等御人數也、今度御黑戶東、御文庫南、被構御懸、敷板敷鞠垣悉連綱也、此比主上切々御鞠被遊之故被構也、日沒之比各退出、今日御鞠爲見物衆、廣橋大納言、中院入道、伯二位、鷲尾宰相、勸修寺新中納言被參、廿呂寺、予、祭主兩三人、爲御配膳參、十一日、入夜庚申ニ參內、酉刻有御鞠云々、飛鳥井父子、難波侍從等、則庚申ニ被召加、總而御人數、八條宮、妙法院宮、阿野少將、小川坊城、猪熊少將、水無瀨中將、白川侍從、左衞門佐、予等也、曉天有鬮取、予鬮札認之、予太刀ト圓座、拜領無之衆一兩人有之、乍次爲兼勝卿代、參宿番、

〔季連宿禰記〕元祿十一年十月二日癸卯、昨日仙洞(〇靈元)御幸內裏、有御蹴鞠之興云々、(御鞠墻造作之後初有此事云)云、參仕人々可追尋記、

〔長春隨筆上〕元文五年五月五日、禁裏御掛り筵を敷せられて、御鞠被爲遊、御詰の御方閑院彈正尹直仁親王、京極式部卿家仁親王、飛鳥井中納言雅香、廣橋中納言兼胤、難波中納言宗建、五辻宮內卿廣仲、芝山三位重豐、東久世中將通積、五辻右衞佐盛仲、鞠役園池中將基望、飛鳥井中將雅重、難波中將宗城也、申上刻々酉の中刻終る、

〔榮花物語三十一殿上花見〕一品宮(〇後一條皇女子內親王)はあけくれめがれずかしづき奉らせ給て、(〇中略)殿上人朝夕にまいりまかで、まりけに、小弓いなど、おかしくあそびあへり、

〔伏見院御記〕正應三年正月十日甲寅、今日始有蹴鞠興、伊定朝臣奉行之、大柳細懸之壁等、兼日仰賀茂社、修理如例、人數皇后宮權大夫、右兵衞督、新宰相、左兵衞督、爲雄朝臣、爲實朝臣、爲道朝臣、自餘露拂衆如先々、高二位數之、關白、東宮大夫候見證、

〔看聞日記〕應永廿五年十月二日、有蹴鞠、行豐朝臣張行申、予(〇後崇光院)不堪、其上七八ヶ年不蹴之間、彌

比與也、然而加人數、三位以下蹴之、

永享四年九月一日、有蹴鞠、予、前宰相、長資朝臣、隆富朝臣、重賢、雅秀、承泉等蹴、遙久不蹴之間、彌不揚、世間蹴鞠繁昌云々、室町殿常被遊、仍諸人稽古云々、

〔親長卿記〕明應五年閏二月廿一日己亥、今日親王御方御鞠張行、○中略爲禁庭、親王御方對屋御同宿、其上人々裝束、亂仁○應後不叶之間、號親王御張行、各葛袴也、今日御人數、

親王御方（萌木御水干、御葛袴、[illegible]）　予（黑橡モチノ道服、葛袴、著鴨沓、）　高倉中納言入道（衣紫墨道服、葛袴、著鴨沓、）　飛鳥井中納言入道（香唐紗道服、葛袴、著鴨沓、）　勸修寺中納言（唐紗直垂、上葛袴）　園宰相（紫紗上葛袴）　宰相入道（衣紫墨道服、葛袴、）　以量朝臣（紗上葛袴）

雅俊朝臣（布染上葛袴）　資房（染分紗上葛袴）　季綱（白紗上葛袴）　藤原資直（白紗上葛袴）

賀茂富　棟久三位（ヲロミノ上葛袴）　諸平縣主（染分越後布上葛袴）

〔永左記〕承暦四年三月十三日丙子、今日爲令蹴鞠事、招堪能之輩、未剋許大將不期光臨、被向尊重寺之次云々、於西中門櫻樹下、兩三度有蹴鞠之興、良久被出了、是爲被向尊重寺云々、予○源俊房爲饗應追所馳向也、

〔續世繼〕四花櫻御まり御らんせさせ給けるに、○藤原師實もりながあはぢのかみといひしを、ことのほかにほめさせ給けるほどに、まなのゝかみゆきつなも、心にはをとらず思て、うらやましくねたくおもひけるに、御あしすまさせ給けるに、つみたてまつるやうに、たび〳〵しければ、いかにかくはとおほせられければ、まりもみしらぬはぎのといひつゝ、あらひまいらするを、ゆきつなもよしとぞおほせられける、御かへりごとに、こそ〳〵となでたてまつりける、もとのさるがうなれども、ものこちなきまうには、さもえまさしかしとおぼえて、またもりながのぬし、花ざかりに、まりもたせて、かゝりへまかりけるに、ゆきつなさそひにやりたりければ、御ものいみにこもりて、人もなければ、けふはえまいらじと、返事しけるをきゝつけさせ給て、たゞいけとて、うすい

ろのさしぬきのはりたる、かうのそめぬのなど、おさめ殿よりとりいださせて、にはかにぬはせて、御まり、花のえだにつけて、みまやの御馬に、うつしをきて、いだしたて、つかはしければ、けふこそ、このつゐでに、女にみえめとおもひて、日ごろはあはぬ女の家のさじきに馬うちよせて、かたらふほどに、御馬にはかにはねおとして、まへのほりけにうちいれてけり、かしらくだりのこる所なく、つちかたにあみたりけるを、女いゑにいれて、あらひあげて、いとおしさにこそあひにけれ、御馬はしりてみまやにたちにけり、あやしくきこしめしけるほどに、ゐかひ、をひつきて、かくと申ければ、いかにあさましくおかしくおぼしめしけん、さてゑばしは、えさしいでもせざりけるとぞきこえ侍りし、

〔玉海〕安元二年五月十七日辛酉、此日刑部卿賴輔朝臣已下當世之鞠足七八人計會合、有蹴鞠之興、其數百事四ケ度、人々入興、事畢分散、

〔平戸記〕寛元三年十二月一日、今日殿下〇藤原實經有蹴鞠之會、歳末忩々中太不甘心耳、

〔建内記〕嘉吉三年三月廿日丙子、頭左中弁明豐朝臣、新少納言周茂等入來、蹴鞠張行、小冠青侍等其衆更不庶幾事太無益事也、次勸盃杓言談、

〔親元日記〕寛正六年四月廿八日乙巳、今出河殿御鞠、公家直垂、不被着大口、賀茂衆四人直垂大口、武家一色兵部少輔殿貴殿備州上下着、今出河殿はあそばされず、被御覽ばかり也、御鞠終御太刀金各御進上、貴殿御供蜷助三中西親元、

〔親長卿記〕文明十二年七月八日、自右大將德大寺實淳許有音信、鞠張行云々、申剋許罷出、飛鳥井中納言雅康參會、示予云、今日雲分鞠歟數鞠歟可張行、如何、予云、雲分鞠事者、初心之輩未沙汰付歟、數鞠可然歟、予申分可然云々、〇中略今日予損膝了、　九月十二日、今日右大將亭巡會鞠也、飛鳥井中納言頭役也、命予云、善法寺座此間疊也、殿上人別座爲圓座者可然歟如何、爲疊者松下棟久鞠主可爲圓座歟、予云、總而圓座可然、此間只一人每度著座不可然、但今日已儲其座了、今更可撤之條不可然、棟久又圓座定可存

難治之由、已後可被改歟之由命之、　十三年八月廿六日、今日於内府亭有鞠、可爲巡鞠云々、
長享二年十月廿日、於因幡堂執行懸有鞠、二樂院招引之間罷向了、予、二樂院、江南院、棟久縣主等其外武衆等也、有數鞠、棟久取數百二十之後止之、

〔親俊日記〕天文七年二月十八日壬戌、飛鳥井殿御鞠アリ、見物、　五月七日己卯、於飛鳥井殿右京大夫殿御鞠アリ、見物之、　八日庚辰、飛鳥井殿御鞠アリ、親俊仕之、　十一年閏三月十九日己巳、飛鳥井殿御鞠アリ、武田殿吉田罷上興行、

〔言繼卿記〕天文十三年十一月廿二日丁巳、伏見殿へ參、御鞠有之、一足仕了、明日必々可參之由御所各被仰下、　廿三日戊午、九時分、伏見殿へ參、八時分、細川右京大夫參、御太刀にて御禮申之、十合十荷進之、御盃被下了、次用意、予萬里小路奏者所にて用意了、予共大澤長門守、澤路彥九郎、同虎千代、井上二郎五郎、早瀨彥二郎、小者兩人等也、予直垂、袷(朽葉)兩種日野ニ借用、鞠之時栗梅之上布也、紋(鞠之服ハサミ)着用、伏見殿(紺紋紗水干)葛袴、同式部卿宮(淺黃水干)勸修寺門跡(朽葉之御ダウブク)右府、(淺黃紋紗之カミ也)飛鳥井前大納言、(丸之上也、カチン布也、)勸修寺大納言、(薄黃之文紗之上)予、前ニ注、右衞門督、(朽葉之上、セイカウ)飛鳥井中將、(赤文紗之上)物加波藏人懷世、(直垂之上布)細川右京大夫、(カチン之上布葛袴ニ紛葛)不着烏帽子、不可然儀也、如何、淨土寺廳奥坊(直綴黑)等也、座之樣立樣如此、上鞠右衞門督、鞠懷世持ヲ出置之、暮過迄有之、　十五年正月廿六日甲申、中山被來、令同道甘露寺へ罷、同令同道飛鳥井へ罷向之(越州)朝倉兵部大輔計也、朝飡有之、其後晉曲有之、予、時サタウ餅にて一盞有之、其後ハダシ足にて鞠有之、上鞠只三度也、人數甘露寺、亭主、予、中山中將、朝倉兵部大輔計也、

〔舜舊記〕慶長十一年五月廿四日壬辰、豐國於二位殿長岡越中忠興入來、午剋來、晚食振舞、鞠興行也、天氣依雨座敷鞠也、晚之透ニ一庭アリ、飛鳥井宰相子息少將同難波殿龍雲軒閑齋來也、二位へ白鳥一ツ持也、

〔吾妻鏡十七〕正治三年（〇建仁元年）七月六日甲寅、殘暑如燒、待晩涼於御所被始百日御鞠、是左金吾（〇源頼家）多年雖令好當道給、未令知其奥旨給、北面等中、此藝達者一人、可被下之由、令申請仙洞處、可被差下便宜仁之由、勅許之間、於携之輩累調練功、爲交上足也、申剋人々參進、左金吾令立給、北條五郎時連主、少將法眼觀清、富部五郎、大輔房源性、比企彌四郎、肥多八郎宗直等候之、金持右衞門尉申計、江馬四郎殿、同太郎主、民部丞行光已下、候見證、　九月七日甲寅、紀內所行景鞠足、依上皇（〇後鳥羽）仰下著、蓋是左金吾依被申請也、今日到著于大膳大夫廣元朝臣亭、下向間、彼朝臣所令沙汰驛路雜事等也、九日丙辰、廣元朝臣始相具行景參御所、行景（花田狩衣、襖袴、）先候侍所、次依召廻石壺、參廂御所簀子、頭之左金吾出御（烏帽子直衣）其後有勸盃之儀、給御盃於行景、此間被仰云、爲蹴鞠師範召請之處、適迎重陽日始逢對面、故猶前庭離菊、浮盃永可契萬年者、行景跪盃、金吾自取銀劒令與之給、　十一日戊午、行景參著之後、始有御鞠、左金吾令立給、北條五郎時連、紀內行景、富部五郎、比企彌四郎、肥多八郎宗直、（已上布衣）大輔房源性、加賀房義印（已上淨衣）參候、　十五日壬戌、早旦於御所召行景有御鞠、北條五郎已下五六輩候之、但不及彼揚數、今日被遂行鶴岳放生會、式月依八足門廻廊顚倒所延引也、〇中略　廿日丁卯、御所御鞠也、凡此間抛政務連日被專此藝、人皆赴當道、北條五郎已下參集、但各不著布衣、今日員七百所被揚之也、今夜及深更如月星之物自天降、人以莫不恠之、　廿二日己巳、又御鞠會、人數同前、今日人々多以候見證、其中江馬太郎殿（泰時）密々被談于中野五郎能成云、蹴鞠者幽玄藝也、被賞翫之條所庶幾也、但去八月大風、鶴岳宮門顚倒、國土愁飢饉、此時態以自京都被召下放遊輩、而去廿日變異、非常途之儀、最被驚思食、被尋仰司天等、非異變者可及如此御沙汰歟、且幕下（〇源頼朝）御在世、建久年中百箇日之間、每日可有御濱出之由、固被定之處、天變出見之由、資光朝臣勘申之間、依御謹愼止其儀、而被始世上無爲御祈禱、今次第如何、貴客者昵近之仁也、以事次盍諷諫申哉云云、能成雖有甘心氣、不能發言云云、　十月一日戊寅、御所御鞠、北條五郎、紀內、富部五郎、肥田八郎、比企彌四郎、源性、義

印等候之、數三百六十也、　廿一日戊戌、御所御鞠、北條五郎、紀內、富部五郎、比企彌四郎、肥田八郎、源性、義印等候、其庭、相模守重類、若宮三位房等候、見證、數九百五十也、　十一月二日己酉、御所御鞠、北條五郎已下人數同前、數三百六十、　十二月十八日甲午、御所御鞠、人數同前、三百二十也、

建仁二年正月十二日戊午、又有御鞠、人數同前、而隼人佐康清入道宅、去年始殖懸樹、太有其興、不被御覽者、頗無念之由令申、仍率此人數則渡御彼庭、員五百、　廿九日乙亥、於掃部入道龜谷宅、可有御鞠之由、兼被定之間、殊被結構、金吾〇源賴家欲有出御之處、尼御臺所、以行光被申云、故仁田入道上西者、源氏遺老武家要須也、而去十四日卒去、未及廿日、御興遊、定貽人之謗歟、不可然云云、金吾於蹴鞠者、不論機嫌之由、雖令申給、終以令抑留給云云、　二月廿七日壬寅、鶴岳別當阿闍梨、招請鞠足等經營、是依左金吾內々仰、如此、被賞翫行景之餘也、及晚可見鞠之由、坊主所望之間、各進在懸下、數三百之後退散、　三月八日癸丑、御所御鞠、人數如例、此會連日儀也、其後入御于比企判官能員之宅、庭樹花盛之間、兼啓案內之故也、　十四日己未、有御鞠、人數同前、員三百六十、二百五十、　十五日庚申、今日御鞠及終日、員百廿、三百廿、百廿、二百四十、二百五十也、　四月十三日丁亥、左金吾渡御掃部頭親能入道龜谷家、於彼持佛堂庭樹下有御鞠、金吾令立給、伯耆少將、北條五郎、紀內行景、比企彌四郎、富部五郎、肥田八郎、源性、義印等候之、南風頻扇不員上、　廿七日辛丑、有御鞠、人數如例、秉燭之程、左金吾召寄小鞠、令揚數百廿給、行景傍輩見得天骨給之由、頻以感申之、　六月廿五日戊戌、尼御臺所入御左金吾御所、是御鞠會、雖爲連日事、依未覽行景已下上足也、此會適可爲千載一遇之間、上下入興、而夕雨降、追催之處、即屬晴、然而樹下滂沱、尤爲其煩、爰壹岐判官知康、解直垂帷等、取此與水、時逸興也、人感之、申刻被始御鞠、左金吾、伯耆少將、北條五郎、六位進、紀內、細野兵衞尉、稻木五郎、富部五郎、比企彌四郎、大輔房源性、加賀房義印、各相替立、員三百六十也、臨昏黑事訖、於東北兵衞所、有勸盃、及數巡、召舞女微妙、有舞曲、　九月十五日丙辰、有御鞠、員二百卅、百六十之後、秉燭程、將軍家又出御于石御

壺、屛中門内召行景、以小鞠令爭勝負給、二三足之後給行景、行景又獻上及度々、已員揚百五十之處、壹岐判官知康、打落件鞠之間、將軍家入御、行景臨退出之期、知康云、若令落者、公私互可爲耻辱、仍知康打落之云云、行景卽參御臺所、知康所爲、非指尾籠所存候之由、以女房申之間、頻御入興云云、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年四月廿二日乙亥、難波刑部卿宗教參入、去比自京都參著、依可有御鞠會也、令談人數以下事給、御問答及三箇度云云、　廿四日丁丑、御鞠也、將軍家（〇宗尊親王）出御、土御門宰相中將上簾、其後人々集立、光泰進出懸中央、突右膝置御鞠、

難波刑部卿（上鞠一足）　土御門宰相中將（布衣）　二條少將雅教朝臣（布衣）　相州（同）　錦革襪　右馬權頭（同）

武藏守（同）　出羽前司行義　紀瀧口行宜　此外、結城上野三郎兵衞尉廣綱、　下野法橋仁俊

小山出羽前司長村（布衣）　城九郎泰盛　工藤三郎左衞門尉光泰、數三百、三村左衞門尉計申之、

尾張前司、佐渡前司、秋田城介義景、前太宰少貳爲佐、（已上白直垂）見證、及晩事訖、

〔吾妻鏡四十八〕正嘉二年七月四日辛亥、今日將軍家（〇宗尊親王）令始百日御鞠給、人數、

土御門中納言（顯方卿）　花山院宰相中將（長雅卿）　刑部卿（家教卿上鞠）　前兵衞佐忠時朝臣　刑部少輔敎時　右馬助清時　上野五郎兵衞尉廣綱　同十郎朝村　賢寂申計云云　十一月十九日甲子、將軍家、百日蹴鞠御會被結願、花山院宰相中將、相州（布衣）武州（同）刑部少輔敎時、越前守時弘、右馬助清時、遠江次郎時通已下數輩參候、昨可被遂此儀之處、一昨日御風氣之間、爲餘愼延引也、

〔看聞日記〕永享四年四月廿日、抑今日室町殿蹴鞠御會也、人數三條大納言、（久保卿）飛鳥井中納言、（雅世卿）中山宰相中將、（定親）中御門宰相、（宗繼）（三條中將）實雅朝臣、（飛鳥井少將）雅永朝臣、（同）雅豐、賀茂人二人、（名字可尋）各狩衣云々、主人不立御見物云々、

〔總見記十四〕道路修補事附御上洛御仕置幷今川氏眞蹴鞠事

扨又彼氏眞ハ、隱ナキ鞠ノ上手ナレバ、御所望有テ御覽ゼラルベシトテ、同月（〇天正三年三月）廿日、信長

公相國寺ヘ出御成テ鞠ヲケサセテ御見物アリ、其遊庭ノ面々、先氏眞ヲ始トシ、其外三條大納言公光卿、同宰相公明、飛鳥井大納言雅敦卿、同中將雅敦、廣橋大納言兼勝卿、四辻大納言公遠卿、烏丸中納言光康卿、庭田新中納言重保卿、五辻宰相爲仲、藤宰相永孝等ナリ、

〔白石秘書〕一ある人の語りしは、鞠は九損一德とて、いらざる事とはいひつたへたれども、わかき時すこしは心がけたるもよろしかるべしと、いにしへ秀吉公より近江國六角殿へ御祝言の時仰られけるは、六角殿は古風の家なれば、儀式正しかるべしとて、祝儀をわきまへて、武士道の業あり、器量よき人を三人撰出されて、御供にさぶらはしめける、その一人は古田肥後守殿、二人はたしかに覺えず、祝言の儀式作法首尾相應じて、その次第殘所なし、そののち六角殿家老衆、御供の人々を日々にふるまひ、さま〴〵むつかしき事をも仕懸けれども、更に越度もなし、ある日の饗應過てのち、ゑづかなる夕暮に、鞠の興行あるべしとて、上手を撰び、合手となして御慰にあそばされよといふ、度々辭退におよびしかば、さればよ、鞠は不得手也とおもひて、いよいよ所望する事止ざりけり、その時肥後守、かほどに御所望あるに、仕ざるははゞかりなれば、某たち出、仕形計も御目にかけ申べしといひて、座を立て、もたせたる挾箱の中より、鞠の裝束を取出し、衣紋引つくろひ、ゑづかにあゆみ出たり、もとより鞠は上手也ければ、ひと〴〵目を驚しけり、此事聞召れて、諸事に心懸名譽也と、秀吉公感じ玉ふ事なゝめならず、褒美下されしと也、

〔半日閑話三〕一蹴鞠上覽記

難波從三位前中納言宗建卿五十一

延享三年丙寅五月四日、蹴鞠上覽ニ付而、難波前中納言登城、且亦御三家樣國持大名、及万石以上之面々、井布衣以上之諸役人、熨斗目長袴著用、且法印法眼之醫師登城、但大御所樣、吉宗○德川大納言樣、家治○附諸役人、醫師共、御黑書院出御、御長袴、御刀、御上段御著座、

尾張中納言殿　水戸宰相殿　紀伊宰相殿　尾張中將殿

右一同御緣頰迄被ㇾ出席、本多中務大輔披ㇾ露之、上意有ㇾ之、御敷居之內、御右之方ニ被ㇾ著座、蹴鞠見物之御禮、年寄共及ㇾ御取合ㇾ被ㇾ退出、

松平加賀守

右出席、御目見、上意有ㇾ之、御下段御敷居之內ハ右之方ニ著座、蹴鞠見物被ㇾ仰付、難ㇾ有之旨老中共及ㇾ御取合ㇾ退去、

井伊掃部頭　松平肥前守　井伊備中守

右一同ニ出座、御目見、蹴鞠見物被ㇾ仰付、難ㇾ有之旨、中務大輔御取合之上、上意有ㇾ之退去、

高家雁之間、同嫡子、御奏者番、同嫡子、菊之間椽頰、同嫡子、芙蓉之間御役人、出御之節、御黒書院御勝手ニ而御目見、御白書院渡御、御先立中務大輔、櫻之間御杉戶際御著座、御褥敷ㇾ之、

國持大名父子共　御譜代大名父子共　外樣大名父子共

右並居、一同御目見、蹴鞠見物被ㇾ仰付、難ㇾ有旨、老中共御取合申上、上意有ㇾ之、上段之御席江御著座、御上直し御褥御刀掛、此節大御所樣、大納言樣出御、蹴鞠之場、御白書院庭中ニ構ㇾ之、御簾は出御已前ゟ擧置、御座所之面々、御椽通、其次西之方衝立障子開ㇾ之、溜詰年寄共隱岐守御側衆伺公櫻之間、國持大名四品已上、高家雁之間詰御奏者番列候、大廊下之內南之方以ㇾ衝立障子ㇾ開ㇾ之、御譜代大名已下列居、御座所之東之御椽以ㇾ衝立障子ㇾ仕切、其若年寄伺公、帝鑑之間御椽頰ゟ南之方ニ折返し、芙蓉之間御役人諸番頭物頭布衣已上醫師共伺公、

蹴鞠始、難波前中納言家來棚倉織部鞠付候枝持出、藏田七郎左衞門江渡す、七郎左衞門請取之坪之內江入、御前西之方新ニ立置、次ニ難波垣之內江入、御前西之方江行、枝を取之、西南之松之本ニ進ㇾ之、於ㇾ此處ㇾ解ㇾ枝、鞠計取而、懸り中央に持出置、此時七郎左衞門又出席、難波ゟ枝を請取、難波垣之

外江出復座、七郎左衛門垣外江枝を持ながら出て、織部に渡す、其後難波其外詰之者共順々坪之内江入、向々着座、難波中央江出席候而上鞠勤之、復座、其後鞠有之、所々者揚鞠始之、鞠畢而難波其外之者共垣之外江出復座候時、御側衆を以雅樂頭召之、御所望被遊候段被仰出、其後高家江雅樂頭申達、難波出座、直而一仕切鞠有之、畢而入御、入御之節は、御三家御對顔無之、直而御黒書院出御、御上段御着座、

難波前中納言

右於御次拜領物被仰付旨、中務大輔申渡之、難波出座御目見、高家披露之、御下段御右之方着座、蹴鞠上覽之御禮、中務大輔言上之、上意有之、拜領物之御禮申上之、退去、入御已後は饗應有之、竹之間三汁十一菜、二獻目之時御□□共、御白書院御下段ニ而、御三家并加賀守江御菓子御吸物御酒出之、國持已下江は於席々御菓子被下之、難波於御白書院御下段、時服十頂戴、老中共列座、御三家始出仕之面々謁老中、退去、難波家來江時服二宛被下之、於柳之間御奏者番申渡頂戴、詰之者共時服二宛、於蘇鐵之間、御奏者番申渡頂戴之、

〔視聽草初集二〕蹴鞠御覽之式

寛延二年巳三月二日御代替〇徳川吉宗讓職、家重襲職、ニ附、各關東江御下向、近衛左大臣樣勅使、傳奏久我大納言殿、院使柳原大納言殿、院傳奏八條中納言殿、飛鳥井中納言殿、三條西宰相殿、山科少將殿、右御登城於御白書院御對顔、上意堀田相模守殿御取合、〇中略

巳三月十一日蹴鞠、公方樣〇家重大納言樣、〇家治於御白書院御上覽、於御黒書院御對顔、上意有之、於御前堀田相模守殿鞠道御判物御渡、御頂戴ニ而、相模守殿御取合、於竹間御饗應之節、上意有之、伯耆守殿、右近將監殿御出席、於御白書院御拜領左之通、

公方樣ゟ　時服十　大御所樣ゟ　縮緬五巻紅白　大納言樣ゟ　同斷〇中略

三月十二日、飛鳥井殿蹴鞠上覽被ㇾ遊候、

一御三家樣、宰相樣、中將樣、御登城、〇中略

蹴鞠始

一飛鳥井中納言殿家來安田宮內、鞠附候枝持出、上田文右衛門江渡、文右衛門請取、垣之內江入、御前面之方軒ニ立置還リ、次ニ飛鳥井殿垣之內御入、御前西之方江被ㇾ行、枝を取、西南松之本ニ被ㇾ進、於二此所一解二枝鞠一取候て、懸串江被二持出置一候、此時文右衛門又出席ニ而、飛鳥井殿より枝請取、飛鳥井殿垣之外江御出復座、文右衛門垣之外江枝持出る、本多左京江渡、其後飛鳥井殿其外結之者共順ニ垣江入、西之座著、那太郎鞠を取始之、鞠終而飛鳥井殿結之者共垣之外江出、復座之時、御側衆を以、御老中召、今一座御所望被ㇾ遊候段被二仰出一、高家衆江御老中御申達、則高家以二織田能登守殿一被二仰渡一、飛鳥井殿御休息之所、加賀中將殿御休息所ニ而御休、重而一仕切蹴鞠有ㇾ之、未上剋相濟、諸大名衆役人衆迄御菓子被ㇾ下候、

一飛鳥井殿雜掌安田宮內、本多左京、其外近習武人、其外之結九人之者江御菓子被ㇾ下候、

一於二竹之間一飛鳥井殿御饗應、三汁十菜也、此節上使御老中被ㇾ遣ㇾ之、退去、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年正月十日丙辰、御鞠始也、左金吾御布衣源頼家、〇中略令ㇾ立給、北條五郞時連、紀內所行景、富部五郞、比企彌四郞、肥田八郞宗直、已上布衣源性、義印等候、數百二十、三百十也、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年四月十七日庚午、於二御所一御鞠始之儀人數、

土御門宰相中將顯方　右馬助親家　二條中將雅致朝臣上鞠　相模守時賴〇北條　右馬權頭政盛朝臣　陸奧播部助實時　城九郞泰盛　上野十郞朝村　工藤二郞右衛門尉元泰　所右衛門尉行久　瀧口兵衛尉行信　東中務少輔胤重　三村左衛門尉時親申ㇾ算、以二三百一爲ㇾ數、

〔親元日記〕寬正六年四月廿六日癸卯、御鞠始公家飛鳥井殿雅親　中將殿雅康　三條宰相中將殿公躬　滋野井殿教國　左兵衛督殿飛鳥井

此外は大略依二御歡樂一御不參云々、　賀茂人四人、彌久、最久、宗久、貞久、　武家(直垂大口)細川讃岐守(成之)一色兵部少輔殿(義直)貴殿(貞親)備州(貞藤)以上(御供貞相親元於二屏中門外一御覽物共被レ仰之)一色殿は依二御虫氣一無二御參一、即御太刀(金)各御人數御進上之、自二東向一參御供衆、走衆は屏中門外ニ有二祗候一拜見之、

〔年中定例記〕一廿八日(正月)御鞠始、公家衆賀茂輩御鞠以後御人數御太刀進上、

〔親長卿記〕文明四年四月九日、室町殿御鞠始也、自二去月一相觸、近年予不參、又慮召如何之、先是詣二右兵衛督(飛鳥井雅康)陣所(人々同道也)、有二一盞一、次刻限(許)參二鞠場一(西面御所也)、開二屏中門一(右兵衛督會二杉原伊賀守賢盛一開之)先賀茂榮久縣主持二參御鞠一、置二庭中一退入、次參仕人々、新大納言(教秀)廣橋大納言(綱光)予、源中納言(雅行新參)滋野井前宰相中將(教國)藤宰相(永継)右兵衛督、新藤宰相(雅光朝臣新參)宗顯、以上等、武家輩畠山尾張守、同宮内大輔、賀茂輩榛久、榮久、貞久、遠平、在久等縣主也、公卿小文疊、殿上人圓座也、東上北面、賀茂輩副二西屏一南上東面也、武家輩自二座副一北屋垣一東上南面也、爰前内府下二簀子一著二北座一(見證座歟)次人々著了、室町殿自二事寄妻戶一出御、人々(動座)進二寄樹下一給、次新大納言、廣亞相、予、源中、滋藤宰、武衛等進立、各蹴鞠之後少少立替了、暫室町殿令二歸入一給、人々猶蹴レ之、暫又出御令レ立二樹下一給、予可レ立之由武衛命レ之、立二西下角一之處、可レ立二御向縮一之由命レ之、頻辭退、重命之間立寄了、次藤宰相、滋野井右兵衛督、榛久、榮久、貞久等也、不立替蹴レ之、事了進二上御太刀一、有二御對面一、初參人二腰進レ之、

〔日次紀事一正月〕四日蹴鞠初(飛鳥井家難波家修レ之)

〔百一錄〕元祿十年正月四日、飛鳥井難波於レ家有二鞠始之事一、

〔鹽尻九十三〕或人問、年頭の鞠始めには、申の日を用ゆると、何の謂ぞ、曰諸神記に、京師中の御門西洞院なる滋野井の社三所は是鞠神なり、一計棠林、二春陽花、三樹葛、形は猿、額金色の文字あり、〇の上に神名をあらはす、申の日紀氏を以てこれを祭る故に、年始鞠には件の日を用ゆと云々、是を以て知るべし、

〔明月記〕建永二年二月一日丁未、午前參上、未時許出御、有笠懸、先是南庭、又旬鞠始、臨昏可有御鞠、四月一日、午時許參上、申時出御、今日旬御鞠、毎旬堪能緇素自京參、酉時許於南庭御鞠滿千云々、

〔吾妻鏡二十〕建暦二年三月一日戊申、可有旬御鞠之由、今日依被仰出、及鎮西沙汰、人々不顧藝之堪否、成競望云云、武州爲奉行、被清撰人數云云、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年正月十日辛卯、爲和泉前司行方奉行、被定旬御鞠之奉行、皆是所被撰堪能也云云、

	正月	四月	七月	十月
上旬	冷泉中將隆茂朝臣	右馬助清時	出羽前司長村	
中旬	越前前司時廣	中務權少輔重教	備中守行有	
下旬	足利大夫判官家氏	武藏五郎時忠	下野左衞門尉景綱	

	二月	五月	八月	十一月
上旬	二條少將雅有朝臣	刑部少輔時基	後藤壹岐前司基政	
中旬	彈正少弼業時	越後四郎顯時	佐渡大夫判官基隆	
下旬	左近大夫將監時村	三河前司賴氏	周防左衞門尉忠景	

	三月	六月	九月	十二月
上旬	二條侍從基長	相模三郎時輔	佐々木壹岐前司泰綱	
中旬	中務權大輔教時	秋田城介泰盛	信濃判官時清	
下旬	左近大夫將監公時	木工權頭親家	城四郎左衞門尉時盛	

〔武家名目抄職名二十一〕旬御鞠奉行

按、蹴鞠は鎌倉殿の時より足利殿の世まで、連綿にもてあそばれしかば毎年正月に御鞠始を行

はる、事、恒例の儀式なり、ことに鎌倉殿の時には伺御鞠とて、正月鞠始ありてより、月々に此事を興行せられ、公家武家堪能之輩其役に從ふ、其中にて、殿上人、北條家の門族、及奉行人の內、業に堪たる人を番ひて、旬御鞠奉行と定め、堪否を撰び人數を催すより始め、毎時當日の事を奉行せしめられしなり、室町殿の世にも、御鞠始には、公家武家の輩祗候せしかども、伺鞠といふは聞えず、又其奉行といふも見えざれば、別に定め置る、事はなかりしなるべし、

三時鞠

〔松下十卷抄〕一三時の鞠の事　一日に三度ける鞠なり、それは一日の遊山を專にす、先朝六時より一時仕候、やがてはて、、其間に御またてあり、又八時分より一時計仕候て、やがてはて、、又其間に種々の御肴もて御酒有べし、又御ゆづけなどもよし、其後はいつものごとく晩景にけらるべし、あしたにはいかにも早々出て、またくなどさのみきれいになくともけらるべく、くるしからず、八時分より次第々々に晩景まではいかにも〳〵きれいにまたくすべし、いまやう度々にまかへ、ひんなどもそ、けぬやうにたゞまうしてけらるべし、一日の遊事なればかいふん色々の義をもよふしてまかるべし、三時の鞠といふもことなる義なし、唯遊山專らなり、勝負などによし、いかほども人數おほくてよし、三番四番にも御けてけべきが可然なり、

〔蹴鞠九十九箇條〕一三時の鞠の事、朝は辰のとき序の鞠也、ひるは午剋破のまり也、夕は申剋急の鞠也、かうばん置て時を可知也、休間にまた色々のあそび可有、

〔親長卿記〕文明十四年六月十七日、此日三時鞠張行、近代無此會、予依此道執心之間所張行也、○中略早旦人々入來分、左右人數、

左方者　內大臣、實淳公 予、飛鳥井中納言入道、宋世、俗名雅康、藤宰相、永繼 享清法印、稙久縣主、貞久縣主、廣戸、小坂、因幡堂執行等也、

右方者　政顯朝臣、頭右大辨 元長朝臣、頭左大辨 忠顯朝臣、松殿少將 基富朝臣、園少將 雅俊、飛鳥井少將 永康、諸平縣主、伊勢次郎左衛門、貞賴 本鄉等

也、

朝鞠　公卿已下、次第立木本、賀茂輩與武家輩、自左右一人宛立之、享清法印遲來、再度之時立之、事畢各休息、羞朝食、　次日中各著座（各圓座也、自南方出也、）

老衆方　西上北面（東方）（内府、予、中納言入道、藤宰相、）享清法印、（傍東方之埒、南上西面著座也、）賀茂輩（傍北方埒、棟久、貞久、）東上南面、武家輩、（小坂、廣戸、）西上南面也、因幡堂執行、其座末也、

若衆方　政顯、元長、忠顯、基富、雅俊、永康等著西座、（南上東面、出自南中門、）賀茂輩、諸平著座、（西上南面、傍北埒、）武家輩（東上南面、次郎左衛門、本郷等也、）也、

先次第八人立木本之後、中納言入道立懸外北方口也、八人之外也、一巡之後退入、次次第々々立替如常、事畢休息、有點心、〇中略　日中鞠　申剋許、又各著座如初、先是置露拂鞠、（諸平置之、）永康、棟久、貞久、諸平等縣主、廣戸、本郷、小坂次郎左衛門等立替、無程止之、取鞠退入、次棟久縣主、取枝鞠立簀子上、（坤角也、）退入、次雅俊起座、取付鞠之枝、（本木、右手枝、末在左、）經本路跪懸北木通、解鞠置枝於左、持鞠置懸中、退取枝退入、渡景益、次、

今日進立事、次第不同也、殿上人與享清法印、座次相論之故也、留木鞠落、役事仰景益、

硯折紙置數取前、（老方數元長朝臣役之、若方數棟久縣主役之、）上鞠數五ヶ度分定之、若衆方人々立之、其數三百二十之後、（上鞠五ヶ内、）止之、次老衆立之、上鞠二度之内三百七十也止之、凡老衆勝也、雖然若衆今日蹴様神妙之間、可爲持之由、中納言入道定之遣、興了、（晩景鞠）次内府中納言入道、予、藤宰相已下人々、立替々々蹴之、中納言入道曲足神妙驚目、凡今日之儀無比類之興也、事畢退入、見物之人々群集之間、東北等結埒、

延德三年四月廿日、此日有三時鞠會、〇中略　午剋許改衣裳、（三時共改衣裳、葛袴、直垂、上朝鞠之時予筋直垂、晝之時香之片身替、晩景又筋梅強染、）（丸組烏帽子懸（紫色）今日始而懸之、）　罷向、

七夕鞠

〔紳書十〕飛鳥井家七夕の鞠を、梶の枝につけらるゝ、極秘也、かゝりへみづから持出て、水干の袖をおほひてとかるゝよし也、

〔故實拾要八〕蹴鞠
是飛鳥井家難波家鞠道ノ家也、七月七日於此兩家鞠會アリ、門弟裝束等以下兩家ヨリ免之也、
〔光臺一覽一〕七月七日、七夕五節之一つにて、總禮日也、今日蹴鞠の御會、古より難波飛鳥井兩家の役として、面々の私館におゐて被勤之、
〔都林泉名勝圖會一〕蹴鞠の御遊は、○中略今は七夕の日恒例として、飛鳥井難波の兩家に於て蹴鞠あり、此日は褪の御鞠とて、堂上家參入、又地下の門人も參る、書院の椽側には、種々の色ある鞠を飾らせ、鞠庭(かゝり)には、四本の松蒼々として、許色の水干紫裾濃の袴を著し、兩々三々の高低に身をそばめ、沓の音斜陽の影に響て、都の壯觀なり、
夫木
鞠の庭に櫻柳を移し植て春は錦に立やまじらむ　爲家
〔都林泉名勝圖會一〕七夕蹴鞠
飛鳥井家に倣ひて、けふなん此わざを催す人々あり、是が中に、高足とかいふものは、官家にはなきこと也といへど、これも又折にあひたりとおぼえてたはぶれに口號ける、
久方の天津空まで揚まりもあひあふ星やけふはうくらん　閑田子蒿蹊
〔宗建卿記〕享保十六年七月七日、七夕蹴鞠於予亭、愚息宗重丸出座、依爲童體、殿上人之上著座之事、頭日申殿下勸物多給、朱略之　十九年七月七日、五日源内侍局被卒、參殿之節、今日蹴鞠如恒例催之可無子細哉、源内侍之事、既先日遇天氣了者、聊可有遠慮歟之旨申入處、家業之儀、殊恒例會、旁以不可有傍難、於停止者、却而人々可難歟、而於無用之儀者、聊可略之可然歟之旨、殿下寄々依被命、於雜人見物者停之可然由、頃日申達左衞門督飛鳥井了、於蹴鞠之上被省略之儀、如何旨聊申達、猶有省略、人々可難乎、
〔諸家家業記〕蹴鞠井冠掛緒之事○中略

水無瀨家にては家傳有之候而、兩家〇飛鳥井、難波、之門人に不相成、水無瀨御社江奉納之蹴鞠、彼家に而興行之事有之、是は全く水無瀨切之事に候、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕享保十五年二月十五日、應がりの折から、淺草寺傳法院に休らはせ玉ひしとき、あらかじめ御沙汰ありて、住僧をはじめ、其頃世に聞えあるものどもめしあつめて、鞠のあそびを御覽せられしとぞ、

〔蹴鞠奉納記〕一當九月〇寬政元年四日、正遷宮〇春日神社相濟候ニ付、目出度奉納之蹴鞠、宮外廣場ニ而催度、兼而存候故、場所ハ北御門口橋之外西の邊り宜敷ニ付、先神宮之上許容有之哉否、幸福出雲を以、內々相尋申候處、承知之趣ニ候故、廿四日御役所之上は、春木隼人を以、御奉行所江御勝手ニ而直ニ窺被申候處、子細も無之御趣、併此方ゟ又々御沙汰可被成之御趣ニ而、翌廿五日御取次馬淵周藏殿ゟ隼人方江手紙到來、昨日被伺候奉納蹴鞠之儀、兵庫頭被相調候處、一通り表向可被申聞由被申越候ニ付、則其趣蹴鞠人數江披露致し、廿六日會合江御上書名代を以差出し候事、

小原紙ニ而

申上口上

御遷宮無滯相濟申候ニ付、來ル廿九日、北御門口於豐川之外、奉納之蹴鞠相勤申度奉存候、仍而此段御窺申上候、已上、

酉九月　　　　　飛鳥井家難波家蹴鞠目代橋村主水　同御門弟中

三方御會合御衆中〇中略

一今日〇九日二十出席之人數　紫袴　佐八四神主〇從三位定綱　摺薄　橋村主水〇正四位下□□　紫袴　靑木隼人〇從四位上房光　紫下濃　久保倉右近〇橋村稱號ヲ以補擬禰宜正六位上盛晋　紫下濃　幸福出雲〇檜垣氏一代從四位上貫光、幸福、　同　龍淡路〇村山氏一代龍、從四位上末韶、　同　山田大路數馬〇實前大宮司長矩嫡男、從五位上矩守、　同　西村淸記〇別宮內人、正六位上、病身ニ依て鞠は不勤候、

初　主水　四神主　隼人　入鞠　出雲　二　四神主　右近　淡路　數馬　六境〈[illegible]〉

〈入、役ニ勤ㇾ之、〉　置鞠　隼人　淡路　數馬　右近　主水　四神主

串中剣鞠終ル

〔蹴鞠九十九箇條〕一神祇の鞠事

上鞠のあし踏出す五足、あとへ六足、扨まり構にして掌を合、觀念をなして一丈五尺に鞠長をけ上て、末落間に我木の本へうしろざまにはやく歸り、扨便宜の人鞠を取人にけわたすなり、神前へ向て足を不ㇾ上、いさゝかふみ他人ける也、上まりの人兩膝を付也、三曲の外さのみくるひ鞠などはけべからず、請聲なし、又社のかゝりなりとも、法樂ならずば請聲とあり、上鞠も不定、猶口傳有ㇾ之、

一私宅にて神祇の鞠をける事、塀中門にしめをはる、のきに棚を二重まうけてしめを引、上の棚より五色の幣帛を立、供具を備、下の棚には鞠を置て、扨ける人數は三日以前より精進をすべし、まりあしの人、塀中門をいるときに、祓の役人有ㇾ之、一尺二寸の幣にて祓也、蹴ての人數は塀中門を入時に此歌を唱也、

ちはやぶる神のいかきて我なれや出入いきは外宮内宮、夫より圓座に著す、人數悉如ㇾ斯有ㇾ之、上座より次第に棚に有幣を取一度拜禮、扨此歌を唱、般若經吾ガ心ニ、成業ヲ何神カ餘所ニ見ルベキ、二遍よみて二度拜して圓座へ歸るがやうは、右の注するごとく也、蹴鞠みちて圓座に歸り、また神をくわんぢやう申棚に向て幣を取、如ㇾ前に拜して著座して退出す、

一佛前のまりの事

上鞠兩袂をつきてまりを取、左の手をいさゝかそへて、諸手にて持、後へ三分しりぞき、扨鞠かまへに左足をなをし、無念無相にして、諸手にて落かけて、三足け上て、落ぬさきに、後ざまに本の立

とへかへりて、鞠落ば八人ながら袖をかき合て、ちと禮あるべし、其後たれなりとも、深足の人鞠をとり、常の上鞠ありてをの〳〵けべし、

〔蹴鞠九十九箇條〕一勝負の鞠の事

上鞠五度とも十度とも著、契約して數を付る也、二八の人數たらば二度、三八の人數たらば三度に分べし、闕にても分べし、又其中にけてある人々を、或は左右、或は初中後、或は一二三に分て定る事もあり、紙を横に折て勝負數まりの事とかきて、また地と引さげて、一共左は初て、扨あげまり十度共、十五度共、如契約に最初の上まりより付もて行て、其期に終、上鞠のとき、此度に及と人數のまゝやうに書て付る也、まり終て日記の以上をかぞへ合て、過三たるを勝とする也、此鞠には出に落たるをけず、軒木などにかゝりたるをばける人きと兼て人數の中に申定ては可蹴也、出に落たるまりの事は、いさゝかもけべからず、但出に落たるをけかへすやうあり、かくければ數にも入也、落と同し、ありとこひて、則あがれば數々す、すくひあしくば上鞠になるべし、出に落す事堅制之ざる故、此歸りけはこの最上也、尤細々可有興行事也、みずに當まりのときはけべし、貴人御きあるともくるしからず、

〔明月記〕承元二年三月廿九日、今日有勝負御鞠云々、

〔親長卿記〕文明十五年四月十九日、有鞠數勝負也、

左方次第不同　庄筑後守　下内宰相房　藏六　孫三郎　與三　源次郎　六郎五郎

右方　予　南昌　藤右衛門　小次郎　左衛門五郎　彌四郎　又四郎　彌六　左五度、上鞠之内悉皆數百八十餘足、　右五度、上鞠之内悉皆數三百十餘足、　本藏主書付之、　廿日、昨日鞠負事任之、次有鞠、

〔蹴鞠九十九箇條〕一根本の鞠の足の次第事

賀茂成平、其弟子成通卿、其弟子顯輔、その弟子宗長、雅長、此人也、宗長は兄也、飛鳥井の雅經は弟也、自是難波流、飛鳥井流と道を立られけり、顯輔までは賀茂流なり、御子左の流、是も後鳥羽院の御鞠をあつかり給ふゆへに、賀茂流と同意也、

〔諸家家業記〕蹴鞠井冠掛緒之事

飛鳥井　難波

飛鳥井、難波は兄弟同宗之家にて、元來飛鳥井は難波之別流に候、蹴鞠之事、難波刑部卿頼輔卿と申人より、其孫刑部卿宗長卿參議雅經卿と申兩人江相傳有之、宗長卿は難波家を相續し、雅經卿は則飛鳥井家之元祖にて、是より飛鳥井家起り候、右宗長雅經兩卿より、兩家共代々相承家業と相成、勿論兩家より御師範にも被參候事に候、然處中古難波家斷絶、蹴鞠之沙汰も無之候處、慶長年中に至、飛鳥井家ゟ難波家を相續有之、夫ゟ少し振合替候事も有之由ながら、再び兩家共蹴鞠之事支配有之事に相成候、飛鳥井家はもとより雅經卿ゟ巳來譜代相承有之候、冷泉家元は御子左と稱し候、元祖爲家卿雅經卿ゟ蹴鞠を被傳、其後暫之間、御子左冷泉兩家並立候頃、御子左家にては、冷泉家にて蹴鞠被取扱候事被差留候事に相成、俗諺に難波歌よまれず、冷泉蹴鞠ならずと申唱へ候事など有之候由、飛鳥井家は歌鞠兩樣共家業と被致候得共、難波家にては歌道に預り候事不相成、冷泉家は蹴鞠家傳有ながら、取扱候事を被止候儀にて、兩家共不本意なる姿に相成候事、各其子細有之事に候、此外上賀茂之社司松下と申も、舊家にて、蹴鞠相傳いたし、古は度々禁裏江被召候事有之候所、是又被停止、兎角蹴鞠之事は、飛鳥井難波兩家に限り候事に相成候、但水無瀬家にては家傳有之候て、兩家之門人に不相成、水無瀬御社江奉納之蹴鞠、彼家にて興行之事有之、是は全く水無瀬切之事に候、朝儀に不預、別段之筋に而濟來候由、

〔蹴鞠書〕賀茂神主幸平鞠道弟子取事有聞敷由可申付旨、院御氣色候也、仍執達如件、

承元二年五月三日

後白河院、後鳥羽院、如院宣、賀茂神主鞠道不取弟子由候、爲後代依天氣言上如件、

左近衛中將親奉

謹上　飛鳥井〇此下缺

永和四年十月廿日

謹上新三位殿

〔隣女和歌集雜四〕蹴鞠の道は賀茂成平が流なる事を思ひて

たえ行は神もあはれとみたらしやさめの外なる流ならねば

〇按ズルニ、本書ハ前參議雅有卿ノ文永九年ヨリ建治三年ニ至ル歌集ナリ、

〔松屋筆記七十五〕蹴鞠文書

古文書集に、蹴鞠の事の古文書八通を載たり、

其一

鞠道之事雖爲勿論之儀、於田舍茂松下弟子取事、一圓有間敷儀候、若背此儀者、曲事可爲候間、可被申候、仍狀如件、

嘉慶二年二月六日　御判

飛鳥井中將殿

其二

袖御判

鞠道雖爲三家、後白河院以來、御代々御師範之儀、別而規摸候、然者從先祖代々門弟之事候間、道次申候、雖爲一家之者門弟取事不可有之儀候、又加茂人松下露拂之時、其外飛鳥井家縮ニ出候時、曲足蹴候事、一切不可有之儀候、於田舍者、楚忽之輩ニ沓葛袴免之由曲事ニ候、今度於下向者、急度可

申付候、仍狀如件、

寶徳四年二月廿五日

右從慈照院殿榮雅ニ被下

其三

鞠道代々門弟候間申候、賀茂人松下爲露拂役人弟子取事一切不可有之候、飛鳥井家ニ勅書、當家先祖代々證文數通有之上者、縱松下少々書物等有之、可爲反古者也、仍狀如件、

十一月廿二日　義澄御判

飛鳥井宰相殿

其四

舊領にても、闕所にても、前注申可進之候、門弟之條於心中諸事不可有疎略候也、謹言、

十一月四日　義澄御判

飛鳥井宰相殿

其五

鞠道門弟候間申候、雅綱弟子勢州中納言〇北畠於關東弟子取付而香葛袴被剝、隣國被拂候由ニ候、又雅親西國下向之時、松下弟子一人有之由ニ候而、香袴被剝成敗之由ニ候、御代々綸旨院宣奉書幷室町殿文書等披見之候、今度尾州ニ松下弟子有之付而、法度候由被理候條、其者成敗申付候者也、

八月五日　信長

飛鳥井大納言殿

〔蹴鞠書〕後伏見院勅書之寫

後鳥羽院の御時、賀茂のまつのした弟子をとりしよし申かすめ候へども、露はらひのやくとして、さやうのことあるまじきよし、あすか井家へ仰いだされ候、かやうのれいなき事、後代のためにて候まゝ、なをよく申付られ候、此よしよく心得候て申せとて申候、

あすか井民部卿どのへ

後奈良院勅書寫

在國の事申され候、ゆだんなくやがて上洛可然おぼしめし候、衆又つゐでながら仰られ候、鞠道之儀、代々師範として他にことなることにて候に、一家のものとてそつじなる輩門弟を取候事、有まじき事にて候まゝ、聊爾なきやうにかたく申付られ候、今川北條などにも自然此よし物語候、彌歌鞠兩道再興のことを簡要とおぼしめし候、此よし能々申せとて申候、

左衞門督どのへ

〔蹴鞠書〕御方御所樣〈〇足利義尚〉蹴鞠始事、爲御師範可令參勤給之由所被仰下也、仍執達如件、

文明十二年三月十四日　　左衞門督〈在判〉

飛鳥井大納言入道殿

〔親長卿記〕文明十二年四月廿三日、入夜中嶋藤衞門來、蹴鞠事爲門流可致沙汰之由命之、此間連々所望、雖爲斟酌、領狀今日粗演說畢、於縮開者追可書遣之由仰了、　廿四日、先朝間中嶋藤衞門來、就蹴鞠之儀出請文、予注遣縮開了、有鞠予不出、　五月十七日、於靈穴有鞠、內海又三郎貞範蹴鞠習度之由、懇望之間仰聞了、仰縮開事、　廿日、村上橘六宗保、梶浦又四郎忠長等、蹴鞠事可爲門弟之由、連連懇望之上、此間相並蹴鞠之時、縮開不存知之間領狀了、今日各來仰含了、　廿三日、內海又四郎貞繼來、蹴鞠事懇望仰聞了、教訓縮開事了、

〔宣胤卿記〕文明十三年三月十一日乙酉、今日親王御方蹴鞠御相傳、雅康卿參云々、

〔蹴鞠書〕右一卷者、赤松兵部少輔殿、多年兩道之御執心異于他、殊更道之奧義御懇望之事有之、爰數年參會中絕之間、依拜請所望假當國留進發、且者可謂千載一遇者歟、所詮此時爲奉授業、爲隨分之秘記、不殘心底、染紫毫訖、相構末代不可及聊爾之御沙汰候也、

延德二年菊月五日　　　　桑門宋世

〔親長卿記〕延德三年三月五日、今日召具阿佳賀丸、詣二樂節、可成門弟之由申約了、卽足結襪巳下讓之、於懸有鞠、予二樂□□二樂阿佳賀丸也、次有二獻、次給八境圖了、

〔言繼卿記〕天文廿一年四月八日庚申、玉泉院權僧正來儀、盃壹被興之、祝著了、令同道飛鳥井へ罷向、前亞相見參、先鞠道之事被申授、八境圖以下一卷被渡之、次盃ニ酒□□吸物等有之、次令同道歸宅了、

〔時慶卿記〕天正十九年四月十三日、下間侍從來儀候、理廣院蹴鞠執心ノ事ニ付而大納言へ紅道服萌黃袴懇望、北方ヨリ文アリ、侍從ニ酒ヲ進候、　十四日、舟橋大納言來儀候、門前へ出候、理廣院へ免狀被認候、

〔慶長日記〕慶長十三年七月、飛鳥井と松下公事有、頃年松下鞠の免を出シける事不謂由、飛鳥井存分也、殊ニ飛鳥井家の外鞠の免シ不可出由、信長秀吉御書付有、依之駿府へ被言上聞、飛鳥井理運勿論也、

〔御當家令條〕三一蹴鞠道之事、加茂松下取養無例之由、同族家人蹴曲足事無之、色爲袴以無紋有紋韋革無紋紫革閉袴事、同沓江上香上紫上金紗不可着之旨、勅書代々證判明鏡也、

右之趣近年相背儀曲事候、向後弟子取蹴曲足背法度、急度可申付狀如件、

慶長十三年戊申八月六日　　　　家康御判

飛鳥井宰相殿

〔有德院殿御實紀附錄十七〕蹴鞠のあそびは、御みづからも紀書にてせさせ玉ひ、飛鳥井家の秘傳を得させ玉ひしが、御位につかせ玉ひし後は、絕てなし玉はず、されど飛鳥井家の秘書あまたごひうけ玉ひ、今も御文庫に現存せり、飛鳥井難波の兩家參向あるときは、いつもそのわざを御覽じ玉ふ、

〔吾妻鏡十九〕承元三年三月廿一日甲寅、大夫屬入道、〇三善善信持參鞠於御所、〇源實朝自京都到來之由申之、又去二日、大柳殿、御鞠記一紙、進覽之、

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年十一月十六日己未、難波少輔香狩衣、持參一卷書、鞠秘書於左親衛御方、依有御所望也、

〔内外三時抄序〕予〇藤原雅有はじめて五歲にて、早く此道にたづさはり、七歲にして天骨の名をかりて、柳營の觀音に拖し、十二にしてしらく箕笈の業をうけて、茨岫の勤喚に應ず、自余このかた猶數ケ年、廿五歲の冬にいたるまで、もはら嚴君〇定敎に事こと晨昏にをこたらず、枕を屈ぎ席をあたゝむる事、こゝろざしかの純孝におよばずといへども、造次顚沛にあひしたがひて、其勤勞をわすれずといふ事なく、しづかに學窓にむかふ時は、ひとりこの藝をさぐりとぶらひ、廣く宴筵にまじはる日は、人と此道を談ずることをきく、日夜に嚴旨をうけ、旦暮に敎訓をかうぶる、其詞ふかく神に約してわすれざれば、其說猶筆を執ても未記、しかるに年々に子孫に哭して、日々に心肝をなやます、たゞ綿々たる悲涕の不休のみにあらず、また恨らくは代々の秘傳のまさに絕なむとすることを、こゝに一子を養育して吾道を付屬せむとするに、彼猶幼稚にして我巳に老たり、仍書記の外に一期にうくる所の口傳を記して、三十卷の秘書をつくる、名て内外三時抄といふ、〇下略

〔看聞日記〕永享七年六月六日、蹴鞠文書一合内裏進上、是累代記錄等也、鞠口傳抄物可有叡覽之由

名人

被仰下之間一合進之、此内口傳秘抄數也寫置畢、仍正本は一向ニ進置者也、如此累代之記録等始終禁裏可進之間且先進畢、

〔親長卿記〕文明十九年正月廿九日、依召參内、蹴鞠譜、〈[illegible]抄〉去年予書進上、可有御校合云々、爲秘抄之間、他人校合不叶云々、

〔言繼卿記〕天文三年閏正月八日乙亥、當番之間、八過時分々參内、梶井宮御參、暮候迄御雜談了、梶原本貞治鞠之記於燈下書寫之、本内侍所にて梶原女中へ返了、　十四年十月九日己亥、甘露寺予所持之蹴鞠抄一覽度之由被申候間、持罷向候て一盞有之、

〔二中歷十三一能〕鞠足

忠良〈親王〉　實資〈小野宮右大臣〉　宣方〈中將兼信子〉　尹中納言春遠〈九條住人齊實〉　平智　高賴〈國雅兼朝家 字宮冠者〉　俊忠〈藤字青木主 俊ニ此處ニ任ニ紀伊守〉　成平〈加茂神主〉

〔古今著聞集十一蹴鞠〕治承三年三月五日、御方たがへのために院御所七條殿に行幸有て、次日御壺にて御まり有けり、〈○中略〉備後駿河などいふ法師鞠足もめされたりけるとかや、めづらしかりける事なりけり、

〔蹴鞠九十九箇條〕一根本の鞠の足の次第事

成通卿始て成平に鞠相傳有とき、尋被申ける樣は、成平はいかほど稽古ありて、かやうには上手と成給ひしぞとありければ、成平こたへて云、されば常の稽古の事は不及申、日をかゝさず百日稽古申て上候之由、物語りありしかば、成通卿、我は一千日稽古有べきとて、三年日をかゝさず稽古ありて、天下無雙の鞠足と成給ふ也、或時に大内の御鞠ありしに、成通遲出仕有之、主上御氣色あしかりけり、鞠はじまりて出仕有ければ、其儘かゝりの木へ立たまふ時に、いかなることぞや、まりきれて七足のべたまひ、他へ入鞠をけかへし、己が身後へ飛、まり懸へまりを蹴入ぬるが、ゝる奇特なる事ぞと、主上もおぼしめして、御氣色よくなをらせ給ひて、是をばとんばうがへりと

名付給ひ畢、關白をはじめ奉りて、かやうの名足は、末代のためしにとて、名書留てをかれ侍と云云、種々の不思議ども有之、鞠の明神となり給ふもの也、

〔成通卿口傳日記〕我鞠をこのみて後、懸の下に立事七千日、其うちに、日をかゝずとをす事二千日也、さきの千日にまんずる日、時の鞠の上手をあつめて、殊に引つくろひて、鞠をあぐ、その〳〵執する事にて、かず三百餘あげておちぬ、さきにみづから鞠をとる棚を二まうけて、一の棚にはまりをおく、一の棚にはやう〳〵の供祭をいろ〳〵かまへて、ごへい一はさみたてたり、その幣をとりて鞠を拜す、鞠足皆座につく、餐をすへて勸盃あり、三獻の後、身の能おの〳〵たてまつる、五獻にことはてゝ、祿をたまふ、よろしき人には檀紙薄様、侍の輩には裝束をたまふ、こと終ておのおの出ぬ、夜に入て、此事日記せんとて、燈臺をちかくよせて墨をするとき、棚におきつる鞠、我まへにころびくるさまをあやしくやうありと思ふに、顔は人にて、手足身猿にて、三四歳ばかりの兒三人、手づからかいて、鞠のくゝりめをいだきてあり、あさましと思ひながら、なに者ぞとあらくとへば、御鞠の精なりとことふ、むかしより是ほどに御鞠このませ給人おはしまさず、千日の御はてに、さま〳〵の物給りて悦申さむとおもふ、又身の有様をも、御鞠の事をも能々申さむれうにまいりたるなり、おの〳〵が名をしろしめすべし、これを御覽せよとて、眉にかゝりたる髪を押あぐ、一人が額には春楊花と云文字あり、一人が額には夏安林といふ文字あり、一人が額には秋園と云文字あり、文字の色金色なり、かゝる銘文を見るに、いよ〳〵あさましとおぼゆ、さりながら、われ又鞠の精にとふ、鞠は常になし、其時住する所の有哉、答て云、御鞠のときはか様に御まりにつきて候、御鞠候はぬ時は、柳しげき林、きよき所々の木にすみ候也、御まりこのませおはします世には、國さかへ、好人司なり、福あり、壽ながく病なし、後世までよく候也、我又問、國さかへつかさなり、命ながく病せず、福あらん事はさもや、後世までこそあまりなれといふをきゝて、鞠

の精申て云、誠にさもおぼしぬべき事なれ共、人の身には、一日のうちにいくらともなき思みな是非なり、鞠をこのませ給人は、昔庭にたゝせ給より後は、鞠の事より外におぼしめす事なければ、自然に後世迄の緣となり、功德すゝみ候へば、かならずこのませ給ふべき事也、御鞠の時は、各が名をめさば木づたひまいりて、宮仕はつかまつり候也、但庭鞠の御好あるべからず、木はこれたる宮仕はかなはぬ事也、今より後はさる物ありと御心にかけておはしまさば、御まぼりとなりまいらせて、御鞠をもいよ〳〵よくなしまいらせんと云程に、その形みえずなりぬ、淺ましとおもひながら、是をあんずるに、やくわと云、ありといひ、おうといふ鞠の精が額のもん、故ありけり、巳にかゝるさとりをえたり、今も昔も、我ほどの鞠足あらじとおぼゆ、これよりのち出こん事もしりがたし、歌をよまむ所に、人丸の影をもてなす、鞠をこのまむ人は、末代といふとも、我事をおろそかにいふまじきなり、

〔古今著聞集 十一 蹴鞠〕侍従大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、○中略 或時侍の大盤の上に沓をはきながらのぼりて、小鞠をけられけるに、大盤のうへに、沓のあたるおとを人にきかせざりけり、鞠の音ばかり聞へける、大盤のうへに只沓を履んすら音はすべし、ましてまりを鞠て、その音をきかせぬ事ふしぎの事也、さて又侍七八人をならべ居させて、端に居たるより、次第に肩を踏て、沓をはきながらにまりをけられけり、其中に法師一人有けるをば、かたよりやがて頭をふみてとはられけり、かくする事一兩度、をはりてまりをとりて、いかゞ覺ゆるととはれければ、肩に御沓のあたり候とは覺へ候はず、鷹を手にすへたる程にぞ覺へ候つると各々申けり、法師は又平笠を著たる程の心ちにて候つるぞと申ける、又父卿にぐして清水寺に籠られたりける時、舞臺の高欄を、沓はきながら渡りつゝ、鞠をけんと思ふこゝろ付て、則西より東へ蹴てわたりけり、又立歸、西へかへられければ、見るもの目をおどろかし、色を失けり、民部卿聞給て、る

る事する物やはあるとて、難もはてさせで追出して、一月計はよせられざりけるとぞ、又熊野へ詣て、うしろ舞の後、うしろ鞠をけられけるに、西より百度、東より百度、二反に二百反をあげておとさゞりけり、鞠をふしおがみて、其夜西御前に候はれける夢に、別當常住みな見知たる者共、此まりを興じてほめあひたるが、別當いかでかくばかりの事に纏頭まいらせざらんとて、なぎの葉を一枚奉けり、夢さめて見るに、まさしくなぎの葉手に有けり、まもりに籠てぞもたれたりける、又父卿の坊門の懸の下に、すだれかけぬ車のありけるを、片懸にして、鞠の多く有けるに、車の許にて、たび／＼かず有鞠をおとしけるに、大納言、我にをきてはおとるべからずとて、たちかへてまたれけるに、とびのをのかたへ鞠落けり、まはらば一定落ぬべかりければ、轅の方よりくゞりこえざまに、まりをたび／＼出されけり、猶ながえのかたへもや落らんと覺しかば、とびの尾のかたよりも走くゞりて越て庭へ出されけり、人々おどろきのゝしりあふ事かぎりなかりけり、民部卿見證せられて、是程の事なれば、ともかくも云べき事あらずとぞいはれける、鞠はてゝの後、車かゝりならべてありなんやとすゝめられければ、車宿のくるま三輛引出して、をくすみに、ながえの方を一方になしてたてたるを、三輛を次第にくゞり越られたりけり、大に感じて纏頭有けり、すべてさま／＼ふしぎにありがたき事のみ有ける中に、まりをたかく蹴あぐる事、なべての人には三かさまさりたりけり、或日、まりをたかくあげられたりけるに、辻風の物を吹あぐるやうに、蔦鳥付たりとのゝしる程に、空に上りて、雲の中に入て見へずしてとゞまりにけり、不思議也けること也、此事虚言なきよし、誓狀に書れたるとぞ、これも彼口傳に載たり、父大納言、そのかみ佛師を召て、佛を造らせてゐられたりける時、ばしの御簾をあげて格子のもとをよせかけられたりけるに、成通卿いまだ若かりけるに、庭にて鞠をあげられけるが、まり格子と簾との中に入けるに、つゞきて飛入られけるが、父の前無骨なりければ、まりを足にのせて、その板敷

をふますして、山がらのもどりうつやうに飛かへられたりける、凡夫のまわざにあらざりけり、我一期に此とんばうがへり一度なりとぞ自稱せられける、

〔内外三時抄〕内外三時抄目錄幷序

　　　　　　　　　　　　　諫議大夫開國縣公藤原朝臣雅有撰

夫蹴鞠者三國翫好の藝、萬機安寧の術なり、是に依て聖帝明王もこれをすてず、忠臣賢士もみな用う、この故と禁中洞裏よりはじめて、宸遊代々すたれず、下民閭、洛外にいたるまで、與宴家々にさかりなり、こゝに拾遺亞相〈成通○藤原〉といふ人あり、この道に獨歩し、此藝に尊長たり、このありわざ古今にこえ、其德神明に通せり、ふかく未萌をてらして、我路のつぐべからざる事をかゞみ、とをく未決を察て、他家のつたふべきことを存す、しかるに高祖父刑部尙書〈○藤原賴輔故〉幸に此藝に達して、ついで其譽をあらはす、亞相これを感て譜第の跡とし、これを推して聖皇の師とす、夫よりこのかた、當家相續してほと〳〵國師たり、

〔古今著聞集十一蹴鞠〕後鳥羽院は御鞠無雙の御事也けり、承元二年四月七日、この道の長者と號し奉るべき由、按察使泰通卿、前陸奥守宗長朝臣、右中將雅經朝臣署して表を奉りけり、

〔承元御鞠記〕臣泰通等言、盡忠之道、忘犬馬之情、抽節之誠、何異葵藿之義、人臣無貳、蓋以如斯、臣泰通等、誠歡誠喜、頓首頓首、死罪死罪、伏惟太上天皇陛下、應一千之嘉期、登九五之尊位、明齊三象、天下爲之靜謐、化周八埏、海内因茲又安、遂乃三十六宮之月前、瑩謙光而遊玄圃、三十六洞之花下、富仙齡而樂瑤砌、德惠之致近古也、庶政任其器鞠、藝業之在長葉也、群官仰其聖哲、凡厭叡聰誰不歡呼、夫蹴鞠者、萬春之初興、千年之永戲也、暖日遲々之晚、倚龍鱗之柳而定前後、和風漫々之時、蔭鷄冠之木而爭雌雄、訪之異域、則起於黃帝、盛于漢皇、尋之本朝、忽起於延喜、盛于天曆、誠是聖代始之、明時好之者也、我君忝催此遊、已長其藝、臣等謬傳家塵、久侍鞠場、伏拜日新、可謂天生、若不上權稱於當時、恐難忘勝事於後代、宜奉號此道之長者、以令著其藝之獨勝、漢世宗之好圍碁也、仙客降兮娛戲焉、唐太宗之工隸書、

也、群臣賀兮拜舞矣、稱美之餘、不レ避二至尊一、以レ昔思レ今、彼猶瑣焉、不レ堪二欣躍一、拜表以聞、臣泰通等誠歡誠喜、頓首、死罪死罪、謹言、

承元二年四月七日　正二位行陸奥出羽按察使臣藤原朝臣泰通

前陸奥守從四位上臣藤原朝臣宗長

從四位下行左近衞權少將加賀權介臣藤原朝臣雅經

〔梅庵古筆傳〕爲家卿

定家卿息、號二中院一、〇中略歌學之外通二文字一、蹴鞠絶倫、帝賜二手書一曰、蹴鞠無雙逸足、成通之後又見レ汝、宜レ爲二家學一傳二子孫一云々、

〔享德二年晴之御鞠記〕そも〳〵此みちをば、かみ一人より下万民にいたるまで、あまねくもてあそばずといふことなし、世あがりてのことは、その法式などもいまださだまらねば、いかゞ有けん、中ごろ後白河院よりぞ、主上などのたゝせ給へることには成ぬる、此時侍從大納言成通ときこえし人、この道の奥義をきはめて、神變不思議のことなどもありき、そののち刑部卿頼輔卿成道に此道をつたへて、安元の御賀のあげまりなどもつとめ侍り、頼輔の孫宗長雅經とておはしけり、難波飛鳥井の兩流のはじめにて、いづれもをとらぬ上足なり、上には後鳥羽院世にすぐれたる達者にてまし〳〵けり、されば承元二年の四月に、上皇を長者と申奉るべしとて、成道卿の子に泰通と申ける人、宗長雅經など連署の賀表をたてまつりき、やがて大炊御門前太政大臣頼實公の第にて、竟宴のことありて、上八人、中八人、下八人などいふことをも定られ、又たぐつの色色、くみのかぶりかけなども、この御時よりぞ其法は出きにける、〇中略宗長はこのかみなるによりて、あげまりなどをばつねにつとめ侍れ共、雅經卿は猶堪能の達者にて有けるにや、かへり足などいふ事も、此卿にをよぶ人なかりしよし、順德院はあそばしをかれ侍り、此院の御事よ、羯鼓

拍子といふ物にて、御鞠けさせ給ひなどして、すぐれたる御あしにておはしましける、その後は後嵯峨院、後深草院、龜山院など、此道の中興にてまし〳〵ける、其頃中院大納言爲家卿と申侍し人、堪能につきて、あげまりなど承りけるとぞ、出家ののち、龜山殿の御まりに七十七にてめしたてられ、父子ともにむもんのふすべがはのしたぐつなどゆるされ侍りて、世にためしなきことに申つたへ侍り、この人のぞう、近き世までもあひつぎ侍しに、今は御子左の家あとなく成ぬるこそ、ふしぎにおぼえ侍れ、難波の跡もなきがごとくに成ぬれば、雅經卿の一流のみ、いやましにさかえ侍る、いと有がたき事にこそ、又攝籙の家にも、大織冠の御事は中々申に及ばず、後二條殿〇藤原師通知足院殿〇藤原忠實など、すぐれたる上足にてまし〳〵ける、そのすゑ〳〵には岡屋殿〇藤原兼經普光園殿、〇藤原良實照念院殿〇藤原兼平など世にみなしり侍り、あるひはけんそうの座よりめしたてられて、むらさきがはの御したぐつを當座に賜はりつる例なども侍るにや、

〔閑窓自語 二〕桃園院御鞠事

桃園院の御まりは、ことにすぐれておはしましける、時のまりあし皆及ばず、後鳥羽院此かたと人いへり、後に考るに、後伏見院も御上手にてあり、其後は御堪能の沙汰を聞ず、十五六才の御あいだ、御うちまりには御あひてにまゐりて、御ふるまひを見たてまつりしに、くわしきことはしらざれども、難波宗建卿宗城卿飛鳥井雅香卿雅重卿などのごときさわがしきものにはあらず、御まりの樣子、ゆるやかに、御あしなどのひきごと、その後もたへてみる事なし、〇中略

　彈正尹直仁親王蹴鞠堪能事

閑院故彈正尹直仁親王〇東山院皇子は、まりの上手にて、ききへこけ行まりをもすくひかへしあげられけると、故殿〇藤原紀光父光綱仰られし、

同親王蹴鞠事

同じ頃、源三位廣仲卿もよきまりあしなりけり、難波前大納言宗建卿とたち合てけるに、廣仲卿ふたつばかりあぐるうちに、大かた宗建卿に取れぬ、やすからず思ひて、直仁親王家に參りて、宗建卿を上手のやうにいへども、人のまりをとる、いかでか法にはべらんと申ければ、親王答へられけるは、人にまりをあたへぬうちに、人にとらるゝは、大かたまりの身に遠き故なり、とられまじとおもはゞ、身にちかくけるべきよし申されければ、ことふるにことばなかりしとぞ、櫛笥前大納言隆重卿のかたられし也、

〔槐記〕享保九年六月廿四日、或時參候、凡一藝ニ長ズルモノ、其奥ヲ極ムレバ、他ニモ自ヲ通用セズト云コトナシ、難波故中納言〇宗量ナド、蹴鞠ニ其極ヲキハメタルモノト可謂、紫宸殿ノ亂間ノケタ三ツアルヲ、人々ノ望次第ニ越サセテ見セタル人ナリ、若キ公家衆ノ集リテ鞠ニテ紫宸殿ノムチヲ越サスルニ、一人モ越サスルモノアラズ、コレヲ故中納言ニ申ス、中納言シバラク思案シテ、高サ十五間ノ處ナリ、イカサマニモ越ガタシ、併縁アラバ越サスベシト云、皆々所望シケレバ、コノ屋ノ棟ハ鱗形ナリヤト問テ、直上ニ高足ヲ蹴上テ、棟ノムカフノ方ヘ落セシニ、念ナク小御所ノ中庭ニ落タリ、ソノ目ノ付所各別ナリ、

〔本朝世事談綺三態藝〕神田沓

栗本光壽、〇中略此人近世の妙足なり、總じて此道を學ぶ人は、皆御家の門弟なれば、師とも弟子ともいはず、相談と云也、當世江戸にて蹴ぶの輩、三木可眞をはじめ、人皆此老人の相談に至らぬはなし、今光壽の蹴方を專とす、享保十七子冬享齡八十歳

〔續近世畸人傳五〕芥川貞佐

貞佐は備中笠岡丸山久右衛門といふ人の子にして幼名河吉とよぶ、爲人卓犖不羈にして奇才あり、幼より諸藝に心をよせ、甚穎敏なれども、必其奥秘を極んともせず、されどもかりにも吾師

鞠

とたのみたる人をば背崇し、一小冊に其敎の旨趣を委く筆記して、他日の遺忘に備へ、これを乞食嚢と題す、それが中の要を擧るに、(中略)飛鳥井家にまうでゝ、蹴鞠を學び、紫下濃を免るにおよぶ、(中略)播州明石の邊にさまよひ、あるひは傭人となり、又圓子菓など作り賣て、月日を送りけるに、其人がらいやしからねば、いくほどなく其所に親しみ出きて、ある別業の番人となりける、或夕つかた主客とも蹴鞠せしとき、鞠垣の外に落しに、貞佐は其ほとりを掃除して有ければ、あるじそれ〳〵といふ、こゝろえて垣の外にてまりを蹴て高足し、垣の中心に蹴入たる、其有さま甚うつくしければ、皆眼をおどろかし、姓名をとひけれどもあかさず、

〔新撰字鏡 本〕鞠(居六反、養也、告也、生也、稚也、盈也、窮也、万利、)

〔倭名類聚抄 四 鞍馬具〕鞠　考聲切韻云、鞠(音菊、字亦作毱、和名末利、)以韋囊盛毛而蹴之、孫愐云、今通謂之毬子、

〔箋注倭名類聚抄 二 鞍馬具〕慧琳音義引作以韋囊盛毛而蹋之、謂之蹴鞠、按、漢書藝文志注、鞠以韋爲之、實以物、蹵蹋之以爲戲也、枚乘傳注同、史記衞將軍驃騎列傳索隱亦云、鞠戲以皮爲之、中實以毛、蹵蹋爲戲也、依之此韋字不可無、慧琳音義所引恐誤脫也、說文、鞠、蹋鞠也、

〔倭訓栞 前編 二十九 末〕まり(中略)鞠をいふも圓きなり、事林廣記に、天下總呼圓と見えたり、

〔安齋隨筆 前編 四〕一鞠幷鞠カヽリノ字、韻會云、鞠居六切、說文ニ蹋鞠なり、徐按ニ、蹋鞠以韋爲圓囊、實以毛髮、蹵蹋爲戲云々、貞丈云、漢土の鞠は內に毛髮を入てフクラマシタル物也、此方の鞠は內に何も入れず空虛にしたる物也、和漢萬物名は同じく形も用も相似て、其製の異なる物はいくらもあり、一槪におもふべからず、

〔遊庭秘抄 中〕鞠勢分(付縫樣事)

口傳集云、春の初は大にくゝる也、次第々々に足なれんするまゝに、ちいさかるべしといへり、此比のまりはあまりちいさく見ゆ、洛中に河原院又あまへとて、此二ケ條ならでは鞠くゝりなし、

河原院のまりいかにもまさり、かた穴ふたつある鞠也、あまへのまりは、かた穴一つあり、ぬふやうは針目も又革も五みえ侍る様にぬふべし、或は七にもぬふ也、尤たうづの革の同色ならん革を、二分計にほそく切て、つよくのして、かた穴のかしらに穴をあけて、穴の中より革を引出して、革のさきを結ぶべしかた穴の左の方に穴二、右の方に穴二をあけて、穴より入て小穴より引出て、はこのかたを結て、かた穴の中まゝこのひたひのそばなりへさし入べし、兩方如此取革といふ五分計の革を、取革の座敷に入とをして、兩方のかはのはたに穴をあけて、一方をさし入侍れば、革かいさまになるを、續飯にてつけて、さきをそとはかしらに切也、取革付ぬ鞠は、いまに忌中のまりに取革を付侍ぬ也、可得其意、荒皮の多毛、毎に毛ふかく珍重也、夏毛もわろし、皮二枚にてあつきかたを取合てとうすき方を取合てと、二にくゝるべし、

〔了俊大草紙〕一燻鞠(フスベマリ)は花の盛なる比可用云々、鞠皮は春二毛(フタケ)の大女鹿(オホメカ)の皮を上品とする也、秋二毛も能きなり夏毛の中にも、皮の色白て爪にて押バ、尤わのよる皮を上品とする也、いかほども輕を可用云々、

〔家中竹馬記〕一鞠を人に遣時、一葉とも二葉とも書也、一足とも不可書、又蹴鞠興行などの時は、一足あそばされよなどゝ云也、此時は一葉とはいはず、又ふすべ鞠は陽也、春夏賞す、白き鞠は陰也、秋冬賞す、一葉つかはさむ時は、時節に相應尤たらんは、其興あるべし、枝に付る様など口傳あり、

〔松下十巻抄〕一鞠を一足二足とはいはぬなり、一ッ二ッと云が能候也、又ふみは一顆二顆と書べし、三顆まではよし、四になれば四つと書べし、去ながらことばには顆とも、又そくともいひたるは耳にたちてわろし、何となく一ッ二ッといふべし、

〔蹴鞠九十九箇條〕一ふすべ鞠の事

昔は日本に鞠大切也、さる故、春のふるき鞠を送るかたを打なをして、四月初のころふすべ出し

て、五月中旬まで用、又秋は紅葉の時分、冬は雪のあした、春は花のころ、賞翫して蹴也、但内々稽古の時之ふすべまりけるに、何時も不苦、此二段の折節時分はづれては、努々不可蹴、白鞠とふすべ鞠と、枝に二付は、花の比、夏は四月一日より五月中旬まで、秋は紅葉のころ、冬は雪の朝の鞠にふすべ鞠を下に付也、正月一日人の本へつかふ時は、朔の時は白鞠下に付る、五節の時は白鞠上に鞠賞翫也、あたらしき鞠をふすべたれども、他所へ送る時は、ふるき鞠の心得也、また白鞠を二付時も口傳在之、

〔醍醐雜事記〕保延六年庚申二月十六日、行清瀧會、〇中略諸僧捧物、自前齋院付綿鞠於櫻枝、被置左右請僧之料、

〔古今著聞集〕十一蹴鞠宇治左府〇藤原賴長法成寺に參籠せさせ給たりける時、片岡禰宜成房に仰て切立せられて、まりの爲に家平めされけり、執行某鞠二まいらせたりけるを、左府家平を召て、此まり二が善惡をえられけり、家平申けるは、一つはよく候、一つは二重鞠にて候と申けるを、左府中を見ずして、二重まりと申事ふしん也、其鞠をあぐべきなりと仰られければ、則件のまりを上るに、兩三度あがりて枝にあたりてさけぬ、これを見るに、ふるきまりの上に薄きかはをおほひたりけり、左府德大寺のおとゞ兩人の御前に、是を召よせて御らんずるに、實に二重也けり、おとゞ頻に感じ給けるとなん、

〔撰集抄〕八侍從大納言成通鞠之事

經信大納言、俊忠中納言とて、當世の功者歌鞠の長者なる人いまそかりしが、申され侍けるは、君の御前なんどへ鞠取出さんには、松、もしは柳の枝の、三にわかれたらん中の枝に、いたく引つめてつけつゝ、木の枝を上になして、第三のかゝりの本にあゆみよりて、右のひざをつきて、手をのべて置侍べきなり、〇中略とぞ申されける、此二人はまりのせひを見るまではいかゞ侍けん、末世

にはありがたきほどの人どもにていまそかりけり、されば侍從大納言にあひをとり給はずとこそ成通もほめ給ひけれ、

鳥羽院の御くらゐのはじめに、御まりあそびのありけるに、まりを御前に出されんずるありさまの事をば、侍從大納言なりみちの其人にあたりて、いまそかりけるに、いかなるさはりのはんべりけるにや、日のたけぬるまでまいり給はねば、帥大納言經信卿のはかりにて、松のえだにまりをつけて出されけるに、なりみちのきやうまいりあひたまひて、あしきとよ、御代のはじめの春のまりをば、柳のえだにこそとて、つけなをされはんべり、松はいつもみどりにして、春をこむる色は切に見えざんめり、やなぎははるのみどり、なに丶もまさりたるなればなり、そののちはるかに年へて、成通六十にかたぶきたまひて後、二條院の御代のはじめには、御まりあそびの時、俊成中納言の竹のえだにまりをつけて出されけり、侍從大納言つたへ聞給ひて、此人父のとしたヾ中納言にはまさりにけりとほめ給へり、さればか樣のことをばとひとふらはでは、いかにとしてかゐりはんべるべき、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年四月廿七日辛丑、有御鞠、人數如例、秉燭之程、左金吾、〇源賴家召寄小鞠、令揚數百廿給、

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年九月九日癸丑、今日難波少將宗敎朝臣、獻大鞠二、一燻、一白、幷韈一足各付松枝、納長櫃、於左親衞、〇藤原賴嗣是當時依令賞翫蹴鞠給也、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年四月九日甲午、申剋御所御鞠也、露拂已後、將軍家御布衣令立御下野前司泰綱、付燻鞠於雞冠木枝進之、行忠入道付之、但內々被解之、內藏權頭親家置之、

〔薩戒記〕永享五年八月廿二日、早旦、飛鳥井中納言雅世入來、被示自左大臣殿、賜鞠二足之旨、卽令參入悅申、不能見參、以伊勢加賀守申入退出、

〔親長卿記〕文明十二年九月十二日、今日右大將亭巡會鞠也、○中略各著座之後棟久縣主持鞠二足(持ニ左右手)來、飛鳥井前與予、更持來予前、予令氣色、飛鳥井見定鞠、(二足、鞠一足ツヽ取之、能見之、フスベ鞠)聊雖可然、予定之、棟久縣主取之置懸之中、白鞠置予後方座了、次各如例立懸本始行鞠、　十四年六月十七日、付枝鞠事傳受中納言入道(○飛鳥井雅親)了、可注、(○中略)

付枝鞠事(口傳云)

松多分也、櫻柳も勿論也、先二束三束是又例式也、一束又勿論、木の長三四尺(鞠をあまた付には、木たかきがはるべし、)もとの枝より下一尺五寸ばかりあるべし、下のまたをうきにすべし、末もの枝のとをりをそぐべし、この枝に鞠をもたする樣に人の心うる、そのぶんにてはなし、この枝にはくつの結緒などかくる事あり、下の枝の上にまりのとりかはをかみよりにてとをして、(このかみより、つれの木ひきのうへをかみにて)(まきて、のりをひきてとなすなり、)うらのえだの下にひきまはして、かたわなに(わなをうへのかたになしてひきとく、かたのかみよりなちとかた)(かたよりくすべし。)具ゆひつくるなりと云々、猶巨細口傳あり、

延德三年閏月廿日、此日有三時鞠會、(○中略)午剋許改衣裳、(○註略)罷向、人々集會、事具之後、諸平縣主持參枝鞠(松枝ニ鞠二ヲ付也、上ノフスベカハ、下枝白鞠也。)寄立南面簀子脇戶退歸、次予以下如今朝著座、次立雅俊朝臣進出解懸北垣傍幷西庭進簀子下取枝鞠退歸、於巽角松西方解鞠(白鞠)取枝、(フスベ鞠猶在枝)寄立松木已前、解鞠取之進庭中置之、退取松枝置本所退入著座、

〔言繼卿記〕天文二年八月十二日壬申、予鞠之上染之事出來了、　十四日甲申、鞠之上そめちん二十疋廿遣了、

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年五月十七日、ぶけ(○德川家康)より御まりまん上有、　うるう八月十六日、あさのきのかみ、御まりのかわ廿まいまん上す、あすかい申つぎにて、長はしより、あすか井まで文いづる、

〔甲陽軍鑑品七第十六〕毬之次第

一鞠を人に渡すこと、先とりかはを右の大指と人さし指にてつまみて、たけたか指、くすし指、小指に、まりの肩をかゝへ候やうに持て、まりのふくらを上へなして、左の手をそへ直垂或はすはうなんどの袖を取そゆるやうにして持て出べき也、さて人の前にて、左のひざをつきて、まりのこしを左の手のうちにすへて、右の手をまりの右のふくらにそとそへてとるやうにさし出すべき也、

一同鞠を請取事、人のさし出さる取革を、右の大ゆびと人さし指にてつまみて、さて式の手をそへて、先腰のまはりを見て、其後左の手のはらにすへて、卒度二ッ三ッ打て、又右の手の方にすへて、左の手にて打て見て、見事の御鞠と申べき也、

一かゝりへ鞠をころばし入る事、縁よりおりて、縁のきはよりころばすこともあり、又えんのうへよりころばすこともあり、御すだれの内よりころばし出す事もあり、此時はそとみすをまりのとをる程持上てころばかすなり、木の本からころばかす事もあり、まりを置は四本がゝりの中ずみに置候へども、ころばす時は何方へ何ところぶとも、其まゝにてあげ鞠するもの、まり上べきなり、是は略義也、

一鞠を庭に置時は、刀をも扇をもぬきて、内の者以下にもたせて、鞠の持やうは、人前などへ持て出るやうに持て、かゝりの四本の木の座敷なんどあがらん向の方より、軒の方へ向て出べし、四本の木の下に可置候時は、先左のひざつきて、さて左の手をつき、右の指にて取たるまりを能くつまみて、手のこうを上へなして、取革をも上へなして置て歸るべき也、まりの人數の内にても、内々の時は、若輩の者も置也、但故實の人可然候、枝に付たるをときてをくは随分の事也、

一風など吹時、鞠を可置やうの事、持て出て、ひざをつき、手をつくまでは、事々敷右に同前、膝をつ

きて、さてまりを置時も、もちて出たるまゝにふくらを上へなして、取革を我前のかたへなして、沙へゆり入候様に可置也、風など吹候にもころばすして能也、

〔蹴鞠九十九箇條〕一鞠を人に見する時渡す事

箱に入たりとも、腰はさみに有鞠なり共、まり計取出して、右の手にてとり、皮を持、左の手をいささかそへて、さて渡す時、左の手にすへ、右の手を鳥の子にそへ、取皮を上になして渡す也、請取人は左の手よりさしよせて、鞠の下をかゝへ、右の手にて取皮を取べし、さて見る時は、ましこの體を見て、しやうぞくを見、又皮の善惡を見しりてほむる也、また貴人にとりてさつかひある時、御前に置かへるなり、口傳有、○中略

一枝の鞠を請取披露する事

ゑだの鞠を人に渡には、枝の末を右の方へなし、半を下へなして、右の手にて鞠をかゝへ、左の手をそぎ、目のきはにふせて、左の膝をつき、鞠上に成て渡也、また請取人によりて、その禮可有之、次の枝の鞠を請取人は、膝をつき、左の手にて枝の本を取、右の手を上になして、えだの末を右になす様に請取て、貴人の御前へ持て參、披露する時に、貴人の右にまりのあるやうに、我左の手に取なをして、右の手をつき、御目にかけ、押板角によせかけて置也、但花など有て、押板さし合は、便宜にしたがひ可置也、

一枝の鞠を軒に置事

まづ塀中門より、侍、枝の鞠持て庭へ出、蹲踞、然所に、著座之内、若役とて、出て枝を請取て、緣の上に屛風をかまへて置、それへもよせかけて置、本座へ歸る也、又緣にはよせかけて置也、つま戸の方に可置也、枝の持やうは、右の手にて枝ごしに鞠を抱るやうにて、左の手にてそぎ、目の上を手をふせて持て行、否時蹲踞してかゝりを前に成て歸べし、貴人の方を後にすべからず、猶口傳あり、

棹

〔運歩色葉集 滿〕鞠挾

〔七十一番歌合 中〕廿九番　右　鞠括

まほがまやかはらの院の鞠かたのまろきは月をうつす成けり

毛がはりをとりあはせたる鞠かはの思もあはぬ人に戀つゝ

〔雍州府志 七土產〕鞠幷履　所々製造之、其內町口通竹屋某所造爲良、〇中略於鞠是謂括、充氣於革裏而囊括之謂也、

〔御當家令條 三十一〕覺

町中ニ有之候鞠屋共、自今以後鞠商賣相止、外之商賣可仕候、取分犬の皮つかひ候義、堅無用可仕候、若相背鞠商賣仕もの有之候はゞ、急度可申付者也、

戌〇元祿七年七月十三日

天滿南富田町　炭屋七兵衛

折屋町　中村屋吉兵衛

唐物町一丁目　篠原屋勝次郎

〔幕令抜抄 三〕

右之者共儀は、鞠幷鞠裝束沓等、從來渡世仕來、飛鳥井家、難波家用向勤來候ものニ有之、鞠道具之義は、法式も有之候儀之處、近來右之者共之外ニ而、鞠括可仕、鞠突直鞠裝束沓等仕立、賣捌候者間間有之、別而鞠裝束等之義は、法式も有之義ニ候所、近來法式外之品々、流布いたし候趣相聞、鞠道差支ニ相成候間、右之者共之外ニ而、紛敷品々取拵、賣捌候儀、堅致間敷候、

右之通、三鄕町中可觸知者也、

文政十二年丑四月

〔遊庭秘鈔 上〕棹事

竹のほそさ、筏さほなど中程なるべし、口一寸四五分也、一丈五尺にふしをつめて切之、他流に鞠おとすさきのふしを二三けづると云説あり、鞠おとすにいたはる由にや、不足言事也、たゞふしもけづらず、本末のふしをつめて切之、或は立蔀、或は屏のきはの庭にふせて、鞠會以前より用意して置て、鞠の梢に止時、鞠足の中にても、末座の人又在所の青侍男などにても、棹持參しておとす也、立様に持べからず、横たへて持て、とゞまりたる鞠の下に、さほのさきをさし入てかきおとす、ゆめ〳〵つきおとすべからず、又小枝に止鞠は、さほを持つゝへからず、所作人の中にゆりおとす事常の事也云々、

〔松下十巻抄〕一鞠さほの事　一丈五尺ばかりなり、枝をばいかにもうつくしくおとし、うらほそき竹の、さのみ大にも、又さのみほそくもなく、能ほどの竹を用るなり、末はふしのうへ四分計にきり、いかにもうつくしくかどをまろめて切なり、もとはふしより下三分計をき、一もんじに切、いかにもかどをたて、かためをあらせで切なり、ふし數は不定、つねにはもと末を紙一枚にてふたつにおり、つゝみてよし、つゝみやう、足つゝむごとく、紙二枚をたてざまに二に折、それをよこざまに又二に折、そのまゝさきにきせ、ふしのきはを紙よりにてゆひ候、ふしはゆひめのうちになし、二重にゆひ候、一方はわな、一方は兩のさきをそろへて切べし、わなは左になすべし、もとうら同前なり、總て不斷如斯つゝみてをくがよし、御本所など鞠庭にもたせられ候時までも、つゝませられ候由、庭に出候時とかせたるがよし、もとうらの寸をみせまじきがためか、

一さをあつかふ事　總別は役者さだまるといへども、いまはかはり闕座にあらば、其衆によりつかまつり候事、能々先懸に鞠留候へば、さほをとり軒をうしろになさで持て、何時も座をまへになしあつかふべし、左候聞左の手さきに成時も有べく候、又右の手さきになる時も有べし、立ながらいかにも靜におとし候べし、鞠とゞまり候枝を、鞠にはそともいろはで、枝をおすなり、そ

れにてもおちずば、つきもおとし候べし、又庭の内にてはなをさぬ事なり、自然人のかほなどにあたる事もあり、庭の外へ出る〳〵何となくなをしたるがよく候なり、右にしるすごとく役者は鞠衆内たるべし、又見物の人もするなり、鞠衆八人のうへ有て、著座の人あらば、其人の役たるべし、不然ば鞠衆のうちたるべし、著座の人もそこもとの時宜あしくば無用なり、鞠衆の近邊にあらば、け衆の内からおとすべし、懸にとまりたらば、立ながらおとして、其後さほのさきを地につけて、こしをそとすへ候てかへるべし、懸よりも其便宜次第におとすべし、又えんなどにとまりたるは、はじめからひさきつきたるがよし、此時はさほさきを地に付すともなり、

一さほ置みんする所の事　何時も軒の方に（貴人口左の時）さきをなして置なり、又さやうにもをかれぬ所はみはからひて置べし、

一かきとりとて、さほ取のごとく、竹のさきにちいさきかまをつけて、鞠のかゝりたる枝をそときりおとすなり、但かきとりは今は用ざるなり、以前難波流などには、さほとりとて一人著座して有つるよしなり、

〔甲陽軍鑑七品第十六〕毬之次第

一鞠の枝に溜たる時は、鞠竿にて落べき也、落しやう、竿をとりて、式の手の中を上へなすやうに、右の手の内を下へなす樣にもちて、右の手にて、さほのもとをとらへ、竿のさきの貴人の方へならぬ樣に、懸の內へまりの落やうにそと落べき也、まりにはあたらずして、滯たる枝を、しづかにいろひておとすべき也、竿をもちておる時は、竿のうらを前へなるやうにもつべき也、歸る時は、本をさきへもなすべきなり、さほなどもちたる時は、貴人の御前にても、手などつくべからず、さほの置所は、築地屏などの際、圍座敷たるうしろなどに置べき也、

〔成通卿口傳日記〕一裝束事

蹴鞠裝束
衣服

狩衣はたゞくびにきなすべし、さりながら帶の上へのすべからず、例のくびかみきはみぐるしき事也、指ぬき沓の鼻にかけよ、中間にはさみあぐべからず、あげてはこむらにみゆればまなし、なかほどのあげやうかならず鞠あたる事あり、おを袴狩袴は沓のはなにかゝる見ぐるし、能能たかくはさみあげよ、春ふかくなりなば、よろしき人も、きぬにかたびらをかさぬべし、扇を脇にさすべからず、そのづからあしき事あり、うしろへよせて十文字にさしたるが、いみじき事いでく、心得ざる人はなにともえまるまじ、さればもちひず、その樣をまねぶ人ありがたし、脇に扇を指つれば、身にそひかへり、足の時袖にかゝるをいとなむ間、おとすことおほかり、十文字にさしたるをそく踏違をり、よこざまにすちりなされて、それにかゝるによくかへり違事あり、おぼろげの物心得ず、また扇を賴むべきにあらず、我より外にまりたるひとなければ、扇をたのむ人これより後にありがたし、

〔遊庭秘鈔中〕裝束事

上下の人にまたがひて、さま〴〵の色に侍るべし、主上、御引直衣を、すそをまはして、人臣のごとく召さる、緋の御口くゝりを入て、指貫のごとく被召之、主上指貫めさるゝ事、五節の帳臺の試といふ時、一夜めされ侍也、准之後鳥羽院などもめされけるにや、當御代〈○光嚴〉にも其沙汰ありし也、上皇は烏帽子直衣御かけの御ぞに御指貫也、内々は御そばつゞきをもめされ侍也、執柄大臣大略同之、龍樓は天子のごとし、人臣は公宴には束帶、直衣、狩衣、私會には水干、葛袴、直垂以下、思ひ思ひたるべし、わかき人々の袴、あやめの袴、練貫袴、青袴、かりばかま、萱形は、すそごの袴、或は又みなみな腰もとを色々に摺をし侍る、めづらしく見ゆ、束帶は又希、其例なし、もとををしたるべし、襪をうはてにかくべし、指貫のこと、當家にははだし鞠にはそばを取、具足の時はくゝる也、難波ははだしにても、具足にても、そばを取、明日香井は、はだしにても具足にてもくゝる樣は、

右は聊たかく、左はちとさがる也、口傳故實あるべし、又帷の事、あせとりと號て、紅に染たる大帷を内々かり衣の時用之、是普代の人の著用すべき青のかたびら、老者著物也、又色々の摺の帷は、わかき人の布衣の下に用るおもしろし、廷尉の人は白丁にくゝりをあぐ、此事鞠ならでは有べからず、又極熱にひやしかたびらと號て著之、堪能の人汗の餘に垂て、身の窮屈なる人、冷水に帷をひやして、つよくしぼりて、はだにき侍るに、あせたらず、隨分の秘說也、柳櫻のかり衣のうしろすこし汗に色かへり侍、おもしろしと、ふるきものにかけり、又かりぎぬ水干の袖の結ぬく事、無雙の上足の所爲也、かゝりの方のかた袖の結をぬくべし、懸の枝にかゝらじの料也、きそくは三十以後あるべきのよし、大武長實卿申されけるとなん、此袖のくゝりを、烏帽子かけに結て、懸のもとにて用之、希代の振舞なるべし、又青ひとへかりぎぬの事、承元〇土御門以來鞠庭賞翫する色也、其場に一人の外著用すべからず、若二人あらば上臈著之、下臈の青を止也、又法師入道は、衣袴に袈裟を略して、袴のくゝりをあぐ、上樣の人、裘袋に指貫しふくさしぬき尤可然、後伏見院はきうたいに御さしぬきをめされ侍しを奉見き云々、

〔古今著聞集 十一 蹴鞠〕知足院殿〇藤原忠實わかくおはしましける時、白川の邊にてまりの會してあそばばやと思候に、誰をか召候べきと、京極殿〇藤原師實へ申させ給ければ、しばらく御案有て、源兵衛佐〇宗行を召具せよと仰られければ、召につかはしてけり、即參たりけるを、大とのなにかきたると、内々御たづねありければ、濃青の布狩衣とりどころすこしあかみたる薄紫の指貫、濃色の二衣單衣きて候よし申ければ、大殿さればこそと仰られけり、よく裝束きたりと思食たりけるとこそ、

〔山槐記〕治承三年三月五日癸亥、於主上〇高倉御前蹴鞠大裝束事、今朝刑部卿賴輔朝臣示送書狀云、三日宇治御參候歟、何事候乎、抑今夕行幸院御所〇北殿明日御逗留之間、蹴鞠會可候云々、仍令參仕

候之處、時服何樣可候哉、可著直衣冠之由存候、而衣一重常事候歟、生單歟、練單歟、但院式成通式云、老人可著帷重云々、然而於直衣冠者何樣可候哉、公卿者常事候歟、侍從其憚可候歟、至蹴鞠會者何事候哉、此條難任愚意候、御計可候也、先年宇治左府於蓮華院鞠會候之時、依權中納言成通敎訓著束帶之汗取赤帷、件日為通少將之時同著赤帷、是有樣事歟之由、左府示給云々、若人不可著白帷之間、用汗取候歟、於老人者不可然事候歟、如何、此條不審、依彼時不從間□也、明日白帷重直衣冠其憚不可候、何事候哉、可參啓之由存候之處、昨日於院御所蹴鞠之間、最沙汰可訴候、且所令取申候也、恐恐謹言、

三月五日

堀川殿

一重生單衣若赤汗取歟、共不可有難、練單衣白帷者不可然之由答了、此人蹴鞠長也、

〔吾妻鏡 五十〕文應二年〇弘長元年正月十日壬申、今日御所御鞠始也、廷尉三人列、人數、所謂出羽大夫判官行有、下括 上野大夫判官廣綱、上括 足利大夫判官家氏等也、爰刑部卿傾申云、上括雖有遲速之例、非吉事、尤可有斟酌云云、而二條少將雅有申云、如承元二年十二月二日雅經卿記者、頗時白襖袴上括、凡撿非違使上括事非常儀、蹴鞠之時無憚歟、後白河院御時、綱賴知康上括、當院後鳥羽御時、一臈判官重輔、同又上括、然者有何事哉云云、是則出羽者就難波之訓、上野足利者隨二條之說云云、二人長者、根元雖受一流之口傳、枝葉猶出兩樣之故實者歟、其邪正人難辨之云云、

〔吾妻鏡 五十二〕文永三年三月廿九日壬戌、此間刑部卿宗敎朝臣、就蹴鞠事、作一卷記狀、將軍家密々被召出覽之、是去文應二年正月十日、御鞠始之日、當職廷尉出羽行有、上野廣綱、足利家氏等列、其庭、廣綱、家氏、上括之間、此朝臣書日頻傾申之處、同八月十九日、旬御鞠廣綱重上之、而經年序之訖、見其三壹之吉凶、被徵代之例證、故事之云云、載于狀之趣者、蓮宮仙洞之間之供奉臨幸之臣云、參候蹴鞠、

之輩、專禮之時、無上括之儀、

〔園太暦〕文和三年十二月一日、右府〈〇藤原道嗣〉被談、主上鞠場御指貫著御事、〇中略一昨日令申候間事、所見未被御覽出候哉、彼部類記事、左幕邊相尋候き、未撰給候、弘安賀禮儀、清妙寺關白〈〇藤原家基〉委細記置候しと覺候、彼記遣置候、遠所候間、未及公奇候、其も先年一見候了、御指貫とは不覺候、〇中略

定家卿記

建久八年正月四日、入夜退出、〇中略又人々主上鞠之間有著御指貫御好被仰合、關白殿〈〇藤原基通、普賢寺〉申給候、左右可在御意云々、不快、以座主宮之好被仰、入道前關白〈〇藤原基房、菩提院〉申給候、五節帳臺之試夜主上著御也、是爲混殿上人也、今案偏非禁忌之物歟、准據被著御、又爲混臣下、何事在乎者、此旨甚叶叡慮、即著御云々、先是又有評定、下庭上御敷道云々、

〔享德二年晴之御鞠記〕主上〈〇後花園〉すなはち出させ給て御座につかせ給、つねの御直衣にはしたる色の御さしぬき〈くれのわもんにあら〉をたてまつれり、日比は紫の御さしぬきをめされ侍れど、このたびはいかゞあるべきなど、殿〈〇一條經嗣〉へたづね申させ給ひしかば、はしたる色はめづらしかるべきよしを申させ給へるとなん、後鳥羽院の御時、松殿の入道關白殿〈〇藤原基房〉のはからひ申させ給ひしより、御まりに御さしぬきをめさるゝことにはなりにたり、はれの御まりにくれなゐの御はかまにくゝりをあげさせ給、又小ぐちの御はかまをめされたる例も有とかや、

〔親長卿記〕文明四年正月廿日、申剋參內、可有御內鞠、〈昨日右兵衛督奉行、有催也、〉〇中略可參御前之由有仰、即祗候、仰云、今日可有御內鞠、可有著御御直衣歟如何、予申云、爲堅固內々事、强雖不被召不可苦歟、舊院御在位之時分、細々內々御鞠御小袖御服許也、故飛鳥井贈大納言〈〇雅世〉申入之故也、〇中略暫出御、於室町殿御對面所〈九間也、可爲清涼殿代之處、頻右兵衛督申沙汰也、〉有御內鞠、〈南方一間懸御簾、敷御座於內、如何北面歟、〉飛鳥井前大納言〈雅親、衣冠、〉夏予直

冠者

衣　源中納言雅行、衣冠、滋野井前宰相中將故國、衣冠、藤宰相永親、衣冠、右兵衛督雅康、夏直衣也、未拜賀也、去々年行室町殿御鞠之時、爲未拜賀、雅經朝未拜賀之時著直衣、先規勤之、就先規著用之、其後内々祗候之時、連々著之、今日又直衣如何、兼顯以量等也、　五年四月廿五日、於殿上無名門前有鞠、予談右兵衛督雅康云、香狩衣幷直垂上括可著鞠場之條如何、於香者種々有其沙汰、但如予可著之條不可有相違云、年齡、此道爲數年之事、旁以無餘儀之由命之、

〔時慶卿記〕天正十九年三月七日、曉ニ肩衣袴ニテ鞠アリ、某モ少蹴候、早々ニ河野來儀ニテ此亭場ニテ少蹴試候、

〔宗建卿記〕享保十六年七月十二日、去日被仰下主上御鞠之時著御之湯帷之事、裝物入叡覽、鞠儲之繕裕事口傳等、略之　十三日、主上著御御湯帷之事、裝物入覽之義、即一紙入見參了、　十九年六月九日、主上御鞠之時、著御御帷、先日有御尋、於御鞠之時、有前例、稱明衣著御之由書上之、前年依有御沙汰、獻鞠物、今度依有御尋、彌以予織有間敷由申之、其後參殿下之節申之處、是又被聞此說了、仍今日著御之了、

〔耳囊五〕和歌によりて蹴鞠の本意を得し事

京都の町人にて名も聞しが忘れたり、飛鳥井家の門弟にて蹴鞠の名足なりし故、總紫を免許あるべきなれど、町人の事故裾紫をゆるし給ひけるを、彼者歎きて、

紫の數には入れど染殘す裾の袴のうらみてぞ著る、かく詠じければ、則總紫を以總紫を免されけるとなり、

〔宿德裝束抄〕鞠緒

自後鳥羽院、比爲蹴鞠用紫組、

〔諸家家業記〕蹴鞠幷冠掛緒之事

飛鳥井　難波〇中略

兩家より冠之掛緒免許之事有之候、右も元來蹴鞠より事起り候儀に而、兩家江入門、蹴鞠凡五十度出座之後、叡慮を被伺、紫之掛緒免許被致候事御座候、

〔職原秘抄〕一冠ハ古ハカケ緒ナシ、コレモ行儀ヲ直ニシ、瞻視慎マスル心ナルベシ、サレドモ蹴鞠ノトキニ懸緒ナクテハ落ルニヨリ、狩衣ノ袖ノ括リノ緒ナドヲ解テ掛緒ニ用ユ、ソレヨリ高官ノ衆ハ、紫ナドヲ用ラルヽヨリ始ル、本鞠ヨリ出ルコト故ニ、于今飛鳥井家ヘ斷ヲカケラル、

〔親長卿記〕明應五年閏二月廿四日、午剋許有女房奉書、以量朝臣鞠事多年執心之者也、奉公又隨分成功、仍今日組冠懸可被下之可爲如何哉、其子細飛鳥井中納言入道〇雅親等も可仰云々、畏承存候、〇此間缺以量朝臣組冠懸御免可然、何樣可仰二樂等も之由申入了、

〔言繼卿記〕天文二年正月五日戊申、六過時分、飛鳥井參內とて、此方へ來儀用意也、一盞勸了、紫組懸持來被與予祝著之、侍從禮に可來、然ば遲々とて太刀糸卷同被持來了、則同道候て參內祗而御對面、予申次、於男末天盃頂戴了、三條大納言先之御對面有之云々、鷲尾申次云々、鷲尾宿退出了、予一身也、組懸之事禁裏にて御案申候、飛鳥井は中間敷由候へども申候故實歟、　六日己酉、從飛鳥井書狀有之、昨日被與候懸古物とて口口被取改候同一通如此有之、立文也

就蹴鞠久門弟契約紫組冠懸之事、連々御懇望之條令進之候、可有御著用候、彌此道可令勵御執心給事肝要候、恐々謹言、

正月六日　雅綱

山科殿

則請文仕候て遣之、如此也、

就蹴鞠御門弟紫組懸之事、連々懇望候處、只今拜受有難存候、彌此道不可存如在候、猶々御敎訓所仰候由、宜得御意候、言繼誠恐謹言、

烏帽子

襪

正月六日　　言繼

〔蹴鞠簡要抄〕一烏帽子事
或云、與州說云、ゑぼうしはこはかるべからず、ゆへはいかでとなれば、鞠のあたる時まりにまたがひておちぬ也、

〔遊庭秘鈔中〕烏帽子懸事
此事當家〇御子左一流のともがら、并門下の人々鞠の座敷にても、あらはにまるくみゆ、古は飛鳥井難波の兩流は、烏帽子の中よりかみひねりを引出して、烏帽子もおらずして用之、當流は御所より授下されし樣に用之、烏帽子を左へ折て紫の組のわなの侍るを用之、下ざまの人かみひねりを結て用之、絃にたづさはる人は、比巴琴の緒をわなに結て用もあり、間口絃をたしなむ身などは、絃に携侍らざりけん、よにおもしろき烏帽子かけかなとみたまふ物也、廷尉人、撿非違使別當以下、當流の人はもえぎ糸のくみたるべし、一足蹴て後用之、冠にもそのくみは兼用と云也云々、

〔了俊大草紙〕一鞠の事　難波　二條　飛鳥井家也
人の好足の品ニよりて、此三家の内いづれにてもまなぶなり、鞠の庭に著座の事、皆圓座ニ居也、難波門弟の人は、右足を上に置て、烏帽子の風折をば、烏帽子の内裏を頓留の前さすニ、紙ひねりを長して、からみて風折する時引出てする也、琵琶琴を引人は、琴の十の緒、又は三の緒を烏帽子懸に用也、二條家飛鳥井家には、左足を上ニ置て、風折をば只上よりそしかけてする也、

〔遊庭秘鈔上〕襪付襪結事
此事を當道第一大事とす、秘事も口傳もあり、又先途も侍べし、尤可有執心事也、また、うづの色に又おなじ、形は流々に皆かはり侍り、當家〇御子左の說は、後鳥羽院授下され侍し以來、五代之間、一人も中絕ことなく、先途を達し侍也、皮は襪のかたを敎にて相傳して用之、所在左枚、略[illegible]ぬひ樣は

ゆかけかはたびなど云樣なる物にはかはりて、おもてよりうらへとをして、針目あり〳〵とねりぐりの糸にて縫也、左右なくほころびずして珍重也、二足かさねて著て、右の足をゆふ也、左足ともにゆふ事、當道譜代の堪能の老者の所行也、祖父入道(爲世卿)大納言此作法を振舞侍りし也、抑奧儀の色は、無文の燻革也、以之長者色といふ、當道譜代の人、或御年たけさせ給ふ、仙洞、又は上足の攝籙臣、さりぬべき大臣ならでは不可著用之、當時の世には、近衞前博陸(道嗣公)愚身(○御子左爲定)兩仁、外、此色著用したる人なし、四十以後預勅定はく韈也、御所々々の此長者色めさるゝも、道の宗匠に仰含されて被召之、建武のむかし、後伏見院めされ侍も、禪門爲世卿に忝も仰談せられ侍て、御著用ある紫革錦革は、貴人のめすものなれば其恐あり、地下輩は此色相應せずとしるしをけり、其昔は、したうづの色々の沙汰まではなきゆへ也、承元に、後鳥羽院、色々重々を定をかれしより、被下勅裁著用之、是より次の色は無文紫革也、是はいたく臣下のはき侍事なきにや、燻革の色までをよばせたまはぬ、御所樣のめさるべき色などにてや侍らん、後醍醐院建武御鞠にめされし也、有文紫革、是は殊勝の色にて、綸旨院宣を下されてはく色なり、隨分の韈也、おぼろげにて不可著之、堪能の名譽侍し賀茂甚久、定久など申侍りし當流門下の輩も、此紫革までゆるされ侍き、大方賀茂輩韈勅免之時歟、當家へ勅裁被下て施行し侍る例也、此色は無文黒革に、白革或は白紙にて文を押て用る也、又紫白地も常事也、ゑのぐにて繪にかく、是又子細なし、次錦革韈禁色と號して、はなやかにうつくしくめでたき色也、同勅裁を給て用て、色々のゑのぐにて文をかく常事也、又有文燻革と云あり、これは勅裁まではなし、一流之宗匠のはからひにて、我門弟のさりぬべき器用ならん人に、是をゆるす韈也、武家の輩、或童形以下、僧法師など、公宴にいたくのぞみならん人には、師匠の命にて著用し侍らん、尤可然事也、市來武家と申侍りし堪能の仁も、故難波三位宗緒卿にゆるされてはきし也、又此次に藍革韈と云色あり、師匠にしたがふしたうづのかたを申

沓

請てはくべき也、白革か花色に繪をかきても用也、はじそめ小櫻などをも藍革の内也、又院内裏及親王家に、御韈は紫革にぬひ物をして、まはりにふせ組をして、うらに練貫をつく、御下はきはたゞ普通の韈也、他流にて練貫のうらならでは、白革をうらに付て、只一足めさせ給といふ說もあり、又束帶の時、きぬのしたうづを用事常事なり、（結緒には、革の裏のあげ革を可申之云々、）革の韈又勿論事也、又結緒と申侍は、よき革をかはたけ二寸計に切て、つよくさして、沓まはす所、ちとほそくて、兩方のさきはひろくて、そとはかしらにきるべし、依韈ておなじ革をも用、又ふすべ革のまたうづに、紫革のゆひを、紫革のまたうづに、紫革のゆひを、つねの事也、自餘これに准ず、

〔吾妻鏡二十二〕建保二年二月十日乙巳、今日坊門新黄門（忠信）使者自京都參著、被送蹴鞠書一巻、彼卿去年十二月被聽紫革韈、宗長朝臣同云云、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年（○正嘉元年）四月九日甲午、申刻御所御鞠也、（○中略）抑今日二條三品著燻白地韈、而宗教朝臣雖申云、於此色者、日來不用之、如承元式者、著有文燻革也、頗不甘心云云、

〔成通卿口傳日記〕一沓程足結事

あたらしき沓もちゆべからず、三四度ばかりはきなれたらん沓よし、新はかへりてあしき事也、ふるき鞠のときは、足をつよく結、新鞠の時は足をゆるにゆふべし、是迄はよろづの人のきゝならへども、まことをまもらざる也、まことを心え、このやうをさたすべし、

〔遊庭秘抄上〕沓事

明日香井、難波兩流には、鞠はなをゝし侍也、うらをもちとをし侍るにや、當家（○御子左）の說は、鼻をもうらをもをし侍らず、殊にそりかへりたる沓に、木（杉檜）じきと申物なき木くつの底にうつくしくすきまなく作あはせて、續飯にてつくる也、そくゐ本儀ならず、つよくはたらく足ぶみには、木じきなどもそへず、やがてはなれ侍間、漆膠などもこらへがたく候間、むぎ染などにても付侍、左右

なくはなれず、足ぶみもあらはにきこえておもおろし、木じきのうへにまくもをたてざまにひとへ、よこざまにひとへ、あをき糸にてあみてしきて、そのうへにかみを折合ておくべし、沓の中の兩方をはいすべきや、出仕の沓のごとく、家の文などはかゝず、たゞおろきかみのおきなるべし、とゝのへやうは、沓のぬひめいかにもよはくて、やがてやぶられやすし、ほころびぬれば、いたづら物也、よてねり糸に麻をより合てくつぬひにたびて、した地をたかくてうじて、木じきをばする也、又左沓ぬがす事ちじよく也、右くつは結緒きれてぬげたるもはぢならず、あたらしき沓、はれの會に、ゆめ／＼これをもちゆべからず、いさゝかふみならし侍るは尤も此也、ねこがきのうへの沓口傳あり、まづはかたなにてうらをたゝきてもちゆ、又水にてしめしても用也、左の足をしたうづの下より履の木じきまであなをとをして、內よりみえぬやうにゆひ侍說ありと云云、返々見ぐるし、かつは其儀あるべからず、法師は鼻高を用說あれど、只普通の沓も子細なし、又大織冠の人臣の棟梁にならせたまへるも、天智天皇御鞠あそばし侍けるに、御沓ぬげて難儀なりけるを、いそぎ被執進ける故也云々、

〔蹴鞠簡要抄〕一履事

師說云、鞠のくつはいたくあたらしき、又ふるき共に不可也、すこしはきならしたるが能也、但成平はひたあたらしの沓こそよけれとて用也、ひらみぬるは延足のおりにわろきなりと云々、同云、まりぐつはかろかるべし、おもきはあしいたく、まりもけにくし、源九云、皮ぐつはこはきはをりくて足のいたきなり、かはうすきくつのあしにおたがひたるがよきと云々、

〔親俊日記〕天文七年四月廿三日、丙寅、池淵鞠沓仕之、

〔言繼卿記〕天文廿一年四月七日己未、玉泉院使有之、今日惡日之間、明日飛鳥井へ可同道、又鴨沓之間可談合之間、可來之由被申之間、萬里へ罷向沓沙汰也、

蹴鞠井沓

永祿二年六月十三日、飛鳥井前宰相致〇雅予ニ鞠沓錦革可ㇾ著之由被ㇾ示也、前亞相明後日在國云々、

〔本朝世事談綺三器用〕賀茂沓

今用鞠沓なり、洛北賀茂より始るゆへに此名あり、鴨の觜に似たるゆへに云とは非也、上古は沓なし、裸足或は韈を用ひたり、革沓出來て後、御家にもよろしきにして用ひ給ふにより、下々專これを用也、賀茂の社家松下兵部は、鞠の譽ありて、世に鳴りし人也、此兵部のはじめたる事にや、

神田沓

栗本光壽は、鞠の空(うつロ)といふ沓味を丹練したり、又沓の形も異なるか、光壽は神田に居す、よつて此名あり、

〔雍州府志七土産〕鞠井履　所々製ㇾ造之、其內町口通竹屋某所ㇾ造爲ㇾ良、蹴鞠時所ㇾ著兩足之履亦然也、

〔成通卿口傳日記〕鞠足饗膳の事

主君またむねとあらん人美膳を儲よ、御座につきてすゝむべし、興に入なば、おの〳〵あし次第に座をはをるべし、上手なれども昨日の鞠に不覺まつれば、今日の座に末につくべし、興ある事也、

〔遊庭秘鈔下〕煎物破子以下食事

蹴鞠には、いかにも喉かはく物なれば、尤煎物珍重也、五香にまさる物有べからず、身の中をすゞしくなす也、韻九云、柿びたしは、あはふきてけうの物也、本用ㇾ之、鞠譜に、ことに酒はちとすぐしたるがよき也と書置也、於ㇾ身本文に不ㇾ叶、破子煎物は晴の鞠の庭にもをけりと、むかしの記に見え侍れども、當時は閑所に用意すべし、尤可ㇾ然、干飯などかねて〇此間有ㇾ脫文名足の人には必饌をかけ侍る、長實卿八足のつゞけ延足の時に、盛長あせくさき帷ぬぎてかけゝるを、大貳にげ侍けるに、猶おひかけゝるといへり、成通卿二千日の鞠の結願には、よろしき人に、檀紙薄様、侍童にまやう

ぞくを給とあり、同人淸水寺の高欄のうへの鞠、我家の侍所、臺盤のうへの鞠以下、てんとうにあそこゝの地とも、故殿〇藤原宗通より給けるといへり、又禪門〇藤原爲世も圓滿院のまりに名譽のあし蹴て、雪折と申名牛を給けりとなん、

穢事

衣穢の事、前の煎物破子等の中にこもれりと云々、

〔十訓抄七〕六條前齋院〇後朱雀皇子祿子内親王と聞えさせ給ける宮の御所に、いみじきかゝりをうへられたりけり、三月のはじめつかた、其道の上達部殿上人あまた參て、鞠つかうまつりけるに、公卿座に、雪をかはらけにもりて、主殿司してすへをかれけるを、雪とも見わかざりけるにや、鞠の座に食物をすゝめらるゝ事、そのためしまれ也、いか樣にかとてあやしみ申て、各出られにけり、或有職後に此事を聞て、いみじくこそ雪をば出されける、さる事あるらん共しらで、近くよりて見る人のなかりける、ゆゝしき耻也、又鞠の時、雪を出さるゝ定れる式なれども、ことさらにかはらけにもられければ、人の心をはかりて御覽せんとの御しわざ也とぞ申ける、宮の御高名、鞠足の不覺にてぞ有ける、

〔古今著聞集十一蹴鞠〕後二條殿〇藤原師通三月の比、白河の齋院〇白河皇女令子内親王へ參給て、御鞠の會有けるに、しばし有て、かざみきたる童、扇をさして片手に蒔繪の手箱の蓋に薄樣敷て、雪をおほく盛て、日隱の間の御緣に置て歸入にけり、御あせなどたりげにて、日隱の間に沓はきながら、御尻かけて、御手などにてはとらせ給はで、檜扇のさきにてすこしすくひてなりけるが、しみたる雪にて御直衣にかゝりたりけるがとけて、二重裏にうつりいでゝ、むら〱に見へける、さて御鞠有ける、いとうつくしうやさしくなん侍ける、

〔詞花和歌集一春〕太皇太后宮〇白河皇女令子内親王賀茂のいつきときこえ給ける時、人々まいりて、まりつか

鞠本尊并鞠神

うまつりけるに、すゞりのはこのふたに雪をいれていだされたりける、しきかみにかきつけ侍ける、　　　　攝津

櫻花ちりしく庭をはらはねばきえせぬゆきと成にける哉

〔增鏡十老の波〕やよひのすゑつかた、〇弘安二年持明院殿の花ざかりに、新院〇龜山わたり給ふ、鞠のかゝり御らんせんとなりければ、御前の花は、梢も庭もさかりなるに、よそのさくらをさへめして、ちらしうへられたり、〇中略春宮ふしみ殿おはしまして、かゝりの下にみなたちいでたまふ、両院〇後深草、龜山、春宮たゝせ給ふ、中半すぐるほどに、まらう人の院のほり給ひて、御したうづなどをさるゝほどに、女房別當君、又上らうたつ、久我の大おとゞのむまごとかや、かばざくらの七くれなゐのうちぎぬ、山吹のうはぎ、あか色のから衣、すゞしのはかまにて、しろかねの御へぎ柳筥にすへて、おなじひさげにて、柿びたしまいらすれば、はかなき御たはぶれなどのたまふ、

〔蹴鞠九十九箇條〕一鞠の本尊の事

南無普賢菩薩也、口傳云、鞠の上は一切衆生の生也、下るは一切衆生の死なり、中間は人間也、鞠の體は六道輪廻也、腰皮は命根也、生老病死の四節也、甚深可思者也、

〔享德二年晴之御鞠記〕承元二年の四月、〇中略大炊御門前太政大臣頼實公の第にて、蹴鞠のことありて、〇中略千足あがりし時のことにや、まりの明神をあがめ申されて、紀行景といふものを神主にさだめられて、種々の神事など行はれける、其みやしろ今にありとかや、

〔言繼卿記〕天文十七年正月五日壬午、早旦敷地鎭主春日社上御靈へ參、召具長松丸、伴澤路齋九郎、同藤二郎、井上將監、雜色猪二郎、澤路小者三人等也、於上御靈神樂參候、朝飡以後祇園下御靈鞠明神等へ參詣了、

□按ズルニ、鞠神ノ事ハ神祇部神祇總載篇ニ載セタリ、參看スベシ、

曲鞠

雜戲

〔本朝世事談綺三雜藝〕蹴鞠

外郎派、洛陽西洞院陣外郎二位杏林、鞠に手練して、種々の曲を蹴たり、その子右親衞政光、父の傳へを得る、そのころの地下人專これを倣ふ、外郎派の始これなり、當時御家の流儀を學ぶ輩は、轉業なりとて、此流を用ひざる也、頃年地下にて上手といひしは、京菱屋市右衞門、はりま屋長右衞門、後に友助籠屋清兵衞、鞠師竹の屋藤次、同大坂の甚左衞門、後に甚八江戸綿屋五郎右衞門、服部休甫、三木可眞、栗本光壽等也、其外是にかぎるべからず、國々所々に上手多かるべけれども、聞覺へたるを記すのみ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕松下主殿といひしもの、予○喜多村信節が若年の時、幾度も見物し侍り、住吉のそり橋わたらんけいこにとて、屋根をのぼり下りけたり、妙顯寺にては、二王門より蹴行て、諸堂に蹴あがり、縁をめぐりて遂に鞠はおとさず侍りしか、かゝる自由さま〴〵の曲などをけたりけれども、此らは蹴の鞠といふものには侍らざりし、其ふり蹴ざま、まり色杏色各別のもの也、○中略明和のころ鞠の小六といふ者よく曲まりをけたり、名物鑑に小六曲鞠と題して、曲まりを上からおとす雲雀かな、

〔吾妻鏡二十一〕建曆三年九月廿六日癸亥、宗政怒レ眼、盟二仲兼朝臣一云、○中略當代○源實朝者、以二歌鞠一爲レ業、武藝似レ廢、以二女姓一爲レ宗、勇士如レ無之、

〔增鏡十老の波〕ある時は御小弓いさせ給ひて、御負わざには、院○後深草のすぢにさぶらふかぎりの女房をみせさせ給へと、新院○龜山のたまひければ、童の鞠蹴たるよしをつゞりなして、女房どもに水干きせていだされたる事も侍りけり、

〔細川家記五忠孝〕慶長十二年七月、豐前に被レ成二御座一候處、同七日小倉にて和歌の御會あり、これ忠興君四本松御相傳にて、飛鳥井殿も御下向、右御開の時也、然者飛鳥井殿より、兼ての出題を幽齋君

江被仰入候處、御返答に、歌鞠二道、其上出題の御家、御辭退におよばざる儀と被仰候故、無餘儀松添染色と云題を御出し候なり

〔桃源遺事 四〕一蹴鞠は武士には似合ぬもの也、足にかけて頭上面部にいたるものなれば、遊戲といへども、士たる者のもて遊ぶべきことにあらずとぞ被仰ける、

〔閑田耕筆 四〕蹴鞠の伎、むかしは若き人の戲にてありしにや、狹衣の物語に、人々まり弄ぶ所に、大將やゝもせば下りたちぬべき心地す、今少しわかくばなどやうにのたまへること、まだ二十ばかりにやとみゆるさまなれども、官位やゝ高ければ、おとなしやかにもてしづめ給ふと見ゆ、源氏若菜の巻も趣同じ、もろこしの打毬(ダキウ)も、少年行の態なり、彼物がたりどもは實事にあらざれども、其代の趣をもてかければ、かゝる證には取べし、

〔兼載雜談〕一古き抄ニ云、鞠の上手人有しが、懸りの木を見て、あのえだに落ん時は何とけ、このえだにかゝらんときは、何と身をもつべきと、平性心にかけられしと也、うたも連歌も心持如此成べしとなり、

〔補花京華別集〕蹴鞠圖三編一對、左右中畫、○中略

一自山河誓始終、朝々行樂在宮中、鳳猪數百年天下、蹴鞠春閑柳絮風、○二首略

〔槐記續編〕享保十六年六月廿九日、頃日ズントフルキ鞠ノ書ニ、マリハ七條河原院ヨリハ、四條アマベノマリヲ好ムト書タリ、四條トアレバ、今ノエタ村ナルベキカ、アマベト云文字ハ、イカヤウニ書タルヤラン、蜑戸トカクノ由仰ナリ、蜑ハ海邊ノモノナリ、村里ノ者ニ非ズ、蜑戸トハイカヽト、滋野井入道ノ申サレシ程ニ、夫ハ考ヘヤウアシヽ、蜑ハ海邊ニ限ルモノニ非ズ、海ニ入テ魚ヲトル者ヲ蜑ト云、山ニ入テ木ヲ切ル者ヲ蜑僕ト云フヨシ、夷城志ニ見エタリトテ見セシカバ、入道大ニ感ジテ、多年ノ不審晴タリトテ、喜悦セラレシト仰ナリ、

〔好色一代女三〕妖孽寛濶女
蹴鞠の遊びは男の業なりしに、さる御方に表使の女役を勤めし時、淺草の御下屋形へ御前樣の御供つかふまつりてまかりしに、廣庭きり島の躑躅咲初めて、野も山も紅の袴を召したる女﨟夥多、沓音靜に鞠垣に袖を飜へして、櫻がさね山越などいへる美曲を遊ばしける、〇中略鞠は聖德太子の遊ばし初めての以來、女の業には例無き事なるに、國の守の奥方こそ自由に花麗なれ、

打毬

打毬ハマリウチト云ヒ、又ダキウト云フ、其法、騎馬ノ人數ヲ兩班ニ分チ、庭上ニ各班ニ屬スル毬子ヲ置キ、馬上毬杖ヲ持テ所屬ノ毬子ヲ掬ヒ、相爭ヒテ毬門ニ投ジ、早ク投入シ終リタルモノヲ以テ勝トスルナリ、

〔倭名類聚抄四雜藝〕打毬　唐韻云、毬音求、打毬内典或謂之拍毬、師說云萬利宇知、毛丸打者也、劉向別錄云、打毬昔黄帝所造、本因兵勢而爲之、

〔箋注倭名類聚抄二雜藝〕拍毱見涅槃經梵網經瑜伽論、〇中略荊楚歲時記、打毬鞦韆施鈎之戲、注引劉向別錄云、蹴鞠黄帝所造、本兵勢也、或云、起於戰國、初學記題打毬、引別錄、與歲時記同、後漢書梁冀傳注引、作蹴鞠者傳言、黄帝所作、或曰、起戰國之時、蹴鞠兵勢也、太平御覽同、按、歲時記、初學記、打毬注、引別錄、其文作蹴鞠、則二書所謂打毬、卽蹴鞠、非拍鞠也、而拍鞠亦名打毬、唐有打毬樂、其伎爲執曲杖打毬子之勢、又有乘馬打毬子者、封氏聞見記載、景雲中、吐蕃遣使迎金城公主、中宗于梨園亭子賜觀打毬、吐蕃贊咄奏言、臣部曲有善毬者、請與漢敵、上令仗內試之決數、都吐蕃皆勝、時玄宗爲臨淄王、中宗又令嗣虢王邕、駙馬楊愼交武秀等四人敵吐蕃十人、玄宗東西驅突、風回電激所向無

打毬杖

前、吐蕃功不遂施、又開元天寶中、玄宗數御樓觀打毬爲事、能者左縈右拂、盤旋宛轉、殊可觀、然馬或奔逸、時致傷斃、永泰中、劉綱上書薛公云、打毬一則損人、二則損馬、爲樂之方甚多、何必乘茲至危以邀晷刻之懽耶、是也、顧君見其名同、以歲時記初學記打毬誤爲拍鞠、遂改別錄蹴鞠字作打毬、非是、又諸書所引皆無者字、疑是者字之譌、或與黃字形似誤衍也、又按、打毬見續日本後紀承和元年紀、西宮記五月六日幸武德殿儀、及觀射條人々裝束條、又經國集載嵯峨天皇早春觀打毬詩、滋野貞主奉和詩、

〔類聚名抄義 毛入〕拍鞠 マリウチ

〔花鳥餘情 螢十四〕六日○五月 武德殿の騎射はて、唐人の裝束にて馬にのりて、毬子を走しらしむるを打毬と云、

〔西宮記 五月〕六日幸武德殿、

木工寮官人以丈尺正立球門、（出自左右近陣後、西面列立、自版位各南北分打、木工在前立球門柱、版南北各十五丈、兩柱各二丈、）主殿打水、大將置球子、（内匠寮造毬子二十丸、備置机上、候殿南邊、次將執之、昇殿置大臣座前、）左將監執版位、（置南面東階檀上、）打毬者四十人、列殿前再拜、（左右近官人以下各十五人、兵衞官人以下各十人、爲二番、各率左右衞府、進自左右近陣後、經毬門東邊列、拜了、騎馬共進陣下、大臣授毬、隨則爭打、一番打開、二番率左右兵衞陣前毬之、二度之後、次番騎馬進、衣冠如唐人、）雅樂寮聲、奏樂、（天曆九年、左近執錦幡各十人、自本陣後列立埒右方、執幡者出之間、有勅停打毬、騎東間打毬者、不著魚形錦幡、左赤右黃、左右錦幡各十人、左儲埒列立騎進南北、賞騎錦、騎中之二雅樂出錦、相分列立埒東騎道南北、見錦騎錦、唐在南、狛在北、毬子南走則賞打毬錦、北走則賞遏皆擊、入毬門則各賞擊、）日暮入御、

〔四季草 騎射三〕追記　享保の比より騎射（略）○注　賭射（此名目古代には朝廷にありて、武家には無かりしなり、）打毬鞠突などの事あり、これらは其頃將軍家の作らしめ給ひし御作物なり、昔賴朝卿いろ〳〵の作り物つくられし例を慕はせ給ひての事なるにや、此等は古なかりし物なれども、弓馬の道に於て尤便ありて其益多し、殊に武家の棟梁たる將軍家の作らしめ給ひし物にて、是おほやけ事なれば、誰かは仰ぎ貴まざるべき、尤後代の規模なるべし、

〔一話一言 十〕打毬幷打毬の事

按ニ、元來ノ打毬ト云ハ、騎馬ニテ毬ヲ扛物ナルベシ、サレバニヤ和名抄ニ打毬毛ヲ丸メテ打ナリト見ヘ、下文ニ毬杖ハ打毬ノ曲杖也ト見ヘタリ、古ヘ朝廷ニテ打毬ヲ行ハレシト見ヘタレドモ、武家ニテ鎌倉將軍京都將軍家ノ比迄、武家ニテ打毬行レシ事舊記ニ見ヘズ、其式絶テ傳ハラザルヲ、享保ノ比、打毬ノ式ヲ新タニ御作物ニ被遊候事ト承傳ヘ候、今ノ打毬ハ左右ニ毬門ヲ定メ、左右ニ人別レ、騎馬ノリニテ馬場ノ中毬ヲ地ニオキ、ソレヲサデノ如クナル杖ニテスクフト承候、　右〇中略　伊勢貞春考

按ニ、打毬ハ騎馬ニモカギラザル故、天暦三年ノ打毬ニ騎馬ト云事ナク、寛和二年ニハ、兩度トモ騎馬打毬ト斷リタレバ、騎馬ニナクシテモアル事ユヘ、騎馬ト斷タルナルベシ、年中行事ノ繪ヲ見ルニ、壹人毛ノ附タル玉ヲ投出ス體ヲ畫、曲タル杖ヲ持テ圍ミ居ル圖アリ、是古ヘノ打毬ノ圖ナル歟、〇中略　右大久保酉山翁考

〔擊毬談〕同氣相感ずるに非ずといへども、必同類相依の習にて、四方の調馬師管馬官一ツ所に集會して、互に騎法の異同を論談し、其語次一人發言せしは、前日或邦君の貴邸にて打毬の催ありと聞き、幸に行て拜見せしに、先ヅ馬庭の端に毬門を構、其中門の左右に赤白の驗を立たり、是毬門の的と見えたり、但し中門は廣く、左右の毬門は狹く、四本の柱を建て隔たり、其脇に馬道と號る通路あり、是は彼擊毬人騎通る道なる由、偖彼毬門の內に騎士十人、左右五騎ヅヽ、同列に轡を並べて扣たり、其地門內の間數、大凡千間餘と見えたり、騎士の後の方、左右に鉦鼓を打ツ役人在り、是は勝負の相圖を告る爲なるよし、又毬目附毬奉行の役人門際に在り、是も左右に分れて、互に毬の出入を撿知し、勝敗を分つ事を司ると見えたり、偖勝振麾とて、赤白の麾を左右に雙べ立あり、是は毬の門へ入る毎に振あげ、又殘らず毬の入り揃たる時勝凱歌を揚るに用る由、偖毬門

の方より向へ見渡したる馬庭の追端には、赤白の毬左右に相對して、數十疋ならべあり、其方にも柱を二本建て、目當の験に紅白の麾を付置けり、其眞中に毬奉行壹人扇子を持て扣へ居る、其所へ馬場殿より継上下を著したる役人階を下り來て、彼毬奉行に向ひ、打毬始むべき由君前より命令を告るの趣なり、毬奉行彼有司の令を聞と等しく、毬門の方へ向ひ、扇子を開て頭上へ高く出し見する、但し扇面には日の丸を畫けり、此扇子開き上るを相圖に、毬門の内に馬を乘連扣居る騎士、毬杖を右の手綱に持添、毬掛の曲れる所を馬の耳二つの間の見當に少し横たへ持て、赤白左右の馬道より地道にて、靜々と順に乘出す也、騎士の裝束常の如く馬袴を著し、綾藺笠を冠り、敵味方の目當には、紅白縮緬の襷襷をかけ、腰に同じく紅白縮緬の笠標やうの物を揷したり、端馬より順々、左右敵味方の馬相對して遲速不同なく、又馬と馬との間伸縮もなく、面々の馬道より乘出したる所の道筋、聊邪之曲りなく、正しく眞直に乘渡り、觀馬館の前に至り、鐙を片方蹈外し、君前乘の禮義を爲し、場末に至る騎士の形容、或は眞の鞍を居敷て、鐙を掛形に蹈、韁を引ず免さず構へたるあれば、草の鞍に居て鐙を流し、韁を緩たるもあり、或行の鞍を敷て鐙を開きたるもありて、各的の麾を内に爲して乘廻り、順々に馬を駐、皆立揃ひたるを見て、毬門の方にて毬目附相圖の麾を上る、騎士各杖を下し、彼振上る麾を見て、端馬より順々に聲を發し、早足に乘出し、面々の毬をヒひて、晴々敷我先にと抛入る有樣、先勇々敷ぞ見えたる、一番に入れたる者毬につゞいて毬門に乘り込聲を上る、其時其方の幣を振る、是初入の手柄と見えたり、もし誤りて、毬門の外より入たる時は、門違ひなるが故に、中門より乘込、その毬を自其入たる前より外へはね出し、我がまり門より入直す事也、若白方へ赤毬、赤方へ白毬入り亂れたる時は、敵方より其毬を渡さじと、邪摩に成樣に馬を乘廻す事也、初入なき内は、互に敵の毬に障る事を禁ずる事の由、初入の勝を得て後は、敵の毬をヒふて後へ戻す也、雙方初入ありて後は、相互に敵の毬を戻し、味

方の毬を入れむと爭ふ也、定りたる毬の數殘らず入りたる時、其方の鼓鉦の音と一度に勝振幣を振上る、是見聞て勝毬の方騎士皆一同に毬杖を振上げながら、我が毬門より乘込勝鯨波を揚る、負方は門外に扣へ居て、勝鯨波濟みて、毬奉行指圖の扇子を出す時、靜に我が馬道より乘込、馬屯にて元の如く馬を並べ立る也、偕坊主出て落たる毬を拾ひ器に入れ、以前の如くならべ置なり、夫々二度目には、最初端馬を乘たる人後へ廻り、二騎目の者端を乘る也、三度目は三騎目、四度目は四騎目と、端馬をば替る〳〵乘り、四度濟て勝負決する也、勝方の者君前へ召出されて褒美の祿を賜ふ、其時は馬より下り、毬杖を脇に置、頂戴終て元へ戻り、面々の馬に乘り、元の馬道より毬門の內へ入り、下馬して又一禮す、此時馬屯に厩方出役して馬を請取り牽入る也、負方の者は最初毬を雙べ置、目當の麾の所にて一同に下馬し、勝方の面々褒美の祿頂戴濟て、跡より自身馬を牽、元の馬筋を通り、馬屯へ牽入て、厩方へ渡し、下座して退く由也、馬の毛色白方は殘らず月毛、赤方は皆栗毛の尾も白き足振あるも見えたりける、誠に壯觀の場に臨んで、異なる馬藝に愚眼を驚かし、後學の一助ともならん、

〔後松日記十三〕或人打毬を張行すといひたるに、その次第を書てつかはす、もとより古の打毬とはかはれども、こふまゝに書たるなり、

打毬次第　　時刻撾鼓、(見騎兵兩三人入門止)次左右隊正卒兵士入自埒門、進行毬門之方、(埒門前謂)次撾鉦三下、兵士陣列、次左方發鯨波、次右方應之、次左右隊正振施、兵士各進而以毬子拋入毬門、兩三入之後互拒捍、爭戰而毬子入畢、次奉行更出毬子一顆、(未入盡之方不出之)謂之安計滿里、入之者比獲敵將之首、次安計滿里入畢勝負即決、次打鼓鉦、次負方退出、次勝方隊正以下陣列、唱凱歌而還入、鎌倉足利之世、操兵以流鏑馬、笠掛、犬追物、方今吾黨之外無射犬追物等者、唯以打毬爲一助歟、

〔萬葉集六雜歌〕神龜四年正月、數王子、及諸臣子等集於春日野、而作打毬之樂、

〔類聚國史七十二歲時部〕弘仁十三年正月戊申、〇十六日御豐樂殿、宴五位已上及蕃客、奏踏歌、渤海國使王文矩等打毬、賜綿二百屯爲賭、所司奏樂、蕃客率舞、賜祿有差、

〔經國集十一雜詠〕七言早春觀打毬一首使渤海客奏此樂　太上天皇〇嵯峨

芳春烟景早朝晴、使客乘時出前庭、廻杖飛空疑初月、奔毬轉地似流星、左擬右承當門競、分行群踏蹴雷聲、大呼伐鼓催籌急、觀者猶嫌都易成、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年五月戊午、亦御同殿、〇武德令四衞府騎種種馬藝及打毬之態、

〔日本紀略三村上〕天曆三年五月廿一日甲子、於二條院有打毬事、

〔西宮記五月〕觀射事附競馬

康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、〇中略次作物所立毬門、打毬童少行進列立、藤原朝臣投毬子、總十度右勝、左右樂人隨勝奏亂聲、了各退入、

〔本朝世紀〕寬和二年五月三十日丁酉、午後左大臣、右大臣、大納言藤原爲光卿、源重信卿、權大納言藤原朝光卿、同濟時卿、權中納言同義懷卿、同顯光卿、中納言源重光卿、權中納言同保光卿、參議藤原公季卿、參著左仗座、此日天皇御南殿覽毬、番長以上各十人、左右近衞、左右兵衞官人、幷廿人爲二番、皆著狛冠、騎馬立南階前、爰右大臣玉打出於庭中之間、皆競打之、乍二番左勝、此間左方奏音樂、此事甚希有也、仍粗記之、

〔百練抄四花山〕寬和二年六月六日、法皇仁和寺覽競馬打毬、

〔文恭院殿御實紀附錄三〕武藝は何れもすぐれさせ玉ふ中にも、御馬を好ませ玉ひて、〇德川家齊其奧儀を極め玉ふ、御年少の頃は、一日も怠り玉ふことなかりしとぞ、打毬を五十三間の御馬場にてあそばさるゝに、杖もて毬をかけさせ玉ふに、二掛にて御馬場の末なる毬門へあやまたず投入させ玉ふ、御力量の程をも知り奉るべし、近習の人々、御相手命せらるゝ、老練の者といへども、及

び奉るものなし、〇中略

新見伊賀守正路、西の上へ附させられしころ、雉子門外なる馬場にて、近習の輩相集りて、打毬の業試みしに、正路あやまちて、馬上ながら、膝口を他の馬に蹴させ、筋骨痛強く、行歩することあたはず、家に引籠、久しく療治を加へ、やう／＼快癒して出て仕へぬ、

〔續視聽草初集九〕高田の春

ことし彌生の末つかた、高田の馬場へ成せ給ふ、折から御小性組、御書院兩番の士の、打毬のわざを御覽せさせ給はんとの御旨をつたえて、衣更著の末に隊長の人々其業其人をえらばるゝ中にも、年老たるはいなむもあり、若くて常に其業を心に懸たるものはこよなういさましげに嬉しくおもひ立もあり、さるは一隊のうちより五人を限りて、交名をまいらすべしと、御書院の隊長高井但馬守式房朝臣より申下し給ふ、〇中略兩御番の隊長おの／＼其業を見こゝろみらるゝ事になりて、彌生十日には田安御門の外なる馬場にて、御書院の方は高井但馬守式房朝臣、大久保紀伊守忠擧朝臣、御小性組の方は、齋藤内藏頭三宜朝臣席につとゐて、打毬の業をみ給ひぬ、同じ十六日には植溜てふ馬場にて、御小納戸の頭取竹田伊豆守斯綏朝臣、松平縫殿頭□□朝臣、西の御所よりは、内藤安房守忠明朝臣、内藤越中守□□朝臣、御目代には大澤主馬□□も席につらなりて、其ならはしを見らるゝ、かくて其内より人の數もさだまりて、同じ十九日には參政増山河内守正寧朝臣より書付して、御小性組より二十人、御書院より二十人、御覽の折から出べしとの仰もありし、我も其數に入ぬ、また其内より我ともに四たり、同じつらの人々の事あつかへよとて、くさ／＼の作法、白き方赤き方と類をわけて、はた其所の圖なぞさづけらる、〇中略かくて成らせ給ふは、彌生の廿二日とぞ仰出さる、其日になりては曉ふかくいでゝ、高田のこなたなる寶泉寺に寄集て成らせ給ふを待ける、君には穴八幡放生寺にて晝に餉なぞ進られて後、かの御覽所

へ成らせ給ふ、けふは空よく晴て、高田の廣き芝生は、此頃の春雨に萌出る草は青みわたりて、菫たんほほなぞ、愛かしこ所得顔に咲出て、中ばなる土手の上に御覧所をいと清らに作らせ給ひ、其左右向ひの方には、三布白の幕を所せきまで打せ、毬門の方には、白赤の麾を二もとづゝ、立並べ、陣太鼓、陣鉦やうの物をかたはらにかけて、是は白赤の毬の入りしを、御小納戸つかふまつる人々奉行して鳴らさるゝなり、右の方には幕打廻して、勝まけを記録し給ふ所あり、乘出しの方には御代の御ゑるしとてや、白くふさやかなる御麾をいと高く立置れしぞゆかしく侍る、其もとには打毬をつとむる人々、白赤の袖印したる羽織を著て、馬をうしろにひかせて、君の渡らせ給ふ折から拜し奉る、○中略かくて御覧所へ入せ給ひ、御まへにて伊豆守新綏朝臣相圖の扇を揚るとひとしく、白き方赤き方と駒のかしらを揃へて乘出し、毬うつあらそひゆゝしくぞ侍る、一類終て二類めも是に同じ、我は第四類の上首にぞ出る、ふたつがひづゝ御覧有べきよしの仰ごとを同じ朝臣傳ふ、白赤の毬の入し毎に、鉦太鼓の音は春風に響き、駒の嘶く聲もきこえ、何がしの類は勝になりし、何がしの類はまけに成しなぞ、人々の言ひしをきけば、心の浮立やうにぞ有ける、はてゝ後勝まけのゑるしを見れば、白き方ははるかに勝の數も重りしはさすがに御代の御いさをしとおもへば、袖ぬるゝばかり尊うとくて嬉しくぞ侍る、我類も人々の力をもて勝に成しこそいと嬉しけれ、常に馴ぬ御まへ近う出る事なれば、はじめの程は胸とゞろくばかりなりしが、乘出してのちは其毬は入させまじ、其まりは返せなぞ、聲のかぎり言ひあらそひしも、老を忘れていとおかし、事はてゝ馬溜りへ引てみれば、老のくせにや息切るゝばかりなりしが、馬の口洗ふために、愛かしこに水の汲てありしまゝに、けうくとも覺へず口そゝぎて息を繼けるもおかし、○中略君には高田の馬場より佛の橋をこえ給ひ、關口の水車を御覧有べきよしにて渡らせ給ふ、○中略

天保十一年庚子彌生末の五日　源定省しるす

〔倭名類聚抄四雜藝具〕毬杖　辨色立成云、骨撾、打也、竹花反、打毬曲杖也、

〔類聚名義抄八毛〕毬杖マリ

〔空穗物語祭の使〕むまゆみはて丶、とねりどもこまかたわきてまひあそぶ、あるじのおとゞおほいなるたまを、とねりどものなかになげいだし給、とねりどもきう杖○毬をもちてあそびて、うちかちてはまひあそぶ、

〔擊毬談〕明和五六の年間にや、越前侯の藩臣關平大夫といへる仁、打毬を好み、專弄樂みしが、常に語て云、若主貴人の御相手と成て打毬する時は、必勝敗に拘らず、唯貴人の馬に當らぬ覺悟を專要とすべし、若し君落馬したまはゞ、後悔先に立ず、若輩は唯勝敗に拘り、眼の利かざる事あり、又晩年の人は血氣衰へ、壯年の如くには息も保ず、然るを若輩と共に爭ふて亂聲を發し、輕々敷走廻るも長氣なく見えて見苦しく、又讓りて爭はざるも拙く見ゆるもの也、重役の仁又同じ、年齡傾かずとも其身を輕んじて、幼若と共に競ふも、其職に應ぜざれば、高君の威光をも落すに似たり、辭して競はざるは上を敬ふ禮なり、敢て臆したるにあらず、身命を惜しまざる戰場の一番鎗と、身命を惜しむ毬門の初入とは、天地雲泥の隔あり、其差別心得よと、門弟子に示されし由、予も傳聞けり、彼是を考れば、打毬の爭ひ、鎗刀の試合と異る事明也、

古事類苑

遊戲部十六

竹馬 鷺足 高足 (附)

名稱

竹馬ハ、兩箇ノ竹竿ヲ用キ、之ニ跨リテ行クモノナリ、後ニハ駒ノ頭ノ形ヲ附シタル者ヲモ用キタリ、鷺足、高足モ竹馬ノ類ナリ、

〔書言字考節用集 七器財〕竹馬 小兒遊戲具、一名篠驂、見朝野僉載、 竹馬

〔和爾雅 五嬉戲具〕竹馬

〔名物六帖 三器財玩好遊戲〕竹馬 太宗問對、士城竹馬、兒童樂也、竹坡詩帖、刁氏子、字麟浮、十歲賦竹馬詩、 篠驂 朝野僉載、唐涂彥伯爲文多求新奇、以芻狗爲卉犬、以竹馬爲篠驂、

〔異制庭訓往來〕礫打、竹馬馳、編木摺、○中略指抓等、是尤雖不難之振舞、尙費力摧肝之體也、

〔遊學往來 上〕少性之遊、○中略竹馬、

〔後漢書 三十一郭伋傳〕十一年、○建武省朔方刺史屬幷州、帝以盧芳據北土、乃調伋爲幷州牧、○中略始至、行部到西河美稷、有童兒數百、各騎竹馬、於道次迎拜、伋問、兒曹何自遠來、對曰、聞使君到喜、故來奉迎伋辭謝之、

〔晉書 七十七殷浩傳〕浩少與溫齊名、而每心競、溫嘗問浩、君何如我、浩曰、我與君周旋久、寧作我也、溫既以雄豪自許、每輕浩、浩不之憚也、至是溫語人曰、少時吾與浩共騎竹馬、我棄去、浩輒取之、故當出我下也、

種類

〔骨董集 上編上〕竹馬

唐山の竹馬の戲は、後漢の時すでにあればいとふるし、御國の古代の竹馬は、唐山の竹馬とは異

なり、葉のつきたる生竹に繩を結びて手綱とし、これにまたがりて走るを竹馬の戯といふ、竹馬の友といへるは則是なり、左に摸し出せる古圖を見るべし、今の世のごとく駒の頭の形につくりたる物にはあらず、〇中略

古代竹馬圖

此圖は元祿十三年の印本圓光大師傳のうちより摹出せり、これは正和年中の古畫を摹して刻したるよしなれば、圖きたること久し、正和年中は今文化十年より、およそ五百餘年のとほき昔なり、ふるきをおもふべし、



訂畫苑（安永四年印本）に、百鬼夜行の古畫を縮し出せり、其うちに此圖あり、〇圖略　戯畫なれども、當時の竹

馬のさまをみる便にはすべし、好古小錄に、本朝畫史を合考るに、百鬼夜行は明德の比の古畫なり、明德は今こゝに文化十年より、およそ四百廿四年の昔なり、駒の頭の形につくる竹馬も、ふるくありし物なるべし、百鬼夜行はすべて戲畫の怪物なれば、竹馬に足をかきたるなどは、そらごとなるべし、唯そのおほむねをみんのみ、

唐山の古銅器に、童兒竹馬を持たる形を鑄たるあり、銅色宋時代の物といふ鑒定あるよし、その臨本を得て、竹馬のみをこゝにうつしいだせり、これを宋の宣和年間の物とさだむるときは、本朝鳥羽院の保安の比にあたれり、保安より今文化十年にいたりて、およそ六百九十餘年なり、古きをしるべし、兒五歲にして鳩車の樂あり、七歲にして竹馬の歡ありと、鳩車に對していへれば、唐山のは此圖の如き竹馬ならん、彼是を參へ考るに、生竹を馬にするは日本樣ならん、駒の頭につくるは唐樣ならん、中昔よりこのかた彼も是もありしなるべし、〇圖略

〔孔子談苑 五〕鳩車竹馬之戲

王元長曰、小兒五歲曰鳩車之戲、七歲曰竹馬之遊、

〔瓦礫雜考 一〕童戲

また小兒の竹馬のこと、此ことは、友人醒齋(岩瀨京傳)くさ〴〵あつめて、先に著せるものあり、(骨董集)今それに洩せることひとつ見出たるまゝ書出つ、高士奇澹人が天祿識餘に、唐路德延爲朱友謙書記、友謙行多不謹、德延作孩兒詩云、上略嫩竹乘爲馬、新蒲掉作鞭云々、この竹馬はこゝの古畫に見えたるが如く、葉のつきたるわかたけならんとおもひ居しが、近比南京燒の磁器の赤繪に、此かた書るを見て、おもひあやまらざりしことを知れり、よりて其圖をこゝにうつして和漢おなじおもむきをあらはす、

南京燒磁器の赤繪大明成化年製の六字あり

こゝの古畫に見えたるは、みな竹の葉のつきたるかたな地に引て乘りたり、この繪といさゝか違へるやうなれど、こは漢土にては定りてかくするにもあらざるべし、こゝのさまに

竹馬圖

むなしき事有べし、

〔嬉遊笑覽六下兒戯〕古の竹馬は葉の付たる生竹を弄べり、古畫にみえたり、又福富草子に童子の持たるは二本にして今の製に近く、但し木にて作りたる物とみゆ、

〔守貞漫稿二十八〕竹馬騎○中略今世京坂ニハ、長サ六寸許ノ馬ノ首頭ヲ煉物ニテ造之、粉ヲ以テ塗之表ニ畫キ、立髮ヲウエ、三尺許ノ女竹ヲ柄ノ如クニツケ、竹ノ端ニ板ノ小車二輪ヲツケ、首ト竹ノ接目ニハ、紅絹ヲ以テ包之、兒童乘之ノ體ヲナシ、マタギ遊ブ也、今江戸ニハ無之、

〔菅家後集〕山僧贈杖有感題之

昔思靈壽助衰羸、登科欇翁古木枝、節目含將空送老、刀痕削著半留皮、扶持無處遊花月、拋棄有時倚竹籬、萬一開眉何事在、㬢爲馬被小兒騎、

〔袋草紙三〕壬生忠見幼童之時、內裏ヨリ有召、無乘物ヲ難參之由ヲ申ニ、而竹馬ニ乘テ可參之由有御定、仍進此歌、

たけむまはふしかげにしていとよわしいまゆふかげにのりてまゐらん

〔江吏部集中〕述懷古調詩一百韻

優遊何所詠、身上復由緣、七歲初讀書、騎竹馬○下略

〔新撰六帖五〕むかしをこふ　　知家

竹馬におきふしなれしそのかみの世々はふれども忘やはする

〔夫木和歌抄二十七雜〕家集、さがに住けるに、たはぶれうた人々よみけるに、　　西行上人

竹馬をつゑにも今日は賴むかなわらはあそびを思ひ出つゝ

〔法然上人行狀畫圖一〕所生の小兒、字を勢至丸と號す、竹馬に鞭をあぐるよはひより、その性かし

こくして成人のごとし、

〔太平記十六〕正成首送故郷事

正行父ノ遺言、母ノ敎訓心ニ染、肝ニ銘ジツヽ、或時ハ童部共ヲ打倒シ、頸ヲ捕眞似ヲシテ、是ハ朝敵ノ頸ヲ捕也ト云、或時ハ竹馬ニ鞭ヲ當テ、是ハ將軍ヲ追懸奉ルナンド云テ、ハカナキ手ズサミニ至マデモ、只此事ヲノミ業トセル心ノ中コソ恐シケレ、

○

鷺足

〔運歩色葉集佐〕鷺足(サギヤウシ)（小兒所乘之物）

〔梅園日記一〕鷺足

今も遠江駿河、常陸、上野、豐後にて、鷺足といひ、（薩摩にてさんぎしといふは、鷺足の訛りなり、）相模、美濃、下野、陸奥、加賀、周防にて、高足ととなへて、竹二本に足踏かくべき木を横に結つけて、小兒の戯れに乘物なり、（京江戸大坂にては、たけ馬といふ、他國にもさいふ所あり、肥前にては高馬といふ、たけ馬は高馬の訛り歟、）

〔參考保元物語二〕爲義最後事

半井本云、長德ノ頃、花山法皇化モノヽマネシテ道ヲ行給、前足(サキアシ)ト云物ヲ召、

〔梅園日記一〕鷺足

按〇北愼言に、是はサギ足とありけんを、誤て前足と寫しゝならん、

高足

〔參考保元物語二〕爲義最後事

京師本、杉原本並云、長德ノ頃、花山法皇紅ノ袴ヲツギノベサセ奉リ、高アシニメサレ築垣ニ御尻ヲ懸ケ、ヨナ〳〵御遊アル事アリシヲ、〇下略

〔江家次第八七月〕相撲拔出

散更（之中有二一足高足侏儡舞等一）輪鼓獨樂呪師、

〔朝野群載〈三文筆〉〕洛陽田樂記　　仲江納言

永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、不知其所起、初自閭里、及於公卿、高足一足、〈中略〉一城之人皆如狂焉、

獨樂

名稱

獨樂ハ、コマツブリト云ヒ、終ニ略シテコマト云フ、獨樂、唐獨樂等ノ數種アリ、

〔倭名類聚抄〈四雜藝具〉〕獨樂　辨色立成云、獨樂〈都无末里、此間云、(都以下七字原脫、今據一本補)和名古末都玖利〉有孔者也、

〔箋注倭名類聚抄〈二雜藝具〉〕按、玖當作不、伊呂波字類抄訓己末川不利、康賴止觀、獨落訓己万川不利、大鏡、宇治拾遺物語、散木集物名歌亦有己末川不利、今昔物語或假借狛鵜字、鵜訓豆布利、見羽族部、皆可證玖字之誤也、〈○中略〉今陸奧南部俗呼豆作具利、〈○中略〉獨樂見江家次第相撲拔出條、按優婆塞戒經云、如轉獨樂、雖念々滅、因於身業、微塵力故、而能動轉、毗婆娑論云、若生滅觀未滿足時、便見諸行有來去相、若其滿足、見諸行無來去相、猶如小兒弄於獨樂、旋速則見如住、旋遲則見來去、齊民要術云、槌梜者、鎚作獨樂及蓋、皆即是物、又摩訶止觀云、身如獨落、口如春蛙、心如風燈、獨落蓋獨樂之異文、又按、帝京景物略載空鐘者、刳木中空、旁口盪以瀝青、卓地如仰鐘、而柄其上之中、別一繩繞其柄、別一竹尺有孔、度其繩而抵格、空鐘繩勒右却、竹勒左却、一勒空鐘轟而疾轉、大者聲鐘、小亦蜻蜓發聲、一鐘聲歇時乃已、今俗呼唐古万者蓋是、景物略又云、陀羅者木製如小空鐘、中實而無柄、繞以鞭之、繩而無竹尺、卓于地、急掣其鞭、一掣陀羅則轉、無聲也、視其緩而鞭之、轉々無復住、轉之疾、正如卓立地上、頂光旋々、影不動也、是即今俗呼獨古末者、通雅、惜千々、轉輪戲也、又南宋市肆記、載京瓦見戲之場、有惜千々、蓋如京師之放空鐘抽陀羅乎、形圓丸有鐏、以繩纏而放之、其轉不已、謂之千

千、或其遺稱、依₂其云₁扁丸、則蓋是今俗呼₂博多古末₁者也、辨色立成謂₂獨樂有₁孔、然則蓋景物略空鐘、今俗所₂謂唐古万也、

〔伊呂波字類抄　古〕獨樂コマツブリ ツムクリ

〔運歩色葉集　古〕獨樂小兒所翫物

〔增補下學集　下二器財〕獨樂童翫　狛同上

〔名物六帖　器財三玩好遊戯〕空鐘コマ帝城景物略○中略　陀螺コマ同上○中略　憎千千タウゴマ南宋市肆記○下略

〔日本風土記　四人事〕獨樂コマ哥賣

〔遊學往來　上〕少性之遊、○中略　獨樂廻、

〔倭訓栞　前編九古〕こま○中略　獨樂をいふも高麗より出たるか、日本紀に高麗の軍兵歌舞興₂樂といふ樂をこまと訓せり、倭名抄には、こまつくりと訓せり、宇治拾遺にはこまつふりと見えたり、

〔日本書紀　十四雄略〕八年二月、○中略　高麗王卽發₂軍兵、屯₂聚筑足流城、或本云都久斯岐城遂歌舞興₂樂、コヱアソヒ

〔日本書紀通證　十九雄略〕樂コマ　古訓音、古末、今俗獨樂云₂古末₁、蓋出₂于高麗樂₁、

〔嬉遊笑覽　六下兒戯〕和名抄古本に、都无求里、此間云₂古末豆久利₁とある十二字を、獨樂の下に分注せり、今昔物語に、狛鵅とあるはこまつぶりと訓べし、和名抄に鵅の注に、漢語抄云、都布利とあればなり、然らば獨樂をツムクリとも、コマツクリとも、又コマツフリとも、さま〴〵に稱へしなり、そをはぶきてコマといふ、○中略　古末といふは、もと高麗より渡りしものなるにや、都玖利ツクリは都无求里ツムクリの略と聞ゆ、ツムリはツブリにて是又略語なり、粒栗の義か、今物の矮短なる貌を、ヅングリと云も同義なるべし、

〔散木弃謌集　十雜〕隱題　こまつぶり

春の野にこまつぶりつむ淡雪をけたずておりて家づとにせん

禁令

〔享保集成絲綸錄四十五〕元祿十四巳年十一月

一頃日はやり候こま、堺町木挽町見物所にては各別、其外こま廻し候者之分、屋敷方江遣候儀は堅無用たるべし、其外町中にてこままわし候儀令停止候條、尤商賣にも一切仕間敷候、若相背においては可為曲事者也、

十一月

寶永三戌年十一月

一こま之儀御停止之旨、先年相觸候處、又々頃日諸こまと名付、廻し候由相聞、不屆候、こま廻し候儀は不及申、商賣いたし候ものも、急度可申付候之間、此旨町中可觸聞候、以上、

十一月

寶永七寅年九月

一先年も度々相觸候通、こま廻し候儀停止之所、頃日こま廻し候儀に相聞、不屆に候、彌こま廻し申間敷候、若相背者有之者、組之者相廻し、見合次第急度可申付候間、此旨町中可觸知候、以上、

九月

享保十四酉年十二月

覺

一頃日所々にてこま廻し候由相聞候、前々御停止に候間、廻し候儀は勿論、商賣等にも堅く爲仕間敷候、若相背候はゞ、急度可被仰付候條、此旨町中不殘可被相觸候、以上、

十二月

雜載

〔和爾雅五器財〕空鐘獨樂

〔倭訓栞前編九〕こま○中略唐こまは博千千也といへり

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕漢土空鐘といふものはたうごまなり、〇中略その聲ごんと鳴る故、江戸の小兒はごんごんごまといふ、安齋云、蟇目の音は小兒の弄ぶたうごまとて、竹にて作り候、これと同じ音にて候、漢土に惜千々といふ物は、これ今のはかたごまなるべし、
長崎歲時記、たうごま象ごまといへり、其ひゞき象のうなるにたとふといへども、象の聲するものすくなし、又同書に、ぶせうごまを鞭ごまといへり、これも打物の形、唐畫にかける馬のむちに似たるにや、又同じ類にはんとうごま、坊主ごまと云へるあり、是は博多ごまの如く、緖を卷てまはすとぞ、其圖をみるにはんとうごまは、水がめの形に似たる故の名歟、其故は同書方言の中に、水甕をはんどうがめとあり、又坊主ごまは、上圓くして凹に、下はほそく尖りたり、

〔燕居雜話六〕獨樂
閑田耕筆に和名鈔を引て、獨樂名、古末都玖利有孔者也とあり、然るに行成大納言小松つふりといふ物に、村濃の糸を添へて奉られたまふと云こと、小世繼に見ゆ、くりとふりとは通へども、まはすときはふる物なれば、ふりはことの本か、糸もてまはす物なれば、糸を添へたまふも聞えたり、有孔者也の註は、今世のさまに異なれば心得がたし、もし孔に糸を通してまはせしにやと云はれしは、獨樂に二種あることを知らず、且其物を見ざるからの誤なり、此に有孔者也と云へるは、俗に所謂半鐘ごまといふ物の事なり、其制、竹を丸きまゝにて三四寸許に切て、上下に蓋と底とを牢く入れて、竹を細く削りて心を通し、さて竹筒の脇腹へ細長き孔を三四分許に穿てまはすに、其孔へ風入りて聲をなし、殊に淸亮なる者なり、其圖左の如し、

まはすとき、上の心へ糸をなみよくきり〱と卷下して、如此なる竹へ、筒のきはまで卷つめたる糸の端を引込みて、心へ押當て一勢に引くなり、此の物今は京都には玩ばぬにや、

〔守貞漫稿二十八〕今制竹獨樂圖略

竹筒ノ皮ヲ去リ、上下ヲ桐板ニテ塞ギ、其中央ニ竹心ヲ貫キタリ、心竹ノ上ニ緒ヲ纏ヒ、緒ノ餘ヲ別ニ竹制ノ穴アル物ニ通シ、此竹ヲ心ニ當テ、急ニ緒引解クニヨリ回轉ス、蓋筒ノ一方ヲ圖ノ如ク竪長ニ穿チ、回轉ノ時風入テガウ〳〵ト響キ鳴ル、京坂專ラ祭祀ノ日社頭ニ賣之、今日稀トス、

江戸ニテゴン〳〵獨樂ト云、稀ニアリ、

〔續山井夏〕夏虫付蚊蚤蠅

たうごまの花のうなるやあぶの聲　播州烏[illegible]住 利重

〔和爾雅五鱗殻具〕陀螺

〔和漢三才圖會十七嬉戯〕海螺弄

按、不知始何時、田夫野子所弄也、用海螺空殻、研平頭尖、塡圓尻尖、卷絲繩引舞之、席盆中、二三螺以爲勝負、所擊出者爲負、其先入者曰伊加、後入者曰乃字、如擊合同出謂之張、張則伊加爲勝、凡出於熊野海螺厚堅也、

〔和漢三才圖會四十七介貝〕海螄俗云波比

按、海螄生海中、小螺也、○中略紀州熊野之產、大而厚、其大者長三寸許、小兒取其殻、打去頭尖、令平均、塡細苧縄纏之爲戯、

〔嬉遊笑覽六下兒戯〕蛇螺と漢土に云も、螺をまはしたるにこそ、今のばいごまは木にて作れり、寛延寶暦の頃までも介殻にてありしと見えて、その頃の繪に見ゆ、まはす緒はかたごまの緒のごとし、これにてはこままひ終らむとする時、打たゝくに不便なるべし、今は作り革を細く截て、短き竹のさきにつなぎたり、越谷より日光山のわたりにて、ぢたしばうといふ、其形尖りたる處いささかくびれて、木口に穴をはらず、緒を竹に付たることは同じ、ぢたんばうとは地蹈々房なるべ

し、地蹈々は俗にぢだんだふむといへる是なり、房は例の人に准へていへること常に多し、

〔燕居雜話六〕獨樂

陀螺は江戸にてばいごまと云物なり、田舍の方言にジンダンボ、またはジングリなど云にや、其形小さき丸木もて、のごとく削り立て、細き鞭のさきに一條の紐をつけて、くる〳〵とからみて引起し、紐もて鞭すれば、鞭するに隨てまはる、都下の兒童等の玩ぶものには、まはして聲をなすものなし、瑜尾〇日が七八歳の頃もて遊びしは、田舍漢の製し與へし物にて、杉あるひは檜の枝の心もて作れるを、葛の皮もて鞭にかけてまはしぬれば隨て聲をなす、空鐘の如きにはあらねど、鈍く濁れるこゑのうめくもをかしく、今猶耳に在るも、むかし戀しくなむ、〇中略 近頃江戸繁昌記をかける寺門何某が、淺草觀音の奥山のことをいへる所に、源水がまはせるこまを陀螺と書けり、源水はいかでばいごまをばまはしけむと、腹筋よられて可咲かりき、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕獨樂　和名古末都玖利

按、獨樂與海螺弄物異趣同、蓋海螺乘爲賭見勝負、獨樂不爲賭、故名之乎、其製不一、近世筑前博多獨樂削木如蓮房形、大可拳、以鐵釘爲心、纏卷絲繩引舞之、元祿年中盛行、得於習練者、於纖枝或線繩上亦舞之、

〔守貞漫稿二十八〕貝獨樂

バイゴマノ名未開之ドモ、余ガ推テ名之、俗ハ貝バイトノミ云ナリ、京坂ノ男童、貝徳ト號ケ、貝ヲ回シ勝負ヲナス、先其戯レハ砂糖或ハ索麪等ノ空櫃ノ蓋ヲ除キ、其上ニ莚ノ類ヲ帖ミ蓋トシ、間トナシ、二童各一貝ヲ投入レ回ス時、相當テ彈キ出サルヽ方ヲ負トシ、殘リ回ル方ヲ勝トシ、專ラ貝ヲ賭トシテ勝タル方ヘ負タル方ノ貝ヲ取ル也、文化頃ヨリ今ニ至リ行レ、其始ヲ知ラズ、

右ノ如ク、賭物トスルガ故ニ、貝底ニ鉛ヲワカシ入レ、其上ニ䗶蠟ヲ以テ不傾ヤウニ埋之、表ニハ

朱或ハ靑蠟ヲ以テ平トス、多クハ童ノ自製ニ非ズ、店アリテ賣之、價三五十錢ヨリ、右ノ如キハ百文バカリモアリ、鉛ヲ用ヒザルヲ、カラバイト云、屑トセズ、江戶ニテハ右ノ如キ精製無之、番太郞小屋ニテ貝売ノ全體ナルヲ賣ルノミ、一價二錢也、買之テ自製ニ上ノ方ヲ缺キ去リ回ス、江戶ニテモ賭トスレドモ行ナラズ、鉛蠟ナド稀ニ用フルノミ、

〔守貞漫稿二十八〕叩キ獨樂

是亦獨樂ノ一種也、昔ヨリ在之歟詳カナラズ、江戶等ニテ天保頃童部弄之、京坂ニハ行レザリシ、木ノ挽物也、白木ノマヽ彩ナシ、高サ一寸五分バカリ、是ヲ回轉セシムルニハ、右ノ如キ竹、或ハ木ノ端ニ木綿ノ細長キ裁ヲツケ、是ヲ鞭トシテ打擲キ回ラス、故ニタヽキゴマノ名アリ、

右ノ叩キ獨樂ハ、貝獨樂ヨリエミ出セル物歟ト覺ユ、其形乃チ貝ニ似タリ、

〔用捨箱下〕錢獨樂流行

元祿のすゑ寶永のはじめの頃、何人歟錢獨樂を工いだし、一時流行せし事あり、

〔嬉遊笑覽六下見戲〕手車錢ごま、晴人傳に、享保の初め、手車といふもの賣出あり、糸もて廻して是はたがの玄やといへば、これはおれがの玄やと答へて、童部買てもてあそぶ云々、これは土にて小く井戶ぐるまの如く作り、糸を結付、その糸を卷付て、糸の端を持てつるし下れば廻るなり、それを上にすこし玄やくれば、糸おのづから車にから卷ていつ迄も舞ふ、今もあるものなり、おもふに錢車とて、田舍の兒女、錢の穴に箸などをとをし、短く切たるにて、木綿を糸にとる、かの手車は中に心棒なければ其、これより出たるものとみゆ、又件の錢車を土にて作り、心棒を管にして糸を卷、左の手の指にて心棒の上下を押へ地に廻し、つまみて掌にとる物あり、是を錢ごまといふ、柳亭子云、元祿の末、寶永のはじめ頃、何人か錢ごまを作り出し、一時行はれたり、白梅園鷺水が新玉櫛箇、寶永六年の印本なり、其中に香山梅之助と云人あり、常に獨樂を翫びしが、ある時文錢六七文、

獨樂例

又は十文ばかり、筆の軸に貫き、別に心木を通し、糸を巻てこれを舞し丶が、是が爲に記を書て曰、獨樂よ獨樂よ、汝時を得たり、一ころ楊弓の柱に催促せられ、行成の紙袍を著て、射もきの座に連りしさへ、珍らしき事にいひたりしに、綾錦金襴の衣服きらびやかに、眞紅紫の組糸を帶にし、猩猩緋羅紗の蒲團に、象牙玳瑁の杖をつき、一曲の舞に錦の袂を飜せば、滿座頤を解て喜び、中略すががき、永代橋、何くれの曲に長じたるものは賞美せられて、時代蒔繪の箱の中に豐に眠り云々あり、すが丶き、獨樂の舞ふ中にすが丶き幾遍彈、永代橋も松の葉に載たる端唄の名なり、これも同く其まふ中に彈うたはる丶間あるなり、小兒の翫弄のみには非ず、酒席などの興に舞し丶なりといへり、然らば手車は土にて作れるに習ひて、錢ごまも土にて作れることになりしが、今のは四文錢の形なれば、いと近き制と云らる、今も下總千葉の邊には、若き者ども日待などの遊びに、各錢車を作りてもちより、これを舞して少しにても永くまふを勝とし戲る丶、長崎などにも錢ごまは錢を五六文かさねたるなり、

〔守貞漫稿二十八〕錢獨樂

是モコマノ一種也、元祿中始テ製レ之、文字錢六七文、或ハ十文ニ、短キ管ヲ貫キ、管中ニ心木ヲ通シ、緒ヲマトヒテ、回轉ノ機ヲ設ク、當時專ラ娼家ノ宴席ニ幇間等巡レ之、巡リ畢ラザル間ニ、三絃或ハ淨留里ノ道行一段等ヲカタルヲ興トセシコト或書ニ載タリ、土製ハ周黑ク、面ニ四文錢ノ背形ヲ摸シ、鍮泥ヲヌリ、中ニ一管及心木アルコト同前、大サ圖ノ如シ、圖略

〔江家次第八七月〕相撲拔出

散更之中有二一足高足、侏儒舞等一輪鼓獨樂呪師

〔大鏡五伊尹〕御かど山〇花をさなくおはしまして、人々にあそびものまゐらせよとおほせられければ、さま〴〵こがねしろがねなど心をつくして、いかなる事をかなど、ふりうをしいで丶もてま

いりあひたるに、この殿はこまつぶりにむらごのを付て奉り給へりければ、あやしのものゝさまや、こはなにぞととはせ給ひければ、ゑかく〳〵となん申、まはして御らんじおはしませ、けうあるものになど申されければ、南殿に出させ給ひてまはさせ給ふに、いとひろきとのゝうちにのこらずくるべきあるければ、いみじうけうせさせ給ひて、是をのみつねに御らんじあそばせ給へば、こともものどもはこめられにけり、

〔宇治拾遺物語十三〕今は昔、三河入道寂昭〇大江定基といふ人もろこしにわたりてのち、唐の王やんごとなき聖どもをめし集めて、堂をかざりて僧膳をまうけて經を講じ給けるに、王のたまはく、今日の齋莚は手ながの役あるべからず、おの〳〵我鉢を飛せやりて物はうくべしとの給、〇中略日本の方に向て祈念して云てゐたるほどに、鉢こまつぶりのやうにくるめきて、唐の僧の鉢よりもはやく飛て、物をうけてかへりぬ、

〔黑田臣翰譜〕岡田三四郎ハ、尾州星崎城主岡田長門守ガ子也、星崎落城ノ時、其妾ノ□□□歳獨樂ヲ打テ遊ビ居タルヲ見テ、此子世ノ常ナラヌ生レ付ナリ、奉公人ナドニハセマジキカト、譯ナセクレバ、〇下略

〔好色一代男五〕命捨てゝの光物

よい年をして螺まはし、扇引、なんこ呼びて、自と子供心になりて立噪ぎ、〇下略

〔武江年表九〕嘉永二年三月六日より、獨樂廻し竹澤藤治改梅升、其子萬次郎改藤次とともに、兩國橋西詰に、大なる假家をしつらい、獨樂に幻戲(てじな)の曲を交へ、先年に倍したる奇巧をなして看せ物とす、見物の諸人群集をなし、九月の末に至て停む、

〔江戸繁昌記初篇〕金龍山淺草寺

有機關然耶、有幻術焉耶、陀螺則從畫面運場、松井源水者媒此伎以賣藥、初則以便面、以烟管、反覆役

承、一拈手中、卽活卽死、側裁竹竿、長可丈、竿頭冒轍、轍邊周以紅帛、中桂絲垂下、乃運一大陀螺、令其自走上焉、上窮入轍、於是遣一小陀螺促迎之、而大小並相逐下、眞如有口告、有耳聽、有手援、有足走、然則人之有耳目、而無知、陀螺之不如也、則儒之有知而無其行、陀螺之不如云、猶未矣悲夫、

〔守貞漫稿二十八〕獨樂コマト訓ズ、或云ニ陀螺ノ字ヲ用フ、獨樂ヲコマト訓スコト、後考スベシ、予按ズルニ、コマハクルマノ略語歟、クルヲ約レバ、コトナルヤ否哉、予ハ不學、故ニ不辨之、後日識者ニ問アキラムベシ、男女兒童ノ遊戲前ニ云ル如ク、昔ノ比々丘女ノ遺風以下甚ダ多ク、又全ク廢セズ、往々行之ト雖モ、今世ノ小兒ハ、三都トモニ世智辨ニ早ク、此故ニ戲事ト雖モ、自ヲ古風ヲ爲スコト稀也、唯今世ニ專トスル遊ビハ春ノ凧、平日ハ四季トモニ獨樂ヲ翫ブヲ專ラトス、三都トモ從來齒拔及齒磨ヲウル矢師仲間ノ辻商人ニ、獨樂ヲマワスノ妙手アリ、大坂ニテハ松井喜三郞ト云ガ上手也シガ、今モ然ル歟、江戶ニテハ淺草觀音ノ境內ニ、松井玄水ト云齒拔店妙手也、將軍淺草御成ノ日、上覽アリシ以後、御成先御用ノ符ヲ拜領ス、又竹澤東次モ妙手也、嘉永ノ初、江戶兩國橋西、及京坂ニテモ、小屋ヲ作リ錢ヲ募テ見物ヲ集ム、道具立種々ノ意匠アリ、大ニ行ル、兩國ニハ其後再ビ出タリ、去年ノコト也、倣之テ種々ノ機關アル獨樂等ヲウル、小獨樂ニ提灯ヲ仕込、或ハ二重製ニテ握之テ坐ニ置クニ、猶止ラズ回轉スルナド也、又江戶親父橋西詰ノ床見世ニテ金藏ト云者、獨樂ヲ製シウル、名工ニテ名高ク古クヨリアル也、金造獨樂ト世ニ稱ス、又江戶壹ノ二人廻之相當テ勝負ヲ專トスルハ、嘉永二三年以來ノコト也、

紙鳶

紙鳶ハ舊ク紙老鴟ト云フ、後世ノ俗、イカノボリ、又ハトビダコト云ヒ、又略シテイカ若シク

名稱

ハタコトモ云ヘリ、竹ヲ骨トシ、紙ヲ張リテ、鳥、魚、又ハ雜物ノ形象ヲ作リ、此ニ糸ヲ附シテ空中ニ飛揚セシムルモノナリ、

〔倭名類聚抄 四雜藝具〕紙老鴟　辨色立成云、紙老鴟(世間云師勞之、)以紙爲鴟形、乘風能飛、一云紙鳶、

〔箋注倭名類聚抄 二雜藝具〕按、紙鳶見通鑑梁高祖紀、唐書田悅傳、及續博物志、紙老鴟之名未聞、按今俗登毗太古即是、又按、關東呼太古者、關西謂之以加、

〔類聚名義抄 九鳥〕紙老鴟シラウシ　雜藝類

〔伊呂波字類抄 志術藝〕紙老鴟シラウシ雜藝具也　〔同 志雜物〕紙老鴟シラウシ　紙等鳥同

〔和爾雅 五遊戲具〕紙鳶イカノボリ(紙鷂風鳶同、其有箏者名風箏、)

〔書言字考節用集 器財七〕紙鳶イカノボリ(俗云、爲軍用、韓信所造、見事文類聚、事物紀原、活法、)　風巾(又云紙老鳶、)　鳥賊幟和俗所用　紙鳶タコ(又云紙鴟、)

〔名物六帖 器財三玩好遊戲〕風鳶イカノボリ(唐書田悅傳、張伾以紙爲風鳶、高百餘丈、過悅營上、悅使善射者射之、不能及、遂達援軍之得者、)　風箏イカノボリ(又詢芻錄、風箏即紙鳶、又名風鳶、初五代漢李鄴於宮中作紙鳶、引線乘風爲戲、後於鳶首以竹爲笛、使風入作聲如箏、俗呼風箏、事物紀原、紙鳶俗謂之風箏、)　毫兒イカノボリ(劉侗帝京景物略、春場、有風鳶戲、俗曰毫兒、)　風禽イカノボリ(名物法言、風禽曰紙鷂、紙鳶、)　紙鷂イカノボリ　紙鳶共見上　鷂子イカノボリ(陸游詩、鷂下紙鳶也、一曰風箏、)　紙鷂イカノボリ(類書纂要、放風箏、紙鷂、紙鳶、)　八角紙鷂イカノボリ(續□史、八角紙鷂、闊二丈、長二尺、又曰風鳶、)　春鷂イカノボリ　風瓦イカノボリ　風鳶イカノボリ共見上　飛紙鷂イカノボリ(玉篇、鸇、鷂、飛紙鷂風禽也、)　放風箏イカノボリ[illegible]　放紙鳥イカノボリ曾正

〔七修類藁 二十二辨證〕紙鳶

紙鳶、本五代漢隱帝與李業所造、爲宮中之戲者、見李業傳、而紀原以韓信爲陳豨造、放以量未央宮之遠近、又曰、侯景攻梁臺城、內外斷絶、羊侃令小兒放紙鳶、藏詔於中、以達援軍、二說俱不見史、且無理焉、線之高下豈可計地之遠近、羊侃又何必令小兒放之、放之而紙鳶之墜、又可必在於援軍地耶、其爲李業所始無疑、俗曰鷂子者、鷂乃鷙鳥、飛不太高、擬今紙鳶之不起者、曰風箏者、乃古殿閣之簷鈴、俗以名今之帶弦之紙鳶也、各有意義、風箏風琴丹鈴總論辨之明矣、

〔續博物志 十〕墨子作木鳶、飛三日不集、公輸子之雲梯、墨子之飛鳶是也、

禁令　種類

〔物類稱呼四器用〕紙鳶いかのぼり　畿内にていかといふ、關東にてたこといふ、西國にてたつ又ふうりうと云、唐津にてはたこと云、長崎にてはたと云、上野及信州にてたかといふ、越路にていか又いかごといふ、伊勢にてはたと云、奥州にててんぐばたと云、土州にてたこと云、上がたにては、いかをのぼすといふ、江戸にて、たこをあぐるといふ、東海道にて、たこをのぼすといふ、相州にて、たこをながすと云、

〔安齋隨筆後編四〕一イカノボリ　京の詞也、江戸にてはタコと云、古代はシラウシと云、○中略古は鳶の形を作りたり、後代さま〴〵の形を作る、下に長き足を付たる體、烏賊にも鮹にも似たれば、イカノボリともタコとも云也、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕古は音にて紙老鴟と呼びしにて、もとこゝの物にはあらぬにや、いかのぼりは、畿内にての名なり、

〔厳有院殿御實紀九〕明曆元年正月廿日、此日市井兒童紙鳶をもてあそぶ事を禁せらる、

〔鹽尻七十五〕此春○享保八年京師いかのぼりをあげ侍る事法に過たり、四月朔日令して是を禁せられし、先年京師大火の春かゝる事ありし、よからぬ時尙といふ人も侍るとなむ、

〔天保度御改正諸事留一〕天保十二丑年十一月　市中取締掛り名主共○中略

凧之儀、近來繪柄彩色等、無益ニ手を込、高直之品も有之趣相聞候、此節仕込候時節ニ付、右體之品決而拵申間敷、尤兼而申渡置候通、大キ成凧仕込申間敷候、右渡世いたし候者共江、急度可申渡置候、

右之通申渡候間、不洩樣一同江早々申通、已來遺失無之樣可致候、

右之通被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

天保十二丑年十一月廿九日　安針町名主　雄左衞門○下略

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕紙鳶いかのぼり　紙鳶　風箏　紙老鴟　和名師勢之、今云烏賊、關東謂章魚、

按、辨色立成云、以紙爲鴟形、乘風能飛者也、鴟鳥鰂、章魚、因形名之、或以絹帛爲之、春月小兒多弄之、主大者大人以爲戲、

〔風箏全書〕紙鳶諸圖

鳶風箏、後世鳶、奴風箏、南蠻紙鳶、鯰風箏、蟬紙鳶、〇圖略以上

凡風箏に百品の製あり、悉くあぐるにいとまあらず、圖する所は万分の一のみ、中古四谷鳶といふをもてあそぶ、武州四谷より造り出せる樣に、世俗云傳ふるといへども誤りなり、夜通耶鳶なり、晝夜能ありおほするの名なり、夜を通して揚るといふ心なり、耶の字は付字なり、佛家に三昧耶といふがごとし、三昧はよねんなきかたち、耶は付字なり、

〔燕石襍志〕一物の名

江戸四谷より鳶の形に作り出せしを四谷鳶といふ、鳶はこのもの、本なり、その名を章魚鳥賊に奪れたるは朽をしきや、去年の春かくぞよみける、

くれ竹のよつやといへばいかのぼり鳶よりも鳶に春めく

〔奴師勞之〕一やつこだこは、鳶だこの形をうつして、足を尻尾にしたるもをかし、是は安永の始より出來たり、其頭木室卯雲〈二鐘亭と號す、後白鯉館と改む、〉發句に、

初午や地に白狐天にやつこだこ

〔蜘蛛の糸卷追加〕紙鳶

寬政の比迄のいかのぼりは、今の如く〈寬永〉横骨多くいれしはなく、八枚張以上ならでは七本骨はなし、繪樣は京山翁〈〇岩瀬〉が本書に云はる、如し、されば價も今より下直なり、一枚張十六孔、二枚張三十二孔、四枚張八枚張も一枚十六孔に價定まりてひさげり、然りしに寬政八年の頃、鐵砲洲船松町に室崎屋と云ふが、今の如き手を盡くしたる畫樣をなし、大凧仕立と唱へ、一枚張にて骨

七本なるを賣り弘めし事ありき、價は昔しに一倍して、一枚張三十二孔なりしに、小兒の頃此凧をあげざるを耻とせり、是余の居宅の邊りの凧屋に近き故なり、其後京橋彌左衛門町と覺ゆ、和泉屋と云ふに室崎屋と同じ凧を商へり、是今の如く凧の奢侈になりし始なり、

〔賤のをだ卷〕一翁〔○森山孝盛〕が子どもの時は、〔延享寛延〕世上にて凧を上るに、樣々の物好をして、尤大凧をも上たり、翁は生質餘り凧を好まざりしが、夫へ西の内紙十六枚張にして、朱の洲濱を書きたる凧を、人の拵てくれたりしを、三河臺へもち行てあげ付て、清水坂を引てかへる、屋敷のうちへ入れやうなかりければ、土屋の屋根へ兩方より階子をかけ、若き侍ども糸を持て長屋を持こして庭へ入たり、齋藤靭負〔御小性組、屋敷は三河臺下、〕が所にては、子供はなかりしかど、西の内紙三十六枚張の凧を拵へて上たり、畢竟は大人の慰にて、子どもの所作にてはなし、〔○中略〕其外八ッ花、九曜のほし、蜈蚣などいふ繪だこをよく拵へて、家々にて上たり、釣合六ヶ敷凧を上手にしたり、中々今の子どものごとく、おとなしく一二錢の袖凧鳶だこを貰ふて、子心に上りもせぬに、ひとり欠廻りて樂しみ、日をくらす樣のことにてはなかりき、次第に人の心利辨にさとくなりて、二十年來中々不用のものを費して、たこなんどに金錢を遣ふことはなし、是等は人情のおとなしく成たるか、又おとろへたる歟、はかりがたし、

〔蜘蛛の糸卷〕うちはうり　扇賣　いかのぼり

凧も二枚張四十八文、繪は杉の立木に片馬居、浪に日の出、雲に舞鶴の羽など、いかにも麁末なる繪なり、こはおのれ〔○岩瀨京山〕が七つ八つの時なり、〔安永四五年、安永は九に改元、〕其後十二三の比〔天明元年〕にいたりて字凧と唱へて、龍、蘭、鶴の字など、雙鉤字のめぐりを、藍又は紫に色どりたるを、珍とし寶として喜びけるに、今の字凧は下品として子供よろこびず、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕今も一種すがだことて鳥を作る故、からすだことも云ふ、其外諸鳥の彩色したる

もあり、苧糸にてたこの數多くつなぎて、一すぢのすが糸にてあぐるものあり、此物江戸などには、春の戲とすれ共、諸國他時に弄ぶところ多し、

〔江戸辨慶〕紙鳶幟

吹閑よ乙女の妾小袖だこ　保樫友夕

親の恩のぶるに長したこのいと　口慰

今の列子糸わくおもし人形だこ　尺草

引窓や空に障子をいかのぼり　譯波

〔風箏全書後編〕拷　撓　可欺　熨　亢熨　風車〇中略

童謠にいふ、たこ〳〵干だこ、あがつたら燒て喰はふ、さがつたら煮てくはふ、これ風箏をもて遊ぶもの志らずむばあるべからず、いかをのぼす事、雲井はるかに糸をやりはなち、かぎりなきをたつとぶといへども、亢熨する時は、かへりて落つ、これを嫌ふ詞にて、あがつたら燒てくわむといひ、さがりてあがりがたきいかは、用に立ざるをもて、さがつたら煮てくわむとせむ、尤意味深しとす、學者つとめて志るべし、

飛揚法

拷法三段之習之事

大のし〇圖略、以下同、　七五三の事　細波の事

右圖のごとく、尾により見わくる功者のいる所なり、其外井戸或隱撓杯とて盡く秘事ありとぞ、

〔南畝莠言上〕楊子方言に云、絡謂之郛、注所以轉甕絡車也、此絡の字妙也、今小兒の紙鳶を放に、絲をやるといふは、この絡の字なり、

〔雍州府志七土產〕風車〇中略　兒童造紙鳶、著絲乘風而操之、使飛揚空中、至夏節則不揚、是又足見春陽上升之氣、其高舉者衝天、動失其形、納之時徐々而受風索下之、若緊急索之、則絲絕失紙鳶所之、或以

飛揚時節

紙造烏賊之形、故或謂烏賊旗、

〔風箏全書〕雨中に紙鳶を昇事

麩を能ねり日に干かため、細末にして、是をねりてのりとし、骨を付るなり、夫より紙へはひましの油を煮かへして引なり、糸の仕様は、玄ぶを引能干し、ざつとうるしを引べし、尾のこしらへ方は、すくりわらを能うちて縄とし、玄ぶを一へん引、其上へあぶらを引べし、如斯して雨中にあぐる、聊も障りなし、

夜の風箏の事

能あけつけうなりをも付て、雨戸のふし穴より糸を通し、其糸を我まくらに結び付、是をまくらとし、糸耳に付くやうにして休み居るなり、うなり糸にひゞきて、ぶう／＼といふ、其音止むか、糸たるみたらば、油断すべからず、

南風に南へ紙鳶を昇事

先紙鳶を風にまかせて上げ付、雲のうちへ入、紙鳶の見へざるを度とす、尤糸は二筋なるべし、其糸江別の紙鳶をさるにやるこゝろなり、妙術なり、〇中略

風箏競戰之事

圖のごとく、肩に鎌を付、尾にも付て、敵尾をつれば尾にかけ、敵の風箏をづた／＼に破る、又敵の糸目際へ肩を當てゝ糸をきる、其わざ能玄ゆくする時は、自在にして勝を取るなり、懸待表裏進退虛實よろしく察すべし、

〔日次紀事二月〕自當月至三月、兒童造紙鳶、乘風而揭之、是謂伊加乃保里、或謂多古、

〔夏山雜談五〕紙鳶ハ春ノモノニテ、俳諧連歌ニモ二月ノ季ニ用ウルナレドモ、大坂ナドニテハ五六月、西國邊ハ七八月兒童ノモテアソブナリ

〔東都歳事記 四 十一月〕當月ごろより三春の間、小兒紙鳶(イカノボリ)をあげて戯とす、關東の方言にはたこといふ、

〔風箏全書 後編〕江戸紙鳶をもて遊ぶ事、子の月よりはじまり、辰の月に終はる、子は十一月なり、一陽來ふくにはじまり、辰は今の三月なれば、こゝに畢る、世俗三月のさがり風箏ととなへて、その暮春にして止む、三河の國などは四五月專はら風箏をもて遊ぶ、紙鴟風箏みないかのぼりと訓ず、關東にいふたこの事ぞ、

〔風箏全書〕紙鳶は俗風箏といふ、○中略 江府におゐては正月二月の頃專らもて遊ぶ、所により四五月の頃用る國がらもありと聞ゆ、

〔海錄 十三〕南野日記 是は西條公和、通僻一純、南塾は別號なり、此日記は旅中以後柳川の事ども記して國家へ贈りし册なり、

廿一日、濱松の邊にて、此節凧をあげ申、

〔翁草 八〕增上寺釣鐘之事

瑞軒 ○川村 が機變の事、十が一を擧て云はゞ、○中略 或ル時同寺 ○增上寺 本堂の棟瓦破れ落たるを、入札に被仰付る處に、瓦は僅ながら、足代人夫等に多く費るに仍、入札直段過分に高直也、瑞軒が札は外より三分一にも不及、安札なれば、是へ被仰付、如何成仕形にやと人々思ひしに、折節春の頃にて、東風の吹を考、大成凧巾(イカ)を造り、本堂の棟を越る程にのぼせて、能時分狂はせ落しければ、凧巾は本堂に跨る、其時件の凧巾を捕まへて是を引く、其糸盡たる時に、少し太き糸を繼て緩引にさせ、段々に前よりふとき糸を繼、後には釣瓶繩程にして、夫より大綱を二筋にして是を引せ、此大綱堂の棟を跨る時、前後四方に鞁と杭を打、能程にかうばいを附け、綱を引堅め、是を親階子にして階子の子を幾つも拵是に結付、段々に上りながしに是を拵行、皆時に丈夫成綱階子出來たり、如此して僅の人夫に瓦を持せ登せて、速に破瓦を取替たると也、

〔浚明院殿御實紀附錄〕一これもおなじほど〇德川家治幼年時のことなりしが、山ざとの御庭にて御伽の衆に紙鳶をはなたしめ御覽ぜられしことあり、折ふし雪降し後にて風はげしかりしかば、糸にていづれも指をすり血出けるを御覽ありて、糒をめしてとり〲にたまひけり、各その糒をかけしかば、指をそこなふ患なかりしとぞ、内山七兵衛永清後内匠頭もそのときまだ幼して御伽をつとめければ、人々とおなじく賜はりしとて、いまもその糒を家に藏したり、

又同じころ、風つよくして紙鳶のいときれて行がたなくなりしを、こゝろうく覺したる御氣色ありしとき、御側の年老たる者申けるは、紙鳶うせたらんにはいく度も奉るべし、有章院殿〇德川家繼の御時には、風あらき日わざといとをきりはなちやりて、飛行さまを御覽じたいしみたまひき、天下をたもち玉ふ御身にて、わづかに一物のうせたりとて、御心をなやましたまはむやといさめ奉りければ、とかく御いらへもなかりしが、其後風あらき日仰けるは、今日は紙鳶をばもてあそぶまじ、糸きれてなくなりたるをゝしむにあらず、その紙鳶落たらんところにて、よもたゞには捨置じ、必拾ひとりて申いでむ、さあらば下々のもの等が心を勞することあるべし、我一人のたのしみに、おほくの人を勞せんはあるまじきことなりと仰ければ、はじめ諫たる人おのれの心たらざりしを恐れけるとぞ、御幼年より慈仁の御心ふかく、か樣なる御擧動つねにましましけるとぞ、

〔甲子夜話〕三蕉軒云フ、風俗ノ時ニ從ヒ移易スルコト、其一ヲ言ハン、某ガ幼年ノトキ、毎春風鳶ノ戲ヲ、今ニテ回想スレバ、信ニ盛ヲ極メシト云ベシ、ソノトキハ擧世一般ノコトユヘ、誰モ心付ク者モ無リシ其頃ハ實家ノ鍛冶橋ノ邸ニ住シガ、南ハ松平土佐守、北ハ松平越後守ニテ、土州ノ嫡子、越州ノ弟某ト鼎峙シテ、各盛事ヲ盡シタリ、且又互ニ風鳶ヲカラミ合セ、贏輸セシトキハ、附ノ者伽ノ子共ナド計ニハ無シテ、家中ノ若輩皆集リテ力ヲ戮セ、人々戲ニハ無ホドノ氣勢ニテ、一

春ノ間ハ誠ニ人狂スルガ如シ、風巾ノ大ナルニ至リテハ、紙數百餘枚ニ至レリ、其糸ノ太サ拇指ホドモアリキ、風ニ乘ジテ上ル時ハ、丈夫七八人ニテ手ニ革ヲ纒ヒ、力ヲ極メテヤウヤクニ引留タリ、或時手ヲ離サヾル者アルニ、誤リテ糸ヲユルメタレバ、其者長崎ノ屋脊ヘ引上ラレ、落テ幸ニ怪我ナカリシガ、危事ナリトテ、家老ヨリ諫出テ止タリシコトモアリ、流石土州ハ大家ノコトユエ、種々ノ形ニ作リ成シタルモノ數多アリシガ、扇ヲツナギタル數三百マデニ及ベリ、又鯰ノ形ニ作タルヲ某ガ爭ヒ得シニ、其長サ頭ヨリ尾マデニテ、邸ノ半アリケル、風箏ナドモ奇巧ヲ盡シ、鯨竹唐籐ノ製ハ云マデモナシ、銅線ナドニテ其音ノ奇ナルヲ造レリ、世上皆此類ニテ枚擧スルニ遑アラズ、天晴風和スル日、樓ニ上リテ遠眺スレバ、四方滿眼中遠近風巾ノアラヌ所ハ無キ計ナリ、今ハ小兒ニ此戯ヲスルモ少ク、偶アリテモ、小キ物カ形モ尋常ナルノミナリ、高處ニ眺瞻シテモ、數ルボトナラデハ見ズ、カク迄世風モ變ルモノカト云ケル、

〔嬉遊笑覽〕六下兒戯 長崎歳時記二月條、此月より四月八日まで、市中にて凧を放ち樂む、快晴の日は、金比羅山などへ行廚を携へ行てこれを放つ、風巾の製一ならず、ばらもん劍舞箏、宵ばらもん入道ばた、奴ばた、百足ばた、蝶ばた、障子ばた、日本ばた、あこばた、かはほりばた、とんぼうばた、桐に鳳凰、海老尻、天下太平、天一天上、大吉等の文字を作るもあり、又つるはかしと云事あり、硝子を細末にして糊に和し、是を苧よま引つけ、日に乾し、風巾にかけて放つ、硝子よまと云ふ、手元は常の苧よまなり、互にこれを以て、町をへだて谷をさかひて相かくる、術の工拙あり、よまとよまとすれあひ、遂にきれ行を負とす、又十日金比羅祭禮參詣群集す、麓の廣野に毛せんをしき、べんとう携へ、大人小兒凧をかけて勝負を爭ふ、此日市中のはた屋共野中に假店をしつらひ、硝子よまはたを商ふ、人々これが爲に數百錢を費すといへり、其凧の圖を見るに、ばらもんと稱するものは、もと蠻製と見ゆ、またさも思はれぬかはほりばたなども同じものと見えて、出島内の黒坊ども是を

紙鳶具

造りて、海をへだて、市中の者とつるはかすことありといへり、ばかしと云は奪ひ合ことなり、其唐製のさまなる凧も見えたり、崎陽の俗多く家業に怠り、浮靡の樂のみ專らとす、因て此樂より爭論をなし、互に疵を蒙り、又は田畑を蹈あらし、ま、公に訴出る事などあり、他邦になき處古來よりの土風となむ、無益いはん方なし、

〔風箏全書〕道具の事

棧股(さんまた)〇圖略、以下同、　糸捲(篗共云)　繰車(さうしや)

呻(うなり)之事

くじらを薄くして用ゆ、中の通りを極薄くすれば音替りするものなり、秘事なり、竹うなりは女竹のなまなるを薄くして用ゆ、くじら竹共なきときは、女の髮を結ひたるたけ長を薄くへぎても用ゆ、かぼちやのつるのほしたるを水に付け置、薄くして弓にはり用ゆ、弓のはづにくだを付る流もあり、利方にはくだなきがよろしといふ、

雜載

〔田氏家集上〕看侍中局壁頭插紙鳶呈諸同志

風前試翼紙鳶新、何事口來插壁塵、了得行藏能在我、憐他飛伏必依人、應同鶴滯重皐日、孤負鶯遷喬木春、向上碧雲如有分、灑君莫久縮絲綸、

〔風箏全書後編〕　日本　泉橋亭主人古川瑒璋編撰

むかし風箏全書成て、門人志村氏に授く、能く其術を得て至妙をなせり、實に當世の一人歟、今又遺漏を補て後編を述ぶ、みるもの詞のいやしきをもて、みだりに是非することなかれ、

〔雲萍雜志三〕幼き子のもて遊びに、風猿といふものあり、その和歌何人のよみたるにかありけん、登れ〱のぼる時はくだる、くだれ〱下だる時はのぼると端書して、

すがりゐる竿に手足も括られておのれ動くとおもふ猿かな、とあり、この歌の意を思ふに、人

間一生の勤行身をよく詠じたり、竿は業にして、旗は天地の間にありて、風は身を扶くるの氣なり、

〔好色遊笑覽六下見戲〕入子枕といふ冊子に、〈梅川忠兵衛が情死の條〉折から紙鳶世上にはやり、〈前文に衣きかへる朔日卯花垣根に咲〉さまざま氣をつくしたるおもひ付、三井富山をさはがし、きれ〲をあつめ石だゝみは上町の屋敷がた、ひぢりめんの達磨は中島の苦なし仲間、もみの盃は天滿の蜘組、白綸子のたが袖は新地の色茶屋、鬼のかいなは渡邊筋、烏いかは阿波座ほり、封じ文は新町の情盛りか、紙鳶百羽雀は竹田、さゝいがらは嵐三郎四郎、おやまいかは上村吉彌、ここ黑はいづくの寺のいかなるべき、鶴やが方にも客かたよりあづかり置し孔雀いか、御馳走にと上手をえらみ、町代の半兵衛にのぼせさせけると見えたり、虛文ながら此物の流行來たること、是より先西鶴が二代男にも、難波風の暮、烏賊幟のはやりてさま〲の作りもの、雲にかけ橋のたよりといへるにても知べし、俳諧には鷹筑波集、〈寛永十五年貞徳撰〉かみなりのなるに天氣のあがる空とあるに、いかのぼりこそ風にふかるれ、〈貞次〉今のうなりといふもの付たるにや、漢士に風箏といふもののうなりなり、續山井、いかのぼり木にかゝりければ、魚や木にのぼりのいかの糸ざくら、〈道安〉江戸三吟、物の名のたこや古郷のいかのぼり、〈信徳〉雙紙輪、水を汲袖風ぬれん御茶の水殿のかたく守りの一角、〈利角〉今小兒めんくふといふは、水汲ことながら、語は舞狂の轉訛なるべし、

〔町人嚢四〕成人の云、世に童のあさはか成爲業にも、古よりつたへ來る事には、其子細ある事多し、末代に至りて、其元の道理をとり失ひたる事あり、春の時分町人の子供いかのぼりを揚る事多し、異國にもある事也、蓋幼の紙鳶も幼兒は内に常に陽熱盛なる故、春陽の時節、其氣いよ〲太過する故に、紙鳶を造りてとかく是を揚て童兒に見せ、口を開かしめて内熱を上に洩して、病を生ぜしめざらん爲也と、續博物志に見えたり、今代日本のいかのぼりは廣く大につくり、弓を付

名稱

て空に鳴ひゞくをよしとす、童子は拐置、長年の輩も是を翫ぶ事有て、山野をかけりて田地麥苗を蹈損ず、童子の養性とは成事なくして、久しく見る時は精氣を上につりのぼせて、人の氣を虛せしむ、古のいかのぼりは烏賊の形にちいさく造りて、麻の糸を付て、のどかなる春の日風吹事なけれども、陽氣につれて二三丈計に揚て、小兒童幼に糸をひかしめて悅ばしむる也、唐土にては鳶の形に造るゆへ紙鳶と名付たり、烏賊の形に造るゆへ日本にてはいかのぼり共いふ也、又とびのぼり共いへり、

〔續博物志十〕今之紙鳶、引㆑絲而上、令㆓兒張㆑口望視㆒、以洩㆓內熱㆒、

〔花月草紙六〕政をなすも、時と勢と位とをしるを要とすといふを、ある人のいかのぼりにたとへし、江都にていはゞ、春を待ち得しは時を得しなり、風を得しは勢を得しなり、わがみは高きところに居て、よもの梢を下視して、糸をはなつは位を得しなり、そのいかのぼりをもち、いとなどもつものあるは、人を得しなり、風のほどをみて尾などいふもの、又はいとなどのほどをはかり、ひきつゆるめつして、風まつは術なり、術といふもいかのぼりをあぐるの外ならず、べちにたくみにすべきにもあらずかし、昏愚の下民をすくはんとても、人ごとにとき、戶ごとにさとさるべきものにあらざれば、かゝりに術を設けて、その道によらしむることもあるべしといひしもきこえぬ、とにかくよき事にても、その功なきは、このみつをまちつくる心のうすきなりとなんいひし、

鞦韆

鞦韆ハ、ユサハリ、又ユサフリト云フ、今ノ謂ユルブランコナリ、

〔倭名類聚抄四雜藝〕鞦韆　古今藝術圖云、鞦韆秋遷二音、和名由佐波利、以㆓綵繩㆒懸㆓空中㆒以爲㆑戲也、

鞦韆例

〔箋注倭名類聚抄 二雜藝〕按、徐鉉說文新修字義云、詞人高無際作鞦韆賦序云、漢武帝後庭之戲也、本千秋祝壽之詞也、語訛轉爲秋千、後人不本其意、乃造此字、非皮革所爲、非車馬之用、不合從革、然則鞦韆之鞦、卽俗秋字、與馬鞦字自別、

〔類聚名義抄 九革〕鞦韆 ユサハリ 伎藝

〔伊呂波字類抄 由人事〕鞦韆 ユサフリ ユサハリ

〔運歩色葉集 佐〕鞦韆 サカリユ

〔事物紀原 八歲時風俗〕秋千

古今藝術圖曰、北方戎狄愛習輕趫之能、每至寒食爲之、後中國女子學之、乃以綵繩懸樹立架、謂之秋千、或曰本山戎之戲也、自齊桓公北伐山戎、此戲始傳中國、一云正作秋千字、爲秋遷非也、本出自漢宮祝壽詞也、後世語倒爲秋千耳、

〔改正月令博物筌 三月〕鞦韆戲 中仙ノ戲、彩ル縄ヲ木ニカケ、架ヲタテ、其上ニ座シ、立テ其縄ヲ引キウゴカシアソブ也、

〔倭訓栞 前編三十五由〕ゆさはり　和名抄に鞦韆をよめり、以綵繩懸空中以爲戲也と見えたり、或は秋千に作れり、今ゆさ〳〵といふ詞是なるべし、はりは張の義也、今俗ぶらつこなどいへり、

〔房總志料續 一夷隅郡〕万喜城 〇夷隅郡 の麓に妙見の神祠あり、秋社に鞦韆の戲あり、太平記の古俗と見ゆ、土俗其名をつくまひと云、つくまひ名義不詳、

〔嬉遊笑覽 六下兒戲〕鞦韆 〇中略 もと北狄輕趫の態を習ふ伎なるを、後中國に傳り、專ら女子これを戲とする由、事物紀原等にいへり、和名ゆさはりはゆれる義にて、ゆすぶると云是なり、但こゝには田舍などにはする事もあり、それも女子の戲にはあらず、漢土には是を風流の事とす、中山傳信錄に、女子於歲初皆擊毬爲戲、又有板舞戲、横巨板於木脊上、兩頭下空三尺許、二女對立板上、一起一落、就勢躍起五六尺許、不傾跌欹側也といへり、江戶などには小兒ことさらのあそびにはあらねど

も、かやうのことすることあり、是を臼杵と云ふなり、○中略江戸などにも、兒童二人にて一木を踏あふりて、臼杵といひて遊ぶ事あり、六玉川二篇ゆさはりに小僧をのせてあやまらせなどいへり、

〔三餘清事六〕女人鞦韆

秋千戲舊矣、震旦使女人爲此、以供王公大人覽觀、日本亦有此戲、然皆男子爲此、未有女人爲者、使女人爲此、以供搢紳貴介遊觀、不亦冶容招嫣乎、

〔袖中抄十七〕ゆさはり

梅がえにゆさはりしたふ鶯よむめのむはらにしりあへふたへ

顯昭云、ゆさはりとは、ゆさふりと云あそび也、はとふと同音也、

〔經國集十一〕雜言鞦韆篇一首　太上天皇在祚嵯峨○

幽閨人婧婉早、正是寒食節、共憐鞦韆好、長繩高懸芳枝、窈窕翩翩仙客姿、玉手爭來互相推、纖腰結束如鳥飛、初疑巫嶺行雲度、漸似洛川廻雪歸、春風吹休體自輕、飄飄空裏無厭情、佳麗鞦韆爲造作、古來唯惜春光過清明、蹋雲雙履透樹差、曳地長裾掃花却、數擧不知香氣盡、頻低寧顧金釵落、嬋娟嬌態今欲休、攀繩未下好風流、敎人把著忽飛去、空使伴儔暫淹留、西日斜未還家、此節猶傳禁火、遂無燈月爲燈、鞦韆樹下心難歇、欲去踟躕竟不能、

雜言奉和鞦韆篇一首　滋貞主

寒食節周舊制、禁火餘風猶未廢、麗景雖多雄勝壤、光華未若帝鄉霽、相將容豫自何憐、昨日烟林採擲人、借問遊蹤攸向處、鞦韆好樹一園春、自凌旦欲暮時、後輩趁來滿路陣、或步或車塵影合、半休半戲語聲微、初惟淺暗楡槐柳、酷氣深濃桃李梨、聳幹高橫來似落、長繩倒著去如飛、常人熟得新者畏、往歲遠停今年遲、弱腕經營不識罷、輕躬憐愛無意歸、花與飾飾與花、一香發雙色奢、鬢髮迎枝蟬翼薄、釵鈿礙葉燕陰斜、非唯瑋態鞦韆工、婦容婦德亦婦功、明日更期鬪百草、君王花樹芳菲中、

〔玉山遺稿四〕題美人圖十八首
忽拂梨花院、遥過楊柳邊、綵繩風力軟、窈窕月中仙、　右秋千戲
〔一茶發句集上春〕鞦韆戲
ふらんこや櫻の花を持ながら

名稱

印地

印地ハ、礫ヲ投チテ鬪フコトニテ、小兒ノ戲ナリ、多ク河邊ノ曠地ニ於テ之ヲ行フ、是ヲ河原印地ト云フ、

〔運歩色葉集伊〕印地(インヂ)

〔嬉遊笑覽四雜伎〕いんちは石うちなるべし、○中略後世此事端午の戲となりしは、ひをりの日とて、馬にのり弓射て武を試る事なれば、それを學びて、此戲をしそめたる物なるべし、

〔饅頭屋本節用集伊言語〕印地(インヂ)

〔雍州府志七土産〕藥玉幷燈籠○中略端午所用木刀、或謂菖蒲刀、以其狀之相似、准飾物而稱之、兒童横腰間、端午石戰戲後、多以斯刀相戰、是謂菖蒲切、菖蒲與勝負倭語相近、故寓一戰勝負之義者乎、本朝所謂印地、朝鮮人稱石戰戲、

〔松屋筆記四〕いんち
或人の談に、上野國渡瀬川を境て石投(イシナゲ)といふ戲をす、毎年の正月のころ川の兩岸に少壯あまた陣をなして、いみじうの、しりさわぐとなむ、これいにしへの石礫(イシツブテ)の遺風なるべし、こは端午の遊戲のよしなれど、今も熱田の社にては、正月十五日に此式あり、辨内侍日記正月十五日の條に、

印地例

まことやけふは人うつ日ぞかしとも見ゆ、

〔世諺問答〕五月 けふ〇五日 わらはべの、小弓をもちて、いんぢとてし侍るは、何のゆへぞや、答、むかし左右近衛の馬場にて馬にのりて、ゆみいし事の侍るなり、ひをりの日なども申にや、これらをや、いんぢのはじめとは申べからん、

〔源平盛衰記〕二十二〕衣笠合戰事

大介〇三浦義明 是ヲ聞テ、若者共ガ軍ノ樣コソヲカシケレ、何ノ料トテ命ヲタバウベキゾ、京童部(ワランベ)ノ向ツブテ、河原印地ノ樣也、坂東武者ノ習トシテ父死(ス)レドモ子顧ズ、子討レドモ親退ズ、乘越乘越敵ニ組テ勝負スルコソ軍ノ法ヨ、〇下略

〔源平盛衰記〕三十四〕法住寺城郭合戰事

若殿上人諸大夫北面ノ者共ナドハ、興アル事ニ思テ、ハヤ軍ノ出來ルゾカシト申アヘリ、少シモ物ニ心得タル人々ハ、コハ淺增キ事哉トテ歎給ヘリ、院御所法住寺殿ヲ城郭ニ構テ官兵參集ル、山門園城ノ大衆、上下北面ノ輩ノ外ハ、物ノ用ニ立ベキ兵アリトモ覺ズ、堀川商人ニ向飛礫(ムカヒツブテ)ノ印(イン)地(デ)、冠者原、乞食法師、加樣ノ者共ヲ被召タレバ、合戰ノ樣モ爭カ可習、風吹バ轉ビ倒レヌベキ者共也、危クゾ見ケル、

〔義經記〕二〕鬼一法眼の事

法眼〇鬼一 申けるは、〇中略 北白河にたんかいと申やつ御入候が、何故共なく法眼が爲にあだをなし候、あはれうしなはせ候て給候へ、こよひ五條天神に參り候なれば、君〇源義經 も御參籠候て、きやつを切てかうべを取て給候はゞ、今生の面目申つくしがたく候とぞ申ける、あはれ人の心もはかりがたく思召けれ共、さ承候身におゐてかなひがたくは候へ共、罷向てこそ見候はめ、何程の事の候べき、しやつもゐんぢをこそ仕習て候らめ、義經は先に天神に參り、下向しさまにしやつ

が首切て參らせ候はん事、風のちり拂ごとくにてこそ候らめと、ことばをはなつて仰有ければ、〇中略太刀ぬき待給ふ所に、たんかいこそ出來れ、くつきやうの者五六人に腹卷きせて前後にあゆませ、我身は聞ゆるゐんぢの大將なし、人には一樣かはりて出立けり、

〔雨窻閑話〕織田信長公客嗇幷印陣打の事

一織田上總介信長公は、客嗇第一の人なり、角力を好みてとらせらるゝに、三番勝する者へは、燒きたる栗三つづゝ、褒美にあたへ給ふ、至りてしはき事これにてしるべし、然れども其器量においては、中々凡人の及ぶ所にあらず、幼年の時、尾州清須在所の寺へ手習に行かれけるに、相弟子の寺子共四五十人も有りけるが、五月五日の日は、休の事なれば、印地打を遊びとなす、此印地打は、古きたはむれにして、頼朝時代より有りとぞ、たとへば其遊は、子供東西に立ちわかれ、石礫を以て打ち合ひ、勝負を爭ふ、五月五日を印地打の遊の日とす、(印陣打とも書く)雙方の手負死人多きに因りて、或は怨を含み、憤恨を夾むもの少からず、毎年々々其戰大になりて、偏に劍を用ひざる軍におなじ、此故に、御三代目將軍家の御時、寛永十一年、印地打の儀嚴しく御制禁を仰せ出だされける、信長幼少の時は深く此遊を好みて、五月五日の日は、いつも御母公より紙筆墨のたぐひ、飯米三斗に、永樂錢一貫文づゝ、そへておこせられけるを、信長其錢をば子供にあたへ、印地打をさせらる、其鳥目をもらひたるものは、働拔群なり、拐又高名により、褒美として恩賞の鳥目を與ふ、總に一錢も貯へずして、子供らにわかち與へけり、其心入れの程、日頃の客嗇とは格別にて有る者は、此童子末々は、名將となりなんとて、舌を卷きて感じたりとかや、果して其ごとくなり、

〔甲陽軍鑑品第五十二〕德川家康公十二歲、竹千世殿と申奉る時、中間の肩にめし、五月菖蒲きり見物にいでさせ給ふ、一方に人三百ばかり、一方に百五十ほどなり、見物の人々是をみて、人のすくなきかた必まけんとて、大勢の方へ立よらざる者はなかりけり、さるほどに竹千世殿を肩にのせ奉

りたる中間も、大勢の方へ立よらむとす、其時竹千世仰らるゝは、何とて我を皆人の行方へつるるぞ、今たゝきあふならば、かならず人のすくなき方勝べし、あれほどすくなき者共が、多勢を輕思ゐ、出張てゐたるは、能々多勢の方を弱思ふた者也、又は兩方討合時、多勢にてすくなき方をすけむと思ふ事もあらん、いざすくなきかたへゆきて見物せんとのたまふ、御供の者ども腹立して、云らぬ事をばのたまふなとて、無理に大勢の方に留けり、如案打合時、人のすくなき方の後より大勢かけ付てあら手を入替うちけれぱ、はじめ大勢有し方打まけて、ちり〴〵ににけ亂る、見物の者も我先にとのきふためく、竹千世殿見給ひて、云ぬ事かと宣ひて、かたにのせ奉りたる中間のかしらを、御手にてたゝきわらはせ給ふ、

〔嬉遊笑覽武事四〕甲陽軍鑑、二天文ごろ五月菖蒲切といふ事あり、是印地なり、

〔甲陽軍鑑品第三十三十下〕一其後信虎公被仰は、今川の家、十ケ年の內外に滅却有べき子細は、上方牢人武藤と云、武篇の義假初にも云らざる、利德ばかりの役に義元の申付られたる、町人半分侍半分の者あり、其子生つきよきとて、氏眞の御座をなをさせ、三浦右衞門と名付、氏眞は皆彼右衞門がまゝになり、霜月極月にも右衞門が所望となれば、〇中略五月の菖蒲斬を七月するまでたゝきあはせ、〇下略

〔醒睡笑一〕落書

妙心寺の僧に金藏主といふあり、賀茂の競馬を見物に行き、かへりに印地のある所にて、まくるかたをひいきし、つよみ過につかれぬれば、

五月五日けいばかへりのきんざうす鑰につかれてひしやとこそなれ

〔慶長見聞集九〕武藏と下總國さかひの事

見しは今、角田川は武藏と下總のさかひをながれぬ、されば河なかばよりこなたには石有、あな

たはみなゐまなり、爰に淺草の者云けるは、下總の□に石なき事を、淺草の童部共あなどり笑て、五月になれば、ゐんじせんとて、舟に石をひろひ入、河向ひに見えたる牛島の里の汀へ舟をさしよせ、牛島のわらは共をつぶてにて討勝て、利口を云て年々笑ふ、古歌に、うなゐ子が打たれ髮をふりさけて向ひつぶての袖かざす也とよみしは、下總の國牛島の童子共の事かと思ひ出せり、去程に牛島のわらはは、是を無念に思ひ、常に武藏の石をひろひぬすみをき、五月淺草の子共側の舟に取乘來る時、牛島のわらはは、岸根に出てゐんじをする、其岸へ打たるつぶて、頓てこなたの岸へよると語る、

〔橘庵漫筆二〕印地打の見童の戲は、清家筆記の和論語に因陳と書たる處あり、今にも浪花近き科島と云處には、印地打をせり、京師の小見柳の枝を以造れる印地の棒を、ぢん／＼の棒と誤りて稱せり、其制柄の處は龜皮を殘し、柄糸を卷たる形に、菱形に皮を剝、身の處はみな皮をむきて白木とせり、予〇田宮仲宣幼き頃迄は、ぢん／＼の棒とて、上巳端午等には翫物とせり、元來犬打にて犬追物を戲擬せりとぞ、

〔張州府志五熱田〕熱田社四序祭奠略

正月十五日射禮(中略)射禮畢、氏人別ニ南北ニ爲ニ兩黨ニ石、或執ニ刀鎗ニ、雖レ有ニ死傷者ニ、名謂ニ印地打ニ、言印ニ定一地ニ而鬪、界限ニ左右ニ別爲ニ兩黨ニ謂也、俗字亦謂ニ伊本知ニ、近年官禁ニ制之ニ、唯行ニ歩射ニ而已、蓋擬、東國通鑑所レ謂石戰之戲是也、

〔守貞漫稿二十七〕或曰、端午ノ印地打止テ印地切(インロユギリト謂ズ)トナリ、正保慶安ノ頃ハ、此日專ラ童ノ挑爭フ印地切モ停テ菖蒲打トナル、

〔續山之井夏〕印地　　京伊藤　如春

あやしう社物ぐるをしき印地哉

〔古今夷曲集二〕　　久淸

印地にし深入しつ、深手をば負はふかくな深草の者

五月五日雨降ければ　　　　　　　　　　左衛門督藤原義景

風の手の礫のやうに打ちらす雨こそ今日の虚印地なれ

〔古今夷曲集 八雜〕貧しくて春もうくべき糧なかりけるに、よしありければ、定家卿の許へ申遣し侍りける、

曉月がしはすのはての虚印地年うちこさん石ひとつたべ

返し

定家が力のほどを見せんとて石をふたつにわりてこそやれ

競渡

競渡ハ、フナクラベト云フ、村上天皇ノ朝ニモ、宮庭ニ於テ既ニ此戲アリ、後世長崎ニ於テ、五月五日ヲ以テ例トシテ此戲ヲ爲ス、是ヲパイロントト云フ、

〔倭名類聚抄 四雜藝〕競渡　金谷園記云、今之競渡布奈久其俗楚國風也、

〔箋注倭名類聚抄 二雜藝〕按、荊楚歲時記云、五月五日、是日競渡、注五月五日競渡、俗爲屈原投汨羅日、傷其死、故並命舟楫以拯之、是其事也、

〔荊楚歲時記〕按、五月五日競渡、俗爲屈原投汨羅日、傷其死、故並命舟檝以拯之、舸舟取其輕利、謂之飛鳧、一自以爲水軍、一自以爲水馬、州將及土人悉臨水而觀之、邯鄲淳曹娥碑云、五月五日時迎伍君、逆濤而上、爲水所淹、斯又東呉之俗事、在子胥不關屈平也、越地傳云、起於越王勾踐、不可詳矣、

〔類聚名義抄 八四〕競渡フナクラベ

競渡例

ばいろん

〔伊呂波字類抄 不人事〕競渡 フナクラベ 赤道同

〔萬葉集 一雜歌〕幸于吉野宮之時柿本朝臣人麿作

百磯城乃大宮人者、船並氐、旦川渡、舟競、夕河渡、〈略〉○下

〔改正月令博物筌 五月〕五日　競渡 見車、水馬、屈原汨羅にしづみて失ぬ、これをすくふ心にて、今日競渡のたはぶれをなす、船のかろく早きを水馬ともいへり、競人船を車といひ、棹を馬といふ、

〔西宮記 臨時八〕宴遊

天德五年正月十九日、於冷泉院競渡負態、公卿候獻物、

〔日本紀略 四村上〕應和元年二月十二日丙子、天皇御釣殿、有競渡負態之興、黃昏獻詩、　五月六日戊辰、天皇御釣殿、令侍臣競渡、

〔倭訓栞 後編十五〕ばいろん　刻龍とかけり、唐音也、五月五日に五十艘ばかりの船を出し、一艘に二十人づゝ、龍頭龍尾を造り、五色の旗を立て、身に金襴純子を纏ひ、大鼓を打、銅羅を鳴し、各刻篷をもて水を搔、前後を爭ふ、見物の船よりは活たる鬼るの頸を割き、𩒐をつめて推流す、鬼其苦みに堪かねかけ出るを彼船より爭ひ奪ふを魁とす、是は古への競渡にて、瘟疫の禳法といへり、福建廈門の邊皆かくのごとくにて、今長崎にも傳ふといへり、

〔年中行事秘錄 三〕加茂の競馬の事

近世長崎大波戶といふ方、一里の入海にて、五月五日六日兩日、水馬の大興あり、是中華に所謂競渡也、〈略〉○中下學集には、日本の競馬は、是に擬へし事也と云は誤り也、

〔甲子夜話 七〕長崎ニハイロント云フコトアリ、是ハ漢土ノ競渡ナリ、崎俗ハ競船ト書ス、予〈○松浦淸〉崎人ニ其事ヲ問タルトキ、記シテ答シモノアリ、其マヽヲ錄ス、

一舟ノ長サ大ハ十間內外、夫ヨリ六七間、小ハ三四間ホドナリ、

一此舟ハ常ト異ニシテ、ハヾ狹クタケ長シ、コレ輕クシテ疾キヲ主トスレバナリ、因テ常ハ無用ニテ閣置ナリ、舟ノ形鯨舟ノ如シ、又當地ノ猪牙舟ニ似タリ、

一舟ノ舳先ニ其町々ノ目印ヲツクル、舳ヲ黒ク塗、白朱ナドニテ様々ノモノヲ繪ク、

一舟ノ中央ニ銅鑼一、大鼓一ツヲ懸ケ、此拍子ニテカケ引ヲナス、

一又舳先ニ一人小キ大鼓ヲ持テ艫ニ向ヒ、仰ケニマタガリ臥テコレヲ撾ツ、銅鑼大鼓ノ打手ハ、縮緬杯ノ單物ヲ思々ニ著シ、同ジキレノ襷ヲ掛ル、舳先ノ大鼓打ハ緋ヂリメンナドノ襦袢ヲ著、同クタスキヲカケ、一キハ花ヤカニ出立、手拭ノ鉢マキヲナス、此打手ハ大舟ハ大人、中舟小舟ハ十二三前後ノ少年也、

一舟中ニ頭立テ巧者ナル男、紙ノ采配ヲ執テ指揮ス、

一大舟ハ舟ノ片側ニ二三十人、左右六七十人ホド、皆櫂ヲツカフ、中舟小舟ハ人數ノ多少有リテ、小舟ニハ十三四歳計ノ少年ノミモアリ、是モ櫂二三挺ホド也、

一中舟小舟ハ崎人乘レドモ、大船ハ近浦漁夫ノ壯健ナルヲ撰雇ヒテ用ヒザレバ、容易ニ舟行カズ、因テ崎人ノ乘組ハ、大鼓銅鑼采配ヲ執者ノミ、其外ニモ宰判ヲスルモノアルハ、常ニ男達ト呼バル丶ヲ撰ミ乘ラシム、

一又銅鑼大鼓ノ巧拙ニテ舟行ノ遲速大ニアルヨシ、櫂トリハ總テ舟端ニ腰ヲカケ、舳先ニ向ヒテ後ノ方ニ潮ヲハネル故、甚力ヲ勞セリ、此モノハ裸體ニテ鉢卷ヲス、又此者ノ勢ヌクルトキハ、大ナル柄杓ニテ潮ヲ頭ニカクルナリ、又棹ヲ用テ專ラ旋回ヲナス故、棹トリ老功ニアラザレバ、大ニ勝負ノ得失ニ拘ルト云フ、

一中央ニ用ル大鼓ハ殊ニ大ナリ、銅鑼ハ舶來也、舳先ニ用ル小大鼓モ舶來ニテ、片面ヲ張リ、胴ハ至テ淺シ、夫ユヱ片手ニ縁ヲ持テ打ツ聲至テカンバリテ聞ユ、

一年々定日、五月五日六日兩日ニシテ、朝五ツ前後ニ始リ、夕ハ暮ニ及ンデ止ム、

一場所ハ木鉢口ヲ出、高鉾島、上ノ島（此方ヨリ凡十四五丁沖ノ方右左ニアリ）ト云兩島ノ間ヨリ舟ヲ發シ、沖ノ方醫王島（前ノ兩島ヨリ沖南方一里半バカリ）ノ邊ヲ限リニ兩舟相並ンデ勝負ヲ爲ス、然ドモ大船ハ、其界ヲ越テモ勝負ヲ別タズ、沖ノ方遙ニ三四里モ競出テ、其迅速比類無クシテ、暫時ニ目力ノ不及所ニ漕行ク、

一又舟ノ大小ニ隨ヒ、各等ヲ以テ對シ、大小打交リ、所々ニテ幾組モ勝負ヲ爭フ、

一其當日ニ出ル舟、凡百餘艘、此餘見物ノ舟夥ク海面ニ相連リ、金鼓ノ聲數里ニ振フ、

一又大船ノ競爭ニハ、艫ノ方ヨリ大綱ヲ引キ、壯健ナルモノ數人舳ノ方ヘ引ク、カヽレバ舟ノ迅速ヲ助タルナリ、

一コレ二十五六年前迄ハ年々有之テ、時々爭論少ナカラズ、一年大ニ闘合ニ及ビ、死亡ノ者モ有テ、夫ヨリ崎尹嚴禁ヲ令シ、於今ハ絶テナシ、廿歲以下ノモノハ、其盛ナルヲ知モノモ無ク、今ハ昔語ト成ヌ、

一此事今清國ニモアリト、崎尹中川氏ノ著セシ清俗紀聞ニモ載タリ、其文ニ何ノ代ニ始リタルト云コトハ審ナラザレドモ、往古ヨリ屈原ヲ弔フ爲ノ遺俗ナリト云傳フト、吾邦ノモ其始ハ彼俗ノ東漸セシ歟、

追記

又進タル方ハ、後タル舟ノ舳先ニ漕回シ、舟ヲ横タユルヲ勝トス、因テ互ニ尺寸ノ出入ヲ爭ヒ、少ニテモ進ミ出タル方、迅速ニ舟ヲ漕回ス、是レ勝取ノ機發ニアリテ骨ヲ折トコロ也、

一町ノ中ニテ船手陸手ハ二手アリテ、何事ニモ組合ヲ立ツ、因テ此時ニモ舟手ト唱フル町ハ出テ、陸手ハ出ズ、

一此事安永天明ノコロ迄ハ、崎ノ湊ニテ有シガ、其後コレヲ禁ジテ、湊外ニテ爲スコトニナリタリ、

一以前ハ龍頭尾ヲ作リ、サマ〴〵ノ舟飾アリシト云、

〔長崎聞見錄一〕划龍(はいろん)

崎陽の風俗、五月五日六日船を競はす、名てばいろんと云、ばいろんは俗語なり、龍は龍船とて、龍の頭の如く作りたる船を云なり、划は鎌の事にて、鎌を以て草なんどをかる如く橈(かい)をもつて水をかくを云なり、是は元唐にて屈原を弔ひたる風俗を學び、五月五日海上をきそひ渡る事あるを、また崎陽の人、是を習ひてする事なり、長崎海濱に倚たる町三拾六丁あり、此町々水切のよき船を造り、其一艘の船に、凡三四拾人も乘り、町々の旗印をたて、鐘大鼓をならし、掛聲拍子をそろへ、打橈をもつて水をかく、其形ち百足虫に依て、其行事矢よりも疾きなり、又其競舟一艘ごとに、皆庖厨船一船宛そふ、勝劣終て皆飲酒を催ふす、又見物の諸船、雲霞の如く聚りて、歌妓管絃などを催ふし、樂しめる事なり、

花火

名稱

花火ハ、ハナビト云フ、火藥ニ他ノ藥料ヲ配合シテ筒ニ盛リ、火ヲ點ジテ空中ニ打チ揚ゲ、種種ノ象形ヲ顯ハシテ、娛樂ニ供ス、又兒童ノ玩ト爲ス者ニ、線香花火、鼠花火等アリ、

〔書言字考節用集七器財〕花炮(ハナビ)　煙火(同)

〔名物六帖器財四燈燭炬烽〕烟火(ハナビ)月令廣義、宛署記、燕城烟火諸製、有聲者曰響炮、高起曰起火、起火中帶炮連聲者曰三級滾、不響不起旋遶地上者曰地老鼠、築打有虛實、分兩有多寡、有草花人物等形者、花兒名百餘種、別以泥函者曰沙鍋兒、以紙函者曰花筒、以筐函曰花盆、總之曰烟火、勳戚家有集百巧爲一架分四門次第傳爇通宵

起火(ハナビ)見上、紀効新書、營陣篇、擧起火一枚、

又放起火一枚、好起火(海防纂要、好起火六枚、)花火(經國雄略、梨花之製、捲紙爲筒、如元宵之戲玩花火之類、)地火鼠(武經總要、地火鼠一二十枚、)地老鼠(見續)老鼠藥(市肆記)地鼠藥(經國雄略、火藥用地鼠藥合成、)

〔類聚名物考 調度十九〕花火　はなび

この事古へきかず、文龜の比より、鐵炮我國へわたり、炎硝の合せを傳へて後、世の中もしづまるの後に、この事は出來しなるべし、唐にもこの事は古へかつてなかりしなり、今清の世の物に、宵火といふよしを人の語りしが、なにゝ有りといふ事を未考、本草にいへる煙火家といへるものぞ、この事なるべき、本草綱目、入鐵落、時珍曰、生鐵打鑄、皆有花出、如蘭如蛾、故俗謂之鐵蛾、今煙火家用之、

禁令

〔享保集成絲綸錄 三十六〕慶安元子年六月

一町中ニ而鼠火りうせい其外花火之類仕間敷事、但川口ニ而は各別之事、(中略)

六月

〔享保集成絲綸錄 四十九〕寬文五巳年六月

覺

一跡々茂如被仰付候、町中ニ而花火拵商賣堅仕間敷候、勿論こしらへ置候花火有之共、町中ニ而一切たて申間敷候事、(中略)

六月

寬文十戌年七月

一於町中花火一切立申間敷候、但川筋海手之分は不苦、大からくりりうせいの儀者可為無用事、

附、花火商賣之儀、兼日申聞候通彌可相守候、屋敷方江花火賣ニ參候者有之由ニ候間、とらへ來候者、家主迄可為越度事、(中略)

右之通朔日ゟ可ㇾ改ㇾ之候間、可ㇾ相ㇾ守此旨ㇾ者也、

七月

〔享保集成絲綸錄四十六〕寛文十戌年七月

覺

一大からくり花火、幷りうせい、何方ニ而も向後一切可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ事、

一川筋海手幷家はなれ屋鋪にて者、常々花火たて候儀不ㇾ苦事、

一常の花火たりといふとも、家込之屋鋪にては一切無用之事、

以上

七月

延寶八申年七月

一前々如ㇾ相觸候、於ㇾ町中ㇾ彌花火立申間敷候、但大川筋海手之分者不ㇾ苦候、併大からくり流星可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ事、

一屋敷方ハ不ㇾ及ㇾ申、總而花火振賣仕候儀、堅く無用ニ候、乍ㇾ去大川筋海手ニ而者、花火商賣不ㇾ苦事、

右之趣於ㇾ相背ㇾハ、本人者不ㇾ及ㇾ申、家主五人組迄、可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ者也、

七月

元祿九子年八月

一船ニ而出候儀、幷花火立候事、長ジさるやうに可ㇾ仕候、右之趣町中家持者不ㇾ及ㇾ申、借屋店借裏々召仕等迄、爲ㇾ申聞ㇾ此旨可ㇾ相ㇾ守候、

八月

享保五子年七月

花火之儀、前々被仰出候趣も有之處ニ、千駄ヶ谷邊にて花火たて候樣相聞候、御鹽焇藏近所に候得者、別而左樣ニ者有之間敷事ニ候、向後右之通之儀有之候ば、急度御吟味可有之候、

以上

七月

右之通可被相觸候

元文三午年七月

常々花火たりといふとも、家込之屋敷ニ而は仕間敷儀ニ候處、近來は牛込邊其外屋敷々々ニ而、花火りうせい等立候樣に風聞候、堅可爲無用候、向後右之通之儀有之候ば、急度御吟味可有之候、

右之通可被相觸候

七月

〔天明集成絲綸錄四十九〕安永二巳年六月

前々度々相達候花火之儀、彌御曲輪近所、其外ニ而も度々家込之場所ニ而、りうせい等立候儀、堅可爲無用候、

右之通可被相觸候

六月

〔德川禁令考四十四農家〕享和二戌年四月

花火之儀ニ付御觸書

三奉行江

備前守殿御渡

花火之儀、前々も相觸候處、近頃在方におゐて大造之花火有之、御鹽硝藏近邊に而も、花火たて候趣相聞候、右體之儀は有之間敷事候、御鹽硝藏有之場所壹里四方は勿論、其外在方におゐても、み

製作

だりニ大造之花火たて候儀、可ㇾ爲二無用一候、若相背候はゞ、吟味之上曲事可二申付一もの也、

右之通可ㇾ被二相觸一候

四月

〔憲法類編 一〕花火禁止ノ事

戊辰〇明治元年六月廿二日辨事達

納涼之者花火弄ビ、中ニハ炮聲ニ紛候程之事モ有ㇾ之、御時節柄不ㇾ可ㇾ然之事ニ候、以來右樣花火堅ク被ㇾ禁候條被二仰出一候事、

右爲二御心得一申入候也

庚午〇明治三年六月十二日

諸邸宅中ニ於テ、揚火花火等一切不二相成一候事、

〔和漢三才圖會 五十八火〕花火

按、花火可下以代二燧烽一者上、又夏月以爲二河邊遊興一、用二焰硝硫黃麻稭(アサガラ)灰鐵粉一、以上四味各隨ㇾ所ㇾ好花形分量有二多少一、如加二樟腦一則火色帶ㇾ靑、其花牡丹、芍藥、菊、梅、櫻、柳、芒等數品、其製以爲二家秘一、

花火線香　用二稗心一和二焰硝一煮之晒乾、是亦用二前四味藥末一和二飯糊一塗二稗心一、但以二榣香一代二鐵粉一耳、

有二鼠花火一、用二葦管三寸許者一盛二藥末一作ㇾ之、傳二火於口藥一、忽出二唧唧音一走、小兒以爲ㇾ戲、

〔花火製造方〕流星花火

一焰硝　拾匁　一灰　三匁　一硫黃　壹匁

同法

一焰硝　八匁　一灰　壹匁　一硫黃　壹匁貳分

右流星拵樣、よくやげんにておして米つぶ程手の內へ入てすり見るに、いわうの粒なければよ

觀花火

し、矢の長サ貳尺五寸、筒の長サ三寸五分程、本書には壹寸ト有、ふとサ壹寸六分通りにして吉、

玉火

一焰硝　拾匁　一灰　六匁　一硫黄　四匁　一せうのふ　貳匁

よく〳〵押、諸白の酒茶せんにて合藥の中へ、そろ〳〵とかたまりそふなきとき、玉を入べき程筒を三ツに割て糸にからげ、藥をこめかたむる樣、玉の諸先を少しけずり、中につまる樣に入べし、併あまり筒にきしまるは、玉のくだけて惡し、ゆるくかたくをし樣に能かんじてつめべし、○下略

〔駿府政事錄〕慶長十八年八月三日、花火唐人今日御禮、則六日之夜花火可有御覽之由被仰出、六日、臨昏黑花火唐人、於二ノ丸立花火、大御所宰相殿少將殿御見物、　二十年三月晦日、伊勢踊頻也、大神宮飛給由、禰宜ト號者唐人ヲ類、花火ヲ飛スト云々、

〔玉露叢二十〕寛文九年七月廿四日、戌后刻將軍家○德川家綱二丸ヘ渡御、花火上覽、亥ノ后刻還御、　八月廿日、酉ノ刻ニ將軍家二丸ヘ渡御、花火上覽、亥ノ后刻還御、

〔甲子夜話三十一〕餘談ニ載、攝州尼崎ハ花火ニ名高シ、コレ花火ニ非ズ、烽火ノ術ナリ、尼崎城主ノ屬臣、世々此術ヲ爲ル者アリテ行フ、コレ大坂ニ事アルトキハ、尼崎ト相告グ爲也ト、予○松浦淸東上シテ大坂滯留ノ間、木村孔恭ソノ番附ヲ贈レリ、其年行フ所如左、

寛政元年己酉興行　炮術番附

百目玉銃雜木板羽火箭仕掛　拾町之幕　奥山儀大夫○中略

五寸玉七寸玉壹尺玉木炮ニテ　晝之相圖

煙柳　五寸　安孫子喜右衞門　白龍　此網長サ六丈八尺　五寸　深津新五右衞門

赤龍　此網長サ六丈五尺　五寸　小島金兵衞

河虹　此紺長サ三丈二尺五寸宛二筋　五寸　高宮清右衛門

集鳥　七寸　關藤九郎　落葉　七寸　右　同人　黒雲　一尺　右　同人

時雨　一尺　奥山儀大夫　○中略

及薄暮　五寸玉木炮ニテ燒發炮碌　三町見星挑灯建　小島久米右衛門　○中略

五寸玉壹尺玉木炮ニテ　夜之合圖

太綾　五寸　深津新五右衛門　星烈　一尺　奥山儀大夫　往來　一尺　右　同人

番外

庭月　五寸　競炎　七寸　兩曜　五寸　昇龍　七寸　七曜　同

大亂星　壹尺　續往來　七寸五寸五寸

投炮碌二ッ　小島彌左衛門　庄田德左衛門

番外　投炮碌五ッ　以上

箭著注進馬上之面々　湊金左衛門　市川勘左衛門　市川文藏　大木田仁左衛門　野木太兵衛　淺野文介　内山左源太　堀操

右ハ舊年ノモノ、今江都ニ行ハルヽ者ト較スルニ、大ニ質實ヲ覺フ、是ゾ武技火術ノ分派ナルベシ、

〔甲子夜話二十八〕享和子年○四年即文化元年ニ、淺草川ノ下三股ノ邊ニテ、一橋一位亞相卿煙火戲ヲ觀ラル、其頃知ル方ヨリ番付トテ贈シヲ、書寫シ置ルモノヲ見出セシマヽ、今コヽニシルス、定メテ壯觀ニテ有タラン、

花火順

一番　流星　柳火　二番　打出シ　祥光星　三番　流星　武藏野　四番　打出シ　蜂巣立

五番 鋼火移シ 金傘　六番 流星 銀河星　七番 打出シ 粟散星　八番 子持亂虫　九番 流星 村雨星　拾番 打出シ 亂火　拾一番 流星 庭月　拾二番 打揚 光雷鳴　拾三番 流星 赤熊　拾四番 打出シ 星下リ　拾五番 流星 千筋　拾六番 數玉火　拾七番 流星 柳火　拾八番 打出シ 孔雀尾　拾九番 流星 星狂　廿番 カラクリ　十二燈明替挑灯〇中略　六拾九番 水中カラクリ 飛亂虫　七拾番 亂流星 大柳

〔視聽草初集五〕崎人獲烟

文政四年七月於佃島海上合圖獲烟

長崎御代官作右衞門次男　高木道之助

晝之合圖

一紅白旗 長サ凡拾丈　一寶珠二 六尺四方　一青龍白雲 長サ六丈　一筍二本 長サ二丈四尺餘、横四尺、　一孔雀尾 長六尺　一赤雲光雷　一雙鯉 長一丈貳尺、横四尺、　一黄烟柳　一象 長サ壹丈貳尺、高六尺、　一五彩玉 青黄赤白黑、大サ玉尺、　一吹貫 長貳丈四尺、横四尺、　一青雲氣 長サ壹丈貳尺、横六尺、　一彩虹 長拾貳丈　一蟲　一唐船 高壹丈貳尺、長九尺、　一落雁二 長六尺、横六尺、　一競烟　一革織物 長壹丈八尺、長壹丈八尺、幅六尺、　一八仙人 高六尺　一雙鶴 長一丈五尺、横一丈五尺、　一紫雲櫻 高壹丈五尺、横壹丈、　一金龍珠 長五尺、横貳尺、　一紅毛船 高壹丈貳尺、長九尺、　一雷鳴　一蜈蚣 長七丈二尺、横二尺、　一鶴龜 鶴長一丈六尺、横一丈五尺、龜長一丈二尺、横六尺、

夜之合圖

一夜明籠　一相生火　一七曜　一歡娛　一柳火　一三光星　一競龍　一金銀星　一貳段發　一雷鳴　一赤龍青籠　一別籠　一玉昇星　一吹雪　一大籠　一八段發　一銀火星　已上

〔甲子夜話八十七〕年々七月ニハ、佃嶋ノ邊ニテ揚火アルニ、今年丙戌文政九年、七月ノ初、水野羽州ノ沙汰アリテ、大目附ヨリ達シアリ、云、

淺草君様御住居近邊町家程近之儀ニ付、火之元嚴重ニ可仕旨、去ル卯年申付置候處、此度御懐

姙被遊、來月は御臨月ニ候得ば、別て火之元可入念候、若出火候はゞ、早速駈付鎭め可申候、火ひろがり候はゞ、咎申付にて可有之候、此段最寄町方え急度可被申付置候、

七月

右之通夫々行え申渡候間、右之邊に有之屋敷々々にても、右之趣に相心得候樣、寄々可被達候、

淺姫君ハ公方家第二十ノ姫君ニテ、文化十四年福井侯松平越州ノ嫡子仁之助ヘ御縁組、文政二年靈巖島ノ邸ヘ御移リナリ、是ヨリ仁之助ハ四位侍從伊豫守ニ叙任アリ、其後越州卒去シテ伊豫州世ヲ繼タレド、淺姫君ニモ伊豫州ニモ未ダ常盤橋內ノ上邸ニハナホラズシテ、尚此邸ニ在リ、

カヽルコトナレバ、當年ノ揚火ハ物音高ケレバ、如何ガナラント云者アリ、因テ御小人目附ノ許ニ如何ニヤト問フニ、當年ノ揚火ハ、右ノ御臨月ニ就キ、佃嶋沖ニテ揚候コト成ラズ、場所見立可願旨御沙汰アリ、未場所相知レズト答言ス、尋テ又御小人目付荒川某ヨリ云遣スニハ、

於佃嶋沖海上、大業可有害之處、淺姫君樣御懷姙ニ付、此度濱海手沖ニ於テ、來廿七日西丸御先手中山五郎左衞門組與力淺羽害之助弟子共、火術打揚有之候積リ取極申候、

是ヨリ予〈○松浦清〉鳥越邸ニ、此度ノ場處ハ何レノ所ナリヤト聞セケレバ、鳥越ヨリ人ヲ品川ニ遣シ問タルニ、彼ノ答ニ、品川高輪沖元船ト云處ニテ揚ル、見物スベキ場ハ、高輪丹州屋ト云商樓ノ前最上ノ所ト、予思フ、サラバ品川驛外ナル釜屋某ノ家ゾ望觀宜カルベシト、廿七日ノ早朝ニ打出テ南ニ向ヒ行ホドニ、何タルコトアリトモ覺ヘズ、〈○中略〉釜屋ニ到リ聞クニ、コヽニテモ沙汰モ所モ能ク辨ゼザル體ナリ、夫ヨリ晝餉シ待ギル程ニ、佃嶋ノ方ニ當リテ筒音遙ニ聞コヘ煙モ見ヘズ、場所モ隔タリ、是ハ横打ノ筒ナレバ、カクモ有ベシト思ヒキタルニ、餘リニ時モタチテ、又空ハ曇リ小雨降リ、或ハ靄ナドセシカバ、然レバ見ヘヌコトニヤ、夫トテモ揚火ハ相圖ノタメナレバ、見ヘヌコトヤアルト、欠伸ノアマリ、召連レシ者ドモト酒肴ナド取出シ、獻酬ノ際ヤヽアリテ筒音聞ヘタレバ、瞻望スルニ遙天ニ小煙ゾ見ヘタル、正シク相圖ノ火ナルベシト、携ヘタリシ番付

ト引合セタルニ、成ホド是ナルベシトハ覺ユレド、黃赤モ定カナラズ、柳カ鶏カ連龍カ一龍カモ分タズ、日モ已ニ暮テ夜陰ニナリヌレバ、又筒音シテ是ヨリハ火光モ晝ニハ優リタレド、是迚モ品ニヨリテ見ヘ分カヌガチナリ、〇略中カヽルコトナレバ、既ニ前卷ニモ云シ如ク、コノ火術ハ全ク虛技ニシテ軍用狼煙ノ類ト云ノミナリ、纔ニ一里餘ニシテ赤黃辨ゼズ、龍鶏定メガタシ、實ニ咲フベシ、〇略下

〔視聽草初集五〕崎人狼烟

文政十三年八月三日　於佃島海上狼烟合圖

長崎御雇地方　高木内藏助

晝之合圖廿七番

一紅白旗　一連玉　一赤雲斑龍　一雙鯉　一五彩玉　一日光星　一紅白梅花　一雙蝶　一蜈蚣　一鶏　一群玉　一琴高仙人　一黃煙柳　一象　一樓門　一黃烟往來　一唐船　一光雷鳴　一雙鶴　一競烟　一船　一力士　一龍　一虎　一黃煙木柳　一一草亭　一壽老人

夜之合圖拾八番

一夜明簾　一三光星　一雷鳴　一二段發紅星白星　一滿月　一四疋龍　一青照火　一往來火

一連光星　一木柳星　一玉霰　一連龍火　一飛蝶　一七曜　一金銀星　一大簾　一武藏野

一銀河星　以上

右は七月廿一日ニ可有之處、同月廿日和姬君樣御事御逝去ニ付、七日之間鳴物停止被仰出、右故か延引ニ相成、今日ニ相成候、八月ニ入候而者、火術無之事之由候得共、長崎表より鎗目御禮出府之序相願候事故、外之例ニ不相成事と見え候、此外御家人にも願置候者、兩人迄有之候得共、當年は不相成候よし、

〔浪花の風〕六月より七八月頃に至り、大川にて花火あれども、上ケ初川開き抔と別段定りしこと

はなし、大概六月廿五日、天神祭禮の夜は、必らず花火あり、其餘は定りなく、炎暑の頃は毎夜の樣に、少々ヅヽはあぐることあり、されども幾日大花火抔と日を定め、前廣より茶店抔に書付等出すことは稀なることとなり、もと涼船の出る頃は、花火商ふ船も、食物賣船一同に出居り、樓船抔を見懸て漕寄て、花火を上んことをすゝめ、其場にて二三本或は五六本抔と商ひ、直に上ること故、からくり抔いへるものは少し、夫故多くあぐることは稀なる事なり、

〔紫の一本下〕船　神田一丸○中略

兩國ばしのうへ、御藏前のあたりより下は三股を限り、深川口新川口を眞中にて、かけならべたる數共は、數千万といふ數しらず、○中略花火船をば呼かけて、一艘切りにてたてさする、しだれ柳に大櫻、天下泰平文字うつり、流星玉火にぼたんや蝶や、葡萄に車火や、是は仕出しの大からくり、てうちん立笠御覽せよ、火うつりのあぢはひは仕つたり、天下一あつちやア〳〵とほむるもあり、北も南も西東、爰かしこにてたてあぐれば、たゞ日中の如くなるに、火玉の出る筒音、流星のあがる響き、人のわめく聲にて、心靜かに漕ぐ船なし、

〔東都歳事記五月二〕廿八日　兩國橋の夕涼、今日より始り、八月廿八日に終る、幷に茶屋看せ物夜店の始にして、今夜より花火をともす、逐夜貴賤群集す、(中略)日も暮行けば、茶店の燈の灯數千歩に映じて、暗もなき國の心地し、樓船の挑灯は波に上にきらめきて、金龍影を翻し、紘獣一時に涌て行雲不動、怒疾雷の機に驚きて首を擧れば、烟火空中に煥發し、如雲如霞如月如星、麟の翔るがごとく、鳳の舞ふがごとく、千状萬態、神まどひ魂うばゝる、凡此に遊ぶ人貴となく賤となく、一擲千金惜まざるも宜なり、實に宇宙最第一の壯觀とも謂つべし、鍵屋玉屋の花火は今にかはらず、○中略明和八年より中洲に酒肆茶店をつらね、この邊にて花火をあげてたのしめる事あり、出水の憂あるによりて、寛政の始、公よりの御沙汰によりて取拂ひとなる、

〔江戸繁昌記初篇〕兩國烟火

烟火例以五月二十八夜、爲始放之期、至七月下旬而止焉、際晚烟火船撐出、南距兩國橋者可數百歩而横中流、天黒擧事、霹靂未響、電光掣空、一塊火丸、　爲萬星、銀龍影欲滅、金烏翼已翻、丹魚入舟、火鼠

走波、或棚上漸々燒出紫藤花、或架頭一齋燃上紅毬燈、寶塔綺樓、千化萬現、眞天下奇觀也、兩岸茶棚、紅燈萬點、欄內觀者、累膝疊蹠、橋上一道、人群混殺、梁柱撓動、看將傾陷、前艫後舳、隊々相銜、畫舫塡密、川而迷水、夜將深矣、烟火船輸燈、人始知事畢、時水風洒然、爽涼洗骨、於是乎百千烟火觀船、並變爲納涼船、競奢爛豪、揚絃歌于盃盤狼藉中、嘔啞達曉而歇、

〔飛島川〕昔より仙臺の花火能とて世上評判有、我等幼少の節、一兩度花火上りしが、不勝手故年々の樣にはなし、所は仙臺河岸にて上る、三十年計も以前、花火とほしたるに、此邊人通りも無位に見物に行たる也、万年橋の高欄損じ、怪我人も有、夫よりやめになるとぞ、

〔尾張名所圖會後編三春日井郡〕牛頭天王社略○中例年六月十四日の祭りは、當國第一の奇觀にして、稚川の兩岸に花火の大筒を數十本設け、花火方は東西の岸より川中へ、水樓のごときものを作り出して、そこに集會し其業をなす、家々の四半吹流しは、風にひるがへつて飜翻たり、又車樂の船二艘を川中に浮べたり、此かざりは凡津島の車樂に似たり、その外からくり花火の作り物、所せきまで立置けり、花火は未刻頃よりさればぐ〳〵あぐるに、晝は旗幟のかたちをあらはして、雲に五色の彩をなす、や丶日も暮行ば、略○中橋上及び堤上の往來は、肩磨踵隨轟々然たり、忽一雷の破するに驚きて空を仰ば、烟火雲中に燒發し、月の如く星の如し、されば遠近をいはず、老若爭ひ來りて、夜の更るを覺えず、實に今宵の賑合譬るに物なし、

〔嬉遊笑覽十下六編〕はな火は品多し、樣子、見物もなびくす丶きの花火かな、重長坂部胡今が到來集、延寶四年九月、牡丹一枝到來して、はな火ならで手牡丹となるながめ哉、伊勢三林洛陽集延寶年刻入集方や花火線香せめて秋、梅木軒鼠火や竹に生る丶暮の風、富長手牡丹や韓湘笑てたちまち花、千春すすき萩流星もみぢみだるめり、有知續山井、金に牡丹みる花火もや仙の術、如貞西鶴が世の人心に、今身のうへは長町にかげかくし、花火せんかうして、朝夕のけぶりはそく云々、前句付、あとか

らは出來々々、序はすゝき中はから松すゑ紅葉、又ゑほりこそすれ〳〵、消ぎはに唐松を出す手のかげん、

〔甲子夜話十四〕方今都下ノ繁盛、何事モ餘國ノ及ブベキニ非ズ、遊戲ノ事ナド尙更ナリ、但烟火戲ノミハ、他國ノ方遙ニ優レリ、都下ハ火禁嚴ニシテ、花火商賣ノ者ハ、定制ヲ立ラル、ユヘ、大ナルコトハ成得ザルナリ、都人ハ今普通ノ花火ヲ大造ナルコトヽ思ヘルハ、井蛙ノ見ナリ、國々ニテ樣々異同モアレドモ、近頃相州ニテ、豪民等ガ催セルヲ見タル物語ヲ聞クニ、富士ノ卷狩、大名行列、新吉原中ノ町ノ夜景、ソノ外數種ナリ、大凡ソノ幅十間位ノ處ヘ、カネテ仕カケ設キ、人ノ寄ラヌヤウニシテ、夜ニ入リ人ヲ集メ、竹欄ナドシテ人ノ近付ヌヤウニ設ケテ、火ヲサスコトノヨシ、譬ヘバ富士ノ卷狩ナレバ、古松ノ數丈ナルニ旭日ノ付掛ケ、ソレヨリ山形現レ、ソノ麓ニ人馬諸獸奔走ノ樣子ヲ幻出スル巧思、驚入タル計ノヨシ、其餘ハコレヲ以テ類推スベシ、火禁無ユヘ限リモ無ク、大造ニ巧ヲ竭シ設ルトゾ、亦林叟ノ話、

〔江戶總鹿子新增大全七〕諸細工名物

花火屋　　兩國吉川丁　　玉屋

花火と云もの夷狄の戲玩にて、漢士にもむかしはなかりしにや、近世明人吳寬が火花を詠せし詩あり、元朝迄は一向其名も聞えず、されば東武にても、夏より秋の半まで、隅田川の下流、兩國橋と新大橋の間に舫を泛、暗に乘じて此戲をなすに、萬華たちまちに開、須臾にして春苑を見る、實に一時の奇景なり、此家其術に妙を得たり、

〔續飛鳥川〕寬延寶曆の頃、文化の頃まで賣物、　六月、〇中略　花火賣、　子供賣聲、花火々々、鼠手牡丹てん車からくり花火々々、

〔近世職人盡畫詞〕花火の價は水中に擲つに似たりといへども、さにはあらじ、玉屋鍵屋がふとこ

ろに入らば、又出て世にめぐりつべし、ましかのみならず、おのれひとりたのしむにはあらで、餘多の人の目を歡ばしむる德は孤ならずして、隣國の下つ總にもおよびぬべし、

福引
寳引

古事類苑

遊戲部十七

遊戲雜載

遊戲ニ關スル事ニシテ、特ニ一篇ト爲スニ足ラザルモノアリ、今集メテ遊戲雜載篇トス、

〔運歩色葉集保〕福引（正月、索貫錢、不見而引之、）

〔梅園日記三〕福引

正月福引とて、鬮にて人に物とらする事あり、物に見えたるは、月堂夜話に、或人云、正月の福引は、昔は兩人して餅を引合て、兩方の多少取たるを見て、其年中の禍福を見しことあり、今代は種々の器物に取り代へたるなり、餅を引取故に福引と名付とあり、又寳引ともいひけるにや、〇下略

〔嬉遊笑覽四雜伎〕福引には、揩こ木などにあたりたるは、これをかつぎて舞するなどの興あり、又水をのませなどすることもありと見えて、其角が類柑子に、冠り付このことをいひて、福引の水をのまぬものぞとかろ〴〵しう心得て云々、不角が矢根鍛冶集上まづおめでたい〴〵福引に水をまいるも鎚下地、（正徳元年卯十二月晦日、町觸、前々度々相觸候通、町方にてとみつき、又は大黒つき或は俳諧前句附、三笠附、抔と名付、博奕がましき儀堅致間數候、其後いつの程よりか、正月は街上にて、こま廻し資引あり、明和のはじめの狂詩に、早來四辻飴資引、物中年始御祝儀といふ句あり、寛政の初迄も辻資引はありき、サアござい〴〵と云て子供を集る故、是をさございと云り、當るものには菓子を賭物をとらするなり、禁有て止む、）

〔世のすがた〕辻寳引とて、寛政の初までは、元日より中旬ころまで、辻町にて麻繩長三尺計なるを數十本よせ、本をくゝりて、其内壹すぢにだい〳〵を結付、其くゝりし所を握り居て人を集め、麻

繩何條にて錢何ほど〻定め、銘々繩をひかへ居る時、寳人其だい〳〵の付たる一すぢを引、其繩に當りたるを勝として、蒔繪、かんざし、雙六、鞠の類、其餘種々の品をとらす、程なくして停止せらる、

〔皇都午睡 三下〕世俗に正月寳引などの戯をなして、蚊の呪と云は謬なき事なり、實に蚊の呪と云は、幼女のもてあそぶ羽古板にて羽根を突を云なり、其故いかにと問に、秋の始め蜻蛉といふ虫出て蚊を好食ふ也、羽子は木連子を羽根に付り、羽古板にて突上れば、落る時蜻蛉の容あり、是蚊を恐れしめん爲なり、寳引道中雙六などを、蚊の食ぬ呪とはいふべからず、

〔俳諧温故集 十〕遊女の歳旦五章
寳引は蚊に惚られぬ爲なれや

〔西鶴織留 三〕引手になびく狸祖母
さる大名がたに御吉例とて、正月三日の夜、大書院にて、家久しき者ばかりめしよせられ、寳引を仰付られける、ふすま障子の内より、五色の長緒を數百筋なげ出して、手毎に一筋づ〻引取、此緒の末に付置れし物をくだされける、小せう引出す繩に、桑の木の鐘木杖おかし、家老職の人引出す繩に、銀錢一貫文、あるひは唐織の卷物を引出すも有、又は御物こしらへの脇ざし、かたはしには砻臼のふるきに取あたるも有、提重箱、なぎなた、印籠、きんちやく、日傘、純子の夜着ふとん、ふりしやくしを取も有、知行取は黄金に引當、茶道坊主はからざけ壹本のぬしに成、よこめ役の人に自然と目がねのあたるもおかし、ひとり〳〵の果報を見るに、かろき者の重き物に取合けるは一人もなかりき、爰に嘉例の年男とて、八十六歳になれる人、手をひかれてことぶきを勸めけるが、我も物の數とて、人まかせに取てくれたる繩を引出しけるに、奥上臈の中にも梅垣どのと申て、都より吟味をあそばしおかせられたる、大ふり袖をくだされ、是は〳〵と興をさましける、又

男盛の出頭人、然も色を好みけるが、人の手の繩、より取にして、さま〴〵觀念して引たぐりければ、大殿樣の時さへ古狸と名に呼し、百三つになる祖母を引出せば、一度に春のはじめの大笑ひ有て、御機嫌の上、嶋臺の酒事、万歳樂とぞうたひける、

〔蜘蛛の糸卷〕はせうり　さござい

同じ比、〇天明辻寶引とて、寶引の糸を持つ物に、くさ〴〵の手遊を入れならべ、糸一筋の價、手遊のよきあしきに依りて高下あり、當れば隨意の品一つをとらす、此寶引いくたりもこゝかしこの辻に立ちて、さ來ざい〳〵と呼ぶ、兒ども此聲をきゝつけ、足のふむ所を知らず、此寶引大方は松の內を盛りとし、十日比に止む、新春の一つの景物なりしに、寛政に禁令ありて聲なし、

〔在京日記本居宣長〕寶暦六年正月廿五日、世に福引といふもの、ちかきとしいづこにもはやり侍る、此ころやうかはりて、めづらかなること侍りける、あぶり出しとかいひて、いたうおこなはれ侍る、そのしやうは、まづ紙に車輪の如くなる物をまろくかきて、それを三十にきざみ、中央にしら地有、そのまはり三十に、たからづくし、あるひは役者の名よせなどかき侍るが、その中の一ツを中央のしら地に、酒にてかきをくに文字見えず、さて思ひ〳〵に錢をかけて名をしるしをきて、三十人にみちぬれば、その中央を火にてあぶれば、かの酒にてかける文字あらはれ侍りて、それにあたれる人、それ〴〵のかけ物をとる也、これを梓にちりばめて、京中もつはらはやりける、多少あり、錢三五文より百文貳百文にいたり、大きなるは三百目、五百目ぐらゐもかけて、扨とる物もそれに應じて高下あり、大坂堺のかたにては、家をかけ物にし、あるひは遊女をいれて、あたれる者に、一夜の枕をゆるしなどしけるとぞ、それゆへ、とかくいふことゝいできて、難波わたりはとくやめられぬるに、京はさはにをこなはれて、高きいやしき大かたせぬ家はなかりける、あまりに長じぬれば、廿八九日比より京もかたく禁せられける、

〔續飛鳥川〕寛延寶暦の頃、文化の頃まで賣物、元日、〇中略辻寶引、辻に立手遊るい色々かざり、寶引縄百本手に持て、さござい〳〵といふ、

〔空華日工集〕至德三年二月三日、奉迎府君、官伴二條攝政殿、日野兄弟、坊城秀長、御子左、御劒管領玉堂、僧伴性海、大淸、空谷、無來、相山等、倭漢聯句一百句罷、余姑去座、不知何人所白府君、聞余帶經年段段結續、欲互相交易、所謂帶引者也、余辭焉、君欲必相換、蓋欲府君與余帶引換也、座中皆和會、然余獨不知、剪紙繫各帶端、兩々曳出、先性海與日野相當、餘皆兩人相引、末上探紙、果君與余相合、君先出御帶畢、欲出余帶、余固辭者再三、大淸在余左偏、以手曳出余帶、及是君賜御帶於余、而後乞余帶、余亦辭焉、淸復牽余帶、直傳君、手擎余帶、普示座君人大笑一場、遂辱服余帶、

帯引

〔松屋筆記八十〕帶引の興

按に、紙を剪て名を記し、各々の帶端に繫付て、方を分て引當る也、後に帶引とて二人して帶を引き力を爭わざには殊也、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕釋義堂が日工集、〇中略いはゆる帶引とあるをみれば、其かみか丶る戯ありしにこそ、これ今の綱引に似たり、

綱引

〔梵舜日記〕慶長八年七月三日、碁盤國予於宅興行、

〔內裏式上〕正月十六日踏歌式

皇太子謙授坊官（延暦以往、踏歌訖、縫殿寮賜擬縫衣、群臣著擬衣、踏歌訖、共跪庭中、賜酒一坏、絁十屯、朝夕令近臣縄引、至于大同年中、此節停廢、弘仁年中更中興、但縄引儀停、群臣踏歌、）皇侍之、

綱引

〔名物六帖人事箋五戯〕抜河（ツナヒキ）（唐封演聞見録、抜河古謂之牽鉤、襄漢風俗、常以正月望日為之、相傳楚將伐吳、以為教戰、古用篾纜、今民則以大麻絙長四五十丈、兩頭分繫小索數百條挂於前、分二朋、兩勾齊挽、當大絙之中、立大旗為界、震鼓叫噪、使相牽引、以卻者為輸、名曰抜河、景龍文館記、清明中宗幸梨園、命侍臣為抜河之戯、外蕃集、藩州之俗、以麻絙巨竹分朋而挽、謂之抜河、宣揚不属、下歳兔挽河圖、）

〔秇苑日渉 五〕百戲
拔河戲、古謂ニ之牽鉤ニ、或以爲ニ今所レ謂頸挽(クビヒキ)ニ、〇中略 拔河乃執ニ索兩頭ニ挽レ之、挽則同、而頸挽以レ頸、拔河以レ手、今大阪之邊邑、正月有レ爲ニ此戲ニ者、近者聞ニ之六如師ニ、叡山東麓之民、正月十五日亦爲ニ此戲ニ、

〔日次紀事 正月〕十三日、綱引、江州大津人與ニ三井寺門前人ニ、各於ニ原野ニ左右分列、互爭ニ引大綱ニ、兩方共擊ニ太鼓ニ互競進、引勝方其年各謂レ得レ福、是稱ニ綱引ニ、至ニ十四日朝ニ而止、

〔東都歲事記 二六月〕九日、千住大橋綱曳、今はなし、〔天保九年〕小柄原天王の祭禮によつて、橋の南北にて大綱をひきあひ、其年の吉凶を占ひけるが、やゝもすれば鬪諍に及びしゆへ、兩村云あはせて、此事を止けるとぞ、

〔後撰夷曲集 一春〕東寺の前にて綱ひくをみて　一見
東寺にて綱を引とる人はたゞ鬼よりつよき力なりけり
親月とて町々にする綱引はゑいや大勢の子どもあるゆゑ　良因

手拭引　帶引　枕引

〔松屋筆記 七十七〕今の世、帶引、枕引、手拭引などいふ戲あり、

〔嬉遊笑覧 四武事〕枕引は京羽二重、枕引みじか夜明て笑ひけり、珈笑 古き冠付に、やす〳〵とかけきよになる枕引、

〔守貞漫稿 二十八〕枕引
上ニ似テ腕〇膝挾推等 今世稀ニ爲ス所也、小キ箱枕ヲ二指ニテ挾ミ引合フノ戲也、

扇引

〔嬉遊笑覧 四武事〕本朝文鑑支考が文に、扇てんがう、枕すまふ、互には握り拳の上に枕を立て、あたり合せて落たるを負とするにや、扇てんがうは扇の曲か、又は扇引をいふ、佐夜中山集、扇引や紙のちからのあらん程、

〔讃岐典侍日記 下〕六月〇天仁元年 になりぬ、あつさ所せきにも、まづこその此頃は事もなく御心地よげにあそばせ給ひて、堀河のいづみ、人々みむと有しを、何とおぼしめしゝにか、あながちにすゝめつかはしゝかば、思し召事なれば、先あすとて、我は出て人たち待しに、二車ばかりのりつれて、

頸引

日ぐらしあそびて歸りしに、みればこよひとまりて、心やすき所にてうちやすみんとおもひてとゞまりしを、ひたち殿といふ女房、おなゆかし、たゞ參らせ給へ、あふぎひきなど人々にせさせんなどありし、御扇子どももまうけて待參らさせ給ふあとあれば、此人たちにぐして參りぬ、待つけて泉のありさまうち〳〵にとひなどして、あふぎひき、こよひはさはとおほせられしかば、あけんが心げなさよ、こよひと思ふに、人たちのけしきのくるしくて、見えざらむこそ口おしく候へと申しゝかば、つとめてあくるやをそきとはじめさせ給ひて、人たちめしすへて、大貳三位殿をばしづめて、あはれたりしに、先ひけと仰られしかば、ひきしに、うつくしとみしをえひきあてで、中にわろかりしをひきあてたりしを、うへになげ置しかば、かゝる心うやあるとて、わらはせ給ひたりし事を、但馬殿といふ人の、家の子の心なるや、こと人はえせじなど興じあはれしに、そのをりは何ともおぼえざりし事さへ、いかでさはしまいらせけるにかと、なめげにけふは有がたく覺せる、

〔台記〕久安六年六月廿二日丁卯、今日有立后事、辰刻參、朝餉、有扇引事、四日略　八月四日丁未、午刻參、朝餉、有扇引之興、

〔好色一代男〕三命捨ての光物

よい年をして蝶まはし、扇引、なんこ呼びて、自と子供心になりて立噪ぎ、〇下略

〔異制庭訓往來〕頸引、膝挾、指引、腕推、指抓等、是尤雖不難之振舞、偏貴力推所之體也、

〔書言字考節用集〕八言辭 拔河戲（クビヒキ）日札

〔秇苑日涉〕五 百戲

拔河戲、古謂之牽鉤、或以爲今所謂頸挽、然頸挽者交結索兩端、兩小兒相向挂頸挽之、以爲勝負、

〔守貞漫稿〕二十八 頸引

今モ稀爲之歟、二夫相對シ一緒ヲ輪トナシ、各々ノ首ニ掛之引テ勝負ヲ決スノ戯也、今俗ハ首引ト云、江戸クビッピキト云、

〔義經記三〕べんけいむまる丶事

師の仰にも隨はず、〇中略うでをし、頸引、すまうなどぞ好ける、

〔嬉遊笑覽四武事〕其角が若葉合に、首引のころぶ拍子に起あがり、明和初年川柳點、首ッ引まをのけさまにみそをあげ、

耳引

〔嬉遊笑覽六下兒戯〕耳引かけまつべいは、箕山が色道大鏡に、常のかるたをうたんに、賭を定めずしては不與なり、但し定むる共、耳引かけ歟、竹篦がけをよろしとすべしとあり、耳引かけは頗たすきの類なるべし、

指引

〔異制庭訓往來〕指引

〔守貞漫稿二十八〕指引

是モ二人相對シ、各一指ヲ曲テ、引合ノ戯ナラン、

腕押

〔倭名類聚抄四雜藝〕相扠　唐韻云、扠（丑佳反、内典云、相扠、和名多加閉之、）以拳加人也、楊氏漢語抄云、拗腕、（拗音於絞反、訓同上、）

〔箋注倭名類聚抄二雜藝〕按、廣韻又云、扠亦作搋、玄應音義云、搋又作扠同、勑佳反、又云、搋又作扠同、勑皆反、慧琳音義云、扠丑皆反、或從虒、又云、搋勑佳反、又勑皆反、是扠搋同字、雖有兩音、其義無異、源君以爲別字、兼擧非是、〇中略　按、韻會云、拗心戾也、慧琳音義云、拗捩也、拗腕蓋戾手之義、南史鬱林王何妃傳所云鬭腕蓋是、今俗字天於之之類也、漢語抄、訓拗腕爲多加閉之、爲允、訓相扠爲多加閉之非是、

〔伊呂波字類抄太人事〕相扠タカヘシ

〔異制庭訓往來〕腕推

腕押

〔書言字考節用集 八言辭〕相扠(タヾヘシ)出字　相扠(ウデアシ)出太

〔名物六帖 人事五輸弈遊戯〕闘腕(ウデクラベ) 南史、鬱林王侍書人馬澄、年少色美、甚為紀悦、常與闘腕較力、王以為歡笑、

〔倭訓栞 中編十三〕たがへし　和名抄に相扠をよめり、手返の義、人を打返す義なり、よて漢語抄には拗腕と見ゆ、

〔嬉遊笑覽 四武事〕相扠 略○中 これは手を振る事とも聞ゆれど、手がへしといふ名は、よく腕おしにかなへり、闘腕といへるも是なるべし、

〔守貞漫稿 二十八〕腕推
各互掌ヲ合セ握リテ押伏ルヲ勝トスル戯也、手脚相以テ今モ三都トモウデオシト云、略○中 腕押ハ二夫相對シ、共ニ右手ノ肱ヲ疊ニツケ、掌ヲ合セ握リ押テ押伏スヲ勝トス、

〔義經記 三〕べんけいむまるゝ事
師の仰にも隨はず、略○中 うでをし、頸引、すまうなどぞ好ける、

〔毛利家記 五〕甲州 ○黒田 秀元卿ノ御力、事々シキ由宣タルハサモ可有事也、一年釜山浦ニオワセシ時、霖雨ツヾフリテ徒然ナル日、小性ドモ腕押ヲ仕レト宣テ、夫々ニ相手ヲ定、腕押ヲセサセタマヒシニ、勝タルハ笑ヲ含ミ、負タルハ心地ヲ損ジ、底腹立テ居タリシニ、各腕押仕タル返報ニ、盤持ヲシテ可見ゾト宣テ、略○下

〔嬉遊笑覽 四武事〕世話やき草、あつければ暮る力も出かねらし日は暮かたの夏の腕おし、五元集、腕押のわれならなくに梅の花、丹前能といふ草子に、腕おし枕引足おしなどなさるゝ云々、

〔嬉遊笑覽 四武事〕狂言記 れんちやく といふ狂言に、商人女商人と爭ひごととして、腕おし、又すねおしをすることあり、略○中 寛永發句帳、すねおしに風力そふ小萩かな、吾吟我集、露をいとひもすそくりあげ野をゆけばすねおしかまし萩の花ずり、略○中 丹前能といふ草子に、腕おし、枕引足おしなどな

さる、云々、足おしは膕おしなるべし、

膝挾

〔異制庭訓往來〕膝挾

〔嬉遊笑覽武事四〕膝挾は足おしにて、膕おしにはいさゝか異なるべし、兩人ひざをたて挾みて押倒すにや、

〔守貞漫稿二十八〕膝挾

二夫相對シ、膝挾ヲ勝負ヲナスノ戲ナラン、今ハ不レ爲レ之、今世ハ兩夫脛ヲ合セ、押シテ勝負ス、名付テ足相撲、江戸ニテスネオシトモ云、

相攬

〔倭名類聚抄雜藝四〕相攬 唐韻云、攬(勒皆反、内典云、相攬、和名古布之宇知、)以レ拳加レ物也、

〔類聚名義抄手三〕揥コフシウチ 相揥コフシウチ

〔嬉遊笑覽武事四〕これ(○相攬)は漢土の拳法といふ類にて、兩人打あひて勝負する事なるべし、今小兒兩人にて一人手を開き、甲を上にして出せば、一人その手の甲を撫るを、手を翻して打なり、撫る者は打れじと引戲あり、

競走

〔異制庭訓往來〕飛越、早走者、力弱身重、中々不レ思寄、

〔遊學往來上〕若衆之態者、(○中略)早走、

〔倭訓栞中編十九波〕はしりくらべ 百丈清規に、趨競と見えたり、

○按ズルニ、倭名類聚抄ニ、牽道ヲミチクラベト訓ズ、ミチクラベハ蓋シ競走ノ義ナル由、箋注倭名類聚抄ニ言ヘリ、宜シク八道行成篇牽道條ヲ參看スベシ、

〔西宮記七月〕七月十六日相撲式

吏部記、應和二年八月十六日、有二相撲事一、(○中略)次散樂、(侍臣五位六位童部相撲走、并弄玉輪鼓、)

〔嬉遊笑覽兒戲六下〕長崎歲時記に、四月下旬より市中の男兒、端午競渡舟の學して町々を廻る、二間程

目かゝう

の竹を船に表し、兒童面に丹をぬり、髮にたゝみ紙をはさみ、又はゐ笠を著、右の竹の左右に取付て、セロウ〳〵ワタイと同音によび、あかね木綿ののぼり、或は五色の紙ののぼり、劍ばたに、何町子供中と書たるを押立、太こどらをならし廻る、他町の子供に行逢ば、互にのぼりを出し合せ、年齡ひとしき同士、雙方より一人ヅヽ出て走りくらぶ、是をバイロンと云ふ、負方ののぼりを奪取といへり、まことのばいろんに二ッせり三ッせりと云ことあり、せらうと云は此せりにて、せり合はんと云なり、わたえとはこれへ來よと云ふ方言と聞ゆ、

〔倭訓栞前編二十七〕べかこ　兒戲に、眶を反してかくいふは、目赤子の義成べし、

〔玉勝間六〕めかゝう

めかゝうは、今の世にいふべかかうなるべし、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕めかゝうは目眩うにや、今いふべかゝうなり、其義は指にて目皮の下をひきて、赤き所をいだすわざなれば、目赤うの訛りともいふべけれど非なり、

〔大鏡五伊尹〕花山院は風流者にこそおはしましけれ、〈略〉○中あて御ゑあそばしたりしさまにけうあり、〈略〉○中たかんなのかはをおとこのをよびごとにいれて、めかゝうしてちごをおどせば、かほあかめてゆゝしうおぢたるかた、〈略〉○中などかゝせ給へりしか、〈略〉○下

〔南留別志〕一わらはべの、べかかうといふ事をするを、大鏡にはめかゝうとかきたり、目をはだけて元興寺をする心なるべし、

〔尤雜考〕童戲

小兒の戲にする、べかこう、もゝがな、どいふことは、元興寺の故事なりといひ傳ふ、いづゝにも似たることあり、僧祇律〈十九〉〈卷〉爾時六群比丘從禪坊中起、在屛處闇地立、傑耳皺面、反眼吐舌、作嗄々聲、恐怖十六群比丘、比丘聞已、卽心恐怖、擧聲啼哭、佛知而故問、是何等小兒啼聲、諸比丘以此因緣具白

世說ニ云々とあり、又漢土には、錢希元猗園、蘇城大小人家遇ニ小兒啼一、便止レ之曰、怕々來也、（こゝにて小兒夜啼するに、もゝいが來ぬとておどすこといおなじ、）又嘗用ニ兩手一擘ニ其下瞼赤肉一吐レ舌、以驚ニ小兒一、戲曰ニ野貓一、卽效ニ此恠一爲レ之者、至レ今輕薄子弟徵ニ逐平康一、相ニ率狡獪一、亦多爲ニ此態一、俗謂ニ之做鬼臉一、これらの類いくばくもあるべし、その內小兒の夜泣を止るまじなひなゞどは、殊に諸書に見えたり、

〔書言字考節用集 八言辭〕元興寺（グハゴウジ　ガゴゼ）（俚俗嚇ニ怖小兒一之義、蓋往古以ニ元興寺有一ニ鬼魅一也、事見ニ水鑑、本朝文粹一、）

〔南畝莠言 下〕本朝文粹に、都良香が道場法師の傳あり、○中略 今に小兒を怖す諺に、元興寺にかませんといふは是なり、

〔本朝文粹 十二 傳〕道場法師傳　都良香

法師者、尾張國阿育郡人也、不レ得ニ姓名一、相傳云、敏達天皇之世、尾張國有ニ一農夫一、夏月漑レ田、于レ時天陰雷雨、○中略 俄而雷墜ニ父前一、狀如ニ小兒一、父擧レ耒將レ擊、雷語レ父云、汝莫レ害レ我、我必報レ汝、父問レ雷云、汝何以報恩、雷答云、我令ニ汝生ニ異兒一、以レ此報レ汝、○中略 居數月、父妻有レ身、及レ期生レ男、其體可レ驚、○中略 童子年十有餘、甚有ニ旅力一、○中略 童子師ニ事元興寺僧一、時寺鐘堂有レ鬼、每夜殺ニ撞レ鐘者一、童子見ニ衆僧一、請ニ能止ニ鬼殺一、衆僧甚悅、其夜童子昇レ堂撞レ鐘、未レ及ニ數下一、鬼來形見、童子便扠ニ鬼頭一、鬼與ニ童子一爭レ力相接、鬼引欲ニ外出一、童子引欲ニ內入一、天曉、鬼甚欲ニ脫去一、童子急攫ニ鬼髮一、鬼髮剝落、皮肉纔在、鬼卽逃去、○下略

にらめくら

〔異制庭訓往來〕目比、○中略 指抓等、是尤雖ニ不レ難之振舞一、尙費レ力摧レ肝之體也、

〔嬉遊笑覽 六下 兒戲〕この目比は、にらめくら也、

〔名物六帖 人事四 翫弄遊戲〕笑令（ワラヒハット）（鶴圖折裏、僕在ニ童齓一、與ニ同隊一行ニ笑令一、曰ニ無聲樂一、其令以ニ十數輩一環立相視、笠籠、鼓板各司ニ其一一、無ニ其器一而有ニ其狀一、其手之所レ指、口之所レ擬、身之所レ倚、足之所レ履、皆如ニ其部之器一、瞪レ目禁レ聲、先笑者罰、大抵笑者不レ惑ニ人之狀一、亦自惑ニ其狀一、曰、是何等作爲戲傀邪、此咲機所以暗發而不レ可レ禁也、）無聲樂（ニラミコクライ）見上

〔骨董集 上編下 後〕目比

今童の戲れにするにらみくらと云事もふるし、いにしへは目くらべといひけり、

〔一話一言十七〕南畝秀言未成書

小兒のたはぶれにするにらみくらは、にらみくらべなり、ふるく目くらべといへり、長門本平家物語、入道の夢にされかうべを見給ふ條に、たとへば人のめくらべをするやうに、たがひにまたたきもせず、はたとにらまへてぞ候けるとあり、又日蓮上人の御書にも、日天に對しての目くらべにて候とあり、虎關禪師の異制庭訓往來にも、目比、頸引、膝挾、指引、腕推、指抓とみへたり、

〔守貞漫稿二十八〕目比

今世京坂ニテハ、ニラミゴク、江戸ニテ、ニラミクラト云也、凡テ競ヲ京坂ニハゴク、江戸ノ童クオトト云也、クラベノ下略ナレバ、クラ正トスベシ、○中略今ハ三都トモニ各互ニニラミ合テ、又各互ニ顏ヲシカメ、或ハ種々ノ形ナシ、更ニ無言ニテ敵人ヲ笑スヲ勝トスノ戯也、古モ同之ナルベシ、

〔長門本平家物語九〕ある夜の夢に入道○平淸盛み給ひけるは、まだ早旦なる心ちして、緣行導してましく\けるに、されかうべ二つ出て、東西よりねりあひく\ぞしける、○中略此かうべどもがおもてをならべて、入道をはたとにらまへてぞ候ける、○中略入道もまけじとこれらをにらみ給、たとへば人のめくらべをするやうに、たがひにまたゝきもせず、はたとにらまへてぞ候ける、

〔太平記十四〕箱根竹下合戰事

去程ニ同二○建武年十二月十一日兩陣ノ手分有テ、左馬頭直義箱根路ヲ支ヘ、將軍ハ竹下ヘ向ベシト被定ニケリ、○中略足利尾張、右馬頭高經、舍弟式部大輔、三浦因幡守、土岐彈正少弼賴遠、舍弟道謙、佐々木佐渡判官、赤松雅樂助貞則、加様ニ目クラベシテ、鎌倉ニ集リ居タハ叶マジ、人ノ事ハヨシ兎モ角モアレ、イザヤ先竹下ヘ馳向テ、後陣ノ勢ノ著ヌ先ニ、敵寄セバ一合戰シテ討死

鼠こつこ跳こつこ

セントテ、十一日マダ宵ニ竹下へ馳向フ、

〔嬉遊笑覧十二禽蟲〕童の戯に鼠こつこ跳こつこといふことをすなり、二人して手の甲をつみ、下の手をはづしては上をつむ故果なきなり、本草鼠附錄に鼷鼩あり、和名抄に玉篇を引て鼷鼩に作る、和名豆良禰古と見えたり、名義は連り行小鼠といふなるべし、色黒き小鼠にて、茶圃などに土を穿ちて居ものなり、七ッ八ッ計ヅヽ、尾を含み連り行、遠き處にも越ゆくとなむ、肥前にて七郎鼠と呼ぶ、草木子に、至正乙未年中、江淮間群鼠擁集如山、尾々相銜度江、過江東來湖廣、群鼠數十萬、度洞庭湖、望四川而去、夜行晝伏、路皆成蹊、不依人行正道、皆遵道側、其羸弱者走不及多道斃とあり、その外諸書に鼠つらなりて、河をわたりしことを、志るしゝはみな是なり、〇中略童戯はこれを學びたるなり、跳こつこは、鼠につきていひ出たるにて意義なし、

狐窓

〔嬉遊笑覧十二禽蟲〕わらべの戯に、左右の手をうしろ前にして指を組合せ、中に空あくやうにする、是を狐の窓といひて、其穴より覗き見る事すなり、〇中略奇異雜談、鹽やにて鹽やく男、狐をみたる物がたりに、天文年間竈の下火焰の中よりみれば、狐ひとつ雁をもちて、膝のうへにおきて撫さするなり、不思議やとおもひて、起て竈のうへより見れば、女が子をひざに置なり、又かまの下よりみれば、狐さきのごとしといへり、狐の窓の戯は是其空より狐を覗くなり、

オなのり

〔空穗物語菊の宴〕かくてさうのばちのもの、志らべばかり、ものゝねどもおなじこゑにとゝのへてあそびす、うたのつかうまつりなどするほどに、頭中將源中將などこゑたぐひなし、ものたてまつる人を、かたさりたてまつれ、そのなにがしおもてをといふ、式部卿のみこ、源の中將のあそむなにのさえか侍る、うちつかうまつるさえなむ、いでつかうまつれ、うちよけのきむだち、やぶれごやうぶのあるを、おしたふしていりぬ、頭中將のあそむなにのさえか侍る、わかのきえなん侍、あらしのおとゞなにはづにやあな、冬ごもりのころやとてかづきわたしておくへいりぬ、

韻塞

すけすみのあそむ、なにのさえか侍る、わたむしりのさえなむ侍、あなかせはやのよや、なかより
の朝臣なにのさえか侍、きこりのさえなむ侍、人にあらすのみや、なかすみのあそむ、なにのさえ
か侍、山ぶしのさえなむある、あなまつくさのかや、ゆきまさのあそむなにのさえか侍、ふでゆひ
のさえなむ侍、わたりがたき物は、ふゆげなりやなどいひたてたるに、源中將ゑむかの所よりい
りいまするを、右のおとゞ、かの君はなにのさえかおはするや、わらぬす人のさえなむ侍、兵部卿
みこ、ごてうふくかせは、あないりがたのやどりやとて、ついたち給へり、
〔空穗物語藏開下〕みなさいなのりなどす、あるじのおとゞなかよりの朝臣、なにのさえか侍、山ぶ
しのさえなん侍、いてつかうまつれ、いまつらさのかや、又ゆきまさの朝臣なにのさいか侍、ふで
ゆひのさいなん侍、いでつかまつれ、わたりがたくかきものは、たゝけゆふことなり、なかたゞの
あそんなにのさいか、わかのさいなん侍る、ひとりあらすのみや、中すみなにのさいか侍る、わた
しもりのさいなん侍る、あなかまはやとて、かづきわたり、みないりぬ、
〔倭訓栞前編四十三爲〕ゐんふたぎ　源氏に見ゆ、掩韻など書り、古詩の韻字を塞ぎて推てよく知を
いふ也、枕草紙に、ゐふたぎのあけとらまたると見えたり、何の字と推あてたるを明といふ也、源
氏に、けうある題のもじえりてといへるは、韻に切韻とて、何字をもて韻とするといふ時もあり、
又題の中に取韻とて、題の五文字の中、[illegible]幹の字を取て韻とする時もあり、又何の韻にても作者
の心まかせにする時もありて、翰林の人出題して詩作るの式也といへり、
〔類聚名物考人事七〕いふたぎ　韻塞　ゐんふさぎ
中比よりの遊びごとなり、古き詩の句を書て、それが下の韻字ばかりをかくして、上を讀てその
下の韻字を、なにそれとおしあてにいふをいふなり、むかしの及第の對策とてするに、古語の中
を出して、上下をふたぎて、なにの文なぞとあてさするさまより出たりとおもはる、物語なとに

多くあり、へんつきの類ひなり、

〔枕草子九〕したりがほなるもの　ゐふたぎの明とうしたる

〔源氏物語十賢木〕はかせどもめしあつめて、ふみつくり、ゐむふたぎなどやうのすさびわざどもをもしなどこゝろをやりて、宮づかへをもおさ〳〵し給はず、御こゝろにまかせて、うちあそびておはするを、世中にはわづらはしきことゞも、やう〳〵いひ出る人々あるべし、夏の雨のどかにふりて、つれ〳〵なるころ、中將さるべきしふ共、あまたもたせてまいり給へり、とのにもふどのあけさせ給て、まだひらかぬみづし共のめづらしき、古集のゆへなからぬすこしえりいでさせ給て、その道の人々わざとはあらねどあまためしたり、殿上人も大學のもいとおほうつどひて、ひだりみぎにこまどりにかたわかたせ給へり、かけものどもなど、いとになくていどみあへり、ふたぎもてゆくまゝに、かたきゐんのもじ共いとおほくて、覺えあるはかせどもなどの、まどふ所所を、時々うちの給さま、いとこよなき御ざえのほどなり、いかでかうしもたらひ給けん、なをさるべきにてよろづのこと、人にすぐれ給へる成けりとめでゝ聞ゆ、

〔源氏物語五十一浮舟〕大内記なる人の、かの殿にしたしきたよりを覺し出て、おまへにめす、參れり、ゐんふたぎすべきに、集どもえり出て、こなたなるづしにつむべきことなどの給はせて、○下略

〔中務集〕堀川中納言、ゐふたぎの所にめしたりけるに、

山々のしげりを分て鳴鹿をいかでともしの人尋ぬらむ

〔倭訓栞前編二十七倍〕へんつぎ　源氏に見ゆ、榮花物語に、へんをつがせと書り、文字の偏につくりをそへて、何の字となるを知る事也、一説に偏突の義、稱名院説に、文字のつくりと偏とを分て、つくりを隱して、偏をもて何といふ文字といひあつる事也といへり、

〔榮花物語一月宴〕いまのうへ○村上の御心ばへ、あらまほしくあるべきかぎりおはしましけり、○中略

大圖

御子むまれ給へるは、さるかたにおも〳〵しくもてなさせ給、さらぬはさべう御物忌などにて、つれ〴〵におぼしめさるゝ日などは、おまへにめし出て、ごすぐろくうたせ、へんをつかせ、いしなとりをせさせて、御覽じなどまでぞおはしましければ、みなかたみになさけをかはし、おかしうなんおはしあひける、

〔枕草子四〕一日しもにくらしてまいりたれば、よるのおとゞにいらせ給ひにけり、なげしのしもに火ちかくとりよせて、さしつどひて、へんをぞつく、あなうれしや、とく〳〵おはせなど見つけていへど、すさまじき心ちして、何しにのぼりつらんとおぼして、すびつのもとにゐたれば、又そこにあつまりゐて物などいふ、

〔源氏物語九葵〕つれ〴〵なるまゝに、たゞこなたにて碁うち、へんつきなどし給つゝ、日をくらし給に、こゝろばへのらう〳〵しうあいぎやうづき、はかなきたはぶれごとの中にも、うつくしきすぢをしいで給へば、おぼしはなちたる年月こそ、たゞさるかたのらうたさのみはありつれ、

〔源氏物語四十五橋姫〕御念ずのひま〳〵には、此君だちをもてあそび、やう〳〵およすけ給へば、ことならはし、碁うち、へんつきなど、はかなきあそびわざにつけても、こゝろばへどもをみ奉り給に、

〔榮花物語十六本の雫〕かんのとの〇後朱雀后藤原嬉子は、御年十五ばかりにおはします、春宮〇後朱雀は十三にぞおはしますに、いみじうめやすき程の御なからひにおはします、〇中略人々はかなき御ご雙六、へんつかせ給など、もろともにせさせ給程の御有さま、つくりあはせたるやうにめでたし、

〔倭訓栞中編比二十一〕ひまわし　紙燭に火を點じ、諸人廻して戲とす、西土の酒令是に似たり、一人盃をとりて、何にても同じ數の物名をいひ、次に廻して、つまりたる者に罰酒にて酒を强ゆる也、

〔嬉遊笑覽十下〕火まはし、〇中略又火渡しとも、火もじぐさともいへり、鷹筑波集、稲づまに火わたししてや行燈、忠俊また牛王ともいへらでよりゐるもとゆひに竹田の子供火もじぐさする、貞徳寛

永發句帳に、竹の子の火まはしするかとぶ螢、重成 積山井、火まはしか片はしよりの三毬打、友靜
西武百韻、そこらこゝらゆりて玄りぬる歌よみにするなぐさみはひもじぐさなり、自注に、歌讀にとあるから、かく付るなり、ひもじぐさは、紙そくに火を付て、歌の五の句の下の文字にすがつて、さきへわたして消る所をまけといふことあれば付るなりといへり、これ全く文字鎖と同じ、文字鎖の歌は、上の句の終の文字をうけて、次の句の上に、その同文字を置て、いひつらぬるなり、それより女童の遊びに、古歌をよみて、さの如く次第にいひつらぬるを、文字鎖の遊びといふ、このあそび火廻しより出たるにこそ、されど火廻しも種々の玄かたあるべし、火もじぐさといふ名は、ひもじ上につく事を、何にてもいふよしにて、今もすることゝおなじき事も有しなり、百物語、明暦万治の頃の册子 日待の夜、色々の興ありて後、火まはしをはじめて、ひの字をかしらに付て、ひたもの云まはしけるとあり、諸艶大鑑に、火渡し、糸とり、淨土雙六とあるなど、尻とりにはあるべからず、續の原に、雨の日を酒の小湯女と亂れけんかいつめらるゝ火渡しの負、淺石

〔堀川院御時百首和歌雜〕無常　權中納言國信
みどり子のあそぶすさびにまはす火のむなしき世をば有とたのまじ

〔好色二代男二〕男かと思へば知れぬ人樣
近年の仕出し、二丁目の玉屋、兵庫屋、大津屋をこれから見れば、揚女郎にもさのみ劣らぬ姿を一軒に五十人づゝも見せかけ、大方は唄うたうてひかざるは無し、〇中略火渡し、糸とり、淨土双六心に罪なく浮かれ遊ぶを、〇下略

〔一話一言一〕ふくろの記抄
一童子曰、我友達に火廻しの名人あり、火廻しといふは、冬の夜埋火の本などに寄合、さみしき慰に、紙燭に火をつけ、頭に火といふ唱の物の名などいひて、紙燭を添て次へまはせば、次もまた送

文字鎖

り送りて、いひつまり紙燭の火きへたるを負とす、かの者終に負る事なし、久しく此里にて火廻しの博士となりて、ひゝらき居れり、是はひのよみの頭に付たる器財態藝などの文字を拾ひ集めて、一卷の書物となし、常によみ覺へけるよし、下略

按、これに由て見れば、今の世俗の火廻しの戯も古き事にや、○中略

右ふくろの記、何人の著す所なるを不知、書肆のもて來しを留置て數條を抄出し、義柄となすのみ、

〔倭訓栞前編三十三〕もじぐさり　文字鎖の義、體は長歌にて、句の終りの文字を取て、次の句の首に置てつゞる、源氏文字ぐさり、大内文字ぐさりなど有、鴨長明が文字鎖の書ありて、逍遙院より盛なりといふ、

〔類聚名物考人事七〕文字鎖　もじぐさり

文字鎖の歌とは、上句の終の文字をうけて、次の句の上に、その同文字をおきて云つらぬるをいふ、それより婦女兒のあそびにも、古歌のよみて次第に云ひつらぬるに、歌の末の終の字に、同文字の上句に有歌を思ひ出て云ひつらぬるを、文字鎖のあそびといふ、たとへば、めづらしきかなと云ふ歌の次ならば、その終のな文字をうけて、名にしおはゞといふ歌をとなふるの類ひなり、そのさま金鎖のつゞれるさまに、似たれば云ふなり、

〔一話一言入〕蓮花闕隨筆二編抄

一多田兵部が我府下に遊べる比、ある人に口づからつたへしよしにて、伴子譁の許より、この中へ書加へて贈られしよし、節會の文字ぐさり一章は、一條禪閤の作なりとぞ、

せちゑもじぐさり

いいまゆぎやうのたち所　ろくゐのげきのす、むには　はくばのそうをとる時に　二人の

繼子立

大將まいる(參)かほ(貌)　ほ(仄)のかにたつる(立)びやうぶ(屏風)のまへ　へん(版)はゑんじやう(尋常)せんみやう(宣命)と　とりどりにおくにはのうち(置庭中)　ちいさわら(內竪)はのおほとねり(大舍人)　りんごのめし(臨期召)にゑたがひ(隨)ぬ　ぬひど(縫殿)のろく(祿)のひつたつる(櫃立)　るり(瑠璃)のかざ(飾)たちさすひらを(太刀指平緒)　をす(押)はゑやく(笏)がみ(紙)はけるはくわ(著靴)　わう(王)きやう(卿)げべん(外辨)につき(付)ぬるか　かいもん(開門)いし(闈司)のこゑ(聲)するよ　よゝ(代々)のためしのくずのうた(國栖歌)　た(立)ちがく(樂)こそはすみのぼれ　れい(例)せんみやう(宣命)のさほう(作法)こそ　そいの(副位)たびにわかはりつゝ(度替)、　つ(續)ぎのぶたう(舞踏)もめ(目)かれせね　ねりはから(練韓)ねりめづらし(珍)な　ないせん(內膳)くうつる(供獻)しゑゆ(四種)ひつら(御羅)　らいは(禮)にしらいにしのらん(西欄)　むかい(向)にごし(兀子)のたつ(立)くぎやう(公卿)　うぎ(兩儀)はみぎり(砌)におく(置)へんゐ(版位)　ゐき(位記)をわかち(分)て給ふとの(殿)　のんつわもの(式兵部)、ふだい(輔代)のお　おりな(下名)はないし(內侍)もて(持)さづく(授)　くら(藏)ふどふち(人扶持)にしたが(隨)ふや　や、さしかざす(指插)あふぎ(扇)のひま(間)　まづ(先)から(唐)めけるみぐし(御髮)あげ(揚)　けつ(闕)てきき(腋着)たるさうこんふ(左右近府)　ふん(粉)ゑゆ(熟)くさく(粟)べい(餅)またかつこ(又餲籠)　このひのそう(奏)にあふうづへ(逢卯杖)　えもいはれぬはしゆつぎよ(出御)にて　でんが(殿下)はとうくは(桃華)いつし(一枝)のあ(極)　あをぢ(靑磁)はいし(石)ろもたぐひなさ　さんせち(參節)とてはまいる(參)みき(御酒)　ぎよたい(魚袋)きんぐ(金銀)けぢめみゆ　ゆき(雪)をめぐらす(廻)あま(天)をとめ(乙女)　めぐればがくせん(樂前)たち(立)すゝみ(進)　みき(御酒)たま(給)へとてめす(召)ちよくし(勅使)　しき(式)のはこ(筥)をもおくつく(置机)　へ　ゑもんけだかきみよそほひ　ひつしやう(蹕稱)するはくわんぎよ(還御)かも　もくろくげんざん(目錄見參)は　やくだせ　せせちゑ(節會)いまよりすへたへず(末不絶)　すべらぎ(皇)のみよちよ(御代千代)もかはらじ

〔武江年表十一〕慶應三年五月、文字鏁の童謠行はる、

〔異制庭訓往來〕郎等打、繼子立、〇中略是於局上之遊尤容易者也、可被張行之、

〔遊學往來上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、〇中略三十二十之繼子立、

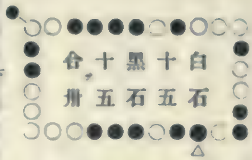
〔倭訓栞中編二十四〕まゝこ〇中略徒然草にまゝこたてといふものを、雙陸の石にて作りたてならべたると見ゆ、梵書に薩子といふ、是なりといへり、

島立

〔徒然草諸抄大成十二〕まゝ子立

二●一○三●五○二●二○四●一○一●三○一●二○二●一○、如此黑白ノ石ヲナラベナ、カゾヘテ十ニアタルヲ陰ノ〳〵ナリ、〈略〉

山案マヽコ立ノ圖



此鱗形ヲ付シ石ヨリ左ノ方ヘ一ツヽカゾヘテ、十ニアタリシヲマヌキユケバ、白キ石皆ノゾキハテヽ、後ニハ丸ヲ付シ白石一ツバカリ殘ルナリ、其時カゾヘ來シ順廻ヲ飛シテ、右ノ丸付シ石ヨリ、又改テ右ノ方ヘカゾヘユキテ、十ニアタル石ヲマヌキユケバ、黑キ石皆ノゾキハテヽ、右ノ丸付シ白石一ツバカリ殘ル也、

〔徒然草下〕都の中におほき人、去なざる日はあるべからず、一日に一人二人のみならんや、〈略〉〈中〉わかきにもよらず、つよきにもよらず、思ひかけぬは死期なり、けふまでのがれきにけるは、ありがたき不思議也、去ばしも世をのどかには思ひなんや、まゝこだてといふ物を、雙六の石にてつくりて、たてならべたる程は、とられん事いづれのいしとも去らねども、かぞへあてゝひとつをとりぬれば、其ほかはのがれぬと見れど、又かぞふれば、かれこれまぬきゆくほどに、いづれものがれざるに似たり、〈略〉〈下〉

〔異制庭訓往來〕一居去、嶋立、〈略〉〈中〉是於局上之遊、尤容易者也、可被張行之、

〔遊學往來上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、〈略〉〈中〉有識立、島立、

〔勸者御伽雙紙上〕組わけと云算の事〈又島立といふ〉

石數いか程にても、同じ數ヅヽ雙組もならべさせて、其組數たとへば五組といふ事を、四五間もわきにてきゝ、扨其内壹組を主人組、殘る四組を一所にして下人組と名付させ、扨主人組の内よ

り一人下人組へいれさせ、殘る主人に下人組を供に付さするなり、或は狹箱持、或は草履取、又は若黨などゝ云て、主人一人に四人ヅヽ付るなり、此四人といふは、はじめ五組といへば必供四人づゝ、六組といへば必供五人づゝなり、畢竟組數に一ッすくなく付る也、さて付仕舞候時、其殘りの下人の數、必初の組數のとをり、五組といへば五人、六組といへば六人あるものなり、今はじめ五組なるゆへ、一人は長崎へ使にやり、一人は大坂へ買物にやり、一人は愛宕へ代參りさせ、殘る二人は留守居などゝいふやうにして、組數の都合にあふ樣に云べし、たとへば七ッづゝ五組は主人組七ッ有、

此主人の內より一人下人にして、殘る六人を主人とさだめ、此六ッを先にならべて、供四人づゝ付れば、あとに下人組五人餘るなり、○中略

又同じく四組は下人、一組は主人の時、主人の內二人を下人にして供を四人ヅヽ付れば、殘十人有、三人を下人にすれば、殘十五人有類にて志るべし、

〔異制庭訓往來〕左々立、有哉立、是於局上之遊、尤容易者也、可被張行之、

〔遊學往來上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、○中略 左左立、

〔勘者御伽雙紙上〕さつさ立の事

たとへば錢三十文渡して、一文のかたへと二文のかたへと、一度々々にさァさァと聲をかけてわくる時、其聲數を四五間も脇に居て聞に、十八聲ならば一文の方に六文有べしと答ふる也、○中略

法曰、聲數を倍して三十六と成、此內元三十文を引、殘六文を一文の方の數といふ也、わたす錢數は何文にても同じ斷、又元三十文の內にて、聲數十八を引、殘り十二を倍して廿四文となるを、二文の方の數といふも同じ、

十不足

同一と三とにわくる事

たとへば石數三十渡して、十六聲ならば一ッの方九ッといふべし、〇中略法曰、聲數十六に三をかけて四十八となる、内元三十を引、殘り十八を二ッにわりて、一ッの方九ッといふ也、又元三十の内にて、聲數十六を引、殘り十四に三をかけて四十二となるを、二ッに割て二十一を、三ッの方の數といふも同じ、

同二と三とにわくる事

たとへば石數三十渡して、十一聲ならば二ッの方六といふべし、〇中略法曰、聲數に三をかけて三十三と成、此内元三十を引、殘り三を倍して二ッの方六といふ也、又聲數を倍して廿二と成を、元三十の内にて引、殘り八に三をかけて廿四となるを、三ッの方といふも同じ、

〔嬉遊笑覽雜伎四〕聲鼓射字、〇中略此兒戲は算法にさつさ立といふことあり、似よりたることなれ共、巧なるは勝れり、たとへば錢三十文渡して、一文づゝと、二文づゝと二わけにする、わくる度ごとにサアサアと聲かけてわくる也、其聲の數を四五間も脇に居て聞に、十八聲ならば一文の方に六文有べしと中る也、其法聲數を倍して三十六となる、此内元三十文を引、殘り六文を一文のかたの數と志る也、渡す錢は幾文にてもおなじ法なり、又もとの三十文の内にて、聲數十八を引、殘り十二を倍して廿四文となるを、二文の方の數といふも同じ、此類幾種もあり、

〔異制庭訓往來〕十不足、百五減、〇中略是於局上之遊、尤容易者也、可被張行之、

〔遊學往來上〕抑住山之間、余吟然之遊戯爲宗、然者改年初月遊宴、〇中略百五減、十不足、

〔節者御伽雙紙上〕十にたらずの事

錢にても碁石にても、物數九ッ先の人に渡して、いか程成とも心まゝに、手の内に握て御出あれ、

此方よりも又にぎりて出て、其方の物數ほどかへして、扨御出有たる物數を十にたして、跡に三ッあまさんといふて、物數十三持て出る也、十二持て出れば、二ッあまさんといふなり、いくつにても同斷、

百五減

〔異制庭訓往來〕百五減、盜人隱、〇中略是於局上之遊、尤容易者也、可被張行之、

〔遊學往來 上〕柳住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、〇中略十六目石、百五減、

〔勸者御伽雙紙 上〕百五減(ひやくごげん)といふ事

石數いくつなり共、先の人に一所にをかせて、一度は七ッづゝ、一度は五ッづゝ、一度は三ッづゝ、引て、各其あまりを聞て總數をいふ事也、たとへば七ッづゝ引時、三ッあまるといひ、五ッづゝ引時、一ッ餘るといひ、三ッづゝ引時、二ッあまるといふ時は、總數何程ととふ、

答、總數百一有べしといふ、

法曰、七ッづゝ引時の餘り一ッを十五ヅヽにして、四十五と置、五ッづゝ引時の餘り一ッを二十一ヅヽにして、廿一と置、三ッづゝ引時の餘り二ッを七十ヅヽにして、百四十と置、三口合て二百六と成、此内百五を拂ひ、殘(もし百五より多き時は、幾度も百五ヅヽ引なり、)百一といふべし、又七ッづゝ引時にても、五ッづゝ引時にても、三ッづゝ引時にても、餘りなしと云時は、それは數にいれず、又三度ながら餘りなしといふ時は、百五といふべし、

盜人隱

〔異制庭訓往來〕盜人隱、郎等打、〇中略是於局上之遊、尤容易者也、可被張行之、

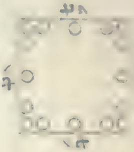
〔遊學往來 上〕柳住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴、〇中略盜人隱、有故立、

〔柳亭記 上〕碁石にてする遊び

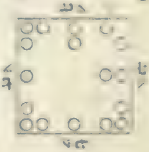
昔は碁石にてする遊び種々あり、〇中略さて庭訓以下二種の草紙に見えたる盜人隱しを、予(〇柳亭種彥)おさなき時、或老人にならひおきたり、おかしからぬ事ゆゑ、今さる遊びをする童を見ず、

射字

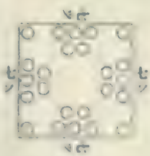
角々の三ツは兩方へかぞへこみ四方七ツづゝなり



一ツかくしたる



まづ石數十六を左の如くならべ、唐と日本の國ざかひ、ちくらてくらの沖中に船あらための番所あり、七人づゝにて四方を見するゆゑ七人番所といふ、此所へ盜人八人來り、われ〳〵日本におりがたし、隱しおきて給はれといふ、四方七人見はりにて、人數定まりておきがたしといふ、番人のうちに才覺の者ありて、七人見はりをふやさず、我隱しおかんとて、まづ一人を隱す、圖上の如し、かくの如く中へ一ツいれ、角々を一ツその次の中へ引き、八ツいれをはれば、左の如くなるなり、



角々は兩方へかぞへるその數をへらして、一方にかぞふる中の石をふやすがゆゑ、四面の七ツの數はふえず、例のたくみしなき童の戲になり、

〔類聚名物考人事七〕擊鼓射字　射字

今小兒の戲に、いろはの四十七字を一紙に書、その中の字を人にまるしをつけさせ、かたはらにて太鼓を打、その太鼓の數にて、聞を隔て是を聞て、その字は何字なる事をまるたはむれ有り、是は西土の擊鼓射字の戲なり、人その名をまらず、そのさま目付繪の如し、是によれば目付ゑもまた射書なといふべきものなり、輟畊錄に射字法あり、委しく見ゆ、輟畊錄十九射字法、有敎予射字法、必須彼我二人、倶聰明、熟於韻切、優於記問者、方乃便捷、倘遇人以詩詞成言語、亦我彼任隔坐不及

知聞、我則拊掌、彼使說出與所示同、然片段文章、皆可成誦、非特一句一字而已、用拊掌代擊鼓、殊無句肆市井俗態、此天下太平、優游無事、讙以取一時之笑樂耳、便鼓之聲震天、干戈之鋒耀日、又能留情於此耶、其法七字、詩十二句、逐句排寫前四句、括定字母、後八句括定叶韻、詩曰、云々、下略　後見賓退錄、一則與此略同併志之、其曰、俗間有擊鼓射字之伎、莫知所始、蓋全用切字、該以兩詩、詩皆七言、一篇六句四十二字、以代三十六字母、全用五支、至十二齊韻、取其聲相近、便於誦習、一篇七句四十九字、以該平聲五十七韻、而無側聲、如一字、字母在第三句第四字、則鼓節前三後四、叶韻亦如之、又以一二三四、爲平上去入之別、亦有不擊鼓而揮扇之類、其實一也、詩曰、云々、下略　此事文甚洪繁、故に略てしるさず、全文を見て知るべし、

目付繪

〔嬉遊笑覽四雜伎〕目付繪は、諸艶大鑑二目付紋合すと云ことあり、又伽羅女と云草子寶永七年刻に、島原の條、京屋の雲井とて、鹿戀ながら器量打越、此度の隙に氣をつけ、大夫目付字と云たばこ入の仕出し奉書一枚に、大坂の大夫三十六人を歌仙に作り、是を一句人に目をつけさせ、此方より其目付字をあらはすの口傳なりとあれど、此戲はもとよりありしを、聊そのさまをかへて、たばこ入に作りしが新製なるべし、紋も字もその法はおなじ、勸物の草子に出たり、又西土に覆射といふは、卦を布きてあて物をすることゝ也、漢東方朔を始めとして、魏の管輅、唐の袁客師、趙丁文果等これをよくすといへり、本邦には晴明吉明在繼などみなその術に委しとなむ、

花結

〔類聚名物考人事七〕花結　はなむすび

世の古言に、女のありさまほむるとて、畫かき花結といふ事有り、この花結は、糸をさまざまの花の形などにむすびなして、女子のたはぶれとするなり、今も茶器の袋の結を蜻蛉などにむすび、或は香爐袋の結など、櫻結、梅結、かきつばたなどの類の形になす事、是古への花結のさまなり、この外もさぞ有りつらん、絶たる事多かるべし、物に見えし、あはび結、蜷むすびの類もまたその物

宿世結
宿世燒

なるべし、されども此事上古には聞えず、物語等にも見えず、中古の世の俗のたはぶれなるべし、去かしながら顯昭が歌にそのより所とすべきものあり、この事きはめて花結は顯昭の比には有る事と見ゆ、このぬし世の遠き事を、俗の事をもとり出て、歌によむ事をこのみしかば、必この事の初といふべきにや、〇中略夫木抄四永曆元年七月、清輔朝臣家歌合に、くら法橋顯昭、わきもこが箱根の山の糸櫻結び置たる花かとぞ見る、

〔源平盛衰記二〕清盛息女事

御娘〇平清盛女八人御座ケルモ、皆取々ニ幸シ給ヘリ、〇中略六ニハ七條修理大夫信隆卿ニ相具シ給ヘリ、翠黛紅顏ノ粧ヒ、花ヨリモ猶カウバシク、玉ノ簪照月ノ姿、アタリモ耀バカリナリ、歌ヨミ連歌シ、繪書花結アクマデ、御心情御座ス人也、

〔參考太平記四〕笠置囚人死罪流刑附藤房卿事

天正本云、〇中略彼北畠〇藤原師賢室ト申ハ、花山院入道右大臣家定御女、〇註略繪書、花結、詩歌管絃ノ道ヲキハメサセ給フノミナラズ、眉目形ナラビナクオハシマセバ、御情ノ色モ深カリキ、

〔異制庭訓往來〕宿世結、宿世燒、〇中略指抓等、是尤雖不難之振舞、尙費力摧肝之體也、

〔骨董集上編下前〕宿世結宿世燒

異制庭訓、遊戯の名目をならべいへるうちに、宿世結、宿世燒といへる名目あり、宿世結は、先板の卷にもいへるごとく、今の世の緣結也、さて宿世燒の事を考ふるに、增補越後名寄著作未詳卷三十二に云、正月十五日、左義長の燃殘りの木を、宅の爐中に燒、其火にて緣結の餅燒と云事を、童部共なす、舊の眼れやうに、品形を稱して興す云々といへり、これ宿世燒の遺意にはあらざるか、緣結のもち燒と稱ふるにて、さもやとおぼゆ、

〔守貞漫稿二十八〕宿世結、宿世燒、

宿世結ハ今云ヱンムスビ也、下圖略○圖ノ如ク男女ノ名ヲ小札ニ記シ分之持テ、彼ト是ヲ結ブ、蓋名ヲ記テ後紙ヨリトナシ名ヲ顯ズ、結デ名ヲ發キ、相應或ハ不相應ヲ以テ與トスル、婦女ノ戲レ也、

絲操

〔秋苑日渉五〕交綫戲

交綫戲、此云線操、イトドリト 聊齋志異曰、梅女曰、長夜莫遣、聊與君爲交綫之戲、封雲亭從之、促膝戟指、翻變良久、封迷亂不知所從、女輒口道而頤指之、愈出愈幻、不窮於術、封笑曰、此閨房之絕伎也、女曰、此妾自悟、但有雙綫即可成文、人自不之察耳、

紙折物

〔女用訓蒙繪本花の宴〕おり鶴

さま〴〵の花鳥、物のかたち、紙にておりたゝむは、もてあそびのみにはあらず、諸禮のおりかたむつかしきしなも、手なれてなしよきためなり、

〔和漢船用集九〕七夕船之部

紙舟　武備志に亮笑曰、紙船耳といへり、是は其破り安を云なるべし、こゝに玄るす者は、紙にて舟の形を折、七夕の笹の葉につけて祭る者也、御座船二艘舟などの折形あり、

鋏切形

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕はさみ切形、俳諧名物鑑、寶暦中より江戸の名物を集む、明和七年梓行、芝鋏切形、きり形に咲せて見ばや菊の花と出たり、其人芝に在しなるべし、これ今もある、紙をたゝみて夾剪にて、種々の紋を截る者なり、寶暦十三年の板、諸藝遊戲雙六には紋彫とあり、宋の曾三異同話錄に、蔣大坊母夫人曰、少日隨親謁泰山東嶽、天下之精藝畢集、人有紙一百番、鑿爲錢、運鑿如飛、既畢擧之、其下一番未嘗有鑿痕、其上九十九番紙錢也、こは手づまの類なり、近時ははさみにて紙のはしよりきり初め、人物は眉も目もはさみを止めず、紙を廻はしながらきり畢て、はなれたる紙を合すれば全紙の如し、又錦畫を白紙にかさね、毛筋の如く細やかにほりぬくもあり、はさみにて截るたくみに及ばず、

〔嬉遊笑覽 六下 兒戲〕額に細き紙を唾にてつけ、ぬれざる處目のあたり迄下りたるを、息をもて吹落すことあり、元祿頃の繪に、かやうの童戯多く集め書たる物あり、其内にも此わざ見えず、稍近き頃の戯事か、或人云ふ、英一蝶が畫にあり、續山井 寛文七年 湖春撰 短冊は紙つけ合か花のさきたんぽ すて と云句あり、これ鼻の先に紙をつけ合ふに戯あり、よりて作れるなるべし、

紙付

〔嬉遊笑覽 四 雜伎〕今童の戯に、紙を賭にして針に糸をつけ、糸長サ 三四寸 糸の端を指にてつまみ、針を前歯にくはへて、重ね置たる紙にうつ、紙に針立たるをそと拔ば、針先に紙付て上るをとる、是を針打といふ、○中略 長崎歲時記に是を紙打といへり、

針打

〔遊學往來 上〕少性之遊、○中略 無木、筭打、小白物、

無木

〔骨董集 上編 中〕拵遊無木

無木といふは、擊壤の事なるべし、東海道にては、もぎといふよし、東國にてめつきといふはめき也、つをそへてつよくいふなり、むきといひ、もぎといひ、めきといふ、むとめともと音相通なり、



かくのごとき形のちひさき木を地に立、おなじ形の木を持て打つくる戯なり、是唐土にも古くありし事なり、三才圖會ニ云、以木爲壤、前廣後銳、長一尺四寸、闊三寸、其形如履、臘節少童以爲戯、將戯先側一壤於地、遙於三四十步、以手中壤擲之、中者爲上、又見于風土記、此方東國にて、めきといふ戯これにかはらず、和漢おなじ戯也、和漢三才圖會ニ、擊壤にげたうちと假字をつけたり、遊學往來の無木は是なるべし、

〔嬉遊笑覽 四 雜伎〕こまようろ、津輕城下にていふ名なり、在鄉にてはこまうちといふなり、是又めきの類なり、大きなる釘を鍛冶に作らせて是を用、其法めきの如し、但シうつ處より向ひたる方、二十間ばかり隔て、地に筋を引て界とし、先地上に打立たる釘を、次の者ねらひて打とばし、界を越ればこれを取、釘は即賭なり、先の釘は飛、いま打たる釘は跡に立ものなりとぞ、こまようろとは

こまようろ

れんがら

何の義にか、こまやらうなどにはあらぬか、猶よく尋ぬべし、因樹屋書影、金陵童子有瘞釘戲、畫地爲界、瘞釘其中、先以小釘瘞地、名曰籤、所在爲主、出界者負、彼此不中者負、中而觸所主籤亦負、こまようろは卽是なり、但其法いさゝか異なるのみ、宋書五行志泰元中、小兒以兩鐵相打於土中、名曰鬪族、とあるも瘞釘にや、

〔倭訓栞中編十八〕ねんかう　元祿中の兒戲に、釘を地に打立て、遊ぶ事をいへり、瘞釘の戲是なるにや、又投壺の變にやともいへり、

〔塵尻二十一〕ねんがらと稱して、鐵針を地に打立て遊ぶ事などありとぞ、是異邦投壺の變にや、此頃京成人は投壺して玩ぶもの多しとぞ、

賢按、關東相模邊の童、正月ねつ杭打といふ事をして、木の杭を地に打立て玩ぶ事あり、是もねんじの類なるべし、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕長崎歲時記に、時候を撰ばざる風俗あり、兒子の戲にチンカラと云ことあり、其法一ならず、タテハ、ヤリハ、ツウカヲウ、チンカン、クサラカシ等の名目あり、されども兒輩の唱ふる詞にして、いまだ其實を詳にせず、又略して木チン金チンとも云ふ、木チン多く椿の木を用ふ、金チンは以前は別に作りしを、近年多く船釘を用ふ、其法木チンの如し、但兒輩二人にても一本づつ持出、互ひにかはるがはる土地に立る、其時それぞれ呼聲あり、其法涉筆𢫏がたしと云り、思ふに是又江戶にてメツキと云類なり、

隱れ遊

〔類聚名義抄八帥〕白地藏カクレアソビ

〔伊呂波字類抄加人事〕白地藏カクレアソビ

〔饅頭屋本節用集加言語〕白地藏カクレアソビ

〔名物六帖人事五 戲翫遊戲〕迷藏カクレボウ 過庭錄、無名子從學山谷、嘗題扇上畫小兒迷藏詩云、誰翦輕紈織巧絲、春深庭院作兒嬉、路郞有意嘲輕脫、只有迷藏不入詩、列朝詩集、高啓戲墨圖詩、

閭ノ人食作ノ製、遊ノ伴學ニ迷識ハ

〔物類稱呼五言語〕かくれんぼ小兒いたはぶれ也出雲にてかくれんごと云、相模にてかくれかんじやうと云、鎌倉にてはかくれんぼと云、仙臺にてかくれかじかといふ、

〔骨董集上編下後〕かくれあそび

かくれんぼは、かくれ子の轉語、かくれ遊びの遺言なるべし、

〔嬉遊笑覽六下見戲〕此戲も〇隱れあそび一極めて鬼となる者を定むる事あり、其時いふ言ば、江戸にては、かくれんぼうにとよふよなみのかさつくれんぼうと、わりやそつちへつんのきやれ、又づん〱つのめの云々、中切て〱ぢやむぢやが鬼よともいへり、出羽庄内にては、先幾人にても互に拳を握り出して、是を順に數へる如くにいふ、かくればちだてやなあなめちくりちんとはじきしまたのおけたのけ、又にぎりたぎりしよたぎりおけたのけとも云へり、又江戸にては、いちくたちくといふことをもするなり、

〔空穗物語初秋〕右近大將左のあくにて、大將のかはらけ給て、けちするをたぶことありければ、こよなくたべゑひて、ふかきむぐらの下になむ、かくれて侍ける、草の中に笛の音のし侍るを、たづねてなむ、うへ草笛をこそはふきけれ、大將かくれあそびをやし侍らんと、聞へ給へば、うへ御かはらけはじめさせ給て、ゑひ人どもわすれぬことありとはおほせられて、なかたゞに、

　もゝしきをいまはなにともせぬ人のたれとむぐらの志たにふすらん

〔榮花物語十一莟花〕かの四條大納言の御ひめ君は、こぞよりたゞならぬ御けしきなりければ、大納言もあまうへも、いみじうおぼして、さま〲の御いのりどもいみじ、おとこぎみはいみじう思ひきこえ給へれど、なをいと心づきなく、ともすれば御かくれあそびのほども、わらはげたる心ちして、それをあかぬことにぞおぼされたる、

目隱し

〔吾吟我集 九雜〕山家

山居せば奥よりおくにかくれんぼう跡をも人のたづねこぬほど

〔名物六帖 人事五翰弈遊戲〕捉戲（メトア）致虛雜俎、玄宗與玉眞、恒于皎月之下、以錦帕裹目、在方丈之間、互相捉戲、玉眞捉上每易、而玉眞輕捷、上每失之、謂之捉迷藏、

〔致虛雜俎〕玄宗與玉眞、恒于皎月之下、以錦帕裹目、在方丈之間、互相捉戲、玉眞捉上每易、而玉眞輕捷、上每失之、滿宮之人撫掌大笑、一夕玉眞于袿服袖上、多結流蘇香囊、與上戲、上屢捉屢失、玉眞故以香囊惹之、上得香囊無數、已而笑曰、我比貴妃差勝也、謂之捉迷藏、

〔倭訓栞 中編二十六〕めなしどち　略してめとちともいふ、致虛雜俎に捉迷藏と見えて、玄宗楊貴妃の戲れに起るといへり、

〔本朝世事談綺 五雜事〕捉迷藏

小兒のたはむれに、目を巾にてかくし、逃る者とらふる也、日本にて、七八十年來の天子の御遊びにありしと也、

〔嬉遊笑覧 六下兒戲〕今は目かくしとかくれんぼと二種なれども、もと同戲なり、

〔骨董集 上編下後〕目なしどち軒の雀

今の世の童遊びに、目かくし、或はめんないちどりといふ事あり、それを室町家の比はめなしどちのきのすゞめといひけり、福富の草紙上卷の詞書に、みちすがら、めなしどちのきのすゞめあそぶわらはべの手さしゆびさして、笑ふ云々とあり、〇中略

新續犬つくば集万治三年撰、寛文七年刻、

卷十二　雪の中やめなしどち〳〵おにあざみ　吉綱

卷二十　冬の木々や目なしどち〳〵雪の中　柳枝

これ万治寛文のころまでも、めなしどちと云名の、のこれりしあかし也、

かれこれを考ふるに、めなしどちのきのすゝめといへるは、小兒目をつゝみて、うちむれ遊ぶさま、目のなき雀のごとしと云義なるべし、めんないちどりと云も、目の無い千鳥の義なるべし、雀も千鳥も打むれて遊ぶもの也、和訓栞に、無目乳兒捕(めないちごとり)の義成べしといへるは、おだやかならず、

〔榊巷談苑〕いまわらべの戯に目なし鬼といふ事あり、唐國にては迷藏といふ、玄宗楊貴妃と迷藏したまひし事、瑯嬛記にのせたり、山谷迷藏の詩あり、迷藏するさまは通雅にくはしくあり、麻衣神相にわらべの迷藏する圖あり、このくにの目なし鬼とかはらず、五言雜字にも迷藏のさまを畫がけり、

〔台記〕久安六年四月十日丙辰、候內、巳刻上〇近衞渡御宮御方、〇中略有掩目執人之遊、余〇藤原賴長大夫在此中、十一日丁巳、渡御宮御方、有掩目執人之遊、鶴賞上、上咲曰、鶴於此遊已爲第一、深更退出、

〔酒食論〕中左衞門大夫仲成中樣

よろづの祝あそびにも、酒のなきにはけうもなし、呪師しな玉のくるひまでさけをのまねばしらけたり、すまふ、目かくし、ちからもち、ひだるくなりてはかひもなし、

〔玉山遺稿四〕題美人圖十八首

女伴學迷藏、花間低笑語、雙雙珠履迹、是卽折花去、右迷藏

草履かくし

〔蜘蛛の糸卷〕兒ども遊び

今〇弘化より六十年前の比は、市中の街上にて、十より以上以下男女の子供、うちまじりて、目かくし、鬼見つ子、柱とつゝき、草履かくし、かくれんぼなどゝとなへて、夏の夕、往來の妨になるほどむらがり遊びしに、今さる事する兒どもなきは、さかしくもなりしにや、おのれ〇岩瀨京山おさなき時と、今の子ども遊びのかはりし事、なほさま／＼なり、

鬼わたし

〔物類稱呼五言語〕鬼わたし、江戸にて鬼わたしと云、京にてつかまえぼと云、大坂にてむかへぼとい

ふ、東國及出雲邊又肥ノ長崎にて鬼ごと云、奥の仙臺にて鬼々と云、津輕にておくりごと云、常陸にて鬼のさらと云、

〔一話一言十七〕南畝莠言未成書

わらはべの鬼ごとゝいへるたはぶれ、もろこしにもあり、替鬼といふ、明の劉侗が帝京景物略に出たり、

つばなぬこ

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕つばなぬこ〳〵、鬼ごとの一種に、鬼になりたるを山のおこんと名付、さそひつれて下にかゞみ、とも〳〵、つばなぬこ〳〵といひつゝ、つばなぬく擧びをして、はてに鬼にむかひ、人さし指と大指にて輪を作り、其内より覗きみて是なにと問へば、答てほうしの玉といふと、みな逃走るを、鬼追かけて捕ふるなり、此戲は卽きつねの窓なり、

橋下の菖蒲

〔瓦礫雜考一〕童戲

童聚りて、各はきもの片(カタカタ)を脫ぎ、これを混(ヒトツ)に雜へ排て、端より一言づゝいひもて行、そのいふことの終れる處に當るものは除々(ノキノキ)して、はやくのきたるを一と定む、そのことば何の義なるにか辨がたし、初に、はしのしたのしやうぶはさいたかさかぬか、まださきそろはぬといふことあり、乘穗錄に、はしの下の菖蒲といふは、階底薔薇なるべしといへるは、和漢朗詠集に、甕頭竹葉經春熟、階底薔薇入夏開、注に此詩文集十七とありといへる詩のことなるべし、これにてはいまだかなはず、節信按○多村按に、周祈が名義考の物部に、古詩、菖蒲開花馬生角、甚言菖蒲無花也、梁太祖后忽見庭前菖蒲花、謂侍者曰、女見否、曰不見、因取呑之、是月產武帝云々、こゝの童の遊戲に、漢土の故事は似つかはしからねど、このことはもと梁書に出て、それよりし諸の類書、また十八史略等の書にも載て、耳近きことなれば、かなふべき歟、といへることにやよりけむ、但しはしのしたといふには、庭前よりも階底といへるかたよく當りたれど、なべてのうへにかなはざれば、乘穗錄の說は非也、又狂言記つたう山伏かき山ぶしなどに見えたる山伏の祈の詞はしのしたの菖蒲はたしがうゑたしやうぶぞ、ボロオンボロオンとあり、などもそのもとはこの故事にや、

今童遊びに、子とろ〳〵といふ事をすめり、これいと古き事也、古へは比比丘女といへり、その原は惠心僧都經文の意をとり、地藏菩薩罪人をうばひ取給ふを、獄卒取かへさんとする體をまなび、地藏の法樂にせられしより始れりといへり、

〔三國傳記八〕比々丘女之始事

和云童部戲、比々丘女云事根元、惠心僧都閻羅天子故志王經、見其心、得始サセ給ケリ、夫地藏菩薩、中有迷津方便閻王廳庭利益等在之、先中有迷津利益者、獄卒罪人引卒還時、戒問樹云木本、地藏菩薩罪人乞給、迷途關處故、日旋菩薩云、薩埵具給、此菩薩日輪出故、光明赫奕照万像、地藏菩薩侍者菩薩也、先娑婆有緣者、則有緣衆生也、一花一香備、一瞻一禮者、不可捨云乞給、獄卒無力奉與之、又無緣衆生、依大慈大悲行願、轉自業自得罪業云、押奪取給也、時獄卒等罪人取返サント云、可取々々、比丘比丘尼優婆塞優婆夷云、此時地藏菩薩云、上見頗梨鏡、下見頗梨鏡云意、淨頗梨鏡浮罪業衆生也云トモ、若又一善モヤ有ラン、頗梨鏡上ヲモ能々見ヨト云義也、爰以僧都地藏悲願成悅餘、般若院地藏前參、此經被講、後兒共童部多集、彼地藏與獄卒取不被取スル所ヲ、地藏法樂爲、兩方衆分學請給ケリ、始取ッヽ、比丘比丘尼優婆塞優婆夷云ケルヲ、能不知童部共、早云ハントスル程ニ取ウヽヒフクメト云ケル也、是深意有、薩埵內證稱故、地藏法樂是取トス、サレバ吉野天河辨才天御前、老髱白髮山伏至マデモ、面々ヒフクメヲシテ法樂、是本地藏菩薩ニテ御座故也、

〔作庭記〕立石口傳

凡石を立る事はにぐる石一兩あれば、をふ石は七八あるべし、たとへば童部のとらう〳〵ひくめといふたはぶれをしたるがごとし、

〔嬉遊笑覽六下〕後京極攝政良經公の作庭記に、凡石を立る事は、にぐる石一兩あれば、追ふ石は七

ッ八ッあるべし、たとへば童部の、とらう〱ひるくめといふたはぶれを去たるがごとしとあれば、鬼は多きことゝしらる、今するとは異なり、

〔鹽尻十一〕和泉天川辨財天の祭禮、夜に入て小兒をあつめならべて歩行せしむ、鬼形の出立したる民を幕内に置て、走り出てかの小兒を執んとするを、法師も小兒も同音に文を唱へて是を追ふ、是又鬼走りの變風か、或云かふ唱ふる所の文は、閻羅天子經の文也、辨財天の本地を地藏井と習ふも、彼經に此行法ありといへり、

鰻の瀬登り

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕うなぎの瀬登り、東海道名所記に、うなぎは川瀬にのぼるものなれば、登魚梁(ノボリヤナ)といふ物にてとるなり、みやこがたにては、いとけなき子どものあまた集りて、帶にとりつきて、ながくならびたるせなかの上を、一人のぼりてはひありくを、うなぎの瀬のぼりと名づけてたはぶれとす、

芋虫ころころ

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕古のさまに、帶にとり付〱してかゞみ居てありく、其はやしごとに、芋むしころころひやうたんぼつくりこと云つゝ、去ばらくありきて、先に立たるもの、あとの〱のせん次郎と呼ば、最後に居たるものはなれ出て前に來て、何用でござるといふ、呼たる者、手前今迄何して居た、答、棚から落たぼた餠を食て居た、それならば雨がふるか鎗がふるか見てこよといへば、見に行まねして、雨がふる鎗がふると問まゝにそむかず答ふ、其時前がよいか後がよいかといへば、前がよいといふ、それならば前に居よとて、それを先の第一番に居らしむ、さて初めの如くはやし歩むなり、はやしごとは手遊の芋虫より出しなるべし、

〔守貞漫稿二十八〕芋蟲

女兒或男兒或ハ男女童相交ヘテ、衆童竪ニ列シ、前スル童ノ帶ニ、次ノ童手ヲカケ、又其童ノ帶ヲ其次ノ童持之、如此次第ニ續キ、大略五七童也、皆跪リナガラニジリ歩ミテ唱フ詞ニ、

京坂ニテハ、晩ノイモムシ、尾ハチンガラチンガラヨ〳〵トクリ返ス、江戸ニテハイモムシコロコロ、ヒヤウタンポツクリコ、

鰯こい鰯こい

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕二人前と後とになりて立並び手をひき合、その手を高く擧、いわしこい〳〵まゝくはゝよといふ、あまたの子供その引合たる手の袖下をくゞり拔る時、手を引たる者、潛りに來る者のかたに向たる者、くゞる者の尻をうつ、くゞる者はうたれじとするなり、

鬼どの留守に洗濯しよ

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕各著る物のつまを兩手にもちて洗ふまねびして、鬼どの留守に洗濯ゝよといひつゝ、居れば、鬼になりたる者、糊を賣むといふ時、著ものゝつまをかゝげたるに、うくる鬼ひら手して力を入、そのつま持たるを打拂ふ、拂ひ落されたるは鬼にかはりてなるなり、鬼の留守の洗濯といふことわざより出たる戲なり、

まはりのまはりの小佛

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕一種、まはり〳〵の小佛といふことあり、土御門安部泰邦卿、寶暦十年庚辰正月、東行話說に、水口の宿はづれの橋をわたり云々、小里今在家えもゝれぬ處に、惡七兵衛景清、武藏坊辨慶が脊比石といふものゝ有、その由來を聞に、昔辨慶この處にて晝飯を喰居たるに、小兒打より遊びて、中の〳〵小坊達はなせ脊が卑いぞという時、辨慶がたけ此石と等しかりしとなり云々あり、此また今いふ言と異なり、たとへば三人已上にて一人は立てゐ、その外は手を引あひ、立たるものをかこみて旋り、まはり〳〵の小佛は、なせせいがひくい、親の日にとゝ喰て、それでせいがひくいといひつゝ、一同にめぐる、中なる者はめぐらせ、一匝してかゞみ居る時、中に立しもの、めぐりの者の首を何(かつ)れより其心まかせに指先にて數ふるに、線香抹香花まつかう樒の花でおさまつたといふ、其言の畢りにあたる者、又前の如く中に立ッ人となれば、中なるものめぐりの内に入なり、或云、此戲輪藏に安する傅大士兩童子を學べるなりといへり、

鬼の眼

〔牛馬問一〕林羅山先生は、博學にして、世諺迄も通達也、正保二年の比とかや、御前に候せしに、種々

目白押

めぐり

俗諺に及、とり〴〵尋問給ふに、みな〳〵滯ことなし、其聞つたへたる一二をしるす、〇中略堀田加州尋て曰、童部共の遊びに、友を集て、左右の手を寄てかぞへ、鬼の血といふ事をす、その計へ詞に、ダイドノ〳〵、ダイガ娘ハ、梶原、アメウジ盲カ杖ヲ突テ通ル處ヲ、去ハヨツテ終ツイノケといふ、是も又故ある事にや、答て、是は賴朝卿の御時、御意に叶ひ、出頭して威を振ひたる人をかぞへ立たる也、其の子細は、一にダイドノとは、御臺所政子の御方なり、一も臺殿二も臺殿にて、續てかぞふべきものなしといふ義にて、臺殿々々とかさね呼也、臺がむすめとは、賴朝の大姬君淸水冠者の北の方をいふ、是又寵愛の姬にて威勢有、次に梶原とは、平三景時也、次にアメウジとは、安明寺とて、北條時政の妻牧の御方の一族なるが、盲人と成て、賴朝の御咄し相手と成御伽し、御免にて座席も杖を突て步行す、安明寺に行逢ふものは、傍に寄て通す故、去は終に退とは云なるべし、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕目ゑろおし、鷹筑波集椿原に、油おしする目白かな、懷子、五おしあひてめならふ籠の目白哉、大倭本草に、繡眼兒、常熟縣志曰、最小而巧、今按るに、めじろの目ぶち縫るが如し、故に繡眼と名く、其羽色青褐色、青ばとの色に似たり、枝上にて同類と押合といへり、背の色雌雄ともに同じ、但腹の毛の褐色なるは雄にて、黃色なるは雌なり、雄は鳴、雌は鳴ず、並び居て押合ふものなり、是を學びて小童おしあふに、中なる者推出さるれば、端にゆきて又中なる者を押、めゑろが押合もその如くなり、諺に人ことゝいはゞめじろといふは、右のことにあらず、人のうへいはゞ目代ありとなり、清盛が千人禿などの類、壁に耳ありといふも同じ心なるべし、目代など付置て人ごといふとおもへる說もあれど、さにはあるべからず、

〔倭訓栞前編三十二〕めぐり　榮花談に、ちごどものめぐりするとも見えたりといへり、今も兒童の戲れに、大道めぐりとてあり、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕童のどう〳〵めぐりは行道めぐりなり、行道は佛家にする事なり、古はたゞめぐりとのみいひしとみゆ、〇中略拾芥抄、齋月條、正五九月云々、或此月月上十五日、可ㇾ持ㇾ戒齋行道、慈覺

大師廻り給ふ時、正月一日、二月八日、十二月七日とあり、また舞の雙紙、景清に、折ふし頼朝は六はら御所にて、えんぎやうだう(修行道)ましく〳〵けるなどみゆ、もと是より出たる戯か、またおのづからこれに似たるものか、そは知べからねども、どうだうめぐりといふ名は行道めぐりにぞ有べき、

〔榮花物語十六本の雫〕十二月〇治安元年十よ日のほどに、御堂供養あり、〇中略三日三夜不斷の御念佛せさせ給、山の念佛のさまをうつしおこなはせ給なりけり、念佛の僧年十五をきはにて、十二三四までをえりめしたり、〇中略御念佛はじまりて、めぐりよむさまあはれにたうとし、〇中略あはれにうつくしみ、たうときさま、ちいさき地藏井はかくやとおはすらんと見え、又あまがつなどの物いひうごくともみゆ、又ちごどものめぐりする共みえたり、

ちんちんもんがら

〔嬉遊笑覽六下見戲〕ちん〳〵もんがらは、松の落葉三、づんがらもんがら踊といふ小歌あり、是なり、

肩車

〔嬉遊笑覽六下見戲〕肩ぐるまは、古くはかたくびといひたり、

〔義經記七〕へいせんじ御見物の事

ちやうりのもとに、ねんいちみたわとてめいよのちご有、はなをりて出たゝせ、わか大しゆのかたくびにのりてぞ來りける、

〔俳諧溫故集春〕梅

梅咲やよその子かりて肩車　珪琳

手車

〔嬉遊笑覽六下見戲〕今童の戯に、二人して左右の手を組合せ、其うへにまた一人を乘しめ、こりやたがてんぐるまとはやす、上にも引る狂歌に、手車あり、又御羅女といふ草子に、或ものゝ奢りをいふ處、すぐれし艶女廿五人、此女の役めには、二六時中の差別なく、御隱居の仰に隨ひ、皆々立より御手車云々、

馬乘

濱なげ

〔台記〕久安六年二月十四日辛酉、午刻參院、須臾參内、上〈○近衞〉御二女御〈○藤原多子〉廬一遊戲、余〈○藤原賴長〉爲二馬上一乘レ之、上爲レ馬女御乘レ之、〈明日又有二此事一〉如レ此御遊連日不レ可二勝計一之由、侍女等所レ語也、

〔榮花物語十三木綿四手〕ほり河の女御〈○延子〉其まゝにむねふたがりて、露ばかり御ゆをだにまいらでふし給へり、おとゞ〈○顯光〉もきえいりぬばかりにてふし給へるに、一宮〈○敦貞〉おはしまして、おとゞや、おきよ〳〵、むまにせんとおこしたてまつらせ給へば、我にもあらずおきあがり給て、たかばひして馬にのせたてまつり給てありかせ給へば、一宮れいよりはうごかぬ馬かなとて、御あふぎしてとく〳〵とうち奉らせ給を、女御みやり奉らせ給て、めぐるゝ心ちせさせ給へば、いとゞしき御心のやみもまさらせ給て、御ぞをひきかづきてふさせ給へり、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕猿樂狂言〈外五十番〉手車と云に、乘物とも馬とも思し召身ともおもはれて下されいとあるは、下に這て負ふにはあらず、よの常のごとく背に負ふなり、それをも馬といふ、今も去かり、今はい馬〳〵といふこと、東海道名所記に、みかどより五畿七道へ御つかひをくださるゝ時、出しける傳馬を驛馬と申す、驛馬とだにいへば人おそれてたちのきけり、今の世までもはいまはいまといへば、道行人もかたはらへ立のくは、此事よりいひ傳へたる言葉とかやといへり、〈○中略〉俳諧錦繡緞に、宴りにさかなのなきは比興なる、〈鼎山〉迷惑ながら馬になる袖、〈彫棠〉雙紋輪に、若子の抱守り誇きた馬、といふ句もあり、

〔瓦礫雜考一〕はま　濱なげ

安齋隨筆に、大和國吉野郡の人の語れりとて載たる話あり、大和國にて正月小兒の戲に、はま弓を射る、其的繩を卷て輪を作る、徑一尺ほど、中に穴あり、徑三寸許也、形鍋敷といふ物のごとし、是をはまといふ、小兒並び立て、右のはまをまろばし走らかして、其はまの穴を射る也、こなたよりまろばしやりて射る、又あなたよりまろばし返して射るなり、如レ此射るをはまころを射るとい

ふ、はまころとは、はまをころばすといふことなるべし、ころばすはまろばすなり、それを射る弓をはま弓といふ、江戸にて弄ぶはま弓におなじとあり、このこと上野桐生わたりにもあれど、すこし異れり、蕭いくたりにても、先雙方に分れ、互に對ひ並び、その處の地のうへに筋ひきて堺と定め、たがひに是を越ることとなし、さて濱といふものは、木にて戸車の形に造れるもの也、其を彼方より轉じきたる時、こなたの堺へ入らぬ内に、竹木何によらず、細長き物にて打止るなり、もし堺へ入る時は、こなたの負とす、雙方ともに右の輪を往返して打ことおなじ定め也、是をはまなげといふ、此戲またく毬打に似たり、（小兒の弄ぶ毬打の玉は、戸車の形に似たり、）然らばはま弓、濱なげ、毬打、みなそのもとはひとつものとぞおもはるゝ

（嬉遊笑覧 六下 兒戲）下總の千葉などにて、玉をきると云て今も弄ぶ、玉はけやきなどのかた木を、丸さ宜しき程なるを、小口より挽きりて用ゆ、杖は木も竹も末の處を、少し撞木の形に作るをよしとす、凡二十間ばかりも隔て、玉を轉しやりで打するなり、玉は初め地に打つくれば廻りて走りゆく、廿間もゆく間には三四五度も地に付ては、飛上り〳〵してゆくものなり、こなたに居る者幾人にても幷び、皆彼杖をかまへて、玉の來るを待て、もと來し方へ打返す、力まかせにすることなれば、此時向ひ居る者の面などに中りてあやまち有り、又江戸近き逆さ井などにもこれを弄ぶを見たり、これをはんまを廻すと云習へり、こは濱弓のはまと名のまがへるなり、

鐘廻

（嬉遊笑覧 六下 兒戲）鐘廻し、近ごろ江戸及近在の小兒、樽のたがを竹の枝なぞ丁字形したるにて地上を押まろばし歩行戲あり、たが廻したがたがまはし初めけむ、

馬遊

（嬉遊笑覧 六下 兒戲）江戸近在中井村あたりの小兒の遊びに、馬を追ふ學びあり、一人馬となるもの、縄をもて首より背にかけて結び、兩手に杖をつき馬の足かたどる、一人其つなを牽て行なり、

道中駕籠

（嬉遊笑覧 六下 兒戲）幼き者を背に負て、道中駕籠やからかごや、いきよりもどりは安いな、とはやすこ

千艘や萬艘や

とあり、もどり駕籠は乘る價のやすきは理りなれどさにはあらず、安いなを早いなともいへり、これ空(カラ)かごといふにかなへり、

〔嬉遊笑覽六下兒戯〕小兒體をゆすり、千艘や万艘やと云ひ、舟にゆらるゝ學をなす、正月十四日朝まだきに、本所亀戸の里の童共、小さき船のひな形作りたるに幣を立て舁、あまた打むれて市中を廻るに、千艘万艘お船が參ると云、家々にて錢を與ふれば幣一ツ代りとす、これ道祖神の祭りなり、道祖の祭、處々田舎にありて各異なれども、船を用るはなし、これ古へ道公法師が柴をもて小舟を作り、道祖を送りし古事など思ひ出らる、必これによれるにもあらじ、河邊の兒輩は自ら舟などを玩ぶなるべし、

土なぶり　砂あそび

〔嬉遊笑覽六下兒戯〕土なぶり、砂あそび、唐太宗の土城竹馬兒童之樂といへる是なり、又法華經方便品に、乃至童子戯聚砂成佛塔、如是諸人等皆已成佛道とあり、季吟獨吟百韵に、まるをどり腹を機嫌をとり〳〵にあやまゝ泥をふむやおさない、又小家を作ること、長明方丈記に、幼子のついぢのかげに小さき家作りて居たるとあり、一代男に、里の童があまがへるの家などしてといへるは、いとさゝやかなるをいへり、

兒戯具

兒戯ノ具ハ古ヨリアリテ、大概室内ニ於テ玩ブモノナレド、ブリブリ羽子板等ノ如キ、戸外ニテ弄スルモノアリ、今ハ其中ニ於テ僅ニ著名ナルモノヲ擧ゲタリ、

小繪畫

〔土左日記〕十六日、〇承平五年二月けふの夕つかた京へのぼるついでに見れば、山崎のたななる小櫃の繪も、まがりのほらのかたもかはらざりけり、

人形

〔土佐日記考證下〕眞淵○貫の說にちひさき櫃に繪をかきて、童のもてあそび物にすゝるにやといはれしがごと、ちひさき櫃に繪をかきしなるべし、ちかごろまでもみやこには、小櫃に繪をかきしがありしとぞ、

〔和爾雅五 戲具〕木偶(ニンギヤウ)俗云人形也、木人、寓偶子、土國、有ニ木偶人一、有ニ紙偶人一、　傀儡(クワイライ)木偶人也　泥塑人(ニンギヤウ)

〔ひな人形の故實〕煉つくね人形　宿禰とも云、總名贈物といふ、數品多し、小兒がた取おとし被成候共そんじ不申、重寶品なり、

いなり人形　とりおとしわれ候はゞ、小兒かんのむしを除き、其われを田畑へ入候へば、五こくみのりよく、もろ〳〵の虫つかず、

綾つり人形　いと引人形

張貫人形　猩々、おき上り、かつさう、だるま、みゝづく、鯛、馬、

自由人形　臺乘道具持口見物付帶ねじ、年々多品數新形出來、大小御好次第、立并居くるひ人形とも云、

素やき人形　價下直にて色紛きれひ、幾年たち又はひなたに置候とも、そんじ不申候、

加茂の柳木　または木紛には色々きれを以て木目込候故、木めこみ人形といふ、

毛附人形あるく　浮人形水の上にうく　鉢山用人形頭にかまはず芥子人形といふ　燒土ひねり人形

〔雍州府志七土產〕衣裳人形　木偶人作男女老少形、施衣裳、其小者謂芥子人形、芥子比至小者、其外作雜品玩具、今所々有之、其內京極東四條多造之、能惡者在五條橋西、

〔好色一代男一〕人には見せぬ所

小箱をさがし、芥人形、おきあがり、雲雀笛を取そろへ、これ〳〵大事の物ながら、樣に何惜かるべ

き、御なぐさみにたてまつる、

〔嬉遊笑覽音曲六上〕おでゞこは、でこと云ことに、おもじを添ていひたる也、でこはでくのぼうなり、

〔武江年表九〕嘉永五年壬子三月、初音人形と號し、木偶の腹を押せば、笛の音ありて啼聲を出すもの、京より下りて行はる、

〔武江年表七〕此年間化○文記事　叶福助といへる泥塑人を作り、專らもてはやせり、(是は昔よりもてあそべる、三平二滿女に對してつくりまうけしものなり、)

〔諸國圖會年中行事大成二月上〕初午稻荷參(中略)此邊の家々に土細工の狐鈴、或は布袋西行遊冶郎傀儡、其外鳥獸の類ひ、今樣風流の偶人を作り賣る、これを稻荷人形と稱し、名たたる產物なり、

〔屠龍工隨筆〕能狂歌に、手鞠やおどろんまり小弓といふ、おどろんは今樣の下あそびに、紙にて作りたる人形に笠を著せ、細き串を兩方の脇の下にさして、末のひらきたる所におもりを付て、人形の足を指の先に立せて、おもりにてつり合て立なり、夫が身をゆる所の人の踊りやうに見ゆれば、おどろふといふ事にて、おんとれ〳〵といふものにて、此前與次郎といふ非人の笠の上にて、まはして來るものなるべし、

〔嬉遊笑覽六下弄玩〕飛人形は、竹の串を膏藥に捻り付て、はね返らす張子人形なるべし、描金畫譜に笠著て匍匐る人形みえたり、今淺草寺雷門にて賣る龜山の化物などいふは、張子二ッにて、一ッは上に著せ、はねかへれば、脱て形かはるやうにしたり、いと近き物なり、又綿に作れる兎もあり、これらはもとより有しなるべし、龜山の化物は四國を廻て猿となると云諺を、人形に作りたるが始にて、其外さま〴〵作りしなるべし、龜山の化物と云事は、觀せものあやしきものを龜山にて生捕しと云し事、度々ありしゆゑ、しか云なれたる事とみゆ、此外に紙を方にたゝみ、獅子舞の形に作り、足にしゞみ貝を付て、うちはにてあふぎをどらするものあり、祐信が畫に、笠きたる人形

を紙に作りたるに、うす板の車を付て眉にてあふぎて走らするものあり、似たる戯なり、

猩々小僧

〔嬉遊笑覽見戯六下〕猩々小僧、浮人形にあり、又飴細工にもするなり、江戸名物鑑に、蜀黍や出水の中のみだれがみ、[illegible]この句は其さまたゞ見たてたるなり、(江戸二色を見るに、猩々達の中より出て、下に蠹ありて笛をさしたり、笛を吹けば人形選るなるべし、)

酒胡子

〔倭名類聚抄雑藝具四〕酒胡子　諸葛相如酒胡子賦云、因木成形、象人質、在掌握而可玩、遇杯盤而則出、

〔箋注倭名類聚抄雑藝具二〕諸葛相如賦無考、按、摭言云、盧汪擧進士二十餘上不第、晚年失意、因賦酒胡子長歌、叙曰、遙廳之胡、人心俛仰旋轉、所向者擧杯、胡貌類人、亦有意趣、然而傾倒不定、緩急由人、不在酒胡也、作酒胡歌以誚之者卽是、又墨莊漫錄云、飮席刻木爲人、而銳其下、置之盤中、左右欹側、僛々然如舞狀、久之力盡乃倒、視其傳籌所至、酬之以杯、謂勸酒胡、或有不作傳籌、但倒而指者當飮、是亦酒胡子之類、皆今俗拳人形也、又陔餘叢考云、兒童嬉戯、有不倒翁、糊紙作醉漢狀、虛其中而實其底、雖按捺旋轉不倒也、吳偉業集中有詩、蓋是、今俗所謂起上小法師者、或謂達磨像者誤、

〔倭訓栞後編於十八〕おきやがりこぼし　兒戯の具也、起上小法師也、勢州にてうてかへりこぼしといふ、

〔嬉遊笑覽見戯六下〕詠物詩選雜玩部に、吳偉業戯咏不倒翁詩あり、是もとより達磨の像にはあらぬを、いつの程より達磨に作りたるか、達磨を翫物とするも近き事にはあらず、小兒の戯ごとに一に二にふんだるの(るはむの誤也)だるまが、赤い頭巾かぶりふんまいたんの(ふんばすの誤也)といへり、

〔守貞漫稿二十八〕起上リ小法師

中古風俗志ニモ云ル如ク、今モ達摩ノ像多ク、或ハ七福神等モアリ、其他種々、

都テオキアガリ小法師ハ、全體紙ノ張拔製ニテ、下ニ土ヲ付ケ、上輕ク下重キ故ニ、投之バ必ラズ倒レズシテ起立ス、故ニ名トス、予幼年ノ頃、大坂四天王寺ニテ下圖略○圖ノ起上リ小法師、唯一種

ヲ賣ル小店アリシガ、其後文政末ニ亡ビテ今ハ無之、此手遊モ今ハ漸ク廢スルノ故ナラン、然モ今世更ニ無ニ之ニハ非ズ、

〔毛吹草三〕攝津　津村張ハリ人形ニンギヤウ（世ニコレヲオキアガリコボシトイフナリ）

〔吾吟我集一春〕春草

春雨のうちぬるたびにうつぶきておきあがりこぼしたんぽくの露

〔嬉遊笑覧六下兒戲〕下總千葉あたりには、七月七日に、小兒まこもを以て馬を作り、緒を付て首にかけ、馬を腰に付て遊ぶ、散木集に、をさなきちごのちまき馬をもちたるをみて、ちまき馬は首からきはぞ似たりけるきうりの牛は引ちからなし、といへる連歌あり、菰の馬も同じほどの物なり、古より有し弄びなり、信濃常陸にもこれを作りて、七夕に手向けるとぞ、思ふにたま棚に手向七夕にたむくるは後にて、もと小兒の翫物なるべし、

〔嬉遊笑覧六下兒戲〕彈ハジき猿、古き前句付、（書名缺）行あたりけり〳〵、彈かる、度にあたまを叩く猿、（これ今もあるものなり）○中略

釣する猿、正章千句、霞む瀧津の鯉つらんとや、劫を經し春の山猿智惠ありて、貞德が判に云ふ、猿の釣すること、慥なる古事は未レ知といへども、世にいひ馴たる諺なれば、よき寄合にて候と云り、これ翫物に作りたるにはあらねど、翫物も此諺によりて作れる物と玄らる、林鴻があらむつかしといふ冊子に似船が句、來しかたや猿は魚つるかきつばた、○中略

水挽さる、今水からくりにうすをひくさるあり、水にてひくと見えて、天祿識錄に、唐人の作たる孩兒の詩に、折レ竹裝レ泥燕、添レ絲放レ紙鳶、互誇二輪水碓一、相効二發風旋一、と見えたり、皆翫具なり、風旋かざぐるまなるべし、

米搗さる、積五元集、凍たる手から錢洩鞍のうへ風にはころぶ猿の米つき、江戸二色、夏冬を赤い

ふんどしひとつにて人にましらの米をつくなり、變紋輪に、輕薄わらひ乳貰ひの常、手みやげに米つき猿を小機貰、（千籌中略）〇密柑の猿、洛陽集に、向歯や密柑の猿の腸をたつ、（宗也）一代男に、みかん一ッ黒髪をぬかせられ、猿などして遊びし夜云々、是今も柑瓤を髪毛にて括りて猿に作るなり、

犬

〔嬉遊笑覧六下兒戲〕紙捻（かみより）の犬、江戸枝折に、もの思ひこよりの犬も痩かたち、望一は紙より細工をよくしたりとかや、あら野集、はる雨はいせの望一がこより哉、（蕉水）

燕

〔嬉遊笑覧六下兒戲〕發燭（つけぎ）の燕、俳諧口寄草、（元文元年）冠り付、ひいら〳〵　附木を二まい尻尾にし、賣屑ごろの京師の繪本、（畫風赤澤品大とみゅ）に、この燕うり有り、首は椋の子なり、

蜻蛉

〔嬉遊笑覧六下兒戲〕明和八年板本の江戸名物鑑に、海老藏蜻蛉賣あり、竹の先に蜻蛉つなぎたり、今もある蝶々とまれといふもの、類にや、

蝶

〔嬉遊笑覧六下兒戲〕蝶も明和の頃よりあるか、宗因が句に、世中は蝶々とまれかく〳〵もあれと云は、この戲具より昔の句なり、柳亭云、京師八坂の茶屋のことをかける草子にて、てふ〳〵とまれの小歌出たり、件の句はこれをとれり、然らば菜の葉にとまれと云ふは昔の小歌なり、下總佐原あたりにて、蝶々とまらんかのめ飛すからんかのめ、とうたひて踊る、これも同じたぐひか、

〔守貞漫稿二十八〕蝶々モ止レ（略）〇圖

前ノ圖ハ紙製ノ蝶ニ糸ヲ付ケ、竹ノ頭ニ釣タル也、今世モ與之同製アリ、蓋編笠ヲカムリ賣來ルモノハ、極ホソキケヅリ竹ノ頭ニ紙ノ蝶ヲ貼シ、コレヲ筆軸ノ如キ管ニイレ、蝶ヲ上ニスレバ高ク出テ、管ヲ逆ニスレバ蝶管口ニ止ムヲ專トシタリ、八ツ折編笠ヲカムリ、納蝶ノ筥ヲ首ニカケ、兩手ニモ二三本持之、蝶々モトマレ、トンボモトマレ、ソレトーマツタト云違ルコト、江戸ノミニアリ、又江戸神佛ノ祭日等ニテ、人集ルノ路上ニ賣ル、蝶ハ削竹ヲ以テ羽ノ形ニ曲ゲ、鬚モ削竹ヲ

風車

用ヒ、首胴羽トモニ紙ヲハリ、紅紫等ヲ彩ル、三五寸、或ハ尺バカリ、其大小ニ應ジ、長ケ四五尺、或一丈許ノ女竹ノ頭ニ付レ之テ賣ル、女竹ハ九尺、或ハ一丈モアルヲ付タル蝶ハ、圖ノ如ク束藁ニ刺テ路上ニ置テ賣ル、竹二三尺ノ物ハ、辨慶ニサシテ賣レ之、辨ケイト云ハ、右目付畫ノ內、ちやくヽト云物ヲ刺タル具、乃チ辨慶也、

〔書言字考節用集器財七〕風車(カザグルマ)小兒所レ執

〔名物六帖器財三玩好遊戲〕風車(カザグルマ)帝城景物略、剖ニ秫稭ニ寸、錯互貼ニ方紙、其兩端紙各紅綠、中孔以ニ細竹ニ横安ニ秫竿上、迎レ風張而疾趨、則轉如レ輪、紅綠渾渾如レ暈、曰ニ風車、

〔雍州府志七土產〕風車　所々製レ之、然祇園町爲レ本、春初多造レ之、以ニ片細竹ニ造ニ小花輪、貼ニ青紅之紙片、摸ニ花蘤之狀、或五箇或十箇、貼ニ竹輪或二或三、插ニ一莖竹頭、觸レ風則花輪悉轉舞、是稱ニ風車、建ニ置藁臺ニ而賣レ之、是兒女之玩具、而其含ニ和風之體、自有ニ春初發生之氣、

〔守貞漫稿二十八〕風車

女竹ノ頭ニ、色紙制ノ車ヲ付ケ、風ニ應テ回ラシム弄物アリ、古ヨリアル物也、大坂ニテハ住吉道ニ專ラ賣レ之、京江戶トモニ諸所賣レ之、大小精粗種々有レ之、

〔梅園日記二〕風車

小兒の玩物の風車はふるくよりありしもの也、長谷寺觀音驗記に、鳥羽院御宇、當寺に法師丸と云ける小童ありき、少より父に別て、貧母一人字くみけり、七歲になりける保安二年の秋の比、同樣成者七八人集り、面々風車を持て遊びけれ共、此法師丸には作りてとらする者なし、浦山しさの餘に、母に泣悲て乞ければ、自ら作て取せたりけれ共、敢て廻らざりければ、又母を責けり云々、

〔草根集十〕廿七日〇享德元年十月　右京大夫の家の會に

寄レ車戀　手にとればそなたより吹風車めぐりあふべきえるしとぞみん

〔日本永代藏六〕智惠をはかる八十八の升搔

手車

亭主は日用とり、或は釣瓶縄屋、又は童すかしの猿松の風車をするなど、やう〳〵一日に丸どりにしてから三十七八文、四十五六文、五十迄の仕事するかせぬうちにて、四五人口を過て、いづれも身のさむからぬは、是みな母のはたらきなり、

〔毛吹草三〕山城　祇園風車

〔視聽草十集六〕世のすがた

雑司ヶ谷土産の風車も、近來は花のかたちに紙をきりて作りしも有り、○下略

〔續視聽草七集七〕半可山人詩鈔跋

右半可山人詩鈔、附日本一阿房鏡、合巻一冊、友人半可山人所著也、山人才高過於御同役火見櫓、口廻籠於雑司谷風車、○下略

〔尤の草紙下〕めぐるもの、品々

或連歌のまへ句に　あぢきなやたゞまはしてもみん　付句　戀ゆへに我身はやせて三への帯

ヌ　みどり子のなきかかたみの風車

〔後奈良院御撰何曾〕嵐は山を去て軒のへんにあり　風車

〔嬉遊笑覧六下兒戲〕正章獨吟千句に、少人どもの袖に集り、手車の果ての後のどゞめぐり、手車の手遊は今もあり、戸車の中のくびれたるやうの物を土にて作り、中に糸を結つけ寝て下れば廻りて上り下りするものなり、

〔守貞漫稿二十八〕於蝶殿ノ雛

守貞幼年ノ頃迄モ京坂ニテ賣之、遊ル其辭ハ忘却セリ、土製ノ菊形ヲ胡フンヌリニナシ、二ツ合セ、其間二分バカリ放チテ、短キ管ヲ以テ繫之、其管ニ緒ヲマトヒ、緒ノ端ヲ提ゲ、手首ヲ條ニ上下スルニ、車乗之テ二三尺モ上下スル弄物也、車ハ一寸五分許也、

來迎

追書ニ又云、近年迄江戸モ此物アリ、蟹ノ鉤ゴマト號クト也、本名釣リ獨樂也、

〔近世畸人傳 三〕手車翁

享保のはじめ、京に手車といふものをうる翁あり、糸もてまはして、是は誰がのじやといへば、これはおれがのじやと答て、童べ買てもてあそぶ、されば此人いでくれば、童つどひて喜ぶことなりし後はまた難波に往て賣こと京のごとくして、終にとある家の軒の下に端座して死す、傍に小き卒都婆を建て、

　小車のめぐり〳〵て今こゝにたてたるそとばこれはおれがのじやと書つけたり、いかなる人の世を翫びてかゝりけんと、その時をしる人かたりぬ、

〔繪本あつめ草〕三條葦屋(えんてうのてぐるま)

名にしあふ大坂中の誰がのじや子どもに忘られうるよしもがな

〔還魂紙料 上〕來迎賣

或老人の話に、むかし小兒の翫弄に、佛の像を紙の張貫、又は木にてつくり、竹の筒の裏へをさめ、其竹の筒をさぐれば、紙にて疊たる後光ひらきて、佛もともにあらはるゝ機捩を、藁苞やうのものにさしならべ、是をうちかたげて、御來迎々々々と、賣きたりしといへり、○中略中古風俗志新見老人の昔々物語仲慶といふ老人、明和元年に増補せし書なり、に、古來より小兒の翫物は、しか〳〵といふ條に、ぶりぶりぎてう、鈴守、豆太鼓、びい〳〵、おきやがり小法師、この小法師、いづれの時より歟、禪家の祖師、達磨大師の尊形となれり、勿體なき事なり、鳩車、板の琴、御來迎のからくりは、中古の物なり云々、中古とは、いつの頃をさしていふ歟、元祿のころは、はや此手遊の流行しと見えて、土佐掾正勝が、正本博多露左衛門色傳授といふ淨瑠璃に、彼露左衛門といふもの、來迎賣となりて、都島原へかよふことを載たり、對の禿やつれ男、わきて目に立ありさまに、忘ばし詠めて立たまふ、竹のうちより光を出

す、じたい御來迎は、大坂のしだしでござる、今はあづまのはてまでも、くわつとはやりて、京九重や、あの君たち、手にふれて、笑ひの種となるもよし、中略東詞もめづらしく、うらばめせ〳〵、彌陀三尊の御來迎めせ云々、是元祿年間、江戸にて編し淨瑠璃なり、此さうしに、寛永五年とあるは、再刻の年號なり、さてこゝに、彌手あそびは、大坂にて、しだしやうにいへり、猶考べし、　又俳諧江戸名物鹿子享保十八年印本御來迎貴、若竹や雛と爭てかくや姫、素逸といふ句あり、畫は、きり竹をかきたれば、摸し出さず、さて此句、竹の筒よりいづるからくりを、竹のなかより生れし、かくや姫にとりなし、光りをはなつを、餘情にこめたるなるべし、古老の話によりて畫せたる、まへの圖○圖略によく合へり、

〔守貞漫稿二十八〕御來迎ノ機關

佛像ハ紙ノハリヌキ或ハ木製也、後光ハ黄紙ヲ帖ミ、佛像トトモニ竹筒ニ納レ、筒ヲ探レバ圖ノ如ク○圖略出テ、筒ヲ上レバ再ビ納ル也、

此弄物元祿ヨリ安永ノ間、凡百年廢セズ、其後廢ス、再ビ明和中賣之ノ時ハ佛像ヲ造ラズ、赤紙ノ旭ニ代ヘ鳥ヲ畫ク、

かはり屏風

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕かはり屏風、これも江戸二色に出て、かくれ屏風といへり、

〔守貞漫稿二十八〕團十郎ノ機關屏風天神樣云々、芝居俳優市川團十郎及菅神ノ像也、菅神ハ表具掛物ナルベク、團十郎屏風カラクリト云ハ、今世モ似之者アリ、必定是ナルベシ、

芋虫

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕芋虫、これも同草子○江戸二色に出づ、紙にて作りたる内に、土を丸めて入れ、破たる竹のうへをまろばすものなり、是今の手遊の俵のもとなり、

米俵

〔海錄五〕同じ伴○下玩びの具に、米俵とて中に土の丸を入れたるあり、それを江戸二色といふ繪本に、いもむしに作るは、芋虫の俵にうつりしにやとおもひしに、正德比の俳諧に、あゝしんき手のひらにたつ米だはら、と云句あり、そのふるきを知るべし、

〔足薪翁記二〕酒中花

やまぶきの莖の眞(しん)をもつて、花及びさま／＼の形を作り、酒に浮むれば、開くやうにせしものを酒中花といふ、此もの古くは見えず、延寶頃の俳諧の句に見えたるが初めなり、西鶴が俗つれづれ(元祿印本)五の卷に、大坂天滿天神の社のほとりの事をいへる條に、同じ横町に作り花の見世をいだし云々、かるい世帶を柳にやつて、櫻をある時酒中花にしかけ、是にて小錢を取るやうになるも、元ひとつなる口よりおもひつきぬ云々と見えて、さし繪に、長崎酒中花つくり花からくりと書たる看板をいだしゝ處を畫けり、又延寶六年言水撰、俳諧江戸新道、春の部に、酒中花やみぬ唐のよし野川(松木青雲)洛陽集(延寶八年)雪國へ酒中花さそへ歸雁(許也)俳諧雜巾(延寶九年常矩撰)鍋の桃いきた酒中花といふべし、(一有)

此等の句を合せ考ふるに、はじめは漢土より渡りしもの歟、又は漢土よりわたりしと云ひ、實は長崎にて作りておくりしもの歟、西鶴が文によれば、元祿の頃は、はや何處にても製せし事なるべし、江戸淺草の名物のやうになりしは、いつ頃よりか、未考、江戸向の岡(延寶八年)柚の花は是酒中花の盛なり、(少羽)是は柚の花を酒中花にとりなしゝ句なり、後レ雙六(延寶九年清風撰)酒中花や彼赤人の詠殘し、(一中)東日記(延寶九年言水撰)酒中花や今刈萱の身にしあらば、(言弓)題林一句(天和三年調和撰)薪の能酒中花の精題めり、(貴村子)等の句あれば、延寶の頃よりもつはら世に流行りしもの歟、猶たづぬべし、

〔嬉遊笑覽(六下兒戲)〕虛栗集、名をかへて緣か禿おとなしく、(柳興)うきをさかりの酒中花の時、(長吁)西川風の畫雙子居あひ拔の畫に、酒中花を合す、誠にうけて開くと云ふ謎あり、

〔四方のあか(下)〕酒中花のちらし

桃李物いはず、山吹口なし、その口なしの色々と、たくみ出たるひとつのもの、南の花にたはぶれし胡蝶の翁がふみに見えし、芥の舟のそれならで、一たび盃の中に浮べば、花の唇はじめて動き、

からから

柳の眉忽に開く、凡ての世に行はれゐは、淺草のはつかに、やなぎやのいとすくなし、いま製する所は、よし野はつ瀬のたねをうつし、まきゑ沈金の盃を厭はず、つみては浸し、のみては興ず、もし酒中の趣をしるものあらば、聊一枝の春を送らんといふ事爾り、

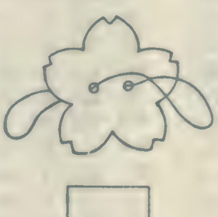
〔翁草八〕川村瑞軒成立之事

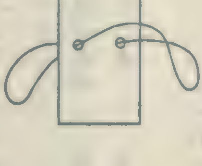
川村瑞軒事、元は車力十右衞門とて、常に車を押て世を渡る傭夫也、○中略江戸大火にて自分の居宅も燒けれ共、少も夫に貪著せず、次第に大火と見るゟ、未燒ざる内に、急に木曾山を志、僅十兩に足らぬ金を携へ、夜を日に繼で彼地ニ馳趣き、則問屋方ニ著きて、門内を見れば、問屋共子供表ニ遊び居けるに、懷ゟ小判三兩取出し、小刀にて穴を明ケ、紙線を通して、持遊のから〳〵にして、件の子供ニあたへ案内を乞、

松風獨樂　雲雀獨樂

〔兎園會集説〕琵琶笛　山崎美成

琵琶笛、○中略八年○文政乙酉の春二月禁止せらる、いまだいくばくもあらずして、松風ごま流行し、同年夏四月に至りて、又雲雀ごまといふものを作り出せり、雲雀ごまは眞鍮をもてこれを作る、その價六十四文、松風ごまははじめは竹、或は鯨の鰭にて作り、後にはちりめんの裂にてもつくれり、





假面

〔屠龍工隨筆〕今童のもてあそびに、おほふきの面とて、口のとがりたるものあるは、鎌倉鶴岡の拜殿に、海より上りたるとて、おほふきと名づけたる面あるを、まなびたる物とおもはる、

振鼓

〔榮花物語一〕今の上○村上わらはにおはしませば、つごもりのつゐなに殿上人ふりつゞみなどしてまゐらせたれば、上ふり興せさせ給ふもをかし、

大鼓

笛

〔嬉遊笑覽 六下 兒戲〕こは樂器なるを、その形を小くうつして、翫物とするなり、

○按ズルニ、鼗鼓ノ事ハ、樂舞部ニ詳ナリ、

〔嬉遊笑覽 六下 兒戲〕錢太鼓、唐人笛、諸艶大鑑 貞享元年 此處は洛中のお乳の人の集りあそぶ所なり、錢太鼓、唐人笛のひゞき、竹馬の鈴の音云々、小きを錢に譬へていふは、錢龜錢蓮などのごとし、今豆太鼓といふも同義なり、

〔守貞漫稿 二十八〕近世京坂有之豆太鼓、一名ブリ〳〵太鼓ト云、削竹ノ身ヲ輪トシ、削竹ノ柄上迄貫キ、片面黃紙ヲ張リ、膠ヲヒケリ、左右ニ茜糸ヲ以テ大豆ヲ付ル、近頃ハ土丸ヲ以テ代之、今世江戶有之、○圖略 兩面赤紙張膠ヲヒキ、巴墨、天龍鍮泥カキ、

〔好色二代男 一〕親の顏は見ぬ初夢

此所 ○六角堂 は洛中のお乳の人の集り遊び所なり、錢太鼓唐人笛の響き、竹馬の鈴の音、ものゝ騷しき中へ、

〔蜘蛛の糸卷追加〕手遊盆太鼓

寬政の比迄は、六月の比より七月の末まで、手遊やにて盆太鼓と云ふもの鬻げり、こは昔の盆踊りに手太鼓をうちて踊りたるなごりなるべし、か樣の形にて、緣は竹なるを、紙にて張り黃に染め、草花など書き、丹もていろどり、膠をつよく引きたるゆゑ、うてば少しく響をなす、柄は木にて墨にて塗りたるものなり、予 ○齋藤彥麿 も幼き頃、手遊にしたり、此物今淺草寺中見世といふにあるを見れば、形は以前にかはらざれど、眞の皮張にて漆の塗柄なり、價も以前に十倍せり、僅に六十年前にして小兒の手遊さへ、樸奢の變風、嗟歎すべし、

〔名物六帖 器財三 玩好遊戲〕籟叫子 サルヤノフエ 夢溪筆談、世人以竹木牙骨之類為叫子、置之喉中吹之、能作人言、謂之顙叫子、嘗有病瘖者、為人所苦、煩寃無以自言、聽訟者試取叫子令顙呼作聲、如傀儡子、粗能辨其一二、其寃獲申、此亦可記也、

〔嬉遊笑覽 六下 兒戯〕西鶴が大鑑、七 人形屋をいふ處、獅子笛、張ぬきの虎、又はふんどしなしの赤鬼、太鼓もたぬやす神鳴、是みな童部たらしの樣々といへり、〇中略 これは獵夫の用る鹿笛にはあらず、頭に獅子を付たる笛なるべし、

鶯笛は、犬子集けふはまた鶯笛もねの日かな、誰身の上、春のしらべの琴の音に、鶯笛のその聲は云々、

さるまつ笛、名物六帖に、夢溪談の類叫子を、さるまつ笛といへり、永代藏に、童部すかしの猿松の風車とあれば、笛のみにはあらず、猿松は廣く子供の名にいふにや、

雲雀笛は、もとひばりを捕ふる爲に吹笛なり、一代男、一 小兒弄びの内にひばり笛をとりそろへ云々あり、

伊勢みやげの笛、諸艶大鑑に、伊勢みやげの笛を吹て門に遊びし云々、貞享四年の衣服、ひな形をみるに、いせ土產の摸樣あり、笛は小き筌の笛なり、永代藏に、伊勢のみやげをいふ處、筌の笛貝杓子して、世を渡る海の若和布の眞砂の數しらずなどいへり、

麥笛、藻鹽草、うなひ子がすさびにならす麥笛の聲におどろく夏のひるふし、洛陽集、麥笛や折から蟬に一聲あり、秦也 麥笛や夜每に人の在所より、同上 和漢三才圖會云、大小麥共中空白色云々、小麥稈厚硬、小兒用以作笛吹之、謂之麥藁笛とあり、麥笛といふは卽是にて、今竹の管笛に麥わらもて飾りたるにはあらず、麥の稈を鳴すなり、杜中の葉を卷てならす類也、

〔守貞漫稿 二十八〕ピイ〳〵

今世江戶ニアル物、且一寸四五分ノ竹ノ外面ヲ八角ニ削リ、長一寸一二分ニキリ、兩面ニ赤紙ヲハリ、太鼓ノ形ヲ造リ、其柄ヲ切リ穿チ、內ニ簧ヲ付ケ吹之、ピイ〳〵トナル、古ノピイ〳〵此類歟、

大坂ノ製モ似、上タリ、然モ竹且二寸許、外面八角ニ削リ、高六七分ニキリ、赤紙ヲハリ、太鼓形ニ造

レドモ調ヲカケズ、柄江戸ト同制ノ笛也、又方一寸五六分ノ板二枚隅切トナシ、下ノ板ニハ中央ニ穴ヲアケ、又紙ヲ帖ミテ挑灯ノ如クナシ、板上ニ種々禽獸ヲ造リテ付之、下ノ板ヲ上下シ動カセバ、ピイ〱トナルアリ、

〔護花關隨筆〕一日、津島氷室生、過訪のついでに、一奇物を携、予〈○堀田方衡〉に示していふ、近き頃、長崎に赴きし人の、これをもとめ來りて與ふ、異邦の笛なるよしをいへども、其形甚珍しき物なり、鐵をもて作、大やう毛貫に似たり、長サ二寸半程も有べし、眞中に針の如き物をつらぬく、末は各細く薄し、口に當て吹けば鏘々たる聲をなす、吹く時は兩の末の薄き所ひらめきて、眞中の針とひびき合て、琴の音のごとく、又は蟬の初聲に似たり、何と名付る事を知らずといふ、其折から東西洋考を見しに、口琴と名付る物、全く形容彷彿たれば、これ口琴なるべしと答へぬ、〈○中略〉萬曆戊午、金陵王起宗所著東西洋考之內、雞籠淡水則東番、〈去障最進〉この地の條にいふ、女可室者、遺以瑪瑙一雙、女不受則他往、受則夜抵其家、彈口琴挑之、口琴薄鐵所製、齧而鼓之、錚々有聲、女延之宿、未明便去、不謁女父母、自是宵來晨去、必以星迫、產子始往婿家、迎婿、婿始見女父母、〈下略〉〈以上文〉これを記して氷室生に與へしかば、出所及び其名の知れたるを歡び歸れり、

〔蕃社采風圖考〕口琴

削竹爲片、如紙薄、長四五寸、以鐵絲環其端、銜于口吹之、名曰口琴、又有制類琴狀、大如拇指、長可四寸、窪其中二寸許、釘以銅片、另繫一柄、以手按循唇探動之、銅片間有聲、娓娓相爾、女麻達于朗月清夜、吹行社中、番女悅則和而應之、殆通情歟、夏侍御有詩云、不須挑逗苦勞心、竹片沿絲巧作琴、遺韻低微傳齒頰、依稀私語夜來深、

〔維西見聞紀〕物器

口琴、竹片爲之、長四寸、濶三分、刓虛之、而中存一線之篾爲絃、首尾橫處皆存絃、首聯於橫、尾視橫、齊

處長一分、剜下其橫處、而絃寄於其間、如是者三具、絃粗細等、而下以左手大指食指拇持三片之頭、張口而置其正中於口間、以右手食指中指無名指、搏上中下片之絃之尾長處、錯落而彈、嘘氣大小以定七均之高下、古宗蔗些那馬西番皆以簡佩之、彈以應歌曲、彈者身舞足蹈、而與歌合節、

〔海錄十一〕此ごろ文政六年九月比〇世に津輕笛俗にびやぼんと云といふものを兒子の翫びしが十一月初今はあまねくはやりて、こゝかしこに商ふみせさへ見ゆめり、その形狀かくのごとし、鐵にてつくる、これは津輕にて口琵琶といふもの也、うたひながら指にてはぢきふく也、關東陽云、過し比、百谷といへる人に逢しに、彼も〇薩州に遊びし比、かの地にても同じさまなるものあり、その名をシユミセンと云、形ちかくの如し、その唱歌に、

チウサノペント、カヂキノペント、ノトタヒトラヘチピヤコン〳〵

芝陽君にある時解后せしに、右の唱歌のチウサは中山にて琉球のことか、カヂキは加治木にて筑紫の地名なるべし、その外はいまだ考へ得ずといはれし、

頭書　蝦夷人ハ竹ニテ作リシモノヲ吹クト云、中音アルモノハ金ニヤ、詳ナラズ、

又蘇海珠塵ノ中ニ竹ノ口琵琶ノ事ミヘタリト、右靜廬イヘリ、

翠軒翁筆記云、ホヤコントモノ、薩州ニテ吹物神事ニ用、岩城八幡ニモアリ、笛ナリ、

右ハ寛政中ノ筆記ナリ

或人云、漢名ハ口琴ト云トイヘリ、

〔松屋筆記五十一〕ピハボン笛幷口琴

文政七年八年の間、江戸の兒童ピハボンといふ口笛を吹こと流行せり、鐵をもて口に銜むやうに作りたるもの也、

〔親聽草二集四〕口琴ピハボン[illegible]

津輕無譜

越後譜　サムラヒコウジトウジヤウコウジヲミヤノマエデワキウコン〱〱

薩摩譜　チウサノヘントカシウツノヘントノトクビトラエチヒヤボン〱〱

〔兎園會集說〕琵琶笛　山崎美成

琵琶笛、童稚訛て、ビヤボンといふ、文政七年甲申の冬、十月上旬より、江戸中流行す、春に至て彌甚し、その製作、鐵をもてす、一笛の價錢百文より、銀五匁に至るものありといふ、大小の摺物等多くこれを擬したり、その他新作のおとし咄も駱駄とともにこの事多し、又小うたにも作りてうたへり、遂に風俗の爲よろしからざるよしにて、八年乙酉の春二月禁止せらる、

〔屠龍工隨筆〕奥州岩城にて、所の祭に賣笛あり、そのかた今俗にいふ女のさすかんざしといふもの、樣に、二タ股に針のごとく角たてる鐵にて三寸許につくりて、又針のはしなるうすき鐵を、中の所へ三本になるごとく、またへつけたる鐵を歯にくはへて、ふた〱に分たる所に、きたへ付たる鐵の一寸許餘りたるを、指にてうてば、きやこんと鳴ゆへ、其名をきやこんといふなり、鐵にて作りたるさまの、むくつけなきなど、ゑぞ松前の風俗なんどの移りたるもの、ごとく思はる、かし、

雀の笛

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕雀の笛、張子のすゞめを方なる臺に居、笛をゑかけ、手にて押ば鳴るやうに作りたるものは、もと屁ひり猿とて、猿を挑灯の如き臺の上に作りたるものより出たりとみゆ、江戸二色に圖あり、これ中に笛ありて、鳴すこと今の雀の如くなるなり、

鯛釣

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕元祿五年刻、胸算用、小刀細工に、馬の尾にてしかけたる鯛釣もはやりやめば云々、偖おもふに、これ今もある弓に糸はりて、魚の糸に付てをどりながら下にくだる翫物あり、それなるべし、

つぼつぼ

智恵輪

智恵板

毬打

〔嬉遊笑覽見戯六下〕つぼ〳〵、此手遊古きものと見えて、慶長ごろの古畫人物の衣のもやうなどにも付たり、犬筑波集、わらはべの緣にてくるふ藥師堂もてあそびぬる瑠璃のつぼ〳〵、もと壺とのみいふべきを、小兒の詞のかさねいふ例にて名付るにや、懷子、十立別れいなかあたりの朝ひらきつぼ〳〵ほどの涙たる中、重賴松の落葉、京童といふ東上るり、きさらぎや初午參のみやげとて鈴やつぼ〳〵風ぐるま、好色盛衰記、貞享五年稻荷の前つぼ〳〵かま〳〵作り賣、これも土偶の水あそび云々、これ壺と釜となり、

〔日次紀事二月〕初巳午日、稻荷社詣、俗稱初午詣、○中略賣大小陶器、其大者謂轉法、言始於攝州傳法濱製之、故謂傳法燒、今直謂傳法、以是炒物、又盛烟草粉、其小者謂都保々々、此土器於兩手掌內運轉之則有都保々々之音、故名之、參詣男女買之賻兒童、大人亦滿鹽於其內、入火而燒之資膳食、

〔倭訓栞前編十五〕ちゑのわ　智惠の輪の義、楊升庵集にいふ九連環也、

〔名物六帖器財三玩好遊戲〕九連環チエノワ楊升庵集、戰國策云、云、今按、九連環之制、玉人之巧者爲之、兩環互相貫爲一、得其關捩、解之爲二、又合爲一、今有此器、謂之九連環、以銅或鐵爲之、以代玉、閨婦俊童以爲玩具、而書有名云、引鐵鑄之、蓋解閨其事以憑書之、亦可謂知人矣、

〔大江俊矩記〕享和四年元年文化○正月六日丙申、美濃屋伊介年玉絹糸一包、子供兩人へ手遊、智惠板一箱・蒔繪[illegible]一箱、

〔武江年表五〕此年間享○延記事　延享二年の春、江戸の流行物を集めたる句集あり、時津風と題す、時々庵門人反故齋果然といへる人の編也、奇合は寄合なり其內を撰て目次のみを左に志るす、○中略智惠板いたぶ今もちらし子供のもあそ板なりて遊

〔下學集器財下〕毬打ギッチャウ正月所用之也

〔倭訓栞前編七〕ぎちやう　毬打の訛音也といへり、十節錄に、黃帝取蚩尤頭毬之、今毬杖是也と見えたり、もと馬上の業にて、武事を習はせし唐の代、殊に擊毬を翫べり、打毬も同し、今正月兒童の

弄ぶ物なる、ぶりぶりぎちやう少し異あり、片木を玉の如く丸くし、椎(ツチ)の形ある杖にて美觀をのみ專にし、其本を忘れたれど、毬杖の變風なるはもとよりの事なり、よて平家物語に、毬丁の玉と見えたり、袖中抄に、年の始めに毬杖を打をもて、玉き春うちとつゞくるなりといへり、俗語の左ぎつちやうも此より出たり、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕毬杖　打毬　拍毬和名萬利宇知　毬杖　骨撾俗云佐長

打毬、唐韻云、毛丸打者也、劉向別錄云、昔黃帝所造也、

毬杖、辨色立成云、打毬曲枝也、

事物紀源云、毬杖非古、蓋唐世尙之以資玩樂、

按、毬打之遊戲、和漢共其來尙矣、近世惟小兒爲戲、每正月與破魔弓同弄之、猶近年不用之、故本式毬杖見者希、

〔秇苑日涉六〕民間歲節上

正月〇中略兒童分朋拋木毬、以彩杖格而遏之、以爲輸贏、謂之毬杖、(キツチヤウ)讀如吉兆、見顯昭袖中抄、或謂之玉打、(タマウチ)〇中略是月也、市店羅列毬杖手毬羽子板、煸爛若錦、

事物紀原引宋朝會要曰、毬杖非古、蓋唐世尙之、以資玩樂、　東京夢華錄、元宵大內戲、有蘇十孟宜築毬、又十一月十二日、宰執親王宗室百官入内上壽、第六盞、左右軍築毬、殿前旋立毬門、左軍先以毬團轉、衆小築數遭、有一對次毬頭、小築數下、待其端正、即供毬與毬頭、打大膁過毬門、右軍承得毬、復團轉、衆小築數遭、次毬頭亦依前供毬與毬頭、以大膁打過、或有即便復過者勝、又馬上抱紅繡之毬、擊以紅錦索、擲下於地上、數騎追逐射之、左曰仰手射、右曰合手射、謂之拖繡毬、又用杖擊弄毬子如綴、毬子方墜地、兩朋爭占、供與朋頭、左朋擊毬子過門入孟爲勝、右朋向前爭占、不令入孟、互相追逐得籌、〇中略　月令廣義曰、擊毬戲、淮南王上元三夜燈火排戶、命河市壯女、畫杖擊毬、至于捽拏毀膚流血者、止之方罷、

〔骨董集上編下前〕毬杖(ぎつちやう)

正月男童のもて遊ぶ毬杖は、元打毬の變風なるべし、打毬は馬上に武事をならはす業にて、和漢

ともに其來る事ひさし、(中略)○さて打毬より變じ別れて、毬杖と稱る一种の玩具になりしは、いづれの比にか詳ならず、其きざしは、宇都保物語に見えたり、(下にあらすべし)中比の物に見えしは、源平盛衰記(卷二十四)に云、法師の首を造て、毬打の玉を打が如く、杖を以てあち打こち打、蹴たり踏たり、樣々にしけり、大衆兒共態と此玉なに物ぞと問ば、是は當時世に聞え給ふ太政入道の首也と答、平家物語(卷二十)文覺上人隱岐國へ流されける時、後鳥羽院を、毬打の冠者こそやすからぬとのゝしりたることをいへる所に、此君あまりに毬打の玉をあいせさせ給ふ間、文覺かやうにあく口申けるなりとあり、義經記(卷之一)牛若きぶねまうでの段に云、ふところより、ぎつちやうの玉のやう成物をとり出し、木のえだにかけ、ひとつをばしげもりがくびと名付、一ッをば清盛がくびとてかけられけるが云々、袖中抄(釋顯昭撰十之卷)たまきはるの條に云、十節錄、黃帝云々、取蚩尤頭毬之、取眼射之云々、毬杖是也云々、以彼例、漢土年始用件事、國中無凶事、仍日本國學其例、年始打毬杖云々、(日本歳時記に、此事たしかならず、且古き文にも見えず、附會の說なるべしといへり、)徒然草(下之卷四十四段)さぎちやうは、正月に打たるぎちやうを、眞言院より神泉苑へ出して燒あぐるなり云々、遊學往來、(玄惠法印作)改年初月遊宴、毬打云々、(なども見えたり、袖中抄の作者顯昭は、後鳥羽院の御時の人也、當時すでに、年始に毬杖を打しとなれば、正月の遊びにするもふるき事也、)宇都保物語、祭使卷に云、うまゆみ(騎射)はて、とねり(舍人)ども、こま(節)かたわきてまひあそぶ、あるじのおとゞ(大臣)(まさより也)おほいなる玉を、とねりどものなかになげいだし給ふ、とねりども、きう杖をもちてあそびて、うちかちてはまひあそぶ云々、今の本に、きう杖を、きう帳に作るはあやまれり、按するに、これは四月ばかりのことにて、まさよりの亭にてありしこと也、舍人ども打毬樂のさまをうつしあそぶことゝきこゆ、これ玩具の毬杖のいてくべききざし也、されば玩具の毬杖は打毬より直にうつりしにはあらで、打毬樂の玉を打をまねびたるより起りしなるべし、そのゆゑに毬杖の玉といひ、玉打ともいひしならん、打毬は鞠にて玉の形にはあらざればなり、近古の毬杖の玉もまつたく玉の形也、(中略)○後の世の物に見え

しは、下學集、(文安元年ノ書)毬杖(ぎつちやう)(正月所用之也)世諺問答、(天文十三年ノ書)上之巻に云、もろこしのむかし、黄帝といふ御門まし〳〵き、(中略)蚩尤が身分をづた〳〵にわかちて、ひとつものこさじのはかり事に、正月にはかのまなこの中の人見をぬきて、木丁(ぎつちやう)の玉にしてうつことにせり云々、(かくかいれしも、十節録の説によりたまひしならん、)中山傳信錄、(巻六)女子、於歳初、皆擊毬爲戯、(とあるも此方の毬杖のうつりたるにや)壒嚢鈔(巻六第六條、文安三年ノ書、)に、及打(ぎつちやう)に作り、世諺問答ニ、木丁に作るは、共に借字也、

盛衰記、義經記ともに、毬杖(ぎつちやう)の玉を入道の頭になずらへたれば、當時のは玉の形のおほきなる物にてありしなるべし、後の世のは左に圖するが如く、(○圖略)毬杖といへるは椎の形したる杖也、玉といへるは片木を平にけづりて、玉のかたちにつくりたる物なり、

打やうは、そのあひだおよそ十間、あるひは十二三間をへだて、そのなかばの地上にすぢをひきてかぎりとし、男兒雙方にわかれて、かの玉を地上になげめぐらすを、一方より椎もてうちとむる也、とめえずして、かぎりのすじよりさきへ玉のめぐり越たるを、なげたる方の勝とし、打とむるかたの負とす、あるひはうちとめて、かぎりのすぢより玉をこさせざれば、とめたるかたの勝とし、玉をなげたるかたの負とす、雙方かはる〴〵かくすめり、これを毬杖の玉打といひしとぞ、今も京師には、玉打といひて、そのなごりあるよしなれど、昔のごとく毬杖の椎はもちひず、竹づゑ竹は、ゝきのたぐひにて、玉を打とむるのみとぞ、(○中略)

京なる青李庵主人云、今京師の俗に、小兒(男女とも)生れて初の正月、母方の親里などより、左の圖(○今制圖略)のごとき毬杖をおくりて祝儀とす、是何の所用もなく、たゞすゑおきて、小兒の目をなぐさむるのみ也、次の年の正月は、男兒にはぶり〳〵をおくり、女兒には飾花をおくる、(○註略)三年めにいたりては、是等のおくり物ヲせず、小兒三歳をかぎりとする也、但此事なべてするにはあらず、古俗をまもる者の希にする事也、(といへり、毬杖ぶり〳〵ともに、今は何の所用もなく、たゞ年始の祝のかざり物となりし也、)

今制毬杖圖〈圖略〉　椎より柄の端までさしわたし、曲尺一尺八寸許、土をつかね紙を剪、胡粉、丹緑靑等にていろとり、粗糙につくりたる物也、　滑稽雜談卷之一に云、當代は古來の摸樣に變じて、二三歳の幼兒に、小き毬打を紙上又は薄板に貼し、鶴龜松竹など造て云々、といへるはすなはち是也、此書は正德三年和漢三才圖會と同時の撰也、當時かくいへれば、正德の前すでに今の此制になりしなるべし、

〔嬉遊笑覽〈六下兒戯〉〕滑稽雜談に、俗に振々と稱して毬を拂ふもの有、毬杖と云者にて、杖のさきに付るものなり、當代は古來の摸樣に變り、二三歳の幼兒に少き毬打を紙上又は薄板に帖し、鶴龜松竹など作て、是を毬打に限るやうに稱し、其餘は玉振々と各別に呼ぶ、大なる非也、いづれも木丁と稱すべしと云々、今玉振々と云は、卽昔よりの毬打にて、腰物の目貫、緣頭の繪樣、又は諸具の蒔繪にもあり、其形狀玉は大戸に付る戸車の如く、寶盡の内の七寶と云物の如く彩る、振々は木を八角に削り、兩端を細く、中ふくらにして、繩き方上の方左右に木瓜形の穴を穿ち、此處に前件に云處の玉を付て、總體金箔にてだみ、其上に鶴龜松竹尉姥等の繪を彩色にするなり、用る時は左右の玉を取はなし、別にして、是を擲つ玉とし、八角の木の木瓜形の穴へ、竹杖木杖の如き棒を貫き柄として、是を玉を打毬杖とす、略しては皆己が得物を用上巳、と云へり、玉の形なども古今異なれども、此說の如く、毬打ぶり〳〵はもと一物なり、柄をさし緒を付るも、用るものゝ好によるべし、〈正德の頃には、古製うつりて今の體となれゝばかく云り、〉或は箒など用る處かける畫あり、ぶり〳〵と云ことは、今ぶら〳〵と云ふ言と同じ、〈〇中略〉貞德が油滓に、あぶなくもありめでたくもあり、正月はありて町々玉うちて、又嫉艱一雫が獨吟百韻、風吹はらふ風は箒よ、ぶり〳〵ももたで琥珀の玉打に、春に北野へおじやれ松ばら、〈寛文元年の作なり、〉箒などにて玉うつをいへり、

〔年中定例記〕一日野殿より、今日〈〇十二月晦日〉御毬杖二玉二〈金〉まいるなり、

〔骨董集上編下前〕ぶり〳〵

ぶり〳〵の名は古き書にいまだ見あたらず、近き昔造り始たる物なるべし、毬杖と同物とするはひがごと也、元來別物也、本草啓蒙卅七云、磔磚は田器なり、形瓜の如にして六稜あり、兩頭に索ありて、土上をひきて地面を平にする具なり、三才圖會、授時通考等に圖を載す、本邦正月兒戯のぶり〳〵は、この形に象るなり、醒云、今此說によりて按に、正月男兒にぶり〳〵をもてあそばせしは、年始に農業のまねびをさせ、農事をすゝむる意なるべし、古畫を見るに、ぶり〳〵に紐をつけて、地上をひく體をおほく畫けり、是田畑の地面を平にするのまねびならん、明王圻が三才圖會を考るに、磟碡は長さ三尺ばかり、大小等からず、或は木、或は石をもてつくり、畜力を用て田疇の土を打、水陸通じて用之となれば、馬杷(まぐは)のごとく、牛馬の尻につけてもちふる物なるべし、ぶりぶりの制作を考るに、兩脇につけたる戶車の如きものは、元地をひく料の車にてありしなるべし、然かるを後に、毬杖にならひ、その車をとり放ちて投る玉とし、ぶり〳〵の紐を持てふりめぐらし、椎のかはりとして、玉を打とめしゆゑに、毬杖とおなじ物のやうになりし歟、左にあらはす明曆万治の比の古圖を見て、推當にさおもへり、前にいへるごとく、今は年始の祝のおくり物にするのみ、何の所用もなきものとなれり、

〔嬉遊笑覽六下兒戯〕大麻木やり歌の打もの内ぶり〳〵にかい玉とあり、かい玉とは、かひ遣る、かい取などの詞と同く、かい打玉といへるなるべし、玉振々といへるは常なり、また玉毬打ともいへり、元隣が誰身のうへ、明曆二年、巻二、上略、かざりわらべの玉毬打、ぶり〳〵ふりし佐保姬に云々、又ぶり〳〵ぎつちよともいへり、松の葉、京童といふ半太夫節に、先正月は云々、ぶり〳〵ぎつちよを手にふれて、玉をうち出のはま弓やなどあり、ぶり〳〵、もとより毬打(キウチヤウ)なれど、紐を付て振る故にぶり〳〵といふのみ、今製の毬打は只祝義の手遊なり、順也が俳諧五節句に、破魔弓、玉毬打、養君に乳母祝儀

手毬

に遣す、又ははね、はご板、女の子へ遣す、是みやこのならはしなり、乳母なきは祖父祖母遣すと有、

〔守貞漫稿二十八〕ブリ〳〵〇中略

守貞云、昔ハブリ〳〵、及ギチウ二物ニテ、各々異ノ弄具ナリシガ、近世ノ小兒是ヲ玩トス、セザルニヨリ、唯祝儀ノ物トナリテ、玉ト槌ト別ニテハ進物等ニ煩シキニヨリ、遂ニ略シテ左ノ如ク玉ヲ槌ニ造リ付ルコトニ成タル也、

余大坂ノ産ナレドモ、此ブリ〳〵、及ビ次ノギッチウトモ有之コトヲ知ラズ、恐ラクハ京師ノミ有之テ、大坂ニハ無之、次ノ鯛魚等付タル槌アル而已歟、猶委ク後考スベシ、

〔胸算用五〕長久の江戸店

常の賣物店は捨置いて、正月の景色、京羽子板、玉ぶり〳〵、細工に金銀を鏤め、〇下略

〔兎園小説五〕文政八年乙酉隨筆會　平安　角鹿桃窠

花

京師の俗に、小兒生れて初の正月、母かたの親里などより、男子にぶり〳〵ぎてうを贈る事は、今もまれ〳〵にあり、女子に花をおくりしは、漸くたえたるに似たり、

〔和爾雅五嬉戯具〕手毬(テマリ)

〔尺素往來〕楊弓、手鞠等、終日可張行申候、

〔雍州府志七土產〕鞠并履〇中略　一種有手鞠、其大如橙、自始以綿絲纒環之、婦人女子於家園或板床上、以手擊之、是謂衝手鞠、其堪之者以千算之、

〔類聚名物考人事七〕手鞠　てまり

蹴鞠はその事久しく、西土にも翫びしものにて諸書に見えたり、手鞠の事は見えず、若强ひていはゞ、打毬その事の始と云ふべし、然しながらそれも毬杖といふ物にてすくひなぐる事なれば、

今の小兒女子の翫ぶ如くの事にはあらず、その事いつの比より始れりと云ふ事はさだかならねども、一條禪閤の書給ひし尺素往來にも出たれば、その前つかたよりも既に此事は有りしと見ゆ、去からば貳百年ばかりのほどより、此事は出來しにやとも思はる、去かしながら是もいつと云ふ時節はなくて、興に乘て翫し事にや、今の俗には五月の遊びに、小兒女子の專らもてあそぶ事なり、是もいつばかりの事にや、寛永の比、那波道圓が還藥詩の中、元日の韻に、擊毬擅羽と見えしも、その比は羽子をつき手鞠つく事とは見えたり、

〔守貞漫稿 二十八〕手鞠〇中略

今製ノ手鞠、大中小種々トモニ、蠶絲ヲ以テ卷キ飾ル、其糸五彩ヲ交ヘタリ、中心蛤殼等砂ヲ入レ振之ニ音アリ、貝殼ノ表ニハホソキ鋸屑ヲ以テ包之、其表ニ眞綿ヲ包ミ、其表ニ五彩糸ヲ卷ク、大ナルハ直徑五六寸、小ナルハ五七分也、此五七分ノ小ナルハ、京坂ニテカンマ手マリト云、拍用ニ非ズ、小鞠二三顆ヲ片手ニ持チ、一ツヲ揚ゲ落來ル間ニ、殘レルヲ揚ゲ代ル戲也、礫子ヲ以テモ行之コトアリ、

〔秋苑日涉 六〕民間歲節上

正月〇中略女兒屯綿爲毬、繡以五綵、謂之手毬、マリ築而躍之、競以百躍不墜、有手毬歌以爲之節、

〔改正月令博物筌 正月〕毬つく年の初に幼女のもてあそび也、いつ頃に始まるにや去れず、久しき世より童女のもてあそびとしきたれり、毬打にならへる物なるべし、

〔中山傳信錄 六風俗〕女子於歲初皆擊毬爲戲、又有板舞戲、橫巨板於木椿上、兩頭下空二三尺許、二女對立板上、一起一落、就勢躍起五六尺許、不傾跌欹側也、

〔吾妻鏡 二十六〕貞應二年正月二日、垸飯之後、於若君〇藤原賴經御方、有手鞠御會、　四月十三日、若君出御南庭、有手鞠會、　廿八日、若君出御西御壺、有例手鞠會、

〔明月記〕嘉祿三年十一月十九日、午時參二大納言殿一、即見參、〇中略始二連歌一、〇中略被レ置二懸物一、介倪目、手鞠、〇下略

〔大江俊矩記〕享和四年〇文化元年二月四日甲子、商家例祭ニ付、自二早朝一罷越、〇中略お弓へ手遊箱ノ中ニ小手鞠八ツ入持參、　五日乙丑、渡邊家内室八鹽年賀人來、年玉くわひ五十、らくへ手鞠一ツ、越前へ筆墨、外ニ手細工風巾糸共持參被レ贈、

〔嬉遊笑覽〕四雜伎手まり唄、おらが姉さま三人ござる云々いへるは、かぞへ歌の類なり、〇中略大幣といふ小歌の草子に、手毬といふ歌、つる〳〵と出る月を、松の枝でかくしたいざゝらばきりてもすちよヤレ、松の下枝チラシこんと突あげ、きりゝとまはり〳〵みて、ひとこそゆかしけれと有、これ立まりなり、かゝれば昔は都鄙ともに、みな立まりにて、女子も庭に走り門に立て弄びしが、後にはさるべき人の娘は、家の内にて遊ぶに、立毬はしがたく、跪きてつきたるが都人の風となり、立まりは田舍にのみするようになれりと見ゆ、但立鞠のみ古の風と云にはあらず〇中略

上野藤岡邊の手鞠唄　おほたんやこたんやさゝたやまたや戲橋うたさまゝまぶに腰かけころんでひやあくころんで二百ころんで三びやあく、そのかみ戲橋酒井家の采地たりし時の童謠なりといふ、ゝまぶといふも何の事にか、或は御船ともうたふと云へり、

〔屠龍工隨筆〕古きより手まりの唄に、五兩で帶買ふて、三兩でくけて、くけめ〳〵に口べにつけて、折め〳〵に七房さげてとうとふは、中古の流行に、帶のくけたる間に紙斷をさし、たゝみて結ぶ所の折め〳〵に、總を提たるが、七ツありしと老人の語りし、

〔守貞漫稿二十八〕手鞠〇中略

今世京坂手毬唄數章アリ、其一二ヲ載ス、

一二三四

ヒイフウミイヨウ御代ノアチサンカウトオカイウナラノ都ハオトスナオトスナ丁百丁百タウド百ツヒタ、ヒイフウミイヨウ、ト返ス、愚按、カウトオカイチ、今ハカウト關市ト關レドモ、

羽子板

コウトハ九十也、今俗九十ヲコヽトヲト云、略テコウトト云也、其十ヲ十日市ニカケタル辭也、十日市奈良ノ邊ノ地名ニアリ、

今世江戸ノ手鞠モ數章アリ、是亦其一二ヲ誌ス、

ヒトツトヤ、ヒイトヨアクレバニギヤカニ、ニギヤカニ、カアザリタテタル松飾、マツカザリ、マツカザリ、

フタツトヤ、フタバノ松ハイロヨウテ、イロヨウテ、三ガイマアツハカヅサ山、上總ヤマ、

ミイツトヤ、ミナサン兒共衆ハ樂遊ビ、ラクアソビ、穴市コマドリ羽根ヲツク

〔狗猧集夏三〕毬花

落て又あがれ手まりの花の露　親重

數多くつくや手まりの花の庭　一正

〔下學集態藝下〕羽子板 正月用之

〔運歩色葉集葉〕羽子板

〔易林本節用集波器財〕羽子板

〔和爾雅嬉戲具五〕羽子板 倭俗正月女子所玩

〔類聚名物考人事七〕羽兒子　はこのこ　撞羽

今俗正月の遊びに、女子羽子の子とて、鳥羽にむくろじつけてつく事、その始め、いつの比よりといふことをしらず、或書に、北國より出るこぎのこと云ふ木葉有り、その形ちの似たれば、互に名付しともいへれど、物にさだかなるしるしなし、然しながら百年已前よりすでに此事は有りしにや、那波道圓が遺藁に、元旦の詩に、擊毬撞羽と作れるにても既にしられたり、その外に俗說まちまちなれども、皆とるにたらず、

〔秇苑日渉六〕民間歳節上

正月(中略)女兒(中略)插羽于木欒子、以彩板承而跳之、翩翩如胡蝶、謂之羽子板、

〔世諺問答〕正月　おさなきわらはのこきのことといひてつき侍るは、いかなることぞや、

答、これはおさなきもの丶、蚊にくはれぬまじなひ事なり、秋のはじめに、蜻蜓といふむし出きては、蚊をとりくふ物なり、こきのことといふは、木連子などを、とんばうがしらにして、はねをつけたり、これをいたにてつきあぐれば、おつる時とんばうがへりのやうなり、さて蚊をおそれしめんために、こきのこととてつき侍るなり、

〔年中定例記〕十一日(中略)〇正月、御所々々に御みやげは、こきいた、こきのこ、匂貝巳下御臺様へも同前、

〔看聞日記〕永享四年正月五日、女中近衛、春日以下、男長資隆富等朝臣以下こきの子勝負、分方男方勝、女中負態則張行、於殿上酒宴及深更、有酒盛、聽聞有其興、　六年正月十九日、抑こきの子女中男共有勝負、一方、予、(〇後崇光)若宮、三位、隆富朝臣、有俊、一方、今御所、姫宮、近衛、春日、梅香丸、周明等也、男方負則所課張行、予、三位、隆富朝臣、有俊、梅香丸一瓶各出之、酒盛亂舞、其興不少、　廿一日、先日こきの子還禮、入江殿姫御所女中、(近衛春日)梅香丸、周明等申沙汰有酒盛、

〔看聞日記〕永享六年正月五日、抑自室町殿鶴一棰十給之、毎年佳例云々、令祝着、宮御方へ毬杖三枝、玉五(色々彩色)こき板二(蒔繪金銀物等風流)こきの子五被進、言語道斷殊勝驚目了、御自愛無極、若宮まで被入思食、如此之物被進之條、殊喜悅珍重也、三條へ態々可得其意之由令申、

〔骨董集上編下前〕羽子板

羽子板古制(圖略)これ奥州三春に、いにしへより傳へたる古制なるよし、製作質素にしておのづから古雅なり、裏には立波に鶴を、いかにも粗體にゑがきたり、木地に胡粉をぬり、丹緑青等にていろどれり、

〔骨董集上編下前〕信濃羽子板(圖略)此古制佐久郡の邊にのこりて、今につくるとぞ、質素にておのづから古雅なり、

おもてうら辨じがたし、地に胡粉をぬり、繪はかたにほり、墨にてすりこみたるものと見ゆ、丹草のしろ、蘇枋などにていろどれり、いかにも粗糙なるものなり、曲尺をもてはかるに、總長九寸七分、あつさ一分五りンばかりあり、いにしへの質素を見るべき物也、

〔於路加於比下〕出羽國梅津村羽子板

製裁至て粗也、兩面とも鉋目あり、凸凹あるに柄を殘して、胡粉を淡り塗り、ベンガラ黃汁藍蠟の三色にて彩り、墨書流し、女子の翫具たるものに、騎馬の人を畫るも奇なり、極めて質朴なる處に雅味あり、今も每春に鬻くものなれば、珍敷くはあらず、

〔守貞漫稿二十八〕正月戲○中略

京坂今制子板○羽　桐板ヲ用ヒ、繪ハ紙ニ極彩色ヲ以テ、美人及ビ芝居俳優肖像ヲ描キテ、後ニ疊紙ヲ截除キ粘之、天保末以來江戸今世ト同ク、押繪ト云ヲ專トス、

江戸今制　文化文政以來、京坂ニ先ダッテ押繪羽子板ヲ用フ、板ハ桐板也、押繪ト云ハ人物ヲ專トシ、是亦麗人及ビ俳優肖像ヲ專トス、其顏及ビ手足ハ白羽二重ニ、眼鼻口及指爪ヲ描キ、髮亦白羽二重ヲ無光墨ヲ以テ全ク塗之、其上ニ艶墨ヲ以テ髮毛ヲ描キ、衣服帶等ハ其人物ニ應ジ、繡文縮子天鵞絨綾縮緬等、無地縞小紋染皆用之、髮顏手足衣服ハ襟袖等各々紙ヲ以テ別ニ截之、羽二重以下周ニ糊ヲツケ、張之ニ衣類ニハ皆悉クヒダヲ製シ、綿ヲ挾テ肉トシテ高低ヲナシ、紙形ヨリ截ヲ除シ、餘リハ背ニ反シテ粘之、而後合之テ全圖ヲ制ス、故ニ極彩色ノ物ヨリ亦甚美ナリ、江戸デ羽子板ヲ買フニ、圖ノ如ク○圖略白紙ニ包ミ、又ホソ長キ竹ニ烏ノ羽ヲ紙モテ卷付タルヲ添ル也、是羽子ノ心歟、又ハ飾ノ爲歟、京坂ニハ不添之、

〔守貞漫稿二十八〕羽子

今俗ハ三都トモニ多クハハ子ト云、羽根也、ツクバ子、古キ名ナレバ此上略ナラン、烏羽四ケヲ、ホソキ二寸許ノ竹ノ頭ラニ糸ヲ以テ卷キツケ、下ニ欒子ヲ付ル也、欒子ヲ付ルモ古ヨリノ事也、天

文十三年右世諺問答、幼キ童ノコギノコト云ナツキ侍ルハ如何ナルコトゾヤ、答云、是ハ幼キ者ノ蚊ニ食レヌ呪コト也、秋ノ初メニ、蜻蛉ト云虫出來テハ、蚊ヲ採リ食フ物也、コギノコト云ハ、木連子ナドヲ蜻蛉頭ニシテ羽根ヲツケタリ、是ヲ板ニテ突揚レバ、落ル時蜻蛉反リノヤウ也、拐蚊ヲ恐レシメントナツキ侍ル也云々、然ラバ當時ハ夏秋ノ弄物ナリシ歟、江戸ハ竹串ナシニ直ニ羽根ヲ藥子ニ刺ス、或ハ藥子ノ代リニ土丸ニ鉛泥押タル物ヲモ用フ、

〔羽子板考〕今聞、兒女指數羽子板之圖、所謂殿樣、○註略　賀美樣、○註略　最上樣、○註略　惠武加良隨多於乳之人、○註略　於乳人、○註略　又曰揚羽子歌曰、一二三四五六七八九十、實上古道風、蓋十種呪文也、豈不貴哉云云、

切組燈籠

〔人倫訓蒙圖彙六〕はごいたや　童男童女のもてあそび玉ぶり〳〵、ぎつちやう、たいこ、はごいた、つくりばな、ぇやうぶがたな、かいらぎ、此所にてこしらゆる、かぶと、とうろ、ひつ、ほつかい、此品々新町こひの柳に五せつくのいわゐ物をあきなふ、

〔武江年表七〕此年間（寛政）記事　兒童の玩ぶ切り組燈籠繪は、上方下りの物也、夫故始は京の生洲、大坂の天滿祭の圖抔を重板せり、寛政享和の頃、道齋政美多く畫き、又北齋も續ひて畫けり、文化にいたり、歌川國長豐久此伎に工風をこらし、數多く畫き出せり、其梓今にありて、年々摺出せり、

万度

〔海録五〕子供の翫びに万度あり、その表に一万度と書、うらにかし九とも書、目出度かしくなど、もかきたるあり、そのもとは、うらに〳〵る書しとなり、かし〳〵の〳〵の字九の字と見ゆるをもて、目出度の字をそへたりとなり、

鐵砲

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕紙でつほう、來山點笠付、手を〳〵にてつほうにする手本紙、手を〳〵には下々と云ことなり、

豆でつほうは、江戸二色に出づ、今あるとは作り異なり、狂歌、光陰は矢よりも早くてつほうの玉

サボン玉

雑載

の如くに除夜の豆うつ、

〔守貞漫稿二十八〕サボン玉賣

三都トモニ夏月專ラ賣之、大坂ハ特土神祭祀ノ日專ラ賣來ル、小兒ノ弄物也、サボン粉ヲ水ニ浸シ、細管ヲ以テ吹之時ニ丸泡ヲ生ズ、京坂ハ詞ニ、フキ玉ヤサボン玉、吹バ五色ノ玉ガ出ル云々、江戶ハ詞ニ、玉ヤ〳〵〳〵〳〵、

〔壒囊抄一〕小兒ノ翫物ノ中ニサヽラ、コキリコナド、其字如何、サヽラトハ編竹ト書キ、或編木ト書ク、筑子コキリコ也、肚獨樂(コロコマ)、礫(ツン)碁(ハイ)、石拃子(イシナゴ)、无木(ムキ)簺(サイ)、草蘿(クサキリ)、鞞鼓(フリツヽミ)、輪子(リウゴ)同類也、

〔松の落葉四〕小兒のもてあそびもの

をさなき人のもてあそびものは、昔も今も大かたかはらず、榮花物語月宴の卷に、石などりせさせてといへる石などりは、今の世に石なごといふわざするに同じやうにおもはる、同卷に、今のうへわらはにおはしませば、つごもりのつゐなに、殿上人ふりつゞみなどしてまゐらせたれば、うへふりきやうせさせたまふもをかしといへるふりつゞみは、今も名さゝかはらず、大鏡五の卷に、此殿は小松ぶりにむらごの緒つけてたてまつりたまへりければ、あやしのもの、さまや、こは何ぞととはせたまひければ、しか〴〵となん申す、まはして御らんじおはしませ、きやうあるものになどまをされければ、南殿に出させたまひてまはさせたまふに、いとひろき殿のうちにのこらずくるべきあるけば、いみじうきやうぜさせたまひてといへる小松ぶりは、今はこまといふ、緒つけてまはすさまも同じことぞかし、をさなき人の情はさかしらのそはねば、いにしへも今も、たかきもみじかきも同じくて、其もてあそびものもかはらぬになん、

〔三養雜記三〕手遊

博古圖に、漢と六朝の鳩車の圖を載て、按、鳴鳩之詩、以況母道均一、故象其子以附之、因以爲童戲、若

杜氏幽求子、所謂兒年五歳爲鳩車之樂、七歳爲竹馬之歡、者是也といへり、鳩車竹馬は、童兒嬉戲の具なること、漢世既にさかり、吾邦にもつたへて習俗とす、その來こと最ふるしといふべし、紙鳶、獨樂など、童兒の翫物、異邦といへども、同じかること多きは、人情のかはらざればなるべし、さて世の風俗にしたがひて、質朴なるが華美にうつり、鄙俗なるが雅致にかはれるなど、さま〳〵なるうちに、むかしは赤本黑本とて、金平虎狩桃太郎などの冊子なりしも、合卷とて、洒落といひ、繪組といひ、今やうの巧を盡したるは、紫が筆のあやにも、をさ〳〵おとるまじくぞおもはるゝ、また手あそびの雀の笛は、むかしは、はりぬきの小き猿の下に笛をつけて、屁放猿といへり、その容も名もいやしく、雀の笛ははるかにまさりておぼゆ、古風の存するものは、小人形に編笠きたる遊客、盆太鼓、すた〳〵坊主の人形などなを少からず、

〔ひな人形の故實〕手遊物大意

京都名物、假九文十九文手遊人形小間物類は、淸水屋より賣弘る所、其品々高直なるも下直に引下、細工人亦は商ひ家業に多人數是を營み、京大坂江戸長崎、其外國々へ持行といへども、同じ直段にて賣候樣に取くみ、童幼かた商賣取始に、撰取見取直切こぎりの世話いらざる最上の品々、此品發端天照大神宮、春日大明神、八幡大神の三柱、天地人の三才、彌陀勢至觀音の三尊、此神儒佛を合し九つ、天に九曜星有、地に九の大山、人に九穴、もとより九は陽數にて、發生する理をもつて、九文物をはじめ、夫婦合體して十九文物となせり、扨又九文店商なひの箱の下の方高くなせしは、九山を下に見る意なり、箱の四角なるは、我朝にかたどり、六つづゝ二行に列ぶるは、十二ヶ月を表す、扨小兒方母の乳房の内より、第一王の字に似たるは、ねぶりこを與へて、食することを敎へ、第二に品々の色品を以て、眼に見わける事を敎え、第三鐃がら〳〵をもつて、左右の手に持ことを敎え、第四大鼓ふりつゞみを以て、耳に聞分る事を敎え、第五に反魂香をもつて、鼻に物の香

をき、分る事ををしえ、第六品々の內、大小または吉凶を以て、銘々行末家業の道引、智惠を發生いたさせ、斯のごとく小兒がたへ、六根導のをしえの根元の品なり、外々の品にて强てこれを覺えさせんとするときは、却て小兒方疳病を發する事もはかりがたくと、古人のをしえたる、人のよくしる處なり、又翫といふ文字は、習の元と書て、其元をよく〳〵習翫ざれば、末遂がたしといへれば、小兒方にあたへて翫(もてあそば)したまへとすゝめ申と云々、　淸水次右衞門藤原勝晴　謹記

〔續日本紀十聖武〕神龜四年十一月己亥、天皇御中宮、太政官及八省各上表、奉賀皇子誕育、幷獻玩好物、

〔中右記〕寬治八年正月廿七日己亥、今朝依仰小童三人將參於內、入從北陣方、於中殿朝干飯御覽之有頃而欲退於間有恩言賜翫物、(太郎童、行成大納言本一弓、二郎三郎兩童、唐人所獻翫物等也、)

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年五月五日、竹のうち殿なるくろどにて御せんぼうあり、女房の御かたよりまきまいらる、御所々々へもいつものごとく御ふくまいらる、宮の御かた、二の宮の御かた、三の宮の御かたへ、御もてあそびどもまいらせらるゝ、

〔諸事留三〕天保十三寅年五月十一日

一手遊び之內、水唐繰に而女之小用いたし候形有之、右之外にも張拔土細工に、不行儀之品間々相見候間、右體之品は早々爲相止候樣、南定御廻り方々被仰渡候間、此段御達申候、御組合內早早御通可被成候、

八番組諸色掛　伊東惣右衞門

五月十一日　井上勘介

〔人倫訓蒙圖彙四〕持遊細工物屋　童子のもてあそび物一切此所にあり、諸方の紅工人おもひおもひのあみたてをつくりて此家に持來る、但紙薄板等をもつて造り、雜品の物なり、五條橋の西此棚あり、

〔續視聽草初集六〕あすか川

一子供の持遊物も、近來世帶道具一式出來合有なり、其上細工の樣子、一通りならぬ手の込たる事どもなり、世にけしやといふ、

〔百家琦行傳一〕神田庵小知

小知は原米買人にして、東武神田に住し、俗稱伊勢屋八兵衞とよびて、性豪放にして俳諧を好み、三井親和の門人にて書をよくし、俗樣は馬場流をよくかけり産神神田明神の大幟をかきて、其筆跡今猶のこれり、年老て家產をはいし、俳諧をもて業とし、神田庵と號す、自ら一箇の見識ありて、世間の人を睥睨し世を玩び、人はたゞ兒童心になりて世をくらし、生涯理屈を離れたきものなりとて、兒戲の手遊ものをこのみ、ふりつゞみ、犬はりこ、土人形、むぎ藁笛、風車のたぐひ、都て何によらず持あそびの具をおほく買集て、一室のところせきまで雙べ置、是をもて遊びてたのしみ暮しける、くる人も是をしりて、万般の玩具をかひて、土產にとて寄し來る、小知またこれを得て、只管に悦びけり、かゝりければ家はいと〳〵貧て、をり〳〵物に困じけり、一日社中一公子のもとに行て、一步金ひとつを貰ひ、かへる路上、その半は玩具をくさ〳〵もとめ歸て後、米薪など些く求めけるとぞ、

編修總裁	從二位男爵	細川潤次郎
編修長	正七位文學博士	佐藤誠實
編修副長	正七位文學博士	松本愛重
編修	正七位	廣池千九郎
編修兼校合員		加藤才次郎
編修		山本信哉
編修		村尾節三
編修	正七位	佐伯有義
編修		三浦千畝
校合員		坂倉廣胖
校合員		坂本廣太郎
校合員		間嶋磐雄

編修顧問　正四位　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　正六位文學博士　井上頼圀

明治四十一年八月二十二日印刷
明治四十一年八月二十五日發行

神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和六年九月一日印刷
昭和六年九月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一
發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地
印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京八九六〇番
電話小石川(85)一〇五四番
三二六九番

單式印刷株式會社印刷